

武蔵野市百年史
続編

記述編

題字

武蔵野市長
邑上
守正

発刊のことば

本市は、平成元年に武蔵野村誕生（明治二二年）から一〇〇年を迎えたことを記念して、明治二二年から昭和五八年までの武蔵野地域の歴史や武蔵野市の動きを『武蔵野市百年史』（記述編四分冊）としてまとめ、平成一〇年から平成一四年にかけて発刊してまいりました。

本書は、その統編として、昭和五八年から平成一七年までの土屋正忠市長の在任期間中の本市の動きを取りまとめたものです。

この期間の初期は、日本経済が景気後退から脱却し回復へと始動した時期でしたが、本市においては、市職員の高額退職金問題が市長選挙を通じてクローズアップされ、退職金は正を第一歩として、行財政改革が進められました。また、芸能劇場、市民文化会館、総合体育館などの大型施設が整備され、市庁舎に隣接した場所ではクリーンセンターが稼働しました。長年の課題であった吉祥寺駅北口駅前広場の完成もこの時期です。

平成に入ると、市民施設の整備は一段落し、吉祥寺駅周辺が全国ワーストワンであった放置自転車対策や、本来警察の権限である違法駐車を取り締まりに、市が指導、啓発という形で取り組んだり、国や東京都の基準や慣行の枠組みを超えて、ムーバスの運行や都市型小規模特別養護老人ホーム「ゆとりえ」の整備がされました。

また、地域コミュニティが地域の課題を自ら解決していく能動的な機能が改めて問われ始め、市民安全パトロール隊や市民が管理運営に参加する公園づくりが始まるなど、市民との協働による新たな事業が発見しました。

このような市政の歩みを、資料や記憶が鮮明なうちに記録に残すことにより、今後の市政運営に資するとともに、既刊の『武蔵野市百年史』も含め、広く市民の皆様にも活用いただきたいと考えております。

本市においては現在、これも長年の課題であったJR中央線連続立体交差事業の鉄道高架化が実現し、境地域の南北が一つにつながり、本年七月には武蔵野プレイスもオープンします。また、クリンセンターの建て替え計画は、施設や周辺整備の提案などについて、周辺住民の方々の意見を伺いながら進めています。

今後も、未来の子どもや孫たちに、先人の労苦により築かれた武蔵野市を引き継げるよう、市民、市議会、行政が協力し、歴史をつないでまいりたいと考えています。

最後になりましたが、資料の提供、調査にご協力賜りました方々、関係機関、編さん委員会の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成二十三年一月

武蔵野市長

邑上守正

凡 例

- 一 本書は、武蔵野市百年史記述編の続編として、昭和五八年から平成一七年までの二三年間を対象とした。
- 一 この期は、土屋正忠市長の就任から、六期目半ばで辞任するまでが大半であり、昭和五八年五月から平成一七年一〇月九日までの全体を指すときは「今期」もしくは「この期」とし、状況に応じて「期前半」「期半ば」「期後半」などの表記も用いている。なお、原則として昭和五八年四月以前は「前期」もしくは「前の期」、平成一七年一〇月一〇日以降（邑上守正市長就任後）は「次期」もしくは「次の期」と表記した。
- 一 表記は、原則として常用漢字、現代かなづかいによった。ただし、固有名詞、引用文などは例外とした。
- 一 数字は、表と図を除いて漢数字を使用した。人名の敬称は、原則省略した。
- 一 年号は、元号を用い、各項目の初出の後に原則として西暦を付した。記述の流れによって元号を省略している。
- 一 記述の中に「↓」を多用した。関連する記事などの所在を示している。
- 一 記述の根拠を示す参考文献の書名などには『』を付けた。
- 一 表と図の番号は、それぞれ章番号と節番号の後に節ごとの通し番号を付した。
- 一 執筆に当たっては、市報、市議会報、市議会会議録、市事務報告書、予算・決算関係資料、市勢統計その他関係の資料を数多く参考にしたが、煩を避けて原則としてそのつどは参考資料の表示をしなかった。また、新聞も、「朝日」「毎日」「読売」「東京」「日本経済」「産経」の各紙を参考にしたが同様である。

目次

武蔵野市百年史統編 記述編 昭和五八年～平成一七年

発刊のことは 武蔵野市長 邑上守正

凡例

序章 市政の概況

一 世界と日本、そして武蔵野市	3
二 改革のあらし	5
(一) 難問解決の波	5
(二) 発想の転換	9
三 国を動かす地方自治	13
(一) 地方からの情報発信	13
(二) 市民自治が生きる	17

(三)	生活核都市の未来像は、安全快適なまちづくり	21
-----	-----------------------	----

第一章 市政の動向

第一節	市勢の変遷	27
-----	-------	----

一	土地利用と人口の推移	27
---	------------	----

(一)	地目別面積の推移	28
-----	----------	----

(二)	人口および世帯数の推移	32
-----	-------------	----

(三)	人口構成の推移	37
-----	---------	----

二	産業構造と就業構造	44
---	-----------	----

(一)	市民の就業構造とその推移	44
-----	--------------	----

(二)	産業構造の推移	54
-----	---------	----

第二節	市の政治・行財政の歩み	65
-----	-------------	----

一	市政選挙と議会党派の動向	65
---	--------------	----

(一)	昭和五八年～平成一七年 市長選・市議選の概説	65
-----	------------------------	----

(1)	昭和五八年の市長選・市議選	68
(2)	昭和六二年の市長選・市議選	70
(3)	平成三年の市長選・市議選	73
(4)	平成七年の市長選・市議選	75
(5)	平成一一年の市長選・市議選	78
(6)	平成一五年の市長選・市議選	81
(二)	市長・助役・収入役	85
(三)	市議会の動き	86
二	高額退職金の是正 全国が注目	95
三	行財政改革	104
四	地方分権への対応(地方自治法改正)	114
五	予算・決算額の推移	118
(一)	一般会計・特別会計予算額の推移	119
(二)	一般会計決算額の概況	119
(三)	特別会計決算額の概況	141
(四)	水道事業会計決算額の概況	148

第三節 計画・参加・広報広聴

一	長期計画	152
(一)	第二期長期計画・調整計画	153
(二)	第三期基本構想・長期計画	157
(三)	第四期基本構想・長期計画	163
二	情報公開	168
三	開村一〇〇年記念事業	174
四	市制施行記念事業	178
五	「TAMAらいふ21」・多摩東京移管百周年記念事業	184
六	電算化問題	191
七	広報・広聴	199
(一)	広報	200
(二)	広聴	205
八	名誉市民・荒井源吉元市長の市葬	209

三	高齢者福祉	250
(一)	高齢者総合センター	253
(二)	北町高齢者センター	256
(三)	高齢者施設 市内に続々開設	260
(四)	市外の高齢者施設に次々と市民枠	266
(五)	その他の高齢者サービス	269
四	テンミリオンハウス事業	273
五	介護保険制度スタート	285
六	障害者福祉	295
(一)	障害者福祉センター	297
(二)	障害者総合センター	299
(三)	毎日元気に通ってくる	301
(四)	精神障害者の共同作業所	303
(五)	ショートステイ施設	305
(六)	グループホーム	306
(七)	障害者にやさしいまち	308

第三章 子ども・教育

第一節 学校教育…………… 315

一 市立小学校の改築と統合…………… 315

二 市立中学校の改築…………… 326

三 創立を祝う…………… 333

四 学校施設整備基金の設立…………… 337

五 私立小学校・中学校・高等学校・大学と都立高等学校・専門校…………… 339

第二節 教育内容…………… 351

一 義務教育…………… 351

(一) 「ひらめく かんじる かんがえる 楽しい学び舎 土曜学校」…………… 361

(二) 教育再生を目指したセカンドスクール…………… 368

(三) 教育環境の充実…………… 380

(四) 特別支援教育…………… 395

二	地域で育つ子ども	404
(一)	学童クラブ	404
(二)	児童の安全を地域が守る	410
(三)	むさしのジャンボリー	415
(四)	野外活動	421
(五)	児童虐待の防止	431
(六)	地域子ども館「あそべえ」	434
三	豊かな知性を育む	440
(一)	想像力を育てる	442
(二)	体を動かす、さまざまな活動を通して	446
(三)	荣誉に輝く子どもたち	451
第三節	幼児のための施策	463
一	保育園のあり方を考える	463
二	地域に開かれた幼稚園	470
三	全国初、ニュータイプ子育て支援施設	473
(一)	一日二〇〇組の親子がやってくる0123吉祥寺、0123はらっぱ	473

(二) 子育ては楽し	485
第四節 生涯学習	498
一 生涯学ぶ、考える、行動する	498
(一) 誇り高き市民の生涯学習	498
(二) 大学と提携して「市民聴講生」制度	499
(三) 語り継ぐ戦争	500
二 武蔵野地域自由大学を開学	506
(一) 高まる生涯学習への意欲	506
(二) 地域五大学の学長リーグ「武蔵野地域学長懇談会」を結成	508
(三) 「学ぶ楽しさ無限大！」武蔵野地域自由大学開学	510
三 大型文化施設の整備	512
武蔵野芸能劇場／市民文化会館／市民会館／	
武蔵野スイングホール／吉祥寺美術館／松露庵／	
吉祥寺シアター／武蔵野文化事業団発足	
四 図書館二館の建設とサービスの充実	522
(一) 吉祥寺図書館の新設	522

	(二)	中央図書館の新築移転……………	527
	(三)	向上する図書館サービス……………	531
	(四)	新しい試み……………	533
	(五)	市民の知的財産を守る―図書交流センターの設立……………	534
	五	「中近東文化センターとの相互協力に関する覚書」締結……………	536
	第五節	武蔵野の文化財、歴史保存……………	540
	一	武蔵野市百年史……………	540
	二	文化財保護……………	546
	(一)	武蔵野市の文化財……………	546
	(二)	歴史資料館の検討……………	555
	三	郷土の歴史に親しむ……………	558
第四章		緑・環境……………	
第一節		公園・緑化施策……………	563

一	都立武蔵野中央公園が市民の手へ……………	563
二	増えた公園の緑……………	568
三	減った農地・増やす市民農園……………	576
四	よみがえる水辺……………	580
(一)	玉川上水・千川上水に清流復活……………	580
(二)	神田川……………	586
(三)	仙川……………	589
五	緑のしくみづくり……………	593
六	緑の受賞……………	610
七	青梅市に「武蔵野市民の森」……………	612
八	緑のボランティア団体……………	613
第二節	ごみ・リサイクル・環境問題……………	615
一	クリーンセンター完成……………	615
(一)	市の中心地、市役所の隣接地に……………	615
(二)	クリーンセンター運営協議会の二〇年……………	620
(三)	クリーンセンターの歩み……………	626

第五章 市民生活

二	ごみを減らそう！ 再利用で	632
(一)	収集法の移り変わり	632
(二)	ごみの資源化と再利用	636
(三)	ごみのない美しいまちへ	640
三	最終処分場	644
(一)	谷戸沢処分場	644
(二)	二ツ塚処分場	648
(三)	二ツ塚処分場にエコセメント施設完成	652
(四)	し尿処理	657
四	環境問題	659
(一)	環境に優しい市役所の車	659
(二)	活かそう、有限の資源	662
(三)	環境方針決定	667
(四)	環境型住宅と施設	673

第一節 防災・安全	683
一 防災	683
（一） 市民自らの手で	683
（二） 被災地に支援物資・職員派遣	686
（三） 大地震の備え	690
（四） 災害からまちを守る	698
（五） 戦後処理続く	703
二 安全で住みやすいまち	706
（一） 環境浄化市民運動とその成果	706
（二） 犯罪のない明るいまちを	714
第二節 産業・消費	723
一 武蔵野市の産業	723
二 市内の企業の変化	724
三 変貌するまち	726
四 商業地区のコミュニティ	727

五	商工会館オープン	730
六	西久保二・三丁目まちづくり懇談会	732
七	路線商業の活性化	735
八	煙突が消えた	739
九	農業を守る	742
一〇	消費者活動・消費者教育	747
第三節	真に豊かな市民生活を	751
一	交流事業	751
(一)	国際化推進のまち	751
(二)	海外との交流	756
(1)	ジュニア大使友情使節団を米国テキサス州ラボックへ	756
(2)	青年の翼親善使節団を中国へ	761
(3)	韓国の二自治体と交流事業	768
(4)	ロシアにハバロフスク交流使節団	773
(5)	ルーマニア・ブラショフ市との交流	782
(三)	姉妹・友好都市と足りないものを補い合う交流	790

(1)	姉妹都市利賀村との交流	790
(2)	姉妹都市豊科町との交流	795
(3)	友好都市交流	798
①	長野県川上村	
②	千葉県白浜町	
③	岩手県遠野市	
④	新潟県小国町	
⑤	広島県大崎町	
⑥	山形県酒田市	
⑦	鳥取県岩美町	
(4)	物産展からアンテナショップへ	813
(5)	ふるさととは美しく、武蔵野サミット	815
二	市民文化	816
三	市民スポーツの振興	826
(一)	総合体育館完成	826
(二)	財団法人武蔵野スポーツ振興事業団設立	834
(三)	市民体育施設の整備	839
(四)	スポーツの祭典	843
四	コミュニティ	850
(一)	コミュニティ市民委員会	851
(二)	「コミュニティ条例」施行	855
(三)	コミュニティのあり方	857

(四) わがまちのコミセン	858
五 女性問題解決のために	865
(一) そもそも婦人問題とは	865
(二) 武蔵野市女性行動計画から男女共同参画計画へ	871
(三) 女性情報誌「まなこ」	877
(四) 女性親善使節をアジアの国々へ	878
(五) 武蔵野市女性史「通史編」「聞き書き集」	881
(六) むさしのヒューマン・ネットワークセンター	883
(七) 「婦団協 四〇年のあゆみ」	884
六 生きがい―仕事・趣味・私の役割	886
(一) もっと仕事したい・中高年採用	886
(二) 仲間づくり上手	889
第六章 都市基盤の整備	
第一節 武蔵野市の都市計画	895

一	用途地域の変更	900
二	道路整備	907
(一)	都市計画道路	907
(二)	都道	912
(三)	市道	916
(四)	区画道路	919
(五)	人によさしいみちづくり	922
(六)	狭あい道路を順次拡幅	924
(七)	東京外郭環状道路の都市計画変更	925
三	J R 連続立体交差事業は、こうして進んだ	927
第二節	三駅周辺が再開発でイメージアップ	943
一	吉祥寺圏の整備・懸案の北口広場が完成	943
二	中央圏の整備・三鷹駅北口周辺	950
三	武蔵境圏の整備・駅周辺	958
(一)	武蔵境駅北口 動き出した北口整備基本計画	958
(二)	武蔵境駅南口 農水省跡地取得と跡地利用施設計画の立案	972

第三節 本市独自の交通対策	984
一 お年寄り、障害者、妊婦さんなど交通弱者のためにコミュニティバス「ムーバス」	984
二 放置自転車対策―ワーストワンの汚名返上	992
三 全国初の違法駐車防止に関する条例の制定	1000
四 交通バリアフリー基本計画	1007
第四節 安全・快適な都市づくり	1015
一 アメニティ	1015
二 建築確認事務	1021
三 高層建築の抑制・宅地開発等指導要綱	1029
（一）『要綱行政が生んだ日照権』を刊行	1029
（二）宅地開発等指導要綱の全文改正	1035
（三）緑町パークタウン	1038
（四）桜堤一団地の建設	1043
四 住宅マスタープラン策定	1047

第五節 水の道、雨を活かせ……………1052

一 上水道……………1052

(一) 「安定供給」を支える深井戸と都からの受水……………1052

(二) 石綿セメント管からダクタイル鑄鉄管へ……………1056

(三) 都営一元化問題に一応の決着……………1059

(四) 通水五〇周年で各種イベント……………1060

(五) 各種合理化で赤字を抑える努力……………1061

二 公共下水道……………1063

(一) 全市域水洗化を達成……………1063

(二) 雨水流抑制施設設置事業……………1064

(三) 雨水浸透施設助成金交付事業……………1065

(四) 下水道使用料の改定……………1068

執筆を終えて

『武蔵野市百年史統編 記述編』担当者一覧

序章
市政の概況

一 世界と日本、そして武蔵野市

冷戦の終焉と

土屋市政時代として括る昭和五八（一九八三）年から平成一七（二〇〇五）年の二三年間をひアメリカ一人勝ち と言でいうと「変革の時代」ということが出来る。これは、世界の歴史、あるいは日本の歴史から見ても特筆すべきことである。

世界史的事件であったベルリンの壁崩壊（一九八九年）、ソビエト崩壊（一九九一年）によって、戦後の冷戦構造は終焉、アメリカによる一国世界支配が強まると、それに対抗するようにイスラム過激派による世界貿易センタービルへの自爆テロ（二〇〇一年）をはじめとする国際テロが頻発し、新たな対立構造を形成した。この対立の裏には、世界経済のグローバル化に伴う巨額な国際マネーによる富の集中と、極端な貧困という格差問題が横たわっている。

情報産業技術革命 世界グローバル経済のゲーム化をうながしたのは、人類史上、農業革命、産業革命に次ぐ三つの波 目の大革命といわれるIT（情報通信技術）革命である。昭和五八（一九八三）年、日本のパ

ソコン販売は一〇〇万台を突破。平成七（一九九五）年にインターネットが一般に普及すると、IT化の波はあつという間に市民の全生活を覆うようになった。はからずも五八年、任天堂のファミコンが登場、ゲームというバーチャル世界が子どもたちの世界を席卷した。

昭和バブルから平成不況へ、実質経済力によって国内総生産（GDP）世界ナンバー2の経済大国となった日本は、そして環境破壊 昭和六〇（一九八五）年から急激な円高と未曾有のバブル経済に呑まれた。しかし平

成四（一九九二）年のバブル崩壊以降は、不良債権を抱えた主に金融機関発の平成不況にあえぐことになる。同時に、石油化学文明による「環境破壊」という負の遺産は、地球全体を運命共同体と変え、地球温暖化、新ウィルスの伝播を含む環境劣化からの脱出を大きな課題とすることになる。

中央から地方へ

経済から環境までが地球規模で変貌していく時、その変化は国というクッションを経ずに武蔵野市という小さな行政区に直接打撃を与える時代となった。世界景気の動向は直接市の財政に反映する。世界を覆い尽くした環境破壊とIT革命は市民の意識を変え、福祉やまちづくりに影響し、教育にも抜本的改革を迫った。つまり市政の担い手は、そのまま世界の変貌に対応する舵取りをしなければならなくなった。国の対応は遅く、むしろ大きな変化には小さな行政区のほうが速やかに対応できるところから、市民に対して市政は重大な責任を持つことになる。

地球を視野

こうした状況の変化は、グローバル化する世界の動向とは全く逆の方向へ市政を向かわせることと**においた市政**なる。つまり、市民と直接向き合っている市政が、一つの完結した行政単位として市民生活の全ての局面に対応することを迫られたのである。それはあたかも市政が国政のミニチュア版となることであった。

何よりも市民の安全と幸福を追求するためには、国政に先駆けて施策を打ち出さなければならぬ。こうした市政のあり方は、戦後民主主義体制下で初めてのことであった。そのために、すでにハコモノ行政は終焉し、あらゆる局面で「ソフト行政」を市民主導のもとに展開することとなった。

荒波の只中に向かって土屋市政は漕ぎ出すことになる。

二 改革のあらし

(一) 難問解決の波

昭和五八(一九八三)年。『武蔵野市百年史』の続編となる本書は、この年から稿を起し、平成一七(二〇〇五)年までの本市の歩みを、市政を中心に記述することになる。

本市に視線を据える前に、スタートとなるこの年の内外の動きに少し触れておく。

ヨーロッパではソ連の核戦略に対抗して米国製の中距離核ミサイルを英国、西ドイツなど五か国に配備する計画に対し、広範な市民の反対運動が空前の盛り上がりを見せ、「熱い秋」と言われた。

アジアでは、亡命先から帰国したフィリピンのアキノ元上院議員が暗殺され、サハリン沖では大韓航空機がソ連軍に撃墜された。ビルマでは北朝鮮のテロとされるラングーン事件が起きる。政治的緊張が各地で高まった。

そして日本。前年就任した中曽根康弘首相が一月、韓国、米国を訪問、米国ではレーガン大統領と会い「日米は運命共同体」「日本列島は不沈空母」と語って物議を醸し、田中角栄元首相はロッキード事件で有罪判決を受けた。

四月。NHKテレビが「おしん」の放映を始め、千葉県浦安市に東京デイズニールランドが開園した。武蔵野市ではメディアが大々的に報じてきた平均四〇〇万円という市職員の高額退職金問題が市長選と重なってピークを迎える。

二期目を目指す革新系の現職に挑んだのは、保守層の支持を受けた四一歳の新人。僅か八五九票差で高額退職金問

題を正面に据えた前市議の新人が激戦を制した。五期二〇年の革新市政は幕を下ろし、土屋正忠が市長に就任する。冒頭で本書は昭和五八年から始まる、と書いたが、厳密には土屋が市長に就任した同年五月から、任期半ばで辞任する平成一七年八月までである。土屋は就任早々の高額退職金は正を手始めに、数々の難問を解決に導いていく。

就任一か月足らずで「高額退職金は正」は市長選で土屋が第一に掲げた公約である。が、簡単な話ではない。勤**退職金問題にケリ** 務条件に絡むから職員組合の同意もいる。五月二日、初登庁の日から土屋は動いた。早々に改正案の検討を関係部局に指示する。九日には骨子が固まった。翌一〇日、組合との最初の団体交渉を持ち、話し合いを申し入れる。一七日、市議会代表者会議で改正条例案を示し、同じ日、二回目の団交で組合にも提示した。約一〇〇〇万円の減額、七月一日施行などに組合は猛反発する。翌一八日、自治労働本部は市役所内に現地闘争本部を設け、二五日には二〇〇〇人集会で氣勢を上げた。翌二六日には早朝一時間の時限ストを打つ。

この間、連日団交や事務折衝、トップ会談が開かれた。大詰めを迎え、団交は三日連続深更に及んだ末、二八日未明、妥結した。まさに電光石火である。七月一日、新条例が施行された。詳細は第一章二節二に譲る。高額退職金は正は、行革の第一歩である。間髪を入れず行財政点検委員会を立ち上げるが、その後の動きは後に回す。

正面突破で実現の 難問といえ、**吉祥寺駅北口広場の整備**がある。やはり市長選の公約に掲げた。広場を含めた**吉祥寺駅北口広場** 同駅の北口開発計画が決まったのは昭和三九（一九六四）年。四一年に事業決定が下りた。以来一七年余、四本の都市計画道路は出来たが、肝心の北口広場は用地買収が難航、事業計画を三回延長してなお、手が付かない。五五〜五七年度は一件の買収も出来ず、市長が交替した五八年度は国の補助金も打ち切られていた。早速、国や都との折衝が始まる。五九年三月、四回目の事業計画延長が認められ、五九〜六一年度への変更が認可

された。未買収地は二七件残っている。同年三月の市議会の施政方針演説で市長は、「法的措置を含め…不退転の決意」で取り組む決意を語る。「法的措置」とは土地収用法の適用である。Xデーを設定した。地権者に市長の「本気」が伝わる。メンバーを一新した買収担当の用地部メンバーが地権者の自宅に日参、目覚ましい「戦果」を上げ、残り約一二七平方メートルまで漕ぎつける。六〇年三月一日、土地収用法に基づく都知事の「手続き開始の告示」が行われた。交渉はなお難航したが、翌六一年二月、強制収用に至ることなく契約が成立した。総面積約一万平方米メートルの北口広場が完成するのは翌六二年三月。市長の一期目の棹尾しんびを飾る難問解決だった。(↓第六章第二節一)

放置自転車対策に 今期、吉祥寺駅周辺が全国ワーストワンの汚名を浴びたことがある。平成三(一九九一)年思い切った財源投入 総務庁(現総務省)実施の全国主要駅の放置自転車の数である。実に四九四九台。

自転車問題を含む交通対策は、市政アンケートでも昭和五四年以来平成四年まで連続一四年、市民の望む施策の一位を占めてきた。とにかくひどかった。ご存じの風景だろうから改めて語るのはやめる。歩道は狭められ、乳母車や車いすがしばしば立ち往生した。改善は急を要する。市は五八年五月、「自転車の放置防止に関する条例」を作って「整理区域」を設けるなどしたが、効果は上がらない。ウルトラCはない。市はここで思い切った財源投入に舵かじを切り換える。大いなる決断だった。駅の近くに用地を確保し、駐輪場づくりにも全力投入した。

五八年度、約七四六五万円だった自転車対策費は、平成三年度約三億六六一八万円、四年度二二億八四七七万余円、ピークの五年度には約一七億四三二九万円に達する。その間、駐輪場はJR三駅を中心に昭和五九年度五か所、六〇年度二か所、六一年度三か所と整備され、通期では三八か所・約二五五〇〇〇台分を確保した。

JR三駅周辺の放置自転車は平成五年度の六六七四台をピークに減り始めた。一方で六年四月から交通対策課を強

化、同一二月には前記の条例を全面的に改め（七年六月施行）、放置禁止区域を設けるなどして改善の後押しをした。交通関係では、違法駐車問題の解決も喫緊の課題だった。全国初の「違法駐車防止に関する条例」を設けた。この条例で配置した交通指導員が大きな成果を上げるが、詳細は「第六章第三節三」に譲る。

行財政改革でも 行財政改革についてもひと言。昭和五八（一九八三）年七月に行財政点検委員会を立ち上げ、翌**目覚ましい成果** 年八月市長自ら推進本部長に就いて旗を振り、「中期行財政運営懇談会」（平成七年六月）「新しい仕事のやり方委員会」（二〇〇八年八月）「行財政改革検討委員会」（一五年一二月）と、間断なく行革に取り組んできた。

高額退職金関連では、高額に至った要因の一つ、在職者調整制度を昭和五九年、わたり昇給制度を平成二年に完全廃止した。職員の数も三次にわたる適正化計画の結果、通期で一六六人減った。一四年四月には市政始まって以来の組織改革を断行した。若手中心のプロジェクトチームは通期で一〇五に及び、縦割り組織に横の風を吹きこんだ。

山歩きで培った 難問解決の幾つかを駆け足でなぞってきた。市長であれば当然だが、難問解決は土屋市長を抜き**決断力・忍耐力** には語れない。スピード・決断力・粘り腰―それらを育んだ道を、やはり駆け足で振り返る。

昭和一七（一九四二）年一月、神田で生まれた。戦時下である。縁故疎開で群馬県へ。父親は戦争で失った。母子一人一人で辛酸をなめる。小学校五年で本市に越してきた。市立第三小、同第三中を経て都立武蔵高校へ進む。三中時代から山にはまり、高校では山岳部に入った。傍ら生徒会長を務め、ラグビー部を創設する。早稲田大学ではワンダーフォーゲル部に入り、「多い年は年間一五〇日間」を山で過ごす。指導力・危機管理・人心掌握術を学んだ。

昭和四一年四月、武蔵野市役所に入るが、在職九年間、国民健康保険担当で終始する。不満だった。革新市政への幻滅と反発の日々。組合活動にも熱を入れ、執行委員も務めたが、自身の処遇を巡る問題でここでも苦汁をなめる。

ならば外から組織の改革を、と止める周囲を振り切つて五〇年、三三歳で市議選に挑み、八位で当選した。二期八年間、野党の立場で徹底して市政批判を展開した。そして五八年、四一歳で市長の座に座る。

個人の経歴にあえて踏み込んだのは他でもない、その軌跡から土屋市長の資質の数々を生んだ源が見えてくる。

土屋は初当選直後、「目指すのは日本一の市長」と語っている。そう豪語する程に、市政を熟知し、すでに理想とする都市像を思い描いていたのだろう。難問といえ、本市は長くごみ処理問題に悩んできた。前市長が解決の道を付け、土屋は果実を摘む幸運を得る。市民文化会館の建設も然り。運もまた実力の内である。時代の風も味方した。口さがない人は、財政力あつてのことと揶揄するが、カネさえあれば誰でも出来るのか、と問い返しておく。

(二) 発想の転換

前項では、今期の行政の大きな特徴として、数々の難問を解決してきたことを挙げた。行政の歩みでもう一点強調しておきたいのは、全国の自治体に先駆けて次々とユニークな施策の展開、施設の実現を果たしてきたことである。行政はしばしば住民から「お役所仕事」という批判を浴びてきた。事なかれ主義がはびこり、前例のない仕事は避けて通る。また縦割りに固執して組織横断的な課題にはあまり手を出さない。当然、それでは新しい道は開けない。殻を破ったポイントは幾つかある。常識の壁にとられなかったこと、外部の知恵に耳を傾けたことなど、つまりは発想の転換に躊躇しなかったことである。そしてもう一つ、最も肝心なことだが、前項でも触れた土屋市長の登場である。詳しくは別稿で触れるが、その成果の一端をまとめておく。

住民の声から 住民の声に応え、多くの人の知恵を借りながら、どこにもなかった施設づくりに成功した例から。

〔0123〕 昭和六二（一九八七）年八月、吉祥寺東町二丁目にあった巴幼稚園の関係者が市役所を訪れた。諸般の事情から二年半後には廃園せざるをえなくなったというのである。「幼児教育の空白地帯」になることを危惧した地元の住民から、「敷地を市が買い取って子どものためにする施設を作ってほしい」という声上がる。

市が素早く対応した。幼児教育の専門家などで構成する委員会を作って論議する中で、幼稚園にも保育園にも通えない乳幼児の存在がクローズアップされる。同時に、育児に忙殺されて孤立感に苛まれている母親の存在も浮かび上がった。そうした母子を受け入れる新しいタイプの乳幼児施設の必要性が提言される。さらに別の委員会を設けて討論を重ねた末に、平成四（一九九二）年十一月、「0123吉祥寺」が、巴幼稚園の跡地に誕生した。

子どもを預かる施設ではなく、〇〜三歳児を抱える親子が対象。乳幼児は自由に遊び、親同士は交流し、かつ相談機能や情報機能も備わっている。画期的な施設である。しかも利用料は無料。施設名はヨチヨチ歩きの乳幼児にかけるオイチ、ニ、サンから市長が命名した。一三年五月には八幡町一丁目二館目が開館した。（↓第三章第三節三）

一通の手紙から 「私は足が悪く歩くのが大変です。吉祥寺に買い物に出かけたり、人に会ったりしたいのですが、「ムーバス」が なかなか出かけることができません。（略）市長、なんとかしてくれませんか——市内の路地を走って人気の、町内会バス、ムーバスは、吉祥寺南町に住む高齢の女性から市長宛てに来た一通の手紙だった。

市長が直ぐ反応した。交通対策課を中心に討議が始まる。外部から交通問題の専門家にも参加してもらった。足の確保は高齢者だけでなく、障害者、妊産婦、幼児連れの親にも共通する悩みである。市内に細かい網の目をかけ、バス停留所から三〇〇メートル以上離れている地域などを徹底的にあぶり出した。人口密度全国二位の本市のあちこち

に、交通過疎ともいべき地域があるのが明らかになった。そこに何とかバスを走らせることはできないか。

難問が幾つもあった。交通空白地域の道路はおおむね道幅が狭い。五〜八メートルの道をバスが走れるのか。想定する料金（一〇〇円）に市内を走る民間のバス会社が同意するのか。道幅に合った小型バスがあるのか。

警視庁や運輸省（現国土交通省）の職員にも加わってもらった委員会で討議を繰り返した。詳細は「第六章第三節一」に譲るが、課題を次々クリアして、平成七（一九九五）年一月、吉祥寺駅を起点とした一号路線が開設した。八時の始発から一八時まで一五分に一本。料金は大人も子どももワンコイン（一〇〇円）。ほぼ二〇〇メートル間隔でバス停を設けた。利用者の目線に沿った車内仕様の数々は、やはり「第六章」に詳しい。

JR三駅を起点にした路線は、その後七号線まで広がり（平成二二年現在）、市内の交通空白地域はほぼ消えた。

自然の中で学ぶ マンション住まいの親にとって、周囲を気にしての子育ては気がでない。何とか自然の中へ

セカンドスクール わが子を解き放つてやりたい。それが学習に結び付いたら―三五歳の市議会議員はそんな思いがあつて教育委員会に自然を舞台にした総合教育の検討を提案したことがあつた。行政は動かなかった。

六年後、市長になった彼は改めて、教委に学校経営検討委員会の設置を指示し、セカンドスクールの検討を促した。小中学校には昔から、夏休みを利用した臨海学校や林間学校がある。が、学校とは便宜的な用語で、実態は健康増進などが目的である。参加も強制されない。セカンドスクールは期間をもっと長くとして、正規の授業に組み入れようという構想である。関係者は戸惑つた。慣れない土地で長期間の学習活動が可能か、子どもを手離す親の不安や教師の家庭の問題はどうする、事故があつたら、経費は―理念は分かっても、立ちはだかるカベがいっぱいある。

準備は周到をきわめた。委員会を幾つも立ち上げて、一つひとつ課題をクリアしていく。実験を行い、試行を重ね、

やがて対象は小学校は五年生、中学は一年生に絞られる。教材開発委員会を設けて授業との関連性も体系化した。

平成七年（五～一〇月）小学校が、翌八年（五～九月）から中学校が実施に踏み切った。行き先や日程は各学校の裁量に任せた。細かい経緯は「第三章第二節一の（二）」を見ていただきたい。

地域ぐるみで 学校に関連して「あそべえ」の例も簡単に触れておく。放課後、行き場のない小学生のための「**子育てを支援 場所**」を作って、地域の大人たちが参加・支援していこうという構想である。

似たケースに学童クラブや校庭・図書室の開放がある。が、参加に条件があったり、学校単位で実施されているそれらから、**排除**される子どもも出てくる。学校の枠を取り払い、地域に住んでいる小学生なら誰でも、公立、私立に関係なく利用出来る施設が望ましい。やはり細かい論議を経て、小学校の空き教室を「居場所」に確保した。開設に向けて環境を整えていく様子は「第三章第二節一の（六）」に詳しい。公募で館長やスタッフを決めた。後者は地元住民が中心を占める。ささやかだが地域ぐるみで子どもを育てる環境が整った。子どもが中心にいる。

平成一四（二〇〇二）年一〇月、市立第三、井之頭、境南の三小学校に開設、順次市立一・二小学校に広がった。

全国の自治体が 手法の是非はともかく、トップダウンで課題を下ろし、衆知を結集して最後はトップが断を下す。

本市の後を追う メリハリの効いた手法が豊かな発想を生かしてきた。ここでは触れなかったが、一〇〇〇万円を限度に補助金を出している高齢者の居場所「**テンミリオンハウス**」（↓第二章第二節四）なども同様である。

いずれも斬新な発想で従来の行政の目が届かなかったところに光を当てた。ついでに、施設名にもよく表れている奇抜な名称にもひと言。たとえば「0123吉祥寺」には、従来の行政の発想では考えられない部屋、「わんぱくぞうさん」（プレイホーム）「パンダのあそびば」（プレイルーム）「ひつじのおはなしかご」（図書コーナー）「なぜなぜ

くまさん」(相談室) といった名称が次々現れて楽しい。

紹介してきた施策・施設のほとんどは、平成二〇年代の時点で見ると大して珍しくなくなつた。関係省庁が評価し、他の自治体が後を追つた結果である。が、それこそ本市の施策・施設の先見性・普遍性をよく証明している。

三 国を動かす地方自治

(一) 地方からの情報発信

阪神・淡路大震災に始まり地下鉄サリンⅡオウム真理教事件などに揺れる平成七(一九九五)年四月二三日、土屋市長は四期目の当選を果たした。その三週間前の三月三〇日に中央図書館の落成式が行われている。新図書館は、七〇万冊の蔵書能力と五二〇種以上の雑誌などを一三万市民に提供する成熟したまち本市にふさわしいものであった。だが、バブル経済崩壊後の不安定な経済環境の中で、市民の要求はもう一つ、別の方向に向いて現れていた。すなわち、急速に進む高齢化への対応を求めているのである。

すでに家族崩壊は社会問題化しており、高齢化に伴う重度の要介護者を親族だけに任せることは限界にきている。ましてや、親族のいない高齢者の介護はどうするのか。国は、そうした要介護者を受け入れる施設「特別養護老人ホーム(特養)」について、定員五〇人以上、土地の広さ二八〇〇〜三〇〇〇平方メートルという規模を定めている。だが、本市のように、東西六キロ、南北三キロの狭い面積に一三万人が住む人口密度の高いまちの中に設置することは難し

かった。市では市外の複数の特養に市民枠をある程度は確保していたが、市民は市内に設置を求めていた。平成三（一九九一）年一二月、市は高齢者施設建設を目的に、吉祥寺南町四丁目に約二〇〇〇〇平方メートルの土地を取得したが、特養と在宅サービスセンターの併設は容積率の関係で無理であった。

交通の便のいい場所 それ以前に、老人ホームの市内建設に関する陳情が、昭和六一（一九八六）年一二月にも、**に特養があるまち** 平成二（一九九〇）年六月にも市議会に出され、採択された経緯がある。市の考え方は、大規模施設ではなく小規模施設で、地域住民が支え合うシステム、個々の家族では担いきれない介護を、地域が担っていく仕組みを作れないか、であった。

まちの中の高齢者施設である以上、在宅サービスセンター併設でなければならぬ。市長は厚生省（＝当時）を訪ね、「過疎地などに認められている定員三〇人の小規模特養を都市部においても認めてほしい」と要望した。平成四年五月、さらに平成五年七月と二年にわたった本市の要望に、同省は東京都と協議して五年末、大都市における多数の特養待機者問題の緩和と地域福祉の発展のため、定員三〇人の特養建設を認める決定を下した。これによって市内特養の第二号「ゆとりえ」が誕生することになった。ちなみに市内の特養第一号は、東京都福祉局と本市の合築で出来た「吉祥寺ナーシングホーム」（吉祥寺北町二丁目、定員五〇人、平成六年一二月完成）であり、本書の第二章第二節に詳述している。

「ゆとりえ」は、地域密着型の全国初・都市型小規模特別養護老人ホームとして吉祥寺南町四丁目に産声を上げた。道一本で杉並区松庵二丁目と接している。吉祥寺南町高齢者施設構想検討委員会の報告を待って平成七年、住民自らが「吉祥寺南町高齢者施設懇談会」を立ち上げた。この懇談会メンバーには「南町福祉の会」の会員も加わった。「都

市型・小規模」を逆手にとつて地域に住む高齢者とその家族を皆で支える精神的支柱となる施設にしようと協力体制を組んだ。一部の人が閉鎖的な生活を送る特殊な空間ではない。地域の信頼感が支える地域福祉の核にしたい。

「ゆとりえ」という愛称は高校生のアイディアである。安らぎの場ゆとり、何かを造り出す場アトリエを組み合わせて名づけられた。利用者とボランティアが一体となつて花、音楽、アートを造り出す施設という発想だ。「ゆとりえ」は「まちの中の交通の便のいい場所に、さすが武蔵野市」と自他ともに認めるものに成長していく。

このあと幾つもの小規模特養が大都市部に誕生した。

ボランティア 「ゆとりえ」のオープンは平成八（一九九六）年七月、定員三〇人の特養、ショートステイ、デイ
が支える サービスセンター、在宅介護支援センターの機能を併せ持つ。地上二階地下一階、延べ床面積約一

六五〇平方メートル。敷地面積は約二〇七〇平方メートル。二階が特養（個室一二、二人部屋二、四人部屋四、サロン・食堂）、一階は開放型のダイニング・食堂・テラスである。

高齢者を介護する家族は、ゆとりえに来ることで精神的にも時間的にもゆとりができる。ここでは高齢者との生活に必要な知識も得られる。まさに情報センターだ。「ゆとりえは皆さんの広場です、ちよつとお茶を飲みに行きましょうー」こんな呼び掛けがムーブス第一号東循環（七年一月二六日運行開始）のボードにはられた。「ゆとりえのボランティア、してみない？」と、ご近所同士が声を掛け合った。その始まりは入所者へのプレゼント、ベッドカバー作りだった。洋品店から余り布を寄付してもらつと、それを小さく刻んで薄く綿を入れ、彩りよく組み合わせ縫いこんでいく。美しいパッチワークである。老人ホームだからといって病院のような白いベッドカバーでは味気ない。可愛い柄物はどう？ と少人数で始めた手仕事は口コミで広がり、市立三中の女子生徒まで大勢参加することに

なった。一針一針に思いを込めた作品に入所者は喜こんだことだろう。

植栽ボランティアも集まってきた。庭があれば春には夏の、秋には冬に向けての、一年中花を絶やさないための植え付けがある。球根類の植え付けや掘り起こし、花が咲き終わった後の木の剪定や、冬の堆肥作り……と休む間もない。ゆとりえて植栽ボランティアを始めたAさんのきっかけは、昭和六二（一九八七）年に出来た北町高齢者センターを見学した際、園芸ボランティアの姿に感動したからだという。「ゆとりえにも庭の中心に、シンボルツリーがあるといいね」と誰かが言い、たちまちハンカチツリーに決まった。小石川植物園（文京区）まで勉強に行ったりもした。ハンカチツリーは七年間一度も咲かなかったが、一五年四月に一度だけ一〇数輪の花を見せてくれた。風に舞うハンカチに似た花だった。咲いても咲かなくても、ボランティアの会は「ハンカチの木まつり」を毎年四月の四日間開催してきた。バザー、オープングーデン、ジャズコン、プチカフェ、デイサービスの作品展示などをし、その売り上げで、モジュール式の車いすをゆとりえに寄付することも出来た。

介護保険制度導入 入所者にとって特養は家庭である。職員とボランティアは家族の一員として交わっている。で**で失ったもの** イサービスの利用者も、身近な地域で安心してやすらぎを得、ボランティアは人と人との潤滑

油となってきた。

しかし、こうしたボランティアの活動も、平成一二（二〇〇〇）年から実施された介護保険制度によって徐々に変化していくことになった。

制度上、利用者は要介護度の高い人が優先となった。そのためにそれぞれに単独のケアが必要となり、これまでのような体制のボランティアでは十分対応できない状況が生まれた。それにもかかわらず、制度の原則は「自立支援」

「利用者本位」「自己決定」「チームケア」である。

さらに、介護を民間事業者に任せる合理化が、自由競争の原理で展開される。それは、これまでのような市と住民によって地域福祉を担うというシステムになじまないことが問題として指摘されている。介護保険制度導入を前に本市が国や全国の市町村長に向けて繰り返し訴えたのは、一貫して社会福祉事業の側面の高い介護の問題は、財源をも含め地方自治体に委譲すべきだということであった。本市の取り組みは第二章第二節五を読んでほしい。

(二) 市民自治が生きる

武蔵境駅の駅舎を市民の使いやすい武蔵境らしいものにして、と、連続立体交差の完成を視野に入れて「武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会」(以下、駅場協と略)が結成されたのは、平成八(一九九六)年七月である。立体交差事業の完成は二二年一月であるから、それよりも一四年四か月前に立ち上がった市民がいたのだ。

市民が望む その市民とは、地元の地主、商店会、老人クラブ、消防団、防犯協会、公私立幼稚園・小中学校と**駅舎を創る** のPTA、青少年問題協議会、亜細亜大学、日本獣医畜産大学(現日本獣医生命科学大学)の学生と教職員など。大世帯で総勢六九人だった。

「武蔵境駅をまちのランドマークに！」の思いで結び合った駅場協のメンバーは四万一〇三四人の署名を集めて市、東京都、JR東日本、西武鉄道にまず要望書を提出する。

これだけの団体や市民が一致して行動を起こせたこと自体、一つの奇跡だといってもいい。なにしろ市が昭和五二(一九七七)年に駅前広場計画を発表した時には、「境のまちをよくする会」など地元の商業者を中心に反対運動が始

まわってしまった地域である。その結果、市の再開発計画は都市計画審議会にかけられた状態で「放置」され、六年間宿題となったままだった。そこに、五八年五月、土屋市長が登場したのである。

前述のように、吉祥寺駅北口広場計画に障害となっている未買収の土地の取得を急がなければならぬ難問が土屋にはあった。その一方で、武蔵境駅再開発に向けて、土屋はまず、反対派住民の意見を聞く姿勢を示した。「武蔵野市境・北口まちづくり市民委員会」（田村和寿委員長・委員二五人）を五九年に発足させたのである。この委員会には、JR連続立体交差事業の完成後、まちの南北は一体化することを予測して、境南町の商業者にも入ってもらった。二五人の委員に共通していたのは、「境のまちが好き」「もっといいまちにしたい」という思いだったに違いない。同委員会は一年間に一四回もの会合の中で、「再開発」に対する地域の人々の関心と理解を深める努力をし、単なる都市整備事業の域を越えた、広い意味でのまちづくりが必要であることを喚起した。

六二年四月の国鉄分割民営化を前に、六一年二月三日、土屋は正式に、国鉄と、都市計画決定の前提となる協定を結ぶ。都市計画審議会にかけてあった古い案は撤回、先の市民委員会の結論を生かした新しい案をかけた。

一〇年近く全く動かなかった武蔵境のまちづくりは、反対・賛成が一つの輪となって、ついに回転し始めたのである。「第六章第一節三」で詳述するが、JR連続立体交差事業の都市計画決定は平成六（一九九四）年五月、事業認可は七年一一月になる。この流れを見てとった八年七月の駅場協の結成（前述）は素早かった。

一〇年九月の市議会鉄道対策特別委員会に出された「武蔵境駅舎・周辺環境整備基本計画」は市と駅場協の合作である。計画には、五つの柱があった。①開放感、②水と緑、③交流、④障害のない環境、⑤防災機能である。駅舎のデザインは、といえば、まず屋根は弧を描き、壁面はガラス張り。駅南口の境南ふれあい広場公園（旧農水省食糧倉

庫跡地」と駅舎は一体になってつながっている。駅前のバス停から改札口までは雨にぬれずに行ける。福祉モデルともいえる駅舎の完成は二三年の予定である。

環境浄化は「街づくりが出来るのは、そこで生活する私たち以外にない」の太文字を掲げて創刊以来、全地域住民の手で 民約六〇〇〇世帯に配られているのが「吉祥寺東コミュニティ通信 九浦の家だより」である。昭和五八（一九八三）年二月二八日発行の第四号には右のスローガンの下に、次の記事が目止まる。

「近鉄裏といえば成田国際空港のハイヤーの運転手も知っていなければならぬ所。外国人にも有名視されているという…」

吉祥寺近鉄裏の環境問題の重要性を訴える文章の横には「直接請求始末記その3 原利子」の見出しが並び、次のように記されている。

「市民の風俗産業公害に関する条例（直接請求）案が、住民困窮の具体的救済を保障する対策提示も、住民への問いかけもなく突然、一月二八日、環境浄化対策特別委員会が否決されたのです」

とこう綴られている背景に、吉祥寺近鉄裏のピンク街があり、市民が風俗産業の進出をストップさせようと条例制定を求めて起こした直接請求運動がある。地元の小中学校PTAが中心となったが、それを吉祥寺東コミュニティ協議会は全面的に支援したのである。

近鉄裏とは、吉祥寺本町一丁目の一部の別称（蔑称）だ。昭和五一年のストリップ劇場反対運動の過程で「武蔵野市環境浄化推進市民委員会」を生んだ。当時市議だった土屋もメンバーとして一翼を担って活動している。ストリップ劇場は阻止したが、その後もインベーダーゲーム、レンタルルーム業者が狙い、近鉄裏は「怖いまち」に。むろん、

市もピンク（街）阻止策で打って出る。近鉄東京店の東隣りに本町コミュニティセンターを設置する。街中にモニターテレビを設置する。警察の集中取り締まりを強化する…など。

だが、近鉄裏は札付きのピンクサロンの暴力的客引き、深夜騒音による被害、通学路にビニ本・大人のおもちゃ屋が並ぶという環境悪化の一途をたどり、今度はラブホテル進出ときた。

一人を超え署名を添えた「風俗産業公害に関する条例案」の要求が出されて当然であった。五七年の暮れ、藤元政信市長のときだ。

土屋は市長となった昭和五八年の九月、「環境浄化に関する基本条例」と「旅館・レンタルルーム規制条例」を議会に提出する。議会の可決をもって十一月、二つの条例が制定された。その結果、住民が直接請求した右の「風俗条例案」は一二月、否決された。

施行された後者の条例によつて、学校や児童福祉施設、図書館などから一〇〇メートル以内の区域には、旅館・レンタルルームは許可されないことになり、ラブホテル進出を食い止めた一件は第五章第一節二に詳しい。

その後、吉祥寺図書館（昭和六二年一月竣工）が近鉄裏の環境を一変させる。第三章第四節四を読んでいただきたい。

一つだけはっきりいえることは、「市民の強い結束がなかったら、近鉄裏の環境浄化も、駅に近い吉祥寺図書館の実現も不可能だった。その中心となったのは、お母さんだった」ということ。

(三) 生活核都市の未来像は、安全快適なまちづくり

豊かさが実感できるまちとは、どんなまちだろうか。豊かさとは何だろうか。

武蔵野市の表玄関である吉祥寺駅周辺には文化・金融・飲食・ファッション・インテリアなど、おしゃれな街並みが形成されている。JR中央線と京王井の頭線の吉祥寺駅の結節点として周囲の緑豊かな住宅地に住む人々を含め、一日四〇万人の乗降客を受け入れている。吉祥寺という響き自体に商品価値を生み、「住んでみたいまちナンバーワン」などともはやされる昨今である。これを豊かさの指標とっていいか。

行政も事業者も、直接の利益よりも、このまちが継承してきた価値を、さらに高めていく努力をしてきた結果が、このまちの顔、このまちの品格となっていると思う。

真に豊かなまちづくり、と簡単にいうけれども、人権や福祉を大切に思う思想がなければ豊かさは生まれない。個人の健康や生活を支える都市環境が改良されて、社会的条件が整備されているのでなければ安全快適・真に豊かなまちづくりとはいえない。

そのためにも首長はまず、対外的な威信とでもいうべき強い意思を示すべきであろう。

安全・安心は 平成一三（二〇〇一）年は、市民の安全、安心が脅かされるということをつぶさに見せつけられる**行政の責任** 事件が多発した年であった。大阪・池田小児童殺傷事件、新宿・歌舞伎町雑居ビルの火災、そして米ニューヨークでは九・一一同時多発テロ事件が起こった。

地域社会の安全、都市環境整備のあり方を総合的な視点で、政策的に検証しなければならない。そう考えた土屋市

長は、武蔵野市生活安全条例の制定を急いだ。

平成一四年四月に、市役所の組織を大幅に変更する中で、市の防災監を防災安全課とし、防災課を防災安全課とする。さらに治安・防犯を担当する課長クラスの職を置いた。こういう組織固めをしたうえで、「武蔵野市生活安全条例」と「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為などの適正化に関する条例」を同年六月市議会に提出・可決され、一〇月からの施行となった。前者の条例に基づいて、防犯パトロール車ホワイトイーグルが小学校や保育園、高齢者福祉施設など五〇数か所の安全を点検するため、朝九時から夕方まで巡回している。後者の条例では、吉祥寺駅周辺をブルーキャップと呼ばれる指導員が徒歩で回り、新しいまちの秩序を作ることになった。豊かさの指標は安心・安全である。

一六年一〇月には市内五一地区に各一人ずつの「市民安全パトロール隊」が活動を始め、一七年四月からは「自主防犯パトロール隊」がウォーキングや犬の散歩をしながら地域の見回りを続けるようになった。

ひとにやさしい 住宅街の生活道路を走り抜ける車は極力速度を落とさなければいけない。居住者・歩行者、特に**みちづくり** 子どもたちの安全と快適性を考慮して、暗黙の秩序を徹底しなければいけない。「車優先ではなく、

人間優先の社会を！」——まちづくりの実効性を高める手段を行政は考えた。

市は平成一三（二〇〇一）年七月、「人にやさしいみちづくり検討委員会」を交通対策課内に設置した。特に交通量の多い生活道路から五路線を選び、一三年度から一五年度までに改修工事を行った。地域の特性や事情など、多様性に応える形で、キララ舗装（塗料にガラスビーズを混ぜる）、マウンドアップ（路面を五センチほど盛り上げ、段差のショックで速度を落とさせる）、自発光点滅マーク（交差点接近を知らせる）、ボラード（道端に円柱を埋め込み

道幅を狭める）などの手法を用いた。

これらの改修工事で、車の交通量と速度が落ち、成果は確実に上がっている。だが、全市的に施工する計画は、目下のところ予定がなく、人にやさしいみちづくりはモデル路線のみにとどまっている。

はらっぱは 三六〇度の大空。草の上に大の字になって伸びをするぜいたく。大人も子どもも安心して遊べる、何**むさしの**に もないはらっぱ。都立武蔵野中央公園（八幡町二丁目）である。

野草の宝庫だった。だが、その野草たちも人に踏まれて息絶え絶えになり、次々と消えていった、と嘆く人もいる。人と野草の共存は難しい、と。その論議はさておき。

このはらっぱが残されたいきさつは、第四章第一節一と資料編を読んでほしい。戦争が終わりに近づいた頃、軍需工場のあったこの地は米軍の戦略目標となって、徹底的な爆撃を受けた。つい一〇余年前にも、一トン爆弾の不発弾が、はらっぱに隣接するNITの研究棟建設現場から発見され、練馬の陸上自衛隊の手で大がかりな不発弾処理作業が無事に終わったばかり。ここは東洋一の軍需工場、中島飛行機武蔵製作所の一角だったのである。

今日もジョギングする人、散歩や体操をする人、ヨチヨチ歩きの子どもと戯れる小さいお兄ちゃんなどがある。美しい、そして豊かな人々の暮らしの一端が、このはらっぱの中で一幅の絵のように見える。

第一章 市政の動向

第一節 市勢の変遷

一 土地利用と人口の推移

今期の二三年間に限らず、本市の人口と面積には他の自治体と比して著しい特徴がある。本市の人口が一三万人台に乗ったのは昭和四〇（一九六五）年のことだが、以来五〇年近く、一三万人台（各年一月一日現在）で推移していることである。人口一〇万を超える自治体でこんな例はない。面積となると、明治二二（一八八九）年の開村以来、実に一二〇余年、測量上の誤差による以外変わっていない。昭和の大合併、平成の大合併で全国の市町村の数は激減したが、その波に乗ることもなく今日に至っている。

なお、本市の面積は『武蔵野市百年史』が「一一・〇三」平方キロメートルとしていたとおり、長年この面積を公式なものとしてきたが、平成元年一月一日付官報の国土地理院公告で「二〇・七五」、さらに二年一月一日付国土地理院の「全国都道府県市町村面積調」で「一〇・七三」に変更、以降、市でも一〇・七三平方キロメートルを採用している。測量による誤差修正の結果である。

本項で扱う土地や人口の変遷については、この期と比較対照する年を、多くの場合、昭和四〇年に設定した。前述のとおり、人口が一三万人台となり、今と似た規模の自治体になったからで、他に大した意味はない。あくまでも参

表1-1-1 地目別面積（構成比）の推移
（各年1月1日、単位：%）

地目	昭和40	昭和58	平成6	平成17
畑	13.1	5.9	4.4	3.6
宅地	70.7	72.0	74.8	74.7
山林	1.3	0.1	0.0	0.0
雑種他	2.3	5.8	2.1	2.0
その他	12.6	16.2	18.7	19.8

〔市勢統計〕

注：地目は現況。「雑種他」は鉄軌道用地、鉄塔地、
私道、ゴルフ練習場、野球場、テニスコートなど。
「その他」は公道、水道用地、公園など

考程度にとらえていただきたい。

（一）地目別面積の推移

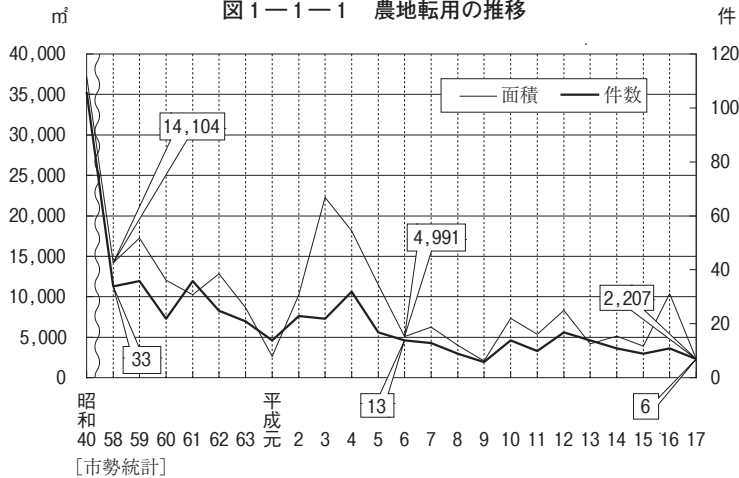
地目別面積の構成

表1-1-1の右側三欄（年）は、昭和五八（一九八三）年から平成一七（二〇〇五）年に至るこの期の地目別面積の構成比を、期初（昭和五八年）・期の半ば（平成六年）、期末（同一七年）の三時点できとらえ、また左端の一欄は今期と対比するために前記した理由で設定した昭和四〇年の構成比を載せている。

昭和四〇年と期初の対比では、畑は一八年間で半分以上に、また山林は一三分の一となり、その分、宅地、雑種地、その他、中でも鉄軌道用地、ゴルフ練習場、自動車教習場などを含む「雑種地」の構成比が倍以上に増えている。

期央の構成比で目立つのは、山林の〇・〇パーセント。実は山林がゼロになったのはそれより五年前の昭和六四（平成元年）年からで、実際には三五四四平方メートルあったものの統計では捕捉外とらそとなったからだ。山林は以降も減少が続き、期末の平成一七年には五五四平方メートルを残すのみになった。もはや「山林に自由存す」と書いた「国木田独歩の武蔵野」は過去のものになった。他に畑は漸減、宅地、その他は漸増したが、雑種

図1-1-1 農地転用の推移



地は逆に三分の一近くに減っている。

期末も同様の傾向を示しているが、では、期初と期末の二三年間ではどうなのだろう。著しいのは畑の約六割・二万平方メートル減で、半面、宅地が二・六ポイント・二九万平方メートル、公園などを含む「その他」も三・七ポイント・三七万平方メートル、それぞれ増えていること。

この変化を、構成比でなく実際の面積で見るともつと違った特徴が読み取れるが、紙幅がないので省略する。都市化・宅地化に限界が見えてきたことを指摘するにとどめる。

農地転用の状況

地目別面積の構成比で明らかかなように、農地の減少は小幅ながら今期も止まることはなかった。図1-1-1は、この期の年毎の農地転用件数と転用面積を表している。

農地転用面積のグラフがピークを指しているのは平成三(一九九二)年の二万二一六四平方メートル。翌四年の一八〇三九平方メートルが次に多いが、一年置いた六年には前年の半分以下に減り、以降のこの期の一二年間は一年を除いて年間一万平方米以下で推移した。この間、件数は平成八年に一桁台に落ち、以降、期中の一〇年間

表 1-1-2 用途別農地転用の推移

用途別	昭和40		昭和58		平成6		平成17	
	面積 m ²	%	面積 m ²	%	面積 m ²	%	面積 m ²	%
総 数	37,193	100.0	14,104	100.0	4,991	100.0	2,207	100.0
自己用住宅	7,503	20.2	4,082	28.9	461	9.2	1,254	56.8
共同住宅	10,435	28.1	3,597	25.5	3,292	66.0	953	43.2
店舗・事務所	7,133	19.2	0	0.0	336	6.7	0	0.0
駐 車 場	3,775	10.1	5,667	40.2	687	13.8	0	0.0
道 路	1,123	3.0	98	0.7	215	4.3	0	0.0
公 共 用 地	0	0.0	660	4.7	0	0.0	0	0.0
そ の 他	7,224	19.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0

[市勢統計]

に一桁台が五年を数えている。

これをもって「農地転用に歯止め」を云々するより、農業を営む農家がほぼ適正規模に落ち着いたと見たほうがいい。こうした傾向を裏づけているのは、第四章第一節の三に示している「農地面積の推移」の図である。その年毎の変化で、平成四、五年にかけて「生産緑地」が倍増しているのと農地転用は無関係ではない。平成三年に改正した生産緑地法によって、農家は将来も農業を継続することを条件に「生産緑地」の指定を受けると、税制面で優遇されることになり、この時「宅地化農地」に振り分けられた農地が半減、それが六年以降の農地転用の減少に反映されたのだろう。生産緑地は自由に手放せない。

農地転用は平成一六年に前年の二・七倍増えて一一年ぶりに一万平方米のメートルのメートルのメートルに乗っているが、これは相続税絡みで四六五〇平方メートルを手放した農家などがあつたせいだ、件数に大きな変化はなかった。

表 1-1-2 は、用途別農地転用の推移を昭和四〇年とこの期の期初、期末、期末でとらえたものだが、人口が一三万人台に乗った四〇年が自己用住宅、共同住宅、店舗・事務所、その他と各用途とも二〇パーセント前後を占めていたのに対し、五八年は駐車場が四〇・二パーセントと突出し、

自己用住宅、共同住宅が二五パーセントを超え、期末になると自己用住宅、共同住宅ですべてを占めている。年々、農家が農地を自己の生活防衛に使うようになってきているのだろう。

地価高騰と農

この期は「バブル経済」の影響で土地が異常に値上がりした時期と一部重なる。昭和六〇（一九八

水省倉庫跡地

五）年九月の先進五か国蔵相・中央銀行総裁会議（G5）で決議された「プラザ合意」を受けて日

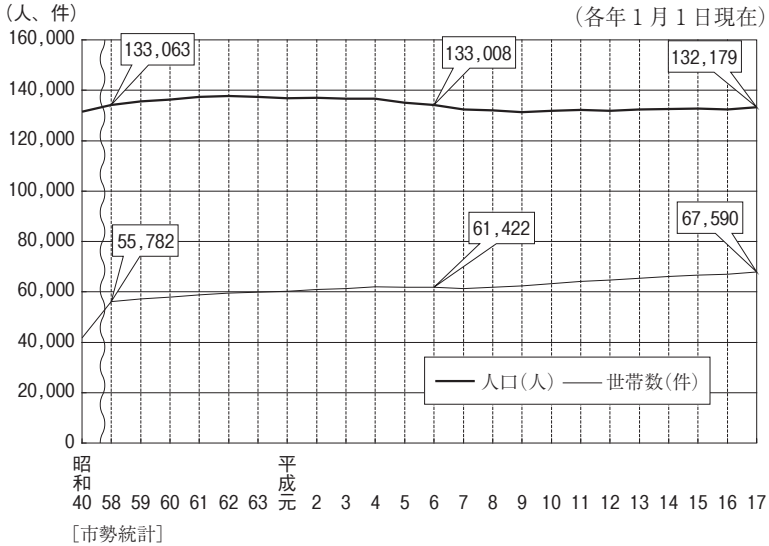
本政府は金融緩和政策を実施、超低金利時代に突入した。このため借金による投機が増えて、地価や株価が急騰した。投機が過熱すると悪質な地上げや土地転がしが横行する。地価はますます上がり、周辺の地価まで押し上げた。

国土交通省では毎年一月一日現在の地価を調べて四月に公示しているが、調査地点の一つ吉祥寺本町一丁目の商業地では昭和六一年に一平方メートル（以下同）三九〇万円だった地価が、翌年は八〇〇万円、二年後の六三年には一一〇〇万円まで高騰した。一〇〇〇万円の大台を割るのは平成五（一九九三）年だった。住宅地として例外ではなく、中町二丁目の調査地点では昭和五八年に三五万七〇〇〇円だった地価が六二年に倍増して八九万五〇〇〇円、六三年には一一二万円に達した。

バブルは平成二年に弾けて地価もだんだん沈静化していくが、尋常ならざる地価が都市計画の遂行に大きな障害となったことはいままでもない。

皮肉なことに本市でバブルの恩恵を受けたケースがあった。武蔵境駅南口の「武蔵野プレイス」が建つ土地（元農水省食糧倉庫跡地）の取得をめくり、地価が高騰した時期に一一〇〇億円とされた土地が、交渉が遅れているうちにバブルが去り、七年後、半額以下で取得できた。本稿で他に地価に触れるスペースがないので、あえて記述した。

図1-1-2 人口・世帯数の推移



(二) 人口および世帯数の推移

人口と世帯数

図1-1-2は、今期、つまり昭和五八(一九八三)年から平成一七(二〇〇五)年の毎年の人口と世帯数の推移(一月一日現在)を表している。

冒頭に記したとおり、人口はこの間二三万人台で推移し、ピークの昭和六二年と最も少なかった平成九年との差は僅か六三二九人。今期はこの範囲内で増減したわけで、期初と期末の差となると八八四人にすぎない。ちなみに人口が初めて一三万人台に乗った昭和四〇年の人口は一三万〇四八一人だったから、わずか一七三人とはいえ、平成九年より多かった。人口で見ると、当市の成長は限界に達しているのがよく分かる。(↓資料編)

一方、世帯数を見ると、同期間中に一万一八〇八世帯増えている。期中、平成五年から三年連続、小幅ながら減少したが、八年以降は再び増加に転じた。さまざまな要因が絡み合っていて一概にはいえないが、人口に対し世帯数が増える傾向

表 1—1—3 地域別・町別面積および人口の推移

(各年 4 月 1 日)

町名	面積		昭和40人口		昭和58人口		平成6人口		平成17人口		
	m ²	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
東部	吉祥寺東町	899	8.4	11,959	9.1	11,995	9.0	11,776	8.9	11,794	8.9
	吉祥寺南町	962	9.0	13,118	10.0	13,632	10.3	13,068	9.9	13,196	10.0
	御殿山	391	3.6	4,133	3.2	4,487	3.4	4,326	3.3	3,848	2.9
	吉祥寺本町	839	7.8	15,382	11.7	11,216	8.5	10,792	8.2	11,226	8.5
	吉祥寺北町	1,396	13.0	13,179	10.1	15,507	11.7	15,749	12.0	15,527	11.7
	計	4,488	41.8	57,771	44.1	56,837	42.9	55,711	42.3	55,591	42.0
中部	中久保町	680	6.3	10,145	7.7	9,833	7.4	10,382	7.9	11,101	8.4
	西久保町	640	6.0	12,373	9.4	11,139	8.4	11,250	8.5	10,923	8.2
	緑町	536	5.0	8,940	6.8	8,342	6.3	7,740	5.9	8,351	6.3
	八幡町	532	5.0	3,903	3.0	3,686	2.8	4,282	3.3	4,230	3.2
	関前	1,080	10.1	5,660	4.3	7,969	6.0	8,542	6.5	8,674	6.5
	計	3,468	32.3	41,021	31.3	40,969	30.9	42,196	32.0	43,279	32.7
西部	境南町	1,152	10.7	10,309	7.9	12,257	9.2	12,429	9.4	14,037	10.6
	境南町	1,032	9.6	11,846	9.0	14,502	10.9	14,422	11.0	13,987	10.6
	桜堤	590	5.5	10,114	7.7	8,055	6.1	6,921	5.3	5,621	4.2
	計	2,775	25.9	32,269	24.6	34,814	26.3	33,772	25.6	33,645	25.4
総数	10,730	100.0	131,061	100.0	132,620	100.0	131,679	100.0	132,515	100.0	

[市勢統計]

はなおしばらく続くのだろう。

地域別・町別面積と人口の推移 表 1—1—3 は、前期を扱った『武蔵野市百年史』に倣い、

市内を三地域に分け、それをさらに一三の町別に分けて、「面積と、期初と期央、期末の人口をまとめてみる。参考までに記せば、東部は吉祥寺地区が大半、中部は旧関前・西窪（西久保）と一部旧吉祥寺地区、西部は境地区である。

人口を地区別で見ると、東部は期初、期央、期末と僅かずつだが減少している。とはいえ、三地区の構成比では四二パーセント台に収まっている。西部も同様の傾向を示しており、構成比では市内の四分の一を占めている。逆に中部は漸増して期初と期末で一・八ポイント差、面積と同様、市内のほぼ三分の一に達した。

期初と期末の町別の変化を見ると、一〇〇〇人以上増えているのは境（一七八〇人）と中町（一

表1-1-4 地域別・町別世帯数の推移(1)

(各年4月1日、単位：世帯、%)

町名		昭和58	平成17	世帯 平17/昭58(A)	人口 平17/昭58(B)	(B)/(A)
東部	吉祥寺東町	5,131	6,169	120.2	98.3	81.8
	吉祥寺南町	5,903	6,971	118.1	96.8	82.0
	御殿山	1,954	2,213	113.3	85.8	75.7
	吉祥寺本町	4,908	6,493	132.3	100.1	75.7
	吉祥寺北町	5,823	7,123	122.3	100.1	81.8
	計	23,719	28,969	122.1	97.8	80.1
中部	中町	4,417	6,023	136.4	112.9	82.8
	西久保	5,129	6,021	117.4	98.1	83.6
	緑町	3,154	3,775	119.7	100.1	83.6
	八幡町	1,368	1,864	136.3	114.8	84.2
	関前	3,300	4,150	125.8	108.8	86.5
	計	17,368	21,833	125.7	105.6	84.0
西部	境	5,144	6,952	135.1	114.5	84.8
	境南町	6,336	7,332	115.7	96.4	83.3
	桜堤	3,145	2,723	86.6	69.8	80.6
	計	14,625	17,007	116.3	96.6	83.1
総数		55,712	67,809	121.7	99.9	82.1

[市勢統計]

二六八人)で、次いで関前、八幡町が五〇〇人以上増となっている。

逆に減ったほうでは桜堤が二四三四人と群を抜き、次いで御殿山、境南、吉祥寺南町が四〇六〇〇人台の減少となった。期央を無視して見ると、緑町、吉祥寺本町、吉祥寺北町の三町は一〇人前後の変動しかなかった。

総じて変動幅は小さく、市の人口と同様、町別人口も安定期に入っていると見えていい。

表には、参考までに人口が一三万人台に乗った昭和四〇(一九六五)年の地域別・町別人口も載せている。地域別の構成比は東部、中部、西部の順で今と変わらないが、五八年と対比して見ると東部が九三四人減、中部は五一人減でほぼ横這い、西部が二五四五人増えている。この間全体では一五五九人増えているから、計算上は東部と中部の減少をそっくり西部が吸収したことになる。当然、

表 1-1-5 地域別・町別世帯数の推移(2)

(各年 4 月 1 日)

町名	昭和40世帯数(A)		平成17世帯数(B)		(B)/(A)	
	数	%	数	%	%	
東部	吉祥寺東町	4,075	9.7	6,169	9.1	151.4
	吉祥寺南町	4,549	10.9	6,971	10.3	153.2
	御殿山	1,289	3.1	2,213	3.3	171.7
	吉祥寺本町	5,027	12.0	6,493	9.6	129.2
	吉祥寺北町	3,643	8.7	7,123	10.5	195.5
	計	18,583	44.4	28,969	42.7	155.9
中部	中久保町	3,295	7.9	6,023	8.9	182.8
	西久保町	3,891	9.3	6,021	8.9	154.7
	緑幡町	2,617	6.2	3,775	5.6	144.2
	八幡町	1,099	2.6	1,864	2.7	169.6
	関前	1,721	4.1	4,150	6.1	241.1
	計	12,623	30.1	21,833	32.2	173.0
西部	境南町	3,380	8.1	6,952	10.3	205.7
	境南堤	4,268	10.2	7,332	10.8	171.8
	桜	3,043	7.3	2,723	4.0	89.5
	計	10,691	25.5	17,007	25.1	159.1
総数	41,897	100.0	67,809	100.0	161.8	

[市勢統計]

三地区の構成比はそれにつれて僅かながら変化した。

同様の变化を町別に見ると、少しでも増えているのが七町、逆は六町でほぼ半々、最も増えたのは境南町で二六五六人、逆に最も減ったのは吉祥寺本町で四一六六人だった。一見変化は少なそう

で、実はそうでもない一面を表している。

地域別・町別 世帯数の推移 (一九六五) 年と五八年の一八

年間の变化を見ておく(表1-1-4と表1-1-5)。この間、人口は一五五九人しか増えていないのに、世帯数は一万三八一五、率にして三三パーセントも増えている。今期の二三年間はいえ一万二〇九七世帯・二・七パーセント増だっ

た。時代背景や期間を無視しての比較はほとんど意味がないが、相変わらず世帯数はかなりの高率で増えているのが分かる。

同様に、昭和四〇年と五八年の変化を地域別に見ると、中部が四七四五世帯・三七・六パーセント、西部が三九三

四世帯・三六・八パーセントとそれぞれ増えたが、実数が五一・三六世帯増と最も多い東部は、二七・六パーセント増にとどまった。町別では、世帯数が減つたのは吉祥寺本町のみ（一一・九世帯・二・四パーセント減）で他は軒並み増えており、最高は関前で実に倍近い九一・七パーセント増、逆に小幡だったのは三・四パーセント増の桜堤だった。

次に、今期の変化を主に、期初と期末の対比で見つめる。特徴的なのは、三地域・町別ともに、桜堤を除いて、一〇パーセント以上増えていること。地区別では中部、東部、西部の順だが、中部、東部はともに二〇パーセントを超えており、中部に至っては四分の一も増えている。これを町別に見ると、三〇パーセント以上増えたのが中町、八幡町、境、吉祥寺本町の四町で、中町と八幡町は三六パーセントを超えた。二五・八パーセント増の関前を加えた五町で約三割増えたことになる。

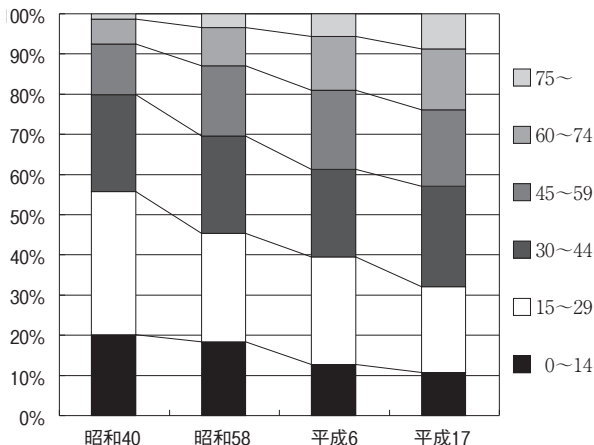
唯一世帯数の減つた桜堤は、一三・四パーセント減。世帯・人口ともに減つたのは、同町の中核を成す桜堤団地の動向と深く関係している。

桜堤団地の居住人口は町全体の七割を占める。築四〇年を経て居住者の年齢構成が大きく変わった。核家族化も進む。加えて、平成九（一九九七）年から全面建て替えが始まった。さまざまな要素が重なった特異なケースといつていい。

表1―1―4の右端の欄は、今期を通しての一世帯あたりの人数の変化、つまり昭和五八年と比較した平成一七年の家族数の比を表しているが、いずれの地域も一〇パーセント以上減っており、最も減っている御殿山と吉祥寺本町は五八年比二四・三パーセント減。人口、世帯数とも減っている桜堤も平均を超える一九・四パーセント減。少家族化の傾向が全市的であることが読み取れる。

図 1-1-3 年齢階層別人口比率の推移

(各年 1 月 1 日)



[住民基本台帳]

表 1-1-6 年齢階層別人口比率の推移

(各年 4 月 1 日、単位：%)

年齢	昭和40	昭和58	平成6	平成17
0~14	20.2	18.4	12.7	10.7
15~29	35.6	27.0	26.8	21.4
30~44	24.1	24.3	21.8	25.0
45~59	12.7	17.4	19.7	19.0
60~74	6.2	9.6	13.4	15.2
75~	1.3	3.4	5.6	8.7

[住民基本台帳]

昭和四〇年には一四歳以下が二〇・二パーセント、六〇歳以上が七・五パーセント、学生・労働者層にあたる一五〜五九歳が七二・四パーセントだったが、期初の五八年にはそれぞれ、一八・四、一三・〇、六八・七パーセント、期央の平成六（一九九四）年は一二・七、一九・〇、六八・

居住年限別 表 1-1-6 は、この期の期初（昭和五八年）、期央（平成六年）、期末（同一七年）時点での人口の人数の状況 年齢階層別の比率を示している。参考に、前項と同じ理由で昭和四〇（一九六五）年の数字も載せた。

(三) 人口構成の推移

図 1-1-3 は、それをそのままグラフ化したものである。

市の人口は四〇余年間、一三万人台で推移しているが、年齢階層別に見ると少子化、高齢化がどんどん進んでいるのが分かる。

表 1-1-7 乳幼児・高齢者人口

(各年1月1日)

年	市内人口	乳幼児人口 (0~5歳)	人口に 占める率 (%)	高齢者人口 (65歳以上)	人口に 占める率 (%)
昭和58	133,063	9,169	6.9	12,249	9.2
59	134,590	9,007	6.7	12,605	9.4
60	135,223	8,823	6.5	12,921	9.6
61	136,344	8,603	6.3	13,453	9.9
62	136,637	8,368	6.1	13,970	10.2
63	136,291	8,060	5.9	14,357	10.5
平成元	135,758	7,786	5.7	14,853	10.9
2	135,923	7,472	5.5	15,350	11.3
3	135,594	7,073	5.2	15,908	11.7
4	135,519	6,792	5.0	16,525	12.2
5	133,916	6,441	4.8	17,119	12.8
6	133,008	6,248	4.7	17,718	13.3
7	131,310	6,070	4.6	18,229	13.9
8	131,021	5,977	4.6	18,849	14.4
9	130,308	5,795	4.4	19,469	14.9
10	130,720	5,856	4.5	20,169	15.4
11	131,111	5,889	4.5	20,779	15.8
12	130,747	5,823	4.5	21,310	16.3
13	131,345	5,758	4.4	22,079	16.8
14	131,466	5,702	4.3	22,608	17.2
15	131,675	5,669	4.3	23,206	17.6
16	131,287	5,511	4.2	23,559	17.9
17	132,179	5,556	4.2	23,983	18.1
18	133,722	5,623	4.2	24,605	18.4
19	134,074	5,637	4.2	25,180	18.8
20	134,253	5,606	4.2	25,773	19.2

[地域生活環境指標 住民基本台帳]

より高齢化のテンポの方がずっと速い。
表1-1-7は、それを〇〇五歳の乳幼児人口と六五歳以上の高齢者人口で見ようとしたものだが、当然ながら同じ傾向が出ている。

乳幼児人口は期初（昭和五八年）の九二六九人から期末（平成一七年）の五五五六人まで緩やかな下降線をたどっ

三パーセント、そして期末の一七
年が一〇・七、二三・九、六五・
四パーセントだった。学生・労働
者層の比率が下がってゆく一方
で、一四歳以下は昭和四〇年と五
八年で一・八ポイント、期末とで
は九・五ポイントも下がっており、
逆に六〇歳以上は同期間にそれぞ
れ五・五ポイント、一六・四ポイ
ント増えている。今期の二三年間
で見ても、一四歳以下は七・七ポ
イント減り、六〇歳以上は一〇・
九ポイント上がっている。少子化

表 1—1—8 地域別・町別高齢化状況

(平成18年4月1日)

町名		人口	高齢者人口	対町人口比 (%)	対市人口比 (%)
東部	吉祥寺東町	11,730	2,458	21.0	9.9
	吉祥寺南町	13,513	2,643	19.6	10.7
	御殿山	3,629	655	18.0	2.6
	吉祥寺本町	11,147	1,978	17.7	8.0
	吉祥寺北町	15,810	2,938	18.6	11.9
計		55,829	10,672	19.1	43.1
中部	中町	11,220	1,892	16.9	7.6
	西久保	10,983	1,996	18.2	8.1
	緑町	8,624	1,702	19.7	6.9
	八幡町	4,291	774	18.0	3.1
	関前	8,767	1,573	17.9	6.3
計		43,885	7,937	18.1	32.0
西部	境	14,408	2,173	15.1	8.8
	境南町	14,141	2,522	17.8	10.2
	桜堤	5,727	1,472	25.7	5.9
計		34,276	6,167	18.0	24.9
合計		133,990	24,776	18.5	100.0

[市勢統計]

注：高齢者とは65歳以上。対市人口比は市の高齢者総人口に占める比率

ているが、途中、平成一〇、一一年は小幅ながら増えて、再び減っていく。そして期末（一七年）から三年間、また僅かながら持ち直す。その間の変化を一〇〇〇人台毎の階段に見立てて追ってみると、ほぼ四年刻みで一段下りるペースが七年まで続き、八年以降は一〇年間、五〇〇〇人台でとどまっていた。少子化の流れ、とまではいえないが、乳幼児人口は下げ止まりの状態に近づいている。

一方、高齢者人口の方は、期初の一万二二四九人から期末の二万三九八三人まで、一貫して増え続けている。その間の変化を、乳幼児人口と同様、一〇〇〇人台毎の階段で見ると、期初の三年間で一〇〇〇人の後は二年で

一段上るのが七回、一年でクリアが三回あり、期末に近くなって二万三〇〇〇人台が三年続いた。やはり、高齢化のペースは相当に速い。表には人口に占めるそれぞれの比率も載せている。両者の勢いの差は一目瞭然である。

地域別・町別

その高齢化がこの期、地域別・町別に見てどの程度進んだかを、集計上の都合で期末に一番近い平
高齢化状況 成一八(二〇〇六)年四月一日の時点でもとらえてみたのが表1-1-8である。六五歳以上の人が地域別・町別にどのくらいの比率で住んでいるか、また全市の見るとどうなのかが分かる。

地域別の比率では、東部、中部、西部の順になるが、三者の差は僅かで、一ポイント差の中に全て収まっている。しかし町別に見ると相当のばらつきがある。一番比率の高い桜堤は二五・七パーセントを占め、住民の四分の一が高齢者ということになる。次いで吉祥寺東町が二〇パーセントを超え、以下緑町、吉祥寺南町が一九パーセント台で続く。

ここには載せていないが、期初の昭和五八(一九八三)年の統計(『武蔵野市百年史』記述編Ⅳ所収)を見ると、全町で高齢者の比率が一〇パーセントを超えていたのは三町だけで、しかもいずれも東部だった。それと比べると二三年後はまさに様変わりしたといつてよい。特に五八年に九・六パーセントだった桜堤は前述のように一六ポイントも増えている。公団入居者がそっくり高齢化しているのだろう。

一方、全市の高齢者人口に占める割合を見ると、地域別では東部、中部、西部の順に高く、東部と西部の間には一八・二ポイントの差がある。町別で一〇パーセントを超えるのは吉祥寺北町、同南町、境南町の三町で、逆に八幡町は三・一パーセント、一番少ない御殿山は二・六パーセントに過ぎない。

ついで表1-1-3にある全市に占める地域別人口の比率と対比してみると、市民の四二・〇パーセントが住む東

表 1-1-9 居住年限別人数

(各年 6 月 1 日)

区 分	昭和58		平成17	
	人 数	%	人 数	%
1年未満	14,763	11.0	12,470	9.4
5年未満	52,795	39.3	43,341	32.5
10年未満	78,163	58.2	66,093	49.6
10年以上	56,041	41.8	67,115	50.4
合 計	134,204	100.0	133,208	100.0

〔地域生活環境指標 住民基本台帳〕

部の高齢者比は全市の四三・一パーセント、三二・七パーセントが住む中部は同三二・〇パーセント、二五・四パーセントが住む西部は同二四・九パーセントとなり、絶対数では東部にやや高齢者が多く、西部はやや少ないことが分かる。なお、表 1-1-1-3 と表 1-1-1-8 の二つの表は調査年が一年ずれているので、あくまでも参考でしかないと断っておく。

居住年限別

表 1-1-1-9 は、期初と期末の居住年限別の人数を示している。

人数の状況

人数のうち、五年未満には一年未満が、また一〇年未満には五年未満が含まれている。

期初の昭和五八（一九八三）年と期末の平成一七（二〇〇五）年とを比べてみると、一七年は一年未満、五年未満、一〇年未満とも、人数・比率が減っているのに対し、一〇年以上の居住者は二三年間に一万一〇七四人増えて、比率も五割を超えている。また一年未満の居住者は期末に至って一割を下回った。これをもつて流動性が鈍り、定住人口が増えたと結論づけるのは早計に過ぎるが、その傾向にあることは否定できない。

ここには載せていないが、今期以前からの推移を見ると、昭和五〇年頃には五年未満が約五割を占めていたが、今期の初め（五八年）には四割を切り、期末（平成一七年）には三分の一を割り込んだ。同じ期間の一〇年以上の居住者は逆に、三分の一強から四割、五割と推移している。やはり定着性が高まっているというものだろう。

表 1—1—10 地域別・町別・居住年限別人数の比率

(各年6月1日、単位：%)

町 名		1年未満		10年以上	
		昭和58	平成17	昭和58	平成17
東 部	吉祥寺東町	10.5	7.8	45.1	54.7
	吉祥寺南町	11.2	8.5	41.9	50.9
	御 殿 山	12.6	10.2	34.1	44.3
	吉祥寺本町	10.1	8.2	44.5	48.4
	吉祥寺北町	10.7	7.2	37.2	52.4
	計	10.8	8.0	41.2	51.2
中 部	中 町	15.9	10.9	37.3	46.1
	西 久 保	11.6	9.2	42.6	51.7
	緑 町	8.8	13.7	44.2	46.6
	八 幡 町	6.7	7.5	50.6	51.4
	関 前	12.1	7.4	43.4	54.1
	計	11.8	10.0	42.5	49.7
西 部	境 町	10.6	13.3	40.2	45.6
	境 南 町	11.9	9.3	38.6	50.1
	桜 堤	7.2	7.8	50.6	60.3
	計	10.4	10.7	41.9	49.9
合 計		11.4	9.4	41.8	50.4

[地域生活環境指標 住民基本台帳]

地域別・町別の 表1—1—10は、居住年限別人数 限別人数のうち、一年未満と一〇年以上の人について、期初の昭和五八（一九八三）年と期末の平成一七（二〇〇五）年をとって、地域別・町別の比率を見たものである。

地域別では、一年未満の人の比率は期初が中部、東部、西部の順だったが、期末には東部、中部が二・八〇一・八ポイント下がり、逆に西部の比率が〇・三ポイント上がった結果、西部、中部、東部の順に変わった。

一方、一〇年以上の居住者を見ると、昭和五八年は僅か一・三ポイント差の範囲ながら中部、西部、東部の順だったのが、期末には差は大して変わらないが東部、西部、中部と順位が変わった。

そのうち西部は〇・三ポイントだけ一年未

満が増え、逆に東部は一〇年以上が一〇ポイントも増えた。地域別で見ると、総じて一年未満の変動は少なく、一〇年以上が軒並み比率を上げている。

とはいえ、町別に見ると結構ばらつきが目につく。一年未満では、昭和五八年段階で一〇パーセントを割ったのは緑町、桜堤、八幡町の三町で、中町の一五・九パーセントを除けば、他の九町は一〇〜二・六パーセントの中に収まっていた。それが二二年後、一三・七パーセントで比率が一番高い緑町を含めて一〇パーセントを超えたのは四町だけ。他はすべて一〇パーセントを切っている。中でも、五八年には五町とも一〇パーセントを上回っていた東部では、御殿山を除いて八パーセント台以下となった。

変動幅で見ると、増えた四町の中では緑町の四・九ポイントが目立ち、減った方では中町の五・〇、関前の四・七、吉祥寺北町の三・五ポイントが目立った。

では、一〇年以上の居住者はどうか。昭和五八年では八幡町、桜堤が共に五〇パーセントを超え、以下四五・一〜四〇・二パーセントの間に七町が収まり、他の四町では三四・一パーセントの御殿山以外は三五パーセントを超えていた。それが期末になると、桜堤の六〇・三パーセント以下、五〇パーセント台が七町、四〇パーセント台が五町で、それ以下は皆無である。全市平均が五〇・四パーセントだから当然のことだが、ここにも流動性が減って定着性が増しているのが見てとれる。

また、一〇年以上を期初と期末で比べて見ると、全市平均の八・六ポイントを上回っているのは九町で、一〇ポイント以上は四町に及ぶ。逆に伸びが少なかったほうでは八幡町の〇・五ポイント、緑町の二・四ポイントが目立った。いずれにせよ数字のみでいえることは少なく、開発余地の有無、持ち家率、マンションの多寡なども加味しないと実

表 1-1-11 常住地による就業地・通学地別人数の推移

(各年10月1日)

区 分		昭和40			昭和60		
		総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者
当市常住者		78,057	61,898	16,159	83,671	68,752	14,919
就業・通学地	市内	26,401	22,816	3,585	26,092	22,361	3,731
	都内	50,063	37,964	12,099	54,784	44,338	10,446
	他県	1,593	1,118	475	2,795	2,053	742
区 分		平成7			平成17		
		総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者
当市常住者		83,169	70,038	13,131	74,774	65,374	9,400
就業・通学地	市内	25,841	22,459	3,382	24,922	22,325	2,597
	都内	53,592	44,693	8,899	46,644	40,355	6,289
	他県	3,736	2,886	850	3,208	2,694	514

〔国勢調査報告〕

注：(1)15歳以上 (2)都内は本市を除く区市町村

相は見えてこない。

二 産業構造と就業構造

吉祥寺駅周辺の副々都心化、三鷹、武蔵境両駅周辺の再開発が進み、本市の産業構造と市民の就業構造は、第三次産業への傾斜がいつそう鮮明になった。

都心に向かう就業者、通学生の数には相変わらず多いが、逆に市外から本市に通ってくる人も増え、今期に入って夜間人口(市の人口)より昼間人口の方が多くなり、その流れが定着した。

(一) 市民の就業構造とその推移

就業・通学先状況

就業・通学先をまとめた市独自の統計がないので、五年ごとに行われる国勢調査の数字を援用したのが表1-1-11である。前項ではおおむねこの期の始まった昭和五八(一九八三)年と期半ばの平成六(一九九四)年、期末となる同一七年の数値で二三年間の推移を見

てきたが、ここでは国勢調査の実施年である昭和六〇年、平成七年、同一七年の数値を中心に推移を見ることになる。前項と同様、比較の対象に昭和四〇（一九六五）年、ないしはその前後の数値も載せた。

まず、市の人口が今と同じ一三万人台に乗った昭和四〇年と六〇年を比べてみると、就業・通学者の総数はこの二〇年間に五六一四人増えたが、就業者に限るとそれを上回る六八五四人増となり、その分通学者は減少した。

一〇年後の平成七年も総数は横ばいだったが就業者は一二八六人増え、通学者は逆に一七八八人減った。さらに一〇年後の一七年を見ると就業者も通学者も、当然のこと総数も相当減少し、特に通学者は五五一九人も減って一万人の万台を割った。

総数・就業者・通学者それぞれの最大値（必ずしもピークではない）を見ると、総数では昭和六〇年、就業者は平成七年、通学者は昭和四〇年である。人口が大して変わらないのにこうしたばらつきが出るのは、少子化・高齢化との関連が大きいのだろう。

就業・通学者が通っている先を、市内・都内・他県に分けて見ると、最も多い都内は昭和四〇年から六〇年の二〇年間に就業者数は六三七四人も増えたが、次の二〇年間には逆に一割近く減っている。その平成一七年、都内への就業・通学者は昭和四〇年以来維持していた五万人台を大きく割り込んだ。特に通学者は対四〇年比で五割弱、六〇年比でも四〇・〇パーセント減っている。

注目したいのは、他県への就業・通学者数。昭和六〇年には対四〇年比七五・五パーセント増え、就業・通学者とも最多となった平成七年にも対昭和六〇年で三三・七パーセント増えた。一七年には一四パーセント減るがなお三〇〇〇人台を数えた。その八割以上が就業者である。

就業・通学先の区市

次に、市内から都内あるいは他県へ通う先の区市町村を少し詳しく見てみる。都内に通う人は表1-1-11で示したとおり、昭和四〇（一九六五）年に五万人を超えていた。総数で最もとなるのは昭和六〇年だが、就業者に限ると平成七（一九九五）年が最も多かった。

昭和四〇年に都区内へ通った人では千代田区の一〇六三五人が最も多く、六一二八人の中央区、四一〇四人の新宿区と続き、以上の三区で二万人を超えていた。六〇年になると一位の千代田区は一人を割るが、続く新宿区、港区の三区合計ではやはり二万人を超えた。以降、平成七年、一七年と上位三区の順番は変わらないが、三区の総数は徐々に減って、一七年には対昭和六〇年で二三・六パーセント減の一万五六八九人だった。

そのうち、就業者は昭和六〇年以來ずっと千代田区、新宿区、港区、中央区、渋谷区の順だった。一方、通学者は昭和六〇年が千代田区、新宿区、杉並区、世田谷区の順だったが、平成七年は新宿区、千代田区、杉並区の順に、一七年は杉並区、新宿区、千代田区の順に変わり、数も減っている。一七年の二〇三五人は、二〇年前の昭和六〇年と比べ四〇・九パーセント減だった。

二三区以外では隣の三鷹市に通う人が圧倒的に多い。昭和六〇年の二六九七人は四〇年比一〇五人増に過ぎないが、次の二〇年間には一三パーセント増えて三〇四八人になった。うち通学者は増減するが、就業者は一貫して増えている。三鷹市に次ぐのはやはり隣の西東京市（平成一三年合併の田無・保谷市の合計以下同）だが、三鷹とは倍以上の開きがある。

他県への就業・通学者で目立つのは広範囲化である。昭和四〇年は九県だったが、六〇年には大阪を含む一二府県に、平成七年には一四府県に広がった。新幹線網の拡大などが大きな要因で、七年には宮城、新潟が加わっている。

表 1-1-12 昼間人口の推移

(各年10月1日)

区 分	昭和40	昭和60	平成7	平成17	
昼 間 人 口	118,662	143,994	153,379	154,448	
流 入 人 口	総 数	36,802	64,077	77,395	67,804
	通 勤 者	19,708	41,603	52,995	49,933
	通 学 者	17,094	22,474	24,400	17,871
流 出 人 口	総 数	51,656	58,681	58,526	50,869
	通 勤 者	39,082	46,391	47,579	43,049
	通 学 者	12,574	12,290	10,947	7,820
夜 間 人 口	133,516	138,598	134,510	137,513	
昼間人口指数	89	104	114	112	

〔国勢調査報告〕

注：60年以降の昼・夜間人口は年齢不詳者を含まない

く、生活都市としてしっかり機能している。

流入人口の最大値は、総数・通勤者・通学者とも平成七年で、昭和四〇年と比べるとそれぞれ、一一〇・三、一六八・九、四二・七パーセント増、六〇年比でも二〇・八、二七・四、八・六パーセント増えている。後者では増えた大半を通勤者が占めている。

同年の場合、昭和六〇年に比べて三三・七パーセント・九四一人の増、四〇年比では一三四・五パーセント増となった。一七年になると減少に転ずるが、統計の基準が変わったのでこれ以上言及するのは控える。

昼間人口の推移

表 1-1-12 は、昼間人口と夜間人口の推移を示している。昼間人口は通勤・通学者で市を出入りする数で変わる。夜間人口は市の人口と考えていい。

昭和四〇（一九六五）年と六〇年以降の間に大きな変化がある。六〇年以降は昼間人口が夜間人口を上回っていること。六〇年の両者の差は五三九六人だが、一〇年後には二万人近くに開いた。平成一七（二〇〇五）年も一万七〇〇〇人近い差がある。他に市外から吉祥寺駅周辺に来る買い物客も多いので、昼間人口はもともと膨らんでいる。といって都心の区部のように夜間人口が激減することはな

表1-1-13 就業地・通学地による常住地別人数の推移

(各年10月1日)

区 分		昭和40			昭和60		
		総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者
当市での就業・通学者		63,203	42,524	20,679	87,441	63,964	23,477
常住地	当 市	26,401	22,816	3,585	26,092	22,361	3,731
	都内から	34,362	18,538	15,824	51,460	36,002	15,458
	他県から	2,440	1,170	1,270	9,889	5,601	4,288
区 分		平成7			平成17		
		総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者
当市での就業・通学者		100,027	75,454	24,573	89,814	72,258	17,556
常住地	当 市	25,841	22,459	3,382	24,922	22,325	2,597
	都内から	58,832	44,161	14,671	51,209	41,121	10,088
	他県から	15,354	8,834	6,520	13,683	8,812	4,871

【国勢調査報告】

注：(1)15歳以上 (2)都内は本市を除く区市町村

一方、流出人口の最大値は昭和六〇年で四〇年比一三・六パーセント増だった。しかし通勤で流出する人は平成七年の方が多く、昭和六〇年に比べて僅かながら上回った。

それに比べて市外に向かう通学者は昭和四〇年の国勢調査以来一貫して減り続けているが、四〇年からの二〇年間は二・三パーセント減だったのに対し、六〇年からの一〇年間は一〇・九パーセント、平成七年からの一〇年間は二八・六パーセントとそれぞれ減って、一七年には一万人を大きく割った。それが、昼間人口を押し上げている一因でもある。

本市への就業・通学者の常住地 表1-1-13は、本市への就業・通学者の常住地、つまりどこから通ってきているかを、市内、都内、他県別に示している。

まず、市内の職場や学校に通っている人は昭和四〇（一九六五）年から六〇年までの二〇年間に三〇九人減、六〇年からの二〇年間で一一七〇人に減っているが、そう大きな変化ではない。

しかし、市外から通ってくる人は昭和四〇年からの二〇年

間の総数で六六・七パーセント増え、その後も平成七（一九九五）年より減った一七年でも昭和六〇年と比べると五・八パーセント増えている。それを都内からの就業者について見ると、昭和六〇年は四〇年比九四・二パーセント増、平成七年は昭和六〇年比二二・七パーセント増で四万四一六一人と最大値になり、一七年は減少したが、なお四万人を超えている。

それに対して都内からの通学者は減少傾向にあり、平成一七年の一万〇〇八八人は二〇年前に比べて三四・七パーセント減である。

市外からの就業・通学者で目覚ましいのは他県から通って来る人の急増ぶり。昭和六〇年の九八八九人は四〇年の四倍以上で、最大値となる平成七年には一〇年間で五五・三パーセントも増えて一万五三五四人になった。

それでは市内に通って来る人は、具体的にどこの市区町村から来ているのだろうか。まず都内から。昭和四〇年は多い順に、杉並区、三鷹市、西東京市（旧保谷・田無の合計）、小金井市の順で、うち就業者は三鷹市、杉並区、西東京市、通学者は杉並区、三鷹市、西東京市の順に多かった。

総数が四九・八パーセント増えた昭和六〇年には三鷹市、杉並区、西東京市の順となり、うち就業者は三鷹市、杉並区、小金井市、通学者は杉並区、西東京市、三鷹市の順となる。

この間、昭和四〇年に総数で三〇〇〇人を超えたのは二区市、一〇〇〇人以上は一二区市だったが、六〇年には一〇〇〇人以上が一六区市に増え、三鷹市、杉並区のほか、西東京市、小金井市、練馬区から来る人も三〇〇〇人を超えた。

さらにそれぞれが最大値となった平成七年は、総数・就業者では三鷹市、杉並区、西東京市、通学者は杉並区、西

東京市、練馬区の順となり、総数で一〇〇〇人を超えた区市は一七を数えた。

平成一七年には総数で七年比一三・〇パーセント減つたのに伴い、一〇〇〇人以上の区市も一四に減るが、西東京市、府中市の二市から通つてくる人は僅かながらも増えている。

一方、昭和四〇年に二四四〇人だった他県から通つてくる人は、六〇年に四倍以上の九八八九人に激増した。この間に、就業者と通学者の人数が逆転して六〇年には前者の方が多くなり、以降両者とも増えるが差はどんどん広がっていく。そして総数で神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都の順だった四〇年から、六〇年には埼玉県、神奈川県、千葉県と順位が変わり、以降その順番が固定化した。特徴的なのは埼玉県からは就業者が、千葉県からは通学者の方が多いこと。また、埼玉県では所沢市から来る人が三割を占め、昭和六〇年の九三七人は、立川市や府中市から通う人を上回った。前に方を超える市民が通っていると指摘した都内の三区から通つてくる人は昭和四〇年が四一三人、六〇年三六四人、平成七年三三二人、一七年二七四人だけ。それに対して三鷹市との間では、たとえば平成一七年の場合、三〇四八人が三鷹市に通い、五六〇九人が通つてくる。本市との一体化がどんどん進んでいると見ることが出来る。

産業別就業 表1-1-14は、市内常住者の産業別就業者数の推移を、第一次・二次・三次産業別に示している。

者数の推移 第一次産業といつても大半は農業で、しかも全体の一パーセント以下に過ぎないが、昭和六〇（一九八五）年の二八一人は対四〇年比四割以上の減で、その後も同じ傾向が続いている。林業に至っては平成一七（二〇〇五）年の国勢調査でゼロになった。

昭和四〇年に全体の三分の一を占めていた第二次産業も、六〇年には四〇年比二三・一パーセント減つて全体の二二・七パーセントに、さらに平成七、一七年もそれぞれ一九・〇、一三・三パーセントと比率を落としている。

表 1-1-14 産業別就業者数（15歳以上）の推移

(各年10月1日)

分類(旧)		昭和40	昭和60	平成7	分類(新)		平成17
第一次	農 業	494	281	259	農 業	業	253
	林 業	14	4	4	林 業	業	
	漁 業	49	16	7	漁 業	業	1
計		557	301	270	計		254
第二次	鉱 業	345	132	80	鉱 業	業	85
	建 設 業	4,759	4,301	4,002	建 設 業	業	2,799
	製 造 業	15,215	11,187	9,223	製 造 業	業	5,834
計		20,319	15,620	13,305	計		8,718
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	425	335	385	電気・ガス・熱供給・水道業	業	265
	運 輸 ・ 通 信 業	4,037	3,604	3,624	情 報 通 信 業	業	6,233
	卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	15,835	18,705	16,995	運 輸 業	業	1,969
	金 融 ・ 保 険 業	4,898	4,776	5,032	卸 売 ・ 小 売 業	業	10,391
	不 動 産 業		1,694	2,279	金 融 ・ 保 険 業	業	3,631
	サ ー ビ ス 業	13,444	21,206	25,246	不 動 産 業	業	2,596
	公務(他に分類されないもの)	2,363	2,252	1,958	飲 食 店、宿 泊 業	業	3,988
					医 療、福 祉	業	5,167
					教 育、学 習 支 援 業	業	4,382
					複 合 サ ー ビ ス 業	業	442
					サ ー ビ ス 業(他に分類されないもの)	業	13,139
				公務(他に分類されないもの)	業	1,885	
計		41,002	52,572	55,519	計		54,088
分類不能な産業		20	259	944	分類不能な産業		2,314
総 数		61,898	68,752	70,038	総 数		65,374

[国勢調査報告]

注：昭和40年の金融・保険業は不動産業を含む

業種別では製造業の退潮が著しい。昭和六〇年の一万一一八七人は二〇年前の四〇年比二六・五パーセント減、その二〇年後の平成一七年にはさらに半減した。六〇年に対四〇年比一割減で四三〇一人だった建設業も、平成一七年までの二〇年間に三四・九パーセント減って二七九九人となった。

一、二次産業退潮の穴を補ったのは当然、第三次産業である。昭和六〇年には四〇年比二八・二パーセント増えて全体の四分の三を超え、平成七年には七九・三パーセント、一七年には八二・七パーセントを占めるに至った。

それを業種別に見るとサービス業

と卸売・小売業・飲食店（以下、卸売と略）の比重が圧倒的に高く、昭和六〇年で見ると、対四〇年比五七・七パーセント増のサービス業と、やはり二割近く増えた卸売を合わせた三万九九一人は全体の四分の三を超え、平成七年も二業種でほぼ同じ比率を占めた。昭和六〇年から一〇年間で他に、金融・保険業、運輸・通信業、不動産業、電気・ガス・熱供給・水道業も漸増したが、公務は減少した。

平成一七年の国勢調査では職業分類が変わったため同様の比較は出来ないが、七年の調査で四分の三を超えたサービス業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業はなお半数を超えている。

同年の調査では新たに情報通信業、「医療、福祉」「教育、学習支援業」が加わった。従来は他の業種に含まれていたものを独立させたのだが、それだけ全体に占める比重が高まっているのを示していることになる。業種別の順位でもサービス業、卸売・小売業に次ぎ、それぞれが三、四、五位で続いている。三業種の総数は全体の二九・二パーセントを占め、一〇五位を合わせると七二・七パーセントに達する。昭和六〇年以來増勢にある不動産業も、なお平成七年比一三・九パーセント増えたが、金融・保険業は二七・八パーセント減、公務も微減。

その結果、全体では第三次産業が八割前後、二次産業が一三・三パーセントとなった。

職業別就業 次に、同じく市内常住者について職業別就業者数の推移を見たのが、表1—1—15である。総数の**推移の推** 移は前表と同じなので触れない。

昭和六〇（一九八五）年、平成七（一九九五）年、一七（二〇〇五）年を通じて最も多いのは事務従事者で、比率で見るとそれぞれ二七・一、二六・九、二七・九パーセントと常に三割近くを占め、次いで多いのが専門的・技術的職業従事者でそれぞれ一九・八、二〇・九、二二・八パーセント、続いて販売従事者が一八・一、一八・六、一六・

表 1—1—15 職業別就業者数（15歳以上）の推移

(各年10月1日)

分 類	昭和40	昭和60	平成7	平成17
専門的・技術的職業従事者	7,448	13,619	14,669	14,901
管理的職業従事者	4,190	4,668	4,576	2,382
事務従事者	17,410	18,624	18,832	18,262
販売従事者	10,088	12,431	13,033	10,949
サービス職業従事者	5,190	6,212	6,498	6,822
保安職業従事者	548	647	700	653
農林漁業作業者	497	290	252	258
採掘作業者	6	8		
運輸・通信従業者	2,080	1,525	1,324	1,019
生産工程・労務作業者	14,426	10,477	9,427	7,937
分類不能の職業従事者	15	251	727	2,191
総 数	61,898	68,752	70,038	65,374

〔国勢調査報告〕

注：(1)生産工程・労務作業者のうち、生産工程作業者とは技能工、採掘・製造・建設作業者をいう

(2)平成7・17年の採掘作業者は生産工程作業者に含まれる

七パーセントであった。販売従事者は平成一七年に比率を落としているが、以上の上位三者は昭和四〇年の五六・五パーセントから六〇年には六五・〇パーセント、平成七年六六・四パーセント、一七年六七・五パーセントと増え続け、全体の三分の二に達した。昭和四〇年に二八・一パーセントを占めた事務従事者に次ぎ、二三・三パーセントを占めていた「生産工程・労務作業者」は六〇年に一五・二パーセントと四位に後退、その後も漸減傾向をたどっている。逆に昭和六〇年の四〇年比で目を引くのは、専門的・技術的職業従事者の急増ぶり。六一七一人増は八二・九パーセントの伸びで順位も四位から二位に浮上、以降も二位のままで推移している。

順位といえは昭和六〇年以降、一〜六位は変わっていないが、六〇年と平成一七年の二〇年間の変化を実数で見ると、最も増えたのは専門的・技術的職業従事者で一二八二人、次いでサービス職業従事者

表 1-1-16 産業別事業所数の推移
(昭和47年9月1日、昭和61年7月1日、平成8年以降は10月1日)

産 業	昭和47	産 業	昭和61	平成8	平成18
農 業	9	農 業	1	-	-
漁 業	-	漁 業	-	1	-
鉱 業	1	鉱 業	-	-	-
建設業	333	建設業	404	411	350
製造業	349	製造業	331	245	163
電気・ガス・熱供給・水道業	7	電気・ガス・熱供給・水道業	6	8	6
運輸・通信業	63	情報通信業	99	161	222
卸売・小売業、飲食店	2,899	運輸業	212	185	103
金融・保険業	105	卸売・小売業	2,395	2,349	2,122
不動産業	543	金融・保険業	156	185	124
サービス業	1,303	不動産業	747	932	947
公務(他に分類されないもの)	28	飲食店、宿泊業	1,554	1,529	1,444
		医療、福祉	367	431	638
		教育、学習支援業	287	398	421
		複合サービス事業	21	19	25
		サービス業(他に分類されないもの)	1,131	1,356	1,402
		公務(他に分類されないもの)	28	27	25
総 数	5,640	総 数	7,739	8,237	7,992

[市勢統計]

注：(1)昭和61年以降は平成14年3月改訂の新産業分類

(2)新旧分類から件数が0の林業を除いている

の六一〇人だが、逆に「生産工程・労務作業者」の二五四〇人減、管理的職業従事者の二二八六人減が際立ち、特に後者はほぼ半数に減った。他に販売従事者が一四八二人、一・九パーセント減ったのが目立った。

(二) 産業構造の推移

産業別事業所数の推移

各種調査は時々、分類法などを変更する

ことがあり、そのため推移などを正確に捉えられなくなることもある。産業別事業所数の変化を見る表1-1-16も総数の推移は分かるが、産業の分類は表の「注」にあるとおり、平成一四(二〇〇二)年三月に改訂されたのに合わせ、昭和六一(一九八六)年まで遡って修正され、なおかつそれ以前の分類は旧来のままのため、比較に用いた四七年との間にそごを生じること

になる。

まず、総数の推移を見る。昭和六一年の七七三九は一四年前の昭和四七年に比べ三七・二パーセントの増。一〇年後の平成八年も六・四パーセント増えたが、一八年には若干減少する。とはいえ、昭和六一年比では三・三パーセント増えて七九二二となった。

昭和四七年の調査で一三だった産業の分類は六一年以降一八に細分化された。参考までに四七年の産業別事業所の数は「卸売・小売業、飲食店」、サービス業、不動産業の順に多かったが、「卸売・小売業、飲食店」は全体の五割以上を占めて二位以下に大きく水を明け、なお一、二位では四分の三近くを占めている。

今期に入って昭和六一年になると一位の卸売・小売業が比率で三〇・九パーセント、以下飲食店・宿泊業、サービス業がそれぞれ二〇・一、一四・六パーセントで続き、一〜三位の合計五〇・八〇は全体の六五・六パーセントを占めている。

その二〇年後の平成一八年も三者の順位は変わらず、昭和六一年比一一・四パーセント減だった卸売・小売業は全体の二六・六パーセント、同じく七・一パーセント減の飲食店・宿泊業が一八・一パーセント、二四・〇パーセント増のサービス業は一七・五パーセントで、この三者が全体の六二・二パーセントになる。

平成一八年の調査で昭和六一年より事業所数が減つたのは前記二業種の他、製造業、運輸業、建設業などで、うち建設業、金融・保険業は八年に微増したが、一八年には減少している。

逆に、二〇年間に増えた業種を実数で見ると、一位が「医療、福祉」の二七一、次いで不動産二〇〇、「教育、学習支援業」一三四の順。伸び率で見ると情報通信業が一二四・二パーセントで群を抜き、「医療、福祉」、「教育、学

表 1-1-17 産業別従業者数の推移
(昭和47年9月1日、昭和61年7月1日、平成8年以降は10月1日)

産 業	昭和47	産 業	昭和61	平成8	平成18
農 業	21	農 業	2	-	-
漁 業	-	漁 業	-	5	-
鉱 業	X	鉱 業	-	-	-
建 設 業	3,120	建 設 業	3,056	3,119	2,343
製 造 業	9,822	製 造 業	7,830	7,408	5,982
電気・ガス・熱供給・水道業	556	電気・ガス・熱供給・水道業	523	436	346
運 輸 ・ 通 信 業	2,934	情 報 通 信 業	2,556	3,832	4,395
卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	15,905	運 輸 業	2,276	2,149	2,188
金 融 ・ 保 険 業	3,289	卸 売 ・ 小 売 業	16,807	18,760	18,030
不 動 産 業	1,180	金 融 ・ 保 険 業	4,536	4,102	2,147
サ ー ビ ス 業	12,400	不 動 産 業	2,400	3,316	3,952
公務(他に分類されないもの)	1,374	飲 食 店、 宿 泊 業	10,196	13,054	14,166
		医 療、 福 祉	3,409	5,360	8,262
		教 育、 学 習 支 援 業	5,143	7,051	8,019
		複 合 サ ー ビ ス 事 業	1,288	554	523
		サ ー ビ ス 業(他に分類されないもの)	6,816	11,554	12,969
		公務(他に分類されないもの)	1,519	1,537	2,069
総 数	50,601	総 数	68,357	82,237	85,391

[市勢統計]

注：(1)昭和61年以降は平成14年3月改訂の新産業分類

(2)Xは公表をしていない

習支援業」が続く。以上、登場する四業種は実数と率でいずれも昭和六一年以来増え続けているが、全て合わせても二二二八（平成一八年）で全体の三割には届かない。

また、昭和四七年からの推移では不動産業が一貫して増えているのが目立ち、逆に製造業は四七年から六一年では微減だったが、その二〇年後には激減して半分以下になった。

産業別従業者数の推移

表 1-1-17 は、産業別従業者数の推移

を示している。言うまでもなく前項の事業所数は何人働いていようと一か所は一か所だが、従業者は産業別にひとくくりになるので、事業所の推移とは違う傾向が表れる。比較の対象には、前項と同じ昭和四七（一九七二）年を載せた。

まず総数では昭和四七年の五万〇六〇一人が六一年には三五・一パーセント増の六万八三五

七人に、その一〇年後の平成八（一九九六）年には二割増の八万二三三七人、さらに一〇年後は伸び率こそ低かったが三一五四人増えて八万五三九一人となった。過去最多である。

昭和六一年以降の産業分類は前述のようにそれ以前と変わっているので四七年との比較はやめる。六一年以降の調査で業種別に多い方から三者を挙げ、総数に占める比率を見ると、昭和六一年は卸売・小売業二四・六パーセント、「飲食店、宿泊業」一四・九パーセント、製造業一一・五パーセントだったが、平成八年になると卸売・小売業は二二・八パーセント、「飲食店、宿泊業」一五・九パーセント、サービス業一四・〇パーセントとなり、さらに一八年は順位は同様で、それぞれ二一・一、一六・六、一五・二パーセントとなった。六一年に三位だった製造業は「医療、福祉」（九・七パーセント）、「教育、学習支援業」（九・四パーセント）にも抜かれ、七・〇パーセントで六位に後退した。

上位三業種が全体に占める人数は、昭和六一年三万四八三三人、平成八年四万三三六八人、一八年四万五一六五人、いずれも五割強となる。

次に昭和六一年から平成一八年の二〇年間の業種別推移を見てみると、従業者が一〇〇人以上いる業種で減ったのは、実数で五二・七パーセント・二三八九人減の金融・保険業、二三・六パーセント・一八四八人減の製造業、五九・四パーセント・七六五人減の複合サービス事業、また率では複合サービス事業、金融・保険業、製造業（二三・六パーセント）の順となった。

逆に増えた業種は、実数で九〇・三パーセント・六一五三人増のサービス業、一四二・四パーセント・四八五三人増の「医療、福祉」、三八・九パーセント・三九七〇人増の「飲食店、宿泊業」と続き、率では「医療、福祉」、サー

表 1-1-18 従業者規模別事業所数の推移

年度	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～人	派遣・下請け従業者のみ
昭和56. 7. 1	7,631	4,930	1,602	616	175	158	100	31	19	-
昭和61. 7. 1	7,739	4,845	1,620	739	211	179	89	36	20	-
平成 3. 7. 1	8,102	4,720	1,816	853	288	233	123	54	15	-
平成 8.10. 1	8,237	4,767	1,799	914	298	253	136	53	17	-
平成13.10. 1	8,042	4,603	1,717	928	328	236	128	64	15	23
平成18.10. 1	7,992	4,475	1,714	957	358	277	126	48	21	16

[市勢統計]

ビジネスに続き七一・九パーセント・一八三九人増の情報通信業の順だった。このうち、卸売・小売業以外はいずれも一貫して増えている。

もういちど総数の増加に触れる。二〇年間に一万七〇三四人増えているが、うち多い方から三業種で一万四九七六人（八七・九パーセント）を占め、単純計算では前記三業種の減った分をほぼカバーしていることになる。

従業者規模別

次に、市内の従業者規模別事業所数の推移を見てみる。や

事業所数の推移

は本期が始まる二年前の昭和五六（一九八一）年、そして本期は六一年以降五年毎の数字を載せている。

総数では、平成八（一九九六）年をピークに減少しているが、五回の調査での最大値と最小値の差は四九八で、特筆するほどの差ではない。

規模別に見ると、従業者四人以下の事業所が全体に占める割合は前期（昭和五六）の六四・六パーセントから一貫して減り続け、平成一八年には五六・〇パーセントまで低下した。とはいえ依然、市内の事業所の半数以上は四人以下である。五～九人は昭和六一年の二〇・九パーセントが最小だが、二一～二パーセントで推移、一〇～一九人、二〇～二九人は僅かずつとはいえ増え続けている。

表 1-1-19 産業別（工業）事業所数・従業者数の推移

(各年12月31日)

分類	昭和40		昭和58		平成7		平成17	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
食料品	41	361	38	450	21	200	6	53
衣服・その他	11	77	17	119	-	-	-	-
木材・木製品	11	53	-	-	-	-	-	-
家具・装備品	22	436	22	279	11	246	-	-
紙・紙加工品	7	151	-	-	-	-	-	-
出版・印刷	24	255	46	278	26	253	10	162
化学工業	-	-	6	200	3	143	-	-
金属製品	30	278	20	112	11	48	-	-
一般機械	23	381	20	252	19	104	5	62
電気機械	67	4,269	59	3,057	19	3,218	8	65
輸送用機械器具製造業	8	128	-	-	-	-	1	4,477
精密機械	16	289	18	936	10	543	9	114
その他製品	17	152	29	173	-	-	-	-
総数	295	7,325	299	5,995	147	4,939	52	5,036

〔市勢統計〕

注：工場数10以上、従業者数100以上の業種のみ、ただし平成17年度については従業者数50以上

以上の数値をくくり直して九人以下の事業所の比率を見ると、昭和六一年の八三・五パーセントを最高に少しずつ減って、平成一八年には七七・四パーセントとなった。つまり同年の時点で四分の三強の事業所が九人以下だが、同様に一九人以下をくくると昭和六一年の九三・一パーセントからやはり少しずつ減って、平成一八年には九割を少し下回った。これを四九人まで広げると、多少の増減はあるが、平成三年以降、九七パーセント台で推移している。

逆に一〇〇人以上の事業所は昭和五六年の五〇から増え続けて平成一三年には一〇〇の全台を超えるが、一八年には八五に減った。率でいうと全体の一パーセント強。市内の事業所はほとんどが一九人以下で、一〇〇人以上はほんのひと握りであることが分かる。

農業に続き工業も衰退

すでに表 1-1-16 や 17 などでも明らかなように本

市の農業は都市化の波にほぼ飲み込まれた。詳細は第五章第二節の九「農業を守る」などで触れているので重複は避ける。

農業ほどではないが、工業もまた元氣とはいえない。表1—1—19は、工場が10以上ある業種について、工場の数と従業者の推移を扱っている。

工場について見ると、昭和五八（一九八三）年の二九九は四〇年に比べて僅かに増えているが、一二年後に約半数の一四七に、さらにその一〇年後の平成一七（二〇〇五）年には六四・六パーセントも減って五二となった。

従業者数も昭和五八年の五九九五人（四〇年比一八・二パーセント減）から平成一七年には九五九人減っている。

調査法の変更で一七年の業種別の推移との比較は難しいので、以下では昭和四〇年を視野に入れつつ、昭和五八年と平成七年の変化を見てみる。

業種別の減少率を昭和五八―平成七年の一二年間で見ると、工場数では電気機械六七・八パーセント、家具・装備品五〇・〇パーセント、食料品四四・七パーセントが、また従業者数では唯一増えた電気機械を除くと衣服・その他七九・〇パーセント、一般機械五八・七パーセント、金属製品五七・一パーセントが多かった。

昭和四〇年、五八年、平成七年における事業所数の上位三業種（括弧内は従業者数の順位）はそれぞれ電気機械（同）、印刷（電気機械）、食料品（精密機械）、一般機械と電気機械（出版・印刷）であった。

この流れの中から読み取れる特徴を、幾つか挙げておく。①従業者数は三期を通して電気機械が圧倒的に多く、それぞれ全体の五八・三、五一・〇、六五・二パーセントを占めた。②昭和四〇年に一六事業所・二八九人だった精密

表 1-1-20 産業別（商業）事業所数・従業者数の推移
 （昭和41年7月1日、同57年6月1日、平成6年7月1日、同16年6月1日）

分 類	昭和41		昭和57		平成6		平成16	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
卸 売 業	197	1,900	246	1,694	287	2,341	259	2,424
各種商品小売業	3	203	5	2,097	7	2,089	9	2,103
身の回り品小売業	263	1,867	467	2,385	575	2,680	497	2,835
飲 食 料 品 小 売 業	639	2,626	734	3,359	547	3,759	530	5,026
自動車・自転車小売業	19	42	53	354	50	381	46	231
家具・じゅう器小売業	153	735	195	780	147	756	163	940
その他の小売業	384	1,318	600	2,307	590	2,814	551	3,248
飲 食 店	478	2,528	1,501	5,321				
総 数	2,136	11,219	3,801	18,297	2,203	14,820	2,055	16,807

〔市勢統計〕

注：(1)身の回り品小売業は織物・衣服・身の回り品小売業

(2)自動車・自転車小売業の昭和41年は自動車・荷車小売業

(3)家具・じゅう器小売業は家具・じゅう器・機械器具小売業

(4)昭和57年の飲食店にバー・酒場などの飲食店を含んでいるが従業員数は含んでいない

(5)平成6年・16年の飲食店は調査が中止になった

機械はその後増減しながらも従業者数は五位から二位にアップ、③事業所数一〇以上の業種は昭和四〇年の一〇から九、七と減り、④昭和五八年から平成七年の一二年間では事業所数の増えた業種はゼロ、従業者が増えたのは電気機械のみだった。

吉祥寺中心に 最後に商業について。表1-1-20

発展する商業 は産業中分類別商店数・従業者数の

推移である。紙幅の関係で表を載せるとどめるが、「注」を参考に眼光紙背に徹して頂きたい。本市の商店の勢いも数字から伝わってくる。表1-1-21は、地域別・町別の商店数の推移を表している。調査年の関係で、今期に入って三年目の昭和六〇（一九八五）年と平成六（一九九四）年、一六（二〇〇四）年の統計で見ることになるが、昭和五九年以前の同様の調査で古いのは五一年のものしかないので、同年の数字も比較対照のために載せた。平成六、一六年の調査では飲食店は調べていない。

まず、商店の総数を見ると、昭和六〇年の二九九五は九年前の調査より二二七も減っているが、実は飲食店の三五三減が大きな要因で、卸・小売業の総数は増えている。卸・小売業は九年後三八店増え、その一〇年後は一四八店減っているが、小売業に絞って見ると昭和五一年、六〇年が全体の五六・八、六四・六パーセント、平成六年六三・五パーセントと商店数のほぼ三分の二を占めている。他方、飲食店は五一年三六・七、六〇年二七・七、平成六年二七・〇パーセントと比率を落とし、卸売業は小幅ながら増勢で、六年には九・五パーセントを占めている。

地区別の比率を総数の推移で見ると、調査年順に東部が五三・八↓五六・八↓五九・六↓六三・一パーセントと増え続け、その分中部（二五・二↓二三・四↓二二・二↓一九・七パーセント）と西部（二一・〇↓一九・八↓一八・二↓一七・二パーセント）は比率を落としている。

同様に小売業の推移を見ると昭和六〇年以降、東部が六〇パーセント前後を占め、中部と西部はやはり比率を落としているが、昭和六〇年に二・六ポイントあった中部と西部の開き（中部優位）は平成一六年に至ってほとんどなくなった。

町別の細かい動きは表を見てもらうことにして、総数で六三・一パーセント（平成一六年）を占める東部、なかんずく中心を占める吉祥寺駅周辺の吉祥寺本町、同南町の小売業、飲食店の推移を少し見ておく。昭和五一年に東部の四七・九パーセントを占めた吉祥寺本町の小売業はその後、六〇年五三・八、平成六年五三・七、一六年五六・四パーセントと推移し、それに吉祥寺南町の同じ年の数を加えると、両町の東部地区に占める比率は昭和五一年以来八一・二↓八四・一↓八七・〇↓八八・一パーセントと増勢が続いている。

また吉祥寺本町の飲食店の比率は調査年毎に減っているが、吉祥寺南町との合計ではずっと八八パーセント前後の

表 1—1—21 地域別・町別商店数の推移

(昭和51年5月15日・60年5月1日・61年10月1日、
平成4年10月1日・6年7月1日・16年6月1日)

地域・町別		昭和51				昭和60			
		計	卸売業	小売業	飲食店	計	卸売業	小売業	飲食店
東 部	吉祥寺東町	96	9	63	24	98	12	66	20
	吉祥寺南町	541	21	312	208	523	27	336	160
	御殿山	44	4	25	15	46	4	30	12
	吉祥寺本町	917	33	450	434	911	31	597	283
	吉祥寺北町	135	11	89	35	124	12	81	31
	計	1,733	78	939	716	1,702	86	1,110	506
中 部	中町	311	28	133	150	242	36	125	81
	西久保	211	17	127	67	208	22	134	52
	緑町	157	12	116	29	138	11	101	26
	八幡町	52	12	29	11	47	8	32	7
	関前	81	11	54	16	65	8	46	11
	計	812	80	459	273	700	85	438	177
西 部	境	262	21	167	74	247	27	171	49
	境南町	318	28	184	106	273	27	162	84
	桜堤	97	3	80	14	73	4	55	14
	計	677	52	431	194	593	58	388	147
合 計		3,222	210	1,829	1,183	2,995	229	1,936	830
地域・町別		平成6				平成16			
		計	卸売業	小売業	飲食店	計	卸売業	小売業	飲食店
東 部	吉祥寺東町	88	14	58	16	74	17	57	—
	吉祥寺南町	605	40	390	175	401	26	375	—
	御殿山	42	9	21	12	35	13	22	—
	吉祥寺本町	945	45	631	269	713	48	665	—
	吉祥寺北町	118	13	74	31	73	12	61	—
	計	1,798	121	1,174	503	1,296	116	1,180	—
中 部	中町	245	44	126	75	152	47	105	—
	西久保	188	27	110	51	97	21	76	—
	緑町	131	11	88	32	80	8	72	—
	八幡町	42	15	22	5	33	10	23	—
	関前	63	11	40	12	43	10	33	—
	計	669	108	386	175	405	96	309	—
西 部	境	228	26	156	46	160	28	132	—
	境南町	268	27	162	79	167	16	151	—
	桜堤	54	5	38	11	27	3	24	—
	計	550	58	356	136	354	47	307	—
合 計		3,017	287	1,916	814	2,055	259	1,796	—

〔市勢統計〕

注：(1)飲食店はバー・酒場を除いた数値

(2)平成16年については飲食店のみの調査数値はない

高率で推移している。吉祥寺本町は小売業が増え、同南町は飲食店が増える傾向が続いている。

総数、小売業、飲食店とも東部が圧倒する中で、唯一、昭和六〇年の卸売業の数で中部の中町が最多になったが、平成六年には再び吉祥寺本町にトップの座を譲った。

第二節 市の政治・行財政の歩み

一 市政選挙と議会会派の動向

(一) 昭和五八年～平成一七年 市長選・市議選の概説

市長選

昭和五八（一九八三）年四月の市長選で、保守層をバックにした土屋正忠（無所属）が、社会・共産両党の推薦を受けた現職の藤元政信（無所属）に競り勝って第四代武蔵野市長に就任した。昭和三八年以来、後藤喜八郎（社会）、藤元と五期・二〇年続いた革新市政に代わり、保守系の土屋市政が、以後六期目の半ばまで、約二二年四か月続くことになる。

その間、市長選は六回あり、二回（五八年と六二年）が一騎打ち、三回（平成三、一一、一五年）が三つ巴の戦いになったが、四期目の平成七（一九九五）年には市制施行後初の市長選だった昭和二六年以降、最多の四人が立候補した。

土屋の投票総数に占める得票率は四八パーセント台が二回で、あとはいずれも五〇パーセントを上回った。三期目の平成三年には実に六九・六パーセントの支持を得た。

また、次点候補との得票差を見ると、一期目こそ八五九票の僅差だったが、三期目には六回の選挙で最大の二万七七六九票の差をつけた。この票差は、後藤の三期目、昭和四六年の二万九五四票に次ぐ数字だった。以下一万票差以上だったのが二回、五〇〇〇票差以上が一回、二〇〇〇票台が一回と続く。

四人が争った平成七年には共産党が初めて公認候補を立てたが、あとは土屋を含めて全てが無所属だった。政党公認候補は過去に遡っても四期続いた社会党の後藤しかない。

土屋は六期目半ばの一七年八月に辞職して衆議院選挙に出馬し、同年一〇月の市長選でむらかみ（邑上）守正が当選、第五代市長に就任した。

市議選

今期、市議選も市長選と同日投票で六回行われた。（↓資料編）

土屋市政が誕生した昭和五八（一九八三）年の市議選は、自民、社会が各七議席、共産六議席、公明五議席と、四党が定数三六のうち二五議席を占めた。四党ともこの年の獲得議席が六回の市議選で最も多かった。続く六年から定数が六減の三〇となったせいもあるが、六二年に現有議席を維持したのは四党のうち共産党だけ。共産、公明の二党は三度目の選挙となる平成三（一九九一）年は四議席、七年、一一年、一五年は三議席を維持するが、自民、社会の両党は大幅に議席を減らしていく。特に、後藤市政下で二期（昭和四二・四六年）にわたり議席の三分の一にあたる一二議席を得ていた社会（現社民）の退勢が著しく、今期二度目の六二年に四議席を失い、六度目の平成一五年にはゼロとなった。ちなみに、一五年の選挙で前記四党の獲得議席は八にとどまった。

同じ減少でも自民の場合は事情が違う。今期四度目となる平成七年以降、一↓一↓二議席で推移するが、主たる原因は候補者の多くが無所属を選択したこと。無所属で当選した後、多くの議員が議会では「自由民主クラブ」に所属

し、土屋市政を支えてきた。選挙は無所属、議会は自民クという棲み分けの定着についての是非は問わないでよく。

参考までに、無所属候補の当選は昭和五八年の八人から、定数が六減となった六二年も八人、次の平成三（一九九一）年以降は一二↓一七↓一五↓一七と推移し、政党公認を大きく上回った。

今期を通しての特徴の一つに、市議会と中央政党との関係強化が挙げられる。中央政党の離合集散を受けて昭和五三年結成の社会民主連合が四期（昭和五四〜平成三年）、平成七年には五年に結成した新党さきがけが、また同年には落選したが新進党（六年結成）も公認候補を立てている。

同時に、市議会独自の会派も何回かの選挙で一〜三議席を獲得しているが、定着したのは武蔵野・生活者ネットワークだけで、同会派は七年以降、一議席を確保している。

平成八年に発足した民主党は一年の市議選に初めての候補者を立てて三議席を確保、二度目の一五年には一議席増やした。四議席は無所属を除くと第一勢力ということになる。

女性の議会進出にも触れておく。昭和五八年以降、四↓五↓四↓五↓七と推移し、平成一五年には八議席を得ている。八議席は、定数三六だった昭和四六年に並ぶ記録だが、議席獲得率で見ると四六年が二二パーセント、平成一五年は二七パーセントだから、後者を最多としていいだろう。

最後に投票率も見えておく。昭和四二年に六割を割って以来、五〇パーセント台で増減してきたが、今期に入って六二年以降の四回はいずれも前回を下回ってきた。平成一一年に前回比三・八ポイント増となったが、一五年には五〇・四二パーセントに急落した。次期になるが、一九年の市議選では遂に半数を割ってしまう。

表 1—2—1 昭和58年市議選党派別当落選者数

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	無所属	合計
立候補者	5	1	8	6	7	2	13	42
当選者	5	1	7	6	7	2	8	36
落選者			1				5	6

表 1—2—2 昭和58年市議選党派別現・元・新別当選者数

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	無所属	合計
当選	5		5	6	6	2	3	27
現元			1		1			2
新		1	1				5	7
落選			1				1	2
現元							1	1
新							3	3

表 1—2—3 昭和58年市議選党派別得票数・率

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	無所属	合計
得票数	6,077	3,101	11,710	6,991	9,021	2,559	14,253	53,712
得票率(%)	11.3	5.8	21.8	13.0	16.8	4.8	26.5	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点2位で四捨五入

③党派名のうち、公明は「公明党」、社会は「日本社会党」、社民連は「社会民主連合」、自民は「自由民主党」、共産は「日本共産党」、民社は「民主社会党」の略（以下共通）

(1) 昭和五八年の市長選・市議選

市長選

昭和五八（一九八三）年四月二四日
投票の市長選は、再選を目指す藤元

政信（無所属）と新人の土屋正忠（無所属）の一騎打ちとなった。

藤元は市議会与党の社会、共産の推薦を受け、昭和三八年以来続く革新市政の継続を訴えたのに対し、市役所勤務九年、市議二期の土屋は自民、新自由クラブの推薦、保守層中心の市民の支持を受け、市職員のいわゆる「四〇〇〇万円退職金問題」（↓本節二）に的を絞って藤元市政を批判、激戦を制した。

当選 土屋 正忠（新）二万七一一六

落選 藤元 政信（現）二万六二五七

投票率五六・九二パーセント。

市議選

定数は、市制施行後初の市議選だった昭和二六（一九五二）年以降同数

の三六だったが、立候補者は前回より三人減の四二人だった。

結果は表1―2―1のとおりで、自民と社会が各七議席、共産六、公明五、民社二など。以上五党のうち、一人落選した自民以外は全員当選。候補者減で社会は二人減ったが、他四党は前回の議席数と同じ。自・社の各一人は返り咲き。新人は自民と社会民主連合の各一人と無所属の五人だった。無所属は五人が落選したが、議席は一増。

前回初めて候補者を立てた社会民主連合（落選）は候補者が代わってトップ当選。

社民連候補は平成七（一九九五）年の市長選に立候補するまで三期連続トップを維持した。三期連続トップは昭和三八、四二、四六年の民社候補と並ぶ記録である。

投票率五六・九五パーセント。

会派

五月の新議会に際し、議会内会派の届け出があり、自民七人と無所属二人で構成する自由民主クラブが九人、次いで無所属一人が加わった社会が八人。共産六、公明五、民社二は市議選の当選者と同じ。残る無所属議員のうち四人が市民クラブを形成、二人が会派に加わらなかった（無会派）が、翌年六月の第二回定例会から社民連の議員が社会に加わり、会派名が社会党・市民連合（九人）と変わった。

五八年議長・副議長

市議選直後の第二回臨時会で正副議長の選出などが行われた。与野党伯仲で議長を出したほうが議案採決で不利になることが予想されて調整が難航、話し合い四日目の五月一九日にやっと投票へ。議長には望月彰夫（社会）が満票で、副議長には竹田たかし（公明）二二票、荒木幹郎（民社）一〇票、白票四で竹田が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員は同一九日の全員協議会の投票で小美濃基二（自由民主クラブ）二二票、植竹三郎（共産）一

○票、白票四で小美濃が推薦され、翌二〇日の本会議で正式に決まった。

六〇年議長・副議長選

昭和六〇年六月の第二回定例会で、二年交替の議長・副議長選が行われた。定例会直前、会派の一部に異動があり、社会・市民連合、市民クラブから各一人が脱会して無党派となったため、無党派は一人から三人となった。

議長選は前回同様に難航、調整二日目の六月五日深夜の投票となった。議長には金子武（自由民主クラブ）二二票、荒木幹郎（民社）一四票で金子が、副議長には井出義明（社会・市民連合）二三票、市川一郎（共産）一三票で井出が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員も議長選同様、調整が難航、同六日午前零時すぎの全員協議会で赤松清（公明）二三票、杉山順（市民クラブ）一三票で赤松が推薦され、翌七日の本会議で正式決定した。

(2) 昭和六二年の市長選・市議選

市長選

昭和六二（一九八七）年四月二六日投票の市長選には再選を目指す土屋正忠（無所属）と新人で弁護士の上しざき和彦（無所属）が立候補、前回と同様に一騎打ちとなった。

土屋は自民に加え、前回自主投票だった公明、民社の推薦も受け、退職金問題、吉祥寺駅北口広場の整備など四年間の実績をアピール、対するしざきは福祉切り捨てや国会で争点となっていた売上税反対を訴えたが、投票日直前の国会で売上税の事実上廃案が決まったこともマイナスに働いて敗退した。

当選 土屋 正忠（現） 三万二六八四

表 1—2—4 昭和62年市議選党派別当落選者数

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	MPD	無所属	合計
立候補者	4	1	6	6	3	2	1	14	37
当選者	4	1	6	6	3	1	1	8	30
落選者						1		6	7

表 1—2—5 昭和62年市議選党派別現・元・新別当選者数

		公明	社民連	自民	共産	社会	民社	MPD	無所属	合計
当選	現元新	4	1	6	5	2	1		6	25
					1	1		1	2	5
落選	現元新						1		1	2
									1	1
									4	4

表 1—2—6 昭和62年市議選党派別得票数・率

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	MPD	無所属	合計
得票数	5,407	2,604	10,466	8,243	4,841	2,534	1,280	16,971	52,346
得票率(%)	10.3	5.0	20.0	15.8	9.3	4.8	2.4	32.4	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点2位で四捨五入

③党派名のうち、MPDは「MPD・平和と民主運動」の略

落選 いしざき和彦(新) 一三万二一四二

投票率は五三・三三パーセント。

市議選

市議選も市長選と同日投票。今回から定数が六減の三〇となった。立候補者三七

人は前回比五人減。

表1—2—4で分かるように、自民、社会、共産、公明は全員当選を果たしたが、立候補者四減の社会は結果的に四議席を失った。民社も現職一人が落選して一減。革新系のMPD・平和と民主運動が初めて一議席を得た。新人の当選はMPD、社会、共産の各一人と無所属二人の計五人だった。

政党別では自民、共産が各六人、以下公明四、社会三など。無所属で一四人が立って八人が議席を得た。表1—2—6のとおり、共産の得票率一五・八パーセントは今期六回の市議選だけでなく、過去最高だった。

投票率は五三・三四パーセント。

会派

市議選直後の第二回臨時会に際し会派の届け出があり、自民と無所属議員三人の自由民主クラブ九人、次いで社会と無所属二人、社会民主連合の一人が参加した社会・市民連合と共産が各六人、公明四人。他に無所属議員三人の市民クラブ。MPDと民社の計二人が議会では無会派となった。

また、六三年六月の第二回定例会を前に異動があり、無会派の一人(民社)が自民クに加わって同会は一〇人となり、同九月には共産の一人が会派離脱したため無会派は再び二人となった。

なお、平成元年四月、四期目で自民ク所属の女性議員が死去、同会は九人となった。市議会は一人欠員に。

六二年議長・副議長選

市議選直後の第二回臨時会で正副議長選が行われた。「効率的議会」を目指して定数を減らした後の初議会とあつて議長選も積極的な話し合いが行われ、五月一九日の投票で議長は田中福一(自由民主クラブ)二三票、白票七で田中が、副議長は杉山順(市民クラブ)二三票、白票七で杉山が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員は、同一九日の全員協議会で近藤利治(社会・市民連合)が指名推薦され、翌二〇日の本会議で正式決定した。

平成元年議長・副議長選

第二回定例会で六月九日、正副議長選が行われた。議長には井口一男(自由民主クラブ)二六票、山本あつし(無会派)一票で井口が、副議長には坂本章子(社会・市民連合)が二九票を得て、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員は、同日の全員協議会で有馬利勝(公明)が指名推薦され、引き続き開かれた本会議で正式に決まった。

表 1—2—7 平成 3 年市議選党派別当落選者数

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	大衆	無所属	合計
立候補者	4	1	4	5	5	1	1	13	34
当選者	4	1	4	4	3	1	1	12	30
落選者				1	2			1	4

表 1—2—8 平成 3 年市議選党派別現・元・新別当選者数

		公明	社民連	自民	共産	社会	民社	大衆	無所属	合計
当選	現元新	4	1	3 1	4	1 2	1	1	7 1 4	21 2 7
	落選				1	1 1			0 1	2 0 2

表 1—2—9 平成 3 年市議選党派別得票数・率

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	大衆	無所属	合計
得票数	6,150	2,336	6,874	6,074	6,548	1,315	2,281	21,433	53,011
得票率(%)	11.6	4.4	13.0	11.5	12.4	2.5	4.3	40.3	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点 2 位で四捨五入

③党派名のうち、大衆は「大衆党」の略

(3) 平成三年の市長選・市議選

市長選

平成三（一九九一）年四月二一日投票の

市長選は、三期目となる土屋正忠（無所

属）に、社会党市議六期で議長も務めた喜多克雄（無

所属）と市長選初の女性候補となるかじまさこ（無

所属）の二人が挑む、一二年ぶりの三つ巴の争い

になった。

「高齢化社会への対応」を掲げる土屋は前回と同様、自民、民主の推薦。野党側は三八年以来共闘してきた社会、共産の足並みがそろわず、「反自民、非共産」の社会が先に喜多の推薦を決めたため、共産は反発して「ふたたび武蔵野革新市政をめざす会」代表世話人のかじを推した。

当選	土屋	正忠（現）	三万六八九一
----	----	-------	--------

落選	喜多	克雄（新）	九一二二
----	----	-------	------

落選	かじ	まさこ（新）	七〇〇九
----	----	--------	------

土屋の得票数は前後六回の市長選で最多、得票率

も六九・六パーセントで最高だった。

投票率五二・五二パーセント。

市議選

市長選と同日投票の市議選には、定数三〇に三四人が立つ少数激戦となった。

表1—2—7のとおり、前回より候補者が二減の自民、一減の共産と、公明の三党が四議席獲得で肩を並べ、前回より二増で五人を立てた社会は三議席にとどまり、民社と社会市民連合が各一議席を得た。一議席の大衆党は前回のMPDが名称を変更したもの。

一三人の無所属候補は一二人が当選した。無所属の議席が二桁に乗ったのは昭和三四年の市議選以来。また全体で新人が七議席を獲得した。落選した四人は現職と新人各二人だが、党派別では社会二、共産一。革新勢力の退潮が目立った。公明の得票率一一・六パーセントは昭和三八年の市議会進出以来最高だった。

投票率五二・五三パーセント。

会派

新議会に先立って届け出のあった会派構成は、自民と無所属議員六人の自由民主クラブが一〇人で議会の三分の一を占め、無所属議員五人で構成する市民クラブが五人で続き、以下社会プラス無所属一人の社会・市民会議（会派名一部変更）、共産、公明の三会派が各四人。民社、大衆、社会民主連合の議員は無会派になった。

その後、同年九月に入って市民クから一人、自民クから一人が会派を離れ、その二人が一〇月無会派の二人と計四人で21クラブを結成した。その結果、自民ク九、市民ク四、無会派一、となった。

三年議長・副議長選

市議選直後の第一回臨時会で五月二二日正副議長選が行われ、議長には榎本重夫（自由民主クラブ）二五票、栗原信之（共産）四票、白票一で榎本が、副議長には水野学（市民クラブ）

二五票、白票五で水野が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員には同二二日の全員協議会で杉田昇（公明）二五票、白票五で推薦された杉田が、翌二三日の本会議で正式に決まった。

五年議長・副議長選

六月一日の第二回定例会で正副議長選が行われ、議長には竹田たかし（公明）二五票、白票四で竹田が、副議長には近藤利治（社会・市民会議）がやはり二五票（白票四）を得て、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員は同日の全員協議会で畠山よし子（市民クラブ）二二票、野村武男（共産）四票、白票二で畠山の推薦が決まり、同一四日の本会議で正式決定した。

(4) 平成七年の市長選・市議選

平成七（一九九五）年四月二三日投票の市長選には市制施行以後最多の四人が立候補した。

市長選

四期目となる土屋正忠（無所属）に対し、元代議士秘書で市議選三回連続トップ当選した深沢達也（無所属）が「市民が主人公の市政」を掲げ、廃棄物処理の専門家で「市民参加の市政」を訴える市民グループが推す桜井くにとし（無所属）、またオール与党化体制を批判して共産党が初めて公認した佐久間正勝が立った。多選の是非も争点になったが、土屋が圧勝した。但し、土屋の得票率は五割を割った。

当選 土屋 正忠（現） 二万四八八七

落選 深沢 達也（新） 一万三三五〇

表 1—2—10 平成 7 年市議選党派別当落選者数

	公明	自民	護憲	さきがけ	共産	社会	ネット	諸派	無所属	合計
立候補者	3	1	3	1	4	2	1	2	21	38
当選者	3	1	2	1	3	2	1		17	30
落選者			1		1			2	4	8

表 1—2—11 平成 7 年市議選党派別現・元・新別当選者数

	公明	自民	護憲	さきがけ	共産	社会	ネット	諸派	無所属	合計
当選	3	1			2	2			11	19
現元新			2	1	1		1		6	11
落選										0
現元新			1		1			2	4	8

表 1—2—12 平成 7 年市議選党派別得票数・率

	公明	自民	護憲	さきがけ	共産	社会	ネット	諸派	無所属	合計
得票数	5,120	1,371	3,119	1,863	5,029	3,200	1,475	982	29,022	51,181
得票率(%)	10.0	2.7	6.1	3.6	9.8	6.3	2.9	1.9	56.7	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点 2 位で四捨五入

③当選者のいない党派は「諸派」としてくくった

④党派名のうち、護憲は「新党・護憲リベラル」、さきがけは「新党さきがけ」、ネットは「武蔵野・生活者ネットワーク」の略。公明党は「公明」で届け出た

落選 桜井くにとし(新) 一万〇九〇〇

落選 佐久間 正勝(新) 二五四五

二月に元市議も立候補を表明、新進党に推薦を求めていたが、健康上の理由で断念した。

投票率五一・二パーセント。

市議選 市長選と同日投票の市議選には、定数三〇に対し前回と同じ三八人

が立候補した。

無所属で当選して議会では自由民主クラブへ、という流れが定着して、自民の公認候補は昭和五八年以降七↓六↓四と減り続け、今回は遂に一人。三〇年の市議選(前身の日本民主党から一人)と並び最小だった。逆に無所属の立候補者は今期初めて二〇人を超えた。結果は表 1—2—10 が示すように、四人立って一人落選の共産、全員当選の公明が各三人、社会二、自民一議席。中央政界の再編

で平成五年に誕生した新党さきがけ、同六年結成の新進党からも各一人が立ったが、新進党の議席獲得は成らなかつた。三人を立てた護憲リベラルは、前回までのMPD↓大衆党の流れで、二人が当選。初めて候補を立てた武蔵野・生活者ネットワークが一議席を得た。二人の無所属候補は一七人が当選。

新人の当選は一人。定数の三分の一を超えたのは、今期六回の市議選でこの年だけ。

政党別得票率で目立ったのは候補者一人の自民の激減ぶり。前回比一〇ポイント以上落ちて二・七パーセント。ちなみに、ピークの昭和三八（一九六三）年には三五・三パーセントもあった。

投票率五一・二三パーセント。

党派

新議会に際し党派の届け出があり、自民一人と無所属一〇人が結成する自由民主クラブが一人で三分の一を超えた。無所属議員で構成する市民クラブが五人、無所属一人が加わった社会・市民会議（平成八年四月、社民・市民会議と改称）と公明、共産の三会派が各三人、無所属一人と新党さきがけ議員の党派21さきがけと護憲リベラルが各二人、生活者ネットワークの議員は無党派となった。

九年六月、市民クラブ所属議員が都議選出馬のため辞職、同会は四人になった。市議会は一人欠員に。

七年議長・副議長選

市議選直後の第一回臨時会の五月二二日、正副議長選が行われ、議長には常田幸次（自由民主クラブ）二四票、栗原信之（共産）三票、山本ひとみ（護憲リベラル）二票、白票一で常田が、副議長には赤松清（公明）二四票、本間まさよ（共産）三票、山本ひとみ二票、白票一で赤松が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員は同二三日の全員協議会で山下倫一（市民クラブ）二四票、山本ひとみ二票、白票四で山下が

推薦され、同二六日の本会議で正式に決まった。

九年議長・副議長選

九年六月の第二回定例会で九日、正副議長選が行われ、議長には石井一徳（自由民主クラブ）

二七票、山本ひとみ（護憲リベラル）二票で石井が、副議長には畠山よし子（市民クラブ）

二二票、大野まさき（護憲リベラル）二票、白票五で畠山が、それぞれ選出された。畠山は女性としては四人目の副議長。

議会選出の監査委員は同一〇日の全員協議会で杉田昇（公明）二七票、山本ひとみ（護憲リベラル）二票で杉田の推薦が決まり、翌一日の本会議で正式決定した。

(5) 平成一一年の市長選・市議選

市長選

平成一一（一九九九）年四月二五日投票の市長選には五期目を目指す土屋正忠（無所属）と、前回も立っ

た民主推薦の桜井くにとし（無所属）、共産推薦で市議五期の栗原信之（無所属）の三人が立候補した。

桜井、栗原は共に多選批判を展開した。四年間の日常活動に加え、三年前に結成した民主の支援も受けた桜井が前回票に一万四千余を積み増し、前回の土屋票を上回ったが、自民に加え自由党の推薦も受けた土屋に二二〇票及ばなかった。

当選 土屋 正忠（現） 二万七五九〇

落選 桜井くにとし（新） 二万五四七〇

落選 栗原 信之（新） 三九六四

表 1—2—13 平成11年市議選党派別当落選者数

	公明	市民	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
立候補者	3	3	1	1	4	3	1	22	38
当選者	3	3	1	1	3	3	1	15	30
落選者					1			7	8

表 1—2—14 平成11年市議選党派別現・元・新別当選者数

		公明	市民	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
当選	現元	1	2	1	1	2	1	1	11	20
	新	2	1			1	2		3	9
落選	現元								4	4
	新					1			3	4

表 1—2—15 平成11年市議選党派別得票数・率

	公明	市民	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
得票数	4,810	6,088	1,695	1,556	5,110	6,697	1,364	29,169	56,489
得票率(%)	8.5	10.8	3.0	2.8	9.0	11.9	2.4	51.6	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点2位で四捨五入

③党派名のうち、市民は「市民の党」、民主は「民主党」の略。社民は平成8年1月、社会が「社会民主党」と党名変更

投票率五五・〇四パーセント。

市議選

市長選と同日投票の市議選には、定数三〇に前回と同じ三八人が立候補した。

八年に結成し初の市議選となる民主の動向が注目されたが、政党別の当選者は表1—2—13のとおり。共産、公明、民主と護憲リベラルから名称を変えた市民の党の四党が各三人、自民、社民、武蔵野・生活者ネットワークが各一人だった。二二人が立候補した無所属は一人が当選。

党派公認の候補者は、共産（一人落選）を除いて全員当選。注目の民主の得票率は、表1—2—15で見るとおり一・九パーセントで、党派では唯一、二桁に乗せた。

新人は公明・民主の各二人、共産・市民の党各一人に無所属の三人を加えた九人で、前回より二人減った。

投票率五五・〇四パーセント。

会派

新議会発足に際し会派の届け出があり、自民と無所属七人の自由民主クラブが八人で第一勢力。以下生活者ネットと無所属の各一人が入った21民主（八年九月、民主が改称）が六人、無所属議員でつくる市民クラブ四人、公明・共産と、護憲リベラルが改称した市民の党が各三人、無所属一人が入った社民・市民会議が二人で、無会派は一人だった。

無会派の一人は六月の第二回定例会で21民主に加わり、同会は七人、無会派はゼロに。また一三年六月に都議選出馬のため自民クの一人が辞職したため、同会は七人となり、さらに翌一四年一月、同会所属議員死去で同会は六人に。市議会は二人欠員となった

一一年議長・副議長選

市議選直後の五月一九日の第二回臨時会で正副議長選が行われ、議長には中里崇亮（自由民主クラブ）一七票、小川将二郎（21民主）一〇票、白票三で中里が、副議長には寺山光一郎（市民クラブ）一七票、山本ひとみ（市民の党）三票、白票一〇で寺山が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員には同二〇日の全員協議会でたき美世子（社民・市民会議）一七票、古林わか子（21民主）七票、大野まさき（市民の党）三票、本間まさよ（共産）三票でたきが推薦され、同二四日の本会議で正式決定した。女性の監査委員は歴代三人目。

一三年議長・副議長選

第二回定例会の六月五日、正副議長選挙が行われ、議長には井口良美（自由民主クラブ）二六票、大野まさき（市民の党）三票で井口が、副議長には小川将二郎（21民主）が満票の二九票で小川が、それぞれ選出された。

議員選出の監査委員は同八日の全員協議会で桜井和実（社民・市民会議）二二票、山本ひとみ（市民の党）三票、

表 1—2—16 平成15年市議選党派別当落選者数

	公明	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
立候補者	3	1	2	3	5	1	26	41
当選者	3		2	3	4	1	17	30
落選者		1			1		9	11

表 1—2—17 平成15年市議選党派別現・元・新別当選者数

	公明	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
当選	現元	2		1	2	2	11	18
	新					1	2	3
落選	現元	1	1	1	1	1	4	9
	新		1			1	4	6
							1	1
							4	4

表 1—2—18 平成15年市議選党派別得票数・率

	公明	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
得票数	4,924	984	2,321	3,979	8,141	1,135	31,545	53,029
得票率(%)	9.3	1.9	4.4	7.5	15.4	2.1	59.5	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点2位で四捨五入

③党派名のうち、公明は「公明党」、社民は「社会民主党」、自民は「自由民主党」、共産は「日本共産党」、民主は「民主党」の略

白票四で桜井が推薦され、同一日本会議で正式決定した。

なお、九月の第三回定例会に際し、21民主の会派名が民主・市民ネットと変わり、同時に二人が脱会して同会は五人に減り、無会派が二人となった。

(6) 平成一五年の市長選・市議選

市長選

平成一五(二〇〇三)年四月二七日投

票の市長選は六期目となる土屋正忠(無所属)に、都市計画コンサルタント会社々員で民主・市民ネットと共産の推すむらかみ守正(無所属)、市議五期(社会)・都議一期を務めた新実信正(無所属)の二人が挑む戦いになった。

市民参加、徹底した情報公開を主張するむらかみは「多選自粛条例」も公約に挙げて土屋を追い上げたが、ムーバス実現などの実績や「四年ごと

の信任を得ている」と多選批判をかわす土屋に及ばなかった。新実は頼りの社民の退潮も響いて大きく差を開けられた。

当選 土屋 正忠(現) 二万七七七一

落選 むらかみ守正(新) 二万二〇六八

〃 新実 信正(新) 三四五一

投票率五〇・四四パーセント。

なお、六選を果たした土屋は、任期半ばの一七年八月二十九日、衆議院選出馬のため辞職。同年一〇月九日の市長選では前回次点のむらかみ(邑上)守正(無所属)が民主・市民ネット、共産、社民の推薦を受け、土屋市政の継承をうたう前市教育企画課長の落合恒、元市議の山本あつしの二人を振り切って第五代市長の座に就いた。

当選 むらかみ守正(新) 二万二〇一三

落選 落合 恒(新) 一万九六九八

〃 山本 あつし(新) 七四六一

投票率四四・六七パーセント。

市議選

市長選と同日投票の市議選には、昭和六二(一九八七)年に定数三〇になってから最多の四一人が立候補した。二度目の市議選となる民主は五人を立てて前回より一増の四議席を確保した。得票率では前回を三パーセント余上回った。共産、公明の各三人、自民の二人は全員当選。新人を立てた武蔵野・生活者ネットワークも一議席を維持したが、党勢退潮に歯止めのかからない社民は昭和二六年の市議選以来の議席を失った。

今期六回あった市議選で最多となる無所属候補は、二六人のうち一七人が議席を得た。

当選者のうち一八人が現職。新人は前回同様九人。復帰を目指した自由民主クラブ所属の無所属候補は二九票差で涙をのんだ。現職六人落選は今期六回の市議選で最多。世代交代が目立った。

表1―2―18に見るように、民主の得票率は一五・四パーセントだったが、無所属を除く党派で一五パーセントを上回ったのは四期ぶり。無所属の得票率五九・五パーセントは、昭和三〇年に次ぐ高率だった。

投票率五〇・四二パーセント。昭和二六年の第一回市議選以降最低となった。

党派

新議会に際して会派の届け出があり、自民と無所属七人が構成する自由民主クラブが九人で最大勢力。生活者ネットと無所属各一人が加わった民主・市民ネットが六人、無所属議員がつくる市民クラブ五人、公明、共産が各三人、市民の党二人。無党派は二人だった。

一五年議長・副議長選

市議選直後の第一回臨時会の初日、五月一日に正副議長選が行われ、議長には田中節男（自由民主クラブ）二七票、山本ひとみ（市民の党）二票、白票一で田中が、副議長には露木正司（民主・市民ネット）が満票の三〇票で、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員には同日の全員協議会で寺山光一郎が指名推薦を受け、同二日の本会議で正式に決まった。

一七年議長・副議長選

六月の第二回定例会に先立ち会派の一部異動があり、市民の党の一人と無党派の一人が新たにむさしのリニューアルを結成、一人になった市民の党の議員は無党派に。無党派二人は変わらず。

三日の定例会で正副議長選が行われ、議長には山下倫一（市民クラブ）二四票、大野まさき（むさしのリニューア

ル)三票、白票三で山下が、副議長には深沢達也(民主・市民ネット)二七票、白票三で深沢が、それぞれ選出された。

同六日の全員協議会で鈴木有臣(自由民主クラブ)が議会選出の監査委員に指名推薦され、同九日の本会議で正式決定した。

表1-2-19 今期の市長・助役・収入役

役職	氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間
市長	土屋正忠	昭和五八年五月一日	平成一七年八月二九日	六期目、二二年三か月余
	邑上守正	平成一七年一〇月一〇日		二期目、在任中
助役	松原清一	昭和五四年二月五日	昭和五八年七月五日	三年八か月
	井上文三	五八年七月六日	平成四年一〇月一〇日	三期目、九年三か月余(死去)
	丸山 巖	五八年七月六日	三年七月五日	二期 八年
	松原圭甫	平成三年七月六日	七年七月五日	一期 四年
	木村日出夫	四年二月二八日	八年二月二七日	一期 四年
	齋藤勝男	七年七月六日	一二年七月五日	一期 四年
	尾崎光二	八年二月二八日	一二年二月二七日	一期 四年
	板橋信行	一一年七月六日	一五年七月五日	一期 四年
	相川福一郎	一二年二月二八日	一三年五月一日	四か月余
	古田土一雄	一五年七月六日	一七年一〇月一四日	二年三か月余
	永並 讓	一五年七月六日	一七年一〇月一四日	二年三か月余
(副市長)	会田恒司	一七年二月二二日		二期目在任中
収入役	塩沢忠彦	一七年二月二二日	平成一八年八月二九日	八か月余
	下田保一	昭和五四年一月五日	昭和五八年七月五日	三年八か月
	並木昭夫	五八年七月六日	六二年七月五日	一期 四年
	松原圭甫	六二年七月六日	平成三年七月五日	一期 四年
	木村日出夫	平成三年七月六日	四年二月二七日	一年五か月余
	幸池稔晴	四年二月二八日	一二年二月二七日	二期 八年
	古田土一雄	一二年二月二八日	一五年七月五日	二年六か月余
	山梨 榮	一五年七月六日	一九年七月五日	一期 四年

注：「在任中」は平成22年3月の時点

平成19年4月1日付で助役は副市長に名称変更した

(二) 市長・助役・収入役

(三) 市議会の動き

市議会は三月、六月、九月、一二月に定例会が、また市議選直後など必要に応じて臨時会が開かれる。各議会とも原則として、議会運営委員会で日程や会議の進め方を協議し、本会議と四つの常任委員会で審議をつくした後、最後に再び本議会で質疑・討論が行われ、議会の最終的な意思を決めている。

また議会には総務・厚生・文教・建設の四常任委員会とは別に、特に必要があると認められる大きな案件を審査する特別委員会がある。予算案を審査する予算特別委員会(三月)と決算を審査する決算特別委員会(九月)はよく知られているが、ほかにおおむね二年を設置期限とする特別委員会もある。ここでは今期設置されたそれら特別委員会のおおよそをなぞっておく。

今期スタート時 今期がスタートした昭和五八(一九八三)年六月の定例会で、改選前から設置されていた五つの**は四特別委員会** 特別委員会のうち、五五年一〇月に設置された「市民ホール(注・市民文化会館の仮称)建設特別委員会」が市民文化会館建設に用途が立って五八年三月で廃止され、引き続き活動が必要とされた四特別委員会が新たに設置された。即ち、中央線三鷹―立川間の高架化、高架下利用、吉祥寺駅への特快停車などの問題解決を図ることを目的とした「国鉄等対策特別委員会」、東京都市計画街路外郭環状線の建設に反対することを目的とする「外環道路反対特別委員会」、廃棄物の処理やその対策を目的とする「廃棄物対策特別委員会」、そして近鉄裏のピンク街に代表される環境悪化の問題や浄化対策に取り組む「環境浄化対策特別委員会」の四特別委員会である。

いずれも六〇年六月定例会の最終日までが設置期間で、同議会で「活動報告」が行われ、どの特別委員会もまだ目

的が達せられていないとして二年間延長された。

期限切れとなる六二年三月定例会でそれぞれ「最終報告」が行われた。

市議改選後の同年六月定例会では、前期四特別委員会のうち「廃棄物対策特別委員会」はクリーンセンター完成（五九年一〇月）とその後の推移から設置を見送られたが、国鉄高架化問題などは「鉄道対策」と名称を改め、「外環道路反対」、「環境浄化対策」と合わせた三特別委員会が引き続き設置された（期限二年間）。同定例会では地価高騰に対応すべく「地価抑制等対策特別委員会」の設置を求める動議も提出されたが、否決された。

三特別委員会は、設置期限が切れる平成元（一九八九）年六月定例会で「環境浄化対策特別委員会」は近鉄裏などの環境が市民運動の成果もあつて大幅に改善されたとして廃止になったが、他の二特別委員会はさらに二年間、延長となった。

外環道路反対特別委員 市議改選後の平成三（一九九一）年六月定例会で「外環道路反対」「鉄道対策」の二特別会から「反対」を削除 委員会は引き続き設置され、期限の切れる五年六月定例会でさらに二年間延長、七年三月定例会で「最終報告」が行われたが、同年六月定例会でどちらも改めて設置を議決、結局、期限延長で一一年三月定例会まで継続した。

平成元年以来八年間、特別委員会は二本立てで推移してきたが、九年九月定例会で昭和四〇年代から懸案となっていた武蔵境駅南口前の農林水産省食糧倉庫跡地の払い下げ問題が大詰めを迎えていることを受けて、「農水省跡地利用計画検討特別委員会」設置を求める動議が全会一致で可決され、平成一二年三月定例会最終日を期限に新たに設置された（この時点で特別委員会は三つになる）。

三つの特別委員会は一年三月定例会で「最終報告」を行い、「外環道路反対」と「鉄道対策」の二特別委員会は期限切れとなったが、「農水省跡地利用計画検討特別委員会」は翌四月末まで期限延長となった。

市議選後の一年六月定例会で、これまで別立てだった「鉄道」と「農水省跡地」の二つの特別委員会は一緒になって総合的に扱った方が目的に適うとして「鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会」としてスタート、同時に「外環道路反対」の特別委員会も設置された。

両特別委員会は今までたどってきたケースと同様に設置期限（二年）が来るとさらに二年間延長し、四年後の一五年三月定例会で「鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会」は継続審査の案件があつて翌四月末まで延長された。

一五年六月定例会の各派代表者会議で二特別委員会とも引き続き設置が決まったが、「外環道路反対特別委員会」は直後の議会運営委員会で市長が「反対」の二文字を削るよう異例の「配慮」を求めたのがもとで、結果として設置が取り止めになった。しかし、次の九月定例会で、同年三月に国と都が外環道路を大深度地下方式で整備する方針を発表したことを受け、さらに幅広い角度から調査・研究する必要があるとして、「反対」の文字を取った「外環道路特別委員会」として設置することが決まった。二つの特別委員会は今期の終わる一七年六月の定例会で設置期限が切れたが、さらに二年間の延長が決まった。各特別委員会の最後の報告などは、「資料編」に収録した。

市制施行以来三度目 地方自治法第一〇〇条は、自治体で問題が起きた場合、議会は議決によつて調査権を持った**の百条委員会設置** 特別委員会を設置できると定めている。一般に「百条委員会」と呼ばれている。

昭和六〇（一九八五）年五月、当市でも市制施行以来三例目となる百条委員会が設置された。

発端となったのは四月の臨時会で市職員の窃盗事件せつとうに関する「行政報告」が行われた際、関連質問で五七年当時、

市民文化会館建設の請負工事に市議会議員が介入し、多額の金銭が流れたとの噂がある、事実なら工事契約について疑惑が生ずる—といった趣旨の発言があったことである。質疑応答の中で、市議が市議会議長（当時）であり、二人の助役と市職員八人が警視庁の事情聴取を受けたことなどが明らかになった。しかし事情聴取を認めた二人の助役も内容に関しては言葉を濁し、市長も「地方公務員法上の守秘義務」を理由に細かい説明を拒んだ。またこの議員も「プライバシーの問題」として疑問には何も答えなかった。

その結果、疑惑が深まったとする議員の請求で開かれた五月二三日の臨時会で、①市民文化会館建設工事請負問題、②武蔵野クリーンセンター建設工事請負問題、③市民休暇村用地問題、の三点にかかわる疑惑の真相究明を目的に、「武蔵野市民文化会館建設工事請負問題等調査特別委員会」の設置が決まった。

同委員会は一人で構成、設置期限である九月定例会最終日までにより一回の委員会を開き、市長、助役、前市長、同助役、当該市議などを参考人や証人として喚問したが、重要証人となる空調・音響機器の業者側は「先約」や「病气」を理由に出席に応じず、肝心の真相究明は三月の臨時会当時からたいした進展がなかったため、さらに翌六一年三月まで期限を延長した。

疑惑の市議を「偽 同委員会は結局、前後一八回開かれ、市から提出された資料の審査、延べ一三人の証人・参考証」**一で地検に告発** 人への尋問などを行ったが、警視庁の事情聴取の中心は市民文化会館の請負契約事務の流れにあり、当該議員の名前を挙げての聴取を受けた、業者指名に当たって当該議員から依頼を受けた（本人は否定）ことなどが明らかになるにとどまった。しかも、当該議員は警視庁の取り調べ、金銭授受などを全面否定、疑惑の核心に迫るには至らなかった。

六一年三月三日の定例会で行われた委員会報告（↓資料編）では、「当該議員をクロだと断定できる具体的な事実はないまま告発するのは容認できない」とする「少数意見」を付したまま、当該議員を市民文化会館建設に絡む「偽証」で、また川島織物常務、東日商事代表の二人を「正当の理由のない不出頭」でそれぞれ東京地検に告発することを決め、翌四日手続きを取った。

前述したとおり、百条委員会が設置されたのは市制施行以来三度目だったが、「告発」に至ったのは初めて。しかし、結果は不起訴だった。

参考までに、過去に設置された百条委員会は、昭和二九（一九五四）年六月の「自動車濫用問題」、五二年九月の「週刊現代記事真相究明調査」の二件である。

ほかに否決はされたが、今期が始まって間もない五八年九月定例会で、武蔵野市開発公社の運営などをめぐって百条委員会設置を求める動議が一六議員から提出されたことがある。同月の定例会の一般質問で開発公社理事長の月額報酬が三五万円から六〇万円に引き上げられた経緯などが追及されたが、報酬を決める際の理事会の議事録がないことなどが明らかになり、「疑わしきは徹底的に究明すべき」として百条委員会設置の動議が出されたが否決された。

市民団体などから議員

議員の定数削減を求める動きが今期最初に出てきたのは、昭和五八（一九八三）年六月。

定数削減を求める請願

市民団体「住み良い武蔵野を作る会」から「定数削減条例の制定」を求める陳情が市議会に提出された。陳情は継続審議となり、九月定例会で不採択になった。

それから三年後、翌春に市議の改選期を控えて、定数削減運動は一気に盛り上がる。先鞭をつけたのは五八年の高額退職金引き下げ運動（↓次項）の先頭を走った市民団体「市政を考える会」である。六一年四月、定数削減を目指

す「市民集会」を開いた同会は、「全国八割近くの自治体の議員数は法定より少ない。多摩地区で法定ワクいっぱい
の市は武蔵野市と立川市だけ。行政改革をうたう当市がこれでもいいのか」と訴え署名活動を展開した。

法定数とは地方自治法九一条で定める市町村議会の議員定数。「人口五万以上一五万未満」に含まれる当市の場合
は三六。但し定数は「条例で減少することができ」とされており、前述のとおり、多くの自治体が削減している（注・
同法は平成一五年一月に一部改正され、人口一〇万以上二〇万未満の市の定数の上限は三四となり、定数はそれを超
えない範囲で「条例で定める」ことになった）。

考える会は五月末、三一〇九人の署名簿を添え、具体的な数字は示さないうまま、削減を求める請願を市議会に提出
した。

続いて六月五日、行革をテーマにしたシンポジウムを開いた武蔵野青年会議所や武蔵野青色申告会が、「定数三六
から二八に削減」するよう求めて、署名簿と請願を提出した。

一方、武蔵野民主商工会、武蔵野三鷹地区労働組合協議会など三団体からは逆に、現状維持を求める請願や陳情が
出された。

削減と現状維持を求める合計六本の請願・陳情は総務委員会に付託されるが、「慎重に扱う必要がある」として継
続審議になる。八月にもまた継続審議となり、翌九月には、一〇月に「公聴会」を開くことを決めて、またも継続審
議となった。

当時の総務委員会（九人）の勢力比は委員長を除くと、定数削減推進派が三人と少数。反対に本会議は推進派が多
数を占めており、委員会で採決を強行すると混乱が予想された。

三度の継続審議に業を煮やした考える会など推進派三団体は、公聴会（二〇月二二日↓資料編）の開かれる一週間前、初めて合同の「議員定数削減市民大会」（商工会館）を開き、「二八人に削減するよう強く望む」決議を採択して足並みをそろえた。

現状維持派も黙っていない。公聴会（市役所会議室）の一週間後、学者、文化人を中心とした五三人連名のアピールを発表、一月に入ると「市民集会」（中央コミュニティセンター）を開いて氣勢を上げた。

一二月三日、市議会の削減推進派である自由民主クラブ、公明党、市民クラブ、民社党の四会派が議長に対し、「総務委員会の審議がこれ以上長引くなら、議案を提出して本会議で決着をつける」と異例の申し入れを行った。

同月五日、総務委員会は一一月に提出された四本の陳情を含む賛成、反対、慎重審議を求めらる請願・陳情計一〇本を、またも継続審議とする。

この会期中に削減を決めないと次の市議選（六二年四月）に間に合わないとあって、推進派は硬化した。これ以上総務委員会に任せておいても成立の見込みはないと、議長に申し入れたとおり、本会議で決着をつける方針を確認した。そこで同月一三日、前記四会派・五議員の議員提案で、現行定数を六人削減して三〇人とする条例改正案を議長に提出した。

推進派・反対派の最後の攻防が始まった。議会のスジ論に立ち、委員会に付託していることを根拠に現状維持を図る議会内野党と、それを「時間かせぎ」と批判して本会議での採決を主張する与党の話し合いは平行線をたどって動かない。同日、削減に反対する団体・グループから三件の請願・陳情も出された。休日明けの一七日は定例会の最終日だったが終日空転し、予備日である翌一八日午後、議案が本会議に上程された。すったもんだの末、削減賛成一九、

反対一三で決着がついたのは会期を一日延長した一九日午前三時五分だった。(↓資料編)

市制施行以来四〇年近く、法定数の枠いっぱい定数としてきた市議會は、こうして初めて六人削減となり、翌六二年四月の市議選から三〇議席を争うことになる。

定数削減問題はさらに期を越えて平成一八(二〇〇六)年二月、「四人削減」を内容とする「定数条例の一部を改正する条例」が議員提案で出され、賛成二五、反対四で可決され、翌一九年四月の市議選から定数は二六となった。

議会改革をめ 定数削減は議会改革の大きな柱だが、他に市議會は平成八(一九九六)年七月、正面から「議会改革」を掲げ、副議長を座長とし、各派代表者一〇人から成る「議会改革懇談会」を設置、さまざまな協議を行った。

懇談会は設置期限の切れる一一年四月の定例会で成果を報告したが、①各常任委員会の役割を見直し、児童女性部児童女性課、市民部生活文化課のうち、美術館、文化事業団に関する課題は文教委員会の所管に移す、②映像による情報公開を積極的に進め、会議の録音テープは議員の要求によりダビングを可能にする、③会議中のお茶を廃止し、会議中は禁煙とする、また会議に伴う食事の支給を廃止する、ことなどを決めるにとどまった。

また一七年度当初、当時の議長の議会改革検討の呼びかけに一〇〇件の検討案が寄せられたことを受けて一七年七月から、議会運営委員会、各会派代表者会議、議会広報委員会の三委員会ですべてに割り振られた改革案の検討に入った。

各委員会は委員の顔ぶれが変わった一八年六月以降も協議を引き継ぎ、延べ五九回の会合を重ねた末、一九年三月定例会に「報告書」を提出した。後述する本会議、決算・予算特別委員会の会議内容、議長交際費などのホームページ

ジへの掲載、市政調査研究費の領収書の写しの添付など詳細にわたるので「資料編」に載せる。

市議会では平成元年九月、「虚礼廃止等に関する申し合わせ」を行い、公職選挙法の遵守に努めてきた。一七年一月には、それを廃棄し、改めて法令遵守を確認して、「市の公式的な行事への祝電・弔電や新聞・雑誌等への議員個人の名刺広告掲載も差し控えること」を確認する「申し合わせ」を行っている。これも前記報告書に盛り込まれており、報告書は「おわりに」の中で、「市民にとってよりわかりやすく身近な市議会になる」と締めくくっている。

大幅に進んだ 議会の様子は、傍聴に行く以外は「市議会報」（市議会だより）や議員個人の出す通信、あるいは「情報公開」メディアの報道を通してしか分からない時代が長く続いてきたが、コンピューター社会の到来などで今期、大幅に「公開」が進んだ。

まず平成九（一九九七）年三月の定例会から市長の施政方針演説と各会派の代表質問が、「むさしのFM」と「武蔵野三鷹ケーブルテレビ」の電波で茶の間に届けられるようになった。「FM」は同月三日の施政方針演説、五日の代表質問をそれぞれ同日午後八時から、「ケーブルテレビ」は同月二四日午前一〇時から初放送を行った。どちらも録音・録画だが、画期的な出来事だった。

続いて一〇年一〇月から会議録をコンピュータで検索できるシステムが導入された。平成二年八月以降の常任・特別委員会、同年九月定例会以降の本会議、五年一〇月以降の全員協議会に限られ、検索できるコンピューターも議会事務局にある一台だけだったが、一一年九月以降は他からの検索も可能になった。

一四年一月、市役所のホームページ（九年一二月開設）のリニューアルに合わせ、市議会もホームページを開設した。議会の概要、議員名簿、日程などのほか、会議録の検索も可能になった。また、一七年五月から議員の活動状況

や毎年五月の「市議会報」に載っていた「議員出席状況」もホームページに載るようになった。

さらに一五年六月定例会から施政方針、代表質問、一般質問のインターネットによる中継が始まった。都内の自治体議会では初の試みだった。一般質問の中継はケーブルテレビも扱っていないだけに注目された。期を越えて一八年九月定例会以降は本会議の他、予算・決算特別委員会にも拡大され、録画で見られるも可能になった。

市議会の広報紙である「市議会報」にも改革が及んだ。一〇年五月三日号から二色刷りとなり、創刊三〇〇号となる一四年五月一五日号から「より見易く」とカラー印刷となり、名称も「市議会だより」と改題した。

「市議会だより」は従来、新聞折り込みの形で各家庭に配布されていたが、一九年四月三〇日発行の三二二号からシルバー人材センターへの委託による全戸配布となった。

「公開」といえば、ボランティアグループ「朗読奉仕の会むさしの」が昭和五八（一九八三）年以来続けている活動がある。目の不自由な人のため、同年六月二二日発行の「市議会報」をテープに吹き込み、「声の議会報」（後に「声の市議会だより」として希望者に郵送したのが始まりで、活動は以来、ずっと継続している。（↓本章第三節七）

二 高額退職金の是正 全国が注目

問題の発端

昭和五七（一九八二年）一〇月から一二月にかけて、本市において市職員の不祥事が相次いで発覚し、新聞報道などによって明るみに出て問題となった。不祥事の一つに、市税を収納する担当の係長が、自らの職務権限を利用して本人の税金を納付しないで収納台帳に納入済みの処理をした「不正消込」（脱税）事件が

ある。この事件、本人は五七年三月に、勸奨退職（退職金が割り増しになる特例退職）で既に退職していたが、この退職金が約四二〇〇万円という高額であったことが報道されたため、その後五八年五月まで、「武蔵野市の高額退職金問題」として全国的規模で批判を受けることになる。

なぜ武蔵野市では市職員の退職金が四〇〇〇万円という高額なのか、おかしい、という声である。

高額退職金までの流れ

市職員である地方公務員には昭和五七（一九八二）年当時、定年という制度がなく（六〇年三月に定年制を実施）、人事が停滞していた。つまり、人事刷新がまったく図られなかったのである。三六年に、本市では職員退職手当支給条例の臨時特例に関する条例を当年限りの特例で制定した。一年限りの特例とはいえ、退職金が五割増しになるのである。この年に高齢職員（六一歳）が退職（一五人が退職）した時、退職金は最高で六〇〇万円という当時としては破格の額であった。

その後、特例条例は制定されなかったが、この間にも高齢の職員が増加するため、特例制度の導入を希望する声や、部課長その他の職員の間で高まっていた。四七年、従前の職員退職手当支給条例（普通退職）の改正案（支給限度額を六〇か月から七〇か月に）と、職員退職手当支給条例の特例に関する条例案（支給限度額一二五か月）が市議会に提案された。この条例案は二月一三日に可決され、同月一八日に施行された。翌四八年一月三十一日には、三二人（全職員数は一〇二〇人）が退職したが、退職金は最高額でも二七九八万円であった。

一方で四七年以降、高度経済成長が続き、またオイルショックによる物価の異常高騰に伴い、公務員の給与改定の人事院勧告も、毎年一〇パーセント以上アップが続くような世間の情勢であった。四九年の人事院勧告は二九・六四パーセント、武蔵野市の改定率は二九・五三パーセント。平均給与が三万一千二百円のアップである。その結果、同

一二月には、武蔵野市初の四〇〇〇万円を超える退職金受給者が出た。この時にも、「四〇〇〇万円」を一部マスコミが問題にしたが、対象者が少なかったために、まだ五八年度の騒ぎほどの大騒ぎにはならなかった。

市当局は、五一年度に、特例退職金の限度額一二五か月を一一〇か月に減額する改正を行ったものの、その後も毎年給与改定と定期昇給は行われた。給与水準を示すラスパイレズ指数（国家公務員の給料を一〇〇とした場合の指数）は依然として一二〇台で推移していたため、五三年度には退職金の平均が三〇〇〇万円を超えた。

このような給与改定と定期昇給は全国的な問題であったため、自治省（現総務省）は五四四年、五六年、五七年に、退職手当の適正化について通知を出している。また東京都からも強い指導があった。市は五七年八月、都に「給与制度等の適正化計画」を提出している。しかし、五七年度には五〇代の部課長が多く退職したこともあって、特例退職者の退職金の平均は三八二八万円、四〇〇〇万円を超えた者が二四人中一五人にも及んだ。

退職金引き下げの 昭和五七年三月の四二〇〇万円退職金支給の報道を契機に、日本婦人有権者同盟武蔵野支部（支
市民運動へ 部長・小池順子）から五八年一月二四日、退職金引き下げの要望書が市と市議会に出された。

次いで二月二五日の市議会に「市職員の退職金に関する陳情」が出された。陳情は三月一日の総務委員会、同一八日の本会議で全会一致で採択された。

この三月一日の総務委員会で市は、議員の資料要求に従って、五七年度の退職金受給者二四人全員の、氏名を除く具体的な支給額などを載せた資料を提出した。

支給額の一覧表が日刊各紙に報道されたため、高額退職金問題が一挙にクローズアップされていく。四月の統一地方選挙。市長選には、藤元政信（当時市長）、土屋正忠（当時市議会議員）の両者が選挙戦に入った。選挙法定ピラ

に土屋候補は「市民の血税で四〇〇〇万円の退職金」の見出しで、前述の特例退職者中四二〇〇万円以上の一二人の一覧表を載せた。一方、藤元候補は退職金については触れていなかった。しかし選挙戦中盤に入ると新聞各社が退職金問題を大きく取り上げたこともあって、終盤戦には両候補とも退職金は正を中心に訴えるようになっていた。

市長選は結局、土屋候補二万七一一六票、藤元候補二万六二五七票、八五九票の差で土屋候補が当選し、五月一日に市長に就任した。翌二日初登庁した土屋正忠市長は、記者会見で、「民間や国家公務員に準拠した退職金改正案を遅くとも九月には市議会に提案したい」と語る。

市長の発言を受け、退職金が減額される前に退職を希望する職員（新聞などでは「駆け込み退職者」と報道）が続出した。連日、新聞はこれらの職員の取材を続け、早期退職希望者数が刻々と報道される。当事者はいやがらせを受けたりして困惑していた。市議会各会派からも、市民団体からも、次々と高額退職金は正の要望書や申し入れが出された。（↓資料編）

職員組合との 団体交渉は難航 市長は昭和五八年五月九日に就任の挨拶のため鈴木俊一東京都知事を訪問した際、知事から「市是正の要請も多くあったので、当初は六月か九月に予定していた市議会提案を短期決着を図るべく、急遽、前倒しの決断をした。

退職金改正は勤務条件にかかわる問題であり、職員労働組合との交渉事項である。五月一〇日には第一回の団体交渉がもたれた。その席上で勸奨退職制度の改正案の提示と交渉を、市長が来週早々に、との申し入れをした。一七日に、市長は庁議で退職金は正の所信表明を行うとともに、臨時市議会を五月三〇日か三十一日に招集することを決め、

職員組合にも通告した。市長は市議会代表者会議に改正条例案骨子を説明し、同日の第二回団体交渉で職員組合に当局案を提示した。

市当局案

①特例条例は廃止。普通退職条例の一部改正で一本化、②国の準則（モデル）に基づいたものに、**（当初）の概要** ③昭和六〇年の六〇歳定年制施行を想定して作成、④算定基礎は給料のみとし、支給割合は通算方式から区分方式に変える、⑤上限は現行の三七年勤続で七〇か月だが、改正案は四四年勤続で六〇か月とする、⑥勤奨制度は考えていない、⑦整理退職制度は国や地方でも採用しているが慎重に、⑧経過措置は五七歳以下は切ることになった。

右の当局案は、五八歳以上六三歳以下の職員の退職金を五九年三月三十一日までは九五か月分とし、以降半年ごとに五か月分ずつ減額し、六〇年四月には東京都並みの八〇か月分とし、その後は、半年ごとに約二・七四パーセントの削減率をあてはめ、六三年四月一日までには国家公務員並みの六三・五二五か月分とする案である。改正案の施行日は昭和五八年七月一日の予定で、現行制度は六月三〇日までとなる。退職願の提出期限は一か月前の五月三十一日まで—などとしていた。

組合はストの構え

改正案提示後の報道機関の取材攻勢は熾烈を極めた。市役所には、ふだん市政を担当する記者のほかに、本社などから応援に来た記者も加わり、終日ごったがえし、市長室のある六階の廊下でTVカメラを担いだまま仮眠し、団体交渉の再開を待ち構えている姿も見られた。このような状況の中で、当局の報道機関への対応も職員課、広報課、秘書課などは忙殺を極め、特に改正条例案作成の担当課である職員課長などは、自席で執務できない状態となり、やむをえず親戚の家で議案作りに追われたりした。五月一九日には部課長会議

が開催され、改正案の概要説明が行われた。

一方、組合は、①普通退職手当削減反対、②整理退職制度の撤回、③調整手当の算入維持、④役職加算の廃止、⑤特例退職金の都並み・国並み反対、⑥特例退職経過措置の対象年齢の拡大、⑦一方的な議会上程反対、を主張、ただし役職加算の廃止については受け入れの意向を示していた。五月一八日には、自治労東京都本部の退職手当改悪反対現地闘争本部が組合事務所に設置された。当局案提示後、連日連夜、団体交渉や事務折衝が重ねられた。役職加算の廃止は労使とも合意に達し、その後整理退職条項の削除などで市側が譲歩したものの、基本的な姿勢は強固であったため、組合は超過勤務拒否闘争や二六日からのスト闘争を構え、二六日は早朝一時間のストを決行した。

二五日には午後〇時半から、組合の退職手当制度改悪反対労働基本権擁護総決起大会が市役所構内で開かれた。近隣の労働組合の動員を含め約二〇〇〇人が集まった。二五、二六、二七日と連日、徹夜に及ぶ団体交渉、事務折衝、トップ会談などが開かれた。結局、二八日午前四時過ぎに、改正原案のとおり団体交渉は妥結することとなり、同二十九日、確認書が取り交わされた。

改正案の内容

一、自己都合退職 現行勤統三十七年で最高限度額七〇か月を勤統三十八年で六八か月（三十七年で六五か月）とする。

算定基礎を、現行が給料と調整手当であったものを給料のみの月額とする（公務上の死傷病による退職で最低保障を受ける部分を除く）。

二、公務外の傷病による退職（新設、従前は普通退職と同じ） 勤統三十八年で最高限度額を六八か月とし、勤統二〇年以上三五年以下である場合は一割加算される。勤統三五年で打ち切りとする。

三、公務外の死亡による退職 普通退職による場合の一〇〇分の三〇を加算する支給割合を、二〇年未満の勤続期間については自己都合と同じ、勤続三五年で最高限度額を六九・八七七五か月とする。勤続二〇年以上三五年以下である場合は、一割加算される。三五年で打ち切りとする。

四、公務上の死傷病による退職 普通退職による場合の一〇〇分の一〇〇を加算する支給割合を、勤続三五年で最高限度額を六三・五二五か月とする。勤続二〇年以上三五年以下である場合には、一割加算される。三五年で打ち切りとする。

最低保障として算定基礎（給料および扶養手当並びに調整手当の月額合計額）に勤続一年未満は二・七か月、一年以上二年未満は三・六か月、一年以上三年未満は四・五か月、三年以上で五・四か月が支給される。

五、特例退職金条例は廃止する。

六、経過措置 昭和五八年七月一日から六三年三月三十一日までの間に退職する者の退職手当の額は、新条例による退職手当の額に、旧条例により計算した額との差額に退職期間区分に応じた割合（一〇〇分の九〇から一〇〇分の一〇）を乗じて得た額を合算した額が支給される。

昭和五八年七月一日から翌五九年三月三十一日までの期間に、勤続二〇年以上かつ年齢が五八歳以上六三歳以下の者、および五九年四月一日から翌六〇年三月三十一日までの期間に勤続二〇年以上かつ年齢が五九歳以上六三歳以下の者で退職する者の退職手当は、新条例による公務外の死亡による退職の場合の退職手当に旧特例退職条例の規定と同様な計算をして得た額と、この新条例により計算した額との差額に表1―2―20のように「退職期間区分に応じた割合」を乗じて得た額を合算した額が支給される。ただし、六〇年三月三十一日までの退職については、表1―2―21のよう

表 1—2—20
退職期間区分に応じた割合

退職期間区分（昭和）	割合
58.7.1～59.3.31	100分の90
59.4.1～59.9.30	100分の80
59.10.1～60.3.31	100分の70
60.4.1～60.9.30	100分の60
60.10.1～61.3.31	100分の50
61.4.1～61.9.30	100分の40
61.10.1～62.3.31	100分の30
62.4.1～62.9.30	100分の20
62.10.1～63.3.31	100分の10

[市条例]

表 1—2—21 退職金の支給上限額

退職期間区分（昭和）	支給上限額
58.7.1～59.3.31	退職時の給料月額に95を乗じて得た額
59.4.1～59.9.30	同上90
59.10.1～60.3.31	同上85

[市条例]

に退職期間区分に応じた支給上限額が定められた。

経過措置の適用を受けようとする者は、退職する期日の一か月前に申し出をしなければならぬ。退職期日は九月三日および三月三一日に限られる。

新・旧退職手当 参考までに在職三二年の比較（例） 年の部長が五九歳で

退職した場合で比較してみる。

職別在職年数を部長二年、課長一〇年、係長一〇年、主任五年、その他五年として最終給料三九万一七〇〇円とした場合、経過措置の終了する六〇年三月三一日に退職した場合、現行では四七六七万円であるが、改正後は三三七七万九〇〇〇円となり、その差は一三八九万一〇〇〇円となる。

市議会の対応

条例改正案は昭和五八年五月三〇日の臨時市議会に上程され、六月二日の本会議において全会一致で可決され、七月一日施行された。同時に議会には、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案が上程され、可決された。市長の退職金は任期四年間分一年につき給料の一〇〇分の三〇〇から、一〇〇〇分の二〇〇に減額されることになった。また同時に、退職金支払いのための一般会計補正予算と水道事業会計補正予算案が上程され、可決された。

退職者の増加に伴い、当初四七人分（うち特例退職者分二七人）の予算計上額七億五〇〇万円では、今回退職者九四人（うち特例退職者七四人）分は到底賅えず、一六億九〇〇万円を補正し、一般会計の退職金予算計二三億三〇〇〇万円とした。

なおこれらの充当財源は、当初、市の借金である起債（退職手当債）をあてるとの考えもあったが、結局、財政調整基金一〇億九〇〇〇万円と繰越金六億円を充当した。

このようにして新市長就任以来一か月に及んだ高額退職金問題は、全国の注目を浴びる中で短期間に決着を見た。一連の騒動は「武蔵野ショック」という呼称でその年の流行語となり、岩波書店発行の『近代日本総合年表』に四〇〇〇万円退職金として掲載された。

高額退職金は是正されてもお、職員の給与制度の見直しなど課題が山積していた。そのため市は、五八年の七月に、市政全般の総点検を行い、行政改革の方策および財政運営について調査研究をするため、行財政点検委員会（委員長・肥後和夫成蹊大学教授）を設置した。同委員会は翌五九年一月、中間答申を市長に提出している。

これを受けて高額退職金の一因ともなり、違法性の強かった給与制度の在職者調整制度（注①）や、わたり昇給制度（注②）の廃止など、市は逐一、行政改革を行っていく。市民参加の市民委員会方式、行財政点検委員会の設置と、答申に基づく行政改革は、後の自治省の地方行革大綱へとつながっていき、全国の地方公共団体の行革推進のモデルとなった。

その後、六〇年に、六〇歳定年制の実施を迎え、再び退職金支給条例の改正が行われた。

注① 在職者調整制度 学校を卒業して直ちに市に就職した職員が年一号給昇給したとしてモデル賃金をつく

り、それ以外の前職があったり浪人した期間があったりしてモデル給与に達していない場合に、入庁後四年ごとに最高二号を限度にその差を調整し、昇給させるといふ年齢に基づく給与体系。昭和五九年四月一日付で廃止した。

注② わたり昇給制度 一定の号給に達すると主任や係長、課長にならなくても上位の等級にわたっていけるといふ運用で、地方公務員法で職員の給与はその職務と責任に応じて定めるとした職務給の原則に反するもの。平成二年四月一日付で完全廃止した。

三 行財政改革

行財政改革 本市は、昭和五八（一九八三）年に土屋市長が就任以来、職員の高額退職金の引き下げ（↓前項）の先駆者として を第一弾として行った後、同年に第二弾の「行財政点検委員会」、平成七（一九九五）年に第三弾の「中期行財政運営懇談会」、一〇年に第四弾の新世紀委員会「新しい仕事のやり方委員会」（正式名称は「新世紀の市役所の組織・経営を考える委員会」、一五年に第五弾として「行財政改革検討委員会」を設置している。また昭和五九年八月から、市長自らが本部長となつて行財政改革推進本部を指揮してきたが、平成一五年まで間断なく、行財政改革を実施する地方自治体の先駆者として、委員会の提言を受け止めて市政を運営をしてきた。

行財政改革を提言してきた各委員会の指摘事項を中心に、改革の経緯をたどつてみよう。

行財政点検委員会

市は、昭和五八（一九八三）年七月一六日、武蔵野市行財政点検委員会（委員長・肥後和夫成蹊大学教授、委員六人）を設置した。委員会は市の行財政全般にわたる現状を総点検し、行政改革に関する方策と財政運営に関する方策についての諮問事項を答申した。（↓資料編）

委員会からの提言には、一、施策のスクラップ・アンド・ビルド、二、民間委託の推進、三、職員定数の抑制、四、受益者負担の適正化、五、職員の士気高揚施策、六、情報公開、などについて次の指摘があった。

（一）当面措置すべき方策―①給料表の適正化、②在職者調整・「わたり」運用制度の廃止、③特殊勤務手当・退職手当の適正化、④職務専念義務免除の明確化、⑤勤務時間の厳守、⑥昼休み窓口事務の実施、⑦職員定数を五八〜六一年度に一〇パーセント削減、⑧退職者不補充（清掃、学校給食業務）、⑨保母定数見直し。

民間委託するもの―①水道検針、集金、②街路灯維持、③学校警備、④クリーンセンターの維持管理など。

業務合理化―市役所出張所の統廃合、電子計算組織の導入。

（二）当面緊急に措置すべき財政運営―①市税等取納率の向上、②人件費の抑制、③一般行政経費の節減。

補助費などの整理合理化―①効率の明確でないもの、慣行で行っているものの点検、②サンセット方式（注①）の導入、③職員共済会交付金の定額化、④老人福祉手当・児童扶養手当の検討。

受益者負担の適正化―①保育園保母定数の削減、②保育園保育料の適正化、③学童保育の有料化、④使用料・手数料の適正化、⑤国民健康保険事業・老人保健事業の財政的基盤の検討、⑥上下水道使用料の見直し。

（三）職員の士気高揚と組織の活性化―①人事管理の適正化、②昇任基準の明確化、③人事考課制度の確立と管理監督者試験制度の検討、④研修の充実、⑤プロジェクトチームの活用。

(四) その他―①財政コスト指標の開発、②財政白書の刊行、③労使交渉の論点の公表、④情報公開制度の創設。

中期行財政運営懇談会

平成七(一九九五)年六月二十七日、中期行財政運営懇談会(座長・鹿児島重治国土館大学教授、委員五人)が設置された。景気の低迷や政策減税による厳しい財政状況の中で、第

三期長期計画(五〜一六年度)の財政計画を見直し、簡潔で効率的な財政運営を行うためである。

主な検討事項は、①事務事業の見直し、②職員定数の適正化、③地方分権の推進、④適正な費用負担のあり方、⑤税財政制度の研究、⑥民間との役割分担、⑦事業団・第三セクターの管理などである。

先の行財政点検委員会で指摘、提言された事項に以下の項目が加わった。

①土地開発公社の用地取得の抑制と先行取得土地の有効活用、②公債費比率のガイドライン設定、③建設予定事業の見直し、④組織の大きくり化の推進(部課数を縮小)、⑤目標管理システム(注②)の導入、⑥パーソナルコンピュータやコンピュータネットワークの活用、⑦再雇用職員・嘱託職員・アルバイトの活用、⑧五か年間の職員定数適正化計画の策定、⑨給料表を職務給に沿ったものに改める、⑩特殊勤務手当の見直し(廃止または減額)。

新世紀委員会「新しい仕事 平成一〇(一九九八)年八月一九日、「新しい仕事のやり方委員会」(座長・鶴川正樹のやり方委員会」 公認会計士、委員九人)を設置した。委員会は、新世紀の課題に対応する市役所の組織・経営を検討して提言を行った。新しく加わったのは、次のような事項である。

①行政評価システムの開発、②企業会計制度の採用、③窓口事務の一本化・インターネット活用による在宅申請、受理、④サービス時間の延長、⑤中高年、障害者の雇用創出、⑥経営支配人制度の採用、⑦ボランティアやNPO(非営利活動団体)との連携、⑧事業本部制の採用、年間目標の設定、電話から電子メールへの移行。

行財政改革検討委員会

平成一五（二〇〇三）年一月二日、行財政改革検討委員会（委員長・辻塚也政策研究大学院大学教授、委員四人）を設置した。委員会は、前の新世紀委員会の提言から五年後に、三位一体の改革（地方分権の推進による国庫補助金・負担金の削減、地方交付税改革、税財源移譲）という新たな局面を迎えた。①市税の個人市民税の減少、②経常収支率の上昇（硬直化）、③人件費・扶助費・公債費などの義務的経費の増加、④人件費などの委託料・物件費の増加など、三位一体の改革による影響や景気の動向を楽観できないとして、純債務を一般財源の一年分程度にすること、公共施設の維持・更新計画を作ること、経常経費の削減を行うことなどを指摘している。

主な行政改革の成果

以上四つの委員会からの提言、指摘を受けて、市は順次、行政改革を行っていくことになった。改革の成果を「職員の人事・給与・定数・服務」「行政組織・業務の合理化」「民間委託等」「財政運営」「受益者負担」の五つの区分に分けて挙げてみた（表1―2―23）。その中から主なものを取り上げてみよう。

①在職者調整制度の廃止―採用前に他の仕事に就いたり浪人したりした期間があった職員がモデル給与に達していない場合、最高二号を限度に昇給させていたが、地方公務員法や市条例に基づく適正な制度ではない。昭和五九（一九八四）年四月廃止。

②「わたり」運用の廃止―一定の号給に達すると、昇任しなくても独自の基準の運用により上位の等級へ昇給を認める「わたり」は前述の在職者調整と同様、職務の複雑さと責任の度合いに応じて給与を定める地方公務員法の職務給の原則に反し、違法性が高い。平成二（一九九〇）年四月、全面廃止。

表 1—2—23 行財政改革の歩みと成果

区分	改革項目	実施時期	任期	改革の内容
職員の人事・給与・定数・服務	退職手当の引き下げ	昭和58年7月～	1	支給率最高110か月を69.8775か月に。経過措置として昭和62年3月31日までの退職者に83.5か月～82か月の激変緩和措置。さらに平成4年に62.7か月、同16年に59.28か月と減額
	保育園保母定数の適正化	平成16年	6	保母の定数を平成16年に12人削減
	管理監督者試験制度の導入	平成11年度	5	課長に昇格する場合、試験を選考の基準とする。係長の検定試験は平成12年度より実施
	人件費の抑制	昭和58年～	1	退職金は正、職員定数削減、期末勤務手当の支給率減、高齢職員の昇給率減、給与の引き下げ（平成15年4月1日）、特殊勤務手当の見直し
	勤務評定の完全実施	昭和58年	1	年2回実施、人事管理に反映
	プロジェクトチームの活用	昭和58年～	1	組織の横断的活用、若手職員の起用、平成17年までに105チームを編成
	在職者調整制度の廃止	昭和59年4月	1	違法性がある。年齢を基準にした給料にするため特別に昇給させる制度を廃止。昭和63年度から完全廃止
	職員研修の充実	昭和59年4月	1	研修担当課長を設置。基本研修、委託研修、派遣研修、実務専門研修、職場研修、自主研修
	「わたり」運用の廃止	昭和60年4月	1	職務給の原則に反する。給料の上級の号給に昇給する運用制度を廃止。平成2年4月1日完全廃止
	勤務時間の厳守	昭和61年12月	1	出勤時刻の8時30分を厳守（従前は8時45分）
	職員定数の削減	昭和58年～毎年	1～	職員不補充計画・3次にわたる定数適正化計画により昭和58年の1279人を平成17年に1113人に（166人を削減）
	保育園・学校用務員の嘱託化	平成8年～	4	正規職員を嘱託に切り替え
	特殊勤務手当の廃止と減額	平成10年4月、16年4月	4・6	運転士手当・技術手当・保母手当は廃止。21種類から11種類に。その他の手当も廃止または減額
	中高年・障害者雇用・再任用・再雇用	平成11年～	5	5年間で職員を100人削減し、500人の雇用を創出する計画。嘱託員を雇用、平成18年3月現在206人（40歳以上65歳未満）

109 第二節 市の政治・行財政の歩み

区分	改革項目	実施時期	任期	改革の内容
	給料表の適正化	平成13年4月	5	職務給の原則に基づき職務・職階制の給料表を1～8等級に。事務・技術系と技能労務系と給料表を分離
行政組織・業務の合理化	総合的電子計算組織の導入	昭和59年9月	1	委託していた電算処理業務を大型コンピューター導入により直営で処理、オンライン化
	出張所の統廃合	平成2年7月～	2	6出張所を3駅(吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅)周辺の市政センター3か所に統合
	夜間窓口の開設	平成12年5月	5	中央市政センター夜8時まで開設
	機構改革	平成14年4月	5	組織の大きくくり化。1室12部54課を1室8部47課に
民間委託等	市民文化会館、芸能劇場ほかの管理委託	昭和58年8月	1	(財)武蔵野文化事業団に市民文化会館、芸能劇場の管理を委託。スイングホール、吉祥寺シアター、吉祥寺美術館ほかも
	ごみ収集(一部)委託	昭和58年12月～	1	有害ごみ収集を直営から民間委託
	クリーンセンターの維持管理委託	昭和59年10月	1	クリーンセンターの維持管理の一部を民間に委託
	水道検針・料金集金の委託	昭和60年7月～	1	職員が行っていたものを民間に委託。検針業務は平成2年4月～
	大型バス直営運行の廃止	昭和62年7月	2	スポーツバスなど大型自家用バス4台の直営運行を民間の借り上げ方式に
	保健センターの管理委託	昭和62年7月	2	(財)武蔵野健康開発事業団に保健センター施設の管理の一部を委託
	し尿くみとり全面委託	昭和63年6月	2	直営から民間委託
	学校警備の機械化	昭和63年10月	2	学校警備員を廃止し、機械警備を民間委託
	総合体育館ほか体育施設の管理委託	平成元年9月	2	(財)武蔵野スポーツ振興事業団に総合体育館、プール、陸上競技場などの体育施設の管理運営を委託
	国際交流事業の委託	平成元年11月	2	国際交流事業を武蔵野国際交流協会に委託
特別養護老人ホームの管理運営の委託	平成6年、8年	3	吉祥寺ナーシングホームは社会福祉法人「至誠学舎東京」に、桜堤ケアハウス・くぬぎ園などの軽費老人ホームの管理運営は同法人「武蔵野」に委託	

区分	改革項目	実施時期	任期	改革の内容
財政運営	市税収納率の向上	常時	1～	口座振替の奨励普及、納税意識の啓蒙
	補助金等の整理合理化	予算編成時	1～	補助金、交付金など見直し、職員共済会への交付金の交付率（会費の1.5倍）を定率から定額に改正、目的を達成したものは廃止、サンセット方式の採用
	使用料・手数料の適正化	昭和60年4月、平成5年4月	1・3	各市民施設使用料および各種手数料を適正な料金に改正
	老人福祉手当の廃止	平成9年4月	4	国の制度と重複して支給していた月額1300円の手当を廃止し、他の老人福祉事業の財源に
	一般行政経費の削減	平成10年～	4	予算編成時にキャップ制（限度額）を導入し物件費などを抑制
	財政コスト指標の作成	平成10年度	4	費用対効果を検証する行政コスト計算書を作成
	バランスシート、行政評価	平成10年度	4	企業会計制度を導入、コストとストックを明確にする。平成10年度決算から公表
	目標管理制度の導入	平成14年度	5	目標管理制度は平成14年度から試行、17年度から中断
	児童扶養手当の廃止	平成16年5月	6	国の制度に上乘せした市独自の制度を廃止
受益者負担	保育料の適正化	昭和61年4月、平成9年4月	1・4	保育料を引き上げ。昭和61年は平均29%、平成9年は同16%のアップ
	水道料金の改正	平成7年1月、9年4月	3・4	9年の引き上げは消費税分を加算
	下水道使用料の改正	昭和60年4月、10月、平成7年4月、平成9年4月	4	9年度は従量制から通増制（節水型）に。消費税分を加算（同6月1日以降）
	学童保育の有料化	平成11年4月	4	無料であったものを月額11年度3000円、12年度4000円、13年度5000円に
	ごみ（家庭ごみ）の有料化	平成16年10月	6	ごみ減量の一環として有料化（ごみ袋10～80円）、ごみ定置収集から各戸収集へ

〔「行財政改革における実績と効果」ほか〕

③給料表の適正化―職務給の原則に基づき、職務職階制の給料表（一〜八等級）に改正。

④特殊勤務手当の廃止―運転手・技術・保母手当などの特殊勤務手当を廃止。

⑤プロジェクトチームの活用―若手、中堅職員の意欲を高めるため、組織を横断的に活用したプロジェクトチームを平成一七年度までに一〇五チーム編成、政策、テーマの調査、検討、立案などに当たらせた。

⑥中高年・障害者の雇用―景気低迷による失業者の増加などを考慮し、雇用を創出するため、嘱託職員（四〇〜六五歳未満）を平成一八年三月までに二〇六人雇用。

⑦民間委託―職員が行っていた水道料金の集金業務を昭和六〇年に廃止。水道メーターの検針を平成二年度から民間企業に委託。有害ごみ収集を五八年一二月から、し尿くみとりを六三年六月から民間業者に委託。学校警備員制度を廃止し、機械化に切り替え、昭和六三年一〇月から民間業者に委託。自家用大型バス四台の直営運行を廃止、六二年七月から民間借り上げ方式に変更。

⑧児童扶養手当、老人福祉手当の廃止―国の制度を補充して支給してきた市独自の児童扶養手当は平成一六年五月、老人福祉手当は九年四月に廃止。

⑨機構改革―年々増大してきた行政組織を大胆に見直し、一室一二部五四課あった組織を大きくくり化して、一室八部四七課に縮小する機構改革を平成一四年四月に実施。

職員定数の調整

職員定数の適正化は行政改革の目標の一つである。市は行政需要が増す中で職員の増員を極力抑制してきた。昭和五八（一九八三）年度〜平成七（一九九五）年度までは大型施設の建設が相次

ぎ、都からの事務移管などもあり職員は一五〇人増員した。同時期に、税務・出納事務の電算化、水道検針の委託、

学校警備の機械化、ごみ収集体制の合理化、出張所の統廃合などにより一二〇人削減する定数調整を行った。

その後、八〇一二年度までの第一次定数適正化計画（一一八人削減計画）で一〇七人を削減、一〇一六年度までの第二次適正化計画（一七九人削減）では一五年度末までに一四五人を削減した。七〇一五年度までの減員と増員を差し引くと一八五人の減員を行ったことになる。削減数の多い業務は、ごみ収集（二六八人、以下同じ）、学校用務（一八八）、学校事務（一八八）、保育園用務（九）、学校給食調理（八）、保育園調理（八）、電話交換（五）など。さらに、一五年度（二次計画を一年前倒し）〇一八年度までの第三次適正化計画（一一二人削減計画）で、保母（保育士）（二三）、保育園調理（一七）、ポンプ運転（七）、ごみ収集（二二）、保育園用務（四）、電話交換（二）などが削減対象となり、減員、増員を差し引くと六六人の減員となった。

三次にわたる定数の適正化計画のほかにも、毎年定数査定を行い、昭和五八年度 of 全職員数は二二七九人だったが、平成一七年度には一一一三人となり、一六六人削減したことになる。

職員研修の充実

活力ある柔軟な市政を担う職員を育成するため、昭和五九（一九八四）年四月、職員課に研修担当課長を配置して職員研修の充実強化を図った。

研修の基本方針は、「職員として時代の変化に対応できる豊かな知識、鋭い感受性、柔軟な思考力、的確な判断力、高い使命感に燃えた果敢な行動力、広範な情報処理能力を養っていくため、長期を展望した人材育成をめざす」とした。研修計画に基づき、①新任職員研修、②職場研修、③職層別宿泊研修、④海外派遣研修、⑤派遣研修、⑥実務、専門研修、⑦自己啓発（通信教育）などを行う。

⑤の派遣研修は、東京都市町村職員研修所、自治大学校、建設大学校、東京都ほか他自治体、民間企業へ。また④

の海外派遣研修は広い視野と識見を持った職員を育成するため、イギリスへの九二日間の長期派遣をはじめ欧州（ドイツ、スウェーデンなど）、東南アジアの各都市に今期で延べ二二一人を派遣した。

市政センターの設置

出張所の統廃合は、昭和五六（一九八一）年の第二期長期計画から課題となっていたが、平成元（一九九〇）年の同第二次調整計画で地域行政情報センターの機能を持ったものに統合することが決定し、二年七月二七日、既設の本宿、公園通り（吉祥寺本町）、成蹊前、関前、境駅前、桜堤の六出張所を廃止。代わって、同月三〇日に吉祥寺市政センター（吉祥寺本町一丁目）と武蔵境市政センター（境二丁目）を、また翌三年七月八日に中央市政センター（中町一丁目）を開設。これらは従前の出張所の業務のほか税証明、文化施設や体育施設の貸し出し、市文化事業団主催事業のチケットの販売、市政情報の提供、昼休み窓口を開設するなど市民サービスの充実を図った。

保育料の見直し

昭和五七（一九八二）年以来据え置かれていた保育園の保育料の改定を行うため、六〇年七月三〇日に保育料審議会（会長・別府祐弘成蹊大学教授、委員二人）を設置した。保育園を運営する費用に関しては、国が定める措置費月額単価と、これをもとに所得層別に国が定めた徴収金基準額の「差額」を七パーセント国が負担し、都と市が一五パーセントずつ負担することになっている。本市は保護者から徴収する保育料を、国が定める徴収金額よりも低く抑え、その「差額」を市が負担していた。保育料審議会を設置した目的は、保育料を父母の経済能力に応じた適正な額に改定することにある。

六一年一月二〇日に提出された答申には、受益者負担の原則に沿って保育料を児童一人あたり平均四九・三パーセント引き上げる（上げ幅五九三五円）とあった。だが、急激な受益者負担増は避けなければならないので、平均二九

パーセント引き上げを六一年四月一日から実施した。

平成八（一九九六）年七月二九日、第二次保育料審議会（会長・菊池威亜細亜大学教授、委員二人）を設置し、昭和六一年に保育料を改定してから一一年ぶりの見直しを行い、同年一二月四日答申が提出された。

答申をもとに改定が行われ、保育料は三歳未満児が平均二六パーセント、三歳以上児で三八パーセント、実質は平均一六パーセントのアップとなり、平成九年四月一日から実施した。

注① サンセット方式 あらかじめ、事務事業の終期を定めておき、終期を迎えた時点で評価を行い、継続するか廃止するかを検討する仕組み。

注② 目標管理システム 上司と部下が協議して課の仕事の目標を設定し、目標達成度で業績を評価する管理制度。

四 地方分権への対応（地方自治法改正）

平成五（一九九三）年六月、衆参両院において「地方分権の推進に関する決議」が行われ、六年一月には地方制度調査会から地方分権推進法の制定と地方分権推進委員会の設置について答申が出され、一二月には「地方分権の推進に関する大綱方針」が閣議決定された。地方分権推進法が翌七年五月に制定された。七月に地方分権推進委員会（委員長・諸井虔日本経営者団体連盟副会長、委員七人）が発足した。委員会は地方分権推進計画の指針を作り、四次にわたって橋本龍太郎内閣に、（一）機関委任事務の廃止、（二）国と地方公共団体の役割分担、（三）権限委譲の推進、

(四) 国庫補助・負担金の整理合理化などを勧告した。

指針によれば、地方分権推進法の基本理念は、国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることにある。その必要性は、国際・国内環境の変化に伴う時代の要請であるという。そして、(一) 国内問題に対する国の負担を軽減し、国際社会への対応能力を高める、(二) 決定権限を地方に委譲し、地域社会の活力を取り戻す、(三) 国民の多様化した価値観、ニーズに応じた地域づくり・まちづくりをする、(四) 高齢化・少子化社会に対応できるよう、身近な市町村の創意工夫の必要性を挙げている。

これらの時代の要請に応えるには従来の中央集権型行政システムでは的確な対応が困難であり、地方分権を行う根拠はそこにあるとしている。

国と地方との 地方分権を推進することにより、①中央と地方の上下・主従の関係を対等・協力の関係へ、②中央**関係を変える** 主導の縦割り行政から住民本位の行政へ、③分権の推進は行政改革の推進となる、④国の機能も純化・強化される、⑤地方自治体が権限と責任をもって施策を展開し、真の地方自治が確立する、としている。

地方分権の目玉は「国の機関委任事務の廃止」にあった。機関委任事務制度とは、国の事務を、知事や市町村長に委任・執行させる制度であり、事務処理は地方公共団体の職員が行ってきた。これを廃止するに伴い、地方公共団体が担う事務は自治事務と法定受託事務の二区分になる(従来の団体委任事務、公共事務は自治事務となる)。自治事務は地方公共団体の処理する事務のうち法定受託事務以外のもの。法定受託事務は、国が本来果たすべき事務であり、国がその適正な処理を確保する必要があるので、法律や政令に特に定めるもの、法律や政令に特に定めるもの、国がその適正な処理を確保する必要があるもので、法律や政令に特に定めるもの、法律や政令に特に定めるものをいう。

機関委任事務は、都道府県に七〇八割、市町村に三〇四割あるといわれてきた。知事、市町村長に対して主務大臣の権力的な指揮監督権が認められていて、上下・主従関係が固定化していた。その機関委任事務を廃止することは、国と地方との関係を抜本的に見直すことになり、中央集権型行政システムを地方分権型システムに変換させることになる。

国が関与する場合、①関与は法令による根拠が原則となる、②国の関与の基本類型がある、③公正・透明の原則に基づいて行わなければならないという三原則がある。

国の関与の基本類型についていうと、自治事務では、①助言または勧告、②資料提出の要求、③是正の要求、④協議だが、法定受託事務では、①助言または勧告、②資料提出の要求、③協議、④同意、⑤許可、認可または承認、⑥指示、⑦代執行、と一般法に定められている。このうち、⑤の「許可」を「同意」に、「承認」を「同意」に変えて国の権限を緩和・縮小した。

地方分権のそのほかの柱は、「権限委譲の推進」「必置規制の見直し」「国庫補助・負担金の整理・地方税財源の充実確保」である。補助金は補助率三分の一未満は原則廃止して一般財源化し、各年度の国庫補助金の削減率を設けて国庫補助金を廃止・縮減する。地方税財源の充実確保は、課税自主権の尊重、地方交付税算定方式の簡素化、意見申出制度の創設、地方債許可制度の廃止（事前協議制に）とした。

これら地方分権推進委員会の勧告と地方分権推進法の精神を踏まえ、平成二一（一九九九）年七月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（以下、地方分権一括法と略）が公布され、四七五本の法律が改正された。

なお、参議院では、法制定に伴い国の関与に係る通達行政が継続されることがないという附帯決議がされた。

地方自治法の改正

地方分権一括法の施行を受け、地方自治法、地方財政法、地方税法、地方交付税法などが改正され、平成一二（二〇〇〇）年四月一日に施行された。

地方自治法の改正点は、①機関委任事務制度の廃止と自治事務・法定受託事務の再構成、②地方公共団体の役割と国の配慮、③手数料の条例化、国の財源措置の義務規定、④国・都道府県の関与のルール、⑤国・都道府県の関与についての係争処理制度の創設、⑥都道府県と市町村の新しい関係、条例による事務処理の特例制度の創設、⑦地方行政体制の整備、議員定数の見直し、議案提出要件の緩和、などに及んでいる。

地方自治法の改正に伴い、本市においても手数料徴収条例などの五条例が、一二年三月の市議会に上程され、所要の改正が行われた。

三位一体の改革 平成一六（二〇〇四）年六月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」が閣議決定された。三位一体の改革は、国庫補助負担金の廃止・縮小、地方への税源移譲、地方交付税の

あり方に関して、地方公共団体の財政面の自立度を高めるために行う改革である。国庫補助負担金を三年間で四兆円削減し、削減分のうち義務的経費は全額、それ以外は八割を地方に税源移譲するという閣議決定であった。

平成一六年度政府予算案では総額一兆〇三〇〇億円の国庫補助負担金の廃止・縮減を行い、所得譲与税や特例交付金を創設して税源移譲を行うことになった。全国市長会など地方六団体が提言していた意見は取り入れられず、国庫補助負担金や地方交付税の大幅な削減が行われた。この決定は国と地方の信頼関係を損なう結果となった。

三位一体改革で廃止される国庫補助負担金の一般財源化に伴って、本市の平成一六年度予算では、暫定的に所得譲

与税二億二七〇〇万円を計上した。

五 予算・決算額の推移

昭和五八（一九八三）年度から平成一七（二〇〇五）年度までの二三年間の予算・決算額の推移を概観してみる。

この間の市財政は、日本経済の動態を如実に反映したものとなっている。高度経済成長に乗り安定的に進展してきた財政運営は、昭和末期から平成にかけて過剰流動性という金余り現象から土地価格、株価、金融商品などの異常な高騰により急激に膨張したいわゆるバブル経済の中で行われた。平成四年ごろからバブル経済が崩壊するという局面を迎え、後述するような財政運営を迫られることとなる。元年度には、消費税の導入による税制改正があり、またこの頃から金利の低下が始まってデフレ傾向を示し、予算額や市税収も、伸び率が前年度を下回る年が増え、増減の激しい起伏が見られる。

この二三年間の前期（昭和五八〜平成四年度までの第二期長期計画期間）は、予算も税収も経済成長とともに順調に伸びてきたが、後期（五年度からの第三期長期計画期間）に入ると六年度には、国の政策減税により市政始まって以来の市税の大幅減収に見舞われ、市の借金である減税補填債の発行という財政措置で予算を編成する状況が一七年度まで続いている。長期計画に基づいて推進する施策も多く、その財源には、市税のほか、基金の取り崩しや市債を充当するなどしてきた。また、後期には地方分権推進法の施行により国からの財源移譲などがあり、歳入科目の新設などに変化が見られる。

(一) 一般会計・特別会計予算額の推移

昭和五八(一九八三)年度の一般会計・特別会計(水道事業会計を除く)の当初予算総額は四〇七億三六〇〇万円だったが、平成一七(二〇〇五)年度には八六一億一三〇〇万円と二・一倍になり、うち一般会計は、五八年度の三一二億七八〇〇万円が平成一七年度は五四八億円と一・七倍になった(表1-2-24、図1-2-1)。

市税収入(表1-2-25)は同じく二一五億五八〇〇万円から三六六億三二〇〇万円となり、一般会計と同様一・七倍である。

この二三年間は、予算額に変動はあるが市税、国庫補助金、都補助金、積立金、市債などにより大型の建設事業や新規の各種の施策が実施され、市民の福祉が著しく増進した。

決算面を見ると平成三年度までは、当初予算額を決算額が上回っていたが、四年度以降は九年度まで下回っている。この間は六年度から始まった特別減税の影響が表れている。下回った年度は予算の減額補正をしている。

(二) 一般会計決算額の概況

(1) 歳入決算額の推移

歳入の大半を占める市税収入は、平成四(一九九二)年度までは、伸び率の差はあるが右肩上がりに順調に進展した。だが、四年度を境に九年度までは決算額が当初予算を下回っている(表1-2-24、図1-2-1)。市民税の特別減税と法人市民税の減収の影響である。減収分は借金である減税補填債を六年度二四・六億余円、七年度一八・

表1—2—24 一般会計・特別会計（水道会計を除く）予算額と決算額の推移
(単位：100万円)

年度	歳 入					歳 出			
	総 額		一般会計			総 額		一般会計	
	当 初 予算額 (A)	決算額 (B)	当 初 予算額 (C)	決算額 (D)	予算額 増減率	予算現 額 (E)	決算額 (F)	予算現 額 (G)	決算額 (H)
昭和58	40,736	42,839	31,278	33,927	△1.9	43,235	40,956	33,902	32,358
59	40,272	42,451	30,850	33,298	△1.5	42,240	41,227	32,960	32,199
60	41,411	45,126	31,140	34,948	1.1	44,872	43,682	34,563	33,657
61	45,383	48,560	34,200	37,722	9.9	46,969	45,768	35,977	35,087
62	49,075	54,408	37,360	43,047	9.2	53,047	51,698	41,638	40,498
63	54,081	57,576	41,430	45,823	10.9	57,177	55,894	45,270	44,219
平成元	58,037	61,822	45,155	49,222	9.0	60,149	58,783	47,481	46,358
2	61,934	67,941	48,550	55,011	7.5	66,961	65,642	53,949	52,899
3	71,140	72,870	57,375	59,402	18.2	72,264	70,798	58,678	57,532
4	76,661	72,238	62,260	58,050	8.5	72,257	70,721	57,925	56,672
5	74,877	70,938	59,920	56,061	△3.8	70,153	68,570	55,178	53,911
6	80,756	78,891	64,650	62,852	7.9	78,579	75,883	62,268	60,036
7	73,592	72,870	56,240	56,256	△13.0	72,508	70,579	55,707	54,054
8	73,950	74,865	55,980	56,968	△0.5	74,334	72,089	56,208	54,300
9	72,164	71,500	53,100	53,536	△5.1	72,016	69,880	53,586	52,025
10	73,832	75,530	54,480	57,105	2.6	75,814	73,110	56,869	54,643
11	71,359	76,469	52,025	56,548	△4.5	76,220	73,398	55,982	53,557
12	77,962	82,547	52,400	57,840	0.7	82,130	78,431	56,299	54,012
13	80,987	89,967	53,300	63,058	1.7	90,247	86,827	62,396	60,054
14	82,741	86,375	54,200	59,155	1.7	86,785	83,708	59,046	56,593
15	82,379	86,606	54,300	58,595	0.2	87,146	84,639	58,695	56,735
16	89,139	92,067	60,300	63,645	11.0	91,687	89,097	62,941	60,793
17	86,113	88,933	54,800	58,042	△9.1	88,903	85,898	57,646	55,164

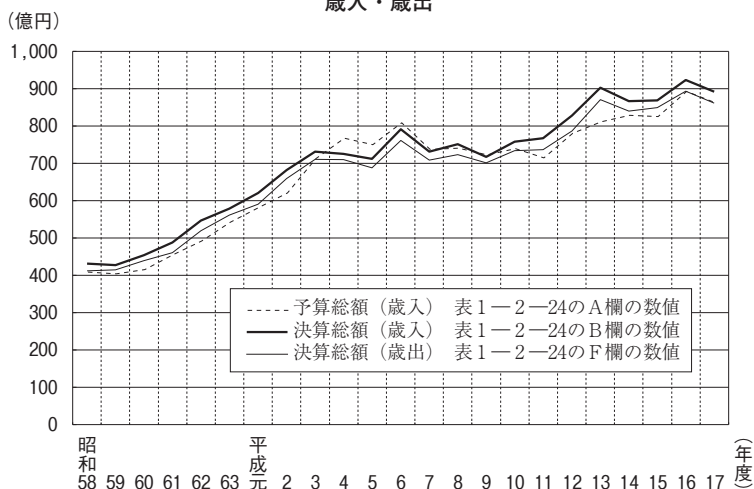
注：100万円未満切り捨て

〔各年度の予算・決算書〕表1—2—37まで同じ

六億円、八年度二三億余円、以降一七年度まで一六年度の四八・一億余円を除き毎年度四億円台から九・八億円台の間の額で借り入れて充当している（表1—2—30）。繰入金金は、三年度の四三・六億余円、六年度の五七・五億余円、一四年度の四八億余円、一六年度の四七・四億余円と額が大きく基金を取り崩して繰り入れている。（表1—2—25）

国庫支出金 国庫支出金は昭和五八（一九八三）年度から平成九（一九九七）年度までは二〇億円前後から三〇億円台で推移してきたが、一〇年度には地域振興券交付事業補助金や都

図1-2-1 一般会計・特別会計（水道を除く）決算額の推移
歳入・歳出



[各年度の予算・決算書] 図1-2-3まで同じ

市計画公園事業補助金で四八億余円と増えている。一一年度の五一・三億余円は、介護円滑導入臨時特例交付金、少子化対策臨時特例交付金などの国庫補助金である（表1-2-25）。国庫補助金は、都市計画道路、都市計画公園、学校、図書館、福祉施設の整備などの補助対象事業の有無で年度によって差異がある。なお、一六年度に三位一体の改革により、以前は国庫負担金であった保育園運営費負担金が一般財源化された。

都支出金

都支出金は昭和五八年度の一三・五億余円から平成四年度まで漸増してきたが、五年度に五〇・二億余円と一八億余円増えた。これは前年度まで委託金に計上されていた都からの受託事業である都道三・四・一六号線（吉祥寺通り）の都負担額を、特別交付金に移し替えたため。金額は減少するが一四年度まで続く。六年度の五〇・五億余円は、吉祥寺通りのほか軽費老人ホーム、都市計画公園事業の補助金など。一〇年度は、道路整備交付金、都市計画公園、市町村振興交付金などの増により四一・八億余円と

表 1-2-25 一般会計歳入決算額目的別内訳の推移

(単位：100万円)

年度	歳 入											合計		
	市税	利子割 交付金	地方消費 税交付金	地方特別 交付金	使用料 手数料	国庫 支出金	都 支出金	財産 収入	繰入金	繰越金	諸収入		市債	その他
昭和58	21,558				177	2,027	1,357	586	1,683	1,175	863	3,845	649	33,927
59	22,907				234	1,925	1,659	1,222	3	1,568	1,562	1,529	683	33,298
60	25,080				287	1,787	1,987	725	1,378	1,098	1,627	274	698	34,948
61	27,825				297	1,934	2,066	553	4	1,291	1,793	1,121	833	37,722
62	31,216				313	1,867	2,253	545	4	2,635	1,941	1,375	890	43,047
63	32,068	930			329	1,733	2,481	762	5	2,548	1,690	2,271	998	45,823
平成元	34,715	1,572			396	2,031	2,725	877	20	1,603	2,525	1,167	1,584	49,222
2	34,657	2,276			504	1,978	2,744	1,650	2,992	2,863	3,074	581	1,684	55,011
3	36,704	1,656			505	2,006	2,835	3,453	4,363	2,112	2,764	1,245	1,751	59,402
4	37,018	734			534	2,212	3,216	1,051	2,092	1,869	2,505	5,050	1,744	58,050
5	35,625	1,016			618	2,538	5,024	1,045	2,415	1,377	1,958	2,661	1,778	56,061
6	32,767	1,173			641	3,383	5,052	400	5,751	2,149	1,798	7,838	1,889	62,852
7	34,771	1,189			753	3,111	4,588	197	1,728	2,815	1,783	3,390	1,924	56,256
8	35,828	580			825	3,822	3,907	127	1,963	2,201	1,543	4,197	1,968	56,968
9	36,617	523	368		949	3,133	3,755	128	1,055	2,668	1,526	1,222	1,592	53,536
10	35,668	457	1,629		955	4,802	4,183	601	931	1,510	1,493	3,425	1,443	57,105
11	35,522	432	1,516	1,152	1,019	5,135	3,479	278	1,262	2,462	2,209	717	1,357	56,548
12	35,211	1,082	1,563	1,512	1,038	3,527	3,793	116	2,103	2,991	1,654	2,245	995	57,840
13	40,481	1,086	1,679	1,522	1,449	3,187	3,464	456	2,187	3,828	1,430	1,334	945	63,058
14	34,578	417	1,473	2,065	1,494	3,514	3,459	95	4,801	3,003	1,593	1,794	920	59,155
15	37,505	324	1,685	1,332	1,353	3,978	3,429	562	1,802	2,561	667	2,918	913	58,595
16	34,249	273	1,895	1,939	1,560	4,781	3,208	134	4,743	1,859	716	6,963	1,316	63,645
17	36,632	253	1,754	1,372	1,582	4,372	3,243	219	2,085	2,852	844	1,100	1,725	58,042

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

なっている。一六年度は国庫負担金と同様に三位一体の改革により、保育園運営負担金が減額となった。都支出金は、一一年度以降一七年度まで三〇億円台で推移している(表1-2-25)。

財産収入

財産収入の平成三年度、三四・五億余円は、東京都武蔵野福祉

作業所用地を都に貸し付けた借地権利金八・五億余円、都市計画道路三・三・六号線事業による都への土地売却代一三・九億余円などの増によるもの。(表1-2-25)

諸収入

平成二年度の三〇・七億余円は、歳計現金などの運用による預金利子収入六・八億余円、収益事業収入一二・一億余円が入っている。一一年度の二二億余円は、主に武蔵境駅北口自転車駐車場物件移転補償金四・二億余円、武蔵野三鷹地区保健衛

生組合第二処分場運転管理業務七・八億余円、みちづくり・まちづくりパートナー事業収入二・八億余円があったためである（表1―2―25）。

利子割交付金

利子割交付金は昭和六三年度から新設された歳入科目だが、一律に利子の二〇パーセント課税額のうちのパークが入り、その五分の三を市町村が扱う個人住民税の額で案分して交付されている。平成二年度の二二・七億余円をピークに以降、低金利時代に入って減少している。（表1―2―25）

また、九年度に消費譲与税に代えて、地方消費税交付金が新設された。一七年度、一七・五億余円が交付された。一一年度に地方特例交付金が新設された。恒久的減税に伴う地方税の減収の一部を補填するために、地方交付税の交付団体に交付されるもの。一七年度は一三・七億余円が交付された。

(2) 歳出決算額の推移

総務費

本項で記述しきれない主要な施策は資料編を参照されたい。以下、主要事業の支出金額を記載する。

昭和五八（一九八三）年度に市民文化会館建設三〇・六億余円、芸能劇場建設四億余円、五九年度に継続事業として市民文化会館に二・一億余円を支出している。六一年度に緑町コミュニティセンター（以下、コミセンと略）に一億円弱、六三年度に吉祥寺西、けやきの二つのコミセンに三・二億余円。けやきコミセンには平成元（一九八九）年度にも一・七億余円を支出した。二年度に子育て支援施設「0123吉祥寺」の敷地となる巴幼稚園跡地購入六・八億余円、本宿コミセン建設に三年度と合わせて三・一億余円、三年度に0123吉祥寺に一億余円を支出した。コミセン増設に伴う管理運営費も二・六億円台と増えた。一二年度、「0123はらっぱ」に四・三億余円、

表 1—2—26 一般会計歳出決算額目的別内訳の推移

(単位：100万円)

年度	歳 出									
	総務費	民生費	土木費	衛生費	消防費	教育費	諸支出金	公債費	その他	合計
昭和58	9,305	5,251	5,449	3,436	1,095	4,847	656	1,660	1,314	32,358
59	6,754	5,449	6,070	3,786	1,131	5,124	1,307	1,830	750	32,199
60	6,856	6,452	7,213	3,288	1,251	4,750	637	2,491	714	33,657
61	5,960	6,686	6,413	4,247	1,328	5,588	1,707	2,406	748	35,087
62	7,388	7,597	6,833	5,196	1,434	6,234	2,933	2,196	682	40,498
63	7,697	7,510	10,400	4,196	1,467	8,092	1,997	2,099	758	44,219
平成元	7,488	8,412	8,371	4,226	1,511	9,062	4,120	2,342	819	46,358
2	10,315	9,212	11,974	4,512	1,597	6,036	6,528	1,935	784	52,899
3	10,529	10,194	13,758	4,898	1,758	7,699	5,979	1,863	852	57,532
4	10,538	12,687	11,802	5,558	1,814	8,118	3,287	2,016	848	56,672
5	9,076	12,380	12,883	5,277	1,969	7,745	1,632	2,072	874	53,911
6	8,842	15,250	11,739	5,351	1,961	12,028	1,588	2,329	942	60,036
7	9,659	14,613	9,307	5,610	2,164	7,464	1,566	2,805	863	54,054
8	9,936	15,138	9,065	5,410	2,407	7,608	601	3,278	854	54,300
9	10,138	15,083	7,117	5,798	2,221	5,746	1,477	3,574	868	52,025
10	8,148	16,447	10,342	6,005	2,117	5,800	1,053	3,802	924	54,643
11	8,762	17,924	6,144	5,693	2,114	5,399	2,353	3,664	1,499	53,557
12	9,305	14,634	9,108	5,572	2,110	5,580	2,078	3,570	2,050	54,012
13	11,054	15,388	8,037	5,594	2,349	10,641	2,191	3,502	1,293	60,054
14	12,853	15,729	6,393	6,246	2,238	6,560	2,201	3,416	952	56,593
15	12,163	16,109	7,275	5,958	2,290	6,396	2,090	3,399	1,050	56,735
16	11,365	16,230	7,102	5,328	2,109	8,645	1,553	7,539	919	60,793
17	11,996	16,446	8,678	5,279	2,131	6,699	286	2,750	894	55,164

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

一三年度、中高年雇用促進事業に一・七億余円、一六年度、吉祥寺シアター建設費五・四億余円、一七年度、防災安全センター建設に五・七億余円を支出した。

民生費

昭和六一年度に老人ホーム
入所援護費用四・二億余円。

六二年度、コミュニティケアサロン吉祥寺北町高齢者センター建設費一・四億余円。六三年度、福祉公社財団化の出捐金三億円。平成元年度、東京老人ホームの建設補助金三・九億余円。二年度、北町高齢者センター増築費二・二億余円、北町保育園用地拡張費一・六億余円。三年度、高齢者向け民間借り上げ住宅建設助成費と高齢者住宅運営基金七・一億余円。なお、民間住宅

借り上げ事業には四〇八年度に毎年度三億円台から四億円台の支出をしている。福祉会館を建て替え、高齢者総合センターを建設した費用に三〇五年度の三年間に一七・八億円(同センター内の生きがいセンター運営委託を含む)。また、障害者総合センター建設費も同じくこの三年間に一七・二億円。四〇六年度の三年間に特別養護老人ホーム(以下、特養施設と略) ナーシングホーム建設負担金(東京都と合築) 一九・三億円。五〇八年度の四年間に社会福祉法人が建設する特養施設ゆとりへの建設費補助として一五億円。六〇七年度の二年間に桜堤ケアハウス建設費一三・六億円。八年度に同施設運営費二・一億円、ゆとりえ運営費・デイサービス助成費一・六億円、無認可保育室助成費一・一億円、境保育園改築費四億円。九年度に心身障害者通所訓練事業に一億円(以降毎年度一億円台)、一〇年度、高齢者ホームヘルプサービスに一・三億円。一一年度、介護保険準備に一〇・七億円、特養施設親の家整備補助を一一〇二年度に二億円、特養施設武蔵野館整備補助一・一億円、寝たきり高齢者対策四・六億円。一二年度、介護保険事業に四三・三億円。一三年度に居宅サービス利用促進一・二億円(以降毎年度一億余円)、赤十字保育園仮園舎建設費二・六億円、老人医療費助成六・五億円、翌年度に同五億円、軽費老人ホームくぬぎ園に一億余円、市民社会福祉協議会運営費一・二億円、在宅介護支援センター一・六億円(以降一七年度まで毎年度ほぼ同じ)、障害者総合センター補助三億余円(以降毎年度三億円台)、介護サービス高齢者日常生活支援に三・二億余円(以降毎年度二・五億円前後)、介護保険施設整備等補助二・七億余円、高齢者総合センター委託二・五億余円、桜堤ケアハウス管理一・六億余円、知的障害者施設援護措置五・二億余円(翌年度五・五億余円)、難病者福祉手当二・三億余円、児童手当一・七億余円(以降毎年度支出)。一四年度、ナーシングホーム、高齢者総合センター、桜堤ケアハウスの管理運営費に七・四億円。一五年度、心身障害者支援八億余円、乳幼児医療費助成一・

一億余円（一六〇一七年度は一・二億余円）一・六億円弱）。一七年度、吉祥寺本町在宅介護支援センター一億余円、児童扶養手当（母子）二億余円、児童育成手当（ひとり親）一・五億余円。

土木費

昭和五八年度、都市計画事業、吉祥寺駅周辺再開発事業、街路整備事業に一一・四億余円、野鳥の森公園・境南西公園用地買収一一・四億余円。五九年度、中町北、関前西、桜橋、千川遊歩道などの公園整備九・三億円、道路新設改良工事四・三億円（以降毎年度）、交通対策費一・二億円（以降毎年度）。六〇年度、都市計画事業一〇・九億余円、公園遊び場整備三・三億余円、吉祥寺駅周辺再開発事業に二七・一億余円を支出して北口駅前広場の用地を買収。六一年度、都市計画事業九・九億余円、吉祥寺駅北口広場造成三・一億余円、同駅北口前の市道第一九〇号線貫通整備七・八億余円、公園用地買収一・四億余円。六二年度、都市計画事業一〇・二億余円、公園用地買収一三・一億余円。六三年度、都市計画道路三・四・七（旧二・二・三）号線、同三・五・一七（旧二・三・五）号線の整備一一・六億余円、同三・三・二三（旧一・三・五）号線の整備二八・三億余円、公園増設および緑化推進二・九億余円を支出。公園緑化基金に一四億余円を積み立てている。

なお、都市計画道路三・四・七号線（通称温泉通り）は平成一三年度まで、三・三・二三号線（通称本町通り、カルチャーモール、武蔵境駅北口広場への取り付け道路）は九年度まで用地買収、整備費の支出が続く。

元年度に中央線連続立体交差化事業への積み立て基金が創設され一億余円（以降毎年度積み立て）、公園緑化基金に二〇・八億余円。二年度に武蔵境駅自由通路建設六・二億余円、翌年度に同一・一億余円。さつき公園用地買収八・四億余円、公園緑化基金積み立て一三・一億余円。

三年度、武蔵境駅北口グリーンモール道路整備五九・八億余円、野田南・あおき公園用地買収八・四億余円、公園

緑化基金に二・八億余円。四年度、武蔵境駅北口再開発事業二・五億余円、区画道路整備八・三億余円、関前三丁目の市民の森公園用地買収二八億余円、自転車駐車場整備三億余円（以降毎年度三〇・五億余円）。五年度、都市計画道路三・四・一六号線（都道・通称吉祥寺通り）の整備（東京都と武蔵野市とのパートナーみちづくり事業）一八・九億余円、武蔵境駅北口再開発事業七・九億余円。六年度、東町公園・本田北公園に二六・五億余円、都市計画道路用地買収費二二・六億余円。七年度、前年度同様武蔵川公園・山谷公園用地八・九億余円、武蔵境駅北口再開発事業一〇・六億余円、翌年度同九・三億余円。八年度、武蔵境スイングビル関連事業一七・九億円、八幡通り公園・野鳥の森公園一〇億余円。九年度、木の花小路公園用地買収三・九億余円。一〇年度、市民の森・本田南・境南ふれあい広場・みどりの創作園など公園用地買収に三七・七億余円。一一年度、新しく都市計画道路三・四・二七号線に四・二億余円。一二年度、同三・四・一六号線に一億余円、吉祥寺西公園用地買収二三・九億余円、仙川水辺環境整備一・四億余円、連続立体交差化事業に九・五億余円。一三年度、グリーンパーク緑地用地買収七・一億余円、自転車対策に四・五億余円。一四年度、吉祥寺西・八幡通り・市民の森公園の整備と吉祥寺北町公園・吉祥寺東緑地の用地買収に一〇・五億余円、道路景観整備に一億余円。一五年度、吉祥寺北町公園・吉祥寺東緑地整備などに一〇億余円。一六年度、吉祥寺のF&Fビルリニューアル補助三億円、一七年度も同四億円。境山野公園用地買収・境公園などに一五・二億余円、都市計画道路七・六・一号線の用地買収二・一億余円。一七年度に大正通り北公園新設・境冒險遊び場公園用地買収などに九・六億余円、三鷹駅周辺の交通バリアフリー整備に二・三億余円。以上、土木費は、吉祥寺駅周辺および武蔵境地区の都市計画事業費、公園緑化事業費、鉄道連続立体交差化事業費、自転車対策事業費の支出が目立つ。

教育費

昭和五八年に第一小学校用地六・三億余円、市民会館改築一・九億余円、五九年度も同三・二億余円。五九年度、第二中学校体育館五・一億余円、第三中学校校舎一・三億余円。六〇年度にスポーツ施設新設・改良二・八億余円、井之頭小学校体育館・プール改築一・一億余円、六一年度も同四・七億余円。六一年度第三小学校プール改築一億余円、総合体育館建設一・五億余円、吉祥寺図書館建設一・五億余円。六二年度、吉祥寺図書館建設四・九億余円、総合体育館五・七億余円。六三年度、陸上競技場改修三・四億余円、温水プール建設に平成元年度までの二年間で一一・四億余円、総合体育館が同じく二年間で四三・四億余円。平成元年度、財団法人武蔵野スポーツ振興事業団の出捐金五億円、千川小学校用地買収三・五億余円、第一中学校プール上屋一億余円。二年度、総合体育館など体育施設の管理運営費五・一億余円（以降毎年度）をスポーツ振興事業団に、第四中学校体育館等改築に二年度（四年度の三年間に三六億余円。四年度、第二中学校特別教室増築に二億余円、千川小学校改築に四〇八年度の五年間で五九・八億余円、中央図書館建設に四〇六年度の三年間で四四・四億余円。七年度、境北小学校と桜堤小学校の統合に伴う改築に二・八億余円、翌八年度、桜野小学校改築に二・四億余円。一〇年度、小中学校改修に五・九億余円、スクールカウンセラー配置等生徒指導、学校開放事業（旧桜堤小美術工芸室開設等）それぞれに一億余円。一三年度、桜野小学校体育館改築七・九億余円、コンピューター教室に一・九億余円、学校施設整備基金四一億余円を積立金として支出した。

一四〇一七年度の四年間に大野田小学校改築費四四億余円、同じく四年間に市立小中学校・幼稚園の耐震補強工事費八・一億余円。一五〇一七年度の三年間に図書館蔵書拡大費三・五億余円。一六年度、セカンドスクール事業一・一億余円、情報教育推進事業に一・四億余円。

衛生費

昭和五八～五九年度の二年間で粗大ごみ処理施設建設費一一・四億余円。五九年度、クリーンセンター維持管理費に三・五億余円。六〇年度、老人健康診査四・六億余円（以降毎年度）、六一～六二年度の二年間で保健センター建設費一七・三億余円、財団法人武蔵野健康開発事業団設立の出捐金・運営補助金四・八億余円。平成二年度、クリーンセンター焼却施設整備費一・三億余円。四年度、同センター高圧蒸気復水器取り付け一・七億余円、プラスチック減容施設設置費二・三億余円。六年度、クリーンセンター施設整備費二・九億余円、七年度に三・五億余円、八年度に二・三億余円、九年度に二・三億余円。八年度、ごみ減量と資源化推進事業三・八億余円。九～一一年度の三年間に武蔵野赤十字病院増改築補助六億円（毎年度二億円）。一〇年度、三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金三・六億余円（以降三～四億円台を毎年度）。一二年度、容器包装リサイクル法による資源物収集一・五億余円、ダイオキシン類削減対策施設八・五億余円。一四年度、武蔵野・三鷹地区保健衛生組合解散に伴う負担金一〇・七億余円。一五年度、粗大ごみ処理施設更新八・六億余円。一七年度、クリーンセンター改修三億余円。

平成三年度、災害用備蓄品整備一億余円。四年度、防火水槽・消火栓設置一・四億余円、五年度も同一・六億余円。八年度、地域防災無線三億円弱。一三年度、東町防災広場二億余円。一五年度、境南町防災広場〇・八億円。

消防費

(3) 一般会計歳出決算額・性質別の推移

投資的経費

投資的経費は昭和五八（一九八三）年度の歳出に占める構成比率が三一・四パーセント、六三年度から平成六（一九九四）年度にわたって二六～三〇パーセント台を示している。この間の事業は主要事

表1—2—27 一般会計歳出決算額性質別内訳の推移

(単位：100万円)

年度	歳出注 算額	投資的 経費	割合 (%)	人件 費	割合 (%)	物件 費	割合 (%)	補助 費等	割合 (%)	扶助 費	割合 (%)	公債 費	割合 (%)	繰出 金	割合 (%)	その 他	割合 (%)	積立 金	割合 (%)
昭和58	32,358	10,158	31.4	9,421	29.1	3,352	10.4	2,909	9.0	2,429	7.5	1,660	5.1	1,494	4.6	567	1.8	364	1.1
59	32,199	8,728	27.1	8,176	25.4	4,251	13.2	3,500	10.9	2,580	8.0	1,830	5.7	1,334	4.1	577	1.8	1,221	3.8
60	33,657	7,473	22.2	8,543	25.4	4,643	13.8	3,301	9.8	2,839	8.4	2,491	7.4	1,843	5.5	608	1.8	1,912	5.7
61	35,087	9,052	25.8	9,105	25.9	4,806	14.0	3,579	10.2	3,077	8.8	2,401	6.9	1,577	4.5	629	1.7	762	2.2
62	40,498	10,966	27.2	9,281	22.9	5,322	13.2	4,167	10.3	3,250	8.0	2,196	5.4	1,449	3.6	986	2.4	2,848	7.0
63	44,219	13,142	29.7	9,724	22.0	5,492	12.4	4,369	9.8	3,252	7.4	2,099	4.7	1,603	3.6	832	1.9	3,702	8.4
平成元	46,358	12,361	26.7	10,382	22.4	6,331	13.7	4,926	10.6	3,418	7.4	2,342	5.0	1,882	4.0	1,163	2.5	3,550	7.7
2	52,899	17,373	32.8	11,364	21.5	6,921	13.1	4,991	9.4	3,663	6.9	1,935	3.7	1,780	3.4	947	1.8	3,921	7.4
3	57,532	20,597	35.8	11,599	20.2	7,611	13.2	5,667	9.8	3,888	6.8	1,863	3.2	1,740	3.0	785	1.3	3,782	6.6
4	56,672	18,460	32.6	11,980	21.1	8,270	14.6	6,109	10.8	4,095	7.2	2,016	3.6	2,008	3.5	854	1.5	2,877	5.1
5	53,911	14,964	27.8	12,255	22.8	9,069	16.8	6,864	12.7	4,465	8.3	2,072	3.8	2,178	4.0	723	1.3	1,318	2.5
6	60,036	19,242	32.0	12,419	20.7	9,587	16.0	6,794	11.3	4,956	8.3	2,329	3.9	2,367	3.9	618	1.0	1,720	2.9
7	54,054	10,747	19.9	12,746	23.6	10,130	18.7	6,857	12.7	5,335	9.9	2,805	5.2	2,366	4.4	610	1.1	2,454	4.5
8	54,300	9,480	17.5	12,454	23.0	10,378	19.1	6,532	12.0	5,677	10.5	3,278	6.0	2,823	5.2	593	1.1	3,081	5.7
9	52,025	6,626	12.7	13,022	25.0	10,827	20.8	6,628	12.8	6,041	11.6	3,574	6.9	2,075	4.0	540	1.0	2,688	5.2
10	54,643	10,291	18.8	12,699	23.2	10,919	20.0	6,490	11.9	6,192	11.3	3,802	7.0	2,504	4.6	690	1.3	1,046	1.9
11	53,557	6,502	12.1	12,848	24.0	11,056	20.6	6,912	12.9	6,458	12.1	3,664	6.9	2,662	5.0	604	1.1	2,846	5.3
12	54,012	10,412	19.3	12,607	23.4	10,268	19.0	6,332	11.7	5,312	9.8	3,570	6.6	3,130	5.8	656	1.2	1,721	3.2
13	60,054	8,743	14.5	12,786	21.3	10,789	18.0	6,245	10.4	5,481	9.1	3,502	5.8	3,550	5.9	614	1.0	8,339	13.9
14	56,593	7,684	13.6	12,361	21.8	11,390	20.1	8,776	15.5	5,707	10.1	3,416	6.0	3,837	6.8	736	1.3	2,683	4.7
15	56,735	9,326	16.5	12,570	22.2	10,853	19.1	5,788	10.2	6,246	11.0	3,399	6.0	4,387	7.7	601	1.1	3,561	6.3
16	60,793	10,545	17.4	11,581	19.1	11,288	18.5	7,201	11.8	6,617	10.9	7,539	12.4	4,161	6.8	615	1.0	1,292	2.1
17	55,164	6,340	11.5	11,873	21.5	11,685	21.2	5,022	9.1	6,822	12.4	2,750	5.0	4,005	7.2	604	1.1	6,058	10.9

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

業費の項で述べたが、市民文化施設、保健施設、文教施設、公園・都市計画施設、福祉施設などの建設が集中したためである。

人件費

人件費は、昭和五八年度の二九・一パーセントを最高に給与是正、職員定数削減など行政改革によって二〇パーセント前後に漸減している。

物件費その他

物件費は、大型施設の建設に伴って管理の委託費や運営費の増があったため漸増傾向にあり、昭和五八年度の一〇パーセント台から平成一七年度に二一・二パーセントと、額も三・五倍弱になっていく。補助費などは物件費と同様、施設の管理運営のための経費補助が増えて一〇パーセント前後を占めている。扶助費は、七・五パーセントから二二パーセント前後と若干上昇している。公債費は五パーセント前後を推移している。繰出金は、下水道事業、国民健康保険事業会計などへの財源補填で五八年は四・六パーセントだったが、平成一七年度には七・二パーセントと増えた。積立金は基金の項で述べるが、財政状況により額に差異があつて一三年度の八三・三億余円と一七年度の六〇・五億余円が目立つ（表1―2―27）。

(4) 市税の推移

一般会計の主要財源である市税について二三年間の推移をしてみる（表1―2―29）。年度毎の増減額が平成元（一九八九）年度を境に大きく変動しているのが分かる。特に五〇六年度にかけて対前年度比で三・八〇八パーセントの減収となった。六年度から始まった住民税の特別減税（市・都民税の所得割額の二〇パーセント、上限二〇万円が減額される）の影響があり、この減税は九年度を除き、一七年度まで引き続き行われて恒久的なものになった。

表 1—2—28 市税の税目別決算額の推移

(単位：100万円)

年度	市民税			固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	電気税	ガス税	保有土地税	事業所税	都市計画税	旧法による税に	合計
	計	個人	法人										
昭和58	12,404	9,977	2,426	6,094	20	638	503	47	1	325	1,523		21,558
59	13,366	10,412	2,953	6,353	25	678	549	51	1	325	1,555		22,907
60	14,744	11,326	3,417	6,907	28	725	620	49	0	299	1,703		25,080
61	16,517	12,269	4,248	7,365	29	819	597	42	23	556	1,872		27,825
62	19,486	13,758	5,728	7,680	31	857	601	33	24	584	1,915		31,216
63	20,158	14,661	5,496	8,147	32	838	592	31	15	482	1,768		32,068
平成元	22,410	16,581	5,829	8,763	33	749			22	669	1,887	177	34,715
2	22,202	17,113	5,088	9,105	32	865			25	486	1,940		34,657
3	22,932	18,480	4,451	9,739	31	841			399	690	2,069		36,704
4	22,604	18,939	3,665	10,501	31	809			308	560	2,202		37,018
5	20,820	17,851	2,968	10,815	31	831			252	588	2,285		35,625
6	17,639	14,860	2,779	11,398	32	830			136	534	2,196		32,767
7	18,483	15,661	2,821	12,445	31	841			76	552	2,339		34,771
8	18,910	15,086	3,824	13,042	31	840			15	565	2,422		35,828
9	19,674	16,332	3,342	12,980	31	1,005			15	561	2,348		36,617
10	18,421	15,357	3,064	13,206	30	1,020				613	2,374		35,668
11	17,493	14,277	3,215	13,511	29	1,104				968	2,414		35,522
12	17,112	14,043	3,068	13,790	31	1,069				845	2,362		35,211
13	22,376	14,134	8,242	13,996	33	1,085				658	2,331		40,481
14	16,535	14,085	2,450	14,052	33	1,033				607	2,316		34,578
15	20,462	13,848	6,614	13,100	34	1,064				606	2,235		37,505
16	16,246	13,472	2,774	14,006	34	1,077				595	2,284	3	34,249
17	18,804	14,092	4,712	13,778	35	1,037				628	2,346	入湯税	36,632

注：①100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

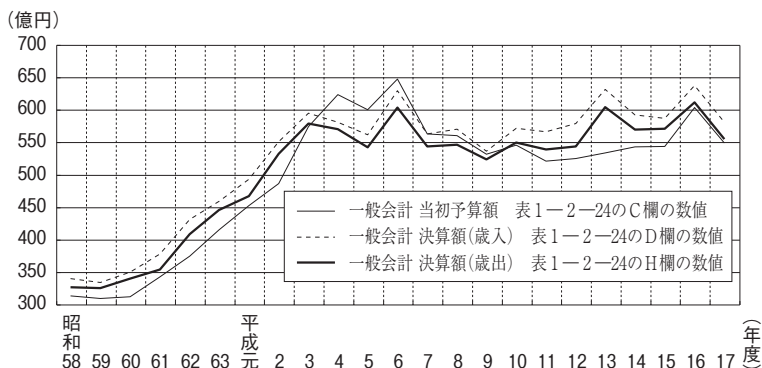
②市たばこ税については昭和63年度まで市たばこ消費税。平成元年度の「旧法による税」は市たばこ消費税、電気税、ガス税のこと。平成16年度入湯税は記載欄の都合上、旧法による税の欄に載せている

税収は、一〇〜一二年度の三年間、前年度を下回った。一四年度は前年度よりも五九億余円（一四・六パーセント）と激減している。理由は次の税目別の推移で述べる。

歳入決算額に占める市税の構成比率も昭和六一（一九八六）年度の七三・八パーセントを最高に、平成六年度には五二・一パーセントまで下がった。以上、市税は景気の動向や政策減税などにより、この期の前半の上昇した伸び率が中期以降には見られず、不安定な増減率を示している。

市税の税目別決算額について、主な税目を拾ってみる。

図 1—2—2 一般会計・当初予算額と決算額の推移 歳入・歳出



市民税

市民税（個人・法人）については、個人は平成四年度の一八九・三億余円が最高で、以降漸減している。法人は一三年度と一五年度が突出している。一三年度は、八二・四億余円と前年度から五一・七億余円も増収となった。いずれもNTTが特別利益を計上したことによるが、各年度の変動が大きい。市税に占める市民税の構成比率は平成元年度を境に漸減の傾向を示す（表1—2—29）。

固定資産税

市民税とは異なり、平成九年、一五年、一七年度を除き比較的安定した伸び率を示している。三年毎の固定資産の評価替えの年度には五・三〜九・二パーセントの伸び率であり、昭和五八年度の六〇・九億円が平成一七年度には一三七・七億余円となった。一五年度、一七年度の減収はいずれも前年度の財政力指数が一・六を超えたことから償却資産税が都の収入となったためである。六年度の評価替え年には、固定資産評価額を決めるに当たって、土地の高騰による固定資産税の急激な増額を避けるために、評価額は地価公示価格の七割程度に負担調整を行っている。固定資産税の市税に占める構成比率は、市民税の漸減とは逆に、二年度を境に漸増しているのが分かる（表1—2—29）。

表 1-2-29 市税決算額に占める市民税・固定資産税・都市計画税率の推移

(単位：100万円、%)

年度	市税	歳入 構成比	対前年 度比	市民税						固定 資産税	構成比	対前年 度比	都市 計画税	構成比	対前年 度比
				個人	法人	個人 構成比	対前年 度比	法人 構成比	対前年 度比						
昭和58	21,558	63.5	9.1	9,977	2,426	11.3	18.5	6,094	28.3	8.0	1,523	7.1	0.7		
59	22,907	68.8	6.3	10,412	2,953	12.9	21.7	6,353	27.7	4.3	1,555	6.8	2.1		
60	25,080	71.8	9.5	11,326	3,417	13.6	15.7	6,907	27.5	8.7	1,703	6.8	9.5		
61	27,825	73.8	10.9	12,269	4,248	15.3	24.3	7,365	26.5	6.6	1,872	6.7	9.9		
62	31,216	72.5	12.2	13,758	5,728	18.3	34.8	7,680	24.6	4.3	1,915	6.1	2.3		
63	32,068	70.0	2.7	14,661	5,496	17.1	△4.1	8,147	25.4	6.1	1,768	5.5	△7.7		
平成元	34,715	70.5	8.3	16,581	5,829	16.8	6.1	8,763	25.2	7.6	1,887	5.4	6.7		
2	34,657	63.0	△0.2	17,113	5,088	14.7	△12.7	9,105	26.3	3.9	1,940	5.6	2.8		
3	36,704	61.8	5.9	18,480	4,451	12.1	△12.5	9,739	26.5	7.0	2,069	5.6	6.6		
4	37,018	63.8	0.9	18,939	3,665	9.9	△17.7	10,501	28.4	7.8	2,202	5.9	6.4		
5	35,625	63.5	△3.8	17,851	2,968	8.3	△19.0	10,815	30.4	3.0	2,285	6.4	3.8		
6	32,767	52.1	△8.0	14,860	2,779	8.5	△6.4	11,398	34.8	5.4	2,196	6.7	△3.9		
7	34,771	61.8	6.1	15,661	2,821	8.1	1.5	12,445	35.8	9.2	2,339	6.7	6.5		
8	35,828	62.9	3.0	15,086	3,824	10.7	35.6	13,042	36.4	4.8	2,422	6.8	3.5		
9	36,617	68.4	2.2	16,332	3,342	9.1	△12.6	12,980	35.4	△0.5	2,348	6.4	△3.1		
10	35,668	62.5	△2.6	15,357	3,064	8.6	△8.3	13,296	37.0	1.7	2,374	6.7	1.1		
11	35,522	62.8	△0.4	14,277	3,215	9.1	4.9	13,511	38.0	2.3	2,414	6.8	1.7		
12	35,211	60.9	△0.9	14,043	3,068	8.7	△4.6	13,790	39.2	2.1	2,362	6.7	△2.2		
13	40,481	64.2	15.0	14,134	3,242	20.4	168.6	13,996	34.6	1.5	2,331	5.8	△1.3		
14	34,578	58.5	△14.6	14,085	2,450	7.1	△70.3	14,052	40.6	0.4	2,316	6.7	△0.6		
15	37,505	64.0	8.5	13,848	6,614	17.6	170.0	13,100	34.9	△6.8	2,235	6.0	△3.5		
16	34,249	53.8	△8.7	13,472	2,774	8.1	△58.1	14,006	40.9	6.9	2,284	6.7	2.2		
17	36,632	63.1	7.0	14,092	4,712	12.9	69.9	13,778	37.6	△16.3	2,346	6.4	2.7		

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

都市計画税

都市計画税は、昭和五八年度一五・二億余円だったが、平成一七年度に二三・四億余円と一・五倍に
なっている。六三年度に税率を一〇〇分の〇・二五から〇・二二に、さらに平成六年度、一〇〇分の
〇・二に引き下げを行った。この税率は都下で一番低い。以前の改正は市税条例の附則で三年時限だったが、六年度
の改正では本則での改正となった。一二年年度の評価替えの年度から少額ではあるが一五年度まで漸減している（表1
―2―28）。

市たばこ税

昭和五八年度六・三億余円だったが、平成九年度に一〇億円台に乗ってからは横ばいである（表1―
2―28）。

(5) 市債と公債費

市債と公債費の推移を目的別に見てみる。借入額は、市債対象事業の多寡により年度にバラツキがあるが、一見し
て平成四（一九九二）年度の五〇億余円、六年度七八・三億余円、七年度、八年度、一〇年度、一六年度が突出して
多い。以降市債別の借入額を記載する。（以下、表1―2―30を参照）

総務債

昭和五八（一九八三）年度に市民文化会館と芸能劇場建設で一六・四億余円、五九年度、市民文化会館で
五・四億円、六一年度、緑町コミセン、西部コミセン二・九億余円、六二～六三年度に吉祥寺西コミセン
とけやきコミセンで二・三億余円、平成元（一九八九）～三年度にけやきコミセン、本宿コミセンで三・四億円、一
五年度に吉祥寺シアターで一・二億余円、一六年度に同シアターと市役所庁舎耐震工事で三億余円。

表 1-2-30 市 債 ・ 公 債 費 決 算 額 の 目 的 別 推 移

(単位：100万円)

年度	一 般 会 計										特 別 会 計					
	総務債	民生債	衛生債	土木債	消防債	教育債	減税補 填債	借入額 (A)	元 利 償還額	決算時 現債額 (B)	下水道 事業債	介 護 保 険 債	借入額	元 利 償還額	決算時 現債額 (C)	合計(D)
昭和58	1,641	0	437	969	140	657		3,845	1,660	14,845	66		66	603	4,316	19,162
59	540	0	105	782	13	87		1,529	1,830	15,586	53		53	459	4,215	19,801
60	12	0	27	204	30	0		274	2,491	14,471	90		90	458	4,144	18,615
61	291	0	502	219	22	85		1,121	2,406	14,214	148		148	458	4,126	18,340
62	40	0	651	135	29	517		1,375	2,196	14,363	37		37	460	3,990	18,353
63	197	0	20	894	44	1,116		2,271	2,099	15,475	131		131	452	3,946	19,421
平成元	108	0	20	550	19	469		1,167	2,342	15,224	239		239	448	4,007	19,231
2	43	0	27	500	11	0		581	1,935	14,733	145		145	457	3,968	18,701
3	189	0	144	777	0	0		1,245	1,863	14,911	136		136	457	3,914	18,826
4	0	945	198	3,636	70	199		5,050	2,016	18,707	107		107	458	3,825	22,532
5	0	287	8	1,181	59	1,124		2,661	2,072	20,187	74		74	457	3,695	23,882
6	0	551	13	2,627	68	2,110		7,838	2,329	26,657	70		70	455	3,553	30,210
7	0	0	19	997	45	469		1,860	2,805	28,427	19		19	449	3,353	31,780
8	0	162	25	1,253	361	91		4,197	3,278	30,585	66		66	425	3,210	33,796
9	0	0	26	253	44	0		1,222	3,574	29,492	80		80	447	3,046	32,539
10	0	0	14	1,973	37	0		3,425	3,802	30,296	36		36	427	2,842	33,138
11	0	0	0	261	43	0		717	3,664	28,472	0		0	427	2,583	31,065
12	0	0	12	1,676	25	0		2,245	3,570	28,176	16		16	420	2,342	30,518
13	0	0	14	576	64	129		1,334	3,502	26,954	28		28	420	2,085	29,039
14	0	0	13	882	72	42		1,734	3,416	26,124	21		21	388	1,834	27,958
15	128	0	0	1,432	68	163		2,918	3,399	28,234	9		9	343	1,597	29,831
16	302	0	0	985	0	858		6,963	7,539	28,374	9		9	269	1,418	29,793
17	0	0	0	571	27	0		1,100	2,750	27,310	1,767		16	217	3,055	30,365

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

民生債

平成三年度に高齢者総合センターで一・四億余円、四年度に高齢者総合センターと吉祥寺ナーシングホームで九・四億余円、五〇六年度に両施設で八・三億余円、八年度に境保育園で一・六億余円、一〇年度に境保育園用地で四・一億余円。

衛生債

昭和五八〇五九年度、粗大ごみ処理施設・清掃運搬施設で五・四億余円、六一〇六二年度に保健センターで一・三億余円、六三年度から平成三年度まで清掃運搬施設で一億円弱、三〇四年度に粗大ごみ処理施設三億円弱、五〇一五年度に清掃運搬施設一・六億余円、一五年度、ごみ処理施設に六・二億円。

土木債

昭和五八年度、都市計画事業に一・三億余円、境南西公園と野鳥の森公園に八・三億余円、五九年度、都市計画事業に一・一億余円、都市公園に五・九億余円、六〇年度、松籟公園に一・三億余円、六一年度、都市計画事業に一億余円、境橋公園に一・一億余円、六二年度、都市計画事業に一・三億余円、六三年度、都市計画道路(三・三・二三号線)に八・九億余円。

平成元(一九八九)年度、都市計画道路(三・四・七号線)に五・五億円、二年度、同三・三・二三号線に五億円、三年度、道路整備(グリーンモール)四億円、野田南公園に三・七億余円、四年度、都市計画事業一億円、関前・中道公園に二五・三億余円、五年度、公園に一・四億余円、都市計画事業に一〇・三億余円、六年度にも同五・五億円、電線類地中化に一・四億余円、公園に一九・三億余円、七年度にも同五億余円、都市計画事業四・五億余円、八年度、同四・九億余円、公園に五・二億余円、九年度、公園に一・六億余円、一〇年度、同一八・六億余円、一一年度にも同一・六億余円、一二年度にも同一五・三億余円、一三年度にも同五・〇億余円、一四年度、鉄道連続立体交差に一・五億余円、公園に六・七億余円、一五年度、都市計画事業五・一億余円、鉄道連続立体交差に三・五億余円、

一六年度、三・二億余円、公園に五・六億余円、一七年度、同四・八億余円。この二三年間の土木債の合計は、二三・三億余円となった。

消防債

昭和五八年度に消防施設整備と防災行政無線で合わせて一・四億円、以降平成一七年度までに合計一二・九億余円。

教育債

昭和五八年度、市民会館と第一小学校用地で六・五億余円、六一〜六二年度、吉祥寺図書館に三・六億余円、六二年度から平成元年まで総合体育館、陸上競技場に一八億余円、四〜六年度まで中央図書館に二四億余円、五〜八年度に千川小学校に一五・八億余円、一三年度、桜野小学校体育館に一・二億余円、一五年度、中学校耐震補強〇・三億余円、一五〜一六年度、大野田小学校に九・一億余円。

減税補てん債

平成六年度の二四・六億余円から始まり一七年度までに一六五・三億余円。一六年度の四八・一億余円は、七年度、八年度に借り入れた四二億円弱を一括して全額借り替えたためである。一七年度末の現債額は二七三・一億余円である。

(6) 基金

市政の積立金である基金の目的別の推移を見てみる。財政調整基金のほか一四（国民年金印紙調達基金と用品調達基金を除く）の基金があり、平成一七（二〇〇五）年度末現在、二四五・三億余円の積立金がある。額の大きいものは財政調整基金と公共施設整備基金、公園緑化基金（以下表1―2―31の積立金欄）。

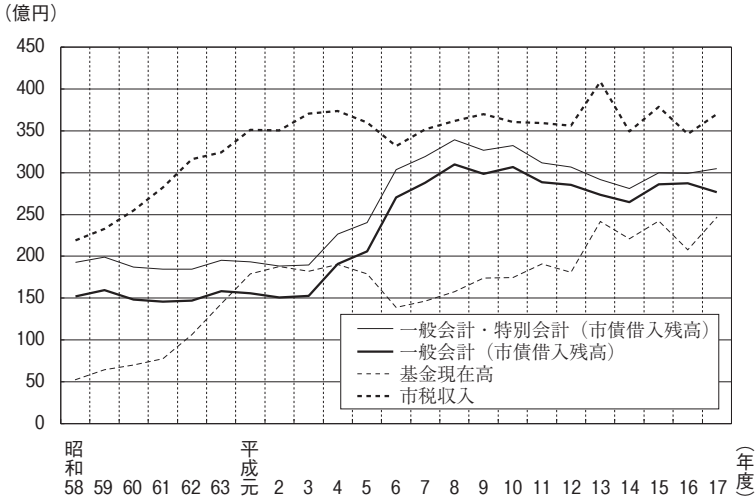
表1—2—31 基金決算目的別現在高の推移

(単位：100万円)

年度	財政調整	公共施設整備	公園緑化	国際交流	市民たすけ合い	鉄道運送立体交差化整備	青少年善行表彰	高齢者住宅運営	少子化対策	介護保険導入	学校施設整備	吉祥寺まちづくり	介護給付費準備	武蔵境まちづくり	市民生活総合	増	減	合計現在高(A)
昭和58	1,347	3,564	24												193	404	1,680	5,104
59	1,396	4,711	55												203	1,231	0	6,336
60	1,485	5,130	87												224	1,933	1,374	6,895
61	1,587	5,707	122		51										224	762	0	7,658
62	1,638	7,987	125		408										224	2,848	0	10,506
63	1,729	9,604	1,525		426										226	3,704	1,142	14,210
平成元	1,851	10,764	3,604		445	102	30								228	3,552	17	17,744
2	1,994	10,937	4,067		463	216	32	503	203	956	4,100	1,000	236	228	3,921	2,990	18,676	
3	2,140	9,571	4,048		483	335	32	501	183	329	4,091	1,000	121	228	3,782	4,361	18,097	
4	2,229	9,992	4,203		495	450	32	499	0	0	4,002	1,200	106	228	2,877	2,088	18,885	
5	2,869	8,039	4,314		501	563	31	501	0	0	4,056	1,401	0	228	2,877	2,088	18,885	
6	3,200	4,374	3,693		500	675	31	334	0	0	4,056	1,401	0	228	1,318	2,411	17,793	
7	3,135	5,145	3,368		497	1,082	30	324	0	0	4,056	1,401	0	228	1,720	5,747	13,766	
8	4,100	5,169	3,152		498	1,488	29	325	0	0	4,056	1,401	0	228	2,454	1,725	14,495	
9	5,121	5,467	2,814		491	1,897	29	325	0	0	4,056	1,401	0	228	3,082	1,961	15,616	
10	5,300	5,837	2,244		485	2,108	29	525	203	956	4,100	1,000	236	228	2,688	1,053	17,251	
11	4,946	6,342	2,068		480	2,612	28	524	183	329	4,100	1,000	236	228	1,046	930	17,367	
12	4,955	5,615	1,887		473	3,120	27	525	0	0	4,100	1,000	236	228	2,847	1,251	18,963	
13	5,654	5,388	2,718		467	3,123	26	523	0	0	4,100	1,000	236	228	1,729	2,733	17,958	
14	4,769	4,620	2,496		459	3,130	25	523	0	0	4,091	1,000	121	228	3,851	2,517	24,023	
15	6,164	5,686	2,206		452	3,128	23	523	0	0	4,002	1,200	106	228	4,560	2,575	24,122	
16	4,690	5,928	2,008		445	3,131	22	523	0	0	2,253	1,000	106	228	2,292	5,743	20,671	
17	6,110	6,858	3,010		438	2,614	21	523	0	0	3,056	1,401	0	228	7,058	3,191	24,538	

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない。国民年金印紙調達基金・用品調達基金を除く

図1-2-3 市税・市債・基金の推移



財政調整基金

財政調整基金は、平成五年度頃から市税の減収とともに増え出し、一三年度、一五年度、一七年度は法人市民税の大幅な増収があったため五六・五億余円（一三年度）から六一・一億余円（一七年度）へと増えている。一三年度にはこの増収財源で学校施設整備基金を新設し、学校施設の耐震補強などに充てた。

公共施設整備基金

公共施設整備基金は、昭和六三年度頃から平成五年度にかけて増えているが、総合体育館、武蔵境駅北口再開発など、大型事業の財源に充てられている。平成二～六年度の歳入繰入金の多さからも分かる（表1—2—25）。

公園緑化基金

公園緑化基金は公園用地の取得に備え、特に借地公園が相続によって転売されたり物納されるなどで減少するのを防ぐため、計画的に積み立てて平成元年度は三六億余円、五年度は四三・一億余円の現在高となっている。

鉄道連続立体交差化

鉄道連続立体交差化整備基金は、平成元年度当初は一億円だったが、事業が進捗

するにつれて増え、一・二年度から三・一億円台となった。都への事業負担金や側道用地買収費に充てるために積み立てた。

基金は昭和五八年度末に五一億余円だったが、平成一七年度現在は二・四五・三億余円となった。一九四・三億余円の増で四・八倍である。財政の安定化に努めていることが分かる。前述のように一七年度末の一般・特別会計の現債額（表1―2―30）が三〇三・六億余円なので、貯金より借金の方が五八・二億余円多い。

(三) 特別会計決算額の概況

(1) 下水道事業会計

下水道事業会計の決算額は昭和五八（一九八三）年度以降、平成一七（二〇〇五）年度を除き、ほぼ二〇億円前後で推移してきている。

公共下水道の整備工事は、六一年度に最後に残っていた桜堤三丁目地域が荒川右岸流域下水道と接続されて、市内の下水道処理区域が一〇〇パーセントとなり完了した。このため、下水道管渠築造の工事請負費は毎年度一億円弱から二億円台となり（表1―2―32）、代わって下水道終末処理場の建設負担金や処理場への流入負担金が年々増大しているのが分かる。荒川右岸東京流域下水道建設負担金、森ヶ崎系統幹線および処理場建設負担金などの下水道建設費と落合処理場流入負担金、森ヶ崎処理場、清瀬処理場への流入負担金、井の頭ポンプ場維持管理負担金などの下水道維持管理の経費が支出の大半を占めている。なお、平成一七年度の市債一七・六億余円は森ヶ崎水再生センターの建設負担金である（表1―2―30、1―2―32）。

表1—2—32 下水道事業会計決算額の推移

(単位：100万円)

年度	歳入 決算額	歳出 決算額	主な歳入			主な歳出			
			使用料	繰入金	市債	流入 負担金	管渠維持 工事費	管渠築造 工事費	建設 負担金
昭和58	1,858	1,848	687	1,088	66	676	14	200	93
59	1,602	1,592	697	839	53	678	16	92	78
60	2,005	2,004	875	1,007	90	849	24	304	94
61	1,942	1,941	971	821	148	864	26	244	86
62	1,946	1,945	956	933	37	868	59	235	50
63	2,002	2,001	965	904	131	883	54	265	84
平成元	2,109	2,107	1,032	835	239	954	54	253	115
2	2,117	2,112	1,029	940	145	928	57	280	94
3	2,165	2,162	1,034	990	136	948	58	321	80
4	2,113	2,075	1,033	970	107	954	59	215	72
5	2,042	2,025	1,029	900	74	953	60	99	97
6	2,090	2,077	1,012	985	70	922	76	165	69
7	2,204	2,187	1,074	1,090	19	1,018	72	145	99
8	2,328	2,309	1,066	1,148	66	1,004	82	294	52
9	2,201	2,183	1,402	675	80	1,008	79	176	28
10	2,276	2,257	1,418	787	36	1,054	79	167	29
11	2,240	2,228	1,418	794	0	1,076	73	140	26
12	2,252	2,238	1,443	770	16	1,057	71	158	36
13	2,346	2,331	1,436	832	28	1,054	84	202	44
14	2,435	2,420	1,431	958	21	1,087	113	238	67
15	2,363	2,348	1,403	926	9	2,192	139	224	41
16	2,286	2,271	1,429	821	9	1,041	139	231	19
17	4,018	4,002	1,430	750	1,767	1,087	126	306	1,743

注：100万円未満切り捨て

歳入の下水道使用料は、昭和五八年度、六・八億余円だったが、平成一七年は一四・三億円と二・二倍弱となっている(表1—2—32)。下水道使用料の改正は六〇年四月と一〇月、平成七年四月、九年四月と六月に行ったが、六〇年度には対前年比で一・七億余円(二五・五パーセント)、平成九年度には同じく三・三億余円(三一・五パーセント)の増となった。

市債は、起債対象の工事の減少とともに一七年度の公共下水道事業債、流域下水道事業債の一七・六億余円を除き、元年度の二・三億余円が最高で、以降漸減している(表1—2—32)。

一般会計繰入金は、昭和五八年度の一〇・八億余円から年々漸減傾向を示しているが、これは市債の償還金などに充てられているもので

表1—2—33 国民健康保険事業会計 決算額の推移

(単位:100万円)

年度	歳入 決算額	歳出 決算額	主な歳入					主な歳出			
			国保税	国庫 支出金	都支 出金	療養 給付費 交付金	一 会 繰 入 金	般 計 入 金	保 険 給 付 金	老 人 保 険 拠 出 金	人 健 全 保 護 給 付 金
昭和58	3,514	3,223	1,064	1,983	195	-	196	2,042	1,031		
59	3,778	3,675	1,109	1,666	185	205	296	2,213	1,079		
60	3,993	3,844	1,264	1,503	147	357	602	2,369	1,217		
61	4,296	4,142	1,512	1,574	159	355	528	2,561	1,379		
62	4,310	4,151	1,676	1,531	164	523	242	2,884	1,097		
63	4,493	4,427	1,677	1,485	226	449	464	2,940	1,292		
平成元	4,829	4,667	1,651	1,611	220	497	734	3,011	1,459		
2	4,801	4,665	1,797	1,555	208	464	551	3,182	1,260		
3	4,820	4,687	1,930	1,556	192	542	410	3,253	1,202		
4	5,133	5,096	1,920	1,564	178	603	663	3,536	1,293		
5	5,486	5,357	1,951	1,737	188	658	837	3,715	1,554		
6	5,845	5,688	1,906	1,890	185	686	970	3,794	1,797		
7	5,816	5,763	1,958	1,893	199	623	890	3,951	1,715		
8	6,258	6,201	1,999	1,996	221	716	1,160	4,188	1,900		
9	6,397	6,326	2,362	2,017	216	747	890	4,230	1,985		
10	6,334	6,417	2,190	1,972	166	774	1,074	4,213	2,104		
11	7,040	7,000	2,332	2,129	166	970	1,338	4,503	2,295		
12	7,485	7,434	2,651	2,292	151	1,078	1,121	4,782	2,181	355	
13	7,923	7,884	2,780	2,522	146	1,083	1,195	4,737	2,616	418	
14	8,106	8,072	2,806	2,625	126	963	1,455	4,390	3,138	411	
15	8,870	8,829	2,827	2,758	149	1,228	1,785	5,160	2,967	463	
16	9,220	9,178	2,824	2,842	130	1,429	1,697	5,646	2,724	570	
17	9,535	9,501	3,284	2,543	452	1,548	1,475	6,155	2,416	655	

注:100万円未満切り捨て

ある(表1—2—32)。下水道事業債の現
 債額は、一七年度末で三〇・三億余円となっ
 ている(表1—2—30)。

(2) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計決算の推移を見て
 みる。

昭和五八(一九八三)年度歳入決算額三
 五・一億余円のうち国保税は一〇・六億余
 円(構成比三〇・三パーセント)であつた
 が、平成一七(二〇〇五)年度には、歳入
 決算額九五・三億余円のうち国保税は三
 二・八億余円(構成比三四・四パーセント)
 と約三倍に増加した。一方、国民健康保険
 事業会計(以下、国保会計と略)の歳出は、
 療養給付費(保険給付金)と老人保健拠出
 金で全体の八三・九〇パーセントを占めて

いる。歳出の大半を占める療養給付費は、五八年度は一八・三億余円だったが、平成一七年度には五五億円と約三倍となつている（表1—2—33）。

この期間、国税の改定は昭和六一年度、平成二、六、九、一二、一七年度と六回行われている。五八年度（五七年度改正時に改定）には限度額を二二万円から二四万円に、六一年度には限度額を二六万円（六二年度は二九万円）に、所得割額の案分率を一〇〇分の一九一から一八五に、均等割三〇〇〇円を七二〇〇円に、平成二年度は限度額を三二万円（三年度は三五万円）に、均等割を一万二〇〇〇円とし、平等割を廃止。六年度は限度額を三七万円（七年度は三九万円）、所得割額案分率を一〇〇分の一八〇に、均等割を一万五六〇〇円に、九年度は限度額を四四万円に、所得割額案分率を一〇〇分の一七五に、均等割を一万九二〇〇円に、一二年度は限度額を四六万円（一三年度は四八万円）に、均等割を二万〇四〇〇円に、一七年度は限度額を五一万円に、所得割額案分率を一〇〇分の一九五に、均等割を二万五八〇〇円に改正した。

国税は、改定の年度には六年度を除き、対前年度比で増収とはなつたものの、自然増収などは全く期待できず、度重なる改定においても採算は取れなかつた。そのため毎年度、一般会計から繰り入れを行い、その額は、昭和五八年度、一・九億余円（歳出の六・一パーセント）、最高は平成一五年度、一七・八億余円（歳出の二〇・二パーセント）と漸増傾向を示している。国税の改定はこの繰入金を抑えて収支のバランスを取るための策だが、六年度の改定では同じ年に行われた国の住民税の特別減税の影響（国税は住民税の所得割を課税標準としていたため減額となる）を受け、増収どころか対前年比で四五〇〇万円の減収となつてしまつた（表1—2—33）。繰入金は逆に九・七億円と一・三億余円増えてしまつた。九年度の改定では、この年は住民税の特別減税がなかつたため、一三・六億余円（対

前年比で三・六億余円の増収)となり、歳入の構成比も三六・九パーセントと若干持ち直し、繰入金金は八・九億円(前年度比二・七億円の減)となっている。

歳出は、前述した療養給付費が年々漸増して歳出の四八・六二パーセント近くを占め、同じく老人保健拠出金も二五・三九パーセントを占めている。さらに一・二年度には、介護保険制度が導入され、その介護納付金が増加することになり、国保財政の健全な運営を難しいものにした。介護納付金は国保税と同時に納付することになっており、国保税の改定と介護保険の導入が同年度に行われたため、介護保険の被保険者である国保の被保険者は二種類の保険料を納付することになった。

国保会計における療養給付費の増加と国保税の改定、繰入金金の根拠と額の妥当性などは長年論議されてきたところだが、社会保障制度のあり方が改めて問われる。

(3) 老人保健(医療)会計

老人保健(医療)会計決算の推移を見る。この会計は老人保健法に基づき、七〇歳以上の高齢者への医療給付を行うためのもので、歳出はほとんどが医療諸費である。

昭和五八(一九八三)年度歳出決算額三五・二億余円が年度毎に増加し、平成一七(二〇〇五)年度には九九億余円と二・八倍に増えた。一・二年度の歳出決算額一〇四・一億余円が前年度一〇六・一億余円から一・九億余円の減となっているのは、この年に介護保険が導入され、さらに一三年一月に老人保健法の改正があったためである。

歳入は、社会保険診療報酬支払い基金交付金、国庫支出金、都支出金、市繰入金で、市繰入金以外は負担割合に応

表1—2—34 老人保健（医療）会計決算額の推移

（単位：100万円）

年度	主な歳入						主な歳出		
	決算額	支払基金交付金	国庫支出金	都支出金	繰入金	繰越金	決算額	医療諸費	諸支出金
昭和58	3,539	2,497	695	175	169	0	3,525	3,523	2
59	3,772	2,620	760	187	187	14	3,759	3,758	0
60	4,177	2,907	822	207	211	13	4,176	4,171	5
61	4,597	3,210	923	229	227	1	4,596	4,596	0
62	5,103	3,560	1,010	252	273	1	5,102	5,102	
63	5,256	3,699	1,053	263	232	1	5,246	5,246	0
平成元	5,661	3,934	1,121	279	310	10	5,650	5,637	12
2	6,011	4,197	1,203	300	287	11	5,964	5,964	
3	6,481	4,461	1,304	320	340	46	6,415	6,389	25
4	6,940	4,750	1,391	351	375	66	6,876	6,845	30
5	7,348	5,024	1,487	376	391	63	7,277	7,271	5
6	8,103	5,534	1,650	427	412	70	8,081	8,076	5
7	8,593	5,853	1,871	454	386	21	8,573	8,565	8
8	9,310	6,270	1,995	500	515	19	9,278	9,266	12
9	9,365	6,304	2,007	509	510	32	9,344	9,334	10
10	9,813	6,532	2,070	535	642	20	9,793	9,778	14
11	10,639	7,145	2,351	582	530	20	10,612	10,612	0
12	10,439	7,329	2,108	529	430	26	10,413	10,408	4
13	10,775	7,519	2,112	535	560	26	10,751	10,688	63
14	10,528	7,449	2,115	518	410	23	10,502	10,461	41
15	10,040	7,084	1,759	471	693	26	10,030	9,933	96
16	9,807	6,704	2,153	522	414	10	9,797	9,794	2
17	9,913	6,394	2,299	588	600	10	9,903	9,884	19

注：100万円未満切り捨て

じて交付される。その六五〇七パーセントが支払い基金交付金、次に国庫支出金が一八〇三パーセント、都支出金と市繰入金は四〇七パーセントである。歳出は一四年度から減り始め、一七年度で再び増えている（表1—2—34）。

（4）介護保険事業会計

表1—2—35は介護保険事業会計決算の推移であるが、平成一二（二〇〇〇）年に介護保険法に基づく武蔵野市介護保険条例が制定され、新設された特別会計である。介護保険は、六五歳以上の者と四〇歳以上六五歳未満の医療保険加入者を対象に、被保険者が要介護状態または要介護状態になるおそれがある場合に、介護給付および予防給付を行う制度である。

表 1—2—35 介護保険事業会計 決算額の推移

(単位：100万円)

年度	歳 入						
	決算額	保険料	国庫支出金	支払基金交付金	都支出金	繰入金	その他
平成12	4,530	238	1,019	1,332	500	1,437	1
13	5,863	730	1,315	1,679	646	1,293	197
14	6,149	992	1,360	1,877	728	1,130	59
15	6,735	1,144	1,643	2,032	798	1,087	30
16	7,107	1,156	1,720	2,190	857	1,141	40
17	7,423	1,185	1,723	2,240	910	1,286	76
年度	歳 出						
	決算額	総務費	保険給付金	財政安定化基金拠出金	保健福祉事業費	基金積立金	諸支出金
平成12	4,332	341	3,958	26	5	0	
13	5,804	389	5,150	26	0	237	
14	6,119	351	5,740	26	0	0	
15	6,695	326	6,349	6	0	0	12
16	7,057	308	6,736	6	0	0	5
17	7,326	320	6,901	6	0	0	97

注：100万円未満切り捨てのため、合計額は合わない

一・二年度（介護保険発足時）と翌一・三年度の歳入の保険料は、国の特別政策による特例で、一・二年度前半の六か月は徴収せず、その後、一年間は二分の一とするもので、初年度は本則の四分の一とし、一・三年度を四分の三としているため、平年度分に比較して少なくなっている。保険料は四〇歳以上の被保険者から徴収し、一・二年度、国民健康保険条例の改正で、介護納付金を国保税と一緒に納付することになった。

均等割は八一〇〇円、所得割は市民税所得割額の一〇〇分の二二、限度額は七万円だった。一・二年度の保険料は二・三億余円だったが、平年度化した一・四年度には九・九億余円となり、一・七年度には一一・八億余円、一・四年度の一二倍である。国庫支出金、都支出金とも歳出の保険給付費に連動してそれぞれの負担割合が法定化されているため、保険給付費の増加に伴って漸増している。歳

出の保険給付金は本保険事業会計の目的からは当然のことだが、歳出の八九〇九六パーセントを占めている。一七年度は六九億余円となり、一四年度に比べて保険料と同じく一・二倍と増えている。

(四) 水道事業会計決算額の概況

公営企業である水道事業会計の決算の推移を見る。収益的収支の収入の主要部分を占める水道料金は、前期の昭和五七（一九八二）年に暫定料金として改定が行われ、五八年度から改定料金に移行したため当年度三・四億余円の収益があった。

(一) 受水量の推移

しかし昭和五九（一九八四）年度を境に都からの分水による受水費が増加、受水費単価も漸増し、受水費は五八年度の一〇・一億余円から平成三（一九九一）年度には一五・一億余円と五億余円増加した。また、同年度には給水原価が供給単価を上回り、その差は三・一四円（一立方メートルあたり）となった。六年度には八・四七円の差となったため収益は三二〇〇万円の赤字となった。赤字解消のため七年度に料金改定（約三〇パーセントアップ）を行い、受水率も三八・四パーセントに減り、受水費が値上がりしたものの、六・二億余円の利益を上げることができた。その後も受水量は減少し続け、受水単価は値上がりしていたが一三年度までは受水費総額は一四億円台で収まっている。地下水の取水量の増加に伴って、一七年度の受水率は二八パーセントまで下がり、受水費は三年度の一五・一億余円のピークから一一億余円にまで減少した。受水量は気候や景気の動向に左右されるので、冷夏の五年度は量、金額と

表 1—2—36 水道事業会計 決算額の推移

(単位：100万円)

年度	収益的収支			資本的収支			前年度 繰越利益 剰余金	当年度 未処分利益 剰余金
	収入	支出	差引額	収入	支出	差引額		
昭和58	2,630	2,285	345	175	315	△140	40	385
59	2,787	2,428	359	96	442	△346	257	616
60	2,692	2,489	202	107	398	△290	428	630
61	2,724	2,613	110	109	302	△192	442	553
62	2,667	2,444	223	120	479	△358	462	686
63	2,744	2,519	224	179	392	△212	427	651
平成元	2,802	2,613	188	280	554	△274	517	706
2	2,865	2,721	143	623	794	△170	222	365
3	2,883	2,851	32	318	707	△388	358	390
4	2,856	2,830	26	268	711	△443	367	394
5	2,816	2,799	17	345	702	△356	332	349
6	2,892	2,924	△32	375	781	△405	164	132
7	3,616	2,993	622	479	1,043	△563	71	694
8	3,570	3,160	409	535	1,014	△478	239	649
9	3,565	3,092	473	728	1,172	△444	444	918
10	3,577	3,146	430	787	1,243	△454	681	1,111
11	3,548	3,188	359	1,203	1,764	△561	853	1,213
12	3,547	3,221	326	831	1,433	△602	997	1,323
13	3,525	3,267	257	631	1,277	△646	1,127	1,385
14	3,520	3,235	284	395	1,173	△777	1,179	1,463
15	3,463	3,105	358	514	1,256	△742	1,207	1,566
16	3,496	2,961	534	450	1,081	△631	1,243	1,778
17	3,459	3,088	370	264	1,197	△932	378	748

注：①100万円未満切り捨てのため差引額は合わない

②資本的収支の額には消費税を含む。資本的収支の不足する額は、当年度損益勘定留保資金、当年度消費税および地方消費税、資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金で補填した

も少なくなっている(表1—2—37)。
水道事業は、収益を上げないと経営が成り立たない。収入増、支出減の経営が必要だ。昭和五九〜六〇年度には、検針、集金業務の委託化と料金の請求収納事務の電算化を行って人件費を節減した。

各年度未処分利益剰余金の平成一七年度末の七・四億余円は、前年度比で一〇・三億余円減少している。

これは建設改良資金が前年度三・八億余円だったものを一三・七億余円に増額し、積み立てたためである(表1—2—36)。

資本的収支を見ると、収入の主なものは工事負担金、企業債、国と都の補助金、固定資産売却代金である。

表1—2—37 水道事業受水量・受水費と企業債の推移

年度	受水量・受水費・給水原価等						企業債			
	受水量 (1000m ³)	受水率 (%)	受水費 (円/m ³)	受水費 (100万円)	供給単価 (円/m ³)	給水原価 (円/m ³)	利益 (円)	借入額 (100万円)	償還額 (100万円)	年度末残高 (100万円)
昭和58	7,692	41.5	131.98	1,015	150.49	131.78	18.71	0	49	451
59	7,783	42.1	170.74	1,328	152.84	134.35	18.49	0	47	403
60	7,872	42.0	174.02	1,369	151.73	142.02	9.71	0	44	358
61	7,777	41.4	173.68	1,350	150.86	146.99	3.87	0	39	319
62	7,625	40.6	174.08	1,327	151.48	140.28	11.20	0	35	284
63	7,858	41.1	170.76	1,341	149.22	139.04	10.18	0	33	251
平成元	8,373	42.4	166.94	1,397	147.44	140.60	6.84	130	30	350
2	8,473	42.5	167.50	1,419	148.97	145.31	3.66	268	30	587
3	8,983	44.1	169.15	1,519	147.05	150.19	△3.14	139	27	699
4	8,623	43.1	167.76	1,446	146.16	150.80	△4.64	155	24	829
5	8,071	41.0	169.40	1,367	144.19	150.43	△6.24	188	22	995
6	7,537	38.7	188.78	1,422	151.06	159.53	△8.47	305	23	1,277
7	7,552	38.4	198.60	1,499	190.00	163.60	26.40	424	27	1,675
8	7,451	38.5	197.43	1,471	188.63	176.60	12.03	507	32	2,150
9	7,383	38.3	197.57	1,458	188.11	172.20	15.91	675	30	2,795
10	7,250	37.9	200.32	1,452	186.87	175.12	11.75	699	27	3,466
11	7,230	37.3	201.70	1,453	183.93	174.71	9.22	1,089	28	4,527
12	7,263	37.6	199.08	1,445	185.16	177.95	7.21	717	28	5,215
13	7,466	38.9	195.99	1,463	184.94	181.53	3.41	500	41	5,674
14	6,619	34.0	204.23	1,351	184.21	179.51	4.70	350	58	5,965
15	6,068	31.7	204.23	1,239	182.76	174.90	7.86	400	82	6,283
16	5,434	28.6	204.23	1,109	182.81	165.93	16.88	400	107	6,575
17	5,290	28.0	208.25	1,101	181.70	173.46	8.24	31	205	6,400

注：供給単価 = $\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$ 給水原価 = $\frac{\text{総費用} - \text{受託工事} - \text{材料等}}{\text{年間総有収水量}}$ 100万円未満切り捨て

支出の主なものには建設改良費である配水施設費、原水および浄水施設改良工事費と企業債償還金、消火栓新設費などである。平成二年度の収入六・二億余円は企業債二・六億余円、他会計借入金一・五億円、負担金二億余円の合計で、支出の七・九億余円は原水および浄水施設、配水設備および給水設備などに七億余円、企業債償還金が〇・三億余円の合計である。

六年度から、老朽化した石綿管の配水管を鑄鉄管に更新する工事が一〇年継続して行われた。このため支出額が一〇億円台から一七億円台と増大した。また一年度に第一浄水場に、一・二年度に第二浄水場に、除鉄・除マンガンろ過装置を設置した。このため、それぞれ一七・六

億余円、一四・三億余円の支出となった（表1―2―36）。

なお、資本的収支の不足する額は、当該年度損益勘定留保資金、消費税および地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金などから補填している。

（2） 企業債の推移

企業債とは、前述した建設改良事業費に充当する財源として借り入れたものである。平成一一（一九九九）年度の借入額一〇・八億余円は、前述のように浄水場の除鉄・除マンガンろ過装置の財源が含まれているため突出した。一七年度末の企業債残高は六四億円である（表1―2―37）。

第三節 計画・参加・広報広聴

一 長期計画

武蔵野市が、全国にその名を馳せたきっかけの一つは、市民参加による長期計画の策定である。

昭和四四（一九六九）年の地方自治法の改正により、市町村に基本構想の策定が義務づけられた。自治省（現総務省）の示したモデルでは、一〇年なり一五年なりの期間を提示した基本構想、それを具体化した基本計画、さらに三年程度の実施計画の三段構えとし、基本構想だけを議会に諮って議決を求めるというものであった。この方法だと、基本構想の内容は抽象的で済まし、具体的でもめそうな問題は、議決を得た後に執行部でゆつくりと長期計画の中で詰めればよいということになる。これに対し、本市の長期計画は、構想と計画を一本化し、三部会構成（市議会各会派代表・各種団体代表・自由参加の一般市民）の市民会議や市役所職員による庁内会議のメンバーが策定委員と討議し、その討議内容のもとより最後の段階の素案も全て具体的な内容をそのつど市議会に提示した。さらに全戸配布の市報の特集号で市民への周知徹底を図るといふ、開かれた方法を採用した点に特色があった。このような方式は、全国どの自治体にもなかったため、「武蔵野方式」と呼ばれた。

昭和四〇年代後半の各地の長期計画づくりには、実現の可能性を無視して、ただ計画を作りさえすれば事足りると

いった風潮が支配的だった。これに対し、本市の長期計画（第一期と第四期は一〇年間、第二期・第三期は二二年間）は、計画が必ず実現するよう、また、新しい社会情勢・財政状況の変化などに対応できるように、三年毎に（後に四年毎に）長期計画を見直して調整計画（五年または六年）を策定する（この見直し・調整をローリングと呼ぶ）という工夫を凝らした。ローリング周期を三年から四年に変えたのは、四年ごとの市政選挙の新市長の方針に基づいて計画を策定するためである。

当時は、長期計画策定に必要な最小限の統計や資料が計画的に整備されていなかったもので、四五年に「市勢統計」を発刊、以後毎年公刊されている。さらに四九年には、第一次調整計画の策定に当たって、『地域生活環境指標』を発刊した。これは、武蔵野市の生活環境にかかわるさまざまなデータを表や地図、グラフなどで視覚的に表現し、さらに市の基礎統計や近隣都市との比較もまとめた包括的な市政情報集である。調整計画や長期計画策定の周期に合わせて三年もしくは四年毎に作成するようになり、これもその後今日まで継続している。

（一） 第二期長期計画・調整計画

今期における長期計画への取り組みは、昭和五六（一九八一）年二月、すなわち前期に策定された「第二期長期計画」（昭和五六～六七年度）の第一次調整計画（昭和六〇～六五年度）の策定に始まる。

第一次調整計画

昭和五八（一九八三）年二月二日、武蔵野市第二期長期計画第一次調整計画策定委員会（委員長・西尾勝東京大学教授）が発足した。次いで、同調整計画の基礎資料とするため、市は五九

年四月、（株）社会工学研究所以（牛尾治朗社長）に、「二一世紀の三多摩と武蔵野市」のテーマで調査を委託した。同

年一二月にまとめられた調査研究報告書（監修・黒川紀章同研究所長）をはじめ、市議会全員協議会、市民会議、庁内会議などでの討議を踏まえて、第一次調整計画策定委員会は、六〇年一月一四日、同調整計画をまとめ、第二期長期計画策定から三年経ったところで生じた留意すべき変化として一〇項目を挙げた。

第一点は、五八年四月の選挙で市長が交代したことである。この選挙の争点となった職員の高額退職金問題が端的に示すように、市民感覚にそぐわないこれまでの行財政運営が厳しく批判されたが、土屋正忠新市長は就任（五月一日）から三か月とたたない七月一六日、行財政点検委員会（委員長・肥後和夫成蹊大学教授）を設置、市の行財政の現状を総点検し、時代に即応した新しい自治体経営を早急に実施するための方策を諮問した。

第二点は、財政的見通しの変化である。長期計画策定当時から、市財政は低成長期に入っていたが、その後も税収入の伸び率は好転するどころか、一層の低減傾向を見せ、計画策定時に見込まれていた二桁台の市税の伸び率が一桁台に落ち込んでしまった。

第三点は、人口の年齢構成の変化で、若年人口が減って、高齢者が人口に占める割合が増えたことである。社会学研究所の調査結果によると、三多摩地域では、山間部を除くと、本市が最も老年人口（六五歳以上の人口）の割合が大きかった。

これらのほか、情報公開拡充の必要性や高度情報化社会への進行などが、留意すべき変化として挙げられた。

長期計画の見直しのうち、最も大きなものは、五つの優先事業の一つとして取り上げられていた「中央文化ゾーン」構想の再検討である。

この構想は、旧市庁舎跡地（中町三丁目）から市立中央図書館（旧館・吉祥寺北町四丁目）に至る一画に市立の文

化施設を集中していく計画で、旧市庁舎跡の市民文化会館の建設（昭和五九年一〇月完成）と、旧西庁舎（中町三丁目）の中央コミュニティセンターへの転用（五七年二月完成）はすでに計画どおり実現した。

しかし、旧第四庁舎跡地（現在の中央図書館前庭）へ旧庁舎本館の原型を復元して武蔵野郷土資料館を建設するという計画は、復元が困難などの理由で再検討となった。（↓第三章第五節二）

また、都立福祉作業所・都立授産所について、市内適地への移転を都に要請し、その跡地と旧清掃作業場跡地（いずれも全て現在の中央図書館）に総合教育センターを建設するという計画があったが、都立施設の移転の目的が立たず、その必要性・内容とともにその立地点について、再検討となった。長期計画では、総合教育センターは、「教員の専用施設とせず、一般市民、ことに児童・生徒が日常利用できる施設」と記されているだけで、具体的内容には一切触れていない。

第二期長期計画第一次調整計画の重点事業として、「ものづくり」の分野では、「吉祥寺駅北口広場の完成」（昭和六二年三月完成）、「武蔵境駅北口再開発計画の実施」、「総合体育館の建設」（平成元年一月完成）、「保健センターの建設」（六二年一〇月完成）の四事業が、また「しくみづくり」の分野では、「防災態勢づくり」、「コミュニティづくり」、「青少年活動の組織づくり」、「基金づくり」の四事業がそれぞれ指定された。基金づくりでは、同調整計画期間中に、「国際交流基金条例」（六一年四月）、「公園緑化基金条例」（六三年四月）、「青少年善行表彰基金条例」（平成元年九月）など五つの基金条例が制定された。

第二次調整計画

第二期長期計画第二次調整計画策定委員会（委員長・西尾勝東京大学教授）は、昭和六三（一九八八）年二月五日に発足した。第二次調整計画の策定に当たっては、市民参加の新しい試みとし

て、「サラリーマン会議」と「市民タウン・ウォッチング」が導入された。

「サラリーマン会議」は、二つの発想に基づいている。一つは、いわゆるサラリーマンが担税者として、武蔵野市の財政に大きく貢献している（昭和六三年度予算における市民税の五〇パーセント、個人市民税の約四〇パーセントを占める）にもかかわらず、市政に直接意見を言う機会がほとんど与えられていないという実状に鑑み、住民参加による開かれた市政を標榜する武蔵野市としては、積極的に意見・提言を受け入れるべきと判断したこと。もう一つは、日々の企業活動で熾烈な競争と合理化に身を置いているサラリーマンの視点で市政を見直してもらうことにより、調整計画に組み入れるべき新たな提言や、改善すべき点の指摘があることを期待したことである。

六三年二月二七日に発足したサラリーマン会議（座長・大木保男三菱商事社員・委員一人）は、平日の夜間、市役所本庁舎で会合を重ね、活発な議論を展開した。同年一月一七日に提出された報告書では、市のメンバーを入れた討議で、法律や規則の制約などの理由で委員の提案を実現できないなどとする市側に対し、それなら会議を何回重ねても意義は薄いと厳しく批判、法律・規則がネックになるのなら、それを変える志向を持てばよい、と迫っている。同会議は、市は、企業による法人市民税の増加を図り、企業誘致に意識的になるべきである、市といえども、利益が期待できる事業も展開すべきであるなど、企業人らしい提案を行った。

「市民タウン・ウォッチング」は、同年四月一日から五月三十一日までの二か月間、コミュニティ協議会の協力で行われた。調査員一八人が、所属するコミュニティ地区の点検を行うもので、調査項目は、交通事故、犯罪、災害などに対して安全かどうかを点検する「安全度」九項目、公害やごみのない健全な住環境が保たれているかを点検する「健康・衛生」八項目、買い物などの市民生活は利便かどうか点検する「利便性」四項目、まちの美しさ、緑や空間

などが保たれているかを点検する「快適度」五項目の計二六項目である。この活動は、第二次調整計画に反映させることが目的だが、一方、市民が自らの手で自らのまちづくりに参加するという「コミュニティ形成活動」（第一次調整計画のしくみづくり重点事業「コミュニティづくり」の一環）としても意義があった。

第二期長期計画第二次調整計画は、平成元年一月一九日に策定した。

重点事業（ものづくりの分野）では、第一次調整計画で二番目の重点事業とされていた「武蔵境駅北口再開発計画の実施」が、その後、都市計画決定（昭和六一年八月）されたのを受けて、「武蔵境駅周辺再開発事業の推進」として、重点事業の第一に指定された。第二は「中央図書館の改築または新築移転」、第三は、「重度・重複障害者更生・訓練施設、障害者授産施設の新設」、第四に「福祉会館の改築」がそれぞれ指定された。第一の武蔵境駅周辺再開発事業は、第四期長期計画（平成一七～二六年度）へと引き継がれていくが、第二の中央図書館については平成六年度末に新築移転が完了、第三の障害者福祉関係では、武蔵野障害者総合センターが完成（五年六月）、第四の福祉会館の改築は、福祉会館跡地に高齢者総合センターが開設（五年九月）され、それぞれ計画どおり実現した。

なお、第一次調整計画で、必要性・内容とともに立地点を再検討とされた「総合教育センターの建設」は、見直しの結果、第二次調整計画から姿を消した。

（二） 第二期基本構想・長期計画

地球環境や高齢者に 第三期基本構想・長期計画策定委員会（委員長・勝田有恒一橋大学教授）は、平成三（一九九二）年一〇月二六日に発足した。第二期基本構想・長期計画策定委員会の発足から、約一

二年ぶりである。

この間に生じた最大の変化の一つは、地球環境の問題である。わが国をはじめとする先進国の経済発展は、物質的な豊かさや便利な市民生活をもたらしたが、その反面で、資源の枯渇、大気汚染、オゾン層の破壊、自然・生態系の変容、地球の温暖化などの深刻な問題が発生した。市民は、物質的繁栄の中にあつて、地球の有限性を認識した。

二つ目の大きな変化は、高齢化の進展である。第二期基本構想・長期計画策定委員会が発足した昭和五四（一九七九）年、本市の高齢化率（六五歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は七・九パーセントだったが、第三期の同策定委員会の発足時は、一一・七パーセントに上った。

もう一つ大きな変化を挙げれば、子どもたちの生活環境の変化である。とりわけ都市の子どもたちは、自然とのかかわりが乏しく、核家族化によつて高齢者と接する機会も少なく、地域での人間関係も希薄になってきた。そのため、精神的にも身体的にもひ弱になつたと、指摘されるようになった。

平成五年三月に策定された「基本構想」は、こうした変化を踏まえ、まちづくりの目標が次のように定められた。地球環境の問題を踏まえて、全ての施策をエコロジーの視点を通して見つめ、「快適環境まちづくり」を目指すとした。これを受けて、「長期計画」では、プラスチック系ごみリサイクルの検討や、コンポストシステム（生ごみを堆肥化する容器でごみの減量化を図るシステム）の導入などで、資源循環型都市への転換を図ったり、公共施設にソーラーシステムを導入、市役所が先駆的に低公害車を採用するなど、低公害・省エネルギー対応型システムを導入し、民間への普及・促進を図るとしている。さらに、自然や緑の保全・回復に関しては、市内で西暦二〇〇〇年までに二〇〇〇本の樹木を指定し、二二世紀には樹齢一〇〇年以上に育てる「大木・シンボルツリー二〇〇〇計画」を定めて

いる。

高齢化の進展を踏まえて、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域社会を築くこと（構想では「地域ふれあいまちづくり」と呼ぶ）をまちづくりの基本に据えた。これを受けて、「長期計画」では、健康面でも経済面でも自立的な高齢者が、ボランティア活動やコミュニティ活動に参加できるよう援助すること、また、「寝たきり」や「痴呆症」の人を最小限に抑えるため、医師会など関係機関の協力を得て、早期診断・治療の体制を確立することを提言している。

子どもたちの生活環境づくりでは、野外活動による実体験の機会を増やし、自主性のある、たくましい子どもの育成を目指す「子どもがいきいき育つまちづくり」を目標とした。「長期計画」では、セカンドスクールの設立と実施、学校施設開放の推進などをあげている。

これらのほか、第三期基本構想では、まちづくりの目標として、広域協力まちづくり、情報交流まちづくり、「市民のふるさと」まちづくりを定めた。そして、市民生活を豊かにする九つの優先事業として、「武蔵境駅北口周辺再開発事業の完成」、「中央図書館の新築」、「吉祥寺ナーシングホーム（仮称）の建設」、「千川小学校の改築」、「農林水産省食糧倉庫跡地の取得と利用計画」、「緑町住宅団地の建て替え」、「富士高原学園の改築」、「歴史資料館の設置」、「商工会館の改築」が指定された。

第一次調整計画 平成八（一九九六）年二月一九日、第三期長期計画第一次調整計画策定委員会（委員長・勝（平成九〜一四年度） 田有恒駿河台大学教授）が発足した。第三期長期計画策定以降、本市のみならず、日本社会

全体が、予想もなかった、あるいは予想してはいたものの、それをはるかに上回る規模やスピードでの状況変化に

見舞われた。

経済面ではいわゆる「バブルの崩壊」が起き、国の経済全体が停滞するとともに、国家・地方財政は、「逼迫」とも表現される事態に陥り、行財政のスリム化が急務とされるに至った。また、多くの犠牲者を出した阪神・淡路大震災は、一見便利で豊かな都市生活が、いかに潜在的な危険の上に営まれているのかを見せつけた。

これらのできごとに加え、予想はしていたものの、予想を上回るスピードで進行したのが、高齢化と少子化である。こうした変化を踏まえ、本調整計画（九年二月策定）では、「市の事業の見直し」、「高齢者・子ども重点化」、「安心して暮らせるまちづくり」の三項目を基本方針とした。具体的施策としては、第三期長期計画に掲げられていた九つの優先事業のうち、「中央図書館の新築」、「吉祥寺ナーシングホームの建設」、「千川小学校の改築」の三事業は計画通り完成したため、残る六事業に、新たに、「地域ベースの保健医療供給体制の強化」、「地域福祉計画実施の点検と改善」、「ハイモビリティ政策の推進」、「災害に強いまちづくり」、「住宅政策の総合的推進」の五項目の事業を加えた一一事業を優先事業とした。ハイモビリティ政策とは、人・自転車・自動車など、あらゆる交通機関がスムーズに移動することのできる、交通移動のしやすい都市（ハイモビリティ都市）の構築を目指す政策のことである。

本調整計画の策定に当たっては、初めて、策定委員会が市議会各会派からの文書による要望・提言を受け、従来からの市議会全員協議会を通じての意見・提言とともに計画策定に反映させた。また、市民団体ヒアリングでは、地域で子育てにかかわっている市民の声を詳しく聞こうと、市立小中学校PTA、学校施設開放運営委員会など「学校区団体」を対象としたヒアリングが初めて開催され、現場からの声が集約された。

第二次調整計画

平成二二(二〇〇〇)年三月二日、第三期長期計画第二次調整計画策定委員会(委員長・

(平成一三〜一八年度) 東原紘道東京大学地震研究所教授)が発足した。第二次調整計画策定の特徴は、策定に先立ち、二一世紀を目前に控えて、新しい時代の要請に込えつつ、限りある財源でどのような新施策に取り組むことができるのかを徹底的に検討するため、専門家・学識経験者らから成る「新世紀委員会」を設置したことである。

テーマごとに、「子育て・教育を考える(子育ては楽し)委員会」(委員長・山本泰東京大学教授)、「都市・環境・自然を考える委員会」(委員長・田畑貞寿千葉大学名誉教授)、「豊かな地域社会を考える委員会」(委員長・栗田充治亜細亜大学教授)、「市役所の組織・経営を考える(新しい仕事のやり方)委員会」(委員長・鶴川正樹公認会計士)の四委員会が設置された。いずれも一〇年七月に発足、一一年三月から四月にかけて提言書をまとめた(↓資料編)。これらの提言を受けて、第二次調整計画は一三年三月に策定された。

第一次調整計画と第二次調整計画の間隔は、四年だが、この間、社会情勢は刻々と変化してきた。とりわけ情報通信技術は急速に発達し、社会経済構造や個人のライフスタイルを大きく変えつつあった。総務省の「通信利用動向調査」によると、インターネット普及率(世帯)は、第一次調整計画が策定された平成九年には、六・四パーセントだったが、一三年には、六〇・五パーセントと、僅か四年の間に一〇倍近くに膨れ上がっている。こうした状況を反映して、本調整計画の策定に当たっては、従来、市役所の会議室で開催されていたサラリーマン会議は、インターネット上の電子会議室を活用して行われた。

四年間に生じた変化は、インターネットに象徴される情報通信技術の発達だけではない。子どもの学力・体力の低下や少年による凶悪犯罪の発生などを契機に、子育てや教育のあり方が国民的議論の対象になった。また、市民によ

る公益活動もNPO法の制定などを契機に、ますます活発化した。さらに、介護保険制度の実施、地方分権の推進、情報公開法の制定、学校週五日制への移行など、市政を取り巻く状況も大きく変化した。

これらの変化を踏まえ、第二次調整計画では、優先事業として、「高齢者福祉の推進」、「子ども施策の推進」、「武蔵境まちづくりの推進」、「吉祥寺新時代に向けて」、「地域で取り組む環境施策と緑化の推進」という五項目を掲げた。また、その他では、都市・国際交流の推進、コミュニティの活性化、インターネットによるサービス拡充、行政の透明性の確保などが時代変化に対応した施策として挙げられている。

なお、第一次調整計画で新たに優先事業と指定した五項目については、次のように第二次調整計画で実績を評価している。

「地域ベースの保健医療供給体制の強化」については、かかりつけ医の紹介制度を導入し（平成一一年度から）、武蔵野赤十字病院に市民用ベッド二二〇床を確保したこと（平成九年）などである。（↓第二章第一節三）

「地域福祉計画実施の点検と改善」では、障害者計画を策定し（平成一〇年度）、それに基づいて、二四時間対応の心身障害者ショートステイ施設「桜はうす・今泉」（平成一一年）と「なごみの家」（同十二年）、知的障害者のグループホーム「天の薨」（同十三年）をオープンしたことなどがある。（↓第二章第二節六）

「ハイモビリティ政策の推進」では、ムーバスの定着と展開（一二年に三号路線の運行開始）、レモンキャブ事業の開始（平成一二年）などを挙げている。（↓第六章第三節一、第二章第二節三）

「災害に強いまちづくり」では、市内一三町五二丁目別の危険度のランクづけを実施（人口密度、木造棟数率、避難危険度、防火水槽など項目毎の調査による）、市内で最も危険度が高かった吉祥寺南町に、多機能な防災広場を建

設（一二年）したことや、民間住宅耐震助成制度の設置（一〇年度）などである。（↓第五章第一節一）

「住宅政策の総合的推進」では、一〇年度に住宅対策室を新設して、マンション対策や環境配慮の住まいづくりなど、総合的な住宅対策を推進していること、また、市で行うようになった建築確認事務（八年開始）も円滑に機能しており、庁内はもちろん関係機関との連携も図りながら、建築確認が年間約八〇〇件、宅地開発指導要綱による行政指導が約四〇件行われていることを成果としている。（↓第六章第四節二）

（三） 第四期基本構想・長期計画

論議を呼んだ基本構想 第四期基本構想・長期計画策定委員会（委員長・東原紘道防災科学技術研究所地震防災フ
のキーワード「家族」 ロンティア研究センター長）は、平成一五（二〇〇三）年九月二十九日に発足した。第二期と第三期の計画期間は、それぞれ一二年間だったが、第四期は、一七年度から二六年度までの一〇年間とした。二つの調整計画で見直しがあるとはいえ、社会状況の変化が極めて速く、予想が難しいため、長期計画の期間を二年間短縮したのである。

前期の長期計画から一二年ぶりの策定とあって、第四期基本構想では、その前文で、新しい状況を踏まえた、新しい目標が掲げられ、基本構想の三本柱と定められた。

第一の目標は、「都市の窓を開こう」。都市は、水・食糧・エネルギーなど、生存に必要なさまざまな要素を地方に依存している。都市だけでは生きていけない。そこで、地方の人々と連携しよう、ひいては世界の人々と手をつなごうとしようもの。

第二は、「新しい家族を育てよう」。人間の生きる原点は家族にあるとの考え方、親子・兄弟・姉妹・親族を中心に、地域に新しい家族をつくる。そして、それぞれの生き方を尊重しながらも、助け合い励まし合う新しい家族を育てようというもの。

第三は、「持続可能な社会をつくろう」。地球の有限性が論議されるようになった今日、人類の英知によって持続可能な社会をつくるために、地球規模で考え、足元から行動を起こそうというもの。

基本構想は、この三大目標を踏まえたうえで、まちづくりの目標として、「個人を尊重し人々がともに助け合うまち」、「家族とともに。子どもが輝くまち」、「環境と共生する循環型のまち」、「緑あふれる快適なまち」、「文化が薫る品格あるまち」、「市民と地域がつくる活力あるまち」の六項目を定めた。

同基本構想は、一六年一月五日、八日、九日の三日間、市議会の第四期基本構想審査特別委員会で審議された後、一二月六日の本会議で可決されたが、この間、第二目標の「家族」が論議を呼んだ。

日本共産党武蔵野市議団の議員は、長時間労働や過密労働で家族の関係が希薄になってしまっているのは、個人では解決できないことで、国などが労働条件の問題を考えるべきだが、長期計画には、そうした記述がないと追及。市民の党の議員は、なぜ今、家族が強調されるのか、公や国家への服従につながる愛国心の強調など、教育基本法改定の論議とも相通するもので、大変問題であると批判した。

これらに対し、土屋市長は、基本構想にいう「家族」は、血縁や婚姻関係などに基づく古典的な家族だけでなく、グループホーム（知的障害者や認知症高齢者が専門スタッフの助けで一般住宅で共同生活する介護形態）やテナミリオンハウスなど、同じ地域に住む人々が助け合うコミュニティも、新しい家族としてとらえるべきだと説明した。

基本構想の議案に対する賛否の討論が七人の議員によって行われた。

自由民主クラブは議案に賛成で、家庭・家族のきずなの強化に共感。民主・市民ネットは賛成だが、市民の意見や委員会審査での意見を市政運営に反映させよと要望。市議会市民クラブも賛成、夢と希望が詰まった基本構想だと評価。市議会公明党も賛成し、実効性・柔軟性のある基本構想を高く評価した。

一方、日本共産党武蔵野市議団は反対。市民の声が反映されていないとした。市民の党は、思い切った改革がなく、参加意欲をかき立てないとした。また、会派に属さない議員は反対、市長の意向が強すぎ独自性がないとした。

以上のような家族をめぐる論議があったものの、第四期基本構想議案は、賛成多数で可決された。

新設の市民会議の要望 第四期長期計画策定までの特徴は、従来の「サラリーマン会議」に加え、新たにテーマ別

を長期計画に盛り込む の市民会議を設置したことである。「団塊世代の主張」(座長・栗田充治亜細亜大学教授)、

「地域の力を活かしたまちづくり」(委員長・田村和寿武蔵野市開発公社理事)、「子ども自然体験」(委員長・梅田彰 NPO武蔵野自然塾理事長)の三つのテーマ別市民会議が平成一五年一二月に発足した。

テーマ別市民会議の中で、新聞などが最も注目したのが「団塊世代の主張」だった。この会議は、長期計画の期間である今後一〇年間に退職するなどして地域とのかかわりが増える彼らに、「退職後の夢」などを聞き取り、市の長期計画に反映させようとしたものである。市では、団塊の世代を、昭和二二(一九四七)年から二四(一九四九)年に生まれた人としたが、当時(平成一六年三月一日現在)、本市には団塊世代は六三三〇人(市の総人口の四・八パーセント)いた。同会議は、一六年二(三月)に、住民基本台帳から無作為抽出した団塊世代三〇〇〇人を対象にアンケートを実施し、九〇七人から回答を得た(回収率三〇・二パーセント)。その結果、彼らが、これまで培ってきたキャ

リアを退職後も活かして自ら税金を納め、地域社会の福祉と文化向上に貢献したい意欲を持っていることが分かった。同会議は、同年五月にまとめた報告書で、団塊世代の意欲と熱意を行政がうまく受け止め、サポートの仕組みを作ることを提言。これを受けて、長期計画に、「団塊世代事業の支援」が盛り込まれ、退職後自らビジネスプランを作成・実施すること、定年後の活躍の場を生み出すことをサポートする仕組みづくりを検討するとした。

テーマ別市民会議「地域の力を活かしたまちづくり」は、基本的な考え方として、行政自らが実施するよりも「地域の力」に委ねた方がよい事業もあるのではないかと提言した。長期計画では、地域をいかしたまちづくりを推進するため、アダプト・プログラム（企画・計画段階での参加だけでなく、道路や公園などの公共施設の維持・管理にまで市民がかかわるシステム）を導入すると記述された。

「子ども自然体験」をテーマとする市民会議は、報告書の中で、セカンドスクールなど市の自然体験事業を高く評価したうえで、指導者の拡充と核となる人材の育成システムの構築、自然体験の重要性の周知・啓発を提言し、そのほとんどが、長期計画に反映された。

持続可能な都市の 基本構想の三大目標の一つ、「持続可能な社会をつくろう」については、長期計画では、**施策形成を**目指して 体系の第三「緑・環境・市民生活」の冒頭に「持続可能な都市の形成」を掲げ、以下の四つの施策を挙げている。

第一は、資源・エネルギーの循環的利用の促進で、事業（実行計画期間は平成一七～二一年度）として、家庭・業務部門への新エネルギー（太陽光や燃料電池など）の導入、緑のリサイクルシステムの構築、リサイクルセンターなど施設整備の検討、低公害車の普及促進、環境会計（環境対策にかけた費用とその効果を定量化して財務情報として

示すもの）の研究など。

第二は、クリーンセンター建て替え計画の検討で、事業は、環境負荷が少なく、エネルギー循環型・物質循環型ごみ処理システムの検討など。

第三は、ごみ減量の促進で、事業は、排出責任者の明確化をはじめ、家庭ごみの有料化、戸別収集なども踏まえ、市民・事業者がごみの発生・排出抑制に取り組む施策について検討すること、最終処分場を管理する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が進めている焼却灰をリサイクルするエコセメント事業を、同組合の構成市として積極的に支援するとしている。

第四は、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換で、事業は、市民に対して知恵を絞った環境配慮型ライフスタイルを提案するとともに、環境に配慮した事業活動届け出制度である「グリーンパートナー制度」の充実など、環境経営の普及・促進や環境学習ネットワークの形成を挙げている。

これらの施策については、たとえば、家庭への新エネルギー導入は、すでに平成一四（二〇〇二）年に、住宅用太陽光発電設備設置費助成制度を導入しているが、一九年度からは、家庭の二酸化炭素排出抑制策の一環として、家庭用燃料電池コジェネレーションシステムや住宅用高効率給湯器の設置に対する援助を開始した。

クリーンセンター建て替え計画については、二一年九月に市の基本的な考え方（案）を市民に提案、さまざまな意見を聴いたうえで、二二年一月「市の基本的な考え方」を決定した。新しいクリーンセンターは、現施設の東隣りに建設予定で、施設基本計画策定委員会の委員の公募を始めた。

ごみ減量の推進は、一八年度から、一日に市民一人が出すごみを、現状の七六三・八グラム（一七年度実績）から

七〇〇グラム以下に減量する「武蔵野ごみチャレンジ七〇〇グラムキャンペーン」を始めるなどさまざまな施策に取り組んでいる。

一五年度に始まったグリーンパートナー制度は、参加届け出事業者三六でスタートしたが、二〇年度には二一三事業者が増加した。

環境の良さと経済の活力を両立させながら、生活面でも快適に過ごせる都市の持続可能度については、日本経済新聞社産業地域研究所が毎年「全国都市サステナブル（持続可能）度調査」を実施している。環境保全度、経済の豊かさ度、社会安定度の三局面を評価し、それらを基に総合評価するものだが、武蔵野市は二一年度、総合で全国第一位の評価を受けた。

一一 情報公開

情報公開懇談会 国が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）を施行したのは平成一三（二〇〇一）年四月だが、地方自治体ではそれに先立つ二〇年前から行政の情報公開が始まっていた。

昭 and 五七（一九八二）年に山形県金山町かねやまが「公文書公開条例」を制定したのが最初で、五八年には神奈川県、埼玉県でも同様の条例を制定するなど、以後多くの自治体が続いた。

本市でも、五八年に情報公開の議論が始まった。庁内の情報公開制度検討プロジェクトチームが同年九月に報告書を出し、五九年一〇月、「情報公開懇談会」（会長・勝田有恒一橋大学教授 以下、懇談会と略）を市民参加の武蔵野

方式で設置した。情報公開といえ、市民の請求による公機関の情報開示」と狭く考えられがちだが、本市の懇談会は、開示請求があるなしかかわらず、自治体の側から積極的な情報公開をすることが重要なのだという視点に立ち、広い意味での情報公開のあり方を議論していた点が違う。懇談会から六一年四月に出された答申は、基本方針に武蔵野市民の「市政参加を保障するための知る権利の実現をめざす」とうたい、次の六つの柱を立てた。

一は、行政から市民への基本的かつ重要な情報の公開である。何が基本的かつ重要かは「情報公開委員会」を設置し、その中で決定する。情報公開委員会は情報公開制度やその他情報公開に関する事項について審議し、実施機関に意見を述べる。

二は、情報を得ようとする市民に、最大限の資料を公開すること。市政資料コーナーの設置（五八年九月一日）などがそれに当たる。

三は、市の諸機関の会議の公開である。行政行為としての公布・告示などに代表される公開もある。

四は、一般的にいわれる市民の請求による「情報開示」である。

五は、行政の所有する個人に関する情報の非公開と、地方公務員法に定められる守秘義務に関する非公開である。

六は、個人の情報が公機関でどのように扱われているかを知る権利による公開、つまりプライバシーの自己管理に関するものである。

答申を受けて、武蔵野市情報公開条例は、平成元（一九八九）年三月一七日の市議会において全会一致で可決、同年一〇月一日に施行された。施行に先立って、同年五月二三日、情報公開委員会（委員長・勝田有恒）が設置され、三年三月に「答申・建議書」が提出された。委員会の主な任務は、市がどのように積極的な情報公開を行うかを、「市

民に知ってほしい最小限の情報」(シビル・インフォメーション・ミニムム Civil Information Minimum 以下、C I Mと略)として決定することであり、具体的な広報のあり方も示唆している。

C I Mコーナーを 「市民に知ってほしい最小限の情報」(C I M)の定義は、他市には見られない積極的な情報提

設置

供の考え方を示したものと見える。その趣旨は、市民が市政に参加するに際して判断材料の一部になると思われる、基本的に重要な施策項目を、情報公開委員会があらかじめ選定しておき、市報の一隅を使って順次公開していくというものである。このC I Mコーナーを市民に分かりやすく、かつ親しみやすい内容にするために、テーマごとに市民(執筆者)が各方面で取材をし、そこで得た生の情報を六〇〇〜一〇〇〇字くらいにコンパクトにまとめる。それを「市報」という最も身近な媒体で定期的に提供していく。そのことによって市政に対する認識が市民の中で深まっていき、納税者としての自覚もさらに強まり、より民主的な市政の実現を促すことになるという考え方である。

平成四(一九九二)年九月一日「市報」に初めてC I Mコーナーが設けられた。以後毎月一回一五日発行の市報で、最小限とはいえ市民に知ってほしい情報を提供し続けている。毎日が市民の行政への関心に直接こたえる内容であり、役に立つと、一定の評価を得ている。(↓資料編)

このコーナーが第一〇〇号を迎えた時(一三年六月一五日市報)のテーマは「生まれ変わる情報公開条例と個人情報保護条例に期待!!」であり、執筆者はフリーライターの向井一江だった。

市が公開すべき情報はこのC I Mコーナーのほかに、「季刊武蔵野」(のちの「季刊むさしの」)「グラフむさしの」「いこどもむさしの」などの文字媒体、むさしのFM、ケーブルテレビ、インターネットなどのデジタル媒体、あるいは

は市政資料コーナーや各課窓口などで積極的に提供されているので、後述する「七 広報広聴」の項を参照されたい。

情報公開条例改正へ

その後、国の情報公開法も制定され、市の情報公開条例の一〇数年にわたる運用上の問題点、市民の意識の変化、情報社会の進化、市民の意見などを総合的に取り入れた改正案が、平成

一三(二〇〇一)年一月に市議会に提案され、三月一五日の市議会本会議で全面改正された。同時に、後述する「個人情報保護条例」も可決された。

情報公開条例の主な改正点は次のとおりである。

一、開示請求は誰でもできる 前の条例では、開示請求ができるのは「市民および市の利害関係者である広義の市民」に限定されていた。改正条例では、日本人、法人あるいは外国人を問わず誰でも請求できる。開示にかかる手数料は原則無料。複写などは実費が必要である。

二、適正な請求と文書管理 開示請求は市民の権利である。と同時に、請求者はこの制度を適正に利用する責務がある。「適正に」を加えた理由は、過去に一件の開示請求に一万枚を超える資料が求められ、職員の事務に支障を来した例があったからだ。また、請求者が請求文書を特定できるように、市では「文書管理」を徹底することになった。

三、情報の公表・提供の推進 本市では前述のように市報、市議会報、むさしのFM、ケーブルテレビ、ホームページなどの広報媒体を活用して情報公開に努めてきたが、改正条例では、なお一層、市民が正確で分かりやすい市政の情報を迅速にまた容易に得られるよう、積極的に公表・提供するように努める。

四、個人情報「個人識別型」で非開示とする 個人が識別される情報は開示しないことを基本とする。ただ

し、個人情報でも、公務員の職務に関する情報などは開示する。

五、情報公開・個人情報保護審査会の調査権限として「インカメラ制度」を導入する 開示請求をして非開示となった場合、「非開示決定等に対する不服の申立て」が妥当かどうか判断を求める前述の審査会（弁護士など五人で構成）を設置する。審査会は公正かつ客観的な立場で審査し、答申を出す。実施機関はその答申を尊重し、不服の申し立てに対する取り扱いを決定する。審査会が審査のために非開示情報を直接見ることができる権限を持つことを「インカメラ制度」という。この制度で知りえた情報は他に漏らしてはならない（守秘義務）。

六、外郭団体などの情報公開 前の制度では外郭団体の情報公開について規定していなかったが、改正条例では、市などが出資し市政と密接な関係を持つ団体の場合、情報公開に関し必要な措置を講ずることを規定した。

開示請求で非開示 情報公開の開示請求があつた場合、市は開示するのが原則である。だが、次のような情報が記となるもの 録されている場合には非開示となる。①法令秘情報、②個人情報、③事業活動情報、④犯罪の

予防などの情報、⑤審議、検討、協議に関する情報、⑥行政運営情報、⑦任意提供情報である。

非開示の情報が一定期間を過ぎれば開示となる場合もある。また、一部非開示とされたものでその非開示部分を除く他の部分を開示する場合もある。

行政文書開示の実施機関別請求件数と処理状況、一部開示の理由、非開示の理由の内訳、請求者の内訳などの公開は毎年一回、市報の特集ページ「情報公開制度の運用状況」で行っている。

個人情報保護

情報公開の問題を討議するのとはほぼ同時に開始されたのが個人情報の保護についての審議である。世界的に拡大していくコンピュータ社会において、いかにプライバシーと個人の自由を保護し

ていくかという問題は、同時に個人データの自由な流通をいかに果たすかという、相反する二つの問題をはらんでいる。

本市は、前の期の昭和五七（一九八二）年一月に「武蔵野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を施行。翌二月に、コンピューターの導入とそれに伴う個人情報の取り扱いについて「個人情報の保護に関する条例施行規則」を作り、それに基づいて「個人情報保護審議会」を立ち上げ、コンピューター業務委託における条件として個人情報取り扱いには厳重な注意を付けている。翌五八年、土屋新市長からの本格的なコンピューター導入の指示に伴って、個人情報取り扱い部署が電子計算課から情報管理課に変わり（平成元年）、導入部門の具体的な事例に即した討議が重ねられてきている。

国が「個人情報の保護に関する法律」（略称・個人情報保護法）を作ったのは平成一五（二〇〇三）年であるが、本市は国よりも約二年早く、一三年七月一日から「武蔵野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則」の改正という形で「個人情報保護条例」を施行している。この条例では、個人情報をコンピューター記録に限らず、アナログ媒体（文書、図画、写真、フィルム）、さらに多様化する各種デジタル媒体にまで拡大している。また、自らの個人情報に関する開示請求や、間違った記載を訂正する請求、目的以外に個人情報を利用することを中止させることができる権利などを保障している。さらにまた、日々進化していくコンピューター技術やインターネットなどにおいて、個人情報の保護は今後ともますます細かな対応を迫られることになるだろう。

三 開村一〇〇年記念事業

明治三二（一八八九）年四月一日、吉祥寺村、西窪村、関前村、境村の旧四村が合併し、武蔵野村が誕生した。これを現在の武蔵野市の原点ととらえ、それから一〇〇年を迎えた平成元（一九八九）年、市民と行政が一体となった開村一〇〇年記念行事が、約一〇か月にわたり盛大に行われた。

スローガンは

準備は一年前から始まった。昭和六三（一九八八）年三月、庁内検討会議が設置され、記

「こころざし

光れ！」念事業の趣旨や目的、市民参加の方法、推進組織、ラフスケジュールなどが検討された。

次いで、同年七月、市議会議員、市民、市職員計一五人から成る開村一〇〇年委員会が設置された。同委員会は、基本構想として、武蔵野百年史の編さん着手、民俗資料館と歴史資料館建設の検討、国際交流事業団の設立など五事業を「第二期長期計画第二次調整計画策定委員会」に提案したが、構想のみにとどめ、具体的な事業の計画・実施については、同年一二月設置の開村一〇〇年実行委員会に引き継ぐこととした。

同実行委員会は、会長に市長、副会長に市議会議員長、商工会議所会頭、商店連合会会長、体育協会会長、市民芸術文化協会会長の五人、委員として、市民団体（武蔵野市身体障害者協会会長ら二人）、官公庁（武蔵野消防署長ら八人）、公共機関（鉄道・バス・電気・ガスなどの関係者一六人）、学校関係者五人など計一〇〇人で構成するという大がかりな組織。「開村一〇〇年を振り返って、歴史の重みを知り、武蔵野市の未来を見つめ、二一世紀への道を切り開く」ことを基本理念に、「こころざし 光れ！」をスローガンに定めた。（↓資料編）

個々のイベントの実施に際しては、市内の約一〇〇〇団体の市民から推進委員を募り、最終的に四〇〇〇人以上が推進委員として各イベントの推進役を担った。また、記念式典など市主催の大きなイベントは市役所職員四〇人からなる実施本部（本部長・井上文三助役）が担当した。

最大のイベントの一つとして、ノーベル平和賞受賞者マザー・テレサの講演会が企画された。平成元年四月二三日に市民文化会館大ホールで講演した後、市内の社会福祉法人「のぞみの家」を訪問、約五〇人の子どもたちと昼食をともにする予定だった。だが、開催の四日前に体調を崩し、訪日不能となった旨の本人からの手紙が届き、講演会は中止となった。結局、講演会とともに予定されていた「マザー・テレサ写真展」（写真・沖守弘）だけが、予定どおり四月二三～二八日、五月五～一二日の計一四日間、市民文化会館展示室で開催された。延べ二〇四四人の入場者があり、開催期間中に集まった献金約四〇万円は、写真家沖を通じて八月にマザー・テレサに手渡された。

四月の記念式典に先立ち、記念行事第一弾として、三月二七日、ミヒヤエル・エンデ自身による「詩」の朗読と映画「モモ」特別鑑賞会（朝日新聞社と共催）が市民文化会館小ホールで開催された。幻想的な作品で知られ、児童文学者としても有名なドイツの作家エンデの代表作『モモ』は、世界各国で翻訳されているが、特に日本では根強い人気があり、日本での発行部数は本国ドイツに次ぐといわれる。四七〇人の市民招待に一一一人が応募した。小ホールを埋め尽くした観客は、エンデ自身による自作詩の朗読に聞き入り、映画「モモ」に見入った。また、四月七～二三日の一七日間、芸能劇場で、本市に拠点（当時）を構える結城座がエンデ原作の戯曲『サーカス物語』を糸操り人形劇にして特別公演した。

開村一〇〇年を祝う記念式典は、四月九日、市民文化会館大ホールで、本市ゆかりの来賓ら約一三〇〇人が出席し

て行われた。歴代の村長・町長の遺族九人と元市長二人、長期在住者の子孫一〇人にそれぞれ感謝状が贈られた。

八月二〇日には、三一年ぶりの花火大会が、都立武蔵野中央公園で開催された。本市では、昭和三三年まで、井の頭池畔で花火大会が開かれ、毎年一〇万人の人出でにぎわったが、交通渋滞と火薬類取り締まり規制の強化などで中止されて以来、途絶えていた。花火大会を復活するに当たり、市は、同公園関係者、警察署、消防署、消防団、医師会など関係機関の協力を得て警備に万全を期し、会場管理には、消防団、市職員、専門警備員二七八人が、立ち入り禁止区域の警戒、救護、消火、場内誘導を担当した。大会は、市民の協賛金によって賄われ、一〇万人の観衆が夏の夜空を彩る三二〇〇発の花火を楽しんだ。

一〇〇年に学ぶ

開村一〇〇年を記念するにふさわしい大きな行事として、一月七日、武蔵野公会堂ホールで「明治維新シンポジウム」が開催された。テーマは、「明治維新と明日へのこころざし」。文芸評論家の江藤淳が基調講演を行った。江藤は当時、ドラマシリーズ『明治の群像』（NHKテレビで放映）を書き下ろしたり、講談社版『勝海舟全集』（全二巻・別巻二）を単独で編さんするなど、明治時代の歴史に精力的に取り組んでいた。江藤は講演の中で、武蔵野村が誕生した明治二二年四月は、まさに甲武鉄道（中央線の前身＝新宿―立川間）が開通した月であり、村は、鉄道という近代文明を通して世界につながっていたと指摘、聴衆に感銘を与えた。

続くシンポジウムは、明治維新を日本史の立場から奈良本辰也（歴史家）、アジアの立場から衛藤藩吉（亜細亜大文学部長）、女性史の立場から永畑道子（ノンフィクション作家）、民衆史の立場から井出孫六（作家）が、それぞれ論じた後討論するという形式で、宮崎緑（元NHKニュースキャスター）の司会で行われた。約三五〇人の聴衆は熱心に聴き入った。シンポジウム終了後、会場からは、「欧米諸国は明治維新をどのように評価したのか」など、さまざま

まな質問が出された。

二月一日、開村一〇〇年のイベントを締めくくる式典「グランドフィナーレ」が市民文化会館大ホールで開催された。招待されたのは、開村一〇〇年実行委員、ボランティアの市民、関係団体役員など約一三〇〇人。市立第三小学校のブラスバンドによる演奏で開幕した。

アジアの子どもたちや市内留学生の合唱などが披露された後、「武蔵野一〇〇選」が発表された。開村一〇〇年にちなみ、ぜひ残しておきたい市内の神社仏閣、史跡、樹木、橋、自然景観、伝統行事など二〇〇を市民が選んだもの。選定方法は、まず市報で推薦を公募したところ一六〇件の応募があった。この推薦候補をもとに武蔵野一〇〇選選定委員会（市民代表四人、文化財保護委員二人、みどりの推進委員二人、市関係者二人の計一〇人）が選定、安養寺（吉祥寺東町一丁目）など寺院、杵築大社（境南町一丁目）など神社、御門訴事件記念碑（八幡町三丁目）などの史跡、吉祥寺図書館（吉祥寺本町一丁目）のケヤキ、ふじの実保育園（緑町三丁目）のフジなどの名木、小金井堤の桜並木の終点である桜橋（境四丁目）などが選ばれた。（↓資料編）

最後に、この年八月に開催された日本選手権水泳競技大会の一〇〇メートル・二〇〇メートル背泳でいづれも日本新記録で優勝、日本水泳界のホープと期待された高瀬千香子（市立第二中学校二年）が「先人が築き上げた歴史と伝統と文化を大切にし、未来に向かって旅立ちます」と「武蔵野二〇〇年宣言」を読み上げ、武蔵野の次代を担う決意を新たに示した。

約一〇か月にわたって繰り広げられたイベントは六八を数え、延べ約一〇〇万人が参加、総経費は、八三四万六八三四円（平成元年度決算額）に上った。

四 市制施行記念事業

昭和二二（一九四七）年一月三日に市制が施行された武蔵野市は、以来五年おきに周年記念事業を実施している。

四〇周年記念写真展

昭和六二（一九八七）年一月三日、市民文化会館大ホールで、市制施行四〇周年記念式典が開かれた。後藤喜八郎二代目市長、藤元政信三代目市長をはじめ約一三〇〇人が招待され、

一〇年おきに行われる市政功労者の表彰があった。永く市政に功績のあった七〇四人の名前が読み上げられ、市制施行の年に市役所に入庁した市民課の佐藤ユキ子、元市議会議員の木村勇次、消防団長の井口良美の三人が土屋正忠市長から表彰状と記念品を受け取った。

式典の中で、三年半にわたる交流を重ねてきた長野県豊科町（現安曇野市）との姉妹都市盟約式もあり、土屋市長と笠原貞行豊科町長が盟約書に調印、記念品として、武蔵野市からは名誉市民でこの年三月に亡くなった北村西望作のブロンズ像「將軍の孫」が、豊科町からは「North Alps」と題するガラス工芸品が贈られた。

式典を挟んで、一〇月三〇日～十一月五日、市民文化会館展示室で、写真展「市政四〇年の歩み」が開かれた。市政四〇年の歩みを一六一枚の写真で紹介するほか、市内一二か所を新旧二四枚の写真で、また、姉妹・友好都市を写真とイラストマップ計八四枚でそれぞれ紹介した。会期中、市民二四一八人が鑑賞した。

特別企画では、世界の名門吹奏楽団として名高いバリ・ギャルド・レピュブリケーヌ吹奏楽団の公演（十一月六日）、松居直美オルガンリサイタル（十一月七日）、江藤純平、大津鎮雄らの武蔵野在住有名美術家展（十一月二～一九日）、



名誉市民 北村西望
(昭和37年推挙)



名誉市民 天野貞祐
(昭和37年推挙)



名誉市民 朝永振一郎
(昭和42年推挙)



名誉市民 荒井源吉
(昭和55年推挙)



名誉市民 丹羽文雄
(平成4年推挙)



名誉市民 長倉三郎
(平成4年推挙)



名誉市民 杉村 隆
(平成4年推挙)



名誉市民 小田 稔
(平成9年推挙)



名誉市民 伊藤正男
(平成9年推挙)



名誉市民 山崎倫子
(平成14年推挙)

入江泰吉、白川義員^{（おしかず）}、田沼武能^{（たけよし）}らの現代巨匠写真家展（二月二日～二月一日）を市民文化会館で開催した。

丹羽文雄らが名誉市民に 平成四（一九九二）年一月三日の市制施行四五周年記念式典で、作家の丹羽文雄（四五周年記念）

四五周年記念 久保一丁目・一七年四月二〇日死去）、物理学者の長倉三郎（吉祥寺東町二丁目）、癌生化学者の杉村隆（吉祥寺東町三丁目）、三人の名誉市民が誕生した。武蔵野市に名誉市民条例が公布されたのは、昭和三六（一九六一）年で、名誉市民の条件は「武蔵野市に居住する者、もしくは居住していた者で、公共の福祉を増進し、学術、技芸その他広く社会文化の振興または地方自治の進展に寄与し、その功績が卓絶であり、市民の尊敬を受ける者」と、第二条で規定されている。

最初の名誉市民は彫刻家の北村西望と、哲学者で元文部大臣の天野貞祐の二人（昭和三七七年推挙）。次いでノーベル物理学賞受賞者の朝永振一郎（四二年）、初代武蔵野市長の荒井源吉（五五年）が続いた。四五周年の時、四人の名誉市民は故人となっていた。

新しく名誉市民となった三人はいずれも文化勲章受章者。

丹羽は日本文芸家協会会長も務めた文壇の重鎮。長倉は、現在「スピン化学」と呼ばれる新しい研究分野を開拓した学者で、英国王立研究所名誉会員、スウェーデン王立科学アカデミー会員。一三年には、第三代日本学士院院長に就任している（一九九年）。杉村は、国立がんセンター名誉総長を務める腫瘍学・生化学の権威。アメリカ国立科学アカデミー外国人会員で、アメリカでの受賞も多い。

市民文化会館大ホールで行われた推挙式で、名誉市民章、推挙状と記念品が贈られたが、丹羽は体調が優れず、杉村は中国訪問中のため、親族が代理で出席した。

この後、姉妹都市・富山県利賀村の村民による郷土色豊かな麦屋節と、武蔵野市民芸術文化協会による華やかな鶴亀が祝い舞いとして披露された。

一〇月二日、市制施行四五周年を祝う英国女王の近衛軍楽隊が吉祥寺の街をパレードし、約三万人の見物客を楽しませた。パッキンガム宮殿の近衛連隊に属する五つの吹奏楽団のうちの歴史と伝統を持つコールドストリーム・ガーズ・バンドで、迫力ある演奏と目にも鮮やかな衣装で、警視庁騎馬隊とともに、吉祥寺駅北口周辺を約九〇〇メートルにわたって行進した。

記念事業の一つとして、オーストラリアへの保健・福祉事情市民視察団派遣事業があった。高齢化社会のまちづく

りを考えるきっかけになればと市が企画した。団員は市報で募集した。募集人員は、一八〜二九歳の市民五人、三〇〜四九歳五人、五〇歳以上五人の計一五人。費用は一人当たり一五万円（総額四八万九〇〇〇円のうち、市が三三万九〇〇〇円を負担）である。学生、主婦、医師、地域のボランティアなど一五人の視察団を編成、八月二日から九月二日の日程で、シドニー郊外のホーンズビル地区の病院を中心に展開されている保健・医療・福祉の連携の現場や、高齢者の在宅生活を助ける諸施策とそれを支える地域のボランティア活動、コミュニティケアなどを視察した。

参加した市民は、オーストラリアでは日本の高齢者福祉制度と違い、保健と福祉が一元化されていて、個人のニーズに配慮したサービスが提供されていることや、行政のサービスだけでなく、ボランティアなどを活用して地域社会が高齢者の生活を大きく支えている実情に感銘を受けた。市民視察団の成果は報告書としてまとめられると同時に、一月七日に武蔵野公会堂で開かれたシンポジウム「高齢社会に対応する武蔵野市のまちづくり」で報告された。

環境がテーマの 市制施行五〇周年記念式典は、平成九（一九九七）年一月三日、市民文化会館大ホールで行わ

五〇周年記念 れ、新たに二人の名誉市民が誕生した。宇宙物理学者の小田稔（境南町二丁目・一三年三月一日死去）と、脳神経生理学者の伊藤正男（境南町四丁目）である。小田は東京大学名誉教授、宇宙科学研究所名誉教授で東京情報大学学長。エックス線天文学の画期的発明とされるエックス線天体観測装置「すだれコリメータ」を開発、宇宙物理学に大きな貢献をした。ローマ法王庁科学アカデミー会員でもあり、数々の国際的な科学賞を受賞している。伊藤は、東京大学名誉教授で理化学研究所・脳科学総合研究センター所長を務める日本の脳研究の第一人者。小脳の学習能力の基礎となるシナプス可塑性「長期抑圧」の発見で、脳の複雑なメカニズムにかかわる研究全体に新たな進展をもたらした。ロンドン王立協会、ロシア科学アカデミー、スウェーデン王立科学アカデミーの外国人会員で、海

外からも高い評価を受けている。

式典では、エウジェン・デイジマレスク駐日ルーマニア大使や青島幸男東京都知事が祝辞を述べた。駐日ルーマニア大使が列席したのは、本市が同国第二の都市ブラショフ市と友好関係にあるため。特別市政功労者として第二代市長後藤喜八郎が、また、市政功労者として一分野の六四一人・二〇〇〇団体が表彰された。

記念事業では、環境をテーマとしたイベントが目立った。一〇年二月一日には、武蔵野公会堂で「緑化フォーラム」が開かれ、建築家の安藤忠雄（ひょうごグリーンネットワーク呼びかけ人代表）が、「阪神淡路大地震と緑」と題して活動報告。九年九月二〇日にも、同じく武蔵野公会堂で「地球環境シンポジウム」が開かれた。比較惑星学の権威、松井孝典（東京大学助教授・本市在住）の「二一世紀の地球環境と人類の未来」と題する基調講演のあと、「地球環境の未来のために」をテーマにパネルディスカッション。加藤三郎（二一世紀の環境と文明を考える会代表）をコーディネーターに、パネリストは松本泰子（グリーンピースジャパン）、小林料（東京電力顧問）、紺野耕（武蔵野地域学長懇談会座長）、内藤正明（京都大学教授）、土屋武蔵野市長の五人。市民、企業、行政がどう行動すべきかなどを討論した。

一〇月には、成蹊大学、亜細亜大学、東京女子大学、日本獣医畜産大学（現日本獣医生命科学大学）、武蔵野女子大学（現武蔵野大学）で、それぞれの専門を生かした環境問題の講演を行う武蔵野地域五大学共同講演会を展開した。このほか、十一月三〇日には、簡単な落ち葉堆肥の作り方などを体験する「落ち葉の感謝祭」がグリーンセンターで、一二月一四日には「森と鳥のサミット」が武蔵野スイングホールで開催された。

都市交流に関するイベントも多く、六月一日には、友好都市山形県酒田市の「黒森歌舞伎」が市民文化会館大ホー

ルで上演された。黒森歌舞伎は、山形県無形民俗文化財。二六〇年の歴史を持つ農村歌舞伎（地芝居）で全国的にも名高い。酒田の人々の演じる「菅原伝授手習鑑」の素朴な味わいを約一〇〇〇人の観客が楽しんだ。記念事業は武蔵野市内にとどまらなかった。七〜八月には、姉妹都市長野県豊科町（現安曇野市）の豊科近代美術館で、本市が所有する濱口陽三、萩原英雄の作品を展示する武蔵野豊科交流美術展を開催。八月一日には同町で姉妹都市一〇周年祝賀会も開かれた。一月には全姉妹・友好都市出演者による芸能祭（市民文化会館など）、同物産展（伊勢丹吉祥寺店）などもあった。また、武蔵野市民交響楽団は八月八〜一八日、ルーマニアのブラショフ市を訪問、ジョルジュ・ディマ交響楽団と合同コンサートを行った。

山崎倫子名誉市民に

五五周年記念

平成一四（二〇〇二）年一月三日の市制施行五五周年記念式典では、医師で市立北町高齢者センター所長の山崎倫子（吉祥寺北町四丁目）が名誉市民に推挙された。初の女性名誉市民である。山崎は、昭和一八（一九四三）年、東京女子医学専門学校を卒業後、ハルビン医科大学付属市立病院内科に勤務し、ハルビン市内に自ら国際病院を開設。医師として難民や現地住民の治療に献身的に従事し、多くの生命を救った。昭和六〇年から九年間、日本女医会会長。国際的にも活躍し、昭和五七〜五九年の国連総会の政府代表代理、六〇年には国連の「婦人の一〇年世界会議」の日本政府代表顧問。六二年、夫浩と開業している医院の隣接地を市に寄付したので、単独施設として日本初のデイサービス施設「市立北町高齢者センター」が設立された。

記念事業は、シンポジウムが多かった。まず、七月五日、武蔵野スイングホールで「コミュニティシンポジウム」。江上^{なま}渉（成蹊大学教授）をコーディネーターに、コミセン関係者や、少年野球・相撲の指導者、保育サービスのNP〇法人代表など五人の市民が新世紀のコミュニティのあり方について語り合った。七月二三日は商工会館で、「歴史

シンポジウム」。テーマは「武蔵野市のターニングポイント」。『武蔵野市百年史』の完成記念イベントでもあり、百年史編さん委員長を務めた佐藤竺あき（成蹊大学名誉教授）をコーディネーターに、武蔵野史談会会員二人と土屋市長が玉川上水、甲武鉄道、関東大震災、中島飛行機など、地域の変遷をたどった。一五年一月二五日には、武蔵野公会堂で、「家族とはなにか」をテーマとしたシンポジウム。二月一日には同公会堂で、基調講演（一部）に養老孟司（北里大学教授・東京大学名誉教授）を迎え、人口減少社会における豊かさについてパネルディスカッション（二部）を行った。

このほか、一月二三日には、明治初期に関前村の農民を中心に起きた「御門訴事件」をテーマにした市民朗読劇（前進座指導）が市民文化会館で上演され、話題を呼んだ。（↓第五章第三節二）

五 「TAMARAいふ21」・多摩東京移管百周年記念事業

平成五（一九九三）年は、東京・多摩地区が明治二六（一八九三）年、神奈川県から、当時の東京府に移管されて一〇〇周年という記念すべき年に当たった。東京都と多摩三三市町村（当時）では、移管一〇〇周年を機に、これまでの歩みを振り返りつつ、今後の一〇〇年を展望する、多摩の新しいまちづくり運動として、多摩地区三六五万人の住民とともに、「多摩新時代の創造」をテーマに多摩東京移管百周年記念事業「TAMARAいふ21」が五年四月二五日から一月七日まで、多摩全域で繰り広げられた。

開会式は四月二五日、立川市の国営昭和記念公園で催された。記念事業の中心イベントは「多摩21くらしの祭典・

VOICE 93」で、七月三一日に開会し、一月七日まで一〇〇日間、同公園で行われた。

二一世紀の多摩の TAMAらいふ21全体の事業を企画・実施するため、東京都はじめ各市町村、企業体などからあり方を提案する なる「TAMAらいふ21協会」が平成三（一九九一）年一月二五日に組織された。

すべての事業の展開に次の四つの視点を据えて進めることとなる。①多摩の流れをつくる、②多摩の文化を楽しむ、③多摩の交わりをはぐくむ、④多摩の自治を考えるである。テーマプログラムは、生活、自然、文化・スポーツの三分野から、多摩地域が共通に抱える課題を六つ取り上げ、課題解決へ向けてシンポジウム開催や社会実験型イベントを展開した。また、総括プログラムは、自治とくらしの観点から多摩地域の課題を包括的にとらえ、地域振興の具体的なプランを提言していた。こうした多彩なイベントは、まさに生活型博覧会といってもよいものであった。

協会支援事業として、多摩地域の各市町村が企画・実施する地域企画プログラムと、市民・大学・企業などが主体的に企画・実施する自主企画プログラムがあった。その中で本市がかかわった主なものを記録しておく。

まず、地域企画のプレ・イベントとして、TAMAらいふ21の前年に実施したのがルーマニア国立ジオルジュ・デイマ交響楽団コンサート。四年九月一三日、武蔵野市民文化会館での演奏会を皮切りに、立川市市民会館（同一五日）、府中の森芸術劇場（同一六日）、秋川キララホール（同一九日）で行われ、四公演ともそれぞれ成功裡に終了した。

このコンサートは、三年十一月、本市に居住していた同楽団の曾我大介音楽監督が、武蔵野市長に同楽団の運営の窮状を訴え、支援を要請したことがきっかけとなった。要請を受けた本市は、立川、府中、秋川（現あきる野）の三市と協力して支援することにし、四市長のほか各市の市民代表に加わってもらい、同楽団招聘実行委員会を発足させ、実行委員会事務局を武蔵野市に置いた。ジオルジュ・デイマ・コンサートは、まさに「国際芸術・文化ゾーン多摩の

創造」であった。(TAMARAいふ21のテーマプログラムの課題の一つ)

本市には、「ジョルジュ・デイマ歓迎市民の会」が結成された。会員らは成田空港での歓送迎・自由行動・都内見物時の通訳・案内、市民交流会、古都鎌倉の見学のほか、ホームパーティーを開催するなど、滞日中ずっと楽団員をもてなした。またルーマニアの子どもたちに管楽器を贈るため、各家庭に眠っているリコーダーの提供を小学校を通して子どもたち呼び掛けた。楽団員が帰国すると、市民の会は解散するが、有志が新たに「武蔵野・ブラシヨフ市民の会」(愛称ドラキュラの会)を発足させ、その後のルーマニアとの交流活動につながっていくことになる。(↓第五章第三節一)

武蔵野市内で 本市では、多摩東京移管百周年の意義をアピールする手段として、ふるさと武蔵野づくりのシンボ**も地域企画** ルをサクラとし、「住んでよかった、ふるさととは武蔵野です」の地域企画を掲げた。平成五(一九九三)年四月一―一日、第一回武蔵野桜まつりを、むさしの市民公園(緑町二丁目)などで開催し、中央通りほかで桜のライトアップをした。以降桜まつりは、市の恒例の行事となる。

五月九日には、「多摩の湧水・崖線の保全」のテーマプログラムに沿って、平成「水と緑の大茶会」が多摩の各市町村で一斉に行われたが、本市では、都立武蔵野中央公園を会場にして開催された。

また、自主企画プログラム「都市農業体験」「育てよう農家と市民の交流の輪」が市内八幡町の個人農園で実施された。生ごみを堆肥化したもので青くび大根を栽培する活動が、六月一日から一〇月三十一日まで行われ、二〇〇人の市民が参加した。

六月六日には、むさしの散歩道ウォークラリーが都立武蔵野中央公園から三鷹市の都立野川公園を舞台に実施され

たが、これは、武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の六市共催の事業で、各市内から出発した参加者はゴールの野川公園で交流を図った。

このほかにも以下のような自主企画プログラムもあった。

四月一六～三〇日 地球を元気にするアート展 武蔵野市民文化会館展示室

九月一五～一九日 おばsunによる、おばsunの作品展 武蔵野公会堂（吉祥寺南町一丁目）

一〇月一〇日 多摩・モンゴル文化交流 武蔵野市民会館でモンゴルの音楽やジンギスカン料理、武蔵野市民文化会館大ホールでモンゴル歌舞団の公演

ハバロフスク自然探検隊を 平成五（一九九三）年七月二三日から八月二日の一日間、多摩地区三二市町村の**中送り出す** 学生、高校生一〇〇人が参加した「ハバロフスク自然探検隊」が、ロシア・ハバロフ

スクへと向かった。TAMARAいふ21事業「自然との共生、21世紀の環境問題を考えるプロジェクト」のビッグイベントとして本市が提唱したものである。自然探検隊は山岳隊、河川隊、森林隊、バードウォッチング隊、市民生活隊と二人ずつの五隊に分かれて、シベリアの大自然に挑戦し、ハバロフスク市民との交流を図るなど貴重な体験をし、無事帰国した。中高生隊員の現地での活動の様子は『シベリア大冒険―東京っ子一〇〇人、緑の大地を行く―』（平成六年八月一〇日発行 ハバロフスク自然探検隊編）に詳しい。

ハバロフスク自然探検隊の成功は、「むさしの・多摩・ハバロフスク協会」を設立する契機となり、寒帯林自然保護活動、青少年の野外活動の交流へとつながっていく（↓第五章第三節一）。その年の一〇月二二日には、「日・口渡り鳥会議」が、立川市市民会館で開かれた。渡り鳥から地球環境問題を考えようという試みで、シンポジウムの中で

は、セルゲイ・スミレンスキーモスクワ大学教授、ヴァレンティナ・タギロワハバロフスク教育大学教授、市田則孝(財) 日本野鳥の会常務理事が、自然との共生、環境保護の重要性を訴えた。

地域企画事業に 地域企画としては、平成五(一九九三)年八月二〇～二七日に掛けて、「アメリカンボーイズク

地球環境問題 ワイヤー・多摩少年少女合唱団ジョイントコンサート」が、国分寺・武蔵野・三鷹の三市の各会

場とVOICÉ 93TAMAアリーナとで開催された。武蔵野市では八月二三日、武蔵野市民文化会館小ホールで開催され、四〇〇人が入場した。

一〇月二日、「アジア女性フォーラム in 武蔵野」が武蔵野公会堂で行われた。これに先立ち、九月二四日には、「アジア映画祭」を武蔵野公会堂で催し、マレーシア・タイ・中国の映画を上映した。女性フォーラムは、男女平等社会実現の風土づくりを目指し、多摩地域の「中央線八市合同女性フォーラム」としてそれぞれ催されたが、武蔵野市では、過去三回派遣した「女性親善使節団」の成果をもとに、訪問先のシンガポール・マレーシア・タイ・中国から女性の来賓を招き、鍛冶千鶴子弁護士を交えて、シンポジウムと交流会の開催となった。シンポジウムでは、アジアにおける女性の現状、地位と役割について、各国代表から発表があり、討議が行われた。

一〇月一～二四日、アフリカ映画祭(多摩市との共同事業)が、アフリカ統一機構結成三〇周年を掲げて、吉祥寺バウスシアターなどで催された。

一九九三(平成五)年が国連の定める「世界の先住民の国際年」に当たることから、これを記念して、国際先住民年記念国際環境フォーラムが、一〇月三〇日と十一月一日、三鷹市と共同で、武蔵野公会堂、国際基督教大学構内などで開かれた。

地域企画のメインのイベント「地球環境問題講演会」は、翌三二日、武蔵野市民文化会館大ホールに一三〇〇人を集めた。講師の一人は、ノーベル化学賞受賞者である福井謙一基礎化学研究所所長、演題は「地球環境と科学」。続いて、哲学者である梅原猛国際日本文化研究センター所長が、「歴史から見た地球環境」と題して講演。人類が生き延びるための自然との共生・資源と循環を強調して次のように結んだ。

「これからは、自然と共生し、自然を尊敬する哲学や、芸術や、宗教と、共存できる科学文明のみを我々は目指さなければならぬ。それを作りださない限りは、人類の破滅は避けられない」

引き続き、松井孝典東京大学助教授の司会で、「21世紀を生きる」をテーマにシンポジウムが行われた。一三五〇席の大ホールのほか、ロビーでもモニターテレビを視聴する人が多かった。

一月三日は、本市の市制施行記念日に当たる。この日、多摩くらしの祭典会場は、武蔵野の日となった。「武蔵野カーニバル・イン・TAMAIらいふ21」である。メイン催し物会場の仮設ステージ「TAMAIアリーナ」には、本市の友好都市広島県大崎町（現大崎上島町）の「なぎ太鼓」、武蔵野シティバレエ、市立第三小学校吹奏楽団、市立第一中学校コーラス部、市民交響楽団、ロックバンド「聖飢魔II」などが出演した。

また、「TAMAIステージ」では、むさしのばやし、本市の姉妹都市富山県利賀村（現南砺市）の「麦屋節」、友好都市山形県酒田市の「北前太鼓」、市民謡舞踊連盟による「武蔵野桜音頭」などが披露された。ヒーローショーとして、子どもたちに人気の「クレヨンしんちゃん」や「それいけ！アンパンマン」、さらに、亜細亜大学吹奏楽団、武蔵野市役所チンドン同好会、外国人によるフラメンコ、市立境北小学校（現桜野小学校）のマーチングバンドなどが「ストリート」を練り歩いた。

会場では、同時に、姉妹・友好都市の物産や趣味、日用品、市内農産物、リサイクル用品などが販売された。「展示コーナー」では、前述した「ハバロフスク自然探検隊」のパネルが人目を引いた。

さらに、姉妹都市の長野県豊科町（現安曇野市）から二泊三日掛け、二二二キロメートルを走ってきた市職員環境キャラバン隊が、市民を迎える中でこの日会場に到着した。環境キャラバン隊は、電動スクーター四台によるデモンストレーションを行った。

武蔵野の日は、メインイベントの「聖飢魔Ⅱ」の出演を目当てに、多くのファンが前日から会場の昭和記念公園に泊まり込むという人気ぶり。熱狂的なファンは、リーダーのデーモン小暮の変装衣装を真似て、開演前から入念にメイクをするなど、異様な熱気に包まれた。「聖飢魔Ⅱ」人気のすごさは、目当てのファンによって会場への道路が大渋滞となるほどで、出演者は結局、予定時間に間に合わず、時間を遅らせての開演となった。

一月三日の入場者数は、開会期間中第一位の八万五〇〇〇人を数えた。

一月七日、半年間にわたった「TAMARAいふ21」はフィナーレを迎え、多摩新時代宣言セレモニーが行われた。「TAMARAいふ21」の成果を礎に、新たな多摩の創造に向けての決意が表明され、新たな一〇〇年に向けてのスタートが切られた。半年間のこれらの事業に関する武蔵野市支出経費は一億五四五八万円であった。

六 電算化問題

電算機導入の経緯

昭和五六（一九八一）年二月に策定した「第二期基本構想・長期計画」は、「新庁舎の完成と共に電算機を導入し、プライバシー保護条例を制定して、住民基本台帳法に包含されている住民記録から順次、電算処理に切り替えていくべきである。将来の行政事務の効率化と科学的な市政運営のためには不可欠である」と、明記した。

すでに五五年八月、市役所新庁舎が完成した時、その東棟五階には、「コンピューター予定室」が確保されていたが、集会などに利用されるだけだった。五六年には、企画課に電算化準備担当の係を設置し、電算導入計画の策定を検討していたが進展していなかった。

五七年一二月に、市の監査委員から市長に、行政の組織および運営の合理化のため電子計算機の早期導入が提言された。また、市行財政点検委員会からも、五九年一月に中間答申が出され、行政改革に関する方策として、総合的な電子計算組織の早期導入が強く要請された。

市議会でも、五七年一月には、納税課の不祥事の行政報告をした際に、電算機を早期導入すべきとの決議がなされ、五九年四月に水道部の不祥事が明るみに出た際にも、議会から電算機導入の要望が出された。そして五九年度電算関係予算（一億七〇三二万円）は、すでに市議会で議決されていた。

電算委託から 市は、昭和四一（一九六六）年から順次、市民税、固定資産税、軽自動車税などの課税事務や、**小型電算機導入へ** 水道料金、下水道使用料、老人福祉手当、国民年金といった一八項目の業務の電算処理を、民間に委託して行ってきた。五九年度の委託業者は七社で、電算処理委託費の予算は、五九年度予算で一億四〇〇〇万円であった。

市民課で小型電子計算機「FACOM V850（記憶容量一メガバイト）」を導入したのは五七年三月である。これによって、市民の住所、氏名、年齢、性別、続柄などを把握し、成人式の通知、選挙人名簿などの作成や、選挙の際の入場券、その他各種統計事務の処理をしてきた。同時に、「電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例」を制定、個人情報保護審議会を設置して、プライバシーの保護に努めてきた。同年六月には、財政課でも単独のオフイスコンピュータを導入し、予算管理事務を処理していた。

五八年一月には、庁内関係部課長による「電子計算組織導入計画策定委員会」を設置し、総合的な電子計算組織の導入を検討、九月に「導入基本計画」を策定した。これを受け、五九年一月に、電子計算組織推進関係部長会議、二月には関係課長・係長による電子計算組織推進検討委員会を発足させた。

職員組合と市民団体の 昭和五九（一九八四）年一月一七日、市当局が、職員組合との事前協議なしに電算化準備**合理化反対** 担当職員など八人の辞令を内示したのが発端となって、退職金問題などで対立を深めてい

た職員組合との対立は一層深まった。組合は辞令の撤回を求めて、超過勤務拒否を掲げ、合理化反対闘争を繰り広げた。

市当局は、「電算組織導入は市の執行責任で行う。管理運営事項である。勤務条件にかかわるものについては交渉

事項だ」とし、電算機種選定に当たっては、五八年一〇月、電算機について知識や経験の豊富な民間のコンサルタント、センチュリーリサーチセンター（CRC）株式会社に委託した。電算機メーカー四社から提案書を出させて、CRCが審査し、機器の性能、技術、価格を総合評価し、市側の検討審議と合わせて、電算導入対象メーカーの第一順位を富士通株式会社に決定した（五九年三月）。

六月六日、電算機の導入を監視する市民の会（準備会連絡先・高見澤昭治弁護士）から個人情報保護審議会宛てに電算機導入問題に関する要請書が出された。その内容は、「①プライバシー保護の手だてについて、②職員の了解を得ない導入は許されない、③プライバシーにかかわる資料は各課に分散して管理したほうがよい、④機種選定の経過を市民の前に明らかに。審議会は、市民の意向を尊重しながらこれらの問題に慎重に取り組まれない」というものである。

なお、この要望書に連署した団体は次の六団体であった。

平和・自治・文化の武蔵野をまもる市民の会（代表・石崎唯雄）、個人情報の保護を考える学者・弁護士の会（代表・池田真規・砂田一郎）、ありの歩みの会（代表・宇田川順子）、日本婦人会議武蔵野支部（代表・築瀬光子）、婦人民主クラブむさしの支部（支部長・井上朱美）、むさしの朝鮮問題研究会（代表・密田義人）。

個人情報保護審議会の 昭和五九（一九八四）年六月一四日には、個人情報保護審議会（会長・大橋正治）から報

報告・答申

告書「電子計算組織の導入について」が提出された。市長から諮問されたのはその年の三月六日だが審議期間が短く、論議が尽くせなかつたとして、合意に至らず、次のようなA案・B案の二つの案と、一意見を付した。

A案Ⅱ「電算導入にあたってはプライバシー保護に万全の措置を講じ、要望事項（職員が電算問題に参加しうる環境を作るほか五項目）をふまえ早期に導入を実施すべき」

B案Ⅱ「行政による個人情報目的外利用、市民への行政的管理の強化をもたらす危険性が大きく、個人情報の電算入力・集中管理・オンライン化は望ましくない」

一意見Ⅱ「電算導入に関する市議会の決議、予算の承認に矛盾する内容の答申をすることは不適当である」

個人情報保護審議会委員は、任期満了となり、新しい委員が八月七日に委嘱された。八月二日には「総合的電子計算組織の新たな記録項目と処理について」を答申し、諮問のあった新たな項目を入力することは差し支えないとしたが、「市民に個人番号を付番し利用することは、市及びその機関が処理し、管理し、又は執行する事務の範囲で行うものとする」と付帯意見が付いた。

それに先立つ七月二四日、電算機の導入を監視する市民の会（事務局長・高見澤昭治）から市長、市議会議長、個人情報保護審議会会長宛てに申し入れ書が提出された。

申し入れ書には、「市長は、電算機特定機種の導入を強行した」とし、①個人情報保護審議会の答申が提出され、職員団体との合意ができるまで、手続きを中止されたい、②個人情報保護審議会は、個人情報、プライバシーの保護に必要な措置を講ずるとともに、公聴会などで問題点と是非を明らかにし、市長に答申されたい、③議会は、市長の条例違反の行政姿勢と審議会の存在を無視した反民主主義的体質を軽視せず、機種選定についての疑惑とともに徹底追及し、市民の前に明らかにされたい、などとあった。

八月九日にも、同会から、市長宛てに文書の公開請求書が出された。「武蔵野市とセンチュリーリサーチセンター（C

R C) 株式会社との間の電算機種選定コンサルタント委託契約書」や「電算メーカー四社に求めたプレプロポーザル提出のための指示書および仕様書(価格提示を含む)」など八項目について二週間以内に閲覧と謄写を請求したものである。

八月一三日、住民記録の電算化を考える武蔵野市民の会(代表・佐藤一夫)から市長宛てに申し入れ書が出された。その要点は、①住民情報の電算化・オンラインシステムは国民総背番号制につながり、②住民の管理強化につながる、③電算化が行政にとって必要かどうか疑問が大きいので市政の電算化に反対する立場で、電算化計画の資料を提示し、説明等を行うように、という内容である。

八月一四日、電算機の導入を監視する市民の会から市監査委員宛てに武蔵野市職員措置請求書(監査請求)が出された。その趣旨は、「市長は、CRCに機種選定のコンサルタントを委託し、個人情報保護審議会の答申を経ることなく富士通と電算システムのレンタル契約を締結したが、これら一連の行為は、違法かつ不当な職務執行行為である。直ちに契約を解除し、電算機本体の搬入を差し止め、すでに支出した公金の返還を求め、今後の公金支出を停止するなど、必要な措置を講ずるよう請求する」としている。その理由として、

①本体レンタル契約を随意契約によって締結したのは、地方自治法および市条例に違反、②市長はCRCは特定メーカーと関係ない旨、言明してきたが、同社は富士通が10パーセント出資している。コンサルタントと関係のあるメーカーの機種を選定したのは違法・不当である、③市長は、個人情報保護審議会の答申を待たずに、契約を締結した、との三点を挙げた。

市監査委員は、これに対し一〇月五日、以下の監査結果を請求人に通知した。「監査の結果、違法・不当の事実

認められない。本件に関する請求人の主張には理由がないものと判断する」。この監査結果を不服として、一月一日、請求人から後に述べる住民訴訟が提起される。

八月二日、今度は住民記録の電算化を考える武蔵野市民の会から個人情報保護審議会（会長・松木修二郎）宛てに申し入れ書が提出された。内容は八月三日の、市長への申し入れ書とほぼ同様のものである。

八月三〇日、電算機の導入を監視する市民の会から市長に申し入れ書が届く。その内容は、「九月一日、二日の住民基本台帳電算化のためのマイクログラム撮影はじめ、導入準備手続きを即時中止されるよう申し入れる。受け入れられない場合には、九月一日、二日の作業に向けてしかるべき措置をとらざるを得ない」というもの。

反対派の抗議行動と

昭和五九（一九八四）年九月一日、電算機導入に伴う住民基本台帳のマイクログラム撮

行革推進派の支援行動

影作業を、受託会社の株式会社ダイケイが実施しようとしていた。この日は、終日、それ

に抗議する職員組合と、電算組織導入に反対する一部の市民団体が本庁の市民課前のロビーに集まり、担当の部長らと対峙していた。当日は防災訓練が行われていたが、訓練から戻り市長室に向かった市長が一階エレベーター前で、組合員や市民らに阻止され、小競り合いとなり、市民課前まで来た市長が、ボールペンで組合執行委員に突つかれるハプニングがあった。これを日刊紙が「市長がけが」と報道。結局この日は、出張所保管の住民基本台帳の撮影のみで、本庁の保管分は阻止されて、撮影ができなかった。翌二日には、電算機本体が庁舎に搬入されたが、搬入作業は、反対団体などに阻止されるのを避けるため深夜に行われた。新聞は「夜陰に乗じて搬入」と報道した。

三日、電算機の導入を監視する市民の会から市議会議長に「会員である市民が市長から暴行、傷害を受けた。市議会に特別調査委員会を設置し、真相を究明するように」という申し入れ書が提出された。

五日、同会から市長に出された申し入れ書には、「九月五日に、市当局の幹部が業者に代わって、本庁関係の住民基本台帳をコピーし、これを業者に渡す方針を固めたとのことだが、中止するよう要請する。その理由は、①市民の納得のないまま、随意契約により特定メーカーと契約した手続きが違法・不当、②導入は市民にとってどのようなメリットがあるのか説明がなく、プライバシー保護が十分でない、③マイクロフィルム撮影を委託した業者は個人情報等をさまざまな手段で集めているいわゆるくつき業者である」などを挙げている。

結局、五日は、業者によるマイクロフィルム撮影を断念し、市幹部が複写機を使って台帳をコピーした。

一七日、電算機の導入を監視する市民の会はF・F市民ホール（吉祥寺本町一丁目）で暴力事件の真相究明と電算機導入を考える市民集会を開き、パンフレット「ちよつと待って！ 私たちの知らないところでドンドン進んでいる武蔵野市の大型電算機の導入・今あなたのプライバシーが狙われています!!」や、「電算機導入にはこんなに不安が…」といったチラシを配布した。

一方、武蔵野に行革をすすめる市民の会（代表・三宅道夫）ら行革推進を目指す市民団体は、「日本で初めてのプライバシー保護システム・電算機導入で科学的、効率的市政の推進を」と、電算機導入を推進するチラシを配布し、市民に電算機導入の必要性やプライバシー保護システムなどについての理解を求めた。

なお、九月八日に次の四件の請願・陳情が市議会に出された。

- ①電算機導入による科学的、効率的行政の推進に関する請願（三宅道夫ほか二〇一六人）
- ②大型電算機導入による行政改革推進に関する陳情（住みよい武蔵野を作る会、会長・山本政夫ほか四五人）
- ③大型電算機導入の一時停止とプライバシーの保護に関する請願（高見澤昭治ほか五〇二四人）

④武蔵野市長の暴行を真相究明するための百条委員会設置に関する請願（風早八十二ほか九人）

一〇月一日の市議会は、①②を採択し、③を不採択、④を継続審議とした。

行政訴訟と 昭和五九（一九八四）年十一月一日、原告・砂田一郎ほか一九人が「住民訴訟による損害賠償等

判決の言い渡し 請求事件」を東京地方裁判所に提起した。

この訴訟は、行政機関の長である市長ではなく、土屋正忠個人を被告とした（後日、原告は土屋正忠個人では被告適格性に欠ける点を認め、裁判所に「武蔵野市長」と訂正を申し出たが、裁判所は、弁護士が作成した訴状の訂正は認めなかった）。請求の趣旨は、①土屋正忠は、CRCとのコンサルタント委託料七二万三〇〇〇円を支払った。

損害賠償金として市に同金額を支払うこと、②富士通に対し、市の公金から電算機組織のレンタル料八三〇万七〇〇〇円を支払うことを差し止める、というもの。②については後日取り下げた。

六二年十一月八日、東京地方裁判所民事第三部において、判決の言い渡しがあつた。判決は、CRCとの委託契約についての違法性については、「CRCの株式会社の中に富士通の資本が一〇パーセント含まれていたこと、同社が事務処理用電算機として富士通の電算機のみを使用していた事実を見逃していた点は杜撰ずざんなものであつたと原告から指摘されてもやむをえない。しかし、これをもって違法とする瑕疵かしとは言いがたい」とした。

また審議会に電算導入を諮らなかつたのは違法であるとの主張については、「CRCとの委託契約は個人の情報に関連する事項は全く対象としていないので、前提を欠くものとして失当である」という判断を示した。

さらに、CRCとの委託契約を随意契約としたことが違法であるとの主張に対しては、「契約の種類、内容、性質、目的など諸般の事情を考慮して契約担当者の合理的な裁量判断によって決定されるべきもの」と判断、契約の相手方

の会社名などを電算メーカーに対して秘密にしておく必要があるとの担当者の判断は相当なもので、合理性があると判断した。

以上のような判決であり、原告の請求は退けられ、被告・土屋正忠の全面勝訴となった。

一二月三日の本会議で、この電算訴訟の判決に関して行政報告が行われた。

七 広報・広聴

「広報・広聴」とは少し古めかしい言い方だが、要するに意のあるところを広く相手に伝え（広報）、また相手の話に耳を傾けること（広聴）。どんな組織でも心がけていることで、行政もまた例外ではない。

広報の場合、主に長く活字媒体が主役を務めてきたが、今期そこに「音声」や「映像」が加わり、さらにインターネットという強力な伝達手段が登場した。まだ既存の媒体をしのぐには至らないが、将来、今期が「画期となる時代だった」と書かれることになるのは間違いない。

インターネットは一方通行だった広報・広聴に、双方向性という機能をもたらした。即時性もある。送り手・受け手の境界を自在に往来し、自治体の壁さえ築き乗り越える。よその自治体の情報を入手して、自分の住む自治体をせっついたりもする。結果、市政への市民参加の間口を大きく広げた。

今期はまだ過渡期で終始したが、広報・広聴のあり様が近い将来、様変わりするであろう兆しが見えつつある。なお、広報に関しては市の情報公開も密接にからんでくるが、それについては本節二ですでに述べた。

(一) 広報

市報むさしの

市が発信する広報の柱は「市報むさしの」である。市制施行二年目の昭和二三（一九四八）年六月、月一回、B4判、四ページ建てで第一号が出た。

二五年七月から今と同じ月二回発行となり、三二年に「武蔵野市報」から「市報むさしの」と名称が変わり、さらに三八年三月一五日号から横書きになった。

森羅万象とっていいほど、市の施策、各種事業、行事など、市政全般の情報が盛り込まれている。当初は「お知らせ広報」だったが、次第に「政策広報」の性格を強め、さらに市民同士の情報交換、コミュニティ活動なども載るようになった。

今期の五八年八月一五日号で一〇〇〇号に達し、翌五九年、三五年分が五冊の縮刷版にまとまった（以降順次刊行）。平成一〇（一九九八）年から広報課がパソコンを使って自ら編集するようになり、一三年には「まちかど情報」欄が登場した。一五年から青・黒の二色刷りとなり、同時に文字も大きくなった。各戸無料配布、八万五〇〇〇部。

季刊むさしの

今期は新しい媒体が次々と登場した。広報課からは昭和六三（一九八八）年一月、年四回発行の「季刊武蔵野」が発刊された。市政の情報・課題などについて、背景や経緯、問題点などを掘り下げる地域情報誌型。B5判。第一号は四〇ページ（表紙共）で、姉妹都市の一つ長野県豊科町（現安曇野市）を特集、ほかにジュニア大使の座談会、武蔵野市の歴史、市政ニュース・ダイジェストなどを扱った。平成一一（一九九九）年秋号から「季刊むさしの」と誌名が変わった。市内各所で無料配布、一万八〇〇〇部。

こどもむさしの

平成三（一九九二）年七月、やはり広報課から、小学四年～中学三年生を対象とする「こどもむさしの」が出た。創刊号と第二号は美濃刊二ページ。四年からA4判、四ページ。年二回発行だったが、五年から年三回（各学期末）となった。小中学校の教職員も加わった諮問機関「こども広報懇談会」（三年五月発足）が編集をサポート、小中学校の活動などをカラーで伝えている。主に学校を通して無料配布。一万七〇〇〇部。

まなこ

平成三（一九九二）年二月、児童婦人室（現市民協働推進課）から「人やまちや文化や地球を、女性問題を解決する視点から見る情報誌」とうたう「まなこ」が創刊された。A4判、表紙も入れて八ページ。オーブン編集室方式を採り、市民が企画・編集にかかわっている。（↓第五章第三節五・資料編）

グラフィむさしの

今期創刊され、途中で消えていった媒体もある。平成三（一九九二）年三月、写真を中心に市政判、三二ページ（表紙共）でスタートして九年からA4判に変わった。記録性を重視し、折々の行事を丹念にフォローして好評だったが、「季刊むさしの」との兼ね合いもあって、一五年三月で終刊になった。無料配布、二万二〇〇〇～三万部。

武蔵野市公報

ユニークな媒体として他の自治体から注目されたのは、平成一〇（一九九八）年六月総務部から出た「武蔵野市公報」である。市の公告掲示場に掲示している条例や規則の公布、法律や条例などに基づいて行う告示、公告などをまとめて年四回発行。「市民の市政参加に寄与することを期待」してのスタートだったが、予想以上に手間がかかり、また市のホームページ（後述）で代行できるようになり、一四年一月の発行で廃

刊になった。A4判、平均五〇ページ。五〇〇部。

消えた試みをもう一つ。市では平成五年一月から、新しく成人になる若者に、「市報むさしの」など市で発行している主な刊行物二〇種を毎月、無料で郵送してきた。市政に関心を持ってもらうのが狙いだったが、一八年三月の送付を最後に、公平性などに疑問も出されて、中止となった。

電波媒体にも

今期の大きな特徴に、広報活動が活字媒体以外に広がったことがある。

一つは、平成七（一九九五）年三月に開局した「むさしのFM」への番組提供。市報掲載記事を中心とした一五分番組「マイシティむさしの」で、月々土曜日は一日六回、日曜日は二回オンエアされた。議会開会前には同じ枠内で議案などを市長が自ら説明する「武蔵野市議会議案速報」が放送される。また、午後一時半からの放送には、市の関連する職員が生出演している。

翌八年七月、「武蔵野三鷹ケーブルテレビ」が開局すると、やはり広報番組「むさしのシティニュース」を提供、議会開会前にはFMと同様、「武蔵野市議会議案速報」をニュースの後に流した。ニュースは毎月一日と一五日に内容を切り替え、一日四回放送している。番組は市役所ロビーで常時DVDで放映している。

音声による広報では、三年一〇月から、NTTに委託して都内初のフリーダイヤル方式で「テレホンガイドむさしの」を開設した。市報や「わたしの便利帳」などを参考に、オペレーターが市民の問い合わせにこたえていたが、利用者が少なく、費用対効果などを考えて、一三年三月末で打ち切った。

ホームページ

市の広報活動で画期となったのは平成九（一九九七）年一月三日、市制施行五〇周年の日に開設した「ホームページ」である。

当初は「市長のメッセージ」「市のプロフィール」「市政の記録1997年」「わたしの便利帳」「市制施行50周年記念特集 武蔵野・24時、歴史年表」などで構成する二〇〇ページ足らずの規模だったが、試行錯誤を繰り返す中でどんどんページが増えた。一方でホームページが一般化するにつれ、市民からの要求も増える。行政の情報公開度が問われる時代になって無用な隠しだでもできなくなった。倍々ゲームのようにページが増え、平成二〇年末現在、約八五〇〇ページにも膨らんだ。

情報が増えると、利用者は検索しにくくなる。一四年一月、分かりやすさを念頭に全面リニューアルした。雑誌の目次に当たるトップページの大項目を、「プロフィール」「おしらせ・催し」「暮らしのガイド」「市政にご意見を」「施策・統計」など八項目に分類し、庁内の各課がつくる「各課ページ」を新設した。トップページのアクセス数が前年度より倍近く増え、三〇万八九三をカウントした。

「各課ページ」の導入で内容は充実したが、情報量の急激な増加で検索がますます難しくなる。市では一五年一二月、ホームページ技術推進プロジェクトチームを設置、「見やすく、探しやすく、分かりやすい」、かつ「正確・最新」のホームページにすべく検討を加えた結果、コンテンツマネジメントシステム(CMS)の導入が決まり、一八年二月、二度目の全面リニューアルを行った。検索を難しくしていた課別メニューから目的別メニューに変わり、市の組織が分からなくても容易に検索できるようになった。情報の随時更新も可能になり、誰でも簡単にページ作成ができるようになった。頻度の高い問い合わせにこたえる「よくある質問」コーナーも、この時生まれた。

翌一九年三月「市民参加」コンテンツ追加、同四月携帯電話版ホームページ開設、五月英語・中国語・韓国語ページ開設と続く。

コンピュータは魔法の箱である。計り知れない可能性がある。ホームページの容量も底が知れない。市では一八年のリニューアルでホームページを「第二の窓口」と位置づけたが、早晩、大抵のことは第二の窓口で片づく時代が来るかもしれない。今期最後の一七年に六八万八八三七件になったトップページのアクセス数はわずか三年後の二〇〇年、七三万七二四二件にまで達した。

なお、一四年のリニューアルを機に月二回刊の「市長のメールマガジン」が誕生、一二三〇人が登録したが、土屋市長の辞職に伴い一七年八月、通巻八八号で終わりになった。

広報ではほかに、昭和二四（一九四九）年に復刊して以来、おおむね五年に一回刊行されてきた「市勢要覧」、五〇年から出ている生活情報誌「わたしの便利帳」、あるいは教育委員会が五六年五月に創刊した「教育むさしの」（年四回。平成五年、「きょういく武蔵野」に改題）なども、引き続き刊行されている。

朗読奉仕の会むさしの

広報の発信元ではないが、伝達役としてボランティア団体「朗読奉仕の会むさしの」が果たしている役割に触れないわけにはいかない。

同会は昭和四七（一九七二）年、市内に住む二人の主婦が近所の目の不自由な人に市報を読んだ（音訳）テープを提供したのが始まり。五三年、「朗読奉仕の会」を結成、市報を中心とした活動は市議会だより、障害者福祉課の「つながり」などにも広がった。平成五（一九九三）年、会の名称を「朗読奉仕の会むさしの」と変更、二〇〇年現在、三人の会員が五つの媒体を手がけ五六人の利用者に無料で音訳テープを配布している。

市報に例を採ると、確定原稿のゲラを入手、障害者福祉センターの録音室を借りて二人一組で音訳、自分たちで読み違いないか確認もして、複製したテープを利用者に届けている。当初六〇分テープ一本で収まっていたが九〇分

一本となり、六〇分二本となり、一八年八月には九〇分二本になった。他の媒体を含め、年間六五本以上の吹き込みをしている。

「うまく聴いてもらうには」、「イラストやグラフをどう表現するか」——会員は自分たちで勉強会を開いて研さんを積んできた。市からの委託料や助成金で「利用者負担ゼロ」を維持している。

(二) 広聴

市長と市民

「市民が主役」という言葉をよく耳にする。行政は主役の声をどう集約しているのだろうか。市長と市民をつなぐ回線から点検してみよう。

形式は違うが、歴代市長はそれぞれの方法で市民と直接話し合う場を持ってきた。前期末までは市長や市の幹部が街頭に出て「駅前移動市長室」を開催していた。

今期に入ってコミュニティセンター（コミセン）を会場にした「市長と語る会」が定例化し、第一回が昭和五九（一九八四）年二月境南コミセンで開かれた。市長と市の幹部職員が正面に陣取り、市側が司会を務めて毎回夕方から二時間余、活発な質疑が交わされた。資料編に年度毎の開催回数と参加者数を載せているが、土屋市長の在任中、七〇回開かれ、延べ四一四九人が参加した。

「語る会」は地元住民の要望事項が圧倒的に多かったが、もとより要望したことが必ずしも実現するわけではない。それよりも、地域の現状が具体的に市長の耳に届くことの意味が大きかった。

昭和二七（一九五二）年に始まった「市長への手紙」も、引き続き踏襲された。差し出し人が要望や意見を自由に

書いて自分で切手を貼っていたが、平成元（一九八九）年七月から市が受け取り人払い（無料）の封筒を市役所やコミセンに置くようになった。

手紙は窓口である広聴係（後に市民相談係）で分けられ、関係部課で検討のうえ返事を書き、最終的に市長が目を通して可能な限り早く返事を出す仕組みになっている。

手紙の内容は多岐にわたったが、たとえば今期のスタートした五八年は「行財政改革・退職金問題」に対する意見が圧倒的に多く、次いで「教育・文化・体育」に関する要望、「自転車対策を含む交通問題」が、また期末となる平成一七（二〇〇五）年は「学校教育」「交通問題」「子どもや青少年」に関する要望が上位を占めた。

「市長への手紙」は前述したように九年に市が開設したホームページや電子メール、ファクスでも扱うようになり、期末にはメールの利用が全体の半数を占めるようになった。

市政アンケート

市民の意向を知るうえで一番大がかりなものは、昭和三九（一九六四）年から全世帯を対象に毎年行われている「市政アンケート」である。往復ハガキ大のスペースに、「市政のなかで重点的にすすめてほしいこと」を項目別に提示した用紙（三つを選んでもらう）を新聞折り込みで配り、郵送で回収してきた。

今期に入って五九年、調査開始から二〇年経ったのを機に調査項目を改め、従来通りの三項目から選択のアンケートに加え、第二期長期計画第一次調整計画や老人福祉手当に関する調査も盛り込んだ。以降、アンケート項目が一部変わったりしているので時系列の比較は必ずしも正確ではないが、大まかな傾向は、上位三項目に五八年は自転車対策、駅周辺の都市計画、福祉対策、期半ばの平成五（一九九三）年が高齢者福祉、自転車対策の推進、廃棄物処理、

期末の一七年が安全な市民生活の確保、高齢者福祉の推進、自転車対策の推進、があげられた。

各年度の回収率は、平成三年を境に急速に上昇している。同年からアンケート用紙の配布をシルバー人材センターに委託して全戸配布するようになり、新聞を購読していない家にも用紙が届くようになった効果と見られる。郵便回収は従来通り。

市民意識調査

アンケートとは別に、市では昭和四五（一九七〇）年と五三年に「市民意識調査」を行ってきた。今期もおおむね四年おきに六回実施されたが、初回の五九年、従来の調査は「基礎的な市民意識調査の域をかなり逸脱していた」として、地域生活、コミュニティ意識、地域環境評価、市政評価など基礎的項目の比重を大きくして時系列の比較ができるように改め、同時に長期計画など行政運営の基礎資料に供するという目的をはっきりさせた。以降、同年の調査を「第一回」とカウントしている。

「市政アンケート」が全世帯対象なのに対し、「意識調査」は住民基本台帳から無作為抽出した満二〇歳以上の市民約一〇〇〇人が対象で、個別面接方式を採った。

しかし五八年の調査が第二期長期計画第一次調整計画に間に合わなかったため、二回目以降は長期計画や同調整計画策定に合わせて行われるようになった。

ここでは今期最後となった平成一五（二〇〇三）年の第六回調査の際の項目だけを列記しておく。

問1～6・地域意識、地域生活への関心その他、問7～9・ボランティア活動への参加、問10～12・市民生活の安全意識、問13～22・主要課題に対する意識、介護保険・高齢化社会対策その他、計一〇項目、問23・市の事業に対する認知、問24・行政の情報伝達について、問25・現在の市政に対する評価、市民の権利要求意識など、問26・武蔵野

市の将来像。回収率七二・一パーセント。調査と集計分析は外部の調査機関に委託した。

なお、市長が代わった一九年の第七回調査から調査項目を一部変更、対象者も三〇〇〇人に拡大し、調査法も郵送配布・郵送回収に変更した。「調査員を介することなく無記名で回答するため、率直な意見が表れている」としている。

市政モニター

市ではほかに、「市政に対する市民の意見、要望などを地域的、継続的に聴き、市政の民主的かつ効率的運営をはかる」ために昭和四五（一九七〇）年から「市政モニター」制度を取り入れた。

公募により、原則各町丁目から一人、全部で五人以内を選び（任期二年）、アンケート調査や市政への意見、要望などを寄せてもらってきた。活動内容は年度により一定しないが、たとえば平成一三（二〇〇一）年度の場合、意見、要望などを書いた連絡票が二五通あったほか、アンケート調査・施設見学・連絡会議が各二回、意見聴取の会が一回もたれた。

モニター制度は一四年六月からアンケート調査を年四回程度行い、そのたびに公募などで一〇〇〇～五〇〇〇人を選んで調査を実施する制度に変更した。以降毎年二回のアンケート調査を行ってきたが、同様の調査を市内の各課でも行うようになったことなどを理由に一八年度末で廃止された。

市民相談

市民協働推進課に属する「広聴係」は市役所二階にあるが、平成二一（二〇〇九）年四月に「市民相談係」と名称が変わった。広聴係の仕事は多岐にわたったが、昭和五八（一九八三）年に開設した「市政資料コーナー」も担当していた。同コーナーには市政に関する大方の資料がそろっていて、誰でも自由に閲覧できた。同コーナーは平成一九年四月、新築した西庁舎の七階に移ったが、広聴係は二階に残って、従来通り市政アンケートや市民意識調査の業務を統括しながら、同時に昭和三三（一九五八）年から続けている「市民相談」も担当している。

ひとくちに市民相談といっても間口は広く、平成二一年現在、「市民相談」「法律相談」「税務相談」「年金・社会保障・労務相談」「障害者法律相談」「人権の上相談」「行政相談」「家庭のもめごと相談」「交通事故相談」「女性総合相談」に分かれている。といっても毎日受け付けているのは市政に関する相談事で、専門的な相談の方は、たとえば法律相談は毎週月・水・金曜日、税務は水曜日、人権の上は毎月第二木曜日などと決まっっていて、窓口がごった返すことはない。が、相談ごとの中味は多種多様で、「広聴」の名にふさわしく市民の悩み、苦情、もめごと、怒りなどがストリートに伝わってくる。守秘義務があつて個々の内容は知りようがないが、市政にとつて貴重な「個別広聴」の役割を果たしている。また、相談窓口が増えたことは、市民の声が市政に確実に届いていることの証明と見ることのできる。インターネットの威力が及ばない数少ない分野の一つである。

八 名誉市民・荒井源吉元市長の市葬

昭和五八（一九八三）年九月一日、本市の名誉市民であつた荒井源吉元武蔵野市長が、七九歳で死去した。

武蔵野市および武蔵野市議会では、故人の冥福を祈るとともに偉大な業績をたたえて市葬を執り行うため、市に、市葬実施本部を設置した。葬儀委員長には土屋正忠市長、同副委員長には望月彰夫市議会議長、実施本部長を第一助役が担当した。市葬は一〇月四日午後一時から、市宮緑町体育館で行われた。

市葬に先立ち、市長から、故人が九月一日に叙位（従五位）の位記が追賜されたとの披露があつた。

市葬には、約五〇〇人の市民をはじめ、東京都ほか行政関係者が参列。全員黙とうのあと、葬儀委員長の土屋市長

が「今日の武蔵野市政発展の基礎を築いた荒井元市長の業績をたたえ、市民を代表して永年のご労苦に感謝の意を表し、心から冥福を祈る」と弔辞を述べた。続いて望月議長、鈴木俊一東京都知事（代理）、東京都市長会会長、友人代表らが順次、故人の行政手腕や政治力をたたえる追悼の辞を述べた。

弔電披露に続き、献花に移り、葬送曲「英雄」が流れる中で、会葬者から故人の遺徳を偲び冥福を祈る白菊が遺影の前の献花台に粛々と捧げられ、市葬は滞りなくしめやかに執り行われた。（↓資料編）

荒井源吉は昭和二二年四月に第四代武蔵野町長に当選、同年一月の市制施行で初代武蔵野市長となつて、三八年四月までの四期一六年間にわたつて市政を担当した。

戦後の社会的にも経済的にも不安定な時代にあつて、市の人口が急増（二二年一月の武蔵野町の人口、六万三〇〇〇人余、三八年一月の武蔵野市の人口、一二万七〇〇〇人余）、教育施設を充実する（二部授業、スシ詰め学級解消など）ために、在任一六年間に一一校の小中学校を新設した。

都市基盤の整備では、道路、駅前広場、上下水道の新設、ごみ焼却場、し尿処理場の建設を行い、特に吉祥寺駅周辺再開発の基盤となつたF&Fビル用地の早期取得を決断するなど、本市の繁栄の基礎を築いた。

また、二九年から三〇年に掛けて、市の財政が逼迫ひびした際には、「愛市公債」を発行し、財源確保を図り、財政運営に手腕を発揮した。

故人は、東京都市長会会長、関東市長会会長を歴任、三五年には、都知事より自治功労者として表彰され、四二年には藍綬褒章を、四九年には勲四等旭日小綬章を受章している。市は五五年八月三〇日に名誉市民に推挙した。

第二章 健康・福祉

第一節 健康・医療

昭和五〇（一九七五）年代に入って、市民一人ひとりの健康に対する認識が高まり、「病気になってからの対応」以上に「病気にかからない」「異常を早期に発見し、早期に対処する」という積極的な考え方に変わってきた。その背景には、日本人の食生活の変化や高齢化などによる生活習慣病や老人病の増加という社会現象がある。本市においても、病気の予知・予防と早期発見を主眼とする健診事業を充実してほしいという市民の要望は、強くなった。

国においても、予防医学的な面に対する配慮と施策が重要視されるようになった。厚生省（現厚生労働省）は昭和五三（一九七八）年四月、国民の健康づくりを推進するため、地域住民に密着した健康相談、健康教育、健康診査（健診）などの保健サービスを総合的に行う拠点として、市町村ごとに保健センターを設置する考えを打ち出した。さらに、五八年二月施行の老人保健法によって、市町村保健センターは、健康づくりと老人保健事業を実施する拠点として改めて位置づけられた。

こうした潮流を背景に誕生し、今期の保健行政を象徴するのが、市民の健康管理の拠点である武蔵野市立保健センターである。

一 保健センターオープン

保健センターの建設計画は、市の第一期長期計画（昭和四六～五五年度）で、「市民の健康管理体制の確立」が課題として提起されたのを契機に検討が始められ、第二期長期計画（五六～六七年度）では、これを受けて「健康センター構想の具体化」が重点施策の一つとして位置づけられた。さらに、第二期長期計画を見直した第一次調整計画（六〇～六五年度）に至って、保健センターの建設は重点事業の一つとして決定し、その具体化に向けて積極的な取り組みが始まった。

この間、構想の策定に当たっては、市民参加による「健康づくり市民委員会」が五七（一九八二）年二月に建築規模（延べ床面積）を約三〇〇〇平方メートルとする答申を出したのをはじめ、五八年六月には市内在住の医師などを中心に七人で構成される「武蔵野市保健センター（仮称）建設専門家会議」（会長・苔米地孝之助財団法人健康・体力づくり事業財団専務理事）が、同年二月には、市民部長など一〇人の市職員から成る「武蔵野市保健センター（仮称）構想検討プロジェクトチーム」が相次いで設置され、それぞれ市民の要望、関係機関との連携や武蔵野市の地域性などの問題について検討が進められた。

こうした検討の結果、浮き彫りになったのは、保健センターが市民のニーズを的確に把握し、その動向に即応した施策の展開を進めるためには、従来の行政主導型からの発想の転換を凶る必要があるということだった。とりわけ保健センターの中核ともいえるべき健康診査部門は、新鋭かつ高度な医療機器を導入し、疾病の早期発見に資するための

検診を実施する部門であるが、その性格上、運営には医師や放射線技師などの医療技術者を含む物的・人的資源を確保する必要があり、また民間企業の経営のノウハウも不可欠な要件である。行政負担の軽減を図りながら事業を円滑に運営するためには、地域医療機関を含め官民一体となった事業の推進が必要であり、そのためには第三セクター方式による運営を行うことがより有効であるとの結論に達した。

六〇年二月二〇日、保健センターの建設予定地が旧清掃事務所跡地（吉祥寺北町四丁目）に決定、八月二七日には、武蔵野市保健センター（仮称）基本設計策定委員会（委員長・吉米地孝之助）が設置され、建設計画が具体化していったが、翌九月に、市内の横河北辰電機（六一年一〇月、横河電機に社名変更）から、同社創立七〇周年記念事業として医療機器の寄贈と健康診査部門運営の資金を寄付したいと、市に申し入れがあった。官民一体の第三セクター方式を考えていた市にとって、まさに「渡りに船」だった。六一年三月二八日、市と横河北辰電機、社団法人武蔵野市医師会の三者で構成する財団法人設立準備委員会が設置された。三者一体となった新しい体制のもとで地域医療に取り組むという合意に達し、新しい財団法人の構想をまとめた。この結果、六二年一〇月一日、財団法人武蔵野健康開発事業団が設立された（同事業団については次項で詳述）。第三セクター方式によって行政補完型の保健事業を行う組織は全国でも初めての試みだった。

この間、六〇年十一月三〇日に保健センター（仮称）建設基本設計策定委員会から出された報告書（建物は地上四階地下一階、延べ床面積約四二〇〇平方メートルが必要など答申）に基づき、六一年七月二日、保健センターの建築工事中工、六二年八月三十一日に竣工して、一〇月三十一日オープンした。（↓資料編）

相談・検査・訓練

保健センターの構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造り、規模は報告書どおり地上四階地下一階。延べ床面積は四四七二平方メートル、総工費は約一六億円。

一階は、市民部健康課の事務室をはじめ、健康ラウンジ、講座室、健康増進室、作業療法室、言語療法室などがあり、健康ラウンジでは、パソコンや約一五〇本のビデオにより健康・医療情報を提供している。相談室では、保健師、栄養士による健康相談・妊婦相談などが、講座室では各種健康講座が、健康増進室では、運動不足、肥満傾向のために成人病の心配のある中高年を対象に、さまざまな機器を使った運動指導を行っている。

二階は、保健センターのメインフロアともいえるべき健康診査部門である。CTスキャナー室をはじめ、超音波検査室、内視鏡室、レントゲン室（四室）、心電図室、診察室（二室）などのほか、健康開発事業団の事務室がある。市民に最も人気があるのは、この階で行われる「日帰り人間ドック」で、検尿、採血、超音波による肝臓・腎臓・膵臓などの検査、心電図、肺機能測定、眼圧測定、眼底検査、聴力検査、胸部・胃部のレントゲン、血圧測定、視力検査、身体測定などが三時間弱のうちに行われ、その日のうちに医師から直接健康診査の結果が説明される。武蔵野市民なら、受診料四万〇六〇〇円のところ一万二〇〇〇円（二万八六〇〇円は市が補助する）で受診できる。

三階の母子健診室や母子指導室では、育児相談、保育相談、乳幼児発達相談などが行われ、歯科健診室では、一歳六か月児歯科健診、妊婦歯科健診、歯みがき指導、歯科相談などさまざまな事業が展開される。このほか、この階には、子どもたちのブレイルームや、栄養指導室がある。

四階の薬剤相談室では薬に関する各種の相談を受け、臨床検査センターでは、二階で行った人間ドックや市内の医療機関から送られてくる血液、尿などが検査・分析される。



保健センターで予防接種

地下一階は、各種予防接種などを行う多目的ホールのほかは、倉庫、機械室という構成である。保健センターはオープンから約一年間で、利用者数が三万人を超え、約三〇〇の団体が視察に来了。六三年一月八日には、WHO（世界保健機関）の西太平洋加盟国のうち、中国、マレーシアなど一三か国の医師・保健医療行政担当者計一四人が本市の保健センターを訪れ、都市部の地域保健医療施設の一例として視察した。

平成元（一九八九）年一〇月から、保健センターで、機能訓練事業がスタートした。この事業は、脳卒中の後遺症や老化などで心身機能が低下した人（市内在住で四〇歳以上）で、起立・歩行などは介助なしに行える市民を対象に、理学療法士や作業療法士が指導、音楽・手工芸・体操・ダンスなどの日常生活動作に役立つ訓練をほどこすというもの。毎週火曜日と金曜日に行われ、六か月間で延べ一四六人が訓練を受けた。

都保健所の母子保健 地域保健法の制定により、平成九（一九九七）年四
サービスが市に移管 月一日から、保健所が再編整備され、武蔵野保健所
 （西久保三丁目）は三鷹市も併せて管轄することになり、名称も「東京都三
 鷹武蔵野保健所」となった。これに伴い、これまで都の保健所が行ってきた
 母子保健サービスのほとんどが市町村に移管されることになった。都（保健
 所）から市に移管された事業は、母親学級、妊婦健診、妊婦・新生児訪問指
 導、産婦健診、三〜四か月児健診、六・九か月児健診、三歳児健診などで、

これにより、今まで、「母子健康手帳の交付は市（保健センター）、三〜四か月児健診は都（武蔵野保健所）」などと複雑だったものが一元化され、妊娠から幼児期までの一貫したサービスを保健センターで受けられるようになった。

健康づくり支援センター

平成一五（二〇〇三）年五月に健康増進法が施行され、全ての市町村で健康増進計画の策定が努力目標として明示されたことを受けて、市は同年七月に健康増進計画策定委員会（委員長・苔米地孝之助東京家政大学顧問）を設置した。委員の構成は、有識者四人、専門家団体として本市の医師会、歯科医師会、薬剤師会からそれぞれ一人、関係団体として武蔵野健康開発事業団など八団体からそれぞれ一人、公募市民二人、関係機関として東京都三鷹武蔵野保健所と横河電機からそれぞれ一人の計一九人である。八か月にわたる検討（市民意見交換会六日間を含む）の結果、一六年三月、健康新時代に向けて、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージ毎に取り組む課題を整理した武蔵野市健康推進計画が策定された。

この計画は、乳幼児期を対象とした「母子保健」、学齢期を対象とした「学校保健」、青年期から壮年期を対象とした「地域保健」「職域保健」、そして高齢者を対象とした「老人保健」の全てを対象範囲とし、四つの重点的取り組みが計画された。この取り組みの一つとして、一七年七月一日、保健センター内に「健康づくり支援センター」が開設された。子どもから高齢者まで生涯を通じて健康な市民を増やしていくことが目的で、市民公募の「健康づくり推進員」一二人が地域に出向き、一人ひとりに合った健康情報を提供する一方、保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの健康づくりの専門的知識を持ったアドバイザーたちが、栄養・歯科・薬・ウォーキングなどさまざまな分野の「人材バンク出前講座」を開くなど多彩な事業を展開、市内の理容店・美容院には健康情報誌が置かれ、情報発信もするというもの。また、生活習慣病予防の正しい知識や疾病リスク行動度チェック、健康行動アドバイスを内容とす

る「生活習慣改善手帳」と、市内の健康づくり活動情報、食生活チェック・アドバイス、運動習慣チェック・アドバイスなどを載せた「健康づくり活動情報誌」の二種の冊子を発行、「健康づくりパスポート」と総称して市民に配布する。七月九日、健康づくり支援センター開設を記念して、保健センターで「健康フェスティバル」が開催され、医学博士でプロの落語家でもある立川らく朝の「健康トーク」や最新医療機器体験コーナーなど盛りだくさんのイベントが繰り広げられた。

健康づくり支援センターの一七年度の主な活動は、人材バンク出前講座を三二回実施（参加者計六二七人）、健康づくりパスポートの配布計二九九五冊などで、ほかに、変形性膝関節症で膝痛のある高齢者を対象に、四種類の体操を自宅で一か月間毎日実施する通信制講座に一〇〇人が参加した。

地域の健康づくり活動を応援する健康づくり支援センターは、今や保健センターの重要な一翼を担っている。

二 財団法人武蔵野健康開発事業団設立

保健センターの構想が進展するなかで、一番の問題は、同センター機能の中核ともいうべき健診部門をどうするかだったことは前項で述べた。健診などに対する市民の意識は高く、最新鋭の医療機器を備えなければ満足してもらえない。加えて、医師や放射線技師などの専門技術者が必要であり、市単独で運営するのは極めて難しい。そこで、健診部門だけは、第三セクターが運営するという方針を固めたが、ちょうどその頃、思わぬ動きがあつて、第三セクター化が一挙に進むことになった。

横河電機が

昭和六〇（一九八五）年九月二五日、横河北辰電機から市に対し、同社の創立七〇周年を記念して、武蔵野市で育った企業として何かお返しをしたいと、二つの提案があった。一つは、同社は世界有数の計測器メーカーなので、青少年のための計測器博物館の建設。そして、もう一つが、人間ドック（総合健康診査）を備え、開業医も利用できる、オープンな検査センターを設立してはどうかというものだった。後者は、横河正三同社社長（当時）がアメリカなどの医療システムで特に感銘を受けたものだという。保健センターの構想を進めていた市は、同社が超音波診断装置など高度な医療機器も製作していることもあって、保健センターの人間ドック部門に知恵と力を貸してほしいと要望した。これに対し横河北辰電機は、自社製の医療機器の寄贈と人間ドック部門への資金提供を申し入れた。

同年一〇月一日、市は武蔵野市医師会に横河北辰電機の申し入れを説明、協力を要請した。この間の事情は、一月一日付「武蔵野市医師会報」で報告されたが、これを読んだ市議会議員（共産党市議団）が、一月二〇日の市議会定例会一般質問で、保健センター建設について市を迫及した。「高額医療機器を製作している地元企業と市が共同運営を行うのは、財政法上問題があるのではないか」「医療機器の寄贈は否定しないが、企業が経営に参加するのは重大な問題である」などと、横河北辰電機の出資による運営に疑義を呈した。

これに対し市長は、横河北辰電機が保健センターの経営に参加するわけではなく、また仮に横河と共同出資で財団法人を設立しても、保健センター全体を財団法人に任せることはない、経営の主体はあくまで市であると答弁した。

六二年三月一七日の予算特別委員会でも、設立予定の財団法人のチェック機能はどうなっているのか、といった質問があった。これに対する市側の答弁は、財団はチェック機能があつてはじめて許可になるものであり、公益法人と

表2-1-1
人間ドック受診者数
の推移

年度	受診者数 (人)
昭和63	877
平成元	915
2	1,237
3	1,307
4	1,387
5	1,526
6	1,610
7	1,601
8	1,532
9	1,564
10	1,539
11	1,511
12	1,458
13	1,549
14	1,647
15	1,642
16	1,637
17	1,668
18	1,713
19	1,716
20	1,675

〔財団法人武蔵野健康開
発事業団事業年報〕

して常識的な体制を採っていききたい、というものだった。

こうした追及や質疑を経て、同年七月一五日、武蔵野健康開発事業団（理事長・井上文三市助役）がまず任意団体として発足、市が四億円、横河電機が一億円（ほかに同社は一億八八七〇万円相当の医療機器を寄付）を共同出資し、武蔵野市長を設立代表者として、法人としての設立許可を東京都に申請した。同事業団の設立趣旨や事業の公共性、公益性が認められ、一〇月一日、東京都知事から正式に財団法人としての許可を受けた。（↓資料編）

同事業団の意思決定機関は理事会で、井上理事長ら市の職員三人、医師会から一人、学識経験者三人、横河電機一人の計八人。理事会に意見を述べることでできる評議員会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会から各一人、市議会議員二人、市から一人、学識経験者・利用者団体代表から四人の計一〇人の構成で、理事会の運営をチェックする機能を担っている。

健康開発事業団の主要事業であり、保健センターの諸事業の目玉でもある人間ドックは、同年一月にスタートしたが、最新の医療機器を使い、受診料も格安とあって市民に好評で、表2-1-1が示すように、年間受診者数は毎年一五〇〇人前後（実施日数は約一〇〇日）に上っている（今期の最高は平成一七年度の一六六八人）。

同事業団での人間ドックは、新しい医療機器が開発されると、慎重に検討したうえ導入する一方、検査項

目自体も、新しい医療状況に対応して追加している。平成一四年度には、従来の基本項目に四項目を追加した。悪玉コレステロールの値を測定する「LDLコレステロール」、腎臓や尿管の病気の有無を調べる「尿沈渣」、消化器管の病気の有無を検査する「便潜血二回法」、貧血の種類・原因・性質を調べる「MCV・MCH・MCHC」である。さらに希望者に対し、骨密度を測定する「骨塩定量検査」、動脈硬化の判定をする「頸動脈超音波検査」などオプショナル検査を六項目設定した。翌一五年度には、「C型肝炎検査（HCV抗体）」がオプション検査として追加された。

人間ドック以外では、市が昭和六三年から行っている、肺がん検診、胃がん検診、乳がん精密検診、若年層胸部検診を、市からの受託事業として行い、平成八年からは骨粗しょう症予防検診なども行っている。

このほか、同事業団では、市民向けの各種健康講座などの啓発事業、健康に関する市民意識調査、骨粗しょう症予防対策の検討など調査研究事業を毎年実施している。

かかりつけ医・訪問診療医 市は、平成一一（一九九九）年四月一日から、市医師会の協力により、「かかりつけ医・

紹介制度がスタート

訪問診療医」の紹介制度をスタートさせた。これは一二年度から実施される介護保険

制度に備えたもので、在宅で診療を希望する人や、介護保険の申請をする人に必要な「かかりつけ医の意見書」を書いてくれる医師を紹介する制度である。医師会が複数の医療機関を紹介、申請者はその中から選択することができるという便宜を図っている。紹介は市福祉保健部（現健康福祉部）や三鷹武蔵野保健所などで受け付け、医師会が設けた相談窓口を通して医師を見つけるといふ制度。保健・医療と福祉の一体化が狙いで、その理念は、七年三月に武蔵野市地域医療システム調査研究委員会（委員長・大道久日本大学医学部教授）から提出された報告書に基づいている。

二 武蔵野赤十字病院に市民用ベッド確保

本市における今期の医療行政で大きく前進したのは、武蔵野赤十字病院（境南町一丁目）との連携である。

市は平成六（一九九四）年三月一日、武蔵野赤十字病院に委託して、在宅介護支援センター事業をスタートさせた。市内在住の六五歳以上の人またはその介護に当たっている家族が対象で、在宅介護方法の具体的指導をはじめ、各種の保健福祉サービスの紹介やその手続きについて援助したり、介護機器・用品の紹介など、在宅介護に関するさまざまな相談に応じる。相談方法は、来所相談、電話での相談のほか、必要に応じて家庭訪問による相談も受けられる。保健・医療と福祉の連携の一例である。

同年六月、武蔵野赤十字病院の協力体制システムについての研究を主目的として、前項で触れた「武蔵野市地域医療システム調査研究委員会」（学識経験者や医療関係者など一二人の委員で構成）が設置された。当時、武蔵野赤十字病院には、地域に根ざした総合病院として一層の機能の充実を図るため、これまでの五七〇床に加え、一五〇床の増床を目指した増改築計画があった。この計画を進めるに当たって、同病院は、武蔵野市民病院的な役割を担うことが大きな使命であるという考え方を明らかにし、その役割を果たすために、武蔵野市民用の病床を用意する方策を市に提案するとともに、援助を要請した。この要請を受けて設置されたのが、同調査研究委員会である。一〇か月にわたる検討の末、報告書を出したが、その中で、武蔵野赤十字病院には、①高度医療の提供、②地域ケア体制を包括的に支える中核的病院としての役割、③市民病院的役割を期待する、とし、市には予算措置を検討するよう提言した。

武蔵野赤十字病院は、この報告書を踏まえ、市医師会とも検討・協議を行い、増改築に伴い、二三〇床の市民用病床を確保するのて財政援助を、と市に要望した。

九年四月二八日、市は武蔵野赤十字病院との間で「市民用病床の確保に関する協定書」に調印（↓資料編）。協定によって、市は、市民が高度で先進的な医療を受ける機会を確保するため、武蔵野赤十字病院増改築後、二三〇床の市民病床を確保する。そのための事業に平成九年度から二億円、一一年度までの三年間に六億円の財政援助をした。一一年三月に増改築が完成。それまで同病院は常時、一〇〇人近くの武蔵野市民の入院患者を受け入れていたが、この増改築により、さらに一三〇人の入院が可能となった。

小児救急体制充実のため

平成一四（二〇〇二）年九月、岩手県一関市で生後八か月の乳児が、小児科医不在

武蔵野赤十字病院に財政支援 などの理由で数か所の救急病院から診療を拒まれ、小児科医に診てもらえないまま死亡するという痛ましい事件が起きた。この事件をきっかけに、小児救急体制の不備や小児科医の不足が改めて注目され、大きな社会問題となった。状況の深刻さを踏まえ、市は、市医師会、武蔵野赤十字病院と、本市の小児救急体制について協議に入った。当時、市内には小児科医（開業医）は一四人いて、五〇代以上のベテラン医が多かったが、開業医では二四時間体制とはいかない。救急病院でも小児科医を毎日当直に充てられない状況だった。このため、小児の急患は、最初から武蔵野赤十字病院へ行くケースが多かった。同病院では、全患者に占める小児科の割合は、時間内診察では約五パーセントだが、休日・深夜などの時間外急患になると約三〇パーセントに上っている。これに対し、八人の小児科医が交代で当直に当たるといふ、負担の大きい部署だった。

そこで市は、近隣市とも連携して、武蔵野赤十字病院に対し財政支援を行い、小児救急体制を強化することにし、

一五年二月一三日、武蔵野・小金井両市と武蔵野赤十字病院は、「小児救急医療体制の充実に関する協定」を締結した。この協定に基づき、一五年度から、武蔵野市が年間一〇〇万円（小金井市は三〇〇万円）の財政支援を行うことにより、同病院は、小児科医を二人増員、小児救急医療が「三六五日二四時間」可能となる画期的な体制となった。締結を結んだ日、三宅祥三院長（当時）は、新聞社の取材に対し「医師増員によって当直体制や患者一人あたりの診療時間に余裕が生まれるので、両市からの財政支援は大変ありがたい」と述べた（読売新聞 平成一五年二月一四日付）。

一七年五月から、武蔵野赤十字病院での平日夜間診療の一部（月三回三時間ずつ）を、武蔵野市医師会の小児科医が同病院で診療協力することになり、地域の医療連携によって、小児救急外来はさらに充実した。

本市の医療の体系は、市民生活に密着した第一次医療（プライマリ・ケア）を行うかかりつけ医など開業医、第二次医療（主として入院による治療を必要とする医療）を行う救急病院、そして第三次医療（腎移植や心臓冠動脈バイパス造成など高度かつ特殊な医療）を行う救命救急病院としての武蔵野赤十字病院で構成されており、病診連携（開業医と病院の連携）・病病連携（病院相互の連携）のネットワークが有効に機能している。とりわけ武蔵野赤十字病院の存在は大きく、救命救急センターとしての役割を持つだけでなく、医療レベルの高い基幹病院であり、しかも市民病院の性格を持っている。

武蔵野赤十字病院内の伝染病棟 武蔵野市と三鷹市は昭和三〇（一九五五）年、ごみ焼却場と伝染病院の建設・

市から東京都の所管へ

運営を共同で行うため、一部事務組合の「武蔵野三鷹地区保健衛生組合」を設立した。一部事務組合とは、二つ以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同処理するため設ける特別地方公共団体（地方自治法第二八四条）である。

発足当時、ごみは三鷹市内に建設された通称「ふじみ処理場」で処理することになった。一方、伝染病院は三一年に武蔵野赤十字病院内に、三階建て六〇床の伝染病棟「ふじみ病棟」として建設され、伝染病の治療と予防の使命を果たしてきた。ところが、平成一一（一九九九）年四月に、感染症予防法が施行され、伝染病院の設置義務が市から都の所管となった。所管が変わっただけで伝染病棟は同年三月に建設された新病棟に移り、伝染病に対応している。

なお、ごみ処理については、すでに昭和五九（一九八四）年、本市にクリーンセンター（緑町三丁目）が建設され、一市一処理場の体制が確立していたため、伝染病棟の都移管で武蔵野三鷹地区保健衛生組合の使命は終わり、残務処理を経て、平成一五年三月三十一日で解散した。

第二節 良福祉・中負担の実践

一 福祉施策

わが国の社会保障制度は、平成一二（二〇〇〇）年の社会福祉基礎構造改革に基づき、同年の介護保険法施行、社会福祉事業法から社会福祉法への改正、同一五年の障害者福祉における支援費制度の施行などがあり、また期を越えた一八年度には障害者自立支援法も施行されるなど、個人が人間としての尊厳を持って、その人らしい自立した生活を営むことのできる社会の継続・発展を目指し、社会福祉制度全般にわたる見直しが行われた。

また、次世代育成支援対策推進法の制定（平成一五年）、児童福祉法の改正（同）などにより、地域における子育て施策推進の大切さが明確化され、さらに全ての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として位置づけられることになった。

良福祉・中負担

このように社会福祉制度全般にわたる見直しが進む中で、本市は平成八（一九九六）年三月、「自主、自立、自尊の精神を大切にしながらお互いが助け合う」という形で実践してきた武蔵野市の福祉の伝統を踏まえ、さらに発展させた福祉政策を検討する「ために有識者と市民三一人で構成する「成熟社会における武蔵野市の福祉のあり方を考える懇談会」を設置してそれまでの福祉政策の検証、あるべき福祉の形などを検討し

た結果、同年十一月、「ともに生きともに支え合う地域福祉の推進」や「自立支援・促進型福祉の充実」などを掲げた同懇談会の報告書「良福祉・中負担の活力ある地域社会をめざして」がまとまった（↓資料編）。以後、「良福祉・中負担」は本市の福祉施策を語るときのキーワードとして定着した。

介護保険導入前後

また、平成一二（二〇〇〇）年の介護保険制度の導入に当たっては、厚生省（当時）が「介護保険制度大綱」を発表した八年六月以降、庁内に「介護保険対策研究チーム」（事務局は当時の福祉計画課）を発足させ、介護保険制度導入による問題点と対策の検討に着手した。以後の動きについては、本節五の「介護保険制度」で詳述するので重複を避けるが、市長自ら先頭に立って、介護保険制度の問題点を何度も全国に向けて情報発信するとともに、市独自の対案や対策も提起することになる。一自治体の取り組みにもかかわらずスコミも大きく取り上げた。

当時の本市が介護保険制度の導入に異議申し立てをした背景には、それまでの本市の福祉施策の特徴であった全国の地域ケアセンターや福祉公社設立、0123吉祥寺や都市型小規模の特別養護老人ホーム開設などに象徴される、市民ニーズに対応した「全国初となるさまざまな先進的取り組み」や、国基準・都基準を上回る「高いサービス水準の提供」、配食サービスや施設運営を多面的に支える多くのボランティアの力による「公助・共助・自助による特徴のある福祉のまちづくり」などが、地方分権の流れに逆行するナショナルスタンダード化された介護保険の導入によって失われはしないかという危機意識があったとすることができる。

介護保険は予定どおり、平成一二年四月から導入されたが、本市ではそこに至る過程の一〇年四月、介護保険導入に当たっての「基本指針」を発表、その中で「現行の福祉サービスを低下させない方向で、介護保険制度の欠陥・問

題点を包み込み、克服するための新しい地域ケアシステムの確立を目指さなければならない」とする方針を示し、その姿勢が介護保険導入後の本市の高齢者福祉施策を特徴づける基本的原則となり、一二年三月、介護保険条例とともに、それを補完し高齢者施策を総合的に体系化するものとして、高齢者福祉総合条例を制定した。

介護保険にこだわるあまり（事実、同保険はそれほど大きなできごとだった）、話が高齢者福祉に集中した嫌いがあるが、事はそこにとどまらない。障害者施策、母子福祉などでも同様に、市民の声にこたえてさまざまな新しい取り組みが行われたことは、以下の各項で明らかになる。

福祉総合計画へ

わが国では少子高齢化、核家族化が急速に進み、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育てしてきた。さらに、人口減少社会や低成長経済への移行など、市民を取り巻く社会状況も大きく変化している。その分、福祉に対する市民の要求は増大かつ多様化し、福祉サービスの仕組みやあり方を総合的に再構築しなければ、本市の掲げる「良福祉・中負担」の理念を引き続き具体化していくことが難しい状況を迎えている。

そこで、既存の社会資源・サービス・仕組みを最大限に活用しつつ、より総合的な見地から市の福祉施策を推進・継続するため、期末の平成一七（二〇〇五）年に至って「地域福祉計画」と「高齢者保健福祉計画・介護事業計画・障害者計画」（いわゆる福祉三計画）を一体的に改定する作業に着手、同年一月「中間のまとめ」（計画案）を作成した。計画案に市民の声を反映して、期を越えた一八年三月、計画期間の終わる「地域福祉計画」と「福祉三計画」を一体化した「福祉総合計画」が策定された。

地域福祉計画では地域で支え合う福祉のまちづくり、安心して暮らせるまちづくり、サービスの質の向上と利用者

の保護などを、障害者計画では障害のある人が安心して暮らし続けられ、かつ積極的にまちづくりに参加することができるように就労支援ネットワークなどを、また高齢者計画では就労支援と生きがい活動の推進、介護予防施策・在宅介護支援の推進などに努めるとし、「年齢、性別、国籍の違いや障害のあるなしにかかわらず、市民の誰もが地域で自立した生活ができるよう、誰も排除も差別もされず、互いに認め合い、助け合う温かい地域社会の実現を」目指すと明記した。その意味で、地域に根を張った「支え合いのネットワーク」づくりが今後ますます重要になってくる。

(一) 武蔵野市福祉公社

昭和五六（一九八一）年四月、市の施設福祉から在宅福祉への政策転換を背景に、武蔵野市福祉公社（以下、公社と略）の事業がスタートした。在宅サービスは当時、行政による公的在宅福祉サービスだけで、民間のシルバービジネスもなかった。そんな状況の中で、公的サービスを補充・補完する上乘せサービスの提供機関として、市が事業開始をするのに先行して前年の一二月に公社を設立したのである。

福祉の世界の 無償で提供される公的サービスとの均衡上、公社では、有償のサービス提供という形を採った。その**先頭を走る** して、料金を払う資力がなくても不動産があれば市がそれを担保に福祉資金を貸し付け、利用者が亡くなった後に清算する「リバースモーゲージ」を導入した。一連のサービス体系は、武蔵野方式と呼ばれるようになる。

公社設立によって、①契約による有償サービスの提供、②住民参加型の家事援助・介助サービス、③リバースモーゲージによる資産活用、④ケアマネジメント、といった面で福祉の世界に新しいあり様を提起した。後の福祉制度を

これに対比して見ると、①は平成一二(二〇〇〇)年の介護保険導入により福祉サービスが契約により有償で提供されるのが通常の状態となった、②は介護保険の訪問介護サービスの担い手である二級ヘルパーの大部分が市民主婦層であること、③のリバースモーゲージは社会福祉協議会が実施している長期生活支援資金の貸し付け制度が全国展開されるようになった、また、④については公社でソーシャルワーカーが担っていたトータルケアマネジメントも、介護保険のケアマネジメントとして部分的に制度化された。このように、公社の始めた事業は後の福祉制度の先端を走っていたことがよく分かる。

ここで注意しておきたいのは、公社のサービスは有償だが、取引社会における対価的サービスではないことだ。またケアマネジメントも一貫性・個別性・総合性を備えた支援であり、介護保険のそれより守備範囲が広い。そして公社のソーシャルワーカー、看護師、住民参加型のサービスの担い手である協力員(公社に登録し、利用者の家で家事援助・介助を行ういわば有償ボランティア)たちが一丸となって、市の社会的発明ともいべきこの独自事業を成功させるべく寝食を忘れて取り組んできたことである。

公社は五七年三月、創立一周年記念式典を挙行、翌四月から緊急通報システムを導入した。急を要する事態にある利用者宅からの緊急通報は東京老人ホーム(西東京市柳沢)に設置した管理センターに電話回線で届き、状況が分かったらセンターから各担当のソーシャルワーカーや看護師の自宅に連絡が行き、緊急対応する。二四時間三六五日の対応もまた、職員の熱意に支えられてこそ可能なことであつたらう。その後の事業展開にも共通することだが、公社のサービスは常に、具体的な利用者像から出発しているのが特徴の一つである。

財産保全の 昭和五八（一九八三）年一月、公社はソーシャルワーカーの手作り通信、「福祉公社だより」を創刊サービスも する。公社と利用者、利用者相互の連帯を深める狙いがあった。前後して、親睦バスハイクや新年会なども行われるようになった。同年四月から福祉資金貸し付け利用に「市内居住一年以上」の条件が加わった。他の自治体から転入してきた直後から、この制度を利用する市民が相次いだための措置だった。

五九年四月、財産保全サービス事業が始まる。利用者の生活を包括的に支援する公社にとって、金融事務を代行支援する必要性が生じたためである。これがやがて、権利擁護・成年後見事業につながっていく。

設立から三年たった。当初「買う福祉・金持ち福祉」と批判された。実態はどうか。全国社会福祉協議会と市がそれぞれ独自に評価を行い、六〇年七、八月に報告書が出た。市の評価の一端を「資料編」に載せておく。

同年九月、自宅に引きこもりがちな利用者の身体機能の維持を図るため、理学療法士による日常生活リハビリの訪問指導を始めた。そして翌六一年五月、創立五周年記念式典を行ったのを機に、人と人が手を取り合って支え合うのをイメージ化したシンボルマークを制定した。

全国で初の 任意団体として発足した公社の悲願は法人格の取得だった。法人化すれば、権利義務の主体、あるいは**財団法人化** は社会的地位が認められ、より安定した事業の遂行が可能になる。そのための公益事業として昭和六二（一九八七）年、公社は市から「北町高齢者センター」（↓本節三）の管理運営を受託した。

また翌六三年から、自主事業として、①高齢者・障害者トータルケア事業、②高齢者緊急時入院医療費助成事業、③高齢者総合相談事業を始める。①は資産のない市民にも一定の公社サービスを無料で提供するものであり、②は差額ベッドや付き添い費用の助成、③は公社の培ってきた相談援助のノウハウを活用して公社のソーシャルワーカーが

一般的生活相談を、また各領域の専門職がリハビリ、税務、法律、介護などの相談に応ずるものだった。

平成元（一九八九）年三月、国の福祉関係三審議会合同企画分科会が、「行政関与型のサービス提供機関は、地域特性に応じた創造的な供給体制の確立の面で評価でき、一定の条件の下で公益法人化を図ることが考えられる」という見解を出したのを受け、公社は同月三二日に、モデルケースとして全国初の財団法人となった（↓資料編）。この年一〇月、市から生きがいと健康づくり推進事業を受託、コミュニティセンターを拠点とした地域健康クラブを組織して高齢者の仲間作りや健康促進、介護予防の事業を始め、着実に実績を上げてきた。

平成五年九月、「高齢者総合センター」（↓本節三）の管理運営を受託。公社は市の福祉体系上、総合的な福祉事業体として位置づけられる。同年秋、現在地（吉祥寺本町四丁目）に事務局が移転、九年一〇月、ホームヘルプセンター武蔵野の事業がスタートし、二級ヘルパーの育成と派遣を担うようになる。

介護保険を機に 平成一二年（二〇〇〇）年四月、介護保険がスタートした。公社の進めてきた主要な事業が大きい**後見サービス** に影響を受ける。有償在宅福祉サービス事業においては、ソーシャルワーカーとケアマネジャーの業務内容（相談援助、福祉サービスの需給調整など）が一部重複する。当初はソーシャルワーカーがケアマネジャーを兼務し、二面的立場で利用者を支援していたが、その後公社内にケアマネジャーの専門部署を作り、介護保険のケアマネジャーの業務を分離・独立させた。同年九月には高齢者の財産管理を主とする独自の権利擁護事業を始め、合わせて都社会福祉協議会の地域権利福祉事業を受託した。公社が高齢者の財産を本人のために管理し、サービス利用に応じて合理的に使い、安心して暮らせる生活を支援し、またそのノウハウを蓄積してきたからだ。これにより公社は、市の権利擁護部門のセンターとなった。一二年には市から、移送サービス（レモンキャブ）事業を受託している。

平成一四年一月、介護保険の要であるケアマネジャーの質の確保のための研修センターが高齢者総合センターの中に開設されると、経験と実績のある公社が運営を担うこととなる。

介護保険と同時に成年後見制度が実施され、判断能力が低下し、かつ親族による支援を得られない市民の処遇が社会的課題となった。公社は法人として成年後見人などになってこれに対応した。昭和五六（一九八一）年に始めた有償在宅福祉サービスは、公社と利用契約を結べる市民には準後見的な身の上配慮サービスを、また判断能力が低下した市民には成年後見サービスを提供する形に再構成されたのである。

今後、ますます少子高齢化が進み、身寄りのない市民が激増するすう勢にある。公社の役割はそうした市民の最後の砦、守り手としていっそう重要になる。

（二） 武蔵野市民社会福祉協議会

福祉公社は本市独自の団体だが、厚生省（当時）主導でできた社会福祉協議会（社協）は、全国どここの自治体にもある。本市では昭和三七（一九六二）年六月に設立された。行政になじまない事業や市からの委託事業、各種貸付・助成事業などを、福祉団体や関係機関と連携して手がけてきた。組織は当初から、援護・障害・老人・婦人・児童・保育の六部会制だったが、四九年にコミュニティ部会が、また五七年に広報部会が生まれ、八部会となった。

社協は会員に支えられた組織だが、本市の場合「市民の自主参加」、つまり個人加入が原則。町内会、自治会などが一括して加入している他の自治体とこの点が大きく異なる。五三年に社会福祉法人化した時、名称の中に「民」の一文字を加え、武蔵野市民社会福祉協議会（以下、市民社協と略）としたのも、その原則に沿った。「民」の付く社

協は、他に例がない。しかし個人加入は組織の強化につながらない。会員増加が思うにまかせず、その分貴重な自主財源である会費収入に跳ね返る。

会員増強 今期に入っても事情は変わらない。「未だ一般市民にとっては市役所の一部として理解している人も多くに向けて、認知度の低いのが現状」とは、平成五（一九九三）年策定の「武蔵野市地域福祉計画」の一節。部会制で活動してきたこと、事務局が市役所にあつたことなども重なり、市民になかなか存在が浸透しない。認知度が低いから当然、会員加入も伸び悩む。そこで、前期末辺りから機会ある毎に会員増強に力を入れてきた。

広報部会を作り、全戸配布とした広報紙「市民社協だより」（その後「ふれあいむさしの21」↓「市民社協だよりふれあい」と改題）を昭和六〇年には二ページ増の四ページ建てに、また平成元年五月には年三回から年六回に、さらに一一年六月から毎月発行にするなどして活動をアピールしてきた。コミセンでも加入を受け付けるようになる。平成元年九月、会員の交流・拡大を兼ねて初めて「会員のつどい」（武蔵野公会堂）を開いた。映画と交流会が好評だったのを受けて二年七月から「七夕のつどい」として定例化、以後毎年七夕前後の休日に武蔵野市民文化会館で開かれるようになり、市民社協の存在アピール、会員増加に一定の成果を生んできた。（↓資料編）

「市民」組織へ 「民間」を標榜してきた。が、現状は必ずしもそうはいえない。今期、「他市にない市民のための組織脱皮の機会も 織」に脱皮するチャンスがあつた。

平成五（一九九三）年一〇月、事務局が市役所から吉祥寺本町四丁目の現在地に移転した。翌六年五月、設立以来市長が務めてきた会長に、土屋市長の勧めもあつて初めて「市民」が就いた。七年四月にはやはり「市民」の組織であるボランティアセンター武蔵野（VCM↓次項）と一緒にになった。

しかし、VCMとの統合が行政主導だったことに象徴されるように、財政面、人事面、あるいは活動自体が行政と分かち難く結びついている現状を打ち破るには至らなかつた。そのことの是非はおく。市民組織としての自立、財政基盤の確立は期を越えた課題として残つた。

高齢者対策 今期前半の活動で目立つたのは、高齢者対策である。昭和五九（一九八四）年から中央ロータリークに取り組む ラブと共催で「寝たきり老人の調髪サービス事業」を始めた。六一年には「寝たきり老人介護者のつどい」を事業化、さらに六三年五月からは市内のコミュニティセンターを会場に「介護講習会」を開くなど、在宅福祉につながる活動を意欲的に展開してきた。

中でも介護講習会の果たした役割は大きい。平成三年六月から講習会の修了者たちが地区毎に「地域ケアグループ」を立ち上げる。同グループは四年五月から簡単な食事や買い物介助などの在宅福祉サービスを始めた。この活動は一年六月、役割を終えて打ち切りになるが、グループは後で触れる「地域福祉活動協議会」（地域社協）設立の強力な推進力になる。一六年四月、地域社協の中に吸収されるが、会員は引き続き地域社協の中で中核を担っていく。

平成一二年四月、市民社協が前年一月に誕生したテンミリオンハウス（↓本節四）の起業・運営支援を市から委託されるのも、こうした活動が評価されたのだろう。

スクラップ・ 市民社協にはやりたいこと、成すべきことがいろいろある。現に、いっぱい事業を抱えている。

アンド・ビルド 平成四（一九九二）年度の予算書には「七〇種類」との記載がある。人手が欲しい。が、増員する余裕はない。そのせいばかりではないが、新しい事業を受託する一方で、打ち切りになる事業も後を絶たない。たとえば期半ばの平成一〇年から二、三年を見ても――、

一〇年には昭和五四（一九七九）年から始めた「被保護世帯・低所得世帯レクリエーション」事業、平成八年に始めたばかりの「愛の手帳所有者向けボーリング大会」が、翌一年には前述の「介護講習会」が、さらに二年には昭和六一年以来続いていた「寝たきり老人介護者のつどい」なども終了した。

参加者がいなくなった、市からの委託が打ち切りになったなど事情はさまざまだが、平成一一年には高い評価を得ていた「心豊かな母と子のつどい」も終わっている。二年六月にスタートして九年間に七五回の実績を積み上げたが、「0123」などの登場で「役割を終えた」という。ここでも行政との関係が問われるところだが、市民社協はこうしたスクラップ・アンド・ビルドを繰り返しながら、あらまほしき活動のあり方を模索してきたと見るべきだろう。

出入りの激しい事業の中で、昭和四八（一九七三）年以来続いている息の長い事業もある。個人タクシー協同組合の協力で年一回実施している「重度障害者レクリエーション事業」である。例年二〇人前後が参加し、日帰り圏の観光地などに一日ドライブを楽しむ。同伴者が参加者の倍以上いる。並大抵の事業ではない。

地域に重点

今期、市民社協は二度、「地域福祉活動計画」を策定した。最初は平成七（一九九五）年三月の「ふれあいネットワーク武蔵野市21」と副題の付いた第一次活動計画である。「組織整備と地区社協を基礎とする小地域福祉活動の展開」などを目標に掲げた。最大の眼目は「地域福祉活動推進協議会」、いわゆる「地域社協」の設立・支援である。市民社協はここでシフトを「地域」に大きく切り換えた。七年五月の「南町福祉の会」を第一号に、市内二三地区に出来る地域社協については次項二の（二）で詳述する。以後、市民社協は助成金も含め、地域社協の運営に積極的にかかわってゆく。その過程で一〇年四月、設立以来の部会制は廃止された。次いで一六年三月、第二次活動計画が策定された。副題は「みんなが主役 ささえあいのまちづくりをめざして」。地域活動の定着、

組織の強化などを謳い、同年五月から停滞気味の会員獲得を目指して第一次会員増強計画に取り組んだ。

コーデイネートと 最後に、財政問題について少し触れておく。市民社協の活動は五割を超えた市からの補助金、ネットワーク強化（会費、寄付金、日赤の共同募金の配分金、収益金などに支えられている）。

再三触れたように会費収入など自主財源に多くは期待できない。昭和六二（一九八七）年五月、市からの拠出金三億円で社会福祉基金を創設、運用益が入るようになった。平成八（一九九六）年から年一回のチャリティゴルフが始まり、一〇年からバザー（一五年で終了）の収益金も入るようになったが、期末に近い一六年度から市の補助金が大幅に減額調整され、代わりに基金から毎年三〇〇〇万円を取り崩すようになった。財政基盤の確立もまた、積み残された大きな課題である。

地域社協やテンミリオンハウス、あるいはVCMの活動などを通して、福祉のネットワークづくり、各種コーデイネートの強化などを図る市民社協の活動そのものは地域にしっかりと根を張り始めた。

（三） ボランティアセンター武蔵野

「ボランティアセンター武蔵野」（以下、VCMと略）は昭和五三（一九七八）年五月、個人会員を中心とした市民組織として誕生した。運営方針や事業計画を立てる市民主体の運営委員会（当初一五人）と実務を担当する事務局が両輪になって活動してきた。会員は当初、ボランティア活動への参加を希望する登録会員（会費無料。平成二年から活動会員と名称変更）と、参加は出来ないが資金面でサポートしようという賛助会員（当初年会費五〇〇円、後に一〇〇〇円）に分かれ、VCMはボランティアを必要とする個人や団体と登録会員とのコーデイネート役を主たる事業

に、ボランティア活動の裾野を広げるためのボランティア講座、手話勉強会、地域懇談会などを手掛けてきた。

現在（平成二二年）のレモンキャブ事業の前身である富士福祉事業団寝台車センターと契約し、高齢者や障害者の移送サービスなども行っていた。

中高生らも視野に入れ

今期がスタートした昭和五八（一九八三）年は設立五周年に当たったが、この年の登録会員は六七五人、賛助会員三一七人、ボランティアの依頼を受けた件数は一五九件だった。

市からの委託事業などをこなす傍ら、運営委員会提案のさまざまな自主事業に取り組んできたが、その一つに中高生を対象にした事業もあった。昭和六三年八月から始まった「中高生夏休み体験ボランティア事業」である。初年度は受け入れ施設一か所、参加者一九人にすぎなかったが、四年目頃から両者とも増え始め、一八年目となる期末の平成一七（二〇〇五）年には五二か所の施設に一三四人が参加するほどになった。社会人の参加者があったりで名称が変わり、「夏！体験ボランティア」として定着した。一七年八月からは小学生親子を対象とした入門講座「ボランティア探検隊!!」も生まれている。

市民社協に統合

VCMは試行錯誤を続ける中で平成七（一九九五）年、大きな転機を迎える。市の「地域福祉計画」を受ける形で、市民社会福祉協議会（市民社協）と統合したのである。行政色の強い組織との統合に異論も出たが、設立以来の自主運営・自主活動の堅持、特別会計の採用などが入れられたうえでの統合だった。

統合を機に賛助会員は社協に移行し、代わって活動に参加する趣味の会などの団体会員が生まれた。同時に、設立以来発行してきた広報紙「ボランティアセンター武蔵野」は、社協の広報紙「ふれあいむさしの21」に移行した。

また、統合を機にVCMは、それまで必ずしも明確ではなかった市内に数あるボランティア団体のセンターとして

の役割を強める。ロータリークラブと共催でボランティア団体同士の交流会を開いたり、ボランティアの受け入れ施設との交流会、NPO団体との連絡協議会づくりなどに取り組んだのも、その一環である。全てが順調だったわけではないが、関係団体との風通しを良くし、相互が連絡する土壌づくりに道を開いた。

成功した「おとば」

そうした経緯の反省のうえにたつて成功したのが、定年前後の人たちを対象に地域での活動のきっかけづくりを狙って平成一二(二〇〇〇)年六月に始めた「お父さんお帰りなさいパーティー」(通称おとば)である。初回は横河電機の施設を借りたが二年目から武蔵境のスイングホールに会場を移し、毎年五月、一〇〇人以上が参加する催しに発展した。おとばから定年前後の市民がボランティア活動に入っていく。料理教室、車いす体験の会などフォローアップ事業も生まれ、平成一七年六月からは、毎週水曜日に「おとばサロン」を開設するほどになった。

若者をボランティア活動に誘おうという試みにも力が入る。平成一四年六月、スクールアクションプログラム(SAP)に取りかかった。大学生が中心になり、中高校生を対象にプロの選手を招き「車いすバスケット」を開催したりした。一六年五月、その延長上に市内と周辺の大学を繋ぐボラネット(ボランティアネットワーク)を立ち上げた。大学生対象に福祉やボランティアについて学んでもらおうというインターンシップ制度も取り入れた。

出版・広報活動

今期の活動で特筆しておきたいのは出版活動である。社協に統合した平成七(一九九五)年、VCMは東京都から「ボランティアのまちづくり推進事業」の指定を受けた。その事業の一環で行った現状調査の成果として八年三月、市内のボランティア団体を集約した『ボランティアガイド』(九二ページ)が出た。翌平成九年四月には、障害者・高齢者のための町別・エリア別のタウンガイド『アルク』がまとまる(↓本節六)。

一〇〇人を超えるボランティアの協力を得て市内の店舗・施設を一軒一軒チェックした。調査には阪神・淡路大震災の救援にかかわった市民の紹介で、神戸の小学生四人と車いすの女性も五日間参加した。平成一三年九月から半年かけて会員やボランティア四〇〇余人が参加した実地調査は、「車いすのためのお役立ちマップ」となって、一四年八月、完成した(↓同)。

また、平成一四年から新たに年三回、広報紙「VCM通信」(↓資料編)を発行、一七年から年六回に増やした。

広がる裾野

VCMでも平成一五(二〇〇三)年からコーディネート事業において、パソコンによるデータ管理を導入し事務作業の効率化を図った。一六年四月からはホームページも開設した。

平成一七年五月の規約改正で、従来別々に分けていた福祉団体、ボランティア団体などへの助成制度を「ボランティア・市民活動団体助成」に一本化した。同年の活動会員六九四人、登録団体五四、ボランティア紹介件数五四〇。数だけ見ると今期の歩みは遅々たるものに見えるが、活動会員に例をとると当初の五〜六〇代の主婦から三〜四〇代の主婦、あるいは学生・生徒、熟年男性へと広がった。ボランティアのきっかけづくりや人材の育成に力を注いできたVCMの活動が、ボランティアの裾野を広げ、ボランティアの風土づくりに大きな役割を果たしている。

二 地域福祉

行政が「地域福祉」というときの「地域」とは、どこを指すのだろう。「百年史続編」ではその点に言及した項目がないので、「福祉」を視野に入れながら、本市における「地域」を大まかに整理しておく。

国が「地域福祉計画」などで使っている地域は、大抵の場合、市町村を一単位としているが、本市が福祉などで用いる地域はもっと狭いエリアを指す。

地域にもいろいろ

市内をどう分けているか。市が統計をまとめる時、東部・中部・西部の「三地域」に分ける。こ
とがある。

東部は御殿山と吉祥寺が頭に付く四町、中部は中町、西久保、緑町、八幡町、関前、そして西部は境、境南町、桜堤を指しているが、統計以外では余り使われない。次が、明治二二（一八八九）年に武蔵野村が誕生する前の旧村名に由来する吉祥寺、西窪（西久保）、関前、境の「四地域」。これも、昭和三七（一九六二）年の町名整理以降、そう使われなくなった。「六地域」は市内に六校ある市立中学校の校区。平成五（一九九三）年九月に一か所目が出来た「在宅介護支援センター」も、これに拠^よっている。市立小学校の校区は八年四月に境北小と桜堤小の統合（桜野小）で「一二」になったが、それまでは「一三」で、現在の町名の数もやはり一三。赤十字奉仕団も一三分団に分かれている。「一七」とする分け方もある。昭和五一年七月の境南コミュニティセンター開設以来整備されてきたコミセンの数だが、分館も含めると「一九地域」になる。さらに細分化して「五一」あるのが一三町の「丁目」の数。そして「九二」。福祉活動を末端で支えている「民生・児童委員」の担当地域である。

ひと口に地域といっても一様でないことが分かる。これらは当然ながら一部が重なり合っていて、時に紛らわしい。行政の側はそれらを使い分けているので混乱することはないが、受け手の市民は混乱することがある。輪をかけているのが、それぞれの「地域」に必ずしも核となる「施設」がないこと。地域によっては幾つもの福祉団体がコミセンを拠り所にし、また責任者の自宅を事務所替わりにしているため、福祉の受け手はここでも混乱することがある。

地域と同様、「福祉」も一樣ではない。高齢者、障害者、母子、児童など、対象によってまちにはさまざまな「福祉」がたくさんある。行政主導の場合はおおむね担当部課が決まっただけで、タテ割りで動くのでさほど支障はないが、課題はやはり末端部分にある。地域の福祉の担い手たちは複数の組織に関係している例が少なくないため、彼ら自身、「今日はどこの活動だったっけ」と頭をひねる、といった笑い話もある。

地域社協

平成五（一九九三）年から始まった「地域社協」づくり（↓次項）は、「福祉」をキーワードに「小地域」をとらえ直すキッカケともなった。多くの場合、地域で活動していた行政の一員である民生・児童委員やシルバー奉仕員、赤十字奉仕団、ケアグループ、あるいはコミセン関係者やボランティアたちが、ある地区では組織ぐるみで、またある地区では個人の資格で組織づくりに参加した。途中微調整があつて最終的に「二三地区」となったが、共通するのは「支え合い」「ふれあい」のネットワークづくりで、てんでんばらばらだった地域での活動が、情報を共有化することで見えやすくなった。そのことの効果は、福祉の担い手たちにとってはもとより、受け手にとっても大きい。今期はまだ発展途上であり、地域によって取り組みに濃淡はあるが、「一三」組織の試みの優れた点をお互いが取り入れていけば、タテ割りの福祉から洩れていた人や声の届かなかった人の不安や悩みをすくい上げ、地域の福祉力は二倍にも三倍にも高まるのではないか。そんな期待感を抱かせるに十分な確かな歩みが、今期始まった。

（一） 地域社協づくり

前項の（二）の「市民社協」の項で、「地域社協」の設立に当たって、市民社会福祉協議会が側面から支援したことに触れた。

まず、設立の経緯を見ておく。平成五（一九九三）年五月、市では「東京都地域福祉推進計画」（平成三年）を受ける形で「地域福祉計画」を策定したが、その重点課題の一つとして『「地区社協」を基礎とする地域福祉活動の展開」を挙げた。そして、地域における新たな社会福祉システムの形成を図るため七年三月、「武蔵野市地域福祉活動計画」に基づき、「地区別市民社会福祉協議会」の設立が決まった。この協議会がいわゆる「地域社協」である。

一 三地区に

地域社協は住民が主体となって構成する組織で、数ある地域の福祉団体のネットワークを確立し、それを活用して地域の福祉力を高めることを目的としている。当初、主に小学校の校区を単位に一二地域で作ることになっていた（その後一一に変更）。市民社協は内部に「地域福祉活動推進委員会」を設けて組織作りをサポートし、地域社協設立後は活動資金を助成することになるが、両者は基本的には別組織である。

組織づくりを先行したのはモデル地区に指定された吉祥寺南町、西久保、境南町の三地区。検討を依頼された三地区ではケアグループなどが中心になり、民生委員、コミセン関係者、地域でボランティア活動をしている人々などに呼びかけて懇談会を開き、組織のあり方、地域で何が求められているかを話し合い、具体像を練り上げていった。

平成七（一九九五）年五月、第一号となる「吉祥寺南町地域福祉活動推進協議会」が設立された。以後、市民社協では会の名称に地域名を冠せた「地域福祉活動推進協議会」と呼ぶようになるが、地域ではそれぞれに話し合いで名称を決め、吉祥寺南町の場合は「南町福祉の会」と決まり、以後その名称で活動するようになる。

同年一〇月、「西久保福祉の会」と「境南地域社協」が出来、九年には「千川地域社協」「一中地区福祉の会」が、また一〇年には「東部福祉の会」「関前福祉の会」「桜野地域社協」「四小地区福祉の会」「境福祉の会」「大野田福祉の会」の六か所が設立されて、目標とした一一地区の組織化が終わった。

なお、三町にまたがり小学校二校、コミセン三か所がある「一中地区」では当初から再編を望む声が強く、平成三年四月、改めて「御殿山福祉の会」「吉西福祉の会」「中央福祉の会」に分割、以来地域社協は一三か所となって今日に至っている。

地域社協は地域の特殊事情、推進役を担った団体、組織構成などによって、それぞれに特色がある。成立に至る事情も違う。それらについて詳述する紙数はないが、拠点のない組織にとって地域のコミセンとの関係は大きなポイントになった。対照的な二つの地域社協―東部福祉の会と大野田福祉の会の場合を見ておく。

東部福祉の会は吉祥寺東町全域と吉祥寺本町一丁目の一部をエリアとしている。地域内にコミセンが三か所ある。平成八年一〇月、市民社協から「地域社協」結成の働きかけがあり、同月第一回の住民懇談会を開く。以後、旗上げまでに一三回の会合が持たれたが、牽引役をはたしたのは、地元の住民で当時の市民社協会長の水村七五三彦。ほとんどの会合に出席した。当初から、コミセンの協力を仰ぐ、という点で関係者は一致し、コミセン側も代表三人が役員に加わった。吉祥寺東コミセン・九浦の家が準備会の拠点になっていく。発会式直前に開かれた第一回運営委員会で名称が決まり、同時に冠毛が飛んで根を下ろす「たんぼぼ」を会のマークに定め、広報紙のタイトルともなった。一〇年二月、発会式。「地域に何が必要か」―公募で集まった約六〇人の運営委員が開いた活動は次項で紹介する。

平成一〇年一一月に発足した「大野田福祉の会」は、東部地区と対照的な道を歩んだ。ケアグループがなかったせいか、市民社協はまずコミセンに話を持ちかけた。地元の「けやきコミセン」はまちづくりの拠点として、本来の活動で手一杯だった。地域社協の目的は理解できても、それに乗るのはコミセンの趣旨にも合わない。話し合いの結果、断った。そこで数年間の空白が生じる。誤解のないように書いておくと、これは拒絶ではなく、コミセンの見識とい

うものだろう。地域社協設立後、両者は地域の両輪として協働している。

話が立ち消えになっていく間に、他地域ではどんどん地域社協が誕生した。活動を伝え聞いた緑町の福祉グループから「この地域でも」と話が持ち上がる。市民社協からは「何をやっても結構」という反応があり、福祉関係者にコミセンも加わって、準備会ができる。こうして当初構想では最後となる「大野田福祉の会」ができた。活動はやはり次項で触れる。

多様な活動

地域社協の取り組みで共通しているのは、「支え合い」「ふれあい」「助け合い」と表現はさまざまだが、地域の中のネットワークづくりである。その他の活動の一端を、市民社協の二〇周年・三〇周年記念誌などの助けを借りて紹介する（設立順。東部福祉の会と大野田福祉の会は次項を参照）。

- ・南町福祉の会 平成九（一九九七）年から懇談会「障害を持つ人にとっても住みやすい街にノ」を年三回開催。そこから毎週火曜日、障害児の放課後活動「ウイズ」が生まれた。「地域で子育て」をと市立三小児童の見守りも。
- ・西久保福祉連絡会 「やさしいまち西久保」を目指して、七年の設立以来、コミセンで高齢者との食事会「ふれあいルーム」（月一回）を開催。コミセン、青少年協と共催の「ふれあいまつり」には実行委員として小中学生も参加。
- ・境南地域社協 主事業は介護予防の勉強会や子育て支援事業。まちづくり支援事業ではタウンウォッチングを行い、まちのバリア改善に貢献した。ネットワークづくりは、丁目毎に工夫し、講座や懇親会、見学会を開いている。
- ・千川地域社協 千川小を会場に毎月一回開催の「おりがみの集い」には障害者福祉センター・千川作業所の人も大勢参加している。世代間交流・地域交流にも力を入れ、コミセンの活動にも積極的に参加している。
- ・関前福祉の会 二・三丁目をモデル地区に救護ネットワークづくり。幼稚園、小中学校の賛同を得て始めた声か

け運動が浸透。月一回の「関前ウォーク」も定着した。コミセンと共催の「健康マーじゃん」は月四回で大好評。

・桜野地域社協 桜堤団地に住む委員の提案で見守り・声かけ運動が始まる。地域を約五〇に分けて連絡員を配置した。亜細亜大のボランティア団体とも情報交換を行い、一〇周年記念式典には同大吹奏楽団が賛助出演した。

・四小地区福祉の会 災害時支援委員会や障害者・高齢者への地域ケア、四小児童の下校時見守りパトロールなどが定着。テンミリオンハウス「月見路」の「お助け隊」も。内部資料として「災害時支援マップ」も出来た。

・境福祉の会 「倒れるなら境で」をキャッチフレーズに心肺蘇生法などの講習会に力を入れる。六五歳以上の高齢者を招いて夏は「地域交流お楽しみ会」、冬は「同クリスマス会」を開催。二小との交流で昔遊びの出前講座も。

・御殿山福祉の会 結成五〇年になる町会やコミセン、赤十字奉仕団などと情報を共有して活動を展開。老いじたく講座やビデオ鑑賞会、車いす疑似体験なども。会のPRを兼ねたチャリティカラオケ大会も年中行事に。

・吉西福祉の会 年一回の吉西防災まつり（吉祥寺西公園）や高齢者のためのサロン活動、通院の送迎、親と子（〇〜三歳児）の集いなど。一小児童と「高齢者の知恵を子どもたちに、子どもたちの活力を高齢者に」と交流会。

・中央福祉の会 「手をつなごう地域の輪」をモットーに、防災ボランティア訓練、防災に関する研修会やミニフェアを開催。子育て支援の「親子ニコニコひろば」も。災害に備え「緊急連絡カード」を作って全戸に配布。

(二) 向こう三軒両隣りの支え合い

住みなれたまちで、いつまでも一口に出して言わなくても、大抵の人はそう望んでいる。が、現実はなかなか願いたいおりにならない。

興味深い調査結果がある。平成六（一九九四）年八月、(財)東京市町村自治調査会が、多摩地区の住民を対象にアンケート調査を行った。その中で「現在の市町村に住み続けたいか」との設問に最も高い数値（八〇・六パーセント）で応えたのは本市の市民だった。ところが、「近所の人間関係がよい」からをその理由に挙げたのは二七市（当時）中、二六番目の一二・二パーセントだった。

誰もが満足するには至らないが、本市の福祉の網は相当に細かい。その一端は「高齢者福祉」や「障害者福祉」で触れている。公的福祉を下で支えるボランティアの層も厚い。それでもなおまちへの「好感度」と「人間関係」の間に大きなギャップがある。なぜだろう。一つにはいくら良い施設や施策があっても埋められない、あるいは民生委員や地域の活動家、ボランティア関係者が大勢いてもなお満たされないものがあることを、前述のアンケート調査の数字が示しているのではないか。「地域社協」の役割の一つは、そのギャップを埋めることにある。全てを行政に頼り、任せるのではなく、住民が自分たちの創意を生かして「ふれあい」の輪を広げ、「支え合い」の風土を築いていく―確かな歩みの一例を二つの地域社協の活動で見ておく。

大野田福祉の会

大野田福祉の会の設立事情は前項で触れた。先行した他の地域社協でやっていないこと、またコミセンと重ならないことを念頭に大野田福祉の会は勉強会を続ける中で、子ども・高齢者・障害者の三分科会（後に部会と改称）を立ち上げ、分科会中心の活動を始める。毎年、年間テーマを決め、七、八〇人の運営委員が全員でプロジェクトに取り組む。ユニークな活動の二、三を紹介すると―。

孤立しがちな若い母親を応援しよう、と子ども部会は平成一四（二〇〇二）年から紙芝居の出前を始めた。翌一五年からパークタウン（緑町二丁目）内の広場で月二回開くようになり、世代を越えた母親同士の交流が生まれた。高

高齢者部会では大野田小の校長の提案を受けて一七年に、「二年生との給食会」を実験的に行った。翌年から児童と高齢者のマンツーマン方式となり、同年は四日間に二二人の高齢者が参加した。近所付き合いのキツカケづくりを目的に一三年一月から始めた「ご近所のつどい」は、やがて住民の好意で毎週一回決まった時間に誰でも参加できる居場所「ひびのさんち」の実現にこぎ着けた。

変わった名前の広報紙「ちよっと聞いてよ」を手がける会の中心メンバー安藤頌子は、「地域に広く浸透するのに一〇年かかった。立ち話やあいさつを交わす人も増え、地域の幅も厚みを増した。福祉の会もコミセンも単独ではできない、温かいまちが育っている」と語る。(↓資料編)

東部福祉の会

平成一〇(一九九八)年二月に発足した東部福祉の会ではまず、会の存在を知ってもらうためにと広報紙「たんぼぼ」(年四回)の全戸配布や会専用の掲示板を設置した。五か所の掲示板はやがて一か所に広がる。特筆すべきは、顔見知りになるキツカケづくりを目的に一二年一〇月に第一回を開いた「東部フェスティバル」(本宿コミセン)である。翌年から本宿小に会場を移した。一四年の第四回には会場内で使えるエコマネー「ハート」が登場、翌年は消防署の協力ではしご車が参加した。年々参加者が増え、一七年には八〇〇人を超えた。

平成一二年に作ったワーキンググループが、以降の活動の中心になる。当初一〇あったグループは解散したり「地域ネットワーク」が「ふれあい支援検討グループ」に変わったりするが、「学校との協関係グループ」(一七年)からはボランティア活動に参加する子どもたちの組織「グループ・パンジー」が生まれた。

平成一六年に地域社協と一緒に作った地域のケアグループは「若葉グループ」を作り、七〇歳以上の高齢者を対象に食事会や花見会を開いたり、身の回りの世話や買い物代行などに取り組んでいる。

「福祉の会は情報センターになって、地域の人の気持ちの支えになるといい。向こう三軒両隣り、何かあれば助け合えるまちが目標」と代表を務める原利子は言い、「何かあったら連絡を。一生懸命考えます」と語っていた。

前にも書いたように地域社協の活動は地域によって濃淡がある。が、縦に流れる行政の福祉を地域で受け止め、横に広げて隙間を埋める役割も果たしている。地域間の垣根を越える動きも出ている。「地域の福祉力」は確実に高まっていく。(↓資料編)

三 高齢者福祉

本市は近年、周辺自治体から「福祉のまち」と高い評価を得ている。行政もまた、そう自負している。

しかし、今期のスタートした昭和五八(一九八三)年当時、施設に限って見れば、まだ胸を張れるようなものはほとんどなかった。他市にある特別養護老人ホームなどに武蔵野市民枠を確保してはいたが、市内には老人ホームもなかった。目立ったのは昭和四一年に出来た武蔵野福祉会館(平成三年閉館)くらいのものである。といって、何もそれまでの市政が手をこまねいていたわけではない。高齢化が今日ほど、大きなテーマになっていなかったのである。

この年(昭和五八年)、NHKがテレビドラマ「おしん」を放映し、独居老人が一〇〇万人を超えて話題になる。三年後、国が基礎年金制度を導入した。まだそんな時代だった。

当時の高齢者福祉施策の課題は、在宅サービスをいかに充実させるかにあった。その点で見ると、本市はすでに福祉先進地であったとすることができる。昭和六一(一九八六)年七月一日付の「市報」一面に、「きめ細かなサービ

スでやすらぎの日々を」という見出しの付いた記事があり、「訪問看護活動」「訪問リハビリ」「ホームヘルプサービス」「日常生活用具や自助具の支給」「家庭での入浴サービス」「老人食事サービス」など、当時市が行っていた施策の数々を列挙している。まだ在宅サービス主体であった一端がよく見てとれる。

施設を伴った

平成元（一九八九）年一月、厚生省（当時）は施設の緊急整備などを盛り込んだ「ゴールドプ

在宅サービスへ

ラン」（「高齢者保健福祉推進一〇か年戦略」の通称）を制定、翌二年六月に改正された老人福祉

法でも施設を利用した形の在宅福祉が打ち出された。これを機に、市の創意を生かした施設づくりが急ピッチで進むようになる。幾つかの例を挙げれば、国では当時、特別養護老人ホームの「個室化」は認めていなかったが、二年八月、市が保谷市（当時）の特養に財政支援をして全室個室化を実現させた。同じ年、国の制度化に先駆けて民間住宅借り上げ型のシルバークリア（高齢者専用住宅）を市内に開設する。五年には、福祉会館を継承する形で在宅サービス拠点となる「高齢者総合センター」が完成した。翌六年には市内初の特養「吉祥寺ナーシングホーム」が誕生する。その後も「桜堤ケアハウス」「ゆとりえ」「岡田さんち」など市独自の施策を反映させた施設が次々出来るが、詳しくは本項の（三）、（四）で記述する。

平成一二（二〇〇〇）年四月に介護保険制度が導入され、高齢者施策は修正を迫られるが、それまでに進められた施策を振り返ると、幾つか大きな特徴がある。一つは、全国初の地域ケアセンターや福祉公社、都市型小規模の特別養護老人ホームなどに象徴される市民ニーズに対応した「全国初」となる先進的事業に次々取り組んだことである。特徴の第二は、国基準や東京都基準を上回るサービス水準の実現にある。前述した全室個室の特養ホームの実現、あるいは週九時間（月四〇時間）までの高齢者ホームヘルプサービスやデイサービスの利用は実費負担を除き原則的に

自己負担なしで利用できるようになったことなどを挙げておく。特徴の第三は、配食サービスや施設運営を支える市民ボランティアの力である。行政、福祉公社、市民ボランティアなどの力が合わさって、豊富で重層的な高齢者サービスが可能となり、「自助・共助・公助」による特徴ある福祉のまちづくりが進んだ。

介護保険を

平成八（一九九六）年六月、厚生省（当時）は「介護保険制度大綱」を発表した。本市では直ちに、**補完する施設** 庁内に「介護保険対策研究チーム」を立ち上げ、介護保険導入による問題点の洗い出しや対策の検討に入った。同年九月、土屋市長は自ら「介護の充実は介護地方消費税の創設で」と題する書簡を全国六六七市（当時）の市長と東京二三区の区長に送付した。以降も書簡やブックレットの形で介護保険の問題点を全国に向けて発信

すると同時に、対策や問題提起を行ってきた。その詳細については、本節の五に譲るが、その過程で「武蔵野市の基本的姿勢」として、「武蔵野市の介護保険は公的介護制度の一部であるとの認識に立って、現行の福祉サービスを低下させない方向で、介護保険制度の欠陥や問題点を包み込み、克服するための新しい地域ケアシステムの確立を指さなければならぬ」とする方針を示している。

この基本姿勢が、平成一二年の介護保険導入以降の高齢者福祉施策の中で原則的に堅持されることになり、同年三月、介護保険条例とともに、それを補完し高齢者施策を総合的に体系化するものとして「高齢者福祉総合条例」が制定された。この原則に基づいて、その後のテンミリオンハウスやレモンキャブ、ケアマネジャー研修センターの設置、認知症高齢者施策など、介護保険を補完する本市独自の多様な事業が展開されることになる。（↓資料編）

平成一一年一月に出来たテンミリオンハウスの第一号「川路さんち」は、「高齢者のために」と亡くなった市民の遺族から寄贈された土地・建物に手を入れて開設された。「川路さんち」だけでなく、他にも市民寄贈の土地や建



高齢者総合センターの多目的ホール

物がデイサービスセンターなどに生まれ変わっている。前に、本市の介護保険以前の高齢者施策の特徴を三点挙げたが、こうした事例が幾つもあるのもまた、特徴の一つに加えていいだろう。以下本節(三)、(四)では、施設を中心に、昭和五八年から平成一七年に至る二三年間の高齢者施設の数々を見ていくことにする。

(一) 高齢者総合センター

時代が変われば要求されるものも変わってくる。建物であれば老朽化も進む。

平成三(一九九二)年五月、緑町二丁目にあった三階建ての武蔵野福祉会館が閉鎖されたのも、時代の流れだった。昭和四一(一九六六)年、全国の自治体に先駆けて誕生した時は、視察者・見学者が全国から殺到した。地の利がいい、老若男女だれでも利用ができる。「まるで町中のオアシス」と語る人もいた。

しかし四半世紀を経て、建物にはころびが出てきた。内部の施設も時代にそぐわなくなった。エレベーターもない。地元の一部から、建物が町を分断している、という不満も出ていた。閉鎖に伴って建物は解体され、福祉会館の機能は吉祥寺本町四丁目の大東京信用組合のビルの中に移転した。

跡地に平成元年策定の「第二期長期計画第二次調整計画」の中で重点事業

に盛られた高齢者総合センターが平成五年九月、誕生した。福祉会館の機能をそっくり取り込んだため、福祉会館は廃止になった。(↓資料編)

敷地面積一三〇五・七九平方メートル。鉄筋コンクリート造り、地上五階地下一階。延べ床面積三一六六・八三平方メートルは、福祉会館より約一〇〇〇平方メートル広い。

周囲に塀はなく、南側・東側の道路の電線類は地中化した。周りを自由通路にして、全体が地域と一体化した。

センターの売り物は、二一世紀の高齢社会に対応した活動・施設の数々である。(↓資料編)

活動は大きく三つに分かれている。まず、「社会活動センター」としての顔。福祉会館でも人気のあつた書道、茶道、民謡、手芸などの趣味活動に加え、陶芸、木工、彫金、音楽、美術などがプログラムに加わった。健康づくりや学習活動、各種情報サービスの設備も整った。市内在住の六〇歳以上の人なら誰でも、無料でサービスを受けられる。

第二に「在宅介護支援センター」としての役割。二四時間対応の総合相談(シルバーホットライン)、介護を必要とする高齢者への訪問看護、ホームヘルパー派遣のほか、車いす、ベッド、ポータブルトイレなど補助器具の無料貸し出しも行っている。「無料」は全国初の試みだった。これらの活動には理学療法士、ソーシャルワーカー、看護師、ホームヘルパーの資格を持つスタッフが当たっている。

そして、「デイサービスセンター」としての機能。日常生活に援助が必要な高齢者を対象に、日常動作の訓練、音楽、絵画、運動などの趣味活動を展開している。それぞれ専門のインストラクターが指導に当たる。参加者は送迎、食事(五〇〇円)、入浴などのサービスも受けられる。地域のデイサービスの拠点として、緑町、西久保、中町、吉祥寺北町四、五丁目、八幡町に住む高齢者に昼食(五〇〇円)を届けるサービス、入浴の在宅サービスにも応じている。

建物の中に入ってみよう。市道第五号線に面した玄関の扉を開けると、ロビーの正面奥に職員の詰める事務所がある。その右手に「メンテナンス室」。前述した補助器具の貸し出しを行っている。隣りの二五人収容のデイルームは地域の人々の会議などにも開放している。玄関を入った左手に二基のエレベーターがあるが、乗降口はロビーの反対側。利用者が事務所から見えないのは、プライバシーに配慮したものだろう。

二階はデイサービスの専門フロア。二五人収容のケアルームと機能訓練室はバリアフリーでつながっている。床は電気式暖房。各種趣味活動もここので行われる。

三階のロビーの雰囲気は基会所と似ている。向かい合わせの机が幾つも並び、高齢者が自由にやってくる。囲碁・将棋を楽しんでいる。一隅にパソコンなど情報機器があつて、インターネットも利用できる。七〇人収容の講義室には映像音響設備も整っている。

四階には茶道や書道、詩吟などに適した三〇人収容の和室や四〇人収容の研修室、工作室など。工作室には焼き物の施設も整っており、デイサービスの高齢者も利用できる。ロビーの正面には窓ごしにテラスを利用した日本庭園があつて目に優しい。和室の中庭を兼ねている。

そして五階。一二人収容の多目的ホールにはステージと一〇〇インチのスクリーンが備わっている。演芸会も開かれれば、時に大カラオケ大会が催されることもある。

センターは開館以来、福祉公社が運営に当たっている。介護保険導入（平成一二年）を視野に入れてのことだった。利用者の中には、介護保険の導入で間口が狭くなるのではないかと危惧する声もあったが、「社会活動センターは六〇歳以上の人なら誰でも利用できる。デイサービスも介護保険以前は措置者に限られ、サービスは選べなかった

のに比べ、今は希望すれば利用できる。介護部分は有料だが、間口はかえって広くなった」とスタッフの一人。

他の高齢者施設と同じように、ここでもデイサービスの分野で大勢のボランティアが活躍している。総合センターならではの特徴は、五〇人近い登録者のほとんどが「社会活動センター」の受講者、つまり高齢の利用者たち。

「ここに通っているうちにやってみる気になった。気心が知れているので楽しい。社会参加している気分にもなれるし」と七五歳の男性が語っていた。毎日、七、八人が参加している。

なお、平成一四年一月から「ケアマネジャー研修センター」を開設（↓資料編）、ケアマネ研修講座などを開いてきたが、二〇年度を最後に市の直営事業となつて、高齢者支援課に受け継がれていった。

（二） 北町高齢者センター

土地の寄付を ひとり暮らしの高齢者が、気軽に立ち寄り、楽しい時間を過ごすことができる「場」があつたらど

きつかけに んなにいいだろう。そんな夢のような話をかなえてくれる施設が昭和六二（一九八七）年一〇月、

吉祥寺北町四丁目の静かな住宅街の中に出現した。市立北町高齢者センターである。単独施設としては、日本で初のデイサービス施設だった。

敷地面積七三八・九三平方メートル（当初）。鉄骨（一部鉄筋）コンクリート造り、地上二階地下一階。延べ床面積五三八・八一平方メートル（当初）。

センター誕生のきっかけとなったのは、同所で医院を開業している山崎浩・倫子夫妻から、敷地をそっくり市に寄付したいと申し出があったこと。条件が二つあった。一つは、「高齢者のための施設をつくること」、そして西側にあ

る医院（二一五平方メートル）の一面は改めて夫妻に「無償貸与」する、というものだった。（↓資料編）

かねて「高齢者施設」を構想していた市側に異存のあるはずはない。昭和六一年六月、寄付が決まった。市では早速、どんな施設を造るか検討に入った。

有識者や地元住民も加わった「懇談委員会」が設立され、何度も話し合いを重ねた。昭和二九（一九五四）年以来、地域医療に力を注いできた山崎夫妻には、「日本で初めてのコミュニティ・ケアサロンの施設をつくりたい」という夢があった。当然、話し合いはその意向に沿う形で進められ、「コミュニティケア・サロン」と「小規模サービスハウス」を核とした建物の青写真が出来上がった。所長には山崎倫子が就任する。

当初は六五歳以上の高齢者 完成した建物の外壁は、タイル張りを模したクリーム色。玄関は東側にある。六五歳以上者なら誰でも何度でも 上の市民なら誰でも、何度でも自由に出入りできた。

一階の中心は「コミュニティ・ケアサロン」。多目的ホールや集芸、作業に使用できる。ほかに、デイサービス用のケアルーム、厨房施設、事務室がある。

心身に障害がある高齢者やひとり暮らしの高齢者のために、機能訓練や介護教室、趣味の活動（プログラム活動）、ランチクラブ（昼食会）などのデイサービスが行われる。

広い窓から、手入れの行き届いた庭園が目に入る。中央にシンボルツリーであるハナミズキが植わっている。

手すりのついた階段を昇ると、養護を必要とするひとり暮らしの高齢者の入る一DKの「サービスハウス」が五室ある。七〇歳以上で市内在住五年以上、などの入居条件があり、費用は部屋代四万二〇〇〇円など月額七万二〇〇〇円。収入により減免制度も設けられた。



北町高齢者センターを訪問した
英ダイアナ妃（左は山崎倫子所長）

入居者は、朝食・夕食の調理、身の回りのことは自分でこなすという条件もあるが、各室ともバリアフリーで室内には三か所にプザーと集中マイクが設置され、浴室・トイレには手すりがついている。エレベーターもある。ほかに、一時的に介護を必要とする人のための「ショートケアルーム」も二ベッドあり、彼ら高齢者の身の回りの世話などに当たるライフキーパーとして、一組の夫婦が同じフロアに住み込んでいる。

二階にはほかに会議室もあり、講習会などに利用されている。

折々の行事や

デイサービスを中心に、センターの一日を追ってみよう。

幼稚園児との交流会も 開館は月々土曜日、一〇〜一六時（土曜日一〇〜一三時）。付き添いの人と一緒に来る人もいるが、ほとんどは三台あるセンターの一〇人乗りワゴンで送迎してもらっている。

一〇時半から朝のつどいが始まり、午前中は歌を歌ったり、健康チェックや軽い体操ですごす。厨房では調理師に三人のボランティアが加わって昼食の準備が進む。配膳やお茶いれ、話し相手になるのもボランティアの人たち。

午後はプログラム活動が中心になる。月曜日から日替わりで軽体操、書道、粘土・絵手紙、手芸、自彊術きょうじゆつと続く。それぞれに専門家が手弁当で指導に当たる。

折々に新年会、桃の節句、じゃがいも掘り、クリスマス会などの行事があり、時に西側にある私立中央幼稚園の園児との交流会も開かれる。日帰



北町高齢者センター園芸ボランティア
花の植え替え作業

りのバスハイク、お花見もある。まさに至れりつくせりのサービスぶりだが、全てが押し付けでなく、入所者、スタッフ、ボランティアの話し合いで運営されている。

開設当初は全国から視察者が殺到した。語り草になっているのは、平成七（一九九五）年二月七日、英国赤十字社副総裁として来日していた英皇太子妃ダイアナの訪問を受けたこと。「高齢者の優れた施設を見た」と公式日程の合間を縫ってやって来たダイアナ妃を、通所者やボランティアたちは英国の歌「アニーローリー」を歌って迎えた。高齢者一人ひとりと握手をし、一、二階を丹念に見て回った妃は「とてもアットホームな施設」という感想を残して去っていった（↓資料編）。ダイアナ妃が三六歳で不慮の死を遂げたのは二年後のことだった。

運営を支える　すでに気づいた人もいるだろうが、センターの大きな特徴の一つは、各種ボランティアの存在である。同様の施設に比べ、数が圧倒的に多い。果たしている役割も大きい。ほとんどが女性でもある。ピンクの制服ゆえに「ピンクレディーズ」と呼ばれる彼女たちは設立時、すでに六〇余人が名を連ねていたが、その後二〇〇人近くに膨らんだ。（↓資料編）

ボランティアの存在は、高橋美津江を抜きには語れない。山崎医院をよく利用していた彼女は、センター構想を知り、すぐ病院に駆けつけた。「恩返しできる時が来た。私に出来ることは何でもお手伝いしたい」と申し出て、近所

の知り合いやPTA、趣味の仲間の間を駆け回り、短時日に大勢のボランティアを集めてきた。彼女は不幸にも三周年を待たず他界したが、「彼女が時かれた種は立派に育ち、後に続くボランティア達に受け継がれている」と、山崎倫子は一〇周年記念誌の「はなみずき」の中で書いている。

グループで参加している人たちもいる。たとえば二か月に一回、民話などの読み聞かせをする「朗読の会」は昭和六三年一二月の第一回から始まって、平成一七年六月には一〇〇回を超えた。

介護保険導入 開設四年目の平成二（一九九〇）年、センターの管理・運営が、武蔵野市福祉公社に委ねられる**多少の変化** ようになった。同年、市は売りに出された隣接地約一六二・八七平方メートルを購入、敷地面積

は九〇一・八〇平方メートルとなり、一階の厨房とホールを拡張、二階には会議室を新設した。広くなった厨房は、「それまで本当に狭くて、身を縮めるようにして作業していた」という調理ボランティアたちを喜ばせた。

平成一二年、介護保険が導入され、センターは介護保険対象施設となる。開設以来、「六五歳以上の市民なら誰でも、いつでも、何回でも利用でき、手続きも簡単だった」センターは、「（介護保険の）要支援1から要介護5の認定を受け、在宅生活を送っている高齢者のためのデイサービスセンター」に役割が変わった。定員も三〇人と決められた。

しかし、開設以来所長（囑託）を務める山崎の「お年寄りの居場所」というあり様は、少しも変わっていない。

（三） 高齢者施設 市内に続々開設

市民の声と時代の風を受けて、高齢者用の施設が次々と整備されたのが、今期の福祉施策の大きな特徴である。

施設はほしい 高齢化の波が年々勢いを増していく。当然、施設を求める市民の声も強くなる。行政はこたえたくが**土地はなし**でも、本市には大きなカベがある。市史の中でもあちこちで触れているが、本市の人口は昭和四〇（一九六五）年に現在（平成二二年）と同じ二三人人台に乗った。面積は一〇・七三平方キロメートルしかない。人口密度は埼玉県蕨市に次いで全国二位。施設を造ろうにも適当な土地が見付からないのである。そればかりか、たとえ造ったとしても行政には施設を運営するノウハウがない。ならば行政は、土地取得や施設建設などを積極的に支え、運営はプロに任せたいほうがいい。要約すればこれが、本市の高齢者のための施設づくりの基本にある考え方であった。

昭和六二（一九八七）年一〇月、吉祥寺北町四丁目在住の開業医、山崎浩・倫子夫妻から「高齢者のために」と病院に隣接する土地が市に寄付され、そこに二階建ての小規模デイサービス施設「北町高齢者センター」が出来た。単独型では全国初のデイサービス施設である。二階にひとり暮らしの高齢者用小規模サービスハウス五室もある。詳細は前項で書いた。福祉公社が運営を任されている。

平成五（一九九三）年九月、緑町一丁目にあった福祉会館の跡地に、同会館の機能を引き継ぐ形で「高齢者総合センター」が完成した。ここも（一）で詳しく見てきたが、社会活動センター、デイサービスセンターとして市内の高齢者の中核的施設の役割を果たしている。

「初」ものの施設が次々

二つのセンターを先駆けとして、本市の高齢者施設の整備が本格化するのには、平成六（一九九四）年以降である。背景については「三」で触れた。この年六月、桜堤一丁目にある都の軽費老人ホーム「くぬぎ園」（昭和五二年開設）が市に移管された。五階建て、定員一〇〇人。自炊を基本とした軽費老人ホームB型施設で、社会福祉法人「武蔵野」が運営を受託した。



市内第1号の特別養護老人ホーム
「吉祥寺ナーシングホーム」



小学生の訪問で観劇会。
桜堤ケアハウスは軽費老人ホーム

六年一〇月、境二丁目に市内初の老人保健施設「あんず苑」が開設する。隣接する武蔵境病院と同じ財団法人「天誠会」の経営。市は建設費の一部を助成した。三階建て、定員四七人のほか、デイケアサービスに三〇人が通う。病院併設のメリットを生かし、医療ニーズの高い高齢者を積極的に受け入れている。

同年一二月には吉祥寺北町二丁目の旧国鉄の用地に、東京都と本市の合築で「吉祥寺ホーム」が誕生した。建物は大きく東西二棟に分かれ、東側の養護老人ホーム「吉祥寺老人ホーム」（定員一三〇人）を都が、西側の特別養護老人ホーム「吉祥寺ナーシングホーム」を本

市が建て、運営は社会福祉法人「至誠学舎」に委託した。吉祥寺ナーシングホームは市内の特養第一号である。定員五〇人。他にデイサービス、ショートステイも行っている。環境絶佳。前庭も中庭もたっぷりある。周辺に配慮して全館二階建てで、北向きの部屋はない。地域との共存を目指し、食堂や集会室を一般に開放している。一七年四月、市は組織変更した「至誠学舎東京」に運営を委譲した。

平成八年六月、桜堤二丁目に軽費老人



町の中の特別養護老人ホーム「ゆとりえ」

ホーム「桜堤ケアハウス」が出来る。四階建て、定員三〇人。デイサービスも行い、運営は社会福祉法人「武蔵野」に委ねた。元は長野県出身者の学生寮「信陽舎」が建っていた。老朽化で建て替え期に来ていたが資金的余裕がない。話を聞いた市が手を差し延べた。市が建物を建て南側の棟をケアハウス、西側を信陽舎が使い、ロビー、ホールなど老若共用のスペースを取って「春秋館」となった。時に交流会も開かれる。

同年七月、地域の住民の要望を受けて吉祥寺南町四丁目の杉並区境の土地開発公社が保有していた土地に全国初の都市型小規模特別養護老人ホーム「ゆとりえ」が産声を上げた（↓序章三）。二階建て、定員三〇人。デイサービス、ショートステイなどにも取り組む。法律では当時、定員四九人以下の特養は認可が下りなかった。山間部、離島などが例外として扱われることに着目した市が、「土地取得困難な地域特性」を訴えて実現に漕ぎつける。

建設段階から地元住民が参加、開設後も地区の福祉の会などと密接な連携を取っている。趣味活動などに、年間延べ五〇〇〇人近い市民ボランティアがかかわっている。設置・運営は社会福祉法人「武蔵野」。

「市民の力」を支えに

すでに明らかのように、市内の施設づくりには陰に陽に「市民の力」が働いている。ボランティアだけでなく、「高齢者のために役立てて」と土地や建物を無償で提供する例も、二、

三ことどもまらなく。

平成一〇（一九九八）年三月、吉祥寺東町二丁目に出来たデイサービスセンター「岡田さんち」も同様である。亡くなった岡田眞・常磐大学教授の遺志に沿って、遺族が三鷹市下連雀に本部を置く社会福祉法人「東京弘濟園」に土地と建物を寄付した。二階建ての民家に手を加えた定員一〇人のミニ施設だが、「家庭的な雰囲気を大事にしたい」と、通所者の「自由」を大事にしている。「東部福祉の会」が地域との交流の橋渡し役を務めている。

平成一二年四月、介護保険が導入された。従来、施設を利用して来た人の中で、利用できなくなる高齢者も出てくる。行政としては放っておけない。制度の欠陥を補う形で登場してきたのが、地域の老人の寄り合う「テンミリオンハウス」である。第一号の「川路さんち」（西久保一丁目）が誕生したのは一一年一月。岡田さんちと違って、こちらは土地・建物とも、市に寄付された。テンミリオンハウスは今期末の一七年までに六か所出来るが、詳しくは次の「四」で扱っている。

川路さんちと同じ平成一一年の六月、市内の特別養護老人ホームの第三号となる「武蔵野館」が関前二丁目に完成した。三階建て、定員三〇人。運営に当たるのは社会福祉法人「プラットホーム」。他にシヨートステイ、デイサービスも行っている。

境南町三丁目にデイサービスセンター「ぐっどういう境南」が開設したのも、同じ年の九月。二階建て、定員三五人。「資金を出し合って、地域の福祉活動に貢献したい」という九人の発起人たちのボランティア精神を、市は市有地の払い下げなどで後押しした。運営は社会福祉法人「とらいふ」。運営段階から地域の人たちのアイデアを取り入れ、開設後も密接な連携を保っている。発起人・地域・行政の三者（トライⅡ英語の三）とライフを合わせた名称も公募で決めた。イヌを飼っている。学校帰りに寄ってイヌとじゃれ合う小学生がいる。近所の主婦も自由に出入りする。



特別養護老人ホーム「親の家」の食堂

見事なほど地域に溶け込んだ。

翌一二年七月、緑町二丁目に医療法人社団「陽和会」が、老人保健施設として市内で二番目となる「ハウスグリーンパーク」を開設した。四階建て、定員一〇〇人。同じ町内にある武蔵野陽和会病院（旧西窪病院）の併設施設で、短期入所、通所リハビリテーションを行っている。

八三歳でかなえた夢

平成一三（二〇〇二）年四月、八幡町三丁目に一風変わった建物が出現した。南北一〇〇メートルを超える長い建物の外壁は全面紫に近いあずき色。社会福祉法人「親の家」が運営する

特別養護老人ホーム「親の家」である。三階建て、定員四〇人。四グループに分かれて生活する「グループケアユニット」型。ショートステイ、デイサービスも行っている。中町一丁目で五〇年近く家政婦紹介所を営んでいた本郷伸枝が私財を投げ打って長年の夢をかなえた。熱意に、市は財政支援で応えた。本郷は当時八三歳。「親になり代わって」の思いが施設の名称にこもる。「育った時代の雰囲気を大事にしたい」と、内部の床や壁はほとんど木製。照明にも工夫を凝らした。建物に沿って広い通路を取り、通路に面して四グループの玄関をそれぞれ設けている。

地域との交流にも力を入れ、昼食時、食堂を利用する住民もいる。時にフリーマーケット「元氣市」を開いたりもしている。

関前三丁目に平成一六年四月に出来た認知症グループホーム「光風荘」もや

はリユニット型。三階建て、定員一八人。市内で初の認知症グループホームである。(↓資料編)

市では平成一六～一七年度に、七〇歳以上の高齢者を対象に認知症予防プログラム活動を行った。高齢社会が一段と進み、それにつれて認知症高齢者の数が急増している。施設整備は今後の大きな課題だが、その意味でも関係者は「光風荘」の取り組みに注目している。

今期市内に出来た市とかかわりの深い高齢者施設を時系列で追ってきた。そのうち、高齢者総合センター、ゆとりえ、吉祥寺ナーシングホーム、桜堤ケアハウスは、市内六か所にある「在宅介護支援センター」の一つをそれぞれ併設しているが、同センターについては次項で触れる。他に、民間の施設も次々生まれている。それでも特別養護老人ホームを例にとると、常時、定員の数をはるかに上回る入所希望者がいる。施設整備は終わりのない課題である。

なお、特養への入所は従来、申し込み順を基本としてきたが、市では平成一五年四月、新たに「介護老人福祉施設入所指針」を定め、本人の状況、介護の困難性など四項目を点数化、緊急性・必要性の高い人から入所できる方法に改めた。

(四) 市外の高齢者施設に次々と市民枠

施設を造ろうにも適当な土地がない、という本市の特殊事情については(三)で触れた。一方に、施設を造っても利用者の確保が十分には見込めない施設がある。本市では市外に多いそうした施設を計画段階から資金面でサポートするなどして、代わりに本市の優先入所枠を確保しようという施策を昭和五〇年代からとってきた。

第一号は旧保谷市に

昭和五〇（一九七五）年一月、社会福祉法人「至誠学舎」が保谷市（当時）新町に特別養護老人ホーム「緑寿園」を開設した。一部五階建て、定員一〇〇人。至誠学舎の計画に、本市、小金井、保谷、田無（当時）の四市が資金面で協力し、それぞれが等分に優先入所の契約を交わした。同園は同時に都市型特養では全国初となるデイケアサービスセンターを併設、四市で共同利用することになる。

緑寿園との縁は、同じ法人が経営する養護老人ホーム「尚和園」が昭和四八年、ひとり暮らしの高齢者に配食サービスを始めた時に端を発している。本市もそのサービスを同園に委託した。尚和園は今期に入って早々の六〇年四月、改築を機に特別養護老人ホーム「サンメール尚和」に衣替えした。三階建て、定員一〇〇人。緑寿園と同様、四市が協力し、やはり四分の一ずつを優先枠として確保した。併設のケアセンターには認知症対策の相談窓口を開設、専門医を配置した。

隣り合って建つ二つの施設は、関前、八幡地区の目と鼻の先にある。ボランテアでかかわる市民も多い。その一人で関前に住む四〇代の主婦は毎週のように顔を出すといい、「ボランテアでいられることの幸せ」を語っていた。昭和六三年九月、東久留米市にあった救護施設「東久留米園」が老朽化で建て替える際、小平市上水南町に新天地を求め、三階建ての特別養護老人ホーム「まりも園」を開設した。三階建て、定員五〇人。経営する社会福祉法人「まりも会」の理事長が本市と関係の深い人だったこともあり、市は資金面で長期的に支えることになり、四五人分のベッドを確保した。まりも園は三階に、前からあった救護施設は二階に入っている。

全国初の全室 平成二（一九九〇）年二月、保谷市（当時）柳沢にあった社会福祉法人「東京老人ホーム」経営の**個室の特養も** 軽費老人ホーム「東京老人ホーム泉寮」（定員一〇〇人）と養護老人ホーム「東京老人ホーム」（同

五〇人）が全面改築して五階建ての複合老人ホームに変わり、新たに特別養護老人ホーム「めぐみ園」（定員八〇人）を開設した。やはり市が財政援助をした。三つの施設にそれぞれ五〇人、二五人、四五人の優先枠を確保した。

めぐみ園は、当時国の基準では認められていなかった特養の全室個室化を実現する。本市は資金面も含め、個室化を全面的にサポートした。

今期がスタートした昭和五八（一九八三）年には緑寿園の市民優先枠二五人分しかなかった特別養護老人ホームの入所枠は、一〇年たったこの時点で、市外だけで一五〇人近くに増えた。平成六（一九九四）年以降、（三）で見たとように、市内にも吉祥寺ナーシングホーム（六年）、ゆとりえ（八年）などの特養が出来るが、なおしばらく市外に特養を求める動きは続く。

平成六年三月には秋川市（今のあきる野市）に社会福祉法人「さくらぎ会」が開設した「こもればの郷」（定員八〇人）に六〇人分、また一〇年二月には八王子市犬目町に社会福祉法人「親和福祉会」が造った「小松原園」（同一〇〇人）に一〇人分、さらに日の出町平井の「清快園」（同一四〇人。社会福祉法人「清快福祉会」経営）が一年四月に増築した際にも一〇人分の枠を確保している。

介護老人保健施設も

リハビリを中心とした老人保健施設（介護保険導入後、介護老人保健施設と呼ぶ）の整備も進んだ。平成七（一九九五）年三月、調布市深大寺北町に「医療、看護、介護、福祉」の機能をうたう「花水木」（医療法人社団「欣助会」経営）が開設した。五階建て、定員一五〇人。五人分のベッドを確保した。花水木はデイサービスの他、一六〜二〇時の夜間ケアサービスも行っている。老人保健施設としては市内の「あんず苑」（六年開設）に続く第二号である。

翌平成九年九月、あんず苑と同じ法人が経営する「小金井あんず苑」が小金井市前原町に出来、優先枠二〇人を確保。さらに一三年三月、八王子市で病院を開業する医療法人社団「充会」が三鷹市下連雀に造った「太郎」とも協力関係を築く。五階建て。定員九〇人のうち四〇人分を確保した。

期末の平成一七（二〇〇五）年の時点で、市が財政支援を行った介護老人保健施設は市内の二か所を合わせて五施設を数えるほどになった。（↓資料編）

市外の施設は、「住みなれたまちでいつまでも暮らせるように」という理想には必ずしもそぐわないが、さまざまな制約のある中で、次善の策として高齢者の老後を支える大きな役割を果たしている。

（五） その他の高齢者サービス

この項の（三）と（四）で、今期市内外に開設した市とかかわりの深い高齢者のための施設を見てきた。それと関連して、高齢者のための住宅対策にも触れておく。

シルバーピア

平成元（一九八九）年のゴールドプランなどで国は住居に困っている高齢者の住宅を確保する方針を示した。本市ではそれが政策化されるのを先取りする形で平成二（一九九〇）年からシルバーピア

ア（高齢者住宅）の整備に着手した。（↓資料編）

まず同年一〇月、吉祥寺本町四丁目に出来た「武蔵野三宝苑」（二七戸）を、続いて三年一月、境南町二丁目の「アーバン武蔵野」（二〇戸）を確保した。

①引き続き三年以上市内に住所を有する、②収入が一定以下、③六五歳以上のひとり暮らしか高齢者だけの世帯、

を条件に希望者を募り、市は家賃の一部を補助するとともに、ワーデンと呼ばれる管理人を建物ごとに配置した。

その後、平成四年八月に吉祥寺北町五丁目の「グランドハイツ」（一八戸）、五年三月に西久保二丁目の「武蔵野清岳苑」（三二戸）などが加わったが、八年一月の一〇か所目となる「エルベセッタ田家」（境一丁目・二一戸）を最後に、初期の目的が達成されたとして新規はやめた。そのうちの一か所は四年十一月、都宮八幡町四丁目アパートが建て替えられた際、都と連携して確保した二棟（三〇戸）である。シルバークリアは総戸数一九六戸に上った。（↓資料編）

住宅対策はその後、協力不動産業者や保証会社の紹介、保証金の助成などを柱とした「高齢者入居支援事業」に引き継がれた。住宅対策課が窓口になっている。

住宅に関連していえば、平成七年一月の阪神・淡路大震災を教訓に、市では八年二月から六五歳以上の人が住む世帯などを対象に家具転倒防止金具の無料取り付けを開始、さらに新潟中越地震（一六年一〇月）を受けて一七年度には対象となる全世帯のうち、希望した三七〇〇余世帯すべての取り付けを済ませた。

在宅介護支援センター

施設とは多少性格が違うが、市内六か所に設けられた在宅介護支援センターにも触れないわけにはいかない。在宅介護支援センター（以下、センターと略）は、平成二（二九九〇）年に国のゴールドプランの中で、一一年度を整備目標として打ち出された施設の機能を有し、他市と違う点は、相談窓口でサービスの決定まで行う小地域完結型のサービス提供を行うことにある。

本市では従来、市役所一か所ですら業務を扱ってきたが、平成五年九月に「高齢者総合センター」の中に第一号のセンターを開設、八年六月「桜堤ケアハウス」に、同七月に「ゆとりえ」の中にも併設した。

特筆すべきは、センターに配置した職員の数である。最初から国（二人）や都（三人）の配置基準を上回る四〇八

人の専門職員（看護職、介護職、ソーシャルワーカーなど）を手当てした。その分、格段にサービスの質が濃くなった。

その他、「武蔵野赤十字病院」（平成六年三月）、「吉祥寺ナーシングホーム」（同一二月）の二か所に相談窓口を開設したが、一・二年度に担当地区の見直し、機能の均一化を図り、さらに中学校区に一か所設けることになって一七年一〇月、「吉祥寺本町在宅介護支援センター」が生まれ、市内六か所体制が整った。（↓資料編）

期を越えて平成一八年四月、センター機能を支援する「地域包括支援センター」が三か所に出来たが、その後の紆余曲折も含めて次回発刊の『百年史』に譲る。

ケアマネジャー たびたび触れるが、介護保険の導入は新たな業務を生み出しもした。介護認定にあたるケアマネ**研修センター** ジャーの仕事もその一つ。扱う業務は飛躍的に複雑化した。

市では介護保険導入前からケアマネジャーの研修会やケース検討会などを開いてきたが、平成一四（二〇〇二）年一・二月、高齢者総合センターの中にケアマネジャー研修センターを新たに開設した。（↓資料編）

介護保険制度の定着化とともに民間の居宅介護支援事業所も次々と出来、ケアマネジャーの育成、質の向上を図る必要性が出てきたのに対応したものに。常設の研修機関の設置は全国的に見ても早かった。

「茶の間みたい」

人生八〇年の時代である。核家族化、少子化も進み、高齢者だけの世帯、ひとり暮らしの世帯が珍しくなくなった。しかし人は、一人だけでは生きられない。友人・知己とのふれあいの場も欲した場の一つでもある。今期末の一七年までに、六か所に出来た。「来るのが楽しみ。まるで茶の間みたい」と「川路

「さんち」で八〇代の女性が語っていた。デイサービスセンターや市内二〇か所にあるコミセンも、同様の役割を果たしている。

外出支援

まちには「福祉」がいろいろある。従来から週三回の配食サービスや日常生活用具・自具の支給、入浴サービス、ふとんの乾燥・消毒、あるいは調髪サービスがあった。訪問看護活動もあった。多くは、手続きさえ済めば、家で待っているだけでよかった。しかし、高齢者とはいえ、時には外へ出かけた。病院へ行く機会も多い。そんな時、困るのは「足」の確保である。その目的ばかりではないが、市では平成七（一九九五）年一月からムーバスの運行を始めた。一二年一〇月からは高齢者・障害者を対象にレモンキャブも登場した。登録料一〇〇〇円、利用料三〇分・八〇〇円で市内と隣接区市に運んでくれるが、七割前後の人が、病院通いに利用している。

ムーバスは今期末には五路線七ルートに広がったが、そちらは第六章第三節の一に詳しい。当時のレモンキャブの窓口だった（後に市民社協に移管）福祉公社はほかにもさまざまなサービスを手がけているが、それは本節一の（一）に詳しい。

ホームヘルパー

ホームヘルパーの利用者も増えている。市では昭和六一（一九八六）年一〇月、「高齢者・障害者トータルケア事業」として料金の支払いが困難な高齢者・障害者の費用を市が負担する事業をスタートさせたが、これも福祉公社が受託した。また、平成九（一九九七）年二月にはそれまで行っていなかった早朝・夜間のホームヘルパー派遣を巡回型で実施するようになり、日中のホームヘルプサービスと組み合わせるホームヘルパーの二四時間体制を確立した。そして同年一〇月、福祉公社がホームヘルパーの養成・確保や派遣の拠点とな

る「ホームヘルプセンター武蔵野」を開設した。

そのほか、細かいサービスの一つ一つに触れる紙数はないが、第四章第二節の二で紹介する家庭ごみの「ふれあい訪問特別収集」も改めて記しておきたい。平成一五年四月から始まった高齢者世帯などを対象とするごみの戸別収集のことだが、要望があれば収集の都度、担当者が住民にひと声かけることになっている。「おはようのひと言が嬉しくて」と、吉祥寺北町のひとり暮らしの高齢者が語っていた。

市が毎年行っている市政アンケートで、高齢者福祉に対する要望が一位になったのは平成五年。以来十五年度まで、一位が定位置となった。高齢者福祉の充実もまた、終わりのない市政の大きな課題である。

四 テンミリオンハウス事業

当市には以前から全国の自治体に先駆けて誕生した自慢の福祉施設が幾つもあった。出来るたびに方々の自治体から視察団がやってきて、やがて類似の施策が各地に誕生することになる。

今期、新しく生まれた「北町高齢者センター」(↓本節三)や「0123吉祥寺」(↓第三章第三節三)もその系譜に連なる施設だが、高齢者のミニデイサービスを中心とした「テンミリオンハウス」もまた、前例のないユニークな施設として各方面から注目を浴びた。

建物は市が用意する、運営は民間に任せる(公募)、市は運営資金として年間一〇〇万円を限度に補助する、というのである。一〇〇〇万円だから「テンミリオン」ハウス。「運営を任せる」とは随分大胆な発想だが、それがど

ういう形の成果を生んだのかは、追々明らかになる。

寄贈された家屋が発端

テンミリオンハウスが生まれるきっかけとなった一軒の家がある。昭和五九（一九八四）年、西久保一丁目に住んでいた川路建造の遺族から土地（三六九・二八平方メートル）付きで市に寄贈された。生前、福祉公社（↓本節一）のサービスを受けていた故人の「福祉に役立ててほしい」という遺志に沿ったものだった。さてどう活用するか。市では早速検討に入ったが、なかなか良い案が浮かばない。折りしも平成一二（二〇〇〇）年四月から介護保険が導入されることになった。全く新しい制度である。当然、予期せざる事態が想定される。懸念される一つは、制度の導入によってこれまでさまざまなサービスを受けてきた虚弱な高齢者などの中から、要介護認定から漏れて、サービスを受けられなくなる人が出てくること。それがたとえ一人であつても行政は放っておけない。

平成一〇年六月、市では二一世紀を前にして、「高齢社会という現実を踏まえて、個人の尊厳を尊重し市民主体の活力ある豊かな地域社会を実現するために、武蔵野市のさらなる挑戦の方向性を探る」ために、有識者による「新世紀委員会」をつくった。同委員会は四つのテーマ別委員会に分かれて検討・研究を進めることになるが、その一つ「新世紀の豊かな地域社会を考える委員会」（委員長・栗田充治亜細亜大学教授）の初会議で土屋市長から「テンミリオンハウス」という名称を使って次のような提案があつた。当時の「発言要旨」（↓資料編）から抜粋すると、「福祉サービスの担い手としては、市の正規職員だけでなく、ボランティアなど地域の力と工夫が生かせる仕組みとすること」「市内に三〇〇～五〇〇か所、目安としては一丁目にか所、一気に（三年ほどで）整備することが必要」「年間の維持経費として、一か所あたり一〇〇〇万円を想定」するなどである。

直後の七月、新世紀委員会の設置要綱に基づき、市職員による「テンミリオンハウス事業検討ワーキングチーム」が出来た。同チームは八か月間に五回の施設見学、一四回の会議を開いて翌一年三月、報告書をまとめた。

自助・共助・公助と 報告書は、テンミリオンハウスを「ともに生きともに支え合うコミュニティ」、つまり「共助」

近・小・軽

の考え方を実現する施設としたうえで、事業主体（運営団体）を「一〇二名の中核的人材を

配置してその周辺に運営をサポートする非常勤やボランティアなどの協力体制が広がる」組織として、彼らが「国や都などの制度の基準にとらわれることなく、地域の実情に応じ、サービス提供主体の自発的な取り組みにより柔軟・軽快に展開」し、「現行のサービスでは十分に対応できていない緊急時の受け入れや、早朝から夜間の通所など、利用者やその家族の多様なニーズに応える」事業の展開をうたっている。そしてサービスの内容については、介護保険該当者とのすみ分けも考慮に入れつつ、「食事会や趣味活動、講演会などの地域福祉活動、小規模デイサービス、緊急的ショートステイの実施や関連サービスとして移送サービス、入浴サービスや、グループホームなどの居住施設も視野に入れる」と目一杯盛り込んだ。そして肝心の利用者については、「主に地域において、生活支援や見守り、社会とのつながりを維持する必要がある」おおむね六五歳以上の高齢者としている。（↓資料編）

行政用語を多用した報告書は熟読玩味しないと分かりにくい。テンミリオンハウスが行政による「公助」、自己責任を伴う「自助」、地域の人々による「共助」の精神をバックボーンとした施設であることが伝わってくる。

一方で、先に紹介した有識者による委員会も、九回の審議、四回のヒアリングなどを経て、ワーキングチームの報告書に足並みをそろえて同じ平成一一（一九九九）年三月、八つの具体的提言を行い、その二番目に「テンミリオンハウス事業の展開」を挙げて実現をアピールした。



テンミリオンハウス第1号の川路さんち

その後細かい部分に数々の修正は加えられたが、テンミリオンハウス事業は基本的に報告書に盛られた方向で進められることになる。キーワードは「近・小・軽」。歩いて行ける近さにあり、小さい組織で、軽快なフットワークで運営されること。そして行政と事業主体の間に、補助金の窓口となり運営をサポートする機関として市民社会福祉協議会を充てる体制が整った。同年一〇月、市は「テンミリオンハウス事業実施要綱」(↓資料編)を制定した。

第一号は西久保の 平成一一(一九九九)年一二月、テンミリオンハウス

「川路さんち」の第一号「川路さんち」(西久保二丁目)が開館した。

公的施設らしからぬ名称は、前述した土地・家屋の寄贈者の名前から取った。平屋建て、八八・二三平方メートル。月々金曜日、九〜一六時開館。利用料なし。地元で生まれ育った主婦たちがつくったグループ「萩の会」が運営に当たる。利用者も圧倒的に地元の人が多い。当初から利用者の平均年齢が高

く、一七年には八五歳に達した。

純日本家屋なので住宅街にうまく溶け込んだ。「気楽に来て楽しく過ごしてもらおうのが一番」ということで、趣味の講座が他のテンミリオンハウスに比べてずっと少ない。二二年現在、月二回の茶道、隔週のコーラスと編み物があるだけ。それとて参加は自由なので、講座に出ないで日なたぼっこを楽しみながら、編み物に精を出す人もいる。

昼食(五〇〇円)はスタッフの手作り。献立を考えるのも彼女たちの仕事で、安い食材を求めて吉祥寺方面まで足

を延ばしたりする。

庭が広い。樹木も多い。四季折々の花が咲き、つくばい（手水鉢）で小鳥が水浴びする姿なども見られる。毎年八月、この庭を会場に地元の人を招いて開くビアパーティが恒例化した。隔月で食事会（定員20人）も開いている。

「皆さん、自宅にいるような感覚で利用してくれている。もつとどんどんあちこちに来るといいですね」と代表の足立絢子が語っていた。（↓資料編）

NPO運営の第一号 平成一二（二〇〇〇）年四月、吉祥寺北町一丁目に「月見路」がオープンした。月見小路に

「月見路」

面しているのが名称の由来。市が被災者住宅に使っていた二階家の一階を改装して入った。

一〇〇・五八平方メートル。月々土曜日、一〇～一六時開館。利用料三〇〇円。NPO法人の「日本アピリティーズ協会」が運営に当たっている。同協会は昭和四一（一九六六）年設立。市内を中心に障害者や高齢者の自立支援、社会参加を支えてきた。月見路の活動の随所に、そこで培ったノウハウが生かされている。たとえば毎日一〇時半からのいすに座ったままの健康体操、毎週火曜日の保健師による健康相談、また時に協会から作業療法士や管理栄養士が来て相談に乗ったりする。日々の昼食（六〇〇円）も管理栄養士の指導で作ったものを協会が運んでくる。

開館時に「四小地区福祉の会」や地域の民生委員が協力した。その縁で彼らと運営委員会を作り、月一回、会議を開き、提言を受けたりしている。

ある日、毎日来ていた人の顔が見えない。案じたスタッフが自宅へ行ってみると、階段から落ちて動けないでいたのを見つけ、事なきを得たというエピソードがある。話の中から、地域と密着した活動の一端が伝わってくる。

「目的意識をもった人が多いので、講座のない日は来る人が少ない。要望に応じているうちに増えて」という趣味

の講座が充実しているのが自慢。午前と午後の入れ替え制だが、通していても構わない。

「関三倶楽部」は 平成一二(二〇〇〇)年五月には、「関三倶楽部」が出来た。所在地の関前三丁目から名前をショートステイも 付けた。市が失業対策事業の就労者詰め所に使っていた二階屋の一階を使っている。七六・四五平方メートル。正月の五日間を除いて年中無休。一〇〜一六時を開館時間としているが、「利用者の希望にできるだけ沿う」という方針で、早朝や夜間のデイサービスも受け付けている。利用料三〇〇円。運営に当たっているのはNPO法人の「パーソナルケア吉祥寺」。前述した方針はNPO法人と共有している。テンミリオンハウスの中で、唯一ショートステイ(二床)を受け入れているのが特徴。開設後しばらくはデイサービス主体だったが、「在宅介護支援センター」から依頼される人を引き受けたり、一泊三食付き六〇〇〇円と利用料が安いこともあって、次第にショートステイの利用者の方が多くなった。利用者のほとんどは介護度の高い高齢者だから、スタッフはマンツーマンで対応しなくてはならない。入浴やトイレはもちろん、散歩にも介助がいる。人手が足りない時は、NPO法人からヘルパーなどの有資格者が応援に来る。

ショートステイとデイサービスが重なるスタッフはてんでこ舞い。食事も「要望に沿う」結果、パンと流動食、魚と肉に分かれたりする。ボランティアはほとんどいない。いても手出しする余地がありそうにない。

二階は関前南こどもクラブが使っている。児童との交流や「茶処せきさん」を設けての地域住民との交流も試みたが、厳しい現実が壁になっている。「ここが良かったと言ってくれるのが嬉しくて」とスタッフの小河原洋子。

防災拠点も兼ねる 続いて同じ平成一二(二〇〇〇)年六月、吉祥寺南町五丁目「そらの家」が完成した。市「そらの家」がテンミリオンハウスのために初めて新築した平屋建て。一五九・三一平方メートル。地元の

主婦がつくった「グループ萌黄」が運営に当たっている。月々金曜日、一〇～一六時開館。利用料三〇〇円。

敷地が六八三・六三平方メートルと広いのは、市が防災広場として確保していた土地を利用したせい。二日前に出来た「南町防災広場」と一体化しており、「そらの家」の東側にも耐震性貯水槽や防災倉庫がしつらえられている。屋根にソーラーシステム（太陽光発電施設）を採用したことから名称が決まった。暖房、給湯、風呂などに利用されるほか、災害時には自家発電により地域の電力も一部カバーできる。

使用目的に沿って建てた建物は、使い勝手がいい。仕切りのない広間、高い天井、南に面した大きな窓は開放感がいっぱい。趣味の講座を活動の中心に据えているが、自慢はそれを支えるボランティアの層の厚さ。さまざまな分野で地域の活動に携わってきたスタッフの「財産」が生きた。

地域の行事に参加したり、逆に住民を呼び込んでの活動にも積極的で、会員の作品展や模擬店も出る一二月の「ミニまつり」は定着した。年二、三回発行の「そらの家たより」で情報発信にも意欲的に取り組む。

「困ってから来るのではなく、元気なうちに施設を見て、楽しめるうちに来てほしい」と代表の垣原睦恵は語っている。

利用者の数が一番多い 第五号は平成一五（二〇〇三）年四月、境四丁目に出来た「きんもくせい」。民家借りが一本。一二一・二〇平方メートル。月々土曜日、一〇～一六時開館。利用料なし。NPO法人「ワーカーズコープ」が一本。「きんもくせい」の第一号で、開業医が住んでいた二階屋の一階を使っている。庭に大きなきんもくせいのスタッフ六、七人が当番制で運営に当たっている。

ここも講座が多い。週の三日は午前・午後に各二講座を組み、全部で二〇を超える。利用者も他に比べて圧倒的に多い。市が目安としているテンミリオンハウスの利用者は一日八～一〇人だが、きんもくせいは二二、三人に上る。

午前と午後の二部制のせいもあるが、スタッフは「講座と講師の魅力」と分析している。他に先駆けて「麻雀」を始めた当初は「人数かせぎ」と陰口をたたかれたが、今では「健康麻雀」としてほかのテンミリオンハウスでも定番になっている。

「利用者の声を聞き、したい・やりたいことを応援する」のが方針。講座と講座を行き来するのも、一日いるのも本人次第、といった「自由」にひかれ、遠くから通う人もいる。毎日のように吉祥寺本町から自転車で行ってくる八〇歳の「お話ボランティア」の男性も、ほうちよう研ぎを手伝いながら「うん、自由がいい」。悩みは「フリースペースがない」ことらしい。

「ここがあるおかげでこれだけの人が楽しんでいる。ニーズもある。他の自治体にも広がるといい」とスタッフの一人が語っていた。

乳幼児母子も受け入れる 平成一七（二〇〇五）年三月、境南町二丁目に出来た「花時計」の建物も民間から借り

上げた二階屋。延べ床面積一三四・二八平方メートル。月々金曜日、一〇～一六時開館。

「花時計」

利用料なし。地元境南小学校のPTAの母親を中心としたグループ「3ゆう」（ゆうスリー）が運営している。優しさ遊び心をもって結びつきを大切に、というスタッフの思いをグループ名に盛り込んだ。施設の名称は「楽しい時を刻みたい」思いから。そのために、目標を世代間の交流、地域内の交流に置いた。その一環で二階を使って乳幼児母子を受け入れ、授乳スペースも設けた。高齢者の反応を心配したが、さまざまな声の交錯をむしろ歓迎する人が多く、き憂に終わった。

デイサービスは一階で。他の施設と同様、地元のボランティアを講師にさまざまな講座を開いているが、参加は自

由で、ほどよいスペースの庭に出て草花の手入れをする人もいる。

当初から構想していた児童の受け入れはいろいろなカベが障害になっているが、児童向けの月一回の茶道、二回の手芸と箏ことうの講座は実現した。

おいしい・やさしい・ヘルシーが売りの昼食（五〇〇円）は利用者全員で同じ食卓を囲む。月一回のイベントを組み、映画会やお茶の会、講演会などを開き、年一回の講座発表会も地域に定着し、年々参加者が増えている。

「子育てでお世話になった世代への恩返し。若い母親がこの活動を見て、次の世代につないでいってくれるのではないか」と語るスタッフがいた。

地元NPOが運営する 七か所目となるテンミリオンハウス「くるみの木」が中町三丁目に出来たのは平成二〇〇八年（二〇〇八）年一〇月。高齢者の住んでいた平屋建てを借り上げ、ウッドデッキなどを

新設した。八二・一一平方メートル。月々土曜日、九・三〇～一六時開館。利用料なし。一〇年来、地元で幅広い世代を対象に生活支援などに取り組んできた主婦たちのグループ「ワーカーズどんぐり」（NPO法人）が運営を担っている。「地域ぐるみ」「くるくる、みんな集う家」というのが名称の由来。

講座（一〇〇円）を中心とした活動は他のテンミリオンハウスと同じだが、利用者もスタッフも午前、午後に分けている。高齢者を抱えて身動きできない人に、「一日くらいはゆっくりしてもらおう日があってもいい」と週一回「カフェの日」を設けた。

「地域に広がった施設」を目指して大きめの看板を掲げ、道路端に「喫茶」の案内板も置いた。散歩の途中に立ち寄る市民もいる。

地元の人と一緒に育てていく施設を目指す。障害を持つ子どもがいる親たちにも楽しめる時間を、と障害児を預かるのもその一環（レスパイト＝一時間八〇〇円）。多機能トイレも取り付けた。

講座を担当する講師やボランティアはこの施設も無償が原則だが、ここでは該当する一四、五人に、①上限五〇〇〇円、②交通費程度、③無償、の三案を提示、選択してもらっている。

NPOの活動で資金面でも苦労してきた代表の鈴木裕子たちは、補助金を「夢みたい」といい、新しい展開に意欲を燃やしている。

市民の福祉観を一変させる 見てきたとおり、多くのテンミリオンハウスは一人で通える六五歳以上の高齢者を対**壮大な実験!?** 象に、プログラムとも呼ばれるさまざまな講座を組み、食事やおやつタイムを設けて

いる。とはいえ、個々に見ると、施設の名称同様、それぞれに個性がある。建物の大きさも一様ではない。事業主体も違う。地域との付き合い方にも温度差がある。ボランティア感も異なる。「デイ」といいながら午前と午後の入替え制を採っている所もある。そんな中で、どこの施設も利用者の足をどうつなぎとめるか、どうしたら楽しく過ごしてもらえるか、に頭を絞ってきた。絞った結果を実行できるのも「運営を任せた」成果といえる。

しかし、当初三〇〜五〇か所を目標としていたテンミリオンハウスだが、平成二一（二〇〇九）年現在、開設は七か所にとどまっている。建物が確保できない、運営の引き受け手がない、ことなどが背景にあるが、他のデイサービス施設との兼ね合いもあるらしい。市福祉保健部が一九年四月にまとめた「福祉保健部施設等整備検討報告書」では今後の整備目標を、「既存の高齢者在宅支援施設の配置を勘案すると…最大でも地域社協の配置地域ごとに一か所ずつ」と軌道修正している。一三か所が目安ということになる。

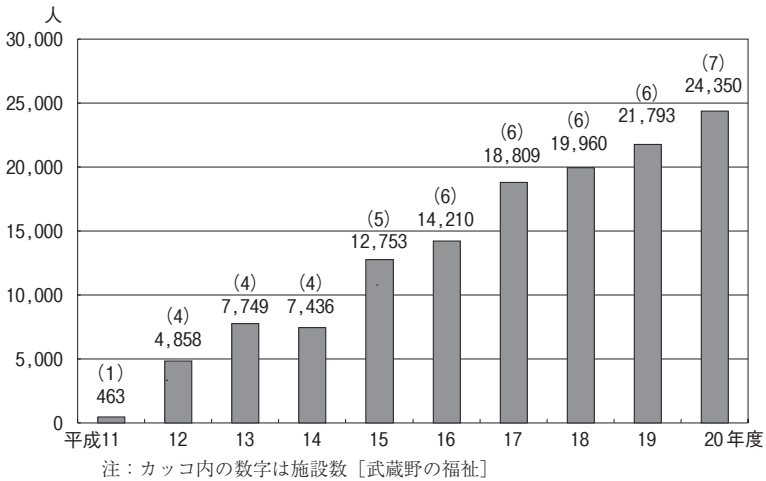
表 2-2-1 テンミリオンハウスの平成17年度運営実績

		川路さんち	月見路	関三倶楽部	そ〜らの家
収入 (円)	補助金	8,600,000	10,000,000	10,000,000	9,619,384
	利用料	0	734,300	2,678,800	590,800
	その他	1,243,871	1,270,111	907,500	2,658,639
	収入合計	9,843,871	12,004,411	13,586,300	12,868,823
支出 (円)	人件費	6,804,000	9,416,839	10,800,240	8,190,100
	管理費	1,787,688	1,298,236	1,895,858	2,749,289
	事業費	1,311,066	1,517,432	1,398,433	2,037,348
	支出合計	9,902,754	12,232,507	14,094,531	12,976,737
開設日数	281日	293日	デイ 357日 ショート331日	255日	
延べ利用者数	1,855人	2,971人	デイ 893人 ショート525人	3,452人	
ボランティア延べ人数	150人	326人	38人	744人	
		きんもくせい	花時計	くるみの木 (注)	注:「くるみの木」は平成20年開設のため数字はすべて20年10月～21年3月の集計。
収入 (円)	補助金	10,000,000	9,851,433	5,000,000	
	利用料	0	0	104,026	
	その他	2,727,235	1,723,982	1,332,578	
	収入合計	12,727,235	11,575,415	6,436,604	
支出 (円)	人件費	10,162,401	6,923,200	2,441,226	
	管理費	1,546,747	2,894,407	1,937,604	
	事業費	1,060,262	835,043	1,684,820	
	支出合計	12,769,410	10,652,650	6,063,650	
開設日数	297日	253日	134日		
延べ利用者数	5,403人	高齢者2,500人乳 幼児1,210人	1,423人		
ボランティア延べ人数	686人	612人	334人		

[武蔵野の福祉]

前述したとおり、テンミリオンハウスは全国に例のない施設である。お手本がないだけに、課題も多々出てくる。前記報告書でも、①施設により利用登録者にばらつきがある、②利用者が固定している、③地域住民の運営する施設に帳簿管理などにあいまいな点がある、などを挙げているが、何より大きいのは運営資金の確保である。七施設のうち三施設で利用料三〇〇円を取っているが、収入の大半を占めるのは一〇〇万円を限度とする補助金。全収入の七五・五〜八五・七パーセントを占めている。そのうち、六〇・四〜七九・一パーセントはスタッフの人件費で消える（一八年度実績）。一か所一〇万円以下の修繕費は施設負担、

図2-2-1 テンミリオンハウスの延べ利用者数の推移



というのもこたえる。その結果、今期の最終年に当たる一七年度の決算では六か所（当時）中五か所が赤字を計上した（表2-2-1）。幸い繰り越し金のやり繰りなどで翌年度はあら方改善したが、ゆとりある運営とはほど遠い。

ちなみに補助金の算定基準の概略を記すとー。

年間平均の一日の利用者数五人、週六日、一日あたり八時間開館で基礎的経費として六五〇万円支給。ほかに一日の利用者数が一〇人まで一人増す毎に四〇万円（限度二〇〇万円）を加算。また運営法に応じた加算として、スタッフの延べ人数で六五歳以上が半数以上いると五〇万円、ボランティアが年間延べ三〇〇人以上いると五〇万円、緊急ショートステイがあると一日あたり八〇〇円、などと細かく定められていて、トータルで一〇〇〇万円以内となっている。

テンミリオンハウスは、施設こそ小さいが試みていることは大変大きい。可能性も秘めている。市民の福祉観を一変させるかもしれない壮大な実験、と見ることもできる。

五 介護保険制度スタート

介護保険が導入されたのは、平成二二（二〇〇〇）年四月一日からである。介護を必要とする高齢者を社会全体で支えよう、というわが国の保険制度では画期を成すものだった。

本市は、同保険が実施に至る過程で、一自治体としては異例ともいえる提言を、全国に向けて繰り返し発信した（↓資料編）。背景にあったのは、それまで本市が取り組んできた福祉政策の特徴である全国初の地域ケアセンターや福祉公社、0123吉祥寺、都市型小規模特別養護老人ホームなどに象徴されるさまざまな先進的取り組み、国基準や都基準を上回る高いサービス水準の提供、あるいは配食サービスや施設運営を支える市民ボランティアによる「自助・共助・公助」による福祉のまちづくりが、制度の導入によって、たとえ僅かであれ失われることになりはしないか、という危機意識があったからにはかならない。

全国の市区町村に 介護保険が国の政策として具体化してきたのは、平成六（一九九四）年一二月策定の「新ゴールドプラン」
書簡を発送 ルドプラン」（高齢者保健福祉五か年計画）あたりからだだが、細かい途中経過は省略して、介護保険をめぐる本市の動きを検証しておく。

平成八年六月、厚生省（当時）が「介護保険制度大綱」を発表すると直ちに、庁内に「介護保険対策研究チーム」（事務局・福祉計画課⇨当時）を設け、介護保険制度導入によって起る問題点と対策の検討に着手した。

同年九月二一日、土屋市長は政府・与党がまとめた介護保険制度試案に対する問題点を指摘した「介護の充実は、

介護地方消費税の創設で」とする書簡（↓資料編）を、全国六六七（当時）の市長と東京都二三区の区長に送付した。これが、以後数次に及ぶ「武蔵野市発」の文書の第一号である。

この書簡で市長が指摘したのは、①介護保険制度の導入で保険証の発行事務など巨額の事務経費が必要となる、②財政力の弱い市町村、高齢化率の高い市町村では独立・安定した運営が成り立たず、第二の国民健康保険制度になりかねない、③介護保険制度の導入によって介護サービスの水準が現行より低下する懸念がある、といった点であり、解決策として介護事業の実施主体を市町村とし、地域の事情により独自に上乘せも可能なフレームにすること、財源は介護地方消費税を創設し、現行の消費税に付加することなどだった。

直後に開かれた全国市長会理事・評議員合同会議で、厚生省老人保健局長から介護保険の骨格の説明があり、一定水準以上の人からは保険料を年金から天引きする考えが示されると、土屋市長は再度、「『市町村長は鬼になれ』というのだから…介護保険」と題する書簡（↓資料編）を、前回と同じ宛先に向けて送付した。憲法の国民の義務を引き合いに出し、年金から保険料を天引きすることに疑義を呈したのである。

土屋市長の攻勢は続く。年が明けた平成九年二月、独自の介護保険法修正（案）を発表し（↓資料編）、自民党の全国会議員に宛てて送り、同時に、①事務が膨大・複雑で行政改革に反する、②一律の保険料は逆進性をもった人头税の性格をもっている、などと指摘した。

同月には、日本婦人有権者同盟武蔵野支部主催の「介護保険を考える市民の集い」（武蔵野公会堂）に出席、菅直人前厚生相らとディベートも行ってゐる。

まだ間に合います 平成九（一九九七）年九月、市は介護保険ブックレットの第二弾『介護保険について、もう一とブックレット 度考えてみましょう。まだ間に合います』（↓資料編）を発刊、政府、国会議員、全国の都道府県知事、市町村長に送付、市内の全戸にも配布した。サービス供給体制の不備、コンピューターで判定する介護度の信憑性、被保険者の保険料負担など、介護保険法案の問題点に言及したものであった。

すでに五月、「介護保険法案及び施行法案」が衆議院で可決され、参議院に回されていた。

一月、土屋市長は全国市長会理事・評議員合同会議で法案の慎重審議と基盤整備の充実、要介護認定の公平性確保のため関係機関に働きかけることを要請、続けて自身の呼びかけに応えた全国八七市長と連名で「介護保険法案慎重審議のお願い」を参議院厚生委員会委員長をはじめ関係者に提出した。（↓資料編）

しかし、「介護保険法案及び施行法案」は二月初め、基盤整備について国の責任を明確にした修正案を盛り込んで参議院で可決され、同月九日、衆議院で再度可決、成立した。

平成一〇年一月、市では市内に「武蔵野市介護保険導入市内推進委員会」（委員長・第一助役ほか一人）を設置した。四月、高齢者福祉課に介護保険担当を配置、一〇月には福祉保健部に介護保険準備室を開設、一年半後に迫った法律の施行に備えた。

この間、同年九月から一月にかけて、厚生労働省の実施要綱に基づいて全国各自治体で高齢者介護サービス体制支援事業（要介護認定）のモデル事業が実施された。介護保険制度を円滑に運用するために必要な事前準備として、要介護認定や介護サービス計画（ケアプラン）の作成など、実務上の課題や対応策について調整・研究し、結果を制度施行に反映させるのが目的だった。その結果、独居高齢者の方が家族同居の高齢者より一次判定の結果が軽くなる、

要介護者本人の「自立意欲」や家族の介護度が調査に反映されない、といった問題が出てきた。

ブックレット**第二弾も** ブックレットの第一弾から一年三か月経った平成一〇（一九九八）年一二月、市は介護保

全国の市区町村へ 険ブックレットの第二弾となる『厚生省に期待する 介護保険の大胆な改革を！』（↓資料編）を出し、第一弾と同様に政府、国会議員など多方面に送付した。第一弾で指摘した問題点が未解決であるばかりか、モデル事業実施や準備事務を進める中で、前述したようにますます制度の矛盾や問題点が浮かび上がってきたためである。

明けて平成一一年、市では三、四月、全国の八市町とともに厚生省の依頼で「要介護認定一次判定ソフトの改善へ向けたロジック検証（ミニモデル事業）」を実施している。そして六月一五日号の「市報」特集号「介護保険制度」介護保険制度の改革と充実へむけて」を発行、制度の概要のほか、実態調査の概要や準備状況などを市民に報告した。ここでは、介護サービスの仕組みについて、今までは税金を中心とした公的サービスの提供だったので相談を受けてからサービス提供まで市が一貫してその役割を担ってきたが、介護保険制度が始まると社会保険制度による保険給付となるため、利用者とサービスを提供する事業者との契約によるものなることを強調した。つまり、「措置」から「契約」への移行である。

また、市内在住の六五歳以上の高齢者約二万人を対象とした実態調査に関し、六七パーセントの回答を得て、「高齢者のみの世帯」が五九・一パーセント、希望する介護の場所として「在宅」を望む人が五七・五パーセント、介護が必要になった場合、「公的サービスを利用する」とした人が四四・六パーセント、といった数値を明らかにした。

同年九月、制度導入を半年後に控えて、市はブックレットの第三弾となる『介護保険制度 混乱回避のために緊急

提言 二八〇万人のプライバシーの危機！ なぜ厚生省はオンラインで結ぶのか！(↓資料編)を出し、政府、国会議員、全国の知事、市町村長らに送付、前回と同様、市内の全戸にも配布した。厚生省が、全国の自治体で調査した介護保険認定申請者の個人情報(八五項目の心身状況調査)をオンラインで同省のコンピューターに直結しようとしていることが分かり、プライバシー保護の観点から中止すべきであること、また、自治体のモデル事業として行ったコンピューターによる介護度の一次判定で実態とかけ離れた結果が数多く見られたことを踏まえ、コンピューターの判定結果はあくまでも参考にとどめ、介護保険法に基づき介護認定審査会での審査を重視すべきだ、と提言したのである。

要介護認定のモデル事業では、ほかに、たとえば現行のサービスを使っている人の中から、かねて危惧していたとおり、要介護認定で非該当となる人が出てくることが予測されることも分かった。市ではその場合に備え、仮に非該当になっても現在のサービス水準が低下しないよう、高齢者福祉総合条例の制定やテンミリオンハウスなど本市独自の施策に一層力を入れる意向を表明した。

平成一二年二月、市は在宅重視の施策や寝たきり・閉じこもりを予防する施策を積極的に進めてきた観点から、介護保険が始まって、訪問介護・通所介護・通所リハビリテーションの三サービスについては、自己負担となる一〇パーセントのうち七パーセント分を助成し、居宅サービスの利用促進を図る、と発表した。

制度実施を目前に控えた三月、本市の第一期介護保険計画期間(平成一二〜一四年度)に関して介護保険事業計画策定委員会は「最終報告案」を出す。介護保険導入庁内推進委員会も、事業計画、条例案などの最終審議を経て解散した。そして同月二八日、介護保険条例、高齢者福祉総合条例が市議会で可決され、介護保険に向けた準備が全て整っ

た。

この間、市長や市が全国に向けて発信した書簡やブックレットは五回に及んだ。その背景については前に触れた。福祉計画課（当時）において一部始終にかかわってきた笹井肇は語っている。「武蔵野市の問題提起は、そもそも介護の本質とは何なのか、血の通った温かみのある地域社会の実現のために何が必要か、高齢者の自立・自尊をいかに保障するか、ということであり、その方法とシステムづくりについて、国の政策形成過程で、地方自治体としての主体的意見として異議申し立てと対案を提供したものの。その後の国の政策にも随所で生かされている」と。

介護保険の概要

ここで介護保険制度のアウトラインをまとめておく。介護保険は、四〇歳以上の人が保険料を支払う、介護が必要になった時にサービスを利用する社会保険制度である。サービスの利用時には保険者である市に申請し、要介護認定を受けた後、サービスを提供する事業者を自由に選択して契約を交わし、原則として利用したサービスの費用の割を本人が負担する。

介護保険の対象者（被保険者）は年齢によって二つに区分されている。「第一号被保険者」とされる六五歳以上の人は市から介護が必要と認定された場合にはサービスの利用ができる。一方、「第二号被保険者」である四〇～六四歳の人は老化が原因とされる病気で介護が必要になった時にのみ、サービスの利用が認められる。

申請を受けると市は認定調査を行い、その結果を基にコンピューターで一次判定結果を作成する。これとは別に、申請者の主治医に意見書を求め、二点がそろくと介護認定審査会で介護度が審査されて決定する。介護度は軽い方から「要支援一・二、要介護一～五」の七段階に区分され、介護の必要がないと判定されると「非該当」となる。結果の通知が申請者に送付されると、申請者は事業所（サービス提供機関）に所属するケアマネジャーに居宅サービス計

画（ケアプラン）の作成を依頼し、それが出来るとケアマネジャーからサービスの内容・利用者負担などの説明を受け、問題がなければ承認し、その後はサービスの種類ごとに事業者と契約し、サービスを利用することになる。

サービスの種類には訪問介護、通所介護などの居宅サービスのほかに、要介護一～五に認定された人が利用できる特別養護老人ホームなどに入所できる施設サービスがある。

介護保険制度では、前述のように原則として費用の一割を利用者が負担する。残りの九割分については、公費と保険料で半分ずつ賄うことになっており、公費の負担割合は、原則として国が二五パーセント、都と市が各二二・五パーセントで、保険料の負担割合は第一号被保険者一七パーセント、第二号被保険者三三パーセント（制度施行当初）、となっている。なお、市が保険者として保険料を設定するのは第一号被保険者についてであり、高齢者の数やサービスを必要とする人の数、サービスの供給量の予測などに基づいており、介護保険のスタート時は三三〇〇円だったが、実際に保険料を払い始めた時期については、後に触れる。

市報を使って 再三言うとおり新しい制度である。なかなか理解が行き届かない。市では「市報」を使って周知徹

周知徹底 底に努めた。まず、制度発足に当たって平成一二（二〇〇〇）年四月一日号で、制度の円滑な実施

のため、介護保険事業特別会計に約五二億円を計上したこと、また制度の立ち上げに際して留意したこととして、①これまでの福祉の水準を落とさない。新しい制度で充足できないサービスについては、一般会計の中で日常生活支援事業として位置づけ、引き続きサービスを提供する。そのために「高齢者福祉総合条例」を定めた、②介護保険給付の居宅サービス利用促進のため、一部サービスについては利用者負担一〇パーセントのうち、七パーセント分を一般会計から補助する、③要介護認定を正確に行うために、調査員には公的な職員を充て、さらには調査員が介護認定審

査会に同席して補足説明をすることにした、④苦情処理を身近なところで迅速に行う仕組みとして、サービス相談調整専門員を配置したことなどを挙げ、さらに介護保険制度だけでは不十分であるため、市独自の施策で補っていくこと、厚生省が介護保険制度は実施しながら（運用方法を）考えようといっているため、市としては今後も抜本的な問題点の改革と具体的に改善すべき点を提言していく姿勢を明らかにした。

続いて「市報」の七月一五日号では、国の経過措置として四～九月の半年間は保険料を徴収しないこと、一〇月から徴収が始まるが翌一三年九月までの一年間は半額になることを伝え、一二月一五日号では「武蔵野市の介護保険制度の現状と取り組み」として、サービスの利用回数、提供量が伸びていることなど制度開始から八か月経過した時点での数値を検証した。

そして平成一三年三月、「武蔵野市ケアマネジャーガイドライン」（第一版）を発行する。ケアマネジャーの業務を平準化するのが目的で、一六年三月には第二版を出している。

さらに平成一四年一二月、「武蔵野ケアマネジャー研修センター」を高齢者総合センターの中に開設した。「高齢者福祉」の項でも触れたが、介護事業に民間の参入が相次ぎ、ケアマネジャーの質の向上を求める声が出てきたことに応えたもので、市町村レベルでは全国初の研修専門機関となった。翌一二月には、「武蔵野市介護老人福祉施設入所指針」を施行した。老人福祉施設とは特別養護老人ホームを指し、指針は申し込み者の状況を客観的に数値化するもので、これにより市関連の特別養護老人ホームの入所については、それまでの「申し込み順」から、数値を基にした「必要度の高い順」に変更された。

第二期に入り 介護保険制度は平成一二(二〇〇〇)年四月から三年間を第一期事業計画期間として、一五年四月から第二期事業計画期間に入った。市では、保険者として第一期に行ったことを基本的に継承しながら、第二期は実際の分析と制度の検証を行った。

提言、再び から第二期事業計画期間に入った。市では、保険者として第一期に行ったことを基本的に継承しながら、第二期は実際の分析と制度の検証を行った。

平成一五年一二月、これまでの実績から解決すべき課題をまとめ、介護保険料の設定、徴収方法、保険者の権限、事業者指導、居宅と施設のバランス、ケアマネジャー業務の充実と質の向上など、五項目について一二の提言をまとめ、「介護保険施行五年後の見直しに向けて」武蔵野市からの提言(↓資料編)として厚生労働省に提出した。

翌一六年一月には、「介護保険と障害者施策の統合と被保険者の年齢引き下げに反対です!!」とするパンフレット(↓資料編)を作り、国や全国の市町村長に送った。国が被保険者の年齢引き下げ(二〇歳まで)を検討しているのに対し、実施されると二〇歳代、三〇歳代の障害者の割合は二%で、残り九八パーセントは負担あつて給付なしということになるため、給付と負担の一致が原則である保険制度にはなじまない、とするものだった。

予防重視型システムへ

介護保険制度はスタート時から、施行後五年を中途として制度全般を見直すとされていた。すでに期を越えているが、今期の数々の提言にも関連するのでもう少し後を追うことにする。

平成一八(二〇〇六)年四月から始まる第三期介護保険事業計画期間(二二年三月まで)については、次の三点の趣旨による制度の大幅な改正のもとで運営されることになった。

①制度の「持続可能性」の確保―急速な高齢化の進展と介護サービスの需要の拡大を見据え、給付の効率化・重点化を図る、②「明るく活力ある超高齢社会」の構築―要介護状態になつてからの事後的な対応ではなく、要介護状態

にならないための予防や状態の改善に重点を置く「予防重視型システム」への転換を図る、③社会保険の総合化―介護、年金、医療などの制度間の機能分担を明確にし、相互の調整を図ることで、効果的・効率的な制度にしてい、ことであった。

また、本市では保険給付については、サービスの提供量が増加する中で、サービスの質の向上が必要と考え、引き続き研修の充実など事業者の支援・育成を図ることにした。また、被保険者にはこれまでと同様、利用の実績である給付費通知を半期ごとに送付するなど、制度への理解を図ることにした。

予防重視型システムへの取り組みとしては、介護予防を一次から三次の三段階に分けて実施した。一次予防としては活動的な状態にある元気な高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取り組みを、二次予防としては虚弱な状態にある高齢者を対象に生活機能低下の早期発見・早期対応を、また三次予防としては要支援・要介護状態にある高齢者の改善や重症化予防を行う、という介護給付としての新予防給付である。この目的は、予防により要支援・要介護状態にある人の増加を鈍らせ、保険給付費の増加を抑制することであった。しかし、予防は治療とは異なり、その効果が表れるまでに時間がかかることや、制度上、サービスメニューや回数が限定されていることなどから予防に関する効果は国の見込みどおりにはならなかった。

生かされた 高齢者が、住みなれたまちで安心していつまでも暮らしていけるようにするためには、身近な地域で

本市の提言 各種のサービスが連携して提供されることが望ましい。その橋渡し役の機能を、市内六か所にある在宅介護支援センターや一三地域にできた「地域社協」が果たしていることはすでに他の項で触れた。また、介護保険料については、第二期事業計画期間までは五段階の所得段階区分であったが、第三期から一〇段階に改めた。所得に

占める保険料の割合は、所得段階が低くなるほど重いという逆進性が見られるため、所得者の負担を公平かつ軽減するためだった。一〇段階は全国の保険者（自治体）の中で最も細分化された設定で、本市以外で採用したのは四保険者しかない。

平成一五年二月に市が、「介護保険施行五年後の見直しに向けて」として厚生労働省に一二の提言をした話は前に紹介したが、一八年度の制度改正で、「要介護状態になることを予防するための施策の充実」「制度の根幹であるケアマネジャーの資質向上に取り組む」「居宅サービスと施設サービスとの格差の是正」「保険者に事業者の指導監督権を付与する」「個人の所得に応じた累進性保険料の採用」などが実現したのは、保険者としての本市の提言が盛り込まれた、といっている。度重なる提言は、決して無駄ではなかったのである。

六 障害者福祉

障害を持っている人の「行き場」がないのではない。養護学校を卒業した後も、生まれ育ったこの武蔵野で普通に暮らすことが出来、そして働けるという環境整備が急務だった。三〇年前の本市のゼロからの出発点は「武蔵野市百年史・記述編Ⅳ」によれば次のとおりであった。

「市内には、広域施設として都立の心身障害者福祉作業所が昭和四三年に設置されていたが、定員六〇人の限度一杯入所していて、しかも中・軽度のみなので、市内の中学校を卒業しても働く場所がないし、また重度の障害者も働きたいので、希望者のすべてを収容出来る市立の作業所を造って欲しいとの請願が、昭和五〇年六月の市議会第二回

定例会に提出され、全会一致採決となった」

その後、障害者の親たちは市議会に障害者福祉センターを設置してほしいと請願を出した。請願は昭和五三（一九七八）年一二月に採択される。障害者福祉センター設立推進連絡協議会が生まれ、藤元政信市長（当時）にセンター建設の要望を出した（翌年六月）。市は着工に踏み切り（五五年二月）、障害者福祉センターが竣工する（同年一二月）。国際障害者年が昭和五六（一九八一）年であり、本市は五五―五六年度、障害者福祉都市として国の指定を受けた。藤元前市長の決断を促す追い風となったことは事実であろう。今期末の平成一七（二〇〇五）年から遡ると、障害者の作業所整備の出発点、昭和五〇年はちょうど三〇年前である。

この三〇年間、障害者自身も、その親たちも、民間作業所も、NPOも、ボランティア市民も…、皆が施設充実という目標に向かって邁進した。そして本市にはそれぞれの障害に対応した通所施設が次々と誕生し、障害者が生まれ育った地元で多様な生き方が出来る環境が整ってきた。だが障害を持つ人一人ひとりの居場所が十分に確保されているかといえば、いまだ道遠しなのかも知れない。

平成五年には、本市の障害者福祉行政の中核となる障害者総合センターを造ったが、この公のセンターに重度重複障害者の通所施設が入ったことはひとまず大きな前進だった。それまでは重度重複障害者の多くは家族やボランティアに助けられて、小さな民間アパートを通所施設とする以外「行き場」はなかったからである。

土屋市長は就任（昭和五八年）間もないころ、「市内に東京都の福祉作業所はあるけれども、ここまで基礎的な都市基盤が整備された本市は、福祉を都に任せるのではなく、市自らが障害者のための総合施設を作るべきではないか」と、総合的福祉施設を早期に実現する決意を表明していたが、それが現実のものとなった。

真に豊かで温かい、行き届いた施策を求める意欲的な市民たちとの協働（パートナーシップ）も進んだ。その一例として「桜はうす・今泉」（桜堤二丁目）がある。平成一一（一九九九）年四月にオープンした障害者のためのショートステイ施設の第一号である。この事業を、社会福祉法人武蔵野千川福祉会（当時はNPO法人むさしの千川福祉会）に委託し、協働で障害者の家族を支えている。詳細は本項（五）のショートステイ施設の項で述べる。

（一） 障害者福祉センター

障害者福祉センター（八幡町四丁目）は、心身障害者（児）一人ひとりのよりよい生活をバックアップすることを目的として、前述のように昭和五五（一九八〇）年一月三日、市が開設した。千川上水の緑の帯が目の前にある畑の中の一角、敷地面積は一二九五平方メートルある。鉄筋コンクリート造り、地上三階地下一階、延べ床面積が一六三平方メートルである。運営や事業計画に関する協議は、センター運営委員会（障害者関係団体の代表七人・行政関係者一人・学識経験者六人）が行う。

同センターは在宅の心身障害者の通所訓練施設である。利用者の多くはハンディキャブ（車いす対応の車）で送迎される。障害者の社会参加と自立を目指すセンターの事業は次のような内容だ。

- リハビリテーション事業 身体機能の障害によって日常生活に支障がある人に、リハビリスタッフ（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保健師・看護師・看護師）が随時相談にのり、また指導して在宅生活に必要な機能訓練や生活指導を行い、必要に応じて訪問指導や外出訓練などをする。

- 総合相談事業 医療・歯科相談、日常生活用具・補装具などの相談、住宅の改造相談など。

● 音楽療法 発達に遅れのある幼児・児童が週一回音楽療法士のもとで、リズムに合わせた遊びをとおして生活適応能力を身に付け情緒面の発達につなげる。

● 視覚障害者訓練事業 視覚障害者の自立と社会参加を目指す訓練が行われる。

● ボランティア育成事業 専門的な知識や技術を身に付けたボランティアを育成する（点字・手話講習会、ガイドヘルパー講習会、失語症会話パートナー養成）。

● 日常生活訓練事業 パソコン、囲碁、創作書道、フラワーアレンジメント、絵、ソシアルダンス、卓球、健康体操など、生活を豊かにする講習や訓練が行われる。

障害者福祉センターの二・三階は働く場と生活の場である。千川作業所（知的障害者が就労を含めた諸活動を行う小規模授産施設）、いずみ作業所（身体障害者の小規模授産施設）、ひまわり作業所（肢体障害者、視覚障害者の通所授産施設）の利用者が、市から無償貸与された部屋で、ホッチキスの組み立て、シヨッピングバッグづくり、和紙づくり、箱折りなどをするほか、外に出てアルミ缶の収集、畑作業などもしている。開設当初、センターに入れなかった「愛と和の家」（重度心身障害者の通所訓練施設）の利用者は六三年、センター敷地内に無償貸与されたプレハブ平屋建て（約七〇平方メートル）の作業所を活用して通所訓練をしている。

センター地下の録音室を活用しているのは、朗読奉仕の会むさしののメンバーである。朗読しているのは「市報むさしの」「市議会だより」「ふれあい」「つながり」など。市内の視覚障害者に音声情報を届ける作業だが、各紙の毎号の内容を、メンバーが交替で朗読し、テープに収録するのである。収録が終わったテープに誤りがあれば修正をし、それらをダビングして、市内約六〇人の視覚障害者に発送する。（↓第一章第三節七）



6つの施設が入った障害者総合センター

障害者福祉センターが行う緊急一時保護事業は昭和五五年〜平成一年まで受け付けたが、緊急といながらも、公営施設のために夜間や日曜日の要望には応えられなかった。市は前述したように、三五五日二四時間利用可能な公設民営のショートステイ施設「桜はうす・今泉」を一年に開設して、同センターの事業のほうを廃止した。

(二) 障害者総合センター

ここで障害者総合センター設立に至る経緯をたどってみる。

第二期長期計画第一次調整計画（昭和六〇年度〜平成二年度）に盛り込んだ障害者福祉作業所（または総合授産センター）最終的に障害者総合センターとなる）構想の本格的な検討は、昭和六二（一九八七）年六月三〇日、武蔵野市障害者福祉施策検討懇談会（委員長・板山賢治日本社会事業大学専務理事・教授、委員七人）に委ねられた。同懇談会には、板山のほかに三ツ木任一（東京都心身障害者福祉センター職能科長）、佐藤久夫（日本社会事業大学助教授）、調一興（東京コローニー常務理事）、花岡尚人（花岡児童総合研究所所長）など、専門的研究者と実践家がいた。懇談会は六三年に、①本市の障害者対策の基本理念「ノーマライゼーション」を実現する総合館となる福祉的就労施設・授産センターの設立、②グループホー

ムの設置、③重度・重複障害者の通所施設の設置、④運営主体となる社会福祉法人の設立、⑤相談事業の充実、⑥障害者対策推進のコーディネーターとなる専門職員の配置など、本市が改善すべき課題を挙げた。

この提案を受け、「第二期長期計画第二次調整計画」（平成元～六年度）には、次の（一）（二）が明記される。

（一）重度・重複障害者の更正・訓練に対する施設福祉は、本市の障害者福祉施策の中で最も欠けている分野である。学校卒業後、これら重度・重複障害者は市内の民間施設と市外の施設を頼って通所しているのが現状である。「親なきあとの子」の処遇を含めて深刻な問題である。地域社会の中で共生出来る方策として、当面、重度・重複障害者の通所施設の新設について真剣かつ積極的に検討する。

（二）就労を希望する障害者に個々の能力、適性、興味などに基づいた多様な就労の場、機会を提供することは障害者の社会参加を促進する方策として極めて重要である。現在、市内には東京都武蔵野福祉作業所ほか民間施設として千川作業所、第二せんかわ作業所、光の家いずみ作業所、愛と和の家があるが、障害者の就労の場を十分確保しているとはいえない。特に学校教育を終了した障害者の多くが福祉的就労の場を求めている現状を考慮し、そのニーズに合わせた処遇を考える必要がある。

障害者のための この通所施設の具体化を目指し、平成元（一九八九）年五月に「心身障害者福祉施設調査研究会」
中核施設を （委員長・板山賢治・委員二人とワーキングスタッフ）が設置され、市の障害者施設の中核施設の
 の具体的検討に入った。

初めの構想段階から約九年余をかけ、武蔵野障害者総合センター（吉祥寺北町四丁目）は平成五年六月三日にオープン、心身障害者の就労の場、重度・重複障害者の活動の場が実現した。同センターの敷地面積は一七〇一・八五平

方メートル(武蔵野市が法人に無償貸与)、鉄筋コンクリート造りで地上三階(一部四階)地下一階。建築面積九〇〇・六七五平方メートル、延べ床面積三〇六九・二二三平方メートル。総工費は一七億四五〇〇万円だった。

市はセンターの運営主体となる社会福祉法人を設立した。オープン当初は「社会福祉法人武蔵野障害者総合センター」だが、六年一〇月三十一日に「社会福祉法人武蔵野」と名称変更。変更したのは、経費老人ホーム「武蔵野市くぬぎ園」(桜堤二丁目)が同年六月に都から市に移管されたのを受け、同法人が運営を受託することになり、その後高齢者福祉施設経営へと事業拡大することになったからである。八年に、経費老人ホーム「武蔵野市桜堤ケアハウス」(桜堤二丁目)と都市型小規模特別養護老人ホーム「ゆとりえ」(吉祥寺南町四丁目)の運営もすることになる。

(三) 毎日元気に通ってくる

障害者総合センターには、以下の六つの施設が入った。

- ワークセンターけやき(身体障害者通所授産施設・定員二〇人) 働く意欲がありながら企業就労が困難な人たちに仕事環境と機会を提供し、労働の対価にふさわしい工賃を支給する。障害者が仕事への自信を回復し、企業就労に対して意欲を持つようになる。ここでは印刷企画制作やデザイン、出力などをするワークセンターけやきのD・M・封入封緘発送の代行をする。

● ワークセンター大地(知的障害者通所授産施設・定員四〇人) 知的障害のある人に製パン・製菓・製麺の活動を提供し、工賃を支給するとともに、社会生活が出来るように支援をする。仕事は友好都市物産の包装、喫茶店「パールブーケ」の営業、封入封緘作業、ビーズ製品や牛乳パック再生の紙のしおり・便箋づくりのほか、市内公園の清

掃など。国産小麦一〇〇パーセントと自然塩だけの「大地うどん」、同じく国産小麦一〇〇パーセントと天然酵母の「正直なパン」は出張販売もする。喫茶室の焼きたてパンのランチは軽い知的障害のウェイターの丁寧なサービスとともに定評がある。

●デイセンター山びこ（知的障害者通所更生施設・定員四〇人） 知的障害者にはきめ細かく個別的な対応を必要とする重い障害者や、自閉症の人、重い身体障害を合わせ持つ人がいる。職員は安心感と安全に配慮しつつ作業・運動・創作・リラクゼーション・音楽などの環境を整え、障害に応じて個別に対応し、社会参加やその人らしい生活が送れるように支援している。ある人は陶芸・機織りなど、好きなことや趣味に打ち込み、ある人はパソコンの前に座って一日を過ごす。一人ひとりがここに生活の場（自分が一番落ち着く場所）を確保しているようだ。

●デイセンターふれあい（在宅障害者生活介護事業所・一日に利用出来る人数は二〇人） 在宅障害者が自分の暮らしのあり方を考え、「自律」する力を身に付ける場所。身体障害、重複障害者も地域とかわりながら充実した生活を送るため、買い物や図書館を活用した活動など、あるいは散歩・リハビリ・レクリエーション、創作活動、ワープロでの表現活動などに励む。陶芸や革工芸の作品はセンターの玄関ロビーに飾られている。

●こども発達支援室ウイズ（旧べこのこ学級・心身障害児通所訓練施設が平成一八年四月名称変更・定員一二人） 二歳以上で、発達に気がかりなところのある就学前の幼児に指導・訓練・療育を行う場。市の移管事業。幼児期～学齢期の子どもと家族の相談を受け、必要なサービスを行っている。

●暮らしのパートナーびと（相談支援事業・地域活動支援センター、地域生活援助センターびとが一五年四月名称変更） 地域で暮らす障害者と家族の生活相談窓口。緊急時の電話相談も含め、地域生活をサポートする。生

活、仕事、余暇情報の提供のほか、就労援助セミナーの開催、障害者による自主的なサークル活動の支援もしている。近隣にも親しまれる開かれた施設にしようとしミニコンサート、ミニアトラクション（無料）などをホールで開く。地域・市民交流事業をすると常に満席だ。男女の出会いや、人とのつながりを大切にしたりパーティー・イベントの企画「であいの広場」が年四回程度ある。

障害者総合センターのこれら六つの施設には毎日約一三〇人が通ってきている。

（四） 精神障害者の共同作業所

精神障害者の共同作業所設立準備会は、平成元（一九八九）年に、せんかわ第二作業所（月村己佐夫所長）の提案によって、当事者のニーズを把握するところから始まった。

精神障害者が病院を退院して在宅生活をする、精神障害者そのものについて理解が乏しい地域から特別視されるという現実がある。当事者は結局地域に溶け込めず、社会復帰もかなわないまま入退院を繰り返す。人権上の配慮から、その実数は把握出来ないが、第二金曜会（心の病を持つ障害者の家族会）によると、本市には平成一七年現在、一〇〇人以上の精神障害者（人口の一パーセント）がいて、その家族も悩み、苦労を重ねているという。

平成二年の時点で唯一、せんかわ第二作業所だけが精神障害者を受け入れていた。だが、同作業所はもともと知的障害者の作業所であるため、実践上や経営上の矛盾も生じてきた。やはり精神障害者が安心して通える独立した施設が必要だと、共同作業所の設立が求められた。

安心して通える

精神障害者共同作業所ワークハウス「むさしの」(仮称)の開設準備が有志によって平成二(一

独立した施設を

九九〇)年七月から始まった。それが実って、精神障害者共同作業所ワークショップMEW(代

表者 樋田精一)が、東京都からの補助金(年一〇〇万円)と賛助会費・寄付金などを運営資金として、三年四月

一日に設立された。MEWとはMusashino Joyful Workshopの三つの頭文字。Joyfulは楽しさが溢れる感^{あふ}じで、

共同作業所の方向性を表現した造語だが、一二年九月に特定非営利活動法人ミューとして登記する際、JoyfulをEnjoyableという単語に変更し、同時に精神障害者地域生活支援センターライフサポートMEW(市から委託)も設立した。ミューの活動の中から、就労移行支援と就労継続支援の二つを紹介すると一。

就労移行支援事業所ワークショップMEW(定員六人・中町三丁目)の対象は、病状が安定し、就労に必要な知識・能力を向上させ、一般就労や在宅での就労を目指す精神障害者である。作業所での作業や職場実習、職場探し、面接同行など、職員のサポートを受けながら就労移行の訓練をしている。精神障害者の場合、人と接することのストレスを軽減するという配慮がされていて、ほとんどの作業はパソコンが相手になる。パソコン上でのデータ入力、名刺・チラシなどの作成、ホームページ作成、リサイクル品のネットオークションといった仕事になる。

就労継続支援(B型)作業所ワークショップMEW(定員一人・中町三丁目)は、食事作りをはじめとする生産活動や、レクリエーションなどで就労継続の訓練をし、実際の仕事として自主製品(ケーキ・手芸品)作りや下請け作業、リサイクルショップの運営、公園やビルの清掃などを行っている。

精神障害者にとって共同作業所は働く場であると同時に、安らぎの場であり、生活を整える場である。病気の再発や再入院を食い止める防波堤の役割も果たしており、さらに一般就労へ踏み出す中間的役割も担っている。

精神障害者を取り巻く課題は多い。市民の理解を得て、家族の悩みを軽減すること、さらに親なき後の（家族と離れたグループホームなどの）地域生活もその先の課題となる。

(五) ショートステイ施設

市単独のショートステイ施設「桜はうす・今泉」（桜堤二丁目・二床）のキャッチフレーズは「二四時間三六五日体制で家族を支援します」である。運営はNPO法人むさしの千川福祉会（一四年に社会福祉法人武蔵野千川福祉会と改称）に委託し、市が年間一〇〇〇万円を補助する初の協働事業。開所したのは平成一一（一九九九）年四月。従来の役所ベースでは応じられなかった生活部門のサービスとケアを可能にした。大きな一歩である。

桜はうす・今泉の登録者はたちまち二一七人となった。初年度（一一年度）の利用日数三三二日。一二年度は登録者が二五五人、利用日数は三五五日だった。一六年度登録者は二九四人、利用日数は三三八日。休んだのは暮れと正月だけという。ショートステイがどれほど求められていたかを示す数字といえよう。

家族にも休息の「障害児をショートステイに預けて、健常の子どもの運動会を初めて最後まで見ることが出来た。**時間が必要だ** これまでは障害児を家で留守番させて出かけたから、ほんの一瞬しか見られなかった」とか、「障害者を抱える家族に休息の時間はなかった。初めてショートステイにお願いして、日帰りのバス旅行に行けた」と、リフレッシュしたらしい家族のはずんだ声を聞くとやりがいがある、と職員はいう。

「私たちが平成六年に『親に休養の機会を』と、レスパイト（介護休養）事業と呼ぶ援助を始めたのは、地域で暮らし続ける知的障害者にとって、家族の休養は非常に重要なものと位置づけたからです。介護する立場から一時で

も離れて休養を取り、心身を立て直す機会があれば、家庭はどんなに安定するか計り知れませんが、同時に本人にとっても親から離れて生活する時間は、大人としての自覚を持ち、精神的自立を高める機会になりますね。これは両者に大きな意味があるのです」と、武蔵野千川福祉会常務理事・月村己佐夫は言う。

社会福祉法人武蔵野千川福祉会はショートステイ「井の頭はうす」（吉祥寺南町四丁目、二〇年開設、四床）の運営も委託され、こちらは市から二〇〇〇万円の補助を受けている。障害者自身の「自立生活体験」の施設であると同時に、地域と連携し情報提供や「総合相談事業」もする施設として利用されている。

ショートステイハウス「なごみの家」（八幡町四丁目・二床）は一二年四月一日、障害者福祉センターに隣接する旧施設を改修して市が開所した。こちらは社会福祉法人武蔵野が運営する。市内在住の知的・身体障害者（児）の家族のレスパイト、緊急一時保護、障害者本人の体験利用、タイムステイに使われている。送迎、食事サービスもある。

（六） グループホーム

知的障害者グループホーム「天の薨」（境五丁目）が平成一三（二〇〇一）年一月開設された。「天の薨」は某篤志家が提供した普通の住宅を転用した。社会福祉法人武蔵野千川福祉会が運営している。また一四年一月には「やはたハウス」（八幡町二丁目）も出来た。こちらは社会福祉法人武蔵野が運営している。知的障害者のグループホームは、このほか「関前桜寮」（関前五丁目・社会福祉法人武蔵野千川福祉会が運営）、「ひまわりハウス」（関前五丁目・NP〇法人ひまわりが運営）、「友愛寮」（緑町三丁目・学校法人武蔵野東学園が運営）などが次々と出来、集団生活の最小限のルールや個人のプライバシーを守りながら障害者同士それぞれがライフスタイルを大切にして暮らしている。

(↓資料編)

精神障害者のグループホームとしては、一七年二月に開設された「ミューのいえ」(NPO法人ミューが運営)がある。地域でのひとり暮らしを希望しながらその自信がないために、世話人や仲間の助けを借りて、ひとり暮らしの練習をする場所としており、入所期限は原則三年である。

重度身体障害者のグループホームとしては「RENGA」(八幡町三丁目)が今期をオーバーするが一八年四月にオープンした。こちらは木造二階建てで五人が暮らす。部屋は個室。食事作りや入浴などの生活全般を近隣の市民に支えられている。社会福祉法人武蔵野が運営する。重度肢体障害者共同生活寮を作る会(昭和五三年三月発足)が武蔵境のアパート「あづま荘」を借りての通所訓練をスタートさせてから実に二九年かかった。その間、亜細亜大学の一般奉仕会「細流(せせらぎ)」、ボランティアあけぼの、日本青年奉仕会三六五日ボランティアなどが廃品回収や駅頭での花売り、街頭募金などをして「共同生活寮」を建設する夢を支える。通所訓練作業所・愛と和の家(五六年開設)と統合し「レンガの会」としたのが平成二(一九九〇)年。この年、愛と和の家発足一〇周年記念チャリティコンサートを開き、市民文化会館大ホールを満席にした。東京都が六年に緊急整備三か年計画の中で重度肢体障害者グループホームの整備を打ち出した時、レンガの会は社会福祉法人武蔵野と協議をし、都の助成を受けることになる。その際、同会はグループホーム建設資金として積み立ててきた資金四〇八八万円の他に車いす用送迎車などを同法人に寄付をした。これによってグループホーム実現に弾みが付いた。

自由が認められること

ここまで武蔵野市の障害者福祉の三〇年間に、話題を提供した施策を紹介してきたが、武蔵野千川福祉会の月村己佐夫の言葉を確認したい。

「ノーマライゼーションとは、福祉を取り巻く法律や制度以前に、障害者が一人の個人として尊重されることであり、自由が認められることである。障害者が地域社会で生きていくのに、健常者との間で共通感覚が形成されなければ、法律や制度がどんなに整備されても、ノーマライゼーションの理念の具体化にはならない」（千川作業所創立二〇周年記念誌「無我夢中で二〇年」）

障害者福祉センターや障害者総合センターでの送迎の時、通りかかる近所の人は必ずといつていいほど、乗り降りする障害者に声をかけ、あるいは手を振って挨拶をする。「今日も元気に来られてよかったね」「ありがとう」―何気ない会話だが笑顔がある。月村の言う「健常者との共通感覚」であろう。人里離れた山奥の施設ではなく、まちの中の施設だから、大勢の人と会える！と、利用者も職員も感じる。障害者が家に引きこもらないで、毎日施設に通ってくる意味であろう。さらに、生きがい対策としても、作業所や授産施設の存在は大きい。障害者就労支援の実践家で「チャレンジャー」（知的障害者小規模通所授産施設・境南町四丁目）の所長でもある新堂薫は言う。

「利用者（障害者）の働く能力を最大限に發揮させること、それは個々の人間的な育ちに結びついていきます。仕事に向かっただけの達成感、満足感を持つことが大事ですね。その結果が工賃を高めることによって、さらに引き出せることが大事なんです」

（七） 障害者にやさしいまち

市が補助をし、障害者の移動の自由を保障する「武蔵野市福祉タクシー」の利用者の枠は、昭和五七（一九八二）年度から拡大した。それまで身体障害者三級以上だったが―四級に、視力障害者は一級だったが―二級に、知的

障害者は一度だったが一〇三度に拡大した。視覚障害者ガイドヘルプ事業も市は六三年に開始した。視覚障害者の外出を支える。また代読や代筆をする。そのためにガイドヘルパーを派遣する制度（登録制）である。

武蔵野市指定リフトタクシー「つながり」（車いす・寝台車用ワゴン車）の運行は平成五（一九九三）年七月から始まった。「つながり」はムーバスやレモンキャブと並ぶ地域コミュニティ交通網の一つである。利用は武蔵野市民に限られるが、車いす利用の人は車いすのまま、また寝台に寝た状態でもそのまま乗降出来、車内にストレッチャー、布担架、酸素ボンベ、点滴ホルダーが備わっていて、全てに対応出来る。希望があれば看護師も同乗させることが出来る（有料）。予約制だが、緊急の場合は当日でも申し込める。但し日曜・祝日は休み。武蔵野市福祉タクシー券が利用出来、身体障害者手帳を持っている人は一割引き。市がタクシー事業者に協力事務費（一回一〇〇円）を助成する。これを一歩進めた「レモンキャブ」の誕生があるが、そちらは本節三の（五）を参照されたい。

「公共施設に関する福祉環境整備指針」は平成五年一〇月に障害福祉課が発行した。市の全施設のアプローチや駐車場、玄関まわり、スロープ、便所、洗面所、観覧席・客席、コンセント・スイッチ類、緊急時の設備、道路、ブロック、公園…、これらが障害者にとって使いやすいものになっているか、きめ細かく改善の必要を示したものだ。指針に基づいて三鷹駅北口のエスカレーター第一号が五年一〇月に設置された。高齢者や障害者にやさしいまちの整備を優先させることをうたった交通バリアフリー基本計画は別項に記述する。（↓第六章第三節四）

もっと、町に出よう！ 『もっと、町に出よう！ アルク』（A4判カラー・八〇ページ）は、平成（一九九七）九年四月、ボランティアセンター武蔵野（略してVCM、吉祥寺本町四丁目）が非売品として発行した。アルクは、町を楽しむ！ という視点に立ち、吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅圏のエンジョイエリア（一

五八店舗」と町別（市内一三町）エリアを一〇〇余人の調査ボランティアがくまなく歩いて作った「とっておきの店」ガイドである。施設や店舗毎に、一六の設備マークのうち、どれとどれがその場所に設置されているかを瞬時に知ることが出来る。たとえば、「車いす用のエレベーターがある」マーク、「職員や店員の介助がある」マーク、「盲導犬や介助犬を連れて入れる」マークがあるかないか……。これらの情報が分かるだけでも、障害者にとって外出の助けになるはずである。この企画は七年に遊企画（村井真理子・蓬田恭子・岩崎みどり）がボランティアセンターに持ち込み、八年度の事業として「マップをつくる市民の会」を創り、多くの市民ボランティアが参加して約二年で完成させた。

障害者専用とはいわずに、誰でも使えるタウンガイドにした。障害者も遊びのためにもっとまちに出てほしいというのがねらいだった。市外からの反響が大きかった。中学校の保健体育副読本にも掲載され、五〇〇〇部を作ったが品切れになった。

バリアフリー情報 平成一四（二〇〇二）年八月には武蔵野市民社会福祉協議会とボランティアセンター武蔵野 **from むさしの** が「バリアフリー情報 **from むさしの**」（八ツ折り大判のマップ）を発行した。これは、一三年九月～一四年三月の調査に基づいて作られた。

表のカラー面は「車いすのためのお役立ちマップ トイレ&駐車場」の情報だ。「イトーヨーカドー武蔵境店東館」を探したら、車いすマークがすぐに見付かった。情報欄は「住・境南町二二二二〇電話・FAX 休・無休 P有り、車いす用八台、有料、係員いる 出入り口・自動 車いす用WC有り」と懇切丁寧である。

裏の二色刷りページは「いざという時のためのお役立ちマップ 病院」の情報だ。「病院」マップには救急病院と

一般病院のマーク（赤十字）が色分けされている。マークの横にある番号と病院名はよく見える文字の大きさ。計一四三軒の病院・医院の一軒一軒の情報が一四三番 小松医院 診・内、小、循 住・吉祥寺南町（番地） 電話・FAX・休・月、祝 P・有り・無料 車いす用WC無し」と分かりやすい。

車いすで外出出来るか出来ないかは、行き先の出入り口の広さ、段差、緩やかなスロープ、車いす対応トイレの有・無で決まる。ホテル、百貨店、大型スーパー、市役所、図書館、コミセン、子ども施設、高齢者施設など市内の比較的大きな建物（七五か所選んだ）、武蔵野中央公園や井の頭公園なども、トイレ・駐車場情報がマップで分かるから、車いす利用者の気持ちは楽になる。

障害児の放課後

第二節二（二）の地域社協づくりの項で紹介した南町福祉の会の「ウイズ」（障害児の放課後活動）は平成一一（一九九九）年、地域に住む知的障害児を持つ母親のつぶやきがきっかけとなった。「保育園を卒園して遠くの小学校へ行くので地域から離れて生きていくのかと思うとさびしい」。母親の悩みを聞いた一人の視覚障害者が自宅の離れを提供した。ボランティアによってこの児童は、放課後を地域で過ごせるようになった。「ウイズ」は以降一〇年以上続いている。

四小地区福祉の会では、重度障害児を持つ母親の「大規模な震災が起こった時に、地域の人の手助けが欲しい」との要望を受け止めた。一二年九月、同会は「災害時支援マップづくり」に取り組む。その方法は、災害弱者といわれる高齢者・障害者の自宅をあらかじめ把握する。災害時に手分けして駆け付けるグループを地図の上に明記しておくのである。障害者が通っている施設には、福祉の会のメンバーが同行して、日常生活の動きも確認しておくというきめの細かさだ。

こうして地域の誰かが出来ることをやってみるところから、障害者にやさしいまちが出来ていく。

第三章
子ども・教育

第一節 学校教育

一 市立小学校の改築と統合

本市の小学校建設は、今期二三年間に、三つの大事業があった。

第一は、平成七（一九九五）年に新校舎が、翌八年に体育館棟が完成した千川小学校の改築である。地域に開放することを最初から想定して建設した本市最初の学校で、学校の施設を学校だけが使うという時代から、地域の人に生涯学習の場として開放する時代へと移る転換期を象徴している。

第二は、境北小学校と桜堤小学校を統合し、八年四月、桜野小学校を新設したことである。校舎は、境北小を改修して使用。この統合は少子化による児童数減少を反映したもので、これで、市立小学校数は、一三校から一二校となった。

第三は、大野田小学校の改築である。一二、一三年に実施された耐震診断で「危険校舎」と認定され、市は急きよ全面改築を決定、一七年三月に新校舎が完成した。屋上緑化や太陽光発電の採用はもとより、全国の小学校で初めて燃料電池を設置するなど、地球環境に配慮した点が大きな特徴である。

(1) 千川小学校の改築

千川小学校は昭和四二（一九六七）年に建設された。当時としては斬新なデザインの「蜂の巣校舎」であった。蜂の巣校舎とは、狭い校地面積の有効利用を図るため、建築面積を狭くした校舎で、廊下と階段を中央に集約し、その周りに教室を配置した六角形の校舎。上空から見ると蜂の巣の形に見えるところからそう呼ばれた。建設された千川小の校地面積は七〇九〇平方メートルで、多摩二六市の小中学校の中では最も狭かった。

千川小の蜂の巣校舎は、建てて一〇年もしないうちに、保護者ら地域住民から、改築してほしいという声が上がった。日照や通風が悪い、夏は暑く冬は冷え込む、隣りの教室の音が響くなど構造に起因する校舎の問題に加え、校庭が狭いため児童が伸び伸び遊べない、プールが校舎と道路をはさんで二〇メートル以上も離れていて不便などの理由から、校地拡張と校舎の改築を望む請願が五〇年一二月に出された。次いで五二年、千川小の南に隣接している学校法人「盈進学園」（理事長・鈴木薫）の埼玉移転計画を知った保護者ら地域住民は「千川小学校校地拡張・校舎改築促進委員会」（委員長・中里崇亮）を結成、跡地確保を求める運動を進めた。市は、代わりに千川小東北側の民家の買収に乗り出したものの、広大な盈進学園敷地購入は手つかずのままだった。

五八年夏ごろ、盈進学園の移転が「六〇年末」と具体化し、跡地が大手デベロッパーの手に渡ったことが分かると、校地拡張・校舎改築促進委員会の中里委員長ら三八〇五人は、この年の九月議会に「盈進学園跡地確保に関する請願」を出した。請願は全会一致で採択されたが、跡地の価格は約六〇億円、デベロッパー側が分割購入には応じないとあって、市は購入に踏み切れなかった。（↓資料編）

平成元年三月に、盈進学園跡地のマンション建設に伴い、「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」に基づく土地

提供分八二二平方メートルが千川小の校地となった。さらに、二年三月までに東北側の民有地一一八四平方メートルの買収が完了、これらを合わせた校地面積は、もとの面積より約二〇〇〇平方メートル増えて九〇九六平方メートルと拡大された。

これに先立ち、市は平成元年七月に、「武蔵野市立千川小学校新校舎基本構想検討委員会」（委員長・長倉康彦東京都立大学教授、文教施設専門の学識経験者五人と教育長、千川小学校校長ら市側五人で構成）を設置した。検討委員会は、千川小全教員のヒアリングなども行って検討した結果、教育の多様化に対応できる構造、生涯学習の場として地域に開放、などを骨子とする報告書を二年一月にまとめた。

この報告書の中で、従来の学校と全く異なった構造の提言があった。それは、「オープンスペース」の導入だった。教室と廊下の壁やドアがなく、従来の廊下の部分がオープンスペースで、教室と同じ広さに取ってあり、テーブルやイスを置いて、それでも学習活動ができるようになっていく。これによって、従来のような通常の授業だけでなく、グループに分かれてのテーマ研究、チームティーチング（個人個人に応じたきめ細かな指導を行うため、一人の教員だけで授業を行うのではなく、複数の教員が役割分担して行う指導形態）など多様な教育に対応でき、しかも児童生徒に開放感やゆとりを与えることができるかとされている。しかし、児童生徒は気が散って落ち着かないのではないかと、クラスがまとまらないのではないかなど、教員たちの間には、当初、オープンスペース導入に不安があった。本市には、「個別化・個性化教育研究会」という、小中学校長、教頭、教諭の希望者で構成する自主研究グループがあるが、千川小ではその後全教員がこの研究会に入り、海外の教育事情などを研究、オープンスペースを理解した。

三年八月には、武蔵野市立千川小学校新校舎基本計画策定委員会（委員長・井上文三助役）が設置された。構成は

建築の専門家二人、千川小学校の校長、教頭、教員一人、行政側から教育長ら六人のほか、地域住民三人。この策定委員会では、学校の教員だけでなく、PTAや近隣住民からも意見を聞いた。その中に、日照の関係で校舎はできるだけ南側に建ててほしいという意見があり、後の工事に反映された。市は当初、仮校舎を建てて児童をそこへ移し、旧校舎を解体してそこへ新校舎を建てるという通常の方法を検討したが、新校舎は南側にとり、地域住民の要望にこたえるため、旧校舎を使いながら、新校舎をより南側に建てる方法を選んだ。改築工事は五年九月に着工、七年二月に校舎が、八年一〇月に体育館棟が、九年三月に校庭整地など全ての工事が完成した。工事費は、体育館棟も含め、五六億五五八万円。設計は、現在の最高裁判所庁舎や警視庁を手がけた岡田新一設計事務所である。

新校舎は、鉄筋コンクリート造り、地上四階地下一階。延べ床面積は九七六二・四二平方メートル。屋上に庭園とプールがある。特徴は、前述したオープンスペースの導入のほか、屋上の緑化、太陽熱利用による給湯、雨水を利用したトイレの水洗や校庭への散水などの設備があり、地球環境（緑化・省資源・省エネルギー）に配慮していること。また、建物を通常強度の一・二五倍とし、災害時には地下の受水槽の水が飲料水として利用できるうえ、別棟に備蓄倉庫や防火水槽も設置され、災害時の一時避難施設としても使えるようになっていた。

校舎内には、大人には知られたくない子どもだけの空間「デン」（巣や洞穴を意味する英語「den」から来た言葉で、隠れ家的な用途をもつ部屋のこと）があつたり、列車の座席を思わせる、子どもたちの憩いの場である多目的廊下（通称「なかよしれっしゃ」）なども設けられている。

体育館棟は、地上三階地下一階からなり、体育館のほか、講堂（通称「ふれあいホール」）、トレーニングルーム、会議室、和室などの施設が生涯学習時代の要望にこたえて地域開放用に設けられている。これらの地域開放部分は、

学校教育活動に支障なく開放できるように入り口を別にしている。

千川小新校舎での授業は、七年四月から始まった。子どもたちは、従来の学校のイメージと全く異なる造りに最初は「まるでホテルみたいだ」といって驚き、オープンスペースにはとまどったものの、やがて大きな空間で伸び伸びとするようになった。オープンスペースの教育的効果については、後述する「武蔵野市立大野田小学校改築基本計画検討委員会」が検証を行った結果、チームティーチングにより、課題別、能力別など、学習活動を複線的に展開するのに効果を発揮し、学校行事のオリエンテーションなどを実施する場合、手軽に学年合同で多人数の児童が集まることができ、児童の状況が観察・把握しやすいことなどのメリットがあることが分かった。

歳月を経るごとに風格の出る学校を目指し、千川小の外壁はレンガ造りとなっている。また、学校が卒業生にとって「心のふるさと」となり、地域のシンボルとなるよう、建物は一〇〇年の耐用年数を持つように造られている。

(2) 境北・桜堤両小学校を統合し桜野小学校を開校

本市の市立小学校の児童数は、昭和五八（一九八三）年度以降、減少の一途をたどっている。表3-1-1「児童数の推移」に見るとおり、昭和五八年度（九四七〇人）から平成四（一九九二）年度（六五五五人）までの一〇年間に、全一三校で合計二九一五人も減少している。

こうした傾向がさらに続くこととみた本市教育委員会は、四年六月、「武蔵野市立学校適正配置等検討委員会」（委員長・大石勝男帝京大学教授）を設置、対策を検討してもらった。この検討委員会は五年三月、報告書を提出し、「標準学級数（一二〜一八学級）を割る小規模校で、学年単学級（一学年に一学級しかないこと）が複数の学年で生じること

表 3-1-1 児童数の推移

(単位：人)

年度 学校名	昭和 58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4
第一小学校	784	802	761	725	727	706	692	692	663	618
第二小学校	795	793	763	733	722	728	710	675	649	609
第三小学校	856	826	750	689	649	624	589	590	578	564
第四小学校	912	921	909	852	810	758	695	669	645	591
第五小学校	714	695	639	605	568	581	577	559	546	533
大野田小学校	1,069	1,071	1,075	1,035	1,027	999	957	929	867	829
境南小学校	1,094	1,036	1,002	903	873	802	732	695	674	660
本宿小学校	682	638	565	559	521	476	477	446	447	389
千川小学校	573	537	495	448	442	426	402	409	415	394
井之頭小学校	824	845	817	793	748	669	667	598	528	506
境北小学校	330	323	309	320	312	295	290	272	272	259
桜堤小学校	438	434	434	438	437	406	387	347	340	293
関前南小学校	399	371	348	322	304	298	298	312	312	310
合 計	9,470	9,292	8,867	8,422	8,140	7,768	7,473	7,193	6,936	6,555

〔武蔵野市の教育 平成4年度〕

は、学校教育においては好ましいことではなく、将来に向けて避けるべきであり、現在もしくは数年のうちに学年単学級の問題に直面する学校については、その問題点を解消する対策を速やかにとる必要がある」と提言、小規模・単学級の問題点として、①互いに刺激し合って学習意欲をかき立てる機会が少なくなる、②集団で行う学芸・体育行事などで活発な学習活動を展開しにくくなる、③学級の編制替えがなく六年間同じ集団になるため、人間関係が固定化しやすいなどを指摘した。

本市教育委員会は、この報告書を受け、市立学校の適正規模・適正配置の問題について検討した結果、境北小学校と桜堤小学校の児童数の減少傾向が目立ち、すでに両校とも5年度には、標準学級数を下回っており（境北小は八学級、桜堤小は一一学級）、単学級学年がある学校（境北小は四学年、桜堤小は一学年）となっていることが分かった。そこで教育委員会は、境



平成8年4月に統合した市立桜野小学校に
新しい体育館が完成

北小と桜堤小について、平成六年一〇月一日現在の〇～五歳までの住民基本台帳登録者数を基本に、過去数年の児童数の動向を見ながら七～二年度の学級数・児童数を推計したところ、特に境北小は児童数の減少が著しく、平成六年度は七学級だが七年度以降は全学年単学級になると予測された。また、桜堤小では、六年度は一一学級だが、近い将来、全学年の半分は単学級になると予測された。この結果、七～二年度の両校の児童数の推移から見て、両校合わせて二～一四学級（すなわち一校の標準学級数）にとどまることが推定された。こうした予測・推定を踏まえ、教育委員会は、早急に学校規模の適正化を図ることが必要と判断した。

学校の規模を適正化するには、二つの方法がある。一つは、学区の変更などによって、通学区域を調整することである。もう一つは、学校の統合などによる方法である。その際、配慮すべき事項は、①市内各校の間で学校規模にアンバランスが生じないこと、②通学距離・通学時間が長くなりすぎないこと、③通学路の安全が確保されること―などが一般的に考えられている。これらについて検討の結果、教育委員会としては、境北小、桜堤小とも小規模校であり、しかも隣接していることから、二校を統合して適正規模の学校とするとの結論に至った。

統合の方法は、二校を廃止して新たに一校を統合新校として設置する、つまり、境北小と桜堤小を統合して一小学

校区とし、新校を設置することである。統合新校は、昭和五二年に改築された境北小の校舎を改修して使うこととした。桜堤小は、開校は境北小より新しいものの、校舎の一部は第二中学校の旧校舎で老朽化しており、新校としてふさわしくないと判断されたのである。

教育委員会は、六年一〇月五日の定例会で、境北・桜堤両小学校を八年三月末にいったん廃校にし、同四月一日付けて境北小の校舎に統合した新校を設置することを正式に決定した。

新しい小学校の名称については、地域住民と学校側（境北・桜堤両小学校の校長・教頭ら）から成る「統合準備委員会」が公募したところ、一〇〇を超える校名案が寄せられた。これらについて、教育委員会内部で検討したが、適当な名前が見当たらないと判断、教育委員会から「桜野小学校」の案を出し、統合準備委員会に経過を説明、地域住民・学校側もこれを了承した。新校を桜野小学校とする「武蔵野市立学校設置条例の一部を改正する条例」は、七年一月一八日の市議会定例会で、全会一致で可決された。

平成七年度に、新校の校舎となる境北小の校舎改修（工事費予算額二億三二五万円）が行われ、八年四月一日、桜野小学校が開校した。児童数四四五人。本市の市立小学校の平均四七一人に迫り、学級数も一二となって、学校規模は適正化された。（↓資料編）

（3）大野田小学校の改築

大野田小学校の鉄筋校舎は昭和四八（一九七三）年に建設されたが、平成一二（二〇〇〇）年一〇月の耐震診断の結果と一三年一月の健全度調査の結果、耐震性、コンクリート強度について問題があるとの結論が出た。さらに一三

年度実施の耐力度調査報告からも、文部科学省の改築補助対象となる、いわゆる「危険建物」と認定された。

そこで市では、一三年二〜六月、改築と補強の両面で検討してきた。大野田小の場合、構造耐震指標であるI_s値は補強工事で足りる値だったが、コンクリート強度が低く、一般的な補強工事が難しいことから全面改築に踏み切った。市が校舎改築を決定した主な判断基準は、学校の安全確保だけではなく、学校機能の向上もその一つであった。校舎の東北にある体育館は耐震上問題がなかったので、そのまま使うことになった。

改築の決定に伴い、一三年一〇月に「武蔵野市立大野田小学校改築基本計画検討委員会」（委員長・長澤悟東洋大学教授）を設置、直ちに基本計画の策定に着手した。一四年三月から、校庭北側に仮設校舎を建設し、七月には児童を安全な仮設校舎に移動させた。千川小の改築では、旧校舎を使いながら新校舎を別の場所に建築したが、大野田小の場合、危険建物と判断された校舎から速やかに安全な建物に児童を移さなければならなかったからである。

同じ七月に、改築基本計画検討委員会から最終報告書が出た。基本方針は、①百年校舎、②質の高い多様な教育を目指す、③地域に開かれたバリアフリー校舎、④地球環境に配慮した学校、⑤安全（防犯・防災）を重視、の五方針。翌八月から、旧校舎の解体工事が始まり、一五年一〇月、新校舎工事に着工、一七年三月には、新校舎が完成した（校庭整備、屋外トイレ、防災倉庫などの工事完成は同年九月）。工事費は、三三億一八二五万円。

新校舎は、鉄筋コンクリート造り、地上五階地下一階。延べ床面積は一万二二四〇・四七平方メートル。コンクリートの設計基準強度を、法基準の一・六倍以上に増やし、高い耐久性を実現した。千川小と同様、百年校舎を目指している。

大野田小の新校舎も、千川小の新校舎に倣い、オープンスペースを取り入れている。質の高い多様な教育を目指す

という基本方針にこたえたものである。

子どもたちの身体にやさしい新型空調システムを導入しているのは、大野田小の特徴である。このシステムは、床下に張り巡らせたパイプに、冬は温水を通して教室を暖め、夏は冷水を通すとともに、欄間窓らんまによる通風を生かして教室を涼しくする方式。自然換気を利用した涼環境の創出は画期的で、子どもたちの体温調節機能の低下を予防する一方策として期待されている。

千川小の場合は、屋上だけが緑化されているが、大野田小では、屋上はもとより、三階、四階のテラスも緑化されている。改築に際し、基本計画検討委員会が大野田小の教職員・児童・保護者に「現在の学校で残してほしいものはあるか」と尋ねたところ、「校長池」や樹木を望む声が多かったため、池は新設のビオトープと一体化して残し、ケヤキ並木などの樹木も残した。また、屋上のブルルの日よけなどを利用し、約二〇キロワットの太陽光発電設備を設置したり、トイレや校庭散水に雨水を利用するなど、地球環境に配慮した学校となっている。

地域に開かれた学校であることも千川小と同様で、一階、二階、三階、四階を通常の教室とし、使いやすい二階は、「けやきホール」など地域開放施設にしている。一階、二階および五階には、高齢者や身障者などだれにでも使いやすいトイレを、各階へは身障者対応のエレベーターを設置するなどバリアフリー化に努めている。

防犯・防災など安全を重視したのも特徴の一つで、校舎内外一〇か所に防犯カメラを設置、また、防災拠点として、校庭に備蓄倉庫や災害時用井戸を設置している。

学校のシンボルとなるパブリックアート（公共的な空間に設置される芸術作品）を正門、西門、ピロティの三か所に設置した。パブリックアートについては、一五年一〇月に公募を行ったところ、海外三二点を含む一九三点の応募

があり、この中から専門家の審査で二作品、大野田小学校児童、保護者、市民の投票で一作品計三作品（うち一点は海外からの作品）が選ばれた。これらの作品は、制作の過程で児童も参加して完成した。

（4）その他の小学校の改修

ゆとりの食卓演出 今期の市立小学校で目立ったものにランチルームの登場と耐震化五か年計画がある。

ランチルームの登場 平成元（一九八九）年九月、本宿小学校、第五小学校、境南小学校の三校に、ランチルームが作られた。従来の給食のように、各教室で学級単位で食事をするのではなく、大人数と一緒に給食をすること、ゆとりを持った食事をする事、複数の学級・学年での交流給食、地域の人たちと児童の交流などを行うために、それぞれ校舎の一部を改修して造られた。

本宿小のランチルームは、広さ二七〇平方メートルで、定員一六〇人。第五小は、一二六平方メートル、定員八〇人で、和室三部屋（一二畳、一〇畳、四・五畳）とテラスが付いている。境南小のランチルームは、二〇〇平方メートルのL字型をした部屋で、定員は一一〇人。改修工費は、三校合わせて九九三〇万円。（↓資料編）

その後、ランチルームは、七年六月、改築された千川小学校に、八年四月、統合により開校した桜野小学校に、一七年四月、改築された大野田小学校にそれぞれ設置され、六校に広がった。いずれも、時に地域の老人たちを招待して、児童とともに昼食会を開き、交流を図っている。

学校耐震化五か年計画

本市では、昭和四六（一九七一）年以前に建設された小中学校校舎（一部校舎を除く）について、六〇年頃、第一小学校ほか一二棟の校舎を耐震補強した。昭和四六年は、十勝沖

地震の被害を踏まえて耐震基準が改正された年である。当時の代表的な補強方法は、校舎の側面に大きなブレース（筋交い）を取り付けるといふもので、現在のように、ブレースを壁にはめ込むコンパクトな方法とは異なっていた。

その後、平成七（一九九五）年に阪神・淡路大震災が起きたため、再び耐震整備が重要な課題となった。そこで、一二〜一三年度の二か年で、昭和五六年改正の新耐震基準以前に建設された学校施設のうち、耐震化されていない二八棟（体育館など含む）について、耐震診断調査を終えた。調査の結果、前述したように大野田小学校の校舎一棟が改築が必要とされ、補強が必要とされたものが二三棟（うち小学校は一七棟）、残る四棟が補強の必要なしと診断された。一四年度に、井之頭小学校と第三中学校の工事をスタートさせ、一八年度までの五年間で二三棟の耐震化を全て完了した。

一一 市立中学校の改築

今期における本市の中学校建設は、第四中学校の群むら咲・いぶき両学級校舎が完成したほかは、大きな整備はなく、体育館・温水プールの新築や可動式上屋（開閉式屋根）を備えた屋上プール、テニスコートの新設・改修、音楽ホールの建設、全天候型ランニングコースの完成などが目立った。

主な整備について、各学校毎に紹介する。

(1) 第一中学校に音楽ホールが完成

第一中学校（中町三丁目）に、昭和六三（一九八八）年十一月、音楽ホールが完成した。校舎とは別棟で、鉄筋コンクリート造り、地上一階地下一階。延べ床面積は三三八・七六平方メートル。外壁はタイル張りで、音楽室のほか練習室、楽器庫などを備えている。音楽室は音が近隣に洩れないよう地下に設置、七〇人程度収容できる。内装はすべて木製で、残響時間は〇・八秒と、専門ホール並みの音響効果である。第一中学校に単独の音楽ホールが建設されたのは、同校が合唱を中心とした音楽活動が他校より活発だったことに加え、地域の人々に開放するためであった。平成四（一九九二）年一〇月、生涯学習社会における学習・文化・スポーツ活動などの地域活動の場として市立学校施設の整備を図り、市民に積極的に開放することを目的とした「武蔵野市立学校施設の開放に関する条例」が制定されると、同ホールは、市民の音楽活動に積極的に開放されるようになった。

二年六月には、体育館屋上プール（昭和五八年二月落成）に、待望の開閉式屋根が竣工した。後に詳述する第五中学校に次ぐ整備で、これにより、風雨に影響されず、六月から一〇月まで、今までより二、三か月長く利用できるようになった。

(2) 第二中学校に耐震・省エネの新体育館

昭和三〇年代に整備された第二中学校（桜堤一丁目）の体育館は、延べ床面積僅か七六〇平方メートルで、昭和五八（一九八三）年当時、国の基準面積（七八〇平方メートル）にも達しておらず、市内の他の五中学校の体育館（最大は第三中学校の二一四六平方メートル、最小でも第六中学校の一〇〇〇平方メートル）に比べ、著しく狭かった。

そのうえ、老朽化していたことから、総工費五億九二七〇万円をかけて新体育館の建設を進め、六〇年一月に完成した。

新しい体育館は、鉄筋コンクリート造り、地上三階地下一階。延べ床面積は三〇一・九六平方メートルで国の基準面積の四倍近い広さ。地階と地上一階は吹き抜けになっていて柔道や剣道などの格技室や更衣室があり、二階と三階も吹き抜けで球技室のほか放送室や会議室などがある。建物は、災害時の避難施設として使え、大地震にも十分耐え得る安全性の高いものとなっている。また、省資源対策の一環として、屋根に降った雨水を校庭のスプリンクラーにつないで散水する装置や、地盤沈下を防ぐため雨水を地下に還元する装置を備えている。「武蔵野市立学校施設の開放に関する条例」(前述)が施行されると、この体育館も夜間や休日などに積極的に一般開放されるようになった。第二中学校ではこのほか、昭和六〇年一〇月に、全天候型テニスコート二面(計一一〇八平方メートル)が整備された。

(3) 第三中学校に全天候型ランニングコースが完成

昭和六三(一九八八)年一〇月、第三中学校(吉祥寺東町一丁目)の校庭に全天候型のランニングコースが完成した。総工費は二九二八万円。このコースは幅一・五五―一・八メートルで校庭を取り巻く形になっており、全長(一周)三五〇メートル。冬場、校庭に霜が下りても大丈夫なように路盤の基礎をアスファルトで舗装、その上に全天候型舗装として、モスクワ・ロサンゼルス両オリンピック大会のトラックに使用された実績のあるクロロプレングムを基材とした厚さ一〇ミリメートルの弾力あるシートが張ってある。この構造は、足腰への負担が少ないのが特長とさ

れている。

都内の小中学校で初めての専用コース設置とあって、一〇月二九日には、第五七回ポストンマラソン（昭和二八年）の優勝者山田敬蔵を迎えて竣工記念式典が盛大に行われた。まず、山田が一人でコースを一周して模範試走、続いて山田を先頭に宇井治郎三中学校長、土屋市長、三中生徒代表ら三〇人が試走して、専用コースの完成を祝った。

ランニングコース設置には、幾つかの背景があった。それまで第三中学校の校庭周縁部は、地面に凹凸が多く、雑草なども茂っていて、ほとんど活用されていなかった。そこで、校庭周縁部を整地することにしたが、そのころ地域住民の間に体力づくりや健康管理を目指してジョギングが盛んだったことに着目した宇井校長は、ここをランニングコースにして、住民に開放することを計画した。ランニングコースを利用する地域の人たちには、生徒に言葉をかけてもらい、交流を図る。そうすれば、地域の教育力の活用にもなるという考えだった。当時、校庭開放や地域の教育力の活用は議論され始めたばかりで、小学校で六二年から校庭開放が始まったものの、中学校では全く進んでいなかったから、第三中学校の試みは先駆的だった。

もう一つの背景には、生徒の問題もあった。六二年度に実施した全国体力テストで、本市の生徒は、持久走など総合的な体力を必要とする種目で全国平均を下回った。そこで第三中学校では、ランニングコースの整備により、生徒たちがそれぞれ目標（走行距離）を立て、努力し、体力や忍耐力を高めることを狙ったのである。ランニングコースが完成すると、宇井校長のアイデアで、校舎の壁面に大きな日本列島の地図が描かれた。そして北の稚内から南の枕崎（鹿児島県南部）までの約三二八四キロメートルを一一のコースに分けて設定、同時に武蔵野市から地方の主要都市までの距離が示された。これにより、生徒たちはそれぞれが自由に日本列島踏破といった目標を立ててランニング

の進み具合の記録を作成し、達成感を味わうことを期待したのである。

本市の小中学校では、各学校に「特色ある教育活動」を設定してその充実に努めているが、第三中学校では、「ラニングコースなどの整備に努めて生徒の積極的な活動を促し、成就体験を積み上げる」ことを六三年度以降の特色ある教育活動に定めた。

第三中学校の施設整備は、このほか五九年に南校舎改修、平成一六年に第一図書室改修が行われた。

(4) 第四中学校に地域開放型体育館・温水プールが完成

平成四（一九九二）年六月、第四中学校（吉祥寺北町五丁目）に、地域開放型の新しい体育館と温水プールが完成した。これを契機に、前述の「武蔵野市立学校施設の開放に関する条例」が制定された。同中学校のある市内中央圏には、市営の総合体育館、プール、陸上競技場、野球場、テニスコート、弓道場などのスポーツ施設と、市民文化会館、中央図書館などがあり、第四中学校の体育施設も単なる学校施設にとどまらず、市の「スポーツ・カルチャーゾーン」の一角を成すことになった。

第四中学校の旧体育館は昭和三五（一九六〇）年、同プールは四二年の建設だった。いずれも老朽化したため、平成二年九月から体育館とプールが解体され、一二月に改築着工以来、二年近い工期と約三六億円の工事費をかけて完成した。

新体育館は鉄筋コンクリート造り、地上三階地下二階。延べ床面積は五三七一平方メートル。地下一・二階は武道場。ここでは柔剣道はもとより、卓球、体操、ダンスなどもできる。一階のステージ付きの体育室は、バスケットボー



地域開放型の体育館と温水プールを併設した
市立第四中学校。平成4年6月完成

ル・コート二面、バレーボール・コート二面、バドミントン・コート六面のプレーが可能。二階は可動ステージ付き
プレールーム、コミュニティルーム、研修室、三階は教材開発室や、茶室が設置されている。屋上には庭園がある。
各階とも既存校舎の廊下から接続されているので、全校生徒の体育館への移動がスムーズにできるようになっている。
温水プールは、屋根が開閉式の室内プールである。延べ床面積一五二二平方メートルで、二五メートル・六コース。
温水プールは、多摩地区の公立小中学校では初めて。この温水プールは、総合体育館の温水プールと同様、近くにあ

るクリンセンター（緑町三丁目）の余熱を利用した資源節約型の施設である。
地域の人への開放を目的として建設されており、一般利用者のための出入り口
や更衣室、シャワー室、トイレが専用に設けられている。

同中学校では、体育の水泳授業はそれまで、六〇九月までしか行えなかった
が、室内温水プールの完成により、年間フル活用が可能となり、従来九月に実
施していた校内水泳大会を一月に行うようになった。二学期（九〇一二月）は
行事が最も多い学期だからである。

第四中学校の主な施設整備としては、新体育館・温水プールのほか、平成三
年一〇月、校地内に「いぶき学級」の校舎が出来たことが挙げられる。いぶき
学級は肢体不自由の児童（大野田小学校在籍）と生徒（第四中学校在籍）のた
めの学級として、それまで吉祥寺北町四丁目のプレハブ校舎に置かれていたが、
第四中学校に移転したのである。新しい施設は、鉄骨造り、二階建て。延べ床

面積は四九二・二三平方メートル。一階には教室、訓練室、個別指導コーナー、シャワー室などがあり、二階には、相談応接室、浴室、洗濯室などが設けられている。

また、昭和三一（一九五六）年の開設以来、同校校舎の西側にあった群咲学級（知的障害）の施設は、平成三（一九九一）年一〇月、校舎東側の教室などを改修して、そこへ移った。

（5）第五中学校にプールの開閉式屋根が完成

昭和六三（一九八八）年五月、第五中学校（関前二丁目）の屋外プールに、都内では初めてという開閉式屋根（可動式上屋）が完成した。屋根は、幅二〇メートル、長さ三三メートル、高さ五・三メートルで、二五メートルプールをすっぽり覆うカマボコ形。骨組みには、軽量でさびに強いアルミ合金材を使用、膜材は強化ビニールで耐久性に優れている。太陽光の透過率が七〇パーセント以上あるため、温室効果も優れている。屋根は中央部から両端へボタン操作で、太陽熱電源によって約二分三〇秒で開閉出来る。屋内・屋外プールとして使えるため、水泳の授業も天候に左右されることなく、カリキュラムどおり進めることができる。太陽熱を利用した温室効果で泳げる期間も従来の屋外プールに比べて二倍以上の六か月間となり、クラブ活動でも長い期間使えるようになった。（↓資料編）

このほか、六一年三月、校舎南棟の西側に、鉄筋コンクリート二階建ての校舎（一階多目的ホール、二階音楽室、延べ床面積・二六三・五平方メートル）を工事費八九二四万円増築した。

(6) 第六中学校で校舎外装工事

今期の第六中学校（境三丁目）の主な施設整備は、平成元（一九八九）年の校舎外装工事（工事費は約四八〇万円）だけだった。

三 創立を祝う

市立小中学校の創立を祝う周年行事は、一〇年毎に行われている。今期は二三年余あるため、ほとんどの学校がこの期間に二度、周年行事を行った。（↓資料編）

(1) 第一小学校は一三〇周年を祝う

本市の学校で最も古いのは、武蔵野村誕生前の旧吉祥寺村にあった第一小学校（吉祥寺本町四丁目）と旧境村にあった第二小学校（境四丁目）で、それぞれの前身「研礎^{けんそ}学舎」（安養寺の本堂^{けい}吉祥寺東町二丁目）と「栄境^{えいぎょう}学舎」（観音院の一室^{けい}境南町二丁目）の設立は、「文部省年報」の記載では明治七（一八七四）年とされている。ただし、栄境学舎は六年八月開設とする史料もある。いずれにせよ、明治五（一八七二）年八月の「学制」公布の翌年または翌々年に開校したわけで、両校の足跡は、我が国の近代学校制度の歩みと軌を一にしている。時代の変遷の中で何度か校名が変わり、昭和三六（一九六一）年にそれぞれ武蔵野市立第一小学校、同第二小学校と改称されて今日に至っている。両校は、平成五（一九九三）年に開校一二〇周年を、一五年に一三〇周年を迎え、記念式典を開催した。

一小的前身「研礎学舎」が明治七年六月に、わらぶき屋根の安養寺本堂を仮校舎として開校したとき、教師は二人、児童は八九人（男五八人、女三一人）だった。七一畳敷きの畳の上に正座しての授業で、年齢の違う子が机を並べて勉強した。本堂の西北隅に閻魔大王を祀った部屋があり、いたずらをした子はその部屋に立たされるため、子どもたちは非常に行儀をよくしていたという。研礎学舎は明治八年、吉祥寺小学校と改称、一四年、隣接する八幡神社境内に移転した。境内に新設された校舎は、四〇・五坪（一三三・六五平方メートル）だった。

一小的校歌は昭和一〇（一九三五）年に制定された。作詞は詩人野口雨情、作曲は野口と親交のあった民謡研究家にして作曲家の藤井清水。野口も藤井も一小的当時の通学区内（現在の吉祥寺北町一丁目）に住んでいた。

研礎学舎の「研」も「礎」も、ともに「磨く」という意味があるが、子どもたち一人ひとりが心と身体を鍛え磨き、心身ともに立派な人間に育ってほしいという願いが開校の精神であり、教育の目標だった。この精神は、現在の一小的の学校教育目標にある「自ら学ぶ子」という自主自立の精神に、また「自分も人も大切にする子」という、互いの人権を尊重する中で切磋琢磨していくこうとする精神に引き継がれている。平成一一年度、一四年度、一五年度の三年度にわたり、一小的は、東京都の人権尊重教育推進校として、人権教育の視点から「自ら学び互いを尊重する児童の育成」を目指した研究を推進し、公開授業を行い、市内はもとより、全都の学校から注目された。

（2）第二小学校も一三〇周年を祝う

二小的の前身「栄境学舎」は、明治六（一八七三）年八月、観音院の一室に開校した。教師は、観音院の僧侶一人。境村（当時）では、県令（今日の県知事。当時多摩地区は神奈川県所管）から学校開設の行政指導がある前に、す

でに設立資金準備のため、杵築神社（現杵築大社・境南町二丁目）の樹齡一四〇年の松や杉を伐採して売却していた。村では、伐採して得た代金を積み立て、その利子で教育費を補い、村民の負担を軽減しようとしたのである。開校当初の教育費は、村民負担が九〇パーセント（うち二〇パーセントは父兄負担の授業料）近くで、県からの補助金はわずか一〇パーセント程度だった。困窮生徒には特別の援助もした。それでも、八年一月の記録では就学率は三八・六パーセント（児童数五人）だった。栄境学舎はこの年一〇月に杵築神社の境内に移転、境学校と改称する。翌九年一〇月には、就学率は二〇パーセントも上がり、児童数が急増した。一八年、新たに三〇坪（約一〇〇平方メートル）の校舎を建て、隆明小学校と改称した。

二小の校歌は昭和一一（一九三六）年に制定された。関前在住の童話作家樫葉勇が、「ひろすけ童話」で知られる童話作家浜田広介を作詞者として学校側に紹介、作詞を快諾した浜田が、学校音楽専門の平岡均^{なほし}之を作曲者に推薦して作られたのが校歌制定の経緯である。

二小の教育目標の重点目標は、「やさしく、かしく、たくましく」。特色ある教育活動の一つに、郷土の伝統芸能「むさしのばやし」や和楽器「箏」に取り組み、日本の伝統文化を大切に育てる活動がある。平成五、六年度には、文部省（現文部科学省）道徳教育推進校の指定を受けて、道徳の授業研究に専念した。

（3） その他の小学校

このほか、今期の小学校周年行事は、第三小学校が七〇周年（平成二二年）、第四小学校が六〇周年（一三年）、第五小学校、大野田小学校、境南小学校、本宿小学校、千川小学校、井之頭小学校がそれぞれ五〇周年（八〇一七年）、

関前南小学校が三〇周年（一三年）を祝った。

（4）第一中学校は五〇周年を祝う

中学校で創立が最も古いのは、第一中学校（中町三丁目）で、中学校までを義務教育とする、いわゆる「六三制」の新教育制度の発足とともに、昭和二二（一九四七）年四月、武蔵野町立武蔵野第一中学校として設立された。創立当時は、校舎の建設が間に合わず、第五小学校に間借りしたり、元青年学校跡の仮校舎を使って二部授業を行ったが、それでも全員を収容できないため、私立の吉祥中学校（吉祥寺東町四丁目）と藤村女子中学校（吉祥寺本町二丁目）に教育を委託、境地区の女子生徒については都立武蔵高等女学校（現都立武蔵高等学校・境四丁目）の教室を借りて分教場として対処した。この間、四月一九日付けで辞令を受けた初代校長藤本純助は、五月開校を目指して苦闘を続け、五月一〇日に開校式にこぎつけた。藤本校長は、開校式の第一声で、生徒に次の教育目標を示して呼びかけた。

- 一、正邪善悪美醜をわきまえる人間になれ。
- 二、己れの長所を生かして社会に有用な材となれ。
- 三、自由を愛し責任を重んぜよ。
- 四、健康を増進し自他の幸福をはかれ。

同年一月の市制施行に伴って武蔵野市立武蔵野第一中学校と改称された。

創立から六年たった二八年、校歌が制定された。作詞は、全国の小中高等学校の校歌を数多く手がけた詩人勝承^よ夫、作曲は「どじょっこふなっこ」の作曲者岡本敏明。校歌一番の歌詞に「自律の気風あふるところ」とあるが、

現在の教育目標の第一は「正しく判断し、進んで実行できる人間になろう」と、自律主義を掲げている。

一中は、平成一一（一九九九）年から、文部省の委託で「スクールカウンセラー活用調査研究」を行っている。また、特色ある教育活動として、青少年問題協議会や地域と連携して「一中フェスタ」（地域とつくる文化祭）を開催し、学校・家庭・地域の連携を深めるなど、開かれた学校づくりを推進しているが、生徒の自主性を生かし、フェスタの行事などはすべて生徒会を中心に行われている。

一中は、昭和六二（一九八七）年に四〇周年、平成九（一九九七）年に五〇周年記念式典を行い、創立を祝った。

（5） その他の中学校

このほか、中学校では一一年に第二中学校、一三年に第三中学校、一五年に第四中学校がそれぞれ五〇周年、第五中学校が四〇周年（一三年）、第六中学校が三〇周年（一三年）の記念式典を行った。

四 学校施設整備基金の設立

平成一三（二〇〇一）年三月に決定された第三期長期計画第二次調整計画（平成一三～一八年度）は、本市の小中学校は、昭和四〇年代に建設されたものが多く、順次、大規模な改修や改築が必要になってくると指摘し、耐震性能や老朽化などの調査を行い、適正配置、生涯学習機能などを踏まえた改修・改築を内容とする学校関連施設の再整備計画を策定するとした。

市は、学校施設の整備計画を策定するに当たって、学校は、阪神・淡路大震災の教訓によって、重大な防災基地として機能することが分かったので、今後の学校教育の施設は、災害時の一時避難施設としての機能を併せ持つ施設として整備することにした。さらに、時代の要請にこたえ、地域のさまざまな生涯学習を兼ねたコミュニティ施設としても活用できるように、継続的に整備することを方針とした。学校整備について、このように防災と生涯学習の観点が重視されたのは、今期の特徴である。

更新の時期を迎え始めた学校施設に見込まれる多額な改修・改築経費を積み立てるために、新たに基金を設置することにし、一三年第四回市議会定例会に、学校施設整備基金条例案（↓資料編）を提出、一月二〇日、全会一致で可決された。この基金の主な財源は、本市に研究開発センタなど大きな事業所を持つNTTがアメリカの関係会社の株式を売却して得た特別利益（企業の業務内容と関係ない部分で特別に発生した金額的にも大きな利益）一四〇〇億円を計上したことに伴い、本市に入ってきた法人市民税の増額分、三六億円であった。このため、条例案提出の際、土屋市長は、「米百俵基金」ともいふべきものだと説明した。周知のように、米百俵とは、戊辰戦争で焦土と化した長岡藩に支藩から救援の米百俵が贈られてきたとき、百俵の米も食べばたちまちなくなるが、教育に充てれば明日の一万、百万俵となるとの重臣の政策により、米を藩士に分け与えず、すべて売却したうえで学校建設の費用にあてた故事による。後に山本有三の戯曲で有名になったが、それよりも平成一三年五月、小泉純一郎首相が第一次内閣を組閣した後の国会所信表明演説で引用して一挙に広まり、この年の流行語になっていた。

学校施設整備基金設立のきっかけとなったのは、一二年度から一三年度にかけて実施された学校耐震診断と健全度調査の結果だった。この調査で、二三棟が耐震補強が必要と判断され、大野田小学校は文部科学省のいう「危険建物」

と認定され、補強では間に合わず、改築が必要と判定された。改築の方法はどうするか、五年前の千川小学校の改築に次ぎ、また改築となれば費用の手当てはどうするかなどと頭を悩ませていた。一三年六月にN T Tの法人市民税増額の件が明らかになり、まさに、渡りに船であった。

学校施設整備基金は、平成一四〜一六年度、大野田小学校改築工事に一八億四四〇〇万円、小中学校耐震補強に一億九〇〇〇万円、小中学校校舎改修に八億一六〇〇万円が使われた。また、一七年度には、小中学校保全・修繕・耐震補強に四億円が充てられた。したがって、一四年度から一七年度までの基金取り崩し額は、三二億五〇〇〇万円に上るが、この基金は、その後の四年間（一四〜一七年度）に、さらに歳計剰余金（国や地方自治団体の一会計年度における歳入額から歳出額を差し引いた残額）から二二億円が積み立てられている。

基金は、歳計剰余金が出たときに積み立てるのが一般的で、毎年度積み立てるとは限らない。そのときどきの財政事情による。しかし、基金にはそれぞれ目的があるから、年度末における基金の残高が問題となる。学校施設整備基金の場合、市では、残高二〇〜三〇億円を目標としている。万が一、学校の改築が必要となったとき、学校一校あたりの改築費は、国の基準では二〇億円だからである。

五 私立小学校・中学校・高等学校・大学と都立高等学校・専門学校

市内における市立以外の諸学校は、社会の変化に応じて、国際理解教育や生涯学習などに重点を置き、さまざまに試みを行っている。たとえば、大学や高校では、学生・生徒の外国留学や交換学生制度による交流が活発化している。

また、大学は、本市の市民向けに公開講座を開設したり、図書館を開放するなどして、市の社会教育に寄与している。個性教育を重視した中高一貫教育は、私立学校の特色でもある。

平成一七（二〇〇五）年度現在、市内にある市立以外の学校は、私立小学校三校、同中学校五校、同高等学校五校、都立高等学校二校、私立大学三校、同短期大学二校、都立技術専門校一校、専修学校五校（私立）、各種学校二校（私立）である。合わせて二万八〇六四人が学ぶ。（↓学校別学生数などは資料編）

初めに、経営する学校法人毎に私立学校の概況を示す。

（１）成蹊学園

学校法人成蹊学園が経営する成蹊小学校、同中学校、同高等学校、同大学（吉祥寺北町三丁目）は、明治三九（一九〇六）年、青年教育家中村春二が本郷西片町に開いた学生塾「成蹊園」を前身とする。成蹊園は、岩崎小弥太、今村繁三らの援助で発展し、明治四五（一九一二）年に池袋に移って実務学校、その後中学校、小学校を経営、これらの学校が大正一三（一九二四）年に吉祥寺に移転してきた。翌年には、七年制の成蹊高等学校を開設した。イギリスの古い伝統ある寄宿制の私立中等教育学校「パブリック・スクール」をモデルにした学校で、四棟の寄宿舎を建て、校長以下全学園の職員生徒が一堂に会して昼食をとる食堂を備えていた。同校が昭和元（一九二六）年から始めた気象観測は、現在まで続けられており、およそ八〇年にわたる武蔵野市の気温などのデータは極めて貴重である。

昭和二四（一九四九）年に新制大学としてスタートした成蹊大学は、所在する武蔵野市への貢献を、特徴ある研究事業で示したいと、翌二五年秋から、「武蔵野市総合社会調査」を市と一体となって実施した。政治、経済、交通、

娯楽厚生、地質などに及ぶ、全国に例を見ない実態調査だった。五六年には、六〇歳以上の市民が大学指定の講座を受けられる「シルバー聴講生」制度を開設した。(↓本章第四節二)

翌五七年には、市立図書館に登録している市民(市内在住、在勤、但し学生および二三歳以下は除く)に大学図書館を開放している。この制度は平成一七(二〇〇五)年度に廃止され、その後は、別の制度で利用できる(有料と無料)。

今期に入って、同大学の市への協力はさらに進められている。たとえば、平成一一年、成蹊大学は五〇周年を迎えたが、記念事業を展開するにあたって、市民の参加を重視した。同年一月二二～二三日に行われた大学祭「樺祭」では、市民に対して各施設を全面的に開放し、オープンキャンパスを実施した。市民と学生の参加する合同のフリーマーケット、市民によるミュージカル、市民聴講生OB・OGの作品展、インターネット体験講習、ホースセラピー(乗馬療法)を含む乗馬体験、二つの講演会(「どうしよう武蔵野のゴミ」と「いまなぜ結核なのか」)なども開かれた。また、一一年度には、「寄付講座」という新たな形の講座が行われた。市から二〇〇万円の資金を得て開講された、全国でも初めての自治体からの寄付講座である。「環境NPOの現在」と題するその寄付講座は、全学部の学生を対象とする総合科目だが、市民五〇人を聴講生として受け入れたところに大きな特色があった。大学に課せられた役割を果たし、大学と自治体および地域住民との新しい連帯を探ろうとする試みである。一五年四月からは、地域の他の四大学とともに、市との連携による「武蔵野地域自由大学」に参加した。(↓本章第四節二)

一八年、成蹊学園創立一〇〇周年記念事業の一環として、地上五階地下二階の情報図書館が完成した。歴史あるキャンパスの景観に調和したレンガ調タイルの外壁を持つ書架棟を両サイドに配し、中央には五層吹き抜けのガラスアト

リウム（ガラス屋根などで自然採光を取り込んだ広場状の空間）を設けた「知と情報の拠点」で、市民にも開放され、成蹊大学の新しいシンボルとなった。

三鷹市と御殿山二丁目の境にあるむらさき橋から成蹊大学西側を経由して練馬区との境にある吉祥寺橋までの市道は、「成蹊通り（一部未開通）」と呼ばれ親しまれている。

（2） 聖徳学園

学校法人聖徳学園経営の学校（境南二丁目）は、現在、幼稚園から高等学校まであり、幼小中高の一貫教育の体制を採っている。その前身は、昭和二（一九二七）年、和田幽玄（仏教新聞「中外日報」記者）によって現在地に設立された関東中学校（旧制・男子校）で、創立者の和田が感銘を受けた、和をもって貴しとする聖徳太子の教えを建学の精神とする。現在の教育方針は、「国際性」「創造性」「個性」を育むことで、たとえば、国際性を育むものとして、修学旅行は、中学校でニュージーランド国際研修旅行、高等学校でヨーロッパ国際研修旅行を実施している。これらは、旅行代理店に全部お任せということはせず、同校の教員が前もって現地へ出向いて下調べをするという手づくりの海外研修旅行である。

（3） 藤村女子中学校・高等学校

学校法人井之頭学園経営の藤村女子中学校・同高等学校（吉祥寺本町二丁目）は、昭和七（一九三二）年に設立された東京女子体操音楽学校（東京女子体育大学の前身）付属井之頭学園女学部を前身とする。東京女子体操音楽学校

(通称音体)は、大正一一(一九二二)年に荒川区西日暮里から吉祥寺へ移転している。井之頭学園女子部の創立者は、音体出身で、わが国女子体操教育の先駆者と評される藤村トヨ。翌年、井之頭学園高等女学校と改称した。昭和二二年、学制改革で設置した藤村女子中学校が翌年、同高等学校となり、新たに新制中学校を併設して再出発した。個性を開花させることを目的に、高等学校では、個々の生徒に最も適した教育ができるよう、「外国語(英語)」「文理」「体育」の三コース選択制としているのが特色。体操教育の先駆者を創立者とする学校だけあって、藤村女子といえば、スポーツの世界で活躍する生徒が多く、オリンピック選手も誕生している。(↓本章第二節三)

(4) 日本獣医生命科学大学

学校法人日本医科大学が経営する日本獣医生命科学大学(境南町一丁目)は、明治一四(一八八一)年に東京・小石川に開校した日本最初の私立獣医学校を前身とする。昭和一二(一九三七)年、現在地に移転してきた。二四年、学制改革に伴い、日本獣医畜産大学に改組され、新制大学として出発、平成一八(二〇〇六)年、日本獣医生命科学大学と改称した。大学の教育理念は、「愛と科学の心を有する質の高い獣医師と専門職および研究者の育成」である。一四年に日本獣医畜産大学創立一二〇周年記念の行事として、狂牛病をはじめ、炭疽菌、食品問題などに関する市民講座を開催した。また、一四年度からは、大学所有の牧場で動物に触れる喜びを子どもたちに体験してもらうプログラムを提供するなど、同大学の特徴を生かして市の社会教育や学校教育に貢献している。(↓本章第二節一)

(5) 亜細亜大学

学校法人亜細亜学園が経営する亜細亜大学と日本経済短期大学（境五丁目）は、昭和一六（一九四一）年、現在地に設立された興亜専門学校を前身とする。二五年、学制改革に伴い、日本経済短期大学に改組され、三〇年に四年制の亜細亜大学を設置、日本経済短期大学は平成五（一九九三）年、亜細亜大学短期大学部に名称変更され、今日に至っている。建学の精神は、初代学長太田耕造（元貴族院議員、終戦時鈴木貴太郎内閣の文部大臣）の意思を反映した「自助協力」で、将来、アジアの独立と自由と協調を図り、アジアの興隆に貢献することを建学の使命とした。

亜細亜大学が全国に知られるようになったのは、昭和六二年に学長に就任した衛藤藩吉が、「偏差値より個性値」というキャッチフレーズに象徴される教育理念から、平成元年度より、「一芸一能入試」を導入したことによる。衛藤のいう「個性値」とは、「自分で自分の素質を発見し、それを自分で伸ばすことのできる能力」のこと。一芸一能入試の出願資格は、現役生で出身校校長の推薦があり、一芸一能に優れていること。選考方法は、①書類審査（高校長の推薦書、調査書、自己申告の推薦文、あれば賞状）②面接（面接官二、三人で最低三〇分行う。実際その場で実演できるものがあればやる）③作文である。このユニークな入試制度により、亜細亜大学への志願者数は激増した。衛藤が学長に就任する前の年は、志願者が約一万人であったが、一芸一能入試を始めて三年目の平成三年には、約三万六〇〇〇人と三・六倍になっている。

一芸一能入試で入学した一人にアルピニストの野口健がいる。入学前にすでにモンブランとキリマンジャロを踏破していた野口は、亜細亜大学卒業前の一一年、二五歳の時にエベレスト登頂に成功、七大陸最高峰の世界最年少登頂記録（当時）を更新した。

衛藤学長が就任後すぐに取り組んだもう一つの事業は、教育の国際交流だった。平成元年三月、ウェスタンワシントン大学などアメリカの四つの大学に学生五六二人が五か月間の留学に旅立った。アメリカプログラムと名づけたこの事業は、「生きた英語の修得」と「異文化理解」そして「自己の発見」を目的とした同大独特の留学制度で、最大の特徴は、大量派遣であることに加え、留学先で一定の成績を修めた科目は亜細亜大学の正規の修得単位として認められるという点にある。ちなみに、元年度、亜細亜大学にいた外国人留学生は、四一人で全学生の約六パーセントを占めていた。この後、同大では、夏・春休暇中に行われる四〜七週間の短期留学プログラム（グローバルプログラムという）や、交流協定を結んでいる世界各地の一五大学（うち一〇はアジアの大学）との間で行われる「交換・派遣留学プログラム」（留学期間は一年間）を発足させた。

亜細亜大学は、今期、本市との連携を深めた。一六年度を例に採ると、武蔵野市中心市街地活性化ワークショップや武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会に委員を派遣するなどして、武蔵境のまちづくりに積極的に参加したり、市内近隣の小学校、中学校からの要望にこたえて、教育活動支援やスポーツ活動支援に協力した。たとえば、市立第二小学校の公開授業に、外国人留学生六人がゲストティーチャーとして招かれ、小学生からのインタビューにこたえ、自国の文化などを紹介した。また、第二中学校、第六中学校からは、体験学習を受け入れた。同大は、毎年、近隣の市民団体や市役所関係者などを招いて「亜細亜大学地域懇談会」を開催するなど、地域社会に溶け込んでおり、境市政センターから亜細亜大学西門付近までの市道（第八五号線）の一部には、「アジア大学通り」の愛称が付いている。

(6) 吉祥女子中学校・高等学校

学校法人守屋教育学園が経営する吉祥女子中学校・高等学校（吉祥寺東町四丁目）は、昭和二三（一九三八）年、地理学者守屋荒美雄すまびおが新宿区大久保に創設した帝国第一高等女学校を前身とする。二〇年、戦災により全校舎を焼失、翌二一年、本市に移転してきた。翌二二年、吉祥女子中学校と改称、二三年、吉祥女子高等学校が新発足した。以来、中高一貫教育を実施している。建学以来受け継がれている教育方針は、社会に役立つ、明るく、自立した女性の育成。吉祥女子の特色の一つは、高校に「芸術科（音楽・美術コース）」があること。音楽大学や美術大学を目指す生徒に適したコースで、高校二年生までに基本的な学習を終え、三年生には進学のための特別カリキュラムが組まれている。芸術を重視した自由な校風は、芸術方面で活躍する人材を輩出している。バレリーナ森下洋子もその一人である。海外との交流も盛んで、アメリカ、カナダ、中国など五か国に四つの姉妹校と一つの友好校を持っている。

(7) 法政大学第一中学校高等学校

学校法人法政大学が経営する法政大学第一中学校高等学校（吉祥寺東町三丁目）は、昭和一一（一九三六）年に東京・市ヶ谷に創立された法政中学校を前身とする。戦災で校舎を焼失したため、二二年、吉祥寺に移転してきた。学制改革により、二三年、新制の中学校と高等学校に改組されたが、旧制時代と同様、男子校として再出発した。建学の精神は「自主・自律」。自由な校風のもと、スポーツも盛んで、高校野球やラグビーで実績がある。平成一九（二〇〇七）年、中学校・高校とも三鷹市牟礼に移転し、校名も法政大学中学高等学校と改称、これを機に男女共学となった。

(8) 日本赤十字看護大学

学校法人日本赤十字学園経営の日本赤十字看護大学（境南町一丁目）は、昭和二四（一九四九）年に開設した武蔵野赤十字病院に隣接して二七年四月に、現在地に設立された武蔵野赤十字高等看護学院を前身とする。当初、校舎がなく、向かいの関東高校（現聖徳学園）の校舎の一部を借用して開学した。四一年、日本赤十字武蔵野女子短期大学に改組され、平成九（一九九七）年、日本赤十字武蔵野短期大学と改称、男女共学となった。さらに一七年に、昭和六一年設立の四年制の日本赤十字看護大学（渋谷区）に統合され武蔵野キャンパスとなった。建学の精神は、「敵味方の区別なく」「人間の生命と尊厳を大切にする」という赤十字の人道の理念で、患者から信頼され、尊敬される看護師・介護福祉士の育成を目指している。

(9) 武蔵野東小学校・中学校

学校法人武蔵野東学園経営の武蔵野東小学校（緑町二丁目）・同中学校（小金井市緑町）の歴史は、昭和三九（一九六四）年の武蔵野東幼稚園（関前三丁目）設立に遡る。教育者北原キヨを創立者とするこの幼稚園は、普通の幼稚園としてスタートしたが、自閉症の子どもの入園希望があり、受け入れた。その後、自閉児の保護者らから上級校設置の要請が高まり、五二年に現在地に小学校、五八年に中学校がそれぞれ設立された。いずれも、健常児と自閉児が一緒に学ぶ混合教育を特色とする。この混合教育をアメリカで実施してほしいという要望があり、六二年には、アメリカにボストン東スクールが設立された。対象年齢は三歳から二二歳まで。児童生徒数は発足当初は八〇人前後、現在は一三〇人程度である。

以上が、私立学校の概況だが、市では、私立小中学校（市外にある学校も含む）に在学する児童・生徒の保護者（市内在住者のみ）に、児童・生徒一人あたり年額一万四〇〇〇円の補助金を交付、就学の援助をしている。平成一七年度を例に採ると、該当する児童・生徒総数は一四二六人で、補助金総額は約二〇〇〇万円に上った。

次に、市内にある都立学校の概況を設立順に紹介する。

(10) 都立武蔵高等学校

都立武蔵高等学校（境四丁目）は、昭和一五（一九四〇）年に開校した東京府立第一三高等女学校が前身。終戦後の二四年に新制の都立武蔵女子高等学校となつて、翌二五年には、男女共学となり都立武蔵高等学校と改称、現在の体制となつた。自主自律精神の強い校風で、同校には制服もなく、校則もほとんどなく、禁止事項は「オートバイ登校」くらい。年に一〇回ほど市民にテニスコートを開放するほか、文化祭には、近所の老人たちを招いて裁縫を習うイベントを行うなど、地域との交流を深めている。特に青少年育成と防災の観点から地域との連携は不可欠と考え、近隣のサンヴァリエ桜堤（旧桜堤団地）、亜細亜大学、市青少年健全育成協議会と武蔵高校の四者で代表者会議を持つて連絡を取り合っている。

(11) 都立武蔵野技術専門校

都立武蔵野技術専門校（境五丁目）は、昭和三三（一九五八）年、職業訓練法の施行と同時に、東京都武蔵野職業訓練所として開設された。平成九（一九九七）年に現在の校名に改称した。同校は、年齢を問わず新たに技術をみが

いて職業に就こうとする人や、転職希望者に対して、その職業に必要な技術・技能を身につけるための訓練を行う学校である。特徴の一つは、ペン字、料理、パソコンなど生活に役立つ知識や技術が学べる「ライフアップ講座」を、生涯学習の一環として地域の人々に開放していることである。同校は、平成一九年四月、都立多摩職業能力開発センター武蔵野校と改称している。

(12) 都立武蔵野北高等学校

都立武蔵野北高等学校（八幡町二丁目）は、昭和五四（一九七九）年、地域住民の高校増設運動により創設された。都立武蔵野中央公園に隣接し、「ムサキタ」の愛称で親しまれている。もともと地域の要望によって設立された学校なので、地域の人々の同校に注ぐまなざしは温かい。たとえば、毎年、年明けになると、地域の人々が学校に繭玉を持ってきてくれる。繭玉は、クワなどの木の枝に、米の粉で作っただんごやミカンを刺した飾り物で、昔は一月一五日の小正月に、その年の繭の豊作を願って飾ったもの。それから転じて、毎年その頃から始まる三年生の大学受験の合格を祈って、地域の人たちが作ってくれるのである。（↓「季刊武蔵野」四二号・平成一〇年）

(13) 盈進学園の移転

これらの諸学校のほか、保谷市（現西東京市）柳橋で幼稚園と小学校を経営していた盈進学園が、昭和二一（一九四六）に八幡町三丁目（当時関前）に移転してきた。その後、中学校、高等学校を設立、幼稚園から高校まで経営したが、本市に移転してから四〇年後の昭和六一年、幼稚園・小中学校を廃止し、高校は埼玉県入間市に移転して東野

高校として再出発している。

(14) 武蔵野美術大学・通信教育

また、昭和四（一九二九）年、吉祥寺東町三丁目に開校した帝国美術学校（武蔵野美術大学の前身）が、戦後、武蔵野美術学校と改称して、三二年には短期大学を新設したが、三六年、小平市に移転、翌年、四年制の武蔵野美術大学が誕生した。大学の専門課程と短大部はなお吉祥寺に残っていたが、四四年、小平のキャンパスに移った。その年、新たにつくった武蔵野美術学園と大学の通信教育課程事務部が、今も吉祥寺東町三丁目に健在である。その北に隣接していた法政第一中学校・高校が、前述したように、平成一九年に三鷹市へ移転した。それまで、法政第一中・高校と美大に面していた通りは、「法政通り」と呼ばれていたが、法政移転後、地域の人たちの提案で「美大通り」に変わった。

第二節 教育内容

一 義務教育

昭和六〇（一九八五）年頃から平成にかけての義務教育は、家庭や地域社会に閉鎖的だった従来の学校から、地域住民と連携した「開かれた学校」づくりへと変わっていった時期であり、生涯学習の観点からは、学校教育を、家庭教育（主に乳幼児対象）や社会教育（社会人対象）とともに総合的に整備していこうという時期であった。

（1）全ての子どもを対象とする新しい施策を求めて

昭和五九（一九八四）年一〇月、全ての子ども（ゼロ歳児から中学生まで）を対象とする「武蔵野市子ども対策会議設置構想検討プロジェクトチーム」が市役所内に設置された。福祉部長を委員長とし、委員は企画部から企画課長、市民文化施設担当副参事、福祉部から児童課長、建設部から緑化公園課長、教育委員会から庶務課長、学務課長、社会教育課長、体育課長、図書館長が加わった全庁的な組織である。従来、地方自治体の子ども対象の施策は、学校教育法（教育委員会）、児童福祉法（福祉部）など、法体系別（行政部門別）に分けられ、個々の施策を実施してきた。こうした法体系別、行政部門別の縦割り行政の枠を外し、全ての「子ども」を対象とする新しい施策を求めため「武

蔵野市子ども対策会議（仮称）」を設置して市民参加で論議を尽くしたいという市の構想を検討しようとするのがこのプロジェクトチームの目的である。

同チームが六〇年七月に出した報告書によると、子ども対策会議の構成員は、学識経験者、児童・教育施設関係者、児童健全育成関係者、一般市民代表とし、総数は一五人以内とする。課題は、①子ども育成のための市民意識の啓発、②家庭教育の振興、③地域教育の振興と指導者づくり、④子ども対策新施策（事業）とその運営、⑤事業運営拠点づくりと既存施設の活用、⑥事業の費用と効果および公平負担の六項目である。

既存施設の活用の例として、児童減少による小学校の空き教室利用と校庭開放が挙げられたが、校庭開放については、本市では、すでに五五年から、本宿小学校PTAが、最も安全な場所で、異年齢集団の交流も図れる校庭開放に取り組んだのをはじめ、六〇年当時、第四、第五小学校などでも行われていた。同プロジェクトチームが校庭開放を提言した理由は、児童遊園や児童館などの増設は、用地取得が困難なため、校庭を開放すべきだという考えだった。

この提言を受け、六一年一〇月から、第三小学校と境南小学校を学校施設開放モデル校として、早朝の校庭開放（遊び場開放とも呼ばれる）が始まり、六二年には市立の全小学校（二三校Ⅱ当時）で、朝七時から放課後、日曜の午後、校庭が開放されるようになった。平成四（一九九二）年一〇月には、第四中学校の温水プール・体育館などの開放ゾーンが完成したのを機に、学校施設を市民に積極的に開放することを目的に「武蔵野市立学校施設の開放に関する条例」が制定された。この時、昭和二三年制定の「武蔵野市立学校設備使用条例」が廃止された。旧条例では、校庭、体育館、講堂など学校施設を使用したい市民は教育委員会に申請し、教育委員会は学校長の意見を聞いて承認するかどうかを決定するという仕組みで、「積極的開放」とは程遠いものだった。

六一年九月、「武蔵野市子ども問題懇談会」（座長・詫摩武俊東京都立大学教授）が設置された。前述の子ども対策会議に当たるもので、構成員は学識経験者、児童・教育施設研究者など一五人。同懇談会は約一年半にわたり二四回審議、この間に三回のアンケート調査（六二年）を実施した。これらのアンケート調査によって、次のような小中学生像が浮かんだ。

調査対象の小中学生四年生と六年生（回答者合計一四九七人）の四人に一人が「むずかしい大学」への進学を望んでいる。学習塾通いをしている児童は、小四で四六パーセント、小六で四八パーセントと、五割に迫っている。そうした子は、週に三回を塾通いに費やしている。塾通いは、私立中学受験のため。中学生（二年生が調査対象）の通塾率は六五パーセントを超えている。受験競争の過熱ぶりを反映していた。

このように勉強に打ち込んでいる反面、子どもたちが友だちと一緒に遊ぶということとはほとんどない。大抵は一人でテレビを見、マンガを読んでいる。草野球など皆無に近い。要するに、家に籠もったまま、勉強したり、テレビを見たりしている。これでは子どもたちの体力の低下や友だち関係の希薄さ、生活体験の不足を来さないか心配になる。アンケート結果を踏まえ、同懇談会は、六三年三月の報告書の中で「子どもの家」の設置を提言した。

「子どもの家」とは、小学校高学年から中学生を主な対象とし、学校の枠組みを全く離れた遊びや勉強をし、家庭では出来ないような共同作業のプログラムを実施する活動拠点のこと。必ずしも独自の建物である必要はなく、間借りでもよい。プログラムの例として、子ども農園作り、自然の中のホタルの飼育、玉川上水などの残された自然の世話や管理、器楽演奏、大工仕事、料理、武蔵野の歴史の聞き取りなどを挙げている。この「子どもの家」は、本能的には子どもによる子どもの場所だが、高度な技術の習得や危険防止のため、かなりの程度大人の関与が必要だとし

ている。「子どもの家」の構想は、後述する平成一四年にスタートした「土曜学校」や、一六年に全市立小学校（二校）に整備された地域子ども館「あそべえ」（↓本節二）に生かされた。

（2）二一世紀の教育はどうあるべきか

昭和六〇（一九八五）年代から平成時代に入った頃、子どもの世界で大きな社会問題となったのは、「いじめ」や「不登校」、「受験競争の過熱」などである。とりわけ、いじめは、平成六（一九九四）年の愛知県西尾市立中学校二年男子のいじめ自殺を機に中高校生のいじめ自殺が相次ぎ、深刻化した。文部省（現文部科学省）では七年一月にいじめの全国調査を行い、その実態の把握に努めるとともに、八年六月には、国立教育研究所との共催で、諸外国のいじめ問題の専門家を招いて「いじめ問題国際シンポジウム」を開催している。いじめは、世界的な問題でもあった。

「不登校」は、本市においても、毎年、報告されている。その数は、東京都の区市町村立小中学校の平均に近い（↓資料編）。ちなみに、文部科学省は「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間三〇日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」と定義している。不登校となった直接のきっかけが「いじめ」という場合もある。

「いじめ」、「不登校」、「過熱する受験競争」——こうした問題を解決するにはどうしたらよいか。八年七月、中央教育審議会（会長・有馬朗人^{あきと}理化学研究所理事長）は第一次答申「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を文相に提出、問題解決には、「ゆとり」の中で、子どもたちの「生きる力」を育んでいくことが今後の教育のあり

方の基本だと指摘した。その後、「ゆとり教育」と「生きる力」は教育界のキーワードとなり、本市においても、その翌年には、二一世紀の教育はどうあるべきかについて考える二つのシンポジウムが開催された。

一つは九年九月一三日、小杉隆文部相をパネリストに迎えて「二一世紀の子どもたち―地球時代の教育を考える」というテーマで行われた（千川小学校ふれあいホール）。パネリストはほかに野原三洋子市教育委員、土屋市長。廣野良吉成蹊大学教授がコーディネーターを務め、二時間余り討論が行われた。

もう一つは同年二月六日、「明日に生きる子供たち―二一世紀の武蔵野市の教育を展望する―」と題して二部構成で行われた教育フォーラム（同）。第一部は、河野重男東京家政学院大学学長の「新しい時代の教育を展望する」との演題で「生きる力」を育む教育とは何かを中心に基調講演があった。第二部では、耳塚寛明お茶の水女子大学助教授、山口彰（なちこ）子市立桜野小学校長、今村明美市立第一中学校PTA副会長、土屋市長がパネリスト。篠田有子市教育委員がコーディネーターを務めて、「これからの武蔵野市の教育を考える」をテーマにシンポジウムが行われた。

（3）全市立小中学校に「開かれた学校づくり協議会」を設置

平成一二（二〇〇〇）年一月、学校教育法施行規則等の一部が改正され、学校に「学校評議員」を置くことができるようになった。学校評議員とは、校長の求めに応じ、保護者や地域住民が学校評議員として学校運営に関して意見を述べる制度である。子どもの育成は、学校・家庭・地域社会との連携・協力なくしてはできない。学校は保護者や地域の人々に学校の考えや教育活動の現状などについて率直に語るとともに、保護者や地域の人々の意見を十分聞く必要があるという考え方で、これを文部科学省は「地域に開かれた学校づくり」と名づけた。「地域住民の学校運営

への参画」を図るものである。

本市は、翌一三年四月に学校評議員制度を導入し、一四年度には全市立小中学校（小学校一二校、中学校六校）に学校評議員会（正式名称は「開かれた学校づくり協議会」）が設置された。委員（学校評議員）は八人程度、校長が地域の有識者や保護者から推薦する。協議の内容は、学習指導、学習活動、学校行事など教育活動に関することや、学校の教育活動（授業など）の公開、施設開放に関することなどである。協議会の開催は年三回。校長が招集する。委員の任期は一年である。この制度の導入によって、地域住民の意見が学校経営に反映されるようになった。たとえば、ある小学校で、地域住民から「最近の子どもは総じて手先が不器用である。わらしじづくりをやらせてみてはどうか」と提言があり、早速、長期宿泊自然体験学習「セカンドスクール」に取り入れられた。

（4）「身体・言語・自然」を重視した本市独自の教育方針

平成一四（二〇〇二）年一月、教育委員会に「武蔵野市学校教育のあり方検討委員会」（委員長・亀井浩明帝京大学名誉教授）が設置された。教育委員会は同検討委に、「身体・言語・自然」を重視した武蔵野市らしい教育施策についての具体的な改善方を審議・検討することを諮問した。「身体・言語・自然」のキーワードが、今の子どもたちの教育に必須な要素であるとの本市教育委員会の方針による。一七回の委員会と六回のワーキングスタッフ会議、二回の特別委員会を開催して精力的に議論を重ね、一六年三月、最終報告書「学びのまち『武蔵野』で育てよう―『身体・言語・自然』を重視した教育を目指して―」を教育委員会に提出した。この間、報告書の参考資料とするため、一五年三月に「武蔵野市子ども生活実態調査」を実施した。

この調査は、市立全小学校二校の四年生、六年生と同全中学校六校の二年生、それぞれの保護者を対象に行われたが、本市の小中学生の八〇%以上が「学校は楽しい」と思っており、全国平均（七〇・六%）国立教育政策研究所による平成一三年の全国調査を上回った。しかし、一五年前の調査（前述した昭和六二年）に比べると、中学生は「楽しい」が二・一%増と、わずかながら増えたものの、小学生は、四年生が六・二%、六年生が五・〇%それぞれ減少し、「楽しくない」が四年生で六・一%、六年生で九・四%それぞれ増加している。学校が楽しくない理由に、「勉強がわからないから」（二二・一%）、「いじわるされることがよくあるから」（一八・五%）、「仲良しの友だちがいないから」（二〇・〇%）などを挙げている。ほかにも憂慮すべき点がある。

たとえば、「身体」に関する質問では、体力に自信があるかと尋ねたところ、小中学生全体の四八・二%が「自信がない」（「あまり自信がない」も含む）と回答。さらに、体調について尋ねたところ、小学生の四〇・四%、中学生の五二・五%が「疲れ」を訴え、小学生の二二・七%、中学生の四一・四%が「やる気が起きない」などと答えている。

この状況を保護者はどう見ているのか。「子どもの日常生活で特に心配していること」を一四項目の中から三つ選んでもらったところ、小中学生の保護者全体で、「勉強しない」三三・七%、「朝なかなか起きない」三〇・四%、「言葉遣いが悪い」二一・五%が上位三位。「体力がない」は一二・三%で七位だった。

「言語」に関する質問では、「マンガ以外の読書」（最近二か月）について尋ねた結果、「読まなかった」（「あまり読まなかった」を含む）が小学生で二五・六%、中学生で六〇・三%に上った。近年、名文を声に出して読むと文章力や論理力など日本語能力が高まるという「音読の効用」が説かれてきたが、教科書や本を声を出して読むか小学生に

尋ねたところ、五二・六％が「ほとんどしない」と答えた。

「自然」に関し、「思い出に残った自然体験は」との問いに、小学生の過半数が、「海や川で遊んだ」(六一・九％)、「山登り」(五二・九％)、「夜空の星座を見た」(五一・九％)。中学生は「霜柱を踏んだ」(四九・八％)だった。

保護者に「関心をもっている公立学校の改善充実策」を聞いた。「習熟度別などの少人数指導」(四七・二％)、「一貫教育(小中学校・中等学校)」(三五・七％)、「小学校の教科担任制」(二五・五％)が上位だった。

学校教育のあり方検討委員会は、最終報告書の中で、二一世紀の教育に期待されるのは、どんなに社会が変化しようとも、ヒトとしての生物学的特性を見失わず、豊かな感性と情熱にあふれた、志の高い人間を育てることで、そのためには、「身体・言語・自然」を重視した教育推進が重要だと強調している。

子どもが疲れを訴え、体力に自信を失っている者も少なくない。「身体」にかかわる教育、子どもの心身の健康づくりへの支援、体力向上のための教育活動、中学校部活動のあり方の検討を挙げ、「ラジオ体操」の導入を推薦している。一六年度から、小中学校の運動会や朝会(いわゆる朝礼)などで順次取り入れられた。

中学校の部活動については、一二年度に実施したアンケート調査によって、生徒・保護者の大多数が学校単位での部活動に期待していることが分かった。学校側の事情、特に適当な教師がないなどの理由で、部によっては存続が危ぶまれるケースがあり、市議会でも時々、部活動の存続と充実を求める声が上がっていた。教育委員会は、部活動の活性化を図るため、市民のスポーツ団体や大学などと連携し、地域の人々や大学生などが持っている知識や技能を学校へ提供する「コーチングスタッフ制度」を整備するよう提言した。これに基づき、各中学校では、一七年度から、市体育協会のメンバーや、部活動経験のある市民など地域の人の力を借りて、部活動の存続に努めるようになった。

また、一八年度からは、生涯学習スポーツ課が、成蹊大学と連携し、中学校に部活動を指導する教員が見当たらない場合、大学生を指導者として学校に紹介する事業に取り組み始めた。学校側、大学生側それぞれに希望があり、マッチングはなかなか難しいものの、部活動の活性化は徐々に進んでいる。

「言語」にかかわる教育については、国語力向上を強調しているのが注目される。国語力の重要性を強調したのが本市在住の数学者でエッセイスト藤原正彦・お茶の水女子大学教授（作家新田次郎と本市の元教育委員藤原てい夫妻の次男）だが、藤原はエッセイ集『祖国とは国語』（一五年・講談社）の中で、小学校における教科間の重要度に触れ、「一に国語、二に国語、三、四がなくて、五に算数、あとは十以下」とまで言い切った。

国語力の向上を図るためのプログラムとしては、朗読や演劇、「朝読書」（朝、全校一斉に自分の好きな本を読む取組み）の実施、児童・生徒の「プレゼンテーション大会」（研究成果などの発表会）の開催などが挙げられているが、これらはいずれも一部の小学校ですでに実施されていた。その後、さらに多くの学校に広がり、充実してきた。国語の授業を保護者や地域住民に公開し、国語力を高めるための取り組みや言葉遣いなどを語り合う地域懇談会の開催も新たに提言された。国語の授業公開は、各学校で次々と実施されたが、地域懇談会については、すでに一・二年度から市立全小中学校で実施している全学級道徳授業公開の後の地域懇談会があるので、国語科の方では実施せず、道徳の地域懇談会の中で、言葉遣いなどを話題にしている。

(5) 学校図書室を活用するためのサポーター

前述した「武蔵野市子ども生活実態調査」で、二か月間に家で全く、あるいはほとんど読書をしなかった中学生が

六〇・三％だったことに見られるように、子どもの読書ばなれを憂慮した前述の検討委員会では、学校図書室の活用推進をはかるため「学校図書室サポーター」（仮称）を配置するよう提言している。平成一五（二〇〇三）年四月から一二学級以上ある学校に司書教諭が一人配置されることになったのを機に、学校図書室の活用を一層推進するために地域住民の参加・協力を求めようというものである。「学校図書室サポーター」の制度は、一六年度から早速導入された（初年度予算は三八九万四〇〇円）。

「学校図書室サポーター」は、市立小中学校で、児童・生徒の図書室利用を支援し、教員が図書室を利用した授業を行う際の補助や、図書室のデータベースの維持管理を行う人だが、保護者や地域住民がサポーターとなって活躍する。子どもたちからの本の相談に応じて本を紹介したり、小学校低学年の児童には、時に読み聞かせをする。このほか、子どもたちがどんな本を好むかなどをコンピューターを使って調査もする。休み時間も含め、いつ行っても、ていねいなサポーターがいるので、学校図書室の利用が活発になり、学校によっては、本好きの子どもが増えている。

「自然」にかかわるプログラムとしては、すでに実施されている「セカンドスクール」の改善・充実、学校ジオトープの積極的な活用などを推薦しているが、「身体」「言語」「自然」とは別に、「確かな学力の定着」についても検討しており、保護者の要望の高かった「習熟度別の少人数指導」も提言している。これも少しずつではあるが、各学校に広がっている。

「身体・言語・自然」というキーワードは、一六年度以降の本市教育委員会の基本方針となった。また、一六年一二月に策定された「武蔵野市第四期基本構想・基本計画 一七～二六年度」にも反映された。

(6) 教頭の権限拡大を図る「副校長制」を導入

平成一七(二〇〇五)年四月一日から、本市の市立小中学校に「副校長」制が導入された。「副校長」は、法律上は「教頭」(学校教育法第二八条)だが、「武蔵野市立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正し、「教頭は副校長と称する」となった。その狙いは、今まで以上に学校経営において責任を持ち、一層強く校長を補佐すること。東京都で一六年四月から導入されたのに伴い、都内各市町村教育委員会の判断で規則改正のうえ導入された。将来は、校長の事案決定権限を副校長に下ろしていく方針である。

(一) 「ひらめく かんじる かんがえる 楽しい学び舎 土曜学校」

明治以来の大改革、文部省(現文部科学省)は、平成元(一九八九)年八月に「社会の変化に対応した新しい学校 学校週五日制 運営に関する調査研究協力者会議」を設置し、学校週五日制の調査研究に着手した。同会議は、四年二月に「これからの時代に生きる子どもたちの望ましい人間形成を図る観点から、学校週五日制を段階的に導入することが適当である」と提言、これを受けて文部省は、学校教育法施行規則の一部を改正し、四年の第二学期から毎月第二土曜日を休業日とすることにした。学校完全週五日制に向けての第一段階であり、僅か月一日ではあるが、明治の学制発布以来国民の間に根づいてきた週六日制のリズムを変える、実に大きな一歩を踏み出すことになったといえる。

学校週五日制の狙いの一つに、児童・生徒を家庭や地域社会に返すことによって、さまざまな生活体験の機会が得られることが挙げられている。しかし、現状を直視すれば、土曜日、各家庭にはそれぞれ事情があり、たとえば両親

とも働いているケースもある。いずれにしても、親が毎週土曜日に子どもたちと過ごせる家庭は、それほど多くはないだろう（ちなみに、平成一二年一月に実施した「完全学校週五日制に向けての小中学生、保護者の実態・意識調査」によると、毎土曜日就業している保護者は一九％、たまに就業している保護者は二〇％に上っている）。そこで、本市は、学校週五日制を円滑に実施していくため、四年六月、「武蔵野市学校週五日制学校教育検討委員会」を設置した。構成メンバーは、幼稚園長一人、校長会代表（小中学校各一人）、教頭会代表（同）、教務主任会代表（同）、生活指導主任会代表（同）、心身障害学級担任代表（同）の学校関係者一人、それに教育委員会事務局から、学校教育部長、庶務課長、指導室長、指導主事二人の計一六人である。同委員会は、家庭・学校・地域社会それぞれの役割を定めつつ、課題を、実施直前の短期課題、月一回実施に伴う中期課題、月二回以上実施となる長期課題に分けて検討した。また月一回の学校週五日制が実施された四年九月とほぼ同時期に、生涯学習の観点から、学校施設開放を積極的に促進することを目的とした条例を全国に先駆けて制定し（四年一〇月二日）、PTA、青少協、体育指導委員、地域住民で構成する学校施設開放運営委員会を小学校全校と第二、第四中学校に組織し、その運営を委託して、いわゆる遊び場開放を実施するなど、子どもたちが主体的に活動する場を提供するようにした。さらに、同年一二月からは、市立小学校の図書室を毎月第二土曜日に児童たちに開放した。この事業は、市立図書館から学校図書室開放指導員（公募市民）を派遣して行われた。

市立図書館はまた、学校週五日制にこたえて、五年四月から、土曜日の休校日に工作教室や人形劇などを提供する事業「どっきん・どようび」を開始。市民会館でも九年度から、土曜日の午後、小学生を対象に、ものをつくる楽しさ、最後までやり通す喜びが体験できる「こどもワークショップ」を開催した。さらに、市立井之頭小学校では、市

内全域の小学生を対象とし、土曜日の午後、市立小中学校の教師のほか、地域の専門知識を持つ市民の協力を得て、「科学教室」を開催し、動物の解剖や化学実験などを取り入れた多様なプログラムを展開した。

このように、本市は、学校週五日制に備えた環境整備を行った。

完全学校週五日制に

文部省が平成一〇（一九九八）年に実施した「子どもの体験活動等に関する調査」で、子ども

向けて

もたちが「生活体験」「自然体験」「お手伝い」をしていることと、「道徳観、正義感」が身

についていることとの関係を調べたところ、生活体験、自然体験が豊富な子どもとお手伝いをする子どももほど、道徳観・正義感が身につけているという、注目すべき結果が出た。また、一年六月の同省の生涯学習審議会の答申「生活体験・自然体験が日本の子どもを大きくむ」では、年の違う友だちや地域の人々とのかわりの中で、さまざまな体験の機会を意図的・計画的に提供していくことにより、子どもたちに「生きる力」を身につけさせることが重要であると指摘している。

このような観点から、平成一四年度からの完全学校週五日制への移行を踏まえ、本市では、毎週休みとなる土曜日市内の小中学生が、地域社会の中で主体的に参加し、体験を通じて学ぶことができるような施策について研究するため、一二年六月に「武蔵野市完全学校週五日制実施施策研究会」（市立小中学校教諭、教育委員会事務局の部課長ら計一九人で構成）を発足させた。同研究会は、東京大学教養学部山本泰研究室や市立小中学校の協力を得て、小中学生とその保護者を対象にアンケート調査を実施し、施策対象者のニーズを把握したうえで、一三年二月、報告書をまとめ、「ひらめく かんじる かんがえる 楽しい学び舎 土曜学校」をテーマに、子どもたちの体験機会を充実するという課題に意図的・計画的に取り組むことを提言した。

この報告書では、実施施策の視点が、次の三点にまとめられている。

- ① 小中学生の自主性を尊重し、小中学生自身が課題を選択し、判断できる力を育成するものであること。
- ② 自然体験、社会体験、生活体験など、直に触れたり、体験できるものを取り入れたものであること。
- ③ 遊ぶ喜び、学ぶ喜び、真理追究の喜びが感じられるものであること。

「土曜学校」の指導者については、市内には豊富な人材がいるから、広く地域の人材を有効活用（有償ボランティアを想定）すべきとして、「小中学校教諭をはじめ、大学教授、商店、農業、各種職人、官公庁職員など各分野の専門家」「古典芸能、文芸・文化、物理・化学などその道を究めた著名な人」を挙げたうえ、中高校生をサブリーダーとして活用すべきであると提言している。こうした人材活用については、すでに一二年三月、社会教育委員の会議が、完全学校週五日制実施の狙いを実現する鍵は、これに対する学校・家庭・地域社会・企業の対処の仕方にあると考え、「地域に住む人材の活用」と「地域社会の教育力の活用」とが最重要課題であるとの結論を下している。

注目されるのは、土曜学校の学習内容である。学習内容は、「学校のカリキュラムでは学習できないもので、知識を得る楽しさだけでなく、本物に触れる楽しさ、見る楽しさなど実体験を取り入れたもの」「ひとつの問題に、たっぷり時間をかけることのできるもの」「子どものニーズに合ったもの」「遊びごころを取り入れたもの」の四点とされている。この内容に沿って、同研究会は、九つの具体的施策（プログラム）を提言した。

これらの学習内容や実施施策の視点からみて、「土曜学校」の狙いは、月曜から金曜までのカリキュラムの中で、時間がないと十分に組み組むことができない学びの対象を取り上げたこと、学校のカリキュラムとは一味違った、創造性に富んだ教育の実施を目指したこと、にあるといっていだろう。

ひと味違ったプログラム

武蔵野市完全学校週五日制実施施策研究会が提言した九つのユニークな施策のうち、平成一四（二〇〇二）年度の本格実施を待たず、一三年度中に、従来から実施している二つのプログラムに加え、新たに土曜学校の四つのプログラムが試験的に実施された。

その一つが「森林体験講座」（一四年度から森林体験教室）である。学校週五日制の狙いの一つが自然体験にあることはすでに述べたが、この森林体験講座はまさに自然体験そのものである。武蔵野市が借用した青梅市の約三ヘクタールの森林「二俣尾・武蔵野市民の森」で、森林保護のNPOのメンバーなどをインストラクターとして、小中学生を対象に、伐採、丸太切り、木登り、秘密基地作り、道作りなどを行い、自然体験を通じて森林保全の苦労・大切さや森林文化を学ぶというプログラムで、翌一四年度から本格実施となった。

学校のカリキュラムとは一味違ったプログラムとして、「朗読・ことばあそび倶楽部」と「ピタゴラスクラブ」（「算数・数学謎解き教室」）がある。朗読・ことばあそび倶楽部は、学校の授業では体験できない詩人や本の作者、アニメの声優などによる朗読や読み聞かせを通して、子どもたちに日本語の美しい響きを体験してもらい、詩や読書の魅力に出合う機会を提供しようという試み。本格実施となった一四年度には、特別イベントとして、千川小学校ふれあいホールに、詩人の谷川俊太郎を招き、自作の詩の朗読を披露してもらい、さらに、専門の朗読家が、受講者に朗読指導を行った。朗読・ことばあそび倶楽部の受講者対象は、市内在住・在学の小学四年生～中学三年生だが、特別イベントのこの回には、二九人の小中学生のほか、一般参加者四六七人が参加した。

ピタゴラスクラブは、単にパターン化した算数のテクニクを身につけるのではなく、事象を観察して法則を見つけ、事柄の性質を明らかにし、また、数理を楽しむ一種のパズルを解くことなどを通して、その過程において見られ

る工夫、驚き、感動を味わい、算数を学ぶ面白さ、考えることの楽しさを体験してもらおうというもの。いわば、数学的な考え方を体感する授業であり、図形のおもちや（パターンブロック）などを使って行う。この体験を通して、敬遠されがちな算数・数学に興味を持たせ、隠れた能力を引き出そうというプログラムである。講師は、市立小中学校の教諭や、市内の大学生・大学院生などである。近年、小中学生は、算数・数学の学習を自分たちの生活と懸け離れたものと考え、塾と同じように、算数・数学を単に受験問題を解くためのテクニックとしか、捉えていないことが多い。そして、ある段階でつまづいてしまうと、その後の学習に興味や関心を示さない。ピタゴラスクラブは、こうした課題を解決するために設けられたプログラムとして注目される。

武蔵野市完全学校週五日制実施施策研究会が提言したプログラムで一三年度から試行されたもうひとつの事業は、「子ども地域スポーツクラブ」である。学校の授業ではできないスポーツ活動を通して、心と体の健康づくりと子ども同士の触れ合いを図るのが目的。試行では、第二小学校、第四中学校など四校を会場に、ニュースポーツのユニホック（プラスチック製のスティックとボールを使い、フェンスに囲まれたコートで相手方のゴールにシュートして、得点を競うホック型ゲーム）、合気道、バスケットボール、ミニバスケットボールを実施した。一四年度の本格実施からは、ソフトテニスも加わり、会場も三校増え、七校となった。

一四年度に新たに登場したプログラムとして「雅楽クラブ」がある。一〇〇〇年以上の歴史を持つ日本の伝統音楽「雅楽」を体験するという、学校の授業ではこれまで想像もできなかった特異なプログラムである。「箏笛」や「篳篥」などの雅楽器に実際に触れての練習を通して、日本の伝統を味わい、豊かな感性を育てるのが目的。定員二〇人のところ、応募者はほとんど毎年、定員を上回っている。受講対象は、小学一年生～中学三年生（一六年度より小学

三年生から)。指導は、日本雅楽会のメンバーである。このプログラムは、一週(二一回)から成り、初心者や再参加者にも幅広く雅楽に親しむ練習を進められるように構成されており、最終回「公開！土曜学校『ががく』」では、毎回、生徒が衣装を着け、唱歌・二重奏・舞いの一部を発表することになっている。

土曜学校に

この土曜学校に、地域の五つの大学が、それぞれの特色を生かして協力していることは特筆に地域の大学も協力 値する。

まず、平成一三(二〇〇一)年度から始まった「成蹊大学 ロボット教室」。医療・災害現場など、ますます人々の生活にかかわってきているロボットという素材を通して自ら考える力を養うプログラム。講師は柴田昌明成蹊大学工学部助教授で、実際にロボットを作って動かしてみることにより、物づくりの楽しさを味わいながら、テクノロジを理解する機会を与えるという、大学ならではの授業である。三週(三回)で構成され、一週目は、ロボットについての講義と研究室の見学会、二週目は、ロボットの組み立て、三週目が、完成したロボットを使つての走行実験である。このロボット教室は人気が高く、定員二五人に対し、例年、二倍近い応募者がある。

一四年度から始まった「日本獣医畜産大学(現日本獣医生命科学大学) アニマルファーム体験クラブ」は、ふだん機会の少ない動物との触れ合いを通して、動物の知識を得る楽しさのみならず、本物に触れる喜びを体験してもらおうというプログラム。動物とはどんなもののかをさまざまな体験を通して感じとらせるのも目的である。日本獣医畜産大学の助教授らが講師で、同大が所有する山梨県上九一色村(現富士河口湖町)の牧場で、乗馬、羊の毛がり、牛の乳搾り、ソーセージ・バター作りなどを、一泊二日で行う。これまた、同大学ならではの、ユニークな事業である。

一五年度から始まった「武蔵野大学 図工道場」は、「一本のクレヨンで何ができるかな」をテーマにした、子どもたちの表現力や造形力を伸ばすためのプログラムである。対象は、市内在住・在学の小学一・二年生と保護者とした。

一四年度から始まった「亜細亜大学 セパタクロー体験教室」は、東南アジア生まれのスポーツであるセパタクローを通じてアジアへの理解を深めてもらう体験プログラムである。亜細亜大学セパタクロー部の学生から実技指導を受け、試合もする。こうした体験を通して、外国の文化に触れ、年齢の異なった児童・生徒や大学生との交流を図るのも大事な目的である。

東京女子大学の場合は、年度ごとにテーマが異なり、「フィールドホッケー体験クラブ」(一四年度)、「ジュニアダンスクラブ」(一五年度)、「パイプオルガン探検」(一六年度)、「クリスマスアドベンチャー」(一七年度) などとなっている。

「ひらめく かんじる かんがえる 楽しい学び舎 土曜学校」は、このように、大学関係者を含めたさまざまな市民の力を借りて、学校のカリキュラムだけでは教えることのできない、一味違ったプログラムを提供し、子どもたちの学びに対する意欲をかきたてることに大きな役割を果たしている。

(二) 教育再生を目指したセカンドスクール

セカンドスクール誕生 セカンドスクールとは、従来からの学校「ファーストスクール」を遠く離れて大自然の懐に抱かれ、農業・林業・漁業体験などを正規の授業の一環として行う緑の教室である。



セカンドスクールで稲刈りをする市立井之頭小学校の
児童（平成14年、長野県飯山市信濃平で）

本市のセカンドスクールは、全国の自治体や教育関係者、さらには農林水産省や文部科学省から注目されている。なぜか。本市が始めたこのユニークな自然体験学習を紹介した本『とべ 緑の教室―武蔵野市セカンドスクールの挑戦』（小原康子著・小学館刊）が、その問いに答えている。この本は平成一三（二〇〇一）年六月に刊行された（↓資料編）。検討段階から数えると一〇年以上にわたるセカンドスクールの誕生に至る軌跡を、フリーライターの著者がつづつたルポルタージュ。満天の星やホタルの大群に感動し、初めて田んぼに入ったリイワナをつかんだときの手足の感触に驚く子どもたち。その姿が生き生きと描かれている。

セカンドスクールの構想は、都会生活に終始している児童・生徒に生きる手ごたえを実感させる教育カリキュラムが必要ではないかという土屋市長の問題提起に始まる。

問題提起を受けた市教育委員会は昭和六二（一九八七）年一〇月、教育委員会内に「学校経営検討委員会」を設置、奥田真丈都立教育研究所長を委員長に、大学教授、小中学校校長、同教諭、都や市の行政関係者ら一六人で構成される同委員会に、今、武蔵野市の教育に何が必要なのか、検討を諮問した。

平成元（一九八九）年九月、同委員会は報告書を提出、心豊かでたくましい人間を育てるため、総合的な体験学習が可能なセカンドスクールを設立、長期滞在型宿泊施設を設置して、小中学校の移動教室を実施す

るよう提言した。

提言を受けて、平成元年七月、校長、教頭、教師たちによる「セカンドスクール構想委員会」が設置され、約一年半にわたる検討の結果、「当面一週間程度の試行、将来的には一か月程度実施」という大胆な提言を行い、セカンドスクールの目的を次のようにまとめている。

①物質的な豊かさの中で失われてきている児童・生徒の心の豊かさやたくましさを回復するために、自然との触れ合いを通して心とからだを育てるとともに、教師と児童・生徒の信頼関係や児童・生徒相互の協力関係を基盤にして、豊かな人間性を育てる。

②自立の基礎となる基本的な能力を育てるために、長期の宿泊によって生活時間にゆとりをもたせ、各学校の創意工夫を生かして、児童・生徒に生活自立のために必要な知識や技能、態度や習慣を主体的に身につけさせる。

このようにして、セカンドスクールの構想は固められたが、それは、従来の林間・臨海学校などとは決定的に異なっている。林間・臨海学校が、正規の授業とは直接関係のない、主として健康増進を目的とした夏休み中の行事で、希望者だけが参加するものであるのに対し、セカンドスクールは、農山漁村での自然体験とはいえ、あくまでも正規の授業として、当該学年の児童・生徒全員の参加が原則、しかも学校での教科との関連を明確にすることが要請されていることである。そこにまた、実施の難しさがあった。

実施への長い道のり

「セカンドスクール構想委員会」の提言を受けて、平成三（一九九一）年一〇月、現場教師や有識者で「セカンドスクール構想策定委員会」（委員長・奥田真丈・委員、一人）が組織され、いよいよ具体化の作業が始まった。

教師は児童・生徒一人ひとりが持つている本當に優れたところを、どのように見出してやれるのか、彼らはどうやったら自分の長所を伸ばすことができるのか。こうした議論を踏まえて、同委員会は四年八月、山村留學施設の備わった長野県八坂村の協力を得てセカンドスクールを実験的に行い、公募した小学六年生と中学一年生の計三〇人を六泊七日で送り、その実態や問題点を検討したうえで五年三月、報告書を提出した。

この中で、セカンドスクールの教育的効果は、教員の積極的参加なしにはできないが、教員がオーバーワークにならないような配慮が必要だとして、大学院生、退職した教員、地域の人材、現地の古老を含めた民間指導員や、専門的な講師、看護師などの配置を提言した。実施期間については、セカンドスクール構想委員会が、将来的には「一か月程度」としていたが、教員のローテーションなどからみて、「少なくとも一〇日程度」を目安とし、実施学年については、児童・生徒の発達段階や教育課程の内容からみて、小学四年生以上とし、小学六年生は移動教室、中学三年生は修学旅行があるので対象外とした。

五年七月二六日から八月七日まで二泊三日の日程で、市の友好都市である岩手県遠野市で、本格実施に備えての試行としてセカンドスクールを実施した。「セカンドスクール構想策定委員会」の提言に基づいて小学四年生から中学二年生まで、各学年から二〇人ずつ、計一〇〇人を募り、指導員には各校から集めた教師を充てた。この後、教育委員会で実施学年を検討の結果、小学校は五年生、中学校は一年生と決めた。五年生は、毎年夏休みに、山梨県富士吉田市にある本市の富士高原学園（のちの富士高原ファミリーロッジ）で林間学校を実施していたので、それをセカンドスクールに替えたほうがよいとの判断から、また中学校の場合は、二年生になると、高校入試の受験勉強に励む生徒が多くなることから、消去法によって一年生とした。

この結論を検証するために、翌六年、再び遠野市で行った一二泊一三日の試行では、教育委員会の結論に基づき、対象を小五と中一に限定した。

ところが、本格実施を翌年に控え、セカンドスクール実施に対する不安や批判の声が高まった。まず、保護者からは、「うちの子は親から長い間離れたことがないので不安」「塾や習い事を休ませたくない」「子どもが宿泊先で病気になったらどうするのか」などの不安の声。教師からは、「長期間の宿泊を伴う指導は、労働強化になる」「子持ちの教員や、親を介護している教員は参加できない」「何日も学校を空けたら、正規の授業が遅れる」などの批判の声が上がったのである。学校現場ではもともと、「セカンドスクールは単なる遊びだ。遊びのために授業がくわれてしまうのは困る」といった反発が強かった。

これに対し、杉本譲治教育長は、セカンドスクールは遊びではない、教科につなげれば本当の力が付くと、教員たちを説得した。この説得に加え、遠野市での試行に参加した各校の校長たちの決断で、翌七年、全小学校が一斉に本格実施に踏み切ることになった。不安や批判の声が高まる中で、校長たちが実施を決断したのは、参加した児童が、学校では見られぬほど生き生きとしていたからだだった。

セカンドスクールで セカンドスクールの本格実施に当たって、まず解決しなければならないのは、教師の勤務体制**子どもが変わった** 制の問題だった。「二四時間、夜も昼もなしで働けば倒れてしまう」といった不安があった。教育委員会は、生活指導員を同行させ、指導員に夜の宿舎での生活を、ある程度任せる、また、教師は前半と後半で交代させるなど、教師の負担を軽くした。

こうして、平成七（一九九五）年夏、まずは小学校全二三校（現一二校）が一斉に本格実施に入った。「セカンド

スクール構想策定委員会」が「一〇日をめぐりに実施」と答申ししていたが、各学校の事情に応じて無理をせず実施することにし、三泊四日から七泊八日の日程で行った。中学校はこの年ももう一年、試行を続け、翌八年、一年遅れで本格実施（全六校三泊四日）に移った。（↓資料編）

参加費用（本人負担）は、食費だけ。初年度（七年度）のセカンドスクール予算は、交通費、宿泊費、講師への謝礼などで小中学校で計約七五〇〇万円。中学校も本格実施に入った二年目（八年度）からは、約一億円の予算。なお、七・八年度のセカンドスクールは、文部省「いきいき体験活動モデル推進事業」に指定され、二年間で一三〇〇万円の国庫補助金を受けた。

本格実施に対し、児童・生徒は、珍しい体験に感動し、喜んだものの、すべてが順調だったわけではなかった。山梨県高根町（現北杜市）へ行った第一小学校の場合、グループで山を歩いているうち、児童の一人が足を滑らせ崖から落ちてしまった。初めてのセカンドスクールとあって同行していた杉本教育長が近くに居合わせ、担当教員らと駆け下りたところ、その児童は岩で頭を打って血を流し、ぐったりしていた。急遽、現地の病院に運ばれ、手術を受けた。六針も縫う手術だった。

この事故は、学校側にとって大きなショックだった。しかし、事故にあった児童の父親が杉本教育長に言った次の言葉が、学校側を大いに勇気づけた。

「教育長、この程度のことですカンドスクールをやめなさいよ」

一方、教師の間には、カリキュラムなどに関して反省の声が起こった。とりわけ「授業との関連づけに無理があった」「ファーストスクールの学習を現地に持ち込めたことは少なく、帰校後の穴埋めに苦労した」など反省が強く、

開始早々、市教育委員会は活動内容やカリキュラムの再検討を迫られることになった。そこで、八年九月、「各教科のモデルとなるような活動内容を組み立てられないか」と教科の専門性の高い教師たちを集め、「教材開発委員会」（委員長・茅野敏英東京学芸大附属大泉小副校長・委員一八人）を作った。半年にわたって国語、社会、理科、総合をテーマにした活動を検討した結果、『セカンドスクール教材・事例集』を作成、全校に配布した。

一例を紹介すると、たとえば「社会」では、山梨県白根町（現南アルプス市）のぶどう作りをテーマにして、まず通常の授業では白根町やぶどうについて調べ（二時間）、セカンドスクールでは実際に農作業をさせてもらい、農家の話を聞いたり農協を見学したりする授業（四時間）。さらに学校に戻ってから、体験を新聞にまとめて発表する（一時間）。こういう学習で、教科書でいう「くだものづくりの盛んな地域」を体験的に学ぶことができるのである。ほかに、「方言辞書作り」「特産の和紙作り」「星や月の観望」「森林から考える環境」といったメニューが考え出された。こうした教材研究は各校に刺激を与え、セカンドスクールを充実させた。

教材・事例集作成後、セカンドスクールは実際どのように行われたのか。平成一一年度の第三小学校を例に紹介してみよう。

第三小学校はこの年、六月二四日から七月一日（七泊八日）の日程で長野県飯山市でセカンドスクールを実施したが、児童たちはすでに四月から「ファーストスクール」で、自分たちの食生活が日本各地で生産され届けられた食品によって成り立っていることを中心に日本の農業・漁業などの調べ学習を行い、さらに飯山市の産業の特徴などを学んでセカンドスクールに臨んだ。

宿舎は民宿で、そばうち、あけびのつる細工などを民宿の老人たちから習ったり、豆腐づくりや和紙漉きなどの体

験をはじめ、バスで新潟県大潟町（現上越市）の日本海の浜辺へ出掛け、地元漁師の指導で地引き網まで体験した。明日は帰京という最終日の模様は次のようだった。

午前六時半起床、七時半朝食、九時からはブルーベリー畑へ行き、ブルーベリーづくりが飯山市の気候の特性を生かした農業であることなどを栽培農家の人の説明で学習したあと、摘み取り作業（約二時間）を行い、摘み立ての味を楽しむとともに、収穫の苦労を体験した。昼食は、飯盒はげごうで煮炊き。午後は民宿で個別指導を受けて、ブルーベリーのジャムづくり（約二時間）を体験した。

夜七時からは、民宿の人たちへのお礼と感謝の意を込めて、児童たちは寸劇、合唱、手品など思い思いの企画で「ありがとうの会」を開いた。児童の一人は、後にこの時のことを次のように感想文につづっている。

「最後のありがとうの会では、僕は泣いてしまいました。楽しかったこと、うれしかったこと全部、歌や言葉で民宿の人たちに伝えるつもりだったのに、思わず泣いてしまいました。でも、民宿の人たちにも気持ちよきと伝わったと思います。僕はこのセカンドスクールが最高の思い出となりました」

生きる経験、初めは、早く施設を建ててほしいという声があったが、民宿におけるセカンドスクールに思わぬ効果**生かす経験**があることが分かり、施設をつくれという声は次第になくなっていった。思わぬ効果とは、民宿だと、実際の農山漁村の生活が体験できること、老人から農山漁村の暮らしの知恵などを教えてもらえることだった。

本格実施から四年経過した平成一一（一九九九）年三月の市議会予算特別委員会で、ある委員の「セカンドスクールに教育効果・成果はあったか」との質問に、川邊重彦教育長は「一週間近く丸ごとの人間同士の触れ合いで、ままとまりの悪かった学級が帰校後まとまった」と小学校のあるクラスの例を紹介した。また、「教師の感想・評価はどうか」

との別の委員の質問に対し、山田武雄指導室長は、「学校で見せる姿とは違う子どもたちの姿に接して素晴らしいと感じているとか、学校に帰ってから子どもたちとのかかわり方が大変親密になったといった感想・評価が多くの教師から聞かれる」と答弁している。

かつては反発した教師たちが、次第にセカンドスクールを評価するようになり、また、不安を抱いていた保護者たちの間からも、「子どもがひとまわり成長した」「たくましくなった」「友だちの輪が広がった」「自分の身のまわりのことを自分でするようになった」「家の手伝いを進んでしてくれるようになった」などと喜ぶ声が多くなった。

では、肝心の子どもたち自身はセカンドスクールをどう感じたのか。また、どんな効果があったのか。セカンドスクール実施一〇周年を迎えたのを機に、教育委員会は一六年一〇月、その成果をみようとアンケートを実施した。対象は、一六年度のセカンドスクールに参加した小学五年生・中学一年生計一四二一人、その保護者一四〇七人、教員一〇四人、小学校、中学校両方のセカンドスクールに参加したことのある卒業生一〇〇〇人。「セカンドスクールは楽しかったか」との問いに、小学生の九七・四パーセント、中学生の九七・〇パーセントがそれぞれ「楽しかった」と答えた。「体験してみてよかったことはなにか」との問い（一二項目から選択・複数回答可）に、小学生は「山や川などの自然の中で驚きや感動があったこと」（六七・〇パーセント）が最も多く、中学生は「友だちと今までより仲良くなったこと」（七四・六パーセント）がトップだった。

卒業生に対し「セカンドスクールでの経験が今も生きているか」と質問したところ、小学校のセカンドスクールについては七四・四パーセント、中学校のそれについては五六・五パーセントが「生きていると思う」と答えた。卒業生たちは次のようなメッセージを寄せている。

「イカをさばいたり、田んぼに入って雑草を取ったりするので、やる前は少し不安もあったが、実際にやってみると面白かった」

「自然も印象的だったけれど、一番よかったのは友情が深まったことだ」

「学校では学ぶことができないことがたくさん学べたと思う。たとえば、洗濯や皿洗い、道ですれ違っただけの人にあいさつをすることなど。一週間という短い時間で自分自身が少し成長したと感じた。だからセカンドスクールは、これからもずっと続けて欲しい」〔セカンドスクールに関する意識調査〕

一六年六月には、本市の第四期基本構想・長期計画のテーマ別市民会議「武蔵野市子ども自然体験委員会」から報告書が出されたが、その中で、セカンドスクールは次のように評価された。

「子どもたちが自然とのふれあいを通じて物質的な豊かさの中で失われている自然と人との共生、環境保全の必要性、自然に対する畏敬の念などを感じ、自然を大切にすることが育っている。こうした体験を武蔵野市で育つ全児童に与えることができるという意味で、この事業は大きな価値をもつ」

セカンドスクールが セカンドスクールは、農山漁村など、その土地の自然や産業、人びとの生活を学び、生きた**生んだ波紋** 学問を身につける教育課程だが、それは同時に、都市と農山漁村との交流としての一面も持っている。このため、セカンドスクールが全国に知られるようになる、農林省（現農林水産省）が最初に着目した。農林省としては、セカンドスクールは農村の活性化のために必要な施策であると捉えたのである。

次いで、国土庁（現国土交通省）や文部省（現文部科学省）が注目した。国土庁は、主として国土環境保全に資する教育効果があるとの観点からだったが、平成一一（一九九九）年三月に発表された同庁の「農村整備懇談会第六次

報告書」では次のように紹介されている。

「東京都武蔵野市は普段の学校生活では体験しにくい学習や活動を補充するセカンドスクールを自然豊かな農村で実施してきており、学校の教育目標をより効果的に達成するために、自然体験的な活動、勤労生産奉仕的な活動、学習体験的な活動、生活体験的な活動をとりあげている」

文部省の場合は、説明を要しないだろう。ちなみに、武蔵野市でセカンドスクールの提言があった昭和六二（一九八七）年、臨時教育審議会（いわゆる臨教審）の第三次答申で「自然学校の推進」が提言されている。

平成一〇年九月、国土・文部・農林三省庁共同調査事業「国土環境保全に資する教育効果を高めるためのモデル調査」で、翌一一年九月には、国土庁「情報通信を活用したエコミュージアム体験による農村地域活性化方策調査」でそれぞれセカンドスクールが取り上げられ、川邊重彦教育長が調査研究委員として二つの調査に参加した。そして、一二年一〇月には、文部省・農林省連絡協議会で土屋市長がセカンドスクールについて講演した。

一五年六月には、市教育委員会が「第一回オーライ！日本大賞」を受賞した。この賞は、この年発足した「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」（通称「オーライ！ニッポン会議」、代表・養老猛司東京大学名誉教授）がセカンドスクールの取り組みを評価したもので、「オーライ！ニッポン会議」の名前は、都市と農山漁村のオーライ（往来）の活発化により、日本が健全（a l l r i g h t）になることを目指して命名したという。

この受賞の後、市と教育委員会は、セカンドスクールにちなむさまざまな催しを行っている。まず、一月には、武蔵野公会堂で「農山漁村の豊かな自然を活かす体験教育推進フォーラム」を開催し、本市のセカンドスクールの事例発表が行われた。このフォーラムには、文部科学省大臣官房審議官、農林水産省農村振興局長、国土交通省都市・

地域整備局長、衆議院・参議院議員をはじめ、各自治体首長、教育委員関係者、一般市民など全国から約三六〇人の参加があった。

さらに、一六年一二月には、同じく武蔵野公会堂で「セカンドスクール一〇周年記念フォーラム」を開いた。会場は午前中から、子どもたちが自然体験・農林漁業体験をした様子や学校での発表のため作成した作品の展示会を見る人や、セカンドスクールの子どもたちを受け入れた長野県飯山市の民宿農家の指導で稲の脱穀を体験する人などにぎわった。午後からは、小学生・中学生のセカンドスクール体験報告や、シンポジウム（民宿農家代表、保護者代表、卒業生代表、教員二人がパネリスト）が行われた。

こうしたイベントを開催する一方、教育委員会は、セカンドスクールでの学習効果をさらに高めるため、「プレセカンドスクール」（二泊三日の短期宿泊体験学習）を小学四年生に対して実施することにした。五年生の体験発表が下級生を刺激し、セカンドスクールへの期待が各学校にあふれてきていたのである。一五年度に四校が、一六年度には一〇校がそれぞれ試行、一七年度からは、市立小学校全一二校で本格実施に入った。

国を動かした

市はセカンドスクールの意義を訴え、支援を得ようと、国へ働きかけた。

セカンドスクール 土屋市長は平成一五（二〇〇三）年三月、遠山敦子文部科学相（当時）に面会、「リアリティのある体験教育が知識教育の前提として絶対に必要なものであり、セカンドスクールのような教育課程が国を救う教育だ」と提言した。さらに同年七月、河村建夫文部科学副大臣（同）を訪ね、セカンドスクールを是非制度化して補助金を付けてほしいと要請した。

同年九月、河村副大臣は文部科学相となった。翌一六年三月の参議院予算委員会で、河村文部科学相は、段本幸男

議員（自由民主党）から、本市のセカンドスクールについて、次のような質問を受けた。

「武蔵野市というところが、小学五年生全員を五泊から八泊ぐらいで農家に宿泊させて、農家体験をさせているという。…子どもたちは、非常に感情豊かになって帰ってくると聞いている。…こういうことを文科省として率先してやっていくべきだと思いが、大臣の考えを」

質問に対して、河村文部科学相は「土屋市長さんのあの熱意、その効果、そういうものを十分多としながら、これを全国的に広めていく、その推進役は果たしていきたい」と答弁した。

実際、一六年度には、セカンドスクールが学校教育における長期宿泊体験事業として位置づけられ、四七都道府県で二校ずつ、モデル事業として実施する文部科学省予算が計上された。その後、一九年六月に閣議決定した政府の「経済財政改革の基本方針2007」（いわゆる骨太の方針）に、「小学校で一週間の自然体験」が盛り込まれた。さらに、二〇年三月に公示された小学校の新学習指導要領には、「自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動、観察・実験、見学や調査…などの学習活動を積極的に取り入れること」と記述され、また、二〇年度予算に、長期宿泊体験事業などの費用として一〇億円が計上された。セカンドスクールは、国を動かしたのである。

(三) 教育環境の充実

教育委員会が「ワールド教室」 昭和六〇（一九八五）年四月から平成二（一九九〇）年三月までの五年間は、間近などで**国際化に対応** に迫ってきた二一世紀の教育のあり方に重要な指針となる国の文教施策に関する各

種の答申が出され、具体的な諸種の施策が講じられた時期である。その背景には、政治、経済、文化などほとんどあ

らゆる面において、これまでに経験したことのない変化を経験しつつあるという、全く新しい時代が到来したという状況がある。新しい時代を象徴するキーワードは、生涯学習社会、高度情報化、国際化、地球環境などである。中曾根康弘首相の諮問機関である臨時教育審議会（いわゆる臨教審）の諸答申（第一次Ⅱ昭和六〇・六、第二次Ⅱ同六一・四、第三次Ⅱ同六二・四、最終Ⅱ同六二・八）においては、二一世紀のための教育の目標が示されるとともに、今後の教育のあり方を検討する際の観点として、次の三点が示された。

① 生涯学習体系への移行を積極的に推進すること。

② 個性重視の教育を展開すること。

③ 国際化や情報化など時代の変化に対応する教育を実現すること。

武蔵野市教育委員会も、こうした国の施策の方向を受け止め、新しい時代に即した、望ましい教育のあり方を追求しつつ、教育環境の充実に努めた。

まず、いちはやく国際化への対応として、昭和六三年度二学期末より、市内の市立中学校六校で、英語圏の外国人による授業が開始された。市教育委員会が導入した、この新しい授業は、単に英語を学ぶだけでなく、英語圏の人の生活、文化にも触れさせようというもので、初年度の講師には、アメリカ人男性とカナダ人女性の二人が採用された。一時限五〇分間の授業はすべて英語で行われるが、自己紹介や、生徒から先生へのインタビューなど、取り組みやすい内容にしてあるため、緊張のうちにも和やかさの漂う授業で、生徒たちの感想も「分かりやすい」と、好評のうちにスタートした。

こうした授業とは別に、市教育委員会は、国際理解教育の推進のために、平成二年度から、応募会員制の「ワール

ド教室」を開催した。これは、元年九月、武蔵野市学校経営検討委員会（委員長・奥田真丈都立教育研究所長）が市教育委員会に提出した報告書で、「ワールド教室（仮称）を開設し、市内外に居住する外国人や外国人学校との懇談会、体験発表等の交流を通して、諸外国の言語、生活等の文化を体得させ、異なる文化、伝統を受け入れる広い心を育てる」と提言したことに応じたもので、外国の文化や習慣を知り、国際的センスをみがこうとの趣旨から開設された。対象は、小学校五・六年生と中学校一・二年生で、参加者を募集したところ、小中学生各四〇人の募集人員に対して、小学生一二人、中学生五五人の応募があった。初年度は、希望を尊重して、全員を会員として発足した。一学期は、外国人教師二人、各クラス三〇人の学級で、簡単な日常英会話を中心に、外国文化を体験させる方法でスタートさせた。

また、国際化に伴い、本市においても、いわゆる帰国子女や外国人児童・生徒が増加しつつあったため、平成三年四月に、本市教育研究室（市立境北小学校Ⅱ当時Ⅱ内）に「帰国・外国人児童生徒相談室」を開設、帰国児童・生徒および外国籍児童・生徒の相談指導を開始した。指導員は、元教員・民間人などの嘱託で、帰国子女や外国籍児童・生徒の悩みや相談に応じた。

学校教育部と

平成元年度には、行政運営の効率化・能率化を図るため、市長部局を中心に大幅な機構改革が

生涯学習部を創設

実施されたが、教育委員会事務局もその例外ではなく、画期的な機構改革が行われた。これまで

で、教育委員会事務局には、部としての組織はなかったが、学校教育行政の充実徹底を図ることを狙いとして学校教育部と、市民の余暇の拡大に伴う文化、芸術、学習、スポーツなど、多面的な要望にこたえるため、生涯学習部をそれぞれ創設した。本市における生涯学習部の新設は、その前年（昭和六三年）に、文部省（現文部科学省）が社会教

育局を改組して生涯学習局を新設したことに応じた改革で、多摩地区の他市に先駆けたものだった。

この機構改革により、市長部に児童婦人が創設された。これに伴い、それまで、教育委員会事務局学務課の仕事だった「私立幼稚園および私立小・中学校の在籍者の保護者に対する補助金、幼稚園就園奨励費補助金の交付事務」と、同社会教育課の中にあつた「青少年委員、青少年問題協議会、青少年活動、青少年団体の育成、青少年野外活動」に関する業務が、それぞれ児童婦人部児童婦人室に移った。

四〇人学級の実現

市教育委員会が、教育環境の充実を目指して取り組んだ施策の一つに「四〇人学級」の編成がある。学級編成については、昭和三十三年、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」が制定され、翌三四年、編成基準が五〇人と法定化された。その後、三九年には、同法の一部改正により四五人、さらに五五年には、四〇人となった。こうした中で、六〇年九月三日の市議会文教委員会で、四〇人学級の早期完全実施に関する陳情が採択された。これにより、六一年四月から、小学校一年生で四〇人学級を開始、平成元年四月から、中学校一年生で開始、三年四月に、小中学校全学年で実現した。

このほか、市教育委員会は、平成元年四月、性教育のハンドブック（小学生向け「わたしたちの性 親と子のハンドブック」と中学生向け「私たちの性 親と子のハンドブック」）を作成、市立小中学校の全児童・生徒に配布した。地球環境との関連で注目すべきは、一三年三月、市立小中学校全校で、環境への取り組みに対する国際規格である ISO14001 の認証を取得したことである。この ISO14001 は、ISO（国際標準化機構）という国際機関が、企業や自治体などの事業活動により発生する環境への影響に対して改善を求め、環境に負荷をかけない事業活動を継続的に行うように求めた国際規格である（↓第四章第二節四）。公立小中学校が ISO14001 の認証を取

得したのは、全国で初めてといわれ、環境学習の推進に大きな効果を得ることが期待されている。

情報化との関係では、四年一〇月、学齢簿電算化が本稼働したことが挙げられるが、より画期的な出来事は、なんといっても、学校におけるコンピュータ教育の出現である。

小中学校における

子どもたちが、情報化社会に主体的に対応できる資質を育むため、学校においてもコ

ンピューター教育の推進

ンピューターが導入され、教育課程に組み込まれることになった。本市においては、

平成二（一九九〇）年一月、市立第四中学校にコンピュータ教室が完成し（↓資料編）、市教育委員会の研究奨励校として、最新鋭のパソコン四二台を設置、「学校教育におけるコンピュータ活用方法」という主題で研究に取り組んだ。コンピュータ活用の授業研究は、本市で最初の試みである。

研究に当たって、コンピュータに対する生徒の実態を探ったところ、パソコンの活用は、ゲームが中心であること、操作技術や知識面では個人差が大きいこと、パソコンには、非常に高い興味・関心があることが分かった。こうした実態を把握したうえで、研究の構想と進め方を次のようにまとめた。

① コンピューターリテラシー指導

技術科の情報基礎指導の一環として、コンピュータに初めて向かう生徒たちへの効果的な指導方法を、好ましくいコンピュータ観の育成方法として探求する。

② 教科での活用

自らソフトを開発するには困難があり、また、既存ソフトも少ない現状であるが、利用可能な教科から、授業の中での活用を図る。そして、利点・問題点・改善点を明らかにする。

③教科以外の学校生活全般での活用

こうして、平成二～五年度に、各中学校にコンピューター室を設置して、各校四二台（第四中学校のみ、モデル校として最終的に八〇台）のパソコンを整備した。各中学校では、技術・家庭科の「情報基礎」の授業で基本操作などの学習を行うとともに、社会、数学、理科など、他の教科において、多様な活用を図った。また、教科以外では、生徒会新聞や学級での班新聞の作成をコンピューターを用いて行っている中学校もある。

コンピューター教育が盛んな第六中学校（境三丁目）は、六年度に市の研究奨励校として「コンピューターの活用」をテーマに研究発表をしたが、翌七年度には、「パソコン通信」のモデル校として、アメリカ・ミネソタ州のライズ・レイク小学校と英語で交信を始めた。同校では、授業だけでなく、さまざまな面でコンピューターを活用してきた。たとえば、新聞委員会では、コンピューターを活用して学校新聞「かわら版」を発行、この新聞は、八年度には、朝日新聞社主催第一回スクールページコンテストで文部大臣奨励賞を受賞、翌九年度には、毎日新聞社主催第四七回全国新聞コンクール、東京都新聞コンクールでそれぞれ受賞した。また、同校の自然探究部は、つばめや白鳥などの研究で、データをすべてコンピューター処理、八年度から、東京電力・旺文社主催の「サイエンスグランプリ」で二年連続表彰された。

一方、小学校へのコンピューター導入は、八年度から始まり、一四年度には、学校間ネットワークも構築され、ほぼ整備を終えている。

学校ビオトープ第一号は

本市では、環境対策課が中心となって、平成五（一九九三）年頃から、多様な自然生
千川小学校の「自然体験園」 態系を回復・保全する「ビオトープ」整備事業を進めてきた。「ビオトープ」とは、

表3-2-1
学校ビオトープ整備事業一覧

学校名	設置年度	面積 (㎡)
第一小学校	平成15	200
第二小学校	15	230
第三小学校	13	300
第四小学校	14	320
第五小学校	12	400
大野田小学校	17	200
境南小学校	12	570
本宿小学校	13	250
千川小学校	10.11	1,600
井之頭小学校	14	200
関前南小学校	15	210
桜野小学校	15	370
合計		4,850

[緑化環境センター]

ドイツ語で「生物の生息空間」という意味で、やや専門的な言い方をする、「地理的、気候的に最も適した動植物がバランスを保って生きていける空間」ということになる。本市のビオトープ第一号は、六年四月開園の関前公園（関前三丁目）で、大きなトンボ池を設けてあるのが特徴。この池は、地下から井戸水を吸い上げ、トンボが生きられるようなきれいな状態が常に保たれている。ビオトープ第二号として一〇年四月にオープンした木の花小路公園（吉祥寺北町三丁目）は、理想的なビオトープで、五〇〇種類以上の植物や生物が生息している。

こうしたビオトープを学校に設けて、環境教育の一環とし、かつ、失われた里山を再現し、その中で自然との共存が保たれる自然体験の場を子どもたちに与えようとの趣旨から誕生したのが学校ビオトープ、すなわち、校庭の一角などに人工的に造った生態系である。九年三月に策定された「むさしのリメイクー武蔵野市緑の基本計画」には、学

校を「地域の森」にリメイクする計画の一つとして「学習教材としての緑化」を挙げ、次のようにビオトープの設置を提言している。

「子供たちの自然を大切にすることを育むために、学校周辺の農地や雑木林を活用した学校自然観察園及び学校農園を整備するとともに、校庭の一角に、野生生物の生息空間であるビオトープを設置し、学習教材として活用をはかります」

この提言を受け、学校ビオトープ第一号として一二年



学校ビオトープ第1号の市立千川小学校自然体験園

四月に開園したのが、千川小学校（八幡町三丁目）の「自然体験園」（一六〇〇平方メートル）で、「わくわくひろば」とも呼ばれている。市が環境庁の「自然共生型地域づくり事業」の補助を受けて、総事業費約四五〇〇万円をかけて整備した、市内では三番目となるビオトープ型公園。ユニークなのは、自然保護ゾーン（ため池や山野草・雑木林、観察デッキ、観察小屋など）と、畑や水田などの農業体験ゾーンの二つが設けられている点である。農業体験ゾーンの畑では、ナスや落花生、ヘチマなどを小学生が育てている。また、地下水を汲み上げて造っているため池には、トンボやミスズマシなどの水生小動物が生息している。

千川小学校のビオトープ「自然体験園」の理想は、昭和三〇年代、本市などもまだ、都市化がさほど進んでおらず、雑木林がそこかしこにあって、さまざまな生物が生き、人間と自然とが共生していた懐かしい時代。子どもたちが虫捕り網を持って走り回っていた景色がこの場所に復元することを未来図として描いている。

千川小学校のあと、学校ビオトープは平成一七年度、大野田小学校に設置されて市立小学校全校（一二校）への整備を完了した（表3―2―1）。学校ビオトープは、都市化が進んで自然の少なくなった市内では、子どもたちが実際に触れられる貴重な施設になっている。

心とからだ、教育相談は 宮崎活志「そこに子どもたちの悩みがあるかぎり」(武蔵野市教育相談所開設50周年記
 ガイダンスルームで 念誌「所収」によると、不登校が世界で初めて話題となったのは、一九四一年アメリカ
 のことであるという。それから一〇年後の昭和二六(一九五一)年四月、本市に教育心理相談部(現在の教育相談
 所の前身)が開設された。大野田小学校内に設置されたこの施設は、都内で初めての専門的な教育心理相談施設とい
 われ、市民や学校、児童・生徒の問題や悩みについての相談窓口として活動を開始した。

その後、昭和四八年には、幼児教育相談室を開設、さらに平成元(一九九一)年には、訪問相談室(ガイダンスルー
 ム)が設置された。この訪問相談室は、主に不登校の子どもの相談や親子関係、心身の悩みなどに対応するもので、
 「いつでも、すぐに、どこへでも訪問相談」をモットーにしている。ガイダンスルームの仕事は小中学校の教職経験と、
 教育相談の手法で、個人指導に精通した七人の教育指導員が、学校や家庭からの要請によって、学校に、家庭に、ま
 たは指定された場所に赴いて面談し、それぞれの悩みを聞くことから始まる。指導員全員による事例研究会で、それ
 ぞれが担当している指導の経過を討議・検討し、その後の適応指導の対策を決定するという過程を採っている。

家庭から出ることのできない児童・生徒には、指導員が定期的に訪問して信頼関係を深め合い、遊びや学習を通し
 て、児童・生徒の内面の悩みを理解できるように努めている。もちろん、その際に保護者とも面談をし、子どもへの
 対応の仕方などを指導する。自立の傾向の出てきた子どもには、ガイダンスルームに来てもらい、他の指導員も協力
 して、心を開くよう指導する。

当該の学校にも、指導員はたびたび訪問して、資料の提供や児童・生徒の変容の経過を報告し、その児童・生徒を
 受け入れる人的・物的な環境を整える必要性を提言して、児童・生徒と保護者、学校の三者が互いにその立場を尊重

しながら納得のいく解決を図っている。

平成一〇年一〇月には、市立中学校全六校に、「心の教室相談員」（スクールカウンセラー）を配置した。

一七年度には、教育相談所、幼児教育相談室、訪問相談室が統合され、教育支援センター（大野田小学校内）が設置された。従来の幼児、児童・生徒の心身の発達上にかかる諸問題に關しての相談に加えて、不登校支援の一層の充実を図るため、家庭訪問、学校訪問などを積極的にに行い、早期対応に努めている。また、センター内には、不登校児童・生徒のための適応指導教室「チャレンジルーム」を設置し、学校復帰に向けての学習面・精神面などの支援を行っている。

このように、本市では、他市に先駆けて子どもの問題についての相談体制を確立し、それぞれの相談機関が、学校や保護者などと協力して解決に努めている。

小学校給食を順次改善

本市における学校給食は、昭和二三（一九四八）年二月から小学校全校（当時は第一―第五小学校の五校）一斉のミルク給食として始まり、同三〇年四月から、完全給食となったが、当初から文部省の方針により、パン食中心の給食として進められてきた。他市に先がけて本市で米飯給食が始まったのは、四〇年四月からで、それも僅か月一回という少なさだった。四八年一〇月から、月二回になったものの、相変わらずパン食中心であった。

ところが、昭和五六年ごろ、全国的な米離れの現象を背景に、何とか米飯の機会を増やすべきとの機運が高まり、本市の市議会においても、米飯給食を積極的に進めるべきだとする意見が保守系議員から出された。それと同時に、子どもたちが箸を使ってきちんと食事ができるように、自宅から箸を持参させるべきだと主張もあった。パン食中

心の当時の給食は、米飯のときも箸ではなく、いわゆる「先割れスプーン」を使っていたからである。また、当時の食器は、ランチ皿、汁わんがポリプロピレン製だったが、ポリプロ容器は危険性があるから、ステンレスなどにすべきとの要望も出た。

米飯給食については、市は、こののち、徐々に増やしてゆき、平成九（一九九七）年からは週二回に、さらに一年からは週三回にまで増やした。かつての月一、二回に比べれば大きな変化で、パン食中心から米飯中心へと移ったかの観がある。こうした変化の背景に、食文化に対する見直しという社会全般の潮流があったことは明らかである。

米飯給食に伴う箸の使用については、平成二年から順次導入され、六年四月には全校導入が終了した。これに伴い、同年九月、先割れスプーンは丸スプーンに代わった。また、他の食器についても、ポリプロ食器に代わり、二年一月から陶磁器食器を順次導入、八年九月までに市立小学校全校で実施するに至った。

「ランチルーム」を 注目されるのは、平成元（一九八九）年九月に、本宿小学校、第五小学校、境南小学校の市立**「小学校六校に設置** 三校に、大勢で一緒に給食が食べられる「ランチルーム」が開設されたことである。いずれも

校舎の一部を改修したもので、ゆとりをもった食事をするためであるのはもちろんだが、むしろ、複数の学級・学年で一緒に食事することにより、交流を図ったり、地域のお年寄りとの昼食会を実現するのが狙いである。実際、九月一二日には、本宿小でお年寄りとの昼食会を催した。ちなみに、改修工事費用は、三校合わせて九九三〇万円だった。ランチルームはさらに七年六月、千川小に、さらに八年四月に桜野小、一七年に大野田小にも開設された。

本市の小学校給食の特色の一つは、食材料や調理にこだわりをもっていることである。食の安全を考え、食材の選定基準を設けているのはもとより、市独自で残留農薬検査や遺伝子組み換え定性検査を行っている。こうして、たと

えば、米は低・無農薬、有機栽培の七分づき米、野菜は低・無農薬、有機栽培、卵は自家配合飼料（非遺伝子組み換えの飼料）、調味料は無添加が鉄則で、化学調味料は一切使用せず、だしは、けずり節、昆布、とりがら、豚がらを使用している。そして、旬の食材や、市の特産品「うど」をはじめ、武蔵野産の野菜を取り入れ、子どもたちが、農業や食材料の生産にも関心を持てるよう、配慮している。

教育的見地から

本市で中学校給食について論議が始まったのは、昭和三〇年代だが、当時は、父母の要求は強中学校給食の検討 かったものの、生徒たちは賛否が相半ばし、教員は余計な負担が増えると反対が多く、実施は見送られた。四〇年代に入っても、中学校給食を求める声は多く、市では、四四（一九六九）年一〇月から、弁当持参の牛乳給食を開始した。

しかし、父母の多くは、それに満足せず、五〇年代には、完全給食実施を求める請願や陳情が繰り返し市議会に提出された。市議会では、賛否両論あり、審議未了（廃案）となったり、採択されたり、不採択になったりと、審議の結果はさまざまだった。五九年九月に開かれた市議会文教委員会では、実施に向けて検討委員会を設置すべきであるとの強い意見もあった。

こうした市議会での議論を踏まえて、六一年三月、市立中学校給食検討委員会（委員長・上北一夫元第五小学校校長）が設置された。学校長・教頭会から三人、教職員から三人、PTAから三人、一般市民五人、学識経験者三人の計一七人の構成である（↓資料編）。第一回検討委員会に先立って行われた委員の委嘱式において、秋山久教育長は、次のように挨拶した。

「検討委員会は、単純に中学校の給食を実施するとか、実施しないとかを前提にして検討するというのではない。

『学校給食とはなんぞや』ということから検討してもらい、現在実施している小学校給食のあり方というものにメスを入れながら、中学校給食について多角的な調査研究を行い、その結果を報告していただきたい。検討の期限については特に考えていない」

このため、同委員会は、丸四年間にわたり、実に計約一二〇回の会議（小委員会や視察などを含む）を開いて、さまざまな角度からの検討を重ねた。検討期間があまりにも長期にわたったため、平成二（一九九〇）年三月九日の市議会文教委員会で、ある委員から、「中学校給食の検討を四年間も行っているのは長過ぎるし、税金の使い方からいっても問題だ」（日本共産党武蔵野市議団）との批判があったほどだった。同委員会は同月三十一日に報告書を教育委員会に提出、「委託をしないで、単独校調理方式をとること」、「ランチルーム（食堂）での食事ができること」、「複数メニューでの選択給食ができること」の三条件が満たされるならば、中学校給食を実施すべきであると、提言した。同委員会の検討過程で、中学校の完全給食実施については反対の意見も根強かつたらしく、同報告書はこの提言のあと、「子どもの食事は、親の責任である」、「大量の残菜が出ることが予想され、教育的に問題がある」といった否定的意見を付している。

教育委員会は、この報告書を踏まえつつも、給食の歴史的経緯と食物をめぐる社会的環境、中学生という年齢・体位・教育環境など、総合的な検討から、教育的見地にたつて、将来の中学生にとつて、最も望ましい給食はどうあるべきかを探った。この結果、四年二月、「本市においては、中学校の完全給食は、教育的見地から考えて、実施すべきではない」という結論に達した。その理由について、教育委員会は「中学校の完全給食について」と題した冊子（平成四年二月二四日）の「まとめ（教育委員会としての基本方針）」の中で、次のように列挙している。

①「食」についての知的理解が基本的に備わってきている中学生に対して、「食を給する」という行為を教育活動の一環として位置づけ、画一的、強制的に実施している現状は、むしろ非教育的と言わざるをえない。

②中学生の体位・体力に応じ、それぞれの健康増進に役立つ「食生活」のためには、一斉に同じ献立で画一的に実施される学校給食のあり方の是非は大きく問われなければならない。

③中学校で完全給食を実施した場合、教育課程全体にゆとりがなくなり、生徒の自由なふれあいや自主的な活動、昼休みを利用した生徒指導などの時間の確保が難しくなる。

こうした理由を根拠に、教育委員会は、基本的にはまず、食生活は家庭教育の領域であるという認識に立ち、家庭での食生活の充実こそ、中学生の健やかな心身の発達を促し、健康管理やしつけの問題・親子の絆などを含めて最も自然なことであるという方向づけをしたうえで、中学校の完全給食は、教育的見地から考えて、実施すべきではない、との結論を下した。

この結論（「まとめ」）は、四年三月二日、市役所での記者会見で公表されたが、このとき、杉本讓治教育長は「財政問題や政治的圧力とは関係のない純粋な教育的結論で、前例はないと思う」と述べた。翌日、新聞各紙は、一斉に教育委員会の結論を取り上げ、一部の新聞は、教育的な配慮を理由に給食を実施しないケースは聞いたことがないという文部省の見解を報道した。

その一週間後の三月一〇日、市議会文教委員会で、中学校給食の実施を求める請願二件が審査されたが、当然のことながら、教育委員会の基本方針が槍玉に上がり、「中学校給食検討委員会の答申を無視している」（市議会公明党）、「やらないための口実だ」（社会党・市民会議）などの厳しい批判が相次いだ。午後八時近くまで続いた文教委員会は

賛成多数で請願二件を採択した。

さらに、三月一六日の市議会第一回定例会本会議でも教育委員会の「まとめ」は組上きりに載せられた。中学校給食反対派の議員からは、「個々の個性を伸ばす教育を進めている中、それとは逆行するような画一的な給食を実施する必要はない。中学校給食を導入するより、高齢化社会に向けてますます必要が増す、お年寄りへの食事サービスを充実させるべきである」(市民クラブ)といった意見も出されたが、審議の結果、請願二件は、いずれも賛成多数で「請願の趣旨に沿うよう実施に向けて努力されたい」との意見付き採択となった。

次の市議会第二回定例会(六月)では、「中学校給食実施に関する決議」議案が、議員有志により提出された。決議文は次のとおりである。

「武蔵野市立中学校においては、現在、牛乳給食が実施されている。市長並びに教育委員会は、平成四年第一回市議会定例会において採択された関係請願の趣旨を踏まえて、中学校給食の実施に向け、松戸方式など選択方式も含め検討されたい」

文中の「松戸方式」とは、千葉県松戸市の中学校で実施されている、単独校調理方式(いわゆる自校方式)による複数メニューでの選択給食のことであり、本市の中学校給食検討委員会の提言(平成二年三月)と同じ方式である。審議の結果、議員提出議案「中学校給食実施に関する決議」も、賛成多数で可決された。

中学校給食の実施は ところが、その後、中学校給食の論議は、徐々に下火になっていった。まず、平成四(一九

平成二〇年に 九二)年一二月に、中学校給食の実現に向けては具体的な方向を長期計画(策定中の本市第

三期長期計画)の中で示してほしいとの陳情が出された。この陳情については、翌五年二月の市議会の第三期基本構

想審査特別委員会で審議された。同特別委員会は、基本構想を議決するもので、それと一体ともいうべき長期計画は議決事項ではないものの、まとめて審査される。長期計画案では、「中学校給食の実施については、諸般の事情を十分に考慮しながら、慎重に対応する」という、どちらかといえば消極的な表現になっていたが、中学校給食促進派の一会派（市議会公明党）が、前年一〇月に全員協議会に示された案より一歩前進しているとして、基本構想案に賛成した。このため、同じ日に審議された同陳情は、賛成少数で不採択となったのである。

さらに、九年三月に策定された第三期長期計画第一次調整計画（平成九〜一四年度）では、中学校給食についての記述は全くなく、四年後の一三年三月に策定された同第二次調整計画（平成一三〜一八年度）でも、学校給食については「中学生の昼食のあり方や、調理場の再編、調理の委託化、給食サービスの民営化なども視野に入れ検討していく」との記述にとどまった。その後、中学校給食については、ときおり、市議会本会議の一般質問で取り上げられることを除けば、一五年九月に、実施に関する陳情一件が出され、意見付き採択はされたものの、一六年九月に出された陳情五件（いずれも、中学校給食を長期計画に盛り込むことを求めたもの）は、全て不採択となった。

結局、本市における中学校給食は、一七年一〇月、その実施を選挙公約の一つに掲げて武蔵野市長選に当選した邑上守正市長によって、二〇年一月から二二年度末までに中学校全六校で順次実施していくことになった。

（四）特別支援教育

特殊教育から この期、昭和五八（一九八三）年〜平成一七（二〇〇五）年の特殊教育（心身障害教育）は、**わ**
特別支援教育へ が国の特殊教育制度が大きな変貌を遂げた時期に当たっている。

これまでの「特殊教育」は、障害の種類や程度に応じて、盲・ろう・養護学校や特殊学級といった特別な場で指導を行うことにより、手厚く、きめ細かい教育を行うことに重点が置かれてきた。

昭和三四年、中央教育審議会の「特殊教育の充実振興について」の答申により、程度の軽い場合は特殊学級（市町村）において、重い場合は養護学校（都道府県）において、それぞれ教育が行われること、また、養護学校は精神薄弱（現在は知的障害と呼ぶ）、肢体不自由、病弱など障害に応じて、それぞれ学級や学校を設けることになった。

本市の知的障害児童・生徒は都立小金井養護学校へ、肢体不自由児童・生徒は同小平養護学校へ通うというように学区が決まっている。これを踏まえて、就学指導委員会（学校長、教諭、専門医、教育委員会事務局などで構成）では、それぞれの子どもの進路について相談し、通常学級が適切か、特殊学級が適切か、それとも養護学校が適切かを判断するのである。

市町村にかかわりのある「特殊学級」は、昭和二二年の学校教育法の制定によって、学校制度上、明確に位置づけられ、昭和三〇年代から四〇年代を中心に、全国で急速に整備が進められた。当初、特殊学級は、児童・生徒が籍を置き、大半の指導を受ける場として、通常学級とは別に整備された、いわゆる「固定式」の学級であった。

ところが、五〇年代に入ると、障害者にもできるだけ障害を持たない人と同じ生活のパターンを、という「ノーマライゼーション」の理念が尊重されるようになった。その結果、通常学級在籍の軽度障害児が、通常学級で教科などの授業を受けながら、心身の障害の状態などに応じた特別の指導は特別の学級で受けるという、いわゆる「通級学級または通級指導学級」（「通級による指導」ともいう）が行われるようになった。この通級指導学級は、心身障害児のうち、各教科については通常の学級で指導するのが適切であるような児童・生徒に対しては有効な教育であると考え

られている。五三年に出た文部省の特殊教育に関する研究調査会の報告書「軽度心身障害児に関する学校教育の在り方」の中でも、軽度心身障害児に対する具体的方策の一つとして、「通級による指導」を考慮すべきことを提言している。また、六二年の臨時教育審議会の第三次答申や、六三年の教育課程審議会の答申においても、「通級学級」における指導体制の充実を図るべきことが述べられた。さらに、平成五（一九九三）年一月に学校教育法施行規則の一部改正が行われ、平成五年度には、「通級による指導」が制度化されるに至った。

平成一三年一月の中央省庁再編の際に、文部科学省が従来の「特殊教育課」を「特別支援教育課」に改組したことは、わが国の特殊教育制度が大きな変貌を遂げたことを象徴しているといっていだろう。

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する、という視点に立ち、幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、克服するために、適切な指導や必要な支援を行うという考え方である（中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について―中間報告―」一六年一二月）。そして、この「特別支援教育」は、特殊教育の対象となっている児童・生徒のほかに、通常学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症などの児童・生徒に対しても、適切な指導と必要な支援を行うものである、と定義されたので、その対象者も大きく広がった（ちなみに、本市では、昭和四八年四月から東京都にない特殊教育を「心身障害教育」と呼んでいたが、平成一九年度から「特別支援教育」と改めた）。

「特殊教育」から「特別支援教育」へと、国の特殊教育政策は大きく変わったが、こうした潮流の中で、本市の施策はどのように進められてきたか、その歩みを追ってみよう。

早かった通級学級の導入

本市に心身障害学級が発足したのは、小学校が昭和三〇（一九五五）年、第一小学校（四月）、第二小学校（六月）にそれぞれ「特殊学級」が、大野田小学校（六月）に「むらさき学級」が、中学校は三一年六月、第四中学校に「群咲学級」が開設されたときである。いずれも知的障害児を対象とした特殊学級であった。当時、全国の特級学級数は、小学校が九三〇（三〇年）、中学校が二四二（三二年）であったから、比較的早い時期に発足したといつてよい。第二小学校の特級学級は三九年二月には「いずみ学級」と名称が変わった。

昭和四五年四月には、第三小学校に難聴学級「こだま学級」が併設された。これが本市で初めての通級学級であった。前述したように、文部省がノーマライゼーションの理念から「通級学級（通級による指導）」を提言したのは五年だから、本市の通級学級導入は、極めて早かったわけである。この「こだま学級」の対象は、軽・中程度の難聴児で、通級児は通常学級に在籍し、週一〜二回「こだま学級」に通う仕組みである。なお、この「こだま学級」は、四八年四月には、桜堤小学校に移転する。これを機に、難聴児だけではなく、吃音、緘黙^{かんもく}など、言語やコミュニケーションに問題を持つ児童・生徒も対象とする言語障害学級も併設されたため、難聴・言語障害学級となった。

同じ四八年四月には、武蔵野赤十字病院に、入院している長期療養児（病気の虚弱児）のための院内学級「いとすぎ学級」が、近隣の境南小学校に所属する形で設置された。次いで、翌四九年四月には、その中学部の院内学級「いとすぎ学級」が第六中学校に所属して設置されている。

境南小学校所属の院内学級「いとすぎ学級」を設置した翌月（四八年五月）には、千川小学校に肢体不自由学級「いぶき学級」が併設された。同時に、学齢前の障害幼児学級「べこのこ学級」も開設し、合わせて「いぶき・べこのこ

学級」として、新たに吉祥寺北町四丁目に新校舎ができた。後に（五二年四月）第四中学校に「いぶき学級」が開設され、同新校舎でスタートした。

未就学の障害幼児対象の「べこのこ学級」というのは、牛を意味する東北地方の方言「べこ」にちなみ、歩みは遅いが、一歩一歩大地を踏み締めて、力強く元気に成長してほしいとの願いを込めて作られた。希望すれば、どんな障害であつても、ほとんどの幼児を受け入れた。肢体にマヒを持つ子をはじめ、ダウン症の子、あるいは自閉症的傾向の子ども、目が不自由な子、虚弱体質の子、心臓疾患のある子、言語や運動面で発達の遅れがある子など、全ての障害のある幼児を対象にした。教育委員会学務課が受け持ち、自分の要求が表現できる子ども、身の回りのことができる子ども、自分から遊びを見出し友だちとかかわりが持てる子どもの育成を目標に取り組んだ。

五一年四月には、境北小学校に初の情緒障害学級「こぶし学級」が通級学級として設置された。通級学級としては、本市で二番目の学級である。次いで五四年四月には、第二中学校にも、「こぶし学級」（通級学級）が開設された。

五五年四月には、境南小学校に、知的障害学級「けやき学級」が、さらに五九年四月には、第一中学校に「エコールーム（難聴学級）」が設置された。「エコールーム」は、本市で四番目の通級学級である。

通級学級の児童・生徒数は、平成元（一九八九）年から一〇年間の平均で見ると、「こだま学級」（桜堤小学校Ⅱ現桜野小学校）が一九人、「エコールーム」（第一中学校）が六人、「こぶし学級」（境北小学校Ⅱ現桜野小学校）が九人、「こぶし学級」（第二中学校）が九人となっている。

孤立した学級の問題点

昭和六二（一九八七）年一〇月、本市の特殊教育の充実を図るため、心身障害教育検討委員会（委員長・山口薫東京学芸大学名誉教授）が設置された。メンバーは、大学教授二人、

都立小金井養護学校長、武蔵野赤十字病院臨床心理課長、市立小中学校長・教諭五人の計九人の構成である。同検討委員会は、統合教育への指向にどう対応するかなどの問題について、約二年に及ぶ検討の末、平成元（一九八九）年九月に報告書をまとめた。その中で、種々の問題を指摘し、提言を行っている。その一例として「いぶき・べこの学級」の問題を紹介しよう。

「いぶき学級」は、本市の心身障害児希望者全員就学のための重要な布石であった。当初は、暫定的に中程度の心身障害児を受け入れる学級としてスタートしたが、同検討委員会が設立された頃の状態は、最重度の肢体不自由児を対象とする学級へと変わってきており、次のような矛盾点、問題点が生じていた。

- ① 養護学校への通学も困難な重度・重複障害児を受け入れることが多く、「肢体不自由学級」の枠を越えた実態となっている。
- ② 心身障害児希望者全員就学するための施策の一つとして造られたという学校の開設事情により、所属校から離れた場所に設置されている。
- ③ 障害幼児のための「べこの学級」と同一校舎を使用するため、所属校、学務課の両者に属し、管理・運営上複雑である。
- ④ 関係する職員には、教員、学務課職員（常勤・非常勤）、用務主事、看護婦、スクールバス運転手、添乗員が配置され、それぞれの勤務態様が異なる。
- ⑤ 学校に在籍する最重度の児童・生徒の実態を見て、それよりは軽度の心身障害児の保護者が入級をためらう傾向があり、結果として、ごく少数の最重度の児童・生徒だけの学級となり、教育的に効果のある集団が構成しに

くい。

⑥通常の学級との交流に努力はしているが、孤立した学級になりがちである。このことが、児童・生徒の発達、それを支える職員の指導力などの向上にも影響していると思われる。

このような現状の問題点を列挙したうえで、報告書は、原則として、知的障害、肢体不自由、情緒障害の学級を併せて設置する形態の「複合設置」を将来的に実施することを前提に、次のように提言している。

「所属校の変更を含めて、いぶき学級を移転させる方向で検討する。移転先としては、健常児および軽度の心身障害児との交流を深め得るといふ点から、すでに知的障害学級の設置されている学校が望ましい。職員配置、施設・整備、スクールバス、各専門家の委嘱などの条件整備につとめる」

なお、同報告書は、未就学児童対象の「べこのこ学級」の扱いについては、慎重に検討すべきとして、今後の課題として残した。この「べこのこ学級」については、当初から、「教育」の分野というより、「福祉」の分野に入るのではないかとの意見が強く、結局、平成五年四月に、福祉保健部が受け持つことになり、同年六月には、障害者総合センターが開設すると、同センターの運営主体である社会福祉法人武蔵野が担当することになった。

教育支援センターを設立

心身障害教育検討委員会は、本市では心身障害教育に関しては多様な取り組みがなされていることを認めたいうえで、これらを統括し、さらに充実・発展させるための機関として「心身障害教育センター」の設置を提言した。

提言によると、この「心身障害教育センター」の仕事は、教育相談事業（検査・診断・治療・訓練・訪問指導なども含む）や、研究・研修・啓発事業、資料収集・活用事業、連絡・調整事業（医療・福祉・労働などに関連する各種

機関との連携)である。しかし、この提言によるセンターは、設置されなかった。代わりに、教育相談事業は「教育支援センター」が、研究・研修・啓発事業と資料収集・活用事業は「心身障害教育推進委員会」が、また、連絡・調整事業は「特別支援教育コーディネーター」がそれぞれ分担している。

平成一七(二〇〇五)年四月に設立した「教育支援センター」は、「教育相談」「チャレンジルーム(適応指導教室)」「帰国・外国人教育相談室」の三機能から成り、前二者は大野田小学校内に、後者は第四中学校学習センター内にある。「教育相談」は、子どもの性格や行動、発達について心配なこと、たとえば、集団になじめない、非行や盗癖がある、言葉が遅いなどについて、臨床心理士や専門医、教職経験者が相談員として相談(カウンセリング)に応じたり、発達検査を行う。「チャレンジルーム」は、不登校児童・生徒に居場所を提供し、個人差に応じた個別学習や、集団活動(スポーツ、レクリエーション、調理、工作、音楽、栽培など)を行う。再登校、再チャレンジへの意欲を回復させることが目的であり、訪問支援も行っている。

また、「心身障害教育推進委員会」(昭和五四―一九七九)年九月設立、平成一八年四月より特別支援教育推進委員会)が、本市の心身障害教育の推進・充実を図る機関として、教育委員会に設けられている。委員の構成は、市立小中学校校長および副校長、心身障害学級の各学級代表教諭、学識経験者、教育委員会事務局職員などである。同委員会の中には、さらに三つの専門部(研修部、調査部、広報部)と五つの学級運営委員会(知的障害学級、難聴・言語障害学級、肢体不自由学級、病弱)院内)学級、情緒障害学級)がある。

「特別支援教育コーディネーター」(平成一八年四月設立)は、各学校で指名された教員で、関係機関との連絡調整のほか、保護者の相談窓口、担任の先生への支援など、特別支援教育推進の中心となって活動している。

義務教育後の進路と 昭和六二（一九八七）年二月に、教育委員会と心身障害教育推進委員会が「武蔵野市心身障害者教育三十年の歩み」を発行したが、その中で、「義務教育後」を課題の一つとして取り上げ、

次のような指摘をしている。

① 知的障害児については都立養護学校高等部（立川市）があるが、スクールバスの用意がなく、一人で通学できない生徒の場合は、保護者が付き添って通学することになり、その負担が大きい。もともと近くに都立養護学校が欲しいという声が高い。

② 情緒障害児の進路としては、知的障害児のための養護学校以外は適切なものがない。これに適さない生徒の進路をどう用意していくのが、大きな問題である。一方、公・私立の高等学校での障害児の受け入れ体制は、肢体不自由児のための施設改善は進められているが、そのほかの障害に対応する施策はまだ非常に乏しい。

③ 障害者のための職場開拓は、オイルショック以後の景気落ち込みの中で、大変難しくなっている。身体障害者雇用促進法による雇用義務、雇用率の規定、各種補助金制度などはあるが、十分効果を上げるには至っていない。

また、障害の重い人たちの通所施設は、市内に都立福祉作業所（吉祥寺北町四丁目、平成一九年四月に本市に移譲された）、民間の千川作業所（八幡町四丁目）、小金井市の都立生活実習所などがあるが、公立施設はなかなか入所できず、千川作業所は民間施設のため財政的に不安定である。

④ 障害者の保護者・家族にとっては、「親なきあと」が深刻な問題である。相談・指導の組織・機関を地域に設ける必要がある。

以上のような提言である。

義務教育後については、その後、前述の心身障害教育検討委員会でも「進路・卒業後の問題」として取り上げられ、「心身障害児の進路に関する社会的な状況変化について情報収集に努めることと、盲・ろう・養護学校、高等学校、専修学校、各種学校、公共職業安定所、障害者職業訓練校、職能開発センターなどとの協力関係をさらに緊密にするように」と提言している。

同検討委員会は、さらに障害者の生涯学習についても触れている。障害者自身がゆとりのある人生を楽しむようにすることがこれからの大切な課題であるとして、当面、教育委員会や福祉保健部で行っている障害者施策の中で生涯学習に可能なものから推進するよう提言している。

二 地域で育つ子ども

(一) 学童クラブ

出発は市民の

本市において、学童クラブの前身ともいえるべき学童保育施設が誕生したのは、昭和三八（一

手作りカギツ子対策

九六三年六月一七日。西久保地区の市民たちが、カギツ子対策として「ともだちの家」〔武

蔵野市百年史〕では「友だちの家」と表記）を開設したことに始まる。「ともだちの家」は、青少年問題協議会第五地区委員長だった渡辺利一が持っていた西久保二丁目の自宅隣りの空き部屋を渡辺が提供して、大勢の協力者（第五小学校PTAなどの賛同者）に支えられて開園した。三八年六月六日と一八日には、新聞各紙に記事が載った。いず

れも肯定的な取り扱いであった。

『カギツ子』なくす学童保育園 共稼ぎ家庭のため 不良・交通事故から守る」(朝日新聞 昭和三八年六月六日付)

「カギツ子保育始まる。武蔵野第五小管内 両親の帰るまで」(読売新聞 同年六月一日日付)

「善意が生んだ保育園 武蔵野市西久保で 主婦や学生が保母を」(サンケイ新聞 同年六月一日日付)

市民の手でつくられた「ともだちの家」の活動状況を見て、この年五月に就任したばかりの後藤喜八郎市長は、早速九月の市議会第三回定例会で、市として学童保育に取り組むことを表明。その約束どおり、翌三九年三月には、市民たちの「ともだちの家」の活動に代わって、第五小学校の空き教室を利用した学童保育を開始した。本市の第一号の学童クラブ「五小こどもクラブ」の誕生である。さらに五九年四月一日までに、市は、原則一小学校区一学童クラブ(計一二クラブ)を整備するに至った。(↓『武蔵野市百年史 記述編Ⅳ』)

学童クラブは、両親が共働きだったり、病気などのために児童が家に帰っても誰もいない、市立小学校一〜三年生が対象である。施設は、小学校の校舎内や校庭内、コミュニティセンター内などにある一室(平均の床面積は一〇〇平方メートル程度)。室内には炊事場があり、学童は、家に帰ると同じように「たぐいま」と言って、放課後、ここへ立ち寄り、母親代わりの指導員(保育士または教員の資格を持っている者。通常、一クラブに二人配置)のもとで、宿題をやったり、一緒におやつを食べたり、室内や校庭、あるいは近くの公園などで遊んだりして、夕方五時までを過ごす。

学童クラブの普及促進が市町村の事業として義務づけられたのは、平成九(一九九七)年の「児童福祉法」の改正によるもので、翌一〇年から施行された。本市では、それより三五年前に、子どもたちを思う地域の人々の気持ちだが、

手作りの学童クラブ」ともだちの家」を創り出し、それが市の学童保育事業に発展していったのである。

全員入所を求める運動

昭和五〇年代に入ると、学童クラブの入所希望者が増え、クラブによっては、定員をオーバーするケースが出てきた。市は、初めのうちは、できるだけ要望にこたえようと、たとえば定員四〇人に対し五〇人以上が希望したら、アルバイトを雇うなどして希望者全員、あるいはできるだけ多くの希望者を受け入れてきた。しかし、こうした運営では、学童の安全を保障できないとして、一小学校区一学童クラブの体制が整った五九（一九八四）年度から、市は定数厳守の方針を打ち出した。定数を越えたときは、市が設けた入所審査基準（保護者の労働時間や帰宅時間、病気の程度などについての審査基準）に基づき、入所の必要度の高い順に許可するというものであった。

この方針に基づき、審査した結果、五九年度は、一二クラブで計四二人が入所できないことになった。欠員が出れば、途中から入所できる、「保留」と呼ばれる扱いである。ちなみに、保留となったこれらの児童の家庭は主に祖母同居、自営業、パート勤務などであった。

これに対し、保留となった子どもの親たちや、すでに学童クラブに通っている子どもたちの親たちでつくる学童クラブ連絡協議会から、今までどおり、全員を受け入れるべきとの声が高まった。五九年三月中旬のことで、同協議会は連日のように市に要請行動を行った。三月三〇日の市議会定例会でも、学童クラブ全員入所問題が論議され、市の方針を支持する意見はあったものの、弾力的運営を求める声が多く、学童保育のあり方について、前進的に見直しを進めるとともに、当面、五九年度の学童クラブについては、臨時指導員の増員など必要な対策を講じて、入所希望者全員を受け入れるよう求める議員提出議案（決議）が賛成多数で可決された。これを受けた市は、議員決議に配慮し、保

留予定者四二人を一三人とするに至った。

学童クラブの全員入所問題は、その後も繰り返し話し議論された。六〇年度は、学童クラブ連絡協議会が、一万〇六八七人の署名を集めて、市議会に全員入所を求める請願を行った。請願は、三月一三日の厚生委員会で「各学校区・各地域の実情を考慮し、請願の趣旨に沿うよう努力されたい」との意見を付して採択となった。六一年度にも、全員入所の請願が出され、四月一日の厚生委員会で、「本年度については全員入所の実現は困難であるが、必要度の高い児童については配慮されたい」との意見を付して全会一致で採択された。こうした動きがあったため、市は、定員厳守方針を打ち出したものの、実際には、希望者全員とはいかないが、定員を上回る受け入れを続けた。平成年間（元年から一七年）の年間平均保留者数は七人で、七、八年度は、希望者全員が入所できた。なお、平成一一年に施行された現行の学童クラブ条例施行規則では、市長が特に必要と認めるときは、定員のおおむね一〇〇分の一〇の範囲内で定員を超えて入会（入所）の承認をすることができると規定している。市の特別措置によって、全員入所問題は、六三年頃には静かになったが、平成に入ると、市役所の土曜日閉庁に伴い、今度は学童クラブの土曜日閉所が問題となった。

土曜日閉所の問題

武蔵野市役所は、平成元（一九八九）年四月から、第二・第四土曜日が閉庁となった。これに伴い、学童クラブも同年八月から、第二・第四土曜日は、閉じることになった。その前年に、市児童課が調査したところ、学童クラブの土曜日の利用率は三〇パーセント前後で、平日の三分の一程度だった。サラーマンの週休二日制が定着してきたのが主因と見られ、平成元年に入ると、さらに一〇パーセントも減ったのが、土曜日閉所に踏み切った理由の一つだった。

これに対し、同年六月、保護者らから、第二・第四土曜日も開いてほしいとする陳情（↓資料編）が市議会に出された。厚生委員会で審議の末、翌二年三月の厚生委員会で、採決が行われ、可否同数となり、委員長採決の結果、不採択となった。不採択の代表的意見は、「土曜日日は世界的な潮流であり、学校開放をはじめとする全児童対策をすすめるべき」というものであり、一方、採択派の代表的意見は、「土曜日休日はまだ過渡的なものであり、市役所の土曜日閉庁もすべきではなかったし、学童クラブ閉所もすべきではない」というものであった。

学童クラブの第二・第四土曜日閉所を求める陳情は、三年九月にも出された。当時、学童クラブを土曜日に閉所としていたのは、多摩地区では本市だけだったこともあり、採択賛成派の追及は激しかったが、採決の結果、この陳情も賛成少数で不採択となった。学校開放の充実、空き教室の利用、コミセンの活用などで、対応すべきであるという意見が多数を占めた結果であった。

その後、一四年四月一日から、日本の近代教育史上、画期をなす完全学校週五日制が始まったのに伴い、市では一学期終了をもって学童クラブも全土曜日閉所とする方針を打ち出した。ところが、この年三月の市議会定例会で土曜日閉所を求める陳情が採択されていたこともあって、学童クラブ連絡協議会は、「全土曜日閉所は性急で一方的なやり方である」と反発した。これに対し、市側は、学童クラブは放課後対策が本来の趣旨であり、授業がない土曜日の開所は例外で、これまでは、学校週五日制対策として始めた教室開放事業などが軌道に乗るまでの特別な措置だったが、今やそれも軌道に乗ったなどと、説明した。結局、学童クラブは最初の方針どおり、一学期終了をもって土曜日完全閉所となった。

学童クラブの有料化

本市の学童クラブは、発足以来、平成一〇（一九九八）年までは、保育料は無料だった（但し、おやつ代・行事費として、一〇年度を例に採ると、月一七〇〇円を徴収）。ところが、学童保育料無料については、すでに昭和五九（一九八四）年ごろから、問題とする声があり、有料化すべきとの次のような意見が出されていた。

高額退職金問題などをきっかけに、本市が専門家らに行財政改革の指針を求めるため、昭和五八年七月に発足させた「行財政点検委員会」（委員長・肥後和夫成蹊大教授）が、翌五九年七月の最終答申の中で、「市政の公平性」の観点から、学童保育の有料化について「学童保育料は無料で行われているが、保育園での保育については、父母が費用の一部を負担していることとの均衡を考慮し、学童保育についても、父母に一定の負担をもとめるべきである」と提言していた。

学童クラブは市内一三か所（当時）で運営されており、昭和五七年四月一日現在で総計五一四人の児童が登録していた。学童クラブの運営経費は年間九九九万九千九百九十九円（昭和五七年度決算）であり、児童一人あたり一九万三九百九十九円となっていた。このように一部の市民に対して、特別のサービスを無料で提供するのとは公平性の原則に反するというのが、同委員会の見解だった。同委員会にはさらに、将来的にはカギツ子などに対する対策ではなく、全児童対象に学校の放課後の児童の健全育成策について検討していくよう要望した。

市は、有料化については慎重で、結局、平成九（一九九七）年に「児童福祉法」が改正され、翌一〇年から、学童クラブの普及促進が市町村の事業として義務づけられたのを機に、実施に踏み切った。一〇年一月十七日の市議会定例会の本会議で、学童クラブ条例が修正可決された。原案で月額五〇〇〇円としていた育成料（学童保育料）を、

平成一一年度は三〇〇〇円、平成一二年度は四〇〇〇円とし、平成一三年度から五〇〇〇円とするという、経過措置を設けた修正であった。

なお、児童福祉法改正を機に、一〇年十一月、市は、『学童保育ここに始まる―武蔵野市の「ともだちの家」』（発行・花伝社）を発刊した。本項の冒頭に紹介した市民手作りの「ともだちの家」誕生のドキュメントである。昭和三八（一九六三）年当時の貴重な資料をもとに、地域活動と子育てに注ぐ市民の情熱を記録している。

（二） 児童の安全を地域が守る

市立全小学校に 「地域に開かれた学校づくり」を目指す本市だが、大阪教育大学附属池田小学校で起きた校内殺

安全監視員

傷事件（平成一三〇〇一〇年六月八日）報道でショックが走った直後の七月一〇日～八月一

〇日にかけて、安全対策課が中心となり「緊急安全実態調査」を行った。小中学校で三八か所、学童クラブ通学路などを中心に、公園一四九か所、道路一三七か所、踏切五か所、空き地となっている市有地、図書館、市内保育園・幼稚園などを、延べ二〇〇人の職員が出て、事件や事故のもとになりそうな「死角」となる場所はないかなど、徹底的に調査した。結果は大きな危険が感じられる場所はなかったが、教育委員会では以下のような各学校での危機管理の徹底を図ることになった。

- ①制服警察官による子ども施設周辺のパトロールと立ち入り連絡、②教職員による学校施設内外の見回りの強化、
- ③PTAも校舎内外のパトロールに協力する、④緊急時に児童・生徒が下校する際は、必ず保護者が引き取って下校するか教職員が引率して集団下校を行う、⑤校門は登下校時以外、必ず閉門し、施錠を徹底する。校門や昇降口など

には防犯カメラを設置、⑥来校者には許可表示の名札を付けてもらう、⑦授業公開時など不特定多数の人が来校する際は市職員が構内を警備する、⑧夏休みのプール指導の期間も、学校施設内外にパトロール人員を配置する、⑨保育園その他の子ども施設の職員と学校開放遊び場指導員は防犯ブザーを携帯する、などの安全対策である。

平成一三年の二期期からは、市立小学校・幼稚園に新たに安全監視員（嘱託用務職員）を一人ずつ配置した。この人たちは武蔵野市シルバー人材センターから派遣され、午前八時～午後四時、通学路や校内・校外・通用門の監視をする。さらに「学校一〇番」といわれる装置が全幼稚園（私立を含む）、小中学校、保育園、児童館、0123吉祥寺、0123はらっぱなど、五〇か所に設置された。緊急事態発生時に、警察の通信指令本部につながる。都教育庁・生活文化局・福祉局から非常通報用として義務づけられたのだが、市は「学校一〇番」に補正予算を二六〇〇万円充てた。防犯ベルは各教室に設置した。

学校の安全とは別に、市立保育園の玄関には防犯カメラが、園庭には夜間の施設侵入を防ぐセンサーライトが設置された。門扉にもオートロック機能を付けるなどして部外者の出入りを防いだ。

平成一四年一〇月からは生活安全条例が施行され、安全パトロール隊「ホワイトイーグル」が定期的に市内の施設を巡回することになった。（↓第五章第一節二）

遊び場開放事業

地域で最も安全な遊び場、という学校の校庭だということは誰もが認めてきた。昭和六一（一九八六）年一〇月に市立第三小学校と境南小学校をモデル校として指定し、翌年五月から早朝の校庭開放を始めた。校庭の片隅には遊具倉庫も置かれ、一輪車やサッカーボール、竹馬などを児童が自由に使い、使用後は倉庫に戻すなどのルールを一年生でも守ってきた。平成元（一九八九）年には全小学校（一三校Ⅱ当時）で実

施され、四年一〇月一八日からは、「市立学校施設の開放に関する条例」(↓資料編)が施行され、学校教育に支障のない範囲で校庭・体育館・プール・テニスコートなどを市民に積極的に開放することになった。子どもたちは、七時から始業までの一時間と、放課後五時まで、遊び場・活動の場として使っている。両親が朝早く仕事に出かける共働き家庭の子どもなどは、校門の開くのを待ち兼ねるように校庭に飛び込んでくるという。朝の固い体を十分動かし、発散した子どもは、例外なく教室での勉強に集中すると、教師は言う。夜更かしが常習化して始業ベルぎりぎりに駆け込んでくる子どもと比べて集中力は雲泥の差だとも。

校庭開放の指導員は二人いる。遊びの指導や遊具の管理などに気を配り、事故の防止に努めている。市は地域児童対策検討委員会の報告(平成四年一二月提出)に基づいて五年から、学校施設開放運営委員会を小学校一二校と、中学校では第二中と第四中の二校にそれぞれ設置している。運営委員のメンバー構成は、学校長が推薦し、教育委員会が委嘱するPTA、武蔵野市青少年問題協議会(以下、青少協と略)、体育指導委員、地域住民など一三人(中学校で六人)ずつであり、月一回の定例会を持ち、校庭開放の現場から出される問題点を話し合い、各校の横の連絡も取り合って進めている。

子どもを守る家

核家族化・少子化時代の子どもたちに人間関係能力、生活技術能力、問題解決能力などが乏しくなってきたとはいえないか。こんな議論が、青少協の定例会でもしばしば行われてきた。本市の青少協は、条例に基づき、市長の付属機関として、昭和三二(一九五七)年四月から設けられていた。青少年が健やかに成長していくための社会環境づくりなど幅広い活動の一端を担っている。市から委嘱された委員(関係機関の代表など三七人以内)で構成され、児童女性部児童女性課(現子ども家庭部児童青少年課)が事務局となっている。青少協

の各地区委員会は、スポーツ大会・レクリエーション、キャンプ、映画会などの活動を続けながら、子どもの遊び場環境を整備したり、非行防止に努めたりしているが、心配なことも指摘されていた。

人と挨拶をしない子ども、人の役に立つ体験をしたことがない子ども、まちで高齢者と触れ合う機会がない子ども、迷子になって助けられた経験のない子どもなど、「成就体験」が不足していないか、また何かが起きた時の判断力や適応力が不足しているのではないかという心配だった。子どもが群れて遊ばなくなっていることと関連がある問題だ。

何かが起きた時、そして子どもが助けを求めてきた時、「緊急に避難できる場所」や危機管理の必要性が平成九（一九九七）年七月の青少協定例会で議論された。青少協の事務局を務める児童女性課（現児童青少年課）が関係機関や各団体に呼びかけ、「子どもたちを犯罪から守る対策会議」を開いた。そして翌一〇年三月一五日に「子どもを守る武蔵野連絡会」（市、教育委員会、武蔵野警察署、市内の小中学校、協力団体などで構成）を発足させた。そして、できるだけ多く市内に「子どもを守る家」を設置し、各地域で子どもたちを見守ることになった。

この事業の協力員の家（平成一〇年三月のスタート時は四五〇軒程度）の玄関に「子どもを守る家」と印刷されたブルーのステッカーが貼られた。そして毎年増えていく（二七年一二月現在で一八三五軒）。協力員はボランティアだが、子どもが助けを求めてきた時、家の中に入れて救護し一一〇番する、不審者の特徴などをメモする、不審者情報を警察に連絡する、といった任務がある。活動中の事故は災害補償保険（保険料は市が負担）を適用する。市は事業関連予算としてステッカーの印刷代と協力員の保険料（毎年四〜五〇万円程度）しか使わないで済む。家々にステッカーが貼られることで犯罪抑止効果は十分にある。東京むさし農業協同組合も「子どもを守る家」に登録した。車両

にはパネル（「安全・安心 むさしの市パトロール」とある）を貼って移動する。

幸い本市では年に数回程度、変な人に子どもが声をかけられた、子ども同士がけんかした、怪我の手当てをしたなどの「報告」のほかに重大な事件はなく、警察が出動した事例もない。反対に「子どもを守る家」の人に町で声をかけられるようになり、子どもの方からも挨拶をするようになった。これは何よりの成果だといえる。

CAP（キャップ）とはChild Assault Prevention の頭文字で、子どもたちがいじめ、CAPワークショップ

誘拐、性暴力などのあらゆる暴力から自分を守る方法を学ぶ参加型のプログラムのことであるという。この運動は米国オハイオ州で始まり、それを学んだ日本人が日本でもNPO法人を作り、米国と全く同じやり方（をしなければならぬという決まりがある）で全国に広めている。護身術や自己表現の技能を修得するCAPワークショップを通して、人権・非暴力に関する事業を展開している。暴力に対して子どもは無力で何もできない存在というわけではない。行動の選択肢を使って自分の身を守ろうとする力を引き出すことができるのだ。その方法を学ぶのがワークショップである。平成一二（二〇〇〇）年に武蔵野ヒューマンネットワークセンターの事業として本市初のCAPワークショップを実施した。一八年から、NPO法人CAPユニット（新宿区）が区内の小学校でも、このプログラムを始めている。大事なことは、子どもたちに人権意識を持たせることである。そのうえで「ノー（いや）と言ってよい」「ゴー！（その場から離れなさい）」「テル（Tell）誰かに相談しよう」の三つの行動の選択肢があることを子どもたちは学んでいる。

たとえば誘拐されそうになるロールプレイ（役割劇）を通じて、「ノー」（大声を上げる）、または「ゴー」（その場を離れる）、「テル」（どんなに怖かったかということや大人に話す）という具合に実践を学ぶ。この時の大人の役割は、

①あなたが悪いのではない、②あなたを信じる、③話してくれてありがとう、の三つの言葉を投げかけることだそうである。

(三) むさしのジャンボリー

むさしのジャンボリーは平成二三(二〇〇二)年に三〇周年を迎えた。昭和五七(一九八二)年から二〇年間は、長野県南佐久郡川上村(本市との友好都市)の武蔵野市立自然の村で毎年欠かさず実施してきたので、三〇周年の記念式典は川上村で行った。九月八、九日、市がバスを出し、ジャンボリーを育ててきた市民ら一八七人が参集した。

初めのころの むさしのジャンボリーの第一回目は、昭和四七(一九七二)年、富士山の裾野の静岡県立朝霧高原ジャンボリー野外活動センターで行われた。これは市教育委員会が主催し、二泊三日で小学校六年生だけで二一八人、一回だけ実施した。第二回は翌年、武蔵野市子ども連絡会(以下、武子連と略)、青少年問題協議会各地区委員会(以下、地区委員会と略)と教育委員会が共催して、東京都奥多摩町海沢キャンプ場で一泊二日を延べ三回実施し、四、五、六、七、八、九、一〇、一一年が参加した。三、四回目は神奈川県清川村宮ヶ瀬長者屋敷キャンプ場に移る。この時は武子連、地区委員会、教育委員会の共催事業(千川小は子ども会として参加)となつて一泊二日を延べ八回実施。三回目は八六八人、四回目は一〇四八人が参加。第五回(五一年)から第九回(五五年)までは地区委員会と教育委員会の共催となり、同じく一泊二日を延べ八回実施した。五回目一一六二人、六回目一二五六人、七回目一三七六人、八回目一一七三人、九回目一一六一人が参加。しかしその後、同キャンプ場は宮ヶ瀬ダム建設に伴い水没することが確定したため、別のジャンボリー候補地を探さなければならなくなった。そこで、一〇回目の五六年は、東京都五日市町

(現あきる野市) 養沢鏡沢ロッジへと移って、一泊二日を延べ一〇回実施、一四三四人が参加したのである。

このように、初めの一〇年間は、開催地を転々と変えながら続けられたジャンボリーだったが、市は五七年、秩父多摩国立公園(現秩父多摩甲斐国立公園)の中にある川上村に、二九万一三〇〇平方メートル(約八万八一一八坪)の土地を借りて、武蔵野市立少年自然の村(現武蔵野市立自然の村)を建設し、一回目のジャンボリー開催にこぎ着けた。

だが、川上村初の五七年は二泊三日を延べ四回開催しただけだった。八月一日に襲来した台風一〇号のために自然の村に近い十石沢が氾濫し、新設の施設も被害に遭ったからである。ちょうど第三小学校地区と第四小学校地区の児童が七月三一日〜八月二日のジャンボリーを実施中だった。児童も指導員も、冷や汗三斗の「台風ジャンボリー」を経験した記録が残っている。その年は施設の修復工事でやむなく中止。翌五八年の二回目のジャンボリーには前年参加できなかった中一の生徒も一部特例として加わった。以降は毎年全市立小学校の四〜六年生を対象に二泊三日で延べ八回(あるいは延べ九回の年もあり)、休むことなく続けられている。三〇年間に参加した児童は、延べ三万四七〇三人、大人(指導員)は八〇一五人、合計四万二七一八人である。

むさしのジャンボリー三〇周年記念にシンボルマークを募集した。一五三点の応募があり、最優秀作品はなかったが、入選(三万円)に高木清(吉祥寺東町)と谷口玲子(同)の作品と佳作一点が選ばれた。二人の入選作品を基にして三〇周年記念・シンボルマークが完成した。三つのとんがった山は屋根岩を、小さな二つの三角はテントを、夜空の三つの星は夏の大三角形を表している。(↓資料編)

青少協各地区委員会の

活動として

むさしのジャンボリーを主催しているのは市の教育委員会と青少協各地区委員会。平成元年以降は武蔵野市と青少協各地区委員会である。各地区委員会は市内一二の小学校（平成八年三月までは一三校だった）の校区ごとに設けられている。市が市立各小学校校区のPTAの親と地域有志に地区委員を委嘱している。青少協地区委員は地域のおじさん・おばさんとして子どもたちと顔見知りになり、声を掛け合える関係を作って成長を見守っている。親子運動会、美化運動、夏祭りなど、それぞれの地域の特性を生かした年間の企画があり、そうした活動の一つとして、子どもたちと自然の中で触れ合うジャンボリーが三〇年の歴史を刻んできた。

一二年度からジャンボリーに中学生・高校生がサブリーダーとして参加している。将来は活動の中心になるお兄さん・お姉さんたちだ。教職員も指導員の一人としてボランティアで加わっている。

学校では

ジャンボリーで何を経験させるのか。その目的は昭和四七（一九七二）年の開始以来、変わらずに継承されている。曰く、「むさしのジャンボリーは、便利社会になった日常生活から体験できないことを、勝手に継承されている。曰く、「むさしのジャンボリーは、便利社会になった日常生活から離れ、厳しい自然環境の下で自己を律し、共同生活をしながら、自立心と創造性と豊かな心を育み、野外生活を通して『野生』を培い、『自然への興味と理解』を深める」。

夏休み中の二泊三日を活用して学校での学習活動で得られないことを経験させる。強制ではないけれど、ほとんどの児童が参加している。市は送迎バスを往復させている。

一日目。朝早く児童と指導員らに乗せたバスは学校を出発、昼過ぎに現地自然の村に到着する。入村式があり、早速野外の竈で夕食のカレーライスの準備だ。キャビン地区管理棟前から班毎に食材や薪を運ぶ。薪を割り、飯盆くわで米

を洗う。各班に見守り役として指導員やサブリーダーが配置されている。児童はジャンボリーの中でどんな体験をしているのか、二、三拾ってみることも無駄ではないだろう（「三〇周年記念誌」・平成一四年二月発行）。

「薪割りって楽しそう！思い切ってなたを上からふり落とした時、左の人差し指に何か当たったような気がした。大人用の二重にした軍手がパサリと切り落とされていた。もしも指がもう少し大きかったら切れていたと思うと薪割りが怖くなった。それにぼくはなたに鞘さやをしないので、指導員のおじさんに二度も注意された」（大野田地区・六年男子）

「ジャガイモの皮むきをしている時に指導員のおばさんがいろいろな方法を教えてくれたので、三日目は一目とまるで比べ物にならないほどうまくできたと思つた。それに薪に火をつけた時、ものすごい煙が顔にかかり、涙がとまらなかつた。こんないい経験はもうできないと思つ」（同・五年女子）

「ぼくは、川上村つて、もつといろんなものが…たとえばガスコンロなど、いろんな便利なものがあると思つていた。で、行つてみたら、火まで、自分たちでおこす始末だつた。だが、それがやはりおもしろいのだ。薪割りやジャガイモの皮むきのしかた、火のおこしかたまで教わつた」（第四地区・四年男子）

「飯ごうすいさんは、おこげがほとんどなくておいしく炊けた」（関前南地区・五年女子）

失敗や驚きとともに、初めての野外生活での体験を通して学んだことは多い。家ではできないことばかりだ。

そして、どの地区でも、ジャンボリーの目玉はキャンプファイヤー。「聖なる火」を演出する。屋根岩のほうから「山の神様」（を演じる先生）がトーチを持って下りてくる。聖なる火を分ける儀式。勝利の火、友情の火、根性の火、勇気の火、希望の火、奇跡の火を願いを託して点火する。夜空に高く上がる炎。その勢いとともに、歌い、踊り、寸

劇と興奮が増していく。キャビンに分かれ寝袋に入つて芋虫みたいに並んで横になつても、おしゃべりは続く。

早朝の冷気の中で体操。みそ汁作り。川遊び、水晶探し。ハイキング。虫の観察。肝試し。ナイトハイク、星の観察。各地区とも変化に富んだ活動を盛り込む。テント張りを経験した六年生は、「テントの中は思ったより広かった。寝ているところが坂になつていて寝にくかった」と書いている。山を歩いて、自分たちで探した食べられる植物は「イタドリ、ワラビ、ウド、ノブキ、ゼンマイ、ギボウシ、ノアザミ、タラの芽だった」と記録した班もある。

指導員も、ジャンボリー効果をこう語る。

「うちの地区委員会のモットー・その一は、『うるさくならず、手を出さず、目で見守つて、助言する』。地域活動を自然の村で行うことで、いろんな場面を経験し、地域に戻つたら町の中でも声を掛け合える関係が自然と身についている。ジャンボリーの二つ目の目的は、いざという時に自分を守る『危機に強い』子をつくることです」

地区委員会の一年間

ジャンボリーを円滑に運営するため、毎年三月に青少年協地区委員長会議が開かれる。七月八月の各校の日程が決定する。四月、第一回実行委員会（一二の地区委員会から三人ずつ実行委員が出る）。市での実行委員会とは別に、それぞれの地区委員会が別個の実行委員会を作り準備をしていく。地域の実行委員による現地の実踏（視察）。五月、実施計画書を提出。地域で指導員となつてくれそうな人を探し（約三〇人）依頼する。救急法の講習会。六月、チラシを児童に配布する。七月、参加申し込み受付。親子説明会を開催する。児童と指導員を対象に野外炊事の実習も。ジャンボリー出発前日には参加児童全員に電話チェック。こうして出発までのほとんどの仕事を、地区委員会のメンバーは市の主管課と相談しながら担っている。若い指導者を養成すること、指導技術を向上することなども目標に掲げながら。ジャンボリーを終えて九月、実施報告書の提出（市役所）、

各地区報告書・ジャンボリー特集号の作成。一〇月、実行委員会。報告と参加費の会計報告、反省会。翌年二月と三月、実行委員会（市役所）ではジャンボリーの反省と今後の課題。これで一年を通した行事終了。と同時に、次年度の準備が始まっているというわけである。

二〇周年を 二〇周年記念（平成三年度）には、むさしのジャンボリーの歌、歌詞を募集した。応募作品は一祝った時のこと 三八点。最優秀作品（一〇万円）は手島千奈美（第五小・五年）の「楽しいジャンボリー」だった。このほかに、優秀作品二点と佳作三点があった。（↓最優秀作品は資料編）

「二〇周年記念誌」（四年三月発行）には、こんな感想も載っている。

「二日目、近くの川へ遊びに行きました。川に入ったとたん足が凍りそうになってしまいました。でも、しばらく入っていると馴れてきました。川の流れが速かったので私は水に押されているような感じがしました。大人の人たちが河原ですいとんを作ってくれました。暖まりました。『すいとんというものは戦争の時に食べたものだよ』と教えてくれました」（本宿地区・四年女子）

「よかったことⅡ自分たちでテントを組み立てて泊まったこと。いやだったことⅡテントに泊まる時、お化けが出るぞと言われてこわかったこと。虫がキャンビンにもテントにもいたこと。」（関前南地区・六年女子）

作品集の中からは俳句三句を紹介しよう。「山の上 昼は青空 夜は星」「夏休み 暑さ負けずに ジャンボリー」「ほそい足 大根になる 山登り」（千川地区・六年）

毎年同じように続けられてきたジャンボリーも、このような山や川での新鮮な体験の一こま一こまが下の学年に引き継がれ、そこにまた新鮮な驚きと感動が加わって、一人ひとりの児童に成長の種がまかれるのだろう。

(四) 野外活動

(1) 武蔵野自然クラブ

昭和四八(一九七三)年六月、教育委員会・社会教育課は、「鳥や虫と友だちになろう」と自然が好きな市内の小学五年生から中学三年生までに呼びかけた。昆虫、植物、野鳥、天文、地質、化石など広い分野にわたって自然を観察し、学び、自然と友だちになろうという活動である。この呼びかけには、当時武蔵野市立第三中学校の教諭だった須田孫七(現東京大学総合研究博物館協力研究員、むさしの自然史研究会会員)が大きくかかわっていた。須田は、「体で覚える勉強」として昆虫採集や野鳥観察を推奨し、野や山、川や岬に、自らも足しげく通い、虫・鳥・草を友としてきた「昆虫博士」と呼ばれた理科教諭である。

呼びかけに応じて全市から集まった五〇人の児童・生徒たちによって「武蔵野自然科学クラブ」が創られ、市立第三中学校をセンターとする「昆虫教室」と、第二中学校をセンターとする「植物教室」の二教室がスタートした。二年後の五〇年度には二中の「植物教室」が廃止となり、第三中学校をセンターとする「野鳥教室」が新たに創られ、以後「昆虫教室」「野鳥教室」の二本立ての活動は、毎年二〇回に及ぶ教室開催をして三〇年に及んで続けられた。これはいずれも須田教諭の情熱なしにはなされなかつたであろう。

教育委員会・社会教育課所管でスタートした同クラブは、平成元(一九八九)年四月、市の機構改革で、児童婦人室に移管され、平成五年度からは、(財)武蔵野スポーツ振興事業団野外活動センター(以下、野外活動センター)と略。二年四月に開設)に移った。そして六年度に二つの教室は統合され、「武蔵野自然クラブ」と改められて対象を高校

生まで広げた。

平成一五年度は、武蔵野自然クラブ発足三〇周年に当たったが、野外活動センターが発行した三〇周年記念誌『都会の子どもたちが自然を見つめる』（A4判一五〇ページ 一六年三月七日発行）の中で、須田は設立時を振り返ってこう記している。

「三〇年前の学校は校内暴力、登校拒否、非行などで荒れていた。いや、社会全体が荒れていた。昆虫を媒体として自然の姿、しくみ、見方、つきあい方を学ぶ自然塾、プロから知る未知の自然学が必要だ。虫の姿を求めてバスで移動し東奔西走した。講師は専門家。子どもたちは講師たちと人間的な接触をする。心が触れ合う。その経験から、はからずも多くのプロをこのクラブから輩出した。しかし昆虫教室のポリシーは、昆虫研究者の育成ではない……」

また須田は、宇宙物理学者の小柴昌俊（一四年ノーベル賞受賞者）のこんな言葉に共感するのだという。

「小さい時に先生から受けた影響で一生が決まることが多い」

「世界の昆虫展」平成一六（二〇〇四）年八月二二～二九日、武蔵野総合体育館で「世界の昆虫展」が開かれ、延を開く

べ一万五四〇〇人が訪れた。武蔵野自然クラブの創立三〇周年を記念し、野外活動センターが企画した。夏休みの子どもたちには魅力的な催しで、会期中何回も足を運ぶ親子もいた。同クラブの子どもたちが作成した標本や、須田自身の約一八万点あるという「須田コレクション」の中から約三〇〇〇匹を展示し、会場に「昆虫なんでも相談室」が設けられた。昆虫の育て方などの質問に丁寧に答える自然クラブの講師たちの中には「昆虫博士」となった須田の二人の息子もいた。展示の中には一匹にオス・メスの両方の特徴が表れた「雌雄型」のミヤマクワガタなど、貴重な標本もあった。

野外活動センターは、六年三月に『自然クラブ昆虫教室二〇周年ハンドブック』（A4判八〇ページ）も発行しているが、三〇年記念誌と同様に、武蔵野自然クラブを「卒業」し、現在講師として指導に当たっているむさしの自然史研究会の多くのメンバーがさまざまなフィールドでの体験から、小学五年生にも理解できる手引きを書いている。子どもたちにとってこうした先輩との出会いは決定的なものであるに違いない。昆虫教室の手引きの項には、こんな記述もある。

「常に個人の持ち物は、フィールドノート、双眼鏡、昆虫採集用具（捕虫網、三角ケース、殺虫管、三角紙）、空のフィルムケース。クラブ員はどこに行く場合でも、専用のフィールドノートに気がついたことをきちんと記録すること。全員が別れて行動する場合は三人以上のグループで行うこと、三人のうち一人は時計を持っていること、指定した行動範囲を守ること」

子どもだからと甘やかさない、危険や事故と隣り合わせの野や山を歩く原則を学んでこそそのクラブ員なのである。行政によって年間事業として設置された「昆虫教室」「野鳥教室」は、日本初の組織であった。

毎年一回ずつ、小五〜高三までの異年齢の集団で実施するキャンピングワークとフィールドワークもユニークな試みだ。

三〇年間に「昆虫教室」がフィールドワークやキャンピングワークを行ってきた場所は、サマーランド自然園（あきる野市）、西丹沢弥勒山莊周辺（神奈川県）、道志の森キャンプ場周辺（山梨県）、青梅丘陵（青梅市）のほか印旛村（千葉県）、宮沢湖（埼玉県）、など三〇か所以上に及ぶ。「野鳥教室」も、高尾山（八王子市）、山中湖（山梨県）、谷津干潟（千葉県）、新浜・行徳観察舎（同）、東京港野鳥公園（大田区）、和泉多摩川周辺（狛江市）その他二〇か

所に足を延ばし野鳥観察を行った。

野外活動センターが月二回発行する「自然のたより」(A4判1ページ、三年六月一日第一号)は、むさしの自然史研究会が中心となって身近な動植物や樹木、気象などへの素朴な疑問、たとえば「カブトムシの飛び方の秘密」(五五号)、「花粉症と寄生虫」(二七〇号)、「武蔵野市から見える星座物語」(二〇六号)、「桜の花を訪れる生き物たち」(三九九号)など多くの疑問に答え、四〇〇号を数えたのは一九年四月である。

(2) 野外活動センターがオープン

武蔵野自然クラブを所管とする野外活動センターは、平成二(一九九〇)年四月、総合体育館(元年十一月に完成)の三階にオープンした。同センターは、「市民が野外活動を楽しむために市内を離れ、身近な自然に数多く触れ、高齢になっても健康の維持に心がけ、体力の衰えをできる限り防いで、豊かで潤いのある生活をする」ために設けられたものである。財団法人武蔵野スポーツ振興事業団が運営しているので、行政の枠を越えて、弾力的かつ柔軟な対応ができる。

一二年から、野外活動センターは自然の村(長野県川上村、次項で詳述)まで往復送迎の直行バスの運行を開始(年一回実施)した。これによって市民は、金曜の夜から日曜の夜にかけて二泊三日の自然体験を気軽に楽しめるようになった。先着順で、バスの利用料金は大人三〇〇〇円、小中学生一五〇〇円、未就学児無料である。

同センターは、野外活動に関する情報を広く市民に提供する。東京都全域、近隣市町村、姉妹・友好都市、野外活動施設、美術館、博物館、鉄道、パンフレットなど出版関係を含む約五万点の資料を収集し、いつでも市民の要望に

応えられるように充実・整備を図っている。さらに野外活動の普及・振興の目的で、初心者登山教室、自然写真講座・ビデオ講習会、各種講演会なども実施し、アウトドア用品の無料貸し出しもしている（一か月前から七日前までに申し込む）。

本市では「野外活動指導者養成講習会」を教育委員会・社会教育課が主催して昭和五〇年代から実施してきた。平成二年からは児童婦人室の所管となったが、講座の修了生の多くは、青少年問題協議会各地区委員会が毎年夏に開催するむさしのジャンボリーを地域で支える底力となった。四年度からは、「地域指導者養成講習会」と実態に沿った名称に変更し、一八年からは「野外活動サポータースタッフ講習会」となってその主旨は引き継がれている。講習会参加資格は一八歳以上の健康な人、定員五〇人。キャンプ基本技術の習得、野外救急法（応急処置）、キャンプゲームその他のキャンプ事業のプログラムづくり、野外炊事実習、登山の基礎知識などを学ぶ。別に「キャンプカウンセラー講習会」もあり、これらをクリアした人はサポータースタッフとして野外活動センターに登録され、市の開催するキャンプ事業やセカンドスクールなどの運営補助業務に加わることができる。大学生や主婦、定年後の男性などがこの講習に参加し、子どもたちの成長に伴走する。

センター職員は実地踏査を積み重ね、次々と魅力ある市民向け企画を生み出す。とりわけ人気があるのは小学生対象の「親子野遊びクラブ」である。磯や川辺、高原、夏山、夜の昆虫、氷の世界、冬鳥…と、的を絞った自然観察（参加費自己負担）が季節毎に登場する。小学生とその保護者の組み合わせで参加するのだが、定員（四五人から八〇人）をオーバーする申し込みがある。

(3) 長野県川上村に自然の村を開村

自然環境の中での校外学習を特別活動として位置づけてきた本市では、遠足、移動教室（小学六年生が栃木県奥日光）、修学旅行（中学三年生）を学校行事としてきたが、平成七（一九九五）年度から「セカンドスクール」（小学五年生と中学一年生）をこれに加えることになった。また、学校行事以外で、児童・生徒の各発達段階に応じた自然体験を目的として統一的行われてきたのは、本市から一〇〇キロ圏内にある富士高原学園（山梨県富士吉田市）と二〇〇キロ圏内にある少年自然の村（長野県川上村）の二か所の野外活動施設である。

少年自然の村は、昭和五七（一九八二）年七月、それまで他県や他市のキャンプ場などを利用して開催してきた「むさしのジャンボリー」の本拠地として長野県川上村に市が開設した。

翌五八年一二月、市職員によるプロジェクトチームから「野外活動施設等の市民利用促進に関する報告書」が出され、五九年六月二九日の市議会本会議で、野外活動施設を全市民に開放するための二つの条例が可決された。その一つが「武蔵野市立自然の村条例」（もう一つが「富士高原学園条例の一部を改正する条例」。同学園に関しては後述する）で、「少年自然の村」は「自然の村」と改称、団体や家族の利用が可能になった。

自然の村のある長野県川上村は、同県の東南端に位置し、千曲川の源流に近く、標高一五二〇メートルの高原である。ここには、むさしのジャンボリーのほか、ファミリーキャンプ（平成五〜一九九一年、二泊三日、小学一〜四年生とその親八〇人が対象）や「親子キャンプ」（二〇〇年〜、同）、「チャレンジキャンプ」（五〜一四年、三泊四日、小学一年生〜高校三年生七〇人が村にテントを張り、金峰山の登山などを体験。一日三食を全て野外炊事で賄う本格的キャンプ。一五年から四年間休止）、といった多くのキャンプが催され、一九年からは「アクティブキャンプ」が行われ

ている。

そのほか、「子ども会インリーダー研修会」「自然の村カウンセラー養成」(三年度まで)「野外活動指導者講習会」「キャンプカウンセラー養成講習会」「川上村観察会」「自然の村コンサート」「川上村の歴史・民話などを聞く会」にも有効に使われている。前述した「武蔵野自然クラブ 昆虫教室」や「同 野鳥教室」のキャンピングワーク開催地としても最適であり、目的意識を持った子どもたちにとっては、利用価値が大きい村である。

「自然の村利用促進検討委員会」からは、「夏休み宿題完成合宿」も提案された。「植物や昆虫採集、写生、クラフト、自由研究などを自習しながら、大学生や高校生のキャンプカウンセラーに教えてもらおう」という活用である。日の出を前に鳥がさえずり、山々が輝き始め、光の海となる峰、時々刻々と変化する自然の村は市民の第二のふるさととなっているようである。

こうした川上村の自然の村と並行して前市長時代に進められていた武石村(長野県小県郡)の市民休暇村計画については、デベロッパーの伊藤忠商事と武蔵野市土地開発公社の間で覚書まで締結していたが、昭和五八年度、武石村関係予算(調査費)二四五〇万円は全会一致で執行凍結が決定した(五八年三月二十九日市議会本会議)。武石村は本市から二三〇キロ離れており、行程に時間がかかりすぎる、土地価格が高い(九三〇〇坪、一億六八〇〇万円)、急傾斜地で利用しにくい(標高差五〇メートル)などの理由で、土屋市長は市議時代から前市長の計画を批判していたが、市長選で当選した後、市議会で「武石村の土地は買収しない」と報告した(五九年六月四日、市議会全員協議会)。

(↓資料編)

美しい星空を

自然の村は星の観測に適している。「満天の星空の下、天体教室キャンプ」を、と二泊三日の参加者を募集したのは市児童婦人室（平成二年七月一五日市報）。雄大な天の川、土星・木星などの惑星観察、流れ星を見つけるなど、都市では得られない夏休みの思い出に、小学五年生～中学生四〇人がバスで移動し、専門の講師から直接手ほどきを受けた。

一六年五月二二日、自然の村敷地内に天体観測所が開設された。山岳写真家岡田昇（福生市）が一四年一月に北アルプス・奥穂高岳で遭難した折、「むさしの・多摩・ハバロフスク協会」の理事の一人が捜索活動に加わったのが縁で、遺族から愛用の大型望遠鏡の寄贈を受けたのである。口径五〇センチ、鏡筒の長さ二・五メートル。土星の輪も木星のシマ模様も見える高性能なもので、故人が約一五〇〇万円をかけて特別注文したという。肉眼で見える星は五～六等星が限界だが、大型望遠鏡だと一四～一五等星まで鮮明に見える。

自然の村の観測所は八〇平方メートルの広さで二室に分かれ、望遠鏡を設置した観測部屋の屋根は開閉式になっている。同年六月二六～二七日、ニート彗星が接近するのに合わせて小学生以上を対象に天体観測会を実施した。野外活動センターが定期的に行う星空観察会では天体望遠鏡操作講習会の修了生たちが活躍している。市から貸し切りバスが出るので、村を訪れる市民が増えた。

(4) 富士高原学園を市民に開放

武蔵野市から一〇〇キロ圏内にある野外活動施設、林間（夏季）学校の富士高原学園は、昭和四二（一九六七）年に開設されたものである。

「夏休みの児童・生徒の校外活動と生活の場を豊かな自然の中に移し、野外活動と宿泊を伴う集団生活を通して自主自律、自然とのふれあい、友だちとの心のふれあいを深め、学校生活では補いきれない体験を」という狙いで、七月八月には、市立小学校の五年生がやってきて、木立に囲まれた同学園とその周辺を二泊三日で利用した。野外活動は各学校によって異なったが、富士五合目付近の散策、三ツ峠・パノラマ台・足和田山などのハイキング、富士五湖めぐり、忍野^{おしの}八海の見学、青木ヶ原樹海の風穴（天然記念物）・氷穴を見る、畜産試験場で牛の群れを見る、猪之頭養鱒^{えん}場で鱒を釣り串刺しにして野営地で焼き、ほおぼる、闇夜の山林で肝試しをするなど、児童の冒険心をくすぐる体験ができた。開設から約一〇年は年間三〇〇〇人の子どもが利用した。

しかし、昭和六〇（一九八五）年になると、小学五年生の数が一四〇〇人に減り、施設を夏以外にも活用する法はないかという模索が始まった。庁内の「野外活動施設利用促進に関するプロジェクトチーム」から五八年二月に答申が出され、同学園は、川上村自然の村と同様、一般市民の野外活動に活かされることになった（「武蔵野市立富士高原学園条例の一部を改正する条例」を五九年六月二十九日、市議会が可決）。

その後同学園は、児童・生徒が使用する夏休み期間を除く五〜六月と九〜十一月の期間、一二〜二四畳の一九室を市民に開放したが、最初の年、五九年九〜十一月に宿泊・利用した人は四〇〇人しかいなかった。同年二月二十七日の朝日新聞には、「一般開放したがカラ振り。娯楽施設もない富士学園はくつろげず、浴室も子ども用の浅い湯船で、家族にそっぽを向かれた」と書かれてしまう。

平成二（一九九〇）年には、「富士高原学園改築ワーキングスタッフ」による検討、提言もあり、三年には「富士高原学園改築基本構想」ができたことから、市は人気のない富士高原学園の改修に取り掛かった。だが、一方で市は、

「セカンドスクール構想策定委員会」を設置、野外活動そのものの検討に入っていた。

「富士高原学園は夏休み期間中以外、市民の方々のレクリエーションの場として使用されています」と、六年七月五日の「きょういく武蔵野」54号にはP・R記事を載せている。しかし、七年の五月には、新潟県小国町（現長岡市）、長野県高遠町（現伊那市）、山梨県中富町（現身延町）ほかを舞台に小学校のセカンドスクールのセカンドスクールが始まっていた。続いて同年七月には長野県豊科町（現安曇野市）を舞台に中学校のセカンドスクールも試行された。学校側も児童も、新しい取り組みに関心が向いていき、富士高原学園の未来は危ぶまれるようになった。

一〇年三月、「脱林間学校」とうたった「富士高原学園利用促進検討委員会」の提言が出され、「富士高原学園を楽しく利用していただくために施設周辺の自然観光イベント情報を掲載し、施設の利用方法を紹介したパンフレットを作成しました」と、七月一五日の「きょういく武蔵野」70号はP・R記事を載せている。同時に教育委員会学務課では「魅力発見」富士五湖周辺ガイドマップ」を作成した。そして、九一二月にかけて富士高原学園を休園して、建物の内装工事を実施する。さらに一一年度には和室二部屋の改修、一二年度には客室八部屋の改修を行い、市民のレクリエーションの場、講演会やセミナー、サークルの各教室、クラブやゼミの研修などへの使用を市報などで呼びかけた。

平成一四年三月に「武蔵野市立富士高原ファミリールロッジ条例」が可決、四月一日から施行となり、「武蔵野市立富士高原学園条例」は廃止された。

同じ建物内部の個室、食堂、浴室を改修して快適性を高め、家族やグループが利用しやすくした「富士高原ファミリールロッジ」がリニューアルオープンした。利用者の範囲を広げて三鷹・小金井・西東京各市の市民までも受け入れ

ることにした。富士山の裾野、山中湖と河口湖の中間に位置するという地の利を生かし、一四年からは子ども家庭課主催の「親子ミニミニジャンボリー」（幼児と親一四家族四七人が参加）の宿泊施設として以降毎年活用。そうした努力が実って一四年度には三四六一人、一六年度には四一三二人と利用者は増えたのだが、その後は頭打ちとなっていく。今期はここで記録をとどめるべきなのだが、次の期に行つた市の決断にも触れておく。

「武蔵野市事務事業補助金見直し委員会」の提言を受け、行財政改革推進本部で見直しを検討した結果、二一年に富士高原ファミリールロッジの廃止が決定した。建築基準法の準耐火建築物としての内装構造になつていないことが廃止の理由である。

（五） 児童虐待の防止

昭和の時代に児童虐待は大きな社会問題にならなかつたが、平成になつてから、赤ちゃんの泣き声に我慢できないとか、幼児が親の言いなりにならないなどの理由で、親が子どもを殴つて死亡させた例がしばしば報道されるようになった。平成二（一九九〇）年から厚生省が児童虐待相談件数を記録し始めたところ、二年度には一一〇一件だった相談件数が毎年増加していき、一二年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法と略）が施行されたにもかかわらず児童虐待の事例は後を絶たず、二〇年の相談件数は四万二六六二件に上つた。

武蔵野市第三期長期計画第二次調整計画（平成一三〜一八年度）の優先事業である「子ども施策の推進」を効果的かつ戦略的に展開していくために、本市では一三年一〇月一五日に「武蔵野市子ども施策推進本部」を設置、翌一四年二月一日に「武蔵野市児童虐待防止に関する要綱」（↓資料編）を施行した。要綱のポイントは、虐待を早期発見し、

迅速な対策をとることである。保育園、幼稚園、学校など、「関係機関が連携して速やかに必要な措置を講じることによって児童の健全な成長に資すること」を目的（第一条）に掲げている。児童の身体に外傷があるとか、常に落ち着きがない問題行動があるとか、栄養が足りていないため発育が遅れている…など、明らかに児童虐待らしい兆候に気づくのは保育園や幼稚園、学校、病院など、現場の関係者であることが多い。

要綱には「市長は、児童虐待の事実を発見した場合は、児童の生命及び心身の保護を最優先に、必要な措置を講じる」（第三条）として、「武蔵野市児童虐待防止委員会」を設置した。構成は市の助役、教育長、福祉保健部長、子ども家庭部長、教育部長の五人（委員長は助役、副委員長が教育長）。委員会の事務局は子ども家庭部子ども家庭課に置き、同委員会に通知された情報は同課で一元管理する。通知を受けた場合は直ちに市長に報告をする。市長は、児童虐待（疑いのある場合を含む）を受けた児童が適切に監護されるよう支援を行うため、事案毎に、委員会が指名する関係職員で編成する「対応チーム」を発足させ、対応させる。必要と認めた場合には「児童虐待防止法」に基づく通告などの措置を行う。さらに、児童にとって健全に育成される環境が整ったと判断される状況に至るまで、経過を継続して見る監理者を置き、監理者は当該児童の育成環境などの状況を、必要に応じて委員会に報告しなければならぬ。

子育てSOS支援条例 この「児童虐待防止に関する要綱」の見直しは、平成一五（二〇〇三）年二月二五日～九月三日、**を施行** 月三〇日、「子育てSOS支援条例（仮称）検討庁内プロジェクトチーム」（関係部署の職

員九人・事務局は子ども家庭部子ども家庭課）を発足させて行いつつ、新たに「児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例」（以下、子育てSOS支援条例と略）の原案作成を検討した。同年一二月五日、市は同案を市議

会定例会に提出し、議決を得て、一六年二月一日、「子育てSOS支援条例」(↓資料編)を施行した。

条例では児童虐待を防ぐための保護者の責務、市の責務、市民の責務、事業者の責務などを明確にしている。市の責務や市民の責務を明文化したことが特徴である。

すなわち、「父母その他の保護者は、子育てについての責任を有することを自覚し、児童が心身ともに健やかに成長するよう努めなければならない。父母その他の保護者は、どのような理由があっても児童虐待をしてはならない」(第二条・父母その他の保護者の責務)。そして「市は、児童虐待を防止し、及び子育て家庭への支援を行うため、市民及び事業者等と連携し、並びに協力し、子育て家庭への訪問、指導及び支援を行い、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待の防止に必要な広報及び啓発活動を行わなければならない。：迅速かつ適切な対応及び子育て家庭への支援を行うため、子育て支援ネットワークを構築しなければならない」(第四条・市の責務)。さらに、「市民は、児童虐待を受けた児童を発見した場合は、速やかに市または児童相談所、児童委員に通告しなければならない」(第五条・市民の責務)。また、「事業者等は児童虐待を受けた児童を発見した場合には、市又は関係機関に通告し、必要とする支援について市又は関係機関と連携し、及び協力する体制をとるよう努めなければならない」(第六条・事業者の責務)とした。そして市は、「子育てSOS支援センター」を子ども家庭部子ども家庭課に設置し、子育てに関するあらゆる相談を受け付けることになった(↓資料編)。市民からの情報受け付けをはじめ虐待防止のための訪問相談、一時保護から児童が復帰した家庭の支援、ショートステイの実施(出産・病気・出張などで親が一時的に養育できない時は市内の児童養護施設などで預かる)、子育てに関する情報提供や学習会など、関係機関と連携した啓発活動を行っている。

同センターは、一五年度、社会福祉主事などの専門職を含む四人体制で始めたが、一六年度からはさらに二人を増員した。一六年度の同センターへの相談家庭数は新規が四四三件、以前からの継続相談が五六六件、延べ一〇〇九件。相談などの回数は延べ二八四七件（他機関などとの連絡を含む）だった。このうち児童虐待の相談は四二件である。その内訳は身体的一九、心理的一二、性的〇、ネグレクト（養育放棄など）九、不明二である。一七年度の相談は新規三八三件、継続が一四二件、計五二五件、相談の回数は三六六〇件。このうち児童虐待の相談は二九件（内訳は身体的一三、心理的一〇、性的二、ネグレクト四）で、前年度の件数に比べ約七〇パーセントに減少した。同センターの児童虐待に対応した相談システムと関係機関ネットワークの構築、情報提供や学習会などの啓発活動はその後も続いている。

（一六） 地域子ども館「あそべえ」

地域で子どもを育てる 児童館や学童クラブなど放課後の子どもたちを受け入れる子育て施設はどこにもある。だが、本市には、住民と学校と行政が一体となって生み出したユニークな「地域子ども館」という発想

がある。「地域子ども館」が開設されたのは、国が「地域子ども教室推進事業」として同様の施策を打ち出す二年前の平成一四（二〇〇二）年である。

本市では、二一世紀を目前に控えた平成一〇年七月、新世紀の重要課題について、新しい時代の要請にこたえ、限りある財源でどのような新施策に取り組むことができるのか、施策の方向性などについて検討・研究を行うため、学識経験者らから成る新世紀委員会を発足させた。この委員会の中に、さらに「子育て・教育」「都市・環境・自然」「豊

かな地域社会」「市役所の組織・経営」の四つの個別テーマの委員会が設置された。その一つ「新世紀の子育て・教育を考える委員会」（通称「子育ては楽し委員会」）委員長・山本泰東京大学教授）は、一一年三月、提言をまとめたが、今後の方向性の一つとして「地域で子どもを育てる力を強化することが重要である」と指摘した。その具体的施策として、教育施設「学校」の総合的開放や、学校を中心とした大きな子育てネットワークの創設、さらに一四年度施行予定の完全学校週五日制への対応などを挙げた。

この提言を受けて、同年八月に設置された「地域児童育成基本計画策定委員会」（学識経験者、私立保育園長、私立幼稚園長、学童クラブ連絡協議会長、PTA連絡協議会長、教員らで構成）委員長・山本泰東京大学教授）は、翌一二年三月、報告書を提出、子どもたちが自らの心を解放して、自由に友人と遊んだり学んだりする場として、小中学校の余裕教室（いわゆる空き教室）や土曜・日曜日の学校施設を活用した「地域子ども館」といった施設を地域毎に造ることを提言した。この地域子ども館では、子どもたちが自分たちで組織を作り、活動のルールを決め、自主的な地域活動を展開できるように、市は援助すべきであるとしている。この考え方が、後に地域子ども館「あそべえ」として発足する本市独自の放課後対策施設へと発展していく出発点である。

地域子ども館構想は、その後さらに、検討に検討を重ね、具体化していった。

まず、「子育ては楽し委員会」と「地域児童育成基本計画策定委員会」の二つの提言を受けて、市は、地域児童育成実施計画（通称「子育てプラン武蔵野」（↓資料編））を、平成一二年一二月に策定した。この中で、子どもたちの放課後対策の充実の一環として、小学校が設置されている地域毎に小学生の地域での活動拠点として「地域子ども館（仮称）」を整備することを検討し、試行すべきだとし、以下のような使われ方を提言している。

「地域子ども館」は、子どもたちが好きな時に来て、好きな時間だけ過ごせる「自由来所型」²。自主的な地域活動を展開できるように、指導員や中高大学生ボランティアが支援する。場所は、地域の中核となる小学校とし、放課後、土曜・日曜日の有効活用を検討する。これまで推進されてきた校庭、体育館、図書室などの学校施設開放をさらに拡充し、特別教室の音楽室、図工室やコンピュータ室の活用を図る。

運営は、PTA、青少年問題協議会地区委員会（青少年の健全育成を図るため、小学校区毎に設けられた地域活動組織）、学校施設開放運営委員会（地域住民らで構成）、市民スポーツデー（市立小学校の校庭、体育館などを市民に開放する毎月第三日曜日）運営委員会、青少年関係団体などが相互に連携して、地域単位の児童育成事業のシステムを構築する。要するに、児童の親たちを含めた地域の住民が一体となって子どもを育ていく、「地域で子どもを育てる」という、市の子育て政策の基本理念に基づいたものである。

地域子ども館の 「子育てプラン武蔵野」の中で示された地域子ども館構想は、平成一三（二〇〇一）年三月に策

位置づけ 定された「第三期長期計画第二次調整計画」に盛り込まれた。さらに、これらを踏まえて、この

年六月に、地域子ども館（仮称）検討委員会（市教育委員、市立小中学校PTA連絡協議会、同校長・教頭、学童クラブ連絡協議会、行政側の関係部課長らで構成）委員長・山本泰東京大学教授）が発足し、一二月に報告書が出された。この中で、同委員会は、地域子ども館と、すでに市や各学校で実施している事業・施設との関係を、次のように位置づけている。

まず、遊び場開放（校庭開放と体育館開放から成る）・図書室開放（学校が休みの第二・第四土曜日は午前九時から午後五時まで、毎週水曜日は午後一時から午後五時まで学校図書室を開放）との関係。現行制度では、遊び場開放

(生涯学習課担当)と図書室開放(市立図書館担当)は、別個の事業であり、連携していないが、地域子ども館の設置に際しては、運営形態が複雑にならないよう、委員会などの組織を一元化して、地域子ども館が、学校開放に関する包括的な役割を果たし、子どもたちは、そこから校庭や図書室へ通えるような仕組みにすることが望ましいといっている。

土曜学校との関係については、地域子ども館が、放課後や土曜日に自由に時間を過ごす施設であるのに対し、土曜学校は、生涯学習課が作った教育プログラムに沿って、目的意識を持って習いに行くという面が強く、利用形態や性格が全く違う。土曜学校と地域子ども館は、連携が必要となる可能性はあるが、試行段階では、別個の事業と位置づけている。

また、両親が共働きの子どもたちなどを、放課後一定時間保育する施設「学童クラブ」と、地域子ども館も、別個の事業と位置づけている。学童クラブは、いわば「子どもを預かる場所」であるのに対し、地域子ども館は、放課後の居場所を提供する発想から生まれた施設である。

子ども関連の施設やサービスが、従来、とかく制度本位の縦割りになることへの反省から、本市では、全ての子どもたちを対象とすることを基本原則としている。その観点から、地域子ども館は、本市在住の就学児童の約一〇パーセント(平成一二年当時)を占める私立や国立の小学校に通っている児童も受け入れるべきであると提言している。同様に、障害のある児童も可能な限り受け入れるべきだとしている。

運営については、地域の大人たちが、毎日毎週の活動プログラムを作り、それに全員で取り組むといった方法は採らず、基本的には、子どもたちが自由にくつろぎ、遊びや仲間づくり、年の違う子どもたちと交わるよう、大人た

ちが配慮すべきだ、としている。

地域子ども館（仮称）検討委員会の報告書に基づいて、いよいよ各小学校に地域子ども館が開設されることになった。地域子ども館の愛称は市報で募集した。一二一点の応募があり、「あそべえ」と決まった。

こうして、地域子ども館は、平成一四年一〇月、まず、第三、井之頭、境南の三小学校に開設された。次いで一五年一〇月、第一、第二、第四、第五、本宿、関前南各小学校に、一六年一〇月、大野田、千川、桜野各小学校にそれぞれ開設されて、市立小学校一二校すべてに整った。

「あそべえ」を支える 地域子ども館「あそべえ」は、館長（市の嘱託職員）と「スタッフ」（臨時職員。一館あたり五人を配置）によって運営される。館長は、四〇歳以上六五歳未満の市内在住の人で教職

経験・幼稚園などの幼児教育経験のある人や子育て支援施設勤務経験者という条件が付いているが、スタッフは、一八歳以上というだけで住所も経験も問わない。だが、実際には、その学校区に住んでいる地域住民が中心となっている。当初、館長もスタッフも公募でスタートしたが、後に、館長は、各地域または学校長から推薦してもらい、推薦できる人がいない場合は、公募するという方法に変わった。館長とスタッフのほかに、ボランティアで手伝いにくる地域住民もいる。「あそべえ」の運営を支えるマン・パワーである。

「あそべえ」の市の窓口は子ども家庭課だが、学校教育や学校施設と密接な関係があるため、教育委員会とも密接な協力関係を結んでいる。校庭開放、教室開放、図書室開放などの開放事業の管理運営は、館長とスタッフが行い、各「あそべえ」の運営方針や事業計画などは、館長と対象小学校の校長、教頭（現在の副校長）、PTA代表、青少年問題協議会地区委員会の代表など、地域の団体の人々（二〇人前後）で構成される「企画運営会議」が作る仕組み

である。市からの運営補助金は、一館当たり年間五〇万円。予算の執行も、この企画運営会議が行う。企画運営会議には、「子ども委員会」と「ボランティア委員会」の二つの付属組織がある。前者は、地域子ども館に参加する小学生と企画運営会議の委員の一部で、イベントの企画などを行う。後者は、企画運営会議の委員の一部で構成され、各種ボランティアの登録の呼び掛けや、ボランティア活動の調整などを行う。

全児童の放課後の

「あそべえ」は空き教室などを改修した専用の部屋である。部屋の広さは五六平方メートル（桜居場所 野小学校）から、一八八平方メートル（境南小学校）とさまざま。部屋の様子は、大野田小学

校の「あそべえ」（二二八平方メートル）を例に採ると、部屋の入り口近くに机と机とありますが、奥はリーススペースの遊び場（床）で、壁際には畳が敷いてある。

子どもたちはここで、ゲームをしたり工作をしたりと思いいい遊びを見つけて楽しんでいる。部屋での遊びに飽きたら、校庭へ出て遊んだり図書室へ行って本を読んだりする。スタッフは、教室と校庭にそれぞれ二人、図書室に一人配置されていて、「つかず離れず」で子どもたちを見守りながら、時に遊びや読書のアドバイスをする。

「あそべえ」は、原則として無料だが、実施されるプログラムによっては、材料費やイベント参加費（主に飲食代）が掛かることがある。

「あそべえ」が開いている時間は、学期中と、夏休みなど長期の休み期間中では異なり、また、教室、校庭、図書室の別によって異なっている。学期中を例に採ると、教室開放が月～金曜日の午後一～五時、土曜日は午前九時～午後五時。校庭開放は、月～金曜日の早朝一時間と放課後から午後五時まで。図書室開放は、水曜日の午後一～五時と、土曜日の午前九時～午後五時となっている。なお、教室開放だけは、午後六時までの延長も可能。平成一七年度の実

績を見ると、「あそべえ」の開館日数は学校によって若干異なるが約二九〇日、参加児童数は一日平均一校あたり約三〇人（一校平均の児童数は四二〇人）だった。

平成一九年に、国は、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」（「あそべえ」などはこの事業に当たる）と、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（いわゆる学童クラブ）を一体的あるいは連携して実施することを進める「放課後子どもプラン」を作ったが、本市では、地域住民が中心となつて運営する自由来所型の放課後の居場所「あそべえ」と、市の指導員による託児施設「学童クラブ」とは目的が違つて、両者を区別、共働き家庭などの要望もあつて、学童クラブはそのまま残している。

二 豊かな知性を育む

今期に入って子どもの世界で社会問題化したのは、「いじめ」や「不登校」、「受験競争の過熱」などであり、遊び不在、仲間不在の子どもたちが増加していることが識者などから指摘されている。とりわけ、本市のような都会の子どもたちは、テレビやコンピュータを通しての疑似体験や間接体験が増え、自然体験や生活体験などの直接体験が不足がちであることも問題視された。

市は、昭和六〇（一九八五）年一月に策定した第二期長期計画第一次調整計画（昭和六〇～六五年度）の中で、「子どもの健全育成」をこれからの行政の柱の一つととらえ、六一年九月、「武蔵野市子ども問題懇談会」（座長・詫摩武俊 東京都立大学教授）を設置、子どもを心豊かに、たくましく育てるには行政として何を成すべきかの検討を諮問し

表 3-2-2 子どもの生活実態と親子関係の調査

問：	武蔵野市の子どもたちが今後一層健全な発達を遂げていくために、どのようなことが必要とお考えですか。以下の項目のうちから、必要と思われるもの3つを選んでください。	
1.	路地や空き地など、家の周りに子どもたちが安心して遊べる場所がある	71.9%
2.	近隣の家庭と、いつでも気軽に助け合える関係を深める	34.5%
3.	学校とは別に、子どもたちに集団生活の機会を多く与え、社会性や仲間作りの力を養わせる	31.9%
4.	子どもの成長や家庭教育の方法について、親がもっと勉強をする	12.5%
5.	市内の身近なところに、子どもたちが自然を体験できる場所が多くある	44.8%
6.	ピンク街やいかがわしい雑誌の自動販売機の悪影響が子どもたちにおよばないよう規制を強化する	9.2%
7.	山村のキャンプ施設などで子どもたちが自然体験を深める	9.2%
8.	子どもたちが、学校の教科とは別に、興味や得意なことを伸ばしていける自主参加の施設が市内にある	46.5%
9.	総ての家庭の子どもたちが伸び伸びと成長していけるように社会福祉の一層の充実をはかる	36.4%

この設問の回答者は、市内在住の1歳児、幼稚園・保育園児、小学校3年生、6年生の保護者1072人である

同懇談会が保護者を対象に実施したアンケート「子どもの生活実態と親子関係の調査」(表3-2-2)で、「武蔵野市の子どもたちが今後一層健全な発達を遂げていくために、どのようなことが必要か」を9項目の中から三つ選ばせたところ、「路地や空き地など、家の周りに子どもたちが安心して遊べる場所がある」が七一・九パーセントで、群を抜いて多かった。これを反映して、同懇談会は、現代版の路地裏天国ともいべき「子ども行動圏」(子どもの行動範囲に即した地域の小ブロック内の道路は車両通行禁止とする)の設定を提案した。そのほか、遊び・勉強・仕事の三要素の結合による新たな体験活動の創造を目指す「子どもの家」を設置する、外国から「ジュニア大使」を学校に迎え、外国の国

情や子どもの生活について話をしてもらうなどの国際理解教育を提案した。

これらの提案を参考にしつつ、今期、市では、「心豊かに、たくましく」を目指して、さまざまな試みが展開された。

(一) 想像力を育てる

子どもたちを心豊かに育てるには、想像力を養うことが大切だといわれる。フランスの文学史家ポール・アザールは、名著『本・子ども・大人』（紀伊國屋書店刊）の中で、ひとりで養われる想像力はないといい、子どもたちに想像力が育つのは、はじめは大人たちから物語を聞いて、のちに、字を覚えたら自分で本を読むことによってであるといっている。読み聞かせや読書は、子どもの想像力を培い、豊かな心と論理的な思考力を育むともいわれている。

(1) むさしのブックスタート

市立図書館では、すでに前期から、幼児や小学校低学年の子どもたちを対象に、紙芝居や絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング（絵本などを使わず、お話を覚えて語って聞かせること）などを行う「おはなし会」を実施してきた。今期には、さらに新しい試みが始まった。平成一四（二〇〇二）年度開始の「ブックスタート」である。

ブックスタートは、一九九二年に英国のバーミンガムで始まった運動である。バーミンガム大学教育学部研究室がブックスタートを受けた家庭（ブックスタート・ファミリー）と受けない家庭（一般家庭）を対象に、二年後に追跡調査を行ったところ、子どもとの楽しい時間の過ごし方上位三位のうちに読書を挙げる家庭は、ブックスタート・ファミリーが六八パーセント、一般家庭は二二パーセントだった。同様に、「子どもへのプレゼントにはたいい本を選ぶ」

は、七五パーセント対一〇パーセント、「一か月に一回以上は子どもと図書館に行く」は、四三パーセント対一七パーセントだった。さらに、小学校入学時の基礎テストの結果調査では、ブックスタート・パック（後述）を受け取り、ゼロ歳児から本の時間を習慣として持つことが、その子どもの言語面、計数面双方の思考能力の発達に大きな影響を与えていることが分かった。

こうした教育的効果に注目した本市の市立図書館では、子育て支援の目的も兼ね、保健センターを会場にむさしのブックスタートを開始した。保健センターにゼロ歳児健診に来た赤ちゃんと保護者に、図書館員が赤ちゃん向けの絵本やおすすめブックリストなどの入った布の袋（ブックスタート・バックと呼ぶ）を手渡し、読み聞かせの大切さや絵本の活用の仕方などを説明するのである。平成一四年度には、六〇七組（六〇七人のゼロ歳児とその保護者たち）に実施した。さらにゼロ歳児のその後のフォローアップを考慮して、同年度に、三歳児対象のブックスタートも始め、七六八組に実施した。当時、全国でブックスタートを実施していたのは、杉並区など二、三の自治体に過ぎなかったが、これらの自治体では、ゼロ歳児のみの実施だった。本市では、すでに昭和四二年度から、小学校三年生を対象に「読書の動機づけ指導」を行っているので、ブックスタートの開始により、ゼロ歳、三歳、八歳の三段階で、子どもたちは本に親しむ機会を持つことになった。

（2） どっかん！（読書感想文コンクール）

平成一六（二〇〇四）年度には、また、図書館の新事業がスタートした。市内の小中学生を対象とした読書感想文コンクール、通称「どっかん！」である。本を読んだ感想を、通常の感想文だけでなく、詩にしたり、作者・登場人

物への手紙、絵手紙など自由な形式で表現するというもの。第一回コンクールは、PRが行き届かなかったため、応募者は二四〇人だったが、第二回（一七年度実施）には、一一八八人の応募があった。

この読書感想文コンクールは、一八年度からは、小説や短歌、俳句、詩なども含めた「子ども文芸賞」を創設、国語力の向上はもとより、想像力を養うイベントとして続いている。

美術工芸に親しむことも、想像力を育てるといわれる。社会教育課（現生涯学習課）では、昭和六三（一九八八）年度に、市民会館に「子どもアトリエ教室」を開設した。想像力を育て、創造力を養う場で、陶芸や木工、版画、彫刻などさまざまなジャンルを年間二〇回（通算二〇日）、専門家から学ぶ。材料費一五〇〇～五〇〇〇円を市民が負担、定員三〇人のところ、毎年、応募が一〇〇人を超えるほど、人気が高い（七年度は応募者一六八人）。子どもアトリエ教室は、九年度に「子どもワークショップ」と改称した。

（3）世界を知る会

前述の子ども問題懇談会が提案した、外国人を迎えるの国際理解教育も、四中学習センター（第四中学校内）で平成七（一九九五）年度から始まった。生涯学習課の事業として、市立小学校五・六年生（一一年度からは市内在住・在学の五・六年生）の希望者を対象に、市内在住の留学生ら外国人から話を聞く「世界を知る会」である。初年度は、二六人が参加して五月二七日から一二月九日までの土曜日計一五回（各回とも約二時間）にわたり、第四中学校体育館内の会議室などで行われた。内容は、外国の話を聞く会と英会話の練習。

外国の話聞く会では、初年度は、中国、韓国、インド、マレーシア、タイの人を招いた。最初の四〇分は、各国

の簡単な日常会話を発音しながら学び、その後、各国の習慣、伝統、食べ物、学校生活などの話を聞いた。中国人による胡弓の実演、インド人によるサリーの試着、韓国人による伝統舞踊の披露などもあった。

英会話は、遊びを通して自然に言葉が身に付くように工夫されている。三クラス編成で、各クラスには外国人の先生が付き、絵を使い、ゲームをしながらの英会話練習である。

八年度には、市立中学生を対象に加えた「外国の話を聞こう会」も開設された。やはり生涯学習課の主催で、年五回のコース。初年度は、中国・韓国人留学生などに加え、スペイン、フィンランド、ミャンマーの人がそれぞれ母国の伝統・文化などを紹介した。一〇年度からは「世界を知る会（中学生クラス）」と改称されたが、参加者が一〇〜二〇人程度と少なかったため、一二年度には廃止された。

一方、小学生クラスは、参加者が年々増加、一三年度には七九人に達し、一七年度からは、一〜三年生コースと四〜六年生コースに分かれた。「世界を知る会」は、平成二二年現在も続いており、子どもたちの国際理解を深めている。

(4) スピーチ交流会

国際理解教育では、このほか、単独のイベントとして、平成八（一九九六）年九月二八日、四中学習センターで、日本の子どもは外国語で、外国の子どもは日本語でスピーチする「スピーチ交流会」が行われた。

昭和六三（一九八八）年度に市立小中学校で始まった「教育センター活動」も注目される。校外学習の一環として行われる事業で、小学校五・六年生と中学生を対象に、科学教育、情操教育、体育教育などそれぞれの目的達成のため、自主的学習態度を育てるとともに教員が実技指導を行うもの。情操関係では、音楽教室（年間二〇〇人）、美術

教室（同五〇人）なども開かれた。平成二年度からは、外国人教師との英会話を通じて国際理解を図る「ワールド教室」も設置された。初年度の場合、小中学生各四〇人の募集人員に対し、小学生二二人、中学生五五人の応募があった。

（5）音楽鑑賞教室

教育センター活動とは別に、情操教育の一環として、年一回、市民文化会館で、プロの交響楽団によるオーケストラを聴き、それぞれの楽器の奏法や指揮者の役割などを勉強するとともに、曲の美しさを味わう「音楽鑑賞教室」が開かれている。このほか、小中学校演劇鑑賞教室、小中学校合同の美術展、書き初め展、連合音楽会なども毎年開催され、想像力の育成に役立っている。

子どもを心豊かに、たくましく育てるといふ本市の方針は、やがて、「身体・言語・自然」を重視した本市独自の教育方針に発展する。想像力を育てる事業は、主として「言語」にかかわるが、「身体」にかかわる事業も、今期は盛んに行われている。

（二）体を動かす、さまざまな活動を通して

遊び不在・仲間不在と指摘されている子どもたちを、心豊かに、たくましく育てるには、どうしたらよいか。小中学校の現場の先生たちは、さまざまな工夫を凝らし、研究に取り組んできた。そうした研究の中で、目立った成果を挙げた事業の一つに、関前南小学校（関前三丁目）の全校相撲大会がある。

(1) 荒れた教室が一変！ 相撲の導入

昭和六一（一九八六）年四月、三鷹市の小学校から関前南小学校に転任したばかりの四年二組担任、須佐一教諭は、クラスが一部のわんぱく児童にかき回されて、他の児童が縮こまっていること、休み時間になっても外へ遊びに出たがらず、授業中は騒がしいことなどに戸惑った。

考えた末、須佐教諭は、休み時間に校庭で相撲をやらせてみようと思いついた。校庭に爪先で円を描き、始めたところ、初めは、女の子たちが嫌がったが、しばらくすると抵抗がなくなったのか、男の子とでも四つに組んで相撲を取るようになった。やがて、クラスのほとんどの児童が、相撲に熱中した。

相撲を始めて半年。教室内の騒々しさやけんかがめつきり減り、四年二組は模範的なクラスになった。わんぱく児童が先頭に立って相撲を取り、弱い子を教えたり、助け合うようになった一方、大将気取りの男の子が思いもよらぬ仲間に転がされて、これまでの優劣関係が崩れ「お互いに相手の存在を認め合うようになった」（須佐教諭談）という。相撲熱は全校に広がった。この年、一〇月には、児童が協力して校庭に土俵を造ることになった。近くの工事の残土をもらって造っている、子どもたちのけなげな姿を見て、市は特別予算五〇万円を組んだ。

こうして十一月一〇日に完成した土俵は、直径四・五メートル、高さ四五センチ。土は、最も望ましいとされる荒木田土を使い、徳俵、踏み俵（土俵に上がる段）も付いた本格的なものである。

一月二一日、土俵開きの記念相撲大会が行われた。日本大学相撲部員による模範相撲とルール説明の後、全校各クラス（一二クラス）から四人ずつの代表計四八人の豆力士が、体育着にまわしを付けたいでたちで登場、東西に分かれて熱戦を繰り広げた。しこ名は、「ヒラメ富士」、「おてんば山」などコミカルなものが多く、めいめいで考えた

という。男子同士、女子同士で対戦、一番一番が熱の入った相撲で、土俵だまりから、やんやの声援が飛んだ（朝日新聞 昭和六一年一月二二日付↓資料編）。

関前南小学校の全校相撲大会は、「関前場所」とか「わんぱく相撲」と称されて、春と秋の二回実施され、年々盛んになっていった。平成六（一九九四）年と七年には、プロの力士を招いて、土俵の礼儀や取り組みについて指導を受け、マナーや技術の向上を図った。平成七年度の「学校要覧」で関前南小学校は、全校相撲大会を同校の特色ある教育活動の一つに位置づけ、「国技としての相撲への関心を高め、苦しさで耐える心、勝つことの喜びと負けることの悔しさ、敗者への思いやりなどを、体験を通して養うとともに、体力の向上を図る」としている。

平成八年には、行司役の子どもの衣装も、古式ゆかしく、立派なものになった。衣装の仕立てや着付けの手伝いは、地域の人たちが引き受けた。関前場所は、地域ぐるみで楽しむ学校行事となっている。

（2）少女サッカークラブの誕生

昭和六〇（一九八五）年代に高まったサッカーブームは、本市の子どもたちにも大きな影響を与えた。小学生のサッカーチームを組織した武蔵野サッカー協会が昭和六一（一九八六）年に発足、後に成人チームなども加えて平成元（一九八九）年に武蔵野市体育協会に加盟した。サッカーは体育協会加盟の種目としては、二七番目と、極めて遅いが、サッカー協会加入の団体数は二二団体で、トップの軟式野球四八団体に次いで二位、加入者数は六三〇人で、軟式野球（七九七人）、山岳（六四〇人）に次いで三位であった。翌二年には、二八団体九一八人となり、軟式野球（四八団体八二三人）と比べ、団体数では二位のままだが、加入者数では一位となった（サッカーの加入者数が最も多かつ

表 3—2—3
武蔵野市体育協会
への補助金の推移
(単位：千円)

年度	決算額
昭和58	2,800
59	3,000
60	3,300
61	3,500
62	3,700
63	3,900
平成元	4,954
2	5,866
3	6,157
4	9,965
5	10,415
6	13,349
7	13,439
8	13,714
9	13,714
10	14,038
11	14,038
12	11,538
13	9,538
14	9,538
15	11,569
16	13,181
17	13,181

[各年度決算書]

たのは、六年度の一五九四人)。以後、サッカーの加入者数は、一九年までトップの座を守った。加入者の過半数は、小学生(少年の部)である。市は、体育協会加盟団体の事業の充実と指導体制の強化を図るため、表3—2—3のように、補助金を体育協会に支出している。これとは別に、市は武蔵野市サッカー協会(少年の部も含む)や武蔵野市少年野球連盟(後述)など数団体に、主な大会開催に際しての運営指導者に対する謝礼や会場の優先確保、使用料の免除、スポーツバス(選手の移動用バス)の貸し出しなどの援助を行っている。

平成四年六月には、市の主催による第一回武蔵野市少年サッカー大会が、市立陸上競技場(吉祥寺北町五丁目)と都立武蔵野中央公園(八幡町二丁目)で開催された。参加資格は、小学生男子チームで、市サッカー協会少年の部に所属するチーム、市内の市立・私立小学校のチーム、あるいは主たる活動場所が武蔵野市内でチームの所属メンバーが市内に在住・在学しているクラブチーム。三七チームが参加して、熱戦が繰り広げられた。翌五年の第二回からは、小学生女子チームも参加することになり、大会名も少年少女サッカー大会と改称された。ちなみにこの年に、日本プロサッカーリーグ(通称「Jリーグ」)が発足している。

Jリーグの誕生で年々高まるサッカーブームを背景に、平成八年五月、武蔵野市で初めての少女サッカーのクラブチームが結成された。市立第三中学校や第四中学校などの一年生ばかり一四人で旗揚げした。チームの名前は「フィオーレ武蔵野フットボールクラブ(F.C.)」。フィオー

レはイタリア語で「花」の意味。「世界のサッカー界の花になりたい」との思いを込めて命名したという。「夢は国際試合」と意欲を燃やして練習に励んだ甲斐もあつてか、フィオーレ武蔵野FCは、結成から僅か五年目の一二年、第六回東京都女子サッカー中学生大会で初優勝した。

現在、フィオーレ武蔵野FCは、武蔵野市内や近郊の中学生や高校生から成るチームに成長しており、市サッカー協会も試合や練習場所の確保に協力するなど、全面的に支援している。

(3) 五〇周年を迎えた武蔵野の少年野球

サッカーに比べると、本市の少年野球は、はるかに長い伝統を誇っている。

『武蔵野市教育史第三巻』によると、本市の少年野球大会は、昭和二六（一九五二）年、市防犯協会が青少年の健全育成を目的として開催したのが始まりである。少年野球大会を充実し発展させるためには、少年野球連盟の結成が唯一の方法であるとして、四七年、参加チームに呼びかけて発足したのが、武蔵野市少年野球連盟で、以来、同連盟主催で毎年、少年野球大会が開かれている。

平成一七（二〇〇五）年現在、同連盟のもとに、表3―2―4に見るように、ほぼ小学校区毎に一チーム、計一チームがある。市内在住・在学の小学一年生から六年生までの男子児童が対象で、野球を通して少年の強い意思力、健全な身体、豊かな情操を育むのが目的。大会は、春季と秋季、低学年、高学年に分け、トーナメント制で行われる。少年野球のコーチは、ほとんどが地域の人々である。いわば「お父さんコーチ」とも呼ぶべきで、そのコーチ自身が、かつて少年野球の球児だったという例が少なくない。市の少年野球は、平成一三年に五〇周年を迎えたが、その

表 3—2—4 武蔵野市少年野球連盟所属のチーム一覧

チ ャ ム 名	学 校 区	代 表 者 名
三小イヤリングス	三 小	松井 清
武蔵野エースハンターズ	五小・関前南小	久保 雅美
ファイターズ	四 小	村田 烈夫
少年タイガース	大 野 田 小	佐伯 正紀
境南ブレイブス	境 南 小	土屋巳生男
本宿シルバースワローズ	本 宿 小	井上 尊雄
少年インディアンズ	一 小	須貝 照雄
二小ジャガーズ	二 小	吉野 壽郎
千川少年ベアーズ	千 川 小	室井 陽三
ユニバース	桜 野 小	樋口 実
コンコン野球クラブ	井 之 頭 小	平沼 直高

[生涯学習スポーツ課の事業概要 平成17年度]

年、野球をやる子ども約四七〇人に対し、コーチは約三〇〇人。そのうち、かつて少年野球の選手だったお父さんたちは、三〇人ほどいたという。試合の日ともなると、少年たちの両親が応援に駆け付け、盛んに声援を送るのも少年野球ならではの光景である。

ひ弱さや体力の低下が指摘されている本市の子どもたちだが、その子どもたちをたくましく育てようと、市、学校、地域が連携して、さまざまなスポーツ大会やイベントに取り組んでいる。

(二) 荣誉に輝く子どもたち

音楽、文芸、芸術、スポーツなど各分野で、本市の子どもたちの活躍は目覚しく、卒業後、国際的な舞台で活躍する若者も少なくない。たとえば、スポーツの分野では、ボクシング東洋太平洋ライトフライ級元チャンピオンの山口真吾、「国際サッカー協会一七歳以

下女子ワールドカップ二〇〇八」で日本人選手としては初めて最優秀選手に選ばれた岩渕真奈。山口真吾は関前南小学校・第五中学校、岩渕真奈は第六中学校で学んでいる。

本章第一節二の「市立中学校改築」でも述べたように、本市の小中学校では、学校毎に「特色ある教育活動」を設定してその充実に努めているが、その活動は、教科を離れて、始業前や放課後を利用しての、たとえば吹奏楽団の活

動、郷土芸能への取り組み、地域清掃などの奉仕活動、全校相撲大会の実施、早朝校庭でのジョギングなどさまざまである。世界で活躍する人材を生む風土は、こうした課外活動をも重視する学校教育と無縁ではない。

(1) 三小の吹奏楽団がウィーン交響楽団と共演

小中学校では、課外活動としての音楽活動が盛んである。とりわけ、第三小学校の吹奏楽団の活躍ぶりは目立っている。

第三小学校の吹奏楽団は昭和五八（一九八三）年に創設されたが、同校の特色ある教育活動の一つとして、吹奏楽団が定着したのは、六二年のことである。それまでの週一時間練習の音楽クラブから、課外クラブに位置づけられることにより、練習も毎朝始業前五〇分程度の「朝練習」（通称アサレン）と、週二回の放課後の練習に打ち込むようになった。また、夏休み期間中は、冷房装置のない暑い体育館で、Tシャツがびしょ濡れになるまで練習した。

こうした猛練習のいかにもあつて、同吹奏楽団は平成二（一九九〇）年一月、TBS子ども音楽コンクール東日本優秀演奏発表会最優秀校として表彰を受けた。

その後、一四年に庄司こずえ教諭が同吹奏楽団の顧問に就任すると、休み返上で献身的に取り組むようになり、練習は一段と熱がこもった。指導教諭だけでなく、地元のプロのクラリネット奏者や指揮者が同校を訪れ、吹奏楽団の子どもたちにアドバイスをするかもしれない。当時、「地域の教育力の活用」が小中学校の課題だったが、地元の音楽家たちの協力は、まさにその実践例だった。この年一〇月、仙台市で行われた第二回東日本学校吹奏楽大会（北海道・東北・東関東・西関東・東京都吹奏楽連盟、朝日新聞社主催）フェスティバル部門（演奏に踊りなどを

加えた部門)で大賞に輝いた。

翌一五年、同吹奏楽団は創立二〇周年を迎えた。団員は四年生以上を対象にしているが、この年の団員数は一〇六人。これは四年生以上の児童の約半数に当たる。小学校の吹奏楽団としては珍しく男子が六六人で、女子を上回った。この年一〇月新潟市で開催された第三回東日本学校吹奏楽大会では、コンクール部門に出場、ケルト民謡をモチーフにした楽曲「伝説のアイルランド」(R・W・スミス作曲)で金賞を受賞した。前年のフェスティバル部門の大賞に続き、同大会二年連続の栄冠となった。

一六年一月九日、第三小学校体育館で、同吹奏楽団と来日中のウィーン交響楽団の管楽器奏者の共演が実現した。同校を訪れたのはウィーン交響楽団のフルート、オーボエ、クラリネット、ホルン、ファゴットの奏者計五人。同楽団の一行は、この日の夜、武蔵野市民文化会館で行われるコンサートの前に、日本の子どもたちに音楽に親しんでもらおうと、同小学校でミニコンサートを開くことにしたもので、会場の体育館には、四年生から六年生までの児童約二〇〇人と保護者約一〇〇人が集まった。世界一流の管楽器奏者五人は、モーツアルトの「幻想曲へ長調」など四曲を披露したあと、最後に同小学校のオリジナル曲「ダイナミック武蔵野」を、同校吹奏楽団員約六〇人と一緒に各パートに入って演奏した。翌一〇日付の朝日新聞によると、和太鼓や打楽器も加わった迫力ある演奏にウィーン交響楽団の一行は感激した様子で、フルート奏者アレクサンドラ・ウーリッヒは小学生の演奏が、「音程が正確で、長い作品を暗譜でこなしているのに驚いた」と話したという。共演後、団長の宮代友輝(六年、クラリネット担当)は、「今日の体験は僕たちにとって一生の思い出。音楽を大切に楽しく生きていきたい」と感謝を込めて挨拶した。

一六年一月、同吹奏楽団は、千葉県幕張メッセで行われた第二三回全日本小学校バンドフェスティバル(全日本

吹奏楽連盟、朝日新聞社主催）に東京代表として出場、ついで一二月には同県習志野市で開催のTBS子ども音楽コンクールに出場、いずれも優秀賞を受賞した。

一七年一〇月の第五回東日本学校吹奏楽大会（千葉市で開催）では金賞を逃したものの、銀賞を受賞、翌一一月、大阪城ホールで行われた第二十四回全日本小学校バンドフェスティバルでは東京都代表として出場、優秀賞に輝いた。同楽団は、一八年、一九年も続いて東日本学校吹奏楽大会で金賞を受賞している。

・ 中学校では

中学校では、第一中学校の活躍が目立つ。本市の中学校で唯一単独の音楽ホールを持つ同校は、音楽活動が特に活発で、同校コーラス部は平成五（一九九三）年、七年、八年のNHK全国学校音楽コンクール（日本放送協会主催）関東甲信越大会コーラス部門で、それぞれ銀賞、銅賞、銅賞を受賞した。

・ 個人の受賞では

個人では、平成一五（二〇〇三）年、ジュニアエレクトーンコンクール全日本大会（ヤマハ音楽振興会主催）の小・学生低学年部門で、第二小学校の阿邊葉月（四年）が金賞を受賞、一七年には、第一五回日本クラシック音楽コンクール全国大会（日本クラシック音楽協会主催）小学校の部フルート部門で、第一小学校の林広真（ひろま六年）が三位に入賞、第一五回ヤマノジュニアフルートコンテスト（山野楽器主催）の小学生部門でも最優秀賞に輝いた。

（2） ツバメ調査で六中自然探究部がサイエンス・グランプリ受賞

第六中学校自然探究部は平成元（一九八九）年に設立され、翌二年、同部顧問に就任した井口豊重教諭の指導で、

市内全域のツバメの繁殖調査を開始した。部員が市内全域を歩いてツバメの巣を数え上げ、その巣でツバメが繁殖しているかどうかをチェックしたのである。調査には、当然のことながら、地域の人との情報交換が不可欠であった。調査は毎年繰り返し、その結果をコンピューターに入力した。

調査を始めた平成二年には、六八個の巣でヒナが育ち、繁殖回数は七四回だった（ツバメの一シーズン中の繁殖回数は一〜二回）。ところが、六年後の八年には、巣は四一個と四〇パーセントの減、繁殖回数は五二回・三〇パーセント減となった。これは限られた巣でフル回転の子育てをしていると分析、ツバメのしたたかさに部員たちは感心した。

もう一つ注目したのは、ツバメが巣を作る場所である。調査開始当初は、民家の軒下やマンションのベランダなどで外から見える場所が少なくなかったが、年を経るごとに同じ軒下でも外から見えない場所へ作るツバメ（開始年、見えない場所にあったのは全体の六〇パーセント弱、七年後には、八五パーセント）が増えていた。その原因はカラスではないか。市内境南町の商店街でツバメの巣八個がカラスに襲われて全滅したことから推測出来た。ツバメは巣本能があるとされるが、一度襲われると、二度と同じ場所へ戻らない。近年カラスが人間の捨てた生ごみに群がるようになり、ツバメの生活域に接近してきた。東京でカラスは五年間に二倍に増え、生ごみを食べている。それは間接的にカラスに餌づけしているも同然だと部員たちは結論づけた。こうした観察・研究と並行して、同部は、ツバメ用人工巣の実験にも取り組む、七年に、東京都巣箱コンクールで東京都知事賞を受賞した。

七年間にわたる地道なツバメ調査に、陽の当たる時が来た。八年二月、次代を担う小中学生の優れた理科研究を顕彰する「サイエンス・グランプリ（小中学生理科大賞）一九九六」（東京電力主催）で、六中の自然探究部ツバメ

調査班（一七人）の「武蔵野市におけるツバメの繁殖状況と人工巢の実験」は中学生の部の最優秀作品賞（グランプリ）に輝いた。全国からの応募作品八二八一点の中から、審査委員会（委員長・ノーベル賞受賞者福井謙一）は最優秀としたのである。

六中の自然探究部の活動は、ツバメという身近な野鳥を通じ、地域の人たちと情報交換しながら地域の環境や暮らしを考えることだったが、研究が進むにつれ、地域の人ばかりでなく、外国の小学生たちともメールを通じて世界の環境問題についても考えるようになった。

六中は七年度、コンピューター教育の一環として、アメリカ・ミネソタ州のライス・レイク小学校とメールによる通信を始めた。ライス・レイク小学校は学校の敷地内でルリツグミ（野鳥）の巣箱を架けて観察しており、ツバメ調査をしている六中の野鳥観察と共通点があることが分かった。これを機に、両校の交流は一層深まり、農薬と野鳥の汚染、海洋と海鳥の汚染、人間と自然環境、野鳥とのかかわりを、ビデオ交換などを含め、調査発表と意見交換を繰り返していった。九年一月には、ライス・レイク小学校のポーラ教諭が六中を訪れ、自然探究部の生徒たちと交流した。

このような交流から六中の生徒たちは、「鳥は環境のバロメーター」だと実感することになる。顧問の井口教諭は、「アメリカ人と電子メールを交わすことで、英語を覚えようとする意欲が高まった。自分も伝えたい、相手の言うことも理解したいという気持ちが出たから」と言う。この交流実践も「総合的な学習」の一例である。

九年度の「サイエンス・グランプリ」東京E地区大会で、同部は「ハクチョウの餌づけ問題からカラスの餌づけ問題へ」と題する研究で審査員特別賞を受賞した。

個人の受賞では、平成一二年、本田しおん（大野田小学校三年）が「海とさかな」作品コンクール（朝日新聞社主

催)で入賞している。本田は一五年(同六年)に第五回ジュニア発明展(つくば科学万博記念財団主催)でも優良賞を受賞した。受賞したのは「ぐるりん標本カプセル」。昆虫の標本を上からだけでなく、横や下からも見ることできるという、奇抜な発想から生まれた作品である。本田は童話の全国大会でも受賞するなど多才ぶりを発揮する。一八年度には、「サイエンス・グランプリ二〇〇六」中学生部門で、第一中学校三年になった本田がグランプリを受賞する。「タイのタイはすべての魚に存在するか?—タイのタイの採集における肩甲骨・鳥口骨の考察—」で文部科学大臣奨励賞・最優秀作品グランプリに輝いた。本田は祖父から聞いた「鯛には身体の中にも鯛がある」という話に興味を抱き、胸ビレの下にある鯛の形をした骨を探し出した。鯛の形をした骨は鯛の仲間だけにあるのか疑問に思い、研究を始めた。この研究の中で、数多くの種類の魚について調べて標本を収集し、それらの魚の特徴や泳ぎ方と「タイのタイ」(肩甲骨・鳥口骨)の形がどのような関係にあるのか解明しようとしたことが高く評価された。

(3) 全国の作文・俳句・新聞コンクールで受賞

小中学生を対象とした作文コンクールは、平和、国際親善、環境問題、人権、税など、課題のあるもの、特に課題を設けないものなど、実にさまざまである。各種コンクールに出品、受賞した例は枚挙にいとまがない。ここでは、二つの受賞例を紹介する。

昭和六二(一九八七)年度全国中学生人権作文コンテスト(法務省主催)で、山下牧子(第一中学校三年)の作文が、東京大会で最優秀賞に選ばれ、全国大会でも奨励賞が贈られた。「男女平等への定義」と題する山下の作文は、男女雇用機会均等法などによって、女性の社会進出が進んでいることを評価したうえで、同性である女性に厳しい目

を向けた作品。力仕事を当然のように男性に押し付けておきながら、家事などは男女平等を理由に男性にやらせるのはわがまま以外の何ものでもない」と断じ、真の男女平等とは、男女の枠を完全に外し、女が女であることを捨てることでは決してないと主張する。むしろ女はより女であるべきで、男女はそれぞれ互いの役割をわきまえ、互いを認め合ってカバーし合いながら、ともにつくりあげていくこと、それが男女平等のあり方であると結論している。

平成一七年には、第五五回全国小中学校作文コンクール（読売新聞社主催・文部科学省など後援）小学校低学年の部で、私立聖徳学園小学校（境南町二丁目）二年の藤澤勇樹が読売新聞社賞を受賞した。受賞作品「ぼくの『まごじいさん』」は、自分が生まれる一年前に亡くなった祖父のことを知りたいと、先祖の足跡をたどり、夏休みに北海道と新潟県佐渡を旅行した経験を綴った。作文を指導した同小学校の内藤茂教諭は「文章全体から『しりたい』という強い興味がにじみ出ている。ただの旅行記を超えた作文に仕上がった」と評価する。

このほか、七年には、玉置麻木（第三中学校二年）が「税に関する作文」コンクール（全国納税貯蓄組合連合会主催）で最優秀の国税庁長官賞に輝いた。

文芸の分野では、一三年、第三二回JOMO童話賞（ジャパンエナジー主催）心のふれあい部門児童の部で、本田しおん（大野田小学校四年）が最優秀賞を受賞した。受賞作は「しおんのむらさきグروب」（絵入りの童話）。主人公の女の子しおんは大の野球好き。父に買ってもらった紫色のグロブを手には、長嶋、イチロー、新庄、ベーブ・ルース、ソーサらを率いて、天の川で宇宙人チームと対戦するという奇想天外な童話。本田は、一七年、第一中学校二年生の時には、「文化の国体」との通称のある国民文化祭（文化庁主催）福井大会でも、恐竜児童文学部門小中学生の部で文部科学大臣奨励賞（グランプリ）を獲得した。

このほか、一四年度NHK全国俳句大会で松田惟（境南小学校三年）がジュニア部門で特選に入賞したのをはじめ、全国小中学校生俳句大会（一茶まつり実行委員会主催）など俳句のコンクールで、本市の子どもたちはたびたび入賞している。

文芸以外の分野では、八年、小中高等学校のホームページの優劣を競う第一回スクールページコンテスト（朝日新聞社主催）で、第六中学校の学校新聞「かわら版」と同校自然探究部の調査画像が文部大臣奨励賞（最優秀賞）に輝いた。かわら版は、毎月発行している新聞のインターネット版。「町をきれいに地域清掃」など、地域と学校を結ぶ記事も目立つ。翌九年にも、第四七回全国小・中学校・PTA新聞コンクール（毎日新聞社など主催）の中学校・学校新聞の部で全国新聞教育研究協議会賞を受賞、全国でベスト4に入った。自然探究部は、前述したツバメの繁殖調査をはじめ、シジュウカラの巣箱入居率など、自分たちの調査を、画像を駆使して紹介した。英文手紙の書き方を学びながら、アメリカの小学校の子どもたちと電子メールで文通したり、プレゼントに日本らしいものを探したりして、学習が広がってゆくさまが分かり、「教育的試みとして評価できる」というのが受賞の理由。

私立学校では、一二年、吉祥女子高校（吉祥寺東町四丁目）が、第二九回全国高校新聞コンクール（大東文化大学主催・文部科学省、朝日新聞社後援）で、奨励賞を受賞した。

数学の分野では、一二年、日本の厚労省にあたる香港保良局主催の世界少年数学大会で、森史行（第四小学校六年）が見事優勝した。

(4) オリンピックで活躍する私立学校

私立学校の生徒たちの活躍も目覚しく、オリンピックにも出場している。

昭和五九（一九八四）年のロサンゼルスオリンピックには、藤村女子高等学校（吉祥寺本町二丁目）二年の桜井純子が水泳自由形四〇〇メートルと同八〇〇メートルに出場した（いずれも予選落ち）。また、平成八（一九九六）年のアトランタオリンピックには、同高校三年の大川真澄、関根彩、同一年の星山菜穂が体操女子団体に参加、一二位となった。

一六（二〇〇四）年のアテネオリンピックでは、藤村女子高校の石坂真奈美と大島杏子（いずれも三年）が体操女子個人総合でそれぞれ三三位と五一位となった。この大会では、本市の学校出身者も活躍、藤村女子高校出身の藤丸真世がシンクロナイズドスイミング団体で銀メダルに輝き、第四小学校出身の宮喜多紀理は、水泳女子一〇メートル高飛び込みで一一位となった。

このほか、全国レベルのスポーツ大会では一〇年の第八回全日本ドッジボール選手権全国大会（日本ドッジボール協会主催）で、第五小学校のブラック・キャット・ボンバーズが優勝。一五年に両国国技館で行われた第一六回全日本小学生相撲優勝大会（日本相撲連盟主催）で、市立桜野小学校の沢田日出夫が四年生の部で優勝した。また、一七年、成蹊高校（吉祥寺北町三丁目）ラグビー部は、第八五回全国高校ラグビーフットボール大会（毎日新聞社など主催）に出場、開会式後の一回戦で古豪の天理高校（奈良）と対戦、互角の戦いを繰り広げ、二二―一二で引き分けた。規定による抽選の結果、二回戦進出はならなかったが、予想外の善戦に相手側応援席からも大きな拍手が送られた（毎日新聞）。

(5) 女性ジャーナリストの寄付で善行表彰基金

平成元(一九八九)年六月、主婦と生活社社友・清原美弥子(境二丁目)から、子どもの善行を表彰し奨励する基金に使ってほしいと、市に三〇〇万円の寄付があつた。清原は、昭和八(一九三三)年から本市に住み、戦後主婦と生活社に入社、同四〇年から約八年間月刊雑誌「主婦と生活」の編集長を務めた。その一方で、ラジオの「人生相談」の相談員として二四年間にわたり活躍、約五〇〇〇件の相談に乗ってきた。この体験を通して清原は、人の善意や思いやりに無関心な世相を憂い、子どもたちの隠れた善行や美談を掘り起こし、それを称えることにより社会への問題提起をする必要性を感じたという。勉強で優秀な成績を取ったり、スポーツなどで才能を発揮した子どもだけが褒められるのはおかしいというのが清原の持論。市は、清原の意向に沿って、同年九月、市議会に「武蔵野市青少年善行表彰基金条例」議案を提出、全会一致で可決された。

この条例に基づいて二種類の事業が誕生した。その一つは本市在住または在学の小学生・中学生・高校生を対象とする「善行表彰事業」。小学生の「小鳩表彰」、中学生・高校生の「けやき表彰」である。もう一つは、子どもを対象にした活動(少年野球やボイスカウト、吹奏楽団など)を行う市民団体などを奨励し、奨励金を交付する「奨励事業」である。公募による推薦に基づき、選考委員会が選考する。選考委員会の構成は、市長、市議会議員、教育長、市立小学校校長代表、同中学校校長代表、市PTA連絡協議会会長、市民社会福祉協議会代表、市民生児童委員協議会代表、市赤十字奉仕団委員会代表、市青少年問題協議会地区代表者会議議長、学識経験者。

第一回の「小鳩・けやき表彰」は、二年一月に市民文化会館で行われ、一人と、一団体が、また奨励団体として四団体が受賞した。以後毎年二月または一月に表彰が行われており、次のような善行が表彰された。

○第四中学校二年生の加納愛将なるゆきと大野田小学校六年生の加納崇史は、足が不自由な近所の老人のごみを二年半にわたって登校前に収集場所まで運んだ。(平成二年度)

○関前南小学校六年生の佐藤恵と三浦繭子は、両足に機能障害のある一年生A君の登校時の面倒をみている。二人は毎朝A君を迎えに行き、二人でA君の両側を支えながら歩調を合わせ登校している。雨の日などは、一人がA君のランドセルを背負い、もう一人が傘を差して付き添う。毎日続けるのは大変なので、A君の両親も「一学期だけで結構です」と遠慮したが、二人は二学期以降も続けた。(平成三年度)

これら個人表彰のほか、六年生全員で養護学校のバザーへ献品するとともに、市内の恵まれない人に車いすを贈るため空き缶の回収をして資金を集めた第四小学校の児童(平成三年度)や、学区全体のごみを拾って歩くなど、ごみ撲滅運動を展開し、この活動の援助金を発展途上国の人々の援助活動に寄付した第二中学校生徒会(平成五年度)の例もある。

青少年善行表彰基金のもう一つの事業である「奨励事業」の分野では、清掃などの社会奉仕活動を通して青少年の健全育成に取り組んでいる市民団体や、少年野球チーム、サッカークラブ、剣道クラブ、ボイスカウト、ガールスカウト(いずれも指導者は大人)などが表彰されている。(↓資料編)

第三節 幼児のための施策

一 保育園のあり方を考える

保育所の待機児童のことが国会や世論で大きく取り上げられている。少子化時代の今、本市には〇〇未就学児は何人いるのか。平成二〇（二〇〇八）年五月一日現在、五五八五人である。多いのか少ないのかの議論はさておき。

このうち認可保育園に通っている乳幼児は一三三三人。内訳は市立に八五四人、私立に四五一人、管外八人である。管外とは武蔵野市以外の他区市の施設を利用している人。

認可保育園以外にも保育園はある。認証保育所に二〇〇人が通っている。保育室に一人。家庭福祉員（保育ママ）が預かっている乳幼児が一九人である。以上の合計一五三三人が、受け入れ先は違うけれども、保育所または保育者に預けることができた「ラッキーな子ども」というわけだ。これでひとまず安心して親たちは仕事に出ることができ。けれども一方に、保育所に入所を申し込んでいるのに空きがないとして保育所に入れない、保育ママも見つからないという家庭の子どもがいる。これを「かわいそうな子ども（いわゆる待機児童）」と世間で呼んでいる。本市には、二〇年五月一日現在約八〇人いるという。

幼稚園については次項で取り上げるが、ついでのことなので、幼稚園児の数も見てもみよう。市立幼稚園は一園しか

なく、園児（四・五歳児のみ）八〇人。私立幼稚園（三〜五歳児）は一三園あって一二四七人が通っている。管外が四八六人で合計一八一三人である（二〇〇五年五月一日）。

幼稚園にも保育園にも通っていない乳幼児二二三九人も忘れてはならない。こちらが何と四〇・一パーセントを占めていることも含めて。

（一） 公立保育園のあり方を考える

「保育園に入れた、ラッキー」という正直な喜びと、保育の質を求める保護者の願いとは別なものである。これでいいのか？ 保育園の問題提起もあっていい。単に子どもを預かってもらう・預かってあげる立場ではない。次世代を担う子どもたちをどう育てるのか、子育ての環境整備は共同作業である。

平成一四（二〇〇二）年に保育園のあり方を諮問する二つの委員会が同時進行の形で市に設置され、翌一五年、それぞれの委員会から報告書が提出されている。

委員会の一つは、一四年九月三日、子ども家庭部保育課に設置された「武蔵野市公立保育園のあり方を考える委員会」（委員長・網野武博上智大学教授・委員七人）。もう一つは、九月一八日、教育委員会に設置された「武蔵野市立境幼稚園及び境保育園のあり方検討委員会」（委員長・小川博久日本女子大学教授・委員九人）である。

前者の委員会は、公立保育園の民営化および規制緩和への対応、多様化する保育サービスのニーズに対応するための新規事業の創出と、既存事業の拡充に関して諮問した委員会である。公立保育園の経営のあり方に関し、一五年八月に、次のような結論を出した。

「保育所の運営コストを是正する方法は、本来民営化によつて合理化を図るべきだが、人材の活用や職員の志気維持の観点から、年限を区切り、現行の公設公営の体制の中で、できうる限りの改革に取り組むべきである」

後者の委員会は、幼保一元化を視野に入れて今後の新しい保育のあり方について検討する委員会である。一五年五月に、この委員会からは次のような結論が出た。

「国の所轄官庁が異なるために、それぞれが独自に取り組んできた子育て支援の二重性を見直す。同じ年齢の子どもに等しく質の高い教育・保育を保障する。真の育児支援と新しい教育・保育として、これまでの境幼稚園での実績（預かり保育や園庭開放、八年度から始めた三歳児の保育、未就学児とその保護者の支援事業）と境保育園の取り組み（延長保育・産休明け保育、地域子育て支援事業）の一定の方向を検証したうえで、両園の枠を超えた幼保一元化を実現すべきである。境幼稚園と境保育園が一体化することにより、園舎、園庭、教職員などの資源を有効に活用し、財政への負担軽減を図ることができる」

これとほぼ同時期、一四年一二月に出された国の地方分権推進会議の提言の中にも、「幼稚園教諭と、保育士資格を一元化して幼保の制度的一元化を進めるべきである」と記されていることも付け加えておく。

どちらも、幼稚園と保育所の幼保一元化は、施設の有効利用や人員の運用などのメリットがあるという。しかし、幼保一元化で人員を有効利用するとはいつても、幼稚園は学校教育法に基づく「学校」で教諭普通免許を持つ職員、保育所は児童福祉法に基づく「児童福祉施設」であるから保育士の資格を持つ職員しかいない。本市の職員にはその両方の資格を持っている者が少ないことから、たとえ実現したとしても人員削減ではなく増員を余儀なくされることだろう。

武蔵野市公立保育園

市は、平成一六（二〇〇四）年度からの三か年を計画期間とする「武蔵野市公立保育園改革

改革計画

計画」を同年二月に策定した。保育園は、「保育に欠ける」児童を預かる単一機能の施設から、

「地域の子育てを支援する多機能多様化の施設」に変身するという大胆な改革である。

改革の目標を以下のようなことに置く。

保育の質の向上に努め、市独自の指針を作成する。

全園に栄養士を配置し、きめ細かい食教育を実践するとともに、家庭の食を充実させるための情報提供や調理体験などの機会を父母たちに提供する。

地域に開かれた保育園として、地域の子育て中の家族が安心して子育てができるようなサービスに取り組む。たとえば母親が保育園で保育士がどんな風に子どもと接しているかを見る。また子どもたちと触れ合う体験保育をしてみること、自分の子育ての視野を広げることができる。

地域で多様な人間関係を結び、支え合える地域づくりをする。地域の子育て力が向上するような人材やリーダーを保育園が育てる、また子育てサークルづくりなどに積極的に取り組む。

公立保育園の

「保育園の楽しい行事に参加しませんか！ 同世代の園のお友だちと一緒に遊ばせ、楽しいひと

新規・拡充事業

ときを過ぎましょう。保育園の専門スタッフがお待ちしています。誕生会に来ませんか？ 一

緒に豆まきしませんか？ 園庭を開放しています」といった記事を、市は市報のこども欄に毎号載せるようになった。

家庭保育をしている親に対しては、保育園は緊急一時保育、リフレッシュ保育、定曜日・短時間保育を実施する。

安全な遊び場として保育園の園庭を開放し、母親が子育ての不安を解消し、子育ての楽しさを味わえるような講座や

相談事業を実施することになった。

乳児の受け入れ拡大に関しては、○歳児・一歳児の年齢別定員の統合も含め、乳児定数の変更、保育ママなどとの連携で、保育の必要度の高い乳児の受け入れ体制を整備する。平成一八（二〇〇六）年度の目標値は〇～三歳児を二五人増とするとした。現在六園の指定園で実施している障害児保育を全園で実施し、各園二人の受け入れが可能な体制にする。

民間保育園においても、乳児受け入れの拡大、一時保育の実施、産休明け保育・障害児保育の実施、保育所子育て支援事業、家庭における食の充実支援など、各園の実情を踏まえ、地域のニーズに応じて実施する。

認証保育所

国主導型の福祉から地方分権型福祉への移行で注目されるのが、前述した待機児童解消のために東京都が独自に創設した認証保育所である。企業などが新しく保育所事業に参入しやすいようにと、従来

の認可保育所よりも設置基準や入所基準を緩やかにし、子どもたちを受け入れやすい条件を整えた。平成一三（二〇一〇）年度から都内各地で続々と開所している認証保育所だが、武蔵野市においても同年一月に武蔵境駅南口に第一号「わんぱく園」（現武蔵野プチ・クレイシユール境南町二丁目）が開所した。この都認証保育所の開所に、運営費補助など二五〇万円の補正予算を同年九月の市議会は認めた。なぜ運営費補助なのかというと、認可保育所には、国・都・市からの助成があるが、認証保育所は都の事業であるため国の助成がない。そのため、都と市が助成する。

また、同様に○歳から三歳児を預かってきた無認可保育所は共同保育所の性格があるため公費助成がなかった。保護者の負担が大きかったのだが、すみれ保育室（吉祥寺東町二丁目）、かっぱの家保育所（吉祥寺本町二丁目）、風の子保育室（境一丁目）の三つの無認可保育所は、都の認証保育所として衣替えをしている。ただし認証保育所の保育

料は認可保育所に比べて割高である。認可保育所との格差を埋めなければならぬために、市はこちらの保護者に対して認可外保育施設入所児童保育助成金（三歳児未満は月額二万円・三歳児以上は一万円、保育ママさんに預けた場合と同額＝平成二〇年度）を行っている。

待機児童の多くを受け入れる認証保育所は電車通勤する保護者の期待にできるように駅近くに設置され、一三時間開所している。逆に認可保育園は駅から離れたところにあり、送り迎えに時間がかかる。駅ナカに近い認証保育所をうらやむ保護者の声も聞こえる。

(二) 認可保育園の新園舎完成

今期に認可保育園の新園舎の完成は三園あった。

市立桜堤保育園（桜堤二丁目）は旧園舎が老朽化して危険であるとの判断で、昭和五八（一九八三）年四月、桜堤団地の汚水処理場跡地に新園舎が桜堤児童館と並んで完成した。この土地は住宅・都市整備公団（現都市再生機構）から借用したもののだが、市内の保育園の中で最も広い敷地となった。敷地面積一九二九・三八平方メートル、鉄筋コンクリート二階建て、延べ床面積八七三・二平方メートル。園舎改築に際し、計一四人の定員増を図った。その内訳は〇歳児の定員三を六に、一歳児の定員五を一〇に、二歳児一二を一八に。ほぼ倍増したことは画期的だった。園児は一一人となる。

二つ目は市立吉祥寺保育園（吉祥寺北町五丁目）で、六〇年四月に東京都から移管されて市立となったが六一年四月、新園舎が東寄りの陸上競技場脇に完成し、旧園舎を解体した。新園舎の敷地面積は一六一五・五八平方メートル、

鉄筋コンクリート二階建て、延べ床面積七六五平方メートル。都は六年間の財政的負担を行った。定員を一七人増やして一〇二人とした。旧園舎の跡地は、その後、平成元（一九八九）年一月に完成する武蔵野総合体育館の一部に組み込まれた。

三つ目は市立境保育園（境四丁目）である。昭和四四年に建設された旧園舎（境二丁目）が老朽化したため、平成九年二月に、境四丁目の現在地に、耐震性を考慮した構造で新園舎が完成し、移転した。敷地面積は一五七九平方メートル、鉄筋コンクリート造り、地上二階地下一階、延べ床面積一〇四四・六平方メートル。定員を六人増やして園児は一〇二人となった。

本市の認可保育園（入園対象年齢は〇～五歳）は平成二〇年五月一日現在、一四園である。九園が市立保育園、五園が私立保育園である。私立保育園の一つ、西久保保育園（西久保三丁目）は市から市有地の提供を受けて新園舎が平成一六年四月に完成した。

また、今期、私立無認可保育園の一園が認可保育園となった。私立の無認可保育所として三歳未満児を保育してきた、ありんこ保育園（西久保一丁目）である。一四年にNPOの法人格を取得し、認可化を目指していた。一六年四月に認可保育園となったが、共同保育所としてスタート（昭和三六年）してから認可されるまでに約五〇年かかった。

認可外保育施設として、認証保育所と家庭福祉員（保育ママ）がある。認証保育所は二二年四月現在、市内に計九か所に増え、〇歳～就学前の子ども二九三人を受け入れている。家庭福祉員は同じく九人いて、預かっている子どもは二九人である。

二 地域に開かれた幼稚園

境幼稚園の発展的解消後 武蔵野市立境幼稚園（境五丁目）は平成一五（二〇〇三）年一〇月に創立三〇周年を迎えて団地が出現、鉄筋コンクリート四階建ての集合住宅総数一五三棟という広大な桜堤団地（現サンヴァリエ桜堤）の子育て支援施設

えた。昭和四八（一九七三）年四月に開園した唯一の公立幼稚園である。武蔵野市に初めて団地が出現、鉄筋コンクリート四階建ての集合住宅総数一五三棟という広大な桜堤団地（現サンヴァリエ桜堤）が完成し、子育て世代（団地族といわれた）が多く入居した昭和四〇年代後半のことである。団地の中に子どもを預かって遊ばせていた自主運営の「幼児の会」があった。この会を母体に、公立の幼稚園を作ってほしいという声が高まった。私立幼稚園だけでは足りなかつたのである。団地の周辺にも次第に住宅が出来、子どもが急増したため、初の市立境幼稚園を開園することになった。だが、市立の幼稚園が私立幼稚園の経営を圧迫することがあつてはならないので、境幼稚園の通園区域は境・桜堤・関前の一部に限定した。また、私立幼稚園では三年保育（三歳・四歳・五歳）を実施していたが、境幼稚園は二年保育（四歳・五歳）とすることにして、私立幼稚園との共存を図った。

境幼稚園は、以来、幼稚園の中での子育てトーク、公開保育、保護者の保育参加、地域の高齢者との交流や未就園児を含めた園庭開放なども積極的にを行い、子育て支援の一環としての預かり保育もして、地域の親たちから信頼されている。また、近隣の小学校（市立二小、桜堤小・境北小）統合して現桜野小）や中学校（市立二中）とも情報交換をして連携を図り、卒園児が小学校にスムーズに入っていったてなじめるような取り組みや、中学生が園児と遊んで優しい心が育つような機会も作っている。

平成元年九月、五六一平方メートルに園庭を拡張し、当時都内で一番広い砂場が生まれた。丘のような大きな土山のある砂場は地域に開放されている。入園前（一〜三歳）の幼児も、お兄ちゃん・お姉ちゃんみたいな園児に交じって土遊びを覚える。そしてすっかり保育園に溶け込んでいる。ロバート・フルガムは著書『人生に必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ』（河出書房新社）の中で、人生に必要な知恵とは、「何でもみんなで分け合うこと」「ずるをしないこと」「人をぶたないこと」「使ったものは、必ずもとの所へ戻すこと」「散らかしたら自分で後片付けをすること」「人のものに手を触さないこと」「誰かを傷つけたらごめんさいということ」…などと書き、同書は幼児教育における聖書とまでいわれ親しまれている。境幼稚園の砂場で無心に遊ぶ幼児たちの姿はまさにフルガムの言葉と重なる。

さて創立三〇周年を迎えた境幼稚園だが、この三〇年間に、園児たちを取り巻く環境は一変した。一つは少子・高齢化だ。三〇年前の子育て世代は、当然のことながら高齢者の方に仲間入りした。大きな団地群も老朽化し、危険なため、取り壊された。きれいに整備されたサンヴァリエ桜堤（旧桜堤団地）に、子育て世代は入りたくても入れない。境幼稚園が開設された昭和四八年当時、武蔵野市全体で三〜五歳の幼児は約六一〇〇人いた。平成二〇年現在の同年齢の幼児数は二七六八人。半分以下となった。また、四八年当時、市内には私立幼稚園が一八園あった。平成二〇年には一三園となった。一三園の園児数の合計は一九六九人。定員（二四六〇人）に対して八〇パーセントしか幼稚園児はいない。どの幼稚園も定員割れを起している。

市立境幼稚園とて同じこと。減少の一途をたどり、二〇年度に入園した四歳児は三二人であった。市としても、これは深刻な状況と認めざるをえない。

問題解決に向けた検討は今期を越える平成一九年に始まる。「武蔵野市立境幼稚園の発展的解消後の子育て支援施設検討委員会」の設置である。委員会は副市長、財務部長、子ども家庭部長、教育部長ら七人。

「これまで境幼稚園で培われてきた幼児教育の成果を継承し、境保育園とも連携していくことに留意しつつ、今まで以上に、より地域に開かれた高機能な子育て支援サービスが提供できる施設を検討した」という報告書が、二一年三月に提出された。この報告を待つことなく、二〇年に策定された第四期長期計画調整計画には、「境幼稚園は私立幼稚園を補完するという役割は終えた」とし、「新しい子育て支援施設として活用する方向をさぐる」と明記された。境幼稚園は閉園するが、その伝統（遊びを大切にする幼児教育、地域の教育力の活用など）を継承して、市内で初めての用途、目的を持った新施設がこの場所に設置されることになる。

私立幼稚園

幼稚園は、小学校以上に少子化が深刻である。歴史のある幼稚園の閉園も相次ぎ、昭和五八（一九八三）年に市内に一六園あった私立幼稚園が、平成二〇（二〇〇八）年には一三園になり、軒並み定員割れとなった。市内の私立幼稚園にはそれぞれに長い歴史があり、一貫して強い信念のもとで、子どもたちに生きる力の基礎と豊かな人間性を育てる教育をしている。

「幼稚園に遊びに来ませんか」という呼びかけで、未就園の子どもと保護者が友だち作りや集団遊びを体験できる事業が平成一六年度に始まった。これによって市は同様の趣旨で平成二年七月から実施していた「わくわく親子園」を一五年度をもって終了する。

幼稚園がそれぞれの独自性を生かして企画・実施する子育て支援地域開放事業は、各園とも月一回ないし二回、園庭や園舎を二〜三歳の未就園児とその親たちに一〜二時間ほど開放して、「紙芝居」や「映画会」「おはなし会」「水

遊び「講演会」(託児付き)「親子体操」「リトミック」などの特色あるプランを練り、実行している。日程やプログラムの予告は市報や市のホームページに掲載するので、それを見た親たちはその中から興味のある「メニュー」を選んで自由に参加できる(電話で申し込むものもある)。初年度の一六年度は一二の園がこの地域開放事業を実施し、事業数は四三回、延べ回数は二三一回で、四七〇九人の親子が参加した。一七年度も一二園が実施し、事業数は五〇回、延べ回数は一五五回、参加人数は五七八三人に増えた。市はこれらの活動の経費を各幼稚園に補助している。初年度の一六年度は総額四二一万円を補助、一七年度は四二八万五〇〇円を補助した。

三 全国初、ニュータイプ子育て支援施設

(一) 一日一〇〇組の親子がやってくる0123吉祥寺、0123はらっぱ

(1) 園児減少、廃園やむなし

昭和六二(一九八七)年八月一日、吉祥寺東町二丁目の私立巴幼稚園（仮称）の栃折とも子園長と山ノ内静子職員が市役所を訪れた。昭和の子どもたちを育んできた六二年の歴史を閉じ、二年半後に廃園にしたいという相談だった。

園長は「悩みに悩んだ末の結論だが、巴幼稚園は六五年三月をもって廃園したい」と、対応した文書課の職員に語った。園地は借地であり、貯蓄を切り崩して地代を納めてきた。だが、少子化が進み、近所に幼児を持つ若い世帯も減った。園児は激減してしまった。園長も高齢となり、継統は不可能な状況だという。

巴幼稚園には、親子二代にわたって通園した家庭も少なくない。他に幼児が安心して遊べる広い場所のない吉祥寺東町一、二、三丁目では「孫たちの代までもご一緒にね」などと二世の親たちがひそかに期待し、馴れ親しんできた巴幼稚園がなくなると、女子大通り周辺から吉祥寺北町あたりまで、「幼児教育の空白地域」となる。

「巴幼稚園廃園やむなし」のうわさを伝え聞いた住民からは、「園の敷地を市が買い上げて、子どものために活用できないのか」という声が、市に上がってきた。

巴幼稚園跡地を取得

閑静な住宅街の中にある九九二平方メートルの土地が、巴幼稚園の総面積である。住民の要望にこたえて、市は幼稚園関係者の居住空間を除く土地（約六六〇平方メートル）を買い上げる必要があった。第二期長期計画第二次調整計画（平成元年三月）でも、児童対策は、対象児童層別で見ると、サービスにおいてかなりの格差があることを指摘している。たとえば就学前児童については「一部『母と子の教室』などが行われてはいるものの、質量においてモデルケースの域を出ておらず、保育園にも幼稚園にも通っていない児童に対するサービスは稀薄であるか、あるいは全く欠如しているかである」という。保育園にも幼稚園にも通っていない児童に対する市の施策が、育児・教育の面から強化されなければならない。育児相談、遊びの指導、軽い野外活動とおした集団教室など、母子福祉の充実を強調している。

巴幼稚園閉園後の一つの選択肢として、市立幼稚園を造る案もあったが、この地域は第一種低層住居専用地域であり、取り付け道路の幅員も四メートルである。建蔽率四〇パーセント、容積率八〇パーセントなので、二階建てならば、文部省の設置基準で二クラスの園舎（建坪一六〇平方メートル）と運動場（三六〇平方メートル）の市立幼稚園

を建設することはできた。

幼稚園以外としては何があるのか。最も武蔵野市らしい施設を、というかどうかのものなのか。

(2) 孤立する母親と乳幼児

幼稚園の跡地をどのように活用すべきか。その構想を諮問する「武蔵野市幼稚園跡地利用構想策定委員会」(委員長・柏木恵子白百合女子大学教授)が設置されたのは平成二(一九九〇)年一月八日である。柏木のほか、委員四人の顔ぶれは社会学、社会教育を専攻する研究者、市内の幼稚園園長、小児科医である。七か月の集中的な話し合いの中で、乳幼児を対象とする施設という方向が合意された。子ども問題懇談会(座長・詫摩武俊都立大学教授、昭和六一年九月発足)で議論された内容を見ても、従来の子ども施策の対象外の子どもには、教育も福祉もほとんど手が差し伸べられていないことが分かった。こうした問題解決のためには、実際に乳幼児を抱えている親からじかに、市政への不満、不安、要望などを聞き、切実な声を施策の中に加えていくべきだということが話し合われた。

福祉と教育のはざまに対象外にされてしまいがちな乳幼児とその親は、それぞれ個別の問題を抱えている。情報過多といわれながら、子育て関連の情報を得る機会意外と少ない。催しものがあったとしても、時間や場所などの関係で参加することは難しい。都市においては狭いアパートなどで核家族が妊娠・出産を経て、授乳を体験する。夜中に何度も起きて泣く乳児を抱え、寝不足続きの母親のストレスは極限まで達する。友だちや話し相手、相談相手もない不十分な育児環境には、孤立感と不安感が募るばかりだ。育児は全てが暗中模索である。一日たりとも休むことができない労働に、母親は心身ともに疲れている。密室育児のノイローゼや鬱病、幼児虐待などは、起こるべくして

起こっている事態ではないか。保育園に入れない子どもの親も、保育や託児を求めているのである。打つ手はないか。

「家庭教育は個々の家庭の私事である、だから他人や、まして行政がそこに立ち入ることは好ましくない、というスタンスが乳幼児対象の施策を立ち遅らせた。保育に欠ける子どもだけを対象とする従来の保育行政もこのスタンスにつながっている。今、母の手³だけではもはやダメ。他の大人や子どもたちとの豊かなかわりが、子どもにも母親にも不可決だ。ごく幼い時から子ども同士や大人、いろいろな人々と交流することで子どもの発達は保証され、支えられていく。都市生活では家族と地域の子どもの環境が脆弱で貧困なものになっている。母親と子どもだけの閉じた世界におかれがちな今日の状況で、全ての子どもの、このような豊かな刺激と多様な人との交流の場を提供することが求められている」

と、発達心理学研究の知見から柏木恵子は言う。

(3) 子ども施策の谷間に光を当てる

平成二(一九九〇)年八月八日に出された構想策定委員会の報告書は、巴幼稚園跡地に「乳幼児をめぐる今日的な課題にこたえるニュータイプの乳幼児施設の設置」を提案した。

そして一か月後の九月一三日には「武蔵野市巴幼稚園跡地施設運営検討委員会」(委員長・小林芳文横浜国立大学教授)が置かれた。約半年近い審議の結果、「対象は〇歳から三歳までの、保育園にも幼稚園にも通っていない子ども。施設は、①わかりやすい空間構成とする、②子どものスケールを重視した設計とし、③多様な利用ができる空間構成に、④各部屋相互に有機的な関連性を持たせる、⑤音に対する配慮をし、⑥安全性を確保する。管理運営の基本とし

て、開放性、公平性、効率性、先進性、専門性、柔軟性、信頼性をスタッフのあり方などに十分反影させる」という報告書が作られた。

この報告をベースに市が提案した、ニュータイプの乳幼児施設の設置については、平成三年九月二五日の市議会本会議において、工事請負契約の議案が賛成多数で可決された。

しかし、この時点では「0123吉祥寺」というネーミングはまだ出てこなかった。乳幼児がよちよち歩きの段階に、大家族では昔からオイチ、ニ、サンと掛け声をかけて歩行を促すが、土屋市長がこれをもじって0123（オイチ、ニ、サン）という数字を並べると決定したのは平成四年になってからである。

ニュータイプの乳幼児施設のコンセプトは四つ。①子どもたち同士が自由に遊ぶ、②母親同士が交流する、③相談機能や情報機能を持つ、④幼稚園や保育園のように長時間子どもを預かる施設ではなく、むしろ保育園などではできない活動ができる施設、というものである。この四つの柱は、0123吉祥寺完成時のパンフレットにうたったコンセプトと全く同じである。0123吉祥寺の狙いは、最初からぶれていなかった。

一月二日発行の「市議会報」、一〇月二五日発行の「市報むさしの」などに発表されたニュータイプの乳幼児施設の完成予想図（↓資料編）には、多くの市民が目を見張った。これまでにない全く新しい発想だった。ようやく二一世紀型の子育て支援施設が誕生することになった。翌平成四年一〇月下旬、0123吉祥寺（吉祥寺東町二丁目）が完成、一月一〇日オープンのニュースは母親たちが待ちに待っていたものだった。他の自治体や議会から羨望のまなざしが注がれて「全国初の」子育て支援施設は成長していく。



木のぬくもりに包まれて0123はらっぱで遊ぶ

(4) 全国から注目され、大忙しの園長

一冊の本がある。タイトルは『子育て広場 武蔵野市立0123吉祥寺・地域子育て支援への挑戦・0歳児から3歳児の子育てコミュニティ誕生』。

このA5判・二〇六ページの本がミネルヴァ書房から出版されたのは、平成九（一九九七）年十一月一〇日だ。表紙に「子育て」という文字が三度も使われている。発行の日は奇しくも、0123吉祥寺満五歳の誕生日にあたった。

「産みの親」と「育ての親」、編著者の柏木恵子（百合女子大学教授・東京女子大学名誉教授・0123吉祥寺企画委員会委員長）と森下久美子（0123吉祥寺園長）。二人は、全国をこここの自治体に招かれ、講演など「0123吉祥寺の全行脚」に大忙しだった。

また津々浦々から0123吉祥寺の視察も多かった。市内二館目の0123として、平成一三年五月八日に開設されたのは「0123はらっぱ」（八幡町一丁目）だが、ちなみに一七年度、ここを視察した自治体・議会の数を拾ってみると、関東で八件・六二人、信越・北陸で三件・三九人、九州が四件・二二人……。全国の自治体・議会からの総数は二五件・一七七人に上る。これ以外に女性団体や母親のグループ、個人で訪れた人を含めると一〇一件・四七七人という数になる（一七年度0123はらっぱ活動報告」より）。

(5) 進化(深化)する「子育て支援」

なぜこんなに、都市だけでなく、地方にまでも、子育て支援のハード面、ソフト面の情報が求められるのだろうか？
前述した『子育て広場』の中で、

「母親を育児に縛りつける発想も、それらの解決を、単に父親の育児参加への強制的な要請にすり替える運動も、再考を促さねばならない」

といっているのは田島信元(東京外国語大学教授・発達心理学・0123吉祥寺企画委員会委員)である。

母の手一つ、あるいは父親の育児参加のみで問題は解決できない。物理的、心理的補完としての「地域で育てる」体制づくりが急務なのだ。

「母親たちが孤立せず、いろいろな人と交わり、ゆとりをもって子育てができるように」と提案する0123の「子育て支援」「子育て支援」の輪は、その後も進化し続けている。その一部を紹介しておこう。

平成一〇(一九九八)年八月一日に発足した「武蔵野市新世紀の子育て・教育を考える(子育ては楽し)委員会」(委員長・山本泰東京大学教授)の提言書(二二年三月)には、「0123吉祥寺のような施設を拡充する」だけでなく、「親同士の連携による自主保育グループの運営」や「幼稚園・保育所の施設開放」まで、従来の縦割り行政の枠を超えて提案されているのである。提言書では、

「さまざまな人々(老若男女、障害者、外国人)と共生する文化・社会を育成しよう。物理的な場の提供だけでなく、集いの場となるように、これらをサポートする専門的なスタッフや、ボランティア・グループの組織化と養成が必要だ。インターネット利用による自主的な交流を促進し、それらをサポートするスタッフやボランティアを組織化して

いこう」というのである。

(6) 0123 吉祥寺のC I (コーポレート アイデンティティ)

C I (コーポレート アイデンティティー Corporate Identity) とは「企業認識。企業の経営理念を広く世間に訴え、正しく理解してもらおうようにする活動」(『イミダス』)、「企業のカラーやシンボルなどの統一」(『現代用語の基礎知識』)と、一般には理解されている。

平成二(一九九〇)年頃から、シンボルカラーやシンボルマークを使って、柔らかいイメージを印象づける戦略を多くの企業が取り始めた。JとRをくつつけたジェイアールのロゴを採用したのは、旧国鉄である。鉄道の固いイメージをソフトなものに一新したことは万人が認めるところだ。同様にお役所の固い建物でなく、半官半民の柔らかな運営を目指す0123 吉祥寺の建設にも、C I が取り入れられた。C I デザインの立場で工事にかかわった田島一夫(もりやけん企画室代表)は語る。

「0123 吉祥寺では、木のぬくもり、遊具、部屋の名前、動物のキャラクター、それをびつたり表現するサイン、配布するパンフレットなどの印刷物にもこだわった。そのこだわりがスタッフの行動を律し、活動の内容を深くし、子どもや親の心を豊かにしているはずだ。たえず本物を追求し、真実を見きわめられる豊かな感性を育む、真理や、やさしさや、美しさがわかる、親と子の学びを支援する。ナチュラルなライフデザインの一層の深化こそが、0123に課せられた永遠にして性急な課題ではないだろうか」

0123 吉祥寺の土地は住宅街の細い路地にあるため、建物は鉄筋コンクリート地上二階地下一階である。建築の

コンセプトとして、「住宅の延長」「子どものスケール」「自然に親しめる外観」などにこだわった。

一番最初に世に出したパンフレット「0123 吉祥寺が開館します」を見ると、まず、タイトルが、「すくすく、わいわい。親と子の楽しいひろば。」である。見開きを開く。そこには「ふれあいをテーマに、人、地域、未来をおおらかに、やさしくうたいあげるシンボル。」そして、「のびのび遊んで、助け合って。楽しいひろばをみんなでつくっていきましょう。」

部屋の紹介の仕方もこれまでの印刷物とは全く違う。一階には「わんぱくぞうさん」(プレイホール)、「パンダのあそびば」(プレイルーム)、「こぶたのかくれんぼ」(ぼうけんマンモス) (庭・ログハウス)、「なかよしうさぎさん」(事務室)、「ここにカンガルー」(談話室)がある。二階には「ひつじのおはなしかご」(図書コーナー)、「おしゃべりバクさん」(語らいコーナー)、「わいわいさるくん」(学習室)、「ひよこクラブ」(保育室)、「なぜなぜくまさん」(相談室)という名前が並んでいる。どの部屋も活動が楽しそうで、一目でわかる解説だし、ソフトなネーミングである。

こんなに楽しいキャッチコピーを前面に出すという考えは、従来の市の建築物にはなかった。現在九園ある市立保育園の建物にしても、遊具、イス、机、園庭のジャングルジム、鉄棒にしても、この0123のように、CI(コーポレート アイデンティティ)の採用もしていないし、特にこだわったデザインでもない。実用一点張り、大量生産のどこにでもある遊具などが、業者に発注され、納品されたにすぎないといって差し支えないだろう。0123のそれと比べると、保育園の備品はまるで一昔前の、いかにも「昭和の産物」に見えてくる。それほど、0123 吉祥寺は、お役所でない自由な発想の施設なのである。全国から視察者が多いのもうなずける。

(7) ゆとりを持たれた母親

母親たちの孤立感・不安感は、01233に来るようになって解消されたのだろうか？ ある母親は言う。

「夫は平日の帰宅が遅く、土・日も出勤が多く、子どもと私と二人きりのためか、子どもから三メートル以上離れたことがなかったのに、〃つづい〃で少しでも離れることができて、とても新鮮でした。子どももよい体験ができました。私も、ただ毎日育児に明け暮れ、生きているだけだったけど、少し息を吹き返したという感じですよ。いつもピツタリ一緒にいるだけで一緒に遊ぶことをしてこなかった気がします」（八か月・一歳三か月未満コースの「つづい」の感想）

さらに、別の親から感想を聞いてみた。

「家だと、子どもの機嫌のよい時は家事をしているので、ぐずる時しか子どもを見ていない。ここでは、子どもが機嫌よく遊ぶ姿をしつくり見て、自分の子の個性とか成長ぶりも発見できる」

「集団の中での自分の子どもの姿を初めて見た」

「雨の日は遠くて大変だったが参加するたびに楽しみになり、自転車之急がせてきた。友だちがたくさんできた」
このように、気づき、成長し、子育てを楽しむ度合いが、どの母親にも増えていく。

また01233吉祥寺は、父親にも来てもらうように、土曜日も開館している。

「父親と来る時、子どもの表情が違う。お父さんはどこかのんびり過ごしている。ゆつたりしている」と、スタッフは言う。スタッフはここでは、指導する立場ではなく、バイプレーヤーとして働いている。

「土曜日は家族デーのようななごやかさ」というように、おじいちゃん、おばあちゃんの姿もちらほら見える。

(8) 0123 吉祥寺の中に生きている巴幼稚園

「巴幼稚園の創立者は、詩人ジョン・ラスキンの研究者。子どもを本当に信じてやろうとする子育ての姿勢、自然に触れること、よく聞くことを重んじる、ゆったりした教育の方針を持っていました。二代目の老園長は、朝、門で名前を呼びながら子どもと握手するのが日課でした。閉園すると聞いた時には、なんとかして幼稚園を残す方法はないかと調べましたが、いかんともしがたく、市に買い取ってもらいました。幼稚園の跡地をぜひとも子どものための施設として有効に使うてほしいと、市に対して運動をしたのです」

「庭の木々も、幼稚園に通った親子や、地域の人たちの思い出がいっぱいこもっています。できるだけ残すように、市と掛け合いました。クルミ、クリ、スモモ、イチヨウ、フジ、ケヤキ…。残りました！」

と喜ぶのは、吉祥寺東町に住む主婦・原利子。吉祥寺東部地区の環境浄化推進の市民運動や、吉祥寺図書館をつくる運動をしたのはPTAの現役時代だが、その後は吉祥寺東コミュニティ協議会（九浦の家）の代表をしたりして、住宅街の抜け道問題や外環道路反対の運動、高層マンション建設反対など、地域を守る諸問題に女性の底力を示す一人である。巴幼稚園跡地を市に買ってもらった運動が実り、0123 吉祥寺が完成したあとは、これを運営する「武蔵野市子ども協会」の理事の一人になった。

(9) 武蔵野市子ども協会と企画委員会

0123 吉祥寺も0123はらっぱも、武蔵野市子ども協会に管理運営を委託している。運営資金は主に市の補助金だが、これに寄付金、バザーの収益が加わる。理事長は市長。常務理事が子ども家庭部長。理事六人のうち四人が

市民である。市側の関係係部局から監事二人（一人は公認会計士）が入っており、年二回の理事会が開かれている。

子ども協会の中の企画委員会が五人（平成一〇年度からは四人、柏木恵子委員長・森下久美子園長ほか）。こちらは年二・三回開催され、諸プログラムの立案、テーマ、スタッフの役割などを検討・助言する。

⑩ 0123はらっぱ

前述したように、0123吉祥寺は、全児童対策でありながら武蔵野市の東部（吉祥寺圏）にある。開設当初から、親子が歩いて行ける地域にこういう施設を求める声は、他の地域から市に多く寄せられていた。

平成一三（二〇〇一）年五月八日、待望の第二号館、0123はらっぱ（八幡町二丁目）ができた。二館目の0123はらっぱは、市の中央圏に位置する。地域でいうと緑町、西久保、関前、八幡町などの親子が乳母車や自転車で行けるのだ（おそらく武蔵境圏のお母さんやお父さんは、第三の0123を待ちこがれているだろう）。かつて0123吉祥寺がお隣の杉並区や練馬区からの来館者を多く受け入れていたように、0123はらっぱも、隣接する西東京市からの利用者が多い。

一七年度に0123はらっぱを利用した子どもの数は二万七四四七人。一日平均一一二組で一六年度に比べ五組多い。0123吉祥寺はといえばスタート当初よりも少し減って一万五七〇七人。一日六三・三組である。

0123はらっぱの一七年度の講演会の一つに、「はらっぱの虫たち」というテーマの会があった。講師は小峰光弘。吉祥寺東町二丁目でも長く塗装業を営む市民で、地元で「蜘蛛博士」と呼ばれている。市立自然の村で毎年開かれるむさしのジャンボリーでは、蜘蛛博士は大活躍している。この日も、武蔵野に残された自然、虫の生態に興味を持った

参加者たちは、講演会が終了後、0123はらっぱの庭に出て、さつそく親子で虫探しや観察をしたという。身近な虫を探したり観察をする楽しさを経験してからは、隣接する「はらっぱ公園」(都立武蔵野中央公園・一〇ヘクター)に虫探しに出かける親子が増えていったにちがいない。

(二) 子育ては楽し

(1) 遠い親戚より近くの他人

こどもテンミリオン 本市には、子育て支援の施設として0123吉祥寺、0123はらっぱというユニークな施設**ハウスあおば** 設があり、全国からも注目されていることは前の項で紹介した。本市ならではの柔らかい発想で、また一つ、こどもテンミリオンハウスあおば(吉祥寺北町二丁目・以下、あおばと略)と称する子育て支援施設が誕生したのは平成一三(二〇〇一)年一月二六日のことである。

子育ては休むわけにいかない。では、子育て中の父親・母親がいざ本当に困った時にはどうしたらいいのだろう。距離的に遠い実家をあてにすることはできない。頼りになるご近所があるといいのだが：。

その願いに応えてくれるのが子どもと親のための「あおば」である。「あおば」は一市民から平屋の日本家屋の提供を受けて市が子育て支援施設とした。もともとは普通の住宅であり、その三部屋を、保育室や集いの間、保育室兼寝室などに改造した。食堂と台所、浴室・トイレが付いている。単発的に子どもを預かるには十分な広さで、どの部屋もこじんまりと落ち着く。南側には日当たりのいい芝生の広い庭がある。風が通り、気持ちがいい。改修工事を全額市が補助し、毎月の賃借料を支払って運営している。

といつても、運営は特定非営利活動法人（NPO）保育サービスひまわりママ（理事長・土屋美恵子）に委託し、市はテンミリオンハウス事業として年間一〇〇〇万円の範囲で補助をしているだけ。第二章では、テンミリオンハウス「花時計」が二階に乳幼児親子や児童が利用できる乳幼児室「るーぷる」を備えていることを紹介したが、ここ「あおば」は一軒の建物全体を子育て支援施設として使っている点が違う。こういう施設はほかにはない。

「あおば」は三つの事業を行っている。その一、「あひる事業」は、子育ての情報を幅広く提供する。親などが専門的なアドバイスを求めてきたらいつでも電話で応じる。その二、「はあと事業」は、子育ての悩み・相談にスタッフが個々に応じる。相談中は子どもを預かってくれる（実費）。予約が必要だ。その三、「ひまわり事業」は、預かり保育（予約制）である。保護者が買い物や通院、美容院、冠婚葬祭など、子ども連れでないほうがいい場合、リフレッシュしたい時、親の介護に携わる時など、一時的でも子どもを預かってもらえると両親はどんなに助かるか知れない。ひまわりママは出来るだけ利用者の希望に副う形で、早朝でも、夜間でも、送迎だけでも、宿泊でも、また一時保育にも応じる（有料）ことをモットーにしている。親戚以上に甘えられるベテランの保育スタッフは、子育てママたちの頼りになる先輩ママだ。

桜堤児童館

児童館は本市にはたった一館しかない。昭和五八（一九八三）年に、住宅・都市整備公団（現都市再生機構）の協力で現在の地（桜堤二丁目）に移転・新築したもので、鉄筋コンクリート二階建て、延べ床面積五八八平方メートル。ホール、図書室、工作室、育成室、遊戯室を自由に利用出来る。午前九時三〇分～午後五時三〇分（一〇～三月は五時）の間開館している。

市内唯一の児童館を中央館的に活用する館外活動として同館では、「巡回子ども劇場」を五九年四月から始めた。

初めは境南コミュニティセンター（以下、コミセンと略）児童部との共催事業だった。やがて各コミュニティ協議会と共催して地域のコミセンに子どもたちを集め、劇団によるなまの児童劇を提供するようになったが、平成八（一九九六）年で終了とした。五年度から移動児童館「コミュニティわいわい広場」が始まった。こちらは一七年度には一〇コミセンで年一〇回実施し、延べ八八三人が参加している。市民文化会館大ホールでの「じどうかん演劇フェスティバル」は六年九月から年一〜二回（土曜の午後）開催し、一七年度の第二〇回の時は、ミュージカル「あらしのよるに」を幼児二三五人、小学生五二一人、中学生一二人、大人五二四人、計二二八二人が観劇した。

児童館内では、乳幼児とその保護者・小学生対象の「小さなおはなし会（スライドや紙芝居もある）」「おはなし玉手箱（童話）」といった静かに聴くものもあれば、一〜二歳児と保護者向け「ちびっこランド（うたや運動）」、小学生向け「レクスポ広場（こま、八の字つなひきなど）」、小中学生向け「卓球教室（スポーツ指導員が付く）」と、体を動かし一緒に遊ぶものまで、多種多様なメニューがある。児童館は一日平均一〇〇人、年間約三万人が利用している。母親の自主サークル「地域クラブ」や子育て講座もある。気軽に利用でき、安心して遊べる場所として夏休み中の利用が飛び抜けて多い。

認可保育園で 家庭で子育てをしている親子も、市立の各保育園で行っている「保育園で遊ぼう」に参加できる。
子育て支援事業 午前中の一〜一時間半、園庭で保育園児と一緒に遊んだり、誕生会や七夕、いも掘りなどの季節の行事に参加したり。市報に案内が載っている。「あかちゃんのひろば」はお母さん同士の交流や保育士への相談、保育士から育児に役立つ離乳食・健康などの情報を得る場となっている（要予約、無料）。

平成一三（二〇〇一）年度から、一部のコミュニティセンターで、自由に遊べる「コミセン親子ひろば」を実施し

ている。毎日実施するのと、月一回のとさまざまだが、一七年度は五か所のコミセンで行った。時間中は親と子（〇歳〜就学前）専用のスペースが確保され、遊具が用意されている。月一回は子育て支援スタッフ（市の職員）が出張し、親からの相談にのっている。

NPO法人保育サービスひまわりママ、NPO法人ワーカーズどんぐり、NPO法人パーソナルケア吉祥寺も、保育園や幼稚園の送迎、赤ちゃんの世話、簡単な家事など、親をサポートするさまざまな事業を行っている。シルバー人材センターでも同様のサービスが受けられる。いずれも要予約、有料である。

もうすぐパパ・ 母子健康保健事業として、初めての出産を控えた妊婦と夫を対象に、親となる心構え、妊娠中のママのため 不安解消と仲間作りなどを支援する「こうのとりの学級（二人で二日間受講）」と「もく浴体験ク

ラス」が保健センターで開設以来開かれている。出産後も働く予定のある妊婦と夫は共働きの家事・育児を学ぶ「ペングン学級」のほうに参加する。初めての出産後二〜五か月の乳児と父母には「かるがもクラス」があり、離乳食中期になると「もぐもぐ教室」となる。その後は「かみかみ教室」↓「ひよこクラス」↓「コアラクラス」↓「カンガルークラス」へと、保健推進課の新ママ・新パパ支援事業は至れり尽くせりだ。

子育てシヨート 前述の「テンミリオンあおば」とは別に、社会福祉法人「のぞみの家」（境南五丁目）でも、平ステイ 成一六（二〇〇四）年四月から、保護者の病氣・出産・介護・冠婚葬祭・仕事などで、一時的に

養育ができなくなった場合のシヨートステイを実施することになった。申請先は市・子ども家庭課の子育てSOS支援センター。のぞみの家は五〇年の歴史を持つ児童養護施設で、専門の職員がいる。費用は一人一泊二〇〇〇円（生活保護世帯は減免あり）。他に食費、通学費が必要。原則として七泊以内。対象は市内に住所がある満二歳から小学

校六年生までの子ども（定員二人）である。幼児の場合は園内保育に参加し、学童の場合は現在登校中の学校に各自通学する。

保育ママ

仕事を持つ女性が出産し、産休明けで職場に戻る時には、保育園が頼みの綱だ。しかし〇歳児の入所はなかなか困難である。そういう場合、選択肢の一つとして行政が行っている保育ママ制度を利用する人もいる。だが、こちらにも待機児童がいるほどだ。平成二〇（二〇〇八）年度現在、保育ママは七人しかいない。市はできるだけ保育ママを増やす努力してきた。だが、以下のような条件を満たす人はなかなか見付からない。

「家庭福祉員＝保育ママ」の資格は、子育て経験があり、自分の家を使って〇歳から三歳未満の子どもを預かれる人。保育士・教員・看護師・助産師などの有資格者。自宅に六畳以上の保育スペース（家庭保育室）がある人。この制度は昭和三九（一九六四）年一二月に武蔵野市社会福祉協議会の事業として一人の保育ママが乳児二人を預かることから始まった。平成一四年度からは保育課の事業として実施している。最大五人まで預かることが出来るが、この場合、保育スペースが広く、補助員が一人いることも条件である。子どもたちは月曜日から金曜日まで、一日のほとんどの時間を、同じ年頃の友だちと一緒になので、安心して過ごせるみんなのおばあちゃんちのようだ。働くお母さんをしつかり支えている。

母と子の教室

子育てをしながらでも、孤立しないで、相談ができる仲間や情報を手に入れることは大切だ。〇歳児から五歳児の子育て情報誌「すくすく」を市は平成六（一九九四）年に発行した。以降毎年改定をして最新の情報を伝える。出産前、出生、出産後、障害のあるお子さん、ひとり親家庭支援、保育、幼稚園、小学校入学…と、「どうしたらいい？」の質問に答えてくれる「すくすく」。同誌の「子どもと親の事業一覧」を見ると…。

母と子の教室、昭和四一（一九六六）年から続いている長寿の事業である。五九年七月までは福祉会館（緑町二丁目・高齢者総合センターの前身）で実施していたが五九年一〇月に改築されたため、六〇年一月から市民会館（境二丁目）に移った。毎週同じ曜日に約二時間ずつの、一〇〜一二回の連続教室。一〜三期と、三回ある。定員は各回とも二〇人。専門家を講師に、母親たちは子どもを取り巻く地域・環境などをテーマに学習する。

平成一七（二〇〇五）年度第一期のテーマは「子育てと自分育て〜話し合いの中から学ぶ家族の絆」だった。「母と子の教室」だから、子どもたち（二歳から未就学児）の保育室も「教室」だ。保育士や同じ年齢の子との集団体験をする。母親たちは安心して学習に集中できる。母親たちの多くは仲間を得て、終了後も自主グループを作って得意な分野で活動している。

子育てサポート 平成一〇（一九九八）年度に市民会館で開始した子育てサポート講座は、育児不安を抱える母親講座 に「あなた一人ではなく、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送り続けている。

子育ては「逃げられない」。だが、「親にならないければ得られなかった楽しい情報に取り囲まれていると考えれば、自分が育てられるチャンス」と講師は母親たちの背中を押す。これも保育つき講座。

このほか、子育てに追われる時にこそ教養・趣味・技術を手に入れ、生活を豊かにしようと、婦人講座が昭和六一（一九八六）年度に市民会館で始まり、翌年度ヤングミセスゼミナールと改称し、平成八年度からはレディスゼミナール、一一年度には男性も参加出来る市民セミナーへと発展させた事業もある。

遊びのミニ学校 父親にも子どもと遊ぶ場を提供する遊びのミニ学校は、昭和六〇（一九八五）年度から市民会館で始まった。日曜日の午前中、五つの教室（各教室二〇組）が開かれ、小学生と父親が竹と

んぼ、紙でつぼう、ぶんぶんごま、わらぞうり、凧、模型飛行機作りなどから好きな遊びを選ぶ。親子で遊ぶのが目的なので、遊びのミニ学校という。

親と子の広場は、六〇年度のスタート以来、対象が二歳～学齢前の幼児とその親、小学一～三年生とその親などだったが、平成一一年度からは一歳半～二歳半とその子の親に絞った。

身近にある素材でおもちゃを手作りするほか、わらべ歌で遊ぼう、文字遊び、運動遊び、ごっこ遊び、紙芝居など、昔のおばあちゃんが教えてくれた遊びをしましよと、六〇年度から二回で始まり、平成一七年度は年四回市民会館で開いている。

(2) 子育ては楽し委員会を設置

子育てプラン 「新世紀の子育て・教育を考える(子育ては楽し)委員会」(委員長・山本泰東京大学教授)は、**武蔵野** 第三期長期計画第二次調整計画の策定に向けて設置された四つの委員会の一つである。平成一一(一九九九)年三月に提言をまとめた中に、「新世紀の戦略」を三つ記した。

一は、「次世代育成」についての意識改革を全市・全国のレベルで推進する。次世代育成事業は、全ての人々がさまざまな仕方でも参画する共同の事業だとする意識改革を、企業、国、市民全般に訴えていくことが必要だという。

二は、「次世代育成」のための制度改革を、官民、地方、中央のレベルで推進する。若い女性が仕事と出産、育児の両立を図れる仕組みを整備することが急務であり、社会全体でそれをサポートする多様な方策を検討すべきだという。

三は、コミュニティのレベルで、「次世代育成」のネットワーク創生を働きかける。市民の間のネットワークを支



子育ては楽しフォトコンテストの平成17年度大賞作品

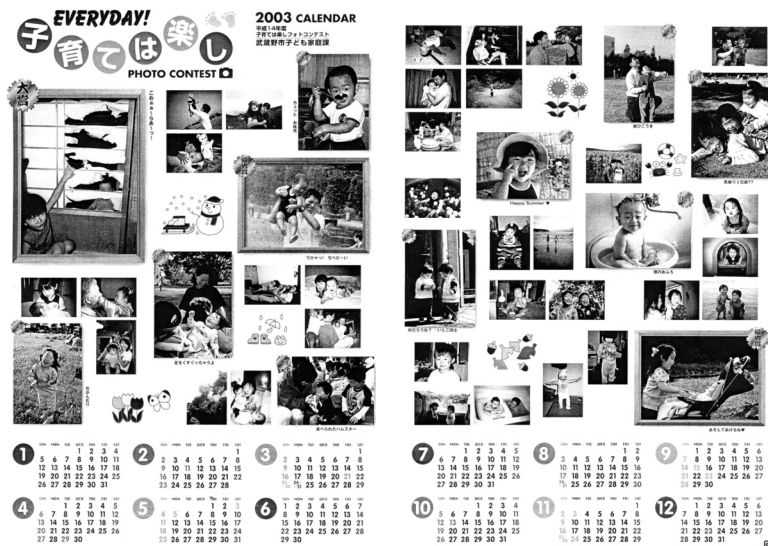
援し、きめ細かな情報提供を市が行っていくこと。保育所、幼稚園、学校、児童館、コミュニティセンターなど市内の施設を地域資源として包括的にとらえ、特色を生かしながら横断的な連携を強化していくのだという。

そして、近隣、地域社会のさまざまな「社会的親」とでもいえるべき組織や個人が子育て支援ネットワークをつくること、必要な時、必要な組織がサービスを提供できる柔軟な活動体制になっていること、つまりは地域ぐるみの次世代育成能力を高めていくことだといっているのである。

この子育ては楽し委員会の提言と、「武蔵野市地域児童育成基本計画」（一二年三月）に基づいて「子育てプラン武蔵野」（武蔵野市地域児童育成実施計画）が作られ、第三期長期計画第二次調整計画の実施計画として一二年一月に策定された。（↓資料編）

平成一三〜一六年度に、以下のような子育てプランが次々と実施されていった。

○歳から一八歳までのライフステージを通じた支援として、①子育ては楽しキャンペーン事業「子育ては楽しフォトコンテスト」と入選作品を掲載したカレンダーを作成し配布、②市庁舎の男女トイレにベビーキープ、おむつ替え用ベビーベッド、授乳用個室を設置、③鳥取県と遠野市（岩手県）での長期親子自然体験、小国町（現長岡市・新潟県）での親子棚田体験、富士高原ファミリーロッジ（山梨県）での親子ミニミニジャンボリーの実施、④幼



子育ては楽しむフォトコンテストの入選作品がカレンダーに

児食教室、親子で手作り・楽しい食卓キャンペーンの実施、
 ⑤乳幼児と親との「育児相談」、⑥地域子育て支援推進担
 当を配置、⑦不登校・引きこもりの子を支えるボランティア
 アの養成、「子どもをめぐる講座」の開催、⑧子育てS O
 S支援センターの開設（児童虐待や子育て不安家庭に迅速
 に対応するネットワーク体制の構築）など。

このほか、出産から就学前（〇～五歳）の子育て支援と
 しては、前述したこともテンミリオンハウス「あおば」の
 開設、子育てフェスティバルの実施、図書館・保健センター
 で実施する「むさしのブックスタート」、保育園・幼稚園
 におけるさまざまな改革があった。

小中学生期（六～一五歳）の育成環境の整備としては、
 地域子ども館「あそべえ」を市立の全小学校に設置、土曜
 学校の開設、余裕のある教室やランチルームを利用した地
 域高齢者との交流、中学生の職場体験、耐震診断に基づく
 耐震工事の計画的施工など、多くの事業が進められた。

青少年期（一六～一八歳）の支援としては、ストリート

スポーツ広場（吉祥寺北町五丁目）の開設や野外活動センターの中高生リーダー養成講習会の開催などが挙げられる。

第二次子ども 第四期基本構想・長期計画（平成一七～二六年度）においても、子ども施策の推進は、市政の優先プラン**武蔵野** 課題として位置づけられている。「第二次子どもプラン武蔵野」は、同計画の分野別アクションプランとして一七年三月に策定された。

第二次子どもプランの基本的な考え方は次のとおりである。

①子ども自身のニーズを尊重する、②家庭の絆を深める、③社会全体で子育てを支援する、④体験を重視する。この基本的な考え方を踏まえ、八つの「基本目標」を設定し、それを達成するための三五の「施策」と一三三の「事業」を掲げる。（↓資料編）

子ども・教育の分野にとどまらず、福祉・健康・緑・環境・市民生活の分野まで、子どもに関連する施策・事業を全て取り込む大がかりなものになっている。

（3）子育て家庭に経済的支援

市の児童扶養手当

本市では、昭和四二（一九六五）年四月に、国の児童手当（四六年創設）より先に児童扶養手当の支給を開始している。当初は一八歳未満の第四子以降の児童（四四年一〇月には第三子以降の児童を対象）に一〇〇〇円（月額）を支給した。支給額は五二年度に一〇〇〇円、五三年度に一二〇〇円と増額した。

対象児童の年齢は順次引き下げられ、六二年三月までは義務教育終了前、六三年三月までは小学校三年以下、六三

年四月以降は義務教育就学前となったが、平成一六（二〇〇四）年五月一日をもって廃止となった。もともと国の児童手当を補充して支給したものであったが、国の制度充実に照らして行財政改革で廃止となった。

今期初めの昭和五八年度に受給した世帯数は延べ二一六六世帯で、児童数は延べ二四二三人、支給総額は一二一八万七五〇〇円。平成一六年度（最終年度）に受給した世帯数は延べ二八九世帯で、児童数は延べ三二三人、支給総額は一七三万〇三〇〇円だった。

この制度は、国の児童手当などと同様に所得制限があり、申請した場合に支給される。受給者数が激減した理由は、国が行財政改革でその制限を厳しくしたことに本市も準じたためである。

国の児童手当

国の児童手当は、昭和四六（一九七二）年度に創設された。小学校修了前の児童を養育している申請者に支給されるのだが、所得制限がある。毎年六月一日における現況届を提出する義務がある。

昭和五八年度は支給額五〇〇〇円（月額・市民税所得割りのない世帯の場合は七〇〇〇円）。本市の受給世帯数は延べ一〇二九世帯、児童数は延べ一一二七人、支給額二七〇八万三〇〇〇円だった。六一年度から平成二（一九九〇）年度までは第二子が二五〇〇円（月額）、第三子以降が五〇〇〇円（同）に改定。市民税所得割りのない「割無」が廃止となる。三年度以降は第一子が五〇〇〇円（月額）、第二子が五〇〇〇円（同）、第三子以降が一万円（同）となった。

本市の平成一七年度の受給世帯数は延べ九四〇世帯で、児童数は九九六人、支給総額六七五万円である。

都・市の児童

都・市で支給する児童育成手当は、次のいずれかの状態にある児童を養育している人に支給されて

育成手当

いる。①父または母が死亡、②父または母が生死不明、③父または母に一年以上遺棄されている、

④婚姻によらないで生まれ、父から監護されていない、⑤父母が離婚した、⑥父または母が法令によって一年以上拘禁されている、⑦父または母が重度の障害を持つ児童である。

平成四（一九九二）年四月に、対象年齢を、義務教育修了前から一六歳まで引き上げた。さらに五年度に一七歳まで引き上げ、六年度以降は一八歳に改めた。

年度別推移で見ると、昭和五八年度の児童育成手当（九月まで月額六五〇〇円、一〇月以降七〇〇〇円）の対象児童数は延べ一九五七人で、支給総額は五〇二三万四〇〇〇円。平成一七年度の児童育成手当（月額一万三五〇〇円）の対象児童数は延べ九一五人で、支給総額は一億四六四〇万七〇〇〇円だった。

育成手当とは別に、障害手当も都・市から支給されている。障害手当は、二〇歳未満で、精神発育の遅れの程度が中度以上の児童および身体の障害の程度が二級以上の児童、脳性麻痺または進行性筋萎縮症という病気を持つ児童を養育している人に支給される。

昭和五八年度障害手当（九月まで月額八五〇〇円、一〇月以降九〇〇〇円）の対象児童数は延べ三六五人で、支給額は一二二五万九〇〇〇円。平成一七年度（月額一万五五〇〇円）の対象児童数は延べ六三人で、支給額は一二九四万二五〇〇円だった。

乳幼児医療費 平成六（一九九四）年一月から乳幼児医療費の助成を本市は始めた。初めは、市内に住み、健康保

助成制度 険に加入している三歳未満の乳幼児が対象だった。一〇年一〇月一日から対象年齢を四歳未満に、

一三年一〇月一日から五歳未満に、一三年一〇月一日から義務教育就学前までに引き上げた。さらに、一七年一〇月一日からは所得制限を撤廃した。対象乳幼児数は三六三三人（一七年三月末）から六三九五八人（一八年三月末）に増

加した。

ひとり親家庭の

本市では二〇歳未満の児童を抱え、市内に引き続き六か月以上住んでいるひとり親、および父母

住宅費助成

が死亡した児童などを養育している人（児童福祉法にいう里親を除く）を対象に、月額一万円以

内の住宅費を助成する制度を平成三（一九九二）年四月一日から始めた。市は元年に調査をして、ひとり親などが住宅費の悩みを多く抱えていることを把握したので、その一部を助成して自立援助を促すことにしたのである。（↓資

料編）

第四節 生涯学習

一 生涯学ぶ、考える、行動する

(一) 誇り高き市民の生涯学習

生涯学習は、かつて社会教育と呼ばれていたが、社会教育といえば、一般には公民館や社会教育会館などを建設して、行政側がさまざまな講座を提供することを意味していた。しかし、本市では、市民は学ぶ力を十分持っており、行政が行う公民館的講座主義の社会教育に対して批判的な市民が多かった。すなわち、武蔵野市民は、まだ、生涯学習という言葉が浸透していなかった昭和五〇年代に、すでに、社会教育とは、行政による押し付けであってはならず、なによりも学習者個人の自発性にまつべきものであるという、今日の「生涯学習」の概念を先取りした社会教育観を抱いていたのである。こうした市民の手によって、昭和五四（一九七九）年一〇月、「吉祥寺村立雑学大学」という、きわめてユニークな自主講座が誕生した。

この雑学大学は、市内在住の音楽家・和真人（やまと・まこと）、「週刊きちじょうじ」編集長大橋一範、法政大学教授（当時）松下圭一らが立ち上げた「町の大学」で、授業料タダ、講師料タダ、会場費タダの「三タダ主義」が特

徴。会場は、雑学大学設立の趣旨に賛同した市内の民間会社二社（東京トヨベット吉祥寺営業所と丸井カルチャーセンター）が提供した。

大学の教授が高い所から市民に対して講義するという時代はもう終わったという認識のもと、これからは、市民誰もが自分の台所の知恵、職業からくる専門知識、趣味による奥義、あるいは市民としての意見などを公開して、市民相互に議論をするという方式が必要であるという発想から出発している。アカデミズムに対する一種の自由教育である。一流大学で教鞭をとっている学者といえども、雑学大学に来ると、身近な市民、隣人として専門の知識を披瀝する。テーマは、たとえば、「おいしいコーヒーの点て方」、「紙の歴史」、「アメリカの学校教育について」、「本をつくる楽しみ」、「医療事故入門講座」などと、実に幅広い。この雑学大学は、設立から三〇年近くたった平成一七年現在もなお続いている。

（二） 大学と提携して「市民聴講生」制度

こうした市民独自の動きとは別に、市では昭和五六（一九八一）年四月、成蹊大学とタイアップして「シルバー聴講生」という制度を作った。六〇歳以上の市民が、大学の指定する講座を受け、市がその授業料の一部を補助するという方式である。市が申し入れて実現した制度だが、実施してみると、大学側もこれを歓迎した。毎回最前列で熱心にノートをとって学ぶシルバー聴講生たちが、一般学生にも好影響をもたらしたためらしい。平成元年度には亜細亜大学で、五年度からは武蔵野女子大学（現武蔵野大学）でも実施するようになった。

この制度は、教育委員会所管の社会教育の中から出たアイデアではなく、高齢者の生きがい対策として、老後福祉



旧中島飛行機の建物の一部が、平成13年までN T T
武蔵野研究開発センタの研究室として使われていた
(原義郎撮影)

課で実施していたが、三年度からは、生涯学習の一環として、社会教育課（六年度から生涯学習課、一四年度から生涯学習スポーツ課に改名）で担当することになった。さらに、この制度を充実発展させるために、六年度からは、シルバーという枠を取り払い、全ての市民がこれを受けられるように「市民聴講生」と名称変更、翌七年度からは、各大学一〇人ずつ三〇歳以上六〇歳未満の市民聴講生も受け入れ、さらに一三年度からは、三〇歳以上の市民を対象として募集を行うことになった。

この市民聴講生制度は、期間が四月から一年間、各大学が聴講を認めた科目の中から一科目（ただし、半期で終了する科目は前期・後期各一科目）を選択、受講するもので、定員は、成蹊大学、亜細亜大学がそれぞれ六〇人、武蔵野女子大学は四〇人（女性のみ）となっていた。受講希望者は多く、毎年、各大学とも、応募者が定員を上回った。なお、後述する武蔵野地域自由大学の開学に伴い、市民聴講生制度は、一五年度に廃止された。

（三）語り継ぐ戦争

アジア・太平洋戦争の末期、武蔵野町（当時）が米軍の激しい空爆を受け、大きな被害を受けたことを知らない市民が少なからずいる。今、グリーンパークと呼ばれる一帯にあった中島飛行機武蔵製作所（以



右の写真の建物には地下道がそのまま放置されていて、
建物の解体を前に市民に公開された（原義郎撮影）

下、中島と略）が標的になったせいだが、同時にB29などから投下された爆弾の外れ弾などが市街地にも落ち、多くの市民が犠牲になった。しかし、敗戦から六〇余年たった今も、空襲による被害の実態は十分に解明されているとは言い難い。市民の犠牲者の数すらはつきりしない。戦争体験者の証言を求め、また当時の記録を掘り起こしながら「武蔵野の戦争」を後世に伝えようとしている市民の活動を記録しておく。

（1）新しい市民団体の誕生

平成一四（二〇〇二）年一月、「武蔵野の空襲と戦争遺跡を記録する会」（代表・川村善二郎）以下、記録する会と略）が発足した。話は五か月前の一三年八月に遡る。NTT武蔵野研究開発センター（緑町三丁目）の三階建ての建物二棟が老朽化に伴い解体されることになった。二棟はもと中島飛行機武蔵製作所の工場の一部だったが、昭和二五（一九五〇）年、今のNTTが移転してきたとき以来、研究室として使われてきた。二棟は、NTTの構内に残る「中島」の最後の建物だったのである。

解体話を耳にした法政大学第一中・高校（吉祥寺東町三丁目）当時）の牛田守彦教諭らが、解体される建物の公開や保存を求める一方、市や市議会にも協力を要請する。建物の地階には堅牢な開かずの扉があり、「中島」の工場の地下を縦横に結んでいた延べ七キロの地下道に通じていた。このまま解体が進むと、地下道も日の目を見ることなく

歴史の彼方に消えてしまう。

建物の保存は成らなかつたが、内部と地下道の一部公開は実現した。建物の解体工事は同年九月に始まり、翌年三月に終わった。地下道も相当部分が埋め戻された。牛田たちはその過程を見ながら、「中島」の跡地だけではなく、武蔵野市や周辺都市も含めた戦争遺跡の調査・記録・保存の必要性を痛感し、恒常的な活動を模索する中で「記録する会」の設立を思い立った。同年一月、牛田や学徒動員などで「中島」とかかわったことのある人たちが呼びかけ、「中島飛行機と武蔵野の戦争体験と戦争遺跡」を探るシンポジウムが開かれ、同日、記録する会の準備会がスタートした。会は三か月後、正式に発足する。会則第二条は会の目的を次のように記している。

「中島飛行機武蔵製作所と武蔵野市周辺の空襲と戦災の事実、証言およびこれらに関連した戦争遺跡を調査・記録・収集・保存し、伝えることによって、戦争のない平和な世界を確立することを目的とする」(↓資料編)

会では設立総会に続き、同年三月、最初のイベントとして「中島飛行機武蔵製作所への学徒勤労動員の体験を聞き、語る会」を開催、都立五商、同六中、武蔵野女子学院、早稲田実業など一校の元勤労学徒が証言に立ち、市民など一三〇人が耳を傾けた。同日午前中に行われたミニフィールドワークにも約八〇人が参加した。

記録する会の活動は、月例の幹事会、年二、三回のイベント、普段の調査・研究活動など多岐にわたる。講演会には、自由学園女子部在学中に「中島」に動員された経験を持つ映像作家の羽田澄子(一五年八月)や、父親が武蔵製作所で働いていたという女優で演出家の渡辺えり子(一七年八月)も登場した。

会員二六〇人(平成二二年現在)。会報「戦争のきずあと・むさしの」を発行している。

(2) 夏期市民講座の果たした役割

記録する会について語る時、もう一つ、かつてあったグループ（通称「記録の会」）に触れないわけにはいかない。前期に遡ることになるが――。

武蔵野市では昭和四九（一九七四）年から毎年、敗戦記念日の八月一五日を挟んで、教育委員会が主催する「戦争と平和を考える」夏期市民講座を開いてきた。

たとえば第一回は「戦後日本の歩み」をテーマに、「歴史と現代」「太平洋戦争の意義」「日本国憲法の制定」「日本経済安定計画」「対日平和条約の調印」について五日間行われた。講師は当時、東京経済大学講師だった川村善二郎が務めた。その成果は五四年五月、後述する「夏期市民講座記録の会」（以下、記録の会と略）の手で『戦争と平和を考える 戦争と武蔵野市』（B5版・八〇ページ）としてまとめられている。

市民講座は当初、五年を目標としていた。五回目が終わった五三年八月、市民講座の会場でもあった福祉会館（緑町二丁目・今の高齢者総合センター）で打ち上げを兼ねた懇親会が開かれた。席上、ある参加者から「福祉会館が建つ前、ここにあった中島の空襲犠牲者の慰霊碑はどこへ行ってしまったのだろう」という疑問が出された。碑が三九年、東伏見稲荷（西東京市）の境内に遷座されていることはすぐに分かったが、この問いかけを「運命的に感じた」という参加者たちは「記録の会」をつくって、川村を中心にもっと学習活動を続けようと確認し合った。

市民講座は教育委員会の意向もあって、さらに五年間継続されることになるが、テーマの決定や講師の選定などで「記録の会」が大きな役割を果たすことになる。同時に彼らは「なぜ武蔵野市が戦場になったのか」「中島飛行機とはどんな会社だったのか」「空襲の被害」といった問題の解答を求め、「中島」の関係者と会ったり、資料の収集に当たっ

たりした。昭和五五年八月には自分たちで撮りためた写真を中心に、九七カットから成るスライド「戦争と武蔵野市」を作った。「中島」の跡地や戦争の傷跡を収めたスライドは、戦後三〇年にして初めて「中島」を視覚的にとらえた画期的な内容として高い評価を受けた。また、五四年以降の市民講座の記録や自分たちがコツコツと歩いて調べた成果をまとめて五九年三月、『戦争と平和を考えるⅡ 戦争と武蔵野市』（B5版・一六五ページ）を発刊した。

冊子とスライドは以後、「武蔵野の戦争」を考えるさまざまな活動の「原典」となった。

「記録の会」のまとめ役だった川村は冊子の中で書いている――「過去」の事実を単なる知識として伝えるようなものではない。学習者が生きている「現在」を理解し、さらにより良い「未来」をめざすために必要な知識を、「歴史の教訓」として、過去から学び取る、と。「記録の会」が目指し、川村が折に触れて書いている「歴史に学ぶ」姿勢こそ、平成一四年に発足した前記「記録する会」が目指すものと重なっている。

(3) 世界連邦武蔵野支部の活動

地球市民としての連帯を呼びかける世界連邦機構の支部として昭和三五（一九六〇）年に発足した世界連邦武蔵野支部（支部長・井口秀男Ⅱ平成二一年現在）もまた、地道な活動を続けている。

平成二（一九九〇）年一月、市では一年前に完成した市立武蔵野総合体育館（吉祥寺北町五丁目）の前庭に「子ども平和像」を建立した。平和像はもともと、市宮陸上競技場正門のロータリーにあったが、昭和六二年に総合体育館の建設が始まるとき、解体・撤去されたままになっていた。平成二年は支部結成三〇周年に当たるとあって、同支部は記念に子ども平和像の復活を市に働きかけ、実現の推進力となった。初代は木製だったが二代目は鋳物。市出身

の彫刻家・小島廣志が制作に当たった。同支部はこれを機に、JR三鷹駅北口ロータリーの世界連邦平和像を起点に、玉川上水、グリーンパーク緑道、はらっぱ・むさしの、こうちゃん公園（緑町二丁目）を経てこども平和像に至る道を「恒久の平和を希求する祈りの道」（略称「平和の道」）と命名、以後毎年四月、市民にも呼びかけて平和行進を続けている。また、支部発足四〇周年に当たる平成二二年には、改めて市民の戦争被災体験を語り継ぐ活動に取り組むことになり、一〇年後を目標に作業を始めた。支部報として年三回「世連のひろば」を発行している。

（4）コミセン活動として空爆を探る

戦争を語り継ぐ作業をコミセン活動に取り入れている例もある。

八幡町は全域が、中島飛行機と深くかかわった歴史を持っている。特に二丁目はそっくり同社西工場だったし、四丁目も同様に付属病院の跡地に当たる。三丁目には同社の第二青年学校もあった。一帯は、九次にわたる米軍の空襲で大きな被害を受けた。

八幡町の住民は、そうした経緯もあって、大半が戦後引越してきた人たち。コミセン活動などを通じて地域の歴史を知った住民の中から「地域のこともっと詳しく知りたい」という声が出て、平成二二（二〇〇〇）年、当時の八幡町コミセン副委員長渡邊卓治を中心に「ルーツを探る会」が出来た。会では、「中島」に勤めた人や町内で空襲に遭った人などから当時の話を聞きだし、会報に載せたり、町内の戦争遺跡を中心とした散歩マップを作ったりしてきた。「ルーツを探る作業を通し、住民の絆も深まった」と渡邊は語っている。

吉祥寺南町に本拠を構える劇団「前進座」は平成一七年八月、戦後六〇年を迎えた特別企画として、鹿児島県知覧

の特攻隊基地から飛び立つ若者と彼らを見送る人々との交流を描いた「今日われ生きてあり」（原作・神坂次郎）を上演した。公演に合わせ、吉祥寺南町コミセンと前進座が共催し、「写真で綴る武蔵野の戦争のきずあと展」を同コミセンで開催した。同様の取り組みが、他のコミセンにも広がっている。

二 武蔵野地域自由大学を開学

(一) 高まる生涯学習への意欲

市では、第三期長期計画策定に当たり、平成三（一九九一）年一〇月、「武蔵野市生涯学習基本構想検討委員会」（委員長・大河内昭爾武蔵野女子大学長）を設置し、本市における生涯学習の基本構想について諮問した。当時、「生涯学習」という言葉は、時代のキーワードだった。昭和六三（一九八八）年、文部省（現文部科学省）では、社会教育局を改組し、生涯学習局を設置、省内の筆頭局に位置づけた。そして、平成二年には、生涯学習に関する初めての法体系ともいえるべき「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（通称「生涯学習振興法」）が施行された。こうした国全体の潮流を背景に、本市においても、生涯学習に対する本格的な取り組みが始まったわけだが、同検討委員会は、基本構想をまとめるためには、市民の学習活動の現状を把握し、市民の生涯学習に対する要求を知ることが不可欠であるとして、四年六～七月、意識調査を実施した。

この調査は、武蔵野市在住の満一六歳以上の住民二〇〇〇人（有効回収標本数六三九、有効回収率三一・九五％）

を対象にして実施されたが、この結果、武蔵野市民の実に四分の三（七五・〇％）が何らかの学習に取り組んでいることが分かった。市民の行っている学習の内容で最も多いのは、経営・管理、コンピューター、ワープロ、調理師の資格取得などの「職業上の知識・技術・技能に関するもの」であり、約二割（二八・一％）の市民がこの分野の学習に取り組んでいる。これに続くのが、コース、ダンス、ピアノ、書道、短歌、茶道、盆栽、長唄などの「趣味やけいこごとに関するもの」（二三・八％）、文学、歴史、経済、美術、演劇、外国語などの「学術や教養に関するもの」（二二・七％）、ゴルフ、卓球、バレーボール、ゲートボール、野球、テニスなどの「スポーツやレクリエーションに関するもの」（二二・四％）だが、「社会問題や市民生活に関するもの」、たとえば自然保護、平和問題、教育問題、青少年問題、高齢化社会や高齢者の問題、女性の地位向上など女性と社会とのかかわりについての諸問題、地方自治、消費者運動、地域づくり、手話・点訳やボランティア活動など（四・二％）には、関心が寄せられていないように思われる。とはいえ、一六歳以上の市民約二万五四〇〇人の約四％は、約四六〇〇人であるから、この数は決して少ないとはいえないだろう。

こうした結果を見ると、実社会に出た後の市民の間で、再び教育を受けたいという熱意が極めて高いことが分かる。調査を実施した武蔵野市生涯学習基本構想検討委員会は、四年一〇月に市に提出した報告書の中で、市民の間には多様な学習ニーズが混在しているが、一つのタイプとして、大学の専門課程ないし大学院レベルに相当する、非常に高度な学習を望んでいる人々がおり、このタイプへの学習機会の提供は、武蔵野市および隣接自治体に設置されている大学、短期大学などの高等教育機関との間に協力関係を作ることができれば可能であると提言した。確かに、高度な学習要求にこたえるためには、雑学大学だけでは足りず、ましてや、行政企画の講座などでは市民は満足しない。

そこで、市では、既存の大学の施設と人とノウハウを活かして、広く大学を市民に開放してもらおう方向に進むべきとの結論に達した。

(二) 地域五大学の学長リーグ「武蔵野地域学長懇談会」を結成

平成五(一九九三)年二月、「武蔵野地域学長懇談会」が設立された。武蔵野市にある亜細亜大学、成蹊大学、日本獣医畜産大学(現日本獣医生命科学大学)、それに市境に隣接する東京女子大学(杉並区)、武蔵野女子大学(現武蔵野大学・西東京市)の五大学の学長に市が呼び掛けて設立されたもので、市は、五大学学長に対し、地域の社会人に大学の門戸を開いてほしいと要請した。この結果、市と五大学の初めての共同事業として、六年度から「武蔵野地域五大学共同講演会」を実施することになった。

初めての武蔵野地域五大学共同講演会は、六年一〇月、地球環境と人類をめぐる統一テーマのもとに、特に基調講演として、境南町在住で前年に文化勲章を受章した宇宙物理学者の小田稔が「宇宙と物質と生命」のテーマで講演(武蔵野公会堂)、その後、大学ごとの個性を生かしながら、各大学を代表する講師による連続講演会(会場はそれぞれの大学)を開催した。

翌七年一〇月一二日には、第二回五大学共同講演会が開かれ、境在住の生理学者、伊藤正男・東大名誉教授が「ヒトは何故にヒトか」のテーマで講演し、各大学での連続講演会へと続いた。

八年一〇月一二日、第三回五大学共同講演会では、吉祥寺東町在住の物理化学者、長倉三郎・東大名誉教授が講演した。

続いて、九年七月には「武蔵野地域五大学共同教養講座」が始まった。この五大学共同事業は、それぞれの大学の花形教授による専門分野の教養講座から成るもので、一大学四回で全二〇回にわたる連続講座である。対象は、市内在住、在勤、在学の人で定員は五〇人で始まった。一大学二回以上、計一五回以上出席した人に修了証が授与される。応募者が多いため、翌一〇年度からは七〇人、一二年度からは八〇人、一五年度からは一〇〇人、一六年度からは一二〇人と、定員が増えていった。

さらに、一一年九月からは、市が二〇〇万円の資金を出して、大学に寄付講座を開設した。その第一号が成蹊大学の「環境NPOの現在」であった。この寄付講座―正式名は「武蔵野市寄付講座」―は、学生が単位取得のために受講することもでき、市民も机を並べて学ぶ全一二回程度の連続講座である。一三年度からは東京女子大学が加わり、一四年度からは亜細亜大学、一五年度からは日本獣医畜産大学、一六年度からは武蔵野大学、中近東文化センター（↓本節の五）がそれぞれ加わった。

武蔵野市寄付講座の構想がまとまった二一年六月、市議会第二回定例会初日（同月一〇日）、土屋市長は施政方針の中で、次のように武蔵野市の生涯学習体系の特色に触れて、「武蔵野自由大学（仮称）」の構想を明らかにした。

「高齢社会を迎え、生涯学習への熱はますます高まっております。武蔵野市の生涯学習体系の特色は、市内の大学の人や資源を積極的に活用し、市と大学が一体となった生涯学習プログラムをつくっているという点であります。市民聴講生制度や…（中略）五大学共同教養講座、また今年度から設ける成蹊大学への寄付講座などあります。これまでも多くの市民がこれらの制度を利用し、知への欲求を満たしてまいりました。さて、武蔵野市内には、五人の文化勲章受章者をはじめ、数多くの業績を残した方々がお住まいであります。将来は、武蔵野市内にお住まいのあらゆる

る分野の一流の方々が、地元武蔵野市の大学の中で講座を持ち、大勢の市民や学生がその講座に参加をし、それぞれ単位を取得し、卒業単位とする、あるいは学位授与機構に登録し、卒業していくといった、新しい知の殿堂としての武蔵野自由大学（仮称）をつくりたいと存じます」

こうして誕生したのが、武蔵野地域自由大学である。

(三) 「学ぶ楽しさ無限大！」 武蔵野地域自由大学開学

平成一五（二〇〇三）年四月、武蔵野市と地域五大学の連携による「武蔵野地域自由大学」が開学した。学長は、分子化学の世界的権威で本市の名誉市民長倉三郎。文化勲章受章者でもあり、一三年一〇月には第三代日本学士院院長に就任している。開学式は四月一日、武蔵野公会堂で行われた。

武蔵野地域自由大学の入学資格は、原則一八歳以上（高校生、大学生は除く）で、武蔵野市内に在住・在勤しているか、東京女子大学がある杉並区か、武蔵野大学がある西東京市に在住していること。この年入学したのは、二〇歳代から八〇歳代までの市民七九一人だった。吉祥寺の繁華街、TK吉祥寺ビル八階（吉祥寺本町二丁目）の一角（約一八〇平方メートル）に事務所を置き、そこが学生たちのサロンでもあり、同時に特別講義の教室にもなる。

通常の講義は、亜細亜大学、成蹊大学、日本獣医畜産大学（現日本獣医生命科学大学）、東京女子大学、武蔵野大学（旧武蔵野女子大学）の五大学のそれぞれの教室に通う。この大学の履修対象科目は、各大学の正規科目、公開講座、武蔵野地域五大学共同講演会、同共同教養講座、武蔵野市寄付講座などである（但し、東京女子大学では共同教養共同教養講座・寄付講座のみ）。そして、一〇講座以上の修了者には「市民準学士」、二〇講座以上の修了者には「市

民学士」、三〇講座以上の修了者には「市民修士」、五〇講座以上の修了者には「市民博士」の自由大学独自の称号記(学位)が授与されるという仕組みになっているのが最大の特徴といえるだろう。

入学金は無料、年会費も無料だが、聴講料は、五大学が決めた規定(通年科目は一科目二万円から四万円、半期は各二分の一)に従い、武蔵野市は、一人に対して一大学に付き一万円(聴講料が一万円を超えない場合は五〇〇〇円)、二大学まで補助を出すことにしている。

市では、一五年一月から入学受け付けを開始するに当たり、市報(一四年二月一日↓資料編)で、武蔵野地域自由大学の特色を次の六点にまとめてPRしている。

- ① 五大学の連携により豊富なカリキュラムを提供します。
 - ② 「ほんものの大学」で「なまの学生生活」を実体験できるシステムです。
 - ③ 受講講座数により、武蔵野地域自由大学独自の称号記(学位)を授与します。
 - ④ 入学試験はありません。学びたい気持ちがあればOKです。
 - ⑤ 卒業はありません。年数に拘束されないマイペースな学習、これぞ生涯学習です。
 - ⑥ 学生間の交流スペースを設けますので、大学はバーチャルでも学生交流はバッチリです。
- 武蔵野地域自由大学のキャッチフレーズは「学ぶ楽しさ無限大!」―地域の高等教育機関である大学が多くの正規科目の講座を開放することによって可能となった「生涯学習の魅力」をよく表したフレーズである。

三 大型文化施設の整備

懸案の博物館、歴史資料館こそ実現を見なかったが、今期前半は前期に着工した施設が、また平成に入ると新たに構想した施設など、文化・教育関連の建物が、市内に次々と姿を現した。それらを、ほぼ時系列に沿って紹介する。

なお、昭和六二（一九八七）年一月、吉祥寺本町一丁目に出来た市立吉祥寺図書館、平成七（一九九五）年四月、吉祥寺北町四丁目にオープンした同中央図書館については、次項で詳述しているのでこの項では触れない。

武蔵野芸能劇場

昭和五九（一九八四）年二月、JR三鷹駅北口から徒歩一、二分の中町一丁目に、市立武蔵野芸能劇場が粋な姿を現した。

昭和三三年以来、吉祥寺本町三丁目に本拠を置いて活動してきた糸操り人形劇団「結城座」の移転問題に端を発した劇場建設の経緯については第六章第二節の「三鷹駅北口周辺」でも触れているので、途中経過は省略する。五六年一月、「公有地拡大の推進に関する法律（公拡法）」を適用して市が劇場用地を取得した。それを結城座に貸与して同座が劇場を建てることになったが、直後に税務署からクレームが付いた。公拡法で得た土地を有限会社（結城座）に貸与するのは法の精神に反する、というのである。結局、市が建物を造り、年間一八〇日を限度に結城座が優先的に使用する形で決着が付いた。

敷地面積六三一・四五平方メートル。鉄骨鉄筋コンクリート造り、地上四階地下一階。一階にロビー、二階に展示会や集会向けの小ホール、三階に栈敷席とイス席、計一八四席の小劇場が出来た。舞台には結城座の希望で中割り足

場が設けられた。

開館を記念して二月一〇日から約一か月間竣工記念公演（↓資料編）が行われ、結城座の糸操り人形をはじめ、岡本新内、野村狂言の会などの出し物が披露されたが、入場者は公募で募り、全て無料で招待した。

その後、二度、大きな改装工事が行われた。開館四年目の昭和六一年七月、表玄関を含めた一階から三階に至る劇場空間を、より芝居小屋に近い雰囲気を出そうと戸障子や招き提燈などを飾り付け、平成九年には市民の声をに入れて一〇八席の棧敷席をすべてベンチ風シートに改めた。それに伴い定員は一五六席に減った。

かわら屋根にまこ壁、外に幟が並ぶ建物は、三鷹駅北口の名所となり、古典芸能の殿堂として定着している。

市民文化会館
旧市庁舎のあった中町三丁目、昭和五九（一九八四）年一月、武蔵野市民文化会館（以下、文

化会館と略）がオープンした。同館の建設構想は、四六年にスタートした第一期長期計画の中で初めて登場した。以来建設に至る一〇余年の経緯は『武蔵野市百年史』に詳しいので、ここでは簡単に触れるにとどめる。当初は、市庁舎とセットで「市民センター」と呼ばれ、敷地は現在市庁舎のある緑町二丁目の米軍アメリカンスクールの跡地を予定していた。五〇年、防災上の理由などで庁舎とホールを分離することになり、「センター」は現在地に建つことになった。五五年、大小のホールを中心とした「芸術文化の殿堂」とする基本構想が固まった。その頃からホールにパイプオルガン設置を求める市民の署名運動が始まり、請願を受けた市議会は全会一致で採択する。名称も市民文化会館と決まった。会館の管理・運営にあたる武蔵野文化事業団（後述）の設立もこの段階で固まる。昭和五七年六月、工事開始。五九年一〇月、工事完了、同一一月開館。

敷地面積六二五六・八〇平方メートル。鉄筋鉄骨コンクリート造り、地上五階地下一階。延べ床面積一万五三六二

平方メートル。

メーンの大ホールは多目的で一三五〇席。ほかに親子用一六席と車いす用四席がある。一階席と二階席は一体化したのみあげ型。全席にイヤホンも備え付けた。

間口二〇メートル、奥行き一八・六メートルの舞台には大迫り、小迫りやスライディングステージ二基も備わっている。圧巻は、公演内容によって使い分ける二帳の緞帳。「富士」は長崎市の平和祈念像の制作で知られる北村西望が、また「樺」は武蔵野美術家協会会長だった江藤純平が、共に文化会館用に原図を描き、市に寄贈した。

一方、音楽専用の小ホールは四七〇席。ほかに車いす用四席がある。壁面に白大理石を使い、舞台正面には市民の要望で実現したデンマーク・マルクッセン社製のパイプオルガンが据えられている。前幅一四・五メートル、後ろ幅一〇・九メートルで奥行きは五・一メートルもある。

また専用ロビーのある約三五〇平方メートルの展示室、食堂、茶庭付きの茶室、和室などもある。

一月三日、文化の日にオープンした。翌四〜一九日、開館記念公演が行われたが、初日は二期会のオペラ「蝶々夫人」。ほかにエルンスト・エリツヒ・シュテンダーのオルガンコンサート、ベルリン放送交響楽団、中国音楽演奏小組演奏会など一流の楽団やアーティストが連日出演した。

以来二〇年、大小二つのホールにはフランス国立リヨン管弦楽団、ウィーン交響楽団、モスクワ・フィルなど豪華な楽団・演奏家などが多数登場した。詳細は「資料編」に収録している。

昭和六三年からパイプオルガンのある小ホールで四年に一回、「国際オルガンコンクール」が開かれるようになった。世界のオルガニストの登竜門となった同コンクールについては、「第五章」第三節一の「国際化推進のまち」で触れ



1350席ある市民文化会館大ホール（昭和59年11月開館）

ている。

市民文化会館は、市民が「世界の一流」に接する貴重な機会を与え続けてきた。同時に市民文化を育てる、という大きな役割も果たしている。たとえば、開館記念公演出演をきっかけに、市民のバレエ団「武蔵野シティバレエ」が結成され、昭和六二年一月に第一回公演を開いた。翌年から年一回の定期公演を開くようになる。四四年に武蔵野青少年吹奏楽同好会として発足した市民交響楽団（五〇年改称）も、文化会館というホームグラウンドを得て大きく飛

躍した。五四年に誕生した市民合唱団も文化会館での年三回の公演が定着している。

市民会館

時期は少し前後するが、市民文化会館が出来る直前の昭和五九（一九八四）年一〇月、境二丁目の市民会館が新装オープンした。

旧市民会館は四三年に移転するまで市立第二小学校が使っていた木造建築で老朽化が激しく、五八年七月から全面改装工事に入っていた。

鉄筋コンクリート造り、地上二階地下一階。市民や地域社会の文化の向上や福祉の増進、社会教育の振興に役立つよう、最新の設備を備えた施設に生まれ変わった。

地階に音楽室と集会室、一階にロビー、図書室、保育室など、また二階に各種学級や講座開催のための講義室、グループ学習や研究会向きの学習室二室、会議室、多目的ルーム、和室、美術工芸室、料理室などがある。



武蔵野スイングビル。右側がスイングホール
(平成8年6月完成)

イベント開催よりむしろ地域住民のさまざまな活動の拠点、といった趣が強く、幅広い年齢層に利用されている。高齢者や身体の不自由な人たちに配慮してエレベーターも設置した。

武蔵野

今期、J.R武蔵境駅周辺の整備が急ピッチで進んだ。

スイングホール 平成八（一九九六）年六月、北口の西側に再開発のシンボルの存在である第一街区ビルが完成した。愛称のスイングビルは公募で決まった。ビルは南北二棟から成り、南棟は地上二階地下二階。高さ五〇メートルは、当時市内一のノッポビルだった。北棟は地上三階地下二階で、その二、三階に吹き抜けのスイングホールが誕生した。

音楽演奏を中心とした多目的ホールで、内部の壁面はすべてウッドブロックで覆われ、完全二重構造で遮音性が高い。フロア部分は電動収納式になっていてフラットフロアとして利用できるようになっていて。客

席は電動収納部分一四〇と補助席四〇の計一八〇席。また照明は、照度・色調とも、全方位自由にコントロールできる方式が採用された。

こうした特徴を生かし、同じ演奏会でも市民文化会館などでは不向きなジャズやロックの公演に門戸を開き、会場難に頭を痛めていた関係者から喝采をもって迎えられた。練習会場として多用されるほか、フロアの特性を活かしてダンスパーティーにも利用されている。

オープンした九月から一月にかけて多彩な開館記念事業が催され、市民交響楽団による演奏会、境地区約四〇団体出演の市民による芸能祭を皮切りに、坂田明スベシヤルユニットによる公演、大学関係一六団体参加の音楽サークル演奏会、あるいは山下洋輔DUO・PLUSの演奏会、「オープニング寄席」など、その後のホールのあり様を方向づける多彩な催しに独特の盛り上がりを見せた。(↓資料編)

一方、一階建ての南棟には市民の文化活動をバックアップする施設として、一〇階に会議や展示会にも使える「スカイルーム」を、また一階に立食パーティや講演会などに使える「レインボーサロン」を、それぞれ市が確保した。サロンでは、市の文化施設で初めて出前方式の飲食が可能となった。

吉祥寺美術館

伊勢丹(平成二二年三月閉店)の入っていた吉祥寺本町二丁目のF&Fビルの新館七階に、平成一四(二〇〇二)年二月、市立吉祥寺美術館がオープンした。それまで会議室に使われていたスパー

スに手を加えた。

床面積一二〇三・四平方メートル。市が所有する絵画、書、写真など約一四〇〇点を展示する企画展や自主企画を展開する「企画展示室」と浜口陽三、萩原英雄両画伯が市に寄贈した作品を常設展示する「浜口陽三記念室」、「萩原英雄記念室」に分かれている。二つの記念室は銅板画(浜口)、木版画の大家の作品を同時に見られるとあって、広く内外のファンから支持されている。(↓資料編)

企画展示で特筆すべきは、美術館開館以前に市民文化会館で催された美術展の伝統を継いで、地元関連の作家の作品紹介に力を入れていること。平成一七年に例を採ると、春期企画展では日本画家「野田九浦」の絵画展、夏期はグラフィックデザイナーの「亀倉雄作ポスター展」、秋期は「鈴木らかん」の写真展、といずれも市とゆかりの深い人

の作品を飾り、冬期には「市民お宝展」を行った。オープンした年の開館記念展示も、地元作家の作品を中心に据えた「所蔵作品お披露目展」だった。毎年三回、市民ギャラリーとして延べ三か月間、市民にも開放している。

美術館開設には前史がある。昭和四七年、吉祥寺東町に住んでいた前記野田九浦の遺族から多数の作品が市に寄贈された。それを機に市では美術館の建設を構想してきた。平成一〇年には建設地まで想定して「桜堤庭園美術館（仮称）建設基本案策定委員会」をつくって検討を加えてきたが、地の利、敷地の広さなどがネックとなり具体化しなかった。

それと比べるとビルの中の美術館は小規模だが、繁華街にあり、入館料一〇〇円、午後七時半まで開館といった点が受けて、すっかり街に溶け込んだ（↓資料編）。開館以前からあつた音楽室はそのまま残って、使われている。

松露庵

平成一五（二〇〇三）年四月、桜堤一丁目の市立古瀬公園の一隅にある古い平屋建ての住家を改装して、本格的な茶室「松露庵」が誕生した。

もともと、四谷の宮内庁御用達のたんす商、古瀬安次郎・照子夫妻の別荘だったが、市が敷地ごと買い取って昭和四九（一九七四）年以来、市立公園内の建物として開放してきた。前述した吉祥寺美術館が開設される前は、「桜堤庭園美術館」の予定地とされていたが、地の利、敷地の広さなどがネックとなって立ち消えとなった経緯は前述した。松露庵は敷地面積四五〇平方メートル。延べ床面積九九・五平方メートル。総桧造り、築七〇余年。にじり口をもつ三畳台目の小間と水屋を兼ねる六畳・八畳の和室で構成されており、日本式の庭園には待合が配されている。

茶道のほか、華道、句会、歌会などにも適しており、年に五、六回、文化事業団が茶の会を主催しているが、普段はもっぱら貸し席として利用されている。（↓資料編）



吉祥寺シアター（平成17年5月完成）

吉祥寺シアター

平成一七（二〇〇五）年五月、J R吉祥寺駅から徒歩二、三分の吉祥寺本町一丁目に、若者の町にマッチした劇場・吉祥寺シアターが完成した。

敷地面積八七六・三四平方メートル。鉄筋コンクリート造り、地上三階。延べ床面積一四五〇・七九平方メートル。平成一三年まで吉祥寺市政センターがあったが、一三年の第三期長期計画第二次調整計画の中で「吉祥寺図書館（昭和六二年開館）を一つの核として…（跡地を）文化発信の拠点に利用する」方針が明示され、「現代演劇やダンスなど、

同時代の舞台芸術」を中心に提供する劇場が生まれることになった。

舞台は客席と一体となった空間としても利用できるブラックボックス型で、段床式客席を取り外せば舞台と客席を自由に設定できる。定員二三人（基本舞台使用時は一九七席）。一〜三階まで吹き抜けだが、一階にはロビーのほか、楽屋二室、カフェなどもある。

もともと吉祥寺駅前でも比較的人通りの少ない東部地区の活性化も視野に入れていたので、舞台のない日でも人が集まるような工夫が施されており、一階部分の約八二平方メートルは一般開放スペース、ベルロードに面した南側の正面には建物沿いにベンチが配されている。カフェは劇場入場者でなくでも利用できる。

開館に先立って支配人を一般から公募するなど、運営面でも新しい方式を取り入れた。

開会式典ではダンスユニットほうほう堂による新作披露があり、続いてトム・プロジェクトの「カラフト伯父さん」、KERA・MAPの「ヤング・マーブル・ジャイアンツ」、MIKUNII-YANNAI HARAの「三年二組」など若者向きの演目が続いた。(↓資料編)

市内には幾つもの若者の演劇集団がある。彼らにとって同シアターの誕生は、前述の武蔵野芸能劇場とともに、格好の活動拠点となっている。

武蔵野文化 今期誕生した市立の文化施設を紹介してきた。どんなに立派な建物を造っても、使い方を間違ったら**事業団発足** 宝の持ち腐れになってしまう。そんな例は少なくない。市の造る施設にどう生命を吹き込むか―武蔵

野芸能劇場、市民文化会館の建設に際し、市が頭を痛めたのはその点だった。さまざまな議論の末、市は両施設の管理・運営をそっくり民間にゆだねることにした。民間の知恵と活力を―行政にとって大英断だった。

昭和五八(一九八三)年八月、武蔵野文化事業団が発足した。芸能劇場、文化会館の開館準備が当面の、そして最大の仕事だった。初代理事長に市の助役だった松原清一が就任、理事にはモーツァルト研究の第一人者で国立音楽大文学長の海老澤敏、前進座代表の河原崎国太郎、横河電機社長の横河正三ら七人(発足時)が就いた。海老澤は文化会館の名誉館長も引き受ける。

同時に、理事長の諮問機関として、文化事業について検討・提言する運営協議会が出来、音楽、演劇、舞踊、古典芸能など各分野の専門家一五人(同)が顔を並べた。彼らの知恵を借りながら、事業団は自主事業を展開していくことになる。

市は基本財産として五億円(その後八億円に増額)を拠出した。その運用益と事業収入、市からの管理委託料、補

助金が運営資金となる。

昭和五九年一月、文化会館開館二日前に財団の許可が下り、事業団は任意団体から財団法人となった。組織、事務局体制などはそっくり受け継いだ。そして、文化会館オープンへ。

開館記念事業が多彩なラインアップで話題を呼んだことは前に触れた。上々の滑り出しだった。事業団の周到的な活動の成果である。

文化会館・芸能劇場の管理・運営でスタートした事業団に、平成元（一九八九）年四月から武蔵野公会堂が加わり、八年九月にはスイングホール、続いて新しく誕生した吉祥寺美術館・吉祥寺シアター・松露庵の管理・運営も市から委託された。そのうち、美術館・シアター以外の主催事業はすべて事業団が取り仕切る。一方で照明、音響、舞台、駐車場、警備、受付などの業務は、全て民間に委託した。

発足九年目の平成三年五月、初代理事長に代わって土屋正忠市長が理事長に就任した。土屋は翌四年三月、発足以来自主事業に大きな役割を果たしてきた運営協議会を廃止、代わって同七月、企画専門委員制度を導入する。六部会を新設し、理事も加わって企画を検討することで一体感が生まれた。この体制が、その後続くことになる。七年七月には専任体制の強化を図り、各ホールに支配人制度を採用した。

事務局は市から派遣の職員五人、嘱託二七人など総勢四〇人（平成二一年現在）。

事業団の仕事の柱である自主文化事業は、企画がモノをいう。魅力がなければ客足が遠のく。スタッフはルーチンワークをこなす傍ら、調査活動、情報収集にも当たる。チラシづくりの例をとると、文案を考え、印刷して、自分たちで配って歩く。日々の努力の積み重ねが自前のネットワークづくりに結実し、海外団体と直接出演交渉するケース

も増えてきた。

文化会館を中心とした自主企画は年間一〇〇本を超えるが、三〇本前後は外国ものが占める。赤字は何としても避けなければならぬ。その対策の一つとして、平成二年二月、「友の会」を作った。年会費一〇〇〇円。会員には事業団の情報紙「インフォメーション」が送られる。主催事業は一〇パーセント割引となり、会員対象に年二、三回の感謝コンサートもあることなどが支持され、当初一七〇〇人だった会員は八〇〇〇人を超えた。こうした努力が実って平成一〇年、遂に通年チケット完売を達成した。今期末まで完売は続いている。

なお、土屋理事長は平成一七年八月、市長辞職とともに退任、一八年一月に塩沢忠彦（市助役）が後を継いだ、同年暮れに常務理事の宮崎秀治（第四代）と交代した。

四 図書館二館の建設とサービスの充実

(一) 吉祥寺図書館の新設

東京都下では八王子市に次ぐ公立図書館として昭和二二（一九四六）年に開設された本市の図書館（開設時は吉祥寺北町二丁目、約二年後に同四丁目に移転）は、二〇～三〇年代には、多摩地区で最も先進的な図書館として注目されていた。だが、四〇年代に入ると、各地で図書館が相次いで建設されて活発にサービスを展開するようになり、五〇年代になると、本市の図書館は、多摩地区で最も遅れた図書館の一つになってしまった。五五年四月、本市の第二

長期計画策定委員会地域生活環境指標分科会は、格段の努力を要する六つの事項のトップに図書館を挙げ、次のように厳しく指摘した。

「本市の図書館はいまだその蔵書数においても図書購入費の規模においても近隣都市に劣っている。しかも、貸し出し冊数からみた図書の利用効率はさらに決定的に劣っている」

当時の統計によると、本市の図書館の蔵書数、図書購入費、貸し出し冊数（いずれも人口一人あたり）は、多摩二六市中、それぞれ二一位、二〇位、二五位であった（『日本の図書館1978』発行・日本図書館協会↓資料編）。

五六年二月に策定された「武蔵野市第二期長期計画」では、「吉祥寺圏に東部分館の開設を検討する」ことが、重点施策の一つとされた。しかし当時、吉祥寺地域に図書館に適当な用地が得られなかったため、市は、とりあえず、五七年一月、市立第三小学校子どもクラブから本宿小学校子どもクラブが独立したのを機に、吉祥寺東町四丁目同行业公司もクラブに東町市民図書室を併設、次いで五八年九月には、吉祥寺本町四丁目市立第一小学校子どもクラブが新設されると、同行业公司もクラブに本町図書室を併設した。東町市民図書室と本町図書室は、いずれも蔵書三〇〇〇冊程度の小規模なものである。両者とも正職員を配置しない施設（東町市民図書室は、開設当初は地域住民がボランティアで運営、後にアルバイトで対応、本町図書室は開設時からアルバイト）で、「図書館法」（昭和二五年法第一一八号）で規定する図書館には当たらなかったが、これでひとまず、市内三地域に読書施設が配置されたことになる。なお五七年五月に西部図書館（境五丁目）が開設され、従来の「市立武蔵野図書館」は中央図書館と名称を変更した。

一方、五七年春、吉祥寺本町一丁目の、いわゆる「近鉄裏」（現在は近鉄のあとにヨドバシカメラ）で、ラブホテルの進出を食い止めようとする環境浄化推進市民運動（↓第五章第一節二）が起こり、この運動がきっかけで、吉祥

寺地区に市民参加の図書館が誕生することになる。その経緯は次のとおりである。

環境浄化の

昭和五八（一九八三）年五月、近鉄裏の約二六〇坪の土地（吉祥寺本町一丁目の個人住宅跡地）が

皆になるはず

売りに出されているという情報を手に入れた地元本宿小学校のPTAが、その土地を市が教育・文

化施設用地として買い上げてほしいと、六月の市議会に請願を出した。この年四月の市長選で、藤元政信前市長と交代したばかりの土屋正忠市長は、さっそく近鉄裏の土地購入の検討を関係部局に指示、九月の市議会に「環境浄化に関する条例」と「旅館・レンタルルーム規制条例」議案を提出、議会の可決によって一〇月八日、両条例が制定された。条例によって、児童福祉施設、学校や図書館などの教育施設の敷地から、旅館は一〇〇メートル以内、レンタルルームは二〇〇メートル以内の区域では新設は許可されないことになった（しかし、条例施行までの三か月間に、駆け込みでラブホテルが三軒できてしまった）。市は、同年二月、請願が出されていた土地が危うく大手パチンコ業者に売られてしまうところを、公有地として買い上げた。

市が買い上げた土地八八〇平方メートルに、図書館建設を希望する請願や陳情が市議会に出されたのは、翌五九年三月だった。本宿小学校PTAから出された請願を皮切りに、第三小学校、第三中学校の各PTA、青少年問題協議会第三ブロック会、近鉄裏地域親の会、吉祥寺東コミュニティ協議会、中央図書館朗読奉仕の会などの団体から、請願四件、陳情七件が、三月から一一月にかけて、次々と出された。

六〇年三月四日、図書館建設を望む市民の請願・陳情が一括して採択された。市は、三月、東部図書館（仮称）設置に関するアンケートを実施した。一方、市民の側にも、図書館について一緒に勉強し、情報交換をしていこうという機運が盛り上がり、同年七月、地域住民が中心となった「東部図書館をつくる会」が発足した。同会は、発足と同

時に市長、教育長との懇談、教育委員会などへの要望、市議会文教委員会などの傍聴と、精力的に動き出した。他市区の図書館見学も月一〜二回というペースで進めた。

市では教育委員会の諮問機関として、同年九月、図書館専門家などから成る「武蔵野市図書館構想策定委員会」（委員長・岡田温元図書館短期大学学長）を設置、本市にふさわしい図書館のあり方について検討を開始した。同委員会発足から三か月後の一二月に、本市東部への新図書館建設を提言した中間報告が提出された。この提言に基づいて六一・六二年度予算で建設・設置されたのが、吉祥寺図書館である。

六一年二月の市議会文教委員会では、専門家だけではなく、一般市民の声も聞こうと、東部図書館（仮称）建設地元懇談会も継続的に持つことにした。月一〜二回の割りで開かれる地元懇談会では、図書館の名称は「東部図書館」か「吉祥寺図書館」かで議論があったが、住民の希望の多かった吉祥寺図書館と決まった。この懇談会での意見や要望は、その後の図書館運営に反映されていく。

吉祥寺図書館は、蔵書約五万八〇〇〇冊のほか、視聴覚資料（CDとカセットテープ）約一六〇〇点なども加え、六二年一月に開館した。設計は、図書館建設では第一人者といわれた市内在住の鬼頭梓。建物は鉄筋コンクリート造り、地上二階地下一階で、延べ床面積は一六五五平方メートル。

一階に、新聞・雑誌コーナー、A V（オーディオ・ヴィジュアル）視聴覚資料コーナー、レファレンス（調べ物の援助）コーナー、事務室が配置されている。A Vコーナーには、視聴ブースが五席あり、C Dやカセットテープを視聴できる。

一階と地下一階（一般書のフロア）は、地下の吹き抜けや、オープンにしつらえられた階段により、一体感がある。

地下一階は、サンクガーデン（周囲の地盤＝道路より低い場所に設けられた庭園）と吹き抜けが効果的で明るく、地下にいたとは思えない魅力的な造りになっている。

二階は児童スペースと集会室、録音室（目の不自由な人のための録音テープ作成室）。大ケヤキに面した一、二階通しのガラス面や、良質の家具がকাশし出す雰囲気子どもにとって落ち着いた読書環境になっている。ちなみに、前庭の大ケヤキはもともと敷地の中央にあったが、ケヤキを切るとあたりがあるという声や、緑を残すべきとの要望が市民の間で強かったため、入り口付近に移植した。（↓第四章第一節五）

駅前図書館の 吉祥寺図書館は平成元（一九八九）年には、日本図書館協会建築賞を受賞、「市街地内の狭隘な敷モデルとなる 地に建った公共図書館分館として、モデルになる図書館。図書館機能をコンパクトにまとめ、しかも、利用者、職員が使いやすいように動線がよく整理されている」と、高く評価された。総工費五億三一七〇万円のうち、五七〇〇万円は文部省（現文部科学省）の公立社会教育施設整備費補助金によるものだった。

吉祥寺図書館は吉祥寺駅から徒歩五分、通学や通勤の途中に立ち寄ることができる地域の特性から、平日（ただし火・水・金曜日）は夜七時まで開館することにした（月曜は休館日、木曜は午後五時閉館）。若者に利用してもらうため、一階にAVコーナーを置いたのははじめ、地下一階には、若者が手に取ってみたいくなるような図書を集めた「ヤング・アダルトコーナー」も設けるなどの工夫を凝らしている。

駅前繁華街の図書館は、当時ほとんど例がなかったため、建設地をめぐる市議会でも反対意見があった。しかし、いざ開館してみると大好評で、日曜日など入館者が三〇〇〇人を超え、明らかにまちの人の流れが変わった。図書館を利用する人たちが通行することによって、「夜のまち」のイメージよりも「昼のまち」のイメージが強くなっ

てきたのである。吉祥寺図書館は、たちまち「駅前図書館」のモデルとして全国的に知られるようになり（↓資料編）、開設から二、三年間は、全国各地から視察者が相次いだ。吉祥寺図書館の開設により、かつて多摩地区二六市中、二五位だった本市図書館の貸し出し冊数（人口一人あたり）は、一挙に第五位（昭和六三年度実績）となった（『日本の図書館 統計と名簿 1989』日本図書館協会編）。

（二） 中央図書館の新築移転

図書館行政の次の課題は、老朽化した中央図書館をどうするかだった。昭和六二（一九八七）年三月に「武蔵野市図書館構想策定委員会」から最終報告書「武蔵野市における図書館の整備充実に関する基本構想」が市に提出された。

この報告書で提言された図書館三館構想に対し、企画・立案、調査・研究など、市行政の立場から専門的に従事する職員として、一〇月に、民間から通信社勤務、英文雑誌の編集経験を持つ船崎尚を採用した。初め企画部企画課に配置し、翌年四月からは、教育委員会と同構想を研究、平成四年四月から中央図書館オープンに至るまで同図書館建設担当を務めた。船崎は七年四月、新中央図書館の初代館長となる。

一方、平成元（一九八九）年、第二期長期計画第二次調整計画の四つの重点事業の第二に「中央図書館の改築または新築移転」が挙げられると、同年一〇月、「武蔵野市立中央図書館新築基本構想策定委員会」（委員長・北嶋武彦大正大学教授）が発足。同委員会は二一世紀の武蔵野市の中央図書館として、どのような図書館像が望ましいかについて、約一〇か月にわたって検討した。この間、教育委員会が、市民一三〇〇人にアンケートを採り、新しい中央図書館に何を期待するかを尋ねている。要望の自由回答欄で最も多かったのは、蔵書の充実であり、ほかに、来館者用の



中央図書館のエントランスは天井が高い
(平成7年7月開館)

検索コンピュータの設置、電子出版物の提供などニューメディアに関するものだった。その結果、情報化社会の進展、生涯学習時代の到来にふさわしい、新しい図書館を建設すべきとの認識に立ち、蔵書能力七〇万冊(当時の蔵書冊数は約一六万冊)、ニューメディアの導入などが提言された。

これを受けて三年一月、「武蔵野市立中央図書館建築基本計画策定委員会」(委員長・井上文三助役)が発足、また同年六月には、図書館利用者、ボランティア、目の不自由な人、PTA・学校関係者、コミュニティセンターなどの代表で構成される「武蔵野市立中央図書館建設懇談会」(会長・川村広男中央コミュニティ協議会委員長)が発足、それぞれ検討を重ねた。これらの検討結果を踏まえて、基本設計、実施設計が作成され、建物は、最終的には延べ床面積七五二九平方メートル、地上四階地下二階となった。地下二階の駐車場を除いても、旧中央図書館(約一八〇〇平方メートル)の約三・七倍の広さである。吉祥寺北町四丁目(保健センターの南)に移転新築となった。

新しい中央図書館は、平成七年四月にオープンした。設計は、吉祥寺図書館と同様、鬼頭梓である。前庭は古くから地域の公園だったところで、夏には近隣住民が盆踊りなどを行ってきたが、その役割を残しながら、図書館にふさわしい環境へと作り変えた。一階南に大きな吹き抜けを設け、一・二階通しの巨大なガラスで前庭に面しているため、

庭との一体感があり、エントランスの天井の高さは開放感を与えている。さらに、一階から三階にわたる利用者ゾーンを分かりやすく一体感のある空間とするために、二階から三階へも小さな吹き抜けを設けている。設計者は、コンクリートやメタルの現代的素材と、石、レンガ、木など昔からの素材との調和を図り、機能的であると同時に素材の美しさを生かした建物を目指した。総工費は三六億九一五二万円であり、文部省（文部科学省）から三億四二〇〇万円の公立社会教育施設整備補助金が交付された。

国際化時代に

新中央図書館の特徴は、施設面では、館内の空調設備に、料金の割安な深夜電力を利用した水蓄

対応した蔵書を

熱システムを採用して経費の節減に努めていること、給排水設備では、建物に降り注いだ雨水や

地下ピット（排水槽）内の湧水を図書館前庭の浸透施設で地下へ還元するという方式を採り、環境への配慮を行っていることである。

資料面の特色は、情報化時代・生涯学習時代を考慮して、新聞・雑誌（外国紙誌を含む）や参考図書（辞書・事典・年鑑など調査に必要な資料）の充実を図ったことと、国際化時代に対応して外国図書の収集を開始したことなどである。新聞は従来の二二種（うち外国紙三種）から四一種（同一三種）に、雑誌は一五四種（うち外国誌二二種）から五二三種（同三四種）に、参考図書は約六〇〇〇冊から約一万二〇〇〇冊にと、飛躍的に増えた。また、外国語資料は、英語の図書を主に約一三〇〇冊を備えた。全蔵書冊数は従来の約一六万冊を約二二万冊に増やした。

新しいサービスとしてAV（視聴覚資料）サービスも始まり、CD約四八〇〇点、ビデオテープ約一二〇〇点、レーザーディスク（LD）約六〇〇点をそろえてスタートした。

新中央図書館のフロア構成は、一階が新聞・雑誌コーナー、AVコーナー、児童書コーナー、ヤングアダルト（中

学・高校生向け）コーナーで、AVコーナーには視聴ブースが八席あり、レーザーディスクの映画などが視聴できる。児童書コーナーには職員やボランティアが週一回読み聞かせや紙芝居をする「おはなしのへや」もできた。また、一階には、要望の多かった利用者用コンピュータが六台設置され、市立図書館三館の蔵書が検索できる。

二階は一般書がほとんどを占め、ほかに、点字雑誌・大活字本コーナー、グループ学習室二室、談話室がある。

三階は参考資料室が中心。ここには、辞書・事典、年鑑・白書、法令・判例集などの資料や、郷土行政資料、外国語図書、地図などの特別資料があり、カウンターの職員が調べ物の相談に応じている。三階にはこのほか、映画や講演会などを行う視聴覚ホール（約八〇席）、「武蔵野市立図書館朗読奉仕の会」や点訳グループ「六実会」^{むつみかい}が活動するためのボランティア室、目の不自由な人のために本を朗読する「対面朗読室」、古い新聞のマイクロフィルムを見るマイクロリーダーや、判例などを調べるCD-ROMパソコンのコーナーがある。ボランティアの活躍は目覚ましく、平成一七年度を例に採ると、対面朗読の利用者は年間（開館日数は二八七日）二二二人に上り、点訳の申し込みは四一五件、点訳された枚数は実に一万三四七〇ページに達している。点訳の内容はさまざまだが、器具類の取り扱い説明書や、パソコンの操作方法など、生活に密着したものが少なくない。

四階は事務室、地下一階は、五〇万冊以上収蔵可能な書庫である。

新中央図書館の開館によって、本市の図書館の利用率は極めて高くなった。平成一七年度実績では、貸し出し点数（視聴覚資料を含む）は、年間一五六万八〇〇〇点に上り、全国の人口一〇万人以上一五万人未満の市区九〇のうち第二位である（『図書館年鑑2006』日本図書館協会編集・発行↓資料編）。

新中央図書館は、やがて、各方面から注目されるようになった。九年一〇月、朝日新聞社出版局編集委員の佐藤靖

は、「朝日総研リポート」一二八号所収の論文「暮らしに役立つ図書館づくり」の中で、評価の高い図書館の一つとして武蔵野市の中央図書館を次のように紹介している。

「市民のほかに隣接市区（三鷹、小金井、田無、保谷、杉並、練馬）に在住する人が貸し出しを受けることができる。市周辺部も含めて外国人の利用者が多いため、洋書や外国の新聞をそろえている。雑誌は五三三タイトルのうち三四が外国誌（英、独、仏、中、韓）だ。新聞のマイクロフィルムや縮刷版をそろえ、記事検索システムにもアクセスできる。一九四七年四月からの朝日新聞の武蔵野版も現物保存している。また、図書紛失対策として三階の参考資料室に防止システムを導入したり、ホームレスの対応に苦慮したりと、都市部ならではの図書館運営に奔走している」

（三） 向上する図書館サービス

本市の図書館は次々と新しいサービスを展開している。昭和六〇（一九八五）年一二月に電算システムが稼働した。六二年一月の吉祥寺図書館開館を機に、夜間開館が始まった。それまで午後五時閉館だったが、中央・吉祥寺両図書館は火・水・金曜日を午後七時まで、西部図書館は、火・金曜日を午後七時までとした。西部図書館だけ夜間開館日が少ないのは、図書館が付設されている都営住宅の住民の要求によるもので、図書館前庭で中高校生などが夜遅くまでたむろするのを恐れたことだった。平成四（一九九二）年五月からは、中央・吉祥寺両図書館が、多摩地区で初めて平日（火・金曜日）午後八時までの開館となった（金曜日はその後休館日となり、月曜日が開館日となる）。

平成元年七月には、子どもたちにもっと図書館に親しんでもらおうと、「としよかんこどもまつり」がスタートした。毎年夏休みには、科学教室や展示、お話し会など、子どもを引きつけるプログラムを組んでいる。また、四年一二月

には、学校週五日制への対応として、市内一三小学校（当時）へ、図書館からそれぞれ二人の学校図書室開放指導員（公募市民）を派遣している（当初は第二土曜日と毎週水曜日午後、後に毎週土曜日と水曜日午後）。翌五年四月から毎月第二土曜日には、工作教室、人形劇、映画などを行う「どっきんどようび」も三館で始めた。

五年五月から、「廃棄雑誌リサイクル」を三館で開始した。それまで、保存年限を過ぎた雑誌は廃棄していたが、希望する市民に年四回各館で提供することになった。九年一〇月からは、図書も含めたりサイクル事業として各図書館にリサイクルコーナーを常設している。

六年七月、武蔵野、三鷹、小金井、田無・保谷市（現西東京市）の五市行政連絡協議会による「図書館相互利用」が始まった。実は、本市では、すでに昭和六〇年一〇月から、杉並区、三鷹市と、その後、小金井市、練馬区とそれぞれ図書館同士で協定を結び相互利用を始めているので、新たに開始したのは田無・保谷両市だけである。

一二年一〇月からは、祝日開館も始まった。祝日開館の実施に伴い、休館日は毎週月曜日から金曜日に変わった。一三年一一月には、図書館のホームページが開設され、図書館へ出向かなくても、自宅などで蔵書検索が可能となった。さらに一七年九月には、図書館のホームページから、図書・雑誌の予約が可能となった。

子どもが本に 中央図書館は、子どもの読書を推進する特色ある優れた実践をしている図書館として、平成一四**親しむ実践活動**（二〇〇二）年四月に文部科学大臣賞を受賞した。昭和四二年度から市立小学校三年生全児童を対象に実施している「読書の動機づけ指導」と、平成一四年度から始まった「むさしのブックスタート」の企画などが評価されたもの。

「読書の動機づけ指導」は、毎年度、「図書選定部会」（児童文学者などの講師、学校の教師、図書館職員から成る）

が、新刊書を中心にさまざまな分野から三〇数冊の本を選び、講師と図書館職員が学校を年一回訪問し、学校図書室などで指導が行われている。図書館職員は図書館を紹介し、講師は子どもたちの読書意欲をかきたてるような方法で本の紹介をしたり、読み聞かせなどを織り交せて、巧みに本の世界へ誘う。読書指導に使った本は、その場でクラスに贈られる。参観の保護者からの子ども読書相談にも講師が応じている。この試みは、学校教育と社会教育（図書館）の連携の先駆けとして注目されていた。

「ブックスタート」は、一九九二（平成四）年に英国のバーミンガムで始まった運動である。本市の図書館の場合はゼロ歳児の健康診断に参加したすべての赤ちゃんと保護者に、赤ちゃん向けの絵本や、おすすめブックリストの入った布の袋を、読み聞かせの大切さや絵本の活用の仕方などの説明をしながら手渡す。保健センターと連携して、子育てを支援する事業として開始した。（↓第二節三）

一三年三月には、今までであった東町市民図書室・本町図書室を閉鎖した。図書館やコミュニティセンターができるまでの読書・集会施設という両図書室の当初の設置目的は、昭和六二年の吉祥寺図書館開館、平成元年・四年、吉祥寺西・本宿各コミュニティセンターの完成などで、使命を終えたと判断されたからである。

（四）新しい試み

平成一〇年代、本市の図書館では幾つかの新しい試みが始まった。

まず、一三（二〇〇一）年四月、東京都からの申し出により、都立中央図書館と本市の図書館との間で交換派遣研修が始まった。本市の職員は都立図書館でレファレンス・サービスを学び、都立図書館員は本市の中央図書館で児童

サービスなどを研修するというプログラム。期間はそれぞれ一年で毎年実施され、一七年度で終了した。

一四年五月に「武蔵野市図書館運営委員会」（委員長・小池滋東京女子大学教授）を設置した。同委員会は、本市の図書館運営に関して、地域から広く意見を求め、武蔵野市らしい特色ある図書館づくりを行うため、学識経験者七人、公募による市民三人の計一〇人で構成された。図書館法が規定する図書館協議会よりも自由な委員会で、委員会の中に選書部会を設けているのが特徴。委員会委員五人と図書館員二人が資料収集方針や蔵書構成などについて協議する、他市にはない部会である。

図書館運営委員会は一六年二月には、教育委員会に報告書を提出したが、図書の紛失が多いので電子機械による盗難防止設備の導入を検討すべきである、利用者の安全を配慮して制服を着た警備員を常時各フロアに配置すべきである、などの提言を行っている。

一五年、本市は、民間などで培われた知識や経験を活かし、多様化かつ高度化する市民ニーズにこたえた図書館運営を目指し、図書館長を初めて公募した。図書館長公募は全国的にも珍しい。四月には、応募者八七人の中からジャーナリスト出身の三木孝治郎館長が就任した。三木館長は、電算システムのヴァージョン・アップ、レファレンス・サービスの充実などに取り組んだ。

(五) 市民の知的財産を守る―図書交流センターの設立

本市在住者には、学者や文化人などが多い。埴谷雄高など著名な作家が死亡した時、遺族がその蔵書を図書館に寄贈したいと申し出たことがあった。しかし、図書館では、保存スペースその他の問題もあって、受け入れが不可能で

あると断った経緯がある。今思えば市民の貴重な知的財産であったこれらの蔵書はその後どうなったか。散逸し廃棄されたとすれば痛恨の極みである。こうした過去の経緯に基づいて、市民の貴重な愛蔵書を姉妹・友好都市とともに有効活用するため、市民交流の拠点として利用する施設を設置したらどうかとの考えから、市は二三年六月、「愛蔵書センター（仮称）研究委員会」（委員長・小池信雄元河出書房新社編集者）を設置し、調査研究を委嘱した。同委員会の提言に基づいて誕生したのが、一五年四月に設立された「武蔵野市図書交流センター」である。

文化人の愛蔵書を

同センターは、遺族から申し出があれば愛蔵書を譲り受け、有効活用を図って、散逸を防ぐこ

再活用

とを目的に設立された、全国的にも珍しい施設である。統合によって空き教室となった旧桜堤

小学校（桜堤一丁目）の三階を活用し、司書の資格をもつセンター長以下嘱託職員が、図書の分類整理に当たっている。同年八月には、小池辰雄・元獨協大学名誉教授の遺贈書（世界各国の聖書などキリスト教関係の専門書が中心）約三万冊のうち約一万冊を、本市の友好都市である新潟県小国町（現長岡市）が造った「小国町愛蔵書センター」へ寄贈・寄託した。この愛蔵書センターは、計画の段階から注目され、新聞にも、「文化人の愛蔵書、再活用」（読売新聞 一四年二月一六日付）、「蔵書で地方と交流」（東京新聞 同年三月三日付）、「新潟・小国町まで二〇〇キロ 保存・活用へ大移送作戦」（産経新聞 同年三月一八日付）などと大きく報じられた。

その後、翌一六年一〇月に樫山欽四郎・元早稲田大学教授の愛蔵書約六七〇〇冊（哲学書が中心）が遺贈されるなど、一七年度末までに、約四万六〇〇〇冊が寄贈され、うち約二万八〇〇〇冊が友好都市の小中学校や都立中央図書館、財団法人大宅壮一文庫、早稲田大学の研究室などへ要望によって提供（寄託分も含む）され、広く利用されている。また、本市の幼稚園、保育園、学童クラブ、テンミリオンハウスなどの公共施設、武蔵野赤十字病院図書室にも

届く仕組みになっている。武蔵野市図書交流センターは、一七年三月と一〇月には、前年の新潟県中越地震で被害を受けた友好都市小国町への復興支援のため、中央図書館前で、「がんばれ小国ブックリサイクル」を開催、市民から寄せられた義援金約一六万円を小国町に送った。このチャリティ・ブックリサイクルをきっかけに生まれた「本がくるくるリサイクル」が以後、毎年開かれ、市民に喜ばれている。

五 「中近東文化センター」との相互協力に関する覚書」締結

財団法人「中近東文化センター」（三鷹市大沢三丁目）は、昭和五四（一九七九）年一〇月、三笠宮崇仁親王が発案し、出光興産株式会社の全面的な協力で開設された。中近東およびその関連地域の文化に関する専門書約五万冊、雑誌類約一二〇〇誌、旧石器時代からオスマン帝国までの出土品など約六〇〇〇点を所蔵、企画展を開催する一方、研究員らがエジプト、トルコ、イランの遺跡調査にも取り組み、世界の学界で注目される成果を上げてきた。日本でも有数の中近東文化専門の研究・展示施設である。本市は、同センターを生涯学習などに利用してきた。

ところが、平成一五（二〇〇三）年に、それまで一手に支援してきた出光興産が、経営上の都合で寄付金の減額を余儀なくされた。このため同センターは、この年一二月から、研究部門だけに事業を縮小し、一般展示を休止した。近年、中近東が世界の人々の関心を集めるなか、日本においては、オリエント文明やイスラム文化を紹介する施設は数少なく、その中核的存在である中近東文化センターの機能が失われることは、日本国民にとっても、市民にとっても貴重な財産を失うことにほかならないと、三鷹市と武蔵野市が、同センターの展示部門再開に向けて、支援するこ

とにした。

一六年八月、清原慶子三鷹市長、土屋正忠武蔵野市長、牟田口義郎中近東文化センター理事長の間で、「財団法人中近東文化センターとの相互協力に関する覚書」が交わされた（↓資料編）。この覚書で合意された事項は、①三鷹市および武蔵野市は、中近東文化センターと相互に協力して展示事業を実施する、②相互協力の期間はおおむね三年とする、③同センターは、歴史的資料および美術資料などの収蔵品の展示や市民の学習意欲にこたえるための活動の機会を提供する—というものである。

相互協力の具体的内容は、中近東文化センターで再開される展示の一般公開を、武蔵野市と三鷹市が共催し、両市は、同センターに対し負担金としてそれぞれ三〇〇万円支払うというもの。そして、両市の市民の入場料は市民優待一〇〇円で（通常は一般八〇〇円、高校生・大学生五〇〇円、六五歳以上四〇〇円、小・中学生以下は無料）六五歳以上は無料になっている。

こうして一六年一〇月一日から一七年二月一九日の水・金・土曜日に、企画展「ペルシャの陶器—色彩とデザインの世界」が同センターで開催された。三鷹市、本市の各三〇〇万円の負担金に加え、地元企業の日本無線（製作所・三鷹市下連雀五丁目）と横河電機（本社・武蔵野市中町二丁目）などの協力で合計約二五〇〇万円が集まり、展示再開にこぎ着けたのだった。この企画展では、同センターと出光美術館所蔵の紀元前から現代までの陶器約一七〇点が展示され、期間中の入館者は、三九三五人（うち有料の武蔵野市民は二四四人）に上った。訪れた人々は、鮮やかな色彩とユニークな意匠が特徴のペルシャの鉢や壺に魅了された。会場には、出土品のほか、発掘した遺跡や現代の窯業の様子などが写真や模型で展示され、同センター研究員の軽妙な語り口による解説と相まって、好評を博した。

武蔵野市寄付講座

なお、本市は、平成一六（二〇〇四）年度には、企画展の負担金三〇〇万円のほか、寄付講座を開く 負担金として二〇〇万円を計上、これにより、一〇月二日から一七年一月二十九日までの土曜日、

全一三回の武蔵野市寄付講座「オリエントの世界を知ろう」が同センター講堂で開催された。受講対象は、本市および三鷹市に在住・在勤・在学の一八歳以上の人。但し定員は、武蔵野市民一〇〇人、三鷹市民三〇〇人で、実際に参加したのは、武蔵野市民九二人、三鷹市民二〇人だった。講座のテーマは、「メソポタミアの八百万やおよろずの神々」（講師・中田一郎中央大学教授）、「イラン人の登場とゾロアスター」（同・上岡弘二東京外国語大学名誉教授）、「シリア、パレスティナの反アッシリア同盟」（同・池田裕筑波大学名誉教授）、「粘土に書かれた最古の文字―楔形文字の誕生」（同・小林登志子NHK学園講師）など、宗教、歴史、文化にまたがり、極めて多彩。なお、一六年度には、武蔵野文化事業団も同センターに三〇〇万円の助成を行い、センターの事業を支援した。

翌一七年度には、本市も三鷹市もセンターへの負担金をそれぞれ五〇〇万円に増額、企画展も三種にわたった。「小説に読む考古学―松本清張文学と中近東」展（開催期間三〜七月、入館者二七八三人）、「アラジンと魔法のランプと海のシンドバッド―中近東のあかりと海の貿易」展（八〜九月、一二一五人）、「ガラスの博物誌―ガラス文化の源流を辿る」展（一〇月〜一八年二月、四六二五人）という内容である。また、本市は、前年度同様、寄付講座負担金二〇〇万円を支出、全一回の寄付講座「中近東における美」を実施した。武蔵野市民一〇〇人、三鷹市民三〇〇人の定員に対し、本市の市民一一一人、三鷹市民一六人が参加した。

一八年度も、企画展三種と寄付講座（全一回）が行われ、覚書の相互協力期間三年を経過した。そこで、本市と三鷹市は協議の結果、さらに三年間、相互協力を続けることを決定、一九年度から二二年度まで、中近東文化センター

を支援することになった。

中近東文化センターは、学校教育をはじめ生涯学習や市民活動で利用されるなど、地域とのつながりを持ち、地域に開かれた施設として、三鷹・武蔵野両市民から愛されている。

第五節 武蔵野の文化財、歴史保存

一 武蔵野市百年史

武蔵野市は、平成元（一九八九）年に開村一〇〇年を迎えたが、それに先立ち、昭和六三（一九八八）年十一月、開村一〇〇年委員会事業検討小委員会（座長・西本晃二東京大学教授）から、開村一〇〇年記念事業の一つとして「武蔵野百年史（仮称）の編さんに着手すること」が提言された。「本市では、近世の古文書の資料収集と刊行には努めているものの、近代・現代の行政資料収集は行われていなかった。そこで、新たに、行政資料を重点とした武蔵野百年史を発刊すべきだ」というのが同委員会の意見であった。

『武蔵野史』と この提言以前に市が発行した郷土の歴史書は、二種ある。その一つは、昭和一五（一九四〇）年『武蔵野市史』 十一月、武蔵野町が、町民の郷土に対する認識を新たにしようと、歴史学者の藤原音松成蹊高等学校教授に郷土史編さんを委嘱、武蔵野市制施行（昭和二二年一月）記念として二三年一月に刊行された『武蔵野史』。本文六二六ページ。表記は、執筆時期を反映して旧かなづかい、旧漢字である。

もう一つは、四五年三月、武蔵野市史編纂委員会（児玉幸多学習院大学教授ら四人で構成）が編さんした『武蔵野市史』（本文二一九七ページ）。市史本編の出版に先立ち、『資料編』と『続資料編一』が刊行された。

同編纂委員会は、四五年に解散したが、補助編さん委員だった鈴木研（地方史研究者）が、市史編さんを所管していた武蔵野図書館（今の中央図書館）に一人残って、市内各旧家に残された膨大な近世文書の編さんに取り組み、今期に及んだ。鈴木は、平成二〇（二〇〇八）年三月に死去するまでに、『武蔵野市史・史料目録編』三冊、『同・続資料編』一〇冊をほとんど独力で編さん、市によって刊行された（なお、鈴木の後、森安彦・国文学研究資料館名誉教授がその仕事を引き継いでいる）。

武蔵野百年史 これらの歴史書『武蔵野史』と『武蔵野市史』は、いずれも原始・古代から説き起こしているため、**編さん委員会** 近世までの叙述が大部分を占め、近・現代に薄い。これに対し、近・現代の行政資料を駆使して編さんされたのが『武蔵野市百年史』で、まさに近・現代史そのものである。

平成二（一九九〇）年四月、企画部に百年史編さん室（課に相当）が設けられ、三年四月五日、武蔵野百年史編さん委員会が発足した。委員長に佐藤^{あさひ}（成蹊大学教授）、副委員長に植手通有（同）、委員に小林弘和（専修大学助教）と小原隆治（成蹊大学講師）が委嘱された（カッコ内はいずれも当時）。佐藤は行政学・地方自治の権威、植手は政治思想が専門、小林と小原は、いずれも地方自治が専門である。この点が、百年史編さんの特徴である。先行する二著が、いずれも考古学者や歴史学者の手に成るもので、遺跡や遺物、古文書などを主な資料として編さんされたのと、対照的である。編さんは、執筆も担当する四人の編さん委員に、資料収集などを行う三〜四人の編集委員（元市役所職員）が加わるといって体制で行われた。

五月から、市の元総務部長や市議会事務局長からの聞き取り調査を開始、次いで基本方針の審議に入り、三項目の基本方針を立てた。特徴的なのは、第三項で、資料はできるだけ広範囲にわたり収集し、特に地方自治の制度の変

遷や行政運営の実態に留意するとした。

本編刊行に先立ち 平成四（一九九二）年三月、市史本編に先立って、百年史別冊として『武蔵野ショック—高別冊と資料編を發行 額退職金は正に燃えた三〇日』（四二〇ページ）が刊行された。四〇〇〇万円という、市職員の高額退職金の是正を訴えて市長に当選した土屋正忠が就任直後に断行した制度改正（高額退職金の是正）は、全国 of 地方自治体に大きな影響を与えた。この一件について、行政資料はもとより、当時の風刺マンガや新聞記事なども収録した別冊第一弾で、執筆は編さん委員の小林が担当した。（↓第一章第二節二）

次いで、六年三月、『武蔵野市百年史資料編Ⅰ』上・下二冊（計一六八七ページ）が、七年三月に『同資料編Ⅱ』上・下二冊（計二〇九一ページ）がそれぞれ刊行された。『資料編Ⅰ』には、吉祥寺・西窪・境・関前の四か村が合併して明治二二（一八八九）年四月に武蔵野村が誕生してから、昭和二二（一九四七）年一月に市に昇格するまでの五八年半の町村政を中心に、さまざまな資料が収録されている。これらの資料の多くは、現在武蔵野市役所に保管されているものから選り出されているが、そのほかに東京都公文書館、東京ガス（株）、東京電力（株）、京王電鉄（株）などで保管されている資料や、市民から提供された資料も含まれている。但し、行政資料については、太平洋戦争直後の焼却処分や昭和五年の市庁舎移転に伴う紛失などがあり、十分とはいえないのが惜しまれる。本編（記述編）に先立って資料編を発刊したのは、収集した資料が散逸するのを防ぐ意味もあった。

『資料編Ⅱ』は、昭和二二年一月三日の市制施行から、五八年四月まで、荒井源吉、後藤喜八郎、藤元政信の三人の市長がそれぞれ市政を担当した三五年六か月間の資料を収録している。市の永久保存文書をはじめ、事務報告・市報むさしの・武蔵野市議会報・市勢統計・各種新聞などから収集した。この期間の資料の量は膨大なため、項目の

選定基準として、①全国的に知られるようになった先進的事例、②長期間にわたって取り組んできた課題、③行政史をたどるうえで重要な事項―の三つを定め、選定されている。

なお、資料編の付図として、武蔵野村地番図（桜井鶴松家所蔵文書）や道路線番号図など一一枚がある。

九年一月には、百年史別冊第二弾として、『要綱行政が生んだ日照権』（五九九ページ）が刊行された。本市の宅地開発等指導要綱による行政指導をめぐる、現職の市長が刑事責任を問われて有罪判決に至った、このユニークな訴訟事例は、条例と法律の関係や行政指導について、行政法学者の論議に好個の素材を提供した。執筆は編さん室編集委員の上田幸雄が担当した。（↓第六章第四節三）

本編『記述編』全四巻と 百年史の本編は、『武蔵野市百年史 記述編』の書名で、平成一〇（一九九八）年九月『年表編』の刊行 から一四年三月にかけて、四巻に分けて刊行された。

『記述編Ⅰ』（一〇六五ページ）は、武蔵野村誕生の明治二二（一八八九）年四月一日から市制を施行する昭和二二（一九四七）年一月三日までの村・町時代の五八年間の歴史を叙述。村議会・町議会会議録、予算・決算書、事務報告などの行政資料による検証はもとより、一〇〇人以上に及ぶ聞き取り調査などにより、当時の様子を伝えている。

『記述編Ⅱ』（九〇二ページ）は、荒井源吉市長が市政を担当した昭和二年から三八年まで、四期一六年の武蔵野市の動きがまとめられている。物資の欠乏していた戦後処理の時代からようやく抜け出して高度成長期に向かう時代、都市基盤の整備が進んでいく本市の移り変わりを詳細に記録している。

『記述編Ⅲ』（九四一ページ）は、後藤喜八郎市長の四期一六年のうち、第一期から第三期、昭和三八年から五〇年までの一二年間が対象。史上空前の好景気のもと、市税収入も好転、大型事業に着手、都市化が進み、市民参加の行

政が展開されはじめる時代の記録である。

『記述編Ⅳ』（八〇八ページ）は、後藤市長第四期の四年間と藤元政信市長が市政を担当した一期四年、昭和五〇年から五八年まで八年間の本市の動きをたどる。市民の高い担税力に支えられ、長期計画に沿い、市民参加で着々と都市基盤の整備と福祉政策が展開された市政の記録である。

記述編の執筆は、Ⅰ巻を植手が担当、残りのⅡ、Ⅲ、Ⅳ巻はすべて佐藤が書き上げた。佐藤は、独力で膨大な資料に取り組んだが、とりわけ、Ⅲ巻が対象とした一二年間は、自身が本市の教育委員や長期計画策定委員、各種市民委員会委員などを務めて市政に深くかかわった時期だけに、資料に目を通しながら登場する関係者の姿や声を思い浮かべることもしばしばだったという（『武蔵野市百年史記述編Ⅲ』あとがきによる）。

記述編全四巻には、合計二九八枚の写真（口絵写真も含む）が使用されているが、このうちの四七枚は、市の呼びかけにこたえて、市民や市内の会社などから提供された、明治・大正・昭和前期の貴重な写真資料である。

記述編刊行中の平成一三年三月、『武蔵野市百年史年表編』（七三九ページ）が発行された。明治二二年から昭和五八年までの「武蔵野市（武蔵野村・武蔵野町）」「東京都（東京府）・三多摩」「国内外」のそれぞれのできごとを年月日を付して対照させている。

『武蔵野市百年史』は、記述編、資料編、年表編、別冊を合わせて、全九巻一一冊（総ページ数九二五二）となった。いずれも記述は詳細を極め、開村以降一〇〇年の武蔵野市の歩みを、国政や地方自治の変遷などを背景に丹念にたどっている。なお本編は、『武蔵野市百年史』続編として、土屋市長時代の二三年間の市政を詳細に記録したものである。

『武蔵野市教育史』 『武蔵野市百年史』の刊行とは別に、今期、教育委員会の編さんにより、『武蔵野市教育史』の刊行
 が刊行されている。通史編全三卷（監修・永岡順筑波大学名誉教授）は、平成四（一九九二）

年に刊行されたが、この年は、明治五（一八七二）年の学制発布から数えてちょうど一二〇周年に当たる記念すべき年であり、本書は、我が国の近代学校制度の歩みと軌を一にしている本市の学校教育一二〇年の歴史である。

編さんの基本方針は、「資料で語らせる」を第一にしており、各種の教育行政の資料をはじめ、市民の回想録（児童・生徒時代の思い出など）を頻繁に引用している。また、本市の教育も国の施策や方針などに準拠して行っているといえ、武蔵野市としての特別のやり方、いわゆる武蔵野方式があり、それらについても、数多く取り上げている。監修者の永岡は、第一巻の「監修者のことば」で、本書を通して、教育発展に貢献した武蔵野市民全体の力強い意欲と努力の大きさを知ることができ、この点は、本書の大きな特色の一つであると述べている。

通史編全三卷は総ページ数二五三六と大部の教育史だが、平成八年三月には、さらにその姉妹巻として『資料編第一巻』（八九八ページ）が、七年三月には『資料編第二巻』（四七九ページ）がそれぞれ刊行された（いずれも監修は齊藤太郎筑波大学教授）。

二 文化財保護

(一) 武蔵野市の文化財

市は、市内の文化財の保護と活用を目的として、埋蔵文化財の調査、指定文化財の保護、民俗資料の調査収集、文化財講座、文化財の展示などの施策を行っている。こうした文化財保護・普及事業については、これまで市発行の歴史書でほとんど触れてこなかったもので、以下に、今期以前の状況から紹介する。

武蔵野市

昭和二四（一九四九）年一月二六日の法隆寺金堂の火災を契機に、翌二五年「文化財保護法」が

文化財保護条例 制定された。二九年には大幅な改正が行われ、地方公共団体および教育委員会の責務が明確にされた。さらに、三一年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定され、「文化財保護に関すること」が教育委員会の職務権限の一つとして定められた。

本市でも、この頃、文化財保護について市議会への陳情もあり、文化財保護条例制定の気運が生じていた。すでに条例を制定した地方の例を参照しながら検討が進められ、三一年になると、市教育委員会は、条例制定について審議し、可決した。しかし、なぜか、市議会に上程されないうまま立ち消えとなり、「武蔵野市文化財保護条例」が制定されたのは、それから一四年後の四五年四月のことであった。

なお、『武蔵野市教育史』によると、条例は制定されなかったものの、文化財調査などの実際的な活動については、

三三年に、社会教育委員の会議で「文化財の調査」が議題となり、同会議の文化部に付託して、第一次（吉祥寺地区）、第二次（西窪、関前地区）、第三次（境地区）にわたる調査が実施され、三四年には、同会議で「市内文化財資料編集」についての審議が行われたというが、具体的内容については資料を欠き、分かっていない。

「武蔵野市文化財保護条例」は、市文化財を五種に類別している。建造物、絵画、彫刻、工芸品、典籍、古文書、考古資料などの有形物で、歴史上または芸術上価値の高いものを「市重宝」、工芸技術、郷土芸能その他の無形の文化的所産で、伝統があり、かつ技術上価値の高いものを「市技芸」、生活、風習などの推移の理解に欠かせない有形の民俗資料や、民政に関する文献、金石文などで資料的価値の高いものを「市郷土資料」、歴史上重要な事件または人物の遺跡で特に文化史上価値の高いものを「市史跡」、生物、無生物や、特異な地質学的形態で、学術上価値の高いものや由緒あるものを「市天然記念物」という。

文化財保護委員

また、文化財の保存や活用に関して、市教育委員会の諮問に答えたり、意見を具申したり、必要な調査研究を行うために、市教育委員会に文化財保護委員（学識経験者の中から委嘱）一二人以内を置くことを定めている。この条例に基づき、市教育委員会は、条例制定から三か月後の昭和四五（一九七〇）年七月、児玉幸多学習院大学教授ら一二人に文化財保護委員を委嘱した（表3-5-1）。委員らは、早速、文化財調査に乗り出し、その調査結果を具申、市はそれに基づき、四六年度中に一五件を市文化財に指定した。このうち「幻灯写し絵技術」の保持者小林源次郎（吉祥寺南町二丁目）は本人死去で平成四年十二月、指定を取り消し、二二年現在の市文化財は一四件である。

内訳は、まず、市重宝が三件。調査の結果、一五〇年から二〇〇年前の建築と分かり、歴史的に価値が高いとの理

表 3—5—1 歴代文化財保護委員名簿

委員名	任 期	専門分野
伊藤 隆吉	昭和45年7月～昭和57年7月	民俗・地質
大場 磐雄	昭和45年7月～昭和51年7月	考古
奥野 高廣	昭和45年7月～平成4年7月	古文書
加倉井 昭男	昭和45年7月～昭和59年7月	建造物
神尾 明正	昭和45年7月～昭和49年11月	地質
木村 四郎	昭和45年7月～昭和59年7月	樹木・動物
児玉 幸多	昭和45年7月～平成14年11月	古文書（中世）
土屋 忠七	昭和45年7月～昭和47年7月	民俗・地質
服部 亮馴	昭和45年7月～平成6年8月	郷土史
松岡 六郎	昭和45年7月～昭和51年7月	考古・民俗
本橋 誠一	昭和45年7月～昭和59年7月	郷土史
森 安彦	昭和45年7月～平成22年10月	古文書（近世）
中村 和正	昭和47年7月～平成4年7月	民俗
鈴木 研	昭和51年5月～平成20年3月	古文書（近世）
坪井 洋文	昭和49年7月～昭和63年7月	民俗
吉崎 恵次	昭和57年7月～平成12年10月	人文地理
小林 源次郎	昭和57年7月～平成2年7月	郷土史
川崎 義男	昭和59年8月～平成8年9月	考古
中野 晋一	昭和61年8月～平成10年9月	郷土史
田村 善次郎	昭和63年8月～平成4年7月	民俗
加藤 有次	平成2年8月～平成14年10月	博物館学・考古学
小川 信	平成4年9月～平成14年10月	古文書（中世）
石田 武久	平成4年9月～平成22年10月	民俗学・博物館学
宮崎 勇	平成4年9月～平成20年10月	郷土史
大石 慎三郎	平成8年10月～平成16年10月	日本経済史
松尾 美恵子	平成8年10月～平成22年10月	文化史
内川 隆志	平成10年10月～平成22年10月	考古学・博物館学
稲葉 和也	平成14年10月～平成22年10月	建築史
深井 雅海	平成14年10月～平成22年10月	日本近世史
林 護	平成14年10月～平成22年10月	古文書（中世）
濱野 周秦	平成16年10月～平成22年10月	造園樹木学
中野 達哉	平成20年10月～平成22年10月	日本近世史
川瀬 恵子	平成20年10月～平成22年10月	民俗

〔「武蔵野市の教育」「社会教育課事業概要」「生涯学習スポーツ課事業概要」他〕

由で指定された「旧関前村名主役宅」（八幡町三丁目の井口家の建物）、市内に存する仏具中他に類品がなく、元禄七（二六九四）年の刻銘があるように制作年代も古いため指定された「延命寺の護摩炉」（八幡町一丁目）、市内唯一であり、作者も分かって、制作にも特色があるため指定された「安養寺の梵鐘」（吉祥寺東町一丁目）の三件である。このほか、「むさしのばやし」など市技芸二件、「井野家古文書」（西久保三丁目の井野家所有）など市郷土資料六件、

市史跡一件（「杵築大社の富士山」Ⅱ富士山をかたどった高さ六、七メートルの小山・境南町二丁目）、「成蹊学園のケヤキ並木」（吉祥寺北町三丁目）など市天然記念物三件である。

その後、市文化財は、五六年度までほとんど毎年度、二、三件が指定され、今期に入ってから、平成二（一九九〇）年度に一件（「榎本家古文書」Ⅱ西久保三丁目の榎本家所有）だけである。平成一七年度末現在、市指定文化財は三二件である。（↓資料編）

なお、市の文化財保護条例は、文化財保護法の改正に伴い、一七年四月に改正され、市指定文化財の種別は、「有形文化財」、「無形文化財」、「有形民俗文化財」、「無形民俗文化財」、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」の七種となり、「史跡」と「天然記念物」を除き、名称が変わった。

都有形文化財に指定された

本市西久保一丁目の牛込家に伝わる『江戸氏牛込氏文書』は、昭和二七（一九五二）

江戸氏牛込氏文書

年に「東京都文化財保護条例」が制定され、同年に都重宝（五一年七月の条例改正により有形文化財）に指定された。（↓資料編）

江戸氏は平安時代ごろから江戸の地を領有した一族。また牛込氏は一六世紀に上野国から武蔵国豊島郡に移ってきた一族で、この地の名を苗字として牛込氏となり、江戸氏に次いで江戸の大半を領有した。これらの文書は、中世における土地領有の様子や地名などを知るうえで貴重な文書である。

消えた文化財

文化財の保存は、なかなか難しい。とりわけ、技芸など無形文化財は、その技芸の保持者が死亡した場合、伝承者がいないと、消えてしまう運命にある。昭和四六（一九七二）年度に、「むさしの

ばやし」とともに市技芸に指定された前述の「幻灯写し絵技術」がその一例であった。「幻灯写し絵」とは、享和三（一

八〇三）年、江戸の上絵師が、当時オランダから輸入されていた西洋幻灯を手本に考案した和製幻灯。木製の幻灯器からの映像を和紙のスクリーンに映写し、説教節の語りにつれて操作する。彩色の動く映像として黄表紙や浄瑠璃と結びついた伝統芸能で、今日では「世界初のアニメーション」として評価されている。その伝統芸能の保持者・小林源次郎には伝承者がおらず、貴重な市文化財は消えてしまった。

むさしのばやしは伝承

一方、もう一つの市技芸（現在は市指定無形民俗文化財）「むさしのばやし」は、保持者の吉祥寺囃子連中（代表者・中野普一）によって伝承されている。「むさしのばやし」は、文久二（一八六二）年、武蔵野八幡神社のお祭りをにぎやかにするため、吉祥寺村を中心に生まれたといわれ、代々「吉祥寺囃子連中」により伝承されてきた。大太鼓一、小太鼓二、鉦一、笛一で構成され、それに獅子舞い、おかめの舞い、ひよつとこの舞いなどが入る。昭和三七（一九六二）年、はやし連中百年祭を契機に「むさしのばやし」と呼ぶようになった。平成九（一九九七）年一〇月、むさしのばやし保存会会長を務める中野普一（中町三丁目）は、文化財保護関係団体の長として二六年、文化財の保存に五〇年の永きにわたり尽力したとして、東京都功労者表彰（都知事表彰）を受けた。さらに、一六年七月には、むさしのばやし保存会に、明治安田クオリティオブライフ文化財団から活動助成金が贈呈された。地域の伝統文化の継承・発展活動、特に後継者育成（成人教室、笛教室、市の「むさしのばやしチビッコ教室」への協力など）が評価されたためである。

旧家二〇〇軒の民具や

古文書を徹底調査

今期における文化財保護事業で最も注目された事業の一つは、昭和五九（一九八四）年七月から平成三（一九九一）年三月までの六年八か月に及んだ「武蔵野市文化財悉皆調査」である。昭和四〇年代から始まった高度経済成長政策は、社会全般に大きな変動をもたらし、特に江戸時代以来培わ

れてきた生活様式を完全に解体させたといわれる。生活様式の激変に伴い、先人たちが知恵と汗の結晶として生み出してきた生活用具や生産用具などの民具、文書や記録類が消滅してしまう危機に直面して、市教育委員会は、文化財保護委員会の意見具申に基づき、この一大事業に着手した。この調査は、いわば第一次悉皆調査ともいべきもので、江戸時代以来続いてきた、市内のいわゆる「旧家」三〇〇軒を対象とし、そのうち二〇〇軒について調査を実施した。この悉皆調査は、最初の一年間を準備期間として、市文化財保護委員の森安彦（国立史料館教授）、鈴木研（地方史研究者）の二人が、社会教育課文化財担当の職員、地元の家数人と協議し、調査方法・組織などを決めた。調査方法は、吉祥寺・西窪・関前・境の旧村を単位区域とし、この旧村ごとに旧家リストを作成した。調査では、原則として民具などを一点毎に調査カードに記入し、写真撮影してカードに添付することとした。調査の進行とともに、民具・文書以外に、年中行事などの歳事、古老からの聞き取りも加わり、広範囲にわたるものとなった。

調査組織は、指導員（前出の森・鈴木の二人）、調査員（旧村ごとに旧家の中から地元の事情に精通している人数人ずつ）、協力員（家庭の主婦を中心に若干名）、文化財担当職員。悉皆調査室が大野田小学校に開設され、協力員が常駐した。

二年目（六〇年）の秋から調査活動に入った。最初はまず調査員自らの家の調査から開始し、親戚・知人と広がっていった。調査員は旧家リストに基づいて自分の担当区域の旧家を事前に訪問し、調査の了解を得、日時を決定し、当日は、指導員、担当区域の調査員、協力員、文化財担当職員が参加して調査を実施した。土蔵、物置、それに仏壇の下引き出しに至るまで、許される範囲を広げていった。四、五〇年間も開いたことのない土蔵を一日がかりで大掃除しながら「掘り出し物」を探すこともあった。夏の調査活動では、汗とほこりで下着までびっしょりと濡れること

も珍しくなかった。冬の調査では、寒い土蔵や日陰の物置の中で、手がかじかみ、身体が芯まで冷えた（「武蔵野市の民具と文書―武蔵野市文化財悉皆調査報告書」）。

こうした調査の回数は三〇〇回に上り、その成果として、民具関係などの調査カード五〇〇〇枚、民具総数七万点余、文書関係では九七軒で四〇〇〇点余の文書を発掘した。

武蔵野郷土史展

この調査が山場を越えた頃、悉皆調査の成果を展示する機会が訪れた。平成元（一九八九）年一月二三―二七日の五日間、武蔵野市開村一〇〇年記念事業の一環として、「武蔵野郷土史展」が市民文化会館で開催された。この郷土史展に、悉皆調査の成果の一部を、歴史コーナー、年中行事コーナー、生活用具コーナー、文化財コーナーなどとして展示した。武蔵野市民の一年中の行事が一度に展示されたのは壮観であり、珍しく、「武蔵野市にこんな古いものがまだ残っていたのか」と驚いた人も少なくなかった。

井の頭遺跡群の

発掘調査

市の文化財保護活動の重要な事業の一つに、前期から続いている井の頭池遺跡群の埋蔵文化財発掘調査がある。この遺跡群は、井の頭池の周囲と池を源とする神田川を囲む台地上、傾斜地、低地部に広がる大規模なものである。その面積は二三万平方メートルと推定されるが、本市と三鷹市にまたがっており、その一部（都立井の頭恩賜公園に含まれる五万四八―五平方メートル）は、都の史跡に指定されている。

この遺跡群の存在は、明治二〇（一八八七）年から知られていたが、本市初の学術的な発掘調査は、昭和三七（一九六二）年九月、武蔵野市史編纂事業の一環として考古学者大場磐雄らによって実施された。御殿山遺跡調査である。井の頭池の北西台地上に縄文時代中期後半―後期初頭の竪穴住居址二件と多数の土器石器類が出土した。出土した土器石器類は、初めは市立中央図書館などに保管していたが、毎年平均二件近くの本格発掘調査を実施して遺物も増え

たため、平成三（一九九二）年二月、関前四丁目に収蔵庫を兼ねた文化財調査室を開設して、そこへ移した。

本市における発掘調査は、ほとんどが小規模のものだったが、平成一五（二〇〇三）年九月から一六年一月にかけて行われた吉祥寺南町三丁目遺跡C地点の調査は、調査期間が一年を超えたばかりでなく、調査面積が、試掘調査四三八平方メートル、本調査七五〇八平方メートルという、きわめて大規模な調査となった。

調査は、一五年八月、吉祥寺南町三丁目四番にマンションを建設する工事計画案が三菱地所株式会社から市教育委員会に示され、埋蔵文化財に対する問い合わせがあったことに始まる。市教育委員会は、マンション建設予定地の一部が埋蔵文化財包蔵地に該当するため、文化財保護法による事前の届け出のうえ、試掘調査を行う必要があることを説明した。試掘調査の結果、旧石器時代、縄文時代の遺構、遺物が確認されたため、事業者と本調査の期間などについて協議したうえ、遺跡調査会を組織した。同調査会は、会長（市教育委員会教育部長）のもと、三人の理事（事業主、市教育委員会生涯学習スポーツ課長、市文化財保護委員）と監事二人（事業主、市出納課長）、事務局（市教育委員会生涯学習スポーツ課）、調査団（団長・内川隆志国学院大学講師Ⅱ市文化財保護委員）で構成された。

本調査の結果、旧石器時代の遺物五九七九点、縄文時代の遺物一万三〇六六点が出土したほか、縄文時代の住居跡四件、本市としては初めての弥生時代の遺物（土器片）や平安時代の住居跡（二件）などが発掘された。この調査の大きな成果は、平安時代の住居跡の遺構が確認されたことと、神田川流域における遺跡の北側への広がりが見えてきたこと、埋蔵文化財包蔵地を変更して、遺跡範囲を広げた。

市始まって以来のこの大調査は、貴重な遺物、遺構を多数出土したため、市では、見学会として調査中の発掘現場を一般公開した。見学会は一六年七月三十一日と八月一日に催され、八〇〇人を超える見学者でにぎわった。

ちなみに本市では、埋蔵文化財包蔵地の調査費用について、個人住宅の建築であれば、試掘調査も本調査も市が全額負担するが、企業などが営利を目的として、マンション、ビルなどを建設する場合は、試掘調査は全額市が、本調査は全額事業者が負担することになっている。

文化財に親しむために

市が保護・保存に努めているのは、埋蔵文化財に限らない。唯一の市指定無形民俗文化財である前述の「むさしのばやし」の伝承・保存は昭和五〇（一九七五）年から。「むさしのばやしチビッコ教室」は小学校三〜六年生を対象に、むさしのばやし保存会のメンバーが指導に当たっている。週一回、六か月間（計二〇回）で、毎年、五〇人前後の子どもたちが修得に励む。秋には、市民文化祭で、その成果を披露し、市民に親しまれている。

市では、文化財普及事業にも力を入れている。昭和五〇年に開設、毎年続いている「古文書解読講座」もその一つ（会場は武蔵野公会堂、のちに市立中央図書館）。市内に現存する近世古文書を解読することにより、郷土の時代背景を学び、郷土と文化財に対する理解と関心を高めるのが目的。毎年五月から翌年三月まで週一回、計約四〇回の講座である。一年近い講座の修了後も自主的にグループをつくり、定期的に勉強会を行う受講生グループもある。

このほか、今は使われていない、武蔵野の方言「べえべえ言葉」の講座（講師・宮崎勇）や、古老から、昔の武蔵野を聞く会、玉川上水周辺の文化財めぐり、また、市役所一階のロビーで年中行事や民俗資料の展示などが折りに触れて開かれるほか、さまざまな講座、イベントが市やコミセンなどの企画で実施されている。

平成一六（二〇〇四）年五月、市は、市内の見所を歩いてめぐるルートなどを示した「武蔵野市文化財散策マップ」を作成して、市民に無料配布した。このマップは、市内を四地域に分け、それぞれに、二時間前後で歩ける七〜八キ

口の散策コースを書き込んだもの。市や都、国の文化財や史跡に指定されている名所旧跡が網羅されており、地図の裏面には、見所を写真付きで解説し、武蔵野市周辺の縄文時代からの歴史を年表にまとめている。文化財めぐりには欠かせない資料として愛用されている。

(二) 歴史資料館の検討

昭和六三（一九八八）年十一月、開村一〇〇年委員会小委員会から、開村一〇〇年記念施設として、郷土に残されている貴重な財産を後世に伝える「武蔵野歴史資料館（仮称）」と「武蔵野民俗資料館（同）」の建設に着手すべきとの提言があった。これを受けて、平成元（一九八九）年三月、「第二期長期計画第二次調整計画」で、歴史資料館の建設が明記された。開村一〇〇年記念事業の一つであるとともに、市の情報公開制度を充実したものにしていくための方策と位置づけられた。このため、収蔵資料は、古文書などのほか、市政資料、地方自治資料などとされた。すなわち、歴史資料館は、公文書館と古文書館の合体した新しい性格の施設建設が期待されたのである。

本市独自の市民文化の 平成二（一九八九）年二月、歴史資料館調査検討委員会（会長・西本晃二東京大学教授）

展示を提案

が設置され、一年間の検討を経て翌年二月に報告書が出されたが、館の性格は、本市独自の市民文化の創造に向けた市民の活動拠点であり、市の生い立ちと現状を示す施設であるとされた。収蔵資料も、古文書や公文書だけでなく、市内在住文化人の作品、私文書なども対象とされたのが、同報告書の特徴である。同年九月には、歴史資料館（仮称）基本計画策定委員会（委員長・同）が設置され、建物は、最低でも延べ床面積四〇〇〇平方メートルが必要、との報告書が出されたが、歴史資料館の建設計画はここで頓挫してしまった。平成三年に始まっ

た、いわゆるバブル経済の崩壊により、本市の行財政を点検する必要が生じ、不急不要な施設については着手しないという方針が立てられたためであった。

九年三月に策定された「第三期長期計画第一次調整計画」では、歴史資料館の建設は、本調整計画中に実現することが望ましいが、財政事情を勘案すれば、現時点においては、新規建造物の建設は慎重にならざるをえないと明記するに至った。それでも、検討を進めようとしたところ、一一年、小淵恵三内閣のとき、景気浮揚対策としての大幅な定額減税を行った結果、本市の歳入が著しく減少したため、またしても出ばなをくじかれた形となった。

もともと、歴史資料館のような施設の建設には、大きな困難が伴っている。公文書や古文書の収蔵を主体とした施設には、研究者は来るが、一般市民はほとんど来ないという現象が起こりうる。実際、他県の文書館で、一日平均の来館者数五、六人という事例もある。こうした現象に対し、来館者数は問題ではなく、歴史資料を保存し、公開していくこと自体に意味があるという意見もある。しかし、近年、費用対効果に対する市民の目は厳しい。

そこで、市は、柔軟な発想による集客力の確保とコスト重視の歴史資料館を目指して、一五年九月、「武蔵野市歴史資料館（仮称）検討有識者会議」（議長・土屋正忠市長）を設置した。後に、「下流社会」の流行語を生むことになる、消費社会研究者にしてマーケティングの専門家三浦展を含み、七人で構成された同会議は、一年半にわたる検討の末、人が集まる歴史資料館であるために、次のような提言を行った。

市民が語り部、

まず、基本的な考え方として、市民自らが参加して資料館を作り上げることが重要として、武

まち全体が博物館

蔵野市の歴史・文化的資源の発見、調査、研究、発表、案内など、市民が参加して活動できる

仕組みや拠点を作ることを提言している。このため、市内の高齢者や商店主、文化人などを市の「語り部」として登

録し、オーラル・ヒストリー（口述記録）を収集する。

また、「エコ・ミュージアム」（発祥の地フランスではエコミューゼ）の検討が提言された。エコ・ミュージアムは、「生活環境博物館」と翻訳されているが、広義では、地域における歴史や伝統、自然や文化などの生活環境全体の保存と活用という意味。歴史的価値を持つ資料や資産（建造物など）は市内全域に存在しているが、歴史資料館一か所でその全てを展示することは難しい。そこで、「まち全体が博物館」ともいうべきエコ・ミュージアムの検討を勧めている。

そのほか、集客力の確保のため、オリジナルグッズを販売するミュージアムショップの設置や、駄菓子・古道具・骨董市などの開催が提案された。

同会議の報告書は、最後に、歴史資料館の建物などのハード面より、ソフト面での成功が鍵であるとして、建物を建てる前に、まず歴史資料の展示企画などを軸とした活動を展開する必要があるとした。そして、現在開設されている他自治体の歴史資料館の利用者の動向を見守りながら、市民のニーズと時代の要求にこたえていくべきである、と結んでいる。

市は、この提言に基づき、一八年三月七日から一二日まで、「吉祥寺村絵図の展示〜吉祥寺村と井の頭池」と題する歴史資料展を武蔵野商工会館で開催した。展示されたのは、吉祥寺村絵図三点、井の頭池遺跡群出土品二〇点、安藤広重の風景版画複製（「江戸名所百景」から「井の頭の池弁財天の社雪の景」と「名所江戸百景」から「井の頭の池弁天の社」の二点）、江戸紫の着物三点、鍬、臼、籠など吉祥寺の昔の農具八点など。このほか、市民から公募した井の頭池周辺の写真（昭和一〇年代から三〇年代に撮影・提供者八人・四二枚）が会場のマルチビジョンで映写さ

れ、好評を博した。六日間に約七〇〇人が来場した。

歴史資料館建設をめぐる議論には、前史がある。昭和四六（一九七二）年九月、郷土資料館建設に関する請願が市議会に提出され、同年一〇月二日の市議会定例会で採択されたのが、その始まりである。その後、五六年二月策定の第二期長期計画重点施策の優先事業として、旧第四庁舎跡地（現在の中央図書館前庭）へ旧庁舎本館の原型を復元した武蔵野郷土資料館の建設が提言された。この提言に基づき、五六年度から五八年度にかけて毎年、設計委託料が予算計上されたが、いずれも執行されなかった。旧庁舎本館の復元は困難であるなどの理由で実現しなかったのである。こうして、歴史資料館（当初は郷土資料館）建設は、今期に持ち越されたが、今期もまた、すでに述べたように建設までに至らず、次期に持ち越された。担当窓口として、市企画政策室の中に「歴史資料館開設準備担当」（中央市政センター）が置かれ、『百年史』続編編さんの事務局にもなっている（平成二二年現在）。

二 郷土の歴史に親しむ

市民手作りの紙芝居

市が小学校通学区毎に一人ずつ委嘱していた青少年委員は、商店主、主婦、職人などから子どもの無感動を指摘する意見が出た。これを受けて委員の一人、宮沢喜作（吉祥寺東町郵便局長）が、子どもの頃、父親から電灯が初めて村にとまった時、村を挙げて大喜びしたと聞かされた話を披露、これを紙芝居にして、その感動を現代っ子たちに伝えようと提案した。

「武蔵野に電気がはいった日」

どで、毎月一回の情報交換会をしていたが、昭和六一（一九八六）年に、委員の間から子どもの無感動を指摘する意見が出た。これを受けて委員の一人、宮沢喜作（吉祥寺東町郵便局長）が、子どもの頃、父親から電灯が初めて村にとまった時、村を挙げて大喜びしたと聞かされた話を披露、これを紙芝居にして、

その感動を現代っ子たちに伝えようと提案した。

まず取り掛かったのは、あらずじづくりと時代考証。武蔵野村に初めて電灯がついたのは、大正五（一九一六）年。手分けして市の図書館で、当時の村の様子を調べたり、東京電力武蔵野支社で武蔵野が銀座（中央区）より三〇年遅れて電灯がともったこと、村内全域で三年かかったことなどを調べ上げた。また、市内の九〇歳を超える「生き証人」三人を訪ねて思い出話を直接取材した。

こうした地道な取材活動から台本が出来上がり、絵は本宿小学校の佐藤仁教諭（図工担当）が二年がかりで完成させた。創作紙芝居の題は、「武蔵野に電気がはいった日」。一四枚の絵で構成され、セリフは、語尾に「べえ、べえ」を付ける、当時の吉祥寺言葉である。六三年一月一日、お披露目を兼ねた上演会。本宿小学校の放送室のスタジオから各教室にあるテレビを通して全校に流れた。市民手作りのこの紙芝居は、その後各市立小学校で上演された。

歴史紹介ビデオ「武蔵野のむかし」 市教育委員会は平成元（一九八九）年、武蔵野市開村一〇〇年記念事業に二つを製作、**小中学校へ配布** のイベントを開催した。郷土の歴史への理解と関心を深めてもらう目的で、一

つは、四月二二日に武蔵野公会堂合同会議室（定員九〇人）で「わがまち武蔵野を語る」。第一部で、児玉幸多学習院大学名誉教授が基調講演、第二部では森安彦国立史料館教授の司会で、市民八人が、昔の武蔵野を語った。会場はほぼ満席となった。もう一つは、一月二三～二七日、市民文化会館展示室での「武蔵野郷土史展」。郷土に伝わる絵図、古文書、市指定文化財などを展示、一九二六人が来場した。

平成六（一九九四）年には、市教育委員会生涯学習課が、九月二～六日、市民文化会館展示室で、武蔵野の歴史と年中行事を紹介する「ちつとんべえむかし展」を開催。「ちつとんべえ」とは、かつて武蔵野地方で使われていた方言で、「ほんのちよっと」という意味。秩父地方などでは現在も使われている。この展覧会は、明治時代から昭和三

○年頃まで、すなわち「ほんのちよっと昔」の武蔵野の生活を、民具・農具や、パネルなどで紹介するイベント。市では郷土の文化の保存、継承を目指し、元年から、市内の各家庭に残る古い時代の民具や農具を譲り受けてきた。会場では、小麦を挽くのに使われた石臼などの農具の体験コーナーが人気を呼び、一五〇〇人の入場者があった。

市は一四年一月、市制施行五五周年の記念行事の一つとして、市内の小中学生にふるさとの歴史を伝えるビデオ「武蔵野のむかし」（約二〇分）を製作した。吉祥寺という寺を探す女の子の前に現れた「博士」が、約四〇〇年前から現代までの地域の歴史を解説するというストーリー。吉祥寺という寺は市内にはなく、都内にあった寺（現在は文京区）の門前の人たちが火災に遭ったのを機に当地に移ってきて吉祥寺という地名を付けた話、玉川上水が造られた時の様子、関東大震災で家を失った人々が都心から吉祥寺に移り住んだ話、アジア・太平洋戦争の末期、中島飛行機武蔵製作所が、米軍の戦略目標とされて空爆を受け、壊滅状態となったことなどを、イラストや写真を使って解説している。

市は、一二月、同ビデオを市立小中学校全校へ配布するとともに、中央図書館で貸し出しを始めた。

第四章

綠・環境

第一節 公園・緑化施策

一 都立武蔵野中央公園が市民の手へ

破天荒な空間、と試みてみたい気がする。

三・二ヘクタールもある広場で、天に突き出ているのは数本の樹木だけ。あとはただの原っぱ。そこだけ切り取れば味も素っ気もない感じもするが、原っぱの周りにはスポーツ広場もテニスコートもある。バーベキュー広場もゲートボール場も遊具広場もある。そして全体を包むように植わる大小・長短約一万数千本の樹木。ひっくりかえり一〇・一ヘクタールの都立武蔵野中央公園（八幡町二丁目）が平成元（一九八九）年六月一日に開園した。

市道第五五号線に面した南側の入り口から入ると、原っぱの手前に「都立武蔵野中央公園の歴史」を記した一枚の小さなプレートがある。一一年四月、開園一〇周年を記念して市が設置した。

「武蔵野は月の入るべき山もなし／草より出でて草にこそ入れ（古歌）」

この地は、かつて小楢や櫟、野草が生い茂る宏大な武蔵野台地の一角であった」

と冒頭にある。（↓資料編）

戦争と切つても

台地の一角に人手が加わって農地となり、幾十年、幾百年を経て原っぱ公園になる。その長

切れない歴史の舞台

い歩みの大方は、前期までを記録した『武蔵野市百年史』（以下、『百年史』と略）に詳しい。

一部重複するが、原っぱがアジア・太平洋戦争を挟んで武蔵野市の歴史の中で特筆すべき舞台であったことには、改めて触れておきたい。

原っぱは、昭和一〇年代の前半まで、田畑を中心とした農地だった。農家が三軒あった。一三（一九三八）年四月、隣接する東側（今の緑町二丁目）に中島飛行機武蔵野製作所が進出してくる。陸軍向けの航空機エンジン製造工場である。海軍からも工場建設の要請が来る。軍の要請は拒めない。一六年十一月、西側に鉄筋三階建て（一部四階）・六棟の工場を中心とした多摩製作所が出来た。二つの製作所は一八年に統合、武蔵製作所となり、多摩製作所は西工場と呼ばれるようになる。武蔵製作所は日本の航空機エンジンの約三割を生産する巨大軍需工場となるが、アジア・太平洋戦争の末期、米軍の戦略目標とされて九次の空爆を受け、壊滅状態となる。工場関係者だけで二一九人が犠牲となった。敗戦の二日後、社名を富士産業と変えた「中島」は武蔵製作所の再建を断念、西工場の跡には廃墟同然となった六棟の建物が残された。

昭和二四年、富士産業は旧西工場の土地・建物を、借金の代物弁済として国に物納した。

放置されたままだった工場が突然、昭和二七年になって脚光を浴びる。在日米軍から宿舍提供の要請を受けた国が、このビルに白羽の矢を立てたのである。官民挙げての米軍宿舍反対運動などはやはり『百年史』に詳しい。

荒れ放題だった工場は改修され、昭和二九年から四七年まで米軍宿舍、通称グリーンパークとして使用された。米軍が去った五年後、建物は解体されて、五二年二月、更地となる。そして原っぱへ。

もう一点、米軍宿舍が去った後の土地の所有権の流れにも簡単に触れておく。

西工場の跡地は宿舍のあったD地区（約七・六ヘクタール）と、米軍が駐車場などに使っていた宿舍の南・西側のA地区（二・四ヘクタール）に分かれていた。国有地だったA地区は管理を委託された市が昭和五一年六月、市民に開放した。一方のD地区はこれも詳しいことは『百年史』に譲るが、国と高層住宅建設を目指す財団法人の間で所有権をめぐる長い争いがあり、四四年七月、財団法人が勝訴する。しかし跡地の公園化を望む地元の意向をくんで東京都が一带を都市公園に指定したため、財団法人は住宅建設の目的が立たず、五一年三月、六九億円で土地を東京都に売却した。そして五二年に米軍宿舍が解体された後、やはり市が管理を委託され、五二年七月に一部を、翌五三年八月から全面的に公園として開放するようになった。

前に紹介した南口のプレートは、主に中島飛行機とのかかわりに触れながら、「こうしてこの地は、半世紀に亘る激動の時代を経て、緑が美しい畑地であった昔を偲ばせる『はらっぱ』に返った」と記している。

管理の委託を受け 話を、今期の始まる昭和五八（一九八三）年に戻す。同年、公園予定地をめぐって、二つの大**市が市民に開放** きな動きがあった。いずれも前期末までに決まっていたことだが、一つは米軍がボイラー室などに使っていた建物ほかの撤去問題。特に高さ五五メートルの大煙突の処理が焦点だったが、四月、全ての作業が完了した。（↓第五章第一節一）

もう一つは、クリンセンターの建設用地にあったスポーツ施設の移転問題が絡んでいる。市は、前記D地区の北側の一部を移転先に選んだ。地元を中心に反対運動も起こったが、ほぼ市案通り、前期のうちに決着がついた。

昭和五九年四月、多目的広場の整備が終わり、五月、スポーツ広場としてオープンした。（↓第五章第三節三）

昭和六一年一二月、国有財産関東地方審議会でA地区の東京都への払い下げが決まり、翌六二年三月、都が国から約四七億円で買い取る。この時点で、後に中央公園となる土地のほとんどが東京都の所有地となった。D地区と合わせ、都は土地代だけで約一六億円を投じたことになる。

土地の買収を待っていたように、公園の整備計画が動き出す。同じ月、建設省は当該地の都市計画公園事業を認可した。「原っぱ存続」を求めて、幾つもの住民組織が生まれ、市や市議会、東京都に働きかける。その一つで、「五六年一月から毎月第二、第四日曜日の午後…地域の親子、青年たちと『遊ぼう会』を開いてきた」武蔵野子ども白書づくりの会（代表・白石ケイ子）から、「私たちは都立武蔵野中央公園予定地を、原っぱのまま保存していただきたい」とする要望書が鈴木俊一都知事に出された。（↓資料編）

六月の市議会定例会では、やはり原っぱの存続を求める「都立武蔵野中央公園予定地に関する要望書」が全会一致で採択され、同月下旬、田中福一議長名で都知事に提出された。七月に入ると最終提言のまともに入っていた市緑化・環境市民委員会（委員長・城戸毅東大教授）が、「…植樹帯内部（注・原っぱ）の残余の部分は現状を保存し、当面は人為を加えないものとする」という見解をまとめ市長に提言した。（↓資料編）

こうした一連の動きを受ける形で、自身も原っぱ存続に強い意欲をもっていた土屋正忠市長から都知事に、「多目的広場及びスポーツ施設につきましては、できうる限り現状のまま保存していただくようお願いします」という要請文が出された。

市民・行政・議会の足並みがそろった。原っぱへの道は一気に加速する。地元選出の井口秀男都議も積極的に都の説得に当たった。新宿御苑に代表される景観型公園なども視野に入れて整備計画を検討していた都側も「原っぱ存続」



都立武蔵野中央公園で紙ヒコーキを飛ばす子どもたち

で結束した地元の意向を無視できなくなる。一月、都と市の担当者の話し合いで「原っぱ」の確認が交わされた。翌昭和六三年六月、都知事から諮問を受けていた都公園審議会が「原っぱを生かした整備計画」を答申して、最終的な決着がついた。八月、都は公園整備事業に着手、約五億円を投じて一〇か月後の開園にこぎ着ける。

愛称は「はらっぱ 平成元（一九八九）年六月一日、都立武蔵野中央公園開園。市内で三つ目の都立公園だが、前・むさしの」に からある小金井公園も井の頭公園も他の自治体にまたがっているのに対し、全域が市内にある

初の都立公園誕生である。

六月一〇、一日の二日間、ピカピカの公園で「祝・武蔵野中央公園フェスティバル」が開かれた。初日の式典で市が募集していた愛称名の発表があり、市立第二小学校一年生・高橋明日香の「はらっぱ・むさしの」に決まった。両日とも晴天に恵まれ、グリーンラリー、コンサート、凧揚げ大会、各種スポーツ大会などが原っぱをいっぱいに使って盛大に行われた。

何もない原っぱは、工夫次第で何にでも利用できる。もちろん広さも「武器」になる。

平成八年、社団法人日本歩け歩け協会（一二年、日本ウォーキング協会と改称）などが音頭を取って始まった東京国際スリーデーマーチは、一八年に会場が小金井市に移るまで、武蔵野中央公園がメイン会場となった。初回延べ一万四四〇〇人だった参加者は、一〇回目には延べ六万人を超えた。

紙ヒコーキや凧揚げの大会もしばしば開かれる。

中央公園が開園した翌平成二年四月、公園南口に沿った一帯に、二〇五平方メートルの小さな公園がひっそりと誕生した。中央公園の一部と思われるそうだが、歴とした市立公園である。名称は「はらっぱむさしの」。六方石のモニュメントがあるだけだが、巨大な公園の入り口に陣取って「武蔵野市ここにあり」と自己主張しているようで面白い。用地は昭和三〇年代前半までであった国鉄武蔵野競技場線の跡地。昭和四二年に市が取得していた。南側の市道第五五号線を渡るとグリーンパーク緑道へ入っていく。

一一 増えた公園の緑

「公園が多いですね」と市外から視察に来る自治体関係者がよく口にする。まちを歩けば分かるように、大は都立武蔵野中央公園（八幡町二丁目）から小は「ポケット」と名の付く市立のミニ公園（四か所）平成一七年末現在、以下同）まで実にたくさんある。市立に限っても、その数一五四に及ぶ。

本格的な整備の始まった昭和四〇（一九六五）年代半ばにはすでに街の形が出来上がっていたせいもあって、所在地はてんでんばらばら、また商店街の一角に子どもプールのある公園があったり住宅街に大人の読書空間を思わせる公園があったりと、実に多種多様である。そして、面積の狭い自治体を象徴するように目立つ小さな公園。市立公園のうち、「都市公園」と分類する九七園の平均面積は一六八一・五五平方メートル、「それ以外」の五七園は四三二・二二平方メートルしかない。

農地のみどり減少分 今期ぐんと増えた市立公園の一覧表は、「資料編」に載せた。市立公園の増え方を数量的に九割方公園がカバー とらえると、「都市公園」は四八か所・七万六〇七二平方メートル、「それ以外」は三五か所・一万三三六六平方メートルで、合計八三か所・八万九四三八平方メートル。これに平成元（一九八九）年開園の都立武蔵野中央公園（一〇万〇八九八平方メートル）を加えると、一九万〇三三六平方メートルになる。

「みどり」の関連でいうと、同じ時期に減った農地二万四一〇七平方メートルの約八九パーセントを公園がカバーしたことになる。

前期までと比べてみる。リニューアルなどもあつて厳密な比較は難しいが、昭和五七（一九八二）年までに出来た「都市公園」は四九か所、「その他」が二二か所。「都市公園」の第一号とされる八幡町公園（同町四丁目）が開園した二五年から五七年までの三三年間に年平均二・一五か所、一か所平均一三八四・六二平方メートルになる。それに対して今期は年平均三・六五か所、一か所平均一〇七七・五七平方メートル。小さな公園がたくさん出来たことがよく分かる。

今期の公園づくりを手法で見ると、前期までと大きく変わったことが分かる。「街区公園」という分類がある。自宅からさつと行ける範囲の公園を指すが、新設公園はおおむねこの範疇はんちゆうに属する。従来は「児童公園」に分類され、三点セットといわれるブランコ、すべり台、砂場が備わっているのが特徴である。前期に計画され、今期に入って開園した公園の多くは、そうした公園だったが、期半ば辺りから親水公園と呼ばれる水と緑をメインにした公園や里山をイメージした公園が主流となる。同時に行政主導型から市民参加のワークショップ方式で計画を進める公園づくりが中心となった。市民参加はさらに進んで、計画だけでなく管理・運営にまで及ぶケースが出てきたのも、今期の特



せせらぎがジャブジャブ池に注ぐ
関前公園（平成6年4月開園）

微に挙げていいだろう。

関前公園―デザ 多種多様に至る画期となった公園つ
イン募集第一号 くりが幾つかある。

平成六（一九九四）年四月、関前三丁目「関前公園」が誕生した。四二二・一五平方メートル。誕生といっても全くの「新生児」ではなく、用地は元々あったグリーンパーク遊歩道（二七年、グリーンパーク緑道と改称）の一部（二〇五〇・六六平方メートル）を利用して、周辺部を買い足した。

関前公園は「水を生かした親水型の、…生き物とふれあえる新しい公園」とする市の第二期「緑化・環境市民委員会」の提言（平成三年一二月）に沿っている。注目すべきは、従来の公園づくりは市の担当部局が専門家の指導を受けて設計・施工してきたのに対し、対象が市職員に限られたとはいえ、基本デザインを初めて募集したこと。応募二点の中の最優秀作品を基にデザインが決まった。

関前公園は、南北に伸びる遊歩道を中心に、東西に膨れ上がった形で、東側に一七五平方メートル・最大水深四〇センチのトンボ池を配した。開設時、メダカ、モツゴ、ヌカエビなどを放流した。ポンプアップされた井戸水が循環し、格好の自然観察池となった。年一回、夏休みに市民参加で掻^かい掘りが行われる。

南東部にしつらえられた高台から、水道水を源流とした高低差三・五メートル・長さ四五メートルのせせらぎが流



あずまやのある木の花小路公園

(平成10年4月開園)

れ、水は北東部のジャブジャブ池(二二八平方メートル)に注ぐ。池は夏の間、子どもの水遊びの場となる。「自然とふれあえる水と緑の公園」は、遊歩道を散策する人の憩いの場ともなっている。

木の花小路公園―

関前公園開園を機に、市の公園づくりは新しい方向に歩み出す。最大の特徴は市民参加

ワークシヨップの第一号 である。

平成一〇(一九九八)年四月、成蹊学園に近い住宅街の一隅に「木の花小路公園」(吉祥寺北町三丁目)が開園した。七〇六・八平方メートル。

隣接する民家が、敷地の一部を手離すことになった。紆余曲折があったが、「緑を生かした大人の公園に」という条件を市がのんだ。市の緑化環境事業にかかわりのあった梅田彰に話が持ち込まれる。「里山づくり」に一家言ある梅田は、周辺住民の声に耳を傾けることから作業を始めた。以降主流となる市民参加のワークシヨップ方式である。

現場は、イチヨウ、シラカシ、エノキなどの大木がうっそうと茂る「荒れ木立」だった。初めてのワークシヨップは試行錯誤を繰り返す。始めはホームレスが住みつかないか、暴走族のたまり場にならないか、といった不満・不安ばかりが出た。梅田は一つ一つ丹念に解きほぐす。話し合いの積み上げの中で、



2本の大木とはらっぱのある吉祥寺西公園
(平成15年4月開園)

「心安らぐ懐かしい自然、四季の変化を感じる小発見、生き物と出会える緑地」という形にまとまる。樹木は大方残した。

里山を縮小再現したような園内には五〇〇種以上の植物や生き物。ロックガーデン、あずまやを配し、人工のせせらぎはホタル池に流れ込む。ゲンジ螢の鑑賞会が夏の恒例行事になった。

同公園はまた、市民が公園管理にかかわる道も開いた。梅田は開園に合わせて公園を守り育てる目的でボランティアグループ「生きものばんざいクラブ」を組織、園内の清掃や草取り、草花の名札付け、ホタルやチョウの飼育を始めた。会報「せせらぎ通信」も発行する。(↓資料編)

同クラブは平成一三年四月、「みどりの日」自然環境功労者表彰で環境大臣賞を受賞、同八月には川口順子よこ環境相(当時)も視察に訪れた。

吉祥寺西公園―防災 吉祥寺本町三丁目の中道通りに面した一面に**を目的とした第一号**「吉祥寺西公園」がオープンしたのは、平成一五(二〇〇三)年四月だった。二二三・八・五平方メートル。七年の阪神・淡路大震災を機に高まった防災意識を背景に、市内に初めて出来た防災公園である。

もともとは、外務省職員寮の跡地だったが、平成四年に市の土地開発公社が取得していた。どう利用するか。市では一年、近隣住民を対象

に跡地利用をめぐるアンケート調査を実施（回答三二七通）、一二年には二一〇人が参加するフォーラム「樹の下で語ろう」を開催して住民の意向を探っている。出た結論が、公園化だった。翌二三年から、木の花小路公園と同様、公募市民によるワークショップを重ね、防災公園の骨格が固まっていた。

「二本の大木とはらっぱの広がり」をうたう同公園のシンボルは、中央部の東西にあるシラカシとコブシの木。そしてはらっぱを挟むように北側に地下式防火水槽、地下式耐震性貯水槽（ともに一〇〇トン）を設置、南側には救助・救出工具や可動式ポンプを収納する半地下式の防災倉庫を作った。防災用トイレもある。そして、照明は停電時を配慮してソーラー灯が四基。

同園は南町防災広場（平成一二年六月）、東町防災広場（一四年八月）、境南町防災広場（一六年五月）などとともに、市内の防災拠点を形成する。「安心して暮らせるようになった」と住民の評価は高い。

境山野緑地―雑木林 平成一七（二〇〇五）年四月、今期最後となる都市公園、「境山野緑地」（境四丁目）が開づくりに二小の生徒も 園した。三五一九平方メートル。全域が一四年三月に閉鎖された「都立武蔵野青年の家」の跡地である。

青年の家閉鎖を知った地元住民の間から早速、跡地の保存運動が始まった。市も都に無償譲渡を申し入れるが、財政難を理由に都は応じない。イヌシデ、モミジ、コナラなどを残したままの公園化を望む住民は平成一四年六月、約一万七〇〇〇人の署名とともに、市議会に「跡地取得に関する請願」を行う。六月議会で請願が採択されると市は一二月、都市計画緑地として都市計画決定した。一五年、都は売却に応じた。

公園づくりに当たっては平成一六年七月から公募市民二二人によるワークショップを開き、既存の緑を出来るだけ

残り、隣接する独歩の森（境山野公園）と一体化した「武蔵野の雑木林をイメージした緑地」の整備でまとまる。

ワークショップに参加した日本女子大教授・田中雅文らは開園直後、ボランティア団体「武蔵野の森を育てる会」を立ち上げた。木の花小路公園のケースと重なる。約二〇人の会員は週二、三回、緑地保全に汗を流す。

同緑地で特筆すべきは、開園後の展開である。育てる会は建物のあった跡地に新たに雑木林を造る活動に取り組み。この活動に、森について学習していた第二小学校の五年生が参加した。平成一七年一二月に植林を行った。その後、小学生たちは苗木づくりにも精を出す。（↓資料編）

若木の植わった一角にはロープが張られ、こんな看板がかかっている―武蔵野市立第二小学校の子供たちと「育てる会」の人たちが苗木を植えました。大きくなるまで中へは入らずに見守ってあげて下さい。

同緑地は平成二〇年四月、借地だった独歩の森を市が取得（買収）したのを機に区域変更で一体となり、九一八八・六五平方メートルに拡大、これに伴って境山野公園は借地部分の三一四七・四二平方メートルに縮小された。

農業ふれあい公園―もう一か所、期を越えた平成一九（二〇〇七）年三月開園だが、今期に計画がスタートした**運営も市民団体が**「農業ふれあい公園」（関前五丁目）にも触れておく。四六五〇・九一平方メートル。もとは

「生産緑地」（農地）だったが市土地開発公社が取得、それを市が公園化のため買い取った。

公募市民と農業関係者三〇余人で平成一七年末、おなじみになったワークショップを立ち上げ、一三回の討議で基本方針を練り上げた。「ゆっくりつくる」「みんなでつかう」「いつも楽しい」をコンセプトに、「農の歴史と文化にふれた新たな緑の拠点として、市民が楽しみながら都市農業に対する理解を深める交流の場」に生まれ変わった。

南北に長い公園は中央部で二分され、入り口のある南側に地元の農家にあった江戸時代の長屋門を移築・復元（平

成二〇年）し、管理棟に充てた。前庭の井筒から流れ出すせせらぎは中庭東側にある小さな田んぼに流れ込む。たった三〇平方メートルほどとはいえ、市内に出現した初めての田んぼである。西側には果樹園を造った。

北側の約二〇〇〇平方メートルは四区画に仕切られた共同菜園だが、耕すのは…。

開園に合わせて、計画段階から公園づくりにかかわってきた齋藤瑞枝らの呼びかけで、市民団体「むさしの農業ふれあい村」が誕生、市から公園の管理・運営を任された。

一区画九平方メートルに分割された菜園の半分は専門家の指導する「農業塾」（平成二〇年開講）のために利用されており、年会費四五〇〇円（初年度）で市が募集した四〇人（同）が作業に当たる。募集に当たって、週一回は必ず畑の手入れにすることが条件とされた。「市民農園」と違って、ここでは村のカリキュラムに従って全員が何種類かの同じ野菜を育てている。

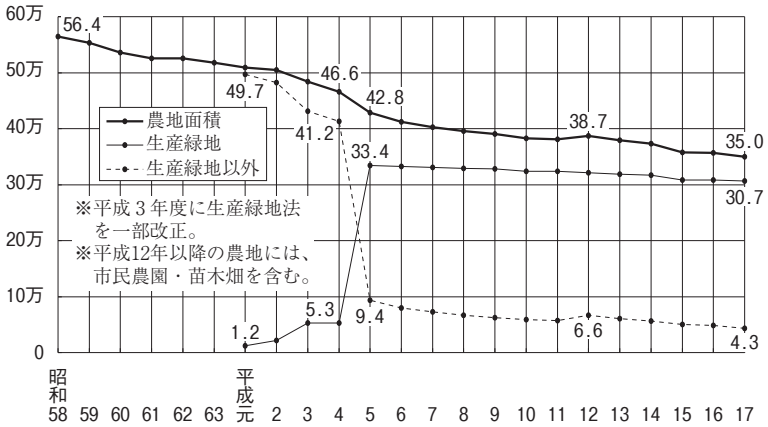
残った西側の半分は「村民」が耕作に当たる。「農風景と農歳時記を次世代に伝えたい」という齋藤村長の「農家との連携を見据えた」夢については「農業を守る」（↓第五章第二節九）で紹介する。

グリーンベルトと 今期の公園づくりを概観してきた。緑被率の向上はなかなか進まないが、公園面積は確実に広
グリーンブロック がっている。

歴史の中で形成された玉川上水、千川上水の緑の連なりに本村公園からグリーンパーク緑道に続く流れ、三鷹通りから中央通りに続く成熟した街路樹などがグリーンベルトを形成、また境山野緑地、井の頭文化園、都立中央公園を含むグリーンパーク一帯、成蹊学園などには新旧の広大な緑のブロックが出来ている。仙川リメイクは今期、緒に付いたばかりだが、ここにもグリーンベルトが誕生する夢がある。今期の公園づくりで根づいた市民参加と同様、グリー

図4-1-1 農地面積の推移

(単位：万平方メートル)



[武蔵野市地域生活環境指標]

ンベルト、グリーンブロックは市の大きな財産である。

三 減った農地・増やす市民農園

図4-1-1を見ていただきたい。今期がスタートした昭和五八(一九八三)年から二三年間の本市の農地面積の推移を示している。右端の平成一七(二〇〇五)年で説明すると、上から二番目の実線が「生産緑地」(後述)と呼ばれる農地、その下の点線が「宅地化農地」とも呼ばれる生産緑地以外の農地、そして両者を合わせたのが上部の太線で、市内の農地全体の面積を表している。

今期東京ドーム 一目瞭然、多少の起伏はあるが、市内の農

四・五八個分減少 地は今期も一貫して減ってきた。本節の「みどり」に即していえば、緑としての農地はその分減ったことになり、それが必ずしも緑の減少を意味しないことは、後に述べる。

本市は全域が、都市計画の線引きで市街化区域に指定されている。市街化区域は、原則として積極的に市街化を図るべき地域と

されているから、減るのは自然の流れ、といえなくもない。

農地の減少を数量的にとらえると、市の人口が今と同水準の一三万人台に乗った昭和四〇（一九六五）年には市域の一・二・二八パーセントを占めていたが、今期の始まる五八年には五・二五パーセント、今期の最終年となる平成一七年には三・二六パーセントまで減ってきた。今期の減少分一・九九ポイント（四万六七五平方メートル）四・五八個分に相当するから、決して少ない数字ではない。

緑被地（農地・樹林地・草地の合計）に占める農地の割合も当然のこと、調査年で見ると昭和五九年の一六・九八パーセントから平成一七年の一三・五九パーセントにポイントを下けている。

市内一三町の町別の農地の分布を、単純に面積で比較すると、関前の一〇万六四六七平方メートル以下、境、八幡町、境南町、吉祥寺北町（多い順）までが二万五〇〇〇平方メートルを超えているが、吉祥寺本町と中町はゼロ、吉祥寺南町、同東町、西久保も五〇〇〇平方メートルに満たない（平成二一年度末現在）。大ざっぱにいうと、「偏在」「点在」が本市の農地の大きな特徴である。象徴的な風景がある。中央線吉祥寺―三鷹間の車窓から見える農地は御殿山に一個所あるだけ。市内の農地はそれほど貴重になっている。

「生産緑地」が農地 農地は言うまでもなく、個人が所有している。その土地の使い方に本来、行政の介入する余地**減少の歯止め**に はほとんどない。といって、「みどり」の確保は市の大きな課題である。手をこまねてはい

られない。事実、「農政の最大のテーマは今ある農地をどう守るかにある」と語る関係者もいる。そのための施策も、市は積極的に講じてきた。

先の図4-1-1をもう一度見ていただきたい。平成五年に「生産緑地」が急増している。市街化区域にある農地

には原則として宅地並みの固定資産税が課せられるが、「生産緑地」に指定されると農地並みの課税ですみ、遺産相続でも優遇される。

昭和四九（一九七四）年の生産緑地法の成立を受けて、本市では独自に「武蔵野市緑被地確保のための農地保全条例」を制定、「保全生産農地」の指定を受けた農地の所有者には一定の奨励金を払う態勢を整えた。もちろん、農地を守るためである。実際には奨励金支払いは「凍結」されたままで推移するが、平成三（一九九一）年の生産緑地法の改正で市街化区域の全ての農地が「保全すべき土地」（生産緑地）と「宅地化する農地」に振り分けられることになった。そして、五〇〇平方メートル以上で、将来も農業を続けることを条件に「生産緑地」の指定を受けると、前述のように税制面で優遇策を受けられるようになった。平成五年に「生産緑地」が急増したのはそのせいである。同年の三三万四五四平方メートルは、農地全体の七八・一パーセントに当たる。この数値は周辺自治体の中では際立って高かった。それでも主に、遺産相続などで「生産緑地」は少しずつ減少するが、一六年に微増したのは追加指定が行われたため。上の二本の線の間隔が年毎に狭まっているのは、「生産緑地」が農地減少の一定の歯止めになっていることを表している。

「市民農園」を 市ではそれより先、昭和五六（一九八一）年に、主に「宅地化農地」を借り上げて「市民農園」をつくって緑を守る を開設した。第一号は緑町一丁目の「緑町市民農園」（一八二四平方メートル・一〇九区画）。目的のひとつは「宅地化」阻止、つまりは農地保全である。

農家は土地を市に無償で貸し出し、代わりに固定資産税が免除される。市は一区画一二平方メートルを年間三〇〇〇円（当初。その後数次にわたって改訂、平成一九年現在同六六〇〇円）、二年契約（実質一年一〇か月）で耕作地

表4-1-1 市民農園の開設

開設年	市民農園名	面積 (㎡)	区画数	備考
昭和56年	緑町	1,824	109	
昭和57年	関前	1,047	59	平成4年閉鎖
昭和58年	関前第2	3,053	180	
	西久保	1,065	58	平成4年閉鎖
昭和63年	西久保第2	1,200	60	平成4年閉鎖
平成4年	御殿山	878	53	
	関前南	2,218	166	平成12年閉鎖
平成5年	北町	1,034	75	
平成14年	南町	1,712	69	
平成15年	関前ふれあい	796	53	
平成20年	関前第3	1,191	56	

[生活経済課資料]

を持たない市民に貸し出す。土地の手入れや作付け指導にはJ A東京むさしの青壮年部が協力した。家族ぐるみで土に親しみ、生産の喜びを味わい、かつ農業への理解を深めるといふ狙いは人気を呼び、申し込みは二倍を超えた。

昭和五六、七年に各一園開設した市民農園は、今期の始まった五八年、関前二・三丁目、「関前第二市民農園」、西久保二丁目に「西久保市民農園」が出来るなど、通期では八か所に及んだ。表4-1-1にその間の推移をまとめているが、開園の一方で四か所が閉鎖されたので、差し引きでは七四七三平方メートル・四三〇区画が増えたことになる。

市ではまた、平成五（一九九三）年六月、独自に「登録農地」制度（↓資料編）を導入した。全ての農地を対象に、七年間は農業を続けることを条件に市と農地保存協定を結び、トラクター購入などに一定の補助金を出す。二一年には期間を一〇年に延長、期間中に二回補助金を得られるよう要綱を改正した。

それもこれも、農地を守るための施策である。一方で、苦しい財政の中、農地を買い上げて「みどり」を残す努力も続けている。平成一三年四月に開園した市民の森公園（関前三丁目）は「関前南市民農園」を、また一九九三年三月開園の「農業ふれあい公園」（関

前五丁目）は遺産相続に絡む「生産緑地」を買い上げた。前に「農地」は減っても「みどり」は残ると書いた一例である。「農業ふれあい公園」については、前項の「増えた公園の緑」で詳しく触れている。

四 よみがえる水辺

東京には空がない、と歌った詩人がいた。それにかこつけければ、武蔵野市には川がない、といってみたくなる時期があった。

人工の河川、玉川上水も千川上水も、昭和四〇（一九六五）年代に相次いで水の流れが絶えた。後述する仙川も一級河川とは名ばかりで、雨の降らない日はどぶ川同然の川だった。

玉川上水の往時の滔々たる流れを知る市民が清流復活を夢見たのは自然な感情の流れだった。そして今期、夢が次々とかなった。

（一）玉川上水・千川上水に清流復活

玉川上水 玉川上水は今から約三六〇年前の承応三（一六五四）年、徳川四代將軍家綱の時代に江戸市中の人口増加と水不足に対応するため、多摩川の羽村取水堰（羽村市）から四谷大木戸（新宿区）まで約四三キロにわたって開削された。

作家の太宰治が入水自殺を遂げたのはよく知られているが、往時は「人喰い川」と呼ばれる程、深く、また流れの

激しい川だった。名残は深くえぐり取られた土手の内側の様子に見てとれる。

その水が昭和四〇（一九六五）年三月、止まった。上水の水を浄化していた新宿・淀橋浄水場が廃止になり、上水の役割を終えたのである。羽村堰で取水した水は途中、小平監視所から流路を変えて東村山浄水場に送られるようになった。それを機に上水は下流域を中心に暗渠と化し、一部が高速道路用地になったり公園になったりした。

暗渠にする話は上流にも及び、そのたび周辺住民が声を上げ、実現を阻んできた。しかし、水の涸れた水路は川床が傷み、岸辺も荒れる。水路に沿って延びる緑も生彩を失う。四〇年代後半、見兼ねた流域の住民から清流復活を望む声が上がった。市内でも「玉川・千川上水の自然を守り清流を復活させる会」（代表・中里崇亮）などが生まれた。彼らの運動に呼応するように市議会や緑化市民委員会が上水を所有・管理する東京都に対して再三、清流復活を働きかけてきた。市も積極的に動いた。この間の動きは『武蔵野市百年史』に詳しい。

昭和五六年九月、転機が来た。同年七月の都議選で初当選した地元選出の都議、井口秀男が都議会で初めてこの問題を取り上げたのである。都知事が三多摩出身の鈴木俊一に代わっていたのも幸いした、と関係者は言う。検討を約した知事は翌五七年一二月に策定した「東京都長期計画」の中で「水辺環境を回復するため、河川や水路に清流を復活し、公園や庭園内の池を浄化する」ことを目標に掲げ、「野火止用水、玉川・千川上水、神田川、善福寺川」などの「清流の復活」を盛り込んだ。その計画が具体化したのが五八年一〇月策定の「東京都総合実施計画」、いわゆる「マイトウン東京⁸³」である。

清流復活の夢は大きく前進した。残る問題は水の確保である。多摩川から取水した上水の水は前述のとおりほとんどが東村山浄水場に送られている。清流復活には取水量の増加が必要だが、水不足による取水制限がカベになった。

そこで浮上したのが多摩地区の下水処理のため昭和五三年五月、昭島市に出来た多摩川上流水再生センターから出る二次処理水である。多摩川に放流されていた二次処理水をさらに砂濾過し、約八・七キロ離れた小平の貯水槽（立川市域）まで導水管を敷設しポンプで圧送することになった。

二・五次処理水とも呼ばれる処理水は昭和五九年八月、玉川上水に先駆けて清流が復活した野火止用水（立川―埼玉県新座市間約一四キロ）に放流されるようになった。玉川上水への水は、無料ではないが再生センターからの水量を増やせばいい。

都は昭和六〇年度から荒れた護岸の補修工事に入った。小平監視所から杉並区久我山の浅間橋まで約一八キロの整備が終わったのは六一年七月である。八月から試験通水が始まった。日量一万トンの処理水が流されたが、川床のひび割れが予想以上に激しく、なかなか本市域まで達しない。一八キロを貫流するのに半月かかった。通水に先立ち八月二四日、市報の呼びかけにこたえて、上水沿いの遊歩道クリーン作戦に市民約三〇〇人が参加した。

八月二七日、日量一万三二〇〇トンが放流され、二一年ぶりに清流が復活した。源流となる小平監視所近くで、知事をはじめ関係者多数が参加して通水式が行われた。

市でも九月七日、後藤喜八郎、藤元政信、土屋正忠の三代の市長、井口秀男都議など七〇〇人が参加して西久保公園で復活記念式典を開き、記念植樹などが行われた。同五〜九日には市民文化会館で玉川上水に関する絵画、写真などの資料・作品展も開かれた。（↓資料編）

玉川上水は桜堤三丁目から市域に入り、一部小金井市、三鷹市との境界を東西に流れ、井の頭公園の外れで三鷹市域に入っていく。途中、三鷹駅北口に近いけやき橋から三鷹駅にかけて一部が前期末の昭和五七年、暗渠となり、上

部に長さ一二〇メートル、幅一三メートルの「せせらぎ公園」が出来た。中央部二メートル程を水路にし、地下水をくみ上げて昼間だけ水を流していたが、今期に入って六三年六月から夜間も通水するようになった。

平成一五（二〇〇三）年八月、玉川上水は国の史跡に指定されたが、その暗渠部分は指定から外されている。（↓資料編）

余談になるが昭和六三年三月、市教育委員会では市の文化財保護委員（当時）の児玉幸多・学習院大学名誉教授らに執筆を依頼、玉川上水や沿線の歴史をつづった冊子『玉川上水をあらく』（B六版・五二ページ）を三〇〇〇部発行、希望者に無料配布した。

玉川上水は都が管理している。けやき橋から上流の水路沿い（左岸）に遊歩道が整備され、ケヤキやサクラ、クヌギなどの大木・古木が見事なグリーンベルトを形成している。今や珍しくなった土（未舗装）の遊歩道は市民の格好の散歩道になっている。市外からやってくる人も多い。

千川上水

千川上水は現在、玉川上水に架かる境橋（境四丁目）のすぐ下流で玉川上水から分水、西東京市、練馬区との境界を流れて吉祥寺橋から練馬区内に入っていく。同区伊勢橋（関町南二丁目）から暗渠になり、約一・三キロ先まで導水管を通って善福寺川に放流されている。

伊勢橋―善福寺間はこれから述べる千川上水の清流復活事業で新設されたもので、元禄九（一六九六）年に開削された時には伊勢橋からさらに練馬区などを経て豊島区、板橋区、北区まで流れていた。湯島聖堂（お茶の水）、上野寛永寺、小石川白山御殿（現東京大学附属植物園）、浅草寺など將軍の立ち寄り先に給水するのが目的だったとされる。後に、老中柳沢吉保の屋敷となる今の六義園（文京区）にも給水していた。

千川上水は、玉川上水の流れが止まった後もなお、水が流れていた。北区にある当時の大蔵省印刷局（現国立印刷局）の王子工場が水利権を持っていて実際に利用していたためだが、昭和四六（一九七二）年三月、水利権が消滅したのに伴って流れが止まった。

説明するまでもないが、上水は人工の河川だから、取水口を塞げば簡単に水は止まる。千川への分水が不要になって、それまで境橋まで僅かながら流れていた玉川上水はほとんど生命を失った。

千川の清流復活に至る経緯は、玉川上水と変わらない。「マイタウン東京⁸³」の中で具体化し、野火止用水、玉川上水に続く事業として六一年から水路沿いの補修工事が始まり、六二年三月に終わった。

同じ上水でも玉川と千川は相当地が違う。主流である玉川は川幅も深さも千川よりずっと広く、深い。道路から川底までも、前者は二、三メートルあるが、千川は深くてもせいぜい二メートルしかない。千川は土手も総じて滑らかで、座って手を伸ばせば水面まで届きそうな区域もある。清流復活に際して、都はそうした利点を生かして遊歩道を整備した。昭和六三年五月、遊歩道完成。続いて下流の伊勢橋から善福寺川に通じる導水管工事に着手、平成元（一九八九）年三月、全域の整備が終わった。同二九日、小平監視所の貯水槽から玉川上水への通水が日量二万三三〇〇トンとなり、うち一万トンが境橋から千川に分水されるようになった。こちらは一八年ぶりの清流復活である。（↓資料編）

同日、境橋近くで都主催の通水式が行われた。市でも二日後、千川小学校校庭で「清流復活記念の集い」を行った。上水に沿って、少し市域を歩いてみよう。

境橋で分水した水はすぐ五日市街道の下り車線の地下を横断し、源流地点となる同街道の中央分離帯の中の大きな

岩の間から流れ出す。兩岸とも護岸は円筒の擬木をタテに打ち込んだもの。水路に沿って遊歩道があるが、武蔵野大
学前までは道路づけの関係もあって散策する人は少ない。ここまで、源流から約一・三キロ。ケヤキにヤマザクラを
折り込んだうっそうたるグリーンベルトが「遊歩道」を経て八幡町二丁目の北側まで続く。

同大学前で再び五日市街道を横断した所に市が建てた「千川上水遊歩道」の石碑がある。この辺りから護岸は化粧
板のコンクリートに変わり、右岸（武蔵野市側）に千川橋まで、遊歩道が設けられた。遊歩道から水面までは二、三
〇センチしかない。所々に水面まで降りられる石段や動植物に配慮した淀み（む）がしつらえられている。水辺を楽しめる
のは伏見通りに架かる関前橋辺りまで。伏見通りを越えると樹木はケヤキにシラカシ、エノキ、マテバシイなども加
わって景観が変わる。しかし、上水沿いに擬木の柵が設けられ、内側にツツジやレンギョウなどがギッシリ植えられ
ていて、西北裏橋辺りまでは橋の上からでないと川は見えない。川面が歩道から再び視界に入ってくるのは川岸が石
積みになる吉祥寺北町五丁目辺りから。水路沿いの樹木には地元の住民などが付けた名札が散見され、それを見て
歩くのも楽しい。

千川に架かる橋は、名称は変わらないが、清流復活に際し仮設のものを除いて全て新しくなった。境橋から関前橋、
西窪橋を経て吉祥寺橋へ。武蔵野市は明治三二（一八八九）年、旧四村が合併して誕生した。その四村の名がそっく
り橋の名前に残っているのが面白い。平成一八年になって、管理が都から市に移り、文字通り市民の水辺になった。

(二) 神田川

ある日突然 神田川は井の頭池に発している。東の端の池尻から流れ出し、途中、杉並区、中野区で善福寺川、妙木が切られ 正寺川をのみ込み、新宿・豊島・文京の区境を流れ、中央・台東の区境で隅田川に合流する。延長約二五・五キロメートル。流域面積一〇五平方キロメートルは二市一三区に及び、都内の中小河川では最大規模とされている。言うまでもなく、元は神田上水。

流域だけ見れば武蔵野市とは関係ないが、井の頭池の一部は市域に属しているし、源流域は吉祥寺南町一・三丁目に隣接している。池尻から夕やけ橋にかけての一带はもともと地元の子どもの遊び場だったし、市民の格好の散歩道でもある。さらに、ご存じない市民もいるが、神田川には市の下水道（神田川排水区）の吐き口が三か所もあり、降雨により下水道管が一定の水量を超えると、希釈された汚水とともに放流されている。つまり、神田川は市民の日常生活と切っても切れない関係にある。

昭和五七（一九八二）年九月、その源流域で「異変」が起きた。奥名橋（今の夕やけ橋）に近い右岸の一带でケヤキ、ソコ、ナラなどの枝が払われ始め、数日後には四〇数本が切り倒されてしまったのである。

目撃した吉祥寺南町の主婦は、びっくりして近所の知り合いに声をかけ、三鷹の知人にも連絡を取った。

なぜ伐採か。実は、神田川の流域は戦後急激に都市化が進んだ結果、流れ込む水量が増え、昭和三、四〇年代には大雨のたび、中流域のどこかで氾濫はんらんした。対策を迫られた都では三八年の集中豪雨のあと「中小河川改修緊急五カ年整備計画」を、また四一年六月の台風被害の後には「中小河川緊急五カ年計画」を立てて、「…段階的に一時間五〇

ミリの雨量に対処できる」よう下流域から順次、上部の幅七・五メートル、深さ三・五メートル、底の幅五メートルのコンクリート三面張りにするべく改修を進めてきていた。「五七年九月」は、下流の整備に目途が立ち、いよいよ源流域の工事に取りかかる時だった。伐採は、そのための周辺整備だったのである。

残る池尻までの約三五〇メートルは、そっくり井の頭公園の中へ入ってゆく。木が伐採されたのは川が蛇行した辺りだった。奥名橋の下流でコンクリート三面張りの中へ入ってゆく。木が伐採されたのは川が蛇行した辺りだった。

「井の頭・神田川 主婦たちは毎日現場に足を運び、傍ら支援を求めてあちこち走り回った。地元選出の都議や市を守る会」設立へ 議に働きかけ、同じ町内に住む有力財界人の協力も取り付けた。玉川上水の清流復活運動をしている市民にも知恵を借りた。手分けして、市や都、国の窓口にも足を運んだ。

主婦たちの抗議を前に、都は立ち往生し、工事は中断した。一〇月になってやっと、工事を担当する都北多摩南部建設事務所との顔合わせが実現した。以後、話し合いは翌昭和五八（一九八三）年夏にかけ七回、八回と続いた。

神田川を排水路としかとらえていない都と親水化を求める主婦たちとの溝は、回を重ねる毎に、埋まっていく。都河川部が初めて話し合いに出てきた昭和五八年一月の説明会（第五回）では、「地元の合意を得るまでは工事に着手しない」という約束も取り付けた。

同年四月、「井の頭・神田川を守る連絡会」結成。同七月、初めて住民集会を開く（吉祥寺南町コミセン）。神田川の親水化が地域全体の問題として広がってゆく。

紆余曲折をたどりながら、主婦たちの粘り強い交渉が、親水化への道を開いていく。話し合いは細部に及んだ。蛇行する川の現状維持は入れられなかったが、右岸の公園化は食い止めた。架け替える三つの橋の名前を、公募で決め

ることの了解も取り付けた。

一方で主婦たちは、「親水化と一体の問題」として神田川の汚染の原因となっていた下水の吐き口を廃止する運動にも取り組む。同年二月、公園内の神田川への下水放流廃止を市議会に陳情、二四三五人の署名も集めた。呼びかけに三鷹の住民も応じた。陳情は、九月市議会で意見書付きながら全会一致で採択された。

京王井の頭線のガード下にあった下水道の吐き口は結局、左岸に沿ってコンクリート管を埋設、昭和六一年三月奥名橋の下流にある吐き口と一体化することで解決をみた。右岸にあった三鷹市の吐き口も移設された。

昭和六一年夏、都との話し合いが決着する。一足先に、架け替える橋の名称も上流から「みどり橋」（その後撤去）「よしきり橋」「夕やけ橋」と決まった。同年一〇月、工事が再開される。「異変」から四年余がたっていた。

川岸は自然石や擬木で造った丸太の乱ぐいで固め、川の中には大小の石を入れた。よしきり橋と夕やけ橋の間には、しゃがめば手が届きそうな位置に遊歩道が出来た。右岸には公園ならぬ三角広場が誕生した。

昭和六二年三月、親水化工事完了。完成式典は武蔵野・三鷹両市の共催で行われた。

周辺はきれいになった。汚水が流れる心配もなくなった。二五キロ余の流域で唯一残っていた土の岸辺はこうして守られた。しかし、全てトントントン拍子とはいかなかった。水源の井の頭池の水不足が常態化し、しばしば川が干上がるのである。川ならぬ「神田道」と呼ぶ人もいた。

井の頭池は面積四万五二七四平方メートル。「七井」の名称が残るように、もともと七か所の湧水を水源としていたが、今はほとんど全てをくみ上げの井戸水に頼っている。しかし、一日二八〇〇トン（昭和五九年当時）の井戸水は蒸発と地下浸透で消えてしまい、雨でも降らないと神田川には流れてこない。

水量確保が喫緊の課題となった。住民の声を受け市議会でも取り上げられた。市は市で再三、都に掛け合った。深井戸は規制があつて、もう掘れない。試行錯誤の末、浅井戸の掘削に活路を見出す。平成四（一九九二）年、六年、八年と、いずれも公園内の武蔵野市域に計三本の浅井戸が掘られた。日量二八〇〇トンは三六八四トン（平成二一年現在）となり、水不足はとりあえず回避された。（↓資料編）

神田川は生き返った。カルガモが住みつき、カワセミも飛来するようになった。子どもたちは安心して遊べるようになった。主婦たちは以来、毎月一回の川掃除を欠かさない。ヨシの植栽も手がける。分担してパトロールもする。親水化に当初からかわつた吉祥寺南町三丁目の吉岡諒子は語る。

「川がきれいになって安心感がある。ここがふるさと、と子どもたちは誇りに思つてほしい。自然があることがいかに大事か、私たちは日々かわることとそれを伝えていきたい」

（三） 仙川

桜堤団地の建 冒頭に書いたように、武蔵野市内には川らしい川がなかった。一級河川の仙川も、普通の川のイメージで替え始まる。ジとは相当かけ離れている。

仙川は小金井市貫井北町三丁目に発し、市内の西の端に近い桜堤二丁目から本市域に入る。桜堤団地の中から、亜細亜大学、第二しろがね公園、日本獣医生命科学大学などの脇を通つて、境南町一丁目で三鷹市に抜け、調布市、世田谷区を経て野川に合流している。

全長約二一キロメートルのうち、市内は約三・五キロメートルだが、暗渠となつていて一部を除いてほとんどはコ

ンクリートの三面張り、雨降りの日に水は流れても、普段は干上がっていて排水路のような状態だった。

川らしい川に、という声は昭和四〇年代から桜堤団地の住民を中心に上がっていた。玉川上水の清流復活が決まる（昭和五八年）と、その声は一段と高くなった。折も折、桜堤団地の建て替え計画が決まり、にわかに河川改修が具体化した。

桜堤一、二丁目に広がる桜堤団地は、一五三棟・一八二九戸の賃貸住宅群。昭和三四（一九五九）年に入居が始まった。建築後四〇年近くたち、家主の住宅・都市整備公団（現都市再生機構）では平成九（一九九七）年から全面的に建て替え工事を行うことになった。

公団から事前に計画を知らされた市では早速、平成八年五月、庁内に「仙川の水辺環境整備調査検討プロジェクトチーム」をつくり、「仙川のあり方」「水辺環境整備の方針」などについて検討を重ね、三か月間で報告書をまとめた。その成果をもとに同年一〇月、市、東京都、公団の三者で「武蔵野市仙川水辺環境整備検討委員会」を立ち上げた。

一〇年三月、報告書がまとまる。それを最大限に活かし、市民の声も反映して練り上げたのが、同年七月策定の「仙川リメイク（仙川水辺環境整備基本計画）」である。（↓資料編）

仙川リメイクは「花を愛で水辺で遊ぶ」を基本理念とした計画では、流域（市内のみ）を四つのゾーンに分けた。四つのゾーンで ①は、上水南公園から桜堤団地の間を流れて千歳橋までの「自然生態系復活ゾーン」。約九五〇メートルで「自然石や蛇籠等を設置し、様々な動植物を誘致する」区域とした。

②は、千歳橋―水吐橋（武蔵境通り）の「親水ゾーン」。「親水整備するとともに、生産緑地や樹林地などの緑地として整備」する。

③は、水吐橋―市道四〇号線（みずき通り）の暗渠部分で「川の道ゾーン」。そして④が、市道四〇号線―三鷹市境の第一の橋間の「水辺景観形成ゾーン」である。

当面、①の整備を「短期目標」とし、平成一五（二〇〇三）年までに「メダカのすめる川」に、また②以下は「長期目標」として平成三〇年完成を目指し、水質もグレードアップして「タナゴのすめる川」にしよう、と意気込んだ。その間、市では平成九年三月、都市緑化保全法に基づく緑の総合計画「むさしのリメイク」（↓次項）を策定しているが、それでも仙川改修を「まちなみをリメイクする重点事業」と位置づけた。

団地の雨水を水源に

並行して、この年から公団の建て替え工事が始まった。仙川の第一期改修も同時に進行し、「自然生態系復活ゾーン」のうち、下流域に当たるよろず橋―千歳橋間で親水化工事が始まった。環境庁の「自然共生型地域づくり」の助成金が付いた。

川幅は四・五メートルとなり、コンクリート護岸はなだらかな斜面に変わる。斜面には植栽を施し、中央部の二メートルほどの川の底には遮水シートを敷き、土を入れ、その上に砂利や石を撒いた。よろず橋―美園橋間の右岸全体が仙川水辺公園を形成し、団地の雨水をためる貯留槽が設置され、そこを水源とするビオトープも出来た。

平成一一（一九九九）年一〇月、ゾーン東端二二〇メートル分の一期工事が完成した。公団の入居が始まる日を持って、同月二四日、親水式が水辺公園で行われた。雨水貯留施設にたまった水が太陽エネルギーを動力源としたポンプで吸い上げられ、ビオトープを経て仙川に放流された。とはいえ、放流は昼間の八時間だけ、水量も微々たるものだった。

実は、水の確保は「仙川リメイク」の中でも大きな課題だった。計画では、雨水貯留施設と上水南公園内に掘る井



仙川水辺公園はサンヴァリエ桜堤
(旧桜堤団地) の中に平成13年4月開園

戸、三鷹市の丸池周辺の湧水を当てにしていたが、第一期工事が終わった時点で、雨水貯留施設以外は依然検討課題でしかなかった。
ところが、ひよんなことから、有力な「水源」が現れる。

新たな水源、洗砂水

都水道局の境浄水場（関前一丁目）では浄水のおろ過に使った砂を洗った水（洗砂水）を再利用していたが、飲用水としての再利用に「待った」がかかる事態が起きていた。

都では市に対し、下水道への放流を打診してきた。仙川の水の確保に頭を痛めていた市は、渡りに舟と、都に仙川への放流を提案する。約一・三キロメートル離れた桜堤公園に五〇〇トンの貯水槽を設け、浄水場との間を地下パイプでつなごうという案で、平成一二（二〇〇〇）年の初めに両者が合意した。パイプ敷設は両者が自分の管理区域を負担、水は無料だが、都は下水に流す際に必要な下水料を負担しないですむ。

こうして水の悩みが一気に解決した。

平成一三年四月、桜堤公園の一隅に五二三・六トンの貯水槽が完成、同時に公園内を流れる仙川の水辺整備（第二期工事）も終わった。通水式では地元の子立境幼稚園の園児が黒メダカを放流した。続いて公園とよろず橋の間の改修工事（第三期工事）も終わり、雨水貯留施設に頼っていた水に一日五〇〇トンの洗砂水が加わり、川らしい川の流れが実現した。

水と遊ぶ

桜堤公園のタンクからポンプでくみ揚げられた洗砂水は一旦池に貯えられ、岩石を配置した源流部から公園内の仙川に流れ出す。石積みの岸辺に囲まれた公園内を抜けると東に向きを変え、よろず橋に向かう。右岸は石積みだが左岸はなだらかな斜面に変わっている。

よろず橋を過ぎると左岸が石積みに変わり、右岸は美園橋まで、ゆるやかな斜面にさまざまな植栽を施した仙川水辺公園に。途中、右岸のピオトープからは前述の雨水貯留施設からポンプでくみ上げた水が流れ込む。一帯では子どもたちが水に浸って遊んでいる。

美園橋を渡ると今度は南に流れを変える。両側は千歳橋まで石積みとなって、「自然生態系復活ゾーン」から「親水ゾーン」に入っていく。

市では引き続き、平成一六（二〇〇四）年度から「親水ゾーン」の工事に着手した。千歳橋から両岸は化粧コンクリートパネルとなり、川が東に向きを変えて亜細亜大学の構内に入ると、再び石積みになる（二一年現在）。

「タナゴのすめる川」への作業が着々と進む。（↓資料編）

五 緑のしくみづくり

（一） 武蔵野市の緑は誰が守る

本市の北西には都立小金井公園、東南には都立井の頭恩賜公園、中央北には都立武蔵野中央公園という大きな緑の

一帯がある。また、北から東南側を千川上水、南側を玉川上水が流れ、東南には井の頭公園から流れ出る神田川があり、水辺に大きな木々の帯、さらに市内には農地や果樹園、市立公園、街路樹、神社や寺院、住宅地の庭木や垣根などがあり、「緑豊かな武蔵野市」というイメージを創っている。

緑は野鳥や昆虫などさまざまな生物のすみかでもある。高木や樹林帯はヒートアイランド現象を緩和してくれ、大気汚染物質も減らしてくれる。阪神・淡路大震災では、大きな木の茂る公園が避難場所となり、木々の緑が火災の輻射熱を防いで住宅への延焼を食い止めた。

本市には、「緑は私たち市民の生活環境水準を示す的確な指標である」とうたう「市民緑の憲章」がある。昭和四八年（一九七三）年四月一九日に制定された。

私たち武蔵野市民は、「すべての緑はみんなの財産として、大切にする」「常に緑をまもり緑をそだて、これを次代に伝える」「自発的に緑化運動を推進する」「市の緑化計画と、その実現に参加する」、そして市は「近隣の自治体と協力してひろく緑化を進める」とうたう、この憲章の宣言は古びない。常に市の緑化施策を導いている。（↓資料編）

緑化市民委員会

本市は市民参加の手法で市政全般にすぐれた施策を次々と展開してきた。緑化施策に関していえば、昭和四六（一九七一）年の第一期から五九年の第六期まで一三年間にわたって設置された緑

化市民委員会がある。同委員会の第一期会長は松下圭一・法政大学教授（当時の役職・以下同じ）であり、第二期は西尾勝・東京大学教授、第三期は田畑貞寿・千葉大学助教授、第四期委員長は西本晃二・東京大学助教授、第五期野原三洋子・順天堂大学助教授、第六期勝田有恒・一橋大学教授へと引き継がれた。（↓資料編）

緑化市民委員会の提言を次々と実施していくことで緑化行政は成熟し、進化したといえるだろう。「市報むさしの」

は五九年四月七日と、六一年四月一〇日に特集を組んで、第一〇六期委員会の活動の成果を紹介した。

まず公園が増えたこと。四六年当初二〇か所（三万〇二〇〇平方メートル）しかなかった公園が、五九年三月には一一三か所（二四万一四〇〇平方メートル・四倍強）となり、市民一人あたりの公園面積が二平方メートルを超えた。

五八年度の緑化予算は五億九〇〇〇万円。この額は市予算全体の一・九％に当たる。同年、むさしの市民公園（緑町二丁目・六三二六平方メートル）を市役所の隣りに開設し、野鳥の森公園（西久保二丁目・一九三七平方メートル）買収のために七億円を支出している。前年の一〇月には三一億五〇〇〇万円で購入した西久保公園（西久保一丁目・九五九一平方メートル）も開設している。

街路樹も増えた。四七年には一五路線（二三三三本）しかなかった街路樹が、五九年には二三路線（一八〇二本）と増えた。道路植樹帯は、四七年は一路線（延長二五〇メートル）だったが、五九年に二二路線（一万メートル）と増加した。

第六期委員長の勝田有恒は、「目立たない無用の用とも言える緑の問題が、将来の市民生活の環境に大きく作用することだけは確かだ」といった（提言「武蔵野市における緑化問題の将来」五九年五月）。その提言を受け、失われゆく緑に危機感を持つ土屋正忠市長の「極力、木は切らない」という不退転の決意のもとで、市は緑の減少に歯止めを掛ける「みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」を六〇年三月二三日に公布・施行する。

（二） 「みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」

「みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」は、まず「市長の責務」をうたった。市長は緑化基本方針を策定し、

緑化基準を制定しなければならない。公園などを設置し緑化する。市有の施設、市有地内のみどりを保護・育成し、緑化を図る。市民・事業者・所有者などに啓蒙、指導を行う。

次は「市民等の責務」。市民・事業者・所有者は、みどりの保護育成と緑化に努めるとともに、市の施策に協力しなければならないとした。

私有地の緑化の指導にも踏み込み、比較的広い空き地の所有者、駐車場の事業者にも、緑化に努めるよう指導ができる。市民にはブロック塀などを生け垣に改造、または新しく生け垣を造ってもらうよう奨励することができるようにした。また、市内に残り少なくなった樹林や大きな木の伐採を食い止め、所有者の同意を得たうえで、市が保存を指定することができる「環境緑地の指定」も盛り込んだ内容となっており、こうして緑を増やす算段を講じた。

保存指定の基準：面積が三〇〇〇（現・三〇〇）平方メートル程度以上まとまっている樹林地は「特別緑地」（現・環境緑地）に指定する。樹木のまとまりが五〇〇（現・三〇〇）平方メートル以上あれば「保存樹林」に指定する。高さが一〇メートル以上または、幹周りが高さ一・五メートルのところで一・三メートル以上あれば「保存樹木」として指定する。

保存のための助成金：保存樹林は一平方メートルあたり年額五〇円、保存樹木は一本あたり年額三〇〇〇円。保存指定の期間：特別緑地を一〇年、保存樹林を五年、保存樹木を一〇年とする。

昭和五九（一九八四）年の調査では一二四か所の保存樹林が候補となったが、九年後の平成五（一九九三）年度末までに指定できた保存樹林の数は四件（三八〇〇平方メートル）、保存樹木のほうは八八件（三九三本）、保存生け垣は八二件（二四三四メートル）だった。保存指定制度は予想のほか機能していなかったのだ。その理由は、樹林など

の所有者の維持管理に負担を強いるものであるのに、市からの助成金は少ない、指定基準も厳密すぎ、手続きも煩雑なためであった。そのため、市は五年には「保存指定制度の見直し」を行った。保存樹林については助成金五〇円を一〇〇円に（社寺林や学校林などは同五〇円のまま）、保存指定の期間を五年でなく一〇年に改めた。一五年度になつて保存樹林の指定は五件（五三九一平方メートル）となつた。

保存樹木については助成金を年額三〇〇〇円から六〇〇〇円に改めた。一五年度末の指定本数は一三八件（六五七本）に増えた。保存生け垣制度は、元年八月に「みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」の改正時に新設されたものだ。幅四メートル以上の道路に面し、長さ五メートル、高さおおむね〇・六メートル以上で新設して三年以上経過しているものを対象とし、年間一メートルあたり三〇〇円を助成することにした。保存生け垣の指定期間は五年。五年度末の指定延長は八二件（二四三四メートル）だったが、一五年度末には一一四件（三二一三メートル）と着実に伸びた。（↓資料編）

(三) 緑の現況調査

「緑の現況調査」は昭和四七（一九七二）年に全国に先駆けて始まつた。第二回調査を七年後の五四年に行い、その後五年毎の調査で、緑の減少の度合いが的確に把握されている。

東京二三区に隣接する本市は、昭和六二年三月の吉祥寺駅北口広場の完成を待つかのように、急速に都市化が進んだ。吉祥寺駅周辺をはじめ主要な道路に沿つてマンションなどの高層建築の建設ラッシュが続く。一戸建て住宅でもミニ開発が進んで、隣りとの距離が縮まつた。「緑豊かな武蔵野市」などといわれ、武蔵野市に居を構えたいと思う

人が非常に多いのに、農家の敷地からは屋敷林が、住宅地からは大木を含め多くの庭木が消えていった。本市の緑被地のうち民有地の緑の占める割合は七一・二パーセント（平成六年）あったが、これが年々減少、今期末の一七年には六四・四パーセントまで低下し、その分緑被率が減少していく。緑被率とは空から見て緑に覆われている部分が市全体の面積に対し、どれくらいの割合かを表した数値だが、「緑の現況調査」で明らかになった緑被率をたどってみると、

昭和四七年	三三・三パーセント	（市内には三六七ヘクタールの緑地があった）
五四年	三一・四パーセント	（同 三四六ヘクタール 同）
五九年	二九・六パーセント	（同 三二六ヘクタール 同）
平成 元年	二六・三パーセント	（同 二九〇ヘクタール 同）
六年	二二・六パーセント	（同 二四三ヘクタール 同）
一二年	二四・四パーセント	（同 二六二ヘクタール 同）

この中で平成六年の緑被率だけが前回（元年）よりも三・七ポイントも減り、それまでの最大の減少幅となった。

「自然環境等現況調査（旧緑の現況調査）報告書」（七年）によれば、減少の原因には以下のような背景があるという。

「地価高騰に伴い、市街地の開発が進み、その動きにひきずられるように緑が失われている。緑の減少の原因は、①固定資産税などや相続税が土地所有者に大きな負担となっている。民間不動産業者による宅地化や駐車場化が進んだ、②土地の細分化などで樹木を切り倒している。また、樹林や樹木が接近する近隣から落ち葉などへの苦情が増え、伐採するためでもある」

その問題解決策として、同報告書は「①開発を抑制するような施策を探る、②それが不可能ならば、失われた緑を補うだけの植樹を進める、③維持できなくなった農地を市が買い取るなどとして、緑地の積極的な確保に努める、④教会や寺院などの樹木を維持するための支援策を確立する」などを挙げている。

市は調査を踏まえて、緑の回復にこれまで以上に取り組んだのはいうまでもない。「緑の基本計画」その他の策を次々と講じていく。後述する「宅地開発等に関する指導要綱」、「緑化に関する指導要綱」などが効を奏して、平成一二年には六年ぶりに緑被率は二四・四パーセントと上昇（一・八ポイントの増加）した。市は二七年度までに緑被率三〇パーセントを目指す。

（四）緑化・環境市民委員会

昭和六〇（一九八五）年一〇月一二日に、第一期緑化・環境市民委員会（委員長・城戸毅東京大学教授、委員一人）が発足した。これは緑化市民委員会の精神を引き継いだ委員会である。市が五九年一月に行った「航空写真による市内の緑被調査」「保存したい樹木・樹林および垣の調査」「緑に対する市民の意識調査」などの調査結果が重要な基礎資料として検討された。緑被調査では、都市近郊の土地利用が高度化するに伴って、緑被地が大幅に減少していることが明らかになる。だが、一方、市民の意識調査では、「緑は人間にとって必要なものだ。緑は多い方がいい」とほとんど誰もが要望している。

たとえば、吉祥寺駅北口広場は六二年三月に完成したが、北口広場の緑化について、同委員会は六一年七月に審議している。「武蔵野市の顔として恥じない広場にはケーブルを地下に埋設して地上のバス路線などを整備する必要が

あるが、緑化環境面からは、街路樹などを最大限に活用して潤いのある緑空間を創出しなければならない」

また、都市計画道路三・三・六号調布保谷線（旧一・三・四号線）の関前地区、井の頭通りから五日市街道までの区間を幅員二五メートルで通す事業認可は六二年六月だった。同委員会は、前年の九月に、北多摩南部建設事務所の担当者を招いて、幅員二五メートルという新たな広い道路が周辺に与える影響に關して説明を受けた。一月には、「新たな道路から生じる騒音を吸収し・排気ガスを緩和する策を講じなければならない。そのためには緑のネットワークを創るしかない。緑道を残すべき」と都・市への要請を決定。翌年一月、同委員会は市境浄水場東のグリーンパーク遊歩道を視察し、緑道の効用について検証している。三・三・六号線は平成一一（一九九九）年四月に開通したが、その後、三・三・六号線とはほぼ平行した緑道（都立武蔵野中央公園までのグリーンパーク緑地）が一七年四月に完成した。この緑道は、当時の緑化・環境市民委員会から出された「緑のネットワークを創る」要望が実現したものである。息の長い緑化運動は市と市民の良識をもって受け継がれてきたといえる。

公園を増やす

さらに市は、昭和六三（一九八八）年四月一日に「公園緑化基金条例」を制定した。この条例は、市が借地公園の買収資金を積み立て、基金による民間緑化事業を行うというもの。基金条例は、その後の借地公園買収に大きな成果を上げた。

平成元（一九八九）年一二月に、第二期緑化・環境市民委員会（委員長・中里明彦成蹊大学教授、委員一人）が設置された。同委員会は、三年一二月まで二年間活動し、農地の保全策の必要性や、「緑のまちづくり推進条例の制定」などを提言した。同じ月、市が緑保全の目的で市民に広く呼び掛けて取り組んだ第一回生け垣コンテストの入賞者（八点が優秀生け垣に選ばれる）の発表もあった。

第三期緑化・環境市民委員会（委員長・戸谷洋一郎成蹊大学教授、委員一人）は四年九月に発足し、六年一〇月には「緑と対話できるまちづくりを指して、木と仲良く」を提案した。対話をテーマに、各種イベントが開かれた。落ち葉を利用した焼きいもパーティー、大木の剪定時に生じる太い枝を有効活用する炭焼き体験教室、ウッドイクラフト教室、クリーン大作戦などを呼び掛け、発想の視点を变えることで若い市民の関心を掘り起こした。

落ち葉の感謝祭

「落ち葉の感謝祭」という斬新なネーミングは市民を引き寄せた。美しく紅葉したサクラやケヤキなどの舞い落ちる姿は私たちを和ませる。けれども路上の「濡れ落ち葉」になった途端、嫌われ者になる。踏まれて粉になり、交通を妨げる。大木を所有する人の悩みは、近所から落ち葉の苦情が寄せられることである。緑を守れと唱えるだけでは、緑を保有する個人に負担が掛かりすぎる。落ち葉は「ごみか？ ごみではない、落ち葉に感謝し、落ち葉で新たな緑を育てようと、「落ち葉の感謝祭」は平成六（一九九四）年一月から始められた。後述する緑のまちづくりレポーターが協力し、以後毎年一月最後の日曜日の大イベントとなった。各家庭や公園などで掃き集められたきれいな落ち葉（路上の落ち葉は煙草の吸い殻やごみが混じっているからきれいではない）をクリンセンターの広場に集める。落ち葉を持参した人は引き替わりに、落ち葉で焼いた焼きいもと、落ち葉を二年以上寝かせて作った腐葉土が貰える。貰った腐葉土を土に返す。その土を栄養にして花や木が育つ。これが循環の仕組み、大きく見れば環境問題だ。小さな子どもたちには柔らかな感触、温かい自然の恵みの心地よさがいっぱい。「落ち葉ブル」で遊んでもらう。親子で巣箱を作るコーナーもある。松ボックリやドングリなど、拾い集めた木の実や小枝などを主役にし、自然素材活用のクラフトを教えてもらうコーナーもある。一日だけのアーティストの真剣な顔つきが落ち葉の感謝祭の成功を語っている。

寄贈樹

転居や改築などの事情で、長年育てた庭木を市に寄付したいと申し込んでくる市民がいる。市は、極力木は伐らない方針を貫いて寄付を受け、樹形の悪い木を除いて、公園などに移植している。平成八〜一七年度に一五六件の寄贈があった（年平均一六件）。

反対に、子どもの誕生記念樹プレゼントも生後一年以内を期限に受け付けている（年四回実施）。カルミア、ゴム、ヒメライラック、サツキ、ウメ、ライラック、ハナミズキ、オリブ、ジューンベリー、ブルーベリー、ベンジャミン、など毎年指定の記念樹から一種を選んで申し込む。「こんにちは赤ちゃん訪問」の時に助産婦が申し込み用紙を配布する仕組みは好評である。毎年三〇〇本ほどの記念樹が新生児のいる家庭に贈られている。

平成一五（二〇〇三）年三月、第四期緑化・環境市民委員会（委員長・松木洋一日本獣医畜産大学）現日本獣医生命科学大学教授）が発足した。第四期委員会のメンバーは緑のまちづくりレポーターや公園や緑地の管理運営などの活動にかかわっている市民ばかりで一人いる。一七年三月に同委員会から出された提言には、「武蔵野市全域を緑化重点地区に指定し、たとえば屋上緑化や校庭緑化など、積極的に推進していくこと」や「市と市民が協働で運営する活動センターを設けること」などを盛り込み、「次世代へ生命の大切さを伝える緑のまちづくり」のテーマを掲げている。その中には、もしも校庭を各校が五〇〇〇平方メートルずつ緑化できれば、市立の小中二〇校で緑被率を一パーセント増やすことができる、と提案し、校庭を緑化して休み時間や朝礼後に自分たちで管理している他市の小学校の事例などを挙げ、緑効果を勧めている。

(五) 「大木シンボルツリー2000計画」

平成四(一九九二)年一〇月には、大木シンボルツリー2000計画推進委員会(委員長・平岡忠夫巨樹の会主宰、委員六人)が設置された。「大木シンボルツリー2000計画」とは、地域やまちのシンボルである大木二〇〇本を西暦二〇〇〇年までに指定し、二三世紀まで守り育てようとする、一世紀先を視野に入れた計画である。目下のところは大木でなくても、切らずに後世に残す木を選定したり植栽したりして大木に育てることを計画している。

市が三年一〇月から半年間かけて行った「大木等樹木調査」では、地上からの高さ一・三メートルのところを幹周リ一メートル以上の木が市内に一万一八二九本あることが分かった。このうち六年五月の時点で、公有地にある樹木一〇九本が最初の大木・シンボルツリーとして指定され、一本一本に樹名板が設置された(七年度には五一八本となり、一五年度には二〇〇六本となった)。

「森林が減れば、人々も減びる、地球が非常事態に陥っていることに思いを致し、一〇〇年にわたる施策の継続を市民が把握し、武蔵野市を、緑の都市として創り上げていかなければならない。一〇〇年の視野で緑のまちづくりを考える。成蹊学園のケヤキ並木が植えられて一〇〇年である。一〇〇年かけて緑の回廊をつくることは、今始めればできることである」(六年一〇月)。一本の木は「点」だが、つながって並木となれば「線」の緑。さらに「面」の緑となつて、未来の武蔵野の森という提案だ。

武蔵野の森を残す

武蔵野の森として残された市立古瀬公園(桜堤一丁目)はタンス職人・古瀬安二郎の別荘(日本家屋と庭園)を市が昭和四六(一九七二)年に買い上げて管理し、市民にも開放していた。

地域のシンボリックな庭園だったが、平成一五（二〇〇三）年四月に、市は日本家屋を改修し、本格的な茶室として利用できるようにし、日本庭園は元の樹木を生かして手を加え、「松露庵^{しょうろあん}」と命名した。松露とは、「松の葉におく露」の意で、松葉のような細い葉にも命が宿って露が生じ、やがてうたかたのように消える。茶道の「一期一会」に通じる言葉であり、茶室の玄関口に松が植えられている。市立松露庵は新名所となり、お茶会のほか、華道、句会、歌会などにも活用されている。市外からの見学者も多い。

国木田独歩の『武蔵野』で象徴される雑木林は武蔵野の原風景である。その面影を残す「都立武蔵野青年の家」（境四丁目・敷地面積三五・九平方メートル）が一四年三月に閉鎖された。跡地と隣接の市立境山野公園を合わせると約一万二〇〇〇平方メートルで、地元の子どものための自然体験の場となっていた。約二〇〇メートル離れた玉川上水の桜橋のたもとに、独歩の『武蔵野』の一節を刻んだ記念碑があることから、一帯を「独歩の森」と呼んでいる。市は都に対し、跡地の無償譲渡または貸与を申し入れたが、財政難を理由に有償譲渡の意向を示す都との交渉は暗礁に乗り上げた。

地元市民の跡地取得を求める請願は六月の議会で採択された。市は一〇月、都市計画法に基づき、跡地を「都市計画緑地」に指定する方針を固めた。都市計画緑地に指定すれば、さまざまな規制を受けるので開発行為は難しくなる。都との交渉の末、四億六八〇〇万円を取得することができた（一六年一月）。「境山野緑地^{さんや}」と命名され、緑地保全のため一七年六月には、「武蔵野の森を育てる会（代表田中雅文 二四人）」が発足した。（↓二 増えた公園の緑）

大木の移植

市の木としてケヤキ、コブシ、ハナミズキの三種が指定されている。この中で「高橋家のケヤキ」（境三丁目）は昭和五〇（一九七五）年に市天然記念物に、また大木シンボルツリー2000計画の大木

にも指定された。推定樹齢三〇〇年以上、高さ約三〇メートル、根元の周囲は約五メートル、幹周り約四メートルで、空洞もなく生き生きしている。高橋家には、このほかモミジ、サルスベリなど中・高木があるが、市は平成一七年度予算で、これらの立木を含めた土地（約四〇〇平方メートル）を譲り受け、「境三丁目緑地」として後世に引き継いでいくことにした。

大木が育つには一〇〇、二〇〇年…と歳月が掛かるのだが、やむを得ない事情で伐採されるものもあり、残したい切なる願いがかなって残ったものもある。

昭和五八（一九八三）年五月、環境浄化の目的で吉祥寺本町一丁目に東部図書館（のちの吉祥寺図書館）設置運動が起きた。建設候補地のアカマツやシラカシなど一〇数本が図書館建設のため伐採された。ケヤキの大木一本だけは残したいという住民の要望は、約一五メートルずらして移植することで実現した。図書館正面左手のケヤキは吉祥寺図書館のシンボルツリーとなった。図書館はこのケヤキを囲むアール形に造られた。

民間の事業者が大ケヤキを移植した例もある。吉祥寺本町一丁目の駐車場跡に、四階建てスポーツ施設の建設計画で担当課に宅地開発等指導要綱の事前協議があった。予定地の南東部には亭亭たるケヤキが一本。市はケヤキを残すことを提案したが「ケヤキのための設計変更は難しい」と事業者。地元説明会では「子どものころ遊んだ思い出の木」と近隣住民は反対して署名を添えた要望書を市に出した。市もケヤキの移植を事業者に申し入れ、事業者は移植と計画変更に応じた。移植作業に五日を掛け、枝の剪定と幹巻ざんきに二日、根周りの掘り取りと根巻きに一日、仮の場所への移設と植える場所の穴掘りに一日、植え込みと支柱の架設に一日と計一〇日を要し、移植費用（七〇〇万円）は全額、事業者（メガロス吉祥寺）が負担した。

街路樹の選定も

大木シンボルツリー2000計画推進委員会は、「武蔵野市に最もふさわしい樹種を植栽する。

武蔵野らしく その推薦リストを挙げて市民に広く知らせ、街路樹を決定すべき」と提案した。管理しやすい樹種ばかり選んで、画一的になる街路樹では街の個性がなくなっていく。全国どこにでもある単調な景観と街並みは感じしないという。

街並みに潤いを与える緑の帯、街路樹は平成一七年度末の時点で、市道の二六路線に二一〇八本（植樹帯は二六路線で一・二キロメートル）ある。木の種類はサクラ、ケヤキ、イチヨウなど一八種だ。成蹊通りの一部（井の頭通りから五日市街道までの区間、中町三丁目・吉祥寺本町四丁目）には、この三分の一に当たる六種類の樹木（コブシやプラタナスなど）が取り混ぜて植えられている。

緑化環境センターでは、「公園街路樹マップ」を平成一七年三月に更新した。タウンウォッチングしてみると、毎年桜まつりのパレードもある市役所前の中央通り（緑町二丁目）は、一キロメートルのサクラのトンネルである。ソメイヨシノの寿命は平均すると五、六〇年。中央通りでも老木一一本は平成一九年度に人知れず引退し、若木に道を譲っていた。他のサクラの名所は伏見通り（八幡町一・二丁目）、境南通り（境南町二丁目）。ハナミズキの街路樹は温泉通り（現みずき通り）、アジア大学通りの名で知られる都市計画道路三・四・七号線の三鷹市との境界から花の通学路あたり（境一・二丁目）にあった。

街路樹の維持管理には苦勞が多い。苦情のトップは、夏場、病害虫が発生すること。病害虫の大量発生には農薬を散布し被害防止に努めればよいと考えがちだが、風に乗って運ばれた農薬を子どもが吸い込むと健康障害を起こす恐れもある。使用は避けたい。一五年九月から、住宅地での農薬使用を規制した。病害虫が出たら農薬散布はせず、被

害を受けた部分を剪定^{せんてい}するか、害虫を捕殺して防除に努める。日頃のパトロールで早期発見・即対応を心掛けるしかない。落ち葉も問題となる。特にイチョウの葉は、路面が濡れた時に滑りやすい。人通りの多い三鷹駅北口広場を取り囲むイチョウは市の委託業者に任されている。強風によって街路樹が折れる事故もたまにある。吉祥寺大通りに植えられているヤナギは、台風時、強いビル風も加わって数本倒れたことがあった。

(六) 「武蔵野緑化地区」の指定と「環境緑地制度」

武蔵野市の緑の減少には東京都も注目し、平成七（一九九五）年九月に、本市は都から「武蔵野緑化地区」の指定を受けた。指定の期間は五年間。「東京都緑の倍増計画」（「東京における自然の保護と回復に関する条例」第二六条）に基づいて、年二回の一万本の苗木の無料配布などを含め総合的な地域緑化が行われた。

市は、緑の保護育成の積極策として「環境緑地制度」を提案した。七年一二月の市議会で、「みどりの保護育成と緑化推進に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、「環境緑地制度」が新設された。市内一〇か所がこの制度の対象となり、開発から緑を守った。

(七) むさしのリメイク「武蔵野市緑の基本計画」を策定

平成六（一九九四）年六月に「都市緑地保全法」が改正され、区市町村による緑化推進の独自の計画づくりが認められることになった。本市では、七年度から約二年かけて「緑の基本計画」策定の作業に入った。八年六月三日には庁内プロジェクトチームが「武蔵野市緑の基本計画（むさしのリメイク）」案を発表した。同計画は、一〇〇年後の

緑のまちを目指したもので、多摩二七市では初、都内二三区を含めても墨田区に次いで二番目にできた緑の総合計画である。八年度には大木2000計画などに基づいて作った緑のマスタープランを見直し、市民の参加を得てみどりの将来像と目標を設定した。計画案に対する市民の意見を参考にして、九年三月、「武蔵野市緑の基本計画」を策定した。

市は昭和五八（一九八三）年から平成八（一九九六）年までの一三年間に、すでに約一五〇億円を投入して二万四〇〇〇平方メートルの公園用地を購入してきたが、緑の基本計画の中では、次の四つの重点事業を挙げた。

①都市型市民農園など、農業ふれあい地区の整備をしてリメイクする。後継者不足で市内の農地が減少するのを防ぐため、働き手のない農園は、市民が入園料を払って農作業を楽しむ「入園型農園」に切り替える。

②市の貴重な水辺空間である仙川沿いに植樹し、親水・遊歩道化整備を行い、まちなみに潤いを与えるリメイクをする。仙川は武蔵川公園、かわばた公園、グリーンパーク遊歩道と連続している本村公園ともつながっている。これらの緑を有機的に結びつけ、新たな緑の軸、一大拠点とする。

③行政・住民・企業が連携した緑の保全・創出活動を行うために、公園緑化基金を活用した法人・グリーントラストを創設する。環境緑地の買い取り・設置・管理、緑化意識向上のための苗木の配布などイベントを開催する。

④「東部地区」、「成蹊学園・井の頭公園地区」、「武蔵野中央公園・仙川地区」の三地区を「緑化推進ゾーン」としてリメイクする。学校内や道路沿いにも植樹し、民有地の塀も生け垣にするよう指導していく。

これらの事業を通して、平成二七年までの二〇年間に、六年度現在二二・六パーセントである市の緑被率を三〇パーセントにし、七年度末現在四・二平方メートルである一人あたりの公園面積を、約三倍の一・九平方メートルにす

ることなどを、目標値として示した。

(八) 「武蔵野市緑化に関する指導要綱」

繰り返し述べてきたように、武蔵野市の緑の行方は、民間の緑をいかに残すか、市民が協力できる仕組みをいかに作るかにかかっている。そこで市は、平成九(一九九七)年二月一日から、「緑の基本計画」に基づく新指導要綱をスタートさせた。「武蔵野市緑化に関する指導要綱」である。一戸建ての場合、敷地面積が二〇〇平方メートル以上の土地であれば、建築確認申請の際、生け垣や花壇など緑化する面積を記入した緑化計画書を提出してもらうというものだ。罰則規定はないが、緑化推進の趣旨を理解してもらい、緑化の合計面積が敷地の約二〇パーセント以上の広さになるよう協力を求める。そして完成後、緑化を証明する写真や報告書を提出してもらうのだが、屋上緑化や、壁面にツタを這わせてもよし、駐車場の轍かたの間に芝生を植えてもよし、それも緑化面積に換算できる。八年度に市に出された建築確認申請の四分の三が、敷地面積二〇〇平方メートル未満であり、この指導要綱の対象外となる。二〇〇平方メートル未満であっても協力をしてほしい、これが正直、市の本音である。

マンションなど一〇〇〇平方メートル以上の建築物については、市は「都市計画法」や「都条例」、「市宅地開発等に関する指導要綱」に基づき、緑化面積を二〇パーセント以上設けるよう義務づけ、緑化計画書の提出を求めてきた。協力の対象を一戸建てにまで広げたことにより、緑化に関する指導要綱が効果を発揮することを市は期待する。

(九) 緑化環境センターの設置

市では平成一四(二〇〇二)年四月一日の機構改革で、それまで建設部の中に置かれていた緑化公園課を廃止し、都市整備部に緑化環境センターを新たに設置した。緑化施策、環境整備の目標は、公園や緑地を創る「建設」の領域から、「市民参加による緑のまちづくり」へと進化してきたことを、緑化環境センターの設置によって明らかにした。市役所四階の都市整備部・緑化環境センターに、まちづくりレポーターや公園づくりに参加するボランティア市民らが訪れて、職員と打ち合わせができるように、大きな会議用デスクが用意された。お願いや申請のための「お役所」のイメージとは正反対の、オープンな、にぎやかなネットワークの空間となった。同センターは一九九九年に、防災安全センターの完成に伴い、西庁舎七階、市民協働サロンの向かいに移転した。

六 緑の受賞

「残したい日本の 成蹊学園のケヤキ並木は生活道路として利用されている。学生や市民が落ち葉を踏んで歩く音、音風景100選」 新緑の葉ずれの音、四季折々に織りなすやさしい音たちが、平成八(一九九六)年六月、環境庁の「残したい日本の音風景100選」に選ばれた。音の主は一二四本のケヤキ。並木は五日市街道に面するキャンパスの入り口から学園の中学校・高等学校の校舎に向かい、約六〇〇メートルにわたって弧を描き、七メートルくらいの間隔で高くそびえている。成蹊学園が池袋から移転してきた大正二三(一九二四)年五月に植えられたという。

昭和四六（一九七二）年には市の天然記念物に指定され、五七年一〇月一日、都民の日制定三〇周年を記念して「新東京百景」にも選ばれた。なお、全国音風景保全連絡協議会が平成九年二月に設立されたが、音風景一〇〇選の認定自治体として本市も同協議会に加わっている。

「緑の都市賞」

平成一〇（一九九八）年、第一八回「緑の都市賞」（財団法人都市緑化基金、読売新聞社主催）の建設大臣賞に、武蔵野市が選ばれた。同賞は昭和五六（一九八一）年に創設され、緑を用いた環境の改善、景観の向上などに取り組み、実績を上げた団体が毎年表彰される。本市の場合、計画の段階から市民がアイデアを出す「ワークショップ方式」による公園づくり、「緑のまちづくりレポーター」制度など、緑化行政への市民参加を多様な手法で実現させていることが評価された。（↓本節二）

「緑のまちづくりレポーター」（五一一人・町丁目毎に一人）は、平成五（一九九三）年四月一五日に初めはどんぐりレポーターの愛称で誕生した。レポーターは緑に関心のある市民ばかり。二年毎に市が委嘱する。緑化行政を担当する職員は必ずしも本市の市民ではないし、数年毎に配置転換もある。だから、このまちに住んでいる者がレポーターとして職員の目となり耳となり手足となつて情報をキャッチし、市内の緑の変化や大木伐採のうわさを市に伝える。市と市民の連携プレーである。

「緑のまちづくりレポーター」は、平成五年四～七月にかけて、みどり塾を実施した。講義「巨木は語る」、ネイチャーゲーム（井の頭公園）、講義「樹木医の基礎知識」、実技「植物を知る」（神代植物園）、講義「花マップづくりの話」、実技「緑の写真入門」（中央公園）といった学習を全員が集中的に行つた。

平成七年四月五日の「市報むさしの」の特集「緑のまちづくりレポーターのあゆみ」にも、活動が紹介されている。

テーマ別・地域別などのグループに分かれ、居住地域に存在する樹木、草木、草花などの緑の現状をくまなく調査したが、テーマ別グループ活動（五年一〇月～六年夏ごろまで）では、「地域の歴史コース」「土壌や生き物調査コース」「まちの緑探索コース」「緑の手入れ体験コース」「大木カルテ作成コース」の五つのテーマ毎に、見、聞き、足で得た情報が集まった。地域別グループ活動（六年四月～七年三月）は、各地域で自慢したい木をそれぞれ歩いて見つけ、「樹めぐりマップ」を作る、あるいは樹名板づくりなどをする中で緑の分布を確認した。こうして市民自らが体で感じた緑豊かなまちづくり情報は改めて市民に発信され、アイデア提供へと発展し、結果的に市の緑化事業に協力する市民を増やしていった。五年五月からは毎月「みどりのかわら版」を作成し、活動を市報で紹介している。

七 青梅市に「武蔵野市民の森」

森林は、地球温暖化の防止や気候の緩和、大気の浄化、水の保全、土砂災害の防止など、大切な役目を担っている。だが、近年、日本の山は荒れている。森を維持するための伐採や植林が行われなくなった。林業で生計を立てるのが難しいのと、相続を放棄した不在地主の山が多くなったからだ。多摩地区の森林も、同じ状況にある。

武蔵野市民が水道水源に感謝する意を込めて、青梅市や奥多摩の私有林・町有林を支援することになった。平成一三（二〇〇一）年八月、青梅市の森林の中に、二俣尾・武蔵野市民の森（三ヘクタール）が開設され、市は間伐整備費用（年間二〇〇万円・市民一人あたり一五円）を計上した。自然に恵まれた青梅市の地主と協定を結び、一定の条件で活用させてもらう。二俣尾は武蔵野市から電車（JR青梅線二俣尾駅下車、徒歩五分）で約一時間の距離。山を

持たない武蔵野市民が、たくさんの山に囲まれた青梅市の人たちと交流し、いかに山を守るか、いかにわれわれが森の恩恵を受けているかなどを学び、森林への理解を深める。

完全学校週五日制によって生まれた土曜学校のプログラムにも、武蔵野市民の森の森林体験教室が入れられ、森の動物たちの生態観察や林業体験を、小学生から中学生までが、森林インストラクターの協力を得て初歩から学ぶ。木工・竹細工、川遊び、草笛の講習会などがあつた。また、土曜学校以外でも、農作業（野菜の世話や収穫）、バーベキュー、流しそうめん、焼きいもなど、武蔵野の子どもたちには自然の魅力に触れることができる絶好の機会だ。

この活動には、水や空気の源として都民にとって大切な、多摩の森を育てる手伝いをする目的もある。市民の森を管理し、下草刈りなどの軽作業をして整備する仕事や、武蔵野市民を受け入れてイベントなどを市に代わってしてくれるのは、NPO法人「武蔵野自然塾」の人たちである。一八年七月に、この森の近くに「自然体験館」が建てられた。

八 緑のボランティア団体

平成一〇（一九九八）年に、市民団体・生きものばんざいクラブが木の花小路公園（吉祥寺北町三丁目）を維持管理する目的で創られたのを皮切りに、次々と「緑のボランティア団体」が誕生した。地域と花を愛する純粋なボランティア団体は、市と協定を結び、公園の維持管理を任される。公園の規模や諸条件に準じて花苗の購入に使う助成金が、団体毎に交付されている（地域毎に自宅から徒歩で参加する作業なので、交通費や茶菓子代は出ない）。

一四年度に緑化環境センターが設置されるまでには八団体が、その後一七年度末までには五団体（一九年度末までに、さらに八団体が加わった）が、各地域の公園を単位に自然発生的に生まれ、公園を利用したさまざまな活動も行われるようになった。基本的な作業は季節毎の花壇の模様替えや手入れ、日頃の清掃や水まきである。いずれも当番制を敷いたりして、それぞれの地域になじむ花壇づくり、みんなに愛される公園づくりに努めている。そんな地道な活動が、みんなの「みどり」、みんなの「まち」の意識を、道行く人にまで持つてもらうことになる。武蔵野市が「行政サービス総合評価連続第一位」（日本経済新聞社・日経産業消費研究所・平成一四年と一六年の隔年調査）になるのも、こうした「まちづくり」のアクションあつてこそ。市の職員や業者まかせでは目が届かない、きめ細かな日常的な維持管理は緑のボランティアだからこそこできる。

それぞれの団体がスタートしたきっかけや、会員数、維持管理する公園の規模には違いがあるが、年間活動計画書に基づいた自主的な活動、市との一定の距離を置いた協力の姿勢は同じである。団体数は、平成一九（二〇〇七）年一〇月現在で、以下の二〇団体である（二年毎に更新）。

● 生きものばんざいクラブ 略称 I B C、● 吉祥寺通り花壇の会、● もりもり森クラブ、● Ms Garden みどりの食いしん坊、● 青空会、● グループ・タンポポ、● 北町花のひろば、● しろがね公園クリーンクラブ 略称 S C C、● てんとう虫の会、● 東町はな・B A N A 会、● 境南さつき会、● 桜とみどりの会、● 武蔵野の森を育てる会、● 武蔵野ガーデニングコミュニティ、● あじさいの会、● 本田北公園花クラブ、● 本村公園フォーシーズンズ、● むさしのガーデニングクラブ、● 武蔵野農業ふれあい村、● 小道ガーデン。各団体の活動場所となる公園（所在地）・公園面積・協定締結年月日・会員数などは、資料編にまとめた。

第二節 ごみ・リサイクル・環境問題

一 クリーンセンター完成

(一) 市の中心地、市役所の隣接地に

目立つのは、白地に青磁色の横じまの入った高さ五九メートルの煙突である。初めて見た人は一瞬首を傾け、そこがごみ処理場と知って今度はびつくりすることになる。

市庁舎の北側、道路一本隔てただけの隣接地にクリーンセンターが出来たのは、この期がスタートして間もない昭和五九（一九八四）年五月だった。

敷地面積一万七〇〇平方メートル、建築面積四五七五平方メートル。工費約六〇億円。地上四階地下二階の焼却施設と地上三階地下一階の不燃・粗大ごみ処理施設とが一体化している。周辺住民に配慮して高さを抑え、どちらも半地下式の構造になっている。共に鉄筋コンクリート造り。市庁舎と合わせたブラウン系の落ち着いた外装は、とてもごみ処理施設には見えない。

焼却施設の正式名称は、武蔵野三鷹地区保健衛生組合（略称・武三保）立第二処分場（注・武三保は平成一五年三



まちの中のクリーンセンター、昭和59年5月完成

月解散（後述）。一日二四時間稼働で六五トンの生ごみ処理が可能な焼却炉三基（通常二基運転）を備えている。

一方の不燃・粗大ごみ施設には大型の回転ハンマーが付いた破碎機があり、一日稼働五時間で五〇トンを処理できる。

そして焼却場の東側に冒頭に書いた大煙突。三本の鋼製集合煙突を四角い外筒が囲っている。後に触れるが、高さも外装もデザインも市民の声が生かされた。

これらの施設を一極集中管理するのが、焼却施設の中にある中央制御室。焼却炉や破碎機の運転状況の監視や制御、クレーンの操作、排ガスの監視などを二四時間体制でコントロールしている。

最新の施設を視察に来た人は一様に目をみはるが、同時に賞賛してやまなのは立地環境の素晴らしさ。市の中心部にあつて、しかも住宅地に隣接している。周囲は緑に囲まれ、構内に入ると七〇〇〇本の樹木が植わっている。広い芝生もある。ごみ処理場に付きまとう悪臭も騒音もない。公園と錯覚して入ってくる人もいる。

周辺住民への配慮もあつて、公害対策には細心の注意を払った。有害ガス除去装置、電気集じん器、ごみピット配水処理施設、自焼防止器などを配し、悪臭防止のため焼却炉の入り口付近にはエアカーテンや扉も設けた。センター入り口には煙突から出る硫酸化物や塩化水素、窒素酸化物などの濃度が規制基準値に沿っているかどうかを示す表

示板も設置されていて、誰にも、ひと目で汚染度が分かる。

また、排ガス利用にも道を開いた。ごみの燃焼で発生する高温の熱は回収され、クリーンセンターの冷暖房や給湯、総合体育館の暖房、市営プール、市立第四中学校の温水プールの熱源として活用している。平成一五（二〇〇三）年三月からは市役所の空調にも利用されるようになった。

クリーンセンター建設 クリーンセンター完成に至る道は平坦ではなかった。市民参加と情報公開、徹底討論に集

特別市民委員会

約される建設過程に触れる前に、前の期までの動きを簡単にぞつておく。

市内の可燃ごみは、昭和三三（一九五八）年以来、三鷹市と共同で建てた同市新川の「ふじみ処理場」（武三保組合立）に運んで焼却していた。しかし周辺人口が増えるにつれて、特に隣接する調布市民から騒音、悪臭、ばい煙などに対する苦情が多く寄せられるようになり、四六年には本市のごみ搬入が実力阻止される事態にまで発展した。同年末、三鷹市長から「武蔵野のごみは武蔵野で処理せよ」とする申入書が市に届き、それを受ける形で市は「自区内処理」の方針を打ち出す。問題は、用地の確保である。五三年、当時の市長（後藤喜八郎）は市営プール（吉祥寺北町五丁目）を建設予定地と決めるが、住民の同意が得られない。地元の武蔵野市ごみ問題を考える連絡会（吉祥寺北町五丁目の住民団体）を中心に反対運動も起こる。五四年、市長が交替した。新市長（藤元政信）は予定地を白紙に戻し、改めて市営プール、市営総合グラウンド（緑町三丁目）、都立武蔵野中央公園（八幡町二丁目）、同小金井公園（桜堤三丁目）の四か所を候補地に選定、どこが適当かの判断を市民に委ねることになる。

そこで昭和五四年一二月に生まれたのが四か所の周辺住民、一般市民、専門家による「クリーンセンター建設特別市民委員会」（委員長・内藤幸穂・内藤幸穂事務所代表以下三五人）である。

同委員会は任期の一〇か月間に二六回の委員会、一一回の広報小委員会、四回の作業小委員会を開き、翌五五年九月、「最適地：は得られなかった」が、としながら、市営グラウンドを候補地と示唆する結論を出した。市長はそれを入れ、市議会も了解する。クリーンセンターの建つ現在地である。

この間の詳しい経緯は『武蔵野市百年史』に譲る。特筆しておきたいのは、市民参加の太いレールが敷かれたこと、行政が情報を公開し真摯に対応したこと、などである。

クリーンセンター・ 昭和五六（一九八一）年一〇月、クリーンセンター建設特別市民委員会の提言を踏まえて

まちづくり委員会発足 「クリーンセンター・まちづくり委員会」（委員長・寄本勝美早稲田大学教授。五八年八月、八太昭道オストランド代表取締役に変更）が設置された。周辺住民代表九人、専門家五人、行政関係者三人の計一七人で構成する予定だったが、地元三団体のうち、参加したのは前記の「ごみ問題を考える連絡会」と緑町団地自治会で、建設に反対する緑町三丁目町会が参加を見合わせた。そのため、住民代表は一団体分の三人減って総勢一三人でのスタートとなった。

委員会は、要綱で「建設地の周辺住民の権利と利益を守り、クリーンセンター及び周辺まちづくりの計画・建設・運営に関する基本的かつ重要な事項を審議するため」の協議委員会と位置づけられ、具体的には環境アセスメント、建築仕様（設備内容、施設全体のレイアウト、建物の外観など）、塩化水素ガスなどの排出基準、周辺の土地利用などを検討し、提言するのが目的だった。

「三年間にわたり、計五〇人以上の委員の方々が延べ六〇〇時間以上の審議を積み重ねた」委員会は、七五回の討論の成果を五回の中間報告と三回の提言にまとめている。（↓資料編）

第一回の提言は、昭和五七年一二月。すでに工事は始まっていた。提言は、①ごみの処理・リサイクル関係、②周辺土地利用に関すること、③まちづくりの取り組み方、の三点。①では、クリーンセンターの排ガス排出基準のうち、塩化水素濃度を二五PPM以下にする、市民分別方式の継続（注・直前に市長から混合収集案が出ていた）、ごみ減量・リサイクルを目的とした武蔵野リサイクル事業団（第三セクター）の設置などを、②では、「緑」を基調とした土地利用を図ると同時に、緊急時に防災センターゾーンとして利用できるような配置、北側に「みどりのゾーン」と「スポーツゾーン」を設けること、煙突の形状は角型とし、色調は青磁色と白に近いグレーを基調として横ストライプに、と細かく踏み込んだ。また③では、建設地周辺住民の権利と利益を守るために設置されたまちづくり委員会の提言を最大限尊重すること、と念を押している。

三次にわたり

二回目の提言が出された昭和五八（一九八三）年一二月。クリーンセンターの全容が姿を現し、**多岐に及んだ提言** はじめていた。

提言は、北側の土地利用に絞り、第一回提言の②を踏まえ、より具体的な内容になっていた。つまり、北側土地の外周部に幅一メートルの緑のプロムナードをつくる、その外側道路の歩道部分は緑のプロムナードと一体化したものとし、境界は柵などで区分しない、緑のプロムナードで囲われた内部の西側半分にテニスコート五面をつくり、その北側は「子供広場」として自由に利用できるようにし、またプロムナード内の東側半分を多目的運動場に、などとしている。四か月前に、体育協会などから出された「体育施設の移設工事の早期着工の陳情」が市議会で採択されている。それへの配慮や、委員会不参加の緑町三丁目町会への気配りもあったのだろう。

北側の広場がその後どうなったかは、第五章第三節の三で詳しく触れているのでここでは省略する。

そして最終提言となる第三回は、昭和五九年一〇月。前の月に委員会に参加していない緑町三丁目町会と市の話し合いが合意に達している。クリーンセンターは試運転を終え本格稼働が目前に迫っていた。施設竣工をもってごみ問題は解決したとすることなく、今後もごみ問題と積極的に取り組むことを念頭にした提言は、①リサイクル事業の推進、②ごみ収集車カラーデザインコンペ、③クリーンセンター操業規定書の締結、④ごみ白書とごみ処理基本計画策定の四項目から成っていた。

①では、第一回の提言で挙げた武蔵野リサイクル事業団の運営主体を第一セクターに変更して早期実現を促し、また④では、毎日搬入・処理される家庭ごみと事務所ごみ、あるいは搬出される焼却灰、資源(鉄)・埋め立てごみの量と組成などを盛った「ごみ処理白書」の定期的刊行を提言している。

同提言は、一、二回目目の提言がこの時点ですべて生かされているかも概説し、「本委員会は、その任務をすべて終了することになる」として、同月、舞台から去っていった。

そして一二月、まちづくり委員会の役割を引き継ぐ形で、今度は周辺住民の三団体が参加して「武蔵野クリーンセンター運営協議会」が発足する。

(二) クリーンセンター運営協議会の二〇年

地元三団体九人と

昭和五九(一九八四)年一〇月、クリーンセンターが本格的に動きはじめた。

市側二人の委員で発足

直後の一二月、「クリーンセンターまちづくり委員会」(一〇月解散)の役割を引き継ぐ形で、「武蔵野クリーンセンター運営協議会」(以下、協議会と略)が発足した。委員は一人。地元の住民団体から九

人、市側から環境生活部長とクリーンセンター所長が加わった。地元の住民団体とは、クリーンセンターの建設地が決まって以来、さまざまな形でかかわりの深かった緑町三丁目、吉祥寺北町五丁目、緑町公園住宅（緑町二丁目、後の緑町パークタウン）の町会などを指し、クリーンセンター建設に異議を唱えてまちづくり委員会への参加を見合わせた緑町三丁目町会も今度は最初から参加した。吉祥寺北町五丁目の住民組織「武蔵野市のごみ問題を考える連絡会」はこれを機に、名称を「吉祥寺北町五丁目町会」と改めた。

「武蔵野クリーンセンター運営協議会要綱」では、協議会設置の目的を「…クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域住民と武蔵野市相互の理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るため」として、「①クリーンセンター運営状況の監視、②地域住民の理解を深めるための広報活動、③環境の整備及び維持並びに福祉の増進のための活動、④その他、目的を達成するために必要な諸活動」を行うとしているが、最大の役割が①の監視活動にあることはいうまでもない。

委員の任期は定めず、会長は「地元委員」の中から選ぶことになり、高橋鐵雄・吉祥寺北町五丁目町会長が初代会長に就いた。以降この期の終わる平成一七（二〇〇五）年までの二〇余年間に互選で延べ一二人が会長を務めた。

協議会はほぼ二か月に一回のペースで、クリーンセンターの会議室で開かれてきた。今期の終わる平成一七年には一四八回を数え、もちろん以降も継続して開催されている。

議題はその都度、事前に住民側と市側が持ち寄って調整してきた。ある委員経験者によれば夕刻から始まる会議は「原則二時間だが極めて真摯。酒が入ることはなく、時に議論が白熱して深夜に及ぶこともあった」という。

「相互信頼が基調だった」という市側の元委員も、「住民側の資料請求には可能な限り応じてきた。情報を共有し、問

題点はとことん話し合って決めてきた」と、改めてクリーンセンターの運営に果たしている協議会の役割を評価している。

クリーンセンター操業に 協議会はさまざまな成果を上げてきた。一つに、昭和六二（一九八七）年一二月の「武

関する協定書締結 蔵野クリーンセンター操業に関する協定書」の締結がある。まちづくり委員会と市の間

で五九年一〇月に結んだ「暫定協定」が土台になっているが、さらに深く具体的に踏み込んでいる。

第一条で、「この協定は『武蔵野市公害防止に関する条例』の精神に基づき地域住民の健康と安全、利益と権利をそこなうことのないよう、快適な生活環境を保全し整備することを目的とし、そのために必要な措置を講ずるものとする」として、「工場の規模および運営」に触れた第二条では「通常は二炉運転までとし、年始の運転は休止する」「焼却対象ごみは、原則として武蔵野市内のごみとし、分別収集したものとする」ことを確認、以下第三条で「公害防止対策」、第四条「ごみ収集車対策」、第五条「公害監視」、第六条「苦情処理」など一一一条にわたって細部を詰めている。詳しくは資料編に載せたので参考してほしい。

クリーンセンターでは以降、分別ごみの中のきょう雑物の問題、施設内での爆発事故など、さまざまな課題（↓次項）を抱えることになるが、操業をめぐって住民との間で深刻な事態に陥ることがなかったのは、「協議会」と「協定」の存在抜きには語れない。

とはいえ、すべてに平穩無事だったわけではない。議論が白熱した事例を一、二記録しておく。

一つは、昭和六〇年夏に起きた「迷惑料二〇〇万円」問題。緑町三丁目町会から市に出された要望事項の一つ、町会への補助金交付に端を発している。それにこたえる形で市は、迷惑料として地元三団体に二〇〇万円の支払い

を提示してきた。緑町三丁目町会と吉祥寺北町五丁目町会は受け取ることに同意したが、緑町団地自治会は態度を保留し、自治会の臨時総会を何度も開いて協議した結果、「拒否」することになった。マスコミでも大々的に取り上げられた(↓資料編)。紆余曲折の末、協議会では「三団体が足並みを揃えること」「市民に納得される方法であること」などを申し合わせ、六一年二月、運営協議会への補助金として毎年一〇〇万円を受け取ることで合意した。同時に三団体は、「使途については、運営協議会で充分協議し、合意確認の上で決める」などとした「確認書」を交わした。補助金は、後述する地元住民のバス研修などに活用されている。

もう一つ。平成一三年一〇月の運営協議会で市から住民側に、「最終ごみ処分場でのさまざまな問題から、処理量を早急に大幅に減らさなくてはならない危機的状況にあり、…その一環としてプラスチック焼却の方向で検討したい」という提案があった。

最終処分場における「さまざまな問題」については、三の「最終処分場」で詳しく触れるが、問題はプラスチック類の焼却処分である。プラスチック類はそれまで資源化の対象として焼却ごみとは別に収集されてきた。それを今度は焼却したいというのだから、住民側にはわかに納得できるわけがない。公害への不安もあるし、協定にも抵触する。資源化できないプラスチックの焼却問題は、こうして、長く厳しい討論に入っていく。とりあえず、試験焼却をして結果を見ることで合意した。地元住民への説明会などを経て、一四年五月、三つある焼却炉の二つを使って第一回(七日間)の試験焼却が行われた。焼却灰は専門機関の手でダイオキシン類、塩化水素、窒素酸化物などを測定、八月、いずれも基準値以下という結果が出た。翌一五年一月、一回目に使わなかった焼却炉で二回目(四日間)の試験焼却が行われ、ここでも基準値以下であることが証明された。結果を受けて市は周辺住民だけでなく市内全域で順次、説

明会を開催、地元住民は「苦渋の選択」で市の提案を受け入れた。同年一〇月、プラスチックごみの焼却が始まる。協議が始まってから二年が経過していた。

これに伴いクリーンセンターの施設改善、一部のごみの分別法の変更（二六年八月）などがあったが、それは他項に譲る。

研修視察・講演会・協議会は定例の会議のほか、さまざまな活動を展開してきた。発足二〇周年にあたる平成一〇年の「環境健康診断なども 七（二〇〇五）年八月、協議会は「クリーンセンターの今昔そして未来 パートナーシップの20年」と題する五四ページの冊子を刊行した。その中から「活動」の数々を紹介しておく。

平成三年から、委員の視察研修を行ってきた。「最新の処理施設」「話題の処理施設」などを選び、第一回は愛知県小牧市の岩倉衛生組合環境センターへ、六年の第二回は愛媛県松山市の南クリーンセンターへ出かけた。以降毎年実施、栃木県今市市（現日光市）、千葉県白浜町（同南房総市）、愛知県安城市などにも足を運んでいる。

委員の研修視察とは別に、地元の住民を対象に、昭和六一（一九八六）年から年に一、二回、日帰りのバス研修会を開催してきた。午前中は環境関係の公共施設や企業見学を行い、午後は周辺の観光地に立ち寄るスケジュールが組まれている。

年々参加希望者が増えているが、一回に一団体二五人・バス二台の制約があるため、より多くの住民に参加してもらおうと、イベントに振り替えた年もある。平成一四年一月には、クリーンセンターを会場に「運営協議会まつり」を開催、約三〇〇人が参加、一六年一月には運営協議会二〇周年記念事業を先取りしてセンター東側の広場で「エコフェスタ」を開き、約六〇〇人の参加があった。

地域住民の環境教育の一環として昭和六二（一九八七）年から講演会も開催してきた。第一回は同年六月、クリーンセンター所長も務めた上田幸雄が「ごみと都市問題」を、同一〇月の第二回は中杉修身・国立公害研究所環境室長が「ごみ処理における住民の役割」と題して演壇に立った。以降年一回のペースで公害反対運動で知られた田尻宗昭、オーストラランド代表の八太昭道、国立環境研究所の後藤典弘、生活環境評論家の松田美夜子など、ごみ問題に明るい各界の論客を招いてきた。

地元住民を対象とした「広報活動」の柱は「運営協議会だより」の発行である。昭和六一年の創刊号（↓資料編）と六二年九月の第二号は年一回発行だったが、六三年三月の第三号以降は年二回、三月と九月に発行されてきた。

協議会の活動報告、地域のごみ問題、市のごみ対策、クリーンセンターについての情報などのほか、ダイオキシン問題やプラスチック焼却問題などでは特集を組んできた。この期の終わる一七年九月で三八号を数えた。

前に触れた「協定」の第七条「地域住民を対象に、毎年一回環境健康診断を実施する」とした「環境健康診断」も続いている。

診断の内容は、市が市民対象に実施している「基本健康診断」に準じて胸部レントゲン、安静時心電図、血圧・脈拍・尿検査などだが、ほかに呼吸機能検査が加わっている。

受診希望者の増加に市では枠を拡大して対応しており、二〇〇人を超える年もある。検査結果は受診者に送られるとともに、本人の承諾を得てクリーンセンターでも管理しているが、平成一七年現在、大きな問題は発生していない。「こうしてクリーンセンターは二〇余年大過なく運営されてきた。これこそ協議会の最大の成果」と、二〇周年の時、会長を務めていた高橋健一（吉祥寺北町五丁目）は語っている。

なお、運営協議会発足時の「緑町団地自治会」は平成二二年四月、「緑町パークタウン自治会」、さらに一四年二月、「緑町二丁目三番地域住民協議会」と名称が変わった。

(三) クリーンセンターの歩み

武蔵野クリーンセンターの建物が完成したのは昭和五九(一九八四)年五月である。念入りの試運転を経て、同年一〇月に本格稼働した。建設に至る経緯、施設の概要については、(一)の「市の中心部、市役所の隣接地に」の中で詳しく書いた。最新鋭の施設である。普通に使用していれば問題は起こらない。事実、日々のチェック、半年ないし年一回の定期検査を繰り返す中で順調に推移してきた。

爆発事故一〇回、原因 事故とも無縁だったクリーンセンターに大きな「落とし穴」が待っていた。操業三年目の**の大半はガスボンベ** 昭和六一(一九八六)年五月、不燃粗大ごみ処理施設の破砕機で爆発事故が起きたのである。爆風が二か所の爆風口から外部に抜けた。破砕機本体に損傷はなく、防音材とシートなどの一部が傷ついた程度だった。原因は特定出来なかった。

二か月後の七月、二度目の爆発事故が起きる。一回目と同じ粗大施設の破砕機の中である。爆風はずっと大きかった。爆風口の防音材、シート、風洞、振動コンベアなどが破損し、修理に約四〇〇万円かかった。爆発跡から束になった卓上カセットボンベの破片一〇本が見つかった。

同年一二月、三回目の爆発事故。大事には至らなかったが、修理費は約七〇〇万円に膨らんだ。跡にプロパンガスのボンベが二本残っていた。

表 4-2-1 クリーンセンターの爆発事故発生状況

発生年月日	原因	修理費等
昭61.5.13	不明	約20万円
61.7.24	卓上カセットボンベの破片10数本発見	約400万円
61.12.23	小型プロパンガスボンベ2本発見	約700万円
62.8.12	カセットボンベ2本発見	約50万円
平6.4.7	プロパンガスボンベ1本発見	約2,500万円
9.3.11	可燃性スプレー缶(?)	約90万円
10.4.6	可燃性ガスボンベ	約3,500万円
10.10.27	不明	約30万円
16.9.28	アセチレンガスボンベ(推定)	仮復旧費378万円 手選別231万円 本復旧費4,200万円
17.3.10	不明	なし

注：爆発箇所はいずれも不燃・粗大ごみ処理施設内
[武蔵野クリーンセンター資料]

その後も何度か爆発事故が起きるが、大抵、跡からガスボンベが見つかっている。初回の爆発事故も同様の原因だったのだろう。

プロパンよりずっと強力なアセチレンガスボンベが原因と見られる平成一六(二〇〇四)年九月の爆発事故では風洞、振動コンベア、破碎機周辺機器などに大きな被害が出て、爆発対策工事として監視用カメラやモニターの増設・改善、ガス検知器、爆発軽減装置などで四五〇〇万円以上の出費を余儀なくされた。直接の被害ではないが、現場近くで打ち合わせ中の職員が、爆風で開いた扉に当たって軽いけがを負った。復旧に二週間を要し、その間職員総出の人海戦術で不燃・粗大ごみの処理に当たった。

翌平成一七年三月の「爆発」を最後に、爆発事故は起きていないが(二二年現在)、大小一〇回の事故(表4-2-1)を振り返ると、原因はごみを棄てる市民の側にあることが分かる。市では折に触れ、市報などを通じてごみ投棄上の注意を市民に呼びかけてきた。一八年以降の「不発」はその成果でもあるの

だろう。

最終処分場からの クリーンセンターの行程表からは見えてこない仕事がある。爆発事故でも触れた職員の手作業
辛い「メッセージ」である。普段でも、焼却灰や破碎ごみの最終確認に手作業が付いて回るけれども。

関連して、語り草になっている話がある。クリーンセンターで処理された焼却灰などは日の出町にある最終処分場
に運ばれて処理されてきた。平成一三（二〇〇一）年七月、最終処分場を管理・運営する「東京都三多摩地域廃棄物
広域処分組合」から、本市の搬入したごみの中に不適廃棄物が混入している、として、現物を添えて改善を求められ
た。その後も何度か同様の申し入れを受け、その度センターでは手作業で金属類や規定の大きさを超えるゴム類など
を除去してきたが、一五年四月に至り、再度文書で改善の要請書が届いた。センターでは緊急措置として四月から五
月にかけて二週間、ごみ収集の終わった夜間に二五人の職員（当時）が総出で不適物の除去に当たり、さらに「その
後、五月二〇日より手選別ラインを設置し、八人体制で除去作業を行いました。狭いスペースに冷房もない悪臭の中、
特に夏は過酷な作業でした」と、クリーンセンター運営協議会のまとめた「クリーンセンターの今昔そして未来」（前
出）の中にある。ガラスの破片なども混じり危険極まりない。

不適廃棄物の発生もまた、施設上の問題というより、一義的には棄てる側に責任がある。

クリーンセンターの歩みを見ていると、役割の大きさに比べセンター側が自発的に取り組める権限が少ないことに
気づく。そう定められているといってしまうと身も蓋ふたもないが、事故への対応と同様に施設の改善も勝手に、とはい
かない。これも（二）で書いたので重複は避けるが、平成一三年から一五年にかけて論議を呼んだプラスチックの不
燃ごみの焼却問題もそうだった。行政の要請と住民の間に挟まって、センターは受け身に終始せざるをえない。

ダイオキシソ類 公害には細心の注意を払ってきた。悪臭も騒音もない。当然、苦情が来ることもない。情報公開の対策を徹底化 の要求にも応えてきた。それが地元住民との約束でもあった。

しかし、ここでも住民の信頼を一気に崩しかねない事態が「外部」からもたらされた。平成一〇（一九九八）年四月、大阪府能勢町のごみ焼却施設「豊能郡美化センター」周辺の土壤から高濃度のダイオキシソ類が検出された。メディアが連日大きく報じた（↓資料編）。間もなく、原因は同センターのごみ焼却後の排ガスを洗浄する水などにあることが分かった。ダイオキシソ類の付着した水は冷却されて開放型冷却塔から霧状になって排出され、それが土壤を汚染していた。

ダイオキシソ類は発ガン性のある猛毒の有機塩素化合物である。加えて、能勢町と同じ開放型冷却塔のある処理場が全国に三六か所あり、本市もその一つであることが分かり、騒ぎが押し寄せてきた。

同型とはいえ、美化センターとはごみの焼却方法が違う。燃焼温度も本市の方がずっと高い。美化センターでは洗煙排水を循環利用していたが、本市では利用していない。何より直近の調査で出たダイオキシソ濃度六・五ナノグラムは厚生省の基準値（八〇ナノグラム）よりずっと低い。にもかかわらず関連して一〇月、東京都による大気と水質に関する立ち入り検査と厚生省の要請に基づくクリーンセンター敷地内の土壤と冷却塔循環水のダイオキシソ類調査が行われた。いずれも問題がなく、間もなく騒ぎは沈静化していった。それでも、ダイオキシソ類濃度の基準値が一年一二月から五ナノグラムとなるのを見越して、クリーンセンターでは八年から着手した基幹整備の一環でダイオキシソ対策のための大がかりな改修・更新工事を施した。詳しくは次項で触れる。

なお、前述した一〇月の土壤調査を機に、本市では同年から毎年、クリーンセンター周辺三地域（緑町ふれあい公

園、むさしの市民公園、市立大野田小学校)、こうちゃん公園(緑町二丁目)、市立第五小学校(関前三丁目)、同境南小学校(境南町二丁目)の市内六地域で、土壌調査が行われるようになった。

五か年計画で施 設を更新・改善 施設の性格上やむをえないのだから、施設の改善・更新は専ら、前述のようにごみの収集方法変更や不具合など安全・安定処理に支障を来さないよう、予防保全の形で行われてきた。

平成四(一九九二)年一月、ごみの大型化に対応して大型可燃ごみ破碎機が稼働した。同年一月には増え続けるプラスチックごみを圧縮して容積を減らすため、プラスチック減容(量)機が稼働した。最終処分場の延命が最大の狙いだった。

設備は使うほどに老朽化する。耐用年数もある。平成八年から五か年計画で初めて大がかりなメンテナンスが行われた。最初の二年は基幹的施設整備と位置づけられ、八年度にまず燃焼ガス冷却設備(二号ボイラー改修)、排ガス処理設備(二、三号有害ガス除去装置改修)、灰出し設備(一号灰押し出し装置更新)、計装制御設備(全系統公害防止監視装置更新)が、続く九年度は三号炉の燃焼設備の更新・改修、一号ボイラーの改修、二、三号の灰出し設備の更新などが行われた。

平成一〇(一九九八)年はダイオキシンの削減対策が中心となり、一〇年度は受け入れ供給設備、一号系統の燃焼設備の更新・改修、一号ガス冷却塔、ろ過式集塵装置(バグフィルター)の設置などが行われた。(↓資料編)

この年、前述した大阪府能勢町のダイオキシン騒動が起きた。急遽、「高濃度ダイオキシン緊急対策」として排ガス処理設備の一部で「豊能郡美化センター」で問題となった開放型冷却塔を密閉型冷却塔に更新、排水処理設備を設置した。

続いて一一年度には積み残しになっていた二号系統の燃焼設備の更新・改修、二号ガス冷却塔、二号ろ過式集塵装置の設置などが、また一二年度には三号系統の燃焼設備の更新・改修、三号ガス冷却塔、三号ろ過式集塵装置の設置や受け入れ供給設備（ごみクレーンの自動化）などの整備が行われた。一〇年度に一号機から始まった通風設備の整備も、三年目で終了した。

約四四億円を投じた五か年計画達成でクリーンセンターは大幅に若返った。

そして平成一六年三月、選別能力の低下やごみ質の変化を受けて、粗大ごみ処理施設の内部をほぼ一新、金属類の回収率も大幅に向上した。この結果、不燃ごみの焼却も一気に進み、後述する三の（二）に掲載している図4-2-1に見るとおり、二ツ塚最終処分場への不燃ごみの搬入がゼロとなり、本市から二ツ塚に搬入するのはエコセメントの原料となる焼却灰だけとなった。

新武蔵野クリーンセンター クリーンセンターにも耐用年数がある。従来、平成二六（二〇一四）年頃までといわれてきた。**センターに向けて** 新クリーンセンターの建設は、次の期の大きなテーマとなる。

一七年度に実施した維持管理状況調査で、クリーンセンターの主要施設である廃熱ボイラー本体の耐用年数（約三〇年）から見て、二六、七年がセンターの耐用年限であり、他の主要施設の更新時期もその頃に集中していることが分かった。

調査結果を受けて市では平成二〇年六月、「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」をまとめ、同八月には整備用地や新施設のあり方、周辺地域のまちづくりなどを検討する「（仮称）新武蔵野クリーン施設まちづくり検討委員会」を設置した。そして、同委員会の最終報告書（二一年六月）などを参考に、二一年二月、「市の基本的

考え方」をまとめ、現在地の東側に、平成二七―三〇年の間に、新施設を建設・稼働することが決まった。

二 ごみを減らそう！ 再利用で

(一) 収集法の移り変わり

次ページの表4―2―2を見ていただきたい。今期末（平成一七年）現在の一般廃棄物の分類や処理方法などをまとめたものである。

廃棄物の全てをごみと呼ぶのは語弊があるが、実に多種多様であることが分かる。

本市では昭和四六（一九七一）年以来、ごみステーションに出された可燃ごみを週に三回、収集車で回収してきた。その過程で、五三年一月から古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、古布など）の分別収集を始め、同年九月からは不燃ごみを、資源ごみ（空きかんと空きびんに分別）と埋め立てごみに分けてきた。そこまでが、今期がスタートする五年当時の大まかな収集法である。

昭和五八年一〇月、公害防止の見地から水銀を含んだごみを有害ごみとして分別収集するようになった。翌五九年一〇月、クリーンセンターが本格稼働する。金属類の機械選別が出来るようになって六〇年四月から分別法を一部変更、資源ごみとしてきた空きかん類を不燃ごみと一緒に収集するようになる。以降、平成三（一九九一）年六月から牛乳パック、同九月から廃食用油をそれぞれ「拠点回収」（次項で詳述）するようになるなど細かい変更を加えながら、

表 4-2-2 廃棄物の区分と収集処理法

(平成17年現在)

種 別		収集方法	収集回数	処理区分	
(一部事業系を含む) 家庭廃棄物	可燃ごみ	戸別収集	週 2 回	焼却・埋立	
	不燃ごみ		週 1 回	選別・焼却・埋立	
	資源物			古紙・古着	再生
				びん	
				かん	
				ペットボトル	
その他のプラスチック製 容器包装					
有害ごみ			資源回収・無害化		
家庭廃棄物	粗大ごみ	戸別収集	随時	焼却・埋立	
	牛乳パック	拠点回収	週 2 回	再生	
	廃食用油	拠点巡回回収	年間48回		
	集団回収	古紙、古着、アルミかん等	業者引き取り		随時
事業系一般廃棄物（資源物及び処理施設の機能に支障が生じるものを除く）		戸別収集	随時	焼却・埋立	
事業系一般廃棄物のうち資源物				再生	
動物死体	犬・猫等	持ち込み			火葬

注：「平成18年度事業概要」をもとに作成

今期末の一七年に至る。その間の収集法の移り変わりをたどっておく。

処理から再利用へ

平成五（一九九三）年六月、従来の条例を全面的に改め

て「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例」が施行された。それまで、集めたごみをいかに処理するかに重点を置いていたごみ行政が、この条例を機に、「減量と再利用・資源化」に大きく転換する。六年一二月、発泡スチロールとペットボトルの拠点回収（次項）も始まる。

平成八年五月、市民・有識者・事業者・市の四者で構成する「廃棄物に関する市民会議」が「事業系ごみ全面有料化」の答申を出したのを受けて九年一〇月、商店や事業所から出される事業系ごみが全面的に有料になった。

商店や事業所からは、ダンボール類など大量の

廃棄物が出る。市ではそれまで一日平均一〇キロ以上出す事業所の廃棄物は許可業者の手に委ねる一方、全体の約三〇パーセントを占める一〇キロ未満の事業所の排出分は家庭ごみと一緒に無料で収集してきた。有料化は、その無料分をごみ処理手数料として有料のごみ袋を買って使う方式。事業者の自己処理責任の徹底、負担の公平化などが狙いだった。

同時に収集法の一部を変更、昭和六〇（一九八五）年以降不燃物として扱ってきた空きかんを資源物として分別し、新たに「資源の日」を設け、不燃物と同じ日に収集していた資源物と有害ごみを、別の日に集めるようになった。続いて一二年七月、今度はペットボトルとその他のプラスチック製容器包装類を対象とした「資源の日」をもう一日新たに追加した。代わりに、可燃ごみの収集日が一日減って週二回となり、以降可燃ごみ・資源物が週二回、不燃ごみ（平成二二年四月から月二回に）・有害ごみ週一回となり、その形が今日まで続いている。

平成一三年四月、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法が施行され、粗大ごみとして処理されてきた家庭用冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ（一六年四月から冷凍庫を追加）は買い換えの際小売り店が回収し、メーカーの手で部品や材料などの再利用・リサイクルが図られることになった。

さらに一五年一〇月には経済産業省・環境省令の改正により家庭用パソコンもメーカーなどによるリサイクルが義務づけられる。こうして粗大ごみとして処理しにくかった商品の数々がごみ収集の対象から外されていった。

なお、平成一三年一〇月から、粗大ごみの収集にシール制が導入された。電話で申し込む際、品目やサイズなどを伝えるとポイント（料金）と収集日が決まる。基本料金は一〇〇〇円（一〇ポイント）で五ポイント刻みで切り上げ加算され、それに見合ったシールを購入して処分する仕組み。

本市ではそれに先立つ一五年八月、五年前に策定した「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画」を数値目標を中心に見直した調整計画を策定するが、その中の重点施策の一つとしてごみの排出者責任の明確化を打ち出し、収集方法の一部変更と家庭ごみの有料化（↓資料編）の検討が始まる。前後して東京都市長会が「家庭ごみの有料化」を政策提言したこともあつて取り組みに拍車がかかる。同時に収集日にごみをステーションに出す方法から戸別収集に切り換える方向も固まる。

平成一五年一〇月、一年後に有料化と戸別収集を始めるのを視野に入れたごみ減量キャンペーンを展開するが、それについては次項の「減量・再利用」で詳述する。

戸別収集には、前段がある。本市では平成一五年四月から「ふれあい訪問特別収集」「狭あい道路特別収集」と呼ばれる戸別収集を一部で実施してきた。前者は、①六五歳以上で介護保険の要介護2以上のひとり暮らし世帯、②身障者手帳1〜2級の交付を受けている人のみの世帯、でそれぞれ希望する家が対象。当初四〇軒だったが、一年で三倍以上に増えた。

後者の狭あい道路とは、通常のごみ収集車が入れなくて、①通り抜け可能で、②九〇メートル以上ある小路と定め、一八路線・六七〇世帯を対象にスタートしたが、一六年七月から②の条件を六〇メートル以上と改めて六四路線・一九八九世帯に広がった。

両者とも事前に担当職員が戸別訪問して細かい詰めを行ったが、前者では福祉の部類に属することでもあるが、希望する家では収集時にひと声かけることにしたところ、不幸な事態を未然に防ぐケースがあったりした。（↓資料編）戸別収集といい有料化といい、容易な作業ではない。あらかじめ職員が手分けして市内全世帯を一軒々々回りなが

ら説明し、住民と相談のうえ、ごみの置き場所などを決めた。平成一五年一二月の「市長と語る会」(武蔵野芸能劇場)を皮切りにコミセンなどで一三回の市民懇談会を開いたほか、一六年七月から九月にかけては主に有料化についてコミセン、小学校など三四会場で九七回の市民説明会(↓資料編)を開いている。

戸別収集はまず、御殿山、西久保、桜堤の三町をモデル地区に平成一六年二月から試行され、五か月の「実験」を経て同年七月から吉祥寺本町、同南町、同北町、八幡町、境、境南町の六町に広がり、同一〇月から残る吉祥寺東町、中町、緑町、関前が加わり、全町実施となった。その結果、市内約四〇〇〇のごみステーションがなくなり、まちの美化にも大きく貢献した。

戸別収集、有料化を前に、平成一六年八月、分別方法も一部変更、古紙類の一層の分別・資源化を進めるため新たに「雑紙」を設け、袋出しでよくなった。それに先立つ二か月前、資源化できないプラスチック類が分別区分の変更で可燃ごみとして扱われるようになっていた。(↓資料編)

収集法に関連して、拠点回収、集団回収もあるが、主たる狙いが資源の再利用にあるので、次項で触れることにする。

(二) ごみの減量化と再利用

ごみをいかに減らすか、また出たごみをどう資源化するかというのは古くてかつ新しいテーマである。以前から、ごみ行政の底流にはその考え方が流れていた。とはいえ、主たる課題はごみをどう集め、いかに処理するかのほうにあったことは、前項で述べたとおりである。

転機となったのは平成五（一九九三）年六月の条例であることも、前項で触れた。新条例では物の生産・流通・消費から最終処分に至る各段階で、行政と市民・事業者が一体となつてごみ発生の抑制と徹底した再利用、つまりごみの減量と資源化を目指すべく舵^{かじ}を切り換えたのである。

また平成一〇年八月には「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画」（↓資料編）を策定、ごみの発生を可能な限り抑えることを第一に据え、そのうえで出されたごみについて資源化処理を拡充するために数値目標を設定した。その途上の一五年八月には基本計画の見直しを行い、「循環型社会」への転換を明確にするとともに、一九九年度までにごみ量を一三年度の水準より一〇パーセント以上削減し、排出ごみに占める資源化ごみの量（総資源化率）を二五パーセント以上、埋め立て処分率を一〇パーセント以下とする数値目標を掲げた。

目標は全て、計画どおり達成されることになるが、市がこれほどまでに減量にこだわったのは、一にかかつて最終処分場の延命にあつたことはいまでもない。日の出町の二ツ塚最終処分場の埋め立てがどんどん進む。満杯になつた後の処分地はもう確保する見通しが立たない。ならば可能な限り減量化に努めるしかない。

一方、国の方でも平成九（一九九七）年四月、前項で触れた「容器包装リサイクル法」を施行、一二年四月から「その他のプラスチック製容器包装」と「その他の紙製容器包装」を対象品目に追加して完全施行した。さらに同年六月、「循環型社会形成推進基本法」の公布で初めて「循環型社会」という言葉の定義が成された（市が使用する三年前）。そして一三年四月の「家電リサイクル法」の施行へとつながっていく。

国や市のこうした法律・条例の整備に促されてごみの減量・資源化の流れが加速していく。改めて記すまでもなく、前項で見てきた収集法の変更のほとんどは、この流れと動きを一にしている。

減量についていえば、事業系ごみの有料化（平成九年一〇月）、粗大ごみのシール制（同一三年一〇月）、家庭ごみの有料化・戸別収集（同一六年一〇月）などはいずれも目的の一つがそこにあったし、資源化もまたそれらの目的に含まれ、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法の施行も同様である。

前項でも少し触れたが、市では平成一五年一〇月、一年後に実施予定の戸別収集、家庭ごみの有料化を視野に入れ、「武蔵野市二三十万市民・減量キャンペーン」を展開した。市民一人ひとりが一日に出せるごみの量（タバコ一箱分）を感じ取ってもらうのを目的に、「これしか出せないの!？」ごみ袋」と刷り込んだ袋を作り、各戸に配布した。以降減量キャンペーンは繰り返し行われている。（↓資料編）

平成一六年一〇月から実施された戸別収集はごみを出す側の排出者責任の明確化、トラブルの減少、ごみに対する意識改革などを目的とし、結果的にごみの減量効果を狙ったもので、実施一年後の集計で燃やすごみ・燃やさないごみは一八パーセント減り、逆に資源化される古紙類は五六パーセント、その他のプラスチック製容器包装類も八七パーセント、共に増えるという成果を上げた。また家庭ごみの有料化に伴う有料ごみ袋の廃棄物処理手数料も同期間二億〇九〇〇万円に達し、市財政に少なからず寄与した。

ほかに、ごみとして出す前に資源化しようという動きも広まっている。代表的な例が生ごみの処理。家庭や事業所から出る生ごみを堆肥化すれば減量効果もある。

市では平成六年三月、市立本宿小学校と境南小学校に業務用生ごみ処理機を設置した（↓資料編）。給食から出る生ごみを堆肥化しようという試みである。同年一二月には新設の吉祥寺ホーム（吉祥寺北町二丁目）にも導入した。続いて八年六月桜堤ケアハウス（桜堤一丁目）、同七月ゆとりえ（吉祥寺南町四丁目）、さらに九年に入って市立境保

育園（境四丁目）、市宮北町第二住宅（四八世帯）など、市とかわりのある施設に次々と設置、一〇年五月には市庁舎にも一台設置した。

一方で個人住宅への普及にも乗り出し、平成七年一〇月から家庭用生ごみ処理機を購入する際、三万円を限度に補助金を出すようになった（平成二〇年度に廃止）。市民団体「クリーンむさし」を推進する会（次項参照）も斡旋に乗り出す。

こうした成果を踏まえて市では平成八年、桜堤団地（現サンヴァリエ桜堤）の建て替えが決まった際、団地ぐるみの生ごみ処理（↓資料編）を構想、家主である住宅・都市整備公団（現都市再生機構）との間で合意に達し、協定を結んだ。大型団地では全国初の取り組みである。一一年一〇月、第一期工事が終わった段階で一三台が、続いて第二期工事完了の一六年三月に六台、さらに一七年一二月に一台、計二〇台が設置された。

各戸から出る生ごみはステンレス製の生ごみ処理機の中でコンポスト（堆肥）化され、緑葉チップを補助材とした完熟堆肥に生まれ変わる。堆肥は近隣農家での利用を図っている。巡り巡って再び食卓に還ってくる生ごみ処理を同団地では「コンポスト・サークル」と呼んでいる。

市ではこれを機に、市内の五〇世帯以上の大型マンションにも生ごみ処理機の設置を呼びかけた。

集団回収 分別回収とは別に、市では昭和五三（一九七八）年四月に「資源物集団回収事業補助金交付要綱」を作
拠点回収 り、住民団体、子ども会、父母会などおむね二〇世帯以上のグループに呼びかけ、登録団体には事務経費などを補助して新聞、雑誌、ダンボール、古着などの集団回収を推進してきた。専門業者に回収された資源物は再生工場に運ばれて生き返る。ごみ減量・資源化に役立つだけでなく、団体の活動資金も得られるとあって市民の関

心は高く、今期末の平成一七（二〇〇五）年度には一五一団体（約一万八五五四世帯）・一七業者にまで広がった。ちなみに同年度、新聞二一四万三二八五キロ、雑誌七八万四一五五キロ、ダンボール三一万四三九三キロなど三三七万一七七五キロの資源物が回収された。市のごみ発生量の約六・二パーセントに当たる。

また、個人がスーパー、デパート、コンビニなどに設置された回収ボックスに資源物を持ち寄り寄る拠点回収もある。平成三年六月から牛乳パックが、同九月から廃食用油（コミセン、クリーンセンター）が、また六年一月からペットボトルと発泡スチロール製トレイが対象となった。このうち牛乳パックは六年一月から、それまで市内四か所だった拠点がコミセンなど二二か所（一七年度現在）に拡大したが、戸別収集開始に伴いペットボトルと発泡スチロール製トレイの行政による拠点回収は一七年九月で廃止となった（スーパーなどによる回収は継続）。

ほかに、シルバー人材センターでは排出される粗大ごみで、まだ使えそうな家具類、自転車などを引き取って、再生することに取り組んでいる。歴史は古く、昭和五二（一九七七）年に市が廃棄物再生利用事業実施要綱を作り、翌五三年四月、シルバー人材センターと協定を結んで本格化した。リサイクル作業所で毎日一〇数人が再生作業に当たり、出来た商品は青空市や各種イベント会場で販売されるほか、直接センターへ買いにくる人も多い。ごみの減量化と同時に、高齢者の雇用、生きがいづくりにも役立っている。

(三) ごみのない美しいまちへ

都市の景観をめぐる、しばしば美観論争が起きる。古い例では、「お江戸日本橋」の上を走る高速道路や東京タワーも組上に乗った。ひと口に「美しいまち」といっても一筋縄ではいかない。主観に左右される。本市でも近年、個人

住宅の壁のデザインをめぐって反対運動が起きたりした。逆に電信柱に配列の美を見る人だっている。

カラス去る

ややこしい対象は他項に譲ることにして、ここでは分かりやすい街のごみについて。

まず思い浮かぶのは、早朝の路上に散乱する食べ物の残りかすの類。犯人は言うまでもなくカラスやネコ。市では他の自治体に先駆けて平成二（一九九〇）年一〇月からゴルフ場の廃ネットを利用して作った防鳥ネットの貸し出しを始めた。カラスたちはいつとき退散したが、間もなく目の粗さを突いて復活した。七年一〇月から網目を細かくして対抗した。ごみの戸別収集で貸し出し中止となる一六年九月までに約三〇〇枚を貸し出した。

カラスやネコの撃退は一定の成果を上げたが、ごみの山を荒らす不心得者は後を絶たない。古新聞、古雑誌などを抜き取って、後はそのまま。そこをまた、ネコやカラスが狙う。

それらを封じて大きな成果を生んだのは、前項で述べたごみの戸別収集である。平成一五年四月、まずふれあい収集、狭あい道路の特別戸別収集が始まった。そして一六年一〇月から市内全域の戸別収集へ。住宅の敷地内にごみを置くようになり、週に四、五回路上に出現した市内約四〇〇か所のごみステーションが消えた。まちがすつきりして抜き取りや持ち去りも大幅に減った。

事業所のごみ有料化で商店街のごみが大幅に減った例を挙げるまでもなく、ごみ収集法の変更自体、街の美化に大きく貢献している。それでもなくならないのが、タバコのポイ捨て。吉祥寺駅周辺などの繁華街が特にひどい。平成一五年二月と五月に喫煙マナー向上キャンペーンを行った。路上喫煙対策として駅周辺の商業関係者や市民団体などで構成する「ようこそ美しいまち委員会」で協議した結果、「喫煙は大人としてのマナーを守りつつ楽しむべきもの」という考えから、喫煙者にマナーポイントでの喫煙を呼びかける分煙方法を取り入れた。翌一六年三月、「ようこそ

美しいまち推進事業実施要綱」が出来て、同四月、吉祥寺駅周辺の繁華街を路上禁煙地域に指定、土・日曜、祝日の午後一〜三時にはマナー推進員が巡回指導するようになった。そして翌一七年七月、三鷹駅北口、武蔵境駅の周辺を路上禁煙地域に指定し、路上禁煙・ポイ棄て禁止の呼びかけを行うなど、喫煙マナーの向上を訴えた。その後分煙が浸透し、路上喫煙者の七割以上が減少するなどマナーは向上しているが、それでもトラブルは絶えない。喫煙派の壁は思いのほか厚い。

クリーン作戦

歩きながら飲み食いする若者が増えている。おとながやるから子どもも真似る。ついでに包装紙や食べかすを平気で路上に棄てていく。これも繁華街に多い。商店主などが目を配っているが「年々ひどくなっている」のが現状。平成一三（二〇〇一）年一〇月、「ごみを減らして環境を大切に」をテーマにごみと環境フェスティバルを開催、一四年三月から毎週日曜日、午前八時から一時間、吉祥寺駅周辺の清掃に乗り出した。名づけて「吉祥寺朝一番隊」。有償ボランティア募集に多くの市民が応えた。実働部隊の中心になったのは環境ボランティアの市民団体「クリーンむさしのを推進する会」の人たち。同会は昭和五二（一九七七）年に発足した「ごみ対策を推進する会」の後身。クリーンセンターが出来ることになり、五八年に名称を変更した。以来、市のクリーン作戦に歩調を合わせてきた。会員数約一〇〇〇人。市内に一二か所の支部も置く。地域におけるごみ減量・資源化、リサイクル活動、生ごみ処理容器の普及活動などを行うほか、会報「クリーンむさしの」（年三回）を出したり、各種イベント会場の清掃活動、ごみ分別の指導も行っている。

吉祥寺朝一番隊（↓資料編）に続き平成一五年四月には三鷹、武蔵境両駅周辺にも「朝一番隊」が誕生し、やはり日曜日の同じ時間帯に活動している。

市では他にも、平成二年六月から年一回の「ごみゼロデー」を設けて市民の協力のもとJ R三駅周辺の一斉清掃を行った。同年一月には「市内全域一斉清掃」の日を設けてJ R三駅周辺や主要道路、公園などで美化の推進に努めている。ちなみに一七年のごみゼロデー（六月五日）には一〇九〇人が参加、可燃ごみ六五〇キロ、不燃ごみ一七〇キロを、また市内全域清掃には五七八九人が参加、可燃ごみ三五八〇キロ、不燃ごみ五五〇キロを収集した。

こうした行政の取り組みに刺激されたように、市民の間から呼応する動きも出てきた。市内に拠点を置く「ニューホープユース」もその一つ。月に四、五日、夜間、吉祥寺駅周辺の路上のごみを拾って歩いている。「遊び感覚だけど、ご苦労さんと声をかけられるのはいい気分」と、ゼッケンを付けて大きなごみ袋を持った学生が語っていた。市内に一七か所あるコミセンや商店会でも地域の清掃活動に取り組んでいる例がある。関前久保親交会は月一回のクリーンデーを設けている。

環境美化推進員

市では平成六（一九九四）年二月から、条例に基づき、「環境美化推進員」を市民に委嘱している（↓資料編）。任期二年、市内五一丁に各二人が目安で、総勢一〇〇人前後。当初は地域の見回り、市への意見やアイデアをハガキで書き送る活動だったが、一六年一〇月の家庭ごみの有料化後、翌一七年から町内の巡回や点検に加え、周辺の清掃活動にも乗り出すようになった。市の職員も三か月に一回、見回りに同行する。地区によって取り組み方に幅はあるが、町内に責任者を置いて町ぐるみの清掃活動を目指す活動をしている。

関前二丁目の広江^{ひろえ}は第二期の環境美化推進員を務め、クリーンむさしのを推進する会の会長も務めた。一〇余年前、定年を機に地域の清掃活動に参加した。以来、個人でも自宅前のグリーンパーク遊歩道や周辺の道路を毎朝四時起きで掃いている。落ち葉の季節には四、五時間かかるといふ広江は「市民一人ひとりが自宅の前を掃くようになれ

ば、まちはもつともつと輝く」と語る。行政が広報紙や啓発文書で呼びかけ、市民が応える。連携プレーが軌道に乗れば、ごみが視界から消えていく日も夢ではない。

二 最終処分場

(一) 谷戸沢処分場

昭和五九年、市民の出すごみのほとんどは収集車でクリーンセンターに運ばれてくる。しかし、クリーン日の出町の山間部にセンターは中間施設であって終着駅ではない。センターで資源化されるもの、再生可能なものは選り分けられ、残ったごみが焼却され、また細かく砕かれて今度はコンテナ車で運び出される。行き着く先が、最終処分場。都区内ではそこが有名な東京湾の「夢の島」だった。

「三多摩」のごみの最終処分場は、昭和五〇年代半ばまで多摩地区を中心に転々とした。多くは砂利を採ったあとにの穴。たちまち満杯になって、次の場所に移っていく。そんな事態に終止符を打つべく、本市は他の八市と一緒に昭和五一（一九七六）年、「東京都市廃棄物処分地管理組合」（五九年解散）を創り、都と連携しながら長期的に使える処分場探しを行った。その間、五五年から供用開始となった羽村町（当時）の処分場も三年が限界とされていた。そんな矢先、「管理組合」が検討していた候補地の一つ、日の出町谷戸地区の自治会から予備調査を受け入れてもよい、という話が入る。町は町で「スポーツと文化の森」構想を持っていた。「管理組合」とは別に、本市を含む二五市二

町で五五年一月、新たに「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」（以下、処分組合と略）を設立（↓資料編）、紆余曲折の末、処分組合・日の出町・地元自治会の間で合意が成立、五六年二月、今期前半の最終処分場となる「谷戸沢処分場」（↓資料編）に向けた基本協定が締結された。

敷地約四五・三ヘクタール。開発面積三一・七ヘクタール、うち埋立地二二・〇ヘクタール、管理施設など九・七ヘクタール。緑地面積一三・六ヘクタール。また埋立容量は、廃棄物約二六〇万立方メートル、覆土（後述）分約一二〇万立方メートルの合計約三八〇万立方メートル。

全体は山間の谷間を利用したすり鉢状の土地である。防災、環境保全、埋め立て用覆土の確保、財政負担などを考慮して、①昭和五七年七月～五九年九月、②五九年五月～六〇年八月、③六〇年七月～平成元年九月、の三期に分けて造成することになった。当初、平成八年度末に満杯になる予定だった。

三者の間で公害防止協定が結ばれた昭和五七年七月、起工式が行われ、五九年四月、第一期工事の完成（同年九月）を待たずに焼却灰、不燃ごみの搬入が始まった。

埋立地の周囲をコンクリートで囲み、下部に厚さ一・五ミリの防水（遮水）シートを敷きつめ、汚水が洩れるのを防ぐなど工夫を凝らした構造についてはほぼ同じ構造となる次の処分場「二ツ塚」の項で詳述する。周辺環境に配慮して、ごみは粉塵が飛び散らないように水を撒きながら投棄され、無害化・安定化のためにすぐブルドーザーで土をかぶせ（覆土）る。ごみを土で挟むことからサンドイッチ工法と呼ばれた。

こうして谷戸沢処分場は毎日、多摩地区三六〇万人（当時）のごみをのみ込み、一期から二期、三期と埋まってい

地下水の汚染問題で ごみの最終処分場ではどこも、住民との訴訟問題が付いて回る。谷戸沢も例外ではない。詳細は**住民側と訴訟合戦** 述べる紙数はないので、マスコミで大きく取り上げられた象徴的な争いに触れておく。

平成四（一九九二）年三月、処分場近くの住民が、遮水シートが破損しているのを見つけた。それがきっかけとなって水質汚染問題が発生する。処分組合は、住民から地下水の水質データの公開を迫られる。日本環境学会が周辺の地下水などから重金属類を検出したことが住民を後押しする。しかし、処分組合は「問題ない」としてデータの公開に応じない。住民側は調停を申し立てるが不調に終わる。

業を煮やした住民側は平成六年十一月、水質データの開示を求めて東京地裁八王子支部に仮処分を申請する。八王子支部は七年三月、住民の言い分を認めて処分組合にデータの開示を命じた。が、処分組合は応じないため、同年五月、一日一五万円（後に三〇万円に増額）の間接強制金の支払いを命じる。支払額はやがて一億九〇〇〇万円を超えた。

平成七年九月、処分組合は水質データの一部を開示するが、住民側は自分たちの見たい汚染の度合いの指標となる電気伝導度のデータが含まれていないとして納得しない。処分組合は「そのデータは元々とっていない」と反論、八年四月になって電気伝導度のデータの一部を公開するが、当然「とっていない」データは入っていない。

平成九年六月、東京高裁は地裁の決定を取り消し、住民の申し立てを却下する。処分組合が間接強制金を払う根拠がなくなった。今度は住民側が高裁判決は憲法違反として最高裁に特別抗告する。同時に受け取っていた間接強制金を返還することになるが、同年末には一億五七九五万円の現金を二つに袋に入れて処分組合に持ち込むと幕もあつた。

他に間接強制金を巡る裁判も双方から提起されるが、複雑になるので割愛する。

話は前後するが一方で処分組合は、地裁八王子支部の決定（平成七年三月）に対して七年四月、住民側にはデータ閲覧の権利はないとの確認を求める裁判を起こす。八年四月、八王子支部は住民側に軍配を上げた。処分組合はそれを不服として東京高裁に控訴するが、高裁は九月、住民の閲覧権を認める一方で、電導データの存在は否定する判決を下した。処分組合、住民側ともに納得せず、決着は最高裁に持ち込まれる。

こうして水質データの開示を求める仮処分申し立てと、その閲覧請求権の存否を巡る裁判は、ともに最高裁の判断を待つことになる。

平成一〇年一月、最高裁の結論が出た。前者について特別抗告審は住民側の請求を退けた高裁決定を支持、特別抗告を却下する決定（第二小法廷）が出され、後者の方は水質データの公開を命じた高裁判決を支持、住民の閲覧権を認めた（第一小法廷）。いわば痛み分けたが、すでにこの時点で谷戸沢は満杯になって閉鎖され、半年が経っていた。谷戸沢処分場の前期は高度成長期に当たり、ごみの搬入量が急増した。対策に苦慮した処分組合では平成四年、「三多摩地域廃棄物減容化基本計画」を策定、人口などを基準に各自治体の年間搬入量を決め、目標を達成した自治体には還付金を、また超過した自治体からは追徴金を取ることにした。

処分場を閉鎖した平成一〇年の八月、処分組合は四〇九年度の追徴金を発表した。目標を超過したのは七自治体、本市はトータルで四八六九立方メートル分貢献し、全体では一〇番目の成績だった。

(二) ニツ塚処分場

谷戸沢と同じ 谷戸沢処分場はどんどん埋まっていく。早晚、次の処分場が必要になる。処分組合では平成元（一

日の出町に 九八九）年から次の候補地探しが始まった。幸い、同じ日の出町の秋川街道を挟んだ玉の内地区の

自治会から処分場を受け入れてもよい、という意思表示（二年八月）があった。谷戸沢の時と同様の手順を踏み、五年二月、町と基本協定を結んだ。今のニツ塚処分場である。（↓資料編）

ところが平成六年十一月、処分場の建設に反対する住民団体が計画用地の一部、約四六〇平方メートルを取得、トラスト運動を始める。その結末については、後に触れる。

平成八年三月、埋立地の造成が始まった。谷戸沢処分場と同様の理由で三期に分けて造成が行われることになる。

一〇年一月、ニツ塚処分場一部供用開始。同四月、谷戸沢処分場への搬入が終わった時点（↓資料編）で、全量搬入が変わった。一月も四月も、処分場に反対する住民の激しい阻止闘争が生まれ、マスコミでも大きく取り上げられた。

敷地五九・一ヘクタール。開発面積三一・〇ヘクタール、うち埋立地一八・四ヘクタール、管理施設など一二・六ヘクタール。緑地部分二八・一ヘクタール。

また、埋立容量は、廃棄物約二五〇万立方メートル、覆土容量約一二〇万立方メートル。当初予定では満杯まで約一六年を見込んでいたが、後述する理由で大幅に延長されることになる。

ニツ塚処分場は、「およそ考えられるすべての技術を駆使した全国の最終処分場のモデル」（処分組合発行の『20年

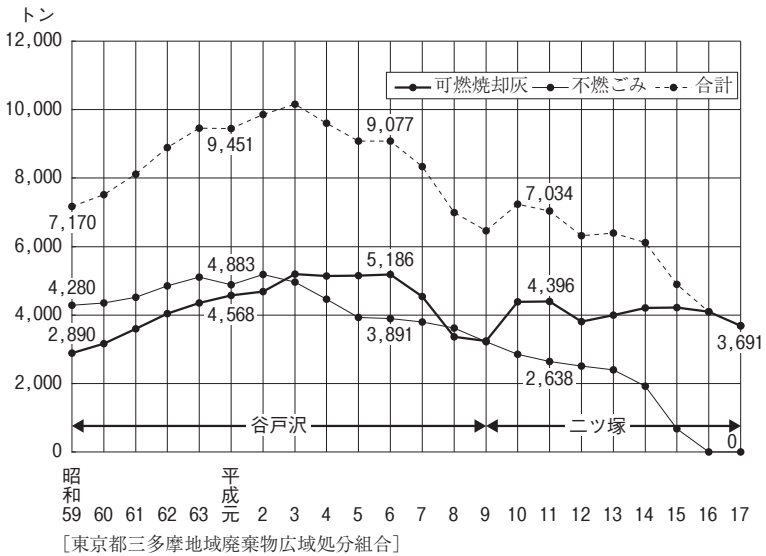
のあゆみ」から」とされている。その一端を、埋立区域に施した基礎構造について見ると、

基底部は、浸出水（埋立区域に降った雨水がごみに触れて汚れた水）が外に洩れないように厚さ一・五ミリの遮水シートを敷き詰め、その上下を保護材として不織布で挟み、さらに下部には水を通し難い混合土を、上部にもやはり水を通し難い保護土を入れている。その上には、浸出水を集めて処理施設に送る排出管が、また内部には遮水シートの破損の有無を監視する電気式漏洩検知システムが埋設され、さらに底部の混合土の中には浸出水の洩れをキャッチするモニタリングシステムも施されている。そして最下部には地下水を集め、かつ点検や維持・管理に使うトンネル「ボックスカルバート」が通っている。浸出水は集排水管で浸出水処理施設に送られて処理され、公共下水道に流される。埋立地の外の雨水が流れ込まないよう、外周には水路も設けられた。

廃棄物を運んできたトレーラーは計量後、埋立地に誘導され、ごみを下ろすと、すぐにブルドーザーが平らにならし、覆土用の土を積んで待機している車が土をかけてごみを覆ってしまう。断面が細胞のように見えることからセル工法と呼ばれる。

こうして第一期埋立区域が満杯になると第二期工事区域に移り、二ツ塚も次第に埋まっていくのだが、平成一二年九月から、それまで一緒に埋めていた焼却灰と不燃ごみを分けて埋めるようになった。次項で詳述する「エコセメント」計画を想定した取り組みだった。そして、期を越えた一八年七月、エコセメント事業が始まると、処分場の役割が大きく変わる。廃棄物の八割を占めていた焼却灰のすべてがエコセメント用に供されるため、処分場に棄てられるごみ（不燃ごみ）は激減し、その結果、二ツ塚は大幅に延命することになる。なお、エコセメント事業を控えて同年五月、処分組合は「東京たま広域資源循環組合」と名称を変更した。

図4-2-1 最終処分場へのごみ搬入量（武蔵野市分）



本市の場合、平成一六年から不燃物の搬入はゼロになり、ニツ塚へ運び込むのはエコセメント用の焼却灰だけになった(図4-2-1)。とはいえ、ここに至る過程で本市にとつて、不名誉なできごとがあったことも記録しておく。

ニツ塚へ搬入するようになった平成一〇年の五月以来数次にわたつて、不燃ごみの中に乾電池や金属類など不適切なごみが混入しているとして改善を求められてきたのである。一三年七月には初めて文書で要請書を受けた。それもきっかけの一つとなつてクリーンセンターでのプラスチック類の焼却が始まった(一五年一〇月)経緯は、この節の一の(二)で書いた。また不適切なごみ除去のため、クリーンセンター職員が手作業で金属類などを選別した話も一の(三)で紹介した。

エコセメントの製造が始まった平成一八年七月以降、処分場に投棄されるのは細かく砕かれた不燃ごみだけになった。現在(平成二二年)は二期工期分に対応しており、三期分の造成はずっと先になる。焼却灰のエコセメント化で

二ツ塚の寿命は三〇年以上延びたと見る専門家もいる。

なお、平成一〇年五月から一七年八月まで、本市の土屋市長が処分組合の責任者である「管理者」を務めた。

トラスト運動は 平成六（一九九四）年一月に始まった、二ツ塚処分場を舞台としたトラスト運動（前述）の**行政代執行で幕** 末についても触れておく。

処分場予定地の中央に住民側が取得した約四六〇平方メートルの土地は、持ち分移転や贈与の形で次々細分化され、最終的に所有者は二八二九人（一人あたり〇・一六平方メートル）に達する。周囲に柵が施され、ステージなども設けられた。処分組合では放っておけない。加入自治体の職員の応援も得て所有者と交渉するが不調に終わる。

平成七年九月、処分組合は都知事に対し、土地収用法に基づき事業認定を申請、同一二月、都は事業認定を告示した。八年三月には収用法に基づき立ち入り調査を行い、同一二月、都収用委員会にトラスト地の明け渡しを求める裁決を申請した。住民側は事業認定と収用裁決の取り消しを求めて行政訴訟を起こす。

以降一回の公開審理を経て平成一一年一〇月、都収用委員会は処分組合の主張をほぼ認め、住民側に土地明け渡しの裁決を下す。それを受けて処分組合は土地所有者への補償金の支払いを始めた。海外在住者一九人を含む全員に補償金を渡し終えたのは、翌一二年三月、この段階で土地の権利は処分組合に移った。それでも住民側は明け渡しに応じない。

同年一〇月、行政代執行が行われた。四日間で終了する（↓資料編）。トラスト運動が始まってから六年経っていた。翌一一月から造成が始まったのが、現在（平成二二年）不燃ごみが投棄されている第二期埋立地である。

谷戸沢処分場のその後

谷戸沢処分場のその後にも触れておく。

同処分場は平成一〇（一九九八）年四月で役割を終えたが、将来にわたって安全性が確認されるまで、引き続き循環組合が維持・管理に当たっている（二二年現在）。

埋立地は二二ヘクタールの階段状の草原に変わった。敷地内には平成一一年、清流復活事業として広い貯水池が出来た。一六年にはその一帯がビオトープ化され、鳥類やトンボ類、またさまざまな植物が繁茂するようになった。

循環組合では処分場の動植物の生態系への影響を見るため、操業時から生態モニタリング調査を続けており、平成一四年二月には途中経過をまとめた報告書を出した。約一三〇〇種の昆虫、一〇〇種の鳥類を確認している。

旧管理センターは処分場開設二〇周年に当たる平成一六年五月、記念館に衣替えした。また、埋立地の中央に造った（九年）グラウンドは土、日曜に限って町民に開放されている。町の「スポーツと文化の森」構想は生きているが、いまだ土地の帰属、時期などについて具体的な検討に入るには至っていない。

(三) ニツ塚処分場にエコセメント施設完成

前項で述べたように、日の出町^{ふたつづか}ニツ塚廃棄物広域処分場（以下、ニツ塚処分場と略）への可燃ごみ・不燃物の搬入は、平成一〇（一九九八）年一月から始まった。（↓資料編）

幾ら広い（約五九・一ヘクタール）といっても、多摩地区二五市一町・四〇〇万人分のごみが毎日運び込まれるのである。そう遠くない将来、満杯になるのは目に見えている。当然、次の処分場を視野に入れてのスタートだったが、もはやおいそれと次の予定地が見つかるご時世ではない。事実、谷戸沢^{やとざわ}からニツ塚への移動でも、さんざん苦労した。

ならばせめて、ごみ搬入を始めた二ツ塚処分場を少しでも長く使う方法を考えるのも一案ではないか。そこで浮上してきたのが「エコセメント」構想である。

エコセメントとは、エコロジ―とセメントを合成した通産省（現経済産業省）の造語である。廃棄物を利用して作る、セメントと同じ組成を持つ新建材で、すでに民間企業が千葉県で実用化に着手していた。

可燃物の焼却灰にはもともと、セメントに必要な成分が多く含まれている。そのまま利用するのは無理だが、多少手をかければ製品化できる。都清掃局から提案も受けていた（平成九年七月）。二ツ塚処分場を運営する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（以下、処分組合と略）がそれを受けて、エコセメントに向かって歩きはじめたのは、二ツ塚処分場へのごみ埋め立てが始まって早々だった。焼却灰を利用するから環境に優しい。まさにエコと呼ぶにぴったりのである。

副産物を利用する エコセメントの製造工程を紹介しておく。

資源循環型

処分場に搬入される焼却灰はトラックでそのまま受け入れピットへ運ばれる。受け入れピットは外部と遮断された建物の中にあるから、粉じんが外部に飛散する心配はない。受け入れピット内の空気も集じん脱臭装置が付いているので、悪臭が洩れることもない。

投入された焼却灰は、中に含まれている鉄やアルミ分を選別・回収した後、原料粉碎機で粉碎される。回収された鉄やアルミ類は資源としてリサイクルに回される。

粉碎した焼却灰は、石灰石や鉄原料と調合してエコセメントの原料となり、ロータリーキルンと呼ばれる焼成炉の中で撰氏約一三五〇度以上で焼成すると、セメントの基となる固まり「クリンカ」（中間製品）となる。それに石こ

うなどを加えて細かく粉碎したものがエコセメントである。

懸念されるダイオキシン類は、焼成炉の中で四〇分以上焼くと分離し、無害化される。また、焼成の際に発生する高温の排ガスは、排ガス処理棟で急速に冷却することでダイオキシン類の再合成を防止できる。また、前処理の工程や焼成の段階で発生する排ガスは集じん機を通してばいじん類を除き、脱硫設備でクリーンな状態にして煙突から排出、ばいじんに含まれている重金属類は処理・回収されて精錬所へ送られる。

製品化の流れを紹介したのはほかでもない、すでに明らかのように、エコセメントの製造工程では可能な限り資源を再活用している。製品自体が資源の再利用だし、最初に選別された鉄やアルミ類はリサイクルに回され、焼却灰から出る重金属類も精錬所に返っていく。つまり、エコセメント製造工程は徹底した資源循環型になっている。

多摩地域のリサイ 繰り返しになるが、エコセメントへの取り組みは、二ツ塚処分場のスタートとほぼ軌を一にした。翌年、事業計画に着手し、エコセメントの施設を処分場の関連施設と位置づけた。

クルの前進にも ている。同じ平成一〇（一九九八）年、処分組合内に新事業に向けたプロジェクトとほぼ軌を一にした。翌年、事業計画に着手し、エコセメントの施設を処分場の関連施設と位置づけた。

計画を知った地元住民の間に不安が広がる。ダイオキシン類の排出を恐れる声は、やがて建築差し止めを求める訴訟に発展した。それだけに処分組合側は公害対策に万全を期した。その一端は、先に書いたエコセメントの製造工程で二重三重の公害防止策が取られていることでも分かる。また平成一〇年七月～九月には外部の専門機関に委託して公害も含む念入りの実証実験を行っている。

平成一二年に入り、処分場内の北側に約四・六ヘクタールの用地を確保した。同時に、それまで一緒に埋めていた焼却灰と不燃ごみは、再処理に備えてエリア別に分けたことは前項で触れた。

同年四月にまとめた事業基本計画（↓資料編）では、事業目的として次の三点を挙げている。

①多摩地域のリサイクルの更なる推進：エコセメント技術は、長い歴史を持つセメント製造技術を応用して開発された技術であり、焼却残さなどを安全に、また製品としても安全な土木建築資材であるエコセメントに再生するマテリアルリサイクル方法である。エコセメント事業を実施し、現在埋立処分されている焼却残さなどの資源化・有効利用を図ることにより、リサイクル先進地である多摩地区の更なるリサイクルの向上に寄与する。

②最終処分場の有効利用：エコセメント事業を実施し、焼却残さなどを資源化することにより、最終処分場への負荷を軽減し、最終処分場の有効活用を図る。

③安全な埋立対策の一層の推進：エコセメント事業を実施し、埋立処分から焼却残さを除外することにより、安全な埋立対策の一層の推進に資する。

さて、エコセメント施設の運営をどうするか。討議の末、施設は組合が作り、運営は民間に任す「公設民営」方式を採ることになった。

平成一五年八月、エコセメント製造に実績のある太平洋セメントと、プラント建設を担うことになる荏原製作所の両社で設立した「東京たまエコセメント」と処分組合の間で契約が成立した。武蔵野市役所で行われた調印式で、当時の処分組合の管理者、土屋武蔵野市長は、「このままではあと二二年で（二ツ塚）処分場はいっぱいになってしまうが、この施設建設で、二〇年以上延命できる」と語り、満面に笑みを浮かべた。その時、市長の脳裏に苦い思いがよぎったはずである。

実はその一年前、市では単独で取り組んだ焼却灰の再処理をめぐる苦汁をなめていた。平成九年、焼却灰の資源

化試行事業として、ある民間企業の実証実験ブランド（茨城県）に焼却灰を提供、それを加工して有害物質が溶け出さないセメント系固形資材（製品名・ニューハード）を作り、道路や軟弱な地盤の強化に使用しようと計画した。しかし、企業側にさまざまな問題があり、頓挫した。本節一の（二）で触れたクリーンセンター運営協議会でも、実験が行われるはずの研究所を視察して懸念を示したりしたが、矢先に企業が倒産して事業は中止に追い込まれてしまった。その後、焼却灰を保管した業者から損害賠償まで求められる事態に発展したが、その経緯は省く。

市単独の事業化は成功しなかったが、組合としての取り組みは緒につき、焼却灰の処理に大きな道が開けた。

三〇〇トンの焼却灰が 平成一六（二〇〇四）年一月に着手した施設建設は、一八年五月完成した。（↓資

四三〇トンのエコセメントに 料編）

完成に合わせて処分組合は「東京たま広域資源循環組合」と名称を変更した。

同年七月、本格操業開始。二ツ塚処分場に搬入するごみの七割を占める焼却灰はまず、エコセメントの製造施設に直接搬入されるようになった。工場では一日平均三〇〇トンの焼却灰を処理、約四三〇トンのエコセメントが生産される。年産約一三万三三〇〇トン。ブランド名「たまエコセメント」。

エコセメントは普通のセメントと同等の性質を持つことがJIS規格で規定されているので、普通のセメントと同様に、幅広い用途がある。道路の舗装材、緑石、側溝といったコンクリートの二次製品に加工もできる。組合に参加している都下二五市一町のまちづくりにも生かされることになる。

市内でもすでに、吉祥寺駅周辺の中道通りや末広通りの舗装や敷石、また公園のブロック、側溝、雨水浸透ますなどに広く利用されている。

(四) し尿処理

水洗化に伴って たとえば電線類の地中化に伴って文化会館通り（市道第一六号線）から電信柱が一掃されたよう
収集量は激減 に、都市が近代化されていく中で消えていく風物がいろいろある。し尿処理に走り回っていたバ

キュームカーもその一つである。

し尿処理は下水道の普及とうらおもての関係にある。下水道が整備されて水洗便所が増えれば、その分バキューム
 カーの出番は減り、くみ取り量は減ってゆく。

水洗化以前、バキュームカーで収集されたし尿は一旦、今の中央図書館の北側にあった中継所（吉祥寺北町四丁目）
 構内の中継槽に集められ、大型バキュームカーに積み換えて「湖南衛生組合」（武蔵村山市大南Ⅱ後述）の処理場に
 運搬・処理されていた。しかし、下水道の整備が進んでくみ取り量が減り、今期のスタートした昭和五八（一九八三）
 年九月には、中継槽が廃止され、し尿は直接、湖南の処理場へ運ばれるようになった。

市は昭和六二（一九八七）年、公共下水道一〇〇パーセントを達成した（↓第六章第五節二）。理屈のうえではく
 み取りもゼロになるはずだが、水洗化が可能になっても水洗に切り替えない家やアパートがあるため、僅かだがくみ
 取り便所は残っている。各種行事に伴って設置される仮設トイレの処理もある。

昭和四〇年代のピーク時に年間五万キロリットルを超えていたし尿処理量は、今期の始まった五八年には一九四
 五・九キロリットルまで減り、平成三（一九九一）年に五〇〇キロリットルを、さらに一一年には一〇〇キロリット
 ルを割り、以降一〇〇キロリットル前後で推移している。（↓資料編）

これを五年毎の利用者数で見ると、期初の昭和五八年が三二九九人、六三年七五五人、平成五年三二六人、一〇年一五〇人、一五年四八人となり、期末の一七年には二一世帯・三四人だけとなった。

この間、下水道の普及率が一〇〇パーセントとなった翌年の昭和六三年六月から市の所有するバキュームカーは廃止され、民間委託の一台だけになった。また、東京都が無料化したのに伴って、当市でも五四年四月に家庭のし尿処理手数料は無料になったが、全市で水洗化が可能になって一〇年を経過した平成九年四月から、再び有料になった。平成二一年現在、一か月二〇〇〇円の手数料を徴収している（収集ゼロの月は徴収しない）。

役割を終えつつある し尿処理の最終施設である湖南衛生組合が当市と小金井市、村山町（今の武蔵村山市）の三

「湖南」の処理場

自治体で設立されたのは昭和三六（一九六一）年。三八年に第一期工事が終わってし尿の搬入が始まった。四〇年に小平市と大和町（今の東大和市）が加入して現在の名称に変わった。その後、第四期工事（昭和四五年）まで行われ、消化槽四槽の処理量は最大一日あたり六〇九キロリットルまで拡張されたが、加入各自治体の下水道が整備されるのに伴い処理量はどんどん減り、この期のスタートした五八年にはすでに、最盛期の施設の五〇パーセントが休止となっていた。その後六〇年に一槽が廃止になり、平成二二年一月には処理方法の変更で消化槽自体が使われなくなった。

ちなみに平成一七年度の年間搬入量は五市合わせて二七九五キロリットルで、本市の三八七キロリットル（浄化槽洗浄分を含む）は全体の一三・八パーセントを占めるにすぎない。

七万四〇〇〇平方メートルの敷地の一部は菖蒲園（昭和四八年完成）になって一般に開放された。また西南の一画、約一五〇〇〇平方メートルは武蔵村山市に譲渡され、五八年四月、そこに鉄筋コンクリート三階建ての「大南地区学習

等供用施設」が出来た。

四 環境問題

(一) 環境に優しい市役所の車

今期の市政で大きく展開した行政分野の一つが、環境対策である。たとえば、自動車の排気ガスの問題について、本市は早くから取り組みを始めている。

電気自動車と電動スクーターの導入 市は、昭和六二（一九八七）年七月、環境庁（現環境省）指定の電気自動車第一号を導入した。大都市での公害や騒音の改善のため、電気自動車を普及するという環境庁の方針を実験的に受け入れ、全国の自治体に先駆けて実施したのである。

この電気自動車の車両は、財団法人日本電動車両協会が製作したもので、軽自動車タイプ。最高時速七〇キロだが、一回の充電に一〇時間掛かり、航続距離（一充電の走行距離）は七〇キロ。馬力が小さいのが難点だが、排気ガスはゼロで、音もほとんどしない。環境に優しい低公害車である。環境対策課の環境パトロール車として使用するとともに、電気自動車試用モニター調査を行った。平成五（一九九三）年度に、同協会二代目の電気自動車に代わったが、馬力などは相変わらず低かった。

ところが、平成八年九月、鉛蓄電池搭載の従来型バッテリーに代わり、ニッケル水素電池搭載の新型バッテリーを

備えた画期的な電気自動車「トヨタRAV4LEV」が登場した。航続距離は七〇キロから二一五キロと約三倍となり、動力性能も、出力が従来の一〇kW（キロワット）から四・五倍の四五kWと飛躍的に向上、ガソリン車と遜色ないものとなっており、「新世代電気自動車」と呼ばれた。

本体価格は、四九五万円と、同型ガソリン二〇〇〇cc車の約二・五倍だったが、市は、環境対策に取り組む姿勢を明らかにするためにも、この新世代電気自動車を率先して導入し、電気自動車の普及促進の効果を狙おうと、九年二月に一台購入した。これは、新世代電気自動車の市販一号車だった。

電気自動車を導入する一方、平成五（一九九三）年三月には、全国の自治体に先駆けて、市販の低公害電動スクーター四台を購入した（↓資料編）。一台四八万円と、普通のスクーターの一〇〜一五万円に比べて非常に高いが、排気ガスが出ず、騒音もほとんどなく、静かである。五〇ccバイクに相当し、充電器は内蔵されており、家庭用電源一〇〇ボルトのコンセントから充電するのに八時間掛かる。これら四台の電動スクーターは、環境対策課によって、市内にある約三〇〇か所の空き地の管理状況チェックに使われたり、吉祥寺図書館で事務連絡用に使われ、同年一月三日には、「TAMARAいふ21」で、デモンストラーションを行った。（↓第一章第三節五）

六年には、さらに五台を購入、計九台の電動スクーターが一年度まで使用されていたが、翌年廃車となった。しかし、一六年四月、ヤマハ発動機から、同社製の電動スクーター一〇台が市に寄贈され、再び活躍している。

低公害車の充電 環境に優しい電気自動車や電動スクーターを導入した市は、これら低公害車の充電を、環境負荷は太陽光発電で の少ない自然エネルギー活用で賄おうと、平成六（一九九四）年三月、市役所西庁舎の車

庫棟屋上に、太陽光発電装置を設置した（↓資料編）。当時、低公害の電気自動車を導入している自治体は少なくなかつ



天然ガス仕様のごみ収集車、
パッカー車を平成12年9月から導入

たが、充電に自前の太陽光発電を利用するのは、全国で初めてだった。工事費は、約一五〇〇万円。太陽電池パネル三六枚から成る、この太陽光発電装置は、電気自動車用の「ソーラー充電スタンド」ともいうべきもので、最大出力は一・八三二kW。年間発電量は、一日の平均日照を四時間程度とする

と約一六〇〇kW。市の電気自動車と電動スクーターの消費電力は、合わせて年間約一三〇〇kWh（キロワット時）なので、十分間に合う。残った電力は、市役所内の一般電気系統に供給することにした。

実際に稼働したところ、六年度の年間発電量は約一九一〇kW、以下七年度一九二九kW、八年度一九三三kWと、予想を上回って推移した。一四

年三月には、さらに三〇kWを増設し、最大出力は三一・八kWとなり、年間発電量は、約三万kWと、飛躍的に増大した。

なお、市では、太陽光発電の市立学校への導入にも着手し、一三年度に本宿小学校、一四年度に井之頭小学校、一五年度に第四小学校に、それぞれ出力三〇kWのソーラー発電装置を据え付けた。工事費は、いずれも二五〇万円を超えたが、子どもたちの太陽熱学習に活用するのも導入の目的の一つだった。

天然ガス車も導入

電動自動車や電動スクーターのほか、市では、大

気汚染対策の一環として、平成六（一九九四）年

一一月に、窒素酸化物（NO_x）の放出の少ない天然ガス車を試験導入した。

導入された車は、東京ガスからリースした排気量二〇〇〇ccのバン。後部座席を改造して、二四リットルボンベを四本搭載し、満タンの状態で約二〇〇キロ走行できる。環境対策課で環境パトロール用として使われ、燃費、走行距離などのデータを収集した。

その結果を参考にして、市は、一二年九月、パッカー車（塵芥収集車）の買い替えに際し、天然ガス仕様のパッカー車二台を購入、作業車として使用を開始した。

（二） 活かそう、有限の資源

自動車の排気ガス問題と並び、今期の環境対策で大きく進展した分野は、廃棄物の再資源化・再利用である。

全庁で古紙再利用へ

平成元（一九八九）年五月、ごみの減量、資源問題、環境問題といった観点から、庁内のごみ、とりわけ増加の大きな原因となっている紙ごみ対策について検討する「庁内廃紙対策研究会」（座長・企画課長）が発足した。行政として社会的責任を負う立場から、増大が見込まれるオフィスの紙ごみ問題の解決に率先して取り組もうと、文書課、管財課、美化指導課、クリーンセンター、環境保全課など、ごみに関係の深い課が自主的に集まり、検討に入った。

折りしも同年七月、フランスのパリ郊外で開催された第一五回主要先進国首脳会議（通称パリ・サミット）では、地球温暖化防止や熱帯雨林保護など環境問題が主要課題の一つとして位置づけられ、「経済宣言」の三分の一が地球環境問題で占められた。また、当時、熱帯雨林保護を訴えるNGOなどから、日本は世界最大の木材輸入国（総輸入量の三分の一を輸入）であり、紙の大量消費国であると批判を浴びていた。

同研究会議は、庁内の全部のくずかごのごみを五日間集め、分析専門業者に委託、組成を分類した。その結果、これまで焼却されていたごみの約半分が再生可能な紙であると実証された（昭和六三年度に出された庁内の紙ごみは、四八・二トンで、その五二・六パーセントがリサイクル用に回収され、残りは焼却されていた）。

同研究会議は、元年一月に報告書の中で、全庁的な古紙回収体制を整え、再生紙の利用を広げるべきことを提案した。これまで、再生紙が使われていたのは庁内報（月一回五〇〇部発行、A4版四〜八ページ）だけだったが、元年度中に市は、①オフセット印刷はすべて再生紙に、②コピーは証明用を除き原則として再生紙に、③市報は可能な限り順次再生紙に、④トイレットペーパーは古紙一〇〇パーセントの物に―という四項目を実施した。

二年度からは、再生紙の利用範囲をノート、事務封筒、コンピューター用紙などにも広げた。一六年度には、庁内の再生紙使用率は九八パーセントに上るまでになった。再生紙が使えないのは、僅か二パーセント（光学文字読み取り装置にかける納税通知書など）である。

廃食用油からせっけん、 再資源化の試みとして市が実施したユニークなものに、廃食用油のリサイクルがある。

ペットボトルから事務服 天ぶら油など家庭用の食用油は、使い終わったらボロ布などに染み込ませ、燃えるごみとして処分するのがルールだが、流しにそのまま捨てられる食用油が下水管を詰まらせ、川や海を汚濁する原因ともなっている。

そこで市は、平成三（一九九二）年九月から、コミュニティセンターなど市内一四か所を拠点として、廃食用油を回収し、せっけんの原料として再利用する事業を始めた。廃油回収業者に委託してせっけんの製造工場に運び込むというもので、回収業者への委託料は三年度一一八六万円を計上した。対象は一般家庭で、飲食店などは除いた。

六年三月までの二年七か月の間に、二万二四七五リットルの廃油を回収し、延べ一万三三七四人の市民に、廃食用油から作った再生粉せっけんを配布した。

さらに、使い終わった油も貴重な資源であることを市民に知ってもらおうと、六年六月二日、クリーンセンター内に「リサイクル体験工房」をオープンした。廃油を自分で持ち込み、せっけんづくりを体験できるミニプラントである。対象は市内在住の個人、グループ（五〜一〇人）。出来上がったせっけんは持ち帰りできるが、ほとんど一日がかりの作業（約五時間）である。数日後、せっけんが乾燥したらもう一度工房に来て、粉にする作業がある。このせっけんづくりは、六年度一〇か月間に、四九人が体験した（同工房は利用が伸びず、一・二年度をもって終了）。

森林資源の保護のため市は三年六月五日から、牛乳パック（ジュースなどの紙パックも含む）の回収も始めた。初日は、子ども連れの市民などが、回収拠点のクリーンセンターに紙パックを持ち込み、一日で一萬五〇〇枚（約五〇〇キログラム）が集まるなど、市民の関心の高さがうかがわれた。牛乳パックは、コミュニティセンターなどに回収ボックスを設置して年間約三〇トンが回収されている。

さらに六年一月一日からは、市役所、スーパー、デパートなど一六か所を拠点に、ペットボトルと発泡スチロール製トレイの回収も始まり、一七年一〇月まで続いた。ペットボトルは、年間約四〇トン、トレイは同一五トン（一二年七月から白色トレイに限っては同三トン）が回収された。ペットボトル再生の衣類製品などがまだ一般に出回っていないかった九年度に、男性職員の事務服に、ペットボトルを再生した素材を使ったブレザーを採用した。民間に先駆けての導入だった。

ペットボトルを再生したポリエステル五〇パーセント、ウール四八パーセント、ナイロン二パーセントの混紡であ

表4-2-3 グリーン購入に関する予算と実績

年度	消耗品費・原材料費 備品購入費の予算額 (円)	グリーン購入 実績額 (円)	グリーン 購入比率 (%)
平成8	1,176,706,000	28,175,193	2.4
9	1,079,037,000	39,191,310	3.6
10	969,507,000	36,594,272	3.8
11	844,611,000	26,162,159	3.1
12	887,629,000	48,609,612	5.5
13	948,325,000	58,216,930	6.1
14	901,810,000	70,133,871	7.8
15	718,069,839	57,197,077	8.0
16	939,666,000	76,726,280	8.2
17	818,897,000	52,033,262	6.4

〔環境保全課作成〕

グリーン購入実施に先立ち、環境に優しい製品選択の参考になるガイドを作成した。現在流通している製品の中から、文具、印刷用紙類を中心に、一五〇〇品目を指定、メーカーや製品名を明示し、職員の製品選択に役立つようにした。ガイドに掲載されていない品目については、エコマークやグリーンマーク製品を選択、印刷製本に当たっても再生紙や非木材紙を使用する方針である。グリーン購入額の比率は、導入以来年々高まっている(表4-2-3)。

前述したように、本市は平成元年から、再生紙を購入している。これも、実質的な「グリーン購入」に当たるが、

る。当初、再生素材七〇パーセントを使ってみたが、ウール一〇〇パーセントの旧事務服に比べて重く、生地も硬かった。着心地の点で再生素材五〇パーセントに落ち着き、男性職員三六五人に支給された。一着あたり旧事務服より一二〇七円安く購入でき、約四四万円コスト削減が出来た。ペットボトル再生の衣類製各品は、その後、技術系職員の作業服、防災用毛布などにも導入した。

グリーン購入推進と

市の備品、消耗品に関しては、平成

グリーンパートナー制度

八(一九九六)年一月一日から、

環境に与える負荷ができるだけ少ない(環境に配慮した)製品を優先的に購入する、いわゆる「グリーン購入」を開始した。事業者、消費者として、職員一人ひとりが環境保全の範を示し、行動する契機とするのが目的である。

こうした早くからの取り組みが評価されて、本市は一一年五月、環境庁の外郭団体「グリーン購入ネットワーク（GNP）」の第二回グリーン大賞の優秀賞に選ばれた。自治体の表彰は、同年一緒に表彰された仙台市とともに、第一回表彰の滋賀県に次いで二番目。GNP事務局によると、全国の自治体の中でも滋賀県に次ぐ先進性と、環境への負荷が少ない商品のリスト作成、導入実績のチェックなどの具体的な取り組みが評価された。（↓資料編）

このように、市自ら環境問題に率先して取り組みながら、一五年六月には、市内の会社や商店など事業者の環境への取り組みを支援する「グリーンパートナー制度」を発足させた。

グリーンパートナーとは、環境に配慮した事業活動を行う事業者のこと。提供する製品やサービスが環境に負荷を与えないことと、それらを提供する過程でも、出来るだけ環境に負荷を与えない事業活動を指す。たとえば、小売店であれば、グリーンラベルの付いた商品を簡易包装で売り、商品の配送に低公害車を使っている事業者。対象は、株式会社か有限か、法人格があるかないか、営利か非営利かなど一切問わず、店舗、オフィス、診療所、NPOなど全て。

この制度に参加を希望する事業者は、市にグリーンパートナーの登録（登録料は無料）をし、「Iステップ」か「IIステップ」を選ぶ。Iステップは、コピー用紙に再生紙を使う、冷暖房使用を控える、簡易包装を行う、環境ボランティア活動に取り組む従業員を支援するなどのうち、事業者が最低三項目以上の目標を決めて目標達成に取り組むコース。IIステップは、環境庁（当時）が八年度に作ったプログラム「エコアクション21」に基づいて、事業者自らが「環境行動計画」を作り、計画で定めた数値目標などの達成に取り組む、より難しいコース。

登録を済ませた参加者には、参加証とステッカーが交付される。一年毎に取り組み状況を市に報告し、取り組み状況によっては、登録を取り消されることもあるが、計画を着実に実行すれば、コストの削減に役立つうえ、環境配慮

事業者の証となる。グリーンパートナー制度に参加した緑町コミセンの場合、省エネ、ごみを出さないなどの項目を目標にＩステップに取り組んだ結果、一年間に一・九トンの二酸化炭素が削減出来、一年で八万円の電気料（同コミセンの一月分の電気料にあたる）の節減となった。

後述するように、環境管理の国際規格としては、ISO14001があるが、その認証取得には膨大な労力と費用が掛かり、中小規模の事業者が取得するのは極めて困難である。だが、市が設置したグリーンパートナー制度には多くの事業者が参加できる。

市は、あらゆる機会を通じて、グリーンパートナーの存在を広く市民に紹介しており、現在、グリーンパートナー制度に参加する事業者は、二〇〇を超えている（平成二十二年八月現在）。

(三) 環境方針決定

今期の市の環境対策の最大の特徴は、「地球規模で考え、地域で行動する」という標語が示唆するように、地球環境の視点から、施策を展開したことである。

循環型社会の構築を目 市は、平成三（一九九二）年一月、環境のスペシャリスト五人で構成する「武蔵野市環境指し環境部を機構改革 境対策検討委員会」（委員長・原剛毎日新聞編集委員）を設置した。四年一月に提出された報告書「二一世紀を迎える武蔵野市の環境課題」で、地球生態系のバランスを損なわないよう、積極的に物質やエネルギーを循環させていく「循環型社会システム」（別名「リサイクル型社会システム」）の構築が急務であるとして、さまざまな提言があった。

提案の一つに「環境デザイン室（仮称）の創設」がある。従来、各部課でばらばらに行われてきた環境行政を統合し、効率化させるため、ごみ問題、リサイクル、雨水の利用、緑の保全、エネルギー問題など、環境を巡る諸問題について情報収集・分析・政策を立案する部署の設置である。これを受けて、五年四月五日、環境部の抜本的機構改革が行われた。それまで部内四課の最下位に位置づけられていた環境保全課が環境対策課と改称されて、筆頭の課に位置づけられ、課内に「環境デザイン係」が新設された。この係は、環境行政の総合的な計画策定、地球環境保全対策をはじめ、部全体の庶務まで担当する部署で、提言の「環境デザイン室」に当たる。

この機構改革で、従来、環境美化や廃棄物の再生事業などを担当していた「美化指導課」が廃止されて、ごみ処理計画の策定や廃棄物の再生・再資源化、減量などを担当する「ごみ総合対策室」（課に相当）が新設された。それまで環境部の筆頭課だった「生活環境課」（ごみの収集が主な任務）は、四課の中で三番目に位置づけられ、さらに四年四月一日の機構改革により、生活環境課自体が廃止され、ごみ収集業務などは、ごみ総合対策室の中の一係（業務係）となった。この変遷は、発生したごみを処理するというそれまでの考えから、物の生産、流通、消費、さらには最終処分までの各段階で、ごみの発生を極力抑え、再利用できるものは徹底して再利用し、総合的なごみの減量を図るという新しい考え方に転換したことを反映している。

同報告書は、参加体験型の環境学習プログラムを市民に提供すべきとも提言している。提言を受けて五年度から、環境対策課が企画し、毎年数回のプログラムを組んでいる。参加希望者は多い。自然環境の素晴らしさを再認識する八ヶ岳（山梨県高根町＝現北杜市）での自然体験、東京湾岸の変容を見て環境問題を考えるバスツアー、富士山の多彩な生態系を学ぶ富士山エコツアー、武蔵野の雑木林を残す三富新田（埼玉県三芳町と所沢市の一部）と二ツ塚処分

場（日の出町）の見学、多摩地区の樹木への大気汚染の影響と酸性雨の降雨状況調査などを実施した。

なお、前述した、市による太陽光発電の導入（平成五年度）、市民がリサイクル作業が行える「リサイクル工房」の設置（六年度）は、いずれも環境対策検討委員会の提言によるものである。

環境基本条例を制定

平成五（一九九三）年度から一六年度までを展望した市の総合計画「武蔵野市第三期基本構想・長期計画」（五年三月策定）は、地球環境を重視している。基本構想の中でも、全ての施策をエコロジーの視点を通して見つめ、快適な環境を持ったまちづくりを目指すとしている。この点は、前期に策定された一期・二期の基本構想とは際立って異なるところである。

九年三月には、「第三期長期計画第一次調整計画（平成九～一四年度）」が策定され、その中で環境基本条例、環境基本計画の策定による、環境施策の新たな基本方針づくりを進めることとされた。これに基づき、同年四月、武蔵野市の環境施策に関する市民会議（委員長・加藤三郎21世紀の環境と文明を考える会代表）が設置された。委員の構成は、加藤委員長ら学識経験者四人、市民七人（うち三人が公募）、東京電力、関東バスなど事業者四人、市環境部長の一人である。

同市民会議は、九年十一月、答申を市に提出、まちづくりの方向について、環境共生型のまち「エコシティ武蔵野」を目指すべきと提言するとともに、具体的に以下のような提案を行った。市の環境施策の指針となる環境基本計画を策定するため、市民と事業者、市の三者で環境市民会議を設けること、市は環境基本計画に基づく環境施策の成果を年次報告書にまとめ、武蔵野市民に報告する、環境市民会議は、年次報告書に基づいて環境施策の成果を検証するなどである。

この提案を受けて一〇年三月、武蔵野市環境対策市民会議（委員長・田畑貞寿千葉大学名誉教授・委員一六人）が設置され、一一年三月一九日、「武蔵野市環境基本計画―エコアップむさしの」が答申された。「エコアップ事業」の柱として、「エネルギーの使用抑制・効率的利用」「水の循環・有効利用」「緑のリメイク」「ごみ減量・再資源化」「エコライフ活動推進」の五つのプロジェクトが提案された。具体的には、電力・ガス・水道などエネルギー使用量を平成二年レベルに削減することや、雨水の活用、ごみの再資源化などについて目標値を定め、年度毎に点検することなどを盛り込んだほか、降雨時以外ほとんど水が流れていない市内の仙川に流れを取り戻し、平成一五年までにメダカがすむ川にすることなどを目標とした。市は、この答申を参考にして環境基本計画を策定することにした。

この答申があつたのと同じ日の一一年三月一九日、武蔵野市環境基本条例が制定された。この条例に基づき、同年八月一七日、市長の付属機関として「武蔵野市環境市民会議」（委員長・田畑貞寿千葉大学名誉教授・委員二〇人）が設置された。市長は環境基本計画を定めるに当たり、あらかじめ同環境市民会議の意見を聴かなければならないと同条例の規定に基づき、市は、同会議の意見を聴いたうえで、一一年一二月、初めての環境基本計画を定めた。その結果、一一年三月に答申された「エコアップむさしの」にはなかった指標が新たに加えられた。いずれも「エコライフ活動推進プロジェクト」に関するもので、数値目標は示さず、現時点より少しでも増やすこととして、環境NPOや環境ボランティアなどの市民活動、環境マネジメントシステム（後述）の導入など、環境に配慮した事業活動を行う事業所数、省エネルギー・省資源などの環境共生型住宅数などを挙げた。

市役所ISO14001 環境基本条例と環境基本計画の策定に努める一方、市はそれらに基づき、大規模事業者の認証取得 として市役所自らが率先して環境に配慮した活動を行っていくため、環境への負荷を低

減させる取り組みの国際規格である ISO14001 の認証取得を目指した。

ISO14001 とは、スイスに本部を置く国際的な非政府組織である ISO (国際標準化機構) が定めた環境マネジメントシステムの規格で、システム運用の方法として、品質管理手法の PDCA サイクルを導入しているのが特徴である。すなわち、計画 (Plan) → 実施 (Do) → 点検 (Check) → 見直し (Action) というサイクルを継続することによって、環境の保全に自主的に取り組んでいくための業務管理システムである。

最初に、市の施設や事業活動が環境にどのような影響を与えているかを全ての事業について調査したあと、平成一 (一九九九) 年一〇月一日、武蔵野市環境方針を制定した。この中で、市役所の全ての事業活動において省資源・省エネルギーの推進、緑や水辺環境の保全・創出、環境学習の促進など、七つの基本方針が定められている。

次に、この方針に基づいて、緑化の推進、建築・工事を行う場合の環境への配慮、市役所で使用している電気や紙の使用量削減などの取り組みむべき活動九九項目とその目的・目標を定めた。そして、これらの環境活動を実行し、目標の達成状況について点検・評価し、見直しを行った。その間、これらの流れが間違いなく実行されるようにマニュアルを作り、全職員を対象にした研修や、内部監査なども制度化して実施した。実施した施設は、市役所本庁舎、消費者ルーム、各市政センター、障害者福祉センター、保健センター (健康課・健康開発事業団)、こどもクラブ (二か所)、桜堤児童館、武蔵境開発事務所、市民会館、図書館 (三館) である。

一二年二～三月、民間の ISO 審査登録機関である (株) 日本環境認証機構 (JACO) の審査を受けた結果、三月二八日、前記の各施設で ISO14001 の規格に適合していることが認証され、同日付けで登録された。東京都の区市町村では板橋区に次いで二番目、多摩地区では初めての認証取得である。

次いで、一三年三月一四日、市立小中学校全校、クリーンセンター、水道部庁舎、浄水場、給食調理場、各保育園、幼稚園もISO14001の認証を取得した。公立小中学校の認証取得は全国で初めてである。これにより、市が直接管理する施設は全てISO14001の認証を取得することになる。

ISOは、取得後も三年毎に一回、外部機関による更新審査を受けなければならない。本市の直近の例を挙げると、一八年二月に行われた更新審査の結果は、「適合」(合格)だった。審査総括所見で、改善を期待する点として、各課独自の業務にかかわる環境改善テーマを持っている部署は三分の一程度であり、全部署でのテーマ発掘を期待するなど二点が指摘された。一方、よい点としては、全国でも珍しく、市の中心地にある庁舎に隣接してごみ焼却場(クリーンセンター)が設置されており、排ガス・排水など厳密な管理を行い、データの公開など地域との対話、国内外の見学者の受け入れなど積極的にコミュニケーションを行っていることが第一番に挙げられ、このほか、排気ガス浄化装置を付けたコミュニティバス(ムーバス)の先駆的導入、小学校の屋上における太陽光発電装置の設置などによる環境教育の推進、市立小学校全校(一二校)でのビオトープの設置なども高く評価された。

温暖化防止を市民

市は自らISOに取り組んだ後、環境市民会議に諮問して、平成一五(二〇〇三)年一二月、

・事業者呼びかけ

地球温暖化対策として、市民や事業者にライフスタイルの転換を呼びかける「環境行動計画」

の素案をまとめた。地球温暖化の原因である二酸化炭素を排出する化石燃料の使用を控え、市全体の二酸化炭素排出量を平成二(一九九〇)年レベルまで減らす(武蔵野市環境基本計画)のが主な目的である。この素案に市民から募集した意見を入れるなどして、一六年三月、「地球温暖化防止のための武蔵野市環境行動計画」を定めた。

同行動計画には、市民環境行動指針として、「地球にずっと住むための心地よい暮らし方」が提案されており、た

たとえば、冬は重ね着、夏はノー上着、ノーネクタイで冷暖房の使用を控え、夏は風の冷気を、冬は日差しを室内に入れる工夫をする、遠くへ出かけるときは電車やバス、近くへ出かけるときは徒歩か自転車などでライフスタイルの見直しを求めている。

また、事業者には、事業者用の環境行動指針を示し、たとえば、給湯設備を設置・更新するときには出来るだけ太陽光システムを導入する、事務所を改修するときには出来るだけ二重窓、複層ガラスを設置することにより建物の断熱性能を向上させる、暖房は二〇度以下、冷房は二八度以上に設定する―など五七項目を挙げている。(↓資料編)

(四) 環境型住宅と施設

住宅は環境問題と密接に関係している。エアコンや給湯設備、さまざまな家電製品の使用による家庭用エネルギー消費量の増大、住宅に使われる建材や薬剤(塗料や接着剤)など有機化学物質による健康障害、いわゆるシックハウスの症候群の問題など。こうした状況のもと、平成一〇(一九九八)年六月、若手市職員によるプロジェクト「環境型住宅研究会」が結成され、環境に配慮した新時代の住宅の研究に着手した。

住まいの「つくり手」と「住まい」環境型住宅研究会は、「省エネ住宅」、「免震住宅」、「健康住宅」をキーワード「手」が協働する「えこらぼ家塾」にして、一〇か月にわたり綿密な検討を行ったうえ、平成一一(一九九九)年三月、報告書をまとめ、行政が取り組むべき施策の方向性を示した。

一例を挙げると、同報告書は、環境に配慮した住宅づくりを促進するためには、市民に対する情報提供が極めて重要であり、市民、事業者、市が適切な役割分担のもと、それぞれの役割を果たすだけでなく、協働で取り組むことが

必要だとした。これを受けた市は、取り組みの具体化を検討した結果、一二年六月一日、「エコライフモニター」と「住まいのアドバイザー」という二つの制度を発足させた。「エコライフモニター」は、一般市民が対象で、活動内容は、環境講座や森林見学会、太陽光発電の体験講習会などに参加し、レポートをまとめたり、環境家計簿を記入したり、環境配慮の住まいづくりに関する意見や提言を行うこと。一方、「住まいのアドバイザー」は、住宅関連の技術者・専門家・事業者が対象で、それぞれの専門的立場から、市民（エコライフモニター）にアドバイスしたり支援したりするなどして、共に環境配慮の住まいづくりを考えるのが仕事。いずれも募集人員は二〇人、任期は二年。

募集したところ、「エコライフモニター」には定員を上回る二三人が応募、すべて受け入れられた。一方、「住まいのアドバイザー」には建築士ら専門家一八人が応募、両者は二年間にわたり、延べ二〇回の会議・体験講習会などを開き、環境に配慮したあり方を議論した。

この制度は、一四年五月三一日に終了したが、終了後も「住まいのアドバイザー」が中心となり、一般市民向けに、年五回の講座を開くことを決めた。「住まい手」と「つくり手」が顔の見える関係を取り戻し、力を合わせて取り組もうというもの。講座名は、「エコ（環境）とコラボレーション（協働）で家づくりを楽しむ市民塾」で、略称「えこらほ家楽塾」。その第一回講座が、六月一五日に武蔵野商工会館で開かれ、定員四〇人のところ、七〇人が参加した。「えこらほ家楽塾」は、毎回さまざまな視点から、エコ住宅を考える講座を実施、一七年度まで四年間続いた。講座は通算一九回に及び、延べ九六三人の市民が受講した。参加した市民は、住まいづくりのさまざまなヒントを得たようである。講座開講時に新築を計画していた関前在住のある夫妻は、第一回目から参加、家を広く感じさせるための部屋の色づかいから、採光や上手な風の入れ方などまで、漫然とお金をかけなくても、ちよつとした工夫で環境に

も自分たちにも快適な住まいになることに気づいたのは大きな収穫だったという。住宅の西側に網をかけてツル科の植物、ニガウリなどを初夏に植えておくと夏の日差しが強い頃には緑のカーテンになると学んだ夫妻は、早速新築に際して実践、日差しもやわらぐし、見た目にも涼しく、ニガウリも収穫できて、一石三鳥と評価した。

住宅用太陽光発電設備設置費助成 市は、環境にやさしい自然エネルギーに対する市民の意識を高め、環境負荷の

とエコライフ体験機器貸し出し 少ない住まいづくりを推進するため、平成一四（二〇〇二）年度に、二つの新

事業を始めた。一つは、四月一五日にスタートした住宅用太陽光発電設備設置費助成制度。市内で太陽光発電設備（ソーラーシステム）を新たに設置する住宅の所有者に、費用の一部を助成する制度で、助成金は太陽電池の出力一kWあたり一〇万円で、四〇万円が限度。助成対象となるのは、設備付きの住宅を新築する場合や、設備付きの建て売り住宅を購入する場合のほか、設備を購入して既存の住宅に設置する場合で、分譲マンションも対象となる。

一四年度は当初予算で四〇〇万円を計上したところ、予想をはるかに超える申し込みがあり、結局三〇件に計一〇一〇万円を助成した。一七年度までの四年間の助成件数は一〇〇件、助成金額合計は三一五六万五〇〇〇円に上った。

もう一つの新事業は七月一日に開始したエコライフ体験機器の無料貸し出し（↓資料編）である。貸し出す機器は、庭やベランダに置いて発電できる太陽電池パネル、通称「おひさま発電キット」（高さ約一・六メートル、重さ約八〇キロ）四台、月単位の使用電力や電気代を測定できる「電気節約表示器」四台、電気機器の待機電力量や二酸化炭素排出量をチェックできる「省エネ性能測定器」二台。市はこれらの機材を約一二〇万円で購入した。

これらエコライフ体験機器のうち太陽光発電はとりわけ人気が高く、貸し出しの受け付けを開始すると、あっという間に借り手が付いた。一五年度には、太陽電池パネルを六台に増やしたが、受け付け開始後二時間で枠が満杯とな

り、四人がキャンセル待ちを希望、一〇数人には断念してもらうほどで、一六年度には一〇台を増やした。一六年度から雨水貯留タンク五台の貸し出しも始めたところ、これも好評で体験希望者が多く、抽選で五件を選んでいる。省エネや環境問題に対する市民の関心の高さの表れである。

議論沸騰の「脱冷房 平成一三(二〇〇一)年度に、市立保育園九園のうち、境保育園を除く八園の乳幼児(〇)

・涼環境」保育園 二歳)室に冷暖房機が設置された(九年四月に移転・新築されたばかりの境保育園だけは、

全館冷暖房完備で開園していた)。近年猛暑が続くので、園児の熱中症が心配だから保育園にもクーラーを設置してほしいという保護者の要望にこたえた。しかし、市は、八園の三〜五歳児の部屋には、あえて冷房装置を設置しなかった。当時、体温調節の機能を育てるうえで、幼児期に汗をかくことが非常に大事であることが指摘されていたからだった。乳児はともかく、三〜五歳といえ、体力も付き、活発に動き回る時期だから、冷房の部屋に閉じ籠もっていないで、園庭やプールで遊んだ方が元気な子に育つとの考えからだ。冷房に頼らず、よしずを張ったり、打ち水をして涼しい環境を作ること、「冷房」より、環境にもよい「涼環境」を—との方針を立てた。これに対し、保護者たちの間から、さまざまな意見があった。「自宅でも冷房を入れていないので、保育園でもそうしてほしい」という声がある一方、「光化学スモッグが出るような時に室内を締め切っていると、蒸し風呂状態になり、園児のからだに悪い」と冷房設置を望む意見もあった。

このため、市では、三歳児以上の保育室に冷房を設置しないという方針のままでもいいのかどうか、保護者や一般市民に問いかけてみると、一四年一〇月一日から一か月間、電子会議室をインターネット上に開設、意見を募った。反響は大きく、この電子会議室へのアクセスは一か月間に一万五〇〇〇件を超え、一二九件に及ぶ意見が寄せられた。

意見の大半は冷房賛成で、「子どもの健康が心配」というものがほとんどだった。しかし、「冷房がないと子どもたちの体調が悪くなる」というのは過保護。過度な冷房はかえってからだに悪い」、「暑さに耐える強い子どもにしていかなければならない」といった冷房反対の意見も少数ながらあった。

電子会議室を開設する一方で、市は一月二五日、教育生理学者、小児科医、環境共生住宅の専門家などから成る「公立保育園に『涼』環境を創出するモデル改修プラン検討委員会」（委員長・正木健雄日本体育大学名誉教授）を設置した。子どもの発達、とりわけ体温調節機能の発達支援と、地球温暖化など保育を取り巻く環境の変化という二つの課題を、単に冷房装置のみに依存する方法ではなく、自然エネルギーの活用や保育のかかわりを工夫することで両立させ、効果的な涼環境を創出するための保育園改修プランを、同委員会に約六か月にわたって検討してもらった。

一五年四月に提出された報告書をもとに、南保育園をモデル園に選び、六月に入ると早速涼環境のための改修工事に着手、日差しの強い同園の南側を中心に一七か所に日除けを設置、七月中旬に完成させた。熱吸収率や園児の心理的影響を配慮して、表面は濃い青色、裏面は目にも涼しさを感じられる水色とした。また、タイマー式換気設備を深夜の六時間稼働させ、深夜の涼しい空気を室内に取り込み、前日までの温まった空気と入れ替える「夜間換気」を施した。屋根には、摂氏約一七度の井戸水を散水し、屋根面の温度を下げる方式を採った。庭には、園児が水に触れ、水に親しめるように、深さ二〇メートルから井戸水をくみ上げる手回しポンプを設置した。この改修工事に二三〇〇万円掛かったが、クーラーなら約三分の一で済む。経費から見れば、クーラーを入れたほうがずっと安いわけだが、どちらが子どものためにいいのかを考えると、金の問題ではないというのが市の考え方だった。

問題は効果である。この年一二月九日の市議会文教委員会で、南保育園モデル事業の報告があった。それによると

屋根散水や夜間換気、日除けの設置などにより、同園の平均気温は七月が四〜五度、八月が二〜三度、室温が低くなった。なお、この年は冷夏（平年比で〇・八度低い）だったが、それを補正しても平均二・七度ほど下がったわけである。市は「効果があつた」とした。冷夏では参考にならないと、市の評価に納得しない保護者も少なくなかったが、一六年度には、東保育園と境南保育園でも涼環境改修工事が行われ、その後、他の保育園も順次、同様の工事が行われた。

「脱冷房・涼環境の保育園」は、全国的にも注目され、一四〜一七年に、新聞、雑誌、テレビ、ラジオで盛んに取り上げられた。本市が問題提起した意義は大きい。（↓資料編）

今期、反響を呼んだ涼環境創出事業を紹介したが、クーラー設置を望む保護者の声は、なお極めて根強かった。結局、二〇〜二二年度に掛けて、市は全ての市立保育園を全館冷房とした。

「武蔵野打ち

市立保育園の涼環境創出事業に取り組む一方で、市は、エアコンに頼りすぎないライフスタイルを市民に推奨しようと、平成一六（二〇〇四）年八月一八〜二五日、「武蔵野打ち水大作戦」を実施

した。庶民の生活の知恵であつた打ち水で涼環境を呼び起こそうというもので、市役所本庁舎周辺をはじめ、保育園、学校、公園などで、市民も参加してプールの水、水槽などの残り水、小川や池の水、たまり水など、飲用に適さない生活雑排水や自然水をバケツ、手桶、柄杓などを使って打ち水作戦を展開した。また、一般家庭でも、市の呼びかけに応え、省資源の観点から水道水を直接散水しないで、風呂の残り水や洗濯のすすぎ水などを使って打ち水した。

公共施設での打ち水作戦には、延べ七六三人が参加、一四万二〇四五リットルの水が使用された。実施効果を測定したところ、打ち水をした場所では、約二度の温度低下が見られた。

この「武蔵野打ち水大作戦」は、以降毎夏、行われている。

第五章

市民生活

第一節 防災・安全

一 防災

(一) 市民自らの手で

市民防災計画（地域 市民防災計画）の策定は、第二期基本構想・長期計画（昭和五六～六七年度）の重点施策として**防災計画**の策定 位置づけられ、昭和五八（一九八三）年六月の土屋市長の施政方針で主要施策として掲げられた。

五一年に策定していた地域防災計画を修正し、新たな防災計画として策定するために、長期計画に基づいて五六年三月に、防災市民委員会が設置されていた。委員会は、①災害に強い安全なまちづくり、②災害時の備えと市民の助け合い計画、③日常時の安全点検調査と制度づくり、を計画の骨子として五八年五月に市長に提言している。

市は六月に市民防災計画起草委員会（委員長・田畑貞寿千葉大学教授・委員五人）を設置した。防災計画第一次修正案を五九年一月の市議会全員協議会で説明し、その後市民会議、関係機関との調整、東京都との協議を経て、「地域防災計画」として同年五月に決定した。この計画は「災害対策基本法」第四二条に則したものである。

地域防災計画

市民防災計画の目的は、防災関係機関がそれぞれの機能を有効に発揮し、防災活動を行うことによつ

・第一次修正

て、市と市民の生命、身体と財産を災害から保護し、市民自ら自衛することである。日頃の備えと市民の助け合いが必要で、市民の正しい防災知識と行動、広報活動によつて防災意識を高め、情報を伝達しなければならぬ。

そこで、市民防災点検デーの実施、地域防災会議、防災講座の開催のほか、地域情報システムの活用、災害時における救護協定の締結（医師会、米穀小売商組合、民間井戸所有者、防災人材バンク、市指定水道工事店はすでに協定済み）、医薬品の備蓄、応急資機材の活用、空き地・農地の利用、市内の学校・事業所との協力、他自治体との協力、姉妹・友好都市との協力関係づくりなどを推進する。

計画は、災害に強い安全なまちづくりを目指す。そのために防災装置（消火器の増設、家庭用消火器の斡旋と補助）、消防水利（防火水槽、消火栓の整備、千川・玉川上水を消防水利として確保）、消防力（消防署と消防団との災害時の即応体制）、防災行政無線（情報伝達システムとしての固定型無線設備）、災害時の設備（市立小中学校を一時避難場所に、空き地・農地も一時避難場所に活用、避難や緊急輸送路のための啓開道路の確保）、災害時の施設や備蓄品の配置、防災街区（建物の耐震・耐火・耐風性を高め、看板やガラスなどの飛散落下を防止）、危険なブロック塀、放置自転車、置き看板の除去などを進め、都立高校二校、私立学校一〇校の空き地や横河電機グラウンドを一時退避地に活用すること、などを挙げている。

計画は日頃の安全点検と制度づくりにも触れている。

新たな制度（安全なまちづくり対策）として、①建築物の耐震不燃化、②避難場所の確保、③火災の防止、④安全

な歩行環境の確保、⑤地下埋設管および電気施設などの安全化、⑥高層建築物と地下街の安全化、を挙げている。このために、建築基準法、都市計画法などの基準の積極的な運用を図って、都市公園や避難広場、防災公園、都市計画によるオープンスペースを創出する。生活道路を整備し、地区計画、電線の地下埋設など新たな制度を検討する。

市は、幅広い市民の参加を得て、引き続き防災市民委員会を設置し、具体的な防災活動のあり方を検討する。庁内には防災対策プロジェクトチームを設置し、総合的に防災対策を進めるとともに防災計画の修正や庁内の調整を行う。職員研修にも防災問題を取り上げ、防災意識を高め、体制を確立する。

防災に関する調査として、緑地の避難広場をミニ公園あるいは緩衝地帯として位置づけ、その保全と創出のあり方、危険物貯蔵所・ガス・高圧電線などの安全性確保の点検・調査をはじめ、吉祥寺駅周辺の道路上やビルの側面、屋根、屋上などの設置物、屋外の滞留人口、窓ガラスなどの落下物、建物内部の物的環境、事務所や商店の防災対策の調査や、市民防災意識調査を定期的に実施する、とした。

災害時の応急対策と復旧計画については、市は東京都はじめ隣接区市と相互に協力する。また自衛隊の災害派遣と災害救助法を適用する。個別の活動計画として情報の収集、伝達、消防、水防、危険物対策、警備、交通、避難。応急対策として飲料水、食糧、生活必需品の配布、医療救護、緊急輸送路の確保、生活関連施設、公共土木施設などの対策や、都市施設の復旧計画がある。

広報活動は、災害が発生、また発生するおそれがある場合、市民に速やかに正確な情報を提供する。市と防災関係機関は一体となって、防災無線、広報車、口頭、印刷物を使ってデマ情報に対する注意、被災状況、医療救護、給水、給食などの実施状況を広報する、とした。

地域防災計画 地域防災計画はその後、昭和六三（一九八八）年度、平成六（一九九四）年度、八年度、一二年度

・ **第二次修正** と第五次まで修正が行われたが紙数の都合で第三次以降は「資料編」に載せる。

第二次修正（六三年度）では、第二期長期計画第一次調整計画（昭和六〇～六五年度）の策定、地域生活環境指標（六二年版）の改定、市民防災アンケート調査（六二年実施）に基づいて各種データの数値を修正し、災害時の設備、施設などを加えた。また、災害時の応急対策と復旧計画の中に、①市災害対策本部条例施行規則の改正に伴う修正、②相互協力体制の強化と個別の活動計画の具体化、③救援救護の基準額の修正を行った。

なお、大規模地震対策特別措置法では、東海地震が発生した場合、震度六以上と予想される地域（六県一七〇市町村）が強化地域に指定される。東京都は震度五程度との予想で指定されないため、同法に基づく地震防災強化計画の策定と地震防災応急対策の実施の義務はない。しかし本市には人口が集中し商業・金融機関が集積し、都市型ホテルや劇場も進出している。また、区部と隣接しているので、震度五程度であっても、警戒宣言が出された場合に混乱が懸念される。そこで地域防災計画の付編として「警戒宣言に伴う応急措置」を新たに策定した。

（二）被災地に支援物資・職員派遣

大規模災害被災地支援 災害対策基本法は第六七条で「市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合に於いて、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するため必要があるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めらるる市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない」と規定している。しかし、大地震の混乱の中、要請を待たずに緊急事態に即対応しな

けに、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めらるる市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない」と規定している。しかし、大地震の混乱の中、要請を待たずに緊急事態に即対応しな

ればならない場合もある。本市は平成七（一九九五）年一月一七日発生の阪神・淡路大地震の被災地に対して、市の独自の判断と都からの要請によって支援活動を行ったが、その後、支援活動を行う根拠、内容を明確に条例で規定することが妥当であるとの判断から「大規模災害被災地支援に関する条例」を制定した（七年三月二日施行）。

条例の前文は次のようになっている。

「武蔵野市は、過去幾度か我が国を襲った災害に学び、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の英知と協力によって災害につよいまちづくりを不断の努力を重ねるとともに、他の市町村において大規模な災害が発生した場合には、そこに住む人々の惨禍を見過ごすことなく、市民とともにできる限りの支援を行う」

その第三条に、支援に関し、「特に緊急の必要がある場合には、被災市町村からの要請を得ないで支援を行うことができる」と、本市の姿勢を明らかにした点は、基本法よりも一歩進んだといえる。この条例では、市として行う予算の支出、派遣する職員の取り扱い、支援の内容、費用の負担、市民のボランティアによる支援活動の援助などを規定した。

支援の内容は、①防災備蓄品など物資の供与、②被災地への物資の輸送、③支援活動に従事する職員の派遣、④職員のボランティア活動に対する支援などである。支援に要する費用は市が負担する。ただし、被災市町村との協議により被災市町村が負担するものは除く。支援活動を行ったときは公表する。支援活動を円滑化するため被災地支援関係者会議を設置する。

阪神・淡路大震災

平成七（一九九五）年一月一七日、午前五時四六分、兵庫県南部は、マグニチュード七・二、震度六（淡路島北部の北淡町や神戸市の一部で震度七）の激震に襲われ、死者六四三四人とい

う大災害となった。地震発生日、市では、早急に支援のための対策会議を開き、義援金の募金や、食糧、生活用品、自転車などの救援物資の輸送、給水活動をするため、五次にわたって職員を派遣した。支援は地震の発生日から一月有余にわたった。支援額は、物的支援一〇九三万〇一六三円、人的支援三七〇万三二四一円。義援金は、地震発生日後八日間で一五九八万一〇一一円が市民、市民団体、理事者・職員、市議会議員などから寄せられ、日本赤十字社本社に送った。また、東京都市長会からも三〇〇万円（武蔵野市分一〇万円）を送った。

調査隊の派遣は、二月二・四日、市長ほか職員四人を第一弾として、二月一四日からは四人、二〇日からは五人がそれぞれ二日間、被害状況調査のため赴いた。現地の惨状を目の当たりにして、想像をはるかに超えた都市部での直下型地震の恐ろしさと、都市機能の脆弱性を見せつけられた。

新潟県中越地震

平成一六（二〇〇四）年一〇月二三日に新潟県中越地震（マグニチュード六・八、震度六）が発生した。本市の友好都市である被災地・小国町（現長岡市）に対し、直ちに市の「大規模災害被災地支援に関する条例」に基づいて支援活動を開始、庁内に中越地震支援対策本部を設置した。二五日早朝には小国町との通信は不能だったが、とりあえず第一便がベットポトル二〇〇〇本ほか食糧を二台の車両に積んで現地に出発し、二五日深夜から二六日にかけて到着した。同日午後出発の第二便から午後八時出発の第五便まで、職員七人が現地向かった。二五日の情報では、七二〇〇人の町民のほとんどが自宅に戻れない、一二〇〇人が公共施設に避難、その他は道路やテントなど屋外に避難せざるをえない状況だった。水道施設緊急復旧には、その後職員延べ八七人が現地に赴いた。

飲料水、副食、簡易弁当、毛布その他を小国町に輸送し、市、市議会から見舞金四三〇万円を小国町、長岡市、小

千谷市へ送った。市民などからの義援金は、小国町に二三六万九七四七円、他の被災地に一五七二万八五三七円（一六年一月二〇日現在）が送られた。

さらに、長引く下水道と道路復旧のために、設計や工事監理の職員四人を一月二十九日から翌一七年三月三十一日までの四か月間派遣した。

本市の姉妹・友好都市の長野県豊科町（現安曇野市）、川上村、山形県酒田市、岩手県遠野市、千葉県白浜町（現南房総市）からも小国町に、食糧、石油ストープ、飲料水、生活用品などが送られた。

その他の被災

このほか、市は、国内では、平成二（一九九〇）年の富山県利賀村（現南砺市）の台風、三年の長

地への援助

崎県雲仙普賢岳の災害、五年の北海道奥尻島の津波、一二年の東京都三宅島の噴火、新潟、神津島

の地震、一七年の南砺市（富山県）、長岡市（新潟県）、酒田市（山形県）の豪雪に対し見舞金を送っている。

三宅島の噴火（二二年八月二九日）、新島、神津島の地震によって伊豆諸島への観光客が減少したが、東京都市長会、区長会、町村長会で支援策として、一六年九月一日～一七年一月三十一日、伊豆諸島に宿泊観光旅行をする都民一〇万人の宿泊費を、一人最高一万円助成する事業を行った。共同事業全体の利用者実績は七万七三五九人（七億〇六二五万九〇〇〇円）であった。

宮城県沖地震（一五年五月二六日）では被災地遠野市（本市の友好都市）に職員二人が駆けつけ、見舞金一〇〇万円を手渡した。

宮城県北部地震（同年七月二六日）に対しても、被災地七町に問い合わせ、物資援助の要請のあった江南町、成瀬町に二三〇〇個の缶詰と一二〇〇食のアルファ米を送った。

外国の被災地に対し、スマトラ沖地震・インド洋津波（一六年二月二六日）の直後、市民に呼びかけて、街頭募金をし、一八五八万一千三百一十円の義援金を日本赤十字社に送った。

その他の災害では、メキシコ地震（昭和六〇年九月一九日）の際、メキシコ大使館と日本赤十字社へ、北京市大水（平成三年夏）では、第四回市青年の翼親善使節団が中国へ、トルコ地震（一一年八月一七日）の際にはトルコ大使館へ、イラン南東部地震（一五年十二月二六日）では日本赤十字社へそれぞれ義援金を届けた。

（三） 大地震の備え

総合防災訓練

昭和五八（一九八三）年から毎年、八月三〇日から九月五日を防災週間と定め、地震災害に備えた市民を対象にした総合防災訓練を実施している。同年九月一日には東海大地震や南関東地震を想定した訓練を市災害対策本部長（土屋市長）の指揮の下、実施機関である消防署、警察署、電報電話局（現NTT）、東京電力武蔵野支社、東京ガス武蔵野営業所、市医師会、市赤十字奉仕団、市米穀小売商組合、市消防団、市防災市民委員会と市による総合防災訓練が実施された。警戒宣言伝達、避難、初期消火、応急救護、公衆電話設置、ライフライン復旧、食糧輸送、炊き出し、給水などの訓練で、これは以後、毎年九月一日を中心に行われ、実施機関は回を重ねるごとに増え、その内容は防災訓練計画に沿ったものとなっている。（↓資料編）

平成元（一九八九）年には、東京都と、本市、田無市（現西東京市）、保谷市（同）の四者による合同総合防災訓練を行った。都立武蔵野中央公園を中心に、東京都災害対策本部長（鈴木都知事）、武蔵野市災害対策本部長（土屋市長）指揮の下、自衛隊の大型ヘリコプター二機や機動部隊が参加した。

防災シンポジウム

阪神・淡路大震災を教訓にする防災シンポジウムは三回開催された。会場はいずれも武蔵野公会堂（吉祥寺南町一丁目）だった。

第一回 阪神・淡路大震災被災地からの体験談発表は、松本忍神戸市長田区長楽小学校長、橋谷惟子同東灘区岡本商店街振興組合理事長、武蔵野青年会議所理事長、市水道給水救援隊長、ルポライター、土屋市長。参加者三五八人。平成七（一九九五）年四月七日開催。

第二回 基調講演「わが家と地域の震災対策を考える」山本康正駒澤大学教授。シンポジウムのパネリストは熊谷良雄筑波大学教授、渡辺実まちづくり計画研究所長、重川希志依都市防災研究所主任研究員。参加者一六三人。七年九月二九日開催。

第三回 基調講演「防災未来都市―安心して暮らせるまちづくりの提案」東京紡道東京大学地震研究所教授。パネリストは浦野正樹早稲田大学教授、曾布川尚民大学産業社長、土屋市長で、高橋民夫文化放送防災キャスターをコーディネーターにパネルディスカッション。参加者三二二人。八年二月一〇日開催。

食糧・生活必需品 食糧などの備蓄は、被災一日後の避難者数を三万七二四六人として行っている。避難者数の算出は、「武蔵野市における直下型地震の被害想定報告書（平成八年三月）」と「東京における直

下型地震の被害想定に関する調査報告書（九年八月）」、そして阪神・淡路大震災での調査結果に基づいている。算出の根拠は、次の三通りの被害想定による。

自宅建物の被害程度

被災一日後の避難率(%) 避難者数(人)

全壊・全焼

一〇〇・〇

一万五一八四

半壊・中破

五〇・三

五九五

軽微・被害なし(断水あり)

三六・二

一万六〇一

炊き出しなどの体制が整うまでの間、避難人口の二日分を備蓄し、三日目からは各方面からの調達、他府県からの応援により対応する。備蓄倉庫は市庁舎、総合体育館、市立小中学校と都立高校の敷地、コンテナを含め計二九か所。毛布、マット、ビニールござ、せつけん、タオル、歯磨き、紙おむつ、カセットこんろ、簡易トイレ、簡易ベッド、担架、救助用工具、防水シート、水中ポンプ、投光器、液晶テレビ、ラジオ付き強力ライトなどが全ての倉庫に収納されている。(↓資料編)

耐震診断、

市は、地震に対する建物の安全性を評価する耐震診断や耐震改修を行う民間住宅の所有者に、費用

改修に助成金

の一部を助成する制度を、平成一〇(一九九八)年一〇月一日から開始した。

・耐震診断助成―原則として、昭和五六(一九八一)年以前に建築された民間住宅で、①木造住宅では専用住宅、併用住宅、賃貸住宅、②非木造住宅では専用住宅、併用住宅、分譲マンションが対象。その住宅を所有する個人、区分所有や共有の場合は管理組合か代表者に費用の二分の一助成。木造は五万円、非木造は二〇万円が限度。

・耐震改修助成―耐震診断の結果、改修が必要と認められた民間住宅が対象。助成額は、費用の二分の一。但し木造は一〇万円(一七年六月から五〇万円)、非木造は五〇万円が限度。また、①六五歳以上の高齢者が住む木造住宅、②木造住宅の密集地域にある住宅は耐震改修費の六〇パーセント(限度額五〇万円)を助成することになった。

一七年一月には、六五歳以上の高齢者が所有・居住する古い木造住宅の簡易耐震診断を無料で実施した。市内には昭和五六年前に建築された木造住宅が約九八〇棟ある。このうち六五歳以上の高齢者が居住する分が対象。六五歳以上の高齢者だけの世帯、または障害者のいる世帯に無料で家具転倒防止器具を取り付ける事業も一七年四月に開始した。

市庁舎耐震補強工事

市役所庁舎は、昭和五五（一九八〇）年七月に竣工し、建築基準法の耐震基準をほぼ満たしているが、阪神・淡路大震災後に見直された耐震性能評価に基づく「災害応急・復旧対策の中心となる施設」とするため平成一七（二〇〇五）年一月から一八年三月までの週末を利用して補強工事を行った。

なお、市立小中学校については、一三〜一八年度の五か年計画で、全ての学校の耐震化工事が完了した。（↓第三章第一節四）

市防災・安全

第四期基本構想・長期計画（平成一七〜二六年度）に基づき、「災害対策の拠点施設」「市民生活

センターの建設

の安全拠点」と位置づけて防災・安全センターを整備することになった。平成一七（二〇〇五）年五月一三日、市議会総務委員会で次のような基本設計を発表した。

既存の西庁舎（二階）の上に増築し八階建てとする。増築面積は四四〇〇平方メートル。工期は一八年一月から一九年五月。総工費は二九億五〇〇万円。建物の三階部分を耐震設備とし、最新の中間免震構造とする。センター内には、五階に防災情報室、テレビ、地図などの大型映像を流し、対策を協議する対策本部を設置する。また、職員八〇〇人分の三日分の飲料水、雑用水の水槽を備え、自家発電設備を設置する。四階に備蓄倉庫・仮眠室を設置する。七〜八階には行政と市民、NPO団体が協働で活動する場を設け、市民サービスを充実させる。

防災・安全センターは、官庁施設の総合耐震計画基準（Ⅰ類）の耐震性を確保するため、普通の建物の1・5倍の強さを持ち、震度六強から七程度の地震、あるいは阪神・淡路大震災程度の地震に対しても防災センターとしての機能を維持できる。

中間免震構造として、既存の二階の上に、横からの力に対して非常に柔らかく、上からの自重を支えるには非常に硬い積層ゴムアイソレーターを八基、地震の時のエネルギーを吸収するダンパー八基の装置を設置している。既存の建物より上は免震建物としての性能である。ゆっくり揺れて地震の力は非常に小さい力しか働かない構造となっている。

また、北側と南側に剛強な杭を増し打ちして横からの力に対して建物を支え安全性を高めている。受水槽への配管は鍍鉄管に更新し、電気、通信線の引き込みも本線、予備線の二ルートに分散し安全性に配慮している。停電時にも三日間は自家発電で施設の五〇パーセントがバックアップできる。配電・受電設備も二重に設備してある。

職員防災住宅

市の緊急初動態勢に関する規程で、震度五強以上の地震発生時には、市内居住の防災安全課の職員ら一八人が、最初に市役所に参集して初動本部を設けることになっている。本市の職員は市内居住者が少ないので（約一一五〇人中二八〇人、約二四パーセント）、平成三（一九九一）年三月に市職員の災害対策用住宅（鉄筋二階建て一棟、延べ床面積五〇〇平方メートル）を建設した。世帯用二戸、単身者用一六戸。吉祥寺東町四丁目の市有地にある。

市役所に近接した緑町パークタウン（緑町二丁目）内にも災害対策職員住宅を借り上げた。休日、夜間など職員の勤務時間外に災害が発生した時、緊急初動活動を円滑に実施するためである。平成一五年五月一八日から、二室を借

り上げ、二LDKに防災担当の管理職が、一LDKに部課長が一週間ごとに交代で宿泊したが、一九九年に防災・安全センターが完成し、仮眠室が機能すると同時に廃止した。

防災広場

平成一〇（一九九八）年一月、庁内で防災市民公園（仮称）調査・検討委員会が災害時の危険度調査を行った。調査項目は、人口密度、高齢化率、木造棟数率、不燃領域率。丁目別危険度を五段階評価した結果、吉祥寺東町、同南町は道路率や不燃領域率がやや低く危険度が高く、関前や八幡町は空き地が多く危険度は低いことが分かった。

南町防災広場（吉祥寺南町五丁目、面積三二四平方メートル）を二二年六月一七日、テンミリオンハウス「そのらの家」（↓第二章第二節四）の開所の二日前に、隣接地に開設した。通常は公園として利用している。防災倉庫には可動式の消防ポンプ、救助・救出道具、炊き出しかまどなどが収納され、広場のベンチは上部のカバーを取ると洋式簡易トイレに。地下には雨水貯水槽のほか、消防・飲料用の貯水槽が設置されている。

さらに、市内で二つ目の東町防災広場（吉祥寺東町四丁目、面積三七二平方メートル）を、一四年八月三日に開設。三つ目は一六年五月二二日、寺南公園東隣りに開設した境南町防災広場（境南町三丁目、面積四九三平方メートル）である。いずれも、地域住民の防災訓練に活用されている。

防災無線

地震などの災害発生時には電話がマヒ状態になることが予想される。そのため、市では、災害発生時の情報収集・伝達手段を確保するため、移動系防災無線の整備を昭和五五（一九八〇）年度から進めてきた。五九年四月には、固定系防災無線を市内四〇か所に、使用電波六〇メガヘルツ帯で開局した。

防災行政無線システムは、移動系と固定系の二系統あり、移動系は車載可搬型と固定兼可搬型がある。固定系は、

市役所に設置した親局から無線で市内の公園や市立小中学校、保育園、高層ビルの屋上に設置した屋外子局のスピーカーから半径三〇〇メートルの範囲に放送するシステムである。

平成九（一九九七）年四月一日、「地域防災無線」が市役所内に開局した。従来の防災行政無線は、基地局の市役所と市の施設に設置している移動局間の交信で一チャンネルしか使えなかった。駅や病院などに設置できない、移動局間の通信ができない、中継局の設置が認められない、ファクシミリや画像伝達の音声以外の通信ができないなど短所があった。昭和六三年に郵政省（現総務省）は、地域防災無線の免許方針を策定し、八〇〇メガヘルツ帯・マルチチャンネルアクセス方式を採用、関係機関で共用して使用できる複数の周波数が割り当てられたため、六〇の通話用チャンネルで通話ができることになった。中継局の設置、局同士の通信、ファクシミリ、静止画像の通信も可能となった。

一般局は、警察署・消防署などの防災関係機関、市水道部、市政センター、幼稚園、学校、保育園、福祉施設、市民文化施設、コミュニティセンター、消防団、救急病院、市役所など一三九か所に設置された。なお、防災行政無線の費用は二億九〇〇〇万円であった。

市の防災担当 庁内防災対策担当組織の充実強化のため、平成元（一九八九）年四月一四日、防災課に新たに防災組織の変更 企画担当係長を配置、五年四月五日、総務部に防災監（部長職）を配置、七年四月五日、防災計画担当課長を配置した。

さらに一四年四月一日、防犯に関する事務などを環境対策課から防災課に移管し、名称を防災安全課と変更した。一七年七月一日、防災安全課を格上げして、防災安全部とし、防災課と安全対策課の二課に分けた。安全対策課は

安全・安心施策の総合調整、市民生活の安全対策、環境浄化対策、防災対策を受け持つ。防災課は従前の消防防災係で、消防・防災対策を所管する。また、同日付けで総合防災・安全対策推進本部を廃止して、市民安全対策本部を設置した。

市民防災協会

平成五（一九九三）年四月一五日、武蔵野市民防災協会（理事長・市助役）を設立した。同協会は、
 ①防災知識の普及、②家庭の防災対策の啓発指導、③地域の防災点検、④防災施設の点検、⑤防災器具の開発、⑥防災相談などを行う。同年一〇月には市民への防災啓発を進める同協会の防災推進員（市内一三町から一〇七人・後に一一九人）に委嘱状が交付された。一五年の同協会創立一〇周年には、記念講演会「歴史から学ぶ防災」がスイングホールで開かれた。

防災対策用井戸と

災害などで水道施設が被害を受け市民への給水が困難となった場合、付近住民に応急給水を

非常災害用給水施設

するための水源を市は四三か所確保している。昭和五六（一九八一）年八月一日、「市災害

対策用井戸に関する要綱」によって、市内の民間所有の井戸を防災対策用井戸として指定した。指定の条件は、現在使用している井戸で、引き続き使用を予定しており、飲料に適し、取水しやすいこと。維持管理費用の一部を市が補助している。

震災時の一時的な断水は避けられない。飲料水は基本水量を一日一人三リットル（生命維持に必要な最低限の量）とし、平成九（一九九七）年度から、避難所となる市立小中学校一八校と、都立武蔵野中央公園、市水道部第二、第一〇、第一二、第一九水源に、非常災害用給水施設（自家発電装置付きの深井戸）を設置するとともに、前述したように防災広場には飲料水兼用貯水槽を設置し、災害時の飲料水の供給体制を強化している。

市には、水道用に二か所の浄水場がある。この配水池の容量は一万九一九五立方メートル。震度四以上の地震が起きた場合、緊急遮断弁が作動して約七〇〇〇立方メートルの飲料水が確保できるようになっている。

災害時の給水活動用に市は、八年二月に三トンの飲料水用水槽三基と水槽を積載して給水活動を行う四輪駆動トラック三台を配置した。このうちの二台には、重量物を排除するためのクレーンや照明装置も装備されており、もう一台はパワーゲートを装備し、重量資器材、照明装置の運搬にも活用できる強い味方である。

(四) 災害からまちを守る

防災対策プロジェクト 本市では、災害対策に関し、市職員が緊急に取り組むべき実践的な課題を明らかにし、具

チーム 体策を検討するため、昭和六二（一九八七）年一月二二日、防災対策プロジェクトチーム

（委員長・総務部長、市内在住職員二四人）を立ち上げている。プロジェクトチームは、災害対策本部と初動本部とのかかりについて検討し、「休日、夜間等における災害発生時の緊急初動態勢に関する規程」案を作成した。この規程は、休日、夜間に市内で地震などの災害が発生し、または発生が予想される時に、災害対策本部が設置されるまでの間、迅速かつ的確に対応して市民の安全確保を図る緊急初動態勢を定めた。情報収集、応急対策を実施する指揮本部となる初動本部の設置、災害発生時にあらかじめ指定された参集場所に出動し応急活動を行う初動要員などである。また災害発生から解除までの防災活動マニュアルも作成しており、「初動要員災害情報収集連絡要領」では情報収集のハウツーを規定している。

吉祥寺駅周辺

武蔵野市安全環境計画策定委員会（委員長・田畑貞寿千葉大学教授）が昭和五八（一九八三）年七月の防災意識

（八月にかけて、吉祥寺駅周辺の事務所一七八四か所を対象に防災対策に関する調査を行ったところ、七八五事業所から回答（回答率四四パーセント）があった。調査結果を五九年五月にまとめたが、四六・一パーセントが大地震への不安を持っていた。建物が木造・老朽化している、備品・商品の転倒・落下のおそれがある、窓ガラス・看板の落下、広場がないこと、路上や店先の自転車の通行障害などが不安だと回答。にもかかわらず、「具体的な防災対策を全くしていない」が五四・九パーセント、「休日や営業時間外の管理人がいない」が三六・三パーセント、「事業所での防災訓練を何もしていない」が四二パーセント、「非常時の防災対策なし」が四八・四パーセント、「客に対する防災対策を何もしていない」と無回答を合わせると六〇・四パーセントに達した。防災意識の低さが目立った結果を見て、同委員会は引き続き三鷹・武蔵境駅周辺でも同様の調査を行い、「安全なまちづくり」への基礎資料とし、第二回目を五九年九月に、第三回目を六二年九月に、第四回目を平成二年九月に、第五回目を五年九月に行っている。

消防団

昭和五八（一九八三）年一月九日の市消防団出初式は市営サッカー場（現クリンセンター）で開催された。消防団員総勢二六〇人の入場行進、市長、消防署長、消防団長の訓示、来賓祝辞、放水訓練などを行った。昭和六〇年から都立武蔵野中央公園で開催しているが、市民が訓練を見守る壮大な催しである。

「消防団のあゆみ」は六〇年二月七日に刊行された。昭和二年一月一七日の消防団創設からの貴重な歴史が記録されている。今期に入って六〇年八月一日には、消防団役員改選で井口良美が消防団長に就任した。役員改選は三年ごとに行われる（↓資料編）。六三年一月二六日に市民文化会館で消防団創設四〇周年記念式典が行われた際には、

井口消防団長は、「消防団に課せられた任務の重大さを再認識し、団員が一九九〇年となって市民の生命と財産を守り、信頼される消防団となるよう、全力を尽くします」と誓いの言葉を述べた。

消防団員には、公務災害補償条例が適用されているが、団員と家族の生活の安定と福祉向上に寄与するため、平成元（一九八九）年九月三日、新たに「武蔵野市消防団員賞しゅつ金支給条例」が制定され、団員が消防の職務を遂行して、死亡もしくは障害状態になった場合に支給する基準を設けた。支給は、審査委員会の審査を経て行い、殉職者への支給額は二〇〇万円（五年に三〇〇万円と改定）以内で、危険の度合い、および功労の程度を考慮して規則で定める基準により算出する。障害者となった場合は、殉職者と同額であるが、公務災害保証条例で定める障害の等級に応じ、危険の度合いと功労の程度を考慮して同じく算出する。

防災タウン 市では、四年ごとに実施しているタウンウォッチングのテーマを、平成七（一九九五）年度は阪神・ウォッチング 淡路大震災発生後であったので「防災」とした。市職員一六人で防災タウンウォッチング実施委員会を組織した。公募と各コミュニティ協議会推薦による市民調査員は六五人、市職員は四八人で合計一一三人が実施した。調査の目的はまちの実態を観察・調査・点検し、「まちの安全度」を探ること。調査期間は十一月三日～二月八日（昼間と夜間に実施）。コミュニティセンター毎に一六の地区に分かれ、次の点を調査した。①安全な一時的に身を寄せるところがあるか、②障害物、落下物その他危険なところはないか、③火災と消火（初期消火）、④避難所と避難ルート、⑤地域特性（まちづくりの視点から）などである。

調査の結果、最寄りの私立学校が施錠されていて緊急時に避難できない、アーケード街は脇道が少なく逃げ道がない、消火器の表示がわからない、銭湯の煙突・受水塔（槽）の倒壊、電柱や地上のトランス（変圧器）、万年塀・ブロッ

ク塀、道路上のボラード（車止め）、違法駐車・駐輪、住宅密集地の狭あい道路、防火水槽、行き止まり道路、段差や電柱、送電線、JR中央線の高架橋とガードなどが地域防災計画の検討資料となった。

防災ハンドブック 防災に関する広報活動として、昭和五八（一九八三）年八月二五日、「市民防災ハンドブック」

・防災大学

を全戸配布した。「防災を考える市民、私たちの街と防災、地震から身を守る」など、地図と

イラスト入り。六三年二月には、「防災情報マップ」に災害時の避難場所や給水施設、公共機関を載せた。平成二（一九九〇）年一月には「わが家の防災手帳」、九年一月には防災パンフレット「いざ」ときの行動マニュアル」を配布。「火を出さない、けがをしない、三日分の水と食糧」の三つのキーワード、地震の際の避難方法、避難場所での市の対応を載せた。一〇年四月にも、「防災情報マップ」を配布。一三年六月四日には、防災情報システムのホームページを開設、地震への心得、発生時の行動のポイントなどの防災情報を提供している。また、昭和六二年に開設した市民防災大学は、市民一人ひとりが正しい知識と行動を身につけ、「自分の命、自分のまちは自分たちで守る」意識と行動力を一層高めており、毎年受講生が増えている。

集中豪雨による水害

平成一七（二〇〇五）年九月四日、夜半から突発的かつ記録的な集中豪雨によって、武蔵野市内では吉祥寺北町をはじめ市内各所で床上浸水などの災害が発生、昭和三三年（一九五八）年九月二六日に伊豆半島へ上陸した台風二二号（狩野川台風）以来の大きな被害を受けた。

時間最大雨量は九五・五ミリメートル（四日の二二時三二分から二三時三二分の二時間）で、過去最大だった狩野川台風時の時間最大雨量五五ミリメートルを大幅に上回り、降り始めた四日の一七時から翌朝の五時までの総雨量は、一八四・五ミリメートルを記録した。近隣では、善福寺川と妙正寺川が氾濫した。杉並区（時間最大雨量一一二ミリ

メートル)や中野区(同一〇四ミリメートル)では甚大な被害を受け、災害救助法が適用された。

市では「第三警戒態勢」(武蔵野市地域防災計画で、災害対策本部の設置に至らない措置として、第一―第三警戒態勢によって対応部課・人員を定めている)を発令、職員六一人が参集し、消防団をはじめ関係機関と連携を取りながら、水防活動を実施した。防災安全部長から発令された参集指令は二三時を回っており、日曜日の夜半で既に就寝中の人が多く、課員への呼び出し電話は、連絡網を利用しても相当な時間を要した。

被害状況は、一般住宅で床上浸水七八件(吉祥寺北町四八件)、床下浸水六七件(同四三件)、地下浸水四三件(同二四件)。市の施設では北町保育園と吉祥寺北コミュニティセンターの床上浸水のほか、一二施設に被害があった。また、市内の至るところで道路冠水が起こり、その影響による二次災害的な道路陥没が六か所で発生した。

この時期は、土屋市長が衆議院議員選挙に出馬するため辞職(八月二九日)した直後で、職務代理者の古田土一雄助役の主導の下に各種の対策が執られた。

浸水が収まると、建物や道路などに付着した汚泥を取り除き、水道水できれいに洗い流した後で消毒を行い防疫対策を施した。道路陥没個所の完全復旧には、二週間ほどかかった。

一〇月九日の市長選挙で選出された邑上守正市長は、最初の市議会(一七年第四回定例会)で、これまで対象にならなかった水害被害(床上浸水)に関連して「武蔵野市災害見舞金等支給条例」の見直しを提案(上程)し、総務委員会を経て、一二月一九日の本会議で可決された。条例は九月四日の大雨による被災(床上浸水)にも遡及して適用された。

その年の一二月には、九月四日の集中豪雨のような浸水被害を減らす施策づくりのために、市職員によるプロジェ

クトチームが発足、一四回の検討会と「水害を無くす会」（代表・佐藤忠彦）の世話人らとの意見交換会を持った。

報告書では、市の対応策として、①浸水対策の目標を設定し、雨量五〇ミリメートルまでは下水道施設で対応する、②五〇ミリメートルを超え六〇ミリメートルまでは、貯留・浸透施設を効果的に組み込む、③それを超える雨量に対しては、警報の発令などによるソフト対策と、市民自らの対応策として、地下施設の止水板の設置や浸水時の土のうの設置など、ハード対策を提案した。浸水対策の実施方針を、五か年までの緊急対応、一〇か年までの中期対応、二〇か年までの長期対応とし、五か年までの緊急対応としては、①吉祥寺北町地区に貯留・浸透施設の設置、②学校・公園に貯留・浸透施設の設置などを実施することが挙げられた。

(五) 戦後処理続く

市史であれば「戦後処理」の対象も自ずと市内の動きに限定される。

戦後も半世紀以上を経過して、今や本市がアジア・太平洋戦争の末期、数次にわたってB29の空爆を受けたことを知る市民も少なくなかった。改めて記すまでもないが、現在グリーンパークと呼ばれる一帯には戦前最盛期五万人の従業員を擁した「中島飛行機武蔵製作所」（以下、「中島」と略）があり、航空機のエンジンを専門に作っていた。そのため「中島」は米軍の主要な攻撃目標とされ、一工場としては異例の九次にわたる空爆を受けた。当然外れ弾もあって、市街地も被災した。

不発弾処理

戦後処理としてまず挙げられるのは、前記空爆の際に爆発しないで地中に埋まったまま放置されてきた不発弾の処理である。戦後三八年以上経った今期も三発、四発と発見され（表5—1—1）、その

表5-1-1 市内および関係地域の不発弾処理（昭和58年以降）

昭和63年6月26日	関前2丁目 民有地マンション建設現場	1トン爆弾	避難4971世帯 1万0848人
平成9年6月8日	緑町3-9-11 N T T武蔵野研究開発センタ 研究棟新築工事現場	1トン爆弾	避難3864世帯 8487人
平成9年7月27日	同上	1トン爆弾	避難2672世帯 6347人
平成10年6月7日	西東京市柳沢2丁目 マンション建設現場	1トン爆弾 (2個)	西東京市、武 蔵野市（八幡 町の一部）
平成17年7月10日	西東京市東伏見3丁目 宅地内	1トン爆弾	西東京市、武 蔵野市（緑町、 八幡町の一部）

[不発弾処理記録（防災課）、日刊各紙]

つど市は自衛隊の出動を要請して処理してきた。処理にあたっては多くの市民が一時避難を余儀なくされた。（↓資料編）

別表のうち、平成九（一九九七）年六、七月に処理された不発弾はどちらもN T T武蔵野研究開発センタ（緑町三丁目）の研究棟新築工事の際見付かったものだが、同センタの所在地もそっくり「中島」の工場跡地である。

また、平成一〇年六月と一七年七月に処理された不発弾はどちらも西東京市域のものだが、処理にあたっては緑町、八幡町の一部が避難区域となり、住民は地元のコミセンなどに一時避難した。

中島工場解体

N T T武蔵野研究開発センタでは空爆を免れた「中島」の工場（地上二階地下一階）二棟をずっと研究室として使ってきたが、平成一四（二〇〇二）年二月、老朽化に伴って解体処分され、跡地は緑地となった。

建物の地階には、「中島」の特徴の一つだった延べ七キロに及ぶ地下トンネル（通路）への入り口が残っていたが、解体と同時に、トンネルの一部も合わせて埋め戻された（↓第三章第四節一）。トンネルがほかにも残っているかどうかは未確認だが、現認できるものはこの

工事をもつてなくなった。

余談になるが、今期の半ば、「中島」時代の建物がなお一棟残っていることが確認された。東工場の変電室だった建て坪約一六五平方メートルの二階建て。都営緑町二丁目アパートの自治会が集会所などに使用していた。都営住宅の建て替えて解体の対象になっているが、市民団体や一部住民からは保存の声が上がっている。

大煙突の撤去

「中島」といえば、今期スタート直前の昭和五八（一九八三）年三月、都立武蔵野中央公園（八幡町二丁目）の西端にあった高さ約五五メートルの大煙突が、付随する建物とともに解体・撤去された。（↓資料編）

大煙突はもともと「中島」西工場の鉄の焼き入れ工程に付随していたものだが、戦後は同地にできた米軍宿舎のボイラー室用に使われていた。米軍宿舎は昭和五二（一九七七）年二月に移転、跡地は中央公園となったが、煙突などはそのまま放置されていた。千川小PTAなどの要望が実って撤去に至った経緯は『武蔵野市百年史』の記述に譲る。跡地はテニスコートに生まれ変わった。

依然未解明の課題も

戦後処理と関連して今なお残る大きな問題がある。前述したように武蔵野市内は「中島」の空爆の余波を受けて各所で大きな被害を受けたが、その実態が必ずしも十分に解明されていないことだ。

市内の空爆は何回あったのか、どの地域が被災し誰が亡くなったのかなどの記録は、行政にも残っていない。

平成八（一九九六）年一二月、都市計画道路三・三・六号線の工事中に関前二丁目で人骨二体が発見された。同地域には大戦末期、高射砲陣地があり、昭和二〇（一九四五）年四月の空襲で軍人・軍属二八人が亡くなっている。二

体の人骨はその人たちのものと見なされ、供養のあと、源正寺（緑町二丁目）にある「武蔵野市納骨堂」に納められた。これとて、実は空襲の犠牲になった市民の遺骨である可能性も否定できない。それほど、実態が分からない。

昭和三二年発行の市史『武蔵野』の一節で戦時中町役場の防衛課長を務めた人が、爆弾の落ちた場所の記録などは敗戦時焼却処分したが、その後「復元してある」と語っている。こうした記録も含め、市民にとつての戦争のさらなる検証が、今後に残る大きな課題である。（↓資料編）

二 安全で住みやすいまち

（一） 環境浄化市民運動とその成果

ラブホテル進出計画か？

前の期の記述編（『武蔵野市百年史』）で、吉祥寺近鉄裏のラブホテル反対運動と、風俗産業公害条例案の直接請求のいきさつはざっと紹介されている。今期になって、この顛末のまとめとして新条例施行という展開があったことをこの項で記すのだが、ここで幾分、前の記述編と重複せざるをえないことをまずお断りしておく。

昭和五〇（一九七五）年代、いわゆるラブホテルはその姿を進化させ、新宿、渋谷などでも派手な郊外型のモートル風ホテルが市街地に建設されるようになってきた。本市においても五三年の吉祥寺ホテル、五四年のホテルパルコ（のちパルゴ）の進出を見逃してしまったのは、ラブホテルと特定することに油断があったためである。

その後、五七年三月二日の環境浄化推進市民委員会（五一年のストリップ劇場反対運動時に市民らが結成した。以下、市民委と略）の例会に、「吉祥寺本町一丁目、近鉄アパート裏にビジネスホテルが進出するらしい」という話が持ち込まれた。大同企業という業者が、近隣にホテル建設の挨拶回りをしたという。地元町会は、これにいち早く反応し、ラブホテルではないか、と反対運動を立ち上げようとした。だが、大同企業を呼んで説明を受けた二回目の町会で、反対の機運が急速に後退してしまった。

理由は、①市が日照権で争ったマンション紛争が裁判にまで持ち込まれた、②反対しても結局建ってしまう、③反対によってホテルでなくスナックやカラオケが建つと、むしろ騒音公害に悩まされる、④ビジネスホテルなら仕方がない、というものである。

町会は業者寄りになったが、業者の説明や設計図面を見てラブホテルだと確信を持った近隣住民有志は、吉祥寺本町一丁目を校区とする市立本宿小学校（吉祥寺東町四丁目）PTAに働きかけた。この動きに市民委は対応した。学区域である第三小学校（吉祥寺南町二丁目）、第三中学校（吉祥寺東町一丁目）のPTAとも連絡を取った。市長に対する要望書（ホテル建設を認めないでほしい旨）を提出する。三校のPTAは市議会に「ビジネスホテル建設反対」の請願、陳情をそれぞれ行つた。

同時に市民へのPR活動を開始する。ビジネスホテルとラブホテルの法的扱いは同じであること、機能の違い、風紀上起こりうる問題点、他都市での反対運動などの資料を集めた。この過程で、大同企業なるものが新宿・歌舞伎町でストリップ劇場を、大塚駅周辺（豊島区）のホテルでは、雑誌に「スワップ」関係の宣伝を行っていることが判明した。

市民の要望を受けて、三月一七日の市議会環境浄化対策特別委員会（以下、特別委員会と略）はこの問題を取り上げ、反対する市民団体と業者との話し合いを斡旋、立ち会うことになった。

ストップ・ザ・ホテル 業者との話し合いは、あくまで「ビジネスホテルである」との主張を具体的に論駁する**の闘い**とから始まった。図面を見ながら、ラブホテルの構造であると見抜くにはかなりの専門的

知識が必要であった。市民たちの学習の成果もあって、市道に面する高い塀、狭い玄関口と目隠し、客室前の衝立、変形風呂があり、ロビー、食堂がないなど、どう見てもビジネスホテルとは思えない構造を指摘した。業者も指摘された部分については若干の修正をする姿勢を見せた。市民委・本宿小・三中・三小PTAそれぞれの代表者が話し合いに参加し、その内容を母体団体に持ち帰ると「そんな話し合いに意味があるのか」と突き上げられた。また四団体相互間でも「建設阻止」の具体的方策については意見の調整が必要だった。

五月一七日、市議会第三回臨時会で住民の請願、陳情は全会一致で採択された。別に東京都知事に対し議会と市長から意見書、願い書が出された。

五月二二日、三回目の話し合いで業者の姿勢が軟化したのを受けて、住民側も「協定」が成立するなら建設受け入れもありうるという流れになり、その後の話し合いでは「ビジネスホテルの要件」を満たすべく数々の細かな要求が出た。大同企業は「ビジネスホテル協会加入」の条件には難色を示したものの、協定書案作成には応じてきた。

協定書案には、ビジネスホテルとしての要件のほか、違反行為には違約金数千万円を支払うことが盛り込まれた。こうした協定書案作成の最中の八月三日、東京都は大同企業に対して「建築確認」を下ろしてしまう。関係団体の中に「協定書は有効なのか」という疑念、「業者が守るはずがない」という不信が根強く残った。

八月一四日、市民委と大同企業の協定書の最後の詰めが行われ、弁護士の立ち会いのもと、おおむねの合意に達し、あとは調印をするばかりとなったのだが、九月に入っても調印は行われず、大同企業は建設工事を開始してしまう。公証人役場において四者が協定締結したのは一〇月一三日である。

住民による条例の

直接請求運動

あり、力比べになると反対運動には限界があった。業者の工事開始に対して住民は何も言えず、結局、何ら法的規制のない中で運動の困難さと、環境保護政策に対する法的不備を痛感することとなった。

法的に拘束力のある条例制定の要求については、すでに環境浄化市民運動が始まった頃から議会へ働きかけてきたのだが、何ら実を結んでいなかった。こんなことなら、住民が直接請求しようではないか。

本宿小PTAは、早速、一五〇〇世帯（吉祥寺東町および同本町一丁目）に「環境満足度」のアンケート調査を実施、八〇パーセントの回収を見た。その結果、七〇パーセントの住民が「近鉄裏」の商業地区におけるレンタルルーム、深夜営業店、ラブホテルなど「性産業」の氾濫に反発、「困ったこと」だと回答してきた。

これを基に同小PTAが東コミュニティ協議会（吉祥寺東町一丁目）へ呼びかけると、同協議会はすぐ住民総会を開いた。予想以上に多数参加の総会は、いかに住民が環境に対して高い関心を払っているかを示していた。この総会で、特に風俗産業による被害防止に絞った「直接請求」をしようと決議、一二月の総会までに条例案をまとめることになった。

従来議会議案では実現しなかった条例であったが、住民は連日連夜、他市の条例を研究しつつ「風俗産業公害に関する条例案」をまとめた。同時に有権者の五〇分の一（二〇〇三人）を優に超える一万〇八五九人の署名を集め、

市民委を受任者として、昭和五七年一月二日、選挙管理委員会へ提出。有効署名九六三九人を認定後、市民の直接請求条例案は藤元政信市長に手渡された。市長はこれに意見書を付けて、同年一二月の議会に上程し質疑の末、特別委員会に付託された。

ところが、市長の意見書には、「本条例案によって規制の対象とする第三条（ピンクサロン、ラブホテルを対象とする）は、条例上定義づけがむずかしい」とあり、また市長の権限で「許可申請」を却下、違反者には強制措置・罰則を科すというのは「旅館業法、風俗営業等取締法に抵触する恐れがあり、その実効性及び法的安定性に疑問」と書かれていた。つまり、この問題に対する市長の態度は極めて消極的だったのである。

直接請求した 市側は三年間にわたり特別委員会によって環境条例作りに取り組んできた経緯があったので、にわか**条例案の行方** かに市民案を認めるわけにはいかない。そこで市民案も特別委員会に付託されることとなり、昭和五八（一九八三）年二月一四日、および二五日、直接請求の市民代表を同委員会（懇談会）に呼んで詳しい請求趣旨を説明させた。市民の意見を聞いた特別委員会は、条例が上位規範（現法令）、つまり「営業の自由」を保障している憲法に違反するのではないかという議論に終始、「公共の福祉に反しない限り」という観点を欠いていた。三月九日には、長年検討されてきた市側の条例案を審査する。市側の条例案は、さまざまな環境問題に対処すべく「武蔵野市環境浄化対策会議」を設置するという具体策を含めた一般的精神条例であった。市民案は五七年一二月に、市側案は翌五八年三月の本会議に提出されて、特別委員会に付託（市民案は継続）された。その結果、市民が直接請求した「風俗産業公害に関する条例案」も、市側の「環境浄化に関する基本条例案」も、共に継続審議となるが、議員改選に伴い、三月二九日の本会議で「継続審議」「審議未了」すなわち「廃案」となった。

市長が代わって 昭和五八（一九八三）年四月に行われた市長選において、市民委の活動に加わっていた土屋正忠

新条例

市議が新しい市長となった。

一方、ラブホテル建設の動きはやまず、五月に、吉祥寺本町一―二一の土地が売りに出され、ここをホテル業者、パチンコ業者が購入打診したとの情報を受け、市民委は市議会へ「市による土地購入」を請願した。六月には、同本町一―三〇の空き地を購入した博慶興産がホテル建設を計画しているとの情報を得て、市民委、地元町会、PTAが集合、業者に会見を申し入れ、二度目の会見で「再検討」の回答を得た。

こうした動きをにらみながら土屋新市長は市民から直接請求を受けている「風俗産業公害に関する条例案」を六月の定例市議会に意見を付して提案すると同時に、市独自の条例案の検討に入った。新市長は弁護士を環境対策専門委員として委嘱、従来の環境対策係を課相当の環境浄化対策担当にする組織替えをして強化を図った。専門委員と環境浄化対策担当によるプロジェクトチームは、市独自の条例案策定に向けて動き出す。

七月に入ると、長い間空き家同然だったエスポワールビル（吉祥寺本町一―二六）をホテルとレンタルルームに変える計画が明らかになった。二か所のホテル化に反対して「本町環境を守る会」（地元三町会代表、マンション自治会、町会外住民などで構成）が結成された。

七月二九日、市の斡旋によってエスポワールのホテル計画者と市民の話し合いが持たれた。この業者への資金母体が「ポルノ雑誌流通・出版業の東京雑誌販売株式会社」であることが判明した。九月に入ってから話し合いには資金母体の社長が出席した。同時期に博慶興産から事業を引き継いだという別の業者、飯塚産業がホテル建築確認済みの案件を持って登場する。すでに近鉄裏には、ピンクサロン二三店、ラブホテル二軒、ビニ本屋三店、レンタルル―

ム二店が進出していた。

市長は、九月の市議会本会議に新たな二つの条例案を提出し、一〇月三日可決した。一つは、法の目をくぐった「レンタルルーム」を全国に先駆けて営業規制する「武蔵野市旅館・レンタルルーム規制条例」、もう一つは、売春にながる建築物を禁止する「環境浄化特別推進地区の指定」を盛り込んだ「武蔵野市環境浄化に関する条例」である。前者の条例によって、レンタルルームは「市長の許可」なしに建築できなくなり、ラブホテルについては、既存の旅館業法が許認可権を都知事に与えていることと抵触しないように、市長の「不同意権」が明記された。環境浄化に関する条例では、市長の付属機関として「武蔵野市環境浄化審議会」（七人の委員）と「善良な風俗の維持等の阻害要因を把握するため武蔵野市環境浄化協力員」（四八人の市民に市長が委嘱）が置かれることとなった。

新しい条例によって近鉄裏は「環境浄化特別推進地区」となり、同地区並びに第一種、第二種住居専用地域においては「環境を害する恐れのある建造物」は一切許可が下りないことになった。また、条例に基づいて定めた「武蔵野市旅館の建築等に関する指導要綱」により、学校や図書館といった「公共施設」から「一〇〇メートルの区域内」に旅館などは建築出来なくなった。この条例は、三か月の猶予期限を設け、翌五九年一月八日から施行されることとなった。

市の提案した条例が可決される一方、市民の直接請求による条例案は、一二月一四日、市議会本会議において正式に否決された。

そうした中、一二月にはムサシノビル（吉祥寺本町一丁目）の吉祥寺サウナがホテル化を実行に移すといい、業者は翌五九年一月八日の条例施行以前に駆け込みを実行しようと、住民との協定も一二月末までと期限を切り、一二月

三〇日に協定の合意を得るや、条例施行期限ぎりぎりの五九年一月七日に工事車を現場に入れてきた。

条例施行後

条例が施行されながらも、飯塚産業、エスポワール、ムサシノビルは工事を強行し、旧ダイドールホテルは物件を他の業者へ転売し、新たにホテルアランドとなった。

レンタルルームは条例によって認められなくなったが、裸体写真看板、客引き、マイクによる騒音などは、あずま小路（吉祥寺本町一丁目内）を中心にその後も減少していない。

しかしながら、ファミリー産業株式会社のようにピンク営業をしない協定を交わした業者もあり、エスポワールも協定を遵守、健全営業を保つなど、市民委が継続する活動は条例施行後も重要な役割を果たしていた。

また、前年（五八年）一二月、市民の請願により前述した吉祥寺本町一丁目小山邸跡地を環境浄化特別推進地区にある公共用地として市は買い上げていた。五九年二月、同地に「東部図書館をつくってほしい」という請願・陳情・要望書が一三件、本宿小PTAその他の地域団体から出され、図書館構想策定委員会が六〇年九月に発足する。市民による「東部図書館を作る会」も発足（六〇年七月一三日）、東部図書館（仮称）建設地元懇談会（六一年二月二二日第一回〜八月二九日第八回）において、図書館の名称を「吉祥寺図書館」に決定する。運動はさらに「環境浄化特別推進地区まちづくり市民会議」へと発展していく。（↓第三章第四節四）

なお、市議会環境浄化対策特別委員会は、平成元（一九八九）年六月、当初の目的が達成されたとして終了し、以後設置されていない。

(二) 犯罪のない明るいまちを

市の防犯に関する基本的な考え方は、「自分たちのまちは自分たちで守る」である。「ごみが散らかっているまち、住宅の周辺が乱雑に見えるまちは犯罪が多い」といわれるが、「防犯は市民一人ひとりのこころがけ」がモノをいう。武蔵野防犯協会は昭和二二（一九四七）年の結成以来地道な活動をしている。商店会は安心して買い物を楽しんでもらうために、P T A は子どもたちを性犯罪や誘拐などから守るために、また地域福祉の会（地域社協）は安全見守りネットワークのほかにお年寄りが悪徳商法やオレオレ詐欺に引っかけられないように、コミュニティセンターは放火や引つたくり、空き巣などの被害情報を地域で共有し、それぞれの市民が防犯の意識を持って暮らしている。

自転車の前かごに、市民が「防犯パトロール中」と書いた黄色い防犯帯（夜も目立つ蛍光色）を巻きつけて走るのも、「いつもみんなが目配りをしている」というメッセージを送っている。パトロール防犯帯は平成九（一九九七）年頃、大野田小学校 P T A が P T A 会費で購入し、自転車の籠に付けるため全世界に配ったことから始まり、たちまち他地区の P T A にも広がった。毎年五月三〇日前後のごみゼロデー（美化デー）には市を挙げて清掃活動をするが、これもまちを大切に育てると同時に、地域の人と顔見知りになって、犯罪のないまちを自分たちでつくっていくとうとする期待を込めて続けられている。

また、平成七年五月から市内一三の地域で順次始まった「地域福祉活動推進協議会」（地域社協）の活動の中では、地域住民が協力、連携して福祉マップなどを作成し、災害弱者と呼ばれるひとり暮らしの高齢者や障害者の安全を守ることを情報面から考えている。町内の実態調査をして情報を把握しておき、いざという時にはご近所パワーで要支

援者や災害弱者を避難所へ安全に誘導できる態勢づくりに発展してきている。そうした防災・防犯活動を心がけることが自分の住む地域に、より一層の関心を向けることになっていく。

制服で巡回中

平成一三（二〇〇一）年六月八日に大阪教育大学附属池田小学校の校内で起きた児童殺傷事件は大きな衝撃を与えた。九年には神戸連続児童殺傷事件があった。こうした異常な事態に対して、学校の安全を確保するにはどうしたらよいか、そして無防備な住宅街についても新たな方策を考える必要に迫られた。これまで警察に頼っていた防犯活動だが、市自らの責任においてパトロールを実施し、子どもたちの安全を保障することが必要だと考えた。そこで市では一四年六月一日、市議会定例会に「武蔵野市生活安全条例」と「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」を上げ、六月二七日可決された。（↓資料編）

生活安全条例では、市・市民および関係機関が協力し、自らの手で安全なまちをつくるため、市長・警察・消防・保健所など、市民の安全を守る部署の各代表による「生活安全会議」を開くことにした。この会議で防犯・防災・保健衛生などの関係機関や教育・コミュニティ、商工業者、NPOなど各方面の人々が協力して市の基本方針「生活安全計画」を策定する。また年度毎に計画を更新していく。

一方、「つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」（以下、つきまとい条例と略）は、駅前などでの一部の行き過ぎた勧誘を防止し、路上での宣伝行為を適正なものにすることが目的だ。とくに吉祥寺駅周辺には特別な対策が必要であり、専門の指導員を配置して迷惑行為の防止を行う。

二つの条例は同年一〇月一日に施行され、「ホワイトイーグル」と「ブルーキャップ」が一月中旬に誕生した。「ホワイトイーグル」は、白いボディにブルーの羽根のライン、フロントに黄色いくちばしを描かれたパトローلكー

に乗った制服制帽の隊員（二人一組）である。本市を三鷹通り・中央通りで東と西の二地区に分け、月～金曜日の午前九時～午後六時（二〇年四月から土曜日も加わり、午後七時までに変更）の間二台で巡回する。保育園・幼稚園・小学校など市内の警戒対象施設五七か所に立ち寄り、不審者情報などの通報があると現場に素早く急行する。地域と一体になった隊員の敏速な活動で公然わいせつ、痴漢行為などを未然に防いでいる。

一方、「ブルーキャップ」は、悪質な路上宣伝行為者、勧誘行為者の苦情の多い吉祥寺駅周辺を徒歩で巡回するブルーの制服とドゴール帽姿の指導員である。五～七人の指導員が月～金曜の午後一～八時（土曜・祝日は四～六人で午後一～六時三〇分）の間、駅周辺の「特定地区」を中心に歩き、迷惑行為を見つけた時には口頭で指導、違反行為を繰り返す場合には警告を行う。商店街では、引ったくりやチャラシ配り、万引き、悪質なキャッチセールス、宗教勧誘が激減し、市民から「まちが歩きやすくなった」と感謝されている。同年一月九日には武蔵野公会堂で「市民安全大会」を開催し、市民団体の活動報告のほかに安全パトロール隊の紹介も行われた（以後毎年一回開催）。

「市民安全

パトロール隊

市が「市民安全パトロール隊」を発足させたのは平成一六（二〇〇四）年一〇月二五日である。総勢四六人の隊員（市内五一丁毎に各一人ずつ配置するのが目標）は実費ボランティア（市の非常勤職員）。隊員になるのはまちをよく知っている自営業・店主・農家などの市民（四〇～六〇歳代）だ。週一回以上、自分の都合のいい時間に昼間は単独で、自転車または徒歩で自宅周辺地域をパトロールする。隊員は白ジャンパー、帽子、腕章、赤いパトロール棒の出で立ち。小学生の登下校時間に合わせて回る隊員もいる。夜間は複数で回る。年に数回、警察と合同の夜間パトロールもあり、引ったくりや、歩行の邪魔になる放置自転車にも目を配る。市内を東・中央・西と三地区に分け、月に一回は三地区の隊長、副隊長、市、警察の生活安全課長、地域課長などが情報交換を

行い、全地域の実態を把握する。

本市には全市的な町会組織がないため、自主防犯パトロール隊の活動が頼みの綱となる。武蔵野警察署の働きかけで中町三丁目に住むウォーキング仲間（女性一〇人）が自主防犯組織「かたらいロード隊」（森田泰子隊長）を発足させた。平成一七（二〇〇五）年四月のことで、自主パトロール隊の第一号。「おしゃべりしながらかたらいの道を歩き、地域の結束を強める」が名前の由来。かたらいの道とは、三鷹駅北口から市民文化会館に至る南北の市道第一六号線、別名文化会館通りのこと。このニュースを聞いた他地区でも、次々と市民が名乗り出て、桜堤地区でも「さくらの防犯パトロール隊」（小林茂利隊長）が発足。こちらは隊員数四〇人。武蔵野防犯協会（高橋鐵雄会長）当時）から贈られた帽子と腕章姿でパトロールする。担当区域は桜堤一、二、三丁目と境五丁目。さらに「中町防犯パトロール隊」が前述の「かたらいロード隊」を含む新たな組織として発足、隊員が五〇人に膨らみ、守備範囲は中町、御殿山、吉祥寺北町まで広がった。四番目の「関前・八幡町防犯パトロール隊」（隊員四〇人）は関前一〜五丁目、八幡町一〜四丁目のパトロールを始めた。五番目の「武蔵野ワンワンパトロール隊」（東英雄代表、隊員登録七〇人）は、愛犬の散歩を兼ねて路地の隅々に目を光らせる。武蔵野署が「朝夕の散歩時だけでいい、不審なモノに気付いたらすぐ一一〇番通報を」と各地区の防犯協会員らに呼びかけて短期間に結成、「出陣式」に一〇〇匹のワンちゃんが大集合した。

武蔵野署は、四月中に結成されたこれらの市民パトロール隊と警察の警備強化によって一七年五月の連休中の犯罪が減ったと発表した。連休中の侵入による窃盗は一件（前年同期は一〇件）、引ったくりは〇件（同四件）だった。

吉祥寺南町では、それまで一〇以上の防犯組織がそれぞれにパトロールを実施していたが「犯罪防止には各組織の

横のつながりが不可欠」と一七年一二月に「南町地域安全連絡会」（通称南町みまもり隊）を発足させている。隊員は共通の黄色いバッジを付けて買い物や散歩に出る。これが犯罪の抑止力になり、住民の連帯感も強まった。

夜のまちを 本市で発生した犯罪を平成一五（二〇〇三）年で見ると約五〇〇〇件（一〇数年前の一・五倍）で**もっと明るく** ある。引ったくりや強盗、痴漢などの犯罪の多くは、当然のことながら明るい場所ではなく暗い場所で発生する。

一六年四月一日、吉祥寺通り（通称公園通り）の街路灯が新しいデザインで、しかも明るいものに付け替えられた。吉祥寺公園通り商店会（本田拓夫会長）が、老朽化したこれまでの街路灯を廃棄し、三〇年ぶりに市と都からの補助金を含め、約四五〇〇万円かけて設置したのである。JR中央線のガード下から五日市街道まで約五〇〇メートルの両側に三六台。新しい街路灯は住宅街へ帰る人の足元の安全を守り、オレンジ色の光を朝まで点灯している。

これに続き市は、一六年七月から三年間かけて、市内の街路灯約五二〇〇台を従来の約三倍明るいものに取り替えることにし、吉祥寺本町、武蔵境駅周辺など、市内で比較的犯罪が多発する地域から順次交換を始めている。市が管理する約七〇〇〇台の街路灯のうち二〇ワット型の蛍光灯を対象としている。従来の二〇ワットを三二ワットの蛍光灯に替え、反射効率のよいアクリル板のカバーを付けることで、従来の約三倍の明るさにしていく。照度を上げることで犯罪を抑止するのが狙いだ。

「道路沿いの住宅は、家の中で明るくなって睡眠妨害になるかもしれないが、遮光カーテンなどで対応してほしい」と、道路課は市報で市民に理解を求めた。また武蔵野署は、防犯協会を通して各戸で住宅の玄関灯や門灯を夜間も点灯するよう呼びかけ、夜のまちは明るくなった。

住まいの防犯助成制度は一七年四月にスタートした。市民に「留守であることが分からない工夫をし、補助錠を必ず取り付けること」を勧め、ピッキング、ドア錠破りの対策で防犯性の高い錠や補助錠を玄関ドアに取り付け、または防犯灯センサー付きライトやセンサー付きアラームを取り付ける場合、費用の二分の一（上限一万円）を市が助成する。市報で呼びかけ、制度の利用は四〇〇件あったが、住宅侵入犯罪は一七年度二六八件あった。

病原性大腸菌O-157

市民の安全を脅かすものは、別のところにもあった。平成八（一九九六）年五月下旬に岡山県の小学校で発生した「病原性大腸菌O-157」（以下、O-157と略。九年に腸管出血性大腸菌O-157と名称が変わった）による集団食中毒もその一つである。短期間に広島、岐阜、愛知県へと広がって行き、全国的に拡大するかと恐れられた。七月には大阪府堺市の小学校で六〇〇〇人を超す大規模な集団食中毒となった。原因はカイワレ大根などの生野菜の中にある細菌と推定されたが結局特定はできず、いたずらに消費者の不安をあまり、都市周辺の野菜農家が大打撃を被った。

本市における発症はなかったが、市内の小学校に給食を提供している給食課、高齢者や障害者福祉の一環として食事サービスを提供している福祉サービス課にとっては、日々の徹底安全点検が急務となった。六月二十七日には、O-157対策連絡会議（座長は福祉保健部を担当する助役、委員は同部健康課長、福祉サービス課長、児童女性部保育課長、学校教育部庶務課長、給食課長）を設置し、O-157に関する情報の収集、連絡、市民への周知、関係機関との連絡調整を行った。特に高齢者施設、保育園、児童館、むさしのジャンボリー参加者、学校プールの水質管理、市民プールの衛生管理、野外活動センターで行う事業など、予防対策を徹底した。

食中毒予防の三原則は細菌を「つけない」「増やさない」「殺す」である。従来から、本市の学校給食は、既成の加

工品（冷凍食品や業者の調理した食品）は使わず、その日に使用する材料（低農薬・無添加食品）を必要なだけ購入し、手作りで調理している。学校給食に関しては、給食用の食材料納入業者への指導、調理場内の再点検、栄養士、調理員をはじめ関係職員の研修や健康管理、学校や施設での手洗いの励行などを徹底した。八年度二学期の学校給食は生野菜を使わず、全ての野菜を加熱し、調理場でのあえものは見合わせた。成長期にある児童の栄養バランスがこのことで崩れないよう献立面での工夫をこらした。

九年五月から一〇年三月にかけては、〇・157予防のための給食食材の安全に関する調査も行った。給食で使う生鮮食品を中心に、食材の納入業者から一検体五〇グラムの食材提供の協力を受け、その流通経路や、〇・157やサルモネラ菌をはじめとする細菌検査と代表的な残留農薬の調査である。検査回数は年間八回、検査検体数は約五〇〇検体で、検査費用（委託料）は約五〇〇万円かかった。

一二年からは、市が設置している給食施設の衛生管理を総点検し、食中毒対策を図ることを目的に、福祉保健部生活福祉課に食品衛生安全点検委員会が置かれた。同委員会は保健所の点検マニュアルに基づいて、自主的に市内一〇か所の施設（保育園・福祉施設・調理場・小学校）の立ち入り調査を行った。点検項目は施設・設備、従事者、原料の取り扱い、調理、廃棄物の取り扱い、検査の保存などだが、立ち入り調査は以後毎年実施され、一七年度は一七か所の給食施設を点検・指導している。調査結果は日常作業における衛生管理にいかされている。

一四年度以降は国や都の方針に従い、市独自の「食中毒防止マニュアル」を作成、職員の衛生管理はもとより、食品の安全な取り扱いに細心の注意を払っているために、どの施設でも食中毒は起きていない。

新型肺炎 S A R S と 平成一五(二〇〇三)年三月に W H O (世界保健機関) から新型肺炎(重症急性呼吸器症候

狂牛病問題

群) S A R S (Severe Acute Respiratory Syndrome) として発表された疾患についても触

れておく。原因はコロナウイルス科に属する新型ウイルスと判明(四月)、患者の飛沫(くしゃみ・咳)や分泌液(鼻水など)から感染するため、世界的流行が警戒され、日本政府も指定感染症として対応のガイドラインを示した。武蔵野市生活安全会議でも、情報を保健所から医師に伝達し、高齢者施設、保育園、幼稚園、学校などでは、手洗い・うがいを励行し、市民への情報の周知にはむさしの F M を使うことを決めた。

五月一二日、庁内対策本部を設置し(市長を本部長とし、助役・収入役・教育長が副本部長、各部長二人)、市の保健推進課のほか三鷹武蔵野保健所、武蔵野消防署、武蔵野市医師会、武蔵野赤十字病院の四団体で連絡体制を組んだ。五月一四日には W H O から全世界の患者数七六二八人、死者は五八七人と発表があった。

三八度以上の急な発熱があり、呼吸器症状がある人や、発症前一〇日以内に伝播確認地域へ旅行した人、S A R S 症例を持つ人の看護・介護をしたか、または同居した人、患者の気道分泌物、体液に直接触れた人は患者の疑いがあるとされた。武蔵野赤十字病院(境南町二丁目)が S A R S の発症に備えて陰圧制御病床を二床と、隔離病床を四床、その他で一四床を確保していることが五月一六日、庁内対策本部に報告された。三鷹武蔵野保健所への相談件数は一〇五件あった。その中に「疑い」の届け出が一件あったが発症の可能性は否定された。

市が高校生を中国に派遣する「青年の翼」事業は S A R S 感染を予測して一五年度は中止、一六年度は S A R S のほかに鳥インフルエンザの影響も配慮して二年連続中止となった。

「狂牛病問題」も大きな波紋を呼んだ。狂牛病(牛海綿状脳症)はエイズ、炭素菌などと並んで今世紀のクライシ

ス（危機）といわれ、獣医学・動物医療に深い関係があることから、日本獣医畜産大学（現日本獣医生命科学大学・境南町一丁目）が創立一二〇周年記念事業の一つに「狂牛病に関する市民講座」を企画。地元の大学ならではの時宜にかなった催しの案内は市報に掲載され、武蔵野スイングホール（境二丁目）で連続講座が開催された。一四年一月三〇～三一日、同大学の錚々たる教授陣が豊かな知見を披露、専門の立場から正しい判断材料を市民に提供した。

第二節 産業・消費

一 武蔵野市の産業

この期における武蔵野市の産業を見る時は、昭和五八（一九八三）年から平成一七（二〇〇五）年の二三年間が、日本の産業界における大きな歴史的転換点にあったことを考慮しなければならない。それは日本近代史上初めての異常なバブル景気とその崩壊、それに続く世界的大不況という経済的できごとと、その裏にあった地球環境破壊に至った石油文明の終焉と、コンピューター技術の飛躍的發展に伴う情報社会への変貌という歴史的事件に遭遇したことであった。

モノから情報へ

この歴史的変化を一般には「モノから情報へ」あるいは「ハードからソフトへ」という言葉で要約しているが、具体的な問題として把握することは極めて難しい。従来、農業、工業、商業、サービス業と大まかに分類されていた産業の形態も、「環境」「情報」という新しいファクターが入ってきたことで、その姿を変えざるをえなかった。

市内の農業も限りなくゼロに近いくらい従事者を減少させていたが、「環境」「情報」という観点から見ると、いわゆる第一次産業ではない姿に変貌する。市内八か所の市民農園の誕生も農業の新たなよみがえりを予見していた。工

業を含めた製造業もまた、単なる「モノ」づくりから、いかに「環境」「情報」という付加価値を取り込むかという新たな局面に立たされた。

従来、市の財政に貢献してきた主な事業所といえば、横河電機（中町二丁目）とNTT武蔵野研究開発センタ（緑町三丁目）ということになっていたが、この二つの事業所も時代に対応して変貌を遂げていった。

二 市内の企業の変化

横河電機

横河電機は、創設以来日本の計測・制御分野のパイオニアである計測機器メーカーであったが、海外企業との合併を繰り返しながら昭和六〇（一九八五）年、企業戦略を大きく未来へ向かって変更、「国際標準化」という知的財産を戦略的に運用するソフトビジネスを中核に置くようになった。そして各種のプラント生産設備の制御システム、生産性向上の各種ソフトウェア、プラントのライフサイクルのコストを最小限にするサービスといった総合的解決法を提供する情報産業へと移行し、グループを拡大していった。

NTT

また、昭和六〇（一九八五）年四月一日から民営化された日本電信電話公社は、明治時代以来九五年にわたって独占してきた電話事業に終止符を打ち、武蔵野市の研究所も「NTT情報流通基盤総合研究所」という新しい体制に作り替えた。

この研究所は、通信媒体が「電気」から「光」へ革命的変貌を遂げる二一世紀の巨大容量通信時代へ向けたもので、巨大容量とは、電気回線が二車線の高速道路だとすれば、光回線は一〇〇〇車線の高速道路に匹敵する容量を持つも

のだという世界最先端を行く次世代のネットワークの変貌ぶりを表している。そういう時代へ向けて戦略的企画、ネットワークアーキテクチャおよび通信品質・トラヒック基盤技術の研究開発、研究所横断的な商用化開発推進などを研究目的とする四つの研究所、サービスインテグレーション基盤研究所、情報流通プラットフォームホーム研究所、ネットワークサービスシステム研究所、環境エネルギー研究所が創られた。

大型店舗の進出

こうした大企業のほかに、市内には七六〇〇余の事業所があり（平成一六年）、その中の八〇パーセント（六〇〇〇余）の事業所が商業、飲食業、サービス業であった。つまり、大企業が時代の変化に対応して戦略を明確に打ち出したように、「まち」を形成している六〇〇〇余の商業、飲食業、サービス業の事業主たちもまた時代の変化への対応を迫られたのだが、こうした事業主がまず出合ったのは、バブル経済の波に乗って次々に進出してきた大型店の問題だった。昭和四四（一九六九）年のロンロン（吉祥寺南町一丁目）、四六年の伊勢丹吉祥寺店（吉祥寺本町一丁目）、四九年の近鉄百貨店東京店（同）、同年の東急百貨店吉祥寺店（吉祥寺本町二丁目）、五三年の丸井吉祥寺店（吉祥寺南町一丁目）、五五年の吉祥寺パルコ（吉祥寺本町一丁目）、五七年のホテル吉祥寺東急イン（吉祥寺南町一丁目）、六二年の吉祥寺第一ホテル（吉祥寺本町二丁目）、平成七（一九九五）年のユザワヤ吉祥寺店（吉祥寺南町二丁目）、そのほか西友吉祥寺店（吉祥寺本町一丁目）など確かに大型店舗、大型チェーン店は既存の商店街に代わってまちの外観を大きく変化させたが、一方でまち全体の売り上げの大半を占める事態になり、個々の事業主はそれなりに自分の店、あるいは事業体の存続の危機に迫られた。しかも、大型店舗が必ずしも繁栄したわけでもなく、吉祥寺のまち全体のにぎわいが商店街の繁栄に結びつかなかったという皮肉な事態を生んだ。

二 変貌するまち

市と武蔵野商工会議所は昭和五九（一九八四）年一〇月、吉祥寺の魅力に関する調査を行った。吉祥寺の商店街に
来た高校生以上の男女を対象に來街者調査を面接で行ったのである。そして平成元（一九八九）年、「二一世紀への
基盤づくり」という報告をまとめた。それによれば、昭和六〇年代に入って吉祥寺のまちの集客力が増大したのは、
若者たちが、東急百貨店吉祥寺店の西側あるいは駅南側の井の頭公園にかけて並ぶようになったさまざまな飲食店、
新しい店を目掛けて集まってくることに、その多くが杉並・練馬・三鷹など周辺他区市の住民だということが分かった。
さらに若者を標的にした雑誌、テレビなどが吉祥寺のまちを取り上げることの影響も大きかった。テレビドラマ「G
TO（グレイト・ティーチャー・オズカ）」（藤沢とおる作）や人気マンガ『ガラスの仮面』（美内ずずえ作）など、
テレビ、マンガ、アニメ、小説などの舞台に取り上げられることも多く、実際、有名な小説家、漫画家、アニメ作家
がこの町に居住していることから、いつのまにか「日本で一番住みたいまち」といった若者のあこがれのまちに変貌
していったのである。市当局も市内若手経営者も、自然発生的に起こった「キチジョージ」という街の「ブランド化
現象」による繁栄と、外部資本の投下という経済原理から起こった大型店舗の進出という二つの異なった問題に直面
し、この状況をどのように捉え返していくべきか難しい問題の解決を迫られたのであった。

アニメ制作会社

また、従来には見られなかった事業所も武蔵野市に誕生した。外食産業の雄「すかいらーく」の
本社（西久保一丁目）も、その傘下のジョナサン（同）、小僧寿し本部（境南町二丁目）なども

新たに市内に事務所を構えた。中でもアニメーションを制作する会社の集中は、文学者、学者、画家の多かったかつての武蔵野市では考えられない現象だった。アニメ制作会社は、昭和五三（一九七八）年、アートランド（境四丁目）、六一年、ジェー・シー・スタッフ（境二丁目）、平成六（一九九四）年、ノーサイド（八幡町一丁目）、九年、フロンライン（中町一丁目）、一五年、アニメーション・プラネット（西久保一丁目）などのほか、手塚プロダクションも第二スタジオを市内に構えた。平成一七年、井の頭の南側に宮崎駿の率いる「スタジオ・ジブリ」がジブリ美術館（三鷹市）を開館したことも大きな変化であった。

四 商業地区のコミュニティ

まちの変貌ぶりに危機意識を持った若手経営者たちは、財団法人武蔵野市開発公社とともに昭和五九（一九八四）年七月、「吉祥寺商業コミュニティ懇談会」（以下、「商コミ」と略）を立ち上げ、手探りながら当面している問題が、個々の商いを超えた吉祥寺というまち全体の「情報化」の問題だと捉えた。それは今まで考えてもみなかった新しい「商人のコミュニティ」という発想に立って、「魅力あるまちとは何か」という、およそ「商品」というモノからかけ離れた議論を積み重ねていくことであり、それが新しい「まちづくり」のイメージに挑戦する第一歩であった。

生活核都市イメージ

昭和六〇（一九八五）年三月、市はこうした状況を踏まえて、武蔵野市第二期長期計画第一次調整計画（昭和六〇～六五年度）を立て、ともかくも一日の乗降客数四〇万人を超える吉祥寺駅の北口広場の拡充と武蔵境駅北口再開発を速やかに果たすことを決めた。同時に吉祥寺駅周辺都市計画事業の

ために作られた財団法人武蔵野市開発公社は、「管理」する公社という性格から、「まちづくり」を積極的に「創造」する公社へと方針転換し、六一年、「商コミ」はイベントとして「吉祥寺音楽祭」と「吉祥寺新能」を開催し、タウン誌「THE KICHIJOUJI」の発行に踏み切った。これは、六〇年一二月に商コミが中間報告書としてまとめた「二一世紀に向けての吉祥寺商店街ビジョン」の中で「吉祥寺の高度情報化」と表現したことに基づいて計画されたものだった。ただ「情報」という目に見えない世界では、その成果が上がったかどうか、見える形でつかむことは難しかった。

昭和六三年、市は第二次調整計画を策定する過程において、「サラリーマン会議」「市民タウン・ウォッチング」を前面に出し、新しい状況の中で日常的に戦っているサラリーマン市民の意見を反映させた都市イメージの模索を試みた。それは取りも直さず「住宅都市」としての武蔵野市が「商業・金融・情報都市」へと変貌を遂げようとする都市イメージを、市民の側から描き直そうとした試みでもあった。市長は本市を「生活核都市」と名づけ、生産都市でなく、かつ単なる消費都市でもない、生活に密着した多目的機能を持った都市としてのビジョンを掲げた。

しかし、現実のまちの様相は複雑で、平成元（一九八九）年、本市の開村一〇〇年記念として行われたシンポジウム「吉祥寺のまちづくりを考える」では、「吉祥寺は一つの飽和点に達した」という認識を示し、三年に行われた「吉祥寺活性化協議会」（武蔵野商工会議所内に設置）では、「大型店も伸び悩み、解消されない交通渋滞などから若者のまちも限界に達した」と分析した。

イベントへの補助金

折しも国は、「都市計画法」（昭和四三年制定）に基づく「都市マスタープラン」の作成を指示、「公私協働のまちづくり」が望ましいと提唱した。そこで市は、新たな都市ビジョンに

よる第三期基本構想・長期計画策定委員会（平成三年発足）の中で、平成五（一九九三）年、新たな「まちづくり」を中核においた基本構想を作り上げた。出された基本構想は、公私協働によるまちづくりを目指し、地球環境に優しく、自然を回復して人間的ぬくもりのある「アメニティ（快適性）」を求めるものであった。しかしそれは、あくまでも居住地域コミュニティを中心としており、商業地域コミュニティに明確な方針を打ち出すまでには至らなかった。

商業地域に対して市がしたことは、市内の小規模企業者に対する資金の融資（武蔵野市小規模企業資金融資要綱、昭和四四年一月制定、平成六年六月改正）、商工団体あるいは商業振興対策事業に対する補助金の交付（武蔵野市商工観光団体等補助金交付要綱、平成元年四月制定。武蔵野市商店街共同施設設置等事業補助金交付要綱、昭和六三年四月制定）であった。それは商店街の共同施設設置、商店街のイベント、駅前広場イルミネーション設置のほか、姉妹・友好都市の生鮮食品直送事業やアンテナショップの販売に対しても行われた。

吉祥寺ウエルカム 平成七（一九九五）年、創立四五周年を迎えて会員数一八五〇事業所となった武蔵野商工会議所を中心として、「吉祥寺商業近代化計画」を作りながら、すでに実績のある吉祥寺音楽祭、吉祥寺新能を買いに商店街に来るのではなく、「かっこいい」「快適である」といった従来とはいささか異なったモチベーションを持つてまちに引かれるのだとするなら、常に魅力あるイベントが続いていなければいけないと考えた。すでに吉祥寺は、大型店舗がまちを囲むように配置された巨大なショッピングセンターのようなまちとして外部から一定の評価を受けていたが、実際に商業地区に生きている事業主たちは、それが自分たちの目指す「生きた」まちづくりだとは考えなかったからである。

平成九年、生きたまちづくりの具体的な行動計画として「吉祥寺商業二〇〇五アクションプラン策定委員会」が「商業ルネッサンス・グレーター吉祥寺21計画」を打ち出した。ここでは吉祥寺を「発見都市」と位置づけ、まちの探訪者が至る所で「エキサイティング」と「くつろぐ」シーンを体験し、「自分のライフスタイルを発見」するまちとしている。そのためには、店の一つひとつがそれぞれ独自の提案をし、まち全体が「生活百科事典」となる必要がある。そのための具体的なアクションとして、サービスカウンターの設置、むさしのIFMやパークシテイ(TV)の広報的運用、劇場・工房・展示場の設置、ハモニカ横丁再開発、遊歩道の整備などといった二一か条の提案がなされている。

五 商工会館オープン

平成一三(二〇〇一)年六月四日、武蔵野市の産業状況に対応すべく商店街コミュニティのメンバーがさまざまな議論と提案を積み重ねていく拠点として、伊勢丹吉祥寺店の北側に八階建ての新しい武蔵野商工会館(吉祥寺本町一丁目)がオープンした。平成元年八月に武蔵野商工会議所が市に要望した新たな会館建設(昭和六三年六月より「武蔵野商工会館建設等検討委員会」が検討)が一二年目にして実現したのである。一階に地域情報コーナー、二階に吉祥寺市政センター、三階に消費者ルームとむさしのIFM、四階に市民会議室、五〜八階に商工会議所が入館した。(↓資料編)

同年二月、二六年間続いた近鉄百貨店が撤退し、空いたビルに三越百貨店と大塚家具が進出してきた。しかし商工



武蔵野商工会館、平成13年6月オープン、
商工会議所は5～8階に

会議所で連日議論してきたことは、もはや大型店舗によるまちづくりではなかった。やがて三越百貨店、大塚家具も一七年五月に撤退、同じ場所に量販店ヨドバシカメラが開店する（一九九年六月）。

吉祥寺オリジナル 平成一三（二〇〇一）年、第三期長期計画第二次調整計画において「武蔵野市商店街振興ブランドの創造」が出された。ここでは、優先事業として「創造」をキーワードとした吉祥寺圏の整備を打ち出し、地域の暮らしに根ざしたコミュニティづくりとして情報化社会、少子高齢化、環境保全、循環型社会にいかにより自助努力で対応するかがうたわれている。課題は、いかに「吉祥寺オリジナルブランド」を創造するかであった。

平成一五年四月、市は商工会議所の一角に「吉祥寺まちづくり事務所」を置き、三人の職員を配した。生きているまちに対応するためには、市の職員も街中において四六時中現場の人たちと情報交換する必要があるという判断だった。一一年に始まった「吉祥寺アニメワンダーランド」は、一五年に「吉祥寺アニメフェスティバル」となって、商工会館一階の地域情報コーナーに設けられたドラゴンカフェで公開放送をするようになった。新たなアニメ制作会社が武蔵野市に出来て一〇数年、ようやく市の「資源」というものは何か、が形を見せ始めていた。

吉祥寺ブランド 平成一六（二〇〇四）年一月、市長が委員長 **デザイン委員会** を務める「吉祥寺ブランドデザイン委員会」が立ち上がった。新たな吉祥寺の将来像を四つの地域（中央、東部、

西部、南口)に分け、「ハード・ソフト両面」から整備、基盤づくりをしようというものである。セントラル吉祥寺(中央地区)はF&Fビルのリニューアル、イースト吉祥寺(東部地区)は吉祥寺シアター、吉祥寺図書館を核とした文化のまちに、ウエスト吉祥寺(西部地区)は商業エリア内の街路のカラー化、パーク吉祥寺(南口地区)は井の頭公園へのアクセス環境を向上させ、吉祥寺駅南口周辺再整備構想を策定するとした。

六 西久保二・三丁目まちづくり懇談会

西久保二・三丁目地区のまちづくりは、昭和五九(一九八四)年一〇月に住民参加の第一回「まちづくり懇談会」(以下、懇談会と略)を開催してから、平成八(一九九六)年五月の第五七回「まちづくり協議会」(以下、協議会と略)まで約一二年間にわたる活動があった。この間、住民の立場から住民の言葉で表現したまちづくりの目標・指針、「まちづくり憲章」(以下、憲章と略)を制定し、活動計画にのっとった事業展開や市への「まちづくり提言」(以下、提言と略)・「要望」などを行い、一定の役割りを果たした。

西久保二・三丁目地区は、戦後、生活道路網が未整備のまま、急速に宅地化が進んだ。木造アパートなど集合住宅が多く、市内でも一、二を争う高密度の住宅地である。

この地区には、昭和二五年頃に計画された法的位置づけのない一六本の区画道路があるが、一路線(区画一〇号線Ⅱ市道第一〇二号線)だけが完成している。また、計画線があるために、建築などの際、敷地後退の行政指導が継続して行われてきた。この中に、西久保二・三丁目の境を東西に走る区画一三号線(平成四年度より事業中。以下、一

三号線と略)の問題がある。一三号線は、西久保児童公園を南北に分断する計画のため、公園の形質を変えずに存続してほしいと願う住民の活動が盛んだった。

地区計画

市は、都市計画法の「地区計画制度」(昭和五五年創設)を活用して、この地区にふさわしいまちづくりを作るものである。案の作成段階から地区の住民や地権者などに意見を求め、その地区の特性に応じたまちづくりのルールを定める。昭和五七、八年度に、西久保二・三丁目地区について委託調査を行った。地区の現状や問題点、アンケートの調査結果、まちづくりの方向性や進め方などを住民に提起するため、五九年一〇月、市は第一回懇談会を開催、調査の概要を参加者に配布して説明を行った。

制度の活用

くりを誘導することを考えた。「地区計画」は、法律に基づいて道路や公園・建物などの物づくりのルールを作るものである。案の作成段階から地区の住民や地権者などに意見を求め、その地区の特性に応じたまちづくりのルールを定める。昭和五七、八年度に、西久保二・三丁目地区について委託調査を行った。地区の現状や問題点、アンケートの調査結果、まちづくりの方向性や進め方などを住民に提起するため、五九年一〇月、市は第一回懇談会を開催、調査の概要を参加者に配布して説明を行った。

六〇年一〇月には、懇談会の有志が実行委員会を作り、「まちの点検会(西久保再発見)」を開催し、「まちづくり協議会設立準備会」が発足した。メンバーは、まちづくりの先進地区・世田谷区太子堂を訪れ、運営方法などを学び、西久保二・三丁目にふさわしい協議会のあり方を討議し、会則づくりに取り組んだ。

六二年五月三〇日、ようやく会則案がまとまり、協議会設立総会が開催され、次の四つの専門部会が設置される。「広報部会」、「みち部会」、「こどもとひろば部会」、「アンケート調査部会」(四年七月「たてもの部会」が加わる)である。

まちづくり憲章の 協議会では、まちづくりについて会員相互の認識を共有するため、講師を招いての講座(九回)
制定と提言づくり や先進事例地の見学会・交流会(六回)、まちづくりまつり(六回)を実施し、今後のまちづくりの指針、「憲章」制定へと進んだ。

平成元（一九八九）年一月、「ニュース第二〇号」に憲章最終案を掲載し、二年二月の第二五回協議会で合意を得、三月には市長に提出して、まちづくりの具体化への協力要請を行った。城山仮設広場と西久保児童公園には、憲章の一一の目標を掲示した。

協議会では憲章の制定後、提言づくりに取り組んだ。西久保二・三丁目には、仮設広場を除けば公園が一所（西久保児童公園）しかない。憲章の中の地区公園計画づくりを「こどもとひろば部会」が始め、「ひろばと公園づくりに関する提言案」を四年四月に市長に提出した。

市は提言を尊重して、地区内の道路沿いの小さな市有地は、五年四月、「西久保しゃくやくほたん保丹ガーデン」として生まれ変わり、周辺住民と協議会会員が花を植え、維持管理していくことになった。仮設広場についても、地区内のまちづくりの動きを見極めたうえで公園・広場として整備する方向を示した。

「みち部会」は、一三号線の問題からいったん離れて、憲章に掲げた活動方針の具体化と、西久保二・三丁目地区全体の道路計画の提言を出すことにした。まちづくりに関するアンケート調査や意見の収集を行い、まとめたものを、四年四月に「みちづくりのあり方についての提言」として市長に提出した。この提言の内容は、①歩行者優先の道路計画とする、②地区内の主要道路については、区画道路の計画の範囲内で六路線として無理のない拡幅をする、一三号線は計画を一部変更、公園の南側の既存の道路を拡幅する、というものである。

市は、これらの検討経緯を見ながら、五年七月に「道路づくりに関するまちづくり計画案」を発表、区画道路は四路線（四号線Ⅱ城山通り、六号線Ⅱ宮前通り、八号線Ⅱ五小通り、一三号線）を主要生活道路として決定し、従来の区画道路計画を廃止する方向を示した。一三号線については、既存の道路を拡幅する考え方（協議会の提言と同じ）

を示したため、計画の変更によって影響を受ける人たちから、協議会を批判する声が上がった。

道路の拡幅は、沿道の権利者が直接利害を被る問題である。したがって住民の協議会が扱うこと自体極めて難しいが、権利にかかわることだからと全てを市に任せていては、本当の意味での住民主体のまちづくりは実現しない。住民はどこまでやるべきかという問題意識が芽生えた一つの試みであった。

西久保二・三丁目の今後の課題として、四路線に絞った区画道路を整備し、生活道路としてネットワーク化していくことが残された。さらに、市民・事業者・行政が連携する協働のまちづくりは、「協議会」を条例などで位置づけ、制度化していくことが必要であろう。それが主体性を持った住民参加を進め、持続していくことになる。

七 路線商業の活性化

路線の「路」は、各々の足で歩くという字である。車優先の社会にあっても、自分の足で歩いて（その中には乳母車・車いすを使う人もいて）買い物ができる場所は路線商店街であろう。危なくない、子ども連れでも安心して歩ける、楽しい、人々の生活を支えてくれる路線商店街を残したい、という運動が各地で起こっている。シャッター街にしないぞとNPOが立ち上がり、コミュニティビジネスを導入するなどして活性化に成功した足立区の東和銀座商店街などの例は、他の自治体からも注目され始めた。

「車でまとめ買い」をする消費者。駅ナカで何でも揃うからと便利さを優先する消費者が圧倒的に多い。一方、商店街では個人商店の経営者は高齢化している。後継者難で閉店する。そこに、志を持って新規参入・開業する人もい

る。動き、変わるまちの面白さ。街並みを改善し、近代化し、活性化し、にぎわいを取り戻すことができるのか。商店同士の応援と連携でシャッター通りにしてほしくない」と、路線商店街活性化憲章なるものも本市にはあるのだが…。中小企業庁の「平成一八年度商店街実態調査」によると、日本の近隣型商店街の約八割が衰退の方向にあるか、衰退しているという。

武蔵野市商店会連合会の路線商業活性化委員会と市が、商業活性化の試みとして、平成一四（二〇〇二）年一二月二四日にコミュニティスタジオ「ハートらんど富士見」を開設した。場所は、武蔵野と三鷹、小金井三市の市境に近く、武蔵境駅から徒歩一五分の富士見通り商店会（境南町四丁目・商店会員数四〇〇〃平成一九年八月現在）である。一二坪の空き店舗を活用した。コミュニティスタジオ（以下、コムスタと略）とは、商店街の核・シンボル、またオアシスとして、地域住民と商店街を結び、商業活性化を図る施設である。これは一二年度、市の路線商業活性化対策委員会が提案し、一三年度、商店街振興プランとして市内全域の商店街に投げかけたものだ。空き店舗を地域の人々の休憩、トイレ、バス待ちなど多目的に活用し、地域情報の発信の場としようというアイデアで、商店会事務所を兼ねる。僅か一二坪のコムスタ「ハートらんど富士見」は、日曜以外は毎日、午後一〜七時まで開けて、その間シルバー人材センターから一人来て常駐する。このほかに商店会員を中心に有償ボランティアも一五人が登録していて、事務局不在時をカバーする。

コムスタを舞台に 平成一四〜一六年度、フリーマーケットや手芸・囲碁、手打ちうどん販売でコムスタを活性化
何ができるのか？ し、商店街の活性化を図ったが、一七〜一九年度は、市の商業活性化専門委員に指導・助言をもらうことになった。コムスタの方向性を明確にし、市の補助なしの自主運営体制を作る三か年の目標を立てた。

まず、市民の視点で考える。買い物帰りの休憩。赤ちゃんのおむつ替え。バリアフリーで車いす対応のトイレもあることを知らせる。湯茶のサービス。地域の人の手作り品が並ぶ棚。誰でも使えるミーティング用のテーブルといす。インフォメーション・ボード（掲示板）。これらは市民の生活をサポートするだろう。

次は商店会の視点で考える。コミスタを資源集団回収の拠点、商店会のファミリースタンプ抽選会の会場に使う。公的なイベントやセミナーに開放する。市子ども家庭課の事業「あかちゃんのひろば」を境南第二保育園との連携で毎月開催する。市の消費生活センターが出前する「消費生活セミナー」で賢い消費者に。市の安全対策課・防災課・警察署の共催で「防犯セミナー」「防災セミナー」も開催する。いずれも一〇人前後が参加している。直接購買意欲の向上につながるわけではないが、商店街に親しみを持ってもらう効果はある。

一六年七月、コミスタを舞台に商店会に協力する形で体験学習に取り組んだ東京工学院専門学校（小金井市）の学生らが企画して富士見通りイメージキャラクター「ふじみどり」を誕生させた。このキャラクターのデザインは一五〇点の中から、近隣の会社員が考案した小鳥に決定した。早速キャラクターをTシャツ、タオル、提灯に印刷。商店会恒例の盆踊りを「ふじみどりまつり」と変えたり、囲碁大会には「第一回 ふじみどり杯」などと冠名を付けたり。好評な中で、一七年度、店内改装も行った。六月、商業活性化専門委員によって月刊「ふじみどり通信」創刊号を発行。通信は第四号から読売新聞に四〇〇〇部、一九年の二五号からは朝日新聞に同部数、折り込みをしている。

コミスタ・ハートランド富士見の効果は？ 一九年一二月、コミユニスタジオ事業評価委員会が利用者と商店会にアンケート調査を行った。利用者の六割近くがハートランド富士見を「とてもよい」「よい」と評価した。商店会員の回収件数・三六件（正会員三一）の結果、富士見通り商店会の景況は三割が横ばいと答え、五割が衰退傾向と

回答している。だが、「商店街のイメージや親しみやすさがアップした」「商店街の存在が広く知られるようになった」「商店会内の仲間意識や協力体制ができた」「店・会社の存在が広く知られるようになった」という回答もあり、景況判断は明るい、と同委員会は評価した。

中部ふれあいまつり

平成二二(二〇一〇)年度現在、市内全域には六四の商店会がある。そのうち中央地区では、三鷹駅北口商店会から北に、練馬区境まで一四の商店会がまとまって中央地区商店連合会を作っている。三鷹駅北口の一二月のイルミネーションはこの商店連合会の恒例の事業だ。毎年夏の大売り出しに向けては、中央地区商店連合会主催の「中部ふれあいまつり」が定着している。平成一〇年六月に第一回を開催して以来、毎年欠かさずむさしの市民公園で行っている。二二年は第一三回となった。「ふれあいまつり」を盛り上げる目玉は「カブト虫採取」だ。魚つかみプールもある。いずれも有料である。けん玉大会、キックターゲット、ミニコンサート、手作り工作コーナーには中央コミュニティセンターや第五地区青少協、FC東京その他が協力している。はしご車搭乗体験、給水車展示、消火訓練・防災コーナーは、特設会場まで用意して東京消防庁武蔵野消防署や市水道部に協力してもらっている。

こうした地域ぐるみの大イベントは、商店会の枠を超えた商店街活動として社会的役割も果たしている。あの手こみの手で防火・防犯、環境美化、伝統文化の伝承などを織り込んでいる。地域が顔見知りになり、地域の結束力も強まるといふ効果もある。だが、こうした活動を行うための人手、中心となる「人的資源」がポイントとなる。働き手が固定化してしまい、人手不足即実現不可能という構図にならないとも限らない。消費者の目を商店街に引き付けるための販売促進、情報発信の活動にも同じことがいえるだろう。

ふれあいまつりの名物に「サバメシ」がある。魚のサバではなく、正しくはサバイバル・メシ炊きの意味だ。缶詰一つで本物のメシを炊くコツを、子どもたちは商店街のおじさんから教えてもらっている。これぞ生き残る（サバイバル）作戦なのだ。暗に商店街の生き残りをかけた企画なのかも知れない。

八 煙突が消えた

銭湯すたれば

銭湯は江戸の湯屋以来、庶民の憩いと交わりの場である。正式名称は公衆浴場だが、本稿では通称の銭湯を使う。江戸幕府は湯屋仲間組合を公認したが、それが明治四〇（一九〇七）年の東京浴場組合の結成へとつながり、昭和三二（一九五七）年、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（以下、組合と略）が設立された。平成一九（二〇〇七）年が組合創立五〇周年に当たる。都内の全銭湯は都知事の許可を受けて営業し、組合に加入している。組合には東京都二三区と北多摩、武蔵野、八南の三支部、計二六支部が置かれていて、武蔵野支部は多摩地区東部の七市の集合体である。

本市では昭和三三年一月に緑町公団、三四年六月に桜堤公団というマンモス団地が完成した。風呂付きの夢のマイホームに入居した庶民は銭湯から遠ざかる。こうした傾向は、本市に限ったことではなかった。

昭和五六（一九八一）年六月九日に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が公布され、五七年四月一日に施行された。この法律は、銭湯の減少を食い止めるのに特別措置を講じ、利用者を確保するという法律で、一般に確保法といわれた。この確保法を根拠に、地方公共団体が公衆浴場業者に「助成」や「貸し付け」など公的助成を

行うことになる。東京都は、上下水道料金・固定資産税の減額、環境衛生金融公庫の融資条件の改善、公衆浴場に使われている土地の非課税化などの助成を実施した。五七年度予算で初めてコミュニティ・セントウの推進事業が認められ、五八年に北区・練馬区にコミュニティ・セントウ一、二号店、以後、板橋区その他の地域に三～五号店が誕生した。組合も、詩人田村隆一の「銭湯の詩」を額縁付きで販売してPRした。それは「銭湯すたれば 人情もすたる。銭湯を知らない子どもたちに 集団生活のルールとマナーを教えよ。自宅にふるありといえども そのポリぶろは親子のしゃべり合う場にあらず、ただ体を洗うだけ。タオルのしほり方、体を洗う順序など、基本的ルールは、だれが教えるのか。われは、わがルーツをもとめて銭湯へ」という詩。

けれども、都内ではピーク時の昭和四三年に二六八八軒あつた銭湯が、平成一九年には八五二軒に。本市でも昭和五八年に二二軒あつた銭湯が平成一五年には一〇軒に。そして二一年九月にまた一軒、市内から銭湯の煙突が消えた。

市が銭湯活性化 毎年「市報むさしの」の二二月一五日号に、生活経済課はこんな記事を載せる。「銭湯へ行こう！に財政支援 みんなでゆず湯に入ろう。市内のお風呂屋さんでゆず湯をおこないます。中学生以下は無料となりますので、ご家族や友だちと一緒に温まりましょう。同じ市報に高齢者福祉課は「一月二日、三日の新春朝風呂は九時から午後二時、市内在住の六〇歳以上の人は無料です」と呼びかける。このほかにも「レモン風呂」（二月）、菖蒲湯（五月）、都と提携した「ラベンダー湯」（一〇月一〇日・セントウの日）は銭湯無料の日。市は「市公衆浴場利用、高齢者地域活動推進事業実施要綱」「市公衆浴場活性化対策事業補助金交付要綱」（平成五年四月一日施行）に基づいて銭湯を補助している。

高齢者の健康推進に市内の銭湯を活用する「不老（風呂）体操に参加を」の案内も毎月市報の一隅に載る。五六年

から毎日、市内のどこかの銭湯で実施している。午後二時から高齢者向きの軽い体操を行った後、四時からの入浴が無料である。銭湯の減少に伴って、不老体操の会場を、平成六（一九九四）年からコミュニティセンターにも広げた（こちらは入浴なし）が、ひとり暮らしの人にありがちな引きこもりの防止策にもなっていて好評である。

銭湯帰りを 浴場事業者にとつての難題は施設の老朽化である。大きな建物だから修繕には最低でも三〇〇〇万円 歓迎します から五〇〇〇万円かかるといふ。市は、昭和五六（一九八一）年度から改修費の一部を補助して、延命の手助けをしている。平成一五（二〇〇三）年度は六件（補助件数は九件）に三四九万九〇〇〇円を補助、一七年度は七件（補助件数は一二件）に二六一万五〇〇〇円の補助を行った。

一三年には他市の銭湯で初めてレジオネラ症（菌）の死亡事故が起きた。このようなりスクを回避するための衛生面でのコストもバカにならない。

組合では、東京都内全銭湯の所在地・営業時間・休業日・設備などを「東京銭湯マップ94」として平成六（一九九四）年一〇月一〇日に発行し、無料で配布した。そして刊行の記念に香港二泊三日に抽選で二五組五〇人を招待した。銭湯に馴染んだ世代の「銭湯帰り」と新世代の遊びを狙った企画は当たった。続いて「同マップ二〇〇〇」第二号を一二年度に、「同二〇〇二」第三号を一四年度に発行、同じく無料配布している。一九年度は五〇周年記念事業の一環として「東京銭湯お遍路マップ」を制作、三〇〇〇円で販売した。銭湯愛好家には銭湯巡りの達成感を味わってもらおうと表彰制度まで創設し、アオシマチュウジ作「江戸のしぐさ 昭和のぬくもり 平成のふれあいを銭湯で」のPRポスターで銭湯の魅力挽回を図っている。

「銭湯は、体を清潔にする衛生施設から、幼稚園と老人クラブなどが手を結んで、異世代によるしつけや教育も兼

ねる場所にしていかなければ生き残れない」と武蔵野支部の理事（吉祥寺本町、弁天湯・三江正徳）は言う。

九 農業を守る

市内の農業を取り巻く環境は相当に厳しい。典型的な都市型農業である。コメの生産はゼロ、畜産農家も昭和六〇（一九八五）年代に入ってなくなった。

今期末の平成一七（二〇〇五）年現在、農家は八二戸あるが、専業は僅か二九戸。半数以上は五〇〇〇平方メートル未満の農地で野菜中心の農業を営んでいる。規模のメリットは望めない。しかも、多品種少量生産が主流だから、付加価値の高い特産品「うど」を除いて、市場での競争力にも欠ける。一八年一月に東京都三鷹地方卸売市場（多摩青果株式会社）が国立市に移転したことも重なって、農家はますます市民に人気の「直売」に力を入れるようになった。

武蔵野市は全域が都市計画法による市街化区域に指定されている。放っておくと宅地並み課税で農業の継続さえ難しくなる。危機を「生産緑地」制度や本市独自の「登録農地」などが守ったことは、第四章第一節三の「減った農地・増やす市民農園」の項で触れた。

しかし、農地を守っても、農業を守ることにはならない。農業を守るのは一義的に農家の努力・工夫に掛かっているが、行政もまた無関係とはいかない。農業は市の重点政策である「みどりを守る」うえで掛け替えない財産だし、市民もまた安心・安全な地元産農産物の確保を望んでいる。

フレッシュサラダ作戦― 農業を守るために、行政はさまざまな手を打ってきた。今期、最も話題を呼んだのは、

四者の知恵の結晶

昭和六二（一九八七）年一月から始まった「フレッシュサラダ作戦」である。

同作戦は、市内の農業の振興を図り、同時に市民に新鮮な野菜を供給する方法はないかと思案した市長が六〇年一月、「武蔵野市地域と手を結ぶ農業懇談会」を組織、検討を求めたことに始まった。一年半後、懇談会の提言がまとまった。それを受けて生産者、東京むさし農業協同組合武蔵野支店（以下、JAと略）、卸売市場、青果商（八百屋）の四者が協議を重ねた結果、年に一度日を決めて農家が市場に出荷する特定の野菜を、例外規定を適用してそっくり市内の八百屋が仕入れ、一斉に格安で売り出すことになった。行政は流通経費の一部を補助すると同時に、店頭に立てる赤いのぼりを用意した。（↓資料編）

一月一六～一八日、市内三九軒の八百屋の店頭に「市内産野菜販売コーナー」ののぼりが立ち、ブロッコリーとキャベツが並んだ。狙いは当たって以降年中行事となり、卸売市場が国立市へ移転するまで続いた。

同作戦は一年間中断するが、平成一九年、市制六〇周年記念事業の一環として、生産者による「農産物直売会」として復活、初年度は武蔵野公会堂前など二か所だったが、二〇年からは境のシングルビル前など三か所に増えた。

農家の庭先で、「直売」方式の原型は、昔から農家の庭先や畑にあった「無人スタンド」である。一時、代金を払**また新鮮館**で、わないで持ち去るケースが続出したのに嫌気がさして止めてしまった農家もあるが、市が「市内産農産物販売所」と染めた赤いのぼりを作ったり、市民向けの啓蒙活動を徹底した効果もあって、被害はほとんどなくなった。

市ではまた、平成六（一九九四）年からカラー印刷の「農産物直売所マップ」（↓資料編）を作り市民に配布して

いる。マップを頼りに、都内からやってくる人も少なくない。庭（畑）先販売農家は、今期末現在四五戸。

市場出荷の道が狭まる農家にとって支えになったのは、市民の地元産野菜に対する期待度の大きさである。「直売」への依存度はどんどん増していく。市と農協は両輪となって直売のための売り場確保に努めてきた。

サンヴァリエ桜堤（旧桜堤団地）の自治会と一体となった取り組みも、その一例である。同団地では全面建て替えを機に、生ごみを処理するコンポストを設置した。コンポストでできる堆肥が周辺農家に引き取られるのが縁となつて、平成一四年から毎年七月、団地中央広場で「コンポスト朝市」が開かれるようになった。そこで市内産の野菜に触れた住民の多くが、近隣の農家の「庭先販売」に足を運ぶようになる、という波及効果も生んでいる。

そのほか、市やJAが間に入って、コミセンまつりや各種文化祭、運動会などでも農産物直売コーナーが設けられるようになっていく。

JAは生産者の団体であつてみれば当然のことだが、時代の波を受けてさまざまな試みを行っている。

その一つ、「新鮮館」のオープンも市民の間で大きな話題を呼んだ。

JAには昔から農家向けの肥料や園芸資材を扱う購買部があつた。武蔵野支店（西久保一丁目）では平成六年、隣接する購買部の建物を改装したのを機に、「新鮮館」と命名、農家から委託された野菜の「直売」を始めた。順調な売れ行きを見た組合員（農家）から売り場拡大を望む声がかかる。一四年、生産者主体のグループ「武蔵野グリーンクラブ」の会員六〇人が出荷する形で「直売」が本格化した。値段も出荷した農家が決める。

野菜は毎朝九時半までに生産者が直接、新鮮館に運び、一〇〜一七時まで販売、売れ残れば閉店後、生産者が引き取る。「地産地消」の宣伝も効いて、たちまち主婦の人気スポットになった。一日平均二五〇人が来店し、平成一六

年一月には最多の一日六四五人をカウントした。七年度二五〇〇万円だった野菜の売り上げは、一七年には五三〇〇万円にまで伸びた。

店内には平成一七年九月から、友好・姉妹都市のアンテナショップ「麦わら帽子」（吉祥寺本町二丁目）のコーナーも設けた。

J Aではまた毎年一月、市が主催する農産物品評会に協力してきた。前期までは市役所西側の駐車場などを会場に催してきたが、昭和六二（一九八七）年に隣りのむさしの市民公園でリサイクル用品を扱うむさしの青空市（↓本節一〇）が開かれるようになると、品評会の開催日を青空市に合わせるようになった。品評会に出された農産物は展示した後、即売されるので青空市に来た市民たちにも好評を博している。

また、品評会に合わせて昭和六三年から市役所ロビーで開いている「農業写真展」（市農業委員会と共催）の作品を、品評会当日はそっくり外に移して展示している。農の風景を活写した写真は、後に触れる市民が「農業を知る」格好の機会になっている。

ほおずき市が武蔵野市に登場したのは平成四年七月からである。農業後継者育成事業の一環として市が助成金を払い、農協青壮年部（若人会）が新しいニーズと販路の開拓を目指して取り組んでいる。有名な浅草のほおずき市より一足早く、を目標に栽培時期を早めた。初年度は武蔵野まつりの会場（横河電機グラウンド）一か所だったが、二年目から市役所前のほか、東急百貨店（吉祥寺本町二丁目）のふれあい夏祭り、延命寺（八幡町一丁目）の薬師講にも出店するようになった。

市民が農業を 前述したフレッシュユサラダ作戦の中から、平成二（一九九〇）年にパートⅡとして「農家見学会」「知る」ために が派生した。生産現場を見ることで農業への理解を深めてもらおうという市役所生活経済課の試みで、年一回、希望者を募って三、四軒の農家を回り、畑の中で農家の話を聞いたりする。

また、子ども家庭課でも平成一六年から小学生（保護者同伴）を対象に野菜づくりを、一七年度からは五～一二歳児（同）を募ってうど栽培など地場野菜を見学・収穫する「野菜・たんけん隊」を実施している。（↓資料編）

後者に参加したある母親は「子どもの食べ物を見る目が変わった。農作業の大変さを知ったせいか、おかずを残すこともなくなった」と語っている。こうした機会に触れる中で市民の農業を見る目が変わり、それがとりも直さず「農業を守る」ことにつながっていくのだろう。

この項の冒頭で、市内の農業を取り巻く環境は相当に厳しい、と書いた。とはいえ、他の自治体にはない強みもある。遊休地が全くないこと、ほとんどの農家に後継者がいることなどである。後継者の一人で八幡町一丁目の田中茂は平成一三（二〇〇一）年、六年間のサラリーマン生活をやめて家業を継いだ。父親と三〇種類ほどの野菜づくりに励んでいる。彼は語る。「税金の負担が重い。それと人手不足。手間さえあれば展望は開ける。何より、全部自分で考えながらやれるので楽しい。全く悲観はしていない」と。

人手といえば、「増えた公園の緑」（第四章第一節二）で紹介した「農業ふれあい公園」の村長、齋藤瑞枝の話が示唆的である。

「ふれあい農園で農の大切さ、楽しさを知った人たちを、高齢化や人手不足に悩む農家に送り出せるシステムが出来たら面白い」

農業を守る輪の中に市民が参画する兆しが見え始めたのも、今期の大きな特徴かもしれない。

一〇 消費者活動・消費者教育

一人の主婦に「消費者グループ「かかしの会」の代表・山田征は、埼玉県小川町の青年生産者三人から、除草剤をできたこと 使わない田んぼに田の草取りの人手が必要なることを聞いた。昭和五〇年代半ばのことである。山田は子どもが通う境南小学校の母親たちの手を借りることを思いつく。日曜毎に、子連れ集団は武蔵野から小川町へ通い始める。夏休みには一〇人から二〇人が出かけていき、労働なのか遊びなのか、田んぼだけに収まらず野や山にまで子どもは放たれた。

まちに住む消費者が農家の苦勞を知る。農家の青年たちだって、まちの人に「毒」を食べさせるわけにはいかないと思う。昭和五〇（一九七五）年、有吉佐和子の『複合汚染』ショックに目覚め、安全な食べものを求めて起こした主婦たちの全国的な消費者活動の一つだった。

山田にはさらにその先があった。

昭和五五年に社会教育を考える学習会が本市で開かれた時、山田はこう語った。

「農薬を使わない安全な食べものは、作る人と食べる人との人間のかかわりの中で初めてできること。私はこの運動を、家族の健康を思っただけではなく、私にとって平和運動であり、ささやかな反戦運動なのです」

給食に良いものを

境南小の給食の材料の中に、素性の分かっている野菜を加えてもらいたい。山田は同小に四人の子どもを通わせたが、この願いを実現できたのは末の娘が入学した後である。校長の許可を得る。栄養士や調理師との綿密な話し合いのほかに、沢山の関門があった。一例を挙げる。

静岡県興津の禅寺の裏山で作られたミカンは、どう見ても給食には向かない代物だった。大きさはバラバラ、ミカンの皮にはかいがら虫が這った跡がびっしりあつた。農薬を極力使わないで育てた結果である。同小の栄養士海老原洋子は給食時に校内放送を使って何度か生産者の話を子どもらに伝えた。ミカンの濃厚な味は子どもにも分かる。慣れてくると給食室まで「おいしい」と言いにくる子が増えた。

教職員の理解を得るといふ難関もあつた。栄養士の海老原は一案を思いつく。給食で使っている材料の現物を見て味わってもらうことだ。納豆、ミカン、魚、じゃがいも、調味料：を職員室に並べた。試食した職員から、おいしいという声が返ってきた。

「武蔵野の子どもたちの明日にむかつて今私たちにできること 食べることは生きること」（子ども白書づくりの会 一九八四年七月発行）Ⅱ部にこうした報告が載っている。

武蔵野市消費生活展

生きていくための食の安全を考え、水汚染や水不足など環境問題に取り組む消費者の活動は、本市においても活発である。

昭和五九（一九八四）年五月一日に、市が消費者ルーム（吉祥寺本町一丁目）を開設した背景には、都の消費者センターを活用するという市の消費者行政のあり方を突き上げる市民パワーがあつた。すでに四八年に武蔵野市消費者運動連絡会（消費連）が結成され、武蔵野市消費生活展（一七団体によるパネル展示）が四四年から吉祥寺ロシロ

ン（現アトレ吉祥寺）正面催場で毎年行われてきた。市は同生活展を共催した。

「あすの生命のために―省エネルギーと私たちのくらし」をうたう生活展は、平成一七（二〇〇五）年には二七回を数えた。第一七回の時、むさしの・ごみを考える会の展示「日の出のごみ処分場からみえてくること」にごみの最終処分場である谷戸沢処分場（日の出町）の水質汚染を取り上げた内容が、「水質汚染は確認されていない」とする市の立場と対立し、結果的に生活展そのものが「中止」となった。だが、この時からごみの減量・資源化の問題を取り上げる団体が増え、消費生活展は消費者活動の要になっていく。

消費者ルームは平成一三（二〇〇一）年六月四日、新装なった武蔵野商工会館三階に移転した。一五年四月一日には名称も変更し武蔵野市消費生活センターとなった。

むさしの青空市

物を長く大切に資源として有効利用するなど、賢い消費生活を送るための消費者啓発の運動、一三万市民のふれあいマーケットがむさしの青空市である。昭和五六（一九八一）年一月二二日に、第一回むさしの青空市が旧アメリカンスクール（現むさしの市民公園・緑町二丁目）を会場に開かれて以来、平成一七（二〇〇五）年には第二五回を数えた。市生活経済課が事務局となり、参加団体（約七〇団体）による実行委員会が主催、広い公園が一日テント村に早変わりする。市内農作物の直売や姉妹・友好都市の物産販売、市民団体は、リサイクル品（古着三〇円、古本一〇円、ベビーベッド五〇〇円）、趣味の小物などを並べる。参加団体から売上金の一部を寄付してもらい、本部運営事務（ごみ処理経費など）に充てるほか、市民社会福祉協議会に寄付をする。

舞台では、姉妹都市利賀村（現南砺市）の麦屋節など各種芸能の披露や、消費生活相談員による寸劇なども行われる。

会場内では、ごみ減量、分別資源化の指導を徹底し、廃棄物抑制に対する市民意識が育っている。また、市内産農産物品評会を同時開催するのが恒例となっていて、前の日に農産物の審査が行われ、青空市が始まる一時間前の九時から入賞品の展示（一般観覧）が市民公園隣接の市議会議員の駐車場で開催される。一七年度の品評会には六六種類、七八二点の農産物が出品された。「市内でこんなにたくさん野菜が生産されているの？」と驚くほどの迫力だ。都市環境に調和した選種、栽培技術の向上、経営の合理化など、本市の農業の行方を市民に知ってもらおう大事な場だと生産者は言う。午後一時からの入賞品即売会は年々人気上昇で、三〇四〇分で完売となる。

環境に優しく、安全な暮らしを、を合言葉に、青空市は市民交流の場となり、毎年約一万人から一万五〇〇〇人が参加している。

第三節 真に豊かな市民生活を

一 交流事業

(一) 国際化推進のまち

平和問題懇談会

平和の追求は人類の永遠の課題であり、日本国憲法の基本原理である。

の設置

自治体の取り組む平和施策はどのようなことが考えられるのかは、国際化時代を迎え市政の大きな課題であった。

昭和六〇（一九八五）年二月二五日、平和問題懇談会（座長・幸島禮吉平和市民集会実行委員長、以下メンバーは広野良吉、安積得也、石弘之、鴨武彦、城戸毅、横山総三、綿貫礼子の八人）が設置された。市長から、「人類の永遠の願いである平和の実現について、地方自治体としての適切かつ効果的な取り組み方について」検討してほしいという諮問を受けた。

同懇談会は一五回に及ぶ討議を重ね、六一年四月三〇日に提言書をまとめた。その中で、特に国際交流の具体的な施策について触れた部分を以下に記録しておく。

一、日本への訪問または来住者への対応

①ホームステイの推進、②市内在住外国人に対する外国語による「わたしの便利帳」の発行、③市内在住外国人との交流の促進

二、市民の海外派遣交流の促進

①武蔵野ジュニア大使の派遣、②武蔵野青年の船の派遣、③市内各層の海外派遣

三、国際交流の場としての武蔵野市民文化会館の活用

四、国際姉妹都市の提携

五、国際交流基金・国際交流事業団（仮称）などの創設、国際交流委員会の早期設置により、武蔵野市にふさわしい市民レベルでの国際交流のあり方を検討する

六、外国人留学生、研修生のための宿舎の斡旋、国際交流会館（仮称）建設の検討

七、日本および外国についての理解を深めるための研修の実施―姉妹学校の設置、ペンパル運動の促進、外国人教師の採用、副読本の作成

国際交流委員会の設置

右に挙げた平和問題懇談会の提言を受け、市は昭和六一（一九八六）年二月二日、「武蔵野市国際交流委員会」を設置する。委員会の構成は、委員長広野良吉、以下大木保男、

安藤祥治、鴨武彦、川村隆、菊地京子、木村肥佐生、佐藤和男、沼尻勉、水野鈴子、三井熙子、横山総三の十二人であった。同委員会の中で、①国際交流のあり方、②国際交流の具体的施策、③国際交流事業団（仮称）の構想、④国際姉妹都市、などについて一年間かけて審議することになる。

委員会は六二年九月二日、六三年度に進める事項として中間答申を出す。内容は、①「国際交流担当」（仮称）の設置、②市民レベルで行う国際交流活動に必要な連絡の場の提供、③学校教育・社会教育における国際化、④英語標識および案内地図の設置と市内美観の改善の四項目を提言した。さらに六三年四月四日、最終答申を行って使命を終えた。要約すると―、

一、国際交流の視点―世界の中の日本

国民総生産で世界を一〇〇とした場合、日本は一一・八を占めるまでに成長した。海外への長期滞在や永住している日本人は五〇万人を超え、ビジネスや観光で海外旅行をする日本人は年間五五〇万人に達している。同時に在日外国人は八七万人となり、国際化が進んでいる。東京都の在住外国人は三年間で約三万人増加し、六一年に一六万人を超えた。武蔵野市の外国人居住者は、六三年現在、約五〇か国・一二〇〇人を数え、人口の一パーセント。

国際交流を進めるに当たっては、基本姿勢として、欧米諸国のみならず、アジアなど発展途上国の人々との交流を深めるべきである。国際交流の主体は幅広く、かつ、各世代にわたる市民を中心としたものとする。そのため、市と市民が一体となって活動の輪を広げる努力をすべきである。国際交流を行う中心的組織と施設の整備が不可欠であり、早急な実現を要望する。

二、国際化への対応施策の提言

国際的相互依存関係を正しく理解するよう啓発活動を行うなど国際認識の確立、ホームステイの推進、講演会・シンポジウム・スピーチコンテストなど各種の国際交流事業、一般市民・小中学生・高校生・大学生の海外派遣、国際姉妹都市の検討、外国人教師の採用、外国人のための便利帳「LIVING IN MUSASHINO」などを通じての情報の

充実、公共施設利用案内英文パンフレットの作成、市章の更新の検討、記念バッジ、ペナントの作成、アメニティの向上などが必要だ。

三、組織、人材および施設に関する提言

市役所内に国際交流担当職員の配置、国際化対応職員の確保および育成、国際交流活動の場の提供、国際交流活動の母体の確立、「国際交流事業団」（仮称）の設立。

国際交流市民の会・昭和六三（一九八八）年五月七日には、市民レベルで外国人との交流を進める目的で武蔵野

国際交流協会の発足 国際交流市民の会（代表・三井熙子）が設立され、平成元（一九八九）年一〇月一三日には、

武蔵野市国際交流協会（M I A = Musashino International Association・理事長・大木保男）が発足した。庁内には、国際交流担当が置かれ、二年九月一日に外国人男子職員（米国）一人を採用した。

国際交流協会は、①交流事業―市民の海外派遣、外国人受け入れのホームステイ、語学・世界の文化講座、②普及・宣伝事業、③留学生などへの支援、④相談・調査研究、⑤海外都市との友好親善交流を行う。会費は個人会員は年二〇〇〇円、団体（企業含む）会員は年一万円。事務局は当初市役所企画部企画課内に置かれたが、二年六月に、ジュネス武蔵野（中町二丁目）七階に移転した。その後、五年一一月には武蔵境市政センター二階に、さらに八年一〇月には新装なった武蔵野スイングビル（境二丁目）九階に移転している。

英語版市民便利帳「LIVING IN MUSASHINO」も発行した。

外国人留学生への奨学金は武蔵野市民社会福祉協議会から支給した。急激な円高の為替相場による生活苦を訴える私費留学生を対象に、六三年四月一日から、月額五〇〇〇円、二年間である。

ローマ字表示の街区表示板も一三町、一二三四街区に約五〇〇〇枚を取り付けた。

英語版の市広報誌「MUSASHINO DIGEST」も発行（六年七月一日）。国際交流担当に配置された二人目の外国人職員（米国）の提案を活かした内容で二か月に一回、市内居住の英語圏出身の五三二人に郵送した。

平成九年三月一四日、市は「国際化推進のまち」で自治相（現総務相）表彰を受けた。自治省（現総務省）が、平成六年度から実施している総合的な国際化推進のまち部門で、後述する諸外国との交流事業などの実績が評価され、東条インペリアルパレス（千代田区麹町一丁目）で授賞式があった。

国際

日本初の国際オルガンコンクールが、昭和六三（一九八五）年九月、本市で開かれた。

オルガンコンクール 五九年にオープンした武蔵野市民文化会館の目玉商品は、小ホールに設置されているパイプオルガン（デンマークのマルクツセン社製）である。この自慢のパイプオルガンを使用して、「世界的なコンクールの開催を」との声が高まっていた。これを受けた日本オルガニスト協会と、武蔵野文化事業団が主催、文化庁と東京都、国際交流基金が後援した国際オルガンコンクールである。第一回は、六三年九月四～一日に開かれた。

海外六か国一八人を含めて計五一人の参加申し込みがあった。コンクールの賞金は、一位が一〇〇万円、二位五〇万円、三位三〇万円。

九月四～六日の第一次予選、九日の第二次予選を経て、一一日に本選が行われた。審査は委員長吉田實国立音楽大学教授のほか、フランス、米国、西ドイツ（当時）、オランダ、オーストリアの世界各国のオルガンの第一人者。優勝者は、ブライアン・ガブリエル・アシュレイ（二九歳、米国）、二位、マルチン・サンダー（二五歳、西ドイツ（当時）、三位フランソワ・エスピナス（二六歳、フランス）であった。

コンクールに先立って、八月二九、三〇日に審査員のピート・ケー（オランダ）、ジェリー・ハンコック（米国）の特別演奏会が同会館で行われた。

この後、本市が四年毎に開催するコンクールの結果は資料編に掲載する。

（二） 海外との交流

（1） ジュニア大使友情使節団を米国テキサス州ラボックへ

次世代を担う中学生が、国際化時代にふさわしい社会人に育ってほしい。感受性の豊かなこの時期、学校的生活や家庭では味わうことのできない経験をさせたい。そんな願いを込めて、市では、昭和六一（一九八六）年に、「第一回武蔵野市ジュニア大使」を米国テキサス州ラボック市などに派遣した。市内の中学生二〇人を募集したところ、約一六倍の三二九人が応募した（参加費用の総額一人六三万円のうち、本人負担は二二万円）。

中学生二〇人（以降二〇人前後）の使節団派遣は、市が、平和問題懇談会の提言（六一年四月）を受けて初めて実施した国際交流事業である。なぜラボック市なのか？ 同懇談会委員の一人に、外務省の外郭団体である社団法人国際交流サービス協会（現・外交協会）の専務理事を務める横山総三がいた。まだ市には国際交流事業のノウハウがなかったため、国際交流サービス協会からの助言を求めたところ、中学生の派遣先としてラボック市が適当であるとの進言があった。ラボック市にはテキサス・テック大学やハイテク産業などもある。さらに、ヒューストン日本総領事からも、同専務理事にラボック市は面積や人口、交通などの面からも適地であると推薦があった。ラボック市に日本からの派遣は、武蔵野市が初めてである（表5—3—1）。

表5-3-1 ジュニア大使、
武蔵野市からラボック市へ
(単位：人)

回	期間	人数
1	昭和61年7月26日～8月8日	20
2	62年7月25日～8月7日	22
3	63年7月23日～8月5日	20
4	平成元年7月25日～8月8日	20
5	2年7月23日～8月6日	20
6	3年7月22日～8月5日	20
7	4年7月21日～8月4日	20
8	5年7月27日～8月10日	20
9	6年7月26日～8月9日	20
10	7年7月25日～8月8日	20
11	8年7月23日～8月6日	20
12	9年7月22日～8月5日	20
13	10年7月21日～8月4日	20
14	11年7月22日～8月3日	20
15	12年7月24日～8月4日	20
16	13年7月20日～7月31日	20
17	14年7月22日～8月2日	19
18	15年7月25日～8月5日	19
19	16年7月23日～8月3日	21
20	17年7月22日～8月2日	22

そんないきさつがあつて、第一回武蔵野市ジュニア大使の訪問先は、ラボック市をはじめとし、ヒューストン、サンアントニオ、フレデリクスバーグ、ジョンソンシティ、州都オースチンの六都市と決まった。一四日間の全日程の体験を通して武蔵野市の中学生は、アメリカの文化、風土、生活習慣などについて見識を広めることになった。テキサス州ヒューストン市は、NASA（アメリカ航空宇宙局）があることで知られている。一行が成田を発つて最初に訪れたのは、そのNASA宇宙センターだった。

「小さいころからの夢だったNASAに行けて夢のような夏休みだった。月から帰ってきたアポロの指令船や月着陸船、月面車、アポロを月まで持っていた高さ一〇メートルのサターン5型ロケットを、NASA宇宙センターで見ることができた」「NASA宇宙センターを見学して、ぼくは一回、しかもほんの何分かでもいいから無重力を体験し、スペースシャトルに乗ってみたいと思つた」などと、ジュニア大使らは「親善使節団報告書」に驚きと感動を記している。ヒューストン空港からラボック空港へは約一時間三〇分かかる。空から見たラボックは緑一色の畑ばかりだった。

使節団は、事前研修を重ねて、一人ひとりが研究テーマを持って訪問している。調査研究したものを帰国後に報告書として発

表することになっていするため、彼らは深い関心を持って積極的にラボックでの生活に溶け込んでいった。

「アメリカ人は、全然知らない人にも、誰にでも笑顔で接する。YES・NOをはっきり言う」「何でもでっかい。でっかい土地、でっかい家、でっかい人の心」と驚きの声を上げている。

二週間にわたって現地の青少年とのたくさんのお会いがあつたが、特に印象が強かつたのはホームステイで、同じ年頃の子どものいる家庭を中心に、二人ずつ迎え入れてもらつた。ある家には庭に大きなプールがあり、家族に大きなショッピングモールへ連れていってもらい、そこで食べきれないビッグサイズのアイスクリームに圧倒されたりしている。

有名なアラモ砦の見学もあつた。広い牧場で馬の背中に乗せてもらつたりもした。各市の市長からは名誉市民証を授与された。日米協会の歓迎パーティーにも招かれたりして、彼らは友好親善の大使としてその役割を果たした。このジュニア大使派遣事業は、訪問先を一部変更（第三回からはニューヨーク国連本部も加わつた）しながら、毎年継続して実施されている。

帰国後作つた「親善使節団報告書」の中には、彼らの新鮮な驚きや決意が生き生きと書かれている。そのうちの二、二を紹介すると、

「国連本部では、人種差別の問題や自然破壊の問題などまだまだ未解決の問題がたくさんあることも知つた。世界は平和だと言っても、まだ平和でない国は多いので、ユニセフ募金など僕たちにできることで助け合つていきたいと思う」（第六回ジュニア大使 二年・男）

「今、世界はとても平和とは言えません。多くの罪のない人が毎日命を失っています。しかし、このように（ジュ

表5—3—2 ジュニア大使、
ラボック市から武蔵野市に

回	期間（平成）	人数
1	2年7月6日～16日	15
2	4年7月3日～9日	16
3	7年6月30日～7月7日	12
4	8年6月30日～7月8日	10
5	9年6月30日～7月7日	10
6	10年6月29日～7月7日	14
7	11年7月13日～20日	14
8	12年6月26日～7月3日	16
9	13年6月3日～11日	22
10	14年6月3日～11日	18
11	15年6月2日～10日	18
12	16年5月30日～6月8日	16
13	17年5月29日～6月6日	20

使節団は第二回から「親善使節団」に、一五回目（平成一二年）からジュニア交流団と改称した。それまで連続して外交協会に企画・運営を委託してきたが、これまでのノウハウを生かして、一二年、第一五回から市が直接派遣事業を実施する方式に改めた。そのため外交協会の事業名である「ジュニア親善大使」の名称は使えなくなったのである。以降、ジュニア交流団として活動している。

ラボックからも ジュニア大使の派遣五回目の平成二（一九九〇）年からはラボック市からも、ジュニア大使が来
ジュニア大使 るようになった（表5—3—2）。平成二年七月に、市は「第一回ラボック市ジュニア大使」（中学生一五人）を初めて招聘した。団長のトレント・ペティシティマネジャーほか引率者四人で、計二〇人の一行である。七月六日到着するとまず市役所を表敬訪問、市長らの歓迎を受け、その後市内の九家庭に四泊五日のホームステイをした。市内の主な施設を見学し、市立第一中で授業参観、さらに一中プールで水泳交流という場もあって、両中

ニア交流団のホストファミリーとの交流など）世界のどこかで国が違っても分かり合える人がいるのだから、きつとその人と人が輪がもつと大きくなり、いつか平和という大きな輪ができると思う。そして、この体験を生かし、これからもその輪を作っていく一人になりたいと思う。ラボックで作った友情の輪は永遠に切れることのないように、これからもメールや手紙を送り続けたい」（第一八回ジュニア大使 三年・女）といった率直な内容である。

昭和六一年は、国連が唱える「国際平和年」に当たった。なお

学生は親しみを増した。都内見学や歓迎レセプションを終えた後は、箱根、名古屋を経て関西方面まで足を伸ばして四泊五日の旅を楽しみ、一六日大阪から帰国した。ラボック市からのジュニア大使第二回が四年、第三回は七年で、以降は毎年の来訪となり、一七年には第一三回となっている。ラボック市ジュニア大使との交わりは、日米ジュニア討論会などを通して年毎に深まっている。

ジュニア交流団協定書

昭和六三（一九八八）年四月、土屋市長もラボック市に、ベック・マックミン市長を訪ねている。同じ年の二月には、マックミン市長が本市を訪れた。平成七年には、デビット・ラングストン市長も来訪し、市議会で演説した。

市議会からは平成二年に井口一男議長、坂本章子副議長、八年に常田幸次議長、寺山光一郎議員、一三年に井口良美議長、小川将二郎副議長ら七人がラボック市を訪問した。

平成一三年六月一〇日、「武蔵野市・ラボック市 ジュニア交流団協定書」の調印が武蔵野市役所で行われた。

「二二世紀の初頭に当たり、武蔵野市長とラボック市議会は、中学生同士の相互交流事業の公式な協定を締結することを希望する」とうたい、ジュニア交流プログラムを公式に認定した。六月三日から一日までの日程でジュニア大使と一緒に本市を訪れたラボック市議会議員マーク・マクドゥーガルが土屋市長とともに署名した。

友好のあかし

市役所に隣接するクリンセンター（緑町三丁目）東側の一角にラボック・バラ園がある。平成元（一九八九）年に、武蔵野開村一〇〇年を祝って、ラボック市から贈られた一〇種類のバラが彩りよく咲いている。本市のジュニア大使が毎年訪れるテキサス・テック大学の広大なキャンパスの中で育てられたバラ一〇〇株が届けられ、植えられた。毎年六〜八月、一〇〜一二月の開花時期には一般公開もされており、三々五々訪

れる市民がいる。

一四年六月には交流一〇周年を記念してラボック市から「友好の風車」(ラボック市にある風車のミニチュア版)が寄贈されバラ園のそばに建てられた。さらに、ジュニア大使二〇回記念としてラボック市から贈られた「ミニユメント」の除幕式は一七年五月、ラボック市ジュニア大使の来訪に合わせてバラ園の中で行われた。同年七、八月に掛けてラボック市を訪れたジュニア交流団とともにラボック市のガーデンアーツセンターで山上美弘市教育長が、交流二〇周年を記念して桜の苗木を植樹した。

ラボック市の概要

ラボック市は、テキサス州の北西部にあり、面積二九八平方キロメートル、人口約二〇万人。一八七〇年代の後半に入植が始まり、一九〇九年に鉄道が開通、一九二三年にテキサス・テック大学が創設されている。ラボック空港には三大航空会社が乗り入れている。

(2) 青年の翼親善使節団を中国へ

昭和五九(一九八四)年六月二日に、本市を訪れた中国人医学記者ら一行は、武蔵野赤十字病院(境南町一丁目)を視察した。朝日新聞社の医学雑誌「モダン・メディスン」が、日中医学交流の一環として中国の医学記者を招待したのだが、日程の中に最新の救急医療施設見学として同病院が組まれていた。視察後、市内ホテルで開かれた歓迎レセプションに武蔵野市医師会の会員四〇人が参加した。その「返礼」の意味からか、同年一〇月二三日に行われた北京市の中日友好病院落成式の招待状が土屋市長と杉山順武蔵野市医師会元会長に届き、二人は落成式に出席した。同病院は日本側の資金援助によって総工費約一四〇億円で建設されたもので、日本全国で二〇〇人が招待された。その

中に一地方自治体の首長も入っていたのである。

昭和六一（一九八六）年の米国テキサス州ラボックへのジュニア大使友情使節団（本市中学生）派遣に続いて、日中平和友好条約締結一〇周年に当たる六三年に、本市は高校生三〇人を「青年の翼親善使節団」として中国に派遣することになった。同年五月、国際交流委員会からも、アジアの国々との交流をとの提案が出されていた。使節団は、ジュニア大使として参加していない市内在住の高校生三〇人。参加者の負担は一人一五万円とし、ほかに市が一八万六〇〇〇円ずつを負担する。

北京市人民対外友好協会が使節団を受け入れることになった。同協会は、北京市民と世界各国の市民が理解を深めることを目的として、五六年に中国人民対外友好協会の分会として発足した北京市の公的機関の一つである。

第一回武蔵野市青年の翼親善使節団は、六三年八月一四～二三日の一〇日間、北京、洛陽、西安、上海などを訪れた。北京では人民対外友好協会のレセプションで熱烈歓迎を受けた。明の十三陵、万里の長城の見学、敬老院の訪問、東直門中学校でのスポーツ・文化交流、中日友好病院の訪問、天安門広場、毛沢東記念館、故宮の見学のほか、家庭訪問もして中国の生活文化に触れる経験もした。

夜行列車で洛陽に向かい、洛陽では、龍門石窟、洛陽黄河大橋、陶器工場、少林寺、白馬寺、洛陽市内を見学して再び夜行列車で西安へと移動。西安では、大雁塔、陝西省博物館、兵馬俑坑、半坡遺跡博物館へ。中国の歴史と文化の重みと、その偉大さを実感した。西安から最終日程の上海へは空路で到着。豫園見学、魯迅記念館、蘆湾区第二少年児童業余体育学校で卓球の試合などを行い、翌日、玉仏寺など、市内見学をした後、上海空港から帰路についた。

天安門事件発生

平成元（一九八九）年の第二回青年の翼は四三人の応募者がいたが、天安門事件のため中止となった。

中国では四月、胡耀邦こようほう前書記の死去を契機に、民主化を求める学生の抗議運動が激化していた。人民解放軍戒厳部隊が四月四日未明から、天安門広場に集まった学生、市民らに発砲し、数千人の死傷者を出す大惨事となった。いわゆる天安門事件である。中国側から「訪問中の安全には責任が持てない」と伝えられた。運輸省（現・国土交通省）も中国渡航の自粛を求める通達を出していた。市は六月の段階で八月予定の青年の翼の派遣を中止する決定をした。第三回青年の翼（団員三〇人）は、平成二年八月一六～二五日に実施した。訪問都市の順序を変更し、ホームステイの二泊を新しく加えた。

北京市月壇中学校（注①）での文化・スポーツ交流、北京市民族職業高校（注②）での文化交流があった。バレエボールや綱引き、剣道の発表、書道、水墨画の披露、歌や踊りなど、同世代が体と体をぶつけ合って親睦が深まる。特に月壇中学校の生徒の流暢な日本語に一同驚く。民族職業高校の生徒の民族舞踊と中華料理の腕前。団員たちは北京の生徒たちの文化水準の高さに、かなりの刺激を受けカルチャーショックを感じていた。

ホームステイで、中国人家族の一員となった心温まる二泊三日。楽しい経験がありすぎて、ホストファミリーとの別れがつらくて泣いてしまった団員もいた。大きな感動と友情の絆よなは、この後に続く青年の翼使節団員も引き継ぎ、「一生忘れない思い出」と語る。

平成四～一年の八年間もほぼ同様の日程と内容で交流を続けたが、参加希望者が減ってきたため、それ以降、一二年からは隔年実施と改め、一年おきに派遣と受け入れを行うことになった（表5―3―3）。

表5—3—3 武蔵野市青年の
翼親善使節団の派遣

(単位：人)

回	期 間	人数
第1回	昭和63年8月14～23日	30
第2回	天安門事件により中止	
第3回	平成2年8月16～25日	30
第4回	3年8月15～24日	30
第5回	4年8月13～23日	27
第6回	5年8月11～22日	29
第7回	6年8月10～21日	30
第8回	7年8月11～22日	20
第9回	8年8月12～21日	20
第10回	9年8月11～20日	19
第11回	10年8月8～17日	20
第12回	11年8月8～16日	18
第13回	13年8月3～14日	14
第14回	17年8月3～10日	4

注：平成12年度から青少年交流事業は日本と中国で隔年実施となる。15年度は、中国でSARS（重症急性呼吸器症候群）が発生していたため、派遣を中止、16年度は、SARSの他、鳥インフルエンザの影響を考慮して、派遣を中止した

第三回（平成一三年八月三一四日）は、新しくウルムチ七泊とトルファン見学が日程に加わり、的が絞られた。前年の三月に新疆ウイグル自治区ウルムチ市の小中学校交流団が本市を訪れたのがきっかけである。

発生、また、一六年度にはSARSのほか、鳥インフルエンザの影響も配慮し、使節団の派遣は中止した。第一四回を平成一七年八月三～一〇日に実施した。

大きな視野で 「中国は古くて近い、最大の友好国。市民レベルでの交流を含め、中国との友好と親善を推進して世界を見よう いきたい」と土屋市長は書いている（第三回武蔵野市青年の翼親善使節団報告書）。

前述したように、第三回目から、二泊三日のホームステイを行った。市長は「自治体レベルでホームステイを行ったのは、他に例がない試みと思う」「二一世紀の日本を担う高校生たちが、中国の家庭に入り、寝食を共にし、生の中国の人たちの生活や風習をして文化について五感で体験できたことは、日中の相互理解を深め、友情と親善の輪を大きく発展させるとともに、今後の日中両国の友好と平和に貢献できる礎となる貴重な体験となったものと確信する」

とも前記の報告書で書いている。

確かに、中国人家族とすっかりうちとけた武蔵野市の高校生の笑顔、餃子と日本語で歓待してくれたホストファミリーへの感謝の言葉が各報告書には満載されている。高校生という時期に中国を訪ね、国レベルでの摩擦や政治問題、経済問題に立ち入らないまでも、自らの知恵と経験を最大限に生かして相手を理解する努力をしてきたことが見えてくる。

一三回目の報告にこんな文章があった。「ウルムチでの十二中学校で交流した時、日本軍の中国侵略に関する教科書問題と、靖国神社参拝問題が、相手の初対面の挨拶の内容だった。私は直ちに、先の戦争の非を認め教科書を訂正すべきと思うと相手に伝えた。すぐに笑顔の熱い握手になった。同じ考えの同世代がいたことがうれしかったのだから。」

この文章を書いたOさんは「自国の行動に責任を持ち、自分の考えを持つこと、その考えを大切にし同世代の人々と意見交換し、自分の考えを深めていくこと。それが大切だと思う。相手のことを知る前に自分のことをよく知らなければならぬ。…日中もそうなってほしいと切に思う。いや、しなければならぬ。その虹の架け橋を私たちが今作っているのだから」ともいつている。

中国からの来訪

中国から生徒たちが本市を訪れるようになったのは平成七（一九九五）年以降である（表5―3―4）。

本市は七年七月一三日から二〇日まで、北京市月壇中学校の生徒一〇人と随行員八人を迎えた。月壇中学校とは、本市の高校生が平成二年に初めて訪れ、熱烈歓迎を受けて以来、交流が続いたが、七年には本市が招いたのである。

表5—3—4 中国からの来訪

(単位：人)

回	名 称	期 間 (平成)	人数	訪 問 先
1	北京市月壇中学校生徒 (1回目)	7年7月13～20日	18	団員10人、随員8人 市役所表敬訪問、市内見学、 亜細亜大学訪問、ホームステイ、 都内見学、豊科町(現・安曇野市)小旅行、さよならパーティー
2	北京市民族職業高校訪日団 (1回目)	9年7月11～17日	12	高校生7人、引率者5人 都内見学、歓迎パーティー、 市役所表敬訪問、市内見学、 都立武蔵高校訪問、箱根へ小旅行、 ホームステイ、さよならパーティー
3	新疆ウイグル自治区ウルムチ市 中小中学校交流団 (亜細亜大学と共催)	12年3月14～21日	19	小中学生16人、引率者3人 市役所表敬訪問、市立第四中学校訪問、 市公共施設見学、都内見学、 亜細亜大学訪問、さよならパーティー
4	北京市月壇中学校生徒 (2回目)	12年7月24～31日	18	中学生15人、引率者3人 市役所表敬訪問、都立武蔵高校・ 亜細亜大学訪問、東京ディズニーランド、 小金井公園、総合体育館でのスポーツ交流、 ホームステイ、さよならパーティー
5	北京市青少年代表団 (日中国交正常化30周年記念・都の事業)	14年7月18日	297	北京市高校生・随員 297人 武蔵野市内中・高校生・引率者100人が参加 日中国交正常化30周年を記念して東京都が北京市から青少年を招聘。うち1日を武蔵野市での交流会。会場は亜細亜大学3号館講堂
6	北京市民族職業高校訪日団 (2回目)	15年3月24～30日	15	高校生11人、引率者4人 市役所表敬訪問、都立武蔵野北高校と交流会、 NTT武蔵野研究開発センタ、市内見学、 歓迎パーティー、東京ディズニーランド、 ホームステイ、武蔵野まつり見学

市役所の表敬訪問、歓迎式のあとは市内見学をしてもらい、中国からの留学生の多い亜細亜大学（境五丁目）を案内した。市内のホームステイで日本人の家族と交わり、都内見学をし、本市と姉妹都市になっている長野県豊科町（現・安曇野市）への小旅行にも出かけた。一週間に都市と農村の両方の暮らしを体験してもらった。

続いて九年七月一（一七日）には、北京市民族職業高校訪日団（高校生七人、引率者五人の計十二人）も来訪した。一二年三月一四（二一日）、新疆ウイグル自治区ウルムチ市小中学校交流団（小・中学生一六人、引率者三人の計一九人）も武蔵野市にやってきた。このときは、亜細亜大学が共催して交流団を迎えた。

一二年の七月二四（三一日）には、北京市月壇中学校の生徒一五人と引率者三人が来訪、都立武蔵高校（境四丁目）と亜細亜大学が彼らを迎えた。東京デイズニールランドの一日を楽しんだり、小金井公園の散策にはホームステイ先の家族が付き添った。総合体育館でのスポーツ交流もあった。

また、平成一四年七月一八日には、北京市青少年代表団（高校生と随行者二九七人）が本市を訪れている。この代表団は、日中国交正常化三〇周年を記念して東京都が北京市から招聘したのだが、日程のうちの一日を亜細亜大学講堂を会場に、武蔵野市内の中高校生（一〇〇人が参加）との交流会に充てたものである。

なお、この年一〇月二〇日に北京市で開催された日中国交正常化三〇周年記念行事に、土屋市長が北京市人民対外友好協会から招待され、代わりに担当助役が出席したが、同式典では同協会から青年の翼をはじめとする青少年交流活動が評価され、土屋市長が表彰された。

一五年三月二四（三〇日）には、北京市民族職業高校訪日団（高校生一一人と引率者四人）が本市を訪れ、都立武蔵野北高校（八幡町二丁目）の生徒との交流会を行った。また、本市が誇る日本最先端技術のNTT武蔵野研究開発セ

ンタも視察した。ホームステイ先の家族とともに市内見学、都内見学をし、武蔵野桜まつりにも参加して満開の桜の下で日本の春を楽しんだ。

注① 月壇中学校（北京市西城区）一九六三（昭和三八年）設立。日本の中学校に相当する年代の生徒が学ぶ。

一九七二年には日本語学科が開設された。日本語学科のある中学校は、北京市では月壇中学校だけである

注② 北京市民族職業高校（現・北京市民族文化芸術職業学校）一九八〇（昭和五五）年に、旅行観光サービス業従事者の養成を目的に設立。旧北京市民族職業高校は、北京の民族職業教育の重点学校の一つで、漢、満、回、ウイグル、モンゴル、朝鮮などの民族出身の学生が在籍し、アラビア語、イスラムホテルの管理、商業サービス、イスラム料理、理容、日本語などの教育を行っていた

（3） 韓国の二自治体と交流事業

昭和六一（一九八六）年に始まった中学生のジュニア大使友情使節団の米国訪問、同六三年からの高校生による青年の翼親善使節団の中国訪問に続き、武蔵野市は平成元（一九八九）年一〇月、シニア友好親善訪問団を韓国に派遣した。市の主導で訪韓した団体の第一号である。

高齢者が 玄界灘を挟んで一衣帯水の間柄なのに、韓国と日本はずっと「近くて遠い国」といわれてきた。いうま

女性が でもなく日本の植民地支配やアジア・太平洋戦争時代の強制連行などの歴史が、両国関係に深い溝を刻んできたのである。とはいえ、いつまでも背を向け合っているわけにはいかない。市が親善事業としてこの時期に米国、中国に続き韓国を選択したのは慧眼といふべきだろう。

武蔵野老人クラブ連合会（以下、武老連と略）の一行、市職員二人を含む総勢三二人は平成元（一九八九）年一月最初の訪問地ソウル市で韓国老人会との交流会を持つ。扶余、慶州と回り、慶州では縁あって韓国に渡りながら伴侶を失って一人異国に残された日本人女性三〇人が暮らす「ナザレ園」を訪れた。「帰り際にお互いに手を握り合って東京音頭を合唱した際は思わず胸が熱くなり…」と「訪問記」（↓資料編）は感動の瞬間を綴る。

一行は四泊五日の最後に釜山に寄って、親善の大きな成果を上げて帰国した。

平成五年一月には、やはり行政が音頭を取って、市民から募った一人の女性親善使節団が九泊一〇日の韓国行きを果たしている。事前に何度も勉強会を開いた一行は、ソウル市庁婦女福祉課、韓国女性開発院、梨花女子大の韓国女性研究所をはじめ、小学校、保育所、ナザレ園などを回り、また女性団体との懇談会を重ねるなど、これまた武老連の一行と同様、親善の花を咲かせて帰国した。

歴史や今の状況を学んで臨んだせいもあって「緊張」のうちに始まった旅が、やがて打ち解けて相互理解に至る経緯は、報告書「アンニョンハセヨ 韓国」からよく伝わってくる。

市長が推進役

この間、本市には韓国からさまざまな訪問団が来るようになる。平成三（一九九一）年五月、韓国自治調査団が来た。韓国ではこの年、地方自治制度実施が決まっていた。調査団は事前に日本の地方自治体の実態を見ておこうということで、市では職員が、地方自治、自治体財政などについて説明役を務めた。五年一月には韓国第三の都市仁川広域市の市議団がクリーンセンター視察に訪れた。

当時の本市は職員給与の改訂、行政改革などで一定の成果を上げ、またクリーンセンターに続く各種施設の整備で注目度が高く、韓国の自治体関係者も強い関心を示していた。

韓国からの一方通行だった視察団などの流れに変化が現れ始めるのは平成六年以降である。一月、忠清北道（道は行政区分）の道議会議長ら七人が来訪した。土屋市長が自ら地方自治の歴史や市長の役割を、一行に語っている。二月、SBSテレビが取材に訪れ、市と市長にスポットを当てた。

四月、忠清北道知事の招きで初めて韓国を訪問した土屋市長は、道庁幹部職員を前に「公務員の役割」について語った。講演の後、新聞社主催の座談会にも出席している。市の顔であれば当然だが、以降土屋市長が主役になって一気に相互交流の土壤が広がっていく。

忠清北道は韓国のほぼ中央にあり、唯一海と接していない農業中心の道。間もなく本市の友好都市となる忠州市は人口約二二万二〇〇〇人の道内第二の都市で、高句麗時代の史跡や温泉もある韓国の代表的な観光都市である。

市長訪韓後、忠清北道からはこの年さらに三組の視察団が訪れ、一二月には土屋市長が「忠清北道国際友好名誉大使」に任命された。

翌平成七年六月、韓国では三五年ぶりに首長選挙が行われた。選挙戦に先立ち、KBS、MBC、SBSなど韓国の五つのテレビ局が武蔵野市の取材に訪れ、市と市長をカメラに収めた。選挙直前に放映されたMBCの番組名は「世界の名市長」。武蔵野市と土屋市長の名声は韓国の茶の間にまで浸透した。

平成八年はまさに韓国からの視察団ラッシュ。一年間に二五団体・延べ三〇二人が本市を訪れた。四月に来訪したソウル特別市江東区の区長以下三三人の大型視察団は、クリーンセンターを熱心に見ていった。

江東区は人口約四八万三〇〇〇人。ソウル特別市の東部の中心都市で百濟時代の初期には都が置かれた歴史ある街。上下水道が完備し、近年生ごみの堆肥化や公園整備に力を入れ、環境都市を目指している。

同年九月には忠州市の議員団も来た。直後の同月、土屋市長はソウル特別市城東区にある漢陽大学の地方自治研究所・地方自治大学の招きを受けて二度目の韓国訪問を果たし、同大で「公選市長の役割」について講演するが、その全文が翌月発行の「月刊自治公論」（二月月号）に、また月刊誌「地方自治」の二月月号掲載の同大教授の論文でも詳しく紹介される。市長は講演の後、忠州市と江東区に回り、江東区では区長とも懇談している。

職員相互派遣

こうした流れの中で、平成九（一九九七）年二月、江東区、忠州市から相次いで友好交流や職員派遣の話が持ち込まれる。本市では、アジア・太平洋地域の時代といわれる二一世紀を控え、永遠の隣国である韓国との交流の重要性を確認、両自治体の意向を市議会各会派代表者会議に報告し、以降、市としてより積極的に交流事業に取り組むことになる。同年七月、市議団と一緒に三度目の訪韓をした市長は江東区、忠州市を訪問、両自治体と個別に「職員派遣研修協定書」を結んだ。忠州市からは二か月後の九月から、職員一人が半年間武蔵野市へ、また本市からは翌平成一〇年四月から半年間、同様に職員一人が忠州市へ派遣された。

江東区の方は平成一一年四月から半年間、相互に職員を一人ずつ派遣したのが第一回。

職員派遣は定期的なものではなく、たとえば忠州市との場合、平成一一年、一三年、一四年、一六年に一人ずつ、江東区の場合は、今期は最初の一回にとどまった。とはいえ、それ以外の交流は連綿と続いている。

障害を越えて

韓国の自治体からの視察はその後も絶えることなく、平成一一（一九九九）年にはソウル特別市の城東区、江原道の原州市、全羅南道の羅州市、大田広域市大徳区などから、一二年以降も慶尚南道蔚山広域市、慶尚北道大邱広域市、ソウル特別市の江南区・陽川区・広津区、全羅南道光州広域市などから来市しているが、自治体との交流史の大略は「資料編」に載せておく。

日韓の間には日本の植民地支配以来の複雑な問題があることは冒頭で指摘した。今期も、たとえば平成一三年には日本の歴史教科書の記述をめぐって韓国側から厳しい批判が飛び出したし、一七年には両国が領有を主張する竹島(島根県、韓国名独島)をめぐって島根県議会が「竹島の日」を制定して韓国側の激しい反発を浴びるなど、次々と障害が現れはしたが、交流が絶えるほどの事態には至らなかった。積み上げてきた実績の大いなる成果といつてよい。

今期の大きな流れを「自治体外交」と呼んでみたい気がする。外交は本来国の専管事項ではあるが、自治体独自の模索があってもいい。市長を先頭とした本市の歩みは、まさにその名にふさわしい。自治体主導の側面は強いが、交流が行政にとどまらず市民各層に広がっていくのは、その成果の一つである。その辺の動きを、もう少し。

市民交流へ

自治体同士の交流が活発化する中で、市民の交流の輪も広がった。たとえば、女性団体。平成一一(一九九九)年一〇月、本市の女性交流団が忠州市を訪れた。冒頭で紹介した親善使節団以来の女性団体である。市の職員一人を加えた一行一四人は市内の家庭にホームステイして韓国料理の手ほどきなどを受けてきた。

翌二二年一〇月、今度は忠州市の女性交流団(一五人)がやってきて市内にホームステイ、日本料理を学んで帰る。

平成一五年一二月に江東区女性団体連合会を中心とした二二人が来た時は、ちよつとしたハブニングが大きな親善の実を上げた。二泊三日の旅程の二日目、急に翌日、市内の女性との交流会を持ちかけられた。市では急速(きんぱう)女性団体に参加を要請した。会場となった東急インにエプロン持参で駆け付けた四二人を、韓国側は全員が民族衣装をまとうて出迎えた。全員参加の大根の千切りコンテストやキムチづくりで盛り上がった後の宴会ではカラオケまで飛び出した。「最後はお互い抱き合つて、きょうだいのような感じだった」とある参加者は感動を語っている。後日、参加者全員に記念写真と礼状が送られてきた。

中学生も

平成一六（二〇〇四）年一〇月、市民交流団の二三人が初めて江東区を訪れる。同年四月には江東区の職場協議会の一行が来て本市の職員組合と交流する一幕もあった。

今期の最後となる平成一七年九月には同じ江東区から中学生二人が「青少年交流団」を組んでやってきた。一行はやはり市内の家庭に泊まった。中学校を訪問したり富士山ハイキングを楽しんだりした交流は、翌一八年の本市の中学生訪韓団に発展していく。

シニア団体の訪韓から始まった韓国との交流は自治体同士の幅広い付き合いを生み、その流れが市民各層の交流に発展していったのが今期の日韓交流の大きな特徴である。牽引役でもあった市長は五度目の訪韓となった平成一七年四月の「訪問報告書」の中で「G & G（政府間）の交流も必要だが、C & C（自治体間・市民間）の柔らかな交流こそが大切だ」とソウル特別市江東区の申東雨区長に語っている。

（4）ロシアにハバロフスク交流使節団

野鳥のとりもつ縁

武蔵野市自然クラブ野鳥教室（教育委員会社会教育課Ⅱ現生涯学習スポーツ課）では、昭和六二（一九八七）年からソ連邦（現ロシア）ハバロフスク市のピオネールの家・野鳥観察グループと文通を続けてきた。ピオネールの家とは、日本の児童館に類似する施設で、ハバロフスク市のほかにも各地にある。一〇歳から一五歳の子どもたち（約八〇人）が登録し、専門の指導員が付いて、野鳥観察やキャンプなどを行っている。

野鳥が取り持つ縁で、ロシアの子どもと文通を始めたのは年間を通じて野鳥観察を続けている本市の野鳥教室が初

めてである。同年五月に日本野鳥の会を通じてピオネールの家・野鳥観察グループから交流の打診があり、一二月から文通が始まった。当初から共同探鳥の提案もあり、平成二（一九九〇）年秋に、パンチェンコ・ハバロフスク市長から正式に招待状が同教室あてに届いた。招きを受けて市は小中高校生計一人の「青少年野鳥交流使節団」を派遣した。三年八月一六～二三日の八日間、児童婦人部児童婦人室青少年係長（団長）のほか四人が引率した。

第一回武蔵野市青少年野鳥交流使節団は、公募・選考の結果、平成三年八月、小学六年生二人、中学一年生五人、中学三年生三人、高校生一人の一人と引率者五人が野鳥交流のためにハバロフスクに派遣された。新潟空港から約二時間弱でハバロフスク空港に到着する。

二日目、ピオネールの家の子どもたちと、早速ハバロフスク郊外で共同探鳥を行う。しかし、野鳥の観察どころではなく蚊との対決で、痛い、かゆいを連発。だが、次第に関心は鳥へと集中する。日本では見られない鳥も見付けた。

三日目は、向こう岸が見えないほど川幅が広いアムール川をジョギム号でカタール湖のロッジへ行き、四日目、五日目と、ロッジで過ごす。船上、何か大きなものが頭上を横切る。カラフトワシである。「ロッジの周りをロシアアカツバメとツバメが飛び交っている。ロシアアカツバメの巣は徳利を縦に割ったような形だ。こんな巣を見たことがある人はまずいないだろう」（使節団の一人・高校一年生）、「カタールロッジの二階からアムール川を眺めると、大きな中州までずっと川が続いていて、その中州の向こう側のはるか遠くまでアムール川だ。日本での生活がばからしくなるようななんとも言えない気持ち。その光景を見たあとで、アムール川でカヌーに乗ったり泳いだりした時は最高だった。カヌーが水をきって進む音、風の音、鳥の声。こんな小さなカヌーでこんな大河に僕はいるんだ」（同・中学三年生）。

五日目、六日目、七日目、団員は二泊三日のホームステイ。緊張の中、辞書を片手に片言の英語（ロシア語でなく）と身振り手振りで一生懸命違う文化や習慣を伝え合い、慣れ親しんでいった。

ハバロフスク市はアムール川沿岸に位置する、ロシア連邦・極東部ハバロフスク州の政治、経済・産業・交通・軍事の中心都市である。面積三七〇平方キロメートル（東京都の約五分の一）、人口は六二万人。

青少年を毎年交互に派遣する協定 平成四（一九九二）年六月二十七日～七月四日まで、ティベレビッチ・ハバロフスク市長の招きで、土屋市長がハバロフスク市を訪問した（↓資料編）。この時武蔵野市とハバロフスク市の

青少年を、自然観察・野外活動の目的で、毎年交互に派遣する「青少年相互交流協定」を結んだ（表5―3―5）。

四年八月一七～二四日まで、ハバロフスク市野鳥交流団一五人（団員一〇人、引率者五人、団長シェフチェンコ副市長）が初めて本市を来訪。市内のホテルに宿泊したほか、ホームステイもし、山梨県高根町清里（現北杜市）、長野県川上村の自然の村、多摩川是政で野鳥観察、東京デイズニールランド、都内見学なども楽しんだ。二年後の六年八月にも二回目の青少年交流団二二人（団員一七人、引率者五人、イワノフ団長）を受け入れている。団員一七人のうち、ハバロフスク市から一人、コムソモリスク・ナ・アムレレ市から六人が参加していたが、同市は、五年、ハバロフスク自然探検隊の河川隊が訪問した市である。迎える日本側は同自然探検隊の団員と、三年にハバロフスクを訪れた野鳥交流使節団員らで、川上村自然の村でのキャンプ、金峰山登山を行った。交流団のホームステイ先は市内のほか、多摩地域各市のホストファミリーだった。八年にも、第三回青少年交流団が来訪した。

五年七月には武蔵野市が提唱した、多摩三三市町村の中高校生一〇〇人のハバロフスク派遣があった（↓第一章第三節）。同年一〇月二二日には、立川市で開催された「日・ロ渡り鳥会議」にティベレビッチ・ハバロフスク市長が

表5-3-5 武蔵野市とハバロフスク市の交流事業

【訪 問】				
回	期 間	名 称	人数	訪問先・スケジュール
1	平成3年8月16 ～23日	第1回青少年野鳥交流使節団	16	ビオネールの家、カタルロッジ他 で探鳥
2	平成4年6月27日 ～7月4日	市長がハバロフスク市訪問	5	青少年相互交流協定をティベレビ ッチ市長と締結
3	平成5年7月23日 ～8月2日	第2回ハバロフスク自然探検 隊	133	山岳隊・河川隊・森林隊・バード ウォッチング隊・市民生活隊
4	平成6年6月25日 ～7月2日	市民自然交流視察団	18	→表5-3-6
	平成6年6月25日 ～7月3日	市議会議員視察団	10	市民自然交流視察団と前半日程
5	平成7年8月14 ～21日	第3回ハバロフスク自然交流 使節団	33	山岳班・バードウォッチング班
6	平成8年7月1 ～5日	市長・市議会議員が視察	18	自然観察センター候補地を視察
7	平成9年7月21 ～28日	第4回ハバロフスク自然交流 使節団	31	アウトドア体験班・バードウォッチ ング班
8	平成10年5月30 ～31日	担当助役が式典に出席	2	ハバロフスク市創立140周年記念式 典
9	平成11年8月9 ～16日	第5回ハバロフスク自然交流 使節団	24	アウトドア体験班・バードウォッチ ング班
10	平成13年7月2 ～9日	市民自然交流団	15	6年6月実施の市民自然交流視察団 とほぼ同様
11	平成13年8月10 ～17日	第6回ハバロフスク自然交流 使節団	25	ホル川周辺の山登り、バードウォッ チング、キャンプ、ホームステイ
12	平成14年4月29日 ～5月3日	市長・市議会議員協定書調印	9	青少年交流・寒帯林保護講座開設の 協定
13	平成15年7月25日 ～8月4日	アムール河をオホーツク海まで	10	シベリア大冒険から10周年記念事業 実行委員会が主催
14	平成15年8月11 ～18日	第7回ハバロフスク自然交流 使節団	18	ホル川周辺でのキャンプ、森林調査、 バードウォッチング、ホームステイ
15	平成17年8月12 ～19日	第8回ハバロフスク自然交流 使節団	25	ホル川周辺でのキャンプ、森林調査、 バードウォッチング、ホームステイ
【来 訪】				
1	平成4年8月17 ～24日	ハバロフスク市野鳥交流団	15	多摩川是政、清里、川上村自然の村、 ディズニールランド、ホームステイ
2	平成5年10月23日	ティベレビッチ・ハバロフスク 市長が来訪	3	10月22日立川市で開催の「日・ロ渡 り鳥会議」に出席
3	平成6年8月15 ～22日	第2回ハバロフスク市青少年 交流団	22	ハバロフスク市11人、コムソモリス ク・ナ・アムール市6人、ハバロフ スク市を訪問した団員と、川上村自 然の村、金峰山登山、ホームステイ
4	平成8年8月5 ～7日	ハバロフスク市長来訪	6	武蔵野市が招待してフィリポフ市長 が来訪
5	平成8年8月19 ～26日	第3回ハバロフスク市青少年 交流団	15	川上村自然の村、金峰山登山、ホー ムステイ
6	平成9年12月12 ～15日	ハバロフスク副市長、森と鳥 のサミットに出席	2	市制50周年記念の野鳥サミットに シェフチェニコ副市長を招待
7	平成10年8月14 ～24日	第4回ハバロフスク市青少年 交流団	17	川上村自然の村、金峰山登山、ホー ムステイ
8	平成12年8月14 ～21日	第5回ハバロフスク市青少年 交流団	15	川上村自然の村、金峰山登山、ホー ムステイ
9	平成13年6月4 ～8日	ハバロフスク副市長来訪		交流10周年記念事業としてレバダ副 市長を招待
10	平成14年7月30日 ～8月6日	第6回ハバロフスク市青少年 交流団	15	川上村自然の村、金峰山登山、ホー ムステイ
11	平成14年9月16 ～20日	ハバロフスク市長来訪	5	ソロコフ市長を招待
12	平成16年8月2 ～9日	第7回ハバロフスク市青少年 交流団	15	川上村自然の村、金峰山登山、ホー ムステイ

表5-3-6 平成6年、初のハバロフスク・市民自然交流視察団派遣日程

	月日	場所	時間	内容<宿泊>
1	6/25(土)	東京— ハバロフスク	午前 午後 夕刻	東京駅集合 東京駅発(あさひ309号) 新潟駅—新潟空港 ハバロフスク着 ＜ハバロフスク・ホテル泊＞
2	6/26(日)	ハバロフスク —シカチャリアン —ハバロフスク	午前 午後 夕刻	市内見学 バスにてシカチャリアンへ 古代遺跡見学、その後バスにてハバロフスクへ ＜ハバロフスク・ホテル泊＞
3	6/27(月)	ハバロフスク —コムソモリスク	早朝 午後	ハバロフスク発 アムール川を下り、コムソモリスクへ 到着後、市内見学 ＜コムソモリスク・ホテル泊＞
4	6/28(火)	コムソモリスク —バジャール山脈	午前	市役所表敬訪問、 その後ヘリコプターにてバジャール山脈へ ＜山岳ロッジ泊＞
5	6/29(水)	バジャール山脈	終日	山岳地帯視察 ＜山岳ロッジ泊＞
6	6/30(木)	バジャール山脈 —ハバロフスク	午後	ヘリコプターにてシベリア・タイガへ チェグドメンを経由してハバロフスクへ ＜ハバロフスク・ホテル泊＞
7	7/1(金)	ハバロフスク	午前 午後 夕刻	市内見学 市役所、日本総領事館表敬訪問 ロシア側指導者と懇談会、その後レセプション ＜ハバロフスク・ホテル泊＞
8	7/2(土)	ハバロフスク —東京	午前 午後 夕刻	日本人墓地墓参 ハバロフスク発(アエロフロートSU-811便) 新潟空港着 新潟(あさひ318号)—東京 東京到着

出席した。七年には本市から第三回ハバロフスク自然交流使節団(中高校生二六人で、山岳活動班二人、バードウォッチング班一人)が出掛けている(八月一四～二一日)。

シベリアの寒帯林を 平成六(一九九
守りたい 四)年六月二五
日から七月二日までの八日間、市民自然
交流視察団と市議会議員団(市議会議員
団は六月二五～二九日)がハバロフスク
市を訪問した(表5-3-6)。市民自
然交流視察団は市内で青少年育成に関係
する団員ら二人と団長、事務局の計一
八人。市議会議員団は、正・副議長ほか
市議六人、事務局二人で計一〇人。前年、
一〇〇人の中高校生の自然探検隊が行っ
た活動の拠点を視察した。視察の目的は、

シベリアの第一級の自然を、青少年の自然体験のフィールドとして活用する可能性を探ること、そして、シベリアの大規模開発、森林伐採に関して、武蔵野市民に何ができるかを考えることだった。(↓資料編)

市民や青少年の野外活動に、シベリアの自然環境を活用することや、地球環境保護の視点からシベリアの寒帯林を保全する方策を調査、研究するため、七年七月一日、シベリア野外活動研究会が設置された。八年一月一六日には中間報告を、同年三月二九日には最終報告(↓資料編)を市長に提出したが、報告書の中で、(一)武蔵野・多摩・ハバロフスク協会(仮称)の設立、(二)自然観察センターの設立、などを以下のように提言している。

市民や青少年が、シベリアの自然環境を活用して野外活動をするため、また相互交流をするために「武蔵野・多摩・ハバロフスク協会」を設置する。

事業内容は、①ハバロフスク市周辺の自然保護支援、②寒帯林・野生生物に関する調査研究、③自然観察センターの建設とその運営、④ハバロフスク市民との交流、などである。

同年四月二二日の市議会全員協議会で、市長から「武蔵野・多摩・ハバロフスク協会」の設立の説明があった。

むさしの・多摩・平成八(一九九六)年六月二二日、「武蔵野・多摩・ハバロフスク協会」が発足し、八月二五日、**ハバロフスク協会** 吉祥寺東急インで総会が開かれた。会長には、元林野庁長官の秋山智英(市民)が就任。後日、会の名称は「むさしの・多摩・ハバロフスク協会」と改められた。(↓資料編)

同年七月一〜五日に、自然観察センターの候補地を、土屋市長、武蔵野市議会議員八人、協会三人、職員六人が視察した。

八月五〜七日に、フィリポフ・ハバロフスク市長を本市は招待している。

表5-3-7 訪問 むさしの・多摩・ハバロフスク協会主催

1	平成8年12月30日 ～9年1月3日	ハバロフスク冬季体験団	16	ホームステイで正月を祝う、以降毎年実施
2	平成9年5月19日 ～23日	ハバロフスク植林調査団	5	オオヤマザクラの苗木100本を贈呈、植樹
3	平成9年8月15日 ～21日	ハバロフスク夏季訪問団	15	平成13年度まで毎年実施
4	平成10年5月1日 ～7日	ハバロフスク第1次市民植林団	16	ワロニシ地区、カラマツ苗木3000本、チョウセンゴヨウ1000本、オオヤマザクラ苗木15本植樹
5	平成11年5月3日 ～9日	ハバロフスク第2次市民植林団	11	ワロニシ地区、チョウセンゴヨウ3500本、オオヤマザクラ苗木30本植樹
6	平成12年5月1日 ～7日	ハバロフスク第3次市民植林団	14	ワロニシ地区、カラマツ苗木500本、チョウセンゴヨウ2500本植樹、サクラを視察
7	平成13年4月30日 ～5月7日	ハバロフスク第4次市民植林団	16	ワロニシ地区、チョウセンゴヨウ5250本植樹、サクラを視察
8	平成14年4月29日 ～5月6日	ハバロフスク第5次市民植林団	19	ワロニシ地区、チョウセンゴヨウ3000本植樹
9	平成15年5月2日 ～5日	ハバロフスク第6次市民植林団	18	ワロニシ地区、チョウセンゴヨウ2590本植樹
10	平成16年4月30日 ～5月7日	ハバロフスク第7次市民植林団	31	ワロニシ地区、チョウセンゴヨウ1650本植樹
11	平成17年4月29日 ～5月2日	ハバロフスク第8次市民植林団	17	ワロニシ地区、チョウセンゴヨウ1500本植樹

同年一二月三〇日から九年一月三日まで、むさしの・多摩・ハバロフスク協会主催でハバロフスク冬季体験団（一六人）が、冬のハバロフスク市を訪ねている。一六人はロシア人の家庭を訪ねて新年を祝った。この時初めて氷点下三〇度の凍ったアムール川を歩いて渡る体験をした。冬季体験団は、以降毎年行われている（表5-3-7）。

九年には七月二一～二八日、第四回ハバロフスク自然交流使節団（中高校生二五人で、アウトドア体験班一三人、バードウォッチング班二人）がハバロフスク市を訪問。同年八月一五～二一日、ハバロフスク夏季訪問団（二五人）派遣事業を、むさしの・多摩・ハバロフスク協会が主催した。

九年一二月一四日に本市は、市制施行五〇周年記念の「緑と鳥のサミット」を武蔵野スイングホールで行ったが、この時シェフチェンコ・ハバロフスク副市長を招いた（二一～一五一日）。



第1次ハバロフスク植林団、平成10年5月、
ハバロフスク・ワロニシ地区で

から齋藤勝男助役が出席した。

むさしの・多摩・ハバロフスク協会と武蔵野スポーツ振興事業団の共催で、同年七月二十七日から八月三日まで、「ハバロフスク・ホル川下りとキャンプ」が実施されたが、参加した中高生ら二三人はロシア側の二八人と一一七キロメートル（武蔵野市から千葉県南房総市までの距離に相当する）の川下りに挑戦した（表5―3―8）。

第二次市民植林団（二人）も、「友好の森」にチョウセンゴヨウの苗木三五〇〇本を、現地の市民とともに植樹

友好の森植林団

平成一〇（一九九八）年五月一〜七日、むさしの・多摩・ハバロフスク協会の主催で第一次市民植林団一六人が、ハバロフスクを訪れた。そして二日、ハバロフスク市郊外のワロニシ地区にカラマツの苗木三〇〇〇本を、現地の一二〇人の市民と協力して植樹した。ワロニシ地区の植林地に、この年、「友好の森」の記念碑が建てられた。

前年の五月には、ハバロフスク市との友好交流を記念して、同協会はハバロフスク市にオオヤマザクラの苗木一〇〇本を贈呈、植林のための調査団を派遣している。寒帯植林は社団法人国土緑化推進機構から「緑の募金公募事業」として、苗木代と管理費の補助金が交付されたが、植林の作業は市民のボランティア活動として行われた。

一〇年、ハバロフスク市創立一四〇周年を祝う記念式典には、五月三〇〜三二日、日本の自治体を代表して新潟市、青森市、武蔵野市が招かれ、本市

表5-3-8 訪問 武蔵野スポーツ振興事業団と
むさしの・多摩・ハバロフスク協会主催

1	平成10年7月27日 ～8月3日	ハバロフスク・ホル川下 りとキャンプ	23	ホル川下りとキャンプ、ホームス テイ
2	平成12年7月24 ～31日	ハバロフスク・アニユ ーイ川下りと冒険キャンプ	23	アニユイー川下り、キャンプ
3	平成14年8月5 ～12日	ハバロフスク・アニユ ーイ川下り	15	アニユイー川下り、キャンプ
4	平成16年7月23日 ～8月2日	ハバロフスク・アニユ ーイ川下り	12	アニユイー川下り、キャンプ

した（二一年五月三～九日）。植林団派遣事業は、その後、一九九（第一〇次植林団）まで継続して実施した。植林総面積は約三〇ヘクタールで、カラマツやチョウセンゴヨウなど約二万七〇〇〇本を数えた。

一一年八月九～一六日、ハバロフスク市を訪問した第五回ハバロフスク自然交流使節団（中高生一七人で、アウトドア体験班一〇人、バードウォッチング班七人）も、「友好の森」で下草狩りの活動をした。

交流一〇周年記念事業

ハバロフスク市との交流一〇周年記念事業を実施するため、レベダ・ハバロフスク副市長を、平成一三（二〇〇一）年六月四～八日、本市に招いた。

六月五～一〇日、海外友好都市交流記念物産展が、武蔵野商工会館（吉祥寺本町一丁目）で行われた。会場ではロシアの特産品（マトリョーシカ、ホフロマ塗り小物、琥珀（コハク））が展示販売され、来客数、六九二人でにぎわった。また、バラライカとギターの夕べが、武蔵野スイングホール（境二丁目）で、七、八日の二日間開催され、入場者数は二八二人だった。さらに交流一〇周年を記念して、七月二～九日、武蔵野市民自然交流団一五人（団員一〇人、引率者五人）が派遣された。団員は、青少年問題協議会の地区委員をはじめ、体育指導委員、青年会議所の会員、エッセイスト、緑ボランティアなどである。

一四年四月二九日のみどりの日に、むさしの・多摩・ハバロフスク協会が、「自然ふれあい部門」で、自然環境功労者として環境大臣表彰を受けたが、シベリアでの植林や、自然体験を通して自然との触れ合いを促進し、寄与したことに對してである。

同年四月二九日から五月三日まで、土屋市長と市議会議員四人が、青少年交流の継続・寒帯林タイガ保護の講座を開設する協定に調印するため、第五次市民植林団（一九九人）とともにハバロフスク市を訪問した。協定の内容は、（一）一〇年を経過した青少年相互交流協定を更新すること、（二）環境（寒帯林）保護と経済活性化に関する寄付講座（本市が費用を負担）を国立ハバロフスク工科大学に開設（同年九月開設）することだった。三〇日、けがで欠席したソコロフ市長に代わってカザチェンコ第一副市長が代理署名をした。翌五月一日、市長ら一行はワロニシ地区でシェフチェンコ副市長、武蔵野市の市民植林団、現地の林業技術大学生らとともに植林をし、その後、「友好の森」で行われたセレモニーに出席した。翌二日、植物園、ヘフィツイル自然保護区を視察後、三日に帰国した。

本市とハバロフスクの青少年交流は、その後も継続して行われている。

（5） ルーマニア・ブラショフ市との交流

ジョルジュ・ディマ 平成三（一九九一）年一月一九日、ルーマニア国立ジョルジュ・ディマ交響楽団の指揮者 曾我大介が、「私たちの楽団を日本に呼んでほしい」と、出身地の武蔵野市に要請するため、

交響楽団 市役所を訪れた。ジョルジュ・ディマ交響楽団は一三〇余年の伝統を持つヨーロッパで最も古い交響楽団の一つ。この要請を受け、翌四年、武蔵野・立川・府中・秋川（現あきる野市）の四市が共同で同楽団を日本に招聘することに

なり、ルーマニア国立ジョルジュ・デイマ交響楽団招聘実行委員会を立ち上げた。

独裁政権と非難を浴びていたチャウシエスク政権が崩壊（一九八九年二月二〇日）して間もない頃である。社会主義政権末期からの経済崩壊によって、ルーマニアは苦境に立たされており、同楽団も深刻な財政難で、楽器の弦が切れても買えないほど困窮していた。

ジョルジュ・デイマ交響楽団（五人）は、四年九月一三日に武蔵野市民文化会館で、日本で最初の演奏会を行ったほか、立川市民会館、府中の森芸術劇場、秋川キララホールで演奏。この四市共催事業は、TAMAらいふ21協会の後援事業にもなった。（↓第一章第三節五）

一方、市民の中からも音楽という文化活動を通じて同交響楽団を支援したい、という声上がり、四市の有志五人が手を結び、「G・デイマ歓迎市民の会」（会長・江戸京子）を平成四年六月三〇日に結成した。市民の会には武蔵野市からは武蔵野市民芸術文化協会ほか二四の団体が、府中・立川・秋川市からは計三五の団体が加わり、演奏会を支援する一方で、ルーマニア写真&ルーマニア児童絵画展、支援バザー物産展などの活動を精力的に行った。市民の会はさらに、家庭に眠っている教材用のリコーダー三二〇〇本を集め、帰国する交響楽団に託して、本拠地ブラシヨフ市の孤児院や幼稚園、小学校などに寄贈した。リコーダーは会員らによってきれいに洗浄され、一〇月一六日、船積みされた。楽団員帰国後同会は解散するが、新たに「武蔵野ブラシヨフ市民の会」（愛称ドラキユラの会、会長・江戸京子）が一〇月一九日に結成され、武蔵野市国際交流協会（境二丁目）に事務局を置いて活動を始める。武蔵野市民でもあったピアニストの江戸京子は、ルーマニアの国際音楽コンクール審査員も務めていたので、会長に適任だった。

武蔵野市民交流団、平成五（一九九三）年になるとブラシヨフ市から「リコーダーを練習して、記念のコンサート ブラシヨフ市へ」を開くことになりました」と子どもたちからお礼のファクスが市国際交流協会に届いた。市ではルーマニア交流市民団を派遣することを決め、広く三多摩地区在住者から参加者を募集した。参加資格は日本文化を紹介できること。応募者八八人の中から、書や折り紙、三味線、着つけ、生け花、盆踊り、焼き鳥、おでん、お好み焼き……さまざまな得意技を持つ二〇歳から五九歳までの三〇人が選ばれた。三〇人は、六月から二か月間、ルーマニア語や同国の文化を学ぶ事前研修を行い、八月二五日から九月四日まで、武蔵野市民交流団（団長・土屋市長）としてブラシヨフ市を訪問した。五日間ブラシヨフ市に滞在して、武蔵野市民交流団手作りの二日間にわたる日本文化の紹介「ジャパンフェスティバル」を開催した。現地のリコーダー・コンクールに優勝した学校の子どもの演奏もあった。

交流市民団の中には、ジャパンフェスティバルの会場の一角に、小さな机を置き、はがきに果物の絵を描いてルーマニア語で「ごきげんいかが」のひと言を添える絵手紙を披露した主婦（吉祥寺本町）がいた。「私にも描かせて」と幼児から大人まで、ブラシヨフ市民七〇人が絵手紙に取り組んだ。「むさしの絵手紙の会」（代表・小池恭子）では帰国後、参加した人に絵手紙を送った。短い言葉と絵で心が通じ合えるのが絵手紙のよさだからである。

五年一月一〇日には「ルーマニア建国七五周年記念コンサート」が、九月のブザンソン国際指揮者コンクールで優勝した曾我大介（G・ディマ音楽監督）とD・マーニャ（同コンサートマスター）を迎えて、三鷹駅北口のホテル・プレステージ（中町一丁目・現岩崎ビル）で開かれた。参加者一二〇人にはルーマニア大使館から七五周年を祝って手作りのルーマニアパンの土産が配られた。

六年九月二四日から一〇月五日、ブラシヨフ少女合唱団「カメラータ・インファンティス」の三二人を、武蔵野・三鷹・小金井・田無（現西東京市）・保谷（同）・調布・小平の七市が合同で招聘した。五年八月にブラシヨフ市を訪れた交流市民団の一行を、ブラン城（ドラキュラ伯爵の居城）で歓迎してくれたのが「カメラータ・インファンティス」の美しい「天使」の歌声だった。同合唱団は、ブラシヨフ市内の学校に通う一〇〜一六歳の少女たちで構成され、国内外のコンクールで入賞するハイレベルの合唱団である。九月二六日に武蔵野市民文化会館で初公演し、他の六市でも一回ずつ公演した。七市のボランティアがホームステイを買って出た。「武蔵野ブラシヨフ市民の会」はルーミアの子どもたちに不足している鉛筆、消しゴム、手動式鉛筆削り器などを贈るため、各市の市民に呼びかけた。「一本の鉛筆運動」は広がり、ダンボール七箱の文具が、公演日程を終えた団員に手渡された。

日本語教室を

平成六（一九九四）年二月八日に、ブラシヨフ市のモルズイ市長が来訪した際、市国際交流

ブラシヨフ市に開設 協会の日本語教室を視察した。そして七月には、モルズイ市長から、ブラシヨフ市に日本語教室を開設したい、ついでには日本語交流員を派遣してほしい旨、武蔵野市長に要請があり、九月、両市長間で日本語交流員派遣についての「基本協定」を、市国際交流協会との間で「実施協定」を、それぞれ締結した。そして翌七年六月七日から九月三〇日まで、ブラシヨフ市で第一回日本語教室が開かれた。会場はブラシヨフ文化センター。昼コースと夜間コースで生徒は四〇人。初心者コース週五回、既習者コース週三回で約四か月。教師は市国際交流協会から派遣した日本語交流員、武蔵野市民の藤本令子、河北祐子の二人。現地の日本語熱は非常に高く、定員の四倍もの応募があった。市国際交流協会主催の日本語教室は九年まで三年間継続して開かれた。八年に派遣された日本語交流員は小坂啓子、金成フミエ、九年は宮崎妙子、鮎久子である。また、インターンシッププログラムも八年、九年、一〇

年の三年間実施した。日本語研修生として毎年三人を約三か月ずつ武蔵野市に招聘し、彼らの日本語研修や日本事情研修を延べ三〇〇人の市民ボランティアが支えた。

七年八月一四～二三日、「市民視察交流団」一五人が、現地の日本語教室などを視察した。この市民視察交流団の派遣とともに、楽器修理者派遣事業も実施した。G・デイマ交響楽団員の弦楽器を修理するために、日本人の弦楽器制作者の竹中淳がボランティアとして同行したのである。竹中はこの時持参した自作のバイオリン二点のほか、工具・材料などの一式を同楽団に寄贈した。

土屋市長も九月二三～三〇日、日本語交流員派遣事業の成果を視察するなどの目的でブラシヨフ市を訪れた。九月二六日、日本語教室の修了式には常陸宮殿下、同妃殿下の視察もあった。

このように、平成七年はルーマニアとの関係が一気に深まった年であり、九月一九日から一〇月七日には、ルーマニア室内管弦楽団「トランシルヴァニア・ヴィルトゥオーゾ」が来日して、武蔵野市民文化会館で初公演を行った。そして、武蔵野市と友好都市の広島県大崎町（現大崎上島町）、新潟県小国町（現長岡市）、山形県酒田市、岩手県遠野市、長野県川上村でも、武蔵野市が公演費用を負担してそれぞれコンサートを開いた。さらに、公演の合間の九月二一日に楽団側からの申し出で、武蔵野市民文化会館で市内の小中学生のための音楽教室が開かれた。小中学生にとつて、間近で初めて見るプロフェッショナルの演奏だった。

九月三〇日から一〇月九日、武蔵野ブラシヨフ市民の会が主催して、「ルーマニア・ブラシヨフ市民文化交流団」の一五人がブラシヨフ市を訪れ、日本文化紹介のイベントを行っている。また一〇月末には、本市の市民が寄付した中古のLPレコード一八〇〇枚を、ルーマニアの子どもたちにクリスマスプレゼントとして贈った。G・デユマ交響

楽団指揮者の曾我大介からの依頼で、この年の五月から市民に呼びかけて集めていたものである。

九年八月八〜一八日には、武蔵野市民交響楽団（六六人）が、武蔵野市制五〇周年記念事業の一環としてブラシヨフ市を訪問し、G・デイマ交響楽団と合同コンサートを開催した。

日本武蔵野交流 前述したように、平成七（一九九五）〜九年まで、ブラシヨフ市へ武蔵野市から、日本語交流員

センター開設 を二人ずつ計六人派遣し、八〇人のブラシヨフ市民が日本語を学んだ。また八〜一〇年まで、毎

年三人ずつ日本語研修生を武蔵野市に招聘した。その際に大勢のボランティアの協力があつたが、こうした継続と蓄積から機が熟し、日本武蔵野交流センター開設へと進展する。

平成一〇年三月二三日、ブラシヨフ市のイオン・ギツシユ市長が来訪、ブラシヨフ市に開設する日本武蔵野交流センター設置に関する基本協定書（一〇年間）を本市と締結。同時に、市国際交流協会とブラシヨフ武蔵野友好協会（会長・イオン・ギツシユ市長）、ブラシヨフ県評議会、ジョージ・バリティユ図書館長との間で実施協定書を締結した。

日本武蔵野交流センターの開設場所は県立ジョージ・バリティユ図書館分館二階で、広さは約三三平方メートル。開設に向けて、七年間に交流を深めた市民団体や日本語交流員による市民委員会が結成され、武蔵野市内で五〇〇円募金を実施した。一五八三人から一二七万九五〇〇円の寄付があつた。それを原資に日本文化紹介の図書を購入、一〇〇〇冊備えた。

土屋市長、市議会議長他議員団、市民団二二人が八月二日、現地のオープニング・セレモニーに出席した。地元市長、県知事、文化相、駐ルーマニア日本大使らの出席があつた。オープニング・イベントの中に、市民団による日本文化紹介があつた。日本武蔵野交流センターは一五年六月に、日本武蔵野センターと名称を改めた。市民へのアピー

ルとして一七年一月一八日～二月一〇日、市役所一階ロビーで「日本武蔵野センター・パネル展」を開催した。

一〇年には、九月一～二三日、ルーマニア少年少女合唱団四〇人が来訪し、市立第一中学校コーラス部とのジョイントコーラスも行った。一二月一六日には、エウジェン・デジマレスク駐日ルーマニア大使が来庁、四年以降のブラシヨフ市との交流の功勞に対し、土屋市長と渡部法雄武蔵野ブラシヨフ市民の会会長に感謝状を授与した。

一一年八月二日には、NPO法人「プロジェクトH O P E ジャパン」（中町二丁目・現ビープルズ・ホープ・ジャパン）が、ルーマニア・ブラシヨフ市の産婦人科病院に、医療機器・超音波診断装置など三点、一〇〇〇万円相当を寄贈した。プロジェクトH O P E ジャパンは九年一月に発足した国際医療支援団体で、会員は横河電機などの法人約二五〇社と、約一四〇〇人の個人で構成する組織である。

一二年にブラシヨフ市を訪問した武蔵野市民が視察した産婦人科病院では、四〇年前の古い洗濯機がしばしば故障し、新しい洗濯機が買えないため、赤ちゃんは半乾きのおむつを当てられていた。武蔵野市の主婦らは「ブラシヨフの赤ちゃんに洗濯機を」と募金活動を展開。約四か月で四六〇万円が集まった。不足分をプロジェクトH O P E ジャパンが負担して、一三年二月一日、ブラシヨフ市の産婦人科病院に、業務用大型洗濯機四台と乾燥機一台（総額二二〇〇万円）を寄贈する目録がイオン・バス駐日ルーマニア大使に贈呈された。また、大型洗濯機の選定に当たっては、現地日本武蔵野交流センターの協力員（日本人）が、ドイツのメーカーとの折衝のため何度もドイツを訪ねたりした。寄贈した洗濯機と乾燥機の引き渡し式は二月二八日に行われた。

交流の今後 武蔵野市・ブラシヨフ市交流一〇周年記念事業は、平成一四（二〇〇二）年四月一九日から五月九日
を考ふる まで、「みやこうせいルーマニア写真展」を、「ルーマニア賛歌」と題して市民文化会館展示室で開催

した。来場者は一七五〇人を超えた。

また、日本・ルーマニア交流一〇〇周年記念事業と併せて、市とブラシヨフ交流一〇周年記念公演のため、六月一三〜二三日、東京都無形文化財の糸織り人形一座「結城座」(中町・団員一〇人、事務局四人)が、ルーマニアを訪問した。六月一八日のブラシヨフ市での公演には約八〇〇人、同月二〇日のブカレスト市での公演には約三三〇人が来場した。

八月一日、NPO法人プロジェクトHOPEジャパンが、ブラシヨフ市の教育観察庁に「IT(情報技術)センター」を開設したのは、将来的に現地のソフト産業を育成するためである。パーソナルコンピューター一〇台と関連機器は、コンピューター会社などから寄付を受け、講師の派遣費用や輸送費は、市国際交流協会の補助や募金などで賄った。三か月間、週三回のIT教室を開き、武蔵野市民のボランティアが講師を務めた。

八月六〜一四日、土屋市長、市議会議長、議員団(五人)と、市民団(三二人)の一行がブラシヨフ市を訪問、ITセンターのオープニングにも参加し、ブラシヨフ市民とともに一〇年間の交流を祝った。(↓資料編)

一五年七月一六日〜九月八日には、ブラシヨフ市日本武蔵野センター嘱託職員のパラボーイ・ジョルジアナが司書業務、日本文化、日本語などの研修のために来訪した。また、一六年四月二〇日には、ルーマニアの国会議員団(七人)とイオン・バスク駐日大使が来訪し、クリンセンター、総合体育館、0123はらっぱなどの市の施設を視察した。

一七年九月二八日には友好交流の一環として、G・デュマ管弦楽団のフルート奏者イオアン・グレルーシユによるリサイタル「フルートが奏でるルーマニア」を武蔵野スイングホール(境二丁目)で開催した。一月一日、市は「ルーマニアとの今後の交流のあり方を考える市民懇談会」(委員長・横尾勝NPO法人プロジェクトHOPEジャパン)

を設置する。ルーマニアとの交流団体関係者から四人、公募市民から四人、計八人で発足した。ブラショフ市で第一回日本語交流教室を開いてから、ちょうど一〇年である。

(三) 姉妹・友好都市と足りないものを補い合う交流

(1) 姉妹都市利賀村との交流

水と緑と太陽と

武蔵野市姉妹都市盟約第一号、超過疎の富山県利賀村（現南砺市）と超過密の武蔵野市の交流のいきさつ、盟約の趣旨は『武蔵野市百年史資料編Ⅱ上（昭和二二～五八年）』に記述してあるが、

昭和四七（一九七二）年、当時本市の助役だった藤元政信（のちに市長）の故郷、利賀村が自然休養村の指定を受けるため本市との姉妹提携を申し込んだのがそもその始まりである。同年四月、両者は姉妹都市の盟約を結んだ。利賀村は標高五〇〇～一五〇〇メートルに咲く高山植物（ミズバショウ、シヤクナゲの大群生）、薬用植物をはじめ、山菜、川魚が豊富である。夏期はキャンプ・避暑地、冬期は各所にスキー場、さらに、合掌造りの家屋、民宿がある。平家の落人伝説、民謡など古くからの有形・無形の文化遺産も数多く残されている。山間の僅かな田畑を利用した農業や林業の他にはこれといった産業がないため、若い人は村を出ていき、盟約を結ぶ四七年までの五年間にも六〇〇人が離村する状態だった。人口一八八四人（昭和四六年四月一日）、面積一七六・三平方キロメートル、人口密度一〇・七人である。

一方、本市は東京の代表的ベッドタウンで、全国六〇〇市中人口密度第五位（当時）。「大気汚染や交通事故、都市化の波に洗われ、人間として生きる権利を侵されている」と感じていた当時の後藤喜八郎市長は、生活に安らぎを取

り戻せる「よい空気、きれいな川、美しい緑」の利賀村との姉妹都市提携を快諾、利賀村は市民にとって「第二のふるさと」第一号となった。

今期に入った五八年五月以降の利賀村との交流は資料編に譲る。

土屋市長は就任後初めて五八年一月一日から一九日にかけて、望月彰夫市議会議長らとともに利賀村を表敬訪問している。

利賀村の概要

利賀村は富山県東砺波郡の西南端にあり、標高は平均五〇〇メートル。九七パーセントが林野で、世帯数は三〇〇世帯（昭和四七年四月）。

村には、世界演劇祭の舞台となる合掌文化村や、民俗館、名刹西勝寺、五箇山スキー場などがあり、近くには利賀・長崎、大牧などの温泉が湧き出ている。平成六（一九九四）年から合掌文化村一帯は県立の芸術公園となつて整備・活用されている。演劇の村として国内外に知られ、利賀フェスティバルには世界中から優れた劇団が参加し、国内外から多くの観客が押し寄せる。

瞑想の郷の「瞑想の館」には、ネパール王国ツクチェ村の僧侶で絵師のサシ・ドージらが描いた四メートル四方の大マンダラが四面に掲げられ、神秘的な空間に力を与え続けている。また、飛翔の郷では「道」をテーマに村の歴史、文化、産業などを紹介しており、隣接の「富永一郎とが漫画館」にはまんが家富永一郎の原画約五〇点が展示されている。

河童の郷は百瀬川の清流を利用した施設で、食事、魚つり、散策ができ、河童亭では川魚の生態観察ができる。さらにそばの郷には村の特産品そばの資料館「そばの館」があり、そばの原産地ヒマラヤの山岳民族の資料が展示され、

そば打ち体験の施設もある。平成一一年九月には利賀村天竺温泉の郷と銘打って、新しくホテルが建設された。本市では市民に施設使用料を助成する制度を作った。

主な交流事業

冬の雪祭り、そば祭り、夏の小中学生の自然体験学習、秋の山祭りを楽しみに、武蔵野市民が利賀村を訪れ、平成七（一九九五）年度からは市立境北小学校と桜堤小学校（両校とも現桜野小学校）の五年生がセカンドスクールでお世話になっている。（↓第二章第二節一）

利賀村の雪祭りは、巨大な城の雪像などに灯がともされ、幻想的である。開会式の舞台が雪と氷で作られ、壇上の主催者や来賓は、防寒着に長靴姿だが、体の芯まで冷える。式典終了後の熱燗かの地酒と温かい名産のそばがおいしい。雪上のグルメ館は、人口一〇〇〇人足らずの村とは思えないほど大勢の参加者でにぎわっている。

平成六年二月のそば祭りは、利賀村が豪雪に見舞われ、武蔵野市民は入村できずに、手前の庄川町に宿泊した。夏の小学生の自然体験学習では、豊かな自然の中でイワナつかみや、森の家づくりなどが楽しめ、利賀村児童との交流もある。武蔵野市ではできない体験である。秋の山祭りでは、昔から利賀村に伝わる民家を新築する際の基礎工事「石かち」を再現してもらったり、伝統芸能である麦屋節を披露してもらったり。

一方、利賀村からは毎年秋に、小学五・六年生が本市を訪れる。やってくる小学生は、市内にホームステイ（当初は境の都立青年の家に宿泊）して、市立小学校で半日体験入学をする。大都会の交通機関を利用してみたり、情報・文化施設、都市の生活環境を見て、村の生活との違いを身をもって理解する。

村民団の「武蔵野市への旅」もある。春の桜まつり（平成五年から）、夏の武蔵野まつり、秋の青空市と本市の年中行事に合わせて来訪する。桜まつりや青空市の会場に作られた姉妹・友好都市特産品販売ブースには、名産の赤か

ぶの漬物、きやら^{ぶき}蒔、イワナの塩焼き、そば、味噌、きのこ、豆腐などが並ぶ。

姉妹都市交流

平成四（一九九二）年八月七日から九月六日までの三二日間、利賀村で世界そば博覧会が開催さ

二〇周年を祝う

れた。交流二〇周年を記念して本市は「武蔵野館」を建設。そば博の期間中、市職員を派遣して

本市と姉妹・友好都市の関係にある全国の町や村の紹介や物産品の販売などをした。八月二日から二四日まで武蔵野市民団五四人がそば博を訪れ、利賀村との姉妹都市交流二〇周年を祝った。そば博終了後「武蔵野館」の建物は利賀村に寄贈した。

交流二〇周年の記念祝賀会は一月二日に吉祥寺東急インで開かれた。宮崎道正利賀村長、同村議会一行のほか、各姉妹・友好都市の市町村長らが出席、利賀村の麦屋節保存会による郷土芸能が披露された。翌一月三日は、武蔵野市制施行四五周年記念式典が武蔵野市民文化会館で行われた。式典終了後に利賀村との姉妹都市盟約二〇周年を記念し、市立第一中学校の校庭に利賀村の木であるトチノキが植えられた。

一四年五月二四日から二六日まで、本市は姉妹都市盟約三〇周年記念「市民ツアー」を市制施行五五周年記念事業の一環として企画、市民四四人が利賀村を訪問した。盟約三〇周年の記念に、シタレザクラ、ヤエザクラ、ヤマザクラなどが瞑想の郷に植えられた。一月二日には、記念式典、祝賀会が吉祥寺第一ホテルで行われ、本市から利賀村へ故岡田紅陽の「曙」（富士山の写真）を贈り、利賀村からは米二〇俵（一二〇〇キログラム）が寄贈された。関前公園（関前三丁目）には記念植樹として利賀村から運んだトチノキが植えられた。

さようなら利賀村

平成一一（一九九九）年七月に地方分権一括法が成立し、全国的に市町村合併が行われた。利賀村も一六年一月、城端町、井波町、福野町、福光町、井口村、平村、上平村の七町村と合

併、新たに南砺市となる。合併を前に一〇月二二日、利賀村健康増進センターで閉村式が行われた。式には、土屋市長、田中節男市議会議長をはじめ議員団五人と市民三〇人が出席した。

式典では、長年の利賀村との姉妹都市交流での功績により土屋市長に名誉村民の称号が授与された（↓資料編）。米澤博孝村長の式辞、来賓の土屋市長の挨拶、村旗降納、アトラクション「世界と手をたずさえる美しい母村利賀」飛躍の南砺市へ」の歌が響き、記念創作舞踊や麦屋節が披露された。

南砺市は人口五万八〇〇〇人、面積六六八・八六平方キロメートル（東西約二六キロメートル、南北約三九キロメートル）となり、富山県下で最も面積の広い市となった。「利賀村」の名称は、特例として大字名として残った。

南砺市と友好都市に

南砺市の産業は、平野部はアルミニウム関連など製造業が主であり、山間部は観光施設などのサービス業、絹織物業、日本一の木彫刻産業、プロ野球の木製バット製造が有名であり、おいしい米、干し柿、里芋、チューリップの球根の生産、奥深い山間部ではそば、赤かぶの栽培などが主である。

平成一七（二〇〇五）年一月一九日には、豪雪の南砺市に武蔵野市と同市議会から豪雪見舞金を届けた。二月一〇（一二日、合併後初めての南砺市市民交流ツアーが企画され、一八人がそば祭りなどを訪れ、南砺市の伝統芸能館や「じょうはな座」、福光美術館などを見学した。五月一日には、南砺市の溝口進市長が来訪、土屋市長と懇談してアテナショップを視察した。

本市と利賀村との姉妹都市盟約は合併により消滅したが、一九年一月三日、改めて南砺市との間で友好都市の提携書を取り交わした。

(2) 姉妹都市豊科町との交流

交流のいきさつ

昭和五九（一九八四）年五月一〇日、本市を訪れた長野県豊科町（現安曇野市）の笠原貞行町長から、本市との友好・交流の申し入れがあった。早速八月四日に土屋市長が豊科町を訪問する。

その後、姉妹都市となる六二年にかけてさまざまな交流が続けられた。議会関係では、武蔵野市議会議員の豊科町訪問（二回）、豊科町議会議員の来訪（二回）。武蔵野市民と行政では、小中学校の児童・生徒のバスケットボール・卓球などの交歓試合、あづみ野祭りへの参加、お座敷列車での豊科町訪問など（二〇回）。豊科町民も本市へやってきた。豊科町芸術文化協会、豊科町スポーツ少年団がむさしの青空市や吉祥寺フェスティバルに参加（一三回）もしている。そして六二年七月、笠原町長から本市に姉妹都市提携について文書による正式な依頼があった。

「武蔵野市とは五九年以来、行政、議会、教育、市民など幅広く友好交流の実績を重ね、極めて親密な関係を深めてきた。武蔵野市は全国的にもトップクラスの文化都市であり、豊科町は北アルプスの借景のもと自然に恵まれた田園都市である。それぞれの持ち味を十分發揮し、行政の限らない発展と住民生活の向上に資することが重要な課題である。最近の友好交流の深まりから、豊科町の住民は武蔵野市との姉妹都市提携を強く望んでいる」

市は八月二七日、市議会全員協議会で了承を得、九月三日、担当助役が依頼を受け入れる文書を豊科町に持参した。

姉妹都市の盟約

昭和六二（一九八七）年一月三日、本市と豊科町は姉妹都市の盟約を締結した（↓資料編）。

姉妹都市盟約の締結式は、同日、武蔵野市民文化会館で挙行された武蔵野市制施行四〇周年記念式典の中で執り行われた。土屋武蔵野市長、笠原豊科町長による盟約書の調印と交換、市旗、町旗の交換があった。姉妹都市盟約の記

念に豊科町から寄贈されたコブシの若木は市民文化会館前に植樹された。

「武蔵野市と豊科町は住みよい地域社会と豊かな住民生活を願い信頼と友情をもって交流を深めてきた

われわれはこの信頼と友情をさらに深め教育、文化、産業経済など広い分野での積極的な交流が住民福祉の向上に寄与するとともに両市町に繁栄と発展をもたらすことを確信する

よってここに姉妹都市の盟約を締結する」(姉妹都市盟約書)

豊科町の概要 豊科町は、長野県の西部に連なる雄大な北アルプスのふもとに広がる安曇野の穀倉地帯である。標

高五六〇～五八〇メートル、南安曇郡の中心地。南は犀川を境に松本市と、北は穂高町(現安曇野市)、明科町(同)、東は四賀村、西は三郷村(同)、堀金村(同)、梓川村と接している。

面積三七・九七平方キロメートル。その二五パーセントが山林、原野であるが、他は大半が地味肥沃な水田地帯である。気候は北アルプスの影響を受けて、大陸性で、真夏の最高気温は三〇度を超す。冬は太平洋側の気候に近く積雪は少ないが、最低気温はマイナス一五度前後となる。人口は二万四七六八人(昭和六二年六月一日現在)、世帯数七二八六(同)。農業が主で、安曇米、ワサビ、野沢菜漬けが名産だ。わさび田湧水群は日本の名水百選にも選ばれている。犀川には一月上旬に数百羽の白鳥が飛来する。

ビレッジ安曇野は昭和六二(一九八七)年三月にオープンした豊科町営の宿泊施設。一〇〇人が宿泊可能。農作業の実習やそば打ち、わら細工などの体験学習の交流拠点となってきた。

郷土博物館(山岳写真家・田淵行男に関する資料や民俗資料、歴史資料を展示)や伝統工芸館もあり、安曇野ガラス工房(豊科町と多摩美術大学クラフト研究会の協力で出来た工房)には手作り教室もある。石仏と道祖神の宝庫で

あり、日本一の数を誇る一三三体の道祖神がある。

平成一七（二〇〇五）年一月一日の町村合併で穂高町、明科町、三郷村、堀金村の四町村とともに安曇野市となった。

主な交流事業

あづみ野祭りは毎年八月の第一土曜日。あづみ野ばやしや安曇野太鼓がにぎやかに繰り広げられ、武蔵野市民も大勢加わる。本市から豊科町への市民団の訪問、豊科町から本市への町民団の来訪の実績は「資料編」に載せた。平成七（一九九五）年からは豊科町で中学校のセカンドスクールを実施している。

豊科町から本市へは秋の町民芸術文化の旅、フレッシュコンサート鑑賞の旅などがあり、また物産展、武蔵野桜まつり、青空市への参加のほか、アンテナショップ「麦わら帽子」にも特産品を出品している。

姉妹都市盟約五周年記念の「武蔵野の小径こみち」が同町近代美術館敷地内に四年二月一日完成した。小径には武蔵野の雑木林をイメージして約二四〇〇平方メートルの敷地にケヤキ、サクラなど八種四五本を本市が植栽した。

六年八月四日、本市は渇水に悩む友好都市・広島県大崎町（現大崎上島町）に、豊科町の協力を得て、安曇野の名水一リットル入りの紙パック五〇〇〇本、さらに一万本追加発送して支援した。この経験が生きて、八年七月二七日に本市は豊科町と災害相互援助協定を結んでいる。（↓本章第一節一）

九年一月二日には、姉妹都市盟約一〇周年の記念祝賀会が行われ、会場の吉祥寺東急インに関係者九一人が出席した。

豊科町閉町、そして

平成一七（二〇〇五）年九月二五日、前記合併に伴う豊科町の閉町式には本市から古田土

安曇野市と友好都市に

一雄助役・市長職務代理者（土屋市長は同八月二九日付けで武蔵野市長を辞任）と山下倫

一市議会議長が出席した。安曇野市が誕生し、姉妹都市盟約締結から一八年間続いた豊科町との姉妹都市の関係は幕を閉じたが、一九九年二月五日、新たに新生安曇野市と友好都市の提携書を取り交わした。

(3) 友好都市交流

① 長野県川上村

交流のきっかけ

本市は昭和五七（一九八二）年七月、長野県川上村かわはけ川端下に青少年野外活動施設「少年自然の村」を建設した（五九年七月に「自然の村」と改称）。四七年から実施してきた青少年の野外活動「むさしのジャンボリー」を行う施設が誕生したのである（↓第三章第二節二）。この年から川上村との友好都市としての付き合いが始まった。

川上村の概要

川上村は長野県の東南端にあり、群馬、埼玉、山梨の三県に接し、周囲を甲武信岳こぶし、国師岳、小川山、金峰山きんぷなどに囲まれている。甲武信岳を源とする千曲川（新潟県に入ると信濃川となる）と、総面積（二〇九・六一平方キロメートル）の八八パーセントを占める山林、広大な高原野菜畑（レタスの生産量は日本一）に代表される自然郷である。標高は一〇〇〇～一五〇〇メートル。自然の村周辺には川上村宮のキャンプ場や屋根岩バナラマコース・かもしか遊歩道などのハイキングコースがある。廻り目平キャンプ場は金峰山登山のベースキャンプとなっており、バードウォッチング、岩登りなども楽しめる。近くには清里高原（山梨県北杜市）の美し森もある。

山には山の

昭和六三（一九八八）年から平成二（一九九〇）年まで「川上村・武蔵野市・子ども交流会」を本市、川上村、武蔵野市子ども会育成連絡会の共催で開催、レクゲーム、魚のつかみどりなどを通じて交流を深めてきた。また、三年から一一年まで、市青少年問題協議会第三地区委員会と、川上村立第二小学校父母の会との共催で児童交流会を実施し、本市の子どもたちはレタスの収穫などの農業体験を、川上村二小の五、六年生は二泊三日のホームステイと都内見学をした。毎年一一月のむさしの青空市でも、特産品の展示、即売をしている。

住民同士の交流は、昭和六〇年から始まった。春の川上村山菜まつりではタラの芽やワラビを摘み、自然の村に宿泊して、美し森へのハイキングを楽しむ。秋には自然の村周辺のハイキング、キノコ狩り、天体観察もある。財団法人武蔵野スポーツ振興事業団・野外活動センターでは、市民を対象に、自然の村を拠点とした野外活動事業（武蔵野自然クラブ、親子野遊びクラブ、キャンプカウンセラー講習会、ファミリーキャンプなど）を行っている。

②千葉県白浜町（現南房総市）

交流のきっかけ

昭和六二（一九八七）年四月二八日、和わが頼通夫白浜町長から、町では農林水産省提唱の「まちとむらの交流促進事業」を推進したい、ついでには武蔵野市との交流を、と文書で武蔵野市長に依頼があった。まもなく和頼町長が本市を訪れ土屋市長と懇談。七月二日には土屋市長が白浜町を訪れ同町を視察、以降友好都市としての交流が始まった。

白浜町の概要

白浜町は房総半島の最南端の町。面積一七平方キロメートル、人口七〇〇〇人弱（昭和六二年当時）。東西に長く南は海浜部、北は山林、中央部が農地と居住地域。農業と漁業と観光が三本柱で、温暖

な気候を生かした冬期の花栽培、伝統の海女漁法が観光資源である。白浜海洋美術館（民間）は、海洋漁業にちなんだ道具などを展示している。白亜の野島埼灯台は房総半島最南端に明治二（一八六九）年完成した。設計はフランス人技師ヴェルニー。日本最古の洋式灯台で、同町のシンボルになっている。根本オートキャンプ場（五〇〇台収容可能）と、波静かな海水浴場（三か所）がある。

海の幸をどうぞ

平成元（一九八九）年四月九日、武蔵野市開村一〇〇年記念式典が武蔵野市民文化会館で開催された際、白浜町から届いた花を出席者にプレゼントして話題になった。同年八月一九～二〇日のむさしの祭りでは白浜町物産コーナーを開設、海産物などの特産品を展示即売した。また十一月のむさしの青空市の物産コーナーでは町をPRした。五年度から始まったむさしの桜まつりにも毎年出品。一三年一〇月オープンのアンテナショップ「麦わら帽子」（吉祥寺本町一丁目）では採りたてのアワビ、サザエ、花のほか、同町のイベント情報を発信して市民に交流を呼びかけている。

市報で募った「海女まつりへの旅」武蔵野市民団（四〇人）が二年七月二〇～二一日に初めて白浜町を訪問した。以来、一〇年まで毎年、海女たちの海上夜泳や花火を満喫する。冬も「産業まつりと花つみの旅」（四〇人）が六年二月一九～二〇日を第一回として一一年まで続いた。一二年以降は白浜町市民交流ツアーとなる。

一方、白浜町から本市には、物産展やアンテナショップへの出店を別にすれば二年十一月の白浜町役場の職員による行政視察が初めてで、一五年一〇月に白浜町食生活改善協議会推進員の一五人が総合体育館、吉祥寺美術館、アンテナショップを、同じ月の一日には町役場新人職員六人が総合体育館、0123はらっぱを視察した。

一八年三月二〇日、白浜町、富浦町、富山町、千倉町、丸山町、和田町、三芳村の七町村が合併して、南房総市が

誕生した。人口は四万五三八二人、面積二三〇・二二平方キロメートル（いずれも平成一九年一月一日現在）となった。南房総市との友好関係は、その後も続き、「海女まつりへの旅」なども好評である。

③岩手県遠野市

交流のきっかけ

岩手県遠野市と本市、三鷹市の三市が交流する民話と映画のつどい・写真展が、昭和六三（一九八八）年一〇月に、武蔵野・三鷹両市で開かれた。一〇月三〜四日、武蔵野芸能劇場で遠野の語り部・正部家ミヤが柳田国男の民話『遠野物語』を語り、映画「柳田国男と遠野物語の世界」が上映された。

さらに、一〇月二七〜三十一日、武蔵野市中町のリンデンバウム（コミュニティサロン）で、遠野市主催の「岩手・遠野ふるさとまるごと展」が開催された。遠野市は五日間にわたって物産の紹介や販売、郷土芸能の鹿踊りなどを披露した。この「ふるさとまるごと展」を本市が後援したことから遠野市との友好・交流が始まった。

遠野市の概要

遠野市は昭和二九（一九五四）年に一町七か村が合併して誕生したが、平成一七（二〇〇五）年一〇月一日には宮守村と合併して新「遠野市」となった。三〇年代以降、人口の漸減・高齢化で、農業、林業、畜産といった基幹産業に陰りが見られる中で、企業誘致や観光振興に力を入れ、特に、民俗学者柳田国男によって紹介された「民話」の伝承や演劇化、体験施設の整備、あるいは優良な地場産木材を活用した歩道や住宅、街路灯、電話ボックスの整備などで美しい街並みづくりを進めてきた。岩手県の中央部を南北に連なる北上山系の中心に位置し、標高一九一四メートルの早池峰山などの山々に囲まれており、平坦地は全体の一五パーセントしかない。面積は、東京二三区より広い八二五平方キロメートル、人口は約三万二〇〇〇人（いずれも平成一七年六月三〇日現

在)。

民話のふるさとという観光資源のほかに、早池峰山国定公園、荒川高原、高清水牧場、貞任牧場まこととうなどの豊かな自然環境や、南部曲まがり家やがある。曲り家は住居と厩舎が一体となったL字型の伝承的民家で、市内土淵つちぶち町にある菊池家の曲り家は国の重要文化財に指定されている。伝承園は、曲り家を保存し民話を体験できる施設である。

子どもが行く遠野

平成元(一九八九)年七月二六(三〇)日、四泊五日の「第一回遠野市・武蔵野市子ども会交流会」(三年から「遠野市・武蔵野市児童交流」と改称)が遠野市綾織町で開かれた。以降、両市と武蔵野市子ども会育成連絡会の共催で毎年交流は続いてきたが、一三年度からは本市が単独で主催するようになり、本市の児童は毎年一〇月の三連休を利用して二〇人前後が、また遠野の子どもは三月に一〇人前後が相互に訪問してホームステイ、本市の児童は、農業体験、縄文式土器の制作などを、また遠野の子どもたちは都内見学などを楽しんでいる。

本市は平成五、六年、遠野市でセカンドスクールの試行(小学校四年生(中学校二年生を公募し、計一〇〇人が参加)を行い、七、八年には市立第三小学校と同第五小学校が遠野市で本格実施した。(↓第三章第二節一)

遠野市でのセカンドスクールは試行を含めて四年で終わったが、平成一五年になって遠野市から新たに「ふるさと学校体験留学」の提案があった。遠野市教育委員会が主催して夏休み中の本市の児童を、すでに二学期が始まっている遠野市の学校が受け入れ、ホームステイ先から学校へ通うというユニークな構想。初年度の一六年は市立第二小の児童六人の参加にとどまったが、二年目、三年目と参加者が増え、二一年には延べ一〇〇人を超えた。初回以来、毎年児童を引率している元教師の小田富英は、「本市と遠野市の子どもの交流は、学校教育と社会教育の両輪がそろう

て確かなものになってきた。初期の体験者から指導者になる者も育っている」と手応えを語っている。

家族で行く遠野

平成四（一九九二）年七月一―一三日、遠野市で開かれた世界民話博覧会には武蔵野市民団七九人が参加した。市民団はこの後二一年九月一八―二〇日、「遠野市への旅」に、一六年二月七―九日、「市民交流ツアー」（遠野どべっこまつり）に、一七年一〇月二五―一七日には「市民交流ツアー遠野ウォーキング大会と義経ゆかりの平泉の旅」などでも訪問している。

遠野市との新しい交流事業として本市は、平成一六年八月一八―二二日、「家族ふれあい自然体験」を実施、二七家族、八五人が参加した。遠野市の豊かな自然環境の中で、ホームステイをしながら交流を深め、市民の第二の故郷づくりができることを目的としている。水光園（宿泊・飲食施設）の散策、寺沢高原ハイク、猿ヶ石川のゴムボート川下り、乗馬体験、馬の世話、野山の探検、昆虫資料館見学、そば打ち、けいらん（菓子）作り、陶器づくり、絵付け、ハンカチ染めなどを体験した。四泊五日は、「家族との会話やふれあいも多く家族の絆が一層深まった」「体験した話題に花が咲き、充実した夏休みだった」「民間の旅行では体験できない旅だった」と参加者の評判も良く、翌一七年にも八月三―七日、二五家族、八七人が参加した。（↓資料編）

一五年五月二六日、宮城県沖地震（マグニチュード七・〇）が発生、本市は被災した遠野市に市職員二人を派遣し、見舞金一〇〇万円を届けた。

④新潟県小国町（現長岡市）

交流のきっかけ

伝統的な小国和紙の里、新潟県小国町（現長岡市）と切り絵を通して交流があった切り絵作家の西山三郎（武蔵野市民・武蔵野文化事業団運営協議会委員）から、小国町が本市との交流を望んでいるという話が伝えられ、その後平成元（一九八九）年九月一日に牧野功平小国町長が本市を訪れた。一月のむさしの青空市への初参加で小国町と友好都市交流が始まった。

「小国和紙と生活展」が平成二年一月二～一九日、武蔵野市民文化会館展示室で開催された。小国和紙の魅力、実際に行う紙すき体験、紙が仕上がっていく工程に市民は見入っていた。和紙ならではの趣を生かした切り絵、染色、糸作り、揉み紙、きものジャケット、和紙のスタンドグラスなどが人気を集めた。この展示会以来交流が一層深まり、六年一月五日、武蔵野市民文化会館一〇周年記念事業、市民創作舞踊「生」に出演する巡礼役の衣装が、小国町から寄贈された特産品の「紙子」で作られた。

二年の六月二～三日、小国町民二四人が武蔵野文化事業団主催の音楽会を市民文化会館で鑑賞している。五～九年は民間団体「かみきり虫」（武蔵野市の切り絵サークル）と「きりぎりす」（小国町の切り絵サークル）が、小国町と本市で相互に切り絵展を開催し、交流した。四年四月二五日には武蔵野シティバレエの小国町公演もあった。

小国町の概要

小国町は、新潟県の中南部、刈羽郡に属している。周囲を山で囲まれた盆地で、典型的な豪雪地帯。町の中央を信濃川の支流渋海川しぶみが流れている。面積は八九・九三平方キロメートル、人口は約八五〇〇人（平成三年八月現在）。特産品はコシヒカリ、山菜、シイタケ、ニシキゴイ、牛肉など。手すきの「小国和紙」は厳寒期、雪の中に埋めて漂白する独特の手法で、国の無形文化財に指定され、伝統が継承されて、今も生産されて

いる。

棚田を生かし収穫体験

平成七（一九九五）年五月二三～二六日、本市のセカンドスクール（市立大野田小学校の五年生、四学級・一二二人）を小国町で実施した。セカンドスクールは一年まで五年間続けられた。

本市では、和紙づくり（すき）、ブナの植樹、雪まつりなどに、市民交流ツアーを組んで小国町を訪れている。親子棚田体験事業は一四年から始まり、市民が家族で毎年五月に田植え、八月に田の草取り、一〇月に稲刈りを体験させてもらい、収穫の喜びを味わう。

一五年八月二九～三一日、「もちひとまつり見学」と小国町愛蔵書センター（↓第三章第四節四）のオープン式典には市民団二七人が訪れている。もちひとまつりとは、平家物語の悲劇の皇子以仁王もちひとおうにまつわる歴史ロマンの隠れ里祭り。市民団はこのツアーで、小国三角ちまき作り、八石ナスはちいしくの収穫、集落みこし競演、小国町民一〇〇人による歴史野外劇や雅楽を鑑賞した。

中越地震発生

平成一六（二〇〇四）年一〇月二三日、新潟県中越地震が発生。震源の深さ一三キロメートル、マグニチュード六・八、震度六強。小国町は死者一人、町道、上下水道、公共施設、家屋など三〇〇億円を超える被害を被った。

本市はただちに中越地震支援対策本部を設置した。武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例に基づき、小国町を中心に緊急物資の輸送、給水管布設、下水道復旧工事、バキュームカーによる汚水汲み取り、建築物応急危険度判定業務などの人的支援を行った。緊急物資は、飲料水（五〇〇ミリリットル七二〇八本）、アルファ米（三五五〇食）、

加温ご飯(三〇〇〇食)、缶詰(六七二〇缶)、ブルーシート(二四七五枚)、毛布、簡易トイレ、オムツ、カイロ、粉ミルクなど。さらに本市から直送できないおにぎり(二万九九五食)を姉妹都市の長野県豊科町(現安曇野市)に搬送も依頼して小国町に届けた(二月八日まで)。市民からの義援金総額二〇六一万七千八百四十四円のうち二六八万七千三百六十六円を小国町へ、一七九三万〇四五百八十八円を新潟県へ見舞金として贈った。市と市議会からの見舞金一〇〇万円、市理事者と職員一同から一〇〇万円、市議会議員一同からの三〇万円も届けた。武蔵野市交流市町村協議会の構成市町村(友好・姉妹都市)は、各市町村の実情に応じて人的、物的支援を行った。

本市は一七年三月一二～一三日、震災後の小国町民に「笑い」を贈り、励ますため、日本落語協会に六人の若手落語家を派遣してもらって「武蔵野寄席小国場所」を小国町で開催した。雪の降る中、農村環境改善センターには三〇〇人の町民が駆けつけ、会場は笑いの渦に包まれた。本市から小国町への市民ツアーの二六人も参加した。小国町からは復興支援のお礼にと、その後小国和紙で作ったこいのぼりが届いた。小国和紙生産組合が作ったもので、長さ二五メートル、幅八〇センチメートル。鱗一枚一枚に「助けてくれてありがとう」「復興に向かって頑張ります」などのメッセージが書かれていた。こいのぼりは、六月四～五日、市の浄水場で開かれた「市民と水のふれあい広場」に展示、イベント終了後は市役所ロビーに展示された。

さようなら小国町

市町村合併に伴う小国町の閉町式が平成二七(二〇〇五)年三月二〇日、同町の農村環境改善センターで行われ、小国町から本市に、平成元年以来の交流と地震復興支援への感謝状が贈られた。同町は長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村と合併して、四月一日から新「長岡市」となった。八月二八～二九日、新「長岡市」に初の市民交流ツアー(二七人)が訪れ、旧小国町でもちひとまつり、花火大会のほか、

名物笹だんご作りを楽しんだ。

⑤ 広島県大崎町（現大崎上島町）

交流のきっかけ

昭和六二（一九八七）年の春、広島県大崎町長に就任した長岡昇が上京した折、武蔵野市役所を訪れ、土屋市長と懇談した。翌六三年二月、土屋市長が大崎町（現大崎上島町）を訪れたことから交流が始まった。

平成元（一九八九）年五月に、「大崎町心身障害者親の会」の役員が行政関係者と本市の福祉施設を視察して以来、行政レベルの交流も始まり、二年四月、大崎町心身障害者共同作業所「大崎ふれあい農園」の開所式には「武蔵野市山彦の会作業所運営委員」でもある市障害福祉課の職員二人が出席した。同月一八日の本市心身障害者小規模通所訓練施設「山彦の会作業所」の開所式には、大崎町長からの祝辞が届いた。二年一月からはむさしの青空市に参加することになった。

大崎上島町の概要

大崎町は瀬戸内海の中央、芸予諸島に浮かぶ大崎上島にあり、平成一五（二〇〇三）年四月一日、島内の東野町、木江町と合併し、大崎上島町となり、人口は九三七一人、面積は四三・二七平方キロメートル（いずれも平成一八年七月末現在）となった。一キロメートル南には愛媛県大三島、岡村島があり、一〇キロメートル北は広島県竹原市、安芸津町である。島の中央に神峰山かみのねやま（四五二メートル）がそびえ、山頂の展望台から小島の緑と紺碧の海を捉える三六〇度の眺めは瀬戸内海ならではの多島美（島の数は一一五）である。瀬戸内海独特の温暖少雨の気候で、ミカンなどの柑橘類、ブルーベリー、イチゴ、上島トマト、新鮮な魚がたくさんと

れる。

大串外浜海岸で行われる大崎夏まつり、大花火大会、魚のつかみどり大会、なぎ太鼓などがあり、なぎ太鼓は多摩東京移管一〇〇周年記念事業・TAMAらいふ21の武蔵野カーニバル（平成五年一月三日）や姉妹・友好都市物産展（六年三月三日～四月五日 伊勢丹吉祥寺店）にも出演している。大串外浜海岸は美しい曲線が一キロメートルも続く白浜で、夏はウインドサーフィン、水上スキー、ヨットなどにぎわう。

市民団・町民団を組み

平成六（一九九四）年一月二～二四日まで、初めての武蔵野市民団「大崎町と倉敷・神戸の旅」（四一人）が瀬戸内海めぐりと産業まつりに参加し、その後も八年、九年、一〇年、一四年、一六年と「大崎町への旅」を実施した。

大崎町町民団は一四年、一六年（二回）、一七年と本市を訪れ、特別養護老人ホーム「ゆとりえ」、テンミリオンハウス「そらの家」、障害者総合センター、吉祥寺美術館、総合体育館、アンテナショップ「麦わら帽子」などを見学、ムーブスの乗車体験もした。

六年八月には、湯水に悩む大崎町に、姉妹都市の長野県豊科町（現安曇野市）に頼んで安曇野の名水の紙バック五〇〇〇本を送ってもらった。

⑥ 山形県酒田市

交流のきっかけ

昭和六三（一九八八）年一月七～八日、武蔵野市消防団（団長井口良美）の一行が山形県酒田市（相馬大作市長）を視察した。五一年に酒田市街地の一七七四棟を焼失した酒田大火の後、二

年半におよぶ復興活動によって、五四年五月、酒田市は防災都市として生まれ変わった。市消防団は酒田市の復旧状況、防災への取り組みをつぶさに見て帰った。翌平成元（一九八九）年四月、酒田市の消防団長（佐藤弘）が本市を訪れた。そして同年六月一二日、武蔵野市消防団と酒田市消防団が友好消防団盟約書を結んだ。以降、毎年一月開催の両市の消防出初式に消防団関係者が相互に出席するようになった。両消防団の活動の積み重ねから、本市と酒田市との友好関係が作られて、四年から友好都市となる。七年一〇月二三日には、「武蔵野市・酒田市災害援助協定」を結んだ。

協定の内容は、両市が災害に強いまちづくりに不断の努力を重ね、両市の一方に大規模な災害が発生した場合、災害応急対策、復旧対策などの支援を相互に行うというもの。

酒田市の概要

酒田市は山形県の北西部、広大な沖積平野にある。市内中央を最上川が流れ、日本海に注ぐ。江戸時代、日本海海運で栄えた重要港湾の酒田港。粋な江戸文化が今も息づく町。北西三五キロメートルの日本海上には、山形県唯一の離島、飛島があり、鳥海山とともに鳥海国定公園となっている。日本有数の穀倉地帯、庄内平野は庄内米、砂丘メロン、庄内豚、刈屋ナシを生み出す。山居倉庫さんいきくら（明治二六年に建てられた土蔵造り一棟の米倉、現在も使用中）、土門拳記念館（同市出身で「古寺巡礼」で有名な写真家、作品七万点を収蔵）、本間家旧本邸・本間美術館（日本一の大地主ともいわれる本間家の栄華を残す）、出羽遊心館（数寄屋造りの建物で伝統的な和芸を伝承）が人を呼ぶ。日和山公園ひよがまは日本海に沈む夕日と酒田港を一望でき、園内に文化一〇（一八一三）年からの常夜灯、木造六角灯台、方角石がある。

平成一七（二〇〇五）年一月一日には、近隣三町（八幡町、松山町、平田町）と合併して新「酒田市」が誕生。

人口一・一六六九四人、面積は六〇二平方キロメートル(いずれも平成一九年二月二八日現在)、県内第三の都市となった。

おいしい新米をどうぞ

酒田市は平成四(一九九二)年一月八日の第二回むさしの青空市、姉妹・友好都市物産展に初めて出店し、翌五年四月以降は桜まつりにも毎年出店している。また、同年四月二九日～五月五日、伊勢丹吉祥寺店特設会場で開かれた第一回物産展「ふるさとふれあい村祭り」以来一二年まで毎年参加、一二年からはアンテナショップ「麦わら帽子」で庄内米、海産物などの販売を通して武蔵野市民と交流を図っている。

また、一三年度から毎年、酒田市と庄内みどり農協から本市に庄内米「はえぬき」の新米六〇〇キロが贈呈され、市民社会福祉協議会を通して市内の福祉施設に配られている。一四年には、酒田市特産の刈屋ナシのオーナーを募集、一口四〇〇〇円で幸水またはラ・フランス五キロを保証する制度を始めた。刈屋ナシオーナーは年々増えている。

文化交流・市民交流

平成九(一九九七)年六月一日、武蔵野市市制五〇周年記念事業の中で、酒田市の黒森歌舞伎が武蔵野市民文化会館で上演され、農村歌舞伎として全国的にも名高い黒森歌舞伎の演目

「菅原伝授手習鑑」(二幕)を市民が鑑賞した。

九～一四年の毎年、本市のセカンドスクールが酒田市羽黒町で実施され、第五小学校の児童が七泊八日でお世話になった。

武蔵野市民による「酒田市への旅」(一五人)は一二年一〇月二一～二三日に実現した。一七年一月二二～二三日には二回目の市民交流ツアー(三〇人)も実施し、酒田市内見学、交流夕食会のほか地元のみつりにも参加した。

⑦鳥取県岩美町

交流のきっかけ

平成一五（二〇〇三）年五月二三日、武蔵野市役所で土屋市長と片山善博鳥取県知事が「都市と農山漁村との相互交流宣言」―元氣・活力宣言―に調印した。その夏武蔵野市民団が訪問する予定の同県岩美町の榎本武利町長も立ち会い、「都市と農山漁村との相互交流に関する覚書」にも調印した。いずれもこの年の八月に行われた、鳥取県と武蔵野市の協力による初めての「家族ふれあい長期自然体験事業」（鳥取県で実施）に向けての準備である。

前の年の一四年一二月、鳥取県で行われた「都市と農山漁村交流フォーラム」（鳥取県主催・進行役は片山知事）に土屋市長が招かれ、基調講演をしたことがきっかけとなった。市長は本市のセカンドスクールの実施例を語った。終了後「ぜひ鳥取県でもセカンドスクールを」という片山知事の誘いに、土屋市長が「親子ふれあい長期自然体験」を提案したのが具体化したもの。

都市は単独では成り立たない。都市と農山漁村はお互いに補い合う関係にある。都市住民は農山漁村の豊かな自然や食材から元氣をもらい、農山漁村の住民は都市住民との交流から地域の魅力を再認識して新しい活力を得る。この「好循環」を市民レベルで広げようというのが前述の元氣・活力宣言の狙いである。宣言書には、①鳥取県と武蔵野市は、互いに情報の交換に努め、人の温もりなどの貴重な財産を活かした家族ふれあい体験交流を積極的に進めていく、②両県市は、それぞれが持つ歴史、文化、自然、産業などを互いに尊重しながら、将来にわたり交流を進めていく、と記された。

家族ふれあい 平成一五（二〇〇三）年八月一九～二四日、五泊六日の「鳥取県家族ふれあい長期自然体験」に本
 長期自然体験 市の五八家族・一九二人が参加した。往路は夜行寝台特急列車を利用して車中で一泊。訪問先は鳥
 取県岩美町、鹿野町（現鳥取市）、智頭町、福部村（現鳥取市）、三朝町（現鳥取市）の五町村。前半・後半と二泊ずつ宿泊先が変
 わる。

日程の前半は山村地域の岩美町小田、鹿野・智頭・三朝の四町の個人の家に二泊分宿。農作業体験、うどん・豆腐
 作り、果樹の植栽、山菜とり、虫とり、川遊び、竹細工、陶芸、織物、座禅などを行い、参加した他の家族や宿泊先
 の人々と交流を深めた。後半は岩美町、福部村の海岸地域に移動、民宿に二泊した。海水浴、砂丘や山陰海岸の探訪、
 歴史・文化施設の見学、ラッキョウ植え、島めぐりなどを体験した。

帰京前夜、武蔵野市の家族と地区住民との交流会（約二五〇人）が岩美町の東浜海岸の野外施設で開かれた。最終
 日はナシ狩り体験、砂丘見学（福部村）、観光スポット・マリンプニア賀露を見学し、鳥取空港から帰路についた。

民宿先は大家族が多かった。八人家族の農家に泊まった参加者は、「ふだんは仕事で帰りが遅くなる。初めて大家
 族で食事をし、こういう時間を過ごせて家族のあり方に、はっとさせられた」「自然の力を借りながら家族のきずな
 を再認識できた」などと感動を語っている。自然体験事業は一六年に五〇家族・一六七人、一七年に四九家族・一五
 九人の参加があり、その後も続いている。（↓資料編）

この年（一五年）の一二月一日には、三朝町の三朝温泉から本市の軽費老人ホーム「くぬぎ園」（桜堤一丁目）
 ほか福祉施設四か所に温泉の湯七トンが届いた。また、一五年度のむさしの青空市、一六年度の桜まつりから岩美町
 の海産物の特産品を販売するようになり、毎回完売となるなど好評である。

以上、平成二〇（二〇〇八）年現在、本市は姉妹都市だった二市を含む九市町村と友好都市の関係をもっている。

(4) 物産展からアンテナショップへ

① 姉妹・友好都市物産展

平成五（一九九三）年四月二九日～五月五日、第一回姉妹・友好都市物産展「ふるさとふれあい村まつり」が伊勢丹吉祥寺店で開催された。名産品を出展したのは、姉妹都市の富山県利賀村（現南砺市）、長野県豊科町（現安曇野市）と友好都市の長野県川上村、岩手県遠野市、山形県酒田市、新潟県小国町（現長岡市）、千葉県白浜町（現南房総市）、広島県大崎町（現大崎上島町）の八市町村である。そば、ガラス細工、ジャム、和紙製品、日本酒、海産物など郷土色豊かな品々が販売された。また、期間中、酒田市の北前太鼓、利賀村の小獅子舞、武蔵野市のむさしのはやしなどの郷土芸能も披露された。特産物はそのつど季節に合った旬のもの、趣向を凝らしたものを出品。郷土芸能は郷土色を發揮して毎回参加市町村が持ち回りで披露し物産展を盛り上げた。五年から一二年まで八年間続けられ、一三年からは、後述するアンテナショップ「麦わら帽子」の出店へと発展的に解消した。

② 姉妹・友好都市アンテナショップ「麦わら帽子」の開設

平成一三（二〇〇一）年一〇月五日、姉妹・友好都市アンテナショップ「麦わら帽子」を吉祥寺中道通り（吉祥寺本町二丁目）に開設した。

アンテナショップ「麦わら帽子」（以下、麦わら帽子と略）は、伊勢丹吉祥寺店で八年間開催した姉妹・友好都市

物産展に代わって開設した。市民は年一回だけでなく、日常的に各地の特産品を購入できるようになった。麦わら帽子は特産品の販売のほかに各姉妹・友好都市のPR、観光・イベントなどふるさと情報と情報を継続的に発信し、地方と都市、生産者と消費者が交流し友好を深め、ともに発展し、豊かな市民生活と活力ある商業活動につなげていくことを目的としている。

共同出資の組織

麦わら帽子は有限会社「武蔵野交流センター」が運営する。武蔵野市、利賀村と豊科町の二姉妹都市、白浜町、遠野市、小国町、酒田市、大崎町の五友好都市と武蔵野市開発公社が共同出資している。出資金は五〇〇万円。代表取締役には武蔵野市助役（当時）が就任。店舗名は同センター加盟の各市町村職員から公募し、酒田市職員から応募のあった「麦わら帽子」を採用した。店舗面積は六六平方メートル、営業時間は午前一時～午後七時。毎週木曜日が定休日である。

一〇月五日の開店当日は、一〇時から長い行列ができ、一〇〇〇人以上が訪れて一三〇万円を売り上げた。

翌一四年、開店一周年記念イベントでは、特産品の無料配布、振る舞い酒のほか、酒田市の「酒田舞娘踊り」、遠野市の民話の「語り部」、小国町の「新小国音頭」の披露もあった。無料配布されたのは、酒田市の米、豊科町のワサビ、遠野市の餅、利賀村のそば、白浜町のヒジキ、小国町のギンナン、大崎町のミカンなどであった。

麦わら帽子には七市町村と武蔵野市内産の野菜、果物、生花などのほか、醤油、味噌、漬物、そば、豆腐、乳製品などが届く。有機栽培による原料や、遺伝子操作をしない原料にこだわった自然食品であり、生産者名が明記されていることも評価されている。牛乳やコシヒカリ米（精米してくれる）、アジの干物やまんじゅう…安くて新鮮でおすすめ品だと定評がある。野菜は大抵、午前中で売り切れてしまうという。

(5) ふるさと美しく、武蔵野サミット、

「ふるさと美しく」を共通テーマに掲げた協議会が、本市と八つの市町村とで結成された。この協議会、正式には武蔵野市交流市町村協議会といい、本市が音頭を取って始めたものである。第一回の「武蔵野サミット」を平成三(一九九二)年八月に富山県利賀村で開いた。この時、本市と姉妹・友好都市の間柄にあるまちとむらの首長が初めて一堂に会した。姉妹・友好都市は互いに連絡を密にし、協力し交流を深めることを誓い合った。

「武蔵野サミット」はその後毎年開催された。第二回、平成四年長野県豊科町、第三回広島県大崎町、第四回新潟県小国町、第五回岩手県遠野市、第六回千葉県白浜町、第七回山形県酒田市、第八回長野県川上村、そして第九回は平成一一年本市において行われた。これらの開催地の幾つかは町村合併で市に含まれたり町名変更となったりしたが、本稿では当初の市町村名で記載しておく。

協議会のキャッチフレーズとなった「ふるさと美しく」の事業は平成六年の第四回サミットで実施の方向が話し合われ、目的を次のようにうたうことが決定した。

目的 各地域に存するかけがえない美しい自然を、その自然景観にマッチした建造物等(新旧を問わず)とが一体となって織り成す地域景観を保全し、あるいは創造することにより、二一世紀のアメニティあふれる美しい国土づくりの方向性を示し、同時に地域のアイデンティティーを確立し、地域活力の向上にもつながる事業を行うことを目的とする。

モデル事業を各市町村が行う場合、一定の範囲内で事業助成が認められ、助成金の原資は、同事業実施のために各市町村が拠出した負担金を充てる。助成を受けるには事業概要、交付申請を提出する。選定委員会の審査によって助

成金が交付される、という取り決めがなされた。

「資料編」に、各市町村の「ふるさととは美しく」モデル事業実績報告書を掲載した。

平成一一年六月、第九回武蔵野サミット・研修会は、吉祥寺第一ホテルを会場に開かれ、各市町村長が集合、シンポジウム「結び合うまちとむら ふるさととは美しく」のほか、「ふるさととは美しく宣言」も行われた。

二 市民文化

武蔵野市民芸術文化協会

戦後程なくして、本市には、市民が自主的に、さまざまな芸術・文化活動を展開するサー

〔芸文協〕の誕生

クルが誕生した。昭和二八（一九五三）年、これらのサークルに対し、市が呼びかけ、

日頃の成果を発表する文化祭を開催した。以来、文化祭（後に市民文化祭と改称）は、毎年開催され、当初は、市役所会議室や小学校体育館、井の頭自然文化園などを会場としていたが、三九年一月、吉祥寺南町一丁目武蔵野公会堂が落成すると、それ以後、武蔵野公会堂をメイン会場とし、展示などは東急百貨店や近鉄百貨店（現ヨドバシカメラ）などで開催され、秋の恒例行事となった。

五〇年代に入ると、サークル相互の連絡協調の気運が生まれ、実行委員会形式の市民文化祭が企画・実施されるようになった。しかし、実行委員会は単年度で解散してしまい、継続性もない。団体の連携・協調を円滑にするには、常設の協会の設立が不可欠の思いが市民の間に高まった。そこで、六一年から、隣接市の関係団体や姉妹・友好都市との意見交換、視察・調査などを実施しながら、協議会設立を模索、市に働きかけた。その熱意が実を結んで、六

三年一〇月、一五七団体二七八〇人の会員をもって、武蔵野市民芸術文化協会（通称「芸文協」）が設立された。

芸文協は、設立当初、六つの部門から成っていたが、のち八部門に再編成された。第一部門は茶道と華道、第二部門は、短歌、俳句、川柳など、第三部門は、日本舞踊と邦楽、第四部門は、謡曲、吟詠、むさしのばやし、第五部門は、器楽、合唱など、第六部門は、書道、写真、染織工芸など、第七部門は、民謡、現代邦楽など、第八部門は、演劇、洋舞などである。芸文協に加盟できるのは、五人以上の団体で、その過半数が市民（在勤・在学を含む）の芸術文化サークル。加盟団体および会員数は、一五〇団体三〇〇〇人前後が平均で、最も多かった平成九（一九九七）年度は、一八一団体三六〇一人に達した。

協会事務局は、市役所庁舎内の社会教育課（のち生涯学習スポーツ課）の中に置かれた。芸文協の主な事業は、加入団体の活動に対する協力や、加入団体相互の連絡の円滑化のほか、自主イベントの開催、市民文化祭の企画運営、市民芸術文化講座の開催、その他各種行事、研修会などへの出演者派遣などである。これらの事業を実施するため、芸文協へは、市から年間約四〇〇万円の補助金が交付されている（市民文化祭経費は別予算）。

芸文協は、自主事業として、茶会、謡曲大会、美術展、コンサート、バレエなどさまざまなイベントを開催している。また、市民に対する芸術文化の普及事業として実施している「芸文講座」は、主に会員が講師を務める年一〇回の講座で、年間三〜五講座開催される。ポピュラーなテーマだけでなく、パントマイム、かつばれ、マジック、剣舞、和太鼓、サクソフォン、篆刻、津軽三味線、型染めと、極めて幅広い。

こうした、さまざまな市民の文化活動を支える施設として、市は今期、芸能劇場（昭和五九年二月）、市民文化会館（同年一月）、スイングホール（平成八年九月）、吉祥寺美術館（一四年二月）、松露庵（一五年四月）、吉祥寺シ

アター（一七年五月）などを建設した。（↓第三章第四節三）

市民交響楽団と 芸文協加盟のサークルの中でも、市が特に育成に力を注いでいるのが、武蔵野市民交響楽団である。**市民合唱団** する。市民交響楽団は、昭和五〇（一九七五）年五月、武蔵野市青少年吹奏楽同好会（略称MYB

EC・四四年発足）を母体に誕生した。管弦楽・吹奏楽（アンサンブル・ダ・カーポ）・室内楽・ジャズ（スイング・アーツ）の活動を同時に行うという、全国でも珍しい楽団で、全パートにプロを含むトレーナーが付いていることも大きな特色。主な活動は、市民文化会館での定期演奏会（管弦楽・吹奏楽・室内楽を年各二回）、市内小学校を会場とした「ふれあいコンサート」を年一回、成人式など市主催のイベントでの依頼演奏、芸文協の自主イベントの演奏など、多岐にわたっている。

市民交響楽団創立者の小池利宏は、同楽団の前身であるMYBECの設立者でもある。この同好会の誕生は、当時、市立第四中学校で音楽を教えていた小池のもとに、同校卒業の高校生が「OB会をつくり、演奏活動をしたい」と日参したことに始まる。そこで、四中OBだけでなく、広く市民の集まりとして楽しく演奏しようと、MYBECを結成した。その後、市民交響楽団が設立されると、小池は音楽監督として楽団を率い、平成一四（二〇〇二）年一月に六三歳で死去するまで、MYBEC時代を含め、約三三年にわたって市民の音楽活動を指導してきた。

小池との出会いをきっかけに、プロになった演奏家も少なくない。東京佼成ウインドオーケストラの首席ホルン奏者上原宏もその一人。武蔵野市生まれの上原は市立一中時代、吹奏楽部の指導に来ていた小池の情熱に打たれ、プロの道を志したという。大学時代は市民交響楽団に在籍していた。一五年一月二六日、同楽団のホームグラウンドともいべき市民文化会館で開かれた小池の追悼演奏会で、上原は小池愛用の指揮棒を振って、恩師に謝意を表した。

東京ニューシテイ管弦楽団首席客演指揮者の曾我大介（ルーマニアのジオルジュ・デイマ交響楽団常任指揮者）も、市民交響楽団出身である。曾我は、高校時代に武蔵野市民となり、在学中に市民交響楽団でコントラバスを弾いていた。平成五年九月、若手指揮者の登竜門といわれるフランスのブザンソン国際指揮者コンクールで優勝、故郷の武蔵野市に凱旋した。翌六年二月一五日、曾我にとつて愛着のある場所だという市民文化会館大ホールで、東京交響楽団と共演、国内でプロとして初めてのタクトを振り、デビューを果たした。（↓本節一）

市民交響楽団の登録団員は約二〇〇人。一〇代から八〇代まで幅広い世代の市民が活動している（平成二一年現在）。市民交響楽団を兄とすれば、弟にあたるのが武蔵野市民合唱団。昭和五四（一九七九）年五月結成の市民合唱団は、それまで幾つかあった合唱団を、市民交響楽団のリーダーだった前述の小池利宏らが一つにまとめあげて誕生した。結成を市が支援し、八四人の団員でスタートした。以後毎年、年一回の定期演奏会をはじめ、秋の市民音楽会への参加、市主催の成人式と秋の市民大運動会での「君が代」や「むさしの市民の歌」（飯沢滋子作詞・中田喜直作曲）の祝唱もする。また、周辺の高齢者などの介護施設を慰問する小チームによる合唱活動も、年間一〇か所ずつ実施している。

定期演奏会では、ヘンデルの「メサイア」、ハイドンの「天地創造」、モーツァルトの「レクイエム」、ベートーヴェンの「第九」など古典的大曲から、高田三郎、林光、広瀬量平など現代日本人の作品に至るまで、幅広いレパートリーをこなしている。団員は、常任指揮者（初代常森闘志、二代小島聖史）のもとで合唱音楽の技術を向上させるため努力を重ねているが、定期演奏会では、常任指揮者だけでなく、森正や大町陽一郎といった著名な指揮者が各演指揮をしたこともある。武蔵野市民合唱団という名称ではあるが、同合唱団は、武蔵野・三鷹市をはじめ、西東京市、杉並・

練馬・中野区を中心に、都内外の音楽好き約八〇人が集う混声合唱団となっている（平成二二年現在）。

このほか、本市には、高齢者施設などでの音楽活動を指導する「高齢者の音楽を考える会」、小学生から大学生で構成され、市内の小中学校で週四回練習、年一回定期演奏会を行う「むさし野ジュニア合唱団・風」、音楽療法に関心ある人たちが構成されている「ミュージックasパレット」など、さまざまな音楽団体が活動している。

市民バレエ団

市民文化会館の開館をきっかけに、当時としては全国でも珍しい市民のバレエ団が誕生し

「武蔵野シティバレエ」

た。

昭和五九（一九八四）年一月に、市民文化会館竣工記念公演の一つとして、市内在住のバレリーナ安田由貴子（チャイコフスキー記念東京バレエ団所属）らによるバレエ「ジゼル」が上演された。これが大変な好評を博し、主催者の武蔵野文化事業団に、継続公演を望む声が寄せられた。同事業団の運営委員の一人だった安田は、毎年プロのバレエ団を呼ぶより、市民参加のバレエ公演をやってみてはと提案した。市内に教室などを持つ舞踏家たちがこの提案に賛同、同事業団内に実行委員会を発足させた。

市民参加の芸術活動の中でも、バレエは交響楽や合唱に比べ、より専門的なテクニックが求められることや、経験者が少ないことなどから、一般に公演が難しいとされているが、六〇年五月にオーディションを行ったところ、五人もの応募があった。オーディションに合格した四四人の職業は、学生、OL、看護師、保育士、学校事務員などさまざまで、中学一年生の少女から三〇代半ばの主婦まで年齢層も幅広い。いずれもかつてはバレエ団に所属したり、バレエ教室に通ったりして勉強したことのある経験者。この公募市民に加え、チャイコフスキー記念東京バレエ団などの舞踏家一五人が指導も兼ねて参加、計五九人（男性一一人、女性四八人）で熱の入った稽古が続けられた。

こうして同年一月二日、市民文化会館大ホールで、初の市民参加バレエが上演された。出し物はポピュラーな「くみ割り人形」。市民バレエとはいえ有料（大人一〇〇〇円・小人五〇〇円）だったが、入場者一三五〇人と、ほぼ満席だった（座席数は一三七〇）。これがのちに「武蔵野シティバレエ」と呼ばれる市民バレエ団の誕生につながる。

「武蔵野シティバレエ」は、常設のバレエ団ではなく、文化事業団のもと、実行委員会が毎年、市民を公募して年一回、定期公演を行うというシステムを採っている。企画は全て、実行委員会が行うが、主催は文化事業団で、練習場として市民文化会館内の練習室を提供するほか、衣装代など全てを事業団が負担している。

定期公演の練習は、公演日の七か月前から月に五〜六回、一日三〜四時間行われる。団員も指導する先生も無償だが、素晴らしい舞台を創造しようと、真剣なレッスンを行っている。六二年一月一八日には、武蔵野シティバレエ第一次公演と銘打って「眠れる森の美女」を上演（入場者二二四人）、六三年一月二七日の定期公演は、市民交響楽団との共演が実現して話題を呼んだ。バレエと演奏を、いずれも市民中心で上演するのは希で、「文化都市・武蔵野ならではのステージ」と新聞で評された（読売新聞 昭和六三年一月六日付↓資料編）。

市民が演じる朗読劇 市は、平成一四（二〇〇二）年一月の市制五五周年を記念した特別イベントとして、「**武蔵野の黎明（あけぼの）**」市民参加型の行事を企画した。市民朗読劇の試みである。五五周年にちなみ、アマチュア市民五五人を公募した。明治初頭に郷土で起きた「御門訴事件」を基に、市内に本拠を置く劇団「前進座」（吉祥寺南町三丁目）が脚本・演出を手がけ、朗読の指導を行った。

御門訴事件とは、明治三（一八七〇）年一月、武蔵野新田二か村（現在の武蔵野・小金井・小平・国分寺・西東京・東久留米の各市）の農民が、この地域を管轄していた品川県の社会政策（凶作飢饉に備えて米または金を供出さ

せる政策)に強く反対して、県庁(日本橋浜町)門前に押しかけて直訴(これを門訴と呼んだ)、多数の農民が捕らえられた事件である。門訴の結果、出穀高の大幅な減額を勝ち取ったものの、首謀者の関前新田名主・井口忠衛門ほか数名が、過酷な拷問により牢死するという痛ましい事件でもあった。

脚本を担当したのは、前進座の山口誓志ちかし。脚本では、史実を基としながらも、お光という架空の女性を登場させ、お光をめぐる若き小作農・竜平と、名主井口忠衛門の息子・庄司(いづれも実在人物)との恋物語を加えるなど、親しみやすいストーリーになっている。タイトルは、「武蔵野の黎明—忍冬あけぼの・花すいぢらの咲くまで」。

一四年五月、出演者(朗読者)と舞台スタッフ(衣装づくりなどが仕事)を公募したところ、七〇人の市民が応募した。「朗読が好き」「舞台に立つ夢を実現したい」「読み聞かせが上手くなって子どもの喜ぶ顔が見たい」「プロの指導を受けてみたい」「自分の住んでいるまちの歴史を知ってみんなに伝えたい」など動機はさまざま。本業も中高大學生、会社員、自営業、主婦、俳優・声優志望、ボランティアと幅広い。六月にオーディションや面接を行って、五人の出演者と四人の舞台スタッフが決まったが、公演当日の都合などにより、出演者は最終的に五人となった。男性一三人、女性三八人。年齢層は二三歳から九〇歳。七月から、南町コミュニティセンターなどで毎週土曜日午後、稽古に入った。七月、朗読の基礎訓練と御門訴事件当時の武蔵野の歴史を勉強、八月、ナレーションを行う語りグループと登場人物となる台詞グループに分かれて集中的に部分稽古。九月から、語りグループと台詞グループが合体し、発声だけでなく動きも加わった立ち稽古に入る。そして、一〇月から本番の舞台を想定した通し稽古。この朗読劇は、一部ナレーションを前進座の女優が担当するが、照明やスライドを効果的に使いながら、複数の人が朗読する「群読」と一人で台詞を読む「ソロ」を巧みに組み合わせるなどの工夫がなされている。出演者の稽古の一方、四人の市民舞

台スタッフは、衣装づくり、歴史資料の収集、チケット封入など、精力的に活動した。

前進座の全面協力による半年に及ぶ稽古の後、一月二三日、前進座劇場で、市民朗読劇「武蔵野の黎明」（演出・鈴木龍男）が上演された。市民たち手作りの朗読劇という初の試みに、座席数五〇〇の劇場は超満員。出演者の熱演、そして感動のフィナーレに、会場を埋めた観客はいつまでも拍手を惜しまなかった。

市民手作りの公演は、これが初めてではない。平成七年二月一六日には、市民文化会館大ホールで行われた公募市民創作の神楽と獅子舞いの公演が行われている。これは、武蔵野文化事業団が、「市民のふるさと」まちづくり事業の一環として、伝統芸能を復活しようと企画した。この日、お披露目公演された「むさしの神楽―井の頭伝説より」は、江戸里神楽の伝統を踏まえて、昔使われていたといわれる「面」を用いた舞いを取り入れ、井の頭池の「白蛇伝説」を基に新しい神楽を創作したものである。もう一つの演目「むさしの獅子」は、雌雄二頭の獅子が勇壮な獅子舞いを繰り広げるもの。新しい趣向による郷土芸能の誕生に、大ホールを埋めた観客から喝采の拍手が送られた。

吉祥寺の活性化めざし、吉祥寺駅周辺の商店主らが、地元商業の活性化を図っていくと、昭和五九（一九八四）

ジャズ音楽祭や薪金 年に「吉祥寺商業コミュニティ懇談会」を発足させた。当初は、吉祥寺の文化や商業を紹介

したパンフレットなどを発行していたが、六一年七月、「若者のまち・吉祥寺」にふさわしいイベントをと、ジャズやロック、フォークなどを中心とする第一回吉祥寺音楽祭を企画・開催した。会場は、翌年三月に完成する吉祥寺駅北口広場で、まだ整備中の広場に仮設舞台を作って開催した。

この吉祥寺音楽祭は、恒例行事となり、年々にぎやかな音楽祭となった（↓資料編）。とりわけ、平成元（一九八九）年八月二五日から二七日まで三日間にわたって開かれた第四回吉祥寺音楽祭は、武蔵野市開村一〇〇年記念行事に指



吉祥寺ウェルカムキャンペーンの一環、吉祥寺音楽祭

定されたこともあって、極めて多彩なものとなった。亜細亜大学のブラスバンドチームと藤村女子高等学校のバトントワラーズのオープニングパレードで幕を開け、吉祥寺のまちの至る所から、さまざまな音楽が流れ出た。会場は武蔵野公会堂、井の頭公園ステージ、バウスシアター、吉祥寺ステーションセンター、近鉄百貨店、吉祥寺バルコ、伊勢丹、元町通り商店街、F&Fショッピングセンター、東急百貨店、西武スポーツ、西友吉祥寺店、丸井、吉祥寺第一ホテル、同東急インなど。F&Fのガーデンテラスから涼しげなハワイアンの生演奏が流れ、屋外のステージや商店街でロックコンサートやジャズ、フォークが演奏され、多彩なゲストを招いての催しは、若者の心を躍らせた。一方、武蔵野公会堂で開かれた「シャンソンとフラメンコの夕べ」では、地元吉祥寺在住のシャンソン歌手らが年配の人々を喜ばせた。武蔵野開村一〇〇年実行委員会によれば、三日間の参加者は、延べ五〇〇〇人に達した。

吉祥寺は「ジャズのまち」といわれる。最盛期の昭和六〇年頃には、ジャズ喫茶が一七、八軒はあったという。このまちのライブハウスから巣立った音楽家も少なくない。著名なジャズ評論家寺島靖国は、四五年、吉祥寺にジャズ喫茶「メグ」を開店、現在もオーナー兼マスターとして「メグ」を経営する傍ら、早稲田大学オープン・カレッジでジャズ講座の講師を務めている。こうした土壌の中から、大掛かりなジャズ音楽祭の発想が生まれた。

一〇周年を迎えた平成七年の第一〇回吉祥寺音楽祭は、「ジャズパラダイス'95」と銘打たれ、五月四、五日に開催

され、街がジャズ一色に染まった。かつて吉祥寺に住んでいたジャズ・ピアニスト世良譲を迎えての「一〇周年記念コンサート」（吉祥寺第一ホテル）をはじめ、アマチュアバンドのコンテスト（武蔵野公会堂）、前年のコンテストに優勝したバンドなどによる野外コンサート（井の頭公園）などさまざまなイベントが開かれた。ジャズ・コンテストは、岩手県や大阪府、滋賀県など全国から集まったアマチュアバンド二五組のうち、予選を通過した一〇組が演奏し、ギタリスト渡辺香津美らの審査を受けた。

吉祥寺商業コミュニティ懇談会が、まちの活性化を狙って始めたイベントは吉祥寺音楽祭だけではない。吉祥寺は、若者のまちとしてのイメージが定着している一方で、月窓寺（吉祥寺本町二丁目）をはじめとする四軒の寺を核に発展してきた、中世芸能などが似合うまちでもある。昔は、吉祥寺でも三の日会とか八の日会という縁日が月窓寺の境内などで開かれていた。そうした吉祥寺らしい伝統的な祭事を根づかせようと企画されたのが、音楽祭と同様、昭和六一年に始まった「吉祥寺新能」（月窓寺が会場）である。寺の境内で、かがり火をたいて行うとあって、消防署、警察署、市役所、教育委員会などと調整を図った末、スタートした。

吉祥寺新能は、平成一七年一〇月一四日で二〇回を迎えているが、演者は、第一回以来ずっと、観世流シテ方名手の関根祥六一門がつとめている。一四年一〇月一一日の第一七回新能は、祥六と、その子祥人、孫祥丸による「三代能」が話題を呼んだ。本来、三代能とは、三番（三つの演目）の能で、それぞれがシテ（主役）を演じることだが、この時の吉祥寺新能では、一番（船弁慶）の中に三代そろって出演する形式を採った。第一回の新能企画の年、吉祥寺商業コミュニティ懇談会会長で、第一回以来、新能実行委員会会長を務めている服部賢昌（安養寺住職）によると、スタートした当時は、雨が一番の心配だったが、後に、雨天の場合は、あらかじめ市民文化会館に設営した舞台

で、かがり火の代わりにロウソクに火をともして行う「蠟燭能」に切り替えている。月窓寺の薪能は、今や、吉祥寺の代表的祭事の一つとなっている。

三 市民スポーツの振興

(一) 総合体育館完成

総合体育館が必要 平成元（一九八九）年一月三日、武蔵野市民待望の武蔵野総合体育館（吉祥寺北町五丁目）だと九割近い人が 完成し、開館した。完成までの経緯をたどってみると、

市民総合体育館建設に関する請願が、武蔵野市体育協会（会長・石井將）から昭和五一（一九七六）年三月、市議会に提出され採択された。当時、一般市民施設としての体育館は一館だけで、四三年に旧第二小学校を木造校舎から鉄筋校舎に改築して移転した際に、解体せずに残した校舎と体育館の各一棟を市民会館（境二丁目）として同年九月から転用、体育館を市民施設として使用していた。その間市民体育祭や市民体育大会、スポーツ教室を開催する時には競技会場として他に、市内の大学の体育館や民間の卓球場、道場などを借り、また市立小中学校の体育館を使用してきた。学校体育館を使用する場合は学校教育に支障のない範囲で、という制約があった。その後、市は、国から旧アメリカンスクールの体育館（緑町二丁目Ⅱ市役所西側）の払い下げを受け、五七年九月に条例を改正して緑町体育館（元年一二月閉鎖）として使用してきた。



手前が総合体育館、左がプール、
市営陸上競技場と一体に

第一期長期計画第二次調整計画（五二～五六年度）の中で、総合体育館の検討が位置づけられた。

昭和五三（一九七八）年七月一七日に「市民総合体育館調査研究委員会」（委員長・井口秀男、前武蔵野市議会議員Ⅱ当時）が発足した。同委員会は五年六月三〇日、総合体育館建設の基本構想（敷地面積一万平方メートル、延べ床面積約一万三〇〇〇平方メートル）を市長と教育委員会に答申した。第二期基本構想・長期計画（五六～六七年度）の前期（五六～六一年度）の、市民施設の新ネットワーク計画の中に、総合体育館の建設は位置づけられ、五七、五八年度予算に設計委託料が計上されたが、建設用地が決定していないため、執行されなかった。

五八年五月に土屋市長が就任したが、五八、五九年はクリーンセンター、市民文化会館の建設という大事業や、高額退職金は是正問題があり、また総合体育館の建設用地も確定していなかったため、五九年度予算に総合体育館設計委託料は計上しなかった。だが、建設着手に先立って総合体育館のニーズ調査「余暇とスポーツに関する市民意識調査」の予算を計上した。二〇歳以上の市民一〇〇〇人（無作為抽出法）に実施し、回収率は八二パーセントで、調査の結果、八七・四パーセントの人が総合体育館は必要、七七パーセントの人が完成したら利用すると回答していた。調査と並行して体育館建設用地は陸上競技場周辺を候補地とし、そこにあった都立吉祥寺保育園（吉祥寺北町）が都から市へ移管されるに当たって移転をし、その跡地を利用して陸上競技

場と一体化した総合体育館を造ることを計画し、東京都との交渉を続けた結果、総合体育館建設用地の用途がたった。

求められる総合体育館像 昭和六〇（一九八五）年二月二十五日、「市民スポーツ振興計画検討委員会」（委員長・

ハード面、ソフト面から追求 鈴木英久財団法人日本体育施設協会事務局長・委員九人）を設置した。この委員会は、

前述した「市民総合体育館調査研究委員会」が当時の市長に答申した基本構想の内容をより具体化するため、スポーツ振興に関する施策の基本計画、スポーツ施設の整備、利用計画を検討しようというもの。委員会の下に種目別部会を置き、①競技スポーツ、②野外スポーツ、③市民スポーツの三分野から二八人が加わった。また、四月二十五日付けで教育委員会体育課内に、総合体育館建設担当の係長を置き、体制の強化を図った。

同年九月二四日、検討委員会から中間報告書「求められる武蔵野市総合体育館像」（建設基本構想）が提出された。総合体育館への期待、基本的性格、機能、概要、管理運営と機能別施設概要である。

総合体育館の概要は、運動室は一一室（最大面積一九八〇平方メートルから最小面積二〇〇平方メートル）、室内プール（第一、第二）、健康体力づくりセンター、トレーニングセンター、ロビーホールなど、合計床面積が約一万二〇〇〇平方メートルとなっていた。

総合体育館の管理運営は、開館時間、休館日、使用方法、指導者体制、プログラムサービスなど使用者の立場から検討し、休館日は最小限にとどめる、柔軟な管理体制が望まれるので、管理は民間や施設管理公社などへの委託を検討する、という構想である。

同年九月二七日、市議会本会議の行政報告、一〇月一二日、全員協議会での経過報告の中で、市の基本的な考え方が示され、議論が交わされた。市の基本的な考え方は、①中間報告の考え方に沿い、床面積は一万二〇〇〇平方メー

トル程度と考え、工事費は三〇億円台にとどめたい、②建設場所は温水プールへのクリーンセンターの余熱利用、市のスポーツ施設の形成状況から管理面などを総合的に考えて陸上競技場周辺がよいと思う、③設計は指名設計競技(コンペ)でやりたい、六〇年一月～六一年一月の基本設計の後、六一年度を実施設計を行い、同年秋から冬にかけて着工、六三年三月までに完成したい、というものであった。

なお、六〇年三月四日に、市議会に出されていた体育館早期建設に関する次の二件の請願は全会一致で採択された。

一、総合体育館の早期建設に関する請願 請願者・武蔵野市体育協会会長水野清夫ほか一万七五三〇人

二、総合体育館並びに付帯設備の建設に関する請願 請願者・武蔵野老人クラブ他五団体(代表・上田哲夫)

第二期長期計画第一次調整計画(六〇～六五年度)では総合体育館建設が重点事業の一つに位置づけられた。六〇年度の施政の基本的施策として施政方針にも取り上げられ、基本設計委託料七九〇〇万円を予算に計上し、六一年度予算にも設計委託料九七〇〇万円を計上した。

昭和六〇(一九八五)年一〇月三十一日、「総合体育館(仮称)指名設計競技審査委員会」(委員長・**設計者を審査** 太田和夫日本建築士会連合会会長・委員七人)が発足した。設計競技には七社が指名され、六一年

三月二十五日から五月三〇日の期間に基本構想案の設計に当たり、六月二十七日に指名設計競技審査委員会から審査結果が報告された。最優秀作品は東畑建築事務所東京事務所と決定。翌二十八日、市議会全員協議会に報告された。設計競技に参加した全作品は七月二〇～二二日まで、市民文化会館展示室で一般公開された。

八月二一日、総合体育館建設関係者会議(議長・土屋市長)を設置し、総合体育館建設地の敷地内道路、基本設計、建築許可申請、交通問題などについて一二月一九日まで六回にわたって検討を重ねた。六二年六月二十九日の市議会で、

議員提出議案で総合体育館早期着工に関する決議が出され、挙手多数で可決した。九月二五日、総合体育館（仮称）等新築工事請負契約議案他付帯工事請負契約三件が市議会で可決された。契約金額は本體工事二八億九〇〇万円（陸上競技場施設分三億二二六一万四〇〇〇円を含む）、工期六二年九月二六日～六四年八月三一日（三年継続事業）、付帯設備工事として空気調和機械設備五億八〇〇〇万円、電気設備工事五億一〇〇〇万円、給排水衛生設備工事一億八二五〇万円。工期はいずれも本體工事と同じ。

大きすぎるか 総合体育館の平面図が出来上がった。鉄筋コンクリート造り、地上四階地下一階（一部五階建て）、**総合体育館** 延べ床面積約一万二〇〇〇平方メートルである。運動室を第一から第一〇まで（主競技場、副競技場、卓球場、軽体操・ダンス室、柔道場、剣道場、弓道場、トレーニング室、体力測定室、幼児コーナー）設け、健康・体力づくり・トレーニングセンターやランニングコース、体育・スポーツ情報センター、野外活動センター、体育・スポーツ団体活動センターを含んだものとなった。

昭和六一（一九八六）年一二月二六日、体育館建設工事に先立ち、地元説明会を開催した。説明会はその後六二年七月まで、七回にわたって開催し、市民に理解と協力を呼びかけた。

市民六団体（市政を考える会、緑町自治会、地元有志の会など）で構成する「総合体育館建設について考える連絡会」が六二年三月七日、中央コミュニティセンターで市民集会を開いた。①体育館は大きすぎて無駄遣いだ、②総合体育館建設敷地内の陸上競技場敷地内道路を廃止すると交通事故が多発する、③駐車場が住宅街に近いために騒音公害の問題がある、などが問題点としてあがり、市議会にも体育館建設見直しを求める陳情が七件提出された。

三月七日の市議会文教委員会で審議され、二件は付帯意見付きで採択され、四件は不採択、一件は継続審議となっ

た。一七日の本会議でも文教委員会の決定どおりに議決した。

採択された陳情一、「総合体育館基本構想案における駐車場、道路案に関する陳情」梅谷歌子ほか一七九人。付帯意見Ⅱそれぞれ総合体育館の全体計画を勘案し、地元との話し合いを含め、努力されたい。

同二、「総合体育館建設に伴う周辺環境の調査と対策に関する陳情」緑町団地自治会代表・石黒愛子。付帯意見Ⅱと同じ。

六月二十九日の市議会では、「市民本位の総合体育館に関する陳情」など四件の陳情がいずれも不採択となった。また、体育館建設予定地の一部に建っている武蔵野三鷹地区労働組合協議会事務所の移転・立ち退き請求をめぐって、市と地区労との対立があった。

総合体育館管理運営方式検討関係者会議（議長・井上文三助役）が昭和六二年一月一日に発足し、六三年二月一五日に報告書が提出された。その中で、「財団は、民法第三四条に基づく公益法人とし、市が設置する総合体育館や屋外運動施設の管理運営、体育スポーツの振興事業などを行う。市が直営で管理運営するのに比べ、夜間の開館、日曜・祝日開館などで休館日を少なくし、長時間開館が可能など、弾力的な運営ができる。効率的な運営で、経費の削減になる」とした。

屋外プールと屋内 完成した総合体育館の一階エントランスには一〇〇平方メートルの幼児室があって、保護者と**プールが一体に** 幼児がボールプールで自由に遊べ、体育館では幼児から高齢者まで幅広い市民が多様なスポーツを楽しめる。第一運動室には暖房を、その他の運動室には冷暖房を備えた。障害者もバスケットボールができるように光刺激反応装置のついたゴールや集団補聴システムが設けられた。また、野外活動（キャンプ、ハイキング、ス

キー、釣りなど)の拠点となる野外活動センターがあり、情報の提供や相談にも応じられる。個人使用専用の卓球室やトレーニング室もある。メイン・アリーナ、サブ・アリーナを個人が使う時には、一回の個人使用料で幾つも使える。きめ細かな対応である。

総合体育館と並行して進められた温水プールの工事請負契約議案は昭和六三(一九八八)年六月二十七日に可決された。工事費はプール新築工事五億五五〇〇万円、同付帯設備工事三億二五〇〇万円、工期は六月二八日～六四年八月三十一日まで(二年継続の事業)。建設場所は既存のこどもプールと幼児プールの跡地とし、管理棟は既存のものを使用する。建物の規模は鉄骨鉄筋コンクリート造り、地上二階地下一階。プールは、二五×一五メートル/水深一・二～一・四メートル/七コースと、一五×八メートル/水深〇・九～一・〇メートル/四コースの二つ。隣接のクリーレンセンターの余熱(蒸気)利用のため燃料費の節約となり、快適な水泳を年間を通して楽しめる。夏には屋根が可動式で開く。また温水プールと屋外プール(五〇メートル)を一体として使用できるよう間仕切りは可動になっている。障害者は専用更衣室からプールまで車いすで行かれるようになっており、手すりや緩やかな階段が設けられている。

多目的利用ができる

総合体育館、温水プールと同時に陸上競技場の改修も併せて行うことになり、昭和六二(一

陸上競技場に

九八七)年度にフィールドの芝張り工事を行い、六三年度にトラック部分を全天候型舗装に

改修した。工事費は三億二〇〇万円である。

特徴は、陸上競技だけでなく、ラグビーやサッカー、各種イベントなど多目的利用ができるように改修したこと、トラックの外周部に幅二・五メートル、延長約五二〇メートルのジョギングコースを設けたこと、さらに陸上競技場のメインスタンドと総合体育館はコミュニティデッキで結ばれ、室内競技と屋外競技が同時に楽しめることなど、全

国的にも珍しい競技場となった。また、日本陸上競技連盟第二種公認競技場として大いに活用されるようになる。花見の季節には芝スタンドを市民に開放しているので、桜の下で家族連れがお弁当を広げている風景が見られる。

高齢者・障害者の 「市立体育施設条例」が平成元（一九八九）年六月二二日、市議会の一部修正・可決された。

使用料は免除 施行日は一〇月一日。従来の「武蔵野市営運動場設置条例」と「同市営体育施設使用条例」は

廃止され、全文改正となった。市の体育施設は新装なった総合体育館と温水プールを加えて七施設となった。

総合体育館をはじめ陸上競技場、軟式野球場、庭球場などの休場日は毎月一五日とした。総合体育館と温水プールの使用時間は九時から二時三〇分までとした。総合体育館の使用料は個人使用の場合、三時間以内おとな四〇〇円、こども（小中学生）一〇〇円。温水プールはおとな二時間以内四〇〇円、こども（小中学生）一〇〇円。屋外プールのこども使用料の原案は二時間五〇円だったが、一〇円に減額改正となった。

「体育施設条例」が可決される際、次の付帯決議がされた。

「本条例施行に当たり、市民に対する減額を設けることは評価するが、なお、市民の利用料金は、可能な限り優遇されたい」

この決議を尊重して総合体育館と温水プール（七、八月を除く）の市民の使用料は半額、市民である六五歳以上の高齢者（ゴールド市民カードを発行する）と障害者（プラチナ市民カードを発行する）の使用料は免除となった。

新装なった総合体育館、温水プール、改装が終わって一新した陸上競技場が平成元（一九八九）年一月三日、一斉にオープンした。開村一〇〇年目の市制施行記念日にあたる同日の竣工記念式典は、テープカットに始まり、聖火点火の後、土屋市長の挨拶、鈴木都知事（代理）の祝辞に続き日本体育大学体操部による集団体操の模範演技が行わ

れた。約一八〇〇人の出席者で落成を祝った。

一月中には各施設の無料開放および落成記念イベントが行われ、五日には水泳の日本記録を更新している高瀬千賀子（市立第二中学校一年）の模範泳法（背泳）が披露された。一二日は市民卓球デー、一九日は横河電機対秋田市役所の社会人ラグビー公式戦、家庭婦人バレーボール大会決勝戦、日本電気対日本体育大学の親善バレーボール試合などが行われ、多くの市民が楽しんだ。

（二）財団法人武蔵野スポーツ振興事業団設立

平成元（一九八九）年五月二日、武蔵野スポーツ振興事業団（以下、事業団と略。理事長・井上文三市助役）が、財団法人化を視野に入れつつ、発足した。同年秋には総合体育館、温水プール、陸上競技場が同時オープンする。これらの体育施設の管理・運営に当たる組織をどうすべきか。すでに市民スポーツ振興計画検討委員会と体育館管理運営方式検討関係者会議から、前項で述べたように「市の直営でなく、民間委託や公益法人で行うのがより柔軟で効率的運営ができる」と答申、報告書が出されている。それを受けて誕生したのが事業団である。市民が望むスポーツ振興事業、施設の管理運営、行政の枠を越えた柔軟な組織できめ細かく、ということが求められた。

事業団の財団法人化に向けて元年三月一六日、市議会全員協議会が開催され、市長、教育次長などから説明が行われ、質疑が交わされた。全員協議会で確認されたことは以下の内容である。

事業団は、民法第三四条に基づく公益法人であり、財団法人である。基本財産は、事業団存立の基盤となる市からの出捐金の五億円（既に設立されている文化事業団、健康開発事業団と同額）である。基本財産を運用して生ずる運

用益、事業収入、市からの補助金など事業財産によって事業団は運営される。事務所は総合体育館内に置く。

収入は、受託事業として市から体育施設の管理を委託された委託料、財団役職員の人件費や運営管理費などに充てる市からの補助金などである。

柔軟な運営が可能に

財団の組織は役員として理事六〜一〇人（理事長を含む）、うち常務理事一人。評議員八〜

長（いずれも管理職）を置く。職員数は、財団設立当初の平成元（一九八九）年度は一五人、翌二年度は一八人とし、市からの派遣職員と事業団職員とで構成する。

市と教育委員会（体育課）と事業団の機能分担は以下のようにする。

① 基本的機能として、

市、教育委員会―生涯体育の視点に立つて総合的体育・スポーツ・レクリエーション活動の振興方策の企画、立案や調整を行う。

事業団―市の振興方策に基づくスポーツ振興事業の企画、実施をする。

② 所管事項として、

市、教育委員会―国、都、他の公共団体や市内体育関係団体との連絡、調整、体育指導委員、全市民的な体育・スポーツ・レクリエーション活動に関する事、事業団の指導、助成に関すること。

事業団―市の振興方策に基づくスポーツ振興事業の企画、実施、情報の提供、市民の体力づくり、スポーツ技術の向上に対する援助、野外活動に関する事。

③実施事業として、

市、教育委員会―初心者対象スポーツ教室、全市民対象の各種大会、都下大会などに選手を派遣する。

事業団―各種スポーツ教室、情報提供、トレーニングルームの運営、野外活動事業の企画、実施と情報提供、指導者の派遣、体育施設などの管理運営を行う。

なお、総合体育館、温水プールの利用時間は、市民が利用しやすいように、市体育施設条例で午前九時から午後九時三〇分までとする。また休館日は、月一回の施設の保守点検整備のため一日だけ。これを市の直営とする。と、地方公務員法や市職員の勤務などに関する条例にしばらくは、勤務体系の適用が難しいのである。

元年九月二十九日、東京都から財団法人化の許可が下りた。理事長に井上文三市助役、副理事長に杉本讓治市教育長が就任し、常務理事が前市教育委員会生涯学習部長、理事が鈴木英久（市体育協会会長）、学識経験者、体育関係者として舟橋一郎、吉田夏、伊藤順藏、秋山智英、酒井和男、そのほかに監事二人、評議員一人（市議会議員二人と体育関係者九人）が決定した。野外活動センターは一年遅れの翌二年四月一二日に発足し、野外活動センター長と係長が配置された。

すべてのスポーツ、平成元（一九八九）年度のスポーツ教室は太極拳、ソシアルダンス、ストレッチ・軽体操、水幅広く 泳教室、シルバースポーツランド、弓道、アーチェリー、ファミリーレクリエーション。二年

度はヨーガ、ハワイアンダンス、親子体操、バドミントン、硬式テニス、エアロビクス、和弓指導者養成講習会、ボディコンデイショニング、スポーツ講座、夏休み親子水泳、アクアプログラム、アクアエクササイズ、トライニユースポーツなどが加わった。また、市民綱引き大会、サンタさんと親子運動会、おひなビクス、トレーニング室での指

導、体力測定、幼児室の開放なども行われ、二年度の利用者数は二六万二四一二人。温水プール（屋外プール含む）は二八万四四八六人、陸上競技場八万七四一二人となった。

野外活動センターではファミリーふな釣り・はぜ釣り教室、ファミリースケート教室、夏山の写真講習会を開く。ファミリーハイキング、川上村ウォーキングと星を見る会、安曇野に白鳥を訪ねる会、初心者登山教室、秋の自然、ピデオ教室、野鳥講習会、スキー講習会、野山の花講習会（春、秋）のほか、春休み・夏休みガイドコーナー、昆虫コーナー、スキースケート情報コーナーを設けた。登山、ハイキング、ウォーキングは、定員を上回る応募があり、抽選をする盛況となった。高齢化社会を反映してか、中高年の愛好者が多い。

長野県川上村の武蔵野市自然の村の管理運営が五年四月に市の児童婦人室（現子ども家庭部児童青少年課）からスポーツ振興事業団野外活動センターに移管された。移管に伴い、自然の村をもっと利用してもらうために、自然の村への直行バス（運賃往復三〇〇〇円）をシーズン中毎週運行することになった。

事業団創立

平成一一（一九九九）年一一月三日、事業団創立一〇周年記念式典が総合体育館サブアリーナで

一〇周年を祝う 開催され、二五〇人が出席した。主催者として土屋市長、野原三洋子教育委員長、木村日出夫理事長が挨拶し、来賓として中里崇亮市議会議長、鈴木英久体育協会会長、井口秀男都議会議員が祝辞を述べた。

一〇周年記念事業として、一一月七日、「陣馬山・集中登山」（標高八五七メートル、行程九〜一〇キロメートル）を実施した。参加者一七六人が四つの登山コースに分かれて山頂を目指し、山頂で野外活動センター・一〇周年記念式典が行われた。事業団理事長、武蔵野市山岳連盟理事長の挨拶の後、眺望を楽しみ下山した。当日は天候にも恵まれ、よい汗をかき全員無事に踏破した。

もう一つの記念事業「少年少女サッカーリニック」は一月二日陸上競技場で開催された。地元河電機サッカー部の選手四四人を招き、市内の小学生四五六人が選手らからサッカーの技術指導を受け、エジソン（国籍ブラジル）ら有名選手による模範競技を熱心に観戦した。

その後の展開

その後、事業団はさらに市民ニーズにあったスポーツ振興・野外活動を充実させ、目的に沿って各種事業を展開している。

平成一四（二〇〇二）年四月六日にはストリートスポーツ広場（スケートボード、インラインスケート、BMX、Bicycle Motocrossを行う）が総合体育館に隣接して新設された。開設と同時にマスコミが大きく取り上げ、若者のメッカとなった。翌一五年一〇月五日にはスケートボードイベント（GREEN skateboard contest in MUSASHINO）を開催。体験教室、プロライダーによるデモンストレーション、コンテストなどに若者が技を競った。

同年から実施された小中学生・スポーツ教室には、ジュニアテニス、ジュニアダンス、ジュニア剣道、ジュニアインラインスケート、ジュニアスケートボードが組み込まれた。さらに、スポーツチャンバラ、ダブルダッチ、バランスポールのニュースポーツ三種目も加わった。

アテネオリンピックを控えた一六年五月一日には「スポーツの祭典・陸上種目に挑戦」を実施。一人四〇〇メートル以上、リレー形式で四二・一九五キロメートルを走るフルマラソンは陸上競技場で、亜細亜大学陸上競技部と武蔵野市陸上競技協会の指導・協力を得て完走した。

屋外プールと陸上競技場が隣接している利点を活用した武蔵野アクアスロン大会（トライアスロン競技のうち自転車競技を除き、水泳とランニングを続けて行う競技）は九年以降毎年開催し、定着してきた。

野外活動センターでは一六年三月七日、同センターで主催する武蔵野自然クラブが開設三〇周年を迎えたのを祝って記念誌を発行し、記念式典と記念講演をスイングホール（境二丁目）で行った。事業として、「はじめてのサーフィン」「ジュニアスノーボード」「クロスカントリー・スノーシュー」などを新たに加え好評であった。

むさしの・多摩・ハバロフスク協会との共催事業「親子自然体験教室」は毎回定員を上回る応募があり、隔年実施のハバロフスク市・ホル川やアニューイ川での野外活動体験事業には中高校生を派遣している。

一六年八月二二～二九日には、「世界の昆虫展」を総合体育館で実施した。生きたカプトムシに触れることができ、カプトムシハウスなどに一万五四〇〇人の入場者があった。

ホームページも開設した。施設申し込みシステムの電算化、体育施設利用の市民カードの更新、体育館プール利用者の未就学児の一時保育（有料）を実施するサービスにも努めている。

なお、事業団は平成二二年四月、「財団法人武蔵野生涯学習振興事業団」と名称が変わった。

(三) 市民体育施設の整備

市営グラウンドを 第二期基本構想・長期計画（昭和五六～六七年度）の重点施策の優先事業に「廃棄物処分システムごみ処理施設に テムの整備」があり、ごみ処理施設（クリーンセンター）建設用地は市営総合グラウンドとすることが明記され、決定した。これによって市営総合グラウンドのうち、サッカー場の約半分と、テニスコート一面、弓道場が失われることになった。

五六年当時は市営の運動施設として、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、プール（おとな、こども、

幼児)、弓道場があり、多くの市民に利用されていた。

昭和五七(一九八二)年一月からクリーンセンターの工事が始まった。施設を利用できないので、市民のスポーツ活動は他の民間施設などを借りて行わざるをえず、利用者は不自由を余儀なくされた。五八年七月五日、「体育施設の移設工事(野球場、サッカー場、テニスコート、弓道場)の早期着工に関する陳情」(体育協会ほか三団体代表・水野清夫)が市議会に出され、採択された。さらに、同一二月一日には体育協会をはじめ体育団体から市教育委員会に、失われた体育施設の早期回復を図るよう要請があった。

一方、五九年三月には「クリーンセンター周辺整備に関する陳情」(吉祥寺北町五丁目高橋鐵雄ほか二七五人)が市議会に提出されたため、市は体育団体と地元町会両方の調整に追われた。

クリーンセンター着工以前は、市営グラウンドのサッカー場は野球場としても使われ、A面、B面と対角線上にホームプレートを置き、二面を使用したもので、隣接の野球場と合わせて三面を同時に使って大会を運営することもできたが、サッカー場の二面分が失われた。

サッカー場の代替施設として、市は、都立武蔵野中央公園予定地(八幡町二丁目)のD地区の北側を都から暫定的に借り受け、中央公園スポーツ広場(野球・サッカー・ソフトボール・ラグビーなどの多目的グラウンド)とし、五九年五月一六日から使用を開始した。

テニスコートについても、同日からクリーンセンター北側の八面の暫定コートを使えるようにした。また、都立中央公園予定地であった国有地の一部にあった旧中島飛行機製作所の煙突、ボイラー室などを解体(五八年三月)した跡地・A地区の北西端に、暫定テニスコート四面を整備した。こちらは六一年四月一七日に使用開始とした。

弓道場については、市立第四中学校（吉祥寺北町五丁目）の北側・旧むらさき学級の跡地に移設し、射場三人立ち、近的二八メートルを五九年三月から使用開始した。

スポーツ施設を

昭和六〇（一九八五）年一月には、「スポーツ施設の確保に関する陳情」（体育協会会長・水野 確保する 清夫ほか一二四人）が市議会に出された。陳情には、同年九月二七日の市議会で行政報告があつたスポーツ施設の整備についての市案を早急に進めてほしいとあつた。その市案とは、①野球場（ライト・レフト八

七メートル・センター一〇三メートル）を一面造る。ホームプレートを北側から南側に移し替える、②クリンセンター北側の暫定テニスコート八面のうち西側の一面を削って七面とし、削った一面分をコミュニティセンター（現在の緑町コミュニティセンター）建設用地とする、③北側を緑地として残す、④野球場の南側にクラブハウスを設ける、⑤七〇〇〇本ほどの樹木を植える、⑥野球場・テニスコート周辺の東側に三メートル、西側に二・五メートルの舗道を造る、などである。

この市案に対しては一部に反対の意見があつたが、市民スポーツ振興のために市案（前述）で決定してほしいという陳情だった。市議会は全会一致で採択した。この時、土屋市長から、「クリンセンターまちづくり委員会の提言（五八年一月二四日）は、『野球場を緑の多目的広場にし、テニスコートは五面にする』というものだったが、この提言に従うと野球場はなくなってしまうことになる。今回の市案を工事説明会で周辺住民に行ったところ、特に反対はなかった」と報告があつた。

市はクリンセンター北側のテニスコート七面、中央公園予定地にテニスコート四面を整備した。クラブハウスは六一年三月に、野球場は九月に完成した。緑町コミュニティセンターは六〇年二月に「緑町コミュニティセンターを



ストリートスポーツ広場
平成14年4月オープン

つくる会」が発足して活動を開始し、六一年一〇月に完成、オープンした。

平成元（一九八九）年一月に総合体育館が完成したので、老朽化した緑町体育館（緑町二丁目、今の市役所の西側にあった）を解体した。跡地は緑町運動広場となり、二年二月一日にオープンした。面積は三二八八平方メートルで、ゲートボールコートが二面とれる。多目的広場として利用された。

ストリート 平成一四（二〇〇二）年四月六日、市総合体育館の北側にストリートスポーツ広場（吉祥寺北町五丁目）がオープンした。ストリートスポーツ広場とは

スケートボード（スノーボード状の合板にローラーを四輪取り付けたもの）、インラインスケート（ローラースケートのローラーを直列に取り付けたもの）、BMX（Bicycle Motocrossの略。モーターサイクルとクロスカントリーを組み合わせた用語。オフロードを走るための自転車）の専用広場である。

市は一年に、青少年のための「インラインスケート教室」を開いたが、市長に「スケートボードやインラインスケート、アイスホッケーが練習できる広場を作ってほしい」と一通の手紙が市民から届き、数年後の広場誕生につながった。オープニングセレモニーに手紙の主が招待され、六人の青年によるデモンストレーションとフリー講習会が行われた。ストリートスポーツ広場の利用者数は開設した翌月の五月だけで一五三五人。一〇〜二〇代の青少年が

ほとんどだ。自由に使えるため若者の間で評判となり、週末には一〇〇人を超える日もあった。神奈川県や千葉県から訪れる常連もいる。

広場の面積は約七三〇平方メートル（三五×二二メートル）。滑走表面はタフトトップコート三ミリ。コンクリート製のセクションは①アール（高さ一・五メートル）、②バンク（同一・五メートル）、③スパイン（同一・二メートル）、鉄製のセクションは①ハンドレール（高さ〇・四五メートル）、②同（同〇・三五メートル）である。

使用料は無料。平日は午後一〜八時。土、日、祝日は午前一〇時〜午後八時。雨天時は中止。休場日毎月一五日。

（四） スポーツの祭典

東京国際

平成八（一九九六）年五月三〜五日、第一回東京国際スリーデーマーチが都立武蔵野中央公園

スリーデーマーチ（八幡町二丁目）をスタート・ゴール地点として開催された。東京の多摩地区の一五市がコースとなる。主催は武蔵野市、同教育委員会、(社)日本歩け歩け協会、東京都歩け歩け協会、日本市民スポーツ連盟。第二回から朝日新聞社も加わる。後援は環境省、文部科学省、外務省、東京都教育委員会、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市（現西東京市）、保谷市（同）、狛江市、東大和市、東久留米市、稲城市、以上一四市の教育委員会、アメリカ大使館、(財)日米協会、(財)尾崎行雄記念財団、(財)日本さくらの会である。

東京国際スリーデーマーチは、明治四五（一九一三）年に当時の東京市長尾崎行雄が日米親善友好のためにアメリカの首都ワシントンに三〇〇〇本の桜の苗木を贈ったことが元になっている。桜はポトマック河畔を今も彩ってい



第7回東京国際スリーデーマーチ（平成14年5月）
メイン会場の武蔵野中央公園

るが、桜の贈呈から三年後の大正四（一九一五）年に、タフト米大統領から桜の返礼樹として東京へハナミズキの苗木が贈られてきた。ハナミズキ渡来八〇周年を迎えた記念事業として平成八年に、ハナミズキを市の木に指定している武蔵野市を中心としてスリーデーマーチ（ウォーキング大会）が開催された。

ハナミズキにちなんで、コースは、第一日目の五月三日は「ハナ」、四日は「ミズ」、五日は「キ」の三コース。「ハナ」は玉川上水、国分寺跡コース（武蔵野、三鷹、調布、府中、国立、国分寺、小平、小金井経由）。「ミズ」は井の頭公園、多摩川コース（武蔵野、三鷹、調布、狛江、稲城、府中経由）。「キ」は東伏見稲荷、多摩湖コース（武蔵野、保谷、田無、東久留米、東村山、東大和、小平、小金井経由）。

距離種目は一日一〇キロメートル、二〇キロメートル、三五キロメー

トルの三種目が三日間設定された。完歩者は国際市民スポーツ連盟と日本市民スポーツ連盟から参加回数と距離認定を受けられる。この大会は、健康とロマンと触れ合いを求めて楽しみながら歩く大会で、順位や記録を争う競技大会ではない。出発チェック後、各チェックポイントでチェックを受け、コースを自由に歩き、ゴールの中央公園に午後五時までに戻る。三日間完歩した人には完歩証と勳章が、一日あるいは二日間だけの完歩者には完歩証が贈られる。

参加者は外国人も含め全国各地から。ゼッケンを付け、多摩や武蔵野の自然や歴史、文化に触れながら、家族、親

子、仲間同士の交流も楽しんだ。ハトの会会員（八〇歳以上）もいた。参加者は三日間で一万四四〇二人だった。

一〇年の第三回目の五月四日には、双子の長寿姉妹、成田きんさん、蟹江きんさんを名古屋から招き、岐阜県根尾村（現本巣市・樹齢一五〇〇年以上とされる「淡墨桜」^{ウヅミザクラ}）で有名）から贈られたウズズミザクラの記念樹を、武蔵野市内の双子の小学生（二組）がきんさん、きんさんと一緒に中央公園に植えた。この年の三月に根尾村で「淡墨桜浪漫ウォーク」があり、この大会がきっかけとなってウズズミザクラの苗木が贈られてきたのである。

ウォーキングブームを反映してか、回を重ねる毎に参加者は増え続けた。一〇年間の実績は「資料編」に掲載したが、一七年（第一〇回）には六万二一八七人となって、中央会場の武蔵野中央公園では手狭となったため、翌一八年からは中央会場を都立小金井公園に移し、市は主催から降りている。

市民大運動会

子どもから高齢者まで全市民が一堂に会し、スポーツを通じた「新しいふるさとづくり」を目指す第一回「市民大運動会」が平成二（一九九〇）年一月一日、市営の武蔵野陸上競技場（吉祥寺北町五丁目）で開催され、約一万人が参加した。昭和六一（一九八六）年まで三〇回にわたって武蔵野市婦人運動会が行われてきたが、総合体育館、温水プールの建設と陸上競技場の改修を機に、その幕を閉じ、婦人運動会を引き継いだ市民大運動会となった。市民参加による実行委員会は市、教育委員会、体育協会、(財)武蔵野スポーツ振興事業団、市立小学校の学区単位で編成した地区代表らで構成し、大会の運営にあたった。

開会宣言のあと武蔵野市民交響楽団の吹奏に合わせた国歌、むさしの市民の歌斉唱とともに国旗、市旗が掲揚され、聖火が入場し、聖火台に点火され、大会の雰囲気盛り上げる。市長の挨拶、来賓の市議会議長の祝辞に続き、体育指導委員の指導で全員ラジオ体操に移り、いよいよ競技が開始された。

競技は市立小学校の学区単位の地区対抗で競う。種目は徒競走、マラソン、二人三脚、紅白玉入れ、幼児の宝ひろい競走、パン食い競争、順送球、最終を飾る一〇〇メートルリレーなどである。昼の休憩時には地元藤村女子高校（吉祥寺本町二丁目）の生徒による集団体操、亜細亜大学吹奏楽団による演奏などが参加者を楽しませてくれた。

応援団は一三の地区ごとに、決められた色の応援旗を振り、出場選手に大声援を送る。競技のハイライトは一〇〇メートル地区対抗リレーで、小学一年生から中学三年生まで各一人、一般が三人、計一二人ずつが競う。抜きつ抜かれつバトンをリレーし、アンカーへつなげゴールを目指す力走に観客席から拍手が巻き起こる。地域一体のふるさとづくりとなるのにふさわしい市民大運動会となり、成績発表、表彰式へと移り、閉会となる。

平成一八年の第一七回まで毎年開催された（一回と一六回は雨天中止、一二回、一四回は午後から雨天中止）が、人集めが困難などの理由で参加者が減り、一九年の第一八回が最後となった。二〇年から市民大運動会に替わって「むさしのスポーツ」を開催している。

市民体育大会 春には毎年恒例の春季市民体育大会兼東京都民体育大会予選を、秋には市民体育祭種目別競技大会・**市民体育祭** を開催している。主催は市、教育委員会、体育協会である。

昭和五八（一九八三）年の春季市民体育大会の競技種目は、軟式野球、バスケットボール、クレール射撃、剣道、弓道、山岳、軟式庭球、バレーボール、バドミントン、卓球、乗馬、民謡舞踊、空手道、陸上競技、柔道、やまべつり、ラジオ体操、スポーツ少年団、合気道、ゲートボール、ソフトボール、の二二種目。参加人員は六五四〇人。同年秋の市民体育祭は、春の競技種目に、硬式庭球、スキー（映画会）、水泳が加わり、二四種目。参加人員は六六五〇人であった。

市民スポーツ

昭和六〇（一九八五）年一月二〇日、第一回「市民スポーツフェスティバル」が開催された。

フェスティバル

陸上競技場が改修中のため、市営野球場で開会式、テニスコートでは硬式、軟式テニス。緑町体

育館でリズム体操、ジャズダンス。大野田小学校でゲートボール、同体育館でインディアカ。野球場では綱引き、大縄跳び大会も行われた。このフェスティバルは、日頃運動に接する機会の少ない市民に、簡単なレクリエーションスポーツを楽しんでもらい、活動の発表の場として誰もが参加できる一般スポーツの振興を図るため新しく企画された。

ラジオ体操会、市内歩こう会、チャレンジコーナー、グラウンドゴルフ、大輪投げ、ミニサッカーPK合戦、ポイントインディアカ、竹馬、リム回しもあった。参加者は一三〇〇人。平成一七（二〇〇五）年度は二〇回（二年度は開催せず）を数え、平均約一六〇〇人が参加している。

ラグビースクール

市が主宰する武蔵野ラグビースクール（校長・畠山元彰）は昭和六一（一九八六）年一月一

二〇周年

六日、二〇周年を迎えた。ALL FOR ONE, ONE FOR ALL、フェアプレイ、ファイティング

スピリット、フレンドシップのラグビーの競技精神に基づいて多摩地区で初めて、東京オリンピックの熱が冷めない四二年四月一六日に開設され、多くの子どもたちが武蔵野陸上競技場で鍛えられ、卒業していった。小中学生四六人でスタートし、二〇年間で卒業生は約四〇〇人に。第一、第三日曜日が練習日で、往年の名選手や市内在住のラグビー協会関係者三六人が生徒一六三人の指導にあたった（六一年一月現在）。

当日、同競技場で記念式典とラグビー紅白試合が行われた。また、二〇周年記念誌を発行し、校旗と校歌「武蔵野ラグビースクール」と「大地踏みしめ」の二曲（いずれも作詞・畠山元彰、作曲・服部克久）が作られた。

OBの一人は「六年間スクールを通して本当に多くの友達ができ、大切なことも教わった。ALL FOR ONE, ONE

FOR ALL& NO SIDEといった素晴らしい言葉とその意味を知り、チームワークや人と人のつながりの大切さを教わった。ラグビースクールに感謝しています、素晴らしい先生方、先輩や後輩に恵まれてラグビーをやれたことはどれだけプラスになっているかわかりません。武蔵野市に生まれて本当にラッキーだった」と記念誌に寄稿している。

市民綱引き大会

平成二（一九九〇）年一月四日、(財)武蔵野スポーツ振興事業団主催の第一回市民綱引き大会が武蔵野総合体育館のメインアリーナで行われ、七歳から六七歳までの選手が日頃のトレーニングと怪力ぶりを発揮した。①一般男子（一二チーム）、②一般女子（二二）、③混合（一一）、④中学生女子の部（三三）、⑤ファミリー（六）の種目毎に計五五組、四四〇人（二チーム八人）が参加した。以降、毎年実施されたが、一一年が最後となった。

ちびっこ・女性

平成四（一九九二）年三月一日、(財)武蔵野スポーツ振興事業団主催の第一回ちびっこ・女性剣道大会が武蔵野総合体育館で行われた。①小学一・二年、②同三年、③同四年、④同五・六年、

⑤三〇歳未満の女性、⑥三〇歳以上の女性という学年別・年齢別の六ブロック。トーナメント戦で優勝者を決める。小学生二二四人、女性二二人が参加したが女性の部は第二回以降なくなった。

第三二回市内

平成四（一九九二）年三月一日、第三二回市内駅伝競走大会と第一回市民健康マラソン大会が市内周回公認コースで行われた。コースは、市役所スタート、中央通り↓市宮野球場↓NTT電気通

信研究所↓都立武蔵野北高校↓都立武蔵野中央公園↓緑町団地↓市役所ゴール。参加者は三九組、一五六人。一周三〇〇メートルを四区間（四周）走る種別の結果は、中学男子、一中水泳部、三七分三四秒。中学女子、四中波平さん、四五分〇四秒。高校・一般女子、藤村のんびり、四一分五〇秒。男女混成、ゆつくりらず電電A、三九分三六秒。

一周三〇〇〇メートル二区間と六〇〇〇メートル二区間を走る種別では、一般男子、市役所が五六分二秒の記録で優勝した。

第一回市民健康マラソン大会は市内駅伝終了後、同じコースで行われた。健康マラソンは、昭和六二（一九八七）年まではロードレース大会として、中学生・女子・壮年（五〇歳以上）は三〇〇〇メートル、高校・一般は九〇〇〇メートルで行っていた。平成四年から男女別、年齢別に区分、距離も一周三〇〇〇メートルを二周で六〇〇〇メートルとした。参加者八三人。男子（一五歳以上二九歳以下）、一九分五〇秒。女子（同）二九分〇九秒などの結果が出た。以降毎年、同じコースで実施している。

フォーダンス・レク 平成八（一九九六）年一月二八日、武蔵野市レクリエーション連盟が主催して、第一回フォーエーションダンス・レクダンス・レクリエーションダンスパーティーが武蔵野総合体育館サブアリーナで行われた。市内で活躍しているフォーダンス、レクリエーションダンスのサークルが協力し、市民とともにダンスを楽しむパーティーだが、一四五人が参加した。参加者一同北欧の民族衣装風のドレスでダンスを楽しんだ。このパーティーは以降毎年開催されている。

アクアスロン大会

平成九（一九九七）年九月一五日、(財)武蔵野スポーツ振興事業団の主催で第一回アクアスロン大会が武蔵野プールと同陸上競技場で開催された。アクアスロンは、トライアスロンから自転車競技を除き、水泳とランニングの二種目を続けて行い、合計時間を競う。初めての競技大会でもあり、大会への参加は六二人だったが、翌年には一四四人と倍増した。参加者には記録証が渡される。

四 コミュニティ

住宅街の生活道路が抜け道になって車が増え、歩行者の安全が脅かされる。こうした問題は一個人、一家庭では解決できない。平成一〇（一九九八）年の初夏、吉祥寺東町の話だが、住民は市議会に「東十一小路右折禁止交通対策に関する陳情」を出した。六月の議会で継続扱いとなった。その後の取り組みのことで吉祥寺東コミュニティ協議会に協力の申し入れがあった。

東コミュニティの運営委員会は「一か所を変更すれば別の場所に影響する。広域で考えるならコミュニティとしても取り組み、協力できる」と判断し、地域住民、青少協、PTA、町会に呼びかけ、「東町道路問題懇談会」を立ち上げた。九月には「二丁目エリアで考えよう」という集会を開いた。ここから道路問題への長い取り組みが始まった。…（吉祥寺東コミュニティ協議会、平成二二年五月発行「三〇年目の九浦の家」より）。これは「コミュニティ協議会にできたこと」の一つである。まちの問題にみんなで取り組んで、信頼関係を築きながら模索した共存のあり方。閉鎖的でなく、開放的な、風通しのよいコミュニティを創っていった一例である。

このようなコミュニティの活動を、市が建設した二〇館のコミュニティセンター（平成二二年現在の数、通称「コミセン」）を拠点に、一六のコミュニティ協議会（通称「協議会」）のボランティアメンバーがそれぞれ共存して進んでいる。協議会は地域の全住民が積極的に参加することが最終的な目標であるが、目下のところは自主参加した地域住民が中心だ。市は平成一七年四月から、コミセンにも指定管理者制度を導入した。このため、協議会の代表が指定

管理者となった。後述する「武蔵野市コミュニティ条例」は、協議会を公共的団体として認定している。

(一) コミュニティ市民委員会

武蔵野市のコミュニティ構想は、昭和四六（一九七二）年に策定した本市の壮大なビジョンである。武蔵野市コミュニティ市民委員会、武蔵野市コミュニティセンター条例を含め、『武蔵野市百年史 記述編Ⅲ』・『同Ⅳ』が詳しく記述しているが、今一度ここで、コミュニティの基本的な考え方を確認しておきたい。

(一) コミュニティは、市民自身が長期の自治活動の過程でつくるものである。したがって上からの制度的強制ではない。

(二) コミュニティは、地域の特性、市民交流のチャンスなどによって生まれてくるものであり、開かれた開放的都市空間をなしていく。したがって閉じられた閉鎖的都市空間ではない。

(三) コミュニティは、市域全体の計画的な市政水準上昇の結果として生まれる。したがって特定地域への重点施策は行わない。

(四) 市民のコミュニティづくりのために、市は市民施設、生活道路さらに緑のネットワークの適正な計画的行政によってそれに協力する。このため市民参加によって「市民施設長期計画」を策定する。

この意味で本市のコミュニティ構想はハードな青写真計画ではなく、ソフトなシステム計画となっている。（武蔵野市のコミュニティ構想」より）

「市民施設長期計画」の策定によって、「それぞれの地域に平等に、またそれぞれの地域の特殊性に応じて適正に配

置された」コミセンは、前の期に第一号の境南コミセン（昭和五十一年七月）、第二号の西久保コミセン、続いて中央コミセン中町集会所、吉祥寺東コミセン、吉祥寺北コミセン、本町コミセン、八幡町コミセン、関前コミセン、御殿山コミセン、中央コミセン、桜堤コミセン、そして一二番目の吉祥寺南町コミセン（五十八年三月）まで開設された。その経緯は『武蔵野市百年史 記述編Ⅲ・『同Ⅳ』に譲る。

その後今期に入って、コミセンは新たに八館が開設されて二〇館となった。これらコミセンの開設までの審議、提案は、市が設置した代々のコミユニティ市民委員会に負うところが大きい。前の期から今期にまたがって、昭和五七（一九八二）年八月から五九年三月まで設置されていたのは、第三期コミユニティ市民委員会（委員長・西尾勝東京大学教授・委員一四人）だ。この時点では第二期長期計画の第二次改定コミユニティ構想により、コミユニティ予想地区は八地区から一一地区に変更されていた。

同委員会には、市内四地区の地域住民からコミセン建設の要望が出されており、委員会の決断が待たれていた。①吉祥寺東地区Ⅱ小型館が一館しかないのです、もう一つのコミセンを、②桜堤地区Ⅱ第二館目建設を求める住民の活動がある、③吉祥寺西地区Ⅱ第二館目を希望する動きがある、④中央北地区Ⅱ中央通りでまちが分断され、地域的な一体性をつくり出しにくいので、一館でなく二館欲しい。

これら四地区の要望を検討した同委員会は、三地区に四コミセンを増設する必要があるとの結論を出した。四つとは、西部コミセン、吉祥寺西コミセン、緑町コミセン、けやきコミセンの建設を指す。吉祥寺東地区のコミセンだけが残された。一三館目の緑町コミセン（緑町三丁目）が六一年一〇月に建設された。そこに番外編ともいえる、一四館目になる武蔵野中央公園北ホール（八幡町二丁目）が同年一二月にオープンする。この北ホールはもともと、この

場所にあった富士重工（本社・新宿区）の社宅が老朽化し、高層化（二階建てに）する計画の際に、市の宅地開発指導要綱を根拠に市が公共用地の提供を求めたのだが、富士重工は土地の代わりに社宅の一、二階の一部をホール（七七〇平方メートル）にして市に無償貸与し、市民に無料で開放する提案をした。これを市が受け入れたもので、特例コミセンの一つとなった。そして八幡町の協議会が、平成二（一九九〇）年六月から、北ホールの共同運営に当たっていることは後述する。一五館目の西部コミセン（境五丁目）が六二年四月に、一六館目の吉祥寺西コミセン（吉祥寺本町三丁目）が平成元（一九八九）年二月に、一七館目のけやきコミセン（吉祥寺北町五丁目）が同年一二月に出上った。

吉祥寺東地区からは昭和五九（一九八四）年一月に、「もう一つのコミセンを」の請願が市議会に出されたが継続審議となり、六二年四月、市議会改選で廃案となってしまった。請願は同年九月再度提出され、九月の本会議で採択となった。

六三年一〇月に第四期コミュニティ市民委員会（委員長・勝田有恒一橋大学教授・委員二人）が設置された。同委員会は「小型館が一館しかない」吉祥寺東地区問題の解決を迫られた。小型館とは通称「九浦の家」のことで、日本画家・野田九浦邸の跡地の一部が市に寄贈され、一時公園に使われた場所に、五三年、屋敷の庭を生かして開設された平屋づくりの吉祥寺東コミセン（吉祥寺東町一丁目）の話である。「九浦の家」を運営する吉祥寺東の協議会は、「小型館こそ九浦らしい」と考え、大型館に増改築など論外だった。そこで、吉祥寺東町三、四丁目の住民が中心となり東町第二コミセンを作る会ができた。こちらは市の決断を待ち切れず、すでに新しい協議会を発足させる勢いで何度も会合を開いていた。平成元（一九八九）年九月、吉祥寺東の協議会代表と東町第二コミセンを作る会代表の連

名で「東町にもう一つのコミセンを」という要望書が、第四期の委員会に出された。要望を受けた同委員会は、市内全地区の人口とコミセンの延べ床面積を算出し、小型館一館の吉祥寺東地区だけが異常な過密さを示しているという三段論法を導き出し、「この地区にもう一つコミセン（六〇七〇〇平方メートル規模）が増設されるならば、利用密度の公平性が保たれる」という内容の最終答申（二年十一月↓資料編）を出し、一件落着を見た。こうして、四年二月に、一八館目の本宿コミセン（吉祥寺東町三丁目）が誕生した。この後、吉祥寺西分館（吉祥寺本町四丁目）、関前分館（関前三丁目）の二館が同年四月に建設されて、計二〇館となった。

ほかの地区においても、コミセン誕生にまつわる逸話はあるが割愛する。地域住民はコミセン建設を市に求める時、コミュニティ市民委員会への要望、市議会への請願と、いずれも一致団結した住民運動をしている。市議会での徹底した審議・採択を見守り、自分たちの知恵と力を注いで勝ち取った後は、並々ならぬ愛着を持ってコミセンを管理・運営しており、まちづくり推進の重い責任を担っている。

今期に創立一〇周年を迎えたコミセンは七か所（中央公園北ホールを除く）、二〇周年を迎えたコミセンは一二か所あった。いずれも地域性と協議会の特徴が表れた記念式典が行われ、「記念誌」なども発行され、住民パワーが証明された。来期には幾つかのコミセンが三〇周年を迎える。

平成元年四月一四日、市役所の機構改革によって従来のコミュニティ担当課が市民活動課（企画部）からコミュニティ文化課（市民部）へと変わった。

(二) 「コミュニティ条例」施行

第五期コミュニティ市民委員会（委員長・高田昭彦成蹊大学教授・委員一人）は二一世紀に向けた地域コミュニティ活動のあり方を探るために平成二一（一九九九）年五月二一日に設置され、一二年七月に、以下のような答申を出した。

「市が昭和四六（一九七一）年に全国に先駆けて策定したコミュニティ構想から四半世紀たった。コミュニティ活動は地域的区分にとどまらず、多様なネットワークを構築してきた。社会状況も大きく変化した。コミュニティ構想の理念を継承しつつ、なお多くの市民が参加する開かれたコミュニティづくりを進めなければならない。そのためには、参加の機会均等と情報公開の原則が必要である」

この答申に基づいて、一四年四月一日には、次のような「コミュニティ条例」が施行された。（↓資料編）

条例の目的は、市民と行政の協働によって快適で住みよいまちづくりに寄与することである。人と人とのつながりは、新たに、地域コミュニティ、目的別コミュニティ、電子コミュニティ、と三つに整理された。コミセンの管理は、指定管理者（法人その他の団体であって市長が指定する者≦公共的団体）に行わせる。市は予算の範囲内でこの公共的団体が行うコミュニティづくりに財政援助をする。そして財政が適切に行われているかどうかを評価する「コミュニティ評価委員会」（略して「評価委員会」）を置く。評価委員会は評価の結果を市長に報告、市長は評価の結果の概要を公表する。市長は必要に応じて公共的団体に助言をすることができる。

以上が条例の骨子である。これまでと異なる点は、従来は地域住民ボランティアが協議会を構成し、自主参加・自

主企画・自主運営の「自主三原則」に基づくコミュニティ活動をしてきたが、指定管理者制度に移行したことで、住民代表というより役所的な立場で、指定管理者はコミセンの使用承認・維持管理業務など、多くの責任を負わされる点である。この条例の施行に伴って「武蔵野市立コミュニティセンター条例」（昭和五十一年七月施行）は廃止された。

コミュニティ コミュニティ条例で顔を出した評価委員会というものに対し、「いったい誰が正しくコミュニティ評価委員会 活動を評価できるのか」と、自主三原則に基づいて活動をしてきた協議会の側から疑問が出てきた。後述する「コミュニティのあり方懇談会」の中でも、「評価委員会の委員が一度や二度視察したくらいで協議会活動を理解できるのだろうか。独断的な評価でも評価なのか」などの意見も出た。一方で、「評価」をどう考え、どう受け止めるのかに対し、次のような意見もあつた。

「評価委員会による評価は、各協議会を市民に開いていくしかけの一つとなると思う。いったい誰が、何のために、何をやっているのか。コミセンの活動の様子を一般市民に広く知ってもらうことが大事だ。そうした活動を評価されることによって、よりよい地域づくりができる。評価されることをよいチャンスだと考え、積極的に受け止めよう」（コミュニティのあり方懇談会のアドバイザー江上渉立教大学教授の発言）

評価委員会が各協議会に依頼した「自己点検・評価表」には、「自由記述」の欄がある。この欄には各協議会の目標や活動の成果が客観的に整理され、記入されている。たとえば八幡町の協議会は次のように記述した。

「わがまちのルーツを探る取り組みが五年にわたって続けられ、コミュニティづくり・まちづくりに大きく良い影響を及ぼしていると自負している。これを洗練・集約することに力を入れている。戦後六〇年を見れば、旧中島飛行機製作所を語らずして、武蔵野市は語れないと思う。八幡町はその中心です」と。

(三) コミュニティのあり方

各コミセン代表者によるコミュニティ研究連絡会（通称「研連」）が昭和五三（一九七八）年六月から毎月一回、各コミセンを巡回して開かれてきた。研連は一六の協議会を結ぶ連絡組織である。コミュニティづくりに関する全てのことを協議してきたと断言していいだろう。リーダー研修会、館外研修、広報研修会、窓口研修会なども行い、住民との接点であるコミセンの運営の質の向上を目指してきた。平成二二（二〇〇〇）年一月には広報部会の中にホームページ部会を作り、一四年四月に研連ホームページを開設している。

さらに、研連で行う研究と連絡のうちの「研究」の面の補強が必要だと考え、一二年一二月には、「コミュニティのあり方懇談会」（以下、あり方懇と略）を発足させ、その成果を協議会の運営に生かすことにした。

あり方懇のメンバーは一六協議会の代表一六人に、学識経験者としての江上渉（成蹊大学助教専任当時）と、この時のコミュニティ担当課である市民部生活文化課職員が加わって合計一八人。今期の終わり一七年度までに五期にわたるあり方懇が続けられた。

話し合ってきた問題を順不同で挙げると、次のようになる。コミセンの人材不足に策はないか、運営は惰性になっていないか、貸し館業務に終わっていないか、イベント屋になっていないか、安全・安心のまちづくりのコミュニティ活動になっているだろうか、館内の喫煙問題や葬儀利用の問題はどうか、運営委員会・住民総会の持ち方に課題はないか、コミセン間・地域諸団体のネットワークは機能しているか、地域の人材の活用・活性化に努力をしているか（とりわけ団塊の世代を呼び込むしかけづくりは？）、魅力あるコミセン・地域に愛されるコミセンになっているだろうか、

など。ここには、各協議会が共有する反省材料と今後の課題が勢ぞろいしているともいえるだろう。

江上涉（アドバイザー）は、「行政だけでは取り組めないまちづくりの新しい課題を、住民と行政がよく話し合い、確認し合って、はつきりと目に見える長期の目標を作っていく。目標に近づく手段としてイベントを有効に活用するのが効果的です。運営委員一人ひとりが住民とのコミュニケーションを大事にし、地域でのいい関係を作ってほしい。きまりやお金で解決できない問題を、地域の力で解決できればすばらしい。常識の世界にばかり閉じこもってはい、新しい扉は開かれない。非常識な夢ほど面白いと思います。そして夢を実現させるのに焦る必要はありません。効率性は問われないのですから、のんびりやってください」と、あり方懇に伴走した感想に加えて助言している。

（四） わがまちのコミセン

コミセンの活動ほど本市の市民の成熟度と、地域の特性が表れるものはないかも知れない。四半世紀を経て、ようやく地域に根をおろしたと思われるコミュニティ構想を検証する意味で、どんなコミセンでどんな活動が展開されてきたか、全館の活動を記す紙数はないので、幾つかの事例を拾ってみることにする。

吉祥寺東コミセン

「バン格拉デシユとベンガル音楽の集い」を昭和六二（一九八七）年に開いた。自分たちでできる国際交流の方法を考え、運営委員会で話し合い、一番身近なアジアの国々を知る活動を始めた。私たちはアジアの国々とどうかかわっていけるだろうか、それを地域の人々と一緒に見つけていく自主企画、「アジアを知ろう」シリーズの第一回である。翌六三年から、タイ、ネパール、マレーシア、モンゴル、ミャンマー（ビルマ）、韓国・北朝鮮、中国、インドネシア、ベトナム、ブータン、カンボジア、ラオス、フィリピンと、一回で終

わらせるのが無理な国は二年も三年もかけて継続してきた。平成二二（二〇一〇）年は一五か国目となり、インドを取り上げている。

講師は在日しているその国の人であったり、現地を熟知している日本人であったり。植民地政策、貧困、内戦と混乱、地雷被害、復興支援……と、アジアの国々を知るには解決困難な重い問題を避けて通れない。講師から伝わる現地の生々しい姿を、真正面から受け止めている。密度の濃い時間の後に参加者に味わってもらうのは、運営委員が見よう見真似で覚えて手作りしたその国のお菓子である。

吉祥寺南町コミセン

「道を考える会」を平成二二（二〇一〇）年に運営委員会の中に立ち上げたが、吉祥寺南町三丁目と同東町四丁目をまたぐ高速道路の武蔵野区間の計画には、四〇年以上、住民は脅かされている。国の計画・都市高速道路外郭環状線（外環）である。計画の当初から住民有志が「むさしの外環反対の会」を作って活動を続け、同コミセンは外環予定地を抱える七区市の連盟の拠点的な役割を果たしてきた。一九年三月に、外環の「大深度地下方式」を国が決定したのを機に、地域コミセンレベルで本宿・吉祥寺東・吉祥寺南の三協議会が情報を共有する外環問題協議会を発足させた。道を考える会の課題には、このほか自転車問題、井の頭通り・末広通りの交通問題もある。

「市民円卓会議」（平成一三年開始）は市民・事業者・行政が対等な立場で向かい合う論戦の中から「南町ごみ減量宣言」を出すなど成果を上げている。「わんぱく相撲」（幼児・小中学生対象）はコミセン地下の多目的ホールに土俵を作るほどの入れ込みよう。吉祥寺南町カーニバルは、二年七月から毎年、夏休み中の市立三小の校庭で二日間、この地域ならではの多団体と商店街が模擬店で得意技を競い合い、盛大な花火と盆踊りで住民パワーを爆発させる。

本町コミセン

昭和五〇～六〇年代に「近鉄裏」と悪名高かった歓楽街の真ん中に、環境浄化運動の地域の拠点と
いう役割を担って建てられたのが本町コミセン（昭和五四年開館）だ。ピンク街（夜のまち）を昼
のまちに変えたい。当時の協議会メンバーは近鉄裏環境浄化特別推進地区の歳末警戒にもごぞつて参加した。吉祥寺
図書館の建設をめぐつては、「えっ、ピンク街に図書館？」と、市議会の中でさえ冷やかな反対の声が上がったが、
住民の力で跳ねのけた。まちを変えることができたという自負がある。しかし今なお環境浄化の取り組みは続いてい
る。市はこの地域に図書館のほかにも自転車駐輪場ビルを造り、ユニークな発想で吉祥寺シアターも造った。道路整
備（市道第九九号線・通称クックロード）もし、インターロッキング舗装も行った。こうして近鉄裏は普通の市民が
安心して歩けるまちになった。駅から近いため、利用度は最も高いコミセンだ。平成一一（一九九九）年からは元氣
市（東部街づくり協議会との共催事業）を開催し、まちの活気を盛り上げ、商店会にもコミセンの理解を求めている。

吉祥寺西コミセン

学童クラブが一階にあり、親の帰宅時間が遅くなる時、子どもをコミセンで待たせることもあ
る。地域の子どもや高齢者が豊かな人間関係を築くことのできる開かれたコミセンにしたい、
そして家族が安心して自由な時間を過ごせるようにしたい。引きこもりがちな高齢者に気軽が集まってもらうサロン
が吉西福祉の会（地域社協）と共催する「あじさいひろば」である。「一人暮らしのひな祭り」はケアグループ本町
が協力して高齢者に会食とおしゃべりの楽しさを提供している。社会奉仕（雑巾を縫って施設へ届ける）活動もある。
平成七（一九九五）年六月に「あそぼうよ」をスタートさせた。遊び場が消えた地域の児童に、月一回仲良く群れ
て安心して遊べる場を提供したいと、マスメーム、こま回し、染め物、工作など、いろいろな遊びを工夫している。
時には野外活動センターに申し込んで鎌田公園（吉祥寺南町一丁目）にみんなでぞろぞろ出かけていき、薪割りをし、

カレーを作る。子どもが主体の野外活動のはずだが、あそぼう会のおばさんが一番若返って活躍をするらしい。

吉祥寺北コミセン

「輪のひろば」の第一回は昭和五九（一九八四）年五月だった。歌を歌おう会から始めたが、これが定着した後は地域の輪を広げるために講演会へと発展させた。地域懇親会という名で落ち着いたが、第三回の時に、長期計画策定委員長の吉田善明（明治大学教授）を招いた。吉田は「コミセンは地域についての学習の場である。自分たちでできること、できないことを考える場としてコミセンを利用すればよい。地域の福祉を学ぶことが大切だと考えるならば、市の福祉課と手を結んで輪を広げていく。私たちの福祉の状況を知り、福祉に関する感覚を築きあげることが必要だ」と、地域力（コミセンの力）を強調したという。

ロビーの中心には地域住民から寄贈されたグランドピアノがある。定期的にお昼のコンサートを開き、市内の呼び物の一つになった。運営委員は当初から、全員が交替で受付窓口に立っている（この方式は、けやきコミセンや八幡町コミセンもしている）。地域の人に顔と名前を覚えてもらう、積極的な交流だ。学童クラブが地下一階にある。

けやきコミセン

「まち出よう」を合言葉に「いいまち創ろう」と活動を広げ「まちづくり局」が誕生した。まちの中での人と人とのゆるやかな結び付きが、まちを「いいまち」にする。自分たちの手でまちをよくしていこうという思いから、「やりたい人」が「やりたいこと」を目的別に作るグループを作り、日常的に活動している。それが大きな広がりを生み、活動内容が多様になっていった。風と歩こう、からだほぐしと食事の会、街の中の美術館めぐり（何でも「美術館」にしてしまおうよ）、けやきあそび隊など、個性的なネーミングのダイナミックな活動だ。「おもしろ発見会議」では地域を流れる千川上水にホタルを飛ばすプロジェクトも生まれた。

開館一〇周年の企画、コミュニティ「出会いの広場」では、平成二二（二〇〇〇）年三月二―二一日の一〇日間で、

三六グループによる四三の企画に一二八〇人が参加した。環境という共通テーマを掲げたが、「エコライフの提案」の企画に七団体・一七五人が加わった。手作り品の展示は九団体が協働した。けやきコミセンに散歩の途中立ち寄り寄ればいつでもコーヒーが飲め、けやきギャラリーにも思わぬ傑作との出会いが待っている。

西久保コミセン

多摩湖往復初の耐寒ナイトハイクは開館の翌年、昭和五三（一九七八）年二月四（土）～五（日）日に第一回を実施した。青少協第五地区委員会が口火を切り、青少協関前地区委員会とPTAが協力・後援した。市立五中の生徒を中心に一〇一人が参加し、西久保コミセンを午前〇時にスタートした。行動隊（保護者、自転車部隊、看護師などのボランティア）五〇人に守られながら、子どもたちは往復二六キロを歩き通す。「途中、雪になり、明かりに光る雪が美しかった」と参加者の一人が「一〇周年記念誌」に書いている。折り返し点の多摩湖で、零度以下の寒さを一瞬忘れさせる温かいお汁粉を母親たちが振る舞った。中間地点での人員確認（安全管理）のために、警察関係者、小中学校教員などが夜通し立った。それまで交流もなく面識もなかった人同士が、このナイトハイクで知り合いになった。朝焼けの空を見上げながら、子どもたちは元気にコミセンに帰ってきた。「やればできるんだ」という自信に満ちた笑顔があった。五中生の母親は支援隊を組織し、豚汁とおにぎりで子どもたちを出迎えた。以後毎年、五中生の校区を抱える西久保コミセンの冬の伝統行事となり、平成一八（二〇〇六）年に第三〇回を数えた。

八幡町コミセン

市内最小規模の面積で、ロビーもない、部屋も少ない、大人も子どもも一緒に楽しめる行事も出ない。そこで、開館八年目の平成元（一九八九）年四月、「八幡町コミセン再配置推進委員会」を有志が立ち上げ、新築・移転を求める署名運動を始めた。一七〇〇人余の署名を持って同年六月の市議会に陳情。

結果は前述したように翌二年六月、武蔵野中央公園北ホール（昭和六一年二月オープン）の共同運営をするという形で終結した。

開館（昭和五五年六月）間もなくから、史跡めぐり、講演会、歩こう会や千川上水野草ウォッチングもしてきた。平成一二年から、八幡町の歴史を伝承していく目的で「ルーツを探る会」を始める。まちづくり・コミュニティづくりの視点で、地元とかかわりの深い中島飛行機の顛末、中央公園の歴史、農業の歴史などを、聞き取り調査、フィールドワーク、講演会、懇談会で積み上げた。そのまとめが、八幡町コミセン二五周年記念の一環として、わがまちのルーツを探るシリーズ「八幡町のまちづくりと中島飛行機」（B6判二〇ページ）、「八幡町二丁目 都立武蔵野中央公園の誕生」（同二二ページ）と題する二冊の小冊子になった（一七年と一八年に発行）。

関前コミセン

「関前の歴史をコミセンの立場で江戸から昭和後期までひもといてみよう。それでは…」と、先祖の代から関前に住み、関前で育った古老に集まってもらい、次のようなテーマで語ってもらった。

たとえば御門訴事件、境浄水場、昭和の初めの頃と関前の農業、昭和初期の玉川上水、町内にあった高射砲陣地と競争体験、関前の都市計画…といったこの地域ゆかりの事柄ばかりである。語り部として登場するのは、古老と呼ぶにはまだまだ若い地元の人、井口良美、榎本清吉、井口秀男、名古屋繁雄、中里崇亮たちである。その談話が文字になり、開館二〇周年記念「わがまち、関前」（A4判二八ページ、平成一三年一〇月発行）の誌面を飾った。題して「古老の話」。この地域の事件を知り尽くした男たちの記憶が記憶を呼んで…、貴重なわがまちの記録となった。

境南コミセン

市内第一号の大型館である。平成一八（二〇〇六）年一月には創立三〇周年の記念誌「この町がすき 人がすき」を発行した。広い体育室には人が絶えることがない。爽快な汗を流している。ス

スポーツ団体の利用も多い。児童室は、午前中は乳幼児を遊ばせるお母さんたち、午後は放課後の子どもたちの居場所になる。手作りおもちゃはボランティアの指導員が来て丁寧教えてくれる。七夕まつりにも大勢の子どもたちが参加する。いつも子どもの元気な声がするコミセンだ。小学生の卓球教室も一五年度に始まった。

昭和五九年八月の第一回ナイトハイク（中学生・多摩川土手までの往復コース）は途中から豪雨で引き返したが、翌年の第二回は完歩できた。第四回は行き先を高尾山に変更した。以降、モーニングハイクに変えて朝四時のスタートで多摩湖までの一二キロ片道コース、さらに往復コースにした年もある。平成一七（二〇〇五）年度の第二〇回は千川上水遊歩道―武蔵野中央公園―東伏見稻荷へとコースを変えた。

以上、二〇館のうち一〇館の活動の一端を各コミセンの記念誌などから拾って紹介したが、住民たちの生き生きした動きを通してコミュニティ活動が、粛々と進められ、年数を重ね、多様化してきたことが見てとれる。

まちづくりの課題は各地域で微妙に異なるが、共通した問題として、活動の途上には対立する利害や意見もあったことだろう。けれどもその中で、住民同士の自主的な調整もまた行われてきたのではないだろうか。地域には専門的な資格や職業経験を持つ人（教師、薬剤師、保健師、看護師、保育士、技術者など）が住んでいる。この人たちは地域社会にとって貴重な「資源」である。日常的な実践活動への参加ももちろんだが、いざ必要とされる時、必要とされる場所で、その資源を積極的に提供してきたのではないだろうか。また、住民同士が持っているノウハウの交換も、互いに有益だったということではないだろうか。コミュニティ活動を一つのバネにして、こうした資源を積極的に活用してきた結果が、住民同士の「市民性」を高め、地方自治の基盤を確実なものにしてきたといえそうだ。

「英語のコミュニティという言葉は、語源的には、理解し合って共存する、というほどの意味です」と言ったのは

笠利尚（中央幼稚園園長・元武蔵野市教育委員）である（「吉祥寺北町コミュニティセンター一〇周年記念誌」より）。

五 女性問題解決のために

(一) そもそも婦人問題とは

(1) 国際社会の潮流

世界の女性たちが「婦人問題」の解決を目指して手を結んだ「国連婦人の一〇年」が、一九七六（昭和五一）年から一九八五年（以下、国際会議は西暦で記述）である。だが本市では、国連婦人の一〇年が最終年を迎えた昭和六〇（一九八五）年の四月に、「婦人行動計画関連事項を担当」する職員が企画部市民活動課の中によく一人置かれただけ。しかも、他の市民活動業務も兼務だった。つまり婦人問題に関する限り、本市は国際社会の潮流に完全に乗り遅れていたのである。六〇年三月まで本市には、婦人問題を担当する部や課がなかった。そして国際社会の「孤児」にならないために一〇年遅れて走り出した。

そのことはひとまず置いて、広く婦人問題の潮流に目を向けてみよう。紙数の関係で、年表風に記述する。

国連主催の第一回国際婦人年世界会議がメキシコシティにおいて開催されたのは一九七五（昭和五〇）年六月一日のことだった。婦人問題の解決に向けて、加盟国一三三か国の政府代表などが一堂に会し、地球規模の審議をした初めての会議であり、この後五年毎に、政府間レベルの世界婦人会議が開かれることになる。そしてその会議と同時

に、NGO（非政府組織）の民間女性による「トリビューン」も、開催国において開かれていた。各国から参集した民間女性たちが活発なロビー活動を展開し、情報を交換し、婦人問題のネットワークを広げていった。

そもそも、一九七五年を「国際婦人年」とし、「婦人の地位向上のために必要な行動を強化する機会とする」という宣言の決議を採択したのは、一九七二年の第二七回国連総会だった。「国際婦人年」のテーマは「男女平等、婦人の地位向上」。一九六七年の国連総会における「婦人に対する差別撤廃宣言」の採択を踏まえたものだ。「婦人に対する差別撤廃」は、すでに一九六七（昭和四二）年に、地球全体の政治的課題となっていたのである。

一九七五（昭和五〇）年の第一回国際婦人年世界会議では、国際婦人年の目標を達成するための「世界行動計画」を発表した。同時に国際文書「婦人の平等及びその開発と平和に対する貢献に関するメキシコ宣言」も採択された。これを受けて同年一二月、国連総会が「国連婦人の一〇年＝平等・発展・平和」を決定している。

一九八〇（昭和五五）年、「国連婦人の一〇年中間年世界会議」（第二回世界婦人会議）がデンマーク・コペンハーゲンで開催された。前の年（一九七九年）に「女子差別撤廃条約」が国連総会で採択されたことを受け、その署名式を行い、日本も署名国となった。

五年後の一九八五（昭和六〇）年、「国連婦人の一〇年最終年世界婦人会議」（第三回世界婦人会議）がケニア・ナイロビで開催され、「二〇〇〇年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。女性の地位向上の前途はなお遠いことを加盟国が一致して確認し、問題解決のための運動は二〇〇〇年まで継続されることになった。

そして一九九五（平成七）年、第四回世界女性会議が中国・北京で開催された。ここで、女性の地位向上と女性の

エンパワーメントの促進、女性の人權の尊重、パートナーシップの強化が「北京宣言」として採択された。ここまでの時間軸を通して見るだけでも、世界の女性たちは淡々と、二〇余年にもわたって運動を継続していたことが分かる。

(2) 日本政府の動き

昭和五〇（一九七五）年、政府は総理府（現内閣府）に「婦人問題企画推進本部」（本部長・三木武夫首相）と、「民間人による婦人問題企画推進会議」（六一一年以降改組され、婦人問題企画推進有識者会議となる）を発足させた。五年、日本政府は「婦人問題解決のための国内行動計画」を策定。前述した一九八五（昭和六〇）年の「国連婦人の一〇年最終年世界会議」が七月に開催される直前の六月二五日、内閣は「女子差別撤廃条約」を批准する。日本は世界で第七二番目の締結国となった。「女子差別撤廃条約」の批准の条件は民法・国籍法の改正、家庭科の男女選択制の共修、男女雇用機会均等法の成立であった。

「女子差別撤廃条約」を批准する決断を日本政府に促したのは、民間の四一団体が構成する「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」（国際婦人年連絡会）の活動だった。前述の三つの世界会議が開催された年（一九七五年・一九八〇年・一九八五年）、日本では、保守・革新の立場を越えた民間の全国組織四一の婦人団体と労働組合婦人部が協力して「国際婦人年日本大会」を開いた。大会では、職場・家庭・地域社会におけるさまざまな差別の実態が噴出し、緊急に解決を要する問題を女性たちは共通認識することになった。そして国際婦人年最終年の一九八五年の日本大会において「平等・開発・平和、二〇〇〇年に向けての行動」の目標が定められた。

一九九五年の第四回世界女性会議の「北京宣言」を受けて、日本は、平成八（一九九六）年、「男女共同参画二〇

〇〇プラン」を策定した。一二年一二月には、「男女共同参画社会基本法」が施行される。その中で一七年までの具体的施策を決定し、全都道府県において「男女共同参画計画」を策定することが義務づけられた。

(3) 東京都・他区市の動き

一九七六年からの「国連婦人の一〇年」に呼応して、東京都は昭和五一（一九七六）年一〇月、「76東京婦人会議 私たちの行動計画を考える」と銘打った集会を都内各地で開催した。五三年一月には、「婦人問題解決のための東京都行動計画」を策定する。都内の区や市も、それに続いて「婦人行動計画」を策定し、婦人会館や婦人センターなどを建設、さらに婦人局や婦人問題担当を設置するなどの機構改革を行っている。

そして五八年には東京都が「婦人問題解決のための新東京都行動計画」を策定。これを受けて、順次、都道府県の各自治体に婦人問題懇談会が設置されることになった。

都は平成一二（二〇〇〇）年に「男女平等参画条例」を制定し、さらに一四年、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2002」を策定した。ここで肝心の本市に目を向けてみよう。

(4) 本市の動き

前述したように本市では、「国連婦人の一〇年」最終年の昭和六〇（一九八五）年四月に、市民活動課の一人が「婦人行動計画関連事項の担当」を兼務することになったが、「婦人問題担当」は国際社会や国の施策を追いかけるように、精力的に「婦人問題解決のための啓蒙活動」を次々と展開していった。その懸命な足取りを年表風に追ってみる。

六〇年の六月、初の「婦人問題解決のための講演と交流の集い」を開催。続いて七月には、都の女性海外派遣団に市民代表を一人送り、一〇月、同派遣団が参加した「国連婦人の一〇年」最終年のNGOフォーラムの様子を報告する「婦人問題解決のための講演と交流の集い」を開催。この集いに参加した市民の多くは、地球規模で手をつなぐ世界の女性たちの動きに触発され、本市においても婦人問題が山積していることに関心を深めた。

同年一〇月、市は婦人問題検討のための第一期婦人問題懇談会（委員長・杉森長子日本女子大学講師・委員九人。以下、婦人懇と略）を設置。翌六一年一二月報告書を出した。本市における婦人問題の実質的解決の第一歩として、家庭、教育、労働、社会参加の四つの領域における具体的な取り組みを指摘し提案した。

提案を受けて市は「実状に合う婦人問題行動計画」策定と推進に向けて「婦人問題に関する意識調査」をすること、婦人問題関連の資料を広く収集し公開すること、市役所の体制づくりに着手すること、婦人問題に関する啓発活動や市民同士の交流の機会を創る努力をすること、などに早速取り組んだ。

六二年六月、第二期婦人懇を設置（委員長・杉森長子・委員一人）。同婦人懇は六三年三月に報告書を提出する。六二・六三年、「婦人問題解決のための講演と交流の集い」を連続開催。この記録集は平成元（一九八九）年三月に出された。婦人資料コーナーが市役所の二階に設置（六三年四月）され、「婦人資料コーナー・目録」も発行した。平成元（一九八九）年九月、婦人行動計画策定のための庁内会議「婦人問題関係者会議」（市長を議長とし、助役、部長七人、課長一七人で構成）が発足した。

元年度は「婦人問題解決のための婦人のつどい」を二回開催した。二年四月には、その名称を「男女共同参加市民のつどい」と変更（男性を含む初の実行委員会発足）。市が開くのではなく、市民が開く市民参加型の集いの性格を

打ち出した。五月には「婦人関係施策について市長と語る会」を開催し、一二月、第一回「男女共同参加市民のつどい」を開催した。「つどい」は以降、年一回開催し、五〇一二年は名称を「女性フォーラム」に、一三〇一七年は「トク&シネマ」と名称を変え、多くの市民を引き寄せるものへと変化していく。

児童婦人部新設

昭和六〇（一九八五）年以降、婦人行動計画担当はどう扱われるようになったか。

とその後

平成元（一九八九）年四月の機構改革で、児童婦人部（都下で一番早かった）が新設された。同

部（部長は男性）には、児童課と児童婦人室の二課があつた。二人の課長のうち後者が女性（本市初）で、課長とは呼ばず「児童婦人室長・婦人問題担当副参事」と呼ばれた（なお、この機構改革で誕生した女性課長は二人いた。もう一人は福祉保健部・社会福祉課長）。

六年四月に、「婦人問題担当」の名称を「婦人計画係」と変更し、一人増員があり、婦人計画係が二人となった。

八年四月、「児童婦人室」の名称を「児童女性課」と改め、「婦人計画係」を「女性計画係」とした（市では、二年九月から「婦人」を「女性」と呼び変えていたが、組織名としての部・課・係の「婦人」は八年三月まで残っていた）。名称を変えただけで、増員はなかった。

一四年四月、市は一三年ぶりの全庁的な機構改革を行う。一室八部四七課の体制となり、元年に新設された児童婦人部が廃部となる。代わりに「男女共同参画担当」（児童女性課女性計画係）を改め）となった二人が、企画政策室市民活動センターに配置された。これは後述する「第二次女性行動計画」で明記するように、女性施策の担当部局を組織として独立させるという考えに沿った変更で、「男女共同参画担当」を企画調整部門に位置づけたのである。

以上が度重なる名称変更・機構改革を経て一四年以降「男女共同参画担当」が存在しているゆえんである。

(二) 武蔵野市女性行動計画から男女共同参画計画へ

「市はすみやかに市の婦人問題解決のための総合計画（婦人行動計画）を策定することが望ましい」という第二次婦人懇の提言を受け、平成二（一九九〇）年九月三日に、「武蔵野市女性行動計画」が策定された。この時から「婦人」の呼称は「女性」と変わる。本市の女性行動計画は、二〇〇〇年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された昭和六〇年から五年後に作られた。東京都では平成二年の時点で、二三区のうち二〇区、二六市のうち一九市が「婦人行動計画」を策定していた。

武蔵野市は、女性問題を「女性が女性であることを理由にこうむっている、さまざまな不利益（性差別）」と捉えている。そして、それらの問題を解決することは、「性の違いを人格の上下関係や人間的優劣の問題にすり替えられることのない社会、女性と男性が、対等で、自由で豊かな関係を結んで生きられる社会にしていくこと。男女共同参画型社会を目指したまちづくりをしていくこと」と考える。

女性行動計画には、「男女共同参加型社会とは、男性と女性がお互いに協力しあつて家庭、職場、地域社会における平等な参加が促進され、さらに政治、経済、社会、文化などあらゆる分野へ、女性の参加する機会が男性と平等に確保されている社会をいいます」と、うたっている。

ところで平成二年の時点で、本市の女性はそのような活躍をしていたのか、その比率を見る。市議会の女性議員一三・七パーセント（二九人中四人）、市立小中学校の女性校長一〇・五パーセント（二九人中二人）、市各委員会における女性委員（平均）八・三パーセント（三六人中三人）、コミュニティ協議会における女性委員長一八・八パーセ

ント（一六人中三人）である。

四つの課題

「武蔵野市女性行動計画」（むさしのヒューマン・プラザ・プラン）は、副題に「武蔵野二一世紀・男女共同参加のまちづくり」を掲げた。課題を（１）男女平等教育の推進、（２）女性の社会参加の機会拡充、（３）女性の社会参加を支援するための社会環境づくり、（４）計画を進める体制づくり、の四つにしほっている。

（１）「男女平等教育の推進」では、家庭教育・社会教育・学校教育・幼児教育における男女平等教育の推進、伝統的な性別役割意識の是正、を挙げている。（２）「女性の社会参加の機会拡充」では、政策・決定への参加方針、労働への参加のための社会的条件の整備、地域活動への参加の推進、国際社会への参加を活発に、などが目標である。

（３）「女性の社会参加を支援するための社会環境づくり」では、女性総合相談の実施、育児・保育施策の充実、介護・看護施策の充実、健康づくりの推進、を挙げた。（４）「計画を進める体制づくり」では、女性問題の解決を進めるための総合的な組織づくり、行動計画を推進していく体制を整備する、などとしている。

（４）の細目に「女性問題解決のための総合的組織づくり」がある。一例として、「情報誌の発行」「女性研究センターの設置」「むさしのヒューマン・プラザの建設」などを挙げ、これらを市民参加で行うとし、初めに実現したのが情報誌「まなこ」（後述）の発行（三年二月）だった。

計画を進める 第一期婦人懇でも提言している「庁内の体制づくり」は、「女性関係行政推進会議」として実現した。**体制づくり** 平成三（一九九二）年二月、女性行動計画を推進していく庁内の関係部課の事務連絡を図るための

会議である。市長を議長とし、第一助役および女性関係施策に関連する部長七人・課長一九人で構成する。同会議は

以後、八年度までは隔年、九年度以降は毎年開催。一六年度に「男女共同参画推進会議」と改称し、七部長と一三課長で編成するようになる。この会議では、女性に加わっていない行政委員会や市民委員会などをなくすことなどを確認した。同時に庁内には「いきいき職場づくりプロジェクトチーム」（女性八人、男性四人）も発足した。市の職員全員が女性問題を理解すること、女性職員が生き生き働ける職場をつくることなどの検討が始まった。

また、市は、一二年度から「武蔵野市第二次女性行動計画事業等調査報告書」（一六年度からは「男女共同参画計画推進状況調査報告書」となる）も作成している。この調査報告書には、前述の女性関係行政推進会議に提出された「関係部課計画の推進状況」を基本目標毎に、どこまでできたか、部課毎に、ランクAからDの四区分にし、当年度事業実績、次年度事業予定の取り組みなどと分けて明記している。

一方、市における女性関係施策のあり方について協議し、「女性行動計画」の中身を市がどこまで実施したかをチェックし推進を促す役割を担う、市民主導の「第一期女性行動計画推進市民会議」（委員長・杉森長子・委員二人）が、三年二月に発足。翌四年三月には報告書を提出して、引き続き第二期も発足している。

第三期基本構想・長期計画 平成五（一九九三）年に策定された「第三期基本構想・長期計画」の中で、女性問題の中の女性問題は「環境・市民生活・産業」のカテゴリーで市民生活の分野に入っている。市民生活

は、①市民の安全、②消費者運動への支援、③女性の社会参加への協力、の三つに分類され、③に関しては、次の五つの視点から推進すべきだとしている。

（1）男女平等意識の啓発⇨家庭・学校・地域で、あらゆる機会を通じて男女平等意識の啓発に努める。

（2）地域参加の機会拡大⇨市の委員会、懇談会、コミュニティ活動などにおいて、女性が積極的に参加できるよ

うな仕組みづくりを検討する。

(3) 就労環境の整備 〓 就労機会提供システムを整備し、就労を希望する女性に対して、情報提供と相談、職場の斡旋・紹介などのサービスを提供する仕組みを準備する。

(4) 女性問題の研究の継続 〓 女性問題についての情報提供・調査研究・交流や相談などのサービス機能を整備し、武蔵野市の女性が誰でも自由に集まり、さまざまな社会的活動へと参加していく機会づくりを援助する。

(5) 「むさしのヒューマン・プラザ」設置の研究 〓 女性施策に関連して、むさしのヒューマン・プラザ設置の提言があるが、現段階では、その内容が必ずしも明確でなく、また関連施設との整合性も取られていない。したがって、引き続き研究する。

ここで「むさしのヒューマン・プラザ(仮称)」の研究の課題がうたわれたことを受け、六年三月に、「むさしのヒューマン・プラザ基本構想検討委員会」(委員長・杉森長子・委員九人)が発足する。

同委員会は二年間の審議を経て「むさしのヒューマン・プラザ(仮称)」の基本構想に関する研究」を八年三月、市長に報告した。報告には、ヒューマン・プラザの基本的な考え方、施設のイメージ図、概要などのハード面だけでなく、各種事業の提案、運営の仕組みが提示された。「ヒューマン・プラザ構想」は、他区市が建設していた女性会館や女性センターとは異なる。女ではなく、ヒューマン(人間)が平等に活動する社会を基本に据えているのが特徴だ。

武蔵野市第二次 平成八(一九九六)年七月には、第三期女性行動計画推進市民会議(委員長・杉森長子・委員一人)が発足し、九年一〇月、報告書「男女共同参画社会をめざす武蔵野市のアジェンダ」新し

い行動計画策定にむけて」が出された。これら一期・二期・三期にわたる女性行動計画推進市民会議の提言を反映

させ、「武蔵野市第二次女性行動計画」（平成一〇～一五年の五年間を対象とする）が一〇年三月に策定された。基本目標は次の四つ。

(1) 男女平等観に立った人間形成と社会風土づくり（人権としての性の尊重、男女平等観に立った教育・学習の推進など）

(2) あらゆる分野への男女共同参画の推進

(3) 男女共同参画を支援する社会的環境整備（多様な生き方・家庭形態に対応した育児・保育環境の整備、高齢社会に対応した介護・看護施策の充実、高齢者の自立と生活安定のための条件整備、社会的困難にある女性の生活安定と自立への支援、母性保護と女性の健康増進、女性相談事業の充実など）

(4) 計画を推進するための体制づくり（男女共同参画社会を形成するための総合的組織の整備と施設の建設などを挙げた。

ここで(4)の課題でいう「施設の建設」とは、「むさしのヒューマン・プラザ」の建設である。

一〇年五月に「女性行動計画」の市側の推進体制として「女性関係行政推進会議」、市民側の「第四期女性行動計画推進市民会議（委員長・杉森長子・委員二人）が発足した。同市民会議からは一二年三月に報告書「武蔵野市女性行政の課題と展望」が出された。

一三年七月に、第五期女性行動計画推進市民会議（委員長・高田素子・委員二人）が発足し、報告書は一五年一月に出された。この第四～五期の市民会議の提言を受けて一六年四月に策定されたのが、「武蔵野市男女共同参画計画」である。その冒頭には、次のような宣言文が載っている。

「市では、この計画に基づき、女性も男性も、互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、一層の施策の推進を図っていく」

「むさしのヒューマン 第二期婦人懇（昭和六二年、市が設置）の報告書に、西暦二〇〇〇年（平成十二年）まで

「プラザを進める会」 に建設する男女平等社会実現のための拠点「むさしのヒューマン・プラザ」の提案があっ

た。この婦人懇のメンバーが市民に呼びかけ、平成元（一九八九）年三月、「ヒューマンプラザを進める会」（「進める会」）を発足させた。

「男女平等教育は子どもから：教科書を点検」「女性人材バンクのあり方：再就職講座や職業斡旋の聞き取り調査」

「他区市の女性施設を見て歩こう」などの活動を展開し、それをニューズレター（60号まで発行）に掲載した。七年

三月にはビデオ「ひまわりもコスモスも今の女性たちに伝えたいこと」（全五巻・各巻約一二〇分）を制作した。発

足して六年、都の東京女性財団助成事業に応募し、一〇万円の活動費補助を得た。市はF・F市民ホール（吉祥寺本

町一丁目）使用などを後援した。

市内に住む七〇〜八〇代の先輩女性（ひまわりのようにたくましく、コスモスのようにしなやかに生きた）の講演会を撮影したビデオである。出演者は以下の八人。（1）女の先生が校長になる日…木島秀子（元武蔵野五中学校長）、

藤林利（元世田谷奥沢中学校長）、山下タミ（元杉並高南中学校長）、（2）PTAから政治の道へ…小池順子（財団法人

市川房枝記念会理事）、斎藤フサエ（元武蔵野市議会議員）、（3）家族と福祉のはざままで…石川貞（元武蔵野市民生

委員代表総務）、岡島妙子（元ボランティアセンター武蔵野運営委員長）、（4）地域と国際社会を結ぶ…山崎倫子（汎

太平洋アジア婦人協会会長・武蔵野市立北町高齢者センター所長）。いずれも各分野のバイオニア女性である。会員

たちは音楽会や持ち込みオーケションを開いてビデオ制作資金を作った。

「進める会」のメンバーは、後述するむさしのヒューマン・ネットワークセンターの運営協議会に加わって活動している。

(三) 女性情報誌「まなこ」

女性情報誌「まなこ」第一号が発刊されたのは、平成三（一九九二）年二月である。

「人・まち・文化・地球をみる」を副題に掲げた「まなこ」は創刊号で、「女性問題を解決する視点から見る」「女性差別には、まなじりを決して怒る」と、誌名の狙いを披露した。

A4判八ページ・二色刷り。創刊号の特集は「武蔵野21世紀・男女共同参加のまちづくり」。市民編集長・小宮蓉子（吉祥寺北町）、デザイン・イラススト・清水和男（吉祥寺東町）の二人が中心となった。記事は前の年、二年一月に市民文化会館で開かれた「講演と音楽のつどい」（「武蔵野市女性行動計画」策定記念、講演は前田瑞枝・国立婦人教育会館館長、音楽はライム・レディス・アンサンブルの演奏）の報告と、「女性行動計画」を誕生させた市の担当を紹介。さらに、まち・ひとインタビューに北町高齢者センター所長の山崎倫子と夫の浩が登場している。

続く第二号の特集は「21世紀のさっちゃんは」。二一世紀にちょうど二〇歳になるという市内の小学三年生の学級風景を紹介し、二年一二月に武蔵野公会堂で開かれた「男女共同参加の市民のつどい」の記録、モロッコ・韓国・オランダ・アメリカの女性のパネル・ディスカッションも掲載している。市役所の会議室などでオープン編集室を開き、市民参加で発行、無料配布した。

小宮蓉子編集長（創刊号～10号）の後は、11～30号を小池牧子、31～38号を岩崎みどり、39～46号を向井一江、47～70号が森治美。いずれも市民である。（↓創刊号から第60号までの特集のテーマは資料編）

（四）女性親善使節をアジアの国々へ

「武蔵野市女性行動計画」（第一次）には国際社会への参加、女性海外親善使節団を挙げていた。国際交流と平和への貢献を目的に、市は元年度から女性親善使節団（以下、使節団と略）をアジアの国々に派遣した。

平成二（一九九〇）年二月一三日～二二日、第一回使節団（団長・杉森長子日本女子大学教授ほか一〇人）はシンガポール・マレーシアへ。派遣先ははじめ平成元年一〇月中旬に中国のはずだったが、六月の天安門事件後北京が戒厳状態のため訪問先をシンガポールとマレーシアに変更した。狭い国土に高層住宅が建ち並び、塵一つない近代国家シンガポール、対照的に緑の田園風景が広がるマレーシア。両国とも多民族国家であり、政治的安定と経済発展を着実に成し遂げている。訪問したのは小学校、コミュニティセンター、老人ホーム、工場、女性団体組織、女子教員養成大学など。国をあげて女性の地位向上に努力していた。婦人憲章や婦人行動計画も創っていた。が、制度上の平等と、多数の低賃金女性労働者の実態には大きな開きがあった。使節団は帰国早々、報告会を開く。報告書も編集した。女性たちの共通の目標「平等・発展・平和」を実現しようとしている国を実際に訪れた新鮮な驚きがあった。

第二回使節団はタイ王国へ。団長・野原三洋子（順天堂大学教授・本市教育委員）と九人。三年二月の湾岸戦争勃発で、一二月一四～二三日となった。貧しさや無知の故に差別される女性たちに、教育の機会を与え、自活していくための技術指導など地道な努力がなされていた。

第三回の派遣先は、中国。団長・小木早苗（弁護士）と一〇人。四年度事業として一〇月八～一七日に実施。北京市では党・政府と女性たちのパイプ役である婦女連合会の女性たちと会った。参加者の一人が「都市の急激な変化と地方の緩やかな流れ。二つの潮流で歴史を紡ぎ始めた中国の人びと。深く関わりたい国！」と、「まなこ」9号（五年一月発行）「中国へ行ってきました」に寄稿している。

第四回の親善使節団は韓国へ。団長・篠田有子（本市教育委員）と一〇人。五年一月四～一三日。韓国はまだ本市と交流がなかった。ソウル市の韓国女性開発院、釜山の共働き家庭のための託児所などを訪問した。「男性の使節団とは違う、命を生み、育てているという共通の立場に立つてものを見ることができた。それが直接、世界平和につながるっていく」と、篠田団長が報告書「アンニョンハセヨ 韓国」の中で語っている。

第五回親善使節団はインドネシア共和国へ。団長・山崎泰子（社会福祉法人のぞみの家園長）と一〇人。六年一月一～二日に実施した。インドネシアでは「女性資源」の「開発」こそが国家の繁栄をもたらすという視点に立ち、国と民間団体が一つになって女性の地位向上を目指していた。女性問題担当省の施策を受けて、実際に活動しているのは全国的な非政府組織（NGO）だった。各自治体でのネットワークで、一般市民にまで浸透するように努力していた。

市が派遣する市民が年々増えていくことで、世界の女性たちと問題解決の輪を広げ、途上国支援、国際協力、世界平和への貢献につながる。武蔵野市の女性たちがアジア女性とともに女性問題を学ぶ機会となったことを、五回にわたる女性親善使節団の報告書が語っている。

七年八月三〇日～九月八日、第四回世界女性会議（政府レベル）と併行して、NGOフォーラムが北京市郊外の懐

柔県で同時開催され、一八〇か国から四万人余の参加者が「平和・開発・平等」をテーマに集合した。健康教育、雇用、貧困、家庭生活、政治、人権、高齢者、農業、どれにも女性問題がある。世界の女性たちが、テントの中での討論会、シンポジウム、デモ、展示、ワークショップなどを企画し、準備して臨んだ。日本の各地から約五〇〇〇人が参加したが、本市は団長・三井熙子と九人の団員をNGOフォーラムに派遣した。

アジア女性フォーラム TAMAらいふ21の一環として、平成五（一九九三）年三月、前述の親善使節団が中心と

in 武蔵野

なつてアジア女性フォーラム in 武蔵野実行委員会を立ち上げ、同年九月二四日、アジア

女性フォーラム in 武蔵野アジア映画祭を、一〇月二日に、アジア女性フォーラム in 武蔵野国際シンポジウム・交流会を開催した。（↓第一章第三節五）

むさしのスカレット

武蔵野市女性親善使節団は一定の成果を挙げたとして、平成六年度のインドネシア共和国への派遣をもって最終回としたが、第一回から五回まで、アジアの国々に派遣された女性

たちは五五人いる。この中の有志が活動団体「むさしのスカレット」を八年四月に誕生させた。

アジアをもっと知ろう、そして、もっとよく知らせようと、アジアの国々に派遣された経験から、同じ願いを持つに至った女性たちが、新しい会員を増やしていき、学習会、交流会、情報交換を行いながら、「市民として協力できることは何か？」を探っている。下部組織のグループもできた。その一つに「アジアお話し会」がある。書店に並ぶ外国の絵本は欧米系が多く、アジア系の絵本は少ない。自分たちでアジアの絵本を集め、市立境南小学校で始業時間前の三〇分を使って絵本の読み聞かせの会を開く。後述するヒューマン・ネットワークセンター（境二丁目）などで子どもたちを集めて読み聞かせをすることもある。現地の絵本を取り寄せて日本語に翻訳した人（インド古典説話

「バトチャタンクラ」より尾上尚子再話『金貨をくれるへび』てらいんく平成一七年一月発行）、モンゴル語の古典を日本語に訳し自費で出版した人（ダシトンドク原作・大竹桂子訳『みどりの馬』てらいんく平成一六年四月発行）もいる。そんな活動をしながらいんくが何度も訪れる国もある。アジアを知るための活動はまだまた続く。

(五) 武蔵野市女性史「通史編」「聞き書き集」

平成一四（二〇〇二）年四月、『聞き書き集 武蔵野に生きる女性たち』（武蔵野女性史編纂委員会中間報告）と題する小冊子（A4判74ページ）が発刊された。「第二次女性行動計画」の基本目標、課題の三「男女平等の社会的風土づくり」の中に、「女性問題に関する調査・研究」「女性史の編纂」がある。武蔵野の女性たちの歩みを次代に引き継ぐ編纂委員会は二二年度に発足した。女性史研究家の奥田暁子（大妻女子大学講師）を委員長に、六人の市民委員がメンバーである。一三年度から、本格的に聞き書き取材を開始した。その年の秋に、「女性史講座 あなたがつくるあなたの女性史」（全三回）を開催し、新たに三人の協力が加わった。

そして『武蔵野市女性史』は一六年三月三一日に完成する。「通史編」「聞き書き集」の二冊組みでの発刊となった。「通史編」は次の五章からなる。

第一章 雑木林を背に……武蔵野新田の女性たち（第一～第四節）

第二章 樺の街道を渡って……都市化への動き（第一～第四節）

第三章 サクラ咲き、サクラ散る……戦争と女性たち（第一～第四節）

第四章 たわわに実れ、栗の木、柿の木……立ち上がる女性たち（第一～第四節）

第五章 はらっぱにそびえるヒマラヤ杉……行動する女性たち（第一〜第三節）

明治初期のあまり豊かでない農村、関東大震災前後から「来り者」が移り住む武蔵野市の原型が集められた。

「通史」を執筆した一人、矢島幸子は、

「すでに公にされている資料など必要ないので、女性の視点で未踏のものを、どこかに埋もれている資料はないかと、方々を歩いた。東京日日新聞（毎日新聞の前身）多摩版のマイクロフィルムにたどり着き、昭島図書館に通って調査する日が続いた。また、本市の市政資料コーナーで見つけた一冊の名簿の中から、昭和四〇年代、保育所づくりに取り組んだ女性がいたこと、そしてその人の娘が東京都内にいるということを知った時、それまでの苦しみが吹っ飛んだ。個人の歴史に裏打ちされないかぎり通史は書けないことを、しみじみ味わった」と語る。

「聞き書き集」は、次の六章にまとめられた。

第一章 辛抱するしか仕方がなくて……農業・商業編（一一人）

第二章 信じて歩いたひとすじの道……職業編（一一人）

第三章 風に折れた枝を集めて……暮らし編（一八人）

第四章 老木の根元に埋めた記憶……戦争編（一八人）

第五章 伝え続けたい心のきらめき……教育・文化編（九人）

第六章 光射す木々の頂を仰いで……社会活動編（八人）

七〇〜九〇歳の女性たちに、一〇人の編纂委員が直接取材し、執筆した。「聞き書きの対象は、偏った人選にならないよう、家族構成や階層、居住年数も考慮した。引き揚げてきた人、疎開をした人、在日の人、産婆・看護師・画

家など職業を持つ人、障害のある人、寡婦など、できるだけ無名に近い人を取材するように努めた。その人が最も話したがっていること（ストーリー）を聞くのだが、ジェンダーの視点を忘れてはならない」と委員長の奥田暁子。

「聞き書き集」の取材・執筆に最後に加わった一人、梁裕河は、

「中島飛行機があつたために在日韓国・朝鮮人がある程度武蔵野に住むようになった。が、隠しておきたい事実ゆえに、資料が（焼かれたという話もあり）あまりに少ない。在日の女性は戦後も長くあらゆる差別を受けてきた。生活難に負けることなく、豚を飼う、鉛を作る、どぶろくを作る、くずやをする。こうした仕事をして、男がだめなら女が支えるという気丈なところが女性にはある」と、証言する女性を見つけたし、その戦後の労苦を活写してみせた。

（六） むさしのヒューマン・ネットワークセンター

「武蔵野市第二次女性行動計画」の中で、個性と能力を十分に發揮して生きられる「男女共同参画社会」を目指す拠点「むさしのヒューマン・プラザ」（仮称）の建設が必要だとしたが、依然としてプラザの建設は実現を見ないままだった。

八年九月に市国際交流協会がスイングビル九階に移転したため、武蔵境市政センター二階が空き室になっていた。ここならすぐにも活用できるが…と、市に登録している女性団体の代表に児童女性課から打診があつた。一〇年六月、各女性団体から有志が集まり、市の提案する空き室でとりあえずヒューマン・プラザを目指す活動ができるのかどうかを検討した。拠点があれば、男女共同参画に関する市民・団体の自主活動や情報交換、ネットワーク化の支援ができる。拠点の名称を「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」とすることが決まった。

平成一〇（一九九八）年二月一日、市が改修を行った武蔵境市政センターの二階にむさしのヒューマン・ネットワークセンターがオープンした。会議室一室、ロビー、印刷室の三室。給湯設備と洗面所は、一階の武蔵境市政センターの職員との共有である。センターの管理運営費は市の予算で賄う。市はセンターの運営を運営協議会に委託する。運営協議会を構成するのは、各団体から選出された代表と個人資格の市民。

「女性行動計画」の中で、西暦二〇〇〇（平成一二）年までに建設されると期待されたヒューマン・プラザのイメージからはほど遠いシンプルな施設だが、廊下の壁面や階段スペースまで活用した情報展示や、貸しミニ・ギャラリイなど、持てる力と知恵を活かしていることが見える施設に成長していった。

ネットワークセンターと市・児童女性課女性計画係（現在は男女共同参画担当）との協力による企画（ヒューマンカレッジ、起業・就職セミナー、女性フォーラムなど）のほか、女性問題に関する資料コーナーや図書コーナーの開設、女性関係のデータ・ベースの作成、ホームページ開設など、同センターが一〇年間取り組んだ活動の記録は、年三回発行の「ネットワークセンターだより」に詳しい。（平成二二年末現在第37号、「そよ風」と改称）

（七） 「婦団協 四〇年のあゆみ」

武蔵野市婦人団体協議会（婦団協）が平成二（一九九〇）年、創立四〇年を迎えた。設立は昭和二四（一九四九）年、荒井源吉市長の時代。初めに立ち上がった武蔵野赤十字奉仕団の奉仕活動に共鳴し、目的を異にする婦人団体が次々と手を結び、市民の福祉向上のために幅広くたゆまず活動してきた。当初は無から始まったが、平成一七年現在一七団体が協力し、社会貢献を目的に連絡を取り合っている。

二年七月の定例常任委員会で創立四〇周年記念誌の案が決定した。編集委員会のメンバー六人で六か月間、資料収集、原稿依頼、座談会などに奔走した。三年三月に、B5判四八ページの記念誌「婦団協 四〇年のあゆみ よき日を求めつつ」（編集・発行武蔵野市婦人団体協議会）が完成した。

本市の婦人運動の礎を築いた女性たちが執筆しているのは「売春防止法と婦団協」「環境浄化運動と婦団協」「わたしたちの婦人運動会」「市民平和集会誕生のころ」など。いずれからも女性たちの活動の奥深さと心の広さを感じられる。

各単位団体の紹介では、武蔵野赤十字奉仕団をはじめ一七団体の代表者が四〇年の活動を振り返っている。山田薫が語る武蔵野赤十字奉仕団の一部を紹介してみる。

「終戦後の混乱の中、団体等規制令によつて、すべての団体が解散させられていましたが、万国共通の赤十字精神に則つて献身する赤十字奉仕団体なら許可されるということで、昭和二四年、世に先駆けて婦人だけの奉仕団として、武蔵野赤十字奉仕団が結成されました。それ以来私たちは、赤十字病院や市の福祉行政のお手伝いをはじめとする奉仕活動に微力を捧げてきました。昭和二六年、特飲街撤廃規制連盟を結成、二七年に誕生した桜楓会や日本婦人有権者同盟武蔵野支部とともに、（八丁の）特飲街撤廃運動を繰り広げました（翌二八年、この運動が元になって婦団協を結成）。…」

年表（三枝一枝編）によれば、二八年の記述に「武蔵野市婦人団体連合会を結成」、二九年「連合会では運営上無理な点が出たので、連絡協議会として各単位団体の性格を尊重し合つて共通点だけを取り上げ、共同行動することに改める。杉並のお母さんたちと懇談会を持ち、市内五〇団体に呼びかけ、原水爆禁止運動武蔵野協議会発足の先導を

つとめる」と書かれている。ちなみにこの時の会長は初の女性市議・小竹美知だった。

一〇年後の平成一三(二〇〇一)年三月には、「婦団協 五〇年の軌跡 よき日を求めつつ」(A4判八〇ページ)も発行された。この時の会長は石田喜代子である。

六 生きがい―仕事・趣味・私の役割

人は、人生を終えるまで、いつまでも元気で現役で、生きがいをもって生き続けたいと願っている―市が第四期基本構想・長期計画の策定に向け、平成一七(二〇〇五)年から一〇年間の計画期間中に六〇歳を迎える「団塊世代」の意見を聞くため設置した「テーマ別市民会議―団塊世代の主張」(座長・栗田充治亜細亜大学教授)は、提言の冒頭でこう述べている。生涯現役で仕事をし、人の役に立ちたいというのが彼らの夢だが、それは、団塊世代に限らない。本市では、社会に参加する充実感と生きがいづくりを目指した団体が活躍している。社団法人武蔵野市シルバー人材センターがその一つ。

(一) もっと仕事したい・中高年採用

武蔵野市シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者に就労の場を提供し、生きがいのある生活を確保してもらおうと、昭和五三(一九七八)年一月に設立された武蔵野市高齢者事業団が前身。アイデアの生みの親は、東京大学総長をはじめ、社会保障制度審議会会長や社団法人全国シルバー人材センター協議会長などを歴任した大河内一男。

大河内は著書『高齢化社会に生きる』（東京都高齢者事業振興財団刊行）の中で、シルバー人材センターの活動は、「高齢者たちが、長い人生の中で身につけた経験や技能、生活の知恵などを地域のために提供することに、老後の生きがいを見つけ出そうとする運動」であるとしている。本市の高齢者事業団は、多摩地区では九番目の事業団として誕生、五五年一二月、社団法人シルバー人材センター武蔵野市高齢者事業団となり、さらに平成二（一九九〇）年七月、名称を現在の社団法人武蔵野市シルバー人材センター（以下、センターと略）と改めた。

武蔵野市に住み、健康で働く意欲のある、おおむね六〇歳以上の人なら誰でも入会できる。年会費は二〇〇〇円。センターから紹介される仕事は、宛名書きや賞状（毛筆）書きのように自宅で出来る仕事をはじめ、除草や落ち葉の片づけ、障子・網戸・ふすま・壁紙の張り替え、洗濯・留守番・買い物・ペットの世話、駐車場・駐輪場の管理、自転車駐車場の整理、パソコン指導、経理事務など、実にさまざま。料金も、たとえば、除草・落ち葉の片づけ・洗濯・留守番は、一時間一〇七〇円、賞状書きは、一〇〇字以内三五一六円、ふすま張りは、二〇五〇円から六三〇〇円である。

シルバー人材センターは、国・都・市から補助を受けている公益法人だから、営利を目的としていない。会員にふさわしい仕事をセンターが請け負い、各会員の希望に沿って臨時で短期（月一〇日程度以内）の仕事を紹介する。雇用契約は、発注者・会員間でなく、発注者・センター間である。会員は、従事した仕事に応じた配分金を受け取る。仕事や仕事先への往復時の事故に際しては、センターが保険金を負担するシルバー総合保険が適用される。

会員は、「自分の仕事が発注者から評価され、喜ばれて生きがいを感じる」「仕事を通して仲間ができ、人生が豊かになった」と言う。庭木の手入れという趣味を生かして入会、一二年働いた男性会員は、「楽しく働けるのが何より

の幸せ、元氣な限り続けたい」と言う（設立二〇周年記念誌「きずな」）。事業団開設以来一五年間、毛筆の仕事が続け、市役所その他で証書、表彰状などを書き、書道教室で多数の門下生を指導、一〇数人の有段者を育てた女性会員は、「幸せな老後一五年でした」と振り返る（設立一五周年記念誌「銀の道」）。

センターは年々、実績を上げてきた。現在の名称となった平成二年度には、会員数六五八人、仕事の受託件数二八六七、契約金額は約二億三二〇〇万円だったが、一七年度には、会員数一一九六人、受託件数六二七七、契約金額は約四億三五〇〇万円と、ほぼ二倍の規模に成長した。

独自の事業も行っている。その一つはリサイクル事業。市内の家庭で不要になった食器棚、タンス、机、いす、家電製品、自転車などを回収し、会員が修理して安価で販売する。昭和五三年の事業団開設以来行っているが、販売点数、売上金額とも年々増え、事業団開設年に、約六〇〇点、二〇〇万円程度だったのが、一五周年を迎えた平成三年には、約一万五〇〇〇点、二〇〇〇万円を超えた。平成二年からは、亜細亜大学の留学生に机やテレビなどのリサイクル品を寄付している。家具が本国に比べて高く、手が出ないことからである（平成三年の実績は、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、電気ストーブ、食器棚、テーブル約六〇点）。

これとは別に市は平成一一年七月、中高年者（四〇〜六五歳未満）の雇用を創出するため、原則一年間、最長五年間の更新もある嘱託職員の募集を実施した。こちらは生きがいづくりというよりは、景気低迷による失業者の増大など雇用状況の悪化を考慮してである。市役所の事務補助や、広報用写真撮影、広場予定地管理業務などの一四業務、計二一人の嘱託職員を募集・採用した時には、延べ六五五人の応募があった。技術や資格が必要な業務は倍率が低かったのに対し、事務補助の仕事は全般に高倍率で、最高は一〇九倍だった。また同年八月には、第二回として、二業務

計二人を採用している。

(二) 仲間づくり上手

地域健康クラブ、武蔵野市福祉公社は高齢者が健康で生きがいのある、充実した生活を送れるようにと、コミュニティ一六コミセンで ティセンターを使って、「地域健康クラブ」事業を実施している。厚生省（現厚生労働省）の平成元（一九八九）年度新規事業「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」のモデル都市に武蔵野市が指定され、その事業の一つとして実施したもので、市の委託事業。一六か所のコミセンが協力し、健康プロモーターと呼ばれる指導員がプログラムを企画して、指導に当たる。参加者一人ひとりの体力に合わせた健康づくりのためのアドバイスも行う。

「すべての人に健康を」を目標に、週一回午前または午後に行われるスポーツ（軽体操、エアロビクス、ジョギングなど）を通して健康チェックをするが、もう一つの目的は、「コミュニケーション」。体操が終わって、コミセンのロビーなどでお茶を飲んだり、おしゃべりをしたりと、仲間との触れ合いも楽しみの一つ。一七年度の参加者は一〇〇四人（男一四六人、女八五八人）、平均年齢七四・九歳。

紙ヒコークィ 市が関与する事業とは別に、本市には、高齢市民の自主的な活動も数多くある。都立武蔵野中央公園 **原っぱを飛ぶ** 園（八幡町二丁目）で紙ヒコークィを飛ばす大会もその一つ。主催は「武蔵野ペーパープレインクラブ」。紙ヒコークィの愛好家で作る全国でも最大規模の団体である（平成一八年現在、会員は約二五〇人）。年齢も職業もさまざままで、子どもからお年寄りまで、親子三代とか夫婦の会員もいる。初めて紙ヒコークィを飛ばす人もいれば、

元航空会社や自衛隊のパイロットだった人など、本物の飛行機にかかわっていた人も少なくない。会則はあるが、年齢不問、紙ヒコキが好きなら、誰でも大歓迎というのが同クラブの基本方針で、首都圏から通ってくる会員も多い。

都立武蔵野中央公園は、「はらっぱ・むさしの」の愛称があるように、公園内の広場約三・二ヘクタールのほとんどがただの原っぱという、まさに紙ヒコキを飛ばすにはもってこいの場所。同公園誕生の経緯は、第四章第一節の一「都立武蔵野中央公園が市民の手へ」に詳しいが、戦後、米軍に接収され、米軍宿舎として使用されていた中島飛行機武蔵製作所の工場跡地は、一時米軍宿舎があったが、施設返還後、広大な原っぱとなった。東京都はここを都市公園に指定、公園予定地の管理を委託された市は、昭和五三（一九七八）年八月から、この原っぱを市民に全面的に開放するようになった。この頃から、紙ヒコキを飛ばす愛好家が原っぱに集まり始めた。その後、愛好家を含めた武蔵野市民・行政・市議会が一丸となつての強い要請で、平成元（一九八九）年、ほとんど原っぱのままの公園が誕生した。

今日では鉄の飛行機の飛ばない原っぱは、休日を中心に、子どもから年配者まで、自作の紙ヒコキを飛ばす人々にぎわい、見知らぬ人同士が設計図を交換したり、情報を共有して、都会では貴重なコミュニケーションの場となった。武蔵野ペーパーレーンクラブは毎月第二日曜日には、公園に近接する八幡町コミュニティセンター（八幡町四丁目）で、初心者向けの「紙ヒコキ教室」を開催し、高齢会員が子どもたちに紙ヒコキの作り方や飛ばし方を教えている。

武蔵野ペーパーレーンクラブをはじめ、武蔵野中央公園で活動する愛好家数グループで結成した「武蔵野中央公園・紙飛行機を飛ばす会連合会」（二宮康明代表）は、一六年六月、地域に貢献した団体などに贈られる「サントリー

地域文化賞」(サントリリー文化財団)を受賞した。受賞理由は、「都会では極めて珍しい広大な原っぱのある公園に愛好家が集まり、紙ヒコキを通じて世代を超えたコミュニティを形成、心のつながりを求める現代人にとって貴重な活動となっている」だった。

本市にはこのほか、地域の高齢者や障害者に栄養バランスに富んだ家庭の味を楽しんでもらいたいと、配食サービスを行っているボランティアグループ「コスモス」(吉祥寺南町有志)や、市立図書館や学童クラブに出向き、子どもたちに読み聞かせをしたり、わらべうたを教えたりするボランティアグループ「むさしのおはなし語ろう会」(武蔵野文庫連絡会有志)など、生きがいを共有するさまざまなグループの活動がある。

第六章

都市基盤の整備

第一節 武蔵野市の都市計画

武蔵野市の都市計画は、東京都が決定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」や、市が策定した「武蔵野市基本構想」と「武蔵野市都市マスタープラン」（↓資料編）を踏まえて計画されている。

都市計画とは、土地の使い方や建物の建て方などのルールをはじめ、まちづくりに必要な事柄について総合的かつ一体的に定め秩序立てて進めていく計画で、用途地域の指定や市街地再開発事業など多岐にわたっている。

都市計画区域

都市計画区域は、都市計画法やその他の法令の適用を受け、区域全体を総合的に整備、開発、および保全することが必要であるとして指定された区域である。

武蔵野町（当時）の都市計画では、まず初めに昭和一四（一九三九）年、隣接する五つの町村（後述）を含めた五・八七平方キロメートルで都市計画区域が決定され、一六年には、道路、広場、公園の計画がなされるとともに、用途地域の指定が行われた。

二二年に武蔵野町が市制を施行、その後二五年に三鷹が、三三年には小金井が市となり、残る田無、保谷も四二年に市制を施行し、各市が独立した都市計画区域を形成した。その時点から武蔵野都市計画は武蔵野市域（当時の面積は一・〇三平方キロメートル）のみで構成されている。

用途地域

用途地域は昭和四八（一九七三）年、都市計画法と建築基準法の抜本的な改正により定められたものを基本としながら、全市的（六一一年の武蔵境駅北口は一部）にはおおむね八年ごとに四回の見直しを行ってきた。

平成八（一九九六）年の改定では、建築基準法と都市計画法が四年に改正されたことよって、用途地域が一二種類に細分化され、このメニューの中から本市では九種類を指定している。

平成一六年の改定では、住居系の用途地域に関して、ゆとりある住環境の保護・形成を図る観点から住宅の敷地面積に最低限度を設けて住宅地の細分化を防止している。

なお、東京都の方針で、平成一六年以降の見直しにおいては「政策誘導型の都市づくり」に転換していくため、地区計画などの地区基準や事業の進捗に併せて、用途地域を随時見直すことが可能となった。

その他の地域・地区

地域・地区の中で高度地区は、武蔵境駅北口再開発に伴うスイングビルが適用されている。この地区は、第一種市街地再開発事業のために高度利用地区を指定し、一〇〇パーセントほど規定の容積率に上乘せしている。

特殊なケースでは、吉祥寺通りに面した東急百貨店のエリアを、昭和四七（一九七二）年に特定街区に決定し、一定の空き地を確保することで容積率などの緩和を図っている。

防火・準防火地域では、建蔽^{べい}率五〇パーセント、容積率一〇〇パーセント以上のところを準防火地域に、容積率四〇〇パーセント以上のところを防火地域に指定している。

生産緑地地区は、平成四（一九九二）年に八七地区、約三三・四六ヘクタールを都市計画決定したが、相続などに

より徐々に減少し、一七年度末では三〇・八〇ヘクターとなっている。

都市施設

・都市計画道路は平成二二（二〇一〇）年現在八路線が事業決定されているが、このうちJ R中央線の連続立体交差化に合わせて事業化されているものが七路線ある。

南北路線では、①調布市と西東京市の埼玉県境を結ぶ幹線道路の三鷹都市計画道路三・二・六（武蔵野都市計画道路三・二・六）号線、②観音院と武蔵野プレイスの間を境南通りから武蔵境駅北口に結ぶ都市計画道路三・四・二七号線、③武蔵境駅北口広場とその取り付け道路の都市計画道路三・三・二三号線、④連雀通りから天文台通りを真っ直ぐ北へアジア大学通りまで結ぶ都市計画道路三・四・二四号線が事業中だ。

東西路線では、⑤連続立体交差化事業の環境側道としての武鉄中付一号線、⑥同二号線、⑦同三号線（以上三路線は、都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路〇号線が正式な名称・路線番号）。これとは関連しない路線として、⑧玉川上水に沿った御殿山通りの三鷹橋から万助橋通りまでの都市計画道路七・六・一号線が事業中である。

また、この期を少し越えているが、武蔵野赤十字病院の北側を主要地方道一二号線から三鷹都市計画道路三・二・六号線につながる、都市計画道路三・六・一号線を平成一八年一〇月一二日に市道第三〇八号線として認定し、道法によって事業を開始している。

・東京都市計画外郭環状道路は、昭和四五（一九七〇）年秋の国会で当時の建設相が事実上の凍結宣言したことによって動きが止まっていた。平成一〇（一九九八）年になって東京都が国や関係区市に呼び掛けて連絡会議を作り、翌年、都知事が外環予定地を視察してにわかに関心始めた。

平成一三年の正月、国土交通相が本市と三鷹市の予定地を視察、三月、国と都が地下計画のたたき台を公表、五月

には国土交通相が委員会で遺憾の意を表明し、年末に外環有識者会議、年が明けて一四年、沿線区市長意見交換会が開催された。その後外環P I会議（後述）が二年間続き、国は一五年、大深度地下方式を発表するに至った。一六年になると環境調査に入り、一七年には大深度トンネル技術委員会が設置され、平成一九年三月、東京都は高架部分の都市計画変更に踏み切った。

・都市高速鉄道のJ R中央線三鷹―立川間立体化複々線については、東京都が昭和五四年に調査結果を発表し、総事業費が示された。この事業費を沿線市が負担するについては各市の思惑もあり、地元負担もやむなしの結論に達したのは五九年の中頃である。

その後、国鉄の分割民営化も遅延の要因となり、都とJ R東日本・西武鉄道が基本協定を取り交わしたのは平成三年の末で、都が連続立体交差化事業の都市計画決定したのは六年である。

平成一一年三月、ようやく中央線の高架工事が始まったが、用地買収の難航、二度にわたる仮線への切り替えなどで工事が遅れたことにより、今期での高架化は果たせなかった。

平成一八年末に西武多摩川線が高架化されたが、中央線は、三鷹―国分寺間の下り線が一九年七月に高架となり、二二年一一月七日、西国分寺―立川間の上り線の高架化も完了して、三鷹―立川間の連続立体交差化工事は完成した。

・武蔵野都市計画公園は二六か所、同緑地は三か所が現在都市計画決定されている。都市計画公園のうち、一〇ヘクタールを超える大規模な武蔵野中央公園、井の頭公園、小金井公園は都立公園であり、市立公園は、六・六ヘクタールの境公園（未買収）を除くと、全て一ヘクタール以下であり、小規模な公園が多いことが特徴である。

都市計画緑地は三か所とも市立で、グリーンパーク緑地は旧国鉄の引き込み線跡地のため、帯状の緑地帯を形成して

いるし、境山野緑地はナラやクヌギが生い繁り武蔵野の面影を残している。そのほかにも、近年、特色のある公園づくりが進められ、ビオトープ、親水化、雑木林の保全、防災、農業などさまざまなテーマを持った公園や緑地の整備が進められている。

・下水道には、大きく分けて公共下水道と流域下水道がある。本市には終末処理場がないため公共下水道とはいえ、流域下水道と一体となって初めて下水道の機能を果たす流域関連公共下水道である。

排水の系統は三処理区に分かれ、第一、第二処理区は、雨水の排除に利用できる系統的な側溝や水路がないことと、道路の幅も狭く他の埋設物が輻輳することもあって一本の管で処理する合流式下水道となっている。第三処理区は、事業の開始年度が遅く、国の指導もあり、流域下水道計画に整合させるため、汚水と雨水の二系統の管を敷設する分流式下水道が採用されている。

市街地再開発事業

市街地再開発事業には、第一種と第二種があり、第一種事業は「権利変換方式」で行うもので、土地の高度利用によって生み出される新たな床（保留床）の売却などにより、事業費をまかなう方式である。この場合、従前の権利者は従前の資産評価に相当する対価で再開発ビルの床（権利床）を受け取ることができる。武蔵境駅北口地区ではこの第一種市街地再開発事業が取り入れられた。

ちなみに、第二種事業は「管理処分方式」で、いったん施工区域内の土地・建物などを施工者が買収あるいは収用して再開発ビルを建設、従前の権利者が希望（対価を払う）すれば、床が取得できる方式となっている。

一 用途地域の変更

用途地域の役割と 用途地域などの指定は、都市計画法で定めた都市の土地利用の基本となる制度の一つである。

見直しの流れ 都市の用途を適切に区分することによって、機能的な都市活動が出来、良好な都市環境が形成される。そのために土地利用の規制や誘導が必要になってくる。用途地域の指定は、東京都が都市計画として定めている。

昭和四四（一九六九）年に現在の都市計画法が施行されて、新たな制度となつて以来、数度の見直しが行われ現在に至っている。見直しに当たつて都は、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を策定し、各市町にあてて、原案の作成依頼を行う。

これを受けて本市では、市議会と都市計画審議会に見直しに関する説明を行うとともに、市報（近年ではホームページも）で知らせ、用途地域など（市で定める高度地区・防火および準防火地域・特別工業地区を含む）に対する意見や要望を受け付ける。寄せられた意見や要望、都の「指定方針及び指定基準」、「武蔵野市都市マスタープラン」などを勘案して市の素案をまとめ、市報特集号などで公表している。

市の素案については、住民説明会を開催し、ここで出た意見などを参考に検討を重ね、市の原案を作成する。市議会に説明したうえで、市都市計画審議会に諮問して、都へ提出する。

すると都から素案が公表される。都は公聴会を開催し、公述の申し出を受ける。こうした経緯の後、都市計画案と

して公表するのである。

市は都の計画案を市報で発表するとともに市議会に説明し、出された意見の要旨を付して、市の都市計画審議会に諮問する。その後、都の都市計画審議会を経て、都市計画変更が決定（告示）されるといふ流れになっている。

なお、武蔵野市内では九種類（住居系六・商業系二・準工業系一）の用途地域が定められているが、以下、今期に四回行われた「用途地域の変更」の概要を記す。

用途地域の変更

武蔵境駅北口の都市計画は昭和六一（一九八六）年八月一二日に東京都が告示し、正式に決定した。その一 た。計画の内容は、都市計画道路の変更と追加、用途地域の変更である。これに関連して、市の決定事項である防火・準防火地区と高度地区の変更も同日告示した。

武蔵野都市計画道路三・三・二三号武蔵境北口線（旧一・三・五号線、通称本町通り）は、武蔵境駅北口駅前広場への南北取り付け道路である。この道路の幅員は従前一メートルだったものを二メートルに拡幅を決定した。そのため、拡幅後の道路の西端から二メートルの区域が住居地域だったが、駅寄り部分の近隣商業地域の区域と合わせてそれぞれ商業地域に変更した。変更対象面積は約〇・三ヘクタールである。

従前、住居地域であった区域は建蔽率は六〇パーセント、容積率は二〇〇パーセントで準防火地域、近隣商業地域であった区域は建蔽率が八〇パーセント、容積率が三〇〇パーセントで準防火地域に指定されていた。それが、それぞれ商業地域として建蔽率八〇パーセント、容積率五〇〇パーセントの防火地域に変更した。どちらも、第二種高度地区であったが、商業地域になったことにより高度の指定はなくなった。

用途地域の変更

平成元（一九八九）年一〇月一日にも、市全域にわたって用途地域の見直しが行われ、東京都
―その二― が告示した。

この改正は、昭和六一（一九八六）年七月に、東京都が都市計画地方審議会に「東京都における土地利用に関する基本方針」について諮問したことにより、翌年三月に答申が出され、この答申に基づいて都が策定した「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に従って市案を作成したもので、市案のとおり都が決定した。

見直しの指定方針として、①市街地の安全性の向上、②生活環境の整備と自然環境の保全回復、③機能的な都市形成、を掲げ、建蔽率・容積率は緩和しないことを原則とした。但し、都市計画事業の進捗や地域の環境向上のためなどに限って、例外的に緩和した。

緩和した主なところは、①事業化された都市計画道路の沿道、②周辺住宅地への影響が少ない商業地、③将来の教育施設の拡充を図る学校、④地域環境の整備と保全を図る工場、となっている。（表6―1―1）

変更の内容は、①建蔽率・容積率の変更が三か所（以下、数のみ）、②用途地域の変更二、③高度地区の変更五、④容積率の変更二、⑤容積率と高度地区の変更一、⑥用途地域・建蔽率・容積率・防火地域・高度地区の変更二、⑦建蔽率・容積率・防火地域の変更一、⑧用途地域・容積率・防火地域・高度地区の変更一、で合計一七か所である。

用途地域の変更

平成八（一九九六）年一月一九日に、東京都は用途地域の変更の告示をした。四年六月に都市計
―その三― 画法と建築基準法の一部が改正され、土地利用の混在化を防ぐため、用途地域の詳細化が図られ

た。五年六月二五日から三年以内に新用途地域制度に切り替えることになった。法改正の趣旨を踏まえ、東京都と本市では、昭和後期から平成初期にかけての地価高騰に対応した総合的な土地政策の一環として、また、良好な市街地

表6-1-1 用途地域等変更箇所一覧表

(平成元年10月11日現在)

番号	変更箇所	変更前の用途地域等					変更後の用途地域等					摘要		
		用途	建蔽 %	容積 %	防火 高度	面積 (ha)	用途	建蔽 %	容積 %	防火 高度	面積 (ha)			
1	桜堤3丁目地内	1専	30	60	-	1高	約0.9	1専	40	80	-	1高	約0.9	建蔽・容積の変更
2	桜堤2丁目地内	1専	30	60	-	1高	約2.4	1専	40	80	-	1高	約2.4	建蔽・容積の変更
3	境5丁目地内	1専	30	60	-	1高	約1.6	1専	40	80	-	1高	約1.6	建蔽・容積の変更
4	境5丁目地内	住居	60	200	準防	2高	約2.3	準工	60	200	準防	2高	約2.3	用途の変更
5	境2丁目地内	近商	80	300	準防	2高	約0.7	商業	80	400	防火	-	約0.7	用途・容積・ 防火・高度の変更
6	関前1・4・5丁目および 境1・2・3・4丁目地内	近商	80	200	準防	2高	約5.3	近商	80	200	準防	3高	約6.2	高度の変更
		近商	80	300	準防	2高	約0.9	近商	80	300	準防	3高	約6.2	高度の変更
7	境1丁目地内	商業	80	400	防火	-	約1.2	商業	80	500	防火	-	約1.2	容積の変更
8	境1丁目地内	近商	80	200	準防	2高	約0.4	近商	80	200	準防	3高	約0.4	高度の変更
9	関前2・3丁目地内	1専	40	80	-	1高	約3.9	2専	60	200	準防	2高	約3.9	用途・建蔽・容積・ 防火・高度の変更
10	中町3丁目地内	準工	60	200	準防	2高	約0.3	住居	60	200	準防	2高	約0.3	用途の変更
		近商	80	200	準防	2高	約2.3	近商	80	300	準防	3高	約2.4	容積・高度の変更
11	吉祥寺本町2丁目地内	近商	80	300	準防	2高	約0.1	近商	80	300	準防	3高	約0.3	用途の変更
12	吉祥寺北町1丁目および 吉祥寺東町1丁目地内	近商	80	300	準防	2高	約1.4	近商	80	300	準防	3高	約1.4	高度の変更
		1専	50	100	準防	1高	約8.7	1専	50	150	準防	1高	約8.7	容積の変更
13	吉祥寺東町1丁目地内	1専	40	100	-	1高	約0.3	2専	60	200	準防	2高	約0.5	用途・建蔽・容積・ 防火・高度の変更
14	吉祥寺南町1丁目地内	1専	50	100	準防	1高	約0.2	近商	80	300	準防	3高	約2.0	高度の変更
15	吉祥寺南町2丁目地内	近商	80	300	準防	2高	約2.7	近商	80	300	準防	3高	約2.7	高度の変更
16	吉祥寺本町1丁目地内	近商	80	300	準防	2高	約2.7	近商	80	300	準防	1高	約1.3	建蔽・容積・ 防火の変更
17	吉祥寺東町4丁目地内	1専	40	80	-	1高	約1.3	1専	50	150	準防	1高	約1.3	建蔽・容積・ 防火の変更

注：用途・防火・高度などに使っている略語については、本文参照

の環境形成、都市の秩序ある発展、適切な住環境の保護などを図るために、住居系用途地域の細分化を中心に見直しを行った。住居系の用途地域は、三種類から七種類に分けられ、合計で八種類から一二種類に細分化された。(表6-1-2)

この見直しの基本的な考え方として、①地域における都市施設の整備状況を考慮し、安易な規制緩和とならないように留意する、②業務地の無秩序な拡大を防止するため、原則として住居系から商業系用途地域への指定替えは行わない、③計画的な都市基盤整備などを推進するものを除き、原則として容積率の変更は行わない、④事業中または事業計画のある路線沿道については見直しを検討する、としている。

新用途地域移行への考え方として、①住居系の用途地域―現在指定されている住居系用途地域については原則移行とする(表6-1-2)。なお、店舗・事務所などの立地を許容する地域については見直しを検討する、②商業系・工業系の用途地域―原則として従来と同様の用途地域に移行し、容積率については原則として変更しない。

用途地域の見直しと同時に、市決定の防火地域、準防火地域、高度地区と都条例による日影規制を見直し変更した。

用途地域の変更 平成一六(二〇〇四)年六月二四日、東京都は用途地域の変更の告示をした。一三年一〇月に策

―その四 定した「東京の新しい都市づくりビジョン」の実現を図るため、一四年七月に「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を作成し、一六年度の都市計画決定に向け、用途地域を見直した。

見直しの基本的な考え方としては、①住環境の保全および向上に配慮し、安易な緩和は行わない、②都市活力の維持、発展と住環境などの調和に配慮する、③都市基盤の進展などを勘案しながら適切な見直しを行う、とした。

その内容は(一)用途地域などの見直しである。①コトブキ工場跡地(境五丁目)を準工業地域から第一種住居地

表6—1—2 新用途地域移行図

(平成8年1月19日現在)

現行制度	新制度	建築できる建物
第一種住居専用地域	第一種低層住居専用地域	低層住宅のための地域。住居環境の保護が優先され、独立した事務所・店舗などは建てられない。住宅と併用の小規模なものは建てられる
	第二種低層住居専用地域	主に低層住宅のための地域。床面積が150㎡までの独立した店舗、飲食店などは建てられる
	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅のための地域。大学、病院などのほか床面積が500㎡までの店舗、飲食店などは建てられる
第二種住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅のための地域。大学、病院などのほか床面積が1500㎡までの事務所や店舗などの利便施設も建てられる
	第一種住居地域	住居の環境を守るための地域。床面積が3000㎡を超える店舗、事務所などは建てられない
住居地域	第二種住居地域	主に住宅の環境を守るための地域。店舗、事務所は建てられるが、劇場、映画館などは建てられない
	準住居地域	市は指定していない
近隣商業地域	近隣商業地域	商業その他の業務施設のための地域。一定規模以上の工場や劇場、映画館、風俗営業の建築物は建てられない
商業地域	商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。危険物の製造工場、貯蔵施設などは建てられない
準工業地域	準工業地域	工業と住宅などの混在した地域で、主に軽工業の工場やサービス施設が立地する地域である。危険性、環境悪化が大きい工場は建てられない
工業地域	工業地域	工場が立地する地域。住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない
工業専用地域	工業専用地域	工場のための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられない
	現行制度・新制度間の用途地域移行の原則 (原則移行)	
	新制度の規制が現行制度と同様のもの	

【東京都 用途地域等に関する指針方針及び指基準】

【副ページの表6—1—1は、市報特集号 平成元年10月31日】

域に、②市道第二九一号線（境二丁目）、都道一二三号線（天文台通り、境南町二・三丁目）の沿道を道路幅員に合わせ、主に第一種中高層住居専用地域に変更した。

(二) 住居系用途において敷地面積の最低限度を定めた。ゆとりある住環境を保護し、形成するには、敷地の無秩序な細分化を防止しなければならない。

住居系用途地域である第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域の六地域を対象に、以下のような変更があった。

① 都市計画決定後の建築物の敷地面積は、最低限度（一〇〇平方メートルもしくは一二〇平方メートル）以上でなければならぬ、② 都市計画決定後に敷地を分割したことによって最低限度に満たなくなった敷地は、原則的に新築や建て替えはできない、③ 都市計画決定時点で、すでに最低限度を満たしていない敷地であっても、これを分割しないで一つの敷地として使う場合は新築や建て替えはできる、④ 都市計画決定後に、道路や公園など公共・公益施設の整備により分割された最低限度に満たない敷地は、新築や建て替えができる、⑤ 公益上必要な巡査派出所、公衆トイレなどは適用外である。

敷地面積の最低限度は、建蔽率が四〇パーセント、容積率が八〇パーセント以下の敷地については一二〇平方メートル、同様に建蔽率が五〇パーセント、容積率が一〇〇パーセント以上の敷地については一〇〇平方メートル、としている。

用途地域の見直しと同時に防火地域、準防火地域、高度地区を変更した。

二 道路整備

市内の道路は、昭和三〇（一九五五）年代頃まで雨が降ればぬかるみ、水たまりができて歩きにくく、車も走りにくい砂利道が多かった。砂利道では砂塵が舞い上がり、沿道の住民は騒音・振動など迷惑を被った。舗装によって車は快適に走行、安全性も高まったが、経年による老朽化と交通量の増大、車両の大型化で損傷も激しくなってきた。

舗装には簡易舗装から高級舗装まである。六二年に市は、良好な道路状態を保つための舗装の耐用年数は平均して二〇年程度としたローリング計画を作成、毎年約四万五〇〇〇平方メートルの改修を行うとした。だが、バブル以降は財政の逼迫から年間一万五〇〇〇〜三万八〇〇〇平方メートルに減らさざるをえなくなっている。

市で管理している道路の延長は、約二四三キロメートル、その面積は約一二七万平方メートルである（平成一七年四月一日現在）。このうち、歩道部とL型排水施設を除くと、車道部舗装面積は約九一萬平方メートル（道路台帳調書によって推定）で、東京ドームの約二〇個分となる。

(一) 都市計画道路

本市の都市計画道路は、昭和一六（一九四一）年一月に当初の計画決定がされた。その後の急激な都市化で交通量が増大したため、三七年七月に大幅に見直し、現在の都市計画道路網の骨格ができた。三九年一〇月には、吉祥寺駅北口広場を含む都市計画道路の計画変更を行い、四五年四月には、武蔵境駅南口広場、それに接続する路線の都市計

画変更をし、六一年八月に、武蔵境駅北口広場とそれに接続する道路を都市計画道路として追加した。

さらに、平成六（一九九四）年五月には、JR中央線と西武鉄道多摩川線の連続立体交差化に伴い、武蔵境駅周辺の南北一体のまちづくりのための道路と、中央線北側の付属街路を追加。これによって平成一七年三月末現在、武蔵野市の都市計画道路は三一路線、延長三九・五キロメートルが計画決定されたことになる。このうち施工された道路の延長は二二・六キロメートル。整備率では市の施工が計画延長の七四パーセント、都の施工が同四五・六パーセント、全体で五七・二パーセントとなり、格段に整備が進んだ（五七年度までの整備率は四六・五パーセント）。近隣自治体の平均をかなり上回っている。

都市計画道路三・三・一五 都市計画道路三・三・一五号吉祥寺駅北口線（都市計画道路の名称は、平成元年六月号線（旧一・三・二号線）に「都市計画法施行について」の建設省都市局長通達により改められた。本文中の道路の名称は改称後のもの。以下同じ）は、路線の中に吉祥寺駅北口広場一万〇四〇〇平方メートルが含まれている。この吉祥寺駅北口の再開発を伴う事業は、昭和三九（一九六四）年一〇月二三日に都市計画決定、四一年一二月に事業決定されていたが、用地買収が難航、足掛け二二年後の六一年三月、ようやく未買収地域を取得し、翌六二年三月、北口広場完成にこぎつけた。（↓本章第二節一）

都市計画道路三・四・七 通称桜通り、温泉通り、アジア大学通りを通過する都市計画道路三・四・七号三鷹駅国号線（旧二・二・三号線）分寺線は、昭和四二（一九六七）年一二月の事業決定以来三四年の歳月と約一四〇億円を投入して、平成一三（二〇〇一）年三月、本市が施行する最長の都市計画道路として完成した。

この都市計画道路は、三鷹駅北口広場を起点として三鷹市、小金井市を経て、小平市の国分寺市境までの全長六・

八キロメートルの延長を持ち、J・R中央線とほぼ平行している地域幹線道路である。このうち、武蔵野都市計画では、三鷹市域を含めた延長約二・五四キロメートル中、三鷹駅北口広場から花の通学路（市道第二三五号線）までの幅員を一六メートル、そこから小金井市境（境五丁目）までの幅員を二二メートルとしている。武蔵野市区間については、交通処理面だけでなく都市防災の強化や都市機能を確保することを目標に、三期に分けて取り組んだ。なお、くぬぎ橋通り（市道第九〇号線）から小金井市境の間は、事業決定以前に施工されている。

第一期は、三鷹駅北口広場から玉川上水を斜めに横断し、三鷹市上連雀一丁目を通して武蔵野市境一丁目の市境に至る延長九二〇メートル（武蔵野市部分三六〇、三鷹市部分五六〇）で、四二年一二月に着手した。この区間は三鷹市と協定を結び、武蔵野市が施行した。着手以来困難な課題が多かった。その一つは、玉川上水を斜めに通過させる道路のため、下部工事として一一〇メートルほどボックスカルバート（函渠）工法を採用したことである。また、五四年末には、同上水を守る運動を進めている住民団体が自然破壊などを理由に反対したため、工事が中断された。だが、道路両側にサクラなどを植樹すること、玉川上水の自然を最大限に残すことで合意し、工事は再開された。六一年四月に、三鷹駅北口付近の一部を除いて完成、すべての区間を完成したのは平成三（一九九一）年三月である。二四年の事業期間と約三四億円を投入した。開通によって、不便だった三鷹・武蔵境両駅周辺を結ぶ道路として通行時間が短縮するなど、大きな役割を果たしている。

第二期は、昭和五五年七月一五日に事業決定し、三鷹市上連雀一丁目と武蔵野市境二丁目の花の通学路に至る延長一〇八〇メートルを整備した。この区間には武蔵境駅北口の商業地域も含まれるため電線類の地中化などを行い、街並みと景観に配慮して施工した。平成三年四月に、三鷹市と武蔵野市の境界から境二丁目の駅前商店街・すきっぷ通

り(主要地方道一二号線)までの約五五〇メートルが完成した。道路の工事に伴い仙川は暗渠化^{きよ}され、通りの愛称だった温泉通りを、みずき通りと改めた。東への一方通行だったものを相互通行に変更したので、交通の流れが格段に改善された。引き続き西側区間の道路も、一一年三月に完成した。一九年の事業期間と約八二億円を投入した。

第三期は平成四年五月に事業決定した。この区間は境五丁目地内の延長約四九五メートルである。道路幅員が一二メートルと減少するために、車道の幅員を九メートルから七メートルに、歩道の幅員を三・五メートルから二・五メートルへと狭めた。また、亜細亜大学キャンパスのイチョウ並木が歩道の一部に食い込むので当初移植を計画したが、卒業生たちの「イチョウを残して」という声に市が応じ、開校時(昭和一六年五月)、学生たちが境駅前の地主から苗木をもらい、運んで植えたという樹齢六〇年近い一六本の並木を保存することにした。イチョウの根を保護するため、歩車道境界の段差を通常より高くして対応した。九年の事業期間と約二二億円を掛け、平成一三年三月に最後の区間として完成、四月二〇日、開通式典を行った。

本町通り、都市計画道路三・三・ 武蔵境駅周辺の地区はJ・R中央線によって南北に分断されていた。昭和五四(一二三号線(旧一・三・五号線) 九七九)年三月に南口駅前広場が完成し、南口地区の都市計画道路は次々に整備されたが、北口には確たる駅前広場がなく、中央線三鷹―立川間の高架化を視野に入れた早急な整備が求められていた。

こうした状況から、五九年七月に、武蔵境駅北口地区整備基本計画作成に地元の意向を反映させるため、まちづくり市民委員会が発足。六一年八月に、駅前広場への取り付け道路として、通称本町通り(市道第八四号線)を三・三・二三号線とする都市計画を決定した。三・三・二三号線は、起点付近に設けた六七〇〇平方メートルの駅前広場から

三・四・七号線を終点とする延長一六〇メートルの道路である。幅員は二二メートル（車道は一一メートルで二車線、歩道は両サイドとも五・五メートル）。六年八月に事業認可を得て用地買収に入り、駅前広場部分を除いてケヤキの街路樹を配し、電線類の地中化を施した。平成八（一九九六）年九月、歩道の御影石舗装を行い、武蔵境駅北口再開発ビル・通称スイングビルのオープンと同時に工事を終えた。また、駅前広場から市道第六三号線の五宿踏切へ至る主要地方道二二号線は、市道第二六一号線として昭和六三年三月に重複認定した。この道路工事は平成六年三月に完成している。しかし、駅前広場は、三鷹・立川間立体交差化事業との関係で、二二年現在完成を見ていない。

御殿山通り、都市計画道路七・七・六・一号三鷹駅万助橋線は、昭和六一（一九八六）年に清流が復活し、平成六・一号線（旧一小一号線）一五（二〇〇三）年八月二七日に江戸時代の遺産として史跡指定された玉川上水

に沿って計画されている路線である。この都市計画道路は、三鷹駅から井の頭公園に通じる道路で、緑豊かな景観に配慮した人に優しい道づくりが求められている。玉川上水の北側、三鷹橋―むらさき橋間の約四〇〇メートルが未施工で計画幅員は一〇メートルである。一方、玉川上水の南側、三鷹市の都市計画道路（三鷹橋―万助橋の延長約八〇〇メートル、幅員一〇メートル）は平成一四年三月に完成し、「風の散歩道」として親しまれている。市では、一三年一月、事業実施に伴う説明会を開き、一四年一月には市の都市計画道路では初めての試みとして、沿道市民の意向を反映し、愛着の持てる道づくりを進めて行くため「御殿山通り道づくり研究会」を設置した。三〇人の地域住民の参加を得て五回のワークショップを開き、四つの案が出された。それらの提案や市民からの意見を基に、電線類の地中化や、速度抑制のためのスロームの導入について、法令や条例などを踏まえて関係機関と協議、調整を重ね、整備の基本計画を策定した。用地買収は一四年度から行っている。

成蹊通り、都市計画道路三・五・三・五・一七号下連雀秩父通り線は、昭和三九（一九六四）年二月七日に事業一七号線（旧二・三・五号線）認可を取得して街路事業を始めた。平成一七（二〇〇五）年現在の施工率は延長比で八四・三パーセントである。一部未買収地があつた区間約一四〇メートルの工事は四〇五年度に完了し、残る未施工分三四〇メートルは成蹊学園の敷地（主として緑地）である。

成蹊学園とは、昭和三八年六月に、市長から学園理事長に事業決定をするため道路の構造を示し回答を求めたことに始まり、平成元年から現状打破のため、学園専務理事と市長とのトップ会談を申し入れ、五年一月に会談は実現したが、前向きな回答は得られなかった。一三年度には庁内に部課長による道路整備計画検討調査研究会を設置し、同学園を通過する未整備の区域をより魅力的な道路景観とするデザインの検討や、関係者の理解を得られる実現性の高い整備計画を立て、学園への影響を最小にする案を提示するなどして協議を行っている。

（二） 都道

吉祥寺通り、都市計画 平成四（一九九二）年度から一四年度まで、一〇年の歳月を掛けて通称吉祥寺通り（都道道路三・四・一六号線 一一六号）Ⅱ都市計画道路三・四・一六号関町吉祥寺線の拡幅工事を行った。この事業は、吉祥寺北町二丁目二番地内の市道第三号線から吉祥寺東町二丁目の四軒寺交差点までの五四〇メートルの区間につき幅員一メートルを一六メートルに拡幅し、整備するというものである。

この道路は、平成二年四月に東京都道路整備特別交付金制度を利用して本市が施工することでスタートした。そして、一一年四月からは、「東京都みちづくり・まちづくりパートナー事業」（整備期間は一五年度までの五年間）となつ

た。事業開始は平成四年一月、完成は一五年三月三十一日。

「みちづくり・まちづくりパートナー事業」では、本市が都と委託契約を結び、道路用地の買収と道路工事を行う。都は用地・補償などにかかる費用を負担し、市は自費工事申請によって工事・設計にかかる費用を負担する。一一年度に限っては工事関係費についても都が負担した。

本市初の行政 吉祥寺通りの事業区域に用地買収ができず幅員の支障となる物件（吉祥寺東町二丁目六〇〇番地）
代執行を実施 があった。この物件が交差点にかかるため、北町一丁目と東町二丁目の一部（延長八七・三メートル）がポトルネック状態となり車や歩行者の通行に支障が出ていた。市は移転などの協議をしていたが、建物所有者

と借家人、建物の転使用（又貸し）貸借人とで永年争いがあり、立ち退き問題がこじれていた。平成一一（一九九九）年九月、庁内に収用対策委員会を発足させ、東京都と協議に入った。一三年一月、都に土地収用法の事業認定を申請し、三月一日、都が事業を認定。七月に収用委員会に申し立てた明け渡し裁判が翌年三月に決定した。八月三〇日に東京都知事から、土地所有者と、関係人三人に対し「九月一三日までに移転しない場合、土地収用法一〇二条の規定に基づき行政代執行を行う」という「戒告書」が手渡された。行政代執行は東京都（執行責任者・財務局財産運用部長）が行い、市は補助（代執行補助責任者・都市整備部長）の立場だが、初の行政代執行は五人態勢とし、準備も大掛かりなものとなった。

一〇月二一日午前九時から、雨の中で、土地収用法と行政代執行法に基づく武蔵野市初の行政代執行が実施された。借家人一人が再三の説得で退去したのは午後四時過ぎ。緊急手段で市の防災住宅に居住した（一一月七日に移転先を確保し借家人は防災住宅から退去）。その後建物が解体され、二四日午後五時過ぎ、更地になった現地で代執行終了

宣言と、都から市に明け渡し用地管理権が引き渡された。これで吉祥寺通りと女子大通りの隅切り部分の拡幅が可能となり、水道・電気・ガスの先行工事の後に本工事を行い、一五年三月末に拡幅は完成した。

平和通り、都市計画 平和通り（都道一一五号線）の西側、公園通り（現吉祥寺通り）の買収が進み（昭和四九、

道路三・四・四号線 五〇年）道路整備も進展したため、平和通り商店会の具体的な対応として、共同ビル化の核

となる店舗を誘致する動きが起った。候補の中からパルコが進出することになり、平和通り商店街は吉祥寺駅からパルコまで、人の流れが自然と多くなることになった。昭和五四（一九七九）年七月、商店会は都に都市計画事業促進を要望。これを受けて都は一〇月に事業説明会を行い、早速測量に入った。翌年一月一六日、事業認可となり延長一九〇メートル、道路幅員一六メートル（車道九・歩道両サイド三・五）の標準的な断面で事業開始。五六年、駅ビル「ロンロン」と平和通りの接続通路として東側に市道第二五〇号線（延長九・九メートル）、西側に市道第二五一号線（延長九・四メートル）、両者とも六メートルの幅員で認定された。それまでであった歩道部のアーケードは六一年五〜八月に掛けて取り払われた。電線類の地中化も行われ、六二年三月、駅前広場の完成と同時に、平和通りは、ハモニカ横丁の一部を除き街路整備が完了、事業効果は大いに上がった。

主要地方道七号線・五日市街道、五日市街道は吉祥寺本町一・二丁目地内の一部、四二五メートルの拡幅工事が**都市計画道路三・四・一〇号線** 成一（一九九九）年九月に終了した。この通りは都市計画道路三・四・一〇号

杉並武蔵野線であり、関前三丁目の武蔵野大学交差点から松庵二丁目の杉並区境まで、幅員一六メートルの計画となっている。しかし、五日市街道の当時の幅員は約一一メートル（両側の歩道が二メートル前後であるため、車道は約七メートルの相互通行）、車線の幅は道路構造令の最小値である。武蔵野八幡神社交差点から東へ吉祥寺駅や杉並方向

に向かう車が多く、都内でも有数の慢性的な渋滞箇所である。五日市街道は東京都施行路線だが、本市の強い要請もあつて昭和六一（一九八六）年一月一日に都は事業に着手した。市が平成元年度から用地買収の折衝をする人的支援を行ったので事業期間が短縮され、平成二一年九月三日には工事が完了した。この事業によって、武蔵野八幡神社交差点には下り車線には練馬方面に、吉祥寺大通り交差点の上り車線には吉祥寺駅方面への右折レーンが設置された。違法駐車防止条例の実施の効果もあつて、路線バスの定時制も格段に向上した。

主要地方道七号線・伏見通り、伏見通りは、都市計画道路三・三・六号（旧一・三・四号）調布保谷線の一部で、

都市計画道路三・三・六号線 全体計画は稲城市と西東京市の埼玉県境までを結ぶ延長一四・二キロメートルの幹線道路である。市内の区間のうち井の頭通りから五日市街道までの延長六六〇メートルは昭和六二（一九八七）年六月二三日、事業認可を取得した。幅員二五メートルで、車道一四メートル、両側歩道四・五メートル、中央分離帯二・〇メートルの断面で事業は順調に進捗、街路の工事が完了したのは平成一一（一九九九）年三月一日で四月二六日に開通した。なお、井の頭通りから南の区間については平成二二年一月三日、幅員三六メートルに計画変更され、二二年現在、用地買収が進んでいる。

主要地方道一二号線・武蔵境通り、武蔵境通りは都市計画道路三・四・二二号武蔵境保谷線である。昭和六二（一）**都市計画道路三・四・二二号線** 九八七）年六月二三日に事業認可を得た。事業規模としては延長一〇九〇メートル、幅員一六メートルだが、これを二期に分けて実施。第一期は、公団通り（市道第六七号線）から五日市街道までの区間を六二年度に開始し、平成一二（二〇〇〇）年度に桜橋の架け替えが終わって完成した。第二期はみずき通（市道第四〇号線）から公団通りまでを、六〇一七年度に施工。この区間は一棟が地権者と借地権者の間で権利関

係の争いが発生したため、完成が遅れていた。

天文台通り、都市計画 天文台通りのうち、都市計画道路三・四・二四号西調布境橋線の線引きされた幅員一六メートル**道路三・四・二四号線** トルの部分は、市道第八六号線のアジア大学通りから南へ五八〇メートルの区間を、平成一四（二〇〇二）年度に現況測量、一六年度には用地測量に入った。この事業は、施行中のＪＲ連続立体交差事業が完成すれば踏切がなくなり、拡幅整備によって南北の交通をより向上させることになる。

(三) 市道

昭和五八（一九八三）年度から平成一七（二〇〇五）年度までに行った市道路線の認定は五五路線ある。延長は合わせて約九三三〇メートル。幅員は四〜一八メートルまでさまざまである。特徴的なものを挙げてみよう。

通称すぎみ小路・歩行者と自転車 武蔵境駅南口と武蔵野赤十字病院間は、高齢者、妊産婦、幼児連れなど、かえの**専用道路、市道第二八八号線** で通りを利用する人が多い。そこでかえで通り（市道第一九九号線）と主要地方道一二号線を結ぶ市道第二八八号線を、すぎみ小路として平成六（一九九四）年一月に認定した。延長は一〇二メートル、幅員は六メートルである。七年三月に完成し、市内で初めて車を通行させない歩行者と自転車だけの専用道路となった。道路法第四八条でいう「まだ供用されていない道路について、区間を定めて、自転車及び歩行者の用に供する道路を指定することができる」（一三第二項）を実施した。福祉のまちづくりの視点から路面は天然の豆砂利を用いて明るい舗装とし、雨水の排水には段差の少ないＶ字溝を用いた。ソーラー式の誘導ブロックは、暗くなると点滅する仕掛けになっている。ベンチも配置した。安心して歩けると好評である。この小路は、武蔵野市福祉のまちづ

くり調査・研究報告書「優しさの見えるまち、武蔵境をめざして」（六年三月）の中で提案され、実現した。

階段状道路で井の頭公園への 井の頭公園には休日など大勢の人が訪れる。多くは中央線か京王線の吉祥寺駅を

アクセス路、市道第一五一号線 利用している。しかし、吉祥寺駅から井の頭公園まで安全かつ快適に歩ける道路がなく、道幅の狭い七井橋通りが主な通行路となっていた。

市では昭和五八（一九八三）年から「井の頭公園への誘導路整備検討調査」を始めた。来園者、地元住民の意向調査、地元の人中心の懇談会などを重ね、六〇年末に計画素案を作った。六三年に、七井橋通りの四メートルの幅員を六メートルに広げるための区域変更を行い、平成二（一九九〇）年度から用地買収を始めており、進行中である。

第三期長期計画では、吉祥寺駅から井の頭公園までの誘導路をもう一本増やすことが提案され、武蔵野公会堂西側通り（市道第一五一号線）を公園まで延長することになった。五年、公園へ抜ける部分を用地買収し、七年三月に中央にスロープを設けた幅六メートルの階段状の道路が完成した。この道路ができて、駅から公園まで人々の流れはスムーズになった。

なぜ階段状道路か、というと、道路と公園の高低差が七メートルもあるからだ。しかも、現況道路と公園までの距離は約三〇メートルしかなかった。当時の「武蔵野市福祉のまちづくりモデル事業」の整備方針に従うとしたら、勾配は最大値でも八パーセントにしなければならなかった。けれども、この場所で勾配八パーセントを守ろうとすれば、井の頭の池まで道路を延ばさなければならぬことになる。それは無理な相談だ。妥協策として、井の頭公園を管理する西部公園管理事務所の占用許可を取り、公園用地内へ約二〇メートル道路を延長したのである。この階段状道路の平均勾配はやむなく一四・〇パーセントとなった。

道路を曲げて大木を残す、市道第三〇〇号線 平成一一（一九九九）年、吉祥寺北町の市民から相続の問題が生じたため、道路用地を寄附したいと申し出があった。現地を調査すると、大木シンボルツリーに指定されている樹齢一〇〇年のシラカシがあった。道路の線引きを直線にするに伐採することになる。シラカシは残したい。地権者との交渉が実り、市道第三〇〇号線をカーブさせることで道路認定した。延長は一二九メートル、幅員が五メートル。市道第二四八号線から練馬区との境の市道第三号線を結ぶこの道路は二二年度予算で工事業者と契約、債務負担行為（ゼロ市債）として二二年度早期に施工した。

新設道路用地の寄付

道路用地として寄付を受け、市が新設道路として認定したものは今期一三路線あり、延長は二四五メートルである。寄付された経緯は、相続の関連と、地主が将来の土地利用を勘案して寄付する場合の二通りがある。本来、宅地開発にかかる道路は事業者負担が原則である。本市のように市街化が進み、土地価格が非常に高い所で事業者が開発を進めると、最小限度の道路（行き止まり道路）づけで宅地を分譲するため、互い違いの道路が造られたりする。

市議会で議員からしばしば出る「道路用地の寄付を受けることは市にとってプラスかマイナスか」との質問に対し、土屋市長は「市が一定の道路をきちっと造っておき、秩序ある将来の開発を誘導していったほうがよい」と答弁している。道路の認定などに関する取り扱い規定にもあるが、公道から公道へと通り抜けられる道路ができることは、住民にとっても利便性が増す。と同時に、緊急時や災害時の大事な空間として機能し、また避難路としても有効活用されるはずである。市道第二七三号線（五日市街道―武蔵野中央公園）はその一例である。

通称かたらいの道、通称かたらいの道として親しまれている文化会館通り（市道第一六号線）は、景観整備事業と市道第一六号線として、八丁通りから井の頭通りまでが平成七（一九九五）～八年度に掛けて整備された。電線類地中化事業のモデルとしても注目された。井の頭通りから五日市通りまでは一五～一七年度に施工、この区間は民有地の提供を受けて一・五～三・七メートルの歩道を確保し、ネットフェンスにつる性植物を絡ませたので、ゆったりと快適な道になった。三鷹駅北口―市民文化会館は徒歩一五分。中央通りの路線バスを使わず、中央通りと平行しているこの道を歩く人が多くなった。

（四） 区画道路

区画道路は本市独自の道路計画である。住民や地権者の意向を踏まえて線引き（認定↓区域決定・区域変更）することが求められる。市の西部地区（境南町四丁目）の区画道路、市道第七九号線（富士見通り）と八九号線（中央線南側）の拡幅については、平成元（一九八九）年二月から地元との懇談を始めた。この二路線に関しては、JR中央線三鷹・立川間の連続立体交差化を見通し、南北の地区内交通を円滑にする目的で、市は拡幅整備を進めようとした。だが、地元住民からは、道路を拡幅すれば通過交通が増え、今以上に危険になる、と反対の意見が多く出た。

翌二年六月には、八九号線拡幅反対、三年三月には七九号線拡幅反対の陳情が市議会に相次いで出された。建設委員会での審議の結果、八九号線は、「住宅地における道路計画については、総体的に再検討されたい」との意見付きで採択（三月一日の本会議で議決）された。しかし、七九号線は、四月の市議会議員改選によって審議未了となった。

市は両路線の拡幅整備計画を一時凍結せざるをえなかった。周辺住民の意見を聴くために、四年七月、「富士見通

「りまちづくり研究会」を発足させた。研究会の場でいろいろな課題を話し合い、地域の人や来街者に対するアンケート調査も実施した。

富士見通りの安全性・快適性についてさまざまな指摘があった。研究会で、「拡幅もやむをえない。整備すべきだ」と住民側とも一定の方向づけで合意ができたものと判断した市は、四年一〇月一日付けで、道路法に基づく区域変更（幅員五・四五～七・二七メートルの現況を八・〇メートルに広げる）を行った。一月に拡幅整備事業の説明会を開き、用地買収と併行して、八年度から道路の整備工事を暫定的に進めている。

一方、八九号線については、議会から付された意見の趣旨に沿って、市は沿道住民の個別意識調査を行い、南北交通の円滑化などの必要性を理解してもらうため、個別協議も実施した。

時を同じくして、J R中央線立体交差化事業の三鷹・国分寺の完成時期が一八年と発表があった。これで南北一体のまちづくりが一層必要になってきたことから、八九号線を取り巻く状況も刻々と変化してきた。

市は、それまでJ R中央線から富士見通りの区間、延長約三三〇メートルを幅八メートル以上にする拡幅を提案していたが、J R中央線から市道第一一六号線までの区間が狭あい道路のために、延長約一〇〇メートルのみを対象とし、幅も南側現況幅員と合わせて六・五メートル（中央線との擦り付け部分は九・〇メートル）とすることを決定した。これによって、J R中央線立体交差化事業の完成に合わせ、歩車共存の道路として八九号線は拡幅整備されることになった（二二年一〇月一日区域変更）。八九号線の区域変更に関しては一一月一三日の建設委員会で行行政報告が行われた。

この決定に対し、一二月一八日には再び、八九号線拡幅反対の陳情が出、翌年三月二六日には、八九号線拡幅促進

の陳情が出された。同委員会で審議の結果、拡幅反対の陳情を不採択とし、拡幅促進の陳情を、「地域の住民の不安を解消するため、地権者に誠意を持って事業の説明、報告、協議を重ねること」という付帯意見付きで採択（一三年九月二一日の本会議で議決）した。審議の中で市長は「地域全体としてよくなるように先を見通して線を引く、これが責任あるまちづくりではないか」と強調したが、線引きの成果が明らかになるのはずっと先のことだろう。

区画道路計画には、すでに完成した路線もあるし、着手して一定の区間が完成して部分的に通行できるようになった路線もある。平成一七年度現在、事業中の路線は二三路線ある。その一つ、西久保区画道路は計画を大きく見直して、一七路線を四路線に変更した。他の事業との関連で休止状態の路線も少なからずあり、市の財政面との兼ね合いで進めていくことになる。

北裏区画道路

北裏区画道路は、市の中央部北端を、扶桑通り（市道第九七号線）から吉祥寺通り（都道一一六号線）までの一〇六五メートルにわたって、幅員九・一一七メートルで東西に貫通するように計画された。第一期事業は昭和三七（一九六二）年に計画が策定された。扶桑通りから青葉小路（市道第一四九号線）までの六三〇メートルである。五六年一〇月には道路法によって市道第二四八号線として認定・区域決定され、実に二年をかけて用地買収が行われ、五八年二月に工事が完了、六月に供用を開始した。

第二期は、東側の残りの部分、青葉小路から吉祥寺通りまでの四三五メートル。計画策定は昭和四五年だが、その後、周辺が次第に住宅密集地帯となったため、四八年一二月の市議会に、反対と促進の両方の請願が出ることになった。市は地元説明会を開催（四九年一二月から五七年一二月まで五回）したが、なおも再々反対と促進の請願・陳情が出された。地元の理解を得る調整に一三年の歳月を要した。五八年に道路法によって市道第二五二号線として認定・

区域決定し、用地買収に着手。市道第三号線の区域変更を行い、青葉小路から練馬区境まで一部を残して工事が完了したのは六一年三月だった。六二年一二月、残りの用地買収を完了。六三年三月、練馬区境から吉祥寺通りまでの工事を終え、四月に全線が開通した。

かんざし道路

武蔵境駅北口には駅前開発に伴い、買い物客の回遊性を考慮して、すきつぷ通りと本町通りとを結ぶように幅員六メートルで線引きした二本の区画道路（通称かんざし道路）がある。南側の一本は市道第二五五号線（延長六〇メートル）、北側の一本が市道第二五六号線（延長五〇メートル）。昭和六二（一九八七）年二月に道路認定が行われ、路面の材質はセラミックタイルを用いて、小川の流れをイメージした模様で仕上げた。市道第二五六号線は平成五（一九九三）年三月に、市道第二五五号線は一部の用地買収が長引いたため、一四年三月に工事が完了した。

（五） 人にやさしいみちづくり

交通安全の観点から、住宅街に車を入り込ませない道路が時に必要になる。いわゆる抜け道として住宅街を通過する車が歩行者を脅かすため、地域住民の要望で、通学・下校時間など、通行禁止の時間帯を設ける対策も採られている。住民も交替で見張り役に立つ。道路を管理する市に構造上の工夫の問い合わせが数多く寄せられる。

交通対策課では、平成一三（二〇〇一）年七月、「人にやさしいみちづくり検討委員会」を設置した。居住者や歩行者の安全と快適性を考慮した道路空間を確保し、秩序ある交通体系を構築しようと話し合った。人にやさしいみちづくり事業の長期的目標は、市内の交通量の多い生活道路全般を対象にしている。短期的目標は宮前通り、宮本小路、



車のスピードを落とさせるボラードで
人にやさしい道づくり（吉祥寺東町宮本小路）

東十一小路、市道第一〇五号線、扶桑通りに絞られた。一三年度、モデル路線として宮前通り（市道第三五号線、西久保一丁目）を改修した。一四年度に、特に交通量の多い路線・宮本小路北（市道第一〇四号線、吉祥寺東町二丁目）と東十一小路（市道第九九号線、吉祥寺東町二丁目）を改修。一五年度に宮本小路南（市道第一〇四号線、吉祥寺東町一丁目・女子大通り南側）と吉祥寺南町三丁目（市道第一〇五号線・秀島病院東―三鷹台駅北市境）を改修した。

改修のポイントは、①スピードを落とさせる、②ドライバーに交差点を明確に認識させる、③カラー舗装によって通行帯をはっきりさせる、の三点である。工事は、それぞれの通りや交差点の状況に合わせ、安全と快適性を考慮した手法を選び、組み合わせた。（↓資料編）

「人にやさしいみちづくり」効果を、整備する前と比較すると、市道第一〇五号線を除き交通量と速度はいずれも減少した。東十一小路で住民に改修効果を聞くと、通過スピードの減速は認めつつも現状への満足度が低い。究極的に住民は通過車両そのものがなくなり、ほぼ居住者専用道路に近い状態になるよう交通規制によって実現してほしいと市や警察に要望している。反対に「交通規制によって生活しにくくなる。これ以上の対策は望まない」と言う住民もいる。

(六) 狭あい道路を順次拡幅

自分たちのまちは自分たちで責任を持つとの考えから、本市では建築確認行政を平成八（一九九六）年から始めた。と同時に、「武蔵野市狭あい道路拡幅整備要綱」を制定した。市の管理道路二四三キロのうち、幅員が四メートルに満たない狭あい道路が三分の一を超える八四キロもあり、まちづくりの観点からも拡幅を行っていく必要がある。家や建築物の建て替えは三〇年後、五〇年後という長いスパンで行われる。狭あい道路拡幅整備要綱では建築確認申請があった時に、建築基準法の後退部分の土地を市に無償で提供（または貸与）してもらい、そしてその後退部分を市が舗装・整備し、安全で快適なまちづくりを順次実現していくのである。建築基準法の建築条件は「四メートル以上の道路に二メートル以上接していなければならない」ので、建築主は個人の責任で後退用地を確保するのが基本である。しかし、後退しながらも、もともと私有地であったという意識からそこに塀や垣根を作ってしまった、道路の拡幅ができなくなる例もある。そこで市では後退用地の拡幅が継続的に実践できる工夫として、L型側溝の位置を下げて造り、そこに後退表示「まちはみちから」のプレートを貼る。これは後退用地確保という「広報」の役割も担う。

狭あい道路拡張整備は道路法と建築基準法の両方から極めて重要な事業となる。本市では、狭あい道路整備は建築主事担当を含めて三人の少数精鋭で行っている。年に二五〇件近い狭あい道路の協議にすべて現地立ち合いをして対応し、住民との信頼関係を深める。要綱制定一〇年後の一七年度の整備実績は一八三八件、延長は一万三〇〇六メートルとなった。だが、進捗率は未だ一五・五パーセント。狭あい道路の解消は息の長い取り組みとなる。

(七) 東京外郭環状道路の都市計画変更

東京外郭環状道路は、都心から半径約一五キロメートルの圏域を環状に、常磐道、東北道、関越道、中央道、東名高速などの放射方向の高速道路を結ぶ延長約八五キロメートルの幹線道路である。昭和四一（一九六六）年七月、高架方式で都市計画決定された。このうち都内の区間は一六キロメートルであり、本市の区間は吉祥寺東町四丁目と吉祥寺南町三丁目の一部で、一・四キロメートルが対象となっている。

しかし、決定以前の四一年三月、新聞報道直後に住民による反対運動が起こり、通過する七区市（練馬、杉並、世田谷の三区と武蔵野、三鷹、調布、狛江の四市）の住民が五月一日、外環反対連盟を結成した。コミユニティが形成された住宅地を分断し、環境の悪化を招くことを懸念したからだ。武蔵野市議会にも四二年六月、「外環道路反対特別委員会」が設置された。四五年一〇月、国会で根本龍太郎建設相（当時）が「地元と話しうる条件が整うまでは強行すべきではない」と答弁（凍結発言）し、三〇年以上凍結状態が続いていた。

平成一〇（一九九八）年三月に、東京都が建設省・関係区市に呼び掛けて「東京外郭環状道路とまちづくりに関する連絡会議」を設置、にわかに動き出した。翌年一〇月、石原慎太郎都知事が本市と練馬区の外環予定地を視察した際、高架方式の現計画は「茶の間を土足で通るようなものだ」と遺憾の意を表し、一二月の都議会で「地下化を基本として計画の具体化に取り組む」と表明した。さらに、一三年一月には、扇千景国土交通相（当時）が三鷹市と吉祥寺南町三丁目の外環予定地を視察した。そして、四月、国と都が地下計画のたたき台を公表し、五月の参議院国土交通委員会で扇国土交通相自ら遺憾の意を表明、「原点に立ち戻って話し合いの場を設けていきたい」と発言した。

その後平成一三年一二月に、国と都で東京環状道路有識者委員会を設置。第一回外環沿線区市市長意見交換会が四一年一月に都庁で開かれ、本市の土屋市長も出席した。その年の六月には東京都と国土交通省主導のP I外環沿線協議会（P Iとはパブリック・インボルブメントの略で、住民や市民に計画の策定への参加を求めるもの）を発足させるなど、計画推進に向けての地固めが開始された。P I外環沿線協議会には沿線七区市の関係者代表二人と行政の担当部長が出席し、国・都と協議する場として外環の必要性から議論が始まった。二年間で四二回協議会を開催した結果、一六年一〇月に取りまとめが公表された。

国は沿道環境を配慮して、構造を高架方式から地下四〇メートル以下の大深度と変更する方針を発表（一五年三月）。六月からは沿線の区市で「外環オープンハウス」（外環の計画などについて展示し、国や都の担当が質問に答えるオープンな会場）を開催した。一六年七月に入ると国は環境の現地観測を実施するとともに、沿線の区市で「地域ごとの話し合い」を開催した。一七年一月には、P I外環沿線協議会に代わってP I外環沿線協議が発足し、沿線区市で「意見を聴く会」が開かれた。九月、国と東京都が「東京外郭環状道路についての考え方」を、一〇月には計画の概念図を発表。年末には、大深度トンネル技術検討委員会が設置された。

一方、武蔵野市議会においては、昭和四二年以来継続して設置されていた外環道路反対特別委員会の名称が一五年九月二六日の第三回定例会における動議で、「反対」の二文字を削除、外環道路特別委員会と名称を変更した。一三年二月に「むさしの外環反対の会」（代表濱本勇三）など地域住民から市議会に出された「同道路計画反対の意思貫徹に関する陳情」を三月議会が採択したため、「反対」の意思は継承されると陳情した住民らは期待していたのだが。

市は東京外郭環状道路（武蔵野区間）にかかわる「生活再建救済制度」の運用を開始した（一七年一月）。三〇年

以上にわたって都市計画上の制限を受け、生活設計に支障を来している人を救済する制度を国が創設したのを受け、本市でも運用を始めることになったのである。救済の対象区域は、同道路の現都市計画線内(幅四〇メートル、約一・四キロ間)。この区域に住む人で建て替えなど生活再建を希望する人が申し出た場合、それらの土地を市土地開発公社が買い取るという制度である。制度を利用した件数は一七年一二月までに二件ある。

これまでを振り返ってみると、国が高架方式から大深度地下方式へと整備方針を変更したことは、かつてない計画変更であり、昭和四一年の都市計画決定以来三〇余年続けてきた市民・市議会・市の三者一体の「反対」運動の成果だといえる。環境アセスメントの手続きを経て、平成一九年三月、東京都都市計画審議会は「大深度地下方式」とする都市計画変更を議決、国土開発幹線自動車道建設会議の議も経て「基本計画」が決定された。

今後の課題として、大深度地下方式が決定してもなお、現計画線上の地上部で「外環のその2」といわれる部分が残るのかという問題を含め、市も市民も総合的なまちづくりとして考えていかなければならない。「外環のその2」が、生活道路と緑が一体となる道づくり、またはグリーンベルトの形成という未来像につながるのか、さらに住民の合意を得られるのかどうか、困難な道のりが予測される。

二 J R 連続立体交差事業は、こうして進んだ

三鷹・立川間立体化複々線 国鉄(現東日本旅客鉄道JR)中央線は、昭和四四(一九六九)年三月に中野駅から三鷹駅間の複々線高架事業が完成した。その年の六月、「三鷹・立川間立体化複々促進協議会が発足

「線促進協議会」（以下、複促協と略）が沿線市など関係する二三（後に二五）市町村によって発足した。

複促協は、三鷹―立川間の高架複々線化によって、踏切での交通渋滞を解消させ輸送力の増強を図り、地域社会の発展と住民福祉の向上を期することと、青梅線・五日市線の都心への直通運転を実現することを目的としている。

国鉄は、中野―三鷹間の工事が完成に近づく中で、都心と郊外との運行時間の短縮を計画し、四二年七月三日から「特別快速電車」を運行させることになった。しかし吉祥寺駅には停車しないことが判明した。吉祥寺駅を通過されては商店街の盛衰にかかわる問題と、「吉祥寺駅前通り商店街振興組合」から反対の請願が出された。

これを受けて四二年九月、市議会に「特別快速電車対策特別委員会」が設置され、四六年六月には「特快停車・高架促進等対策特別委員会」と名称を改めて対策を協議していた。

東京都では、五四年四月に鈴木俊一知事が就任。五二年から進めていた三鷹―立川間立体化複々線（以下、連続立交と略）計画調査結果を発表して総事業費二二五九億円が示された。五五年四月、都は都市長会に説明し都市側（沿線六市）の負担額九一〇億円（地方財政法第二七条に基づく都と市との負担割合を一对一とし）が提示された。

複促協会長や市議会の要請もあつて、市は五六年五月に複促協に加入した。

市長会では市負担の全額を都が負担するよう要望し、複促協でも一貫して全額都負担としていた。高架による受益の度合いは沿線各地で異なる。三鷹市は線路延長が短い。小金井市は長く負担割合が多い。また、各市に財政問題があった。中野―三鷹間高架化の際には地元負担はゼロだったことも要因にある。

武蔵野市の場合には武蔵境駅北口の再開発計画を控えており、高架化による恩恵を受ける度合いは、各市とは異なる。

国立市は、特快が停車しないのなら複促協からの脱会も考えると強硬であった。

五九年二月の複促協正副会長会で土屋武蔵野市長が「都が全額負担すべきだ」という議論をしては事業が遅れるだけではないか。数字は別にして地元が負担する方向にならないか」と提案した。五月二九日の複促協総会でも、「負担ありを認めてもらうことが先決だ」との議論が交わされた末、「全額都負担」から「事業の及ぼす受益を意識しつつ慎重に検討し早期解決を図る」と変更した。新聞は「複促協、地元負担やむなし」と報道した。

一二月に都から高架化試案の発表があった。この試案に対し、各市が意見を出して都市計画決定に向けて作業が進められる。

本市においては武蔵境駅構内の高架北側の事業境域線の位置が従前より南に約一五、六メートル下がった。これに都道の幅員を加えると全体で三六、七メートル相当分が北口駅前広場用地として利用可能な対象地となる。北側の側道については用途地域に併せて六、一五メートルの範囲で幅員が明示された。市は、六〇年五月、都、国鉄宛てに「鉄道境域線については了承する。関連側道については、六メートルにしたい。武蔵境駅にエスカレーターの設置、西口改札口の設置などについて配慮されたい」との意見書を送った。

六一年五月二九日の複促協総会では、負担金問題について、「複促協と市長会で都と交渉を重ねてきた結果、都からは都と沿線市の負担割合を七対三とする案が出され、市長会はこれを最終回答と受け止め、了承した」という報告を全会一致で了承した。

国鉄分割民営化

昭和六〇（一九八五）年七月、国鉄再建監理委員会は経営破綻の国鉄事業の抜本的な改善策として、分割民営化を当時の中曽根康弘首相に提出。翌年一月、国鉄改革関連法案が成立し、六二年四月に、国鉄は六地域に分割民営化され、その一つとして東日本旅客鉄道（JR東日本）が発足した。法案可決後、

複促協は、「国鉄分割民営化後も連続立交事業の継続」を運輸（現国土交通）相に、「事業用地の確保」を国鉄総裁にそれぞれ要望した。

国鉄清算事業団では、債務返済のため、国鉄用地の売却を公表していた。分割民営化後、連続立交事業化の計画決定作業は保留せざるをえなくなった。

六二年一二月、都は、連続立交事業を進めるため、事業費の一部を積み立てる連続立交基金を創設した。この頃、バブル景気で都の財政も税収が好調だった。また、都は六三年九月、「多摩島しょ振興推進本部」（本部長都知事）を設置、多摩地域の都市基盤の整備、産業振興と自立化を図っていく体制を整えた。

同年一〇月、JR東日本が中央線の新タイプの通勤快速（東京―立川間が七分短縮）を走らせ、特快・快速・普通など九九本を増発、青梅線直通の特快を新設する新ダイヤを発表した。しかし増発などによって、開かずの踏切の遮断時間はさらに長くなった。

平成元（一九八九）年三月、市は、鉄道連続立体交差化整備基金条例を制定、地元負担額はまだ決定していなかったが、当面一億円を積み立てた。従前、連続立交の担当は都市開発部長が兼任していたが、同月の人事異動で専任の鉄道対策担当係長（六年四月からは担当課長）を配置して庁内体制を固めた。

一月、都は、「JR中央線三鷹・立川間複々線・立体化調査委員会」（一三人）を発足させ、事業形式、経済波及効果などを多方面から検討し、二年度末にまとめる予定で調査に入った。これでようやく事業の具体化に向けての足掛かりを得ることになる。

都とJR・西武鉄道 平成三（一九九二）年一月二日、鈴木俊一都知事と住田正二JR東日本社長とが連続立

が基本協定

交促進の基本方針について合意した。合意内容は、①都市計画決定は、在来線および計画線

（線増分）の四線を同時に行う、②先に在来線の高架化を実施する、③計画線について需要動向、財源確保の方向などを見極め、構造形式の検討を進める。四年度から基本計画を作成し、環境影響評価を実施して五年度の都市計画決定を目指す（実際は六年度となる）、高架化の事業費は、側道の用地費を含めて約二〇〇億円、となっていた。

四年九月、武蔵野市議会では「連続立交事業の促進及びまちづくり推進に関する決議」を可決。この中で、武蔵境駅周辺の南北一体となったまちづくりを強力に進めるとともに、連続立交の早期実現への決意を表明した。

同月一六日、都と西武鉄道が西武多摩川線の高架化について基本協定を締結した。一二月二三日、五年度の政府予算の国立―立川間約二・八キロメートルは事業採択され、調査費四〇〇万円が認められた。さらに三鷹―国分寺間約六・二キロメートルは七年度事業として採択され、調査費四〇〇万円の予算が計上された。六年三月一八日、都とJRは、連続立交事業の基本協定を締結した。事業の費用および負担などは別途施行協定で決める、在来線の高架化の費用負担は、建設省と運輸省による協定（以下、建運協定と略）による、というものである。

都が連続立体交差 平成六（一九九四）年五月一日、東京都は、JR中央線の三鷹―立川間の高架複々線化事業を都市計画決定 と西武多摩川線の高架化事業を都市計画決定した。

この事業により、①鉄道によって隔てられていた街が一体化し、地域の活性化に強いインパクトを与える、②踏切がなくなり交通渋滞が解消される、③踏切事故がなくなり、道路と鉄道それぞれの安全性が向上する、④新たに生み出される高架下の空間が有効利用できる、⑤鉄道輸送の安全性と輸送力の増大に寄与する、⑥各駅にエレベーター、

エスカレーターが設置され、誰もが快適に使える、などの効果が見込まれる。

この計画が完成すると武蔵境、東小金井、武蔵小金井、国立の四駅が高架になる。事業は国庫補助金と、東京都、武蔵野市ほか沿線五市（三鷹、小金井、国分寺、国立、立川）、ＪＲ東日本、西武鉄道が費用負担して行う。

立体交差化は、ＪＲ中央線の三鷹駅付近―立川駅付近まで約一三・一キロメートルのうち、国分寺―西国分寺の掘り割り状の区間を除く約九キロメートルと、西武多摩川線の武蔵境駅付近約〇・九キロメートルが対象となっている。この事業によって一八か所（市内は五宿、天文台、境西、山中、西原の五か所）の「開かずの踏切」が解消されるとともに、九か所の都市計画道路が立体交差化し、併せて高架化に伴い日影になる北側には、六―一四メートル（市内は六―一三メートル）の側道を設ける。

高架化の事業費は約二〇〇億円、うち約一割をＪＲ東日本、約九割を国、都、地元自治体が負担する。一方、複々線化事業は、ＪＲ東日本が主体となり、高架の地下に二線を増設する。事業費は約一六〇億円。複々線化によって、朝のラッシュ時二三〇パーセントだった混雑率が一八〇パーセント以下に緩和される。

武蔵野市は、同日、高架事業に関連する三本の側道と都市計画道路三・四・二四号線の変更、同三・四・二七号線の計画決定を行った。

事業費用の 平成七（一九九五）年六月三〇日、市議会本会議の行政報告で、都から同意を求められていた地方財
負担割合 政法に基づく事業費用の負担について説明・報告が行われた。

費用負担については、「建運協定」により、鉄道側と都市側が一对九の割合で負担する。都市側負担については国から二分の一の補助を受け、残る二分の一を都が七、沿線市が三の割合で負担する。

沿線市の負担は線路の延長比で算定する。武蔵野市は、路線延長約九・〇キロメートルに対し、市内延長が一・六二キロメートルで、一八パーセントの負担率となり、JR中央線の全体事業費一九五〇億円の中の四一億円、西武多摩川線の全体事業費七〇億円のうち九億円の負担額となった(図6-1-1)。なお、負担額は翌八年四月に都とJRとの施行協定に基づき減額変更があった。土地価格の下落、仮線用地の縮小などにより、事業総額は当初の一九五〇億円から一七二〇億円となり、沿線市負担額は二三〇億円から二一六億円となった。

武蔵野市は四〇億一〇〇〇万円となり、西武多摩川線の九億円と合わせ四九億一〇〇〇万円の負担となった。

七年八月、負担割合の都からの協議に対し、沿線各市は調整して「異議なし」と回答した。昭和五九(一九八四)年の複促協での「負担やむなし」の決定から一一年が経過して負担金問題は決着した。

負担方式を決めるに当たっては、高架化に伴う交差道路の本数、駅勢圏の利用度合い、沿線の経済効果、運輸の利便性などを考慮して決めるという考えもあったが、鉄道構造物は課税され、延長比で税収があることなどを考慮して高架下の利用、交差道路や完成後の側道も含め、おおむね沿線市の通過距離に比例するとして延長比が採用された。

一月二八日、三鷹―立川間一三・一キロメートルが事業認可された。昭和四四年に複促協が発足してから実に二六年の年月を要して、ようやく側道の用地買収に着手できることとなった。完成は一五年度の予定であった。

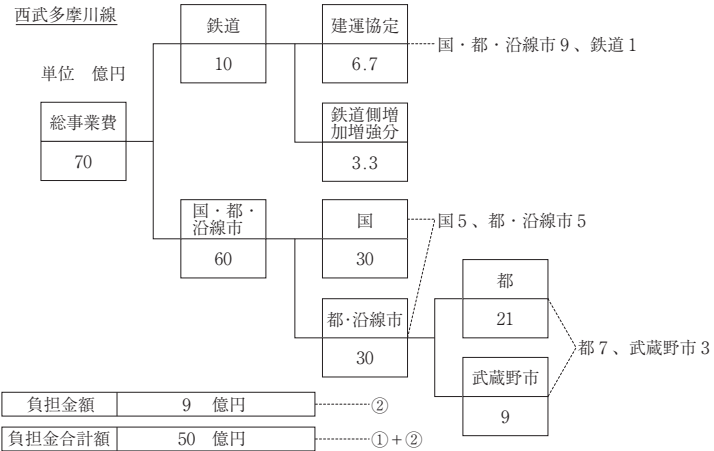
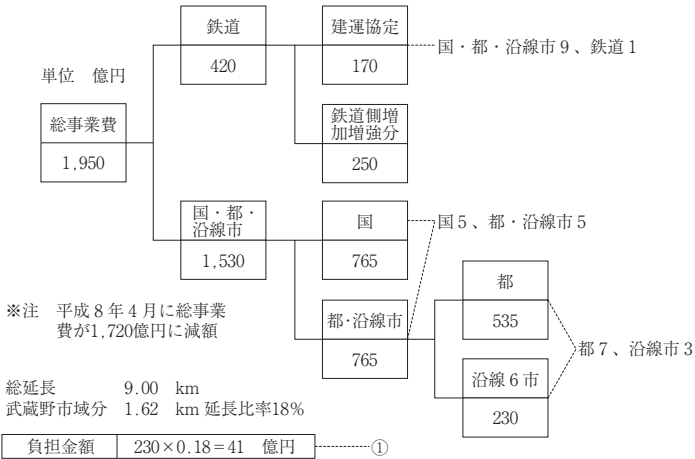
武蔵境駅舎・広場・街 平成八(一九九六)年七月一二日、武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会(通称「駅場協」、**づくり協議会が発足** 会長・高橋遼吉)が発足した。地元の境をはじめ境南町、桜堤の三地区にある公私立の幼

稚園、小中学校、高校、大学と各校のPTA、三地区の青少年問題協議会、交通安全協会、防犯協会、老人クラブ、消防団、商店会、企業から六九人が会員になった。

図6-1-1 JR中央線・西武多摩川線連続立体交差化事業費負担割合

中央線

事業区分	負担割合等		概要
	負担区分	負担割合%	
連続立交／複々線	国・都・沿線市	90	建運協定
	JR東日本	10	
連続立交複々線		0	100
		45	55



連続立交分 国・都・沿線市の負担割合
 国が2分の1 残りの2分の1を都7・沿線市3の割合 [東京都建設局鉄道関連事業課]

駅場協の誕生には、その前身といえる「街づくり武蔵境地区懇談会」（座長・清水忠男千葉大学教授・地元住民二人）があり、武蔵境駅舎と周辺環境のデザイン構想をまとめていた。これを受けて、官と民のパートナーシップによって、駅舎を含めた境地区の将来像を考えようと広い層に呼びかけ、再組織したのが駅場協である。

駅場協では武蔵境駅舎の建設に関して、地域住民の意見を取り入れ、地域の独自性を活かした水と緑をイメージしたデザインにすることをうたって、四万一〇三四人の署名を集め、要望書を作成した。要望事項は、①大きな商業施設を駅に関連させて作らないでほしい、②改札口を現状より西側に設置してほしい、③駅利用者のための十分な駐車スペースを高架下に作ってほしい、④二四時間行き来できる南北道路を作ってほしい、⑤水と緑を積極的に導入、ネットワーク化を図ってほしい、⑥お年寄りや、地域の赤十字病院の利用者に配慮した障害のない使いやすい駅にしてほしい、といった六項目を盛り込んだ。これを武蔵野市、東京都、JR東日本、西武鉄道に署名を添えて要望したのである。

さらに翌年、住民から具体的なイメージを募集。一八五名の応募作品を武蔵境開発事務所と西部、桜堤、境南の各コミュニティセンターに展示した。この成果を踏まえて、市と駅場協では「武蔵境駅舎・周辺環境整備基本計画」を策定。市は一〇年九月一八日開催の市議会鉄道対策特別委員会で説明の後、都、JR東日本、西武鉄道に提出した。

武蔵境らしい駅と

まちづくり

出、④障害のない環境の創出（福祉のモデル型）、⑤防災機能の強化、を掲げている。外観に

ついては、①駅舎上屋の屋根は弧を描くものに、②自然光がこぼれ、また街並みが見渡せるガラス張りの外壁面に、③外観は乾いた土をイメージする素材や色彩に、④上屋の壁面に小窓を、⑤駅舎北側に隣接する連続したシェルター

(旅客・貨物を雨風から守る施設)を設け、緑の回廊的空間を、⑥駅と境南ふれあい公園(仮称)の連携を考慮し、二階建て以上の建物を建てない、⑦バス停から雨に濡れないで改札口に行くことができるように、⑧自由通路の出入り口は緑を象徴するもの、とした。

平成一一(一九九九)年二月三日、武蔵境駅北口の武蔵野スイングホール(境二丁目)でシンポジウム「武蔵境らしい駅とまちづくり」が約二〇〇人が参加して開かれた。伊藤滋(慶應義塾大学大学院教授)の基調講演のあと、同教授と土屋市長、清水忠男(千葉大学教授)がパネリストとして発言した。

一三年一二月には、駅場協設立五周年記念シンポジウム(榛村純一掛川市長が「掛川市における市民参加型駅づくりの思い出」を基調講演)がスイングホールで開かれ、「行政と市民のパートナーシップ、そして新しい時代の関係」とは」をテーマに掛川市長、伊藤滋、土屋市長が発言した。

掛川市長は新幹線を掛川駅に停車させるため、駅の建設費一三五億円の全額地元負担を約束、うち三〇億円を六万三〇〇〇人の市民募金で実現した苦労話を披露した。

一四年一二月、JR東日本から武蔵境駅のデザインが提案された。この案は、駅場協の意見・要望を基に、市が策定した「武蔵境駅舎・周辺環境整備基本計画」をほぼ踏襲しており、「波型大屋根上屋」はJRと西武鉄道を分割しない一体となったデザインである。この案は、一二月一三日、市議会特別委員会でも報告された。

駅場協では、一一年一一月から毎年フェスティバルバザーを開催。収益金を市民募金として市に寄付することにした。一二年には市民募金箱を設置した。市民をはじめ地元の武蔵境自動車教習所(境二丁目)からの寄付もあり、一五年三月に市民募金の五〇〇万円が、さらに一六年六月に二〇四万円(合計七〇四万円)が駅場協から武蔵野市に手

渡された。

市では、一五年一二月、「武蔵野市武蔵境市民まちづくり基金条例」(↓資料編)を制定した。この条例は「市民とともにまちづくりを推進し、武蔵境駅舎の改築に伴い、付随する施設及びその周辺の環境の整備に必要な資金にあてるため」としている。駅場協では、一五年七月に「武蔵境まちづくりNEWS」を創刊し、市民参加による駅舎・広場・まちづくりを進め、地域の交流を図るなどの活動を続けている。

高架工事着工式典

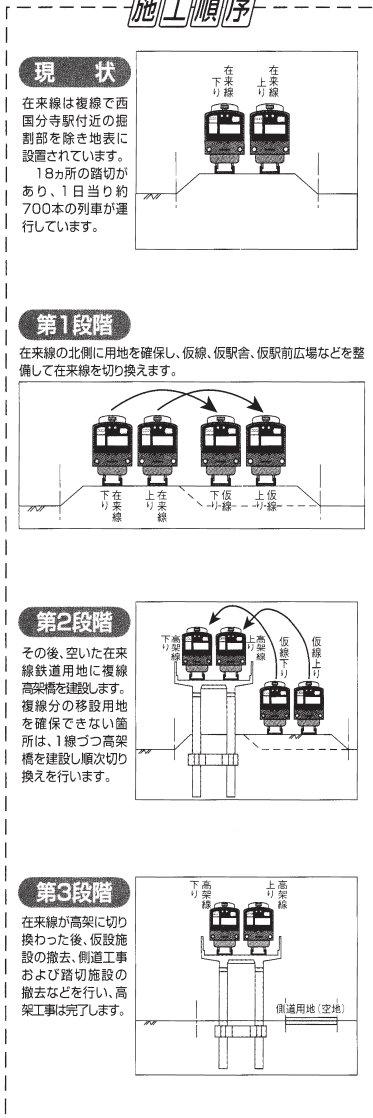
平成一一(一九九九)年三月、中央線高架工事が始まった。同月一八日、記念式典が、武蔵境駅北口の武蔵野スイングビルで行われた。青島幸男東京都知事、松田昌士まさたけ土東日本旅客鉄道社長、土屋市長はじめ中央沿線二市の市長、建設省技監、運輸省局長ら約三〇〇人が出席。青島知事は「財源の確保を国に要請し全力をあげて取り組む」、複促協会長・青木久立川市長は「昭和四四年に複促協が発足して三〇年で高架化に達した」、松田J.R社長は「中央線は一番大切な路線なのに増発も速度を上げるのも限界だった。これで一気に解決する」、土屋市長は「東京西部地域の大動脈、輸送の根幹である。(中央線を挟んだ)南北地域の一体化は永年の沿線各市の悲願。三多摩全体の南北交通の改善に効果を発揮し経済的影響ははかりしれない」と挨拶した。式典後、武蔵境駅北口の仮線用地で、都知事以下代表によってくわ入れ式が行われた。

高架化事業の概要

と施工順序

高架化事業の概要と工事の施工順序は、図6-1-2のとおりである。中央線の高架化施工方法は三段階。第一段階は、在来線の北側に用地を確保し、仮線、仮駅舎を整備、在来線を切り替える。第二段階は、在来線を移してきた用地に複線高架橋を建設、仮線をこの高架に切り替える。第三段階は、在来線が高架に切り替わった後、仮線や踏切施設の撤去を行い完了する。

図6-1-2 連続立体交差事業の概要 JR中央線



[連続立体交差事業の概要]

西武多摩川線の場合、駅舎部分は駅南側に高架橋を作る(図6-1-1-3)。その後、仮駅施設を作る。第二段階で線路を高架橋に切り替える。第三段階で仮ホームを撤去し、残り的高架橋を作る。駅舎や改札口を高架下に設置して完成。駅部以外の一般部は、まず第一段階で線路を仮線に切り替える。第二段階で在来線部分に高架橋を作る。その後、線路を高架橋に切り替えて完成となる。

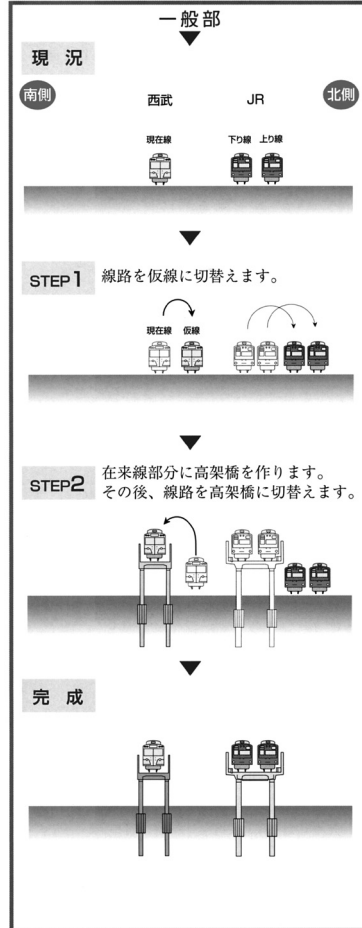
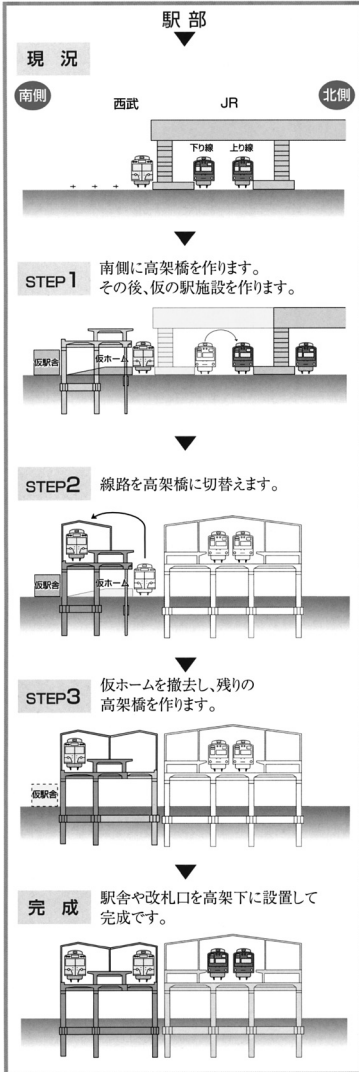
用地買収難航

平成一一(一九九九)年二月一〇日の市議会特別委員会で、高架化事業の市内の用地買収の進捗状況の説明があった。

都の買収は九〇パーセント、武蔵野市独自のまちづくり側道は七八パーセントである。同時に、用地買収の遅れから高架化事業の完成年度を五年間延期することも報告された。

図6-1-3 連続立体交差事業の概要 西武鉄道多摩川線

● 施工順序



撤去
 工事中
 完成

この標準横断面は東京方から高尾方を見たものです。

[連続立体交差事業の概要]

東側区間（三鷹―国分寺間）では下り線が一七年度、上り線は一八年度となる。西側区間（国分寺―立川間）では、下り線が一九年度、上り線が二〇年度完成予定となる。

なお、武蔵小金井駅付近の農地が仮線用地として借用できないことが隘路となつていと報告があつた。仮線用地が生産緑地に当たるため、仮線に使用した場合借地料が数千万円になり、廻つて相続税を数千億円払わなければならぬ。土屋市長と稲葉孝彦小金井市長は、打開策はないものかと大蔵省（現財務省）主税局、国税局などに出向いた。その際、「租税特別措置法の改正が必要であること。そのためには建設省からの改正要求が出てくる必要がある」という助言を受けた。今度は青山脩都副知事とともに建設省に出向く。そこで租税特別措置法の改正を要望する。その結果、一二年八月に建設省の制度改正要望の中に、農地を一時使用する際の納税猶予の特例を適用するための租税特別措置法の改正が入つた。翌年三月に同法の一部を改正する法律施行で、武蔵小金井駅付近の当該農地が同法の適用第一号となつた。

一三年八月に武蔵野市域部分の用地買収が完了した。全線の用地取得が終わつたのは一五年三月である。

一三年三月三〇日、三鷹―東小金井間の仮線工事契約締結。五月二五日、スイングビルで説明会。いよいよ着工されることになる。

中央線上り仮線路、中央線開通以来最大の工事といわれる三鷹―国分寺間の上り線を北側の仮線に移す工事は、平切り替え工事 成一五（二〇〇三）年九月二七―二八日に行われた。三鷹―立川間のダイヤは、運休や単線運

転で大幅に変更となつた。特急あずさなどは、立川駅や八王子駅からの発着となつた。当日は、バス一〇〇数十台による代替輸送を行ったが、三鷹駅などにはバスを待つ乗客で長蛇の列ができた。工事は二八日の午前六時ごろには終

了する予定だった。が、新設した仮線路のポイント（線路分歧器）や、踏切が正常に作動しないトラブルが発生。このため、運転再開予定時刻から八時間近く上下線とも運休し、復旧したのは午後一時五二分で、約一八万人の乗客に影響が出た。原因は初歩的な配線ミスだった。翌二九日、国土交通省は、JR東日本の大塚社長に再発防止を指導、同社長は記者会見で陳謝した。また、三〇日の都議会でもこの問題が取り上げられ、連日マスコミが報道した。

上り仮線の開通で、踏切を横断する距離が長くなった。踏切の遮断時間がさらに延び、人や車が渡りきれずに人身事故も起こりかねなかった。これを避けるため、さきに武蔵野市と小金井市の両市長が都とJR東日本に申し入れていた西原（境南町四丁目）の仮歩道橋が一六年三月一五日に開通した。延長一八・五メートル、幅員三メートルで南北にエレベーターが付いた。

西武多摩川線の切り替え工事は、第一次が一六年四月一七～一八日に、第二次が六月二六日、第三次が一七年三月五日に行われ完了した。

東側区間（三鷹―国分寺間）

東側区間の下り線の仮線への切り替え工事が、平成一六（二〇〇四）年一月七日午

下り全線が仮線に移行

前〇時二〇分頃から六時二〇分の間に行われた。この工事で上下線とも仮線路になる

ため、踏切の長さは着工前と同じになる。工事に伴い、この間、三鷹―国分寺間で電車は運休となり、バスによる代替輸送となった。前年の上り線切り替え時には、トラブルが発生し利用客に迷惑をかけたが、下り線は大きな混乱もなく無事終了した。仮線の切り替えが終わり、一月一〇日、次に始まる高架橋工事説明会が、スイングホールで行われた。席上、三鷹―立川間の全体の事業完成は、二二年度を予定しているとの説明が都からあった。

この後、一八年一二月九日に西武多摩川線の武蔵境―新小金井間の高架化が完了した。また、中央線三鷹―国分寺

表 6—1—3 JR中央線・三鷹—立川間連続立体交差化
および複々線化計画の主な経緯

昭和44年 4月	中央線・荻窪—三鷹間複々線高架化使用開始
6月	三鷹—立川間立体化複々線促進協議会発足
55～	
56年度	中央線・三鷹—立川間他連続立体交差事業調査を実施
59年12月	東京都が高架化案を発表
61年 8月	武蔵境駅北口広場の都市計画決定
62年 4月	国鉄分割民営化
平成元年 4月	武蔵境駅開設100年記念事業実施
3年11月	都知事とJR東日本社長が本事業について合意
4年12月	西側区間（立川—国分寺間）事業が認められる
6年 5月	中央線・西武線の都市計画決定
12月	東側区間（三鷹—国分寺間）事業が認められる
7年11月	三鷹—立川間で事業認可・事業着手
8年 7月	武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会発足
11年 3月	着工記念式典開催
13年 3月	東側区間・全線で工事着工
8月	武蔵野市域全区間（都買収区域含む）買収完了
15年 3月	西武多摩川線・事業認可 武蔵境仮駅舎使用開始
9月	東側区間・仮上り線切り替え
16年11月	中央線東側区間下り全線が仮線に移行
18年12月	西武多摩川線高架切り替え
19年 7月	中央線（東側区間）下り線高架化
21年 1月	中央線（西側区間）下り線高架化
12月	中央線（東側区間）上り線高架化
22年11月	中央線（西側区間）上り線高架化

[まちづくり推進課]

間の下り線の高架化が一九年七月一日に完了した。

この西武線と中央線下りの高架化によって開かずの踏切の遮断時間は大幅に短縮されることになった。

高架化事業は、当初予定していた工期が二二年度末まで延長され、全線開通は先送りされた。遅延理由として、地元負担金問題、国鉄分割民営化、バブル景気による地価の異常高騰、用地の取得難航などの問題が山積しており、解決に時間が掛かった。鉄道を持ち上げるのは重い。

第二節 三駅周辺が再開発でイメージアップ

一 吉祥寺圏の整備・懸案の北口広場が完成

吉祥寺駅周辺の再開発は、戦後いち早くその必要性が叫ばれ、昭和二〇年代後半から、その時々々の状況に合わせた構想案が何度となく検討されてきた。昭和三五（一九六〇）年九月には、国立市に移転した東京女子体育短期大学（通称音体）跡地（吉祥寺本町一丁目）の借地権を市は買収し、三七年三月、この跡地を有効活用した「吉祥寺駅周辺の改造計画案」を発表した。この年の五月には「国鉄（現JR）中央線中野―三鷹間の複々線高架化事業」の計画案が発表されるなど、再開発の機運が一気に高まった。

吉祥寺駅周辺の都市計画は、昭和三九年一〇月二三日に計画決定した。この計画では、四本の都市計画道路を線引きした。①通称吉祥寺大通り・都市計画道路三・三・一四号吉祥寺駅南口線（旧一・三・一号线）、②通称吉祥寺大通り・同三・三・一五号吉祥寺駅北口線（旧一・三・二号线、A道路ともいう）、③通称平和通り・同三・四・四号吉祥寺平和通り線（旧二・二・四号线）、④通称本町新道・同三・四・八号吉祥寺本町線（旧二・二・五号线、B道路ともいう）の四本である。紆余曲折を経て四一年二月二〇日には事業決定の認可を取って実施（③は東京都施工）にこぎつけた。

また、音体跡地のビルに接続させ、市街地再開発にも必要な、将来の町割りの基本となる二本の区画道路も計画した。東西線は通称元町通り（市道第一八九号線）、南北線は通称つばめ通り（市道第一九〇号線）であるが、この二本をT字型に配置して、人の流れ（回遊性）を向上させるための道路である。四二年四月四日に認定の公示をした。吉祥寺駅北口広場は、②の事業に入る。広場の面積一万〇四〇〇平方メートルは、A道路の一部分を取り込んだ面積となっている（A道路は四六年四月一日に供用を開始している）。

当初、事業期間は七か年計画で出発したが、数多くの難関にぶつかり、事業期間を四回も変更、一四年も延長せざるをえなかった。事業の核心部分であった駅前の広場用地買収が難航し、その整備が大幅に遅れたためである。

昭和五八年五月に就任した土屋市長は、「このままの状態が続けば吉祥寺の発展と市民生活に重大な影響が出る」と判断した。六月の初市議会の施政方針演説で、市長は「吉祥寺駅北口広場用地の買収は、駅周辺開発事業の中で残された極めて困難な課題であるが、代替施設などの総合的な検討を加え、早期の解決に向かって最大の努力をする」と決意を述べた。

広場部分には未買収地が多くあったため、買収に必要な課題を個別に洗い出した。土地面積の実測、建物の構造、営業状態など、補償額を決めるための調査を進めるとともに、しっかりとした庁内体制を整えた。買収を担当する用地部のメンバーを一新し、建設部、都市開発部との連携も密にする体制をしいた。

関係機関への協力要請

同時に武蔵野市開発公社の執行体制も強化した。昭和五八（一九八三）年四月までは同公社の理事長は助役が兼任していたが、五月からは専任として、理事長に白井鶴満（都市開発部開発公社担当参事）が就任した。技術担当の参事も置いた。事務所をF&Fビル内から吉祥寺駅東側ガード下に

移転、一二月には、市の事業に協力するため、同公社の寄付行為に「まちづくり事業」を加えた。

まもなく未買収の該当者に斡旋する代替施設として、ビルの建設が始まり、六一年三月に、同公社第二ビル（通称ミッシェル・吉祥寺本町一丁目）、同年八月には同第三ビル（通称ミッシェルⅡ・回）が完成した。

広場用地の買収は、五五〇五七年度は一件も契約することができなかったため、五八年度の国庫補助が打ち切られた。このため、市長、助役が国に要請を行った結果、五九年三月七日に四回目の事業期間の変更認可が下りた。

北口駅前広場の未買収は二七件だった。建設省、東京都、国鉄（現JR）と協議し、五九〇六一年度まで三か年の事業執行期間に延長した。第二期長期計画第一次調整計画（昭和六〇〇六五年度Ⅱ平成二年度）では、北口広場完成を市政の重点事業の第一に掲げた。

五九年三月五日の市議会本会議の施政方針演説で、市長は、「北口広場用地の取得が難航しておりますが、本年度は執行体制をさらに一層強化し、法的措置を含め、不退転の決意で、解決に向け最大限の努力をいたします」と表明した。

土地収用法適用の準備 市長が施政方針で述べた「法的措置」とは、土地収用法を適用することだった。昭和五九

（二九八四）年度に入り、早速土地収用法についての調査研究に取り掛かった。まず、「都市計画事業等用地買収対策専門委員」（五九年一月二二日規則公布）制度を設置し、弁護士の高瀬駿介、近藤勝の二人に委嘱した。二人の専門委員は「土地収用法の適用をためらっては、かえって市民に損害を与える。大局的に市民の権利を守ることが必要である」と指導・助言をした。事業担当部課の調査・研究が続いた。

土地収用法では、対象となる土地の収用の手続きを保留することはできるが、事業決定の申請と同時に、知事に申

立書を提出しなければならない。収用の手続きを開始するには、事業決定の告示のあった日から三年以内に申し立てをしなければ将来に向かって効力を失ってしまうのである。

しかし、この事業決定時には旧法が適用されていたので、経過措置として、事業決定時に駅前広場部分の土地が保留されているとみなし、三年以上が経過していたが、「手続き開始の申し立て」をすれば効力が生まれるという解釈で、土地収用法を適用することになった。

吉祥寺駅北口広場の収用の手続き開始の告示日は、表向きには不明とされていたが、六〇年三月一日を「Xデー」とし、この日をもって土地価格を固定、一切売買価格は上げない、とした。そのうえで、五九年末頃から、これまで地買収を持ちかけても会ってももらえなかった該当者には、用地部の職員が連日攻勢をかけた。

北口駅前広場の事業面積はA道路部分を除くと七〇二〇平方メートルである。国鉄（現JR）用地などを除いて、すでに六〇年一月一七日までに、四五人の地権者の計三七三五平方メートルの買収が終わっていた。残るのは四五一平方メートル。そのうち三四人の地権者の三二五平方メートルについては、すでに協議の目的は立っていたが、最後まで買収協議に応じない四人の地権者（二七平方メートル）に対し、市は、測量の立ち会いを求める文書を出し「一月二三日に測量する」と通告した。収用法適用前の、地権者立ち会いによる測量（権利調査）は、予想とは違って何のトラブルもなく行われた。

しかし、買収協議は一向に進展しないため、市長は土地収用法の適用について、六〇年一月二八日の市議会全員協議会、翌二九日には市都市計画審議会で説明し、了解を得た。

二月八日には、東京都知事に土地収用法第三四条に基づき「手続き開始の申し立て」を行い、三月一日、都知事に

よる「手続き開始の告示」が行われた。その後、都収用委員会が、事業者と権利者との調整を行った結果、四件について和解が成立した。残る一件についても、何とか協議の目的が立ったとして、六一年一月九日、裁決申請を取り下げた。最終調印は、六一年二月二七日であった。一方で、裁決申請を行わない権利者で未買収の該当者には折衝を重ね、六〇年一月二八日までに買収契約が成立していた。これで駅前広場用地の買収契約は終了し、建築物は年度内に次々と取り壊された。六一年四月末、土地の引き渡しが完了。土地収用法による強制収用に至ることなく、吉祥寺駅北口広場用地の全てを、市は取得することができた。

土地価格の急騰

土地収用法適用の手続きを開始した昭和六〇（一九八五）年三月から六二年にかけて、日本経済はバブル時代に入り、土地価格が株価などとともに急騰した。吉祥寺本町一丁目のダイヤ街の土地公示価格は、六〇年一月に、一平方メートルあたり三三〇万円だったが、六二年一月には八〇〇万円となったほどである。

六〇年三月一日（Xデー）に買収する土地価格を固定していなかったら、買収費も倍増し、財政負担も大幅に増大したことだろう。収用法適用を決断し実行した時機は適時であり、幸運であった。

広場造成

用地買収が終わり、広場造成の詰めに入った。広場造成については、まず交通体系をどのようにするかが問題であった。駅周辺全体を見通した交通処理、そのポイントは路線バスの回し方である。昭和五九（一九八四）年から六〇年に駅周辺の路線バスの運行経路調査や交通状況調査を行っており、通称本町新道・市道第二二五号線（伊勢丹の北側の道）を一方通行にして、駅北口を中心とする大きなロータリーを想定してバスを回す案もあったが、市、警察、バス会社が協議した結果、従来のもと基本的には同じになった。タクシー乗り場について

は、北口駅前広場内に設置する意見もあったが、広場がタクシーで混雑しないように、吉祥寺大通り（A道路）のガード下周辺で乗降することになった。なお、ロータリーの配置など広場の平面計画は、今後の交通状況を見たうえで再検討することもありうるとの観点から、ロータリーの境は大型のフラワーポットに植栽を施した形にした。火災に備え、広場の地下に一〇〇トンの貯水槽を設置したことも広場造成の大きな特徴である。

広場の造成案は、六一年五月の建設委員会に説明、地元商店会などにも説明し、武蔵野警察署との協議を経て七月中旬、最終的な基本方針を決めた。この工事は国庫と都費の補助事業として施工するため、都と協議を行いながら設計を進めた。広場造成工事契約は、九月三〇日の市議会本会議で議決され、現場に着手したのは一〇月三日となった。それまでに、先行工事として防火貯水槽の埋設や電線類の地中化、ガス管・水道管の移設などが行われた。また、隣接する三菱銀行の建築工事との調整を行い、駅利用者の安全を図り、路線バスの運行も維持しながら、加えて、現場は曲線の多い道路形態の築造や技術を要する信楽焼の透水ブロック舗装もあって、昼夜にわたる苦勞の多い冬場の工事となった。最後となった交通信号柱の設置など、全ての工事が完了したのは六二年三月一四日、工事費の総額は二億九六五〇万円であった。

駅前広場完成記念 昭和三九（一九六四）年一〇月二三日の都市計画決定から二三年余、四一年一二月二〇日の**事業と式典** 業決定から二〇年余の年月をかけ、市政の重点施策であった吉祥寺駅北口広場が、六二年三月に完成した。完成を記念する事業を行う実行委員会が設置された。

駅前広場完成「87春・吉祥寺フェスティバル」は、三月二日から四月五日まで、北口駅前広場を中心に行われた。ショー、コンサート、パレード、バザー、シンポジウム、売り出し、記念はがき、観光たばこ、テレホンカード、オ



昭和62年3月に完成した吉祥寺駅北口広場

レンジカード、お座敷列車の旅など、多彩に繰り広げ、広場の完成を市民とともに祝った。

完成記念式典は、天候にも恵まれ、三月三十一日午前一一時から北口駅前広場で挙行された。来賓として、鈴木俊一都知事の出席をはじめ、都議会議長、地元選出の衆議院議員、都市長会会長、元・前武蔵野市長、建設省都市局長、国鉄東京第二工事局長らが参列した。

駅前広場完成 駅前広場は、その駅に降り立った人にまちのイメージを伝える「都市の顔」のようなものである。

また鉄道やバスの利用者には、アクセスの便利な「交通空間」を提供し、買い物客や待ち合わせをする人には、「環境空間」を提供する役目がある。したがって駅前広場は景観やアメニティに配慮し、シンボル性を考慮して計画・築造することが重要だ。

吉祥寺駅北口駅前広場の完成によって、①武蔵野市の東の玄関口にふさわしい景観形成と有効な空間が確保された、②歩道の新設や横断歩道の増設によって、新たな歩行者動線を生み出し、商業施設などへの回遊性が増した、③広場内の交通動線の輻輳を避けるため、タクシーの乗り入れを制限したことで、バスや荷捌き車両の運行が円滑になり、安全性と交通の負荷が軽減するなど大きな効果があった。



昭和25年の三鷹駅北口広場。都市計画事業が完成した直後。ロータリーを中心に設計

二 中央圏の整備・三鷹駅北口周辺

最初から期を越えた話になるが、平成二二（二〇一〇）年三月、三鷹駅北口のすぐ目の前に高さ約一〇四メートルのビルが二棟完成した。

北口一带にはそれまで高層ビルはなかったので、駅頭から見る風景が一変した。ビルの周りの道路も広がった。「遅れている」といわれてきた北口再開発の起爆剤となるだろう。

北口広場の整備完了

一枚の写真（上）がある。まるで区画整理が終わったばかりの住宅分譲地のように見える。広場の周辺にビルを、ロータリーには樹木を配し、広場にバスの走る風景を想像してみると。そう、昭和二五（一九五〇）年の三鷹駅北口広場のスナップである。

市内のJR三駅の中で三鷹駅の開設（昭和五年）が一番遅かったが、駅前広場の整備は最も早かった。昭和二四年に、ほぼ今の広さを確保している。同時に三鷹通り（都道二二一号線）と合流する中央大通り（市道第一七号線）も現行の二二メートル幅になった。整備の終わったロータリーの中に四四年、北村西望作の世界連邦平和像が建ち、平成二（一九九〇）年三月、広場西側に残っていた未買収地三六二・六七平方メートルの取得・整備もほぼ終わり、計画面積六〇五〇平方メートルに約一一〇平方メートルを残すだけになっ

た。

整備は終わったが、新たな課題が生じた。都市化と車社会の予想を超える進展で、今期半ば辺りから時に機能不全に近い状態に陥るようになった。

朝の通勤時間帯の北口広場に立ってみる。ひっきりなしにバスが発着する。中央大通りや中町新道（市道第一七六号線）から広場に入り、ロータリーを半周して西側の桜通り（市道第一二号線）に抜ける車もある。三鷹駅を降りて市民文化会館通り（市道第一六号線）に向かう人の群れが、車の流れをよく止める。東側のタクシー乗り場には空車が列を成し、時に中町新道に沿って数十メートルも延びる。放置自転車も少なくない。全体の歯車が少し狂うと、バスが中央大通りでじゅずつなぎになり、先を急ぐ通勤客は終点の一つ前のバス停で降りて駅に駆け込む。広場は明らかに限界を迎えつつある。

ちなみに、平成二十一年三月現在、北口広場には関東バス、西武バスの停留所が五か所、ムーバスの発着所三か所のほか、少し離れて桜通りに明治大学付属中・高校（調布市）のスクールバスの乗り場もあり、バスだけで一日約一五〇〇台が広場を出入りしている。

北口を要とする地区を市では中央圏と呼び、昭和五六年策定の「第二期長期計画」で、「緑豊かな文化（行政）ゾーン」と位置づけた。同時に市役所への玄関口となる三鷹駅北口一帯には本市の「正面玄関の風格を与える」とうたったが具体策はなくて、「地元の開発意欲」に待つというにとどまった。前述のように、広場の整備がほとんど終わっていたからだろう。

東西に補助幹線

北口広場は悲鳴を上げ始めている。といってこれ以上拡張する余地はない。打開策として前期来、**道路の構想が** 広場の立体化、地下道建設などが何度も市議会で取り上げられたが、話題の域を出ることはなかった。そこに浮上してきたのが、東西に通じる補助幹線道路を造って、北口広場に入ってくる車の迂回路にしようという構想である。

平成二（一九九〇）年三月に策定された市内三駅周辺を対象とした「駅前広場高度利用構想」で「駅になるべく近い位置に」とされた補助幹線道路はさまざまな検討を経て、三鷹通りから中央大通りを横断して東に延びている市道第一二九号線を現行の六メートル幅から一六・一二メートルに拡幅、その延長上に中町新道まで抜ける一二メートル道路を新たに造る計画にたどりつく。開通すれば中道新道からロータリーに入って来る車は減るし、井の頭通りの混雑緩和にもつながる。

北口広場から四方に延びる主な道路は四路線ある。正面の中央大通りは前述したように昭和二四（一九四九）年に整備された。東に向かう中町新道は三七年に開通した。西側へ三鷹通りを横断する桜通りは六一年四月、拡幅・整備が終わっている。もう一路線、横河電機や市立中央図書館に通じる文化会館通りは八丁通り（市道第二号線）と五日市街道（主要地方道七号）の間が平成一八（二〇〇六）年三月、整備が終わった。八丁通り―北口広場間も期を越えて二二年七月にほぼ整備が終わった。

市道二九三号線の 平成七（一九九五）年九月、市道第一二九号線の区域変更が行われた。同第二九三号線は、**用地取得始まる** 年一〇月に認定され、七年九月区域決定された。といって、すんなり事業に着手できる状態に

はなかつた。

一二九号線のうち道幅六メートルの三鷹通り―中央大通り間には家が建て込んでいるし、中央大通り以东には前期来しはしば言及されてきた、権利関係が輻輳した「低・未利用地」が両側にある。その先の二九三号線予定地にはそっくり住居が残っていた。

一二九号線については後に詳しく触れるが、平成八年春、市は手つかずだった二九三号線のうち、西側の一部、四〇メートル分に相当する土地を取得した。開発業者からの寄付もあった。しかし、中町新道までの残る約八六メートル分の取得の用途は全く立っていない（平成二二年現在）。

なお、取得した土地（約四〇〇平方メートル）について、地元八丁商和会などから「子どもの遊び場に使用させて」という要請があり、市では一三年四月から「暫定広場」として開放した。

駅前に二棟の高層ビル

ここで、冒頭に「期を越えた」と書いた北口の高層ビル建設に至る経緯を書いておく。ビルが建ったのは、市の長期計画などではしばしば「駅前の低・未利用地」といわれてきた、市道第一二九号線の両側にある約八四〇〇平方メートルの土地である。北側は住宅と屋敷林が広がり、南側には平成一六（二〇〇四）年夏に伐採されるまで見事な梅林があった。所有権をめぐる長年争いが続いていた話題の土地でもある。

一六年五月、争いに決着がついた。市は早速、市内に「北口地区開発計画調査検討委員会」（第一次）を設けて買収も視野に入れた開発計画の検討に入った。しかし、間もなく土地はそっくり民間の開発事業会社の手に渡ってしまふ。そして一八年五月、事業者から市に、宅地開発指導要綱に沿った「事業計画承認審査願書」が提出された。

市側はそれを受ける形で同年八月、市内に「第二次検討委員会」を設置して対応策を協議する。市と事業者の話し

合いも始まった。細かい経緯は省くが、結局建築基準法に基づく総合設計制度を適用することで話がまとまった。事業者側は容積率の緩和を受ける代わりに、市に対し周辺道路の整備のための約一〇〇〇平方メートルの用地提供、一五〇〇台収容の公共駐輪場、集会スペースの確保を約束した。

この段階で一部地元住民から市や市議会に、ビルの高さをもっと抑えるよう求める陳情が出されたが、要求は通らなかった。

一九年一〇月に着工したビルは、二二年三月完成した。共に高さ一〇三・七メートル、延べ床面積約三万九〇〇〇平方メートル。北側のビルは地上三一階地下三階で、一階に店舗と一五〇平方メートルの公共施設「かたらいの道市民スペース」、二階以上に三三八戸の分譲住宅、地下一階に公共駐輪場が設けられた。一方の駅に近い方の南棟は地上二八階地下三階で、一・二階にスーパー、三・四階にスポーツクラブが入り、五階は診療所を中心にしたクリニックモールとなった。六階以上は分譲住宅で二四四戸が入居した。

ビルの完成に伴い、前述の市道第一二九号線の該当部分は計画通り一二メートル幅となり、東側の市民文化会館通りもまた、一〇メートル幅に拡張された。

三鷹駅・独歩の碑・「武蔵野市の表玄関」に擬せられた三鷹駅は昭和四四（一九六九）年四月、国鉄中央線荻窪と

芸能劇場　―三鷹間の高架化に合わせて、今の二階建て駅舎となった。改札口のある二階は自由通路となつて南口へ行くには便利になったが、身障者や高齢者から「階段の上り下りが一苦労」という声が出て、平成五（一九九三）年一〇月、改札口のある二階に上るエスカレーターが、また一八年二月には下りエスカレーターとエレベーターがそれぞれ設置された。

最初の昭和五八年に約一四万〇七〇〇人だった三鷹駅の一日平均乗降客数は、期末の平成一七年には一七万一〇〇〇人に増えている。

北口を出ると駅舎を背にしてすぐ右手に、武蔵野とゆかりのある明治・大正期の作家国木田独歩の文学碑が建っている。昭和二六年に市が建立した。

三〇年以上経った昭和六二―三年、碑をめぐる市議会でちよつとした「環境論争」があった。発端は西久保一丁目町会長から市議会に出された独歩の碑の移転を求める請願である。「公衆便所、自転車置き場、バス会社の案内所、パチンコ店、交番に囲まれ、独歩を偲ぶ人々にとっては、独歩碑の存在価値を損うもの」（六三年六月一日の市議会議事録から）になっている。この際、西久保一丁目に開園した野鳥の森公園（五三年三月開園）に碑を移しては、とする請願に対し、三鷹駅北口商店会長や中町の住民から「周りを大々的に整備していくことが肝要」（同）といった趣旨の請願・陳情が出て、文教委員会でも四回にわたって審査が行われたのである。（↓資料編）

結局、移転を求める請願は否決され、市では同年一月、二四〇万円を投じて周辺設備の工事を行った。

独歩の碑から程近いJRに沿った通りの一角に昭和五九年二月、武蔵野芸能劇場が誕生した。四階建て、延べ床面積一五七八・六二平方メートル。南向きの正面になまこ壁を採り入れた小粋な感じの建物で、一階がロビー、二階が一〇〇人収容の小ホール、そして三階に栈敷席一〇八、イス席七六の小劇場が出来た。

芸能劇場が出来た背景には、東京都の無形文化財に指定されている糸繰り人形劇団「結城座」が絡んでいる。同座は昭和二三年以来、吉祥寺本町三丁目に本拠を置いて活動してきたが、同地が第一種住居専用地域に指定されているため、これ以上公演活動が続ければ建築基準法や興行場法などに抵触するとして五三年五月、武蔵野保健所から「八

月以降の公演を中止」するよう通知を受けた。

頭を抱えた座長の結城孫三郎らが市や市議会に働きかけ、やがて市立の芸能劇場が出来るに至る経緯は第三章第四節三の「大型文化施設の整備」で紹介した。

結局、市が用地を取得して建てた劇場を、結城座が年間一八〇日間優先使用する形で結城座は危機を脱した。九年に棧敷席は全席イス席に代わったが、駅から一分という地の利の良さ、低料金などが人気を呼び、中小劇団などからの使用申し込みが引きも切らない。小ホールも展覧会などによく利用されている。

武蔵野警察署・平成一六（二〇〇四）年七月、中央大通りと八丁通りの交差点南東の角地に武蔵野警察署の新**中央市政センター**庁舎が落成した。鉄骨鉄筋造り、地上八階地下二階。延べ床面積一万二二七三・九五平方メートルは、三階建てだった旧庁舎の四・三倍もある。

戦前、武蔵野町（当時）は田無警察署の管内だった。市制施行前年の昭和二一（一九四六）年三月、武蔵野警察署が新設された。現在地より東側にあった民間の事業所を仮庁舎にしていたが、二三年、今の場所に移転した。昭和四六年にも建て替えているから、新庁舎は四代目になる。なお、平成一三年四月から新庁舎落成までの三年余は、市役所西側のプレハブの仮庁舎で執務を続けた。

新庁舎の六・七階は寮に充てられ、緊急時の即応態勢が万全となった。五階に約一五〇枚の畳が敷ける道場があり、市内の子どもが柔剣道の練習場に通う姿も見られる。男女別の留置場や都内では二か所目の射撃練習場も地下二階にできた。東西六キロ、南北二キロの管内を、三七〇人の署員が、一二の交番、四つの駐在所と連携しながら市民の安全を守っている。

行政絡みでは平成二年、市内に六か所あった市役所の出張所が廃止となり、同年吉祥寺と武蔵境に、翌三年七月、中町一丁目に中央市政センターが開設された。プレハブ二階建て、延べ床面積三七一・七六平方メートル。

市役所の窓口業務のほとんどは、本庁に行かなくてもセンターの一階で用が足りる。一二年五月から平日の夜八時まで時間を延長するようになり、さらに二〇〇八年八月からは第二・第四日曜日の午前九時から午後四時まで、窓口を開けるようになった。

二階には歴史資料館開設準備担当の事務局が入り、市史編さん作業の拠点になった。

高層ビル地階 北口一带の変化をざっと見てきた。どの道路を歩いても放置自転車が目につく。注意を喚起し、定**に公共駐輪場** 期的に撤去はしても効果は一向に上がらない。

今期も市は駐輪場確保に追われた。昭和五八（一九八三）年から平成一七（二〇〇五）年の間に市が三鷹駅北口に設置した駐輪場は左のとおり。（名称、面積 \parallel 平方メートル、開設年月の順）

- | | | | | |
|---|-------|---------|-------|------|
| ① | 中町第四 | 二二〇・二〇 | 昭和五九年 | 九月 |
| ② | 中町第五 | 二二九・八〇 | | ク |
| ③ | 三鷹駅北口 | 八三七・七〇 | 昭和六〇年 | 四月 |
| ④ | 中町第六 | 二七一・五八 | 六一年 | 一月 |
| ⑤ | 中町第一 | 一三九一・〇五 | 平成 | 二年一月 |
| ⑥ | 中町第二 | 二〇五七・八三 | 七年 | 九月 |
| ⑦ | 中町第七 | 七六・一七 | 九年 | 四月 |

新設七か所の延べ床面積は、五〇八四・三三平方メートル、収容可能台数は五〇一一台にもなるが、①と②は中央大通りの歩道上に設けた応急措置的な施設、⑦は平成一九年に廃止されている。平成二三年になって、前述のツインビルのうち北側のビルの地下に、一五〇〇台分の駐輪スペースが生まれ、中央大通りにあった①と②は廃止された。

二 武蔵境圏の整備・駅周辺

(一) 武蔵境駅北口 動き出した北口整備基本計画

武蔵境駅北口再開発事業は、昭和五二（一九七七）年九月、当時の後藤喜八郎市長が「駅周辺地区市街地再開発計画案」を発表したのが始まりである。しかし地元関係者の意見が分かれたため、市議会には、市案の白紙撤回を求める請願や、促進を求める陳情が出されるなど、長い間こう着状態が続いた。幾つかの構想案が提出され、議論も重ねられてきたが、いずれも確定的なものとはならなかった。

五四年三月には武蔵境駅南口広場が完成した。南口に比べ大きく遅れをとっていた北口の再開発は、総合的、専門的に整理をしていく段階に来ており、急を要する課題だった。

五八年に土屋正忠が市長に就任。市は五九年五月に、武蔵境駅北口地区再開発のたたき台となる整備基本計画の策定を社団法人全国市街地再開発協会に委託した。同協会は七月一四日、「武蔵境駅北口地区整備基本計画策定委員会」（委員長・日笠端^{たて}東京大学名誉教授・委員二一人）を設置し、構想案の検討が始まった。

境・北口まちづくり 市は、この策定作業に広く地元住民の意向を反映させ、地域の社会的、環境的な特性を踏ま

市民委員会

えたまちづくりを進めようと昭和五九（一九八四）年七月二十八日、「武蔵野市境・北口まち

づくり市民委員会」（委員長・田村和寿都市計画連合アトリエ社長・委員二五人）を設置した。

都市計画事業に計画段階から市民を加えた委員会を設置して、意見を聞くという手法は、従来の再開発ではほとんど例を見ない試みであり、武蔵野市ではこれが初めてである。委員に各層から多様な意見を持つ地元関係者と一般市民を二五人集めたのも注目すべきことであった。

委員会設置に至るまでには、地元住民のさまざまな調査、構想案、合意形成への努力があった。それらを踏まえた同委員会の意見や要望が策定に生かされたことを、同委員会は、翌六〇年六月一五日に市長に出した報告の中で強調している。

多様で異なった立場やかかわりを持つ人たちの間に、再開発への一定の相互理解と連帯の心が生まれ、再開発に対する関心と理解も深まった。広い意味でのまちづくりの必要性を喚起でき、大きな意義があった委員会である。

基本整備計画策定 前述した基本計画策定委員会から「武蔵境駅北口整備基本計画策定のための調査報告書」が昭
委員会から報告書 和六〇（一九八五）年三月に出された。

報告書は、武蔵境駅北口の問題点として、①商店街の停滞、②交通施設の未整備、③住環境の未整備を挙げた。そのうえで、「身近で活気ある商業地づくり」「快適な住宅地づくり」「安心して生活できるまちづくり」「背後に良好な住宅地を抱えた落ち着いた駅前づくり」などの整備を進めるとした。六五〇〇平方メートル程度の駅前広場を整備し、本町通りを取り付け道路として武蔵境駅北口のシンボリックな道路（幅員二二メートル）にしていく。ここにはゆった

りした歩道を確保し、安心して歩ける空間にすることを提案している。

武蔵境駅北口地区には公共施設を誘致して文化面を充実させる。土地は高度利用し、商店街の活性化と住環境の整備を図る。「境らしさを創出するまちづくり」の将来像として、①人の流れを誘導する歩道状の空間や人の集まる小広場を提供する、②商店街の活性化につながるような新たな店舗や文化施設、住宅を整備する、③駅前通りのショッピングモールを整備する、④マンション開発などにあたっては、並木道、モールなどの良好な環境づくりに努める、⑤住宅地の環境を守るため、風俗営業施設は「地区計画」または「建築協定」で進出を限定する、あるいは公共施設を適宜配置するなどして抑止する、としている。

武蔵境駅北口都市 基本計画策定委員会から以上のような「報告書」を受けた後、市案が作られた。昭和六一（一九八六）年二月一八日の市議会全員協議会で、「武蔵境駅北口都市計画（案）」として市長から以下のような市案の説明があつた。

「五二年当時の後藤市長が発表した計画案は、武蔵境駅北口の北側の民有地を駅前広場に取り込む案であり、該当者や周辺住民から多様な意見が出ている。さらに、国鉄側の状況の変化（六二年四月に国鉄が分割民営化される方針となった）もあり、実現は困難だと判断した。このたび、市街地再開発について最も権威があるとされている（社）全国市街地再開発協会に、市は改めて調査を依頼した。昨年三月に、一定のたたき台となる素案が同協会から出された。この案を基に、さらに研究を重ねて作成した市案を提案したい。よって五二年当時の市案は撤回したい。

五二年当時の案との違いは、駅前広場を南北に奥深く取らず、多少東西に取る点である。広場面積はほとんど変わらない。国鉄用地を最大限に利用する。民地は西側のロータリー部分のみで、南側に今の駅舎部分を含めて国鉄用地

を駅前広場に取り込めるよう、用地を譲ってもらうことを前提にした案である」

市案が出されるまでの経緯は以下のとおりである。

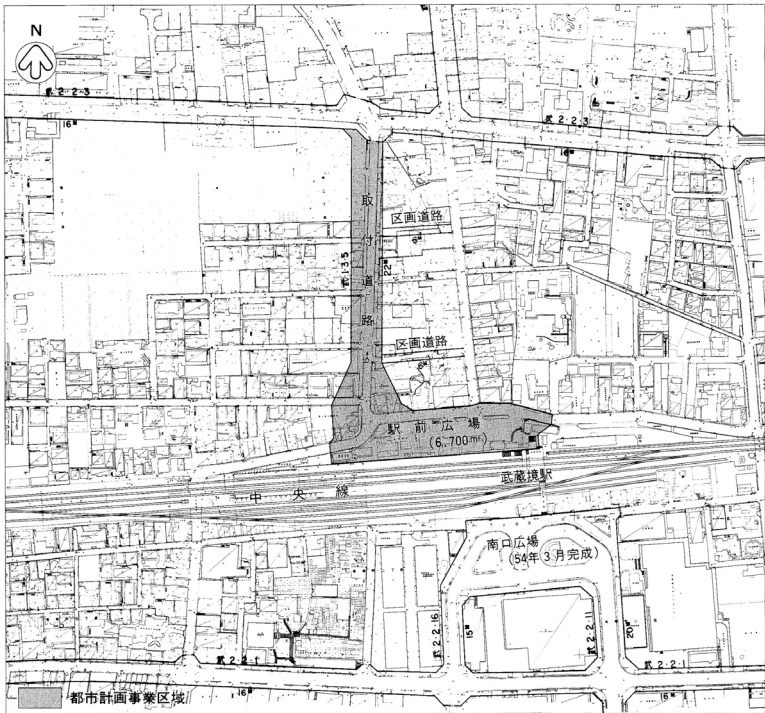
昭和六〇年五月の市議会全員協議会で再開発協会の調査結果を報告。その後、都市計画審議会、地元、まちづくり市民委員会に対して七月上旬までに説明し、大方の理解を得た。そのうえで駅前広場、取り付け道路などについて東京都や国鉄と詰めに入った。庁内の若手研究チームは画像処理システムで研究し、亜細亜大学学生にアンケート調査もした。一方、地元の駅前通り商店街を中心にショッピングモール化の研究をし、駅西地区の再開発はコンサルタンを派遣して、勉強会を行った。

このようにして作られた市案によれば、地区整備はおおむね、①鉄道高架化に対応した公共施設（駅前広場など）の整備、②商業地の魅力を増進、③土地利用を増進、④骨格道路網を整備、⑤公園、区画道路など、都市基盤を整備する、などが課題となっている。

将来像としては、後述する三つのモール化など、トータルなランドデザインを検討して推進するが、第一段階としては、駅前広場と主要取り付け道路を考えていく。取り付け道路は現在の本町通り（市道第八四号線）を活用する。駅前広場は取り付け道路の東側に確保する。東京都、国鉄とも協議を重ねた結果、東京都から六〇年三月に示された三鷹―立川間連続立体交差化事業の都市計画試案に沿って駅前広場を確保するので、従来のホームの北端の線を利用し、駅前の北側の民地まで約三五メートルの奥行きが確保されることになる。

駅前広場の面積六七〇〇平方メートルのうち、五一パーセントを占める国鉄用地約三四五〇平方メートルについては、国鉄と協議の結果、六一年二月三日、国鉄が競争入札によらずに市に売却することが可能となった。この国鉄の

図6-2-1 駅前広場・道路計画 [以下4点・まちづくり推進課]



用地提供の決断と協力が、武蔵境駅北口都市計画の強い推進力となった。

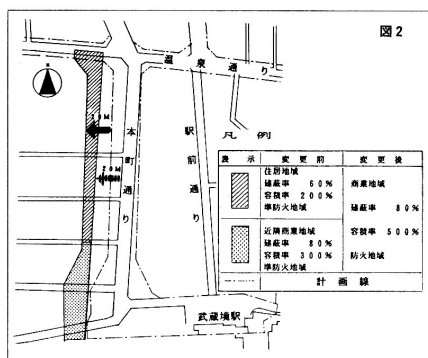
駅前広場計画

図6-2-1のように、
本町通り（市道第八四号

線）を取り付け道路とし、その東側に駅前広場（約六七〇〇平方メートル）を造る計画である。駅前広場を通過する車両に関しては、①バス動線は、取り付け道路（本町通り）の南端部にロータリーを設け、バス乗降場四バスを設定する。東側に向かっての既存バスルートの二バスは残す、②タクシー動線は、ロータリーの東側駅前確保し、一般車と区分する、③一般車の動線は、従来どおり東側への一方通行とする方向で対応する。

駅のコンコースと駅前商店街との連絡に関しては、①商店街と駅舎との接続につい

図6-2-2 用途地域・地区変更図



ては、のちに鉄道高架が実現した時点で国鉄（ＪＲ）と協議をすることになるが、駅前通りの延長に出入り口を考えていく、②さらに南北を通すコンコースを本町通りの突き当たりと駅東側にも造るよう国鉄に要請していくことになる。

歩道の幅員は、駅前を八メートル、商店街側を六メートルとし、自転車対策に関しては、基本的に中央線高架下の利用を図る。

取り付け道路

取り付け道路となる本町通りの現況幅員一メートルを二メートルに拡幅する。歩道は東・西側とも幅員五・五メートルとする。延長は一六〇メートルである。取り付け道路は通過交通のための道路ではなく、駅へ誘導する道路である。本町通りは市民会館、都立武蔵高校、亜細亜大学など武蔵境の文化性を代表する地区の道路としてカルチャーモール（三つのモールの一つ）と位置づけ、これにふさわしい地区の形成を図る。

用途地域・地区の変更

市は、用途地域・地区の変更を武蔵境駅北口都市計画と同時にを行うことにした（図6-2-2）。

商業地域については従来、本町通りが幅員一メートルだった時点で道路の端から二〇メートル西側の地域となっていた。本都市計画によって幅員を二メートルに拡幅した後は、拡幅した線から二〇メートルの地域が商業地域となる。さらに駅寄りの近隣商業地域も商業地域とし、面積約〇・三八

クタイトルが変更の対象となった。

公共施設整備 その後、昭和六一（一九八六）年三月の市議会定例会で、「公共施設整備基金条例の一部を改正基金条例の改正 する条例」が可決された。

改正の理由は、新たに基金を積み立て、処分の対象となる事業に「武蔵境駅北口広場・駅周辺開発関連施設」を加えるためである。六〇年度一般会計第四回補正予算に一五億二〇〇万円を新規に基金に積み立てることになった。必要がある場合には、この基金を取り崩すことを条例上明確にしたのである。

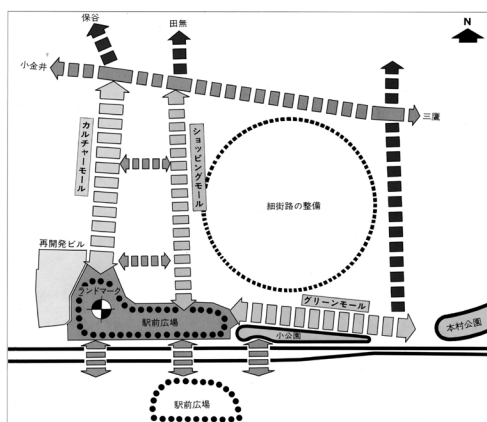
街づくり協定を結ぶ 市の「武蔵境駅北口都市計画案」が決定したのに伴い、「武蔵境駅前商店街協同組合」（下田

照雄理事長、会員七〇人）では、昭和六一（一九八六）年五月二三日に「街づくり協定書」を作成した。

同商店街は、武蔵境駅北口前から北へ約二〇〇メートル続く、駅周辺で最も大きな商店街であるが、店舗は古いものが多く、道路も七・二メートルで狭い。やがて将来、店舗の建て替えが予想されるが、地元では、「無計画な新増築は商店街全体の繁栄にはつながらない」として、一年前から商店街改造の方向を模索してきていた。

街づくり協定書には、商店を新増築する場合、同組合に事前に連絡すること、市と協議したうえで、調和の取れた街並みになるよう調整すること、などを明記した。その狙いは、店舗の一階部分を道路から一メートル、セットバックさせて、将来的に商店街の道路の有効幅を九・二メートルに拡幅することにあった。さらに、共同建築の促進を含め、建物の外観・色合い・店舗の業種などについても同組合と協議することがうたわれている。同商店街では、道路が拡幅されたらタイル舗装にしてショッピングモール化したいと考えてあった。

図6-2-3 地区整備コンセプト図



都市計画が正式決定、事業認可へ 市は「武蔵境駅北口都市計画案」を市議会全員協議会と市都市計画審議会に説明。住民説明会を開催した後、昭和六一（一九八六）年三月二〇日の同審議会に諮問し、原案どおり答申を受け、東京都に提出した。その後は、東京都都市計画地方審議会の議を経て、同年八月二日、都知事の告示が行われ、都市計画道路三・三・二三（旧一・三・五）号武蔵境北口線として正式に計画決定された。

これに関連して、市の決定による防災・準防災と高度地区の変更も同日告示され、ようやく、都市計画の事業化に向けて作業を進めることになった。公共施設の整備やカルチャーモール、ショッピングモール、グリーンモールの三つの「モール化」などのハード面とソフト面も考慮したトータルデザインで「境らしさを創出するまちづくり」に向かって一歩前進した（図6-2-3）。

一年後の八月一七日には、都知事の事業認可を取得した。

用地買収を中断 武蔵境駅北口再開発事業が始まった昭和六一〜六二年は、バブル経済の真っ只中である。土地価格は高騰し、都市基盤整備のための用地買収は困難を極めた。

昭和六二（一九八七）年、国鉄は、武蔵境駅構内の用地を公開競争入札で売却した。応札価格は何と公示価格の四倍にあたる一平方メートル四八五万円。大手デベロッパーが落札した土地には、後に八階建ての学生寮（ライザ武蔵境）が建築された。この時、市は入札に参加

できなかった。この狂乱価格が後を引き、市の用地折衝は全く成り立たず、一年間予算を凍結して用地買収を中断せざるをえなかった。

道路の認定

駅前通りと並行する都市計画道路（本町通り）を結ぶ回遊路として、通称かんざし道路（市道第二五号線と同二五六号線）の二本が、昭和六二（一九八七）年二月の市議会で議決され、認定の公示が行われた。

さらに、六三年三月の市議会で、主要地方道一二号線（都道）のうち、武蔵境駅北口広場から五宿踏切までの区間が、市道第二六一号線として重複認定された。この道路は現況幅員七・二メートルを一五メートルに拡幅し、グリーンモールとして整備される。

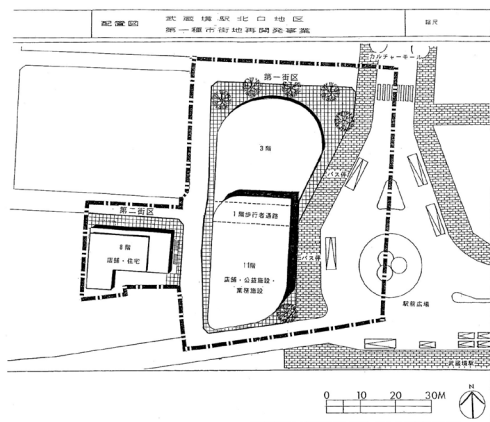
また、東地区に配置する市道第二六二～二六九号線の計八本の路線も、引き続き平成元（一九八九）年一月の市議会で認定された。

すきつぷ通り完成

平成元（一九八九）年一〇月二九日に、すきつぷ通り（武蔵境駅北口駅前通り）が完成した。昭和六二（一九八七）年に東京都モデル商店街事業の指定を受けて、電線などを地中に埋設し、路面は磁器質タイル張りにしたショッピングモールとして生まれ変わった。道路幅員七・二メートル、延長一九二メートル、延べ面積一三九〇平方メートル。事業主体は、武蔵境駅前商店街協同組合で、事業費は東京都、武蔵野市の補助を受けて施工した。電気・ガス・通信の各企業は応分の負担をしている。

同組合は、この駅前通りの愛称を公募した。応募数二二二九点。「すきつぷ通り」誕生。すきつぷ通り完成式典とオーブンディングイベントは一〇月二八日～十一月五日に実施され、ハロウィン仮装コンテストなどで盛り上がった。

図6-2-4 再開発事業 配置図



平成二年三月に、同組合は東京都知事から「優良商店街」として表彰されている。受賞の理由は、①武蔵境駅北口周辺の再開発事業に協力し、路面整備をするなど、買い物しやすい通りに一新した、②通りの愛称を公募したり各種イベントを行ったりして地域の人々に親しまれている、など、ショッピングモールの面目躍如である。

武蔵境駅北口地区第一種 市街地再開発事業 平成二（一九九〇）年六月四日の市議会全員協議会で、北口駅前広場の西側を対象とする武蔵境駅北口駅前広場に隣接する西側の区域は、「市街地再開発事業（都市再開発法に基づく事業）の手法で再開発組合施行の事業を行う」という方向性を見たので、市都市計画審議会に諮問する。駅前広場の造成によって、造成地からの移転該当者が出る。この該当者の土地と、市が保有している旧西友ストア部分の土地を含めて、再開発ビル（現武蔵野スイングビル）を建設する。これによって駅前広場と道路を生み出す。また、高度利用をすること、権利者の権利の保全と生活の保障を図る。昭和六二（一九八七）年二月に武蔵境駅北口地区市街地再開発準備組合を発足させ、市も一権利者として参画し、都市計画事業を進める立場で指導、助言をしてきたが、一定の方向が出たという説明だった。

計画している再開発事業の区域内には、住居併用店舗が七戸、住居専用が五戸、公共建て物（旧西友ストア、武蔵境開発事務所）、自転

車倉庫がある。事業施行区域の面積は〇・五ヘクタール。建物を第一街区と第二街区に分けて建てる予定である。第一街区ビルは、建築面積が約一五〇〇平方メートル、延べ床面積が一万二七〇〇平方メートルで、用途は高層部は事務所に、低層部は店舗と公益施設に。高さは高層部が六〇メートル（地上一二階地下一階）、低層部が二〇メートルとなる。第一街区の駐車場（約三四台分）は地下に計画した。

第二街区は建築面積が三五〇平方メートル、延べ床面積が約二五〇〇平方メートルで、用途は一階が店舗、二階以上が住宅。高さは三〇メートル（地上八階地下二階）となっている。

なお、幅員六メートル、延長一二〇メートルの区画道路を、ビルの周囲に付け替え、既存の本町通りから西へ一方通行の道路を歩行者専用通路とする。それとともに、駅前広場には幅員二メートルの歩道状空間を設ける。

北口地区第一種市街地再開発事業は、平成二年一月六日に都市計画決定された。

スイングホールと 平成六（一九九四）年六月二四日、市議会全員協議会が開かれた。ここで市は、武蔵境駅北口 レインボーホール 再開発ビル（仮称・現スイングビル）の第一街区の建物の配置、一〇階、一一階の公益施設、北側三階建て低層部分の公益施設などの計画案を説明した。

当初の計画が変更されて、第一街区の建物は、地上一一階地下二階、延べ床面積一万二八九八平方メートルとなる。地下一階から地上三階までが店舗で、四階から九階までが事務所。公益施設は、北側低層部の二階と三階、南側高層部の一〇階と一一階とする。駐車場は、地下タワー方式二基で六〇台分。低層部の一階は店舗を予定している。

低層部の二階を音楽ホール（名称は後にスイングホールと決定）とし、三階はホールの吹き抜け部分と出演者の控室などとする。二階音楽ホールの面積は二〇〇平方メートルで一八〇席。うち一四〇席は可動席。ホールは、音楽の

公演や練習、舞台芸術の練習、講演会、映写会などに使われる。

高層部の一一階は、最も眺望のよいロケーションを生かし、市民が利用できるレセプションホール（名称はレインボーホールと決定）とする。面積は三七五平方メートルで三〇〇人程度の立食パーティーができる。二つに分割して使うことも可。調理室はないが配膳室を設け、料理はケータリング方式で対応する。一〇階は、控え室、事務室、倉庫、会議室、ダンススタジオにも使える多目的施設である。九階には市国際交流協会が、武蔵境市政センター（境二丁目）二階から移転する。

再開発ビルの名称は公募により愛称が「スイング」と決まった。八年九月五日、竣工式と祝賀会が催され、商業施設は九月六日に、スイングホールは一〇月一日にオープンした。

武蔵境駅北口のシンボルとなるスイングビルとスイングホールの完成で、駅前の景観は一新した。駅から一分という好条件に恵まれ、使い勝手のよい施設として評判となった。（↓資料編）

オープンして約一年、九年度の利用率を見てみよう。スイングホールが六二・七パーセント、一〇階のスカイクルムは六九・二パーセント、一一階のレインボーサロンは六一・五パーセントと、好調である。

なお、武蔵境駅北口地区市街地再開発組合は、再開発事業が全て終了した九年三月に解散。これに代わって同年六月に、「スイング管理組合」（財・武蔵野市開発公社内）が設立され、スイングビルの管理を行っている。

武蔵境駅南北 武蔵境地区のまちづくりの基本的な目標は、なんといっても駅をはさんだ南北のまちの一体化で**自由通路の着工** がある。JR（旧国鉄）中央線によって南北に分断されている現状の抜本的な打開策は、三鷹―立川間連続立体交差化の完成を待たないと実現しないが、それまでの経過措置として、南北自由通路を新設することに

なった。

折も折、武蔵境駅は平成元（一九八九）年四月に開設一〇〇周年を迎えた。昭和三六（一九六一）年にできた橋上駅が「通路が狭い」「階段が急だ」と、市民から不満の声があり、それにこたえる形で、コンコースとなる南北自由通路（幅員八メートル、延長六〇メートル）を新設する計画を立て、市は二か年にわたって予算に工事費を計上した。工事は東日本旅客鉄道株式会社に委託するため、「武蔵境駅自由通路に係る工事委託について」の議案が、二年九月一二日、市議会に提案された。委託金は六億五七一一万九〇〇〇円。支払いを、二年度に五億円、三年度に残りの一億五七一一万九〇〇〇円とした。工期は三年一〇月二二日まで。議案は即日可決された。

三年八月一日に自由通路が北口方面の西側階段を除いてオープンした。一〇月二二日には全面オープンし、十一月一八日にコンコース内で自由通路完成式典が行われた。

駅前広場を仮整備

自由通路の新設に合わせ、平成三（一九九一）年九月初旬から着手していた北口駅前広場の仮整備も完成した。広場完成までの暫定的な整備だが、広場面積は約二倍に広がった。バス、タクシーのターミナルを広場内に設け、歩行者の安全のためのガードパイプや横断歩道を整備した。バス停留所は東西方向に一列に並び、バス停の上屋と行先案内標示、タクシー乗り場の案内マークも設置した。

従来の駅前駐輪場内にあった三本の大ケヤキは元の場所に残された。広場の西側にあった武蔵野警察署境駅前派出所は駅舎ホーム寄りに新築移転した。従来の駅前広場とは様変わりし、広い空間ができた。

カルチャーモールと 平成六（一九九四）年三月三二日にカルチャーモールとグリーンモールが完成した。カルチャーモールが完成 グリーンモールは、駅前広場西側から武蔵境市政センターまでの約一六〇メートルの区間で、

武蔵境のシンボルロードとして位置づけた。電線なども地中化し、歩道の表層材に御影石を使い、街路灯や、電話ボックス、車止めなどは周囲の景観に合うように配し、街路樹にケヤキを植えた。

グリーンモールは、駅前広場から東寄りの五宿踏切までの約一五〇メートルの区間だが、植栽を多くし、緑の公園風の道路として整備を進めている。南側歩道の小公園などの整備は、JRの高架化が完成した後に実施する。三つのモールのうち、ショッピングモールは、前述したように元年一〇月、すきっぷ通りとして完成している。

同駅北口西地区には、新しい道路を二本計画し、交通環境を向上させる。六年九月の市議会で認定された市道第二九一号線と第二九二号線である。

第二九一号線は、境二丁目の都道二二三号線を起点とし、市道第八五号線までを終点とする延長約二五〇メートル・幅員二メートルの南北道路。第二九二号線は、境二丁目の第二九一号線が起点で、市道第八六号線までの延長約三〇メートル・幅員八メートルの東西道路である。

都市計画道路

いよいよJR中央線の連続立体交差化後の本格的な市街地形成を準備する時期が来た。市は、**三・四・二七号線** 平成二（一九九〇）年から委託調査した「武蔵野市駅前広場高度利用構想」を基に武蔵境駅周辺の総合的な整備のあり方を提案した。「第三期長期計画」（平成五〜一六年）でも、北口駅前広場取り付け道路を南へ延伸し、南口駅前広場から、境南通りへの接続で南北一体化を図る考え方を示している。

市は、都市計画道路三・四・二七号寺前境南線（境南通りから武蔵境駅北口駅前広場まで、延長一五〇メートル・幅員一六メートル）の計画を五年八月の市議会建設委員会で説明した。既存の市道第七四号線（現況幅員約六・三メートル）の区間を両側に拡幅する計画である。東は農林水産省食糧倉庫跡地の一部が、西は観音院の墓地の一部が線引

きされている。

市議会全員協議会、市都市計画審議会、地元説明会、東京都都市計画地方審議会という一連の手続きを経た後、六年五月一日、都知事の告示があり、計画決定された。

JR中央線をまたいで南北のまちを結ぶ道路は、五宿踏切の主要地方道一二号線と天文台踏切の都道一二三号線だが、これに新たな都市計画道路三・四・二七号線が加わることで、南北の駅前広場をつないで、ゆとりある歩行者空間が生まれるはずである。将来的には駐車場・駐輪場の地下利用も考えられるだろう。

一二年二月三日に事業認可を取得し、用地買収に入った。

武蔵境地区のまちづくりは、JR中央線三鷹―立川間連続立体交差化事業の完成を待って、駅前広場、グリーンモール、駅舎、南北道路などがすべて実現する。

(二) 武蔵境駅南口 農水省跡地取得と跡地利用施設計画の立案

平成二二(二〇一〇)年夏―。武蔵境駅南口の旧農水省食糧倉庫跡地に建設中の「ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス」(以下、武蔵野プレイスと略)は完成を一年後に控えて建物のコンクリート打ちが終わった。

蔵書一四万五〇〇〇冊

まだ工事前の高い囲いにはばまれて外部から全容を見ることはできないが、建物の特徴となる横に長い楕円形の大きな窓、工事現場の脇にある現物大の白い窓枠などを眺めている

と一、四階のワークテラスに立つ若者の姿や円窓越しに館内を行き交う男女、また、北側の公園の芝生で憩う人たちの姿が目の前に立ち現れてくる。

敷地面積二一六・二〇平方メートル。地上四階地下三階。延べ床面積九八〇九・七六平方メートル。武蔵野プレスは図書館機能を中核とした、「生涯学習」「市民活動」「青少年活動」を支援する複合施設である。

施設のカオとなる一階には総合案内やカフェ、約五〇〇誌の並ぶ新刊雑誌のスペースなどが、また、カフェから吹き抜けとなった地下一階には図書館機能の蔵書一四万五〇〇〇冊のうちメインとなる約七万五〇〇〇冊の一般書籍が収まる。ダンスや演劇用のスペース、音楽スタジオを備え、青少年の居場所をうたう地下二階、親子や家族の利用を想定した図書フロアとなる二階、NPO活動をはじめ市民活動を支援する会議室や学習室を備えた三階、そして周辺を緑が埋める四階のワークテラスなどが誕生する。

独創性溢れる館内の特徴は後に触れるが、武蔵野プレスが完成する平成二三（二〇一一）年七月には北側に隣接する境南ふれあい広場公園（二一六二・一〇平方メートル）も完成し、昭和五四（一九七九）年一月のイトーヨーカ堂の進出でほぼ終わっていた武蔵野駅南口の開発が三〇余年を経てようやく総仕上げを迎える。

昭和四八年から始まった武蔵野プレス完成に至る長い道のりを振り返る。

発端は昭和四八年

話は三〇余年前に遡る。もちろん前期に属することだが、簡単に流れを追っておく。

昭和四八（一九七三）年六月、現在地にあった農林省（現農水省）の食糧倉庫が建っている土地を、市は都市計画や武蔵野駅南口の再開発用地として「譲渡」してほしいと東京食糧事務所長宛てに要請文書を提出した。これが、その後長く続く「農水省食糧倉庫跡地問題」の発端である。四か月後の同年一〇月、桜内義雄農相（当時）にも同趣旨の文書を出している。食糧倉庫が移転しそうだという噂話を耳にしての要請だったが、具体的な反応もないまま、しばらく時間が経過する。その間、武蔵野駅南口広場の造成が始まり、駅前にイトーヨーカ堂の進

出が決まる。危機感を抱いた境南町の商店会から市議会に「(食糧倉庫)跡地取得に関する請願」が出され(五一年一二月)、全会一致で採択されたりしたが、事態は依然動かない。

昭和五六年一〇月、市は倉庫移転の情報を得て食糧庁や関東財務局に確認を求めるが、やはり具体的な反応はなかった。翌五七年一月、就任四年目の藤元市長が都知事に宛てて「東京都長期計画に対する要望」の中で、「食糧倉庫が移転した際の跡地に、都の青少年文化センターを」と、誘致計画案を添えて提出したが、こちらは都に事業計画がなく立ち消えになった。

ここまでが前期までの大雑把な動きで、詳しくは『武蔵野市百年史』のIV巻に譲る。

倉庫移転と跡地取得

昭和五八(一九八三)年五月、市長交替。高額退職金問題などの処理に忙殺され、農水省食糧倉庫跡地問題(以下、跡地問題と略)にしばらく表立った動きはなかった。

昭和六一年に入り、食糧倉庫の立川市への移転計画が動き始め、市の動きも本格化する。並行して倉庫用地の一部、約九四〇平方メートルを所有する大林組との折衝も始まった。「市の計画に協力する」と約束した同社は、事実、二年後の跡地取得に前後して、市に土地を譲渡する。

昭和六三年八月、食糧庁管理部長の「移転は六五年度までに完了予定。跡地売却の場合は競争入札にしたい」旨の発言が市に伝わる。越えて平成元(一九八九)年六月、市は食糧庁に対し跡地の優先譲渡(随意契約)を要請した。市単独で買収する意思表示である。「駅前このようなまとまった貴重な土地は二度と出ない」という見通しに立った判断だった。

平成二年一〇月、倉庫は解体されて更地になった。三年三月、食糧庁管理部長から文書で市に、跡地取得の意思の

照会があり、年度内の回答を求められる。時間が無い。市長は早速、市議会全員協議会開会を要請、「都と一体で買収交渉を進めてきた。都にその意思がなければ市単独で取得にあたる旨返答したい」と語る。翌四月に改選を控えた市議の一部から「選挙後まで返事を待てないか」との声も出たが、市長は食糧庁のいう期限通り、「ぜひ買いたい」と文書で回答する。大いなる決断である。ところが市はここで再び長い「眠り」に入る。

バブルの絶頂期である。地価はピークに達していた。取得価格、推定一五〇億円といわれた。おいそれと出せる金額ではない。とりあえず意思表示をしておけば、という判断だった。

文書回答から四年たった平成七年六月、食糧庁は利用計画策定書の早期提出を催促してくるが、市は動かない。続いて八年一〇月、食糧庁から取得の見通しが立たない場合には随意契約による払い下げの件を白紙に戻し競争入札で処分する、との通告を受ける。それでも市は静観を決め込んだ。まるで相手の動きをうかがう持久戦である。

しびれを切らしたように食糧庁が動く。平成九年二月、早急に利用計画を策定し、九年度中に売却契約を締結するよう促し、七月までに購入の意思を確約する書類を提出するよう求めてきた。期限ぎりぎりの七月、市長は市議会全員協議会で改めて取得の意思を表明、それを受けて市議会は九月、跡地利用を検討するための「農水省跡地利用計画検討特別委員会」（以下、農水特別委員会と略）を設置した。

農水特別委員会は平成一〇年三月、「中間報告」をまとめ、「二一世紀を展望した施設になるものを望む」として、①武蔵境図書館、②国際交流・協力のための施設、③青少年子どもセンター、など六つの施設を具体的に示した。

市は議会の意向を受けて利用計画案を練り上げ、同月末、農水省に提出した。

「知、希望、ふれあい、交流、緑」をコンセプトとした計画案は、「公園・緑地系施設」「生涯学習系施設」「ふれあ

い・交流系施設」「共用スペース」「軽食堂・喫茶室」の五施設を挙げ、たとえば「生涯学習系施設」としては武蔵境図書館、青少年チャレンジセンターを、また「ふれあい・交流系施設」ではふれあいセンター、グローバルセンター、リーセンターなどを挙げていた。

計画案は同年七月、食糧庁に承認され、同月売買契約が締結される。市土地開発公社がいったん取得した。三九九二・〇六平方メートルの取得金額は四九億一〇二万余円。三か月後には前述した大林組の所有地も買い取る。総額は約五八億円。すでにバブルが弾けていた。意図したかどうかはともかく、持久戦の結果として市は、当初の予定価格の半額以下で一等地を取得したことになる。

平成一二年二月、市は取得用地の北側二一六二・一平方メートルを都市計画公園とする都市計画を決め、四月から「境南ふれあい広場公園」として暫定開放した。また、南側の半分は翌五月から「武蔵境南口暫定自転車駐輪場」に供される（二〇年一二月、工事開始に伴って閉鎖）。

基本計画づくり

用地の取得が済み、いよいよ施設づくりの検討に入る。

平成一一（一九九九）年三月、市では武蔵境駅周辺地区を「駅を中心としたにぎわいのある生活拠点」として整備することを目的に、「武蔵野市中心市街地活性化基本計画」を策定、食糧倉庫跡地の南半分を公共施設整備事業に、また北半分を境南ふれあい広場公園整備事業に位置づけた。さらに一三年度からの六年間を計画期間とする「第三期長期計画第二次調整計画」（同年三月発表）でも「武蔵境圏の整備」の一環として、「武蔵境の地区図書館をはじめとした、知・文化・自然・青少年をテーマとした、新しい世紀にふさわしい公共施設の構想・計画を策定し、建設を進める」と具体化に向けて大きく踏み出す。

その間、市は平成二二年二月、「二一世紀に必要な公共施設とは何か」と問いかけたアイデアコンペを実施している。短期間に内外から一六七件のアイデアが寄せられ、優秀賞には、施設内や公園、駅などを自然光が差し込む大きな吹き抜け空間でつなぎ、施設の正面に「子どもの塔」を配置した原寛道（千葉県市川市）のプランなど三件が選ばれた。

第二次調整計画が発表された同じ三月、「新公共施設基本計画策定委員会」（委員長・西尾勝国際基督教大学教授）が発足した。同委員会は基本計画を検討する際、新しい手法を採用する。「長期計画などで施設の用途が確立していることを前提に、施設として必要な機能は何かを想定し、それを施設内に割り当てる」のが普通のやり方だが、ここでは最初から既成のイメージにとらわれてしまうことを避けて、「二一世紀に市民が求める公共施設とはどのようなものか、あの場所だからこそできることは何かという観点で、まず、跡地への公共施設づくりの基本的な考え方を整理」し、それを施設検討の「軸」にしてコンセプトや基本機能へと検討を進めたのである。

同委員会は平成一四年二月、基本的な考え方、施設のコンセプト、施設の持つべき基本機能などについて「これまでの議論のまとめ」と題する文書を発表した。〈集う、学ぶ、創る、育む〉知的創造拠点」とし、市民が気軽に立ち寄ることができ、知的活動を通じて交流を図ることができる、開かれた市民活動の拠点を求める」というコンセプトに立って、①自然との調和を図る、②「場所」を活かす、③機能が集まる利点を活かす、④利用者の視点に立つ、⑤市民の主体性を重視する、という五つの基本的考え方を示した。それに基づいて五つの「場」、つまり「知識・情報の場」「創造の場」「表現の場」「体験の場」「集いの場」を設け、それぞれの機能が相互に有機的に結びつくことにより、「交流」という新たな力を生み出すことのできる施設とする、とした。

同委員会はこの「議論のまとめ」をたたき台に、市民ヒアリングや市議会特別委員会との意見交換などを行った後、

さらに施設内容、管理運営、公園（北半分）との関係などに検討を加え、平成一五年二月、ほぼ前述の「議論のまとめ」にそった「報告書」を市長に提出した。

施設についていえば、①すべての機能を有機的に一体化する、②フレキシビリティを確保する、③ゆとり空間を設ける、④ユニバーサルデザインに配慮する、⑤緑に囲まれた良好な環境を整える、⑥地球環境に配慮する、という考え方を示し、「図書館機能」を持つ施設、「会議・研究・発表」のための施設、「創造・練習・鑑賞」のための施設、「交流」のための施設、を設けることを説いている。

その後の経緯を追っていくと分かることだが、目指す公共施設の中味は、名称こそ変わっていくが、ほぼこの「報告書」に沿った線で推移していくことになる。

知的創造拠点に

平成一五（二〇〇三）年一〇月、市では新公共施設の具体的計画づくりの前に、早い段階から建築家の知識、能力を最大限に活用し、建築基本計画を策定したほうがよい、との判断で設計プログラムを公募した。一般に行われる設計コンペと違い、設計を委託するうえで最も適した「ひと」を選ぶプログラム方式は大きな話題を呼び、全国から四一四人が名乗りを上げ、うち二〇二人から一次選考の提案書が寄せられた。最終選考は翌一六年二月、一般公開で行われ、二次選考で残った五人の中から建築家の川原田康子（新宿区）が選ばれた。以降、川原田が設計に当たった。

同年五月、市では前委員会の提案を踏まえ、具体的な建設基本計画を策定するため、「農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会」（委員長・古田十二雄市助役）を設置する。川原田も設計者として委員会に加わった。

施設の大枠はすでに固まっている。機能、配置構成、規模、公園との一体化や公園計画、管理運営方法、総事業費

など、計画全体について検討を重ねた同委員会は同年一月の「中間のまとめ」に続き、翌一七年三月、「最終報告書」をまとめあげる。

同じ三月、平成一七年度から始まる市の「第四期基本構想」が出て、「武蔵境のまちづくりの完成」の中で新公共施設は、「知的創造拠点として図書館機能を中心とした『新公共空間』を建設し、多世代にわたる利用と広域的な市民活動の場とする」と位置づけられた。

前委員会の「報告書」も刺激的だったが、この「最終報告書」もメッセージ性が高い。明確にされた一つは、新公共施設の持つべきさまざまな特性を表現するキーワードとして「プレイス(場)」を掲げたこと。「プレイスとは『活動が行われる場所』という意味であるが、同時に、開放性、多様性、共同性、自由な関係性、柔軟性といったニュアンスを合わせ持ち、…前委員会報告書の提言の内容を幅広くとらえ、本施設の特性を表すことばとして最も適当である」と記している。そして、改めて基本理念を、①開放性、②多様性、③創発性、と集約したうえで初めて仮称と断りながら「武蔵野プレイス」という名称を打ち出した。以後この名称がこれまでの「公共施設」に取って替わる。

「知の森へ誘う」と副題が付いた「最終報告書」では、知的創造拠点としての「場」について、新たに目指す施設は、図書館、青少年センター、市民活動センターを単に並置するのではなく、個々の機能が相互に融合し、幅広い市民による積極的な知的交流の場となる全く新しい施設の型が求められるとして、前委員会の決めた「図書館機能」「会議・研究・発表」「創作・練習・鑑賞」「交流」の四つの部分をどう配分し、組み合わせるかに力点を置いている。そして、全階にわたって図書館機能を展開し、他の三つの機能は緩やかにつながるような構成を目指すことで、各機能は図書館機能を媒介として有機的に結びつき、知的交流を誘発するベースが築かれる、として、館内をぶらぶら歩き回るこ

とで新たな情報を得ていく「ブラウジング」という新しいスタイルを打ち出した。

そのうえで、前述した四つの部分を「ライブラリー」「フォーラム」「スタジオ」「市民プラザ」と名づけ、これらが有機的に連携した施設づくりを目指す、としている。

そして「報告書」は、四階にフォーラム、三階に市民オフィス、二階にサブライブラリー、一階に市民プラザ、地下一階にメインライブラリー、さらに地下二階にスタジオ、同三階に駐車場と機械室を配置した「建築計画案」を提示する。「知のギャラリー」「ルーム」というとらえ方が初めて登場した。もちろん、建物と一体化した「交流スペース」としての公園（北半分）計画にも言及している。

また、「管理運営方針」として、四つの機能を従来型のそれぞれの施設を組織毎に個別管理するタテ割り方式ではなく、施設全体を一つの組織として一体的・有機的に管理運営することを基本に据え、市の直営でなく、指定管理者制度を活用し、教育委員会所管の「財団法人武蔵野スポーツ振興事業団」を改組（平成二二年四月、財団法人武蔵野生涯学習振興事業団）して管理運営を委任するのが最適、と結論づけた。この方針は最後まで貫かれる。

川原田の手になる基本設計は同年一〇月に完成した。地上四階地下三階、延べ床面積一万〇二七五平方メートルが「報告書」の内容に沿っていたことはいうまでもない。（↓資料編）

同じ一〇月、任期半ばで辞任した（八月）土屋市長に代わり、邑上守正が市長になる。

見直し案から 邑上新市長が市長選で掲げた公約の一つ、「武蔵野プレイスの見直し」が市議会で激しい反発にあい、**実施設計へ** うのは、平成一七（二〇〇五）年二月と翌一八年一月の二回にわたって開かれた「基本設計展示

会（オープンハウス）」の後の市議会である。二月の市議会農水特別委員会で公約どおり市長は、基本計画の見直し

案を提示した。基本計画に盛り込まれた四つの機能は維持しつつ、スイングホールなどとの連携を視野に入れて施設のコンパクト化・コストの削減を図るとする見直し案の眼目は、四階のフォーラムと地下二階のスタジオなどを統合、地下三階の駐車場の「隔地駐車」（施設本体と離れた場所に駐車すること）化などで全体の面積を七八〇〇平方メートルに抑え、地上三階地下二階（一部地下三階）にしようというものだった。

それに対して市長交替で野党に転じた議員から、「まず縮小ありきではないか」「隔地駐車は公共施設としてまずい」などといった批判が出て、挙げ句に見直し案を撤回しなければ平成一八年度予算を通さないと態度を硬化させた。事実、三月の定例会で新年度予算は否決された。市議会では「基本設計の趣旨に沿った建設を」とする陳情も採択される。

こうした情勢を踏まえ、邑上市長は五月初旬の農水特別委員会で見直し案を撤回し、改めて基本計画に立ち戻り、①より使い易い施設配置、②管理運営の方法と主体、③駐車場の出入り口の位置、④他施設との連携、の四点に絞って検討する専門家会議を設置することで市議会と調整を図る。

同年七月に設置された「武蔵野プレイス（仮称）専門家会議」（委員長・鬼頭梓・委員六人）は、市長から提案された四点を中心に調整・検討を加え、平成一九年三月、「最終報告書」をまとめた。特徴的なのは、基本計画でいう「図書館機能の展開」を単に書架を設置するといった限定的なものではなく、「知的情報との出会いの場」として広くとらえたこと、「知のギャラリー」も単なる展示の場ではなく「自主運営フォーラム」ととらえたことなどで、同時に各機能において利用者と施設管理者との間で日常的な連携・協議の場を設ける、という利用者重視の新しい提案も行った。また、サブライブラリーと位置づけられている二階に「児童図書」だけでなく、子育て中の親も楽しめる「生活

「関連図書」をそろえること、駐車場の出入り口を交通事情を考えて西側に移すことなどにふれたうえ、①図書館機能はなるべくまとめる、②一階にぎわいのあるスペースを設ける、③機能が融合するオープンなスペースのイメージを重視する、ことなども考慮して、実施設計に当たろう求めた。

ひと・まち・情報創造館 報告書を受けて市は平成一九（二〇〇七）年六月、「武蔵野プレイス（仮）」についての

武蔵野プレイス

基本的な考え」をまとめた。ここでは、オープンなメイン階段とエレベーターのシース

ルー化、三、四階に置く予定だった雑誌を主に一階にまとめて約五〇〇誌を重点配置する、やはり一階に「知のギャラリー」を新設し、中央部に施設全体の案内・紹介ができる「コミュニケーション・カフェ」を作る、各階の中央部分に「オープンプレイス」を配置するなど基本設計に細かい修正を加え、さらに会館事務室を二階から三階に移し、それに伴ってフォーラムは基本設計通り四階に設けることとした。そしてこれにより延べ床面積は基本設計より多少減り、建設コストも二億円減るとはじき出している。

その後市は同年一〇月、「基本設計（修正版）」の概要について」と題する文書を公表するが、この段階で延べ床面積九九三七平方メートル、地上四階地下三階の建物の全容がほぼ姿を現した。修正版に基づいて実施設計が完成するのは平成二〇年八月である。

その間市では三月、「武蔵野プレイス（仮）管理運営基本方針」をまとめ、これまで検討してきた点を確認するとともに、館内各部門の役割や体制（配置人員）について検討、懸案だった開館時間も九時三〇分～二二時とする方針を固めた。同時に収支想定も出している。そして一一月、名称募集が行われ、応募一六五件の中から関係部局で話し合った結果、同年末、正式名称を「ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス」とすることが決まった。

明けて平成二一年一月、工事が始まった。四月、市は武蔵野プレイスの「管理運営指針」をまとめた。ほぼ、前述の基本方針をなぞっている。

市が発表した一〇余種の資料をなぞりながら、武蔵野プレイス実現に至る道を駆け足で追ってきた。討論を重ねる中で微調整を加えながら姿を整えていく過程は、まるで「知の森」を逍遥するようだった。間もなく武蔵野市にまた、全国の耳目を集める先進的な施設が誕生する。

第三節 本市独自の交通対策

一 お年寄り、障害者、妊婦さんなど交通弱者のためにコミュニティバス「ムーバス」

(一) 交通過疎の地域がある

平成二（一九九〇）年一二月に市が開催した都市・交通シンポジウム「武蔵野市の未来都市型を語る」で土屋正忠市長はコミュニティバス運行を提唱した。コミュニティバスとは、買い物や病院などに出掛けるのに利用しやすいマイクロバスを交通過疎の地域に走らせる自治体主導の交通システムのことである。吉祥寺南町の足の不自由な高齢の女性が、「市長への手紙」に、街へ出掛けるのに苦労していると訴えてきたことが市長の提案になった。

市域面積一〇・七三平方キロメートル、東西六・四キロメートル、南北三・一キロメートルの本市には、吉祥寺、三鷹、武蔵境のJ R三駅を基点に関東バス、西武バス、京王バス、小田急バス、計四社のバスが乗り入れており、一日八四路線・延べ三三〇〇便（平成一五年七月一日現在）が朝から晩までめまぐるしく運行しているのだから、交通至便の街と誰しも思う。しかし、バス停が近くにない、自転車にも乗れない、歩くには足腰がづらい、また幼児連れだったり妊産婦だったりすれば、なおのこと移動する交通手段がないという、いわゆる交通弱者にとって交通過疎の



子どもにも人気のムーバス、平成7年11月に運行開始

地域がある。

「市内の三駅から一キロで円を引くと、その中におさまらない所が出てくる。駅にアクセスするのに一キロ以上ありバス路線からはずれている、こういう所が交通過疎なんですね。街の中を移動したり、駅まで乗ってくる人を対象にした近々距離・中型バスはないのか」と、市長は先のシンポジウムで発言したのだった。この発言から五年の調査検討期間を経て、コミュニティバス「ムーバス」が本市に実現することになる。

きめの細かい 先のシンポジウムのパネリストの一人に都市交通問題に造るサービスとは 詣の深い岡並木静岡県立大学教授がいた。平成三（一九九一）年一〇月、市は市民交通システム検討委員会（委員長・岡並木教授・委員一二人）を設置した。メンバーには学識経験者のほかに、バス会社の社長室主幹、運輸省（現国土交通省）の地域交通企画課長、東京都の都市計画局多摩道路振興担当課長などが加わった。委員会設置の目的は、平成五年度を初年度とする一二年間の第三期基本構想・長期計画に、交通計画を盛り込むためだった。

高齢者は家にじっとしていたくない、社会や人との付き合いを求めている。しかし、健康な人のように長い距離は歩けない。一〇〇メートル歩いたら腰を下ろして休みたい。ガードレールがあればそれにも腰掛けてしまう。道路の段差や傾斜、駅の階段や乗り物の吊り革など、高齢者にとっては誠に不便

なものが移動の自由を妨げていることが、同委員会の調査で分かってきた。

きめの細かいサービスを提供する新しいバスシステムとして「コミュニティバス」が同委員会から提案された。コミュニティバスは、バス交通の空白・不便地域を解消するものであること、高齢者や子ども連れの人が抵抗感なく利用できるシステムにすること、小型で、狭い道路にも入れ、住宅地の中で乗り降りできること、駅を起点に三〜四キロの環状ルートで、一回りする時間は一五〜三〇分程度、バス停の間隔は二〇〇メートル前後とする、運行時間は朝八時から一八時まで、運行回数は一時間に四本とし、一五分間隔で走る、料金は一〇〇円とする、ことなどである。

コミュニティバス 委員会が提案するコミュニティバスを実現させ、事業化につなげるため、平成五（一九九三）**を実現させたい** 年六月、コミュニティバス実施検討委員会（委員長・岡並木静岡岡県立大学教授・委員九人）が発足する。

運行予定地域の高齢者人口、公共施設などの分布、道路幅、交通規制、予定地域の住民へのアンケート調査を実施し、前の市民交通システム委員会の提示を基にコースを選定して、委員会ですべてのコースの試走を行った。

六年四月、市交通対策課の職員を増員する。専従の係長を配置して、七月にはコミュニティバス推進委員会を設置した。事業主体と運行形態の決定。免許の申請。採算性の面から料金と費用負担を決定。運行路線の確保。交通環境の整備。バス車両の開発。こうした課題の詰めに入った。

（二） 難問解決への長い道のり

難問の第一は、バス事業者の合意を得て、関東運輸局から路線の免許と運賃の認可を受けることだった。さらに、

バス会社に運行を委託する条件の中で出した運賃一〇〇円案は、一般路線の運賃二〇〇円（当時）の半額であるから、バス会社としてはおいそれと首を縦に振れない。

新しい路線を運輸省へ申請する場合、運賃は同一地域同一運賃でなくてはならないという慣行がある。バス会社と関東運輸局に、新しい試みのコミュニティバスの主旨を理解してもらわなければ一歩も進まない。

二つ目の難問は、狭い住宅地内の道路にコミュニティバスを走らせるには警視庁の了解を得なければならないこと。道路の幅が問題だった。道路法第四七条第一項に基づく「車両制限令」の第五条第二項では、「通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から〇・五メートルを減じたものの二分の一を越えないものでなければならない」となっている。問題は、吉祥寺東町四丁目と接する杉並区の管理道路である。ここを拡張してもらわなければ、バスルートが成り立たない個所があった。杉並区に掛け合い、ようやくのことで解決した。また、予定のバスルートは通学路にも当たることから、きちんとした安全対策が必要だ。通学時間帯にはルートを変更する必要があった。

三つ目の難問は、コミュニティバスの要件を満たすマイクロバスが市販されていなかったこと。新たな開発が必要だった。乗り降りをスムーズにするにはドアが二つあることが望ましい。調査の結果、日野自動車で前と中央にドアのある小型バスの開発を進めており、その車両を活用することができた。

法律の厚い壁

市内のバス会社四社に、コミュニティバスの運行を打診してみた。いずれのバス会社も採算性の点で快い返事はしなかったが、関東バスだけは、一定の条件（赤字を市が補填する方式）のもとで応じてくれる姿勢を示した。新設する路線の料金は一〇〇円。既設路線の二〇〇円の区間での運行を、果たして運輸省が認めて道路運送法第四条による許可が下りるのかどうか。法第四条の許可とは、一般乗合旅客自動車運送事業を行

う者に対する許可である。たとえば福祉バスのように法第八〇条第一項但し書き適用の「特定の人が特定の目的のために運行する」バスの許可とは異なる。コミュニティバスは法第四条の許可でなければ一般乗客を運ぶ目的は果たせない。市の担当者は辛抱強く折衝を重ねなければならなかった。

この頃運輸省では、「メロウ・ソサエティ」「人にやさしい社会を」を提唱しながら、特にこれといった、高齢者に優しい政策もなかったため、本市の法第四条の許可申請を、高齢社会の一つの試みと捉えて高い関心を示してきた。当時の警視総監も、本市がコミュニティバスシステム導入を検討中であることに對し、「放置自転車対策としても有効であろう」と新聞に投稿までしていた（読売新聞 平成六年八月九日付）。

平成七年（一九九五）一月一日、法第四条の許可が下りた。但し経営の安定性などの経過を見るという条件で、当初は九年三月までの限定付きであった。警視庁の許可も下りた。

（三） 市民に愛されるムーバス

いよいよ平成七（一九九五）年一月二六日、コミュニティバス「ムーバス」第一号吉祥寺東循環が走り出した。吉祥寺駅北口を起終点に、大型バスが入れない住宅地の狭い道を循環する二九人乗りの可愛らしいバスだ。駅の東側一周四・二キロを二五分で走る。朝八時から夕方六時まで、一五分ごとに発車する。（↓表6—3—1）

ムーバスという名称は市民から公募して決めた。「MOVE US」。私たちを運ぶ、動かすという意味に武蔵野市の「ム」を絡ませた愛称で山本美智子（吉祥寺南町）の提案である。

ムーバスは銀色のメタリック塗装の車体に、0から9まで、鮮やかな一〇色の大きな算用数字が描かれている。こ

表6-3-1 コミュニティバス「ムーンバス」の路線概要

(平成22年1月14日現在)

起終点	1号路線		2号路線		3号路線(境南循環)		4号路線		5号路線		6号路線	7号路線
	吉祥寺 東循環	吉祥寺 北西循環	西循環	東循環	三鷹駅 北西循環	三鷹駅(北口)	境西循環	境・ 東小金井線	三鷹・ 吉祥寺循環	境・ 三鷹循環		
路線延長	4.2km	5.2km	3.8km	3.1km	4.9km	2.4km	4.5km	5.2km	4.8km			
所要時間	25分	34分	15分	15分	30分	10分	15分	27分	25分			
運行時間	8:00~ 19:00	8:03~19:38 (土日8:03~ 19:58)	7:10~ 20:50	7:00~ 20:40	8:20~ 20:40	7:05~ 21:20	7:24~ 21:24	7:00~ 21:00	7:00~ 21:00			
運行間隔(分)	15分	13分 (土日10分)	20分	20分	20分	15分	30分	20分	30分			
便数/日	45便	55便 (土日72便)	42便	42便	38便	58便	29便	43便	29便			
バス停数	18	25	18	13	25	11	20	22	23			
料金	100円(未就学児無料)。シルバーバスは利用不可。回数券1枚1,000円。											
運行主体	関東バス(株)	関東バス(株)	小田急バス(株)	関東バス(株)	小田急バス(株)	小田急バス(株)	関東バス(株)	小田急バス(株)	小田急バス(株)			
運行開始日	h7.11.26	h10.3.8	h12.11.26	h14.3.23	h16.11.27	h17.5.29	h19.4.1	h19.4.1	h19.4.1			
一日平均乗車数 (平成20年度)	1072.5人	1830.5人	832.6人	528.8人	866.1人	817.0人	538.0人	677.3人	320.6人			

注：運行開始日の「h」は「平成」の略
【交通対策課】

のデザインには、デザイナー・奈木捷雄かつおの「0歳から99歳まで、乗ってほしい」という願いが込められている。正面の0はピンク、誰かがモンローの唇のようだったといったが、つい乗りたくなるムーバスである。料金は大人・子どもともに1000円、未就学児は無料。バスの乗降口は電動補助ステップが出るので一段目の高さは一五センチメートル、楽に乗り降りできる。

幅二メートル、長さ七メートルの車体には、人々に愛される仕掛けが満載されている。車内はベンチ式の一人掛けのほか、一・五人掛けのシートも設けて親子で座れる工夫もしてある。体が揺れないようにシートには手摺りを付けた。握り棒は細く滑りにくくした。握力の弱い人でも直ぐに握れるように何本も作った。運転席の後ろにはコミュニケーションボードを付け、地域の情報交換がボードを通してできるようにした。

そしてまた、コミュニティバスシステムにふさわしいベテランドライバーが配置されている。乗り降りの際の利用者としてドライバーの温かい会話に車内の空気が和らぐ。一月から走り出したムーバスは、次第に暮れの街に馴染んできて、一便の乗客が二〇人を超えるようになった。日を重ねる毎に利用客は増え、翌八年七月一〇日には一日一五〇〇人、一便に三六人の超満員である。一〇年七月には、延べ一〇〇万人を突破した。

赤字はついに黒字に

ムーバスの経費だが、バス車両の購入費、バス停留所の設置などの初期投資は市が負担した。その代わり運行に要する人件費、燃料代、車検費などの運営経費は受託バス会社の負担である。スタート時点では収支が赤字の場合、市の補助金で補填するという取り決めだった。平成八（一九九六）年度、市は二〇〇〇万円の補助を予算計上し、一八二〇万円の赤字を補填した。九年度は赤字が四七〇万円に減り、一〇年度には八六〇万円の黒字に転換したため黒字額の二分の一をバス会社が市に寄付するという取り決めがなされた。

路線の増加とともに市内の路線のほか、隣接する三鷹市や小金井市の中を走る路線も新設された。費用はそれぞれの地域の走行キロ数の延長割りで、関係市が負担している。

(四) 快調に走り続けるムーバス

「このバス路線の創設は運輸省や警視庁、関係省庁の大ヒットだ。皆で力を合わせたからできた。人々は新しい交通システムというところコンピューター制御で無人で動くものを考えがちだが、本当は市民生活に溶け込んで、市民に愛されるものこそ新しい交通システムだ」

コミュニティバス実施検討委員会の岡並木委員長はムーバスの成功を見届けて、そう語った。走り出すまで五年間の準備、調査・研究、関係機関との息の長い折衝、道路環境の整備、バス路線申請に対する監督官庁の英断、バス車両製作会社の協力、バス協会、運行バス会社の理解と実践、そして何より地域住民の支えがあって、ムーバスは画期的な成功をおさめ、全国のコミュニティバスの先駆けとなった。

数々の受賞、全国各市の自治体をはじめ交通関係者らの視察も相次いだ。平成八（一九九六）年四月には、国際交通感謝状まで 交通安全学会賞、七月には、車両のデザイン金賞を受賞した。一月には土屋市長、市交通対策課・リポーター編者による『ムーバス快走』をぎょうせいから刊行した。同年一〇月には、日本計画行政学会から計画賞の「優秀賞」を受賞。九年二月にはメロウ・グランプリのユニーク賞、一二年三月にはメロウ・ソサエティ・フォーラム主催の第八回日本生活文化大賞などを受賞している。日本生活文化大賞受賞記念に副賞の一部で、ムーバスのミニカー「チョロQ」を作り、一〇月一日、市内のデパートなどで一台五〇〇円で九〇〇〇個を発売、即日完売した。

売上金全額をトルコ地震（一二年八月一七日発生）の義援金に充てた。チヨロQの人氣から一六年九月にも、ムーバス一〇〇〇万人達成の金色ナンバー・チヨロQを発売している。一三年五月には、自治体総合フェア二〇〇一東京ビッグサイトにムーバスを、レモンキャブ（障害者などが日常的にタクシー替わりに使うレモン色の市管理の小型車。運行は商店主など民間人に委託している）とともに出展させている。一五年九月には、国土交通相からバス交通の発展に寄与したムーバスに感謝状が贈られた。

ムーバスは一〇年三月に第二号線吉祥寺北西循環（関東バス）、一二年一月に第三号線境南東循環・西循環（小田急バス）、一四年三月に第四号線三鷹駅北西循環（関東バス）、一六年一月に第五号線境南循環（小田急バス）、一七年五月に同じく第五号線の境・東小金井線（小田急バス）、一九年三月に第六号線三鷹・吉祥寺循環（関東バス）と、第七号線境・三鷹循環（小田急バス）が走り出したので、市内の交通不便地域はほぼなくなった。（↓資料編）

ムーバスは地域の人に愛され親しまれて、ストライキによる欠便・欠車もなく三六五日快調に走り続けている。

二 放置自転車対策―ワーストワンの汚名返上

昭和五六（一九八一）年頃から都市周辺駅前での放置自転車が、全国的な社会問題となってきた。本市でも、五六年二月一日号の市報によれば、吉祥寺駅周辺に約三二〇〇台、三鷹駅周辺に約一七〇〇台、武蔵境駅周辺に一七〇〇台、その他デパート周辺などの夜間放置が約五〇〇台と推定されていた。

五四年の市政アンケート調査から、重点的に進めてほしい施策は、自転車対策を主とした交通安全対策が第一位で

あり、以来平成四（一九九二）年まで連続一四年間、第一位を占めていた。それほど自転車対策は市民の最大の関心事であった。総務庁（現総務省）の二年に一度の実態調査で吉祥寺駅前の放置自転車台数は、平成元年、二八六六台で全国ワースト九位、三年には四九四九台でワースト一位、五年には三九九七台でワースト二位である。

駅前の放置自転車は、歩道三・五メートルの所に一列では収まりきらず、前輪だけを押し込んで後輪はみだしたまま。歩行者は並んで歩けず、すれ違うこともままならない。車いすや乳母車などの通行はなおさら困難で、放置された自転車が二段積みになっている光景も見受けられた。こんな状態を市は見越こせず、対策に苦慮していた。

自転車対策関連の単独の法規としては、議員立法で制定された「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」（昭和五五年）、「同一部改正（平成五年）」が唯一あっただけで、あとは道路交通法による交通規則を適用するしかなかった。

（一） 放置自転車は条例によって撤去できる

昭和五八（一九八三）年五月、土屋市長就任後間もなく建設部管理課交通対策担当（副参事）が、「自転車の放置防止に関する条例案」を作成し、九月の市議会に上程、一〇月三日に可決された。

条例の骨子は、自転車の整理区域を設け、その区域内で駐車する場所以外に放置していた場合には整理し、支障がある場合は撤去する。整理区域は自転車対策審議会に諮問し、その旨告示して周知する。移動した引き取り手のない自転車は、告知後六〇日間で処分する。処分の根拠は、「廃棄物の処分及び清掃に関する法律」に基づき、粗大ごみの扱いになる。また、民法第二三九条の無主物の帰属の規定、同二四〇条に定める遺失物法の規定に基づき、六か月

経過後に処分、という内容である。さらに、条例には、施設設置者の責務、市長の責務、自転車利用者の責務、防犯登録の義務、自転車などの小売業者の責務、鉄道営業者の協力、自転車対策審議会の設置、などが規定された。

条例では、市の職員が放置自転車撤去しようとしても、持ち主から、「撤去は警察の所管ではないのか。どのような根拠で撤去するのか」と言われると、法的根拠がないため答えに困っていた。しかし後年、条例改正後は、強制力は弱いものの条例に則って業務ができる根拠が整った。

放置自転車の整理、移動、撤去、処分などの日常業務は繰り返し行われ、現場で利用者とのトラブルが絶えず、担当者の苦労は大変なものであった。しかし、苦労して努力しても、改善の兆しは見えず、放置自転車は増加するばかり。早急な対応を迫られていた。

六〇年一〇月一日、市は交通対策課を新設した。それまで建設部管理課内に交通対策担当を設置していたのだが、増大する交通対策業務に対処し、積極的に新施策を展開する体制を整えた。

自転車駐車を増設

自転車駐車を市が十分用意しないで強制力だけを強めるのでは、市民の足である自転車を悪者にしてしまう。

また、自転車駐車場は、駅から遠くでは利用されない。駅の近くに放置自転車が多いので、駅に近い場所に駐車場を設けたいが、商業施設が建て混んでいる。地価は高く、適地は少ない。しかし、市は多額の財源を投入して、積極的に自転車駐車場を新設していった。(↓資料編)

民間の施設もできた。平成七(一九九五)年二月一七日から、富士銀行吉祥寺支店(現みずほ銀行)が、八年四月六日から東京三菱銀行吉祥寺支店(現三菱東京UFJ銀行)が土曜・日曜・休日に駐車場を自転車置き場として一

般に無料開放を始めた。一六年七月七日に丸井吉祥寺店本館横に一〇七台、続いて隣接する無印良品裏にも二二二台の自転車駐車を民間が開設した。最初の二時間は無料、それ以降は四時間ごとに一〇〇円である。

(二) 自転車法の改正にむけて全国運動を展開

前述した「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」(以下、自転車法と略)と、これに基づく市の「自転車の放置防止に関する条例」の規定の範囲では、抜本的な強制力を持った放置自転車対策を行うには、おのずから限界があった。そこで、平成四(一九九二)年二月一三日、都内二三区をはじめ、主要駅を抱え、放置自転車で苦慮している全国の自治体が、全国自転車問題自治体連絡協議会(全自連)を結成した。会長は岩波三郎練馬区長、副会長は土屋正忠武蔵野市長で、自転車法の欠落部分の法的根拠を、もう一度明確に整備し直してもらいたいという運動を国(当時、総務庁)に対して続けることになった。

総務庁の中には、法改正のための調査委員会が設置されて、審議を重ねた。六月三日には衆議院交通対策特別委員会のメンバーが、自転車法改正を前に、吉祥寺駅周辺の放置自転車の実態を視察した。

平成五年一二月に法改正が行われ、翌六年六月に施行となった。なお改正案は、衆議院に上程する日(五年六月一八日)に内閣不信任案が可決されて、衆議院が解散する事態となり、成立が遅れてしまった。

改正法では、従前、現場の自治体で苦慮していた事項が法的に整備され、放置自転車の撤去、保管、廃棄などの根拠が明確に規定された。自転車のほかに原動機付き自転車(バイク)が対象に加わり、法律名は「自転車の安全…」から「自転車等の安全…」と改められた。

自転車条例の改正

新自転車法施行を目前にして、市では平成六（一九九四）年四月、機構改革が行われた。交通対策課の陣容を課長以下一二人から一四人に増員。交通企画担当（一人）と交通対策係（一人）の係の配分を、交通企画係（七人）と自転車対策係（六人）に改めた。

行政の行う自転車対策業務に理解と協力を得るため、七年三月に、吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅に自転車対策協議会を設置した。放置自転車禁止区域を指定する際に、三駅の協議会が有効に機能した。法改正を受け、市の「自転車の放置防止に関する条例」も、自転車対策基本方針検討委員会の審議を経て、六年十二月、「自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例」となって全面改正され、翌七年六月一五日に施行となった。

新条例の主な改正点は、

一、放置禁止区域の指定

従前の整理区域は廃止。自転車対策審議会の意見を聞いて「放置禁止区域」を指定することができる。この区域に自転車等が放置された場合は随時撤去できる。

二、原動機付き自転車（ミニバイク）の放置

自転車と同様、撤去できる。警察署でこれまで通り道路交通法に基づいて移動を行う。

三、施設の設置者に駐車場の設置義務

放置禁止地域内に、自転車等を大量に駐車しなければならない施設の設置者には駐車場を設けること、また整理することを義務づける。

四、撤去、保管に要する費用の徴収

自転車等を撤去し、保管した時は、自転車一台三〇〇〇円、ミニバイク一台五〇〇〇円を放置した本人が負担する。

五、利用登録に要する費用の徴収

利用登録自転車駐車場の駐車スペースを利用するには、登録料として年間、自転車一台一般四〇〇〇円、学生三〇〇〇円を、ミニバイクは一般六〇〇〇円、学生四五〇〇円を徴収する。

六、民間助成制度を新設

一般の利用者むけに駐車場を作る費用の一部を設置者に助成する。

七、防犯登録の義務化

自転車を購入したら住所・氏名を明記し、防犯登録をすることが所有者の責務となる。

平成七年六月一五日の条例施行日直前まで、交通対策課の職員は、登録駐車場整備のための業務に忙殺された。整理区域が禁止区域に変更になり、前日まで駐車できた場所が翌日から禁止になった。現場では利用者による抵抗、反発。係員が説得しても納得できず、暴力を振るう人も現れ、パトロールカーが出動する騒ぎもあった。職員は新たな登録制導入の周知に努めた。

新条例を施行し、放置禁止区域、移動、撤去、保管、処分などの、法的根拠を明確にしたものの、新条例の趣旨や目的が周知徹底されるまでには、なお日時を要した。

放置自転車が激減

表6-3-2の自転車対策費の推移でも分かるように、特に平成四（一九九二）年度、五年度で積極的に土地購入と借地をし、駐車場を整備してきた結果、三駅合計の放置自転車台数は、

表 6—3—2
年度別自転車対策費用

年度	金額 (千円)
昭和 58年度	74,651
59年度	226,832
60年度	115,966
61年度	149,246
62年度	153,943
63年度	178,053
平成 元年度	219,612
2年度	238,231
3年度	366,179
4年度	1,284,774
5年度	1,743,286
6年度	612,743
7年度	598,726
8年度	445,450
9年度	483,506
10年度	471,032
11年度	1,043,579
12年度	764,771
13年度	459,535
14年度	459,603
15年度	513,138
16年度	465,481
17年度	446,738

五年の六六七四台をピークに、七年には三三〇三台と激減、一一年には一四三五台にまで減った。

駐車場収容可能台数は、五年、一万三一一一台、七年、一万八八九六台、一五年、二万二七八二台となり、一〇年間で九六七一台分増えた。

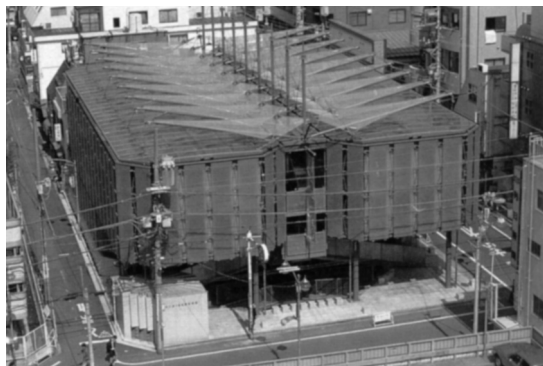
放置自転車は撤去し、保管場所へ移送して二か月間保管し、その間に返還業務を行うのだが、昭和五八(二九八三)年には保管場所は中町自転車保管場所だけだった。

五九年六月に北町自転車保管場所(吉祥寺北町五丁目、一八四四平方メートル、一九〇〇台を収容)を、また平成五(一九九三)年四月には、関前自転車保管場所(関前四丁目、三五二八平方メートル、二六〇〇台を収容)を開設して三か所になった。

保管期限が切れて処分する自転車は、五年度で六二〇六台、一六年度で七六四〇台を数えた。この自転車の有効活用を図るため、五年から市は再生自転車海外譲与自治体連絡会(Municipal Coordinating Committee for Overseas Bicycle Assistance 略称M₄CCO₁B₁A)という全国組織を通じて、主として開発途上国のアフリカ諸国やミャンマー

などに贈与した(四〜一七年度までに四四二四台)。

七年一月に発生した阪神・淡路大震災の際にも、本市から神戸市に自転車をトラックで搬送し、有効活用を図った。



公共建築賞を受賞（平成10年）した
末広通り自転車駐車場、平成6年4月完成

(三) 自転車対策費用

市は放置自転車防止のためのあらゆる施策を施してきた。駐車場所の確保・建設に努めるとともに、駐車場の整理、放置禁止区域における放置自転車の撤去、保管、返還業務など、自転車対策業務も自転車やバイクの増加とともに増え、その費用も年々増加した。ちなみに、自転車対策費用は、表6-3-2のとおりである。

対策費用の突出している年度、たとえば昭和五九（一九八四）年度は御殿山駐車場用地購入費に一億〇二〇五万円、平成四（一九九二）年度は武蔵境駅北口駐車場用地購入費に六億四二六一万円、五年度は吉祥寺末広通り駐車場建設と、御殿山駐車場の用地購入費に七億八四七一万円がかかったためである。一一年度は公共施設整備基金として四億二三四五万円を積み立てている。

今後も続く地道な対策

放置自転車ワーストワンの汚名返上を目指して本市は、多額の財源と人材を投入して積極的に対処してきた。その結果、放置自転車は年々減少してきた。

平成五（一九九三）年度には三駅周辺の自転車駐車場の収容可能台数一万三一一一台に対し、停留台数は二万〇四九五台、放置台数六六七四台と放置台数は最高値を示した。一四年には収容可能台数が二万二八四

四台となったため、停留台数二万三六一七台、放置台数二〇一四台と着実に減少してきた。二〇一四台の内訳は吉祥寺駅周辺で一三六〇台、三鷹駅周辺で二四二台、武蔵境駅周辺で四一二台である。

駅に近い裏通りなどは、格好の放置場所となる。自転車整理員は常時見回りをし、注意札を付け、一定の時間後に撤去をするが、撤去しても撤去しても放置する状態は日常化しており、対応にいとまがない。

放置自転車対策業務は、自転車とそれを利用する人がいる限りなくなることはない。

二 全国初の違法駐車防止に関する条例の制定

(一) 吉祥寺駅周辺の交通渋滞

違法駐車防止に関する条例が、平成二(一九九〇)年一月一日に施行された。

昭和四〇(一九六五)年代から、高度経済成長とともに自動車の普及は目覚ましく、市内の自動車の保有台数は、四八年四月一日現在の二万〇八二五台から平成二年三月三十一日には四万五三九二台と急速に増加した。それに伴う道路行政が追いつかず、交通渋滞が都市問題化してきた。市政アンケート調査では、市内の交通渋滞、駅前の放置自転車対策などの交通安全対策は、昭和五四(一九七九)年から平成四年まで一四年間、要望の第一位を占めていた。

市内では都市計画事業が進み、吉祥寺駅周辺の都市計画道路である吉祥寺大通り、本町新道の新設、吉祥寺通り(公園通り)や平和通りの拡幅、北口駅前広場の完成などまちづくりの基幹となる道路が整備されてきた。駅周辺の再開

発事業の整備とともに、大型商業施設である百貨店やホテル、金融機関、スーパー、その他大型商店のビル建て替えなどが相次いだ。吉祥寺駅周辺は副々都心的な街並みを形成し、生活核都市として変貌してきた。吉祥寺駅の乗降客数は、日曜日・祭日・年末など一日三〇〇四〇万人ともいわれ、にぎわいを極めていた。商品など納品の車両を含め、駅周辺に乗り入れる車の数も増加した。

さらにまた、都心に向かう通過車両も多く、都道である五日市街道が吉祥寺通りと交差する武蔵野八幡宮神社前や、吉祥寺駅南口の井の頭通りの丸井前など、ラッシュ時間帯の渋滞が激しく、二年九月には、八幡宮神社前は警視庁の交通情報センターの交通情報で渋滞地域に常時名を連ねていた。

昭和六二年九月二十九日午前七時から午後七時までの吉祥寺駅周辺の交通量状況調査を見ると、吉祥寺駅南口京王井の頭線高架下が二万一一六七台、北口駅前が二万九一五六台、北口広場が一万〇九二台、吉祥寺駅北が一万六四六五台、八幡宮神社前が二万六五八六台で、これらの約半数を乗用車が占めていた。

平成二（一九九〇）年二月二十五日（日）と同年三月二日（金）、二回にわたる吉祥寺駅周辺の主

駐車台数を調査

要道路の違法駐車状況を調査した結果を見てみよう。日曜の正午から一二時二〇分の間の違法駐車車の最高の数値は、乗用車二二四台、貨客車六九台、タクシー八台、貨物車四〇台、その他五台、合計三四六台である。同じ日の一八時から同二〇分までで乗用車四六二台、貨客車八七台、タクシー一〇台、貨物車一七台、その他一六台、合計五六七台である。平日（三月二日）の違法駐車は二〇時二〇分から同四〇分までで、乗用車三八八台、貨客車九三台、貨物車三九台、合計五二〇台だった。休日の午後から夕方にかけて、特に乗用車、貨客車の駐車が多く、平日は昼時の貨客車と貨物車が多い。

同日の吉祥寺駅周辺の主要道路別の駐車状況の調査は、一〇〇メートルあたりに何台が駐車しているかを見て、道路の延長数に占める駐車台数の割合を駐車密度として示している。以下、それぞれの主要道路の休日と平日の駐車密度の最高値の時の時刻、駐車台数を記す。

道路名	延長メートル	時刻		駐車台数		密度	
		休日	平日	休日	平日	休日	平日
吉祥寺通り(公園通り)	九六二	一八時	一九時	八九	六四	九・三	六・七
吉祥寺大通り	八九一	二〇時	二〇時	九九	九六	一一・一	一〇・八
本町新道	四五六	一九時	二〇時	四八	五五	一〇・五	一二・一
井の頭通り	九二〇	一九時	一九時	五〇	五八	五・四	六・三
平和通り	三九五	一七時	一二時	二五	三九	六・三	九・九
吉祥寺駅北口ロータリー	二七〇	一九時	一三時	一七	二一	六・三	七・八
すずらん通り	三六五	一〇時	一二時	八	一九	二・二	五・二
市道第七号線	三二五	二〇時	二〇時	三五	二七	一〇・八	八・三

この調査結果から、平和通り、北口ロータリー、すずらん通りを除く他の道路で、休日、平日ともに一七時から二〇時の時間帯が最高値を示していることが分かる。

道路の幅員を見ると、一番広い吉祥寺大通りが二二メートル、そのうち車道部分は一三・五メートル、吉祥寺通りと本町新道が一六メートル、車道部分は一六メートルである。九メートルの車道の両側に車両幅一・八メートルの

乗用車が縦列駐車したら、片側、それぞれ二・七メートルしか残らない。この二・七メートルの車道を大型バスを含めた車両が通過しなければならぬのだ。その時、対向車線から大型車両が進行してきた場合は車線を譲るために待機することになる。右折待ちの車両があつたりすると待機する車が並列し、進行が難しくなる。これが渋滞や事故の誘因となる。また、大型店舗の駐車場へ入庫する車両が待機のため停車している場合は、左側一車線は完全にふさがれてしまう。商品の納入や荷物の積み降ろしのための駐車がある場合も同様である。こういった駐車状況であるため、バスの定時運行も保てないことになる。

一方、駐車場について見ると、平成二年には、吉祥寺駅周辺の駐車場数は二〇か所、収容台数は一六二〇台である。

(二) 市の責任で違法駐車をなくす

違法駐車を取り締まりは道路交通法に規定された公安委員会の所管事項で警察の権限であり、違反者には反則金が課せられる。しかし、常時、違法駐車を取り締まるだけの体制は警察にはない。武蔵野警察署交通課は三〇数人。二四時間三交替で交通違反の取り締まり、事故防止、事故処理、交通安全教育、交通犯罪調査などを行っている。

違法駐車問題を警察だけに任せていいのだろうか。市として何かできる方策があるのではないか。違法駐車をさせないように、広く利用者に呼び掛け、指導したり駐車場に案内したりすることは、市の責任でできるはずである。違法駐車が交通渋滞の原因となっているのなら、その原因を市の責任として取り除こうではないか。渋滞の特にひどい駅周辺の道路のうち何路線かを、重点地域として指定し、そこに交通指導員を配置する。そのための条例は作れないだろうか。市側がそのように考え、警察とも協議し、誕生したのが「武蔵野市違法駐車の防止に関する条例」であ

る。

この条例は市の単独の条例である。その根拠となるものは、地方自治法第二条と交通安全対策基本法第四条・第三八条の精神である。地方自治法第二条第三項第八号に、地方公共団体が処理する事務として、「防犯、防災、罹災者の救護、交通安全の保持等を行うこと」（後日、法改正）と規定している点の一つ。そして、交通安全対策基本法第四条に、「地方公共団体は住民の生命、身体及び財産を保持するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講じるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」と規定しているのを根拠としている。

（三） 違法駐車防止重点地域での指導・啓発始まる

九条からなる「武蔵野市違法駐車防止に関する条例」の目的は、自動車の違法駐車を防止することによって、道路交通の適正化を図り、市民の安全で快適な生活環境を確保することである。違法駐車防止施策を策定し、実施することを市長の責務とし、また、違法駐車防止に努め、市長の行う施策に協力することを市民の責務とした。

さらに、条例は、事業者の駐車場の確保の責務、違法駐車防止の重点地域における措置、重点地域における違法駐車防止のために活動する公共的団体の設立、その育成と助成の項を設けた。罰則規定は設けていない。

条例の最も重要なポイントは、「違法駐車防止重点地域における措置」である。「市長は重点地域において違法駐車の防止に関して必要な指導、啓発などを行うことができる。措置を講ずる時は、警察その他関係行政機関と協議するものとする」とある。この規定が全国初めての画期的なものとなる。

道路交通法では、公安委員会に違法駐車を取り締まる権限を与えているが、市長にはその権限はないので取り締まれない。だが、違法駐車をさせないための指導や、運転者が理解を深め、意識を高めるよう、協力を依頼するなどの啓発行為を市の責任として行うことはできる。あくまで、違法駐車を防止するための措置である。

市長は、第七条という指導、啓発などを、警備業者（警備業法第二条第二項で定める）の認定を受けている者に委託することができる、と規定した。委託を受けた業者は、交通誘導警備の検定合格証の交付を受けた者（国家公安委員会が定める「警備員等の検定に関する規則」の規定による）である。この業務を行う者を「交通指導員」という。条例第七条の具体的施策としての、吉祥寺駅周辺路上駐車対策の実施概要は次のとおりである。

一、目的 吉祥寺駅周辺の違法駐車を防止し、交通渋滞の減少、交通事故の防止、バス運行の定時性の確保及び災害発生時の緊急車両の通行確保等を図る。

二、実施方法 交通指導員を二〇人から三〇人配置し、次の業務を行う。

(一) 違法駐車の防止

① 駐車している車両及び駐車しようとしている車両の運転者に対して、他の場所への移動、駐車場の利用を要請する、② 必要に応じて、セーフティーコーン等を使用し、駐車を防止する、③ 運転者がいない車両、または指導に協力しない車両が交通に重大な支障となる場合は警察に通報する。

(二) 啓発活動

① 路上駐車が、交通渋滞や事故の原因になっていることを訴え、啓発用ちらし、駐車場マップを手渡す、② 運転者がいない場合は、啓発用ちらし、駐車場マップ等をウインドーワイパーに挟み込み

協力を要請する。

三、実施場所

- ① 吉祥寺大通り ② 吉祥寺通り ③ 本町新道 ④ 平和通り ⑤ 北口ロータリー ⑥ 井の頭通りなど吉祥寺駅周辺の主要な路線

四、実施日時 土曜日、日曜日、祝（休）日、年末、午後一～六時

五、実施体制

(一) 交通指導業務は警備会社に委託する。

(二) 実施地域に吉祥寺駅周辺駐車対策協議会を設置する。

六、業務開始 平成二（一九九〇）年一〇月中を目途とする（実際には一一月三日に開始した）。

吉祥寺駅周辺駐車対策協議会の構成は、会長を武蔵野市長とし、商店会など、大型店（百貨店など）、バス会社、東京都トラック協会多摩支部第一地区武蔵野分会、東日本旅客鉄道、駐車場関係、商工会議所、交通安全協会、武蔵野市開発公社、東京都北多摩摩南建設事務所、消防署、警察署、市である。

実施概要に倣った違法駐車防止活動が始まった。重点地域には制服姿の交通指導員が立ち、路上に車を止めて立ち去ろうとする人には、駐車場マップなどを伝え、条例の周知に努めている。

(四) 条例の著しい効果

条例施行後、交通指導員による違法駐車防止対策の効果はどうであったのか。

平成三（一九九一）年三月一日号の市報に掲載された重点実施地域六路線の二年一月から三年一月末までの三か月間の駐車実態調査（各月午後二時と四時の平均駐車台数）によれば、条例施行前の二年一〇月二八日、午後四時の駐車台数一八一台に比べ、一月は四三台（二三八台の減）、二月が六八台（一一三台の減）、翌年一月が五一台（一三〇台の減）となり、約六〇～七〇パーセントの減少で、著しい効果が出てきている。さらに、同様の調査で、五年三月の時点では、駐車台数が三三台（一四八台減）となり、八二パーセントの減少率となった。

平成三年度の決算で、違法駐車防止対策経費として、指導、啓発などの業務の委託料、重点地域表示板設置工事費、駐車対策協議会補助金など、合計八四〇〇万円を支出していたが、啓発活動の結果、一七年度決算では五〇〇〇万円に漸減した。

全国の自治体で、初めて実施した違法駐車防止に関する条例は、全国のモデルとなり、各自治体から市へ資料提供の依頼があり、行政視察も相次いだ。都区内をはじめ、多摩地区から全国に同条例が波及し、八年三月の時点で三〇〇余の自治体が条例を制定している。本市における違法駐車防止のための指導、啓発活動の積極的な推進、交通安全への貢献に対し、五年一月一四日には、警視庁から市に感謝状が贈られた。

四 交通バリアフリー基本計画

武蔵野市では、第三期基本構想・長期計画（平成五～一六年度）に、まちづくりの基本理念として「高齢者にやさしいまちは、障害者にも他のすべての人にもやさしい」という福祉の視点を立ったTWC（Total Welfare

表 6—3—3 武蔵野市および公益企業が実施・検討してきた交通バリアフリーに関する主な事項

交通バリアフリーに関する主な事項	実施検討年度
(1) 福祉環境整備要綱の制定	昭和 59
(2) 五日市街道歩道の電柱の移設・地中化	61
(3) 駅のエスカレーター設置（三鷹駅北口入り口）	平成 5
(4) 違法駐車防止条例の制定	2
(5) 市民交通システム検討委員会の設置	3
(6) 交通対策推進本部の設置	6
(7) 市民交通計画の策定	7
(8) 自転車等の適正利用及び放置防止条例の制定	6
(9) 段差解消等検討委員会の設置	6
(10) 交通安全計画	8～12 13～17
(11) 電線類地中化計画	5
(12) 福祉のまちづくりモデル整備事業	3～7
(13) ムーバスの運行	7
(14) レモンキャブの運行	12
(15) 3 駅のエスカレーター、エレベーターの設置	5～

[交通バリアフリー基本計画]

Configurated City) の理念を掲げ、道路、住宅、交通、公共施設などの整備に努めてきた。また、同計画の第一次調整計画（同九〇一四年度）では、優先事業として「ハイモビリティ政策」の推進を掲げ、ムーバス事業（七年度）、レモンキャブ（二二年度）の導入、吉祥寺駅、三鷹駅のエスカレーターの設置などを行い、誰もが安全で快適に移動できるような施策を展開している。（表 6—3—3）

市民交通計画の策定

平成三（一九九一）年一

〇月二一日、第三期基本

構想・長期計画を策定するに当たり、市民交通システム検討委員会（委員長・岡並木静岡岡県立大学教授・委員五人）が設置された。同委員会は、後述する市民交通計画（表 6—3—4）策定の軸となる事項について、高齢者のグループインタビューや観察調査を通して検討を行い、四年八月三十一日に市長に報告書を提出した。この報告がコミュニティバス「ムーバス」の誕生につながったことはすでに述べた。

市は、六年六月に交通対策推進本部（市長が本部長）を設置して七年二月に市民交通計画を策定

表 6-3-4 市民交通計画・骨子

(1)	歩行路面の段差、波打ち、傾斜の解消
(2)	歩行者用路側帯の確保
(3)	狭あい道路の整備、ボンエルフ（注①）の導入、イメージハンプ（注②）の設置、歩道のカラー舗装などで歩車道を分離
(4)	ベンチ・休憩施設の整備
(5)	道路上的商品・看板などはみ出しの解消
(6)	ポケットパーク・接道部緑化の推進で憩える空間の確保
(7)	横断歩道の改善、歩車道の段差を少なく。歩行者優先の視点から信号機のサイクルの見直し
(8)	電線類の地中化で快適な歩行環境と景観の整備
(9)	楽しく歩ける道のネットワークの整備
(10)	仙川の親水化、遊歩道化、玉川上水緑道など水辺の道の整備
(11)	交通安全施設の整備
(12)	公共サイン計画、都市景観に調和した統一的なデザインを
(13)	放置自転車の防止、レンタサイクルの導入、自転車レーンの検討
(14)	バス・タクシー交通、路線バスの利便性の向上、定時運行への改善
(15)	吉祥寺駅南口バス降車場所の検討、パークロードに路側帯を設けカラー舗装化で歩行者とバスの共存
(16)	バスターミナルの改善、バス案内板設置、バス乗り場の改善
(17)	高齢者の緊急時における交通手段確保の検討、障害者対象の福祉タクシー「つながり」を高齢者にも拡大
(18)	コミュニティバス（ムーブス）の運行、吉祥寺駅東側地域（平成7年11月運行）、三鷹駅、武蔵境駅地域での運行の検討
(19)	違法駐車防止、路線商店街荷捌き車両対策
(20)	都市計画道路の整備促進、交通渋滞緩和のための右折車線・バスベイ（注③）などの設置
(21)	駅施設の改善、エレベーター・エスカレーター設置、切符の自動販売機の位置を改善
(22)	交通マナーの向上
(23)	市民の協力体制の確立
(24)	長期的な課題、①JR中央線の連続立体交差化に伴う南北交通の変化など、広域的視点で対策を講ずる、②吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺の再開発の推進と施設整備、③サイクル&バスライド・パーク&バスライド（注④）の検討、④交通セル方式（注⑤）の検討

注：①ボンエルフ 道路の一定幅員の中で車道部分を屈曲させたり、車道面に凹凸をつけるなど自動車の速度を低く抑える手法を取り入れた道路

②イメージハンプ ハンプとは「こぶ」の意味で、自動車に衝撃を与えて運転者に注意を促すもの。イメージハンプは、路面の色や舗装材料の変化で、あたかもそこにハンプがあるように視覚に訴えるもの

③バスベイ 道路を部分的に拡幅したバス専用の駐車スペース。バス乗降の際に発生する交通渋滞の緩和や乗降客の安全性を確保するために設置される

④サイクル&バスライド 駅周辺への自転車の集中を抑制するため、バス停留所付近に自転車駐車を設置し、自転車からバスに乗り換えさせるシステム。パーク&バスライドとは街の中心に車両が集中しないように、中心に入る手前に大きな駐車を作り、そこからはバスで中心まで移動させるように考えられたシステム

⑤交通セル方式 市街地を「セル（細胞）」状に仕切り、都心部の歩行環境と自動車利用の両立を図る政策。セル相互間の自動車流動や都心への流入車をコントロールする。日本国内では、長野市や浜松市などで実施が検討・準備されている

する。同計画は、人間優先の考えに基づいて基本的な交通手段である歩行（車いすを含む）を中心に、高齢者や障害者が歩きやすく安全で快適な道路を整備することや、公共交通の利便性の向上、自転車や自動車の適正な利用などの交通体系を作ることが目的であり、前述の交通バリアフリー基本構想を先取りした計画であるといえる。

駅のバリアフリー化

市民など利用者から駅のホームにもエスカレーターを設置してほしいという声が強まり、市では、鉄道事業者、国、東京都の協力を得ながら、平成五（一九九三）年一〇月一日に、三鷹駅北口に車いす乗用ステップ付きのエスカレーターを設置、運転を開始した。工事費一億〇五〇〇万円は全額市が負担した。交通バリアフリー法の制定より六年余も前である。

六年二月一四日には、三鷹駅とＪＲ吉祥寺駅のホームにエスカレーターを設置する工事費の一部を負担する旨を決め、榎本龍幸ＪＲ東日本東京地域本社長と、土屋武蔵野市長、安田養次郎三鷹市長が協定書に調印した。こうしてバリアフリー化が進められた市内三駅のエスカレーター、エレベーターの設置経緯は表6-3-5にまとめた（武蔵境駅は中央線連続立体交差化事業中のため仮設）。

このように本市では、福祉の視点に立った安全で快適なまちづくりの実現に向けて、各部門で実績を積み上げ、八年四月には、(財)国際交通安全学会から市民モビリティ向上のための総合交通施策が評価されて同学会金賞を受賞し、さらに九年六月には、交通安全対策で自治相（現総務相）・国家公安委員長表彰を受けている。

武蔵野市の施策を後追いするように、一二年五月、「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が制定された。法は、(一)国が基本方針をつくる、(二)バリアフリー基準（移動円滑化基準）への適合を公共交通事業者に義務づける、(三)市町村主導による地域のバリアフリー施策

表 6-3-5 駅のバリアフリー化の経緯

駅	運転開始 年度 (平成)	事業者	機種	上り 下り	設置場所	摘要
吉祥寺駅	2年12月	京王電鉄	エスカレーター	上り	発券機—改札口	
	8年3月	JR	エスカレーター	上り	快速線ホーム	市とJRで工事費折半
	8年9月	JR	エスカレーター	上り	中央階段	
	9年2月	JR	エスカレーター	上り	緩行線ホーム	
	13年3月	京王電鉄	エスカレーター	上り	道路—券売機 券売機—ホーム	市負担金4957万円
	15年9月	京王電鉄	エスカレーター	下り	券売機—道路	市負担金2500万円
	17年3月	JR	エスカレーター	下り	快速線、緩行線 ホーム	市負担金4163万円
三鷹駅	5年10月	武蔵野市	エスカレーター	上り	駅北口入り口—改 札入り口	市負担金1億0500 万円
	7年10月	JR	エスカレーター	上り 下り	改札口—3・4番 ホーム	
	8年12月	JR	エスカレーター	上り 下り	改札口—5・6番 ホーム	
	11年2月	JR	エスカレーター	上り 下り	改札口—1・2番 ホーム	全てのホームにエ スカレーターが設 置
	18年2月	武蔵野市	エスカレーター エレベーター	下り	駅通路—北口入り 口 下りエスカレー ターの東側	交通バリアフリー 構想に基づくス ルー型(注)
武蔵境駅	15年3月	JR	エレベーター		仮駅舎—自由通路 の北口と南口、中 央線上りホーム	連続立体交差化事 業を実施中のた め、駅舎の改築に 伴い総合的にバ リアフリー化を実施
	同	JR	エスカレーター	上り	南口	

注：スルー型エレベーター 車いすの人が操作しやすいようにボタンの位置が低く、扉が2か所にあるので、向きを変えずに降りられる。11人乗り

を推進する―①市の基本構想の作成、②基本構想に基づく事業の実施、をうたった。

本市は、一四年六月一日、同法に基づき「武蔵野市交通バリアフリー基本構想策定委員会」(委員長・清水忠男千葉大学教授・委員二三人)を設置した。委員は、学識経験者三人、市民四人、福祉関係者・商工関係者・公安委員会各一人、公共交通事業者七人、道路管理者二人、行政関係者四人。同委員会は、市民意向調査、市民アンケート、障害者・高齢者の団体へのヒアリングと合同現地調査などを行って交通バリアフリー基本構

想（以下、基本構想と略）を策定し、一五年二月に市長に答申した。基本構想では、市と鉄道やバス事業者、市道・都道の管理者、警察などの事業者が協力して平成二二年度までに、駅および駅周辺を含めた重点整備地区内で、バリアフリー化事業を実施するとともに、商店主、企業、ボランティアなどが事業に積極的に協力することを定めた。この基本構想に基づいて、駅構内のエレベーターや上下のエスカレーターの設置をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックの整備や歩道の段差解消など、駅と駅周辺のバリアフリー化を重点的に進めていくことになった。

そのうえで吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅周辺を重点整備地区とし、（一）三駅全てに、ホームから駅前広場や周辺道路までのバリアフリー化を実施、（二）鉄道車両については、代替時期に併せてバリアフリー化を求める、（三）バス車両については、ノンステップバスの導入を、（四）道路、信号機などについては、特定経路（注①）と準特定経路（注②）を選定し、優先的にバリアフリー化を、（五）その他の経路、地区についてもバリアフリー歩行空間のネットワーク形成を目指す、ことになった。これに先立ち、一三年九月に設置した交通バリアフリー法庁内検討委員会が一四年三月に報告書をまとめ市長に提出している。

スーパームデル地区に吉祥寺

交通バリアフリーなどを強力に推進するため国土交通省は特別に支援するモデル地

駅周辺地区が指定される

区を募集した。平成一七（二〇〇五）年三月一日、吉祥寺駅周辺地区が「スーパ

モデル地区」に指定された。道路課が前年の一〇月にエントリーしたのだが、応募が全国で三〇九か所あり、現地審査も受けて同地区が選ばれた。スーパームデル地区とは、歩行者優先道路、バリアフリー、電線類の地中化や放置自転車対策など、道路を整備するに当たり「くらしのみちゾーン」「バリアフリー重点整備地区」「面的無電柱化地区」「自転車利用促進地区」の四施策について、国交省が全国の見本となるモデル地区を指定し特別な支援をするもので、

表 6—3—6 路線別事業計画

地区	路線名	管理主体	予定事業年度
吉祥寺駅周辺 重点整備地区	一般都道 吉祥寺通り	東京都	平成17～21
	一般都道 平和通り	東京都 事業は市で実施	整備済み
	市道第191号線 吉祥寺大通り	武蔵野市	18～19
	市道第225号線	武蔵野市	17～18
三鷹駅周辺 重点整備地区	主要地方道 五日市街道	東京都	交差点改良事業で実施
	一般都道 三鷹通り	東京都	17～19
	市道第17号線 中央大通り	武蔵野市	19～20
武蔵境駅周辺 重点整備地区	三鷹駅北口広場	武蔵野市	19～20
	一般都道 境調布線	東京都 武蔵野市	20～22
	市道第84号線	武蔵野市	21～22
	武蔵境駅北口広場	武蔵野市	22
	武蔵境駅南口広場	武蔵野市	21～22

[交通バリアフリー基本構想] (平成17年1月現在)

事業費の二分の一を特別交付金として交付する。バリアフリー重点整備地区は、市部では本市を含む五市が指定された。市は、一七年一月に、市交通バリアフリー道路特定事業計画を策定している。東京都と武蔵野市の道路管理者が連携して、二二年を目標に次のようなバリアフリー化事業を実施するものである。(表6—3—6)

(一) 車道と明確に分離された安全な歩道を設置、(二) 車いすが円滑にすれ違えるよう、二メートル以上の有効幅員を確保、(三) 駐車場出入り口などの歩道が、上下や横方向に急傾斜しないように整備、(四) 車いすが通行しやすいように横方向の傾斜を原則一パーセント(困難な場合は二パーセント)以下に、また、進行方向の傾斜を原則五パーセント(困難な場合は八パーセント)以下に整備、(五) 信号待ちのための平坦な部分を歩道に確保、(六) 視覚障害者誘導用ブロックを設置、(七) 歩道を波打ちとならないように整備、(八) バリアフリー化された横断歩道などの接続部と歩車道境界との段差は二センチメートルを標準に設定、などの内容となっ

ている。

注① 特定経路 重点整備地区内で、駅と高齢者、身体障害者がよく利用する官庁、福祉施設などを結ぶ経路

注② 準特定経路 特定経路に適合した整備が難しい道路で、特定経路に準じて何らかのバリアフリー化の事業を実施する経路

第四節 安全・快適な都市づくり

一 アメニティ

(一) アメニティ都市づくり懇談会

アメニティという視点の議論は、市が「アメニティ都市づくり懇談会」(会長・東原紘道東京大学助教授・委員九人、以下、懇談会と略)を昭和六三(一九八八)年二月に設置したところから始まった。懇談会では、快適で、災害に強く、活力や触れ合いがあり、文化の香り豊かな都市を目指す本市の具体的施策を探ることになった。懇談会は平成元(一九八九)年三月に提言書を出した。

提言によると、アメニティ(英語のAmenity)とは本来、「快適な生活・社会・自然環境」をいうのだが、本市のアメニティ都市づくりの基本にあるものは、多摩地域における中核都市として広域的な責任を担っていくとともに、ハンディを負う人への配慮をする努力をしていくことだという。とはいえ、アメニティ都市づくりの目標と課題は多岐にわたっており、都市空間のほとんどの範囲に何らかのかかわりを持っている。またそれは、個人差や価値観の差が色濃く反映しているため、複雑なものになっている。

成熟した快適な都市づくり。本市のアメニティ都市づくりの重要な柱は、アメニティ・マインド（快適な環境というものに対する意識）の普及にあるという。市民が参加して自らのまちを再発見するタウンウォッチングを今後継続することも「アメニティ・マインド」を育む。ここでいうタウンウォッチングは、次のような視点を集約したカルテを作り、まちづくりライブラリーなどに蓄積することをいう。それは街並みカルテ、緑のカルテ、道のカルテ、遊び場データベースなどである。

アメニティ都市づくり専門委員会を創設する、まちの美観向上に関連する公共標識や案内板のデザインコードを考える、まちづくり顕彰制度のあり方も考える、高齢者・子ども・障害者の歩行の安全性を確保する、道の機能回復と質の向上を検討する、といった内容の提言であった。

この提言を受けて、市は平成二（一九九〇）年九月に「アメニティ都市づくり委員会」（委員長・後藤秀昭 パンスペー ス設計研究所・委員七人）を設置した。委員会では、アメニティの大きな要素には「本市を訪れる人々へのもてなし」があるという考えから、「サインなどのデザインづくり」「道のネーミング」「にぎわいの拠点としての小広場づくり」「楽しい待ち合わせ場所づくり」「夜のネオン、ライト」「個性ある道づくり」などについて、目に見える形で一歩進んだ議論をした。

（二） 美しい都市づくりを重点事業の一つに

「第二期長期計画第二次調整計画」（平成元～六年度）でも、重点事業の一つに「美しい都市（アメニティ）づくり」を掲げ、以下の施策を実施するとした。

①公共下水道整備に伴って整備してきた生活道路を順次改修し、一段と高級な舗装に改めていく、②緑化・環境問題を検討する市民委員会、アメニティ都市づくりを検討する専門委員会を設置する、③市民のアメニティ活動を支援する方法を検討し支援する、④ガードレールなどの交通安全施設や案内板、街路灯その他のストリートファニチャーのデザインを改善する、⑤公衆便所の改良を進める、⑥ごみの収集・運搬方法を改善できるか検討する、⑦屋外広告物、建築物のデザインにも改善を加える、⑧建築確認事務の市移管について検討する。

こうした課題には全市を挙げて解決に向けて取り組み、その後改善・改良されたものも少なくない。たとえば、ごみの収集方法に関しては、ステーション方式のごみ集積所は都市の美観を損い、通行の障害にもなっていた。ごみを担当する生活環境課（現ごみ総合対策課）の試行錯誤を経て「家庭ごみの有料化・戸別収集」（平成一六〇二〇〇四年一〇月一日）の方法が実現し、カラスによるごみの散乱風景はこのまちから姿を消した。

また、前述した懇談会の提言にあった「農業を通して自然とのかかわりを実感できるような圃場を公園化し、随時観察に供する」施策については、新しい公園づくり「農業ふれあい公園」の第一回ワークショップ（平成一七年二月）へとつながり、一九年三月三十一日には関前五丁目に農業ふれあい公園がオープンした。（↓第四章第一節二）

建築確認事務の移管については、本市の人口規模では任意設置となっているが、東京都との協議を重ね、市で業務を行うことになり、八年四月一日から建築指導課が発足、建築主事を配置した。それと同時に「武蔵野市建築計画に関する事前調整要綱」を設けて、建築主と担当課が事前に協議する制度が確立したことにより、狭あい道路の拡幅整備、雨水浸透施設の設置、敷地内の緑化など地域の特性に合わせた居住環境の改善が一層進んだ。

(三) アメニティコンテスト

懇談会の提言にあった「まちづくりの顕彰制度」も早速動き出した。平成四（一九九二）年九月一日には市報で第一回のアメニティコンテスト作品募集（十一月三〇日締め切り）を報じている。この呼びかけに多数の市民がユニークな案を持ち込んだ。「武蔵野市アメニティプラン（むさしのアメニティブックレット01）」に続く「私が見つけたアメニティ'92（むさしのアメニティブックレット02）」に、アメニティコンテストの最優秀賞二点、優秀賞五点などを掲載した。「武蔵野市まちづくり大賞」には七七点の応募があり、「写真による武蔵野市の魅力発見賞」には一三四点の応募があった。五年一月三〇日にはアメニティフェスティバル（市民会館）を開催して表彰式を行った。

まちづくり大賞はかつどう部門で三点が大賞を受賞した。その一つは「道路愛称板の設置」（吉祥寺南町・吉岡進）である。この活動は、まちに親しみを持ってもらおうと、吉祥寺南町三丁目の有志が道の愛称を募集した。住民が応募した「旭小路」「うぐいす小路」「まがり小路」などの愛称を小さな表示板に手書きしては次々と街角に立て、三年がかりで取り付けを終えた。「この活動によって地域コミュニティの輪が一段と広がった」と受賞者は言う。コンテストを提唱したアメニティ都市づくり委員会の後藤秀昭委員長は、「人と人との触れ合いがあつて初めてアメニティの豊かなまちになる」とエールを送る。

第二回まちづくり大賞コンテストのみどり部門大賞は「庭先緑市」（吉祥寺東町・原宇多茂）が受賞した。休日に株分けして育てた草花の鉢に一つひとつ名札を付け、庭先の道路脇に並べると、欲しい人が空き缶に代金を入れて持ち帰ってくれる。まちに緑を増やす活動として、第二回アメニティフェスティバル（五年一〇月三〇日・芸能劇場）

で、第二回から加わった「まちづくりアイデア賞」などとともに表彰された。なお、このフェスティバルでは、大木シンボルツリー2000計画を進める緑化公園課（現緑化環境センター）が募集した「大木2000シンボルマーク」最優秀賞（小学五年・谷剛史）などの表彰や作品展示も併せて行われた。

第一回武蔵野市まちづくりアイデア賞（五年）の一般部・優秀賞には、「ミニサンクチュアリの街づくり」（論文・吉祥寺北町・梅田彰）、「ラッキリアベニュー（ガス灯の明かり）」（イラスト・中町・沖島工業株式会社営業企画課）、「水辺の散歩道づくり（玉川上水緑道に小さな橋を架ける）」（イラスト・潮田弘）の三点が選ばれ、ブックレット「私が見つけたアメニティ⁹³」に紹介された。

第三回アメニティコンテスト（六年九～一二月）からは、「音風景発見賞」も加わり、第三回アメニティフェスティバル（七年二月四日・武蔵野公会堂）で、生け垣コンテスト（緑化公園課主催）の受賞者と一緒に表彰された。木々のざわめき、鳥や虫の声、家々から聞こえる生活の音、商店街のにぎわい、自動車や鉄道の音、スピーカーから流れる音楽やアナウンスなど、市民が想いを寄せる「音の風景」を綴った中から、次の二作品が最優秀賞を受賞した。

「木枯らしのあとの静寂・成蹊学園けやき並木（ケヤキの音とともに自分の人生五〇数年の思い出を綴る）」（吉祥寺北町・津田淳一）

「二万光年の音・武蔵野全域（正月の静けさ、澄んだ空気の合間に聞こえてくる星のささやき）」（中村知紀）

たても**武蔵野大賞**・市民が建物やまちに愛着心を持つことによって、良質な街並みが造られていく。同時
まちかど**フォトコンテスト**に日常的にまちの美化を心がける啓発活動も広がるに違いない。その効果を狙った「たても**武蔵野大賞**・まちかど**フォトコンテスト**」を市は平成二二（二〇〇〇）年から隔年で実施することになった。

アメニティ（快適性）を考慮して進めるものが確かに増えた。だが、駅周辺の放置自転車はゼロにはなっていない。なぜか公園にはごみが散らかっている。まちづくりは常に途上にある。人々も行政もアメニティという言葉をあま一口にしなくなったが、それは終わりのない意識行為だと知っているからだろう。（↓資料編）

二 建築確認事務

（一）建築行政・建築確認事務の導入

従来東京都で実施していた建築行政を市で行うため、「第三期基本構想・長期計画」（平成五〜一六年度）で建築主事設置の方針を決定した。

市が建築行政を導入するまでの経緯を遡ってみると、昭和四六（一九七二）年にできた「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」（以下、宅地開発等指導要綱と略）などによって建築活動をコントロールするという一定の建築行政がある。

四〇年代には、高層マンション建設に伴う日照権などをめぐって紛争が続き、五〇年代には、ストリップ劇場、ラブホテルなど風俗産業の進出阻止の環境浄化市民運動が起きた。

市では五八年一〇月に「武蔵野市旅館・レンタルルームの規制条例」、五九年一月には「武蔵野市旅館の建築等に関する指導要綱」を制定し、建築規制や行政指導を実施してきたが、平成元（一九八九）年には、第二期長期計画第

二次調整計画（元々六年度）で建築主事の導入を検討課題とすることになった。これまでは、都市計画行政は市で、建築基準行政は都で行ってきた。それを、市で一体化して独自の建築行政を司ることで、高齢者や障害者が安心して住み続けられる安全で快適な都市づくりを進めていこうというのである。

都市づくりのための関連法規は多いが、とりわけ「都市計画法」に基づく事業や制限、「建築基準法」に基づく個別建築物の規制、誘導などは、これら二つの法律の運用で、より良好な都市づくりを図ることが行政に課せられている。

東京都は、平成四年に「市への建築行政事務移管についての基本的考え方」を示し、人口一五万人以上の市と折衝を開始した。本市の人口は一五万人以下であるが移管の対象となり、五年四月に企画課に建築主事設置調査担当を置き、庁内に「建築行政導入調査検討委員会」を発足させた。六年四月には、都市開発部に建築主事設置準備担当が、七年四月には、建築指導準備室が設置された。構成は市職員一人、都からの派遣職員二人、臨時嘱託職員一人の体制。同時に前期、後期に分けて市職員を研修のため都に派遣した。

都の支援

建築基準行政を都から市へ移管するに伴って、都から市に支援があった。一つは人的支援である。移管前に都が市職員を受け入れて研修、移管時には都職員を市へ派遣した。二つ目は財政的支援。移管市の財政負担を軽くするため、実施の初動期間（五年間）に都から出る交付金は、建築基準行政に要する経費から確認申請手数料などの収入を差し引いた額の三分の二（第一～第二年度）、二分の一（第三～第四年度）、三分の一（第五年度）と三段階で配分された。本市の場合、建築基準行政導入の初年度にあたる平成八（一九九六）年度の歳入決算額は三九六〇万円であった。

建築主事・建築審査会 平成七（一九九五）年一月の市議会定例会で、市が八年四月から建築行政を実施すると

などの設置

の行政報告があった。

建築基準法第四条第一項では、人口二五万人以上の市は建築主事を設置する義務があるとしている。人口二五万人未満の本市は都知事と協議して任意に設置できる規定を適用し、設置義務市と同様の建築行政を担うことになった。

建築行政は、建築主事と特定行政庁（建築主事を置く市の長）とが一体となつて行う。建築主事は、独立した行政機関として建築、設備、工作物の確認、工事完了検査を主にを行い、特定行政庁は、建築基準法の認可、指定、認定などの行政行為、違反建築などに対する是正命令など、機関委任事務を行う。

「武蔵野市建築審査会条例」が同定例会で可決された。審査会は、特定行政庁の例外的許可などの裁量行為を第三者的に公正に判断し、建築主事や特定行政庁の処分や不作為に対する審査請求の審理や裁決に当たる。「武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（以下、紛争予防条例と略）も同定例会で可決された。中高層建築物の建築にかかわる計画の事前公開と紛争の斡旋、調停に関する事項などを定めたものである。それに伴って、建築審査会委員（弁護士、建築士など五人）と建築紛争調停委員（同三人）が委嘱された。

八年四月一日、建築指導課が設置され、都派遣職員を含む一五人体制で業務を開始した。道路の位置指定に関する事務、狭あい道路整備事業は開発指導課の担当となる。道路の位置指定に関する業務は一四年四月に建築指導課に移管した。

八年六月の第二回市議会定例会に議員提出議案として、「建築基準行政事務実施に関する決議」が出された。その趣旨は、建築主事や担当の職員に対する代弁や調整を議員は個人の立場では差し控えるというもの。全員の賛成で六

月二四日に可決された。

建築行政の実績と効果

五〇件、許可などが一一八件あった。一般確認七五〇件中、木造建築が五二二件（六八パーセント）であった（表6-4-1）。

違反建築の摘発件数は八年度だけで一八六件あった。前年度、都が武蔵野市で摘発した件数は七一件であるから、約二・六倍となった。それだけ市は是正の指導を行ったのである。ちなみに全体の違反件数は三六〇件あり、その内訳は建蔽率違反一四五件、容積率違反一一四件、確認をとらないものが四三件、となっている。

建築確認申請の際、市内の狭あい道路を拡幅して整備した実績もある。建築基準法で定める「幅員四メートル以上の道路に二メートル以上接していなければならない」という建築条件を満たさない道路の場合、市は狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、確認申請時の協議で後退用地を確保し、後退した土地を市に寄付させるなどして道路整備を進めている。八年度の実績は、整備件数一三四件、延長は一六九六・八メートルだった。

建築行政導入後の効果としては、第一に、建築確認が身近なものになったことが挙げられる。また、市は建築紛争の斡旋をし、市民に対しては建築相談に乗る、審査請求を提起するなど、目目の細かい対応ができるようになった。パトロールの徹底で違反建

表6-4-1
建築確認申請件数（平成8年度）

一般確認	750
許可など	118
計	868

一般確認の内訳

木造	513
鉄骨鉄筋コンクリート造	7
鉄筋コンクリート造	69
鉄骨造	154
コンクリートブロック造	2
その他	5
計	750

築の取り締まりも以前より効果を上げている。

効果の第二は、本市のまちづくりの関連施策との連動が可能になったことである。「武蔵野市建築計画に関する事前調整要綱」を制定（八年四月一日）したことにより、確認申請前に担当部課の指導ができるようになった。

以上のように、宅地開発等指導要綱に基づく計画段階での行政指導の徹底、狭あい道路拡幅整備要綱による狭あい道路対策の目覚ましい成果、緑化に関する指導要綱に基づく住宅の緑化の推進、東京都福祉のまちづくり条例に基づく認定業務の推進といった事業が、建築基準行政をテコに大きく前進するという効果があったといえる。

なお、宅地開発等指導要綱は建築行政事務導入と同時に八年四月、全面改正された。（↓本節三）

一一年五月一日から建築基準法が改正・施行された。改正点は、①建築確認・検査事務が民間（指定確認検査機関）に新たに開放されたこと、②中間検査制度が導入されたこと、である。本市では、地下を除く階数が三以上で延べ床面積が五〇〇平方メートルを超えるものと、主要構造部が木造で階数が三以上のものが検査対象建築物となった。

なお、本市には直接関係ないが、一七年一月、建築物の耐震構造計算書の偽造事件（強度不足）が発覚して、大きな社会問題となった。

（二） 中高層建築物にかかわる紛争と対策

本市では、昭和四〇（一九六五）年代の半ば頃から、マンションなどの中高層建築物が多くなり、日影問題をはじめとする建築紛争が多発するようになった。

このため、前述のように四六年一〇月に宅地開発等指導要綱を制定して、市民と業者の話し合いの場を設けること

で紛争予防に一定の効果を上げてきてはいる。しかし、法規範性のない要綱は紛争解決の絶対的な決め手とはならず、司法の場で争われることも多くあった。(↓次項)

五一年一月には建築基準法の一部が改正され、新たに中高層建築物に対する日影規制が制度化された。この法改正を受けて、五三年七月、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」が公布され、より厳しい制限が課せられることになった。

前述したように、平成八(一九九六)年四月の建築基準行政の事務移管と同時に、市では、紛争予防条例を制定し、紛争を未然に防ぐための調整を行う体制をとることになった。しかし、日当たりの良い住宅地に暮らしていた人々が、ある日突然、近隣のマンション計画などで日照を奪われるとなると、権利保護から建設反対などの紛争に発展していくケースがある。以下、代表的な事例を三件挙げるが、最初の事例は、都が確認事務を行っていた最後の年に起こった紛争である。

地上二三階建てに住民が 三鷹駅北口(中町一丁目)に建設会社フジタが建設を計画した地上二三階地下一階、延建築差し止め申請

べ床面積約六一〇〇平方メートル、高さ四二・七メートルの共同ビル(一〜三階の一部は事務所や店舗、三階以上は住宅六五戸)に対し、平成七(一九九五)年五月八日、付近住民が東京地裁八王子支部に建築差し止めの仮処分申請をした。申請をしたのは、ビル建設予定地周辺の商店主や付近住民ら二〇四人。日照権の侵害に加え、古い商店街の景観を損うと訴えた。フジタは建設に問題はないと反論する。前年の一二月九日に市の宅地開発等指導要綱の事前の計画審査を受けたフジタは住民への説明会を行い、この年二月一五日には建築確認申請の審査を終えた。その後も説明会を持ったが、住民側は納得できず、仮処分申請に踏み切ったのである。その中で住

民はビルの高さをせめて一〇階まで下げてほしいと主張したが、五月一九日、東京地裁八王子支部はフジタに日影の金銭補償の和解を勧告。結局、住民側が仮処分申請を取り下げ、フジタは住民側に解決金を支払い決着した。

マンション新築工事 平成一〇（一九九八）年八月、宅地開発等指導要綱に基づく事前協議書が市に出された。事に関する陳情不採択 業者は住友不動産（以下、住友と略）で、吉祥寺本町四丁目三二番（以前は新日本製鉄の社宅）に、地上八階地下一階建て分譲マンション（戸数一三二戸）を新築するという。

市議会には同年一二月一五日、中町三丁目の住民三八七人から、「吉祥寺本町四丁目の大規模マンション建設に伴う環境の侵害に関する陳情」が出された。陳情には、「南北一〇〇メートル、八階建ての巨大な壁となるマンションは認められない。東西方向に三棟建てに計画を見直してほしい。現設計による建築確認申請は地域住民の要望を十分配慮したうえで受理するようお願いする」とあった。

住友は、一〇月から一二月まで五回住民に説明をしたが合意に至らず、住友側、近隣住民双方から紛争調停の申出書が市に出され、翌一一年一月二日に斡旋が行われた。住民からの妥協案は、①南北棟を五階に、②南北棟のスリット（建物の棟を仕切るすき間）を広くとる、③駐車場入り口を成蹊通り以外に設けてほしい、の三点。二回目の斡旋（同月二二日）では市長が議長役を務めた。住友側は、①七階建てを六階建てに変更、②外廊下を切って階段室型にする、③スリットを二メートルから三メートルにすると回答。三回目、住民側は南北棟の六階建てに同意しつつも新たな六項目を要望。結局、双方の溝は埋まらないまま、市は斡旋を打ち切った。一方、前述の陳情の方は市議会議員の任期満了で審議未了となり、一一年六月四日、新たな市議会に住民（中町三丁目の二四人）から陳情が出されたが、一二月九日の建設委員会と一六日の本会議で不採択となった。

マンション紛争に 三井不動産（以下、三井と略）が平成一四（二〇〇二）年夏、中町二丁目五番（敷地二九〇〇

市長幹旋案

平方メートル）に地上五階地下一階のマンション建設（一六〇戸）を計画した。現場は、幅員四メートルの行き止まり道路と、位置指定道路のみに接する袋地である。

近隣住民は、現場は道路も狭く防災上も不安だと主張し、三井と話し合ったが平行線をたどっていた。一五年二月に、市の宅地開発等指導要綱に基づく承認前に、三井は民間の建築確認審査機関に確認申請をして、三月六日に確認済証の交付を受けた。住民は市長と市議会に建築計画の見直しを求める陳情書を出す。三月四日に、東京地裁八王子支部に三井からは「建築妨害禁止」、住民側からは「建築工事着手差止」の仮処分の申請が出ていた。

三月一日、市は三井側に要綱を守るよう要請。市議会は一七日、三井側に要綱を遵守し、住民と誠意をもって話し合うことを求める決議案と、陳情を全会一致で可決した。

三月下旬、三井側と住民側から調整を依頼された市長が、紛争予防条例に基づいて調整を行ったが平行線で終わる。今度は両者が市長に幹旋案の提出を求めた。幹旋案として、防災上の安全確保のため、建物の西側の公開空き地を広げ、住民の日照権を守るため建物の一部を縮小。当初の計画案で一八六パーセントだった容積率を一六六パーセントに減らすという案が提示された。四月一日、両者はこれを了承し、建築の合意に至った。

三 高層建築の抑制・宅地開発等指導要綱

(一) 『要綱行政が生んだ日照権』を刊行

平成九(一九九七)年一月三日、市は市制施行五〇周年の記念事業の一環として『武蔵野市百年史』の別冊『要綱行政が生んだ日照権』を刊行した。

本市には住環境を取り巻くまちづくりの先駆的な行政の取り組みとして、昭和四六(一九七二)年一〇月に制定した「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」(以下、宅地開発等指導要綱と略↓資料編)がある。

この要綱の運用をめぐる訴訟などが起こり、要綱の正当性や法規範性など全国的な論議を呼び、国の法律、都の条例などの改正にまで及んだ。

本市の要綱行政の一連の経緯をたどってみる。

昭和四〇年代前半からの経済の高度成長に伴い、都市化が急速に進み、無秩序な開発により生活環境問題や財政を圧迫する状況が発生してきた。武蔵野市では、マンションなど中高層建築物による日照問題で住民と建設業者間で紛争が相次ぎ、また、児童・生徒数の急増による教育施設の整備などの対応にも迫られていた。

昭和三七年以前、市内に三棟しかなかったマンションだが、四四年に二棟、四五年に三〇、四六年に一九、四七年に三二、四八年に三八棟と増えて、平成八年には八四八棟となった。最も多かったのは、昭和六二年の四九棟だ。

周辺住民からは、マンション建設反対、計画の見直し是正を求める請願・陳情が次々と出された。昭和四二年九月から六三年三月までに出された指導要綱・日照権などに関する請願は三九件、陳情は一五件に達した。

四三年三月に、本州市議会で日照権確保に関する意見書が可決されている。四二年一〇月に東京高裁で日照権を認める判決が出たのを受け、住居専用地区における高度規制の対策を早急に立てる強力な立法を求めた意見書である。建設相（現国土交通相）と都知事に提出した。

これら日照の確保などの解決策は本来法律や条例で規制すべきものであるが、市では法の欠落した部分を緊急避難的に補うため、前述のように「宅地開発等指導要綱」を制定した。指導要綱では、無秩序な宅地開発を防止し、中高層建築物による地域住民の被害を排除して必要となる公共・公益施設の整備促進を図るために、宅地開発などを行う事業者に必要な行政指導が出来る。法律や条例のような強制力はないが、その運用により実効性を確保する行政手段として機能し、一定の成果を上げてきた。

全国の指導要綱 昭和五二（一九七七）年二月一日現在、全国三二五六市町村中八八五市町村（二七・二パーセント）、大都市圏では六一・八パーセントが指導要綱を制定している。要綱制定年度を見ると、四七年度が七二団体、四八年度が九七団体。八八五市町村のうちの七二九団体（八二パーセント）が四六〜五〇年度の五年間に、大都市圏では三六三市町村のうちの二八四団体（七八パーセント）が同じ五年間に制定した。六〇年度に要綱保有市町村数は一一七四、平成元（一九八九）年度には一二九四、五年度には一四〇五となった。

宅地開発事業の規定

本市の宅地開発等指導要綱では宅地開発事業で規模が一〇〇〇平方メートル以上のものと、中高層建築物で高さ一〇メートル以上のものを適用範囲とした。事業者は事前に市長に申し

出て、公共・公益施設の設計、費用負担、日照障害、テレビ電波障害などについて、協議し審査を受けなければならない。一〇〇〇平方メートル以上の宅地開発事業の規定は次の内容である。

①道路は幅員六メートル以上とし、L型側溝を事業主が整備、市に無償提供する、②開発面積が三〇〇〇平方メートル以上の場合はその六〜一〇パーセントの公園緑地を事業主が造成し、市に無償提供、③上水道は事業主の費用負担で市が施工、④下水道は事業主が施工して市に無償提供、⑤計画戸数一〇〇〇戸につき小学校を一枚、二〇〇〇戸につき中学校を一枚、学校用地を市に無償提供し、学校建設費用を事業主が負担、⑥消火栓、貯水槽は事業主が設置し、市に無償提供、⑦ごみ集積処理施設を設置、⑧街路灯・防犯灯は事業主が負担、⑨駐車用地を確保する、など。中高層建築物の建設事業の規定は次の内容である。

①日照の影響について市と協議し付近住民の同意を得る、②テレビ電波障害などの障害排除の施設は事業主の負担、窓の目隠しを設置、③住宅公団、都営住宅などが建設する住宅に市民優先入居など配慮、など。

この要綱に従わない事業主に対して、市は上下水道など必要な施設その他の協力を行わないことがある。

指導要綱の運用後

この要綱制定後、開発事業者から開発計画審査願が市に提出されるようになった。これを宅地開発等審査会が審査し、問題がなければ承認をする。大方の事業者は市の指導に従ったが、指導要綱は法律ではないからと指導を拒絶したため、訴訟に発展し長期間にわたって争われたいくつかの例がある。

損害賠償請求、建設工事禁止請求、水道法違反、教育施設負担金返還請求事件などだが、最も長い訴訟は原審から最高裁判決まで一五年かかっている（↓資料編）。いくつかを挙げておく。

(1) 水道法違反事件

山基建設（本社・吉祥寺南町一丁目）が絡んだ水道法違反事件は、昭和五三（一九七八）年三月の告訴から平成元（一九八九）年一二月の最高裁判決まで一一年間かかり、一番の公判だけで延べ三〇回に及んだ。同社が指導要綱に従わなかったため、市は要綱に定める措置を適用して上水道給水契約申し込みを保留した。それに対して同社が後藤喜八郎市長と市職員二人を告訴（後に市職員は不起訴処分となった）、後藤市長が刑事事件として起訴された。

水道法第一五条に定める給水義務条項で水道事業者が給水の申し込みを受けた時は、正当の理由がなければこれを拒んではならないとの規定に抵触したとして争われた。市が給水を保留した措置が正当の理由に当たるとかどうかがもっぱらの争点となった。同時に、法に基づかない指導要綱の法的拘束力が判断の根拠となった。市は要綱行政の正当性と必要性を粘り強く説くとともに、給水を「拒否」したのではなく一時「保留」したのだと主張し続けた。

しかし、「市のとつた行為は、協力しない相手方に強制力を及ぼし、法律による行政の原則を逸脱し、行政指導の範囲を超えるもので適法でない。被告の給水申し込みを拒否した目的は要綱を守らせることにあり、山基マンションは完成し、居住者への給水も拒否することとなり、手段・方法は相当性を欠き、これらの行為について違法性が阻却されることはなく、可罰的違法性があったことは明らかである」との理由で五八年九月二六日、罰金一〇万円の一審の論告求刑があった。翌年二月二四日、求刑どおり罰金一〇万円の一審有罪判決が元市長（後藤喜八郎市長は五四年四月に退任）に下された。

元市長は直ちに東京高等裁判所に控訴するが、六〇年八月三〇日、「給水拒否は行政指導の限界を超えたもので、正当性は認められない」として同高裁は罰金一〇万円の一審判決を支持、控訴を棄却した。

元市長は同年九月一二日、最高裁判所に上告した。しかし平成元（一九八九）年一月八日、同裁判所は「要綱に従わないことは給水拒否の正当の理由にならない」として、罰金一〇万円の二審判決を支持、上告を棄却する決定をし被告元市長の罰金刑が確定した。

(2) 損害請求住民訴訟事件

(1) の裁判で元市長の弁護士費用を市費で支出した件に対し、昭和五四（一九七九）年一〇月三十一日提訴の損害請求住民訴訟事件で、平成二（一九九〇）年三月二三日、最高裁は「刑事事件における弁護士の活動が地方公共団体の事務に当たるとはなく、元市長の弁護士費用の支出は違法であり、市に対する損害賠償責任は免れない」と、一、二審の判断を支持する判決を下した。この間一一年間を費やし、元市長は市に二三万二〇〇円を支払った。

同時に原告（山基建設）は地方自治法の規定（勝訴した場合に原告の弁護士費用を市に請求できる）どおり、その費用を市に請求し、市は原告に九六万円を支払った。

(3) 教育施設負担金返還請求事件

昭和五三（一九七八）年九月一三日、賃貸住宅の建築主からすでに納入済み（五二年一月二日）の教育施設負担金（一五二三万二〇〇〇円）の返還請求が提訴された。市が五三年に指導要綱の一部を改正し、教育施設負担金の項を削除したため、改正直前に負担金（寄付金）を支払った原告が不公平感を抱いて返還を求めたのである。

五八年二月九日の一審では「原告が負担金の寄付を拒否すれば市が給水制限をすると畏怖しているのに乗じて寄付

を強制したという認識を持っていたとは到底うかがえない。よつて市の強迫を理由とする原告の寄付の意思表示の取消しはその要件を欠いているから失当である」と返還の主張を退けた。原告は控訴し、新たに国家賠償法に基づく請求を追加した。原告は要綱そのものの違法性、負担金納付の違法公権力の行使性を主張した。

六三年三月二九日、二審判決は「指導要綱そのものが違法とはいえず、納付するよう指導したことが公権力の違法な行使に当たるとは認められない」と原告の訴えを却下した。原告はさらに最高裁に上告した。

平成五（一九九三）年二月一八日、最高裁判決は「寄付金を求めること自体は、強制でなく、任意性を損うことがない限り違法ということとはできない。しかし、負担金は選択の余地のないほど具体的に定められ義務の一部として寄付金を割り当てていて任意の寄付と認めるのは困難である。任意に寄付金を求めるべき行政指導の限度を超えるもので、違法な公権力の行使である。よつて国家賠償法一条一項による負担金納付の違法公権力の行使による損害賠償請求については、破棄を免れず、さらに審理を尽くさせるため原審に差し戻す」との判断を示した。

その後東京高裁で和解案が示され、市は和解案を受け入れた。五年二月六日に市議会に提案し議決ののち、二月二日和解をし、同二八日に和解金二二八万二五四八円を支払い、決着した。

これらの裁判を通して市は指導要綱の正当性を主張したが、要綱はあくまでも法に基づかない法的拘束力のない行政基準であるとして、要綱の運用には行き過ぎあるいは違法があったとの司法の判断があった。しかし、要綱そのものを否定したものではなかった。裁判係争中に市が主張していた日照権の確保などに関していえば、建築基準法は建築物の高さを規制する高度地区の制定などによつて居住環境を保護してきたが、日照を保護するためには必ずしも十分でなかった。このため「建築基準法の改正」（昭和五二年一月施行）が行われ、また、「東京都日影による中高層建



武蔵野市百年史別冊『要綱行政が生んだ日照権』平成9年11月刊行

建築物の高さの制限に関する条例」(五三年一月二日施行)が制定されている。こうした法令の整備に伴い、市は指導要綱から住民同意条項を、また併せて教育負担金の規定の項を削除した(都条例と同日施行)。

要綱行政はしかし、法の欠落部分を補完し、慣習的な性格を持つて実効性を確保してきた実績がある。要綱はその後、市政運営に必要な行政基準となっている。

(二) 宅地開発等指導要綱の全文改正

市は平成七(一九九五)年九月一日、「宅地開発等指導要綱調査検討委員会」を設置し、要綱の改正に着手した。総合的なまちづくりの実現を図るため、八年四月一日に導入する建築基準行政に合わせ、指導要綱を国の措置方針と行政手続法(六年一〇月一日施行)を踏まえて、時代に即応したものに改正しようとしたものである。

行政手続法は、行政指導の原則として、「行政機関の任務、事務の範囲を逸脱してはならない。指導の内容が相手方の任意の協力で実現されるものであること、相手方が指導に従わなかったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。申請者が指導に従う意思がないにもかかわらず、指導を継続して申請者の権利の行使を妨げてはならない」と定めている。さらに、「地方自治団体は行政手続法の趣旨にのっとり、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るた

め必要な措置を講ずる」と規定している。

国から要綱是正の通達

昭和五七（一九八二）年以降、建設省（現国土交通省）と自治省（現総務省）から再三にわたって全国の自治体に指導要綱の是正の通達が出された。通達の内容は、指導要綱の運用の適正化と見直しを求めるものである。具体的には、①寄付金の見直し、②中高層建築物の住民同意による遅延、③行政指導の行き過ぎ是正、④公共用地の提供、負担金の必要性・合理性の再検討、などであった。

このような要綱を取り巻く情勢の変化を受け、市への建築行政導入を契機に、まちづくりの施策を包括的にとらえ、建築活動をコントロールしていく次のような要綱の拡充と見直しを行い、平成八（一九九六）年四月一日施行した。

主な改正点は、①要綱の目的は「無秩序な宅地開発の防止、中高層建築による地域住民への被害排除、公共・公益施設の整備促進のための事業主への指導」となっていた。これを「開発行為及び中高層建築物の建築に対する指導の基準を定めて、計画的なまちづくりを推進し、緑豊かで良好な居住環境の促進を図る」と改めた、②適用範囲を「宅地開発で一〇〇〇平方メートル以上、中高層建築物で高さが一〇メートル以上（第一種住居専用地域では、軒の高さが七メートル以上、または地階を除く階数が三以上）」としていたが、「一〇〇〇平方メートル以上」を削除し、中高層建築物の「第一種住居専用地域」を「第一種と第二種低層住居専用地域」と改めた、③五三年の改正ですでに「日照障害・住民の同意・被害の補償」は東京都の「日影制限条例」施行と同時に削除していた。「武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づいて「標識を設置しなければならない」を加え、「説明会を実施」することと「報告」を義務づけた。

(1) 宅地開発事業に関する改正点

①道路 無償提供の要求主体を市から市長に変え、「建築基準法第四二条第一項第五号の位置指定道路及び同条第二項のみなし道路に接する開発事業については、指定幅員に満たない部分を道路として整備する」ことを義務づけ、開発面積が三〇〇〇平方メートル以上の事業の場合の道路整備および用地の無償提供の規定を「開発面積に拘わらず市が必要と認める道路については、都市計画等の趣旨に沿った開発となるよう努めなければならない」と改めた、②公園 ①「六パーセントの公園設置を義務づけ、用地の無償提供を求めることができる。ただし、一〇パーセントの公開空地を設置した場合は除く」と改正、③緑化の推進 ①「事業区域内にある樹木の保全を行うとともに、道路に面する部分を生垣等による緑化に努めなければならない」という規定を新設、④上水道 ①「上水道施設の整備及び給水等について市との事前協議の義務」を新設、⑤下水道 ①「雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置の義務」を新設、⑥公共用地 ①公共用地の無償提供を求めることができるとする規定を、「敷地の利用上やむを得ない場合は公開空地に代替できる」と例外を認めた、⑦消防水利等 ①消防車両の寄り付きおよび梯子架梯について、「消防署長と協議」を新設、⑧清掃施設 ①住宅以外のごみ集積場の設置について「市との協議」を新設、⑨駐車施設 ①駐車施設を自動車と自転車に分け、自転車については「自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例に基づいて設置する」と改正、⑩公害の防止等 ①「工事中の騒音、振動等」の文言を「公害」に改めた、⑪住居用部分の容積率の基準 ①「住居用部分の床面積が敷地面積の二〇〇パーセント又は容積率の五〇パーセントを超えない」努力規定を全文削除、⑫区画面積の基準 ①一区画の面積「第一種・第二種住居専用地域及び住居地域では、一〇〇平方メートル以上、その他は八〇平方メートル以上」を、「住居系地域では一〇〇平方メートル以上、その他は同様」と改正した。

(2) 中高層建築物の建設事業に関する改正点

①敷地内緑地等 Ⅱ「敷地面積の二〇パーセント以上の緑地又は空地の確保」を、「住宅を目的とする建設事業は二〇パーセント以上の緑地、それ以外の建設事業は二〇パーセント以上の空地を確保しなければならない」と改め、②用途混在の防止 Ⅱ「用途の混在による居住環境の悪化や商業、業務機能の妨げにならないように配慮しなければならない」を新設、③居住水準の確保 Ⅱ「適切な住宅規模の確保と良質な住宅の供給を図るため、居住水準を確保するよう努めなければならない」を新設、④ワンルーム形式集合住宅 Ⅱ「円滑な相隣関係と良好な住環境の確保を図るための建設計画をしなければならない」を新設、⑤福祉対策 Ⅱ「不特定多数の人の利用する施設を建設する場合、「障害者や高齢者が安全快適に利用できるようにするため、東京都福祉のまちづくり条例及び武蔵野市福祉環境整備指導要綱に基づき計画しなければならない」と改正、⑥ガラス飛散防止装置 Ⅱ「自然災害及び事故等による二次災害を防止するための措置」を新設、⑦勧告及び公表 Ⅱ「要綱に従わない事業主に対して市は、上下水道等必要な施設その他必要な協力を行わないことがある」を削除、代わって「要綱規定を遵守するよう勧告し、勧告に従わなかった時は、行政指導の事実等を公表する。公表する場合、事前に事業主に意見陳述の機会を与える」規定に改正。

(三) 緑町パークタウン

緑町団地建て替え計画 平成四(一九九二)年三月二日、武蔵野緑町団地自治会(緑町二丁目、代表・横山芳男)見直しの請願を採択 九五二九八人)から「公団建て替えに関する請願」が市議会に出された。

住宅・都市整備公団(以下、公団と略、現独立行政法人都市再生機構・UR)は、昭和三二(一九五七)年に建設



12年かけて建て替えが完了した
武蔵野緑町パークタウン(平成15年4月)

るよう計画の見直しを求める意見書を国に出してほしい」という請願は、同年の第一回市議会本会議で全会一致で可決された。

建設相(現国土交通相)への意見書は、「建て替えに当たっては、居住者と十分な話し合いを行い、緑の保全、確保に努めると同時に現居住者が安心して住み続けられる適切な家賃とするよう強く要望する」となった。

(1) 緑町団地の建て替えて協議

緑町公団住宅は三二棟、一〇一九戸。老朽化しており、公団は、居住水準向上のために建て替えると昭和六一(一九八六)年五月に発表した(表6-4-2)。市ではまちづくりや住宅政策の観点から、第三期基本構想・長期計画(平

された緑町公団住宅(賃貸住宅)を老朽化と部屋の手狭さを理由に建て替える事業説明会を平成三年一〇月に開催し、現地事務所を開設した。緑町・桜堤の両団地自治会は、「建て替え後の家賃がそれまでの三〜四倍になるため(2DK二万六〇〇〇円、3DK一万五〇〇〇円、3LDK一万七二〇〇円など)、居住者は団地を出ていかざるをえない。また、一四階建て住宅の子どもへの影響が心配だ。豊かな緑も減少する。任意の建て替えといいながら、期限付きで契約の解除を迫る事業の進め方は住民を無視している」などの理由から、建て替え事業を見直し、自治会や周辺住民と十分話し合うよう、公団に要望した。また、自治会から「居住者が安心して住み続けられ

表6—4—2 武蔵野緑町団地建て替え事業の計画概要

(1) 建て替え前の団地概要

団地概要	所在地	武蔵野市緑町2-3		
	敷地面積	69,700㎡		
	用途地域	第1種中高層住居専用地域(200/60)		
	管理開始	昭和32年		
建物の種類 と規模	公団賃貸住宅	1019戸	都営住宅	0戸
	公団分譲住宅	0戸	施設	-
住宅型式 専用床面積(戸あたり) 家賃 住宅型式別戸数	(公団賃貸)			
	1K	12㎡	13,596~16,686円	190戸
	1DK	29㎡	28,428~36,359円	130戸
	2DK	32~37㎡	30,488~51,088円	683戸
	3DK	43㎡	35,535~47,071円	16戸
		初年度家賃~第四次空き家賃		
容積率	61%			
駐車台数	176台(17.3%)			

(2) 事業着手時の計画概要

建物の種類 と規模	公団賃貸住宅	1260戸	都営住宅	0戸
	公団分譲住宅	64戸	施設	-
住宅型式 専用床面積(戸あたり) 家賃 住宅型式別戸数	(公団賃貸)			
	1DK	31~37㎡	91,000円(34㎡)	188戸
	2DK	40~54㎡	136,000円(52㎡)	283戸
	3DK	57~72㎡	151,000円(58㎡)	634戸
	3LDK	65~71㎡	172,000円(66㎡)	85戸
	(公団分譲)			
	2LDK	60~66㎡	6,300万円(64㎡)	22戸
3LDK	69~74㎡	6,700万円(69㎡)	42戸	
容積率	144%			
駐車台数	794台(60%)			

(3) 完成時の計画概要

建物の種類 と規模	公団賃貸住宅	855戸	都営住宅	240戸
	公団分譲住宅	0戸	施設	介護老人保健施設
住宅型式 専用床面積(戸あたり) 家賃 住宅型式別戸数	(公団賃貸)			
	1K	51㎡	126,300~139,400円	11戸
	1DK	34~48㎡	77,400~114,400円	71戸
	1LDK	49~64㎡	114,700~146,000円	88戸
	2DK	45~52㎡	99,600~132,200円	210戸
	2LDK	57~68㎡	130,300~178,300円	237戸
	3DK	58~66㎡	125,800~165,100円	73戸
	3LDK	66~89㎡	147,000~189,600円	165戸
		傾斜家賃については最終家賃 公募時の家賃		
容積率	107%			
駐車台数	456台(53%)			
管理開始	平成8年3月~15年3月			



建て替え前の緑町団地
(建て替え後、緑町パークタウンとなる)

成五(一六年度)の九つの優先事業の一つに公団の建て替えを位置づけた。

昭和三三年当初は二DK(四・五畳と六畳、台所兼食堂、バス・トイレの専住床面積三五・五四平方メートル、バルコニーの二分の一を含む)の家賃は月額五三五〇円で、庶民羨望のモダンな文化住宅であった。平成三年三月の改築直前の家賃は三万〇七〇〇円になっていた。

昭和六二年に公団が建て替え素案を提示すると、市、公団、地元団地自治会(以下、自治会と略)の動きが活発化した。市議会ではこの問題に関する一般質問が行われた。市では宅地開発等指導要綱に関連する部課で公団への要望事項の検討を始めた。市長は公団に、緑の保全、適正な家賃、高齢者住宅の設置などを申し入れた。自治会では建て替え対策委員会を発足させた。

平成三(一九九一)年に市は公団建て替え対策調査検討委員会を設置。公団は緑町事務所を開設、事業説明会を開催した。自治会では市長を交えて緑町住民懇談会を開催した。

前述の「公団建て替えに関する請願」採択後の四年七月には、市長が公団東京支社を訪問。五年三月二五日、市と公団で次にあげる基本協定を締結した。(一)市と公団は相互に協力し、誠意をもって協議する、(二)事業の概要―①事業区域面積は約七万平方メートル、②住宅規模は約二二〇〇戸、種別は賃貸住宅、分譲住宅および関連施設、③事業計画(表6-4-3)、④事業期間は五年一二月(一二年一〇月。三期の工事に分割、工期毎に協議する、(三)協議は「市宅

表 6-4-3 武蔵野緑町団地建て替え事業計画

	項目	面積など	備考
土地利用計画	宅地	約40,000㎡	
	道路	約9,200㎡	
	公園	約12,300㎡	
	駐車場	約8,300㎡	
施設計画	集会所	2か所	賃貸、分譲に各1か所
	管理事務所	2か所	賃貸、分譲に各1か所
	駐車場	約720台	賃貸戸数の約60% 分譲戸数の約70%
	自転車置場	約1,800台	戸あたり約1.5台

「地開発等指導要綱」と「市福祉環境整備指導要綱」の規定に準じて行う、(四)土地利用計画策定に際して、周辺の既存の生活動線を尊重し、周辺地域との融合化を図る、(五)公園緑地を確保、市が公団から借用している市立緑町公園用地は公団に返還、(六)「市地域高齢者住宅計画」に協力する、(七)事業地区内に生活関連サービスの提供を受けるシニア住宅を計画する場合には、老人保健施設、デイケアサービスセンター、医療施設などの併設を協議する、(八)地区内に都営住宅を併設することに協力し、都との協議を行う、という八項目の協定である。

(2) 緑町パークタウンが完成

公団は、平成七(一九九五)年一月一〇日、新団地の名称を「武蔵野緑町パークタウン」と改称した。

八年三月二九日、第一次戻り入居(三八一戸)を開始し、一〇年一〇月三〇日の第三次で戻り入居は完了した。その後一五年四月五日の第五次までの新規公募と入居が続いた(新規六八戸を含み、計九二三戸)。

完成した新団地の建物は、従前の四〜五階建てから最高で一二階建てとなり、また、屋根は四角い殺風景な陸屋根から趣のある切妻屋根に変わり、建物全体の色彩も、ゾーン毎に落ち着いたブラウン系とブルー系に色分けされて、緑町パークタウンの景観は一変した。

市の都営住宅併設の要望に対しては、九年五月一六日、都から併設決定の

通知があった。都は、一〇年八月に都営住宅建設に着工。当初の公団の計画には、都営住宅の併設計画はなかったため、賃貸一二六〇戸、分譲六四戸の当初の計画を変更し、賃貸を八五五戸にし、分譲を取り止めて、都営住宅二四〇戸を併設することとなった。一一年八月、市と公団が老人保健施設の土地使用賃借契約を締結し、同施設の併設が進んだ。

一二年五月一日、都営住宅六棟（七、八階建て、二四〇戸分）が完成し、七月一日には、市内二か所目となる介護老人保健施設（ハウズグリーンパーク↓第二章第二節三）が完成した。これをもって約一二年間にわたる、いわゆる公団緑町団地の建て替え事業は完了した。

平成一五年四月五日、建て替え完成記念式典が緑町パークタウン集会所で行われた（緑町パークタウン主催、武蔵野市、公団後援）。近隣自治会、商店会、地元自治会からも二二〇人を超える参加があった。式典後、土屋市長、中田雅史^{まさよし}公団理事、延藤安弘千葉大学教授によるシンポジウム「住まいとまちづくり」が開催された。

（四）桜堤一団地の建設

（1）桜堤団地建て替え工事着工と完成

市は、平成八（一九九六）年五月一五日に「都市計画一団地の住宅施設の変更」（桜堤団地の建て替え）案について、市議会全員協議会に説明をした。その後、五月一七日に市都市計画審議会に諮問し、六月一二日に審議会は原案どおり可決、答申をした。九年七月二一日、東京都が告示して桜堤団地の建て替え計画が決定した。

桜堤団地の建て替え事業は、前述した緑町団地の建て替えとは事業の手法が異なっている。緑町団地の場合は、建

築基準法の範囲で建て替えができた。桜堤団地の場合は、一団地の住宅施設として都市計画の網が掛かっている。昭和三三（一九五八）年にすでに都市計画決定（都知事決定）がされていた。三四年の建設から三七年が経過し、施設の老朽化とともに、施設設備が現在の水準に達していない面が出てきた。

そこで、居住水準の向上と良好な居住環境の形成、土地の有効利用を図るため、改築に当たり都市計画の変更が必要となった。

計画の変更内容は表6—4—4のとおりである。

変更前の名称「武蔵境住宅」は変更後「桜堤一団地の住宅施設」となった。建蔽率、容積率もそれぞれ緩和し、戸数は、現行一五三棟・一八二九戸（二～五階）を、高層化（三～二階）によって五九棟・二三〇〇戸（四七一戸の増設）とする、公共施設である公園は、現行一三か所一万七〇〇〇平方メートルを、一か所二万二〇〇〇平方メートル（五〇〇〇平方メートル拡大）とする、公益的施設として診療所と福祉施設を併設する、という計画である。

工区は三工区に分け、第一期工事完成は一一年春、全工区完成は一五年とした。

家賃は、三DK（五八平方メートル）で一五万六〇〇〇円（後に一三万六〇〇〇円）となる。

建て替えに当たり、市は八年五月に、住宅・都市整備公団（現独立行政法人都市再生機構・UR）以下、公団と略）と基本協定を締結した。内容は、①公園緑地の確保、②生ごみ肥料のコンポストの設置（↓第四章第二節二）、③防災に利用できる雨水貯留施設の設置、④環境システムの整備、⑤都営住宅の併設について都と協議する、などであった。

団地内を流れる仙川については管理者の東京都、公団と市の三者で、コンクリート護岸を改修し、親水化するなど、水辺環境整備を行った。（↓第四章第一節四）

表 6—4—4 武蔵野市都市計画一団地の住宅施設の変更案（概要）

変更事項		変更前		変更後
名称		武蔵境住宅		桜堤一団地の住宅施設
位置		武蔵野市境上水南地区		武蔵野市桜堤1、2丁目地内
面積		約19.37ha		約19.25ha（変更前より減ったのは完成した都市計画道路などを区域から外したことによる）
建築物の 限度	建蔽率	2/10以下(20%以下)実質16%		3/10以下(30%以下)実質20%
	容積率	5/10以下(50%以下)実質42%		16/10以下(160%以下)実質114%
住宅予定 戸数	高層住宅（6～13階）	0戸		約2150戸
	中層住宅（3～5階）	1213戸		約150戸
	低層住宅	620戸		0戸
	計	1833戸 現状 1829戸		2300戸
棟数		153棟		59棟
公共施設	公園	13か所 17,000㎡		11か所 22,000㎡
公益的 施設			(現状)	
	集会所	1か所	2か所	4か所
	管理事務所	1か所	1か所	1か所
	保育所	0	1か所	1か所
	児童館	0	1か所	1か所
	市・出張所	1か所	0	0
	消防団詰め所	0	1か所	1か所
	ポンプ室（水源）	5か所	1か所	1か所
	診療所	1か所	0	1か所
	駐車施設	0	328台	約1,600台
	駐輪施設	0	不明	約3,450台
	派出所	0	1か所	1か所
	公衆便所	0	1か所	1か所
	事務所	0	1か所	1か所
	バス折り返し所	0	1か所	1か所
福祉施設	0	0	1か所	
購買施設 など	店舗	1か所	0	1か所

一一年一〇月に、第一期の戻り入居が始まり、一五年に入居が完了した。第二期工事も一七年九月に完成して入居者の募集があった。

サンヴァリエ桜堤と 公団は、桜堤団地の建て替え後の名称を「サンヴァリエ桜堤」と改称した。団地周辺の景観

改称 は、桜の木を中心に、成育した樹木と仙川水辺公園をはじめ緑の公園に囲まれ、建物もゾー

ンごとにストライプ入りのクールグレイ、ページジュ、パールピンクなどの色彩に区分され識別がしやすく、アメニティの観点からも桜堤の地名にふさわしい静かで落ち着いた住宅地に変貌した。

しかし、一八年三月上旬に公団側より、大きな方向転換が示され、第三期工事個所の建設を取り止めて、民間デベロッパーへの用地売却が決定した。

市が要望していた都営住宅の併設については、公団側で高齢者などが定住できる低家賃制度をつくり、この制度で対応することで併設は実現しなかった。公益的施設の福祉施設の併設については、改築の期間中には実現しなかったが、特別養護老人ホームを民間が団地内に建設することになった。診療所については、地元医師会と継続協議事項となっている。

(2) 市議会、「公団住宅の事業見直しに関する意見書」可決

なお、建て替え工事が進行中の平成一三(二〇〇一)年八月三十一日、「公団住宅の事業見直しに関する陳情」(桜堤一丁目、桜堤団地自治会長丸谷平八郎ほか一団体)が市議会に提出された。

陳情は、政府の行政改革推進事務局が同年八月一〇日に発表した全特殊法人の事業見直し案の中で、住宅・都市整

備公団（現都市再生機構）の賃貸住宅事業について、①新規建設は行わない、②建設・管理は民間に委ねる、③既存の住宅は可能なものから順次売却するとし、同年二月にこの特殊法人改革案が策定されるに先立って出された。見直し案に対し、公団居住者の生活を不安に陥れることのないよう「公団住宅を公共住宅として存続させ、公団賃貸住宅の安易な売却、民営化は行わない」よう、市議会から関係各方面に意見書を提出してもらいたいというものである。陳情は九月二二日の本会議で全会一致で採択された。（↓資料編）

四 住宅マスタープラン策定

（1）武蔵野市住宅マスタープラン「ゆとりある住まい・住環境の実現をめざして」

平成四（一九九二）年九月一八日、市は武蔵野市住宅マスタープラン策定委員会（委員長・日端康雄筑波大学助教・委員九人）を設置した。

設置の目的は、良好な住宅および住環境は武蔵野市の魅力であり、この住環境を望ましい方向に維持し、また誘導していく必要がある、そのために住宅政策を総合的、体系的に推し進めていく基本的指針として住宅マスタープランを策定することである。

マスタープランは、第三期基本構想・長期計画（平成五～一六年度）に掲げられた都市基盤の住宅政策に関する施策を推進するため「東京都住宅マスタープラン」（平成三年七月策定）との整合性や「市地域高齢者住宅計画」（平成三年三月策定）などの内容を踏まえ、まちづくりや福祉的な視点を織り込んだ住宅対策の総合的な指針となる。

武蔵野市住宅マスタープラン「ゆとりある住まい・住環境の実現を目指して」は七年一月に策定された。(↓資料編) マスタープランの目標年次は「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づく国の「供給基本方針」と「東京都住宅マスタープラン」との整合性を図るために平成一三年度とした。

なお、市では平成一〇年四月に、住宅政策を専管する住宅対策課を新設した。

(2) 第二次住宅マスタープラン

平成一二(二〇〇〇)年七月二四日、市は第二次住宅マスタープラン策定委員会(委員長・日端康雄慶應義塾大学大学院教授・委員九人)を設置した。市は同委員会からの報告に基づき、一三―一二年度を計画期間とする第二次住宅マスタープランを策定した。

前回(七―一二年度)のマスタープラン策定後、長期化する景気低迷と財政悪化、少子高齢化社会の進行、環境問題の顕在化など住宅・住環境を取り巻く状況が変化してきた。そのため、第二次マスタープランは、第一次マスタープランを継承しながら状況の変化と今後の動向を視野に入れて見直し、新たな時代の要請にこたえるものとした。

第二次マスタープランの基本理念は、「豊かな住環境の中で、支え合いながら、にこやかに暮らしていける住生活の実現」であり、キーワードを「むさしの・すまいリング」と定めた。(↓資料編)

また、計画実現のための庁内推進体制として、住宅やまちづくり担当、福祉、環境、防災などの庁内関係課による横断的な推進体制を築き、東京都や都市基盤整備公団(現都市再生機構)とも連携して施策を推進することになった。広域的、全国的な対応が必要な施策や制度は都や国に働きかけていく。財源の確保、施策の展開に当たっては、中・

長期的な視点から計画的な予算措置を行い、財源確保のための基金の創設などを検討する、としている。

(3) 武蔵野市地区計画等の案の作成手続きに関する条例

地区計画は、都市計画法に基づく制度で、住民の生活に結びついた地区を単位とし、道路、公園などの位置や建築物に関する制限を、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画である。

地区計画では、道路、公園などの都市施設について、市全体の用途地区の建蔽率・容積率とは別に、地区内のルールとしての建蔽率、容積率の上限、高さの限度、用途の制限などを定めることができる。これによって個々の建築物に法的な規制が掛かるため、地区計画を制定するには、都市計画としての法的な手続きを行う前に、地区計画案の作成手続きなどを条例で定めることが都市計画法で定められている。

第三期長期計画第二次調整計画（平成二三～一八年度）では、地域の状況に合ったまちづくりを進めていくために、地区計画などのルールづくりが必要だとしている。市の都市マスタープラン（二二年六月策定）でも地区計画の適用を掲げている。

地区計画には、市側の発意によるものと、住民側の合意（利害関係者の三分の二以上）に基づいて行政に提案するものがあり、条例は、その際に必要となる原案の申し出方法などを定めたものである。本市では平成一五（二〇〇三）年一月一七日、市議会で可決し、一六年一月一日に施行された。

武蔵野市地区計画等推進団体

助成金交付要綱の制定

この要綱は、地区の特性に応じた良好な街並みの形成や土地の合理的かつ健全な有効利用を図るために、まちづくりを推進する市民団体に対して、その活動経費の一

部を助成し、自主的なまちづくりを促進することが目的である。

助成の対象となる団体は、「地区計画等に関する都市計画の決定や変更、または地区計画等の案の内容となる事項を策定・検討するため、当該地区内の市民または利害関係人で構成され、地区計画等の原案を作成し、その成果を地区内の他の市民や利害関係人に周知することができる団体」としている。

①原案作成や調査研究に要する経費、②広報・パンフレットの作成や配布の経費、講演会などの会場使用料、講師謝礼に要する経費が対象となり、交付の上限は年額三〇万円、期間は三年間が限度となっている。平成一六（二〇〇四）年一〇月一日に施行された。

なお、これらの条例と要綱は、今期での適用事例はなかった。

平成一八（二〇〇六）年一〇月、吉祥寺東町一・三丁目にまたがる法政大学付属第一中学高等学校の移転による跡地を、総合デベロッパーが取得して地上二階建て（三六メートル）の中高層建築を計画したため、吉祥寺東町文教地区地区計画協議会から、地区計画原案の申し出があった。

市では、市のまちづくり計画との整合性について検討を重ね、市議会に行政報告を行い、都市計画審議会に諮問、市案の公告・縦覧、意見書の受け付けなど一連の手続きを経て、一九年一二月三日付けで武蔵野市第一号となる「吉祥寺東町地区地区計画」を都市計画決定した。

この結果、高さの最高限度が二四メートルに抑えられ、八階建て・延べ床面積一万七二七五平方メートルのマンションが二一年一二月完成した。この地区計画によって周辺の低層住宅との調和を図るため、公園や歩行者用通路など公共空間の確保も図られ、引き続き良好な住環境が保全された。

なお、住民で組織する地区計画協議会では、助成金交付要綱に基づいて経費を受け、勉強会などを行った。

第五節 水の道、雨を活かせ

一 上水道

当市の水道が都営でなく市営であることは大方の市民の知るところだが、では都下の他の自治体はどうなのだろう。実は自治体単独で水道事業を営んでいるのは、当市を含めて三市しかない。他は全て都営に一元化されている。三市のうち、市内を多摩川が流れる昭島、羽村の両市は豊かな地下水で間に合っているが、当市の場合は、市内各所の深井戸を主要な水源とし、足りない分を都から買って（受水）、市内二か所の本市の浄水場で井戸水とブレンドして使っている。

平成五（一九九三）年、市内の全ての家庭に水道が行き渡り、二四時間・三六五日、蛇口を開けさえすれば誰でも飲料水を得られるようになった。当たり前のように思っているが、世界の水事情を引くまでもなく、これは大変なこと。そのために「安心・安全・安定供給」をモットーに日夜苦闘している関係者がいることを忘れてはなるまい。

（一）「安定供給」を支える深井戸と都からの受水

「安定供給」の大前提は、水源の確保である。前述したように、当市の水道の水源は 市内にある二七本の深井戸

と都から買っている「受水」。前者が供給量の約七割を占め、足りない分を「受水」で補っている。(↓資料編)
 昭和四一(一九六六)年から「受水」が始まった経緯は『武蔵野市百年史』に詳しい。

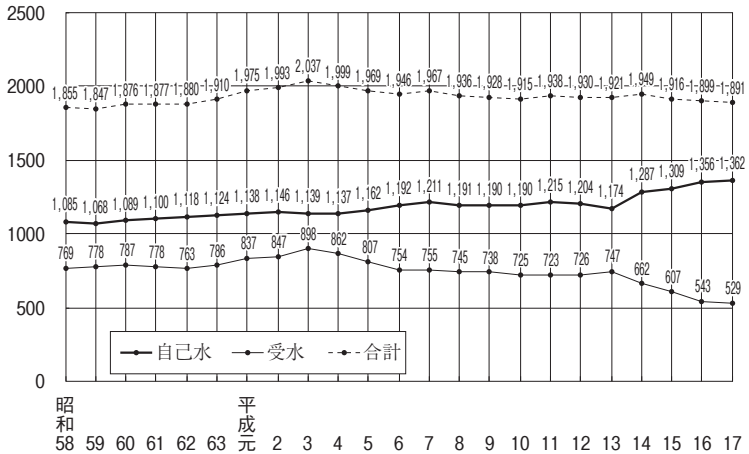
深井戸は二九年に水道が開設されて以来、使用量の変化に応じて増設されてきたが、四七年に東京都の条例で新たな掘削が禁じられて、現行の本数になった。今期は平成七(一九九五)年九月に第四水源の掘り直し、一四年一〇月に第二八、二九水源の新たな掘削、さらに一七年二月に第三水源の掘り替えが行われたが、何れも従来使ってきた深井戸の「更正」に当たり、第一浄水場(吉祥寺北町四丁目)に引いている一五本、第二浄水場(桜堤一丁目)のための一二本は変わっていない。

深井戸から汲み上げる水の総量は期初の昭和五八年度が一〇八五万三二一〇立方メートル、期末の平成一七年度が一三六二万二二八〇立方メートルだった。一方の「受水」は、昭和五八年度が七六九万二九〇〇立方メートルで、平成一七年度は五二九万〇六〇〇立方メートル。使用量がピークとなった平成三年度には「受水」も八九八万三〇〇〇立方メートルと最大を記録、全体の四四・一パーセントを占めたが、経済活動の停滞や省エネ機器の普及などで水道の使用量が減るのに合わせ、六〇一三年度は三八パーセント前後に、一七年度には二八・〇パーセントまで低下した。当然、全体の使用量も減り、四〇一五年度は年間一九〇〇万立方メートル台、一六、七年度は一八〇〇万立方メートル台に落ち、「安定供給」を無理なく維持してきた(図6-5-1)。

余談になるが都からの「受水」は無料ではない。水道事業会計の支出の五割近くを占めている。その意味で使用量の減少は水道会計に大きく寄与していることになる。

図 6—5—1 取水量の推移

(単位：万立方メートル)



注：1000の位で四捨五入 [水道事業年報]

「給水制限」あるも 安定供給を脅かす例の一つに、水不足に

大事には至らず よる給水制限がある。幸いなことに給水

量の七割を占める井戸水に支障はなかったが、都からの受水は利根川水系のダムの貯水量が減って何度か給水制限になった。

水道部の資料から時系列に沿って紹介すると、

昭和六二（一九八七）年六～八月、七一日間。

給水制限一ニパーセント。第一給水区七か所、第二給水区

四か所でバルブ調整。

平成二（一九九〇）年七～九月、五三日間。

給水制限五パーセント・七月二四日～八月三日、同一五日

～九月一四日。給水制限二〇パーセント・八月四～一四日。

いずれも水圧調整。

平成六（一九九四）年七～九月、四九日間。

給水制限五パーセント・七月二二～二八日。同一〇パーセ

ント・七月二九日～八月一六日、同三〇日～九月八日。給

水制限一五パーセント・八月一七～二九日。いずれも水圧

調整。

平成七（一九九五）年二～三月、三六日間。

給水制限五パーセント・二月二日～三月二七日。水圧調整。

平成八（一九九六）年八～九月、四一日間。

給水制限五パーセント・八月一六～二〇日。同一〇パーセント・八月二一～二三日、九月一～二五日。給水制限

一五パーセント・八月二四～三一日。いずれも水圧調整。

平成一三（二〇〇一）年八月

利根川水系の取水制限（八月一〇日）はあったが給水制限に至らず解除（同二七日）。

給水制限が行われる場合、前もって都水道局多摩水道対策本部から市に分水量削減の実施要請がくる。市では節水対策会議を開き、市報や広報車で市民に節水を呼びかけ、また各戸にビラを配布したり大口需要者などに直接、節水依頼をしたりするが、大抵の場合、水圧の調整で済むので断水に至るケースは減多にない。

一例として給水制限一〇パーセントの八年八月二一日の記録を見ると、市内の公園の噴水を止め、プールのシャワーのバルブを調整したほか、桜堤団地（現サンヴァリエ桜堤）の一〇三～一〇五号棟の三階以上に節水協力の要請を行い、二〇リットル入りポリタンク四〇個を不測の事態に備えて配置した。この日、第二給水区に属する同団地や三階以上のマンションなどで水が出にくくなるケースがあった。

平成一四年以降、給水制限に至った例はない。

給水制限にならなくても、水の出が悪くなるケースがある。中高層ビルやマンションでは、水道水をいったん貯水槽にためてから給水する「受水タンク方式」が一般的だった。その分、水圧の関係で幾分水の出が悪くなることもあつ

たが、平成一〇年八月から三階建ての建物に水道本管の圧力だけで直接給水する「直圧直結給水方式」を導入、さらに一五年四月からは四〇一〇階建ての建物に水道管の圧力に建物ごとに加圧して給水する「増圧直結給水方式」を導入したことで「貯水槽」が不要となり、事態が大幅に改善された。一五年以降、三階建て以上の建物では後者が主流となった。

(二) 石綿セメント管からダクタイル鑄鉄管へ

水道の「安心・安全」には、水道管のメンテナンスが欠かせない。昭和三〇年代に布設した水道管は、三〇年、四〇年を経て老朽化が激しく、特に配水管に使われている石綿セメント管は強度に問題があり、道路の振動や圧力で破損するおそれもあって、漏水の原因にもなる。

たとえば、平成五年度には緑町で連続して四か所、西久保、境でも各一か所、破損するケースがあった。

そこで昭和四〇年代から一部で始まった強度に優れたダクタイル鑄鉄管への切り替えが平成二(一九九〇)年度から本格化、前年までの二倍にあたる年間二〇〇〇メートルのペースとなり、さらに六年度からは三〇〇〇メートルに増えた。その矢先に起きたのが七年一月の阪神・淡路大震災である。市では計画を練り上げて年間四〇〇〇〜五〇〇〇メートルにピッチを上げ、さらにその後、阪神・淡路大震災で耐震継ぎ手付きのダクタイル鑄鉄管が耐震性に優れていたことが分かると一一年度から耐震継ぎ手付きに変更、一五年度には延べ七万七八八メートル全ての交換を終えた。

また、配水管から家庭に引いている鉛給水管も、一三年度から市の負担で順次、ステンレス管に取り替えた。

阪神・淡路大震災では、市は五回にわたって視察団を被災地に派遣、ほかにも多くの教訓を得ている。何よりも非常時の水源の確保である。

市では昭和六一（一九八六）年、災害時に電気が止まって浄水場が使用不能になった場合に備え、深井戸三か所に自家発電機を設置したが、阪神・淡路大震災を受けて平成一二、一四、一五年に各一か所に設けるなど、今期末までに九か所に自家発電機を設置した。

また、九年度からは災害時の避難所になっている市立小中学校に非常時の井戸を設置、今期末までに市立一八校全てに設置した。

ほかに、市防災安全部の手で災害時の応急救水に備えて市内三か所の防災広場に耐震性貯水槽が設けられた。

二四時間・三六五日 深井戸から浄水場に送られてくる地下水は、法令で定められた殺菌のため、まず塩素で消毒の安全をめざして される。水道開設以来、市販の液化塩素を使っていたが、第一浄水場では昭和六二（一九八七）年一〇月から自家生成の次亜塩素酸ナトリウムに切り換えた。効能はさして変わらないが、大量の液化塩素輸送に伴う危険はなくなった。平成四（一九九二）年二月から、第二浄水場も同様に切り換えた。

水質管理には万全が期されている。浄水場の蛇口では水の色、濁り具合、残留塩素の検査が一日一回、また一般細菌、大腸菌、有機物なども月一回検査するほか、水道法で年一回以上、あるいは三年に一回以上の検査を要求されている項目も、当市では三か月に一回実施している。また、蛇口に至るまでの水道水を年間五〇〇〇か所以上で採水して、検査もしてきた。

水質検査については五年一二月に水質基準が変更され、義務項目が二六から四六に増えたが、滞りなく対応した。

一六年度に市内の管末六か所に自動水質計を設置したことで、浄水場での二四時間・三六五日の水質監視もできるようになった。

前後するが平成一一年の七月から一〇月にかけて第一給水区の吉祥寺地区で「赤水が出た」「黒く濁った水が出る」という騒ぎがあり、メディアで「広範囲に赤水」（朝日新聞 七月二〇日付）などと報じられた。

黒水は井戸水に含まれるマンガンに消毒用の塩素が反応して水道管に黒い塊が付着したものが、また赤水はさび止めコーティングが施されていない古い鑄鉄管のさびが水圧の変化ではがれ、水道水に混入したものだ。

水道部では一一月、第一給水区の水道管を洗うとともに、濁り水の原因の一つである井戸水に含まれる鉄分やマンガンを除去するため同年一二月、第一浄水場に「除鉄・除マンガンろ過装置」を設置した。一三年二月には、第二浄水場にも同じ装置を設置した。

その後、濁り水の元になった鑄鉄管をダクタイル鑄鉄管に取り替えたのは、前に書いた。

水質と同様、施設の安全管理も今期、大幅に強化された。契機となったのは阪神・淡路大震災と同じ七年に起きた東京の地下鉄サリン事件や、一〇年の和歌山カレー事件である。

七年度から着手した浄水場施設、取水施設などへの不法侵入に備えたさまざまな安全施設は、一一年度までにおおむね完了した。たとえば、浄水場、貯水池、ポンプ場、深井戸などには二四時間監視機器が設置され、周囲には約一・八メートルのフェンスや赤外線センサー、監視カメラ、マイク、スピーカーなどが取り付けられ、一日何回も巡回・点検が行われるようになった。

(三) 都営一元化問題に一応の決着

昭和四一（一九六六）年から始まった都からの受水は、都営一元化問題とも深く絡んでいる。

東京の水道は区部が都営で、多摩地区は長く各市町村に委ねられていた。財政面での負担にあえぐ市町村は、区部との格差是正も絡めて、都営水道への一元化を求めてきた。本市も運動の先頭に立った経緯については、『武蔵野市百年史』に譲る。

しかし、今期に入って市の姿勢が変わった。市長が水道を重要なライフラインと位置づけ、市営を維持する方針を打ち出したのである。

皮肉なことに市町村の一元化要求を拒んでいた都側は昭和四六年、都水道事業調査専門委員会の助言を入れて一元化に舵を切り換え、四八年から順次統合を進めてきた。平成一四（二〇〇二）年の三鷹市の統合（第九次）で対象としていた三〇自治体（当時）のうち、二七自治体を一元化した。

その間、過去のいきさつもあって都は折にふれ当市に統合を促してきた。平成八年一二月には、当時未統合だった五市に、「平成一一年度末をもって一元化計画を終了」する予定として、統合するかどうか「最終的」な確認を求めた。市は九年三月、「当面は市の事業で行きたい」と回答する。続いて二年七月、今度は「平成一三年度末をもって（一元化計画を）終結する方向」としてまた市の意向を打診してきた。同時に、一元化計画終了をもって分水（受水）も打ち切る、と最後通牒的な文言も添えられていた。市は八月、「可能な限り本市の事業」で経営すべきであり、長期計画に基づいて進めている「配水管網などの重要な整備が完了する段階で統合の必要性も含めて検討したい」と

回答、そのうえで改めて、一四年度以降の分水も「引き続きご高配いただきたい」と書き添えた。(↓資料編)

都は結局、前記三市を残して一三年度末で統合計画を打ち切った。本市への分水はそのまま続いている。その後、都からの働きかけはないまま現在(平成二二年)に至っている。

(四) 通水五〇周年で各種イベント

平成一六(二〇〇四)年は、市内に水道が通ってから五〇年の記念すべき年となった。

水道の半世紀を簡単になぞっておく。昭和二六(一九五一)年、事業確認許可がおりて三鷹通り・中央通りから東側の吉祥寺地区(第一給水区)から工事が始まった。給水が始まったのは二九年である。四年かかって第一給水区全域が給水可能になった。続いて着手した第二給水区(三鷹通り・中央通り以西)も三四年から給水が始まり、三年で全域に行き渡った。途中、水不足で三鷹市の助けを借りた(三六年)こともあるが、四一年から足りない分を東京都から買う(受水)ようになった。四四年に普及率は九九パーセントを超え、平成五年に一〇〇パーセントを達成した。

通水五〇周年を迎えて市では平成一六年一〇月一日、武蔵野スイングホールで記念式典を開催、式典後、坂本康山梨大学大学院教授が「子どもたちの未来につながる水道」の演題で記念講演を行った。

水道部ではこの年、式典に先立って各種イベントを行っている。六月五日(第二浄水場)、同六日(第一浄水場)の第一弾ではパネル展示、子ども対象の水の実験教室などの他、友好都市の新潟県小国町(現長岡市)から講師を迎えて小学三年生以上を対象に武蔵野の水を使った「紙すき授業」も行った。

第二弾は八月一日と同二日。募集した四〇人の参加を得て「夏休み親子へ水へのバス見学会」を行い、東京都水

道歴史館、水の科学館を見学、続いて第三弾として九月から一〇月にかけて、市民文化会館、商工会館地域情報コーナー、市民会館を会場に「三地域巡回」でパネル展示、ビデオ上映などを行った。

話題をさらったのは五〇周年で売り出した井戸水を詰めた五〇〇ミリリットル入りのペットボトル。「水・好き」の文字が躍る一本一〇〇円のペットボトルは人気を呼び、この年一万五二〇〇本を売り上げた。

同年一〇月、中越地震で友好都市の小国町（現長岡市）が被災すると、このペットボトル二万本が贈られた。

（五） 各種合理化で赤字を抑える努力

水道事業会計にも簡単に触れておく。

水道事業は、地方公営企業法により独立採算制で営まれることになっている。一部例外はあるが、基本的には全て水道料収入で賄われている。市税は投入されない。

本市のように人口の増減が少ない自治体では使用量収入は安定しているが、半面、値上げをしない限り、大幅な増収は見込めない。それでも、人件費を例に挙げるまでもなく、支出は年々増えていく。

今期がスタートした昭和五八（一九八三）年四月、水道料金は平均で七七・四パーセント値上げした。実は二年前に市議会に提案されながら、曲折があつて前年二月の臨時市議会で一年間の緩和期間を設けるのを条件に承認されたため、実施が今期にずれ込んだ結果だった。

次に値上げされたのは、平成七（一九九五）年一月。平均二八・六パーセント上がった。料金値上げの改正条例が市議会に提案されたのは前年六月の定例会だった。説明に立った市長は、「一二年間値上げしないで企業努力を重ね

てきたが、…四年後には一六億六八〇〇万円の累積資金不足が見込まれる事態となった。本市の水源の四〇パーセント（注・当時）を占める都からの表流水の受水費が六月から一六パーセント値上がりした。老朽管の計画的更新、特に石綿管の積極的な改良工事の実施」などに多大な経費を要することなどを理由に、同年九月からの値上げ承認を求めた。結局、実施日を七年一月とする修正案が可決され、同時にそれまで市が負担してきた消費税も徴収することになった。ほかに九年四月から消費税が上がった分、使用者負担は増えたが、それ以降値上げはなかった。

水道事業会計については、第一節の「特別会計」で触れているので重複を避けるが、今期を通じて単年度で赤字を計上したのは平成六年度だけ。他の年度は繰り越し金などをやりくりして黒字決算を維持している。

市側のいう企業努力の一端を、合理化の側面から記しておく。

昭和六〇年七月、集金制を廃止。全て口座振り込みか納入通知書に。

平成二年四月、検針業務を民間に委託。

八年四月、引越しなどに伴う中止精算検針業務を民間に委託。

一一年四月、第二浄水場の夜間、土日、休日などのポンプ運転管理業務を民間委託。当直一人減。

一二年四月、同浄水場の平日のポンプ運転管理業務を民間委託。当直一人減。

ほかに、昭和六一年一二月には電子計算システムの導入で会計業務などの効率化が飛躍的に増し、平成一二年一〇月には水道料金のコンビニでの納付もできるようになった。

期初八三人いた水道部員は、期末の一七年度には五三人に減り、人件費は大幅に減っている。

二 公共下水道

(一) 全市域水洗化を達成

武蔵野市は、昭和の初期から徐々に人口が増え始め、郊外住宅地化が進んできた。当時は下水道がなく、雨水は市域を東西に走る五日市街道の一部と、今の四軒寺交差点から善福寺川へ通じる女子大通りの側溝によって排除されるだけで、汚水も雨水も至る所にたまって自然蒸発に任せる状態だった。衛生上はもちろん、泥で歩行が困難になるなど交通上も問題が多く、下水道整備に対する住民の要望は非常に高かった。

このような状況から、本市の下水道は、昭和二六（一九五一）年に多摩地区初の下水道として都市計画決定し、翌年四月、吉祥寺駅北口付近の下水道管布設工事から建設が始まった。

その後、昭和四五年に第一処理区（善福寺川・神田川排水区）、四九年に第二処理区（野川排水区）、五九年には第三処理区（石神井川排水区）の一分区が水洗可能となった。そして、六二年三月、桜堤三丁目の排水管が田無幹線へ接続され、四月五日には第三処理区の二分区が供用開始となって、全市域水洗化が可能な普及率一〇〇パーセントを達成した。（↓資料編）

下水道の整備を開始してから完成まで三六年、市全域に張り巡らされた管渠の延長は二四〇キロメートル。平成一七（二〇〇五）年度末での延長は二五〇キロメートルに及び、市民の快適な生活を支えるために休むことなく働いて

いる。

建設の時代から維持管理の時代を経て半世紀が経つ。管渠の標準的耐用年数は五〇年だから、すでに更新時期を迎えている。今後、更新などにより多くの費用が必要となるが、施設の長寿命化を視野に入れた再構築の実施、浸水対策、耐震化、合流式下水道の改善などさまざまな課題の解決に向けて、限られた財源の中で着実な対応が求められる。

(二) 雨水流抑制施設設置事業

降雨量に対して水路や管渠などに流れこむ雨量の比率を流出係数というが、都市化によって緑地や畑地などの浸透域が年々減少しているため、この係数は増大の一途をたどってきた。

下水道事業の認可を受けた当時（昭和二六年）は、六〇パーセントが浸透して四〇パーセントが水路や下水道管に流れ込むと算出（排水区ごとに計算・市全域の平均値）し、流出係数〇・四で施設計画を作った。昭和四四（一九六九）年の事業認可変更時には〇・五八となり、現在の流出係数は〇・六五。その分、下水道管への流入負荷が増大している。

下水道は完備したが、その内の九二パーセントは合流式下水道である。汚水と一緒に相当量の雨水が下水処理場（平成一六年・水再生センターと改称）へ送られるため、処理費が余分に掛かっている。また、一定量を超える雨量があると、汚水を希釈した水が他区市の河川に放流され、水質汚濁の原因になっている。ちなみに残る八パーセントは分流式下水道と呼ばれ、汚水と雨水を別々の管路系統で排除する方式である。

こうしたことから、総合的な治水対策の一環として、雨水流出抑制施設を設置することにより、河川への雨水流出を抑制し、都市型水害の軽減を図り、地下水その他自然環境の保全と回復に資することを目的として、平成八（一九九六）年四月に武蔵野市雨水流出抑制施設設置要綱（↓資料編）を定めた（それ以前は東京都の要綱を準用していた）。

公共施設・民間施設を問わず抑制対策量を定めて、雨水流出抑制施設の設置に努めてもらう内容となっている。

平成一七年度末までに、市内で施工（市施工を含む）されている雨水浸透施設と数量を挙げてみる。浸透人孔三三二三か所、浸透ます一万九三〇四か所、浸透管（トレンチ）三万三七〇四メートル、浸透側溝一五九四メートル、浸透舗装アスファルト分六万二二九平方メートル・ブロック分四万二五一平方メートルで合計一〇万三三九〇平方メートル、道路浸透ます一二七五か所、その他（貯留池）三九三立方メートル。これを能力で換算すると、浸透量が一時間あたり四万〇四六立方メートル、貯留量は二四六一立方メートルとなる。

東京都環境局の「湧水かん養域調査」では、井の頭公園の池の湧水かん養域は八・〇二平方キロメートルと想定され、その内の七六パーセント（六・一二平方キロメートル）が武蔵野市域とされている。この点からも、雨水流出を抑制（浸透）して、地下水のかん養を図ることが必要とされている。

（三） 雨水浸透施設助成金交付事業

平成六（一九九四）年四月、市は雨水浸透施設助成金交付要綱（資料編）を施行した。助成する雨水浸透施設は、雨水を地中に浸透させるための構造を有する浸透ますと浸透トレンチ（ますを連絡する有孔管、多孔管）に限定し、個人が住宅などに設置するものを対象としている。浸透施設は、雨水流出抑制施設技術指針で構造や施工方法などの

細目を定めている。浸透ますの個数や浸透トレンチの長さで必要な抑制対策量を満足させなければならない。

助成金事業の内容は、時期によって変化している。①平成六・七年度は、都と市の補助が二分の二つで限度額は四〇万円、②八〜三年度までは、都・市・施主の負担割合が三分の一ずつで限度額は二〇万円に減少、③一四〜一八年度までは、都の補助がなくなり、市と施主で半分ずつの負担となつて、限度額は変わらず。そして一九年度より、国の補助が四五パーセント付くことになり、残りの五五パーセントを都と市が折半して助成するようになった。限度額も敷地面積に一〇〇〇円を乗じたものへと拡大された。

件数と助成額で見ると、①は一か年の平均が七二件で、助成額は一件平均で一五万四八〇〇円、②は五〇件で、一〇万九四〇〇円、③は六件で、八万九〇〇〇円と極端に少なくなった。

市では市民に、雨水浸透施設を設置してもらうため、雨水浸透施設助成金交付事業の内容を、市報やホームページに掲載してPRに努める一方、設計や施工に携わる関係者には説明会を開催し、協力を呼びかけている。しかし、助成金事業は知っているが、申請手続きや検査に立ち合うわずらわしさから、自費で施工している例が多いという。

この制度が始まった平成六年度から一七年度の間は、民間施設で雨水浸透施設設置対象件数は四七二九件、そのうち助成金の交付件数は四七一件で、約一〇パーセントにとどまっている。

集中豪雨への対策

多くの自治体の下水道計画は、降雨強度五〇ミリメートル（一時間あたりの雨量）の雨を処理できるように設定し、整備している。しかし、近年の異常気象や大型台風によって、全国的に水害の発生が見受けられるようになった。これは、雨水の放流先である河川が、おおむね降雨強度五〇ミリメートルで整備されていることも一つの要因となっている。

市内でこれまで浸水被害が多く発生している吉祥寺北町一・二丁目と吉祥寺東町四丁目の地域は、善福寺幹線が布設されている五日市街道や女子大通りよりも地盤が低く、すり鉢状の地形の低地部に位置している。このため、地表を流れてくる雨水が集まりやすい状況にあり、浸水被害が頻発する地区となっている。

市では、一時間あたり五〇ミリメートルまでの雨水を排除できるよう、下水道の整備を進めてきているが、都市化が進んで道路や宅地の開発で、コンクリートやアスファルト舗装を施したため、不透透域が拡大し続けている。一時的に下水道管や河川に集中する雨水を時間差を設けて排除できれば、水害を減らすことができる。それには、規模の大きい管路や調整池、ポンプ場などの整備が必要であり、その効果が発揮されるまでには長い年月と多大な費用が掛かる。それでも、安全・安心な社会が求められている状況から、時間的・財政的制約の中での、緊急かつ効率的な浸水被害の軽減を図る施策を講じなければならない。

市では、平成一七（二〇〇五）年九月四日の集中豪雨による被害（↓第五章第一節一）の経験を生かし、一八年度の事業で吉祥寺北町二丁目の市立第四小学校校庭に五〇〇トン、青葉公園に二〇〇トンの貯留・浸透施設を設置した。以前は一定量を超える雨量があると、四小を囲む道路には校庭から白濁色の水が流れ出ていたが、この施設を設けたことよって治まった。

下水道課では、平成一九年度から五か年計画で市立小中学校全校に五〇〇トンから八〇〇トンの貯留・浸透施設を設置するため、国の補助制度を活用していくことになり、順次、工事が進んでいる。

(四) 下水道使用料の改定

下水道使用料は、下水道管渠など下水道施設の維持管理費に充てる「使用料」と下水道の終末処理費に充てる「処理委託費」の二つに区分される。処理委託費は、市が単独で行っている下水道終末処理場がなく、全て東京都の水再生センター（落合、森ヶ崎、清瀬）に委託しているため支払うものである。

今期、最初の使用料改定は昭和六〇（一九八五）年四月で、使用料八円は変更なく、処理委託費を三二円から三八円に改定し、一立方メートルあたり（水道汚水の場合・以下同じ）四六円とした。同年一〇月には、使用料を八円から一五円にして、処理委託費を五三円に改定、さらに平成七（一九九五）年には、都の処理委託費が四二円に上がったために改定し、四月から五七円となった。

大きな改定を行ったのは平成九（一九九七）年四月である。武蔵野市中期行財政運営懇談会の答申で、下水道使用料適正化の指摘を受け、受益者負担の適正化と下水道事業の経営健全化を図るために使用料体系を改正、前年九月の市議会定例会に下水道条例の改正案を上程し可決されていた。

この改定は、使用料の体系を従来の単純従量使用料から、基本使用料および従量増使用料に改定したこと。今までの算出方法では、大量排出者と一般排出者の間に不均衡が生じていた。また基本使用料を設定していなかったため、少量使用者からは検針費用や建設に要した経費も回収できなかった。

これらの矛盾を解消するために、汚水の排出量により使用料が加重される従量増使用料に体系を改め、基本料を設定したことにより、最低限の費用については受益者に平等に負担してもらうことにした。

さらに、平成元年から施行された消費税については、八年度までは下水道使用料に含んでいなかったが、九年六月以降の検針分から適用するため、同年三月市議会で条例の一部改正の議決を得た。その後、二一年度現在まで下水道使用料の改定は行われていない。(↓資料編)

なお、下水道事業を担当していた市の下水道部は、建設の時代から維持管理の時代へ移るにつれ、事業規模が縮小された。そのため、下水道部は昭和五六年に下水道事務所となり、六〇年四月からは建設部下水道課、そして平成一四年四月には都市整備部下水道課と組織が変更され、今日に至っている。

執筆を終えて

長い旅になった。目的地も到着時間も設定されていたが、道中、次々と障害が現れ、大幅に日程を超過してしまった。甘く見たのではない。ひとえに私たちの非力のせいである。

編さん委員の委嘱を受けたのは、平成一七（二〇〇五）年一二月だった。行政経験者二人と編集者など二人の計四人。一二年に刊行された『武蔵野市百年史』（以下、「百年史」と略）の場合、全員が大学関係者だったから、この体制自体、今委員会の大きな特徴とといっていい。市史編さんの経験者はいない。旅に苦勞が伴うのは当然でもあった。

本書は武蔵野市第四代の市長、土屋正忠氏の時代、つまり昭和五八（一九八三）年五月の就任時から任期半ばで辞任した平成一七年八月までの二二年余を対象にしているが、同時に刊行した「年表編」は区切りを考えて、昭和五八年から平成一七年の二三年間とした。追って出る「資料編」と合わせ、三巻から成っている。

旅は、年表作りから始まった。山積する資料の中から一つひとつ事項を拾い出し、一項目一枚のカードに記録する作業に一年以上を費やした。カードは一万枚を超えたが、苦勞したのは日付の特定である。不明のもの、資料によって日付の違うものが少なからずあった。カードは、年表編はもちろん、記述編の編集にも大きな力となった。

本書は、表題のとおり、「百年史」の続編である。となれば当然、構成も前者に準拠することになるが、といってそっくり踏襲とはならない。目次の担当者は最後まで組み替え作業に追われた。その間、主に市政の重要課題に携った関係者一〇余人から特別講義を受けた。わざわざ委員会まで足を運んで下さった方々には感謝のことばもない。

市史である。主体は行政か市民か。恐らくどこの自治体史でも一度は交わされるであろう性格を巡って、本委員会

でも何度か激しいやりとりがあった。結局、「百年史」と同様、行政を主体とした記録に落ち着いた。結果論になるが、賢明な選択だった。市民路線は望ましいが、そうなれば人手も時間も数倍を要する。何より記述を補う資料が少ない。とはいえ、可能な範囲で市民目線に立った記述に努めたことを記しておく。その結果、「百年史」に比べて、市議会議事録からの引用が大幅に減った。これも本書の特徴の一つである。

ともあれ、予定より一年遅れの刊行である。執筆に当たったのは編さん委員の四人だが、もとより四人の力だけで出来たものではない。委員会発足と同時に、市の嘱託職員など四人が編集補助として加わった。個人々々の名前は次ページの「担当者一覧」に譲るが、彼らは編さん委員の要求する資料の収集を担当、また原稿の一行々々、数字の一つひとつの点検もしてくれた。担当者欄には載っていないが、後藤圭子、野坂秀子、山田佐保、讀良花絵、梶山知子の五人の女性が期間限定で、主にパソコン入力を担当してくれた。そうしたスタッフだけではなく、無理な注文に何度も応じてくれた市役所職員、取材に特別時間を割いてくれた多くの市民にどれほど助けられたことか。

監修を引き受けてくださったのは「百年史」編さん委員長でもあった佐藤竺・成蹊大学名誉教授である。四人四様の一〇〇〇ページを超える原稿の隅々まで、主に文字遣いなどを丹念に点検してくださった。こうした方々、全ての献身的な協力があって本書は完成した。改めて感謝の意を表したい。

記述には正確を期したが、なお細部に誤りがあるかも知れない。責任は全て編さん委員にある。私たちの役割は、続いて刊行される「資料編」をもって全て終わる。ありがとうございました。

平成二十三年一月

武蔵野市百年史統編編さん委員一同

『武蔵野市百年史続編 記述編』担当者一覧

監修 佐藤 竺 成蹊大学名誉教授

武蔵野市百年史続編編さん委員会（平成一九年四月）

委員長 小池 牧子

副委員長 長沼 石根

委員 木村 日出夫

同 船崎 尚

同 小森 岳史（平成二二年四月）

同 南條 和行（平成二二年三月）

事務局（企画政策室企画調整課歴史資料館開設準備担当）

副参事 福島 文昭（平成二二年四月）

同 鈴木 三枝（平成二二年三月 以後嘱託職員）

再任用職員 稲葉 建男（平成二〇年四月）

同 山本 美智子（平成二〇年三月）

嘱託職員 岡部 和夫

同 久保利夫（平成二〇年四月）

同 岡田 明（平成二〇年三月）

武蔵野市百年史続編 記述編 昭和58年～
平成17年

発行日 平成23年 3月31日

編集 武 蔵 野 市
発行 東京都武蔵野市緑町 2丁目 2番28号

印刷 河北印刷株式会社
京都市南区唐橋門脇町28